令和７年度決算検査報告

会　計　検　査　院

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて令和7年度決算検査報告を作成し、令和8年11月5日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、令和8年9月1日、内閣から令和7年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って令和8年11月5日内閣に回付した。

目　　次

令和７年度決算検査報告　目次

目

（不当事項の件名の後に付けてある（　）内の数字は不当事項の一連番号を示す。）

次

ページ

第１章　検査の概要 ……1
第１節　検査活動の概況 ……1
第１　検査の方針 ……1
第２　検査の実施 ……5
第２節　検査結果の大要 ……7
第１　事項等別の検査結果 ……7
１　事項等別の概要 ……7
２　「第３章　個別の検査結果」の概要 ……9
３　「第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要 ……15
第２　国民の関心の高い事項等に関する検査結果 ……17
第２章　決算の確認 ……21
第１節　国の決算の確認 ……21
第１　一　般　会　計 ……21
第２　特　別　会　計 ……21
第２節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了 ……22
第３節　政府関係機関の決算の検査完了 ……23
第４節　国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照 ……23
第１　一　般　会　計 ……23
第２　特　別　会　計 ……23
第５節　国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出 ……24
第３章　個別の検査結果 ……25
第１節　省庁別の検査結果 ……25
第１　裁　　判　　所 ……25
不　当　事　項 ……25
予 算 経 理 ……25
e事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約において、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して、これに基づき契約金額を支払っていて、会計法令に違反していたもの［最高裁判所］（１） ……25
第２　内　　閣　　府 ……29
（内 閣 府 本 府） ……29
不　当　事　項 ……29
補　助　金 ……29
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……29
⑴　デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の交付対象事業費に対象とならない費用を含めるなどしていたもの［内閣府本府、３県］（２）-（５） ……30

目

次

⑵ 地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)により実施した事業が補助の目的を達していなかったなどのもの[3県](6)-(8) ……32
⑶ デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの[内閣府本府、山口県](9)(10) ……34
⑷ 地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)が過大に交付されていたもの[内閣府本府、2県](11)-(13) ……36
(消 費 者 庁) ……38
不 当 事 項 ……38
補 助 金 ……38
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……38
⑴ 消費生活相談機能強化促進等補助金の補助の対象とならないもの[消費者庁](14) …38
⑵ 地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費を過大に精算していたもの[消費者庁](15) ……40
(こども家庭庁) ……42
不 当 事 項 ……42
補 助 金 ……42
子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当と認められるもの[岩手県](16) ……42
第3 総 務 省 ……44
不 当 事 項 ……44
そ の 他 ……44
特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたことにより、特別交付税が過大に交付されていたもの[総務本省](17) ……44
震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの[総務本省](18)-(24) ……45
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……48
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により地方公共団体が積立てを行った基金について、状況報告書に基金規模の妥当性を適時適切に判断できるような情報を記載させることとし、また、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性の検討を行うよう改めて周知するとともに、これを国庫へ返納させる手続をとらせることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの ……48
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……56
東日本大震災復興交付金により造成した基金を取り崩して実施する事業に係る震災復興特別交付税について、道府県及び市町村において精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で実績額に修正することなどの必要性を周知するとともに、精算されているか点検することを求め、その実施状況を定期的に報告させるなどの体制を整備して、適切に精算されるよう改善させたもの ……56
第4 法 務 省 ……65
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……65
⑴ 総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定に当たり、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いる場合の具体的な積算方法を周知することなどにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの ……65

⑵ 地方出入国在留管理局に配備された在留カードを作成するICカードプリンタについて、使用状況を把握した上で、使用されていないICカードプリンタの管理換を行わせるなどの体制を整備することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの ……68
第5 外 務 省 ……72
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……72
政府開発援助の実施に当たり、無償資金協力等により整備される移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととするなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの ……72
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……78
啓発宣伝事業等委託費について、過大に交付されていた交付額を返還させるとともに、交付要綱等において、啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上することなどについて定めて、審査を適切に実施できるよう改善させたもの ……78
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……81
政府開発援助の実施状況について ……81
令和6年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……83
⑴ 見返り資金の使用状況等について ……83
⑵ 政府開発援助の実施状況について ……85
第6 財 務 省 ……87
不 当 事 項 ……87
租 税 ……87
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[58税務署](25) ……87
補 助 金 ……94
旧令共済組合補助事業の実施に当たり、旧令共済組合年金等交付金が過大に交付されていたもの[財務本省](26) ……94
不 正 行 為 ……96
職員の不正行為による損害が生じたもの[甲府税務署](27) ……96
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……96
⑴ エンジェル税制の適用を受けた特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を定めて周知するとともに、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに漏れなく登録されていることを確認できる体制を整備することなどにより、特定株式等の譲渡時の申告審理が適切に行われるよう改善させたもの ……96
⑵ 休憩等の時間帯に係る警備体制を改めて検討すること、警備体制等を仕様書等で明確にすることなどについて財務局等に周知徹底することにより、財務局等における警備業務の契約手続及び警備業務が適切に実施されるよう改善させたもの ……102
令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……107
戸田公園内に所在する普通財産の管理等について ……107

目

次

第7　文部科学省 ……109
不当事項 ……109
補助金 ……109
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……109
(1) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの[文部科学本省、3都県](28)-(32) ……110
(2) 研究拠点形成費等補助金(ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省](33) ……112
(3) 国際化拠点整備事業費補助金(大学の世界展開力強化事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省](34) ……113
(4) 私立大学等研究設備整備費等補助金の補助の対象とならないもの[文部科学本省](35) ……114
(5) 私立学校施設整備費補助金(ICT活用推進事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省](36)-(39) ……115
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……118
中学校における部活動指導員の配置支援事業の実施に当たり、教員の働き方改革の実現を図るために、重複指導等の実態を把握し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に対して指導、助言等を行うとともに、事業効果を適切に把握し、検証等する方策を検討して実施するよう意見を表示したもの ……118
第8　厚生労働省 ……125
不当事項 ……125
保険料 ……125
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[14労働局](40) ……125
保険料・その他 ……128
健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省](41) ……128
保険給付 ……131
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、4労働局](42) ……131
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、14公共職業安定所](43) ……136
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省](44) ……139
医療費 ……142
医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[厚生労働本省、6厚生局、16府県](45) ……142
労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの[厚生労働本省、5労働局](46) ……150
補助金 ……153
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……153
(1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[神奈川県](47) ……154

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの[大阪府](48) ……155
(3) 医療提供体制推進事業費補助金(日中一時支援事業に係る分)が過大に交付されていたもの[北海道](49) ……156
(4) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの[厚生労働本省](50)－(59) ……158
(5) 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金が過大に交付されていたもの[静岡県](60) ……162
(6) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](61)(62) ……163
(7) 国民健康保険の保険基盤安定負担金が過大に交付されていたもの[２県](63)(64) …166
(8) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](65)－(81) ……168
(9) 生活基盤施設耐震化等交付金が過大に交付されていたもの[兵庫県](82) ……172
(10) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの[８県](83)－(91) ……174
(11) 生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの[５府県](92) ……177
(12) 障害者自立支援給付費国庫負担金が過大に交付されていたもの[京都府](93) ……178
(13) 障害児入所給付費等国庫負担金が過大に交付されていたもの[兵庫県](94) ……179
(14) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[４府県](95)－(102) ……180
(15) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(介護施設等の整備に関する事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの[厚生労働本省](103) ……183
そ　の　他 ……185
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[５都道県、５市](104) ……185
自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[２市](105) ……191
障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[北海道函館市](106) ……194
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……196
雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理に当たり、督促状の送付等を適時適切に行うことについて労働局に対して改めて指導するなどするよう是正改善の処置を求め、及び効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずるよう意見を表示したもの ……196
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……205
超重症児(者)入院診療加算等について、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるようにして、国民健康保険団体連合会において抽出されたレセプトの審査を行うようにさせることにより、効率的かつ効果的に審査が行われるよう改善させたもの ……205

目

次

令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……210
⑴ 被保護者健康管理支援事業に係る生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の算定について ……210
⑵ 一括有期事業等を行う事業主に係る労働者災害補償保険の保険料の徴収及び算定基礎調査の実施について ……211
⑶ 自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について ……213
第９ 農 林 水 産 省 ……216
不 当 事 項 ……216
補 助 金 ……216
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……216
⑴ 補助の対象とならないもの ……217
農業次世代人材投資資金等の交付を受けた者が要営農継続期間にわたり営農を継続していなかったなどしていて補助の対象とならないもの[農林水産本省](107)-(113) ……217
農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金事業の実施に当たり、施設等の整備に要した経費の金額が証拠書類により確認できるものとなっていないなどしていて、交付の対象とならないもの[関東農政局](114) ……220
経営発展支援事業の実施に当たり、施設等の取得に必要な経費について交付対象者本人が金融機関から融資を受けていないなどしていて補助の対象とならないもの[農林水産本省](115) ……221
特用林産施設体制整備復興事業の補助対象経費に、対象とならない経費を含めていたもの[林野庁](116) ……223
⑵ 工事の設計が適切でなかったもの ……224
水路の基礎杭の設計が適切でなかったもの[東北農政局](117) ……224
下流エプロンの設計が適切でなかったもの[近畿農政局](118) ……225
落差工の設計が適切でなかったもの[九州農政局](119) ……227
⑶ 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……228
水産業振興対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、交付決定前に事業を完了していて助成の対象とならないもの[水産庁](120) ……228
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、財産処分に係る承認を受けずに畜産経営を中止していたもの[農林水産本省](121) ……229
漁業経営安定対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費を過大に精算していたもの[水産庁](122) ……231
⑷ 工事の目的を達していなかったもの ……232
橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、耐震補強に必要な別途工事を適時適切に実施していなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態となっていて工事の目的を達していなかったもの[農林水産本省](123) ……232
⑸ 補助対象事業費を過大に精算していたもの ……235
農業競争力強化農地整備事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの[中国四国農政局](124) ……235

意見を表示し又は処置を要求した事項 ……236
多面的機能支払交付金等による事業について、保全管理等が適切に行われていない農用地等に係る交付金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、及び現地確認等の必要性について周知徹底するとともに、現地確認において畦畔等の有無を確認する必要があることなどを要綱等に明記するなどするよう是正改善の処置を求めたもの ……236
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……243
漁獲報告システムについて、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるようにするためにシステムの利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めるなどして構築するとともに、デジタル化推進協議会等に対して、漁獲情報を送信するために必要な指導等を行うよう改善させたもの ……243
令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……251
独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について ……251
令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……252
水田活用の直接支払交付金事業において２年連続で多年生牧草を播種（はしゅ）する場合の妥当性の確認について ……252
第10　経 済 産 業 省 ……254
不　当　事　項 ……254
補　助　金 ……254
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……254
(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの ……255
需要家主導太陽光発電導入促進事業費等の交付を受けて実施した事業において、補助対象事業費を過大に精算していたもの[資源エネルギー庁](125) ……255
(2) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの ……256
地域経済産業活性化対策費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備を無断で譲渡していたもの[経済産業本省](126) ……256
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……257
(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの ……257
(2) レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの ……257
(3) ファンド融資事業により造成されたファンドについて、規模の見直しに向けた具体的な協議を行うよう改善の処置を要求し、及び数値化された適切な見直し基準を示すことなどにより都道府県において適時適切に規模が見直されるような制度設計とするとともに、同事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの ……258

目

次

令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……258
⑴ 中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について ……258
⑵ 一般社団法人全国信用保証協会連合会の東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金の保有規模について ……258
⑶ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて ……259
第11 国 土 交 通 省 ……260
不 当 事 項 ……260
工 事 ……260
設置した非常用発電設備が特記仕様書等に示された内容を満たしておらず、地震時及び暴風時に転倒するなどしてその機能が発揮できないおそれのある状態となっていたもの［北陸地方整備局羽越河川国道事務所］(127) ……260
役 務 ……263
無人航空機に係る各種制度等に関するヘルプデスク運用業務について、承認した配置計画等のとおりにオペレーターが配置されておらず、目標としたサービスレベルが確保されていなかったのに、欠員に係る人件費相当額を減額する変更契約を締結するなどしていなかったため、支払額が過大となっていたもの［国土交通本省］(128) ……263
補 助 金 ……265
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……265
⑴ 補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの ……267
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて実施した事業において、実質的な値引きを受けるなどしていて補助対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、補助金が過大に交付されていたもの［観光庁］(129)－(133) …267
災害公営住宅の特別減額事業に係る事業費の算定が適切でなかったもの［岩手県］(134)－(137) ……270
公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの［３道県］(138)－(140) ……271
東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進）事業における交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されるなどしていたもの［福島県］(141) (142) ……273
災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの［宮城県］(143) ……274
公営住宅等の整備に係る事業費の算定が適切でなかったもの［香川県］(144) ……275
建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの［岩手県］(145) ……277
揚水機場の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの［宮城県］(146) ……278
仕入税額控除した消費税額を補助対象事業費から減額していなかったため、補助金が過大に交付されていたもの［近畿地方整備局］(147) ……279
⑵ 工事の設計が適切でなかったもの ……280
側壁護岸の設計が適切でなかったもの［宮崎県］(148) (149) ……280
擁壁の設計が適切でなかったもの［富山県］(150) ……282
添架水管橋における通水管の支持構造等の設計が適切でなかったもの［栃木県］(151) ……285
道路照明灯の設計が適切でなかったもの［秋田県］(152) ……286

(3) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの ……289
都市計画道路用地等について承認を受けずに財産処分を行い、使用料に係る国庫納付を行っていなかったなどのもの［2県］(153)(154) ……289
(4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの ……291
ふとんかご工の設計及び施工が適切でなかったもの［山形県］(155) ……291
樋門補修工事に係る水替工の設計及び施工が適切でなかったもの［九州地方整備局］(156) ……293
(5) 工事費の積算が過大となっていたもの ……294
機械設備工事における工場管理費等の積算が過大となっていたもの［北海道開発局、富山県］(157)(158) ……294
(6) 計画が適切でなかったもの ……298
発動発電機の設置に当たり、排水機場の運用方法が変更されているにもかかわらず、変更前の運用方法に適用する設計基準を適用して設計していたため、設置した発動発電機について、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていたもの［新潟県］(159) ……298
(7) 工事の施工が適切でなかったもの ……299
自動始動盤の設置に係る施工が適切でなかったもの［新潟県］(160) ……299
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……301
航空機を用いた測量業務のうち、航空レーザ測深測量又は航空レーザ測量に係る業務の積算に当たり、業務の実態を踏まえた積算が実施できるよう、見積りを徴して総運航時間等の数量を決定する場合、提出された見積りの総運航時間等の数量の算出根拠についても業者から徴してその内容を確認することなどを周知するよう是正改善の処置を求め、並びに航空レーザ測深測量に係る業務の積算基準の策定及び航空レーザ測量に係る業務の積算基準の見直しについて検討するよう意見を表示したもの ……301
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……309
(1) 浚渫工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、現場条件等を考慮した上で浚渫船の規格を再検討することについて指示することなどにより、積算が経済的なものとなるよう改善させたもの ……309
(2) 緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうの巻立て工法による耐震補強工事の設計において増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することなどを周知するとともに、既往の工事で機能の回復が速やかに行い得る性能が確保されていない橋脚について、緊急度合いに応じた耐震補強工事を実施するための対応方針の作成及び報告を求めて必要に応じて助言等を行うことにより、当該性能が確保されるよう改善させたもの ……313
(3) 道路メンテナンス事業補助制度の実施に当たり、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施すること、修繕等の対象とする範囲等について周知するとともに、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制を整備することにより、予防保全型の維持管理への円滑な転換が図られ、長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減に資するよう改善させたもの ……323
(4) 公園事業の実施に当たり、事業主体において事業の継続、中止等の検討を実施する仕組みを整備するなどして、補助事業で取得した公園用地が長期間供用されておらず、事業効果が発現していない状態の解消に資するよう改善させたもの ……329

目

次

令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……334
公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について ……334
第12 環　境　省 ……336
不 当 事 項 ……336
工　事 ……336
近衛池の改修工事の実施に当たり、浸透対策の検討が十分でなかったため計画水深を保つことができない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの[京都御苑管理事務所](161) ……336
役　務 ……338
原子力施設等防災対策等委託費の算定に当たり、再委託費を一般管理費の対象経費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[原子力規制委員会](162) …338
保守等契約において、契約期間中に設定作業を行って使用開始する予定がなく梱包されたままの状態で倉庫に保管されていたノートパソコン等を保守業務の対象としていたため、契約の対象台数が過大となっていたもの[原子力規制委員会](163) ……340
補 助 金 ……343
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……343
(1) 補助の対象とならないもの ……345
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業)事業において、実施した断熱改修工事が補助の対象とならないもの[環境本省](164)(165)……345
循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に対象とならない設備の整備に要した費用を含めていたもの[栃木県](166) ……347
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)の効果促進事業として実施した環境保全活動が交付の対象とならないもの[関東地方環境事務所](167) ……348
(2) 補助の目的外に使用していたもの ……349
産業廃棄物適正処理推進費補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの[環境本省](168) ……349
(3) 工事の設計が適切でなかったもの ……350
立入防止柵の設計が適切でなかったもの[青森県](169) ……350
(4) 工事の施工が適切でなかったもの ……352
消波堤の施工が適切でなかったもの[滋賀県](170) ……352
(5) 補助の目的を達していなかったもの ……354
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)により導入した設備について、災害発生時に稼働させるための措置が講じられていなかったため、補助の目的を達していなかったもの[環境本省](171) ……354
令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……356
(1) 国立公園における公園施設の管理について ……356
(2) 委託業務における一般管理費の算出等について ……358

第13　防　　衛　　省 ……360
不　当　事　項 ……360
予 算 経 理 ……360
有償援助(FMS)調達による情報業務用ビデオ会議装置の維持整備等に当たり、過年度の予算で措置された品目において生じた減額分を他年度の経費の支払の手段として使用していて、調達手続が財政法の趣旨に照らして適切に行われていなかったもの［情報本部］(172) ……360
物　　件 ……364
SH－60K 回転翼哨戒機のテールローター用ベアリングの調達に当たり、調達品目を変更していたのに、改めて実施すべき調達所要量の算定を行っていなかったため、適切でない調達所要量に基づいて契約していたもの［海上自衛隊航空補給処］(173) ……364
補　助　金 ……366
戸別受信機の設置工事に係る補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの［近畿中部防衛局］(174) ……366
不 正 行 為 ……368
職員の不正行為による損害が生じたもの［航空自衛隊航空支援集団第１輸送航空隊基地業務群会計隊］(175) ……368
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……369
(1)　点検整備等業務に係る契約について、競争に付することとして契約手続を適切に行うようにするとともに、予定価格の算定に当たり業務の実態を反映した経済的な積算を行うよう改善させたもの ……369
(2)　艦船の定期検査等に係る契約の予定価格の積算における修賠保険料の算定に当たり、艦船単位で全ての契約の修繕工事費を合計した金額を算出基礎額とすることにより、経済的な積算を行うよう改善させたもの ……373
(3)　航空機の用途廃止に伴う部品取りの要否の判定後であっても、調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施することを明記することなどにより、部品取りを適切に実施して、需要が見込まれる部品の活用を図るよう改善させたもの ……377
（第２　内閣府（こども家庭庁）、第８　厚生労働省） ……382
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……382
(1)(2)　研修体系見直し後、管理責任者が研修要件を満たしていないのに管理責任者欠如減算が適用されておらず過大に算定されていた障害児通所給付費及び自立支援給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに都道府県等が研修要件を継続的に確認できる方策を講ずるなどするよう改善の処置を要求し、及び研修の修了漏れの予防に資する方策を検討するよう意見を表示したもの ……382
第２節　団体別の検査結果 ……392
第１　日本私立学校振興・共済事業団 ……392
不　当　事　項 ……392
補　助　金 ……392
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの［日本私立学校振興・共済事業団］(176)(177) ……392

第２　東日本高速道路株式会社、第３　中日本高速道路株式会社、第４　西日本高速道路株式会社 ……395
令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……395
(1)-(3)　高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況について ……395
第５　本州四国連絡高速道路株式会社 ……397
不　当　事　項 ……397
予 算 経 理 ……397
管理業務等の実施に当たり、契約手続に関する内部牽制が機能しておらず、特定の取引業者に虚偽の内容の契約関係書類を作成させて、業務に必要のない物品を購入するなどしていて会計経理が著しく適正を欠いていたもの[本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター](178) ……397
工　　事 ……402
社屋等改修工事の施行に当たり、職員等用仮設トイレのリース料等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの[本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター](179)……402
第６　国立研究開発法人情報通信研究機構 ……404
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……404
革新的情報通信技術研究開発事業に係る委託研究による取得資産について、処分手続が滞っていた取得資産の処分手続を実施するとともに、委託期間終了後の処分手続に係る具体的な実施手順等を明確化するなどして処分手続を円滑に実施できる体制を整備することにより、委託期間終了後も効率的な活用が図られるよう改善させたもの　…404
第７　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 ……409
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……409
研究施設の運営に係る費用負担について、覚書の締結に当たり機構が負担する費用の項目を確認するとともに、覚書に精算条項を設けて、機構の費用負担が実支出額等に基づいた適切なものとなるよう改善させたもの ……409
第８　独立行政法人国民生活センター ……413
不　当　事　項 ……413
予 算 経 理 ……413
通勤手当の支給に当たり、通勤の実状の確認を行っていなかったことなどにより、支給額が過大となっていたもの[独立行政法人国民生活センター](180) ……413
第９　独立行政法人国際協力機構 ……415
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……415
政府開発援助の実施に当たり、無償資金協力等により整備される移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととするなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの ……415
令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……415
政府開発援助の実施状況について ……415
令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……415
(1)　見返り資金の使用状況等について ……415
(2)　政府開発援助の実施状況について ……416

第10　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ……417
令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……417
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて ……417
第11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ……419
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……419
トンネル工事等において設置するタイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、供用期間が長期にわたる場合には製品価格と賃料価格とを比較することを周知するとともに、賃料価格を算定する際は供用期間に応じて積算参考資料ウェブ版に掲載されている賃料を適切に採用することを改めて周知することにより、経済的な積算を行うよう改善させたもの ……419
第12　独立行政法人水資源機構 ……423
令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……423
揚排水機場等における浸水対策について ……423
第13　独立行政法人労働者健康安全機構 ……425
不　当　事　項 ……425
物　　件 ……425
電子カルテシステム用端末で使用するソフトウェアのライセンスの調達に当たり、既に保有している未使用のライセンス数量を確認していなかったため、調達数量が過大となっていたもの[独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院](181) ……425
第14　独立行政法人国立病院機構 ……427
不　当　事　項 ……427
不 正 行 為 ……427
職員の不正行為による損害が生じたもの[独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター](182) ……427
第15　独立行政法人中小企業基盤整備機構 ……428
不　当　事　項 ……428
補　助　金 ……428
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……428
(1)　ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなどのもの[独立行政法人中小企業基盤整備機構本部](183)-(186) ……429
(2)　中小企業等事業再構築促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなどのもの[独立行政法人中小企業基盤整備機構本部](187)-(207) ……432
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……438
(1)　ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの ……438

⑵ レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの ……447
⑶ ファンド融資事業により造成されたファンドについて、規模の見直しに向けた具体的な協議を行うよう改善の処置を要求し、及び数値化された適切な見直し基準を示すことなどにより都道府県において適時適切に規模が見直されるような制度設計とするとともに、同事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの ……466
令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……477
中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について ……477
第16 独立行政法人奄美群島振興開発基金 ……479
不 当 事 項 ……479
役 務 ……479
業務システム再構築契約において、仕様書の内容が十分なものとなっていなかったため、稼働後の保守が行えず、並びに機能及び性能の欠陥が生じていて安定した稼働に支障を来すことから、新業務システムが全く使用されないままとなっていて、所期の目的を達していなかったもの［独立行政法人奄美群島振興開発基金本部］(208) ……479
第17 独立行政法人地域医療機能推進機構 ……481
不 当 事 項 ……481
役 務 ……481
透析通信システムのリモートメンテナンスに係る契約において、仕様書等で定めていた遠隔監視が全く実施されていなかったのに、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行い、契約金額を支払っていたもの［独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院］(209) ……481
第18 独立行政法人住宅金融支援機構 ……483
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……483
証券化支援事業におけるフラット35の債権について、借受者が融資対象住宅を店舗等又は民泊等の施設として利用していて、自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に適合していない事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、並びに金融機関の融資審査及び借受者に対する説明の具体的な内容を融資審査シート及び顧客説明資料に明記するなどすることにより店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するよう意見を表示したもの ……483
令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……491
住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について ……491
第19 首都高速道路株式会社 ……493
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……493
⑴ 用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、業務の委託先である子会社において発生している費用を適切に反映するよう改善させたもの ……493

⑵　高速道路上の維持補修工事、清掃等の業務において使用する発炎筒の調達に当たり、原則として、納品期限を２日後とし、納品日を平日とすることなどにより、調達に係る費用の節減を図るよう改善させたもの　……497
第20　株式会社整理回収機構　……501
不　当　事　項　……501
物　　件　……501
ソフトウェアを使用するためのライセンスの調達数量の算定に当たり、必要数量の把握が適切でなかったため、調達数量が過大となっていたもの［株式会社整理回収機構本社］(210)　……501
第21　日本下水道事業団　……503
不　当　事　項　……503
工　　事　……503
電気設備工事の施行に当たり、諸経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの［日本下水道事業団東日本設計センター］(211)　……503
第３節　不当事項に係る是正措置の検査の結果　……506
検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について　……506
第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等　……511
第１節　国会及び内閣に対する報告　……511
地方財政計画の事後検証等の状況について　……511
第２節　国会からの検査要請事項に関する報告　……516
第１　国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況について　……516
第２　有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達の状況について　……526
第３　マイナポイント事業の実施状況等について　……537
第３節　特定検査対象に関する検査状況　……546
第１　東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について　……546
第２　独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について　…598
第３　政府備蓄米の売渡し等の状況について　……636
第４節　特別会計財務書類の検査　……675
第５章　会計事務職員に対する検定　……679
第１節　国の現金出納職員に対する検定　……679
第２節　国の物品管理職員に対する検定　……680
第６章　歳入歳出決算その他検査対象の概要　……681
第１節　検査対象別の概要　……681
第１　歳入歳出決算　……681
１　概　　況　……681
２　一 般 会 計　……681
３　特別会計（目次 17 ページ参照）　……685

目

次

第２　法律により設置されている資金の受払 ……693
１　国税収納金整理資金 ……693
２　決算調整資金 ……693
３　貨幣回収準備資金 ……693
４　防衛力強化資金 ……694
第３　債権及び債務 ……695
１　債　　権 ……695
２　債　　務 ……695
第４　国有財産及び物品 ……696
１　国 有 財 産 ……696
２　物　　品 ……697
第５　財政融資資金の長期運用 ……698
第６　政府関係機関及びその他の団体 ……699
１　概　　況 ……699
２　政府関係機関の収入支出決算（目次 17 ページ参照）……703
３　日本銀行の決算 ……705
４　日本放送協会の決算 ……705
第２節　国の財政等の状況 ……708
第１　国の財政の状況 ……708
第２　日本銀行の財務の状況 ……723

特別会計及び政府関係機関の決算記述

目

次

【特別会計】

ページ

1　交付税及び譲与税配付金特別会計 ……685
2　地震再保険特別会計 ……685
3　国債整理基金特別会計 ……686
4　外国為替資金特別会計 ……686
5　財政投融資特別会計 ……686
6　エネルギー対策特別会計 ……687
7　労働保険特別会計 ……687
8　年金特別会計 ……688
9　子ども・子育て支援特別会計 ……689
10　食料安定供給特別会計 ……690
11　国有林野事業債務管理特別会計 ……691
12　特許特別会計 ……691
13　自動車安全特別会計 ……691
14　東日本大震災復興特別会計 ……692

【政府関係機関】

1　沖縄振興開発金融公庫 ……703
2　株式会社日本政策金融公庫 ……703
3　株式会社国際協力銀行 ……704
4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 ……704

備考

この検査報告中に表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

また、検査報告中の図表は、特に注記しているものを除き、本検査報告の取りまとめに当たって本院が作成したものである。

第1章　検　査　の　概　要

第1章　検　査　の　概　要

第1節　検査活動の概況

第1　検査の方針

会計検査院は、令和８年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

令和８年次会計検査の基本方針

（令和７年９月４日策定）

会計検査院は、令和８年次の検査（検査実施期間　７年10月から８年９月まで）に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、令和８年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

１　会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

２　社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な少子高齢化・人口減少の進行、継続する物価高、厳しく複雑な安全保障環境、自然災害の頻発化・激甚化、行政のデジタル化の遅れなどへの対応が課題となっている。

このような中で、政府は、全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行、防衛力の抜本的な強化、防災・減災・国土強靱化、デジタル社会の形成に向けた取組等を推進するとしており、一般会計予算の総額はコロナ禍前と比較して増加している。

一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどり、７年度末には約1129兆円に達すると見込まれており、７年度一般会計予算における公債償還等に要する国債費約28兆2179億円は、一般会計歳出の約24％を占めていて、財政健全化が課題となっている。このような中で、政府は、７年度から８年度を通じて可能な限り早期の国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化を目指す（ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。）こととしている。その上で、12年度までの６年間を対象期間とする「経済・財政新生計

画」の期間を通じて、基礎的財政収支の一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させるなどとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。

このように財政健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視されている。こうした中で、予算の執行について検査を行い、行財政に関する国民への問題提起等も含め、検査の結果を報告する会計検査院の役割は一層重要となっている。

3　会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。また、検査結果について、適時に公表し、国民に分かりやすく説明するように努める。

⑴　重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

・社会保障
・防衛
・公共事業
・教育及び科学技術
・農林水産業
・環境及びエネルギー
・経済協力
・中小企業
・デジタル

また、これら以外の分野等の施策についても、国民の関心等に留意しつつ、適時適切に検査を行う。

⑵　多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、施策の効果や事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

ア　正確性の観点

決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか

イ　合規性の観点

会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか

ウ　経済性の観点

施策や事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか

エ　効率性の観点

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか

オ　有効性の観点

施策や事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか

カ　その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合規性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、施策や事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的かつ効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、施策や事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

また、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況、財政健全化に向けた取組、特別会計や独立行政法人等の財務状況について、国や法人の決算等に基づき分析を行うなどして検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3)　内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部牽制等の内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

⑷　検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告等において不適切な事態を指摘する際には、当該事態に係る発生原因や改善の方策等を明記して、当該検査対象機関はもとより、他の検査対象機関における会計経理の適正性の確保等にも資するようにする。このほか、必要に応じて他の検査対象機関においても同種事態が発生していないか検査を行うなど適切に取り組む。

⑸　国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなど的確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、検査結果を適時に報告するよう、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

⑹　検査能力の向上及び業務の効率化

社会経済の複雑化に伴う行財政の変化、行政のデジタル化推進の取組等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなど不断の見直しを行って、検査能力の向上及び業務の効率化を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成、民間の実務経験者、専門家等の活用、統計手法を取り入れたデータ分析、大量のデータの効率的な処理・分析等及びリモートによる検査を可能にするデジタル技術の一層の活用等により、検査対象機関の施策や事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努める。

4　的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関及び施策や事務・事業に係る予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。その際、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通し若しくは関連する事項に対しては、必要に応じて横断的な検査を行うこととする。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2　検 査 の 実 施

1　検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

① 国の毎月の収入支出
② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人（以下「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

令和8年次の検査（検査実施期間　7年10月から8年9月まで）において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等208法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,856の団体等の会計、⑩は9法人の会計、⑪は16法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は64法人等の契約に関する会計である。

これらの検査の対象のうち主なものの令和7年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2　在庁検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の方法は、在庁検査と実地検査に区分される。

在庁検査は、次のような方法等により、在庁して常時行う検査である。

① 検査対象機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ(注)てその内容を確認するなどの方法
② 検査対象機関から、その事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等を提出させてその内容を確認し、また、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取するなどの方法

（注）　会計検査院は、令和７年度分の計算書12万４千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体2306万余枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査し、関係者から説明を聴取するなどして行う検査である。

会計検査院が８年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、次のとおり、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,535か所についての実施率は34.1％、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,546か所についての実施率は10.7％となっており、これらを合わせた計11,081か所についての実施率は20.3％となっている。

区　　分	左の箇所数（A）	左のうち実地検査を実施した箇所数（B）	実地検査実施率（％）（B/A）
①　検査上重要な箇所（本省、本社、主要な地方出先機関等）	4,535	1,550	34.1
②　①に準ずる箇所（その他の地方出先機関等）	6,546	704	10.7
計	11,081	2,254	20.3

（注）　①及び②以外の箇所（郵便局、駅等）は19,941か所のうち31か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は7.3％となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた3,832の団体等について実地検査を実施した。

これらの実地検査に要した人日数は、２万５千余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただし、見解を求めるなどするために、関係者に対して質問を発しており、８年次の検査において発した質問は４百余事項となっている。

第2節　検査結果の大要

令和8年次の検査結果については、第2章以降に記載したとおりである。このうち第3章及び第4章に掲記した検査結果を事項等別に示すと第1のとおりであり、国民の関心の高い事項等に関する検査結果を示すと第2のとおりである。

第1　事項等別の検査結果

1　事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1)「第3章　個別の検査結果」

ア　「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)

イ　「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)

ウ　「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)

エ　「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)

オ　「不当事項に係る是正措置の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項に関して、当局において執られた是正措置の状況についての検査の結果)

(506ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2)「第4章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

ア　「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2(注)の規定により国会及び内閣に報告した事項)　(511ページ参照)

イ　「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3(注)の規定により国会に報告した検査の結果)　(516ページ参照)

ウ　「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)　(546ページ参照)

エ　「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)　(675ページ参照)

（注）　会計検査院法

第30条の2　会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3　会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条　会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

第36条　会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1　事項等別検査結果の概要

事項等	件数	指摘金額(注(1)) (背景金額)
不当事項	211件	＜211件分＞ 111億8636万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条　1件	＜1件分＞ 2億2120万円
	第34条及び第36条　7件(注(2))	＜7件分＞ 830億3461万円 (9億0830万円 9億6703万円)
	第36条　4件(注(2))	＜2件分＞ 209億6103万円 (10億6943万円 2億7401万円 1389億2000万円)
	小計　12件	＜10件分＞ 1042億1684万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	20件(注(2))	＜20件分＞ 293億9821万円 (74億6706万円 4114万円 47億3037万円)
事項計	243件	＜241件分＞ 1445億7308万円(注(3))

事　　項　　等	件　　数	指　摘　金　額 注(1) (背　景　金　額)
国会及び内閣に対する報告	1件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	3件	—
特定検査対象に関する検査状況	3件	—
総　　計	250件	＜241件分＞ 1445億7308万円 注(3)

注(1)　指摘金額・背景金額　　指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計6件ある。

注(3)　「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(4)　「指摘金額(背景金額)」欄の＜　＞書きは、各事項のうち指摘金額があるものの件数である。

注(5)　「不当事項」として掲記した事態、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態については、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

2　「第3章　個別の検査結果」の概要

(1)　不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

「第3章　個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表２　省庁等別事項別検査結果の概要

事項／省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)	注(2)	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
裁判所	1	13億8082万円					1	13億8082万円
内閣府（内閣府本府）	12	1億1641万円					12	1億1641万円
内閣府（消費者庁）	2	3億8102万円					2	3億8102万円
内閣府（こども家庭庁）	1	2245万円	注(7) ㉞・㊱ 1	1億0222万円（9億0830万円）			注(7) 2	1億2467万円（9億0830万円）
総務省	8	6631万円	㊱ 1	49億6103万円	1	17億9261万円	10	68億1995万円
法務省					2	1億9631万円	2	1億9631万円
外務省			注(3) ㊱ 1	注(3) （10億6943万円）	1	1664万円	注(3) 2	注(3) 1664万円（10億6943万円）
財務省	3	2億7728万円			注(7) 2	6億6693万円（74億6706万円）	注(7) 5	9億4421万円（74億6706万円）
文部科学省	12	1億2602万円	㊱ 1	（2億7401万円）			13	1億2602万円（2億7401万円）
厚生労働省	67	21億6028万円	注(7) ㉞・㊱ 2	106億7539万円（9億6703万円）	1	7458万円	注(7) 70	注(6) 128億3829万円（9億6703万円）
農林水産省	18	1億3622万円	㉞ 1	2億2120万円	注(7) 1	1億0531万円（4114万円）	注(7) 20	4億6273万円（4114万円）
経済産業省	2	543万円	注(4) ㉞・㊱ 2 注(4) ㊱ 1	注(4)			注(4) 5	注(4) 543万円
国土交通省	34	13億7479万円	㉞・㊱ 1	9億5858万円	注(7) 4	注(5) 238億5767万円（47億3037万円）	注(7) 39	注(6) 260億3467万円（47億3037万円）
環境省	11	43億7053万円					11	43億7053万円
防衛省	4	2億9850万円			3	7億0627万円	7	10億0477万円
日本私立学校振興・共済事業団	2	554万円					2	554万円
本州四国連絡高速道路株式会社	2	8114万円					2	8114万円
国立研究開発法人情報通信研究機構					1	15億5223万円	1	15億5223万円
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構					1	1億3265万円	1	1億3265万円

事項 / 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)	注(2)	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人国民生活センター	1	410万円					1	410万円
独立行政法人国際協力機構			注(3) ㊱ 1	注(3)			注(3) 1	注(3)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構					1	6180万円	1	6180万円
独立行政法人労働者健康安全機構	1	336万円					1	336万円
独立行政法人国立病院機構	1	134万円					1	134万円
独立行政法人中小企業基盤整備機構	25	3億5021万円	注(4) ㉞・㊱ 2 注(4),注(7) ㊱ 1	注(4) 682億5768万円 注(4) 160億円 (1389億2000万円)			注(4) 注(7) 28	注(4) 846億0789万円 (1389億2000万円)
独立行政法人奄美群島振興開発基金	1	824万円					1	824万円
独立行政法人地域医療機能推進機構	1	321万円					1	321万円
独立行政法人住宅金融支援機構			㉞・㊱ 1	30億4074万円			1	30億4074万円
首都高速道路株式会社					2	2億3521万円	2	2億3521万円
株式会社整理回収機構	1	437万円					1	437万円
日本下水道事業団	1	870万円					1	870万円
合計	211	111億8636万円	注(3) 注(4) 12	1042億1684万円	20	293億9821万円	注(3) 注(4) 243	注(6) 1445億7308万円

注(1)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉞は会計検査院法第34条の規定によるもの、㊱は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2)　(　)内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3)　外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4)　経済産業省のうち3件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構のうち3件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5)　「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」で重複して取り上げているもの(既設橋りょうにおける耐震補強工事に関するもの(313ページ及び323ページ参照))があり、金額の合計に当たっては、その金額の重複分を控除している。

注(6)　「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(①医療費(超重症児(者)入院診療加算等)に関するもの(142ページ及び205ページ参照)、②公園用地に関するもの(289ページ及び329ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計6件ある。

(参考)不当事項の収入支出等別分類

ア　収入に関するもの　　**計　4件　13億0095万余円**

省庁名	租税	保険料	保険料・その他	不正行為	計
	件	件	件	件	件
財務省	1			1	2
厚生労働省		1	1		2
計	1	1	1	1	4

イ　支出に関するもの　　**計　206件　98億8406万余円**

省庁又は団体名	予算経理	工事	物件	役務	保険給付	医療費	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
裁判所	1									1
内閣府(内閣府本府)							12			12
内閣府(消費者庁)							2			2
内閣府(こども家庭庁)							1			1
総務省									8	8
財務省							1			1
文部科学省							12			12
厚生労働省					3	2	57		3	65
農林水産省							18			18
経済産業省							2			2
国土交通省		1		1			32			34
環境省		1		2			8			11
防衛省	1		1				1	1		4
日本私立学校振興・共済事業団							2			2

省庁又は団体名	予算経理	工事	物件	役務	保険給付	医療費	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
本州四国連絡高速道路株式会社	1	1								2
独立行政法人国民生活センター	1									1
独立行政法人労働者健康安全機構			1							1
独立行政法人中小企業基盤整備機構							25			25
独立行政法人奄美群島振興開発基金				1						1
独立行政法人地域医療機能推進機構				1						1
株式会社整理回収機構			1							1
日本下水道事業団		1								1
計	4	4	3	5	3	2	173	1	11	206

ウ　収入支出以外に関するもの　　1件　134万余円

団体名	不正行為
	件
独立行政法人国立病院機構	1

(2)　意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和6年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、21件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが18件、処置が完了していないものが3件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3　意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要　　（単位：件）

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
外務省	令和5年度	注(1) 1	注(1) 1	
	6年度	注(2) 2	注(2) 2	
財務省	5年度	1	1	
厚生労働省	6年度	3	2	1
農林水産省	5年度	1	1	
	6年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
経済産業省	6年度	注(3)、注(4) 3	注(4) 2	注(3) 1
国土交通省	5年度	1	1	
環境省	6年度	2	2	
東日本高速道路株式会社	6年度	1	1	
中日本高速道路株式会社	6年度	1	1	
西日本高速道路株式会社	6年度	1	1	
独立行政法人国際協力機構	5年度	注(1) 1	注(1) 1	
	6年度	注(2) 2	注(2) 2	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	6年度	注(3) 1		注(3) 1
独立行政法人水資源機構	6年度	1		1
独立行政法人中小企業基盤整備機構	6年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人住宅金融支援機構	5年度	1	1	
計	5年度	注(1) 5	注(1) 5	
	6年度	注(2)、注(3) 注(4)、注(5) 16	注(2)、注(4) 13	注(3) 3
合計		注(5) 21	18	3

注(1)　令和5年度決算検査報告の外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2)　令和6年度決算検査報告の外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構のうち1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3)　令和6年度決算検査報告の経済産業省のうち1件及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の1件は、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4)　令和6年度決算検査報告の経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5)　令和6年度決算検査報告に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項は17件であるが、このうち1件については、令和7年次（6年10月から7年9月まで）中に当局において処置が完了したことから、令和6年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

これらのうち、処置が完了していない3件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(3)　不当事項に係る是正措置の検査の結果

昭和21年度から令和6年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る8年6月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが31省庁等における336件84億8818万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが29省庁等における326件81億4023万余円ある。(506ページ記載)

3　「第4章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1)　国会及び内閣に対する報告

令和7年11月から8年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり1件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4　会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

報告事項名	報告年月日
地方財政計画の事後検証等の状況について(511ページ記載)	令和 8年　6月12日

(2)　国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、7年11月から8年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり3件あり、その概要を記載した。

表5　会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先(検査要請を行った議院の委員会)
第1	国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について(516ページ記載)	令和 6年　6月11日	7年12月24日	参議院 (参議院決算委員会)
第2	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達の状況に関する会計検査の結果について(526ページ記載)	6年　6月11日	8年　1月16日	参議院 (参議院決算委員会)
第3	マイナポイント事業に関する会計検査の結果について(537ページ記載)	6年　6月11日	8年　5月15日	参議院 (参議院決算委員会)

なお、検査要請を受諾した事項のうち、8年10月までに報告を行っていない事項は3件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6　国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和8年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検　査　要　請　事　項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	就職氷河期世代支援施策の実施状況等について	令和7年　6月10日
参議院決算委員会	こども・子育て施策の実施状況等について	8年　7月　7日
参議院決算委員会	賃上げ環境整備に係る施策の実施状況等について	8年　7月　7日

(3)　特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として3件掲記した。

ア　東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について　(546ページ記載)

イ　独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について　(598ページ記載)

ウ　政府備蓄米の売渡し等の状況について　(636ページ記載)

(4)　特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、7年11月に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和6年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。　(675ページ記載)

第２　国民の関心の高い事項等に関する検査結果

会計検査院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

国民の関心の高い事項等としては、自然災害の頻発化・激甚化、継続する物価高等により関心が一層高まっている国民生活の安全・安心の確保、少子高齢化等を背景とした社会保障、防衛、デジタルといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効率的、効果的な運営、資産、基金等のストック等に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第３章　個別の検査結果」及び「第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

１　国民生活の安全・安心の確保に関するもの

①　政府備蓄米の売渡し等の状況について　（特定検査対象に関する検査状況・636 ページ記載）

②　緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうの巻立て工法による耐震補強工事の設計において増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することなどを周知するとともに、既往の工事で機能の回復が速やかに行い得る性能が確保されていない橋脚について、緊急度合いに応じた耐震補強工事を実施するための対応方針の作成及び報告を求めて必要に応じて助言等を行うことにより、当該性能が確保されるよう改善させたもの　（国土交通省・313 ページ記載）

③　道路メンテナンス事業補助制度の実施に当たり、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施すること、修繕等の対象とする範囲等について周知するとともに、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制を整備することにより、予防保全型の維持管理への円滑な転換が図られ、長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減に資するよう改善させたもの　（国土交通省・323 ページ記載）

④　擁壁の設計が適切でなかったもの　（国土交通省・282 ページ記載）

２　社会保障に関するもの

①　独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について

（特定検査対象に関する検査状況・598 ページ記載）

②　雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理に当たり、督促状の送付等を適時適切に行うことについて労働局に対して改めて指導するなどするよう是正改善の処置を求め、及び効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずるよう意見を表示したもの

（厚生労働省・196 ページ記載）

③　研修体系見直し後、管理責任者が研修要件を満たしていないのに管理責任者欠如減算が適用されておらず過大に算定されていた障害児通所給付費及び自立支援給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに都道府県等が研修要件を継続的に確認できる方策を講ずるなどするよう改善の処置を要求し、及び研修の修了漏れの予防に資する方策を検討するよう意見を表示したもの　（内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省・382 ページ記載）

④　超重症児（者）入院診療加算等について、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるようにして、国民健康保険団体連合会において抽出されたレセプトの審査を行うようにさせることにより、効率的かつ効果的に審査が行われるよう改善させたもの　（厚生労働省・205 ページ記載）

3　防衛に関するもの

①　有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の状況について

（国会からの検査要請事項に関する報告・526 ページ記載）

②　航空機の用途廃止に伴う部品取りの要否の判定後であっても、調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施することを明記することなどにより、部品取りを適切に実施して、需要が見込まれる部品の活用を図るよう改善させたもの　（防衛省・377 ページ記載）

③　点検整備等業務に係る契約について、競争に付することとして契約手続を適切に行うようにするとともに、予定価格の算定に当たり業務の実態を反映した経済的な積算を行うよう改善させたもの　（防衛省・369 ページ記載）

④　艦船の定期検査等に係る契約の予定価格の積算における修賠保険料の算定に当たり、艦船単位で全ての契約の修繕工事費を合計した金額を算出基礎額とすることにより、経済的な積算を行うよう改善させたもの　（防衛省・373 ページ記載）

⑤　有償援助（FMS）調達による情報業務用ビデオ会議装置の維持整備等に当たり、過年度の予算で措置された品目において生じた減額分を他年度の経費の支払の手段として使用していて、調達手続が財政法の趣旨に照らして適切に行われていなかったもの　（防衛省・360 ページ記載）

4　デジタルに関するもの

①　マイナポイント事業の実施状況等について

（国会からの検査要請事項に関する報告・537 ページ記載）

②　レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

（経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・447 ページ記載）

③　漁獲報告システムについて、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるようにするためにシステムの利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めるなどして構築するとともに、デジタル化推進協議会等に対して、漁獲情報を送信するために必要な指導等を行うよう改善させたもの　（農林水産省・243 ページ記載）

④ 業務システム再構築契約において、仕様書の内容が十分なものとなっていなかったため、稼働後の保守が行えず、並びに機能及び性能の欠陥が生じていて安定した稼働に支障を来すことから、新業務システムが全く使用されないままとなっていて、所期の目的を達していなかったもの
（独立行政法人奄美群島振興開発基金・479 ページ記載）

5　予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

① e 事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約において、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して、これに基づき契約金額を支払っていて、会計法令に違反していたもの
（裁判所・25 ページ記載）

② 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて実施した事業において、実質的な値引きを受けるなどしていて補助対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、補助金が過大に交付されていたもの
（国土交通省・267 ページ記載）

③ 東日本大震災復興交付金により造成した基金を取り崩して実施する事業に係る震災復興特別交付税について、道府県及び市町村において精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で実績額に修正することなどの必要性を周知するとともに、精算されているか点検することを求め、その実施状況を定期的に報告させるなどの体制を整備して、適切に精算されるよう改善させたもの
（総務省・56 ページ記載）

④ 啓発宣伝事業等委託費について、過大に交付されていた交付額を返還させるとともに、交付要綱等において、啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上することなどについて定めて、審査を適切に実施できるよう改善させたもの
（外務省・78 ページ記載）

⑤ 消費生活相談機能強化促進等補助金の補助の対象とならないもの
（内閣府（消費者庁）・38 ページ記載）

⑥ 透析通信システムのリモートメンテナンスに係る契約において、仕様書等で定めていた遠隔監視が全く実施されていなかったのに、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行い、契約金額を支払っていたもの
（独立行政法人地域医療機能推進機構・481 ページ記載）

6　制度・事業の効率的、効果的な運営等に関するもの

① 地方財政計画の事後検証等の状況について
（国会及び内閣に対する報告・511 ページ記載）

② 証券化支援事業におけるフラット 35 の債権について、借受者が融資対象住宅を店舗等又は民泊等の施設として利用していて、自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に適合していない事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、並びに金融機関の融資審査及び借受者に対する説明の具体的な内容を融資審査シート及び顧客説明資料に明記するなどすることにより店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するよう意見を表示したもの
（独立行政法人住宅金融支援機構・483 ページ記載）

③ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの
（経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・438 ページ記載）

④　中学校における部活動指導員の配置支援事業の実施に当たり、教員の働き方改革の実現を図るために、重複指導等の実態を把握し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に対して指導、助言等を行うとともに、事業効果を適切に把握し、検証等する方策を検討して実施するよう意見を表示したもの　（文部科学省・118 ページ記載）

⑤　エンジェル税制の適用を受けた特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を定めて周知するとともに、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに漏れなく登録されていることを確認できる体制を整備することなどにより、特定株式等の譲渡時の申告審理が適切に行われるよう改善させたもの　（財務省・96 ページ記載）

⑥　政府開発援助の実施に当たり、無償資金協力等により整備される移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととするなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

（外務省、独立行政法人国際協力機構・72 ページ記載）

7　資産、基金等のストックに関するもの

①　国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況について

〔国会からの検査要請事項に関する報告・516 ページ記載〕
〔〔関連事項　環境省・349 ページ記載〕〕

②　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により地方公共団体が積立てを行った基金について、状況報告書に基金規模の妥当性を適時適切に判断できるような情報を記載させることとし、また、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性の検討を行うよう改めて周知するとともに、これを国庫へ返納させる手続をとらせることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの　（総務省・48 ページ記載）

③　ファンド融資事業により造成されたファンドについて、規模の見直しに向けた具体的な協議を行うよう改善の処置を要求し、及び数値化された適切な見直し基準を示すことなどにより都道府県において適時適切に規模が見直されるような制度設計とするとともに、同事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの

（経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・466 ページ記載）

④　公園事業の実施に当たり、事業主体において事業の継続、中止等の検討を実施する仕組みを整備するなどして、補助事業で取得した公園用地が長期間供用されておらず、事業効果が発現していない状態の解消に資するよう改善させたもの　（国土交通省・329 ページ記載）

⑤　革新的情報通信技術研究開発事業に係る委託研究による取得資産について、処分手続が滞っていた取得資産の処分手続を実施するとともに、委託期間終了後の処分手続に係る具体的な実施手順等を明確化するなどして処分手続を円滑に実施できる体制を整備することにより、委託期間終了後も効率的な活用が図られるよう改善させたもの

（国立研究開発法人情報通信研究機構・404 ページ記載）

1から7までに掲げたもののほか、国民の関心の高い事項等について検査を行った結果、「東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について」（特定検査対象に関する検査状況・546 ページ記載）を「第4章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した。

第2章　決　算　の　確　認

第2章　決　算　の　確　認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節　国の決算の確認

会計検査院は、下記の令和７年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1　一　般　会　計

	円
歳　　入	145,257,922,782,349
歳　　出	129,466,101,868,939

第2　特　別　会　計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金	53,594,135,309,298	52,071,036,901,330
財務省		
地震再保険	118,734,475,827	2,305,420,743
国債整理基金	216,080,643,096,441	212,857,264,769,466
外国為替資金	5,725,290,516,956	668,712,502,318
財務省及び国土交通省		
財政投融資		
財政融資資金勘定	21,378,070,178,008	21,357,201,967,857
投資勘定	1,221,664,157,420	903,429,853,707
特定国有財産整備勘定	30,112,786,485	5,299,220,918
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	4,733,122,080,093	3,146,807,212,907
電源開発促進勘定	585,638,295,164	459,743,450,413
原子力損害賠償支援勘定	8,261,291,633,095	8,260,507,856,169
先端半導体・人工知能関連技術勘定	585,288,518,475	585,287,601,000
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,270,296,048,402	1,041,793,165,732
雇用勘定	2,399,651,546,137	1,973,744,171,697
徴収勘定	4,365,919,026,506	4,246,252,783,093
年金		
基礎年金勘定	28,524,257,925,431	26,306,155,788,147
国民年金勘定	4,331,267,158,885	4,260,280,621,351
厚生年金勘定	53,321,082,157,860	51,555,769,414,444
健康勘定	14,379,634,668,962	13,761,871,232,649
業務勘定	1,325,516,855,706	1,211,086,791,365

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府及び厚生労働省		
子ども・子育て支援		
子ども・子育て支援勘定	4,965,764,204,092	4,573,650,183,554
育児休業等給付勘定	1,066,069,587,409	964,469,807,541
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営安定勘定	260,887,842,968	191,358,104,599
食糧管理勘定	723,303,876,915	567,458,925,010
農業再保険勘定	60,004,100,400	51,697,886,457
漁船再保険勘定	9,533,850,371	4,519,411,544
漁業共済保険勘定	11,807,532,932	11,408,771,425
業務勘定	11,388,750,026	11,366,261,026
国営土地改良事業勘定	6,959,160,969	6,627,892,509
国有林野事業債務管理	334,297,762,251	334,297,762,251
経済産業省		
特許	286,223,131,498	147,988,240,924
国土交通省		
自動車安全		
自動車事故対策勘定	659,689,366,647	24,700,103,414
自動車検査登録勘定	46,582,300,697	41,027,191,125
空港整備勘定	516,172,315,361	379,543,957,671
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	843,368,671,906	670,709,782,096

第２節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の令和７年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

円

受入収納済額　112,760,456,395,364

支払　支払命令済額　23,597,276,096,112

支払　歳入組入額　87,476,522,244,227

第３節　政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の令和７年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収入	支出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	10,816,487,420	9,089,524,638
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	155,544,115,092	95,721,359,110
農林水産業者向け業務	67,257,889,645	38,729,346,401
中小企業者向け業務	100,906,184,334	41,326,935,015
信用保険等業務	257,220,539,366	442,804,068,669
危機対応円滑化業務	11,062,822,421	21,231,204,834
特定事業等促進円滑化業務	531,094,040	529,866,286
株式会社国際協力銀行	1,091,826,976,994	992,910,693,070
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	193,339,894,698	146,385,237,547

第４節　国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第１　一般会計

会計検査院が令和７年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
円	円	円
145,257,922,782,349	145,257,821,419,256	101,363,093

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、在外公館の歳入金で、日本銀行における７年度歳入金の受入れ期限である８年５月31日までに払い込まれなかったものが101,363,093円あったためである。

第２　特別会計

会計検査院が令和７年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第５節　国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

令和７年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、８年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、８年10月21日現在で次のとおりである。

令　和　８　年　度　分

１　一　般　会　計

所管	使用決定額 千円
ア　中東情勢等対応予備費	
経済産業省	613,639,094
国土交通省	2,371,507
計	616,010,601
イ　予　備　費	
内　閣　府	69,463,972
デジタル庁	5,027,265
総　務　省	363,187
財　務　省	546,286
文部科学省	50,000
厚生労働省	1,549,544
農林水産省	22,745,253
経済産業省	599,219,723
国土交通省	64,378,987
環　境　省	40,783,800
防　衛　省	456,961
計	804,584,978

２　特　別　会　計

所管	会計名	使用決定額 千円
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策 エネルギー需給勘定	1,009,672

第3章　個別の検査結果

第3章　個別の検査結果

第1節　省庁別の検査結果

第1　裁　　判　　所

不　当　事　項

予　算　経　理

（1）　e事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約において、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して、これに基づき契約金額を支払っていて、会計法令に違反していたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)裁判所　(項)裁判費
部　局　等	最高裁判所
契　約　名	(1)　民事訴訟手続のIT化に係るe事件管理システムの設計・開発及び賃貸借保守業務 (2)　民事訴訟手続のデジタル化に係るe事件管理システムの改修業務
契約の概要	裁判所職員が利用する事件情報の管理機能等を有するe事件管理システムの設計・開発、改修等を行うもの
契約の相手方	株式会社日立社会情報サービス
契　　約	(1)　令和4年4月　一般競争契約 (2)　令和5年12月　一般競争後の随意契約
支　　払	(1)　令和5年4月 (2)　令和6年4月
支　払　額	(1)　800,800,000円(令和4年度) (2)　580,028,790円(令和5年度) 計　1,380,828,790円
会計法令に違反する会計経理により支払われた額	1,380,828,790円(令和4、5両年度)

1　契約等の概要

(1)　RoootS設計・開発契約の概要

最高裁判所(以下「最高裁」という。)は、裁判所職員が利用する事件情報の管理機能等を有するe事件管理システム「RoootS」の設計・開発等のために、令和4年4月に「民事訴訟手続のIT化に係るe事件管理システムの設計・開発及び賃貸借保守業務」に係る請負契約(契約期間4年4月1日から5年3月31日まで。以下「RoootS設計・開発契約」とい

う。）を契約金額771,100,000円で、一般競争入札により株式会社日立社会情報サービス（以下「会社」という。）との間で締結して、4年11月に、契約金額を29,700,000円増額する変更契約を締結して、5年4月に契約金額の全額を支払っている。

RoootS設計・開発契約に係る仕様書によれば、会社は、4年度に、「RoootS」に係る複数のプログラムを開発の上、各プログラムについて行う単体テスト、及び単体テストを行った各プログラムを結合したプログラムについて行う結合テストまでの作業を実施することとされている。また、成果物として、年次報告書（設計・開発）、基本設計書、詳細設計書、結合テスト品質確認結果報告書（以下「結合テスト報告書」という。）、運用手順書（マニュアル）、保守手順書（マニュアル）（以下、運用手順書（マニュアル）及び保守手順書（マニュアル）を合わせて「マニュアル」という。）等を納入することとされている。

⑵　RoootS改修契約の概要

最高裁は、RoootS設計・開発契約により開発した「RoootS」を、国民が訴状等の民事訴訟手続に必要な書面を電子提出する機能、電子化された訴訟記録の保管、権限管理等の機能等を有するe提出・e記録管理システム「TreeeS」と連携させる改修のために、5年12月に「民事訴訟手続のデジタル化に係るe事件管理システムの改修業務」に係る請負契約（契約期間5年12月25日から7年3月31日まで。以下「RoootS改修契約」という。）を契約金額1,663,085,820円（うち5年度分580,028,790円、6年度分1,083,057,030円）で、随意契約により会社との間で締結して、6年4月に5年度分の契約金額の全額を支払っている。

RoootS改修契約に係る仕様書によれば、会社は、5年度に、要件確認、基本設計等までの作業を実施することとされていて、成果物として、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等を納入することとされている。

⑶　給付の完了の確認等の概要

国が行う会計経理については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の会計法令に基づき、行うこととされている。すなわち、支出負担行為担当官等は、請負契約等については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了を確認するために必要な検査を行わなければならないこととなっている（以下、支出負担行為担当官等から検査を命ぜられた者を「検査職員」という。）。検査職員は、契約書、仕様書等の関係書類に基づき検査を行い、検査を完了した場合においては、原則として、検査調書を作成しなければならないこととなっている。また、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して支出負担行為担当官等に提出するものとするとされている。そして、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないこととなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、検査職員による検査は適正に行われているかなどに着眼して、RoootS設計・開発契約及びRoootS改修契約を対象として、最高裁及び会社において、契約書、仕様書、検査調書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1)　RoootS 設計・開発契約

RoootS 設計・開発契約について、検査職員は、５年３月 31 日に提出された成果物の検査を行い、検査に合格したとする検査調書を作成して、最高裁は、これに基づき契約金額 800,800,000 円を支払っていた。しかし、会社が同日、成果物とともに最高裁に提出した業務完了報告書には「完成した成果物でなくて問題ないか」などと記載されていたことから、結合テスト報告書及びマニュアルについて確認したところ、次のような状況となっていた。

ア　結合テスト報告書

RoootS 設計・開発契約に係る仕様書等によれば、結合テストは、単体テストを行った各プログラムを結合したプログラムについて、基本設計書及び詳細設計書に記載された内容を全て満たし、プログラムの品質が担保されていることを確認することを目的として、スケジュール、開始条件、終了条件等を定めた結合テスト計画書に基づいて実施することとされている。結合テストの終了条件は、会社が結合テスト報告書を作成し、その内容について最高裁の承認を得ることとされている。また、結合テスト報告書には、最高裁の承諾欄が設けられており、承認を得たことが確認できるようになっている。

最高裁に提出された結合テスト報告書を確認したところ、結合テストは、５年２月 13 日から３月 20 日までの間に実施されており、会社は、結合テスト報告書を同年３月 31 日に最高裁に提出していた。しかし、結合テスト報告書の承諾欄は空欄となっており、結合テストの終了条件である最高裁の承認を得たことを確認することはできなかった。

そこで、会社において結合テスト報告書の承認状況について確認したところ、会社は、結合テスト報告書について、最高裁に提出はしたものの、承認を得ていないと説明しており、同日に会社が提出した成果物の一つである年次報告書（設計・開発）に、結合テスト報告書について最高裁から承認を得ている旨を記載していなかった。

このため、最高裁が成果物として検査を行い、給付が完了したとする上記年次報告書（設計・開発）の記載等を踏まえると、結合テストについては、終了条件である最高裁の承認を得ておらず、結合テストが終了していなかったと認められた。

なお、５年４月に、開発したプログラムに不具合が多数発生して、結合テスト等が適切に行われていなかったことが判明したため、最高裁は、会社に対して RoootS 設計・開発契約の履行の追完として、不具合の解決を行った上で結合テストを再実施することなどを求め、同年８月に結合テスト報告書を再提出させていた。

イ　マニュアル

RoootS 設計・開発契約に係る仕様書によれば、成果物として納入されるマニュアルには、「RoootS」を運用するための手順等を記載することとされている。

しかし、５年３月 31 日に成果物として納入されたマニュアルについて確認したところ、表紙と目次のみとなっていて、具体的な内容が記載されておらず、５年度に作成予定等とされていた。そして、具体的な内容が記載されたマニュアルが実際に提出されたのは７年３月 14 日であり、成果物の納入期限である５年３月 31 日を大幅に超過していた。

⑵　RoootS 改修契約

RoootS 改修契約について、検査職員は、 6 年 3 月 29 日に提出された成果物の検査を行い、検査に合格したとする検査調書を作成して、最高裁は、これに基づき 5 年度分の契約金額 580,028,790 円を支払っていた。

しかし、会社が同日、成果物とともに最高裁に提出した業務完了報告書には、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等の完成有無欄にこれらが完成した旨が記載されておらず、現在も整理中であるため現時点版を納入し、完了でき次第、完了版を提出するなどと記載されていた。そして、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等の完了版が提出されたのは、要件定義書一式（修正版）については 6 年 9 月、改修により修正を行った基本設計書等については 7 年 3 月となっており、いずれも成果物の提出期限である 6 年 3 月 29 日を超過していた。

したがって、RoootS 設計・開発契約及び RoootS 改修契約について、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して、これに基づき契約金額を会社に支払っていた事態は、会計法令に違反していて適正を欠いており、RoootS 設計・開発契約及び RoootS 改修契約に係る支払額計 1,380,828,790 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、最高裁において、給付の完了の確認に当たり、会計法令を遵守して適正な会計経理を行うことについての認識が欠けていたこと、職員に対する教育や指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

第2 内　閣　府

(内閣府本府)

不当事項

補　助　金

(2)－(13) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)内閣本府 (項)地方創生支援費 (組織)地方創生推進事務局 (項)地方創生推進費
部局等	内閣府本府、7県
補助等の根拠	地域再生法(平成17年法律第24号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県3、市5、町3、計11補助事業者等
国庫補助金等	デジタル田園都市国家構想交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生テレワーク交付金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	702,746,309円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	116,412,783円

1　補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性、有効性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、34都道府県、417市区町村及び19団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、3県、8市町、計11事業主体がデジタル田園都市国家構想交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生テレワーク交付金等を受けて実施した事業において、補助の対象とならないなどしていて、これらに係る国庫補助金116,412,783円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

（1）　デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の交付対象事業費に対象とならない費用を含めるなどしていたもの　　4件　不当と認める国庫補助金　52,002,102円

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱（令和4年府地創第63号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年府地創第414号等。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。）等に基づき、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画及びデジタル実装タイプ実施計画（以下、これらを合わせて「実施計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は2分の1等とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決及び魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組、オープンなデータ連携基盤を活用するモデルケースとなり得る取組等を行う事業とされている。交付金の交付対象事業費は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費とされており、実装を伴わない実証又は調査のみにとどまる事業の経費は、交付金の交付対象外であるとされている。また、サービスの実装とは、地域の課題解決、魅力向上のため、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行うものであるとされている。さらに、交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、サービスの具体的内容等を実施計画に記載することとされている。

事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、20都府県及び306市区町村において会計実地検査を行ったところ、1県、3市、計4事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

①　交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

	部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
（2）	内閣府本府	奈良県	デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）	4	141,916	70,958	28,778	14,389	サービスの実装を伴わない調査のみにとどまる事業に要する費用を交付対象事業費に含めていたもの
（3）	群馬県前橋市	同		4	128,909	64,454	62,930	31,465	サービスの実装を伴わない実証のみにとどまる事業に要する費用を交付対象事業費に含めていたもの
（4）	鹿児島県奄美市	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）		5	4,796	2,398	4,796	2,398	実施計画に基づかない事業に要する費用を交付対象事業費に含めていたもの
（2）−（4）の計					275,621	137,810	96,504	48,252	

3事業主体は、実施計画に基づく事業を事業費計275,621,360円（交付対象事業費同額）で実施したとして内閣府本府又は2県に実績報告書等を提出し、これにより交付金計137,810,679円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体はサービスの実装を伴わない実証又は調査のみにとどまる事業に要する費用を、また、1事業主体は実施計画に基づかない事業に要する費用をそれぞれ交付対象事業費に含めていた。これらのため、交付金相当額計48,252,102円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体(注1)において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、1事業主体(注2)において実施計画に基づく交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、内閣府本府及び2県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1）　2事業主体　　奈良県、前橋市

（注2）　1事業主体　　奄美市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

前橋市は、公共交通機関への満足度が低い状況を変革し地域の移動手段を維持することなどを目的とする「ぐんま共創モビリティ社会推進事業」に係る実施計画を作成している。そして、同市は、当該実施計画に基づき、上記の事業を事業費128,909,355円（交付対象事業費同額）で実施したとして群馬県に実績報告書等を提出し、これにより交付金64,454,677円の交付を受けていた。

しかし、上記事業のうち自動運転バスの導入事業は、自動運転バスの将来的な社会実装を実現するために各種技術の開発及び実証を実施することを目的として、令和5年1月から同年3月までの期間で自動運転バスの運行等を行ったものであり、定期運行のサービスの提供を企図したものではなかった。このため、自動運転バスの導入事業は、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行うものとはなっておらず、上記事業費のうち、自動運転バスの導入事業に要する費用62,930,000円は、実装を伴わない実証のみにとどまる事業に要する費用であり、交付金の交付の対象とならない。

したがって、上記の費用62,930,000円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると65,979,355円となり、これに係る交付金相当額は32,989,677円となることから、交付金交付額64,454,677円との差額31,465,000円が過大に交付されていた。

②　補助の目的を達していなかったもの

	部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
（5）	兵庫県	加西市	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）	5	7,500	3,750	7,500	3,750	補助の目的を達していなかったもの

加西市は、令和4年度に実装した地域活性化アプリ（以下「アプリ」という。）に、地域イベントへの参加等に応じて地域独自のマイレージをアプリの利用者に付与する機能（以下「マイレージ付与機能」という。）を追加することにより、利用者の域内周遊及び消費を促進して関係人口の蓄積を図ることを目的として、「地域活性化アプリのマイレージ機能を活用したデジタルマーケティング事業」に係る実施計画を作成している。そして、当該実施計画に基づき、上記の事業を事業費7,500,000円（交付対象事業費同額）で実施したとして兵庫県に実績報告書等を提出し、これにより交付金3,750,000円の交付を受

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	

けていた。

同市は、当該実施計画において、アプリの利用者は、取得したマイレージに応じて特別クーポン等の特典（以下「利用者特典」という。）を受けることができるなどとしていた。

しかし、同市は、６年３月にアプリにマイレージ付与機能を追加したものの、利用者特典の提供に向けた協力事業者が見つからなかったことなどから、利用者特典を提供するための仕組みを構築していなかった。そして、マイレージ付与機能による実際のサービス提供を行うことのないまま、予算上の事情等により、７年４月にアプリを廃止していた。

したがって、本件事業により導入したマイレージ付与機能は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額3,750,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実施計画に基づいて交付金事業を実施することについての検討が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（２）－（５）の計	283,121	141,560	104,004	52,002

（２）　地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）により実施した事業が補助の目的を達していなかったなどのもの

３件　不当と認める国庫補助金　54,049,979円

地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和３年府地創第34号）、デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱（令和４年府地創第63号。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。）等に基づき、地方公共団体が作成した地方創生テレワーク推進実施計画及びデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画（以下、これらを合わせて「実施計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は２分の１等とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業及び交付対象事業費は、次のとおりとされている。

ア　交付対象事業は、事業主体が行うサテライトオフィス、シェアオフィス及びコワーキングスペース等の施設整備・運営等の取組、民間のサテライトオフィス等運営事業者等（以下「運営事業者」という。）が行うサテライトオフィス等の施設の開設・運営等への支援（以下「開設支援事業」という。）等である。

イ　交付対象事業費は、サテライトオフィス等の施設整備・運営等の取組や支援に要する経費であり、このうち、開設支援事業の交付対象事業費は、運営事業者が行う施設整備・運営への支援経費及びプロモーション等のソフト経費である。支援経費の内訳は、施設整備・運営を推進するための主たる経費とその利用促進の観点から必要なその他の経費（以下「その他の経費」という。）であり、その他の経費については、支援経費の２割以内で対象とすることができる。

また、地方創生テレワーク交付金交付要綱（令和３年府地創第34号）及びデジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱（令和４年府地創第63号）によれば、事業主体は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用してはならないなどとされている。

事業主体が市町村(特別区を含む。以下同じ。)である場合、都道府県は、市町村から実績報告書等の提出を受け、交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、22都府県及び329市区町村において会計実地検査を行うとともに、2町に対してウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査したところ、3事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

①　補助の目的を達していなかったなどのもの

	部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(6)	茨城県	猿島郡境町	地方創生テレワーク交付金	3	79,642	39,821	52,656	26,328	補助の目的を達していなかったもの
(7)	鹿児島県	大島郡知名町	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)	4	106,534	79,900	25,561	19,171	補助の目的を達していなかったなどのもの
(6)(7)の計					186,176	119,721	78,217	45,499	

2事業主体は、実施計画に基づく事業を事業費計186,176,200円(交付対象事業費同額)で実施したとして2県に実績報告書等を提出し、これにより交付金計119,721,600円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体は、交付対象事業で整備した施設を交付金の交付の目的に反して貸し付けるなどして事業の用途に一度も使用していなかった。このため、交付金相当額計45,499,157円は、補助の目的を達していないなどしていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、2県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

境町は、サテライトオフィスを利用する企業等数の増加を図ることなどを目的として、「河岸の街さかいテレワーク推進拠点整備・運営事業」に係る実施計画を作成し、サテライトオフィス3棟の整備等を行っている。同町は、令和4年3月に完了検査を行い、事業費79,642,200円(交付対象事業費同額)で事業を実施したとして実績報告書等を茨城県に提出し、これにより交付金39,821,100円の交付を受けていた。

しかし、同町は、同事業で整備したサテライトオフィス3棟のうち2棟(工事費計52,656,200円)について、個人との間で居住のみを目的とした賃貸借契約を同年4月等に締結して貸付けを行っていてサテライトオフィスの用途に一度も使用しておらず、これに係る交付金相当額26,328,100円は補助の目的を達していなかった。

②　交付金が過大に交付されていたもの

	部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(8)	島根県	隠岐郡隠岐の島町	地方創生テレワーク交付金	3、4	70,201	35,100	17,103	8,550	交付金が過大に交付されていたもの

隠岐の島町は、実施計画に基づく「隠岐の島町の玄関口におけるワークに重点を置いたワーケーション推進事業」として、カフェスペースを併設したコワーキングスペースを整備する事業(以下「施設整備事業」という。)等を行った運営事業者の支援を行っていた。同町は、施設整備事業に係る経費のうちコワーキングスペースの整備に係る経費を主たる経費、また、カフェスペースの整備に係る経費をその他の経費とするなどして、施設整備事業等の支援を事業費70,201,381円(交付対象事業費同額)で実施したとする実績報告書等を島根県に提出し、これにより交付金35,100,000円の交付を受けていた。

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	

しかし、同町は、交付対象事業費の算定に当たり、コワーキングスペースと同じ建物内にある宿泊施設の整備に要した経費について、実施計画では交付対象事業費としていないのに、その一部を誤って支援経費に含めていた。また、カフェスペースで使用するための厨房機器設備に係る経費は、その他の経費とすべきであるのに、その一部を誤って主たる経費に含めるなどしていた。

そこで、宿泊施設の整備に要した経費を支援経費から除き、厨房機器設備に係る経費の全額をその他の経費に計上した上で、その他の経費を支援経費の2割とするなどして交付対象事業費を改めて算定すると53,098,356円となり、これに係る交付金相当額は26,549,178円となる。

したがって、上記の交付金相当額26,549,178円と交付金交付額35,100,000円との差額8,550,822円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(6)-(8)の計				256,377	154,821	95,320	54,049	

(3) デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの　2件　不当と認める国庫補助金　2,924,550円

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)(以下「交付金」という。)は、地域再生法(平成17年法律第24号)、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年府地創第414号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地方再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は2分の1とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業、観光の振興その他の産業の振興に資する事業等とされており、施設整備及び設備整備に要する経費等が対象経費として認められるとされているが、区分所有権の取得を含む用地の取得及び造成に要する経費は、交付金の交付対象としないこととされている。

事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村(特別区を含む。以下同じ。)である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が19都府県及び308市町村において会計実地検査を行ったところ、1県及び1市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

①　交付対象事業費を過大に精算していたもの

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(9) **内閣府本府**	**鳥取県**	**デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)**	4	159,600	79,800	3,544	1,772	設計業務委託費等の計上額が誤っていたもの

鳥取県は、新産業の創造と転換促進による県内産業の発展、成長段階に応じた切れ目ない支援による中核的牽引企業の育成及び企業成長に向けた人材の確保・スキル転換等を目的として、「未来産業創

出プロジェクト」(以下「創出プロジェクト」という。)に係る実施計画を作成している。そして、同県は、当該実施計画に基づき、創出プロジェクトを事業費159,600,452円(交付対象事業費同額)で実施したとして内閣府本府に実績報告書等を提出し、これにより交付金79,800,224円の交付を受けていた。

しかし、同県は、創出プロジェクトの実績報告書において、鳥取砂丘を活用して県内外の宇宙産業関連企業の実証の場となる月面環境を想定した疑似月面環境実証フィールドを整備する事業費について、実際に要した費用である設計業務委託費9,755,900円、実証フィールド整備工事費6,700,000円の事業費計16,455,900円を計上すべきところ、誤って実施計画の所要見込額20,000,000円をそのまま計上していた。

したがって、上記の実際に要した事業費16,455,900円に基づき適正な交付対象事業費を算定すると156,056,352円となり、これに係る交付金相当額は78,028,174円となることから、交付金交付額79,800,224円との差額1,772,050円が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において交付対象事業費の確認が十分でなかったこと、内閣府本府において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

② 交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

	部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(10)	山口県	山口市	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)	4	79,819	39,407	2,305	1,152	土地に対する区分所有権の取得に要した費用を交付対象事業費に含めていたもの

山口市は、「まち・ひと・しごと」を市全体で循環させることで、大都市圏への転出超過に歯止めをかけることなどを目的として、「次世代へつなぐ商店街づくり加速化プロジェクト」(以下「加速化プロジェクト」という。)に係る実施計画を作成している。そして、同市は、当該実施計画に基づき、加速化プロジェクトを事業費79,819,442円(交付対象事業費同額)で実施したとして山口県に実績報告書等を提出し、これにより交付金39,407,450円の交付を受けていた。

同市は、加速化プロジェクトにおいて、合同会社A(以下「会社」という。)が実施する「中心市街地まちなみの魅力向上支援事業」に対する補助として、会社に補助金22,153,000円(交付金充当額20,336,000円)を交付していた。そして、同市が会社から提出を受けた上記事業の実績報告書には、会社がマンションの1階部分を店舗として貸し付けるために、当該マンションの区分所有権を取得することに要した費用33,229,700円が事業経費として計上されていた。

しかし、当該マンションの区分所有権には、建物のほか、土地に対する区分所有権も含まれており、土地に対する区分所有権の取得に要した費用3,457,163円に対する補助金2,305,000円は、交付金の交付対象とならない。

したがって、上記の補助金2,305,000円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると76,509,900円となり、これに係る交付金相当額は38,254,950円となることから、交付金交付額39,407,450円との差額1,152,500円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(9)(10)の計	239,419	119,207	5,849	2,924

（4）　地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）が過大に交付されていたもの　　3件　不当と認める国庫補助金　7,436,152円

地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、地域再生法（平成17年法律第24号）、地方創生拠点整備交付金制度要綱（平成28年府地事第503号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年府地創第414号等。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。）等に基づき、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設（以下「整備対象施設」という。）の新築、増築及び改築等の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は2分の1とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地方公共団体が制度要綱等に基づき作成する施設整備計画に記載された施設整備事業及び整備対象施設と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（以下「効果促進事業」という。）等とされており、効果促進事業については、交付対象事業費の2割以内で行われるものとされている。また、外構工事については、基本的には交付金の交付対象とはならないが、効果促進事業の一環として実施する場合には交付対象になるとされている。

事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、20都府県及び305市区町村において会計実地検査を行ったところ、1県、1市、1町、計3事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(11)	内閣府本府	高知県	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）	4	163,216	81,608	3,264	1,632	外構工事等に要する費用を施設整備事業に係る経費に含めていたもの
(12)	岩手県	花巻市	地方創生拠点整備交付金	3	73,810	29,448	4,363	2,181	外構工事に要する費用を施設整備事業に係る経費に含めていたもの
(13)	茨城県	猿島郡境町	同	3、4	352,200	176,100	7,244	3,622	同
(11)−(13)の計					589,226	287,156	14,872	7,436	

3事業主体は、施設整備計画に基づく事業を事業費計589,226,712円（交付対象事業費計574,312,712円）で実施したとして内閣府本府又は2県に実績報告書等を提出し、これにより交付金計287,156,356円の交付を受けていた。

しかし、3事業主体は、交付対象事業費の算定に当たり、誤って、外構工事等を効果促進事業ではなく施設整備事業の一環として実施したとして、これらに要する費用を施設整備事業に係る経費に含めていた。

そこで、外構工事等に要する費用を施設整備事業に係る経費から除いて効果促進事業に係る経費に計上し、効果促進事業に係る経費を交付対象事業費の2割とするなどして交付対象事業費を改めて算定すると計559,440,410円となり、これに係る交付金相当額は計279,720,204円となる。

したがって、上記の交付金相当額279,720,204円と交付金交付額287,156,356円との差額7,436,152円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、３事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、内閣府本府及び２県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

花巻市は、施設整備計画に基づき、人とモノの交流を核とした地域の拠点づくりをすることを目的として、「中心商店街の賑わいづくり拠点「まちの駅いしどりや酒蔵交流館」の再整備」を事業費 73,810,000 円（交付対象事業費 58,896,000 円）で実施したとして岩手県に実績報告書等を提出し、これにより地方創生拠点整備交付金 29,448,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、外構工事については、基本的には交付金の交付対象とはならず、効果促進事業の一環として実施する場合に交付対象になるとされているのに、誤って、構内舗装等の外構工事を効果促進事業ではなく施設整備事業の一環として実施したとして、外構工事に要する費用 3,784,000 円を施設整備事業に係る経費に含めていた。

そこで、外構工事に要する費用を施設整備事業に係る経費から除いて効果促進事業に係る経費に計上し、効果促進事業に係る経費を交付対象事業費の２割とするなどして交付対象事業費を改めて算定すると 54,532,500 円となり、これに係る交付金相当額は 27,266,250 円となる。

したがって、上記の交付金相当額 27,266,250 円と交付金交付額 29,448,000 円との差額 2,181,750 円が過大に交付されていた。

（消　費　者　庁）

不　当　事　項

補　　助　　金

**(14)
(15)　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの**

会計名及び科目	一般会計　（組織）消費者庁 （項）消費者政策費
部　局　等	消費者庁
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等（事業主体）	道、独立行政法人１、計２補助事業者等 （１独立行政法人）
間接補助事業者等（事業主体）	１市
国庫補助金等	消費生活相談機能強化促進等補助金、地方消費者行政強化交付金
上記の国庫補助金等交付額の合計	984,048,406円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	381,029,596円

1　補助金等の概要

内閣府（消費者庁）所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、消費者庁は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、８道県、31市、２広域連合、１独立行政法人において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、１市、１独立行政法人、計２事業主体が消費生活相談機能強化促進等補助金及び地方消費者行政強化交付金を受けて実施した事業において、補助の対象とならないなどしていて、これらに係る国庫補助金381,029,596円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

（１）　消費生活相談機能強化促進等補助金の補助の対象とならないもの

１件　不当と認める国庫補助金　361,900,413円

消費生活相談機能強化促進等補助金（以下「補助金」という。）は、消費生活相談機能強化促進等補助金交付要綱（令和５年消費者庁長官決定。以下「補助金交付要綱」という。）等に基づき、霊感商法等の悪質商法への対策の充実や被害者救済の観点から、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）等の機能強化促進等を図ることを目的として、国がセンター等に対して、センター等が行うデジタル

化を通じた対応能力の強化や業務処理能力向上のための情報システムの構築、相談情報を収集・保存しているシステムの維持等の業務等を実施するために必要な経費を補助するものである。

補助金交付要綱によれば、補助対象経費は、センター等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として消費者庁長官が認める経費とされており、補助金の額は定額とされている。

消費者庁は、センター等から実績報告書の提出を受けたときは、補助金の額の確定に当たってその内容等を審査することとなっている。

また、センターに対しては、補助金とは別に、毎年度、その運営に要する経費について、国から独立行政法人国民生活センター運営費交付金（以下「運営費交付金」という。）が交付されている。そして、センターの中期計画で定められている運営費交付金の算定ルールによれば、前年度から継続して実施する事業（以下「継続事業」という。）に係る経費は、運営費交付金の算定対象とされている。このため、継続事業に係る経費は、補助事業を実施するために必要な経費には該当しない。

本院が、消費者庁及びセンターにおいて会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(14)	消費者庁	独立行政法人国民生活センター	5	1,035,076	896,690	500,287	361,900

センターは、センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースである全国消費生活情報ネットワークシステム（Practical Living Information Online Network System。以下「PIO－NET」という。）の刷新事業、PIO－NETを維持管理するための事業（以下「維持事業」という。）等を事業費1,035,076,887円（補助対象経費同額、国庫補助金896,690,196円）で実施したとする実績報告書を提出して、同庁から同額の補助金の交付を受けていた。

このうち維持事業に係る経費は、センターが令和元年度及び2年度に締結したPIO－NETに係るPC及び周辺機器一式の賃貸借契約等に基づく支払額のうち5年度分の支払額500,287,104円（補助対象経費同額、国庫補助金361,900,413円）である。センターは、当該賃貸借契約等に基づく支払額のうち2年度分から4年度分までについては、各年度に運営費交付金を財源に支払っていたが、5年度分については、補助金交付要綱において、相談情報を収集・保存しているシステムの維持業務を実施するために必要な経費が補助対象とされていたことから、上記の事業費に含めていた。なお、センターは、6、7両年度分についても、運営費交付金を財源に支払っていた。

しかし、上記の賃貸借契約等に基づく5年度分の支払額は、それぞれ元年度から7年度まで又は2年度から8年度までの長期継続契約に基づく支払額であり、継続事業に係る経費であることから5年度の運営費交付金の算定に含まれていて、補助事業を実施するために必要な経費に該当しない。

したがって、維持事業に係る経費500,287,104円は補助の対象とは認められず、これに係る補助金361,900,413円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて補助金の補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、消費者庁において本件補助事業に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（2）　地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費を過大に精算していたもの　　1件　不当と認める国庫補助金　19,129,183円

地方消費者行政強化交付金（以下「国庫交付金」という。）は、地方消費者行政強化交付金交付要綱（平成30年消教地第73号）等に基づき、消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作りなどによる消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組等を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的として、国が、都道府県等の消費者行政の推進等のために必要な経費を対象として交付するものである。

都道府県は、管内市町村等が行う事業を含めた事業の実施に必要な経費等を示した事業計画を策定し、消費者庁長官の審査を受けた上で、国庫交付金の交付を受け、当該事業計画の範囲内で、管内市町村等が行う事業に必要な経費に対して交付金（以下「間接交付金」という。）を交付している。また、都道府県は、管内市町村等から実績報告書の提出を受けたときは、間接交付金の額の確定に当たってその内容等を審査することとなっている。

同交付要綱等によると、市町村等が行う事業のうち消費生活相談体制整備事業（以下「相談体制整備事業」という。）の交付対象経費は、消費生活相談員（以下「相談員」という。）の配置・増員に係る給与等の経費、報酬引上げに係る経費等となっている。また、「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」（以下「問題解決力強化事業」という。）の交付対象経費は、消費者被害の未然防止・拡大防止等により消費者の安全・安心を確保する事業等の実施に必要な経費となっている。そして、同交付要綱等によれば、間接交付金の交付額は、これらの交付対象経費の実支出額を基に算定した額とされ、交付の条件として、間接交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならないこととされている。

本院が、8道県31市2広域連合において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(15)	消費者庁	北海道札幌市		元～6	87,358	87,358	19,129	19,129

札幌市は、令和元年度から6年度までの間の各年度において、相談体制整備事業の一部として、障がい者等を消費者被害から守るために支援対象者の自宅への訪問による実態調査等の業務に専任する相談員を配置する事業（以下「専門推進員配置事業」という。）を、また、問題解決力強化事業の一部として、障がい者等を見守る関係機関等に対する啓発講座や研修等を行う事業（以下「研修事業」という。）をそれぞれ実施していた。同市は、専門推進員配置事業及び研修事業の実施に当たり、随意契約により、同市の単独事業と合わせて業務を委託する契約を公益社団法人札幌消費者協会（以下「協会」という。）と締結していた。また、同市は、3、4、6各年度において、相談体制整備事業の一部として、協会における相談員の報酬を改善する事業を実施していた。

同市は、これらの事業に係る交付対象経費を計87,358,210円とする実績報告書を北海道に提出し、同額の間接交付金（国庫交付金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、同市は各事業の実施に当たり、間接交付金に係る経理とその他の経理を区別していなかった。このため、同市が各事業に係る交付対象経費として計上した額は、実支出額を基に算定した額でなく、同市が予算編成時に用いた想定数量、想定単価等を基に作成した予定価格の積算内訳書等を基に算定するなどした見込額となっていて、事業の実施に必要な経費とは認められないものであった。

したがって、協会の決算資料等から実際に各事業に要したと認められる経費を集計するなどして、適正な交付対象経費を算定すると計 68,229,027 円となり、前記の交付対象経費 87,358,210 円との差額 19,129,183 円が過大に精算されていて、これに係る間接交付金相当額 19,129,183 円（国庫交付金相当額同額）が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付対象経費を実際に要した経費に基づいて適切に計上することについての認識が欠けていたこと、北海道において間接交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（こども家庭庁）

不　当　事　項

補　助　金

(16)　子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）（令和７年度以降は、子ども・子育て支援特別会計（子ども・子育て支援勘定）） （項）子ども・子育て支援推進費
部　局　等	岩手県
交付の根拠	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
交付金事業者（事業主体）	岩手県滝沢市
交付金事業	子どものための教育・保育給付交付金事業
交付金事業の概要	市町村が民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部を交付するもの
事　業　費	2,238,188,348 円（令和５年度）
上記に対する交付金交付額	1,213,175,956 円
不当と認める事業費	49,116,964 円
不当と認める交付金相当額	22,450,319 円

1　交付金の概要

子どものための教育・保育給付交付金（以下「交付金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども（以下「給付認定子ども」といい、このうち教育給付の認定を受ける子どもを「１号認定子ども」という。）に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等（以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。）が教育又は保育を実施する際に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（令和５年こ成保第 51 号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

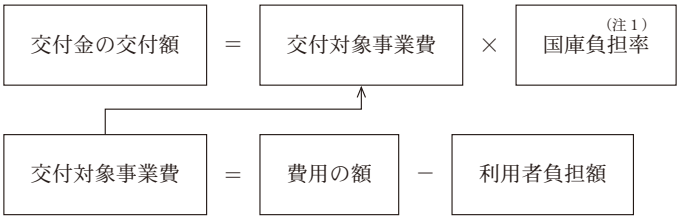

（注１）　国庫負担率　　令和５年度は１／２又は 58.23/100

上記の費用の額は、次のとおり、基本分単価や各種加算の額等に、各月の初日の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。ただし、１号認定子どもについては、費用の額に一定の率（令和５年度は1000分の744）を乗じて当該合計額を減額することとなっている。

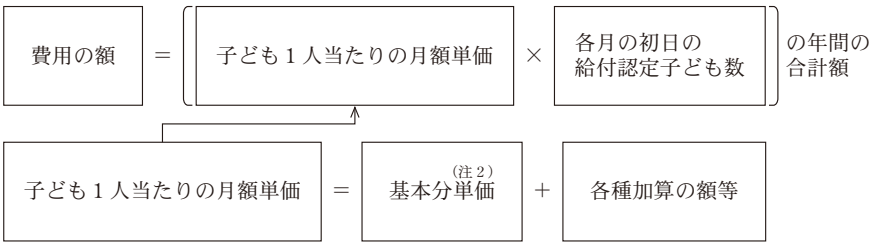

（注２） 基本分単価　　民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に１人当たり月額で定められている単価

また、市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付対象事業費の算定は適切に行われているかなどに着眼して、19都道府県の80事業主体において、５年度又は６年度に交付された交付金を対象として、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

岩手県滝沢市は、５年度の交付金の交付対象事業費を2,238,188,348円と算定して、事業実績報告書を岩手県に提出し、これにより交付金1,213,175,956円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、１号認定子どもについて、費用の額に一定の率を乗じて減額すべきであったのに、誤って、これをしていなかったことなどから、費用の額を75,005,814円過大に算定するなどしていた。

したがって、適正な交付対象事業費を算定すると2,189,071,384円となり、前記の交付対象事業費2,238,188,348円との差額49,116,964円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額22,450,319円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、交付対象事業費の算定に当たり、同市において費用の額の算定等の際に確認が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

第3　総　　務　　省

不　当　事　項

そ　　の　　他　(17)－(24)

(17)　特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたことにより、特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計　(項)地方交付税交付金
部　局　等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
交　付　先	鹿児島県鹿児島市
特別交付税交付額	2,271,282,000円(令和5年度)
過大に交付された特別交付税の額	9,975,000円(令和5年度)

1　特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。算定事項には、地方創生の推進に要する経費(以下「地方創生経費」という。)等がある。

地方交付税法等に基づき、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに特別交付税の額の算定に用いる資料(以下「算定資料」という。)等を作成して都道府県に提出することとなっており、都道府県は管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から送付された算定資料等により、各地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の額の算定は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められている(以下、特別交付税の額の算定の対象となる市町村が負担する額を「市町村負担額」という。)。そして、地方創生経費については、デジタル田園都市国家構想交付金(以下「交付金」という。)を受けて施行する事業に要する経費のうち、交付金の交付額及び地方債を起こすことができる事業に係る経費を除いた額から、更に特定財源等を控除した額を市町村負担額とすることなどとされている(図参照)。

図　特別交付税の額の算定に係る概念図(地方創生経費の例)

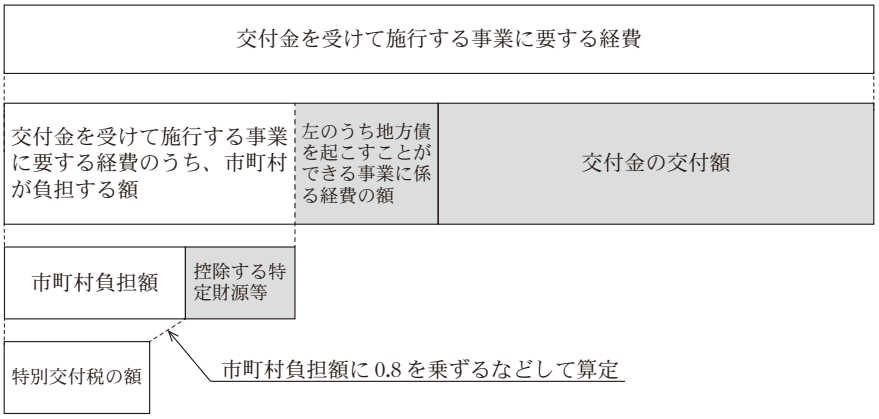

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかなどに着眼して、総務本省、1県及び5府県の7市において、令和4年度から6年度までの間に交付された特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

鹿児島県鹿児島市は、5年度に、地方創生経費の算定資料等の作成に当たり、市町村負担額を28,370,000円として、地方創生経費に係る算定額を含む特別交付税2,271,282,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、同年度の交付金事業として実施した公共施設整備事業が、地方創生経費の算定の対象とならない地方債を起こすことができる事業であったにもかかわらず、同事業に係る経費を誤って地方創生経費の算定の対象としていたため、地方創生経費に係る市町村負担額19,184,000円が過大となっていた。

したがって、適正な市町村負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると2,261,307,000円となり、前記の交付を受けていた特別交付税2,271,282,000円との差額9,975,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において省令等の理解及び算定資料等の確認が十分でなかったこと、鹿児島県において算定資料等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(18)-(24)　震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計　(項)地方交付税交付金
部局等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年法律第41号)
交付先	県1、市3、町3

震災復興特別交付税交付額	139,526,979,000円（平成24年度～令和6年度）
過大に交付された震災復興特別交付税の額	56,339,000円（平成24年度～令和6年度）

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成23年法律第41号）に基づき、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税（以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。）を平成23年度から交付している。

総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」（平成23年総務省令第155号）等を23年度以降毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）を定めている（以下、23年度から令和6年度までの毎年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。）。算定事項の主なものには、国の補助金等（復興特交省令の別表に定められた補助金等（東日本大震災復興交付金、災害公営住宅特別家賃低減対策費補助等））を受けて施行する事業に要する経費のうち各道府県又は各市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額（以下「地方負担額」という。）等がある。復興特交省令等によれば、東日本大震災復興交付金を受けて施行する事業に要する経費のうち、公営住宅建設事業債の対象となる災害公営住宅整備事業等に係る地方負担分（以下「災害公営住宅事業地方負担分」という。）は、震災復興特別交付税の算定の対象とならないこととされている。

地方交付税法等に基づき、道府県は当該道府県に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料（以下「算定資料」という。）等を作成して総務省に提出することとなっている。また、市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに算定資料等を作成して、都道府県に提出することとなっており、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付することなどとなっている。同省は、提出等された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

震災復興特別交付税の額は、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の見込額等を用いることなどにより算定することとされている。また、算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回ったことなどにより、過年度の震災復興特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該過大算定額に相当する額を震災復興特別交付税の額から減額すること（以下「減額調整」という。）とされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、平成24年度から令和6年度までの間に交付された震災復興特別交付税計

139,526,979,000円を対象に、総務本省、岩手県及び6市町において、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、岩手県及び5市町(注)において、算定資料等の作成に当たり、地方負担額の算定の基礎となる国の補助金等の交付対象事業費の算定が適切でなかった。また、岩手県九戸郡洋野町において、算定資料等の作成に当たり、震災復興特別交付税の算定の対象とならない経費である災害公営住宅事業地方負担分を含めていた。さらに、福島県双葉郡浪江町においては、補助事業により整備した住宅敷地について、補助金の額の確定後に譲渡したのに、これに係る国庫納付を行っていなかったことに伴い、過年度の震災復興特別交付税の額の算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回っていたのに減額調整を行っていなかった。これらのことから、岩手県及び6市町に交付された震災復興特別交付税139,526,979,000円のうち計56,339,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(注)　5市町　　陸前高田、釜石、多賀城各市、下閉伊郡山田、双葉郡浪江両町

このような事態が生じていたのは、岩手県及び5市町において地方負担額の算定の基礎となる交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、洋野町において震災復興特別交付税の算定対象についての理解が十分でなかったこと、浪江町において補助事業により整備した住宅敷地の譲渡に当たり必要な手続についての理解が十分でなかったこと、岩手県において洋野町から提出された震災復興特別交付税の算定資料の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

	県名	交付先	算定事項	年度	震災復興特別交付税交付額	過大に交付された震災復興特別交付税の額	摘要
					千円	千円	
(18)	岩手県	岩手県	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	3～5	3,633,941	12,315	交付対象事業費の算定が適切でなかったもの
(19)	同	陸前高田市	東日本大震災復興交付金、災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	平成29～令和6	51,001,068	5,656	同
(20)	同	釜石市	同	平成27～令和6	37,339,342	19,371	同
(21)	同	下閉伊郡山田町	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	4、5	137,271	2,107	同
(22)	同	九戸郡洋野町	東日本大震災復興交付金	24～26	768,676	10,153	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(23)	宮城県	多賀城市	同	2	925,509	2,985	交付対象事業費の算定が適切でなかったもの
(24)	福島県	双葉郡浪江町	同	平成26～令和5	45,721,172	3,752	交付対象事業費の算定が適切でなかったものなど
(18)－(24)の計					139,526,979	56,339	

((18)－(21)については、後掲270ページの国土交通省の項「災害公営住宅の特別減額事業に係る事業費の算定が適切でなかったもの」を、(23)については、後掲274ページの同省の項「災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの」を、(24)につい

ては、後掲 273 ページの同省の項「東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進）事業における交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されるなどしていたもの」をそれぞれ参照）

意見を表示し又は処置を要求した事項

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により地方公共団体が積立てを行った基金について、状況報告書に基金規模の妥当性を適時適切に判断できるような情報を記載させることとし、また、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性の検討を行うよう改めて周知するとともに、これを国庫へ返納させる手続をとらせることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	総務省所管 一般会計　（組織）総務本省 （項）新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 （項）物価高騰対応地方創生推進費
部局等	総務本省
交付等の根拠	予算補助
交付金事業者（事業主体）	13 県
交付金事業	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金を取り崩して実施する基金事業の概要	地方公共団体が実施する事業に要する費用に対して国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により事業主体が積立てを行った基金を複数年度にわたって取り崩して実施する事業
検査の対象とした令和７年度末時点で４年度から６年度までの事業により積立てが行われ、かつ、基金の終期が９年度末以降である 18 県の事業数及び基金残高	30 事業　95 億 1356 万余円
上記のうち交付金充当額	86 億 6963 万余円
使用見込みがなかった 13 県の事業数及び基金残高	23 事業　49 億 6103 万余円

上記のうち交付金充当額	49億6103万円

【改善の処置を要求したものの全文】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模について

（令和8年10月15日付け　総務大臣宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による事業の概要等

(1)　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による事業の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(注1)は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年府地創第127号）等に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月閣議決定）の一環として、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るために、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(注1)（以下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と合わせて「臨時交付金」という。）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年府地創第327号）等に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月閣議決定）の一環として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者の支援を通じた地方創生を図るために、国が交付するものである。臨時交付金の交付対象は、それぞれ、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成し、内閣府に提出して確認を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画等（以下「実施計画」という。）に記載された事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用とされている。

（注1）　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については令和2年度から4年度までに計18兆3259億円が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については5年度から8年度までに計6兆6631億円が、それぞれ補正予算等により予算措置されている。

地方公共団体が作成した実施計画に記載された臨時交付金の交付対象事業が地方単独事業又は複数の府省で所管する国庫補助事業で構成されている場合は貴省が交付行政庁となることとなっており、実際には、全ての実施計画に地方単独事業が含まれるなどしているため、貴省が交付行政庁となっている。そして、貴省は、実施計画に記載された事業を実施する地方公共団体に臨時交付金を交付している。

地方公共団体が貴省から臨時交付金の交付を受けて実施する事業には、地方公共団体が単年度で実施する事業と、地方公共団体が臨時交付金を原資として設置造成又は積増し（以下、これらを合わせて「積立て」という。）した基金を複数年度にわたる事業実施期間内に取り崩して実施する事業（以下「基金事業」という。）がある。

(2)　基金事業の概要

「令和4年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感

染症対策推進室事務連絡。以下「内閣府事務連絡」という。）等によれば、臨時交付金の対象となる基金事業は信用保証料補助事業、利子補給事業（以下、これらを合わせて「信用保証料補助等事業」という。）等とされている。

信用保証料補助等事業は、地方公共団体が、金融機関から融資を受けた事業者が本来負担すべき信用保証料等を減免した信用保証協会等に対して、信用保証料補助金等として、減免した信用保証料等の全部又は一部を支払うなどするものである。地方公共団体が信用保証協会等に支払う各年度の信用保証料補助金等の額は、当該年度の4月1日が属する年の1月から12月までの各月末における、信用保証料補助等事業の対象となる融資契約（以下「対象融資契約」という。）に係る債務残高の平均額に各地方公共団体が定める信用保証料補助率を乗ずるなどして算定される。通常、信用保証料補助等事業の対象となる融資の元本は毎年度返済され、これに伴い、対象融資契約に係る債務残高は毎年度減少していくことから、地方公共団体が信用保証協会等に支払う各年度の信用保証料補助金等の額も毎年度減少していくことになる。

また、内閣府事務連絡によれば、基金の積立てを行った年度（以下「積立年度」という。）の年度末までに対象融資契約を締結すること、原則として積立年度を含め6か年度後の年度末（以下「基金の終期」という。）までに基金を廃止することなどが要件とされている。基金の終期は、複数の年度に積立てを行った場合にあっては、積立年度ごとに設定されることになる（図表1参照）。

図表1　基金の終期（令和4、5、6各年度に基金の積立てを行った場合）

年度／積立年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
4年度の積立て	積立て					基金の終期		
5年度の積立て		積立て					基金の終期	
6年度の積立て			積立て					基金の終期

(3)　基金の執行管理

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）によれば、基金に充てる資金として交付する補助金等については、各省各庁の長は、その交付の条件として、「基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと」「基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと」などを定めることとされている。

財務大臣が平成26年10月に各省各庁の長宛てに発出した「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成26年財計第2534号。以下「指針」という。）によれば、各省各庁の長にあっては、基金の設置後においても、適正化令を適切に運用して基金の執行管理に努めることとされている。また、国費の適正かつ効率的な使用の観点から、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。）を参考とするなどして、あらかじめ基金の廃止時期を設定するとともに、当該廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認するものな

どとされている。基金基準では、基金規模を客観的に把握するために基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合（以下「保有割合」という。）を算出すること、保有割合が１を大幅に上回っている基金等の使用見込みの低い基金については基金の財源となっている国からの国庫補助金等の国庫への返納等を検討することなどとされている。

地方公共団体が臨時交付金の交付を受けて積立てを行った基金の管理、取崩しなどについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領（総務省）」（令和３年総行応第74号）及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金基金管理運営要領（総務省）」（令和５年総行政第329号。以下、これらを合わせて「基金管理運営要領」という。）によることとされている。貴省は、適正化令等の趣旨を踏まえて、基金管理運営要領に基づき、地方公共団体に対して、事業実施期間の毎年度末に、基金事業における支出額、当該年度末の基金残高等を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金事業状況報告書等（以下「状況報告書」という。）に記載させ、当該年度の翌年度５月末までに貴省に報告させることとしている。そして、貴省は、基金の執行管理に当たり、地方公共団体から提出された状況報告書により、基金の状況を把握するなどしている。また、基金管理運営要領によれば、地方公共団体は、基金事業が全て終了したときは基金の残余額を国庫に返納しなければならないこととされているほか、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると総務大臣が認めた場合、又は、基金の廃止の時期が到来したことなどにより基金を廃止する場合には、交付金の全部又はその一部に相当する金額を国庫に返納しなければならないこととされている。

貴省は、令和６年５月に地方公共団体に対して、「「国の補助金等により都道府県等に設置造成された基金」に関する調査表の提出依頼について」（令和６年総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡。以下「総務省事務連絡」という。）等において、基金事業の今後の見通しを踏まえ、基金の規模が過大となっている場合や、今後活用の見込みがないなど、基金に余剰金が生じる見込みの場合は、基金の終期前であっても国庫返納について検討するよう依頼している。

⑷　国会からの検査要請事項に関する報告の概要

本院は、７年12月に参議院に対して報告した「国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について」（以下「７年12月報告」という。）の所見において、各府省庁は、都道府県に設置造成されている基金について、保有割合を算定させること又は基金規模が過大になっていないかなどの状況を客観的に把握する指標を設定することなどにより、基金規模の妥当性を十分に確認すること、また、適切な時期に国庫返納の必要性を検討すること、国庫返納の必要性の検討に当たっては将来の具体的な使用見込みの有無を踏まえることなどにより、使用見込みのない資金について速やかに国庫返納を行わせることなどを記述している。

さらに、７年12月報告においては、臨時交付金により積立てが行われた基金に関する検査の状況として、次の①から③までのことを記述している。

①　内閣府事務連絡を踏まえると、積立年度の年度末までに対象融資契約を締結している場合は、これにより、対象融資契約の融資額が確定することから、積立年度ごとに、積立年度の年度末時点で将来的な使用見込額を算出することが可能であり、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能である。

② 29県が2年度から5年度までに積立てを行った基金において、各積立年度の年度末時点で基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地がある状況となっていた。

③ 基金管理運営要領で示される保有割合の算定式は、年度末時点での基金残高をこれまでに基金に積立てが行われた額で除するものとされていて、これにより算定される値は必ず1未満となるため、基金規模の妥当性を判断するための指標として機能するものとはなっていなかった。

2　本院の検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、有効性等の観点から、7年12月報告を踏まえた貴省の対応はどのようになっているか、臨時交付金により積立てが行われた基金について、将来的な使用見込額に照らして基金規模が過大となっていないかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、7年度末時点で、臨時交付金の額の確定が完了している4年度から6年度までの事業により積立てが行われ、かつ、基金の終期が9年度末以降である基金残高を保有する18県(注2)(30事業、7年度末基金残高計95億1356万余円、うち交付金充当額86億6963万余円)を対象として、貴省、内閣府本府、7県(注3)において会計実地検査を行うとともに、18県全てから、7年度末までの国庫への返納状況、基金事業の執行状況、8年度以降の基金の使用見込み等についての調書の提出を受けるなどして検査した。

（注2） 18県　宮城、山形、茨城、埼玉、富山、長野、静岡、三重、島根、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

（注3） 7県　茨城、富山、三重、広島、長崎、宮崎、鹿児島各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　7年12月報告を踏まえた貴省の対応状況

貴省は、7年12月報告を受けて、保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能するよう、7年度基金事業実施分の状況報告書の様式について、年度末時点での基金残高を次年度以降の使用見込額で除するものとする保有割合の算定式を新たに設けて、8年3月に地方公共団体に対して周知していた。

しかし、貴省は、7年度基金事業実施分の状況報告書に記載させることとしている基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等について、積立年度ごとに記載させることとしていなかった。前記のとおり、基金の終期は、複数の年度に積立てを行った場合にあっては、積立年度ごとに設定されることになる。このため、貴省において基金規模の妥当性の判断は基金の積立年度ごとになされる必要があるが、検査の対象とした18県の7年度基金事業実施分の状況報告書をみたところ、15県(注4)の当該状況報告書には、積立てを行った各年度分が合算された基金残高等が記載されていて、貴省において依然として基金の積立年度ごとに、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を把握することができず、新たに設けた保有割合の算定式が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能しない状況となっていた。

（注4） 15県　宮城、山形、茨城、埼玉、富山、静岡、三重、島根、岡山、高知、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

このように、貴省は、７年12月報告を受けて７年度基金事業実施分の状況報告書の様式を改めていたものの、依然として基金事業における支出額、基金の終期までの使用見込額、基金残高を踏まえた基金規模の妥当性を判断するための指標として十分機能するものとなっていなかったことから、各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかった。

⑵ 使用見込みのない基金残高が保有されていて基金規模が過大となっていた事態

検査の対象とした18県のうち、埼玉、富山、長野、岡山、沖縄各県（７年度末基金残高計18億7140万余円。交付金充当額同額）は、基金の終期までに７年度末時点での基金残高の全額を使用する見込みであるなどとしていた。

一方、上記の５県を除いた13県は、基金残高の全額は使用する見込みがないとしていた。そして、前記のとおり、積立年度の年度末までに対象融資契約を締結している場合は、これにより、対象融資契約の融資額が確定することから、積立年度ごとに将来的な使用見込額を算出することが可能であり、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能である。

そこで、本院において、各県が対象融資契約に係る債務残高の推移の状況等を踏まえて算出した８年度以降の使用見込額を基に、使用見込みのない基金残高を算定したところ、図表２のとおり、13県（23事業）の７年度末時点での基金残高計76億4216万余円（交付金充当額67億9823万余円）のうち、計49億6103万余円（交付金充当額同額）については、積立年度の年度末時点で確定した対象融資契約に係る融資の合計額が基金の積立てに当たり見込んだ額を下回ったことなどにより、８年度以降における信用保証料補助金等としての使用見込みのない基金残高となっていた。

しかし、貴省は、前記⑴のとおり各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかったことなどから、13県において使用見込みのない基金残高を保有している状況を把握しておらず、これらを国庫へ返納させていなかった。このため、13県において使用見込みのない基金残高を保有していて、49億6103万余円（交付金充当額同額）が過大となっていた。

図表２　13県における使用見込みのない基金残高（令和７年度末時点）　（単位：千円）

県名	積立年度	対象事業	基金の終期	基金残高 (A)	使用見込額 (B)	見込運用収入等 (C)	使用見込みのない基金残高 (A)－(B)＋(C)
宮城県	令和４	信用保証料補助	9	6,421	165	40	6,296
		利子補給					
山形県	4	利子補給	9	14,995	2,140	6	12,860
	5	利子補給	10	12,128	8,051	29	4,105
		小計		27,123	10,192	35	16,966
茨城県	4	信用保証料補助	9	1,111,501	52,408	12,998	1,072,091
		利子補給					
	5	利子補給	10	14,018	9,681	6,634	10,971
		小計		1,125,519	62,089	19,632	1,083,063
静岡県	4	利子補給	9	96,139	13,014	716	83,841
三重県	4	信用保証料補助	9	66,034	45,504	198	20,728
		利子補給					
	5	信用保証料補助	10	54,766	44,532	314	10,548
		利子補給					
	6	信用保証料補助	11	55,137	52,260	833	3,710
		利子補給					
		小計		175,938	142,297	1,345	34,986
島根県	4	信用保証料補助	9	225,667	8,253	326	217,741
	5	信用保証料補助	10	7,258	7,255	10	14
		小計		232,926	15,508	337	217,755
広島県	5	信用保証料補助	9	784,033	139,000	9,453	654,487
高知県	4	信用保証料補助	9	18,542	22,080	131	—
		利子補給					
	5	信用保証料補助	10	40,896	32,806	461	8,550
		利子補給					
		小計		59,438	54,886	592	8,550
福岡県	4	信用保証料補助	9	41,977	42,298	321	—
	5	信用保証料補助	10	370,411	299,506	6,078	76,983
		小計		412,389	341,805	6,399	76,983
長崎県	4	信用保証料補助	9	66,680	67,083	403	—
	5	信用保証料補助	10	764,467	284,229	8,420	488,658
	6	信用保証料補助	11	613,371	263,181	8,576	358,765
		小計		1,444,519	614,494	17,399	847,424
熊本県	4	信用保証料補助	9	212,136	35,093	2,274	179,316
		利子補給					
宮崎県	4	信用保証料補助	9	696,296	186,969	9,360	518,688
		利子補給					
鹿児島県	4	信用保証料補助	9	1,247,512	113,697	12,456	1,146,271
		利子補給					
	6	信用保証料補助	11	277,837	194,206	2,774	86,404
		小計		1,525,349	307,904	15,230	1,232,676
計				6,798,233	1,923,420	82,818	4,961,038

注(1)　単位未満を切り捨てているため、計が一致しない場合がある。

注(2)　見込運用収入等とは、金融機関に預け入れられている基金残高に応じて発生が見込まれる利息収入等である。

また、貴省は、地方公共団体に対して、前記1(3)のとおり、総務省事務連絡により、基金に余剰金が生じる見込みの場合は、基金の終期前であっても国庫返納について検討するよう周知していたものの、13県は、あくまで総務省事務連絡の主目的は基金に関する調査表の提出依頼であると認識していたこと、基金管理運営要領に基金の終期前の国庫返納について明記されていないことなどから、国庫返納の必要性の検討を行っておらず、基金の終期前に国庫に返納する予定はないとしていた。

（改善を必要とする事態）

貴省において各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかった事態、及び13県において使用見込みのない基金残高を保有していて基金規模が過大となっていた事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、13県において、使用見込みのない基金残高について基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することの重要性に対する理解が十分でないことにもよるが、臨時交付金による基金の執行管理を行う貴省において、次のことなどによると認められる。

ア　積立年度ごとに基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を状況報告書に記載させるなどして、基金規模が過大となっていないかなど、その妥当性を適時適切に判断することについての検討が十分でないこと

イ　使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することを基金管理運営要領に明記していないなど、地方公共団体に対する周知が十分でないこと

3　本院が要求する改善の処置

各省各庁の長は、指針によれば、適正化令を適切に運用して基金の執行管理に努めること、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認するものとすることとされている。そして、貴省が策定した基金管理運営要領によれば、地方公共団体は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると総務大臣が認めた場合等は、交付金の全部又はその一部に相当する金額を国庫に返納しなければならないこととされている。

ついては、貴省において、臨時交付金による基金の規模が適切なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　基金の執行管理を行うために地方公共団体に毎年度提出させている状況報告書について、当該年度末の基金残高、当該年度末から基金の終期までの期間及び支出見込額を踏まえるなどして、地方公共団体に基金の終期前の国庫返納の必要性の検討を求めるに当たり、基金規模の妥当性を適時適切に判断できるよう、積立年度ごとに、基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を記載させること

イ　基金管理運営要領を改正して、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することを明記するなどした上で、地方公共団体に改めて周知すること

ウ　13県における基金の終期までの使用見込額等を適切に確認した上で、13県に対して、4年度から6年度までの事業により積み立てられ、かつ、基金の終期が9年度末以降である基金における基金残高のうち、使用見込みのない基金残高について、国庫への返納手続をとらせること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

東日本大震災復興交付金により造成した基金を取り崩して実施する事業に係る震災復興特別交付税について、道府県及び市町村において精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で実績額に修正することなどの必要性を周知するとともに、精算されているか点検することを求め、その実施状況を定期的に報告させるなどの体制を整備して、適切に精算されるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計（平成25年度以前は、交付税及び譲与税配付金勘定） （項）地方交付税交付金		
部局等	総務本省		
交付の根拠	地方交付税法（昭和25年法律第211号）、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成23年法律第41号）		
震災復興特別交付税の概要	東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して交付する特別交付税		
検査の対象とした復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の交付先及び交付金額	4県、43市町村	2646億9492万余円（平成23年度～令和6年度）	
見込額を用いた算定額により交付され、適切に精算されておらず、減額調整が行われていなかった震災復興特別交付税の交付先及び過大交付額(1)	1県、13市町村	17億5538万円（平成23年度～令和6年度）	
処分制限財産の処分収入が発生していたのに、適切に精算されておらず、減額調整が行われていなかった震災復興特別交付税の交付先及び過大交付額(2)	3市町	3722万円（平成23年度～令和6年度）	
(1)及び(2)の計		17億9261万円	

1　震災復興特別交付税の概要等

(1)　震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）及び「東日本大震災に対処する等のため

の平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成23年法律第41号)に基づき、東日本大震災(平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を平成23年度から交付している。

また、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成23年総務省令第155号)等を毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23年度から令和6年度までに制定されたこれらの省令を総称して「復興特交省令」という。)。

震災復興特別交付税の算定事項には、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等)を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担する額(以下「地方負担額」という。)として総務大臣が調査した額等がある。

(2)　復興交付金基金事業の概要

復興特交省令の別表に定められた補助金等の一つである東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業等を記載した復興交付金事業計画に基づく事業(以下「復興交付金事業」という。)に要する経費に充てるために国が交付するものである。平成23年度から令和4年度まで実施された復興交付金事業は、被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤の嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施する漁業集落防災機能強化事業(以下「漁集事業」という。)等の40分類の基幹事業等によって構成されており、さらに、市町村等において、事業を執行する個別の地区等に応じて基幹事業等を細かく分類した事業(以下「個別事業」という。)ごとに事業の執行状況等が管理されている。市町村等は、復興交付金の交付を受けるに当たり、単年度事業又は復興交付金により造成した基金を取り崩して複数年度にわたり実施する事業(以下、補助金等により造成した基金を取り崩して複数年度にわたり実施する事業を「基金事業」といい、このうち、復興交付金に係る基金事業を「復興交付金基金事業」という。)のいずれかを選択することとなっているが、そのほとんどが復興交付金基金事業として実施されている。また、基幹事業のうち漁集事業等は、事業で取得等した土地等の財産について、事業完了後に売却等により処分することが想定された事業となっている。

(3)　震災復興特別交付税の額の算定等

震災復興特別交付税の額の決定等の時期(以下「算定時期」という。)は、平成23年度については24年3月、24年度以降については各年度の9月及び3月となっており、算定事務の流れは、図表1のとおりとなっている。

図表１　震災復興特別交付税の算定事務の流れ（市町村が算定資料を作成する場合の例）

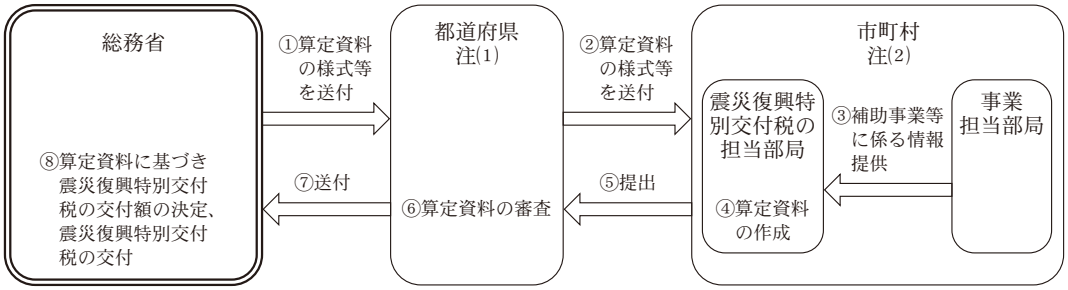

注(1)　東京都は、都内の市町村が作成した算定資料の審査等を行っている。
注(2)　道府県が補助事業等を実施する場合等には、道府県が算定資料を作成する。

総務省は、算定時期ごとに、震災復興特別交付税の額の算定に用いる財政需要に関する基礎資料（以下「算定資料」という。）の様式を、算定資料の記載内容や記載方法等を定めた記載要領等と合わせて都道府県及び市町村に送付している（図表１①及び②）。

道府県及び市町村においては、震災復興特別交付税の担当部局が復興交付金事業等の担当部局（以下「事業担当部局」という。）から提供を受けた復興交付金事業等に係る経費の情報を活用することなどにより、地方負担額に事務費を加算するなど所定の調整を行った額（以下「算定額」という。）を算定するなどして、算定資料を作成している（同③及び④）。

算定資料の一つである確認表は、震災復興特別交付税の算定年度等別に様式が分かれており、復興特交省令の別表に定められた補助金等について震災復興特別交付税の算定に必要な事業費、地方負担額等を記載することとなっている（以下、各様式に地方負担額等を記載する単位を「算定単位」という。）。そして、基金事業に係る地方負担額を基礎として算定される震災復興特別交付税に関して、道府県及び市町村において、基金を取り崩して事業を実施した場合に、確認表に当該事業の地方負担額に対応する算定単位を新たに設けて、実績額又はその見込額を記載することとなっている。

都道府県は、地方交付税法に基づき、市町村から提出を受けた算定資料について、審査を行った上で総務省に送付している（同⑤、⑥及び⑦）。

総務省は、道府県及び市町村から提出等された算定資料に基づき、震災復興特別交付税の額を決定して交付している（同⑧）。

(4)　震災復興特別交付税の精算等

震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いるなどとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後の算定時期に作成する算定資料において、見込額を実績額に修正して精算することとされている。このため、道府県及び市町村において、確認表の算定単位に係る地方負担額等について、交付決定額等の見込額を記載した場合は、実績額が確定した後の算定時期に、実績額に修正することとなっている。

また、復興特交省令によれば、総務大臣は、前年度以前に算定した震災復興特別交付税の額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回ったことにより震災復興特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該過大に算

定された額に相当する額(以下「過大算定額」という。)を当該年度の9月分又は3月分の交付額から減額すること(以下「減額調整」という。)などとされている。そして、総務省は、道府県及び市町村から、算定資料により、精算により生じた過大算定額等を報告させて、当該報告が行われた算定時期の算定額から過大算定額を差し引いて減額調整を行っている(図表2参照)。また、算定額が過大算定額を下回っている場合には、過大算定額の全額を対象に減額調整を行えないこととなるが、減額調整が未完了となった額は、次回の算定時期において、減額調整が行われるなどすることとなっている。

図表2　震災復興特別交付税の精算等の概念図

【補助事業等の開始時等に見込額により算定する場合の確認表の例】
①交付決定通知等の算出根拠に基づき、事業費100千円に対して補助金が50千円交付される見込みとなる場合、地方負担額の見込額は50千円となる。
②事務費等の所定の調整額が10千円であった場合、算定額は60千円となる。
③総務省は、報告された算定額に基づき、震災復興特別交付税の交付額を決定する。

(単位：千円)

	補助金等名	算定団体名	事業費 a	補助金等交付額 b	地方負担額 c＝a－b	事務費等の所定の調整額 d	算定額 e＝c＋d
算定単位	A補助金	B市	100	50	50	10	60
	…	…	…	…	…	…	…

【補助事業等の完了後に実績額により精算する場合の確認表の例】
①実績報告書等の算出根拠に基づき、事業費80千円に対して補助金が40千円交付されることになる場合、地方負担額の実績額は40千円に修正される。
②事務費等の所定の調整額が10千円であった場合、算定額は50千円となる。
③見込額による算定時に算定額は60千円と報告されていたことから、差額の10千円が過大算定額として報告される。
なお、総務省は、報告された過大算定額を基に減額調整を行う。

(単位：千円)

補助金等名	算定団体名	事業費 a	補助金等交付額 b	地方負担額 c＝a－b	事務費等の所定の調整額 d	算定額 e＝c＋d
A補助金	B市	80	40	40	10	50
…	…	…	…	…	…	…

(注)　本院において確認表の様式を簡略化して記載したものであり、実際の確認表の様式とは異なる。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

復興交付金基金事業は令和4年度までに終了しており、復興交付金基金事業に係る地方負担額を基に算定される震災復興特別交付税(以下「復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税」という。)について精算が完了している状況にあると考えられる。そして、平成23年度から令和6年度までの間に震災復興特別交付税の額の算定の基礎となった基金事業に係る地方負担額計7458億9516万余円のうち、復興交付金基金事業に係る地方負担額は計6654億6345万余円と多くを占めている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税が適切に精算されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成23年度から令和6年度までに岩手、福島、茨城、千葉各県及び4県管内の43市町村(注)に交付された復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税計2646億

9492万余円を対象として、4県及び43市町村において、復興交付金基金事業に係る完了実績報告書、算定資料等の関係書類を徴して確認するなどするとともに、総務本省において、震災復興特別交付税を適切に精算させるための取組の実施状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注）　43市町村　　宮古、大船渡、久慈、陸前高田、釜石、会津若松、いわき、白河、須賀川、相馬、南相馬、日立、高萩、北茨城、ひたちなか、鹿嶋、潮来、神栖、千葉、旭、我孫子、浦安、香取、山武各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田、岩泉、九戸郡洋野、伊達郡桑折、岩瀬郡鏡石、西白河郡矢吹、東白川郡矢祭、双葉郡広野、楢葉、富岡、浪江、相馬郡新地、東茨城郡大洗各町、下閉伊郡田野畑、普代、九戸郡野田、相馬郡飯舘、那珂郡東海各村

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算されていなかった事態

岩手、福島、茨城、千葉各県及び4県管内の43市町村は、復興交付金基金事業を平成23年度から令和4年度までの間に実施していた。このうち、岩手県及び4県管内の13市町村は、平成23年度から令和6年度までの間に、復興交付金基金事業に係る算定額を計697億2295万余円として総務省に報告するなどして、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

しかし、岩手県及び13市町村は、上記の算定額を算定するに当たり、事業が完了するなどして復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額が確定していたにもかかわらず、その後の算定時期における算定資料を作成する際に、算定単位に係る地方負担額を見込額のままとし、又は、誤った額に修正していて適切に精算しておらず、震災復興特別交付税計17億5538万余円が過大に交付されていた（図表3参照）。

図表３　岩手県及び13市町村に対して過大に交付されていた震災復興特別交付税の額　（単位：千円）

県名	市町村等名	過大に交付されていた震災復興特別交付税の額
岩手県	岩手県	179,811
	大船渡市	9,118
	田野畑村	331,518
	野田村	7,938
福島県	白河市	1,981
	相馬市	14,796
	南相馬市	142,642
	矢吹町	3,307
	矢祭町	1,490
	広野町	631
	富岡町	300,155
	新地町	552,799
茨城県	潮来市	208,316
千葉県	山武市	886
計		1,755,388

そこで、岩手県及び13市町村の算定資料をみたところ、基幹事業について細かく分類した個別事業ごとに算定単位が設けられていたこと(図表４①)、一つの個別事業について、長期間にわたり実施され、各年度の復興交付金事業計画等に対応した算定単位が設けられていたことなどから、震災復興特別交付税の算定が行われた基幹事業数に比べて、算定単位数は多数に上っていた(同②)。

図表４　復興交付金基金事業において多数の算定単位が設けられている状況の概念図

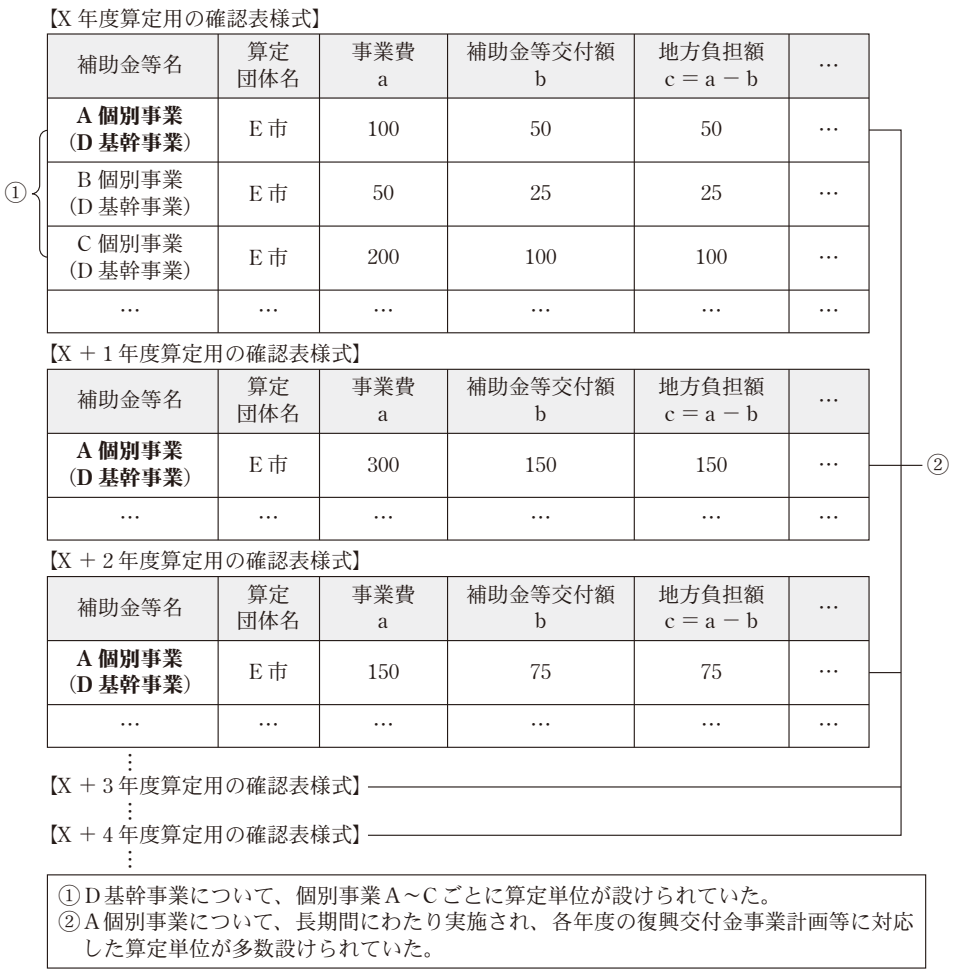

（注）　本院において確認表の様式を簡略化して記載したものであり、実際の確認表の様式とは異なる。

算定単位数が多数に上っていることにより復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額との対応関係の把握が困難になることに加えて、長期間にわたり事業が実施される過程で事業計画が変更されることもあることから、震災復興特別交付税の適切な精算を行うためには、それぞれの算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理して、震災復興特別交付税の担当部局において確実に引継ぎを行うなどする必要がある。

しかし、岩手県及び 13 市町村においては、算定単位に係る地方負担額の算出根拠が適切に整理等されていなかった。

このため、震災復興特別交付税の精算時において、復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額をどの算定単位に反映させるのかが判断できず、算定単位に係る地方負担額を見込額のままにしておくなどしていて、適切に精算されていなかったと認められた。

また、震災復興特別交付税の適切な精算を行うためには、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等する必要があるのに、総務省は、道府県及び市町村に対して、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等するよう促す取組を行っていなかった。

前記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

新地町は、復興交付金基金事業を平成23年度から令和3年度までの間に実施していた。そして、復興交付金基金事業に係る算定額について、平成23年度から令和6年度までの間に、計66億4372万余円と算定して総務省に報告するなどしており、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

しかし、同町は、上記の算定額を算定するに当たり、5年2月までに復興交付金基金事業の額が確定したことに伴い、地方負担額の実績額が確定していたにもかかわらず、その後の算定時期における算定資料の作成に当たり、地方負担額を見込額から実績額に修正すべきところ見込額のままとするなどして適切に精算していなかったため、震災復興特別交付税5億5279万余円が過大に交付されていた。

同町に、震災復興特別交付税が適切に精算されていなかった理由を確認したところ、長期間継続して実施される復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の算定事務を行うに当たり、精算時への影響についての理解が不足していたことから、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等していなかったなどのためであるとしていた。

(2) 事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生していたのに、震災復興特別交付税について適切に精算されていなかった事態

前記のとおり、復興交付金事業の基幹事業のうち漁集事業等は、事業で取得等した土地等の財産について、事業完了後に売却等により処分することが想定された事業となっている。当該処分により処分収入が発生した場合には、地方負担額が減額されることになり、算定額が過大となるため、震災復興特別交付税を精算する必要がある。

そこで、前記の4県及び43市町村における漁集事業等の事業完了後の土地等の財産の処分状況を確認したところ、3市町は、事業完了後に処分制限財産を有償譲渡して処分収入が発生していた。しかし、震災復興特別交付税について、処分収入が発生したことにより、算定額が過大になっていたのに、適切に精算しておらず、計3722万余円の震災復興特別交付税が過大に交付されている事態が見受けられた(図表5参照)。

図表5　3市町に対して過大に交付されていた震災復興特別交付税の額　(単位：千円)

県名	市町村等名	過大に交付されていた震災復興特別交付税の額
岩手県	釜石市	36,023
福島県	いわき市	934
	新地町	272
計		37,229

3市町の震災復興特別交付税の担当部局に対して、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生していたのに震災復興特別交付税を適切に精算していなかった理由を確認したところ、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した場合に、震災復興特別交付税の精算が必要であることを認識していなかったこと、処分制限財産に係る処分収入の発生状況等について、事業担当部局との間で適切に情報共有がなされていなかったことのためとしていた。

総務省は、道府県及び市町村に対して、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生したことにより算定額が過大になった場合には、震災復興特別交付税について適切に精算する必要があることを明確に示していなかった。

このように、震災復興特別交付税の算定事務が適切に行われていなかったことにより、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、岩手県及び13市町村において、震災復興特別交付税を適切に精算するための算定事務に関する理解が十分でなかったこと、3市町において、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した際に震災復興特別交付税を適切に精算することの必要性についての認識が欠けていたこと、総務省の確認及び4県の審査が十分でなかったことなどにもよるが、総務省において、次のことなどによると認められた。

ア　道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等するよう促す必要性について認識が欠けていたこと

イ　道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税について、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生したことにより算定額が過大になった場合には、適切に精算する必要があることを明確に示していなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、総務省は、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア　過大に交付されていた震災復興特別交付税について、8年9月の算定時期までに、岩手県及び15市町村（(1)の事態に係る13市町村及び(2)の事態に係る3市町の純計）に精算させて、当該精算の結果に基づき、8億4403万余円の減額調整を行った。また、減額調整が未完了となっている9億4858万余円については、4市町村との間で、8年度以降に、復興特交省令等に基づき減額調整を行うなどしていくことを確認した。

イ　8年9月に都道府県等に対して通知を発して、道府県及び市町村に対して、精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で、実績額に修正することの必要性について周知した。また、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した場合には震災復興特別交付税について適切に精算すること及び震災復興特別交付税の担当部局と事業担当部局との間で処分制限財産の処分状況に係る情報共有を図ることの必要性を明確にした上で、周知した。

ウ　イの通知により、道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税について、適切に精算されているか点検することを求めるとともに、算定資料の一つである確認表に新たに項目を設けて、当該項目に点検の予定時期を設定させ、かつ、点検の実施状況を定期的に報告させる体制を整備した。また、点検の速やかな実施に向けて必要な助言を行うとともに、審査を行う都道府県に対して、点検の予定時期が到来しているのに点検が実施されていない算定単位について、市町村に実施状況を確認するよう助言した。

第4　法　　務　　省

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（1）　総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定に当たり、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いる場合の具体的な積算方法を周知することなどにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

科　　目	一般会計　(組織)矯正官署　(項)矯正管理業務費
部　局　等	法務本省、5矯正施設
総合警備システム等の更新整備契約等の概要	総合警備システム等の経年劣化による機能低下を防止するための更新整備等を実施するもの
検査の対象とした更新整備契約等の件数及び契約額	185件　53億0870万余円(令和4年度～7年度)
上記のうち技術者料金に係る諸経費を予定価格に重複して計上していた更新整備契約等の件数及び契約額	8件　10億2377万余円
上記の更新整備契約等に係る諸経費の積算額	2億2008万余円
低減できた諸経費の積算額	1億3980万円(令和4年度～7年度)

1　総合警備システム等の更新整備契約等の概要

(1)　矯正施設における総合警備システム等の概要

法務省は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)、少年院法(平成26年法律第58号)又は少年鑑別所法(平成26年法律第59号)に基づき、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「矯正施設」という。)の管理運営を行っている。同省は、矯正施設の保安警備力の強化を図るために、監視システム、防犯線システム等により構成される総合警備システムのほか、これに連携する非常電鈴設備等(以下、これらを合わせて「総合警備システム等」という。)を整備している。そして、同省は、令和3年12月に策定した「総合警備システム整備方針」に基づくなどして、総合警備システム等について、経年劣化による機能低下を防止するなどのための更新整備(新たなシステムの構築等のソフトウェア開発等を含む。)及び安全かつ効率的な運用・管理を図るための保守点検を実施している。

(2)　更新整備契約等に係る予定価格の算定

総合警備システム等の更新整備契約及び保守点検業務契約(以下、これらを合わせて「更新整備契約等」という。)について、各矯正施設は、仕様書等を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事積算基準」(平成15年国営計第196号)等を用いて費用ごと

に区分して積み上げる方法等により、予定価格を算定している。

公共建築工事積算基準を用いる場合は、材料費、労務費、機械器具費等の直接工事費を算出し、これに、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に相当する額を諸経費として加えるなどして工事費を算定している(図参照)。そして、共通仮設費は、直接工事費に所定の率を、現場管理費は、直接工事費と共通仮設費を合算した純工事費に所定の率を、一般管理費等は、純工事費と現場管理費を合算した工事原価に所定の率をそれぞれ乗ずるなどして算出している。

図　工事費の構成

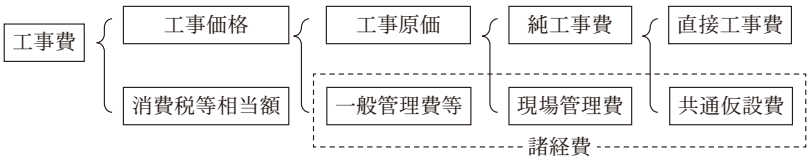

各矯正施設は、直接工事費等を費用ごとに区分して積み上げる方法により予定価格を算定する場合に用いる材料費、労務費、機械器具費等の単価及び価格(以下「価格等」という。)について、市販の積算参考資料(以下「積算参考資料」という。)に掲載されている価格等、インターネット等において公表されている販売会社等の価格等、過去に同種案件を受注したことがある複数の業者から徴した参考見積りのうち最も低い価格等、又はこれらを比較して最も低い価格等を採用するなどしている。

直接工事費等のうち、ソフトウェア開発業務及びシステム運用・管理業務(以下「ソフトウェア開発業務等」という。)に係る費用については、積算参考資料に掲載されているソフトウェア開発業務等の技術者料金(以下「技術者料金」という。)を用いて算出することもある。技術者料金には、ソフトウェア開発業務等に従事する技術者の人件費のほか諸経費が含まれるものもある。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、4年度から7年度までの間に各矯正施設が締結した契約(契約額が250万円未満のものは除く。)のうち、5年度から7年度までの間に履行が完了した94矯正施設(注1)に係る総合警備システム等の更新整備契約等185件、契約額計53億0870万余円を対象として、法務本省及び15矯正施設において、契約書、仕様書、予定価格調書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の94矯正施設から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1)　94矯正施設　　45刑務所、6少年刑務所、6拘置所、15少年院、22少年鑑別所

(検査の結果)

検査したところ、上記の94矯正施設に係る総合警備システム等の更新整備契約等185件のうち、67矯正施設の122件については、積算参考資料に掲載されている価格等を用いるなどして、直接工事費等を費用ごとに区分して積み上げる方法により予定価格を算定していた。このうち5矯正施設(注2)の8件(契約額計10億2377万余円)については、積算参考資料に掲載されている技術者料金を用いるなどして直接工事費等を算出した上で、これに所定の率を乗じて算出した諸経費を計上するなどして予定価格を計10億8469万余円(うち諸経費の積

算額計 2 億 2008 万余円）と算定していた。

しかし、5 矯正施設が積算に用いた技術者料金は、既に諸経費が含まれているものであったことから、技術者料金に係る諸経費が予定価格に重複して計上されていた。

（注 2） 5 矯正施設　　札幌、府中両刑務所、東京、立川、大阪各拘置所

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

東京拘置所は、令和 7 年 5 月に、「東京拘置所外構センサ等更新整備一式」に係る契約を契約額 2 億 1120 万円で締結している。この契約は、同拘置所に設置されている総合警備監視システムのうち外構センサ関連の機器を更新するとともに、外構センサ監視制御システムを設計・開発するなどして新たに構築し、総合警備監視システムと連携させることにより、機能の集約・効率化を行うものである。

本件契約の予定価格の算定に当たり、同拘置所は、ソフトウェア開発業務に係る費用については積算参考資料に掲載されている技術者料金を用いるなどして直接工事費を算出した上で、これに所定の率を乗じて諸経費を 3969 万余円と算出するなどして、予定価格を 2 億 1339 万余円と算定していた。

しかし、同拘置所が積算に用いた技術者料金は、既に諸経費が含まれているものであったことから、技術者料金に係る諸経費が予定価格に重複して計上されていた。

上記の諸経費に係る積算額 3969 万余円について、技術者料金に係る諸経費を計上しないこととして修正計算すると、747 万余円となり、積算額を 3222 万余円低減できることになる。

このように、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定に当たり、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いる場合に、技術者料金に係る諸経費を予定価格に重複して計上していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**低減できた積算額**）

更新整備契約等 8 件の予定価格の算定における諸経費の積算額 2 億 2008 万余円について、既に諸経費が含まれている技術者料金に係る諸経費を計上しないこととして修正計算すると、計 8019 万余円となり、積算額を約 1 億 3980 万円低減できたと認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、5 矯正施設において、積算参考資料に掲載されている技術者料金の内容の確認が十分でなかったことにもよるが、法務本省において、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いてソフトウェア開発業務等に係る費用を算出する場合の積算方法を具体的に示すなどの指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、法務本省は、8 年 8 月に各矯正施設等に対して事務連絡を発出して、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格が適切に算定されるよう、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いてソフトウェア開発業務等に係る費用を算出する場合の具体的な積算方法を周知するなどの処置を講じた。

（2）　地方出入国在留管理局に配備された在留カードを作成するICカードプリンタについて、使用状況を把握した上で、使用されていないICカードプリンタの管理換を行わせるなどの体制を整備することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)出入国在留管理庁 (項)出入国管理業務費 (項)国際観光旅客税財源観光振興費 (項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費	
部局等	出入国在留管理庁本庁(平成31年3月31日以前は法務省)	
ICカードプリンタの概要	地方出入国在留管理局が中長期在留者に対して交付する在留カードの作成に使用するもの	
検査の対象としたICカードプリンタの数量及び調達価格相当額	700台	4億9531万余円(平成27年度～令和7年度)
使用が見込まれないことからFEIS端末に接続されていなかったICカードプリンタの数量及び調達価格相当額(1)	62台	4272万円(令和元年度～7年度)
使用状況調査票において在留カードの作成枚数が0枚となっていたICカードプリンタの数量及び調達価格相当額(2)	63台	2741万円(令和2年度～7年度)
(1)及び(2)の純計	103台	5651万円

1　在留カード等の概要

(1)　在留カード及びICカードプリンタの概要

出入国在留管理庁(平成31年3月31日以前は法務省。以下同じ。)は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るなどのため、我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち、3か月以下の在留期間が決定された者、外交又は公用の在留資格が決定された者等を除く者(以下「中長期在留者」という。)に対して、氏名、生年月日、性別、在留資格等(以下、これらを「管理情報」という。)が記載された在留カードを交付している。同庁には、地方支分部局として地方出入国在留管理局(以下「地方入管局」という。)が設置されており、地方入管局は、本局並びに主要な空港等に置かれている支局及び出張所において、中長期在留者に対する在留資格審査、在留カードを交付する在留管理等の業務を行っている。在留カードは、外国人出入国情報システム(注1)(Foreigners Entry and departure Information System)の端末(以下「FEIS端末」という。)に接続されているICカードプリンタ(以下「プリンタ」という。)に、管理情報をデータとして格納するICチップが内蔵されたICカード等の消耗品を補充して、

FEIS 端末を操作することにより作成されている。

出入国在留管理庁本庁（以下「本庁」という。）は、在留カードの作成のために地方入管局に配備するプリンタを購入契約又は賃貸借・保守契約により調達しており、購入契約で調達したプリンタの保守については、別途、保守契約を締結している。賃貸借・保守契約及び保守契約の仕様書によれば、プリンタに障害が発生した場合には、保守業者は、原則として障害連絡を受けた翌日までに現地に代替機を持参して保守対応することとされており、必要に応じて障害が発生したプリンタと代替機の入替えを行うことなどとされている。令和 7 年 12 月時点で、プリンタは、地方入管局の本局、支局及び出張所の審査窓口、事務室等に 700 台（平成 27 年度以降に購入契約で調達した 171 台、賃貸借・保守契約で調達した 529 台）が配備されている。

また、本庁は、毎月、IC カード等の消耗品の在庫数量を把握するために、プリンタごとに IC カードの使用枚数等を記録する在留カード等消耗品使用状況調査票（以下「使用状況調査票」という。）を地方入管局に提出させている。

（注 1） 外国人出入国情報システム　外国人の管理情報、出入国情報等が登録され、在留カードの発行機能を有している。

⑵ 国における物品管理の概要

物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）によれば、各省各庁の長は、その所管に属する物品の取得、供用等（以下「管理」という。）を行うこととされている。また、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員（以下「物品管理官等」という。）は、物品の効率的な供用等のため必要があると認めるときは、各省各庁の長等の承認を経て、物品の管理換をすることができることとされている。

同庁では、前記 700 台のプリンタを物品として管理しており、地方入管局で管理する物品については、地方入管局に置かれている物品管理官等が管理することとなっており、当該物品の管理換をすることができることとなっている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、効率性、有効性等の観点から、在留カードを作成するプリンタは地方入管局に効率的に配備され、有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、8 地方入管局(注 2)に配備されたプリンタ 700 台（購入契約で調達した 171 台の物品管理簿価格 1 億 5604 万余円、賃貸借・保守契約で調達した 529 台の令和 2 年度から 7 年度までの間におけるプリンタの賃貸借に係る支払相当額 3 億 3927 万余円（以下、物品管理簿価格及びプリンタの賃貸借に係る支払相当額を合わせて「調達価格相当額」という。）、調達価格相当額計 4 億 9531 万余円）を対象として、本庁及び 8 地方入管局において、物品管理簿等の関係書類及び配備後の使用状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、使用状況調査票等の提出を受けて、その内容を集計するなどして検査した。

（注 2） 8 地方入管局　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡各出入国在留管理局

（検査の結果）

8 地方入管局に配備されたプリンタ 700 台について、現地の状況を確認するなどしたところ、表のとおり、5 地方入管局(注 3)に配備された 62 台（調達価格相当額計 4272 万余円）について

は、７年６月から同年12月までの間の会計実地検査時点において、使用が見込まれないことから、FEIS端末に接続されることなく、障害発生時の対応のための代替機等として倉庫、事務室等に保管されていて、在留カードの作成のために使用されていなかった。しかし、前記のようにプリンタの障害発生時には、保守業者により必要に応じて代替機との入替えが行われること、それぞれの配備先には複数台のプリンタがあり、正常に稼働する他のプリンタを活用できることなどから、地方入管局に代替機を配備しておく必要はないと認められた。

また、使用状況調査票が保存されていた４年３月から７年11月までの間における各プリンタの使用状況について、ICカードの使用枚数を集計することなどにより確認したところ、６地方入管局(注４)に配備された63台(同計2741万余円)については、同期間を通じて在留カードの作成枚数が０枚となっていて、使用されていなかった。このうち、４地方入管局(注５)に配備された22台(同計1362万余円)については、上記の会計実地検査時点においてFEIS端末に接続されていなかったプリンタ62台と重複している。

これらの在留カードの作成のために使用されていなかったプリンタについて、重複分を除くと、７地方入管局(注６)の103台(同計5651万余円)となる。

(注３)　５地方入管局　　東京、名古屋、大阪、広島、高松各出入国在留管理局

(注４)　６地方入管局　　札幌、東京、名古屋、大阪、高松、福岡各出入国在留管理局

(注５)　４地方入管局　　東京、名古屋、大阪、高松各出入国在留管理局

(注６)　７地方入管局　　札幌、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡各出入国在留管理局

表　８地方入管局に配備されたプリンタの状況　　(単位：台、千円)

地方出入国在留管理局名	配備されたプリンタ		使用が見込まれないことからFEIS端末に接続されていなかったプリンタ		使用状況調査票において在留カードの作成枚数が０枚となっていたプリンタ		左のうち使用が見込まれないことからFEIS端末に接続されていなかったプリンタ		在留カードの作成のために使用されていなかったプリンタ	
	(A)		(B)		(C)		(D)		(B)＋(C)－(D)	
	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額
札幌	25	18,233	0	0	1	611	0	0	1	611
仙台	20	13,316	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	322	239,164	39	29,768	10	8,455	6	5,492	43	32,732
名古屋	103	78,798	10	7,737	10	8,285	6	5,020	14	11,002
大阪	92	61,023	8	1,619	10	2,024	8	1,619	10	2,024
広島	30	21,232	1	881	0	0	0	0	1	881
高松	13	8,763	4	2,717	3	2,375	2	1,493	5	3,598
福岡	95	54,783	0	0	29	5,661	0	0	29	5,661
計	700	495,315	62	42,724	63	27,414	22	13,625	103	56,513

注(1)　令和４年４月以降に配備されたプリンタについては、配備以降の使用実績を集計している。
注(2)　(D)のプリンタ22台は、(B)の62台と重複している。

一方で、本庁に対して、上記7地方入管局の中の複数の地方入管局から、外国人入国者の増加に伴う審査待ち時間の短縮につながることや中長期在留者数の増加に伴う在留資格に係る各種申請が増加していることなどを理由として、5年度計27台、6年度計31台、7年度計42台と毎年度プリンタの増設要望がなされている状況となっていた。

しかし、本庁は、使用状況調査票を活用していなかったことなどから、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握しておらず、使用されていないプリンタがあることを認識していなかった。このため、本庁は、使用されていないプリンタについて地方入管局に置かれている物品管理官等に管理換を行わせるなどの対策を講じていなかった。

このように、本庁において、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握しておらず、有効活用を図るための対策を講じていなかったために使用されていないプリンタがあった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、本庁において、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握して、使用されていないプリンタについて有効活用が図られるよう地方入管局に適切な指示を行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、本庁は、次のような処置を講じた。

ア　地方入管局に対して、8年6月に、通知を発するなどして、使用されていないプリンタについては、原則として自局管内での移設等による活用を図ること、なお使用されていないプリンタがある場合には、他の地方入管局への管理換を検討できるよう本庁に相談することなどを周知した。

イ　本庁において、8年6月に、使用状況調査票を活用して地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握した上で、自局管内での使用が見込まれないプリンタについては、他の地方入管局への管理換を行わせるなどの有効活用を図るための体制を整備した。

第5　外　　務　　省

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、無償資金協力等により整備される移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととするなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)外務本省　(項)経済協力費 独立行政法人国際協力機構　一般勘定
部　局　等	外務本省、独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	無償資金協力
検査及び調査対象とした事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計	82事業　357億0328万余円(平成18年度～令和7年度)
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及び贈与額計	2事業　10億6943万円(背景金額) (平成29年度～令和4年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の実施状況について

(令和8年10月19日付け　外務大臣
独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1　政府開発援助の概要

開発協力大綱(令和5年6月閣議決定)によれば、我が国は、開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくこととされている。そして、政府開発援助について、その他公的資金や民間資金との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めていくこととされている。

外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償資金協力等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、無償資金協力、技術協力、有償資金協力等を実施している。

このうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し、機構がその一部の実施の促進に必要な業務を実施していたが、

同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。外務省が実施することとなっている無償資金協力の中には、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)等がある。草の根無償は、開発途上国で活動するNGO、地方公共団体、教育機関等の非営利団体を対象とし、事業の実施期間が贈与契約締結日から1年以内に完了することとされている比較的小規模なプロジェクト(原則1000万円以下)である。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を実施するもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより実施されるもので、機構(20年9月30日以前は国際協力銀行)が実施することとなっている。

令和7年度に外務省又は機構が実施した無償資金協力の実績は2069億8774万余円、機構が実施した技術協力の実績は799億5780万余円及び有償資金協力の実績は2兆0607億8076万余円となっている。

2　本院の検査及び調査の結果

(検査及び調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力並びに機構が実施する技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び調査を実施した。

① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、贈与契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握して、評価した上で、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助の対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、事業間のずれ、重複等が生じないよう調整されているか。

(検査及び調査の対象及び方法)

本院は、5か国(注1)において平成16年度から令和7年度までに実施された無償資金協力82事業(贈与額計357億0328万余円、うち草の根無償56事業に係る贈与額計5億4469万余円)、技術協力18事業(経費累計額79億2981万余円)及び有償資金協力15事業(貸付実行累計額3131億2441万余円)を対象として、外務本省及び機構本部において、協力準備調査報告書等を確認し、説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において、事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

また、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から直接説明を受けて事業現場の状況を確認するなどして現地調査を実施し、さらに、相手国等の保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

（注１）　５か国　　モザンビーク共和国、パラグアイ共和国、ルワンダ共和国、東ティモール民主共和国、ウズベキスタン共和国

（検査及び調査の結果）

検査及び調査を実施したところ、次のとおり、無償資金協力２事業（贈与額計10億6943万余円）の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していなかった。

⑴　無償資金協力：送変電網緊急改修計画（モザンビーク共和国）（贈与額10億5957万余円）

ア　事業の概要

この事業は、モザンビーク共和国（以下「モザンビーク」という。）の首都マプト近郊におけるインフレネ変電所を改修することなどにより、モザンビーク南部系統への電力供給の向上・安定化を図り、もってモザンビークの地域住民の生活水準の向上及び経済活動の促進に寄与することを目的とするものである。

外務省は、平成29年８月にモザンビーク政府との間で交換公文を取り交わし、機構は、これに基づき、本事業に必要な資金として10億5957万余円をモザンビーク政府に贈与している。

本事業は、事業実施機関であるモザンビーク電力公社が、インフレネ変電所の既設変圧器の一部の容量を拡充等するもの、及びマプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置することにより柔軟な保守支援に寄与するために、変圧器等の機器をトレーラーに搭載した移動式変電所を整備するものである。

機構が29年に作成した協力準備調査報告書によれば、移動式変電所は、①過負荷状態にある変電所において急増する電力需要に対応すること、②配電用変電所において変圧器のメンテナンス期間中に、搭載した変圧器を代替として利用することとされている。

また、事業実施機関は、マプト首都圏近郊が落雷頻発地域であることを踏まえ、当初、移動式変電所に搭載された変圧器等の避雷対策として、当該変電所に装備された避雷器について、配電用変電所に設置された多重接地システム等と接続することにより接地抵抗値が基準値以下になるよう設計しており、この対策により運用することにしている。

イ　検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、本事業によって容量を拡充等されたインフレネ変電所の既設変圧器は、支障なく運用されていた。また、変圧器を搭載した移動式変電所については、令和２年１月に導入され、過負荷状態にある変電所において急増する電力需要に対応するため、負荷が最も高いとされていたマトラガレ変電所において運用が開始された。

しかし、移動式変電所は、３年11月に、落雷により故障して運用できない状態となった。上記の事態に関し、事業実施機関は、前記のとおり、マトラガレ変電所の多重

接地システムと移動式変電所の避雷器を接続して避雷対策を講じていたとしているが、マトラガレ変電所で不具合が頻繁に発生したため、同変電所の多重接地システムから移動式変電所の避雷器を切り離し、移動式変電所の避雷器のみで運用していたところ、3年11月に落雷により変圧器が故障したとしている。このことについて、機構の説明によれば、事業実施機関が、移動式変電所を単独で運用する際の避雷対策を十分に講じていなかったため、落雷の際に移動式変電所の避雷器のみでは接地抵抗値が基準値を超えてしまい、変圧器に侵入した雷流電流を放電することができなかった可能性が高いとしている。

その結果、移動式変電所については、マトラガレ変電所において、トレーラーに搭載されている変圧器以外の機器と、地面に固定した代替の変圧器を接続して運用していたため、当初想定していたマプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置するという運用ができない状況となっていた。

機構及び事業実施機関は、3年11月の移動式変電所における変圧器の故障発生後に現場を確認するなどしており、4年4月にはメーカーの確認の結果、故障の原因を特定していたものの、本件修理に並行して、事業実施機関が以前から保有し故障していた変圧器1台も同時に修理する調整を行っていたことなどから、修理に向けた手続が長期化することになったとしている。

その後、事業実施機関は、5年12月に2台の変圧器を修理するため南アフリカ共和国へ搬出して、8年2月には修理が完了していたとしている。しかし、モザンビーク国内の金融機関における外貨不足により2台の変圧器に係る修理費用を支払うことができなかったため、2台の変圧器は同国へ搬入されておらず、3年11月の落雷による故障から本院による8年4月の現地調査実施時点までの約4年半にわたって、整備した移動式変電所は、整備の目的に沿って運用されていない状況となっていた。

このように、マプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置することにしている移動式変電所について、トレーラーに搭載して用いる変圧器が約4年半利用されておらず、柔軟な保守支援に寄与するよう整備した移動式変電所の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

なお、本院が検査及び調査を実施した後、事業実施機関は、8年5月に修理費用の支払を完了し、修理に出していた2台の変圧器が南アフリカ共和国からモザンビークへ同年7月に返送されたとしており、移動式変電所に搭載されていた変圧器は、試運転を経て、運用が再開される見込みであるとしている。

(2) 草の根無償：ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画（ウズベキスタン共和国）　（贈与額 985万余円）

ア　事業の概要

この事業は、点字作成機材等（点字プリンタ、点字翻訳ソフトウェア、点字プリンタソフトウェア、点字ディスプレイ、及びスタータキット(注2)）5セットを整備することでウズベク語の点字書籍及び点字教材（以下「点字書籍等」という。）の製作を可能にし、ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）国内の視覚障害者の教育の質及び情報アクセスの向上に寄与することを目的とするものである。

（注2）　スタータキット　　点字プリンタをメンテナンスするなどのために使用する工具類等

在ウズベキスタン日本国大使館（以下「在ウズベキスタン大使館」という。）は、事業実施機関であるウズベキスタン視覚障害者協会が複数者から徴取した見積りの結果を提出させ、点字作成機材等５セットの価格の妥当性を確認した上で、事業実施機関との間で４年３月に贈与契約を締結して、本事業に必要な資金として、91,283米ドル（邦貨換算額985万余円）を贈与している。

事業実施機関は、贈与契約前の申請時に、ウズベキスタン政府からの要請により本事業で整備する点字作成機材等５セットを活用して、点字書籍等を毎月約400冊製作し、特別支援学校、点字図書館等に配布するなどの点字書籍等の製作計画（以下「点字書籍製作計画」という。）を、在ウズベキスタン大使館に提出している。

外務省が定めた「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」（令和元年８月）によれば、草の根無償について、在外公館は、申請を受領した案件において、開発協力大綱等の上位政策との整合性や事業内容の妥当性等を総合的に判断して、実施意義があると認められる場合には、候補案件として選定するとされている。また、実施意義があると認められる案件については、事前調査を行い、申請団体の維持管理体制や実施能力を総合的に判断して、案件を確定することとなっており、申請団体が過去２年以上にわたり実体的な活動を継続しているかなどを調査するなどして申請団体の実施能力を調査することとなっている。

イ　検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、事業実施機関は４年７月に点字作成機材等５セットを調達し、５年３月に在ウズベキスタン大使館に事業完了報告書を提出しており、本事業が完了していた。

しかし、８年４月の本院の現地調査において、点字書籍製作計画の進捗状況を確認したところ、本事業で調達した点字作成機材等５セットにより点字書籍等が製作された実績はなかった。また、事業実施機関は、本事業で調達したスタータキット５組のうち、４組（4,480米ドル（邦貨換算額48万余円））を紛失しており、現地調査においても確認できなかった。

本事業の経緯等について確認したところ、事業実施機関は、ウズベキスタン政府からの要請による点字書籍等を製作するためには事業実施当初からＡ３両面印刷の点字作成機材が必要であったのに、過去に点字作成機材により点字書籍等を製作した実績がなく、点字書籍等を製作するための点字作成機材の選定等についての知見を十分に有していなかったため、Ａ４片面印刷の点字作成機材等５セットを調達していた。このため、事業実施機関は本事業で調達したＡ４片面印刷の点字作成機材等５セットは、事業目的のために使用しておらず、今後も活用の見込みがないとして、８年３月に視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館への貸与を希望する旨の申請を在ウズベキスタン大使館に対して行い、在ウズベキスタン大使館は同年４月に上記の申請を承認していた。そして、事業実施機関は、同月にＡ４片面印刷の点字作成機材等５セットを視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館に貸与していた。

なお、事業実施機関は５年８月に自己負担によりＡ３両面印刷の点字作成機材を購入して、ウズベキスタン政府からの要請による点字書籍等を製作していた。また、前記の紛失したスタータキット４組については７年４月から５月に自己負担で新たに購入し

て、８年４月に視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館へ貸与している。

前記のとおり、在外公館は事前調査において、事業実施機関の実施能力を調査することとなっている。そこで、事前調査における在ウズベキスタン大使館の審査の状況について確認するため、事業実施機関のこれまでの事業活動についてみたところ、事業実施機関は、昭和31年から平成17年まで、手作業で点字書籍等を製作していたものの、17年から令和４年までの長期間にわたり点字書籍等を製作していなかった。

また、在ウズベキスタン大使館は、上記のとおり、事業実施機関が過去に点字作成機材により点字書籍等を製作した実績はなかったにもかかわらず、事前調査においてそれらの実績がなかったことを把握していなかったため、事業実施機関の実施能力に特段の問題はないと判断して、点字書籍等のサンプルの確認、点字書籍等の発注元であるウズベキスタン政府の関係部署に対する点字書籍等の製作に必要な点字作成機材の仕様等についての聞き取りなどの対応を行っていなかった。

このように、本事業により調達した点字作成機材等５セットは、視覚障害者学校等に貸与されて活用が図られているものの、ウズベク語の点字書籍等の製作には活用されておらず、視覚障害者の教育の質及び情報アクセスの向上に寄与するという事業の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

（改善を必要とする事態）

事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　送変電網緊急改修計画については、落雷による自然災害や金融機関の外貨不足といった外部要因があったことにもよるが、機構において、マプト首都圏近郊が落雷頻発地域であることを踏まえ、運用の検討段階で、事業実施機関に対して、移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生し移動式変電所を単独で運用する際の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行っていなかったこと

イ　ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画については、外務省において、本事業の事前調査に当たり、申請団体が過去に点字書籍等の製作に係る実体的な活動実績を継続して有しているか、当該供与予定機材の仕様等が事業目的に適合したものとなっているかなどについての確認が十分でなかったこと

３　本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア　送変電網緊急改修計画における事態を踏まえて、機構において、変圧器の修理後の状況等を引き続き確認し、移動式変電所としての機能が果たされ、事業の効果が発現しているか適時適切に把握するとともに、今後、無償資金協力等による移動式変電所の整備に当たり、事業実施機関に対して、移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととすること

イ　ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画における事態を踏まえて、今後、外務省において、草の根無償を実施するに当たり、事業実施機関が機材を調達の上、書籍

類を製作する事業を実施する場合、事業の事前調査において、事業実施機関が計画した事業を確実に実施できる実体的な活動実績を継続して有しているか確認するとともに、事業実施機関が過去に使用した実績がない機材を調達する際には、事業実施機関のみならず、政府関係部署等に供与予定の機材の仕様等の妥当性を確認することについて、在外公館に周知徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

啓発宣伝事業等委託費について、過大に交付されていた交付額を返還させるとともに、交付要綱等において、啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上することなどについて定めて、審査を適切に実施できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)外務本省 (項)広報文化交流及報道対策費
部局等	外務本省
交付の根拠	予算補助
補助事業者	公益財団法人フォーリン・プレスセンター
啓発宣伝事業の概要	外国報道関係者に対する日本関連情報提供、我が国での取材協力等を委託により実施するもの
上記の事業について検査の対象とした啓発宣伝事業等委託費の交付額	2億7838万余円(令和5、6両年度)
過大に交付されていた啓発宣伝事業等委託費の額	1664万円

1　啓発宣伝事業の概要等

(1)　啓発宣伝事業等の概要

外務省は、啓発宣伝事業等委託費交付要綱(以下「交付要綱」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に基づき、毎年度、公益財団法人フォーリン・プレスセンター(以下「FPCJ」という。)が実施する外国報道関係者に対する日本関連情報提供、我が国での取材協力等の事業(以下「啓発宣伝事業」という。)に対して、同法の適用を受ける補助金等として啓発宣伝事業等委託費(以下「啓発宣伝費」という。)を交付している。また、FPCJは、同事業のほか、別途同省との請負契約に基づく現場視察や地元関係者に対する取材等の機会を提供するプレスツアー事業、及び地方公共団体等からの受託事業を実施するなどしている。

⑵ **啓発宣伝費に係る実績報告書等の審査**

交付要綱によれば、啓発宣伝費は、啓発宣伝事業を実施するために必要な経費のうち、外務省が認める経費（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付することとされており、FPCJは、他の経理と区分してその使途を明らかにしておかなければならないこととされている。また、啓発宣伝費として計上できる経費は、事業費及び管理費とされており、事業費には取材協力費等を、管理費には賃借料、庁費等の管理事務費等をそれぞれ計上できることとされている。

FPCJは、啓発宣伝費の交付を受けようとするときは交付申請書及び事業計画書を、啓発宣伝事業が完了したときは実績報告書及び収支報告書を、それぞれ外務省に提出することとされている。また、外務省は、これらの書類の提出を受けたときは、それぞれ審査を行った上で、啓発宣伝費の交付決定及び額の確定を行うこととなっている。

2 **検査の結果**

（**検査の観点、着眼点、対象及び方法**）

本院は、合規性等の観点から、実績報告書等の審査に当たり経費の内容の確認は適切に行われているか、対象経費については、他の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費が計上されているかなどに着眼して、令和5、6両年度にFPCJに交付した啓発宣伝費計2億7838万余円を対象として、外務本省及びFPCJにおいて、啓発宣伝事業に係る実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（**検査の結果**）

検査したところ、外務省は、実績報告書等の審査に当たり、啓発宣伝事業に係る経費の内容及びその算出根拠を確認する必要があるにもかかわらず、証拠書類等を確認することなく額の確定等を行っていた。

そこで、啓発宣伝費の対象経費の計上内容等について確認したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴ **啓発宣伝事業に従事していない日に係る人件費等を事業費として計上していたため、啓発宣伝費が過大に交付されていた事態**

FPCJは、啓発宣伝事業の実績報告書等において、事業費のうち人件費等として5、6両年度で計1億4146万余円を計上しており、外務省は、これに基づき同額を交付していた。

一方、FPCJは、啓発宣伝事業の実施に当たり、職員の業務の従事状況について業務日誌等の資料を整備していなかった。外務省は、従事状況を確認しないまま、FPCJから申請された事業費全額について交付していた。

そこで、FPCJの職員の業務の従事状況について出勤簿等により確認したところ、職員が休暇を取得し又は他の事業に従事していて啓発宣伝事業に従事していない日が、5、6両年度で延べ836人日見受けられ、計上されていなかった人件費等を考慮するなどしても、5、6両年度において、啓発宣伝費計280万余円が過大に交付されていた。

⑵ 啓発宣伝事業以外の事業に係る管理事務費等を管理費として計上していたため、啓発宣伝費が過大に交付されていた事態

FPCJは、啓発宣伝事業の実績報告書等において、管理費として5、6両年度で計9932万余円を計上しており、外務省は、これに基づき同額を交付していた。

一方、FPCJは、前記のとおり啓発宣伝事業以外の事業も実施しているにもかかわらず、管理費について他の事業に係る経費を区分することなく計上していた。外務省は、啓発宣伝事業を実施するために要した経費として妥当であるかの確認を行わないまま、FPCJから申請された管理費の額をそのまま交付していた。

そこで、啓発宣伝事業と他の事業とで区分することなく計上されていた管理費を、啓発宣伝事業を実施するために要した経費と他の事業に要した経費に応じて案分することとすると、計上されていなかった管理費を考慮するなどしても、5、6両年度において、啓発宣伝費計1383万余円が過大に交付されていた。

このように、FPCJが啓発宣伝費の対象経費に啓発宣伝事業を実施するために要した経費以外の経費を計上していたのに、外務省において、実績報告書等の審査に当たり、FPCJが計上した経費の内容及びその算出根拠を確認しないまま額の確定等を行っていて、啓発宣伝費が5、6両年度で計1664万余円が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、FPCJにおいて、啓発宣伝事業に要した経費以外は対象経費とならないことについての認識が欠けていたことにもよるが、外務省において、次のことなどによると認められた。

ア　啓発宣伝事業の対象経費が適切に計上されているかを確認するなどの実績報告書等の審査が適切に行われていなかったこと

イ　他の事業に係る経費と区分することが困難な管理費について、合理的な基準により案分するなどして啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上できるような交付要綱等の様式としていなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、外務省は、次のような処置を講じた。

ア　8年9月に、5、6両年度に過大に交付されていた啓発宣伝費計1664万余円についてFPCJから返還させた。また、関係書類が保存されていた3、4両年度にFPCJに交付した啓発宣伝費についても外務省において確認を行い、同様の事態が判明したことから、過大に交付されていた啓発宣伝費計1081万余円について返還させた。

イ　8年8月に、交付要綱及び新たに作成した啓発宣伝費に係るマニュアルに、FPCJにおいて業務日誌を適切に作成すること及び啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上することなどについて定めて、対象経費が適切に計上されているかを確認するための審査を適切に実施できるようにするとともにFPCJに対してこれらを通知するなどした。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施状況について

〔令和5年度決算検査報告75、483ページ参照
令和6年度決算検査報告87、447ページ参照〕

1　本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。

しかし、有償の資金供与による協力によるメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業（カンボジア王国）において、整備した光ケーブル等を利用した固定電話サービスの利用率が低調となっていること、無償の資金供与による協力（以下「無償資金協力」という。）による西部地域小水力発電所改善計画（ネパール）において、改修した小水力発電所2か所（以下「両発電所」という。）の運転実績が目標値に達しておらず基幹送配電網への同期等も行われていないこと、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）によるキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画（タンザニア連合共和国）において、女子寮等が完成していないこと、草の根無償によるンクワンクワヌア地区保健センター建設計画（ガーナ共和国）において、保健センターが完成していないことなどにより、事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態、及び草の根無償によるザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業（モンゴル国）において、贈与額の一部が事業完了後も長期間滞留していた事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり意見を表示した。

ア　カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関に対して、同国内における通信需要の変化等を踏まえて、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけるとともに、当該事業における事態を踏まえて、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討すること

イ　ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実に行うよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めること

ウ　タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、両事業が進捗するよう事業実施機関等のみならず中央政府機関に対しても草の根無償の重要性の理解を求めることや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行うこと、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、在外公館に対して事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導すること

エ　ガーナ共和国のンクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけるなどすること、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこと

オ　モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業については、外務省において、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安をガイドライン等に定めて在外公館に周知徹底するとともに、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等を適切に確認できるような体制を整備すること

2　当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関等に対して、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけを行った。その結果、７年２月に当該光ケーブルの伝送容量の向上のための費用が組み込まれた事業実施機関の予算計画がカンボジア王国政府の監督官庁に承認された。また、機構は、同年４月に関係部署に対して通知を発して、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討することとした。

イ　ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関等に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実に行うよう働きかけを行った。その結果、７年９月に、基幹送配電系統への同期工事が完了した。また、機構は、同年４月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めることとした。

ウ　タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、事業実施機関、中央政府機関等に対して、両事業が進捗するよう草の根無償の重要性の理解を求めることや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行った。その結果、７年６月にミャタゾ中学校の女子寮が完成した。さらに、外務省において、中央政府機関等に対応の更なる加速化を強く要請した結果、中央政府機関が、通学に時間を要するなどしている生徒に安全な学習環境を提供するという事業の目的を達成するため、ニャルバンダ、ミシマ両中学校の寮及び両中学校と同じ敷地内にある高校の寮を総合的に整備する予算を措置するなどして、８年５月までにそれぞれ一部の寮が完成し、ニャルバンダ中学校の生徒が入寮するなどした。また、外務省は、７年６月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導した。

エ　ガーナ共和国のンクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけを行った。その結果、保健センター施設の完成に向けた工事は、７年８月までに再開されていた。また、外務省は、同年６月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこととした。

オ　モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業については、外務省において、６年度末に、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等を毎年度、在外公館から外務本省へ報告させ、確認できる体制を整備するとともに、７年７月に「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」を改訂し、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安を事業完了から６か月以内と定めて、同月に在外公館に対して通知を発して周知徹底した。

令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（１）　見返り資金の使用状況等について

（令和６年度決算検査報告67ページ参照）

１　本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構が実施する政府開発援助のうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。我が国と援助の相手となる開発途上国の政府（以下「相手国政府」という。）との二国間における無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援）（平成17年度以前は無償資金協力（食糧増産援助））及びノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）において、相手国政府が、贈与資金により調達した穀物、農業機械又は資機材を国内市場で売却するなどして回収した資金（以下「見返り資金[注]」とい

う。）を経済社会開発に資する事業に使用するという見返り資金制度を利用することが可能となっている。相手国政府は、所定の積立期限（我が国と相手国政府との間で取り交わす交換公文締結後２年等）までに、事業ごとに開設した相手国政府名義の銀行口座に見返り資金として、交換公文に基づく積立義務額以上の金額を積み立てることとなっている。また、相手国政府は、銀行口座の見返り資金を使用する際に、在外公館に対して見返り資金の使用に係る協議（以下「使途協議」という。）を行うこととされ、相手国政府は、見返り資金の使用に係る申請を行い、在外公館は、申請内容を確認等した上で、見返り資金の使用を承認することとなっている。そして、外務省が定めた「食糧援助（KR）にかかる見返り資金制度の運用に関するガイドライン」、「ノン・プロジェクト無償資金協力に係る見返り資金制度の運用に関するガイドライン」（以下、これらを合わせて「ガイドライン」という。）等によれば、在外公館は、使途協議に当たり、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等の確認を実施することとされている。

しかし、令和６年度末時点において残高のある７か国31事業の見返り資金は、積立期限後５年以上が経過していて、長期にわたり使用されておらず、中には、積立期限後20年以上が経過しているものや、積立て後一度も使途協議が行われていないものが見受けられる状況となっており、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣に対して７年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　ガイドラインを改訂するなどして、在外公館が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外公館に周知徹底すること

イ　外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について、適時適切に把握する体制を整備するとともに、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外公館に対して指示することとすること

（注）　外務本省は、令和８年４月に見返り資金の呼称を「カウンターパートファンド」に変更した。

2　当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　外務本省は、８年４月にガイドラインを改訂して、在外公館が相手国政府のカウンターパートファンドの残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がないカウンターパートファンドを把握した場合は、相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう明確に定めて、同月に在外公館に対して通知を発して周知徹底した。

イ　外務本省は、無償資金協力に係る情報を集約し一元管理するためのシステムを構築し、８年４月に稼働させて、在外公館が行うカウンターパートファンドの残高、使用状況等の確認の状況について、適時適切に把握する体制を整備するとともに、改訂したアのガイドラインに基づき毎年在外公館に対して通知を発して、当該通知により相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう指示することとした。

（２）　政府開発援助の実施状況について

（令和６年度決算検査報告 76、447 ページ参照）

１　本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。

しかし、有償資金協力によるベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）のオモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設事業（以下「１号機等建設事業」という。）並びにオモン火力発電所２号機建設事業（以下「２号機建設事業」という。）において、建設された火力発電所の年間送電端電力量（発電所から送電される電力量）の実績が目標値を大幅に下回っていて本来の発電能力が十分に活用されていないこと、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）によるアルメニア共和国（以下「アルメニア」という。）の地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画において、医療機材を搭載し国際基準を満たした救急車両（以下、救急車両及び搭載した医療機材を合わせて「救急車両等」という。）が地雷除去活動等において十分に活用されていないことにより、事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して令和７年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　ベトナムの１号機等建設事業及び２号機建設事業における事態を踏まえて、今後、機構において、有償資金協力等によって火力発電所建設事業を実施するに当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、燃料が供給されないことなどにより本来の発電能力が十分に発揮できないまま長期間が経過することがないよう、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、当該別の事業に係る実施時期の見込みなどの実現可能性について検証を十分に行い、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うこと

イ　アルメニアの地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画における事態を踏まえて、今後、外務省において、草の根無償を実施するに当たり、相手国政府等からの案件の受注等を前提とした活動のために救急車両等の機材を供与する場合、贈与契約前の申請時の審査において、事業実施機関が計画された活動を単独で持続的かつ確実に実施できる状況にあるか、また、そのための体制及び財源を有しているかなどの事業実施能力や維持管理体制等を十分に確認することについて、在外公館に周知徹底すること

2　当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　ベトナムの１号機等建設事業及び２号機建設事業における事態を踏まえて、機構において、７年11月に有償資金協力等に関する業務を担当する在外事務所等に対して通知を発するなどして、今後、有償資金協力等によって火力発電所建設事業を実施するに当たり、燃料の供給等について別の事業からの影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、当該別の事業に係る実施時期の見込みなどの実現可能性について検証を十分に行い、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うこととした。

イ　アルメニアの地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画における事態を踏まえて、外務省において、８年４月に草の根無償を担当する在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、相手国政府等からの案件の受注等を前提とした活動のために救急車両等の機材を供与する場合、贈与契約前の申請時の審査において、事業実施機関が計画された活動を単独で持続的かつ確実に実施できる状況にあるか、また、そのための体制及び財源を有しているかなどの事業実施能力、維持管理体制等を十分に確認することとした。

第6 財　務　省

不 当 事 項

租　　税

(25) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計　国税収納金整理資金　(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部　局　等	58税務署
納　税　者	92人
徴収過不足額	徴収不足額　239,138,724円(令和元年度～7年度) 徴収過大額　3,381,000円(令和4、5両年度)

1　租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

令和7年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は112兆4895億余円となっている。このうち源泉所得税及復興特別所得税(注1)(以下「源泉所得税」という。)は23兆0998億余円、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」という。)は5兆1604億余円、法人税は23兆3771億余円、相続税・贈与税は4兆0966億余円、消費税及地方消費税(以下「消費税等」という。)は46兆1013億余円となっていて、これら各税の合計額は101兆8354億余円となり、全体の90.5%を占めている。

(注1)　復興特別所得税　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、全国の12国税局等及び524税務署のうち12国税局等及び59税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、上記の524税務署から提出された証拠書類等により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、58税務署において、納税者92人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、93事項計239,138,724円(元年度から7年度まで)不足しており、また、3事項計3,381,000円(4、5両年度)過大になっていて、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表　税目別の徴収過不足額等

税　目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	1	1,147,524	—	—
申告所得税	25	49,559,500	1	△ 815,500
法人税	42	95,914,800	—	—
相続税・贈与税	7	24,109,300	1	△ 600,000
消費税	14	65,280,400	1	△ 1,965,500
地方法人税	4	3,127,200	—	—
計	93	239,138,724	3	△ 3,381,000

(注)　地方法人税　　地方法人税法(平成26年法律第11号)に基づく税目であり、地方交付税の財源を確保するために、法人税額の10.3%相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、58税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごし、法令等の適用の検討が十分でなく、又は課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この96事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア　源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が1事項あった。これは、配当に関する事態である。

配当の支払者は、支払の際に、源泉所得税を徴収して法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。また、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。以下同じ。)に際して、その対価として金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっている。

この配当に関して、納付した源泉所得税額が、自己株式の取得による配当とみなされる金額に所定の税率を乗じて計算した金額と比べて過小となっているのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、その差額について納税の告知をし

ておらず徴収不足になっていた事態が 1 事項 1,147,524 円あった。

イ　申告所得税

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が 26 事項あった。この内訳は、譲渡所得に関する事態が 13 事項、不動産所得に関する事態が 5 事項及びその他に関する事態が 8 事項である。

(ｱ)　譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費、譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その資産の取得に要した金額等（以下「取得価額」という。）とし、その資産が建物等の減価償却資産の場合は、その取得の日から譲渡の日までの間において、不動産所得等を生ずべき業務の用に供されていた期間又は当該業務の用に供されていない期間の区分に応じて定められた所定の方法により計算した償却費の累積額を取得価額から控除した金額（以下「未償却残高」という。）とすることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が 12 事項計 15,451,500 円、徴収過大になっていた事態が 1 事項 815,500 円あった。その主な内容は、譲渡した建物等が上記の業務の用に供されていたにもかかわらず、当該業務の用に供されていない場合に該当するとして計算した未償却残高を取得費として譲渡所得の金額の計算上過大に控除しているのに、これを見過ごしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ｲ)　不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合には、不動産所得の計算上、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が 5 事項計 19,543,200 円あった。その主な内容は、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例 1**＞　消費税等の還付金を総収入金額に算入していなかった事態

納税者 A は、令和 5 年分の申告に当たり、不動産所得の総収入金額を 139,357,175 円として、この金額の中に消費税等の還付金を含めていなかった。そして、この金額から必要経費等を差し引き不動産所得の金額を 20,020,457 円としていた。

しかし、納税者 A は不動産所得に係る収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っており、5 年 5 月に納税者 A に対して消費税等の還付金 11,768,382 円が支払

われていた。したがって、この消費税等の還付金を不動産所得の総収入金額に算入すると、不動産所得の金額は31,788,839円となり、11,768,382円過小となっているのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、申告所得税額4,806,000円が徴収不足になっていた。

㈢ その他に関する事態

㈠及び㈡のほか、事業所得等に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計14,564,800円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が42事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が31事項、交際費等の損金不算入に関する事態が6事項及びその他に関する事態が5事項である。

㈠ 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「雇用者給与等支給額」という。)が前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「比較雇用者給与等支給額」という。)を上回ることなどの要件を満たすときは、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額又は雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の100分の15相当額のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることなどとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が31事項計69,264,400円あった。その内容は、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の金額を誤っていたため、雇用者給与等支給増加額が適正でなく、法人税額の特別控除額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞ 給与等の引上げを行った場合等の法人税額の特別控除額の算定を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

B会社は、令和3年1月から12月までの事業年度分の申告に当たり、雇用者給与等支給額1,475,025,435円が比較雇用者給与等支給額1,067,407,797円を上回るなどとして、雇用者給与等支給増加額407,617,638円の100分の15相当額の61,142,645円を法人税額から控除していた。

しかし、B会社は、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の金額を誤っており、適正な雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、それぞれ1,406,305,866円及び1,067,322,234円であった。したがって、適正な雇用者給与等支給増加額は338,983,632円と算出され、法人税額の特別控除額はその100分の15相当額の50,847,544円となり、10,295,101円過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額10,295,100円が徴収不足になっていた。

⑷ 交際費等の損金不算入に関する事態

事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額(資本又は出資を有しない法人等にあっては所定の方法で計算した金額(以下「資本相当額」という。))が100億円以下の法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の100分の50に相当する金額(以下「接待飲食費損金算入基準額」という。)を超える部分の金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととなっている。ただし、投資法人等を除く法人のうち事業年度終了の日における資本相当額が1億円以下であるもの(一定の法人を除く。)については、接待飲食費損金算入基準額に代えて、交際費等の額のうち年当たり800万円の定額控除限度額までの金額を損金の額に算入するとともに、これを超える部分の金額を損金の額に算入しないことができることとなっている。

資本相当額については、資本又は出資を有しない法人の場合、事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除するなどした金額の100分の60に相当する金額等とすることとなっている。

この交際費等の損金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計5,109,400円あった。その内容は、資本又は出資を有しない法人が、資本相当額が1億円以下である場合の規定を適用して、交際費等の額のうち定額控除限度額までの金額を損金の額に算入していたが、資本相当額を計算すると1億円を超えるため、交際費等の額のうち接待飲食費損金算入基準額を超える部分の金額が損金に算入しない額となって、損金に算入する額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

⑸ その他に関する事態

⑺及び⑷のほか、特別償却の規定の適用等に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計21,541,000円あった。

その内容は、青色申告書を提出する中小企業者等(注2)のうち中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する経営力向上計画について経済産業大臣等の認定を受けた法人が、特定経営力向上設備等(注3)を取得した場合の特別償却の規定の適用を誤り、当該規定の適用はできないのに、これを見過ごしたため、損金に算入する額を過大のままとしていたものなどである。

(注2) 中小企業者等　資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(当該法人の発行済株式総数等の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。)、農業協同組合等

(注3) 特定経営力向上設備等　生産等設備を構成する機械装置等で、経済産業大臣等の認定を受けた経営力向上計画に記載された経営力向上設備等に該当するなどのもの

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例3**＞ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定の適用を誤ったため、損金に算入する額が過大となっていた事態

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合については、特別償却の規定のほかに、法人税額の特別控除の規定も設けられており、同一の特定経営力向上設備等について特別償却又は法人税額の特別控除の規定のいずれかを選択して適用することができるこ

ととなっている。そして、上記の特別償却又は法人税額の特別控除の規定の適用を受けるためには、適用を受けようとする特定経営力向上設備等が記載された経営力向上計画等を確定申告書等に添付しなければならないことなどとなっている。

C会社は、令和4年8月から5年7月までの事業年度分の申告に当たり、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定を適用して、当該事業年度に取得した機械装置及び器具備品4台（取得価額計25,700,000円）について、特別償却の金額計23,596,664円を損金の額に算入していた。

しかし、C会社は、上記4台のうち1台（取得価額12,000,000円）について、前記法人税額の特別控除の規定を重複して適用しており、残りの3台（取得価額計13,700,000円）については、当該機械装置等が記載された経営力向上計画を確定申告書に添付していなかった。したがって、これら4台のいずれについても特別償却の規定の適用はできないことから、上記特別償却の金額23,596,664円は損金の額に算入できず、当該事業年度分の所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額5,474,300円が徴収不足になっていた。

エ　相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が8事項あった。この内訳は、相続税については、相続税額の加算に関する事態が1事項及びその他に関する事態が4事項、贈与税については、非課税の特例に関する事態が3事項である。

(ｱ)　相続税

a　相続税額の加算に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、所定の方法により計算した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額をその者の相続税額とすることとなっている。ただし、被相続人の養子となっている孫は、相続税額の計算に当たっては一親等の血族に含まないものとすることとなっている。

この相続税額の加算に関して、徴収不足になっていた事態が1事項8,338,200円あった。その内容は、相続により財産を取得した者が被相続人の養子となった孫であるため、上記のとおり相続税額を加算することとなっているにもかかわらずこの加算をしていないのに、税務署において法令等の適用の検討が十分でなかったため、相続税額を過小のままとしていたものである。

b　その他に関する事態

aのほか、相次相続控除、有価証券の価額及び障害者控除額の計算に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計13,396,100円、徴収過大になっていた事態が1事項600,000円あった。

(ｲ)　贈与税

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産が直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金(注4)であり、その全額を住宅用家屋の取得の対価に充てて当該住宅用家屋の取得をした場合であるなどの要件を満たすときは、当該住宅取得等資金のうち一定の額まで

の金額を贈与税の課税価格に算入しない特例(以下「非課税の特例」という。)が設けられている。

この非課税の特例に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計2,375,000円あった。その主な内容は、直系尊属から住宅用家屋の取得日よりも後に贈与を受けた金銭は住宅取得等資金には該当しないにもかかわらず、当該金銭を住宅取得等資金として非課税の特例を誤って適用しているのに、これを見過ごしたため、贈与税の課税価格を過小のままとしていたものである。

(注4) 住宅取得等資金　自己の居住の用に供する家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築等の対価に充てるための金銭

オ　消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が15事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が11事項、納税義務の免除に関する事態が2事項及びその他に関する事態が2事項である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間(注5)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。ただし、居住用賃貸建物に係る消費税額については、課税仕入れに係る消費税額として控除できないこととなっている。

(注5) 課税期間　納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が11事項計51,866,800円あった。その内容は、居住用賃貸建物に係る消費税額を課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例4**＞　課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていたため、控除額が過大となっていた事態

納税者Dは、令和4年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、事業用建物の取得等に係る消費税額の全額を含む課税仕入れに係る消費税額のうち7,019,331円を課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、納税者Dの申告所得税の申告書に添付された書類によれば、上記の事業用建物には、居住用賃貸建物が含まれており、当該建物に係る消費税額は課税仕入れに係る消費税額として控除できないものであった。このため、当該建物に係る消費税額を除くなどして課税仕入れに係る消費税額の控除額を適正に計算すると1,838,751円となるのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額が過大となり、消費税額5,180,600円が徴収不足になっていた。

(イ) 納税義務の免除に関する事態

事業者は、課税期間の基準期間(個人事業者は課税期間の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)における課税売上高が1000万円以下の場合は、原則として、課税期

間の課税売上げについて納税義務が免除されることとなっている。

この納税義務の免除に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計7,716,300円あった。その内容は、基準期間の課税売上高が1000万円を超えていて納税義務が免除されないため申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課していなかったものなどである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、課税売上高の計上等に関して、徴収不足になっていた事態が1事項5,697,300円、徴収過大になっていた事態が1事項1,965,500円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税 事項数	源泉所得税 徴収不足・徴収過大(△)	申告所得税 事項数	申告所得税 徴収不足・徴収過大(△)	法人税 事項数	法人税 徴収不足・徴収過大(△)	相続税贈与税 事項数	相続税贈与税 徴収不足・徴収過大(△)	消費税 事項数	消費税 徴収不足・徴収過大(△)	地方法人税 事項数	地方法人税 徴収不足・徴収過大(△)	計 事項数	計 徴収不足・徴収過大(△)
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
札幌国税局	3			1	689	1	563			1	1,526			3	2,779
仙台国税局	5			5	6,620	1	5,034			3	12,669			9	24,324
関東信越国税局	10	1	1,147	3	2,838	12	24,296			3	3,766	1	840	20	32,888
				1	△ 815									1	△ 815
東京国税局	23			11	33,663	19	50,005	3	9,578	4	8,270	3	2,286	40	103,804
										1	△ 1,965			1	△ 1,965
金沢国税局	1							1	1,135					1	1,135
名古屋国税局	8			1	927	7	12,549	3	13,396	2	38,322			13	65,195
大阪国税局	3			2	3,650	1	1,617							3	5,267
広島国税局	2			1	603					1	725			2	1,328
福岡国税局	1			1	567									1	567
沖縄国税事務所	2					1	1,848							1	1,848
								1	△ 600					1	△ 600
計	58	1	1,147	25	49,559	42	95,914	7	24,109	14	65,280	4	3,127	93	239,138
				1	△ 815			1	△ 600	1	△ 1,965			3	△ 3,381

補　助　金

(26) 旧令共済組合補助事業の実施に当たり、旧令共済組合年金等交付金が過大に交付されていたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)財務本省 (項)国家公務員共済組合連合会等助成費
部局等	財務本省
補助の根拠	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)
交付金事業者(事業主体)	国家公務員共済組合連合会

交付金事業	旧令共済組合補助事業
交付金事業の概要	国家公務員共済組合連合会が旧陸軍共済組合等の年金受給者に年金等を支給する業務及びガス障害者に対する療養に関する業務を行う場合に、これらの業務に要する費用を対象として、交付金を交付するもの
事業費	548,990,267円（令和6年度）
上記に対する交付金交付額	548,990,267円
不当と認める事業費	28,695,430円（令和6年度）
不当と認める交付金相当額	28,695,430円

1 交付金の概要

旧令共済組合年金等交付金（以下「交付金」という。）は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（昭和25年法律第256号。以下「特別措置法」という。）等に基づき、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が特別措置法第8条に規定する旧陸軍共済組合等の年金受給者に年金等を支給する業務及びガス障害者(注)に対する療養に関する業務（以下、これらを合わせて「旧令補助事業」という。）を行う場合に、国が、旧令補助事業に要する費用を対象として交付するものである。

（注） ガス障害者　旧陸軍造兵廠忠海製造所等の従業員で、連合会の理事長がガス障害により療養を要する者として裁定した者

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書を各省各庁の長に提出しなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、交付金の額の確定に当たって提出された実績報告書の内容を審査することとされている。そして、財務省は、旧令補助事業が工事に係るものにあっては、実績報告書に記載することとされている旧令補助事業の成果は事業実施年度末における工事の出来高であるとしている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、旧令補助事業に要する費用の算定が適切に行われているかなどに着眼して、財務本省及び連合会において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

連合会は、令和6年度に旧令補助事業を事業費計548,990,267円（交付対象事業費同額）で実施したとする実績報告書を財務本省に提出して、交付金計548,990,267円の交付を受けていた。そして、連合会は、実績報告書等において、交付対象事業費のうちガス障害者に対する療養に関する業務を実施する医療機関の修繕工事（以下「本件工事」という。）に係る交付対象事業費を28,776,000円であるとしていた。

しかし、本件工事は、工期が事業実施年度から翌年度までの複数年度にわたる契約に基づくもので、上記の交付対象事業費28,776,000円は、工事の契約相手方に支払った前払金の額を計上したものであり、工事の出来高を計上したものではなかった。そして、上記の交付対象事業費28,776,000円のうち、本件工事の6年度末における出来高は80,570円であった。

したがって、本件工事に係る適正な交付対象事業費は旧令補助事業の成果である上記の出来高80,570円となることから、前記の交付対象事業費548,990,267円は28,695,430円過大となっており、同額の交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において実績報告書に記載すべき交付対象事業費についての理解が十分でなかったこと、財務本省において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

不　正　行　為

(27)　職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計　国税収納金整理資金　(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部　局　等	甲府税務署
不正行為期間	令和6年5月～7年5月
損害金の種類	国税収納金
損　害　額	6,067,650円

本院は、東京国税局管内の甲府税務署(以下「税務署」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく財務大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、税務署において、合規性等の観点から、不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、税務署において、徴収部門に所属していた職員が、分任国税収納官吏として国税の収納事務に従事中、令和6年5月から7年5月までの間に、滞納者の自宅等に赴いて、滞納に係る税金の納付として現金を受領した機会を利用して、正規の手続としては受領した現金を日本銀行又は主任国税収納官吏に払い込まなければならないのに、47回にわたり、払い込むことなく国税収納金計6,067,650円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、7年10月までに全額が同人の家族から返納されている。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)　エンジェル税制の適用を受けた特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を定めて周知するとともに、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに漏れなく登録されていることを確認できる体制を整備することなどにより、特定株式等の譲渡時の申告審理が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　国税収納金整理資金　(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部　局　等	国税庁

課税の根拠	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法(昭和40年法律第33号)
エンジェル税制の概要	スタートアップに対する投資の一層の促進を図る観点から、個人が特定株式等を払込みにより取得した場合にその取得に要した金額を、取得した年分の株式等に係る譲渡所得等の金額又は総所得金額等から控除等する制度
特定株式等を譲渡したと思料される納税義務者の人数	延べ　253人(令和3年度～6年度)
上記のうち特定株式等の譲渡時に調整計算が行われておらず、適正な申告がなされていない納税義務者の人数及び納付すべき所得税等の額の増加見込額(試算額)	延べ　52人　　3894万円(令和3年度～6年度)
特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに登録されていないため、調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない状況となっていた納税義務者の人数及び特定株式等の取得に要した金額	延べ1,817人　74億6706万円(背景金額)(令和5、6両年度)

1　エンジェル税制の概要等

(1)　エンジェル税制における課税の繰延べ措置の概要

エンジェル税制とは、新たな産業及び雇用の創出の担い手となるスタートアップに対する投資の一層の促進を図る観点から、個人がスタートアップへ投資を行った場合に講じられる租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)上の特例措置の一つであり、一時的にその課税を猶予する課税の繰延べ措置等がある。

個人がエンジェル税制における課税の繰延べ措置の適用を受ける特定株式(注1)又は特定新規株式(注2)(以下、これらを合わせて「特定株式等」という。)を取得した場合、取得した年分の株式等に係る譲渡所得等の金額又は総所得金額等に対する課税が当該特定株式等の譲渡時まで繰り延べられることになる。その概要は次のとおりである。

ア　個人が平成15年4月1日以後に内国法人のうちその設立の日以後10年を経過していない株式会社等に係る特定株式を払込みにより取得した場合に、措置法第37条の13等の規定に基づき、その取得に要した金額を、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する(以下、この措置を「譲渡益控除の特例」という。)。

イ　個人が20年4月1日以後に内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない株式会社等に係る特定新規株式を払込みにより取得した場合に、措置法第41条の19（（注2）参照）等の規定に基づき、その取得に要した金額について、その年分の総所得金額等の40％相当額又は800万円（令和2年分以前は1000万円）のいずれか低い額から2,000円を控除した金額を限度に寄附金控除の対象とする（以下、この措置を「寄附金控除の特例」という。）。

個人が特定株式等を譲渡する場合には、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12等の規定に基づき、特定株式等の取得時に控除した金額（以下「控除額」という。）を当該特定株式等の取得に要した金額から控除して取得費等を算定する（以下「調整計算」という。）。そして、当該特定株式等の譲渡に係る総収入金額から調整計算した取得費等を控除して算出した譲渡所得等の金額の15.315％に相当する金額の所得税及び復興特別所得税(注3)が課されることとなる。

（注1）　特定株式　　措置法第37条の13第1項各号に掲げる特定中小会社が発行する株式

（注2）　特定新規株式　　措置法第41条の19（所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）により令和7年1月1日に第41条の18の4に改正された。）第1項各号に掲げる特定新規中小会社が発行する株式

（注3）　復興特別所得税　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1％相当額を上乗せする形で課税するもの

(2)　特定株式等を取得した納税義務者の管理等の概要

措置法第37条の13等の規定によれば、個人がエンジェル税制の適用を受けるに当たっては、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」等（以下「明細書等」という。）を添付するなどして、確定申告を行うこととされている。

国税庁が資産課税部門の事務処理手続について定めた資産税事務提要（以下「事務提要」という。）によれば、長期間にわたり継続して管理を行う必要がある納税義務者に係る確定申告書等の情報を、税務署において、国税総合管理システムのサブシステムである継続管理システムに登録することとされており、特定株式等を取得した納税義務者の情報も登録の対象とされている。

継続管理システムには、特定株式等を取得した納税義務者に係る確定申告書等に添付された明細書等に基づき、納税義務者の氏名、管理年月日、銘柄、株数等の情報を登録することとなっている。明細書等の保存期間は原則として7年とされているが、継続管理システムに情報が登録された納税義務者の明細書等は、当該納税義務者が取得した特定株式等を全て譲渡するまで保管されることとなっている。

(3)　特定株式等の譲渡時における申告審理の概要

各税務署は、特定株式等の譲渡時の確定申告を行う納税義務者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行うことになっている。申告審理に当たっては、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに登録されていれば、各税務署が国税総合管理システムから出力する株式審理カードに特定株式等を取得した納税義務者である旨の

アラートが表示される。そして、国税庁は、各税務署において、当該アラートに基づき継続管理システムから当該納税義務者に係る明細書等を特定して譲渡時の確定申告書等と突合することで、申告審理を適切に行うことができるとしている。

⑷　特定株式等の譲渡時の調整計算に関する周知の状況

国税庁は、特定株式等の譲渡時の確定申告を行う納税義務者に対して、同庁のウェブサイトにおいて、エンジェル税制に係る質疑応答集を掲載して、特定株式等の譲渡時には調整計算を行う必要があること及び調整計算の方法について周知を図っているとしている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、効率性等の観点から、特定株式等の譲渡時に納税義務者から提出される確定申告書等において調整計算が適正に行われているか、各税務署において特定株式等の譲渡時の申告審理が的確かつ効率的に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、２年から５年までの間に特定株式等を取得し、３年から６年までの間に譲渡した納税義務者に係る課税の状況を対象に、国税庁から提出を受けた継続管理システムに登録された納税義務者に係るデータ、確定申告書等に添付された「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」のデータ（以下「明細書データ」という。）及び確定申告書等に添付された「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等のデータ、並びに計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第３号）に基づき全国の524税務署全てから提出された証拠書類等を確認するなどして検査した。

また、25税務署(注４)において、継続管理システムに登録等がされた特定株式等を取得した納税義務者の確定申告書等の情報を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、13税務署(注５)から上記の情報が記載された書類の写しの提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。そして、国税庁において、特定株式等を譲渡した納税義務者に係る申告審理の事務処理手続等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注４）　25税務署　　宇都宮、川口、市川、松戸、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、浅草、荏原、目黒、大森、世田谷、葛飾、横浜南、川崎北、厚木、大和、金沢、北各税務署

（注５）　13税務署　　浦和、大宮、北沢、荻窪、豊島、江戸川南、武蔵野、神奈川、緑、大淀、豊能、博多、福岡各税務署

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　国税庁が各税務署に対して特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を示していないことなどにより、税務署において調整計算に係る適切な申告審理が行われていない事態

国税庁から提出を受けた明細書データ等と、確定申告書等に添付された「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等のデータ等を突合して、特定株式等を譲渡したと思料される者延べ253人に係る調整計算の状況について確認したところ、納税義務者延べ52人、控除額計２億5430万余円について、調整計算が行われておらず、適正な申告がなされていない状況となっていた。上記の控除額に対して譲渡所得に係る所得税率及び復興特

別所得税率を乗じて、特定株式等の譲渡時における所得税等の額を試算(注6)したところ、計3894万余円増加すると見込まれた。

(注6) 控除額に対して機械的に試算したものであり、増加見込額がそのまま所得税等の増収額となるわけではない。

国税庁は、前記のとおり、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに登録されていれば、当該特定株式等を譲渡した納税義務者に係る申告審理を適切に行うことができるとしている。

しかし、調整計算が行われていなかった延べ52人の情報に係る継続管理システムへの登録状況を確認したところ、延べ28人については継続管理システムに情報が登録されていたにもかかわらず申告審理が適切に行われていない状況となっていた。

そこで、特定株式等を譲渡した納税義務者の申告審理時の事務処理手続について事務提要を確認したところ、株式審理カードを活用する旨の定めはあるものの、申告審理に係る具体的な事務処理手続については定められておらず、事務提要以外にも各税務署に対して、申告審理に係る具体的な事務処理手続について示したものはなかった。

(2) 特定株式等を取得した納税義務者の情報について継続管理システムへの登録に漏れがあり、税務署において特定株式等の譲渡時に継続管理システムを用いて調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない事態

前記の延べ52人から継続管理システムへの登録が行われていた延べ28人を除いた延べ24人については、継続管理システムに納税義務者の情報が登録されていないため、株式審理カードから当該納税義務者が特定株式等を取得したことを把握できず、申告審理を適切に行うことができない状況となっていた。

そこで、継続管理システムに登録された納税義務者に係るデータと明細書データ計延べ2,738人(5年分902人、6年分1,836人)を突合して、5、6両年分における継続管理システムへの納税義務者の情報の登録状況を確認したところ、計延べ1,817人(5年分488人、6年分1,329人)について、継続管理システムへの登録が行われていなかった。

このため、上記の延べ1,817人に係る特定株式等の取得に要した金額(注7)計74億6706万余円については、株式審理カードに特定株式等を取得した納税義務者である旨のアラートが表示されないため取得時の明細書等を特定できないこと、特定株式等の保有が7年を超えていた場合には明細書等が廃棄されていて取得時の状況を確認できないことなどにより、今後、継続管理システムを用いて調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない状況となっていた。

(注7) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」に記載されている金額を機械的に集計したものであり、今後特定株式等が譲渡された場合でも、この金額がそのまま控除額となるわけではない。

特定株式等を取得した納税義務者の情報を継続管理システムに登録することについて事務提要を確認したところ、登録が必要な納税義務者の情報が漏れなく登録されていることを確認する方法は定められていなかった。また、事務提要以外にも各税務署に対して特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムへ漏れなく登録されていることを確認する方法を示したものはなかった。

(3) 特定株式等の譲渡時の調整計算について納税義務者に対する周知が十分に行われていない事態

国税庁は、前記のとおり、特定株式等の譲渡時には調整計算を行う必要があること及び調整計算の方法について、同庁のウェブサイトにおいて周知を図っているとしている。

そこで、当該ウェブサイトに掲載されているエンジェル税制に係る質疑応答集を確認したところ、特定株式等の譲渡時に調整計算を行う必要があることについての記載はあるものの、調整計算の方法に係る具体的な記載はなかった。

また、株式を譲渡する場合の質疑応答集において、譲渡時に調整計算を行う必要がある場合が列挙されていたが、特定株式等を譲渡した場合は記載されていなかった。

したがって、上記の状況を踏まえると、特定株式等の譲渡時の調整計算の必要性及び具体的な方法について、納税義務者に対する周知が十分に行われていない状況となっていた。

このように、特定株式等の譲渡時の確定申告において、調整計算を行っていない納税義務者が見受けられるのに、国税庁が各税務署に対して特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を示していないことなどにより、税務署において調整計算に係る適切な申告審理が行われていない事態、税務署において、特定株式等を取得した納税義務者の情報について継続管理システムへの登録に漏れがあり、特定株式等の譲渡時に継続管理システムを用いて調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない事態、及び同庁において、特定株式等の譲渡時の調整計算について納税義務者に対する周知が十分に行われていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国税庁において、次のようなことによると認められた。

ア　特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を各税務署に示す必要性についての認識が欠けていたこと

イ　特定株式等を取得した納税義務者の情報を継続管理システムに漏れなく登録することについて、各税務署に対して周知することの検討が十分でなかったこと及びその情報が継続管理システムに漏れなく登録されていることを確認する体制を整備する必要性についての認識が欠けていたこと

ウ　特定株式等の譲渡時の調整計算について、納税義務者に対する周知が十分なものとなっているかについての検討が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国税庁は、次のような処置を講じた。

ア　特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を定めて、８年８月に事務連絡を発出して各国税局等を通じて各税務署に周知した。

イ　特定株式等を取得した納税義務者の情報を継続管理システムに漏れなく登録することに

ついて、８年８月に事務連絡を発出して各国税局等を通じて各税務署に周知するとともに、継続管理システムへの登録が確認できない者を記載したリストを活用することで情報が漏れなく登録されているかを確認できる体制を整備した。

ウ　納税義務者に対して、特定株式等を譲渡した場合には調整計算を行った上で確定申告を行う必要があることなどについて、８年８月に、国税庁のウェブサイトに掲載しているエンジェル税制に係る質疑応答集に調整計算の方法等を追記するなどして周知した。

（２）　休憩等の時間帯に係る警備体制を改めて検討すること、警備体制等を仕様書等で明確にすることなどについて財務局等に周知徹底することにより、財務局等における警備業務の契約手続及び警備業務が適切に実施されるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	財務省所管 一般会計　(組織)財務局　(項)財務局共通費　等
部　局　等	財務本省、６財務局、５財務事務所、１出張所
警備業務契約の概要	財務局等が管理する合同庁舎等の安全確保等を目的として、仕様書等で定める警備ポストに警備員を配置することにより監視業務、庁舎警備業務等を実施するもの
検査の対象とした警備業務契約の件数及び支払額	44件　36億1802万余円(令和４、５両年度)
休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっていなかった警備業務契約の件数及び支払額	34件　30億9401万余円(令和４、５両年度)
公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できない契約手続となっていた警備業務契約の件数及び支払額(1)	4件　4億5438万円(令和４、５両年度)
休憩等の時間帯に係る警備体制等が仕様書等で明確にされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていないなどしていた警備業務契約の件数及びそれらの時間帯に係る支払額相当額(2)	17件　2億6490万円(令和４、５両年度)
(1)及び(2)の純計	18件　6億2799万円

1 警備業務の概要等

(1) 財務局等における警備業務の概要等

財務省の財務(支)局、財務事務所及び出張所(以下、これらを合わせて「財務局等」という。)は、財務局等が管理する合同庁舎等の安全確保等を目的として、仕様書等で定める警備ポスト(注1)に警備員を配置することによる監視業務、庁舎警備業務等(以下、これらを合わせて「警備業務」という。)を、一般競争入札により、事業者に請け負わせるなどして実施している。

財務局等における警備業務の中には、仕様書等において24時間体制の業務を要求しているものがあり、このうち合同庁舎等が閉庁している夜間及び休日の主な業務内容は、定期巡回、電話の収受、非常事態に備えての待機等となっている。また、契約において、契約相手方は、労働基準法(昭和22年法律第49号)等を遵守することなどとされており、同法等に基づき警備員に休憩及び仮眠のための時間を与えた上で警備業務を実施することになる。

(注1) 警備ポスト　　警備員の配置場所

(2) 会計法等における契約手続等

会計法(昭和22年法律第35号)等によれば、契約担当官等は、契約を締結する場合には、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされている。公告する事項のうち、競争入札に付する事項については、競争に付そうとする契約の内容を詳細に示すことが望ましいと解されており、一般に仕様書等に記載されている。そして、契約相手方を決定したときは、原則として、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないこととされており、契約によって履行させる給付の内容については仕様書等により明確にすべきであると解されている。

また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等によれば、給付の完了の確認をするための必要な検査(以下「検収」という。)は、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、財務局等における警備業務について、契約手続は会計法令に照らして適切に行われ、公正性が確保されるなどしているか、適切な警備体制が執られているかなどに着眼して、26財務局等(注2)が契約を締結し、令和4、5両年度に支払があった合同庁舎等における警備業務契約計44件(支払額計36億1802万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、財務本省及び20財務局等(注3)において、契約書、仕様書等の関係書類や警備業務の実態を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、26財務局等から提出を受けた警備業務の実施状況に関する調書等の内容を確認するなどして検査した。

(注2) 26財務局等　　北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、旭川、釧路、帯広、前橋、東京、横浜、新潟、甲府、福井、大津、京都、神戸、和歌山各財務事務所、小樽、立川、横須賀各出張所

（注３）　20財務局等　　北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、旭川、前橋、東京、新潟、甲府、福井、大津、京都、神戸、和歌山各財務事務所

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　契約手続が、競争入札に付する事項が適切に公告されないまま実施されていて、公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できないものとなっていた事態

財務局等における警備業務の契約手続において、競争に付そうとする契約の内容が入札公告の際に提示した仕様書等でどのように記載されているか確認したところ、21財務局等(注４)における契約計34件（支払額計30億9401万余円）では、前記のとおり労働基準法等を遵守することなどの条件は記載されているものの、警備業務のうち、警備員が休憩及び仮眠をとっている時間帯（以下「休憩等の時間帯」という。）に係る当該警備員の警備ポストにおける警備業務の実施体制（以下「休憩等の時間帯に係る警備体制」という。）が全く記載されていないなどしており、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっておらず、競争入札に付する事項が適切に公告されていなかったと認められた。

そこで、これらの財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制を確認したところ、財務局等は、労働基準法等の遵守を前提としつつ、警備業務の対象となる合同庁舎等の形態、規模、周辺環境等の実情に応じて必要な警備体制として、それぞれ次のアからウまでの3類型のいずれかを想定していた（図参照）。

ア　休憩又は仮眠をとっている警備員の代わりに必ず他の警備員を警備ポストに配置することにより対応する警備体制（以下「代替要員型」という。）

2財務局等における契約計4件

イ　休憩等の時間帯を業務時間として、合同庁舎等内外における火災等、対処すべき事案が発生した際には、休憩又は仮眠をとっている警備員自らが対応できる態勢を執ることにより対応する警備体制（以下「即応態勢型」という。即応態勢型には、代替要員型又は即応態勢型のいずれでも問題ないとしていたもの及び即応態勢型と他の警備体制を組み合わせたものを含む。）

12財務局等における契約計18件

ウ　休憩等の時間帯については、代わりの警備員を配置せず、当該警備員の警備ポストの警備業務を不要とする警備体制（以下「一時減員型」という。）

7財務局等における契約計12件

図　休憩等の時間帯に係る警備体制の類型ごとの概念図

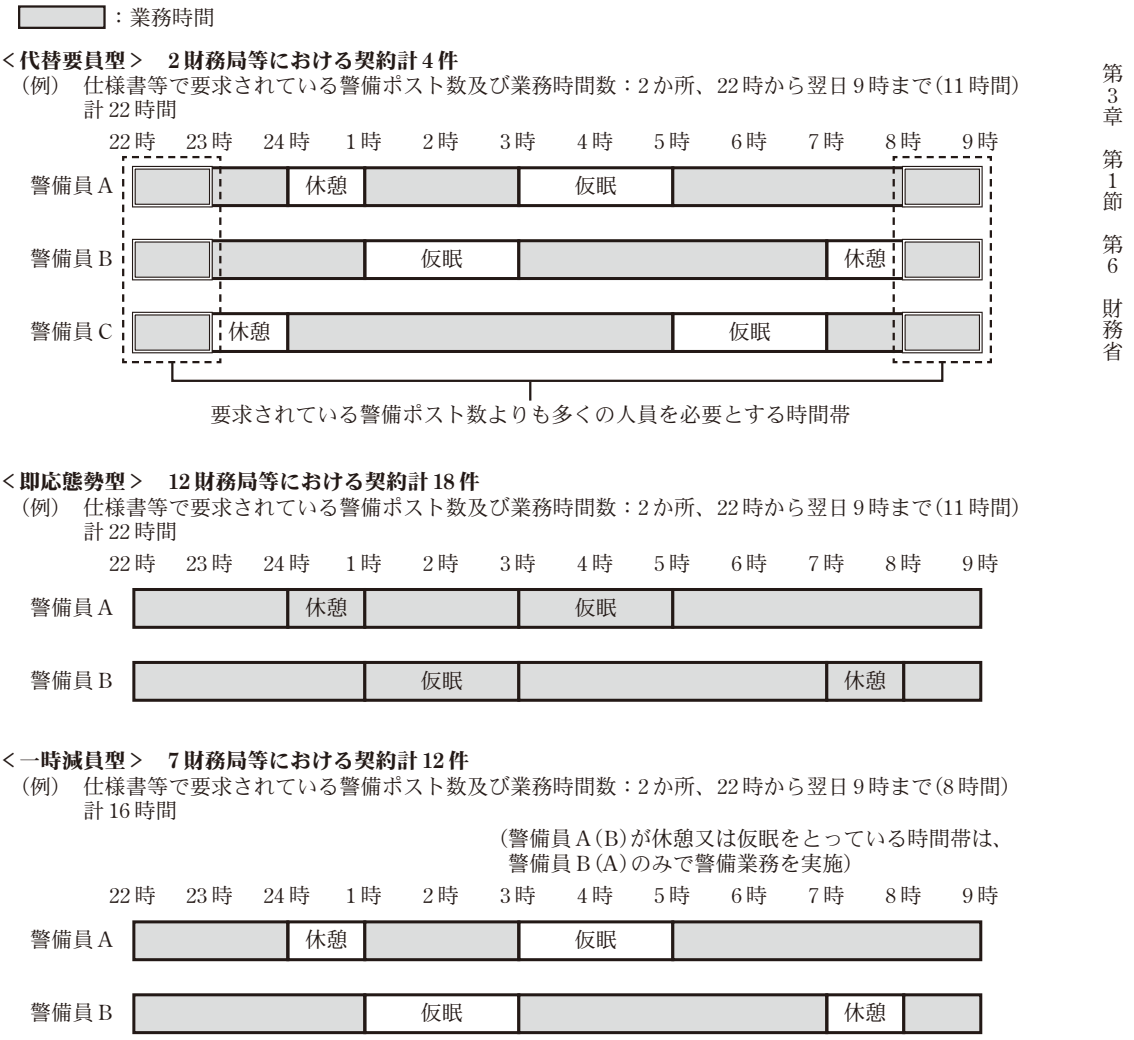

代替要員型は、図のとおり、休憩又は仮眠をとっている警備員の代わりに必ず他の警備員を配置することになり、仕様書等で要求されている警備ポスト数よりも多くの人員を必要とすることから、一般に即応態勢型及び一時減員型（以下「即応態勢型等」という。）に比べて費用が高くなる。このため、代替要員型とするか又は即応態勢型等とするかは、応札者の入札金額に影響を及ぼすと考えられる。

そこで、即応態勢型等を想定していた19財務局等における契約計30件のうち、複数応札となっていた14財務局等における契約計22件の応札者等（契約相手方等を除く。以下同じ。）延べ41者に調査票を送付するなどして、財務局等が想定していた警備体制の類型に係る応札者等としての認識を確認したところ、3財務局等(注5)における契約計4件において、財務局等の想定していた警備体制が即応態勢型等であることが仕様書等で明確にされていなかったことなどから、応札者等の半数以上が、求められている警備体制を代替要員型であると認識して入札に参加していた。

このため、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっていれば、上記の応札者は求められている警備体制を代替要員型であると認識することなく、より低い金額で応札することが可能であったと認められた。

したがって、前記の契約4件（支払額計4億5438万余円）については、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっておらず、契約手続が、競争入札に付する事項が適切に公告されないまま実施されていて、公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できないものとなっていたと認められた。

（注4）　21財務局等　　北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、旭川、釧路、帯広、東京、横浜、甲府、福井、大津、京都、神戸各財務事務所、小樽、立川両出張所

（注5）　3財務局等　　東北、九州両財務局、大津財務事務所

(2)　休憩等の時間帯に係る警備体制等が仕様書等で明確にされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていないなどしていた事態

(1)と同じ21財務局等における契約計34件については、休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっていなかった。そして、契約相手方において警備業務がどのように実施されているかについて、契約相手方が勤務管理等のために使用している警備員ごとの配置場所、業務内容、休憩時間、仮眠時間等の詳細が記載されている書類（以下「警備員シフト表」という。）等を確認するなどしたところ、11財務局等(注6)における契約計17件において、警備員が休憩又は仮眠をとったことにより、警備ポストに警備員が配置されていない時間帯が計149,450時間見受けられた。11財務局等は、これらの時間帯について、契約相手方は即応態勢型を執っており、警備業務は適切に実施されているとしていた。しかし、契約相手方におけるこれらの時間帯に係る警備体制の実態等について確認したところ、即応態勢型であれば業務時間となるこれらの時間帯に係る賃金が支払われていないなどの状況となっており、11財務局等における契約17件に係る休憩等の時間帯のうち149,450時間は、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていない状況となっていた。

そこで、11財務局等におけるこれらの契約に係る検収の状況をみたところ、休憩等の時間帯に係る警備体制に関すること、実施すべき業務内容の詳細等に関すること及び警備員シフト表を契約相手方から提出させることを仕様書等で明確にするなどしておらず、休憩等の時間帯に係る警備業務の実態を十分に把握できていなかったことから、上記の149,450時間に係る警備業務が適切に実施されたかについて仕様書等に基づき確認できていない状況となっていて、検収が適切に実施されていなかった。

したがって、前記の11財務局等における契約17件に係る休憩等の時間帯のうち149,450時間（支払額相当額計2億6490万余円）については、休憩等の時間帯に係る警備体制等が仕様書等で明確にされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られておらず、また、休憩等の時間帯に係る警備業務が適切に実施されたかについて確認できていなかったと認められた。

（注6）　11財務局等　　東北、関東、東海、近畿、中国各財務局、東京、横浜、大津、京都、神戸各財務事務所、立川出張所

このように、休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっておらず、契約手続が、競争入札に付する事項が適切に公告されないまま実施されていて、公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できないものとなっていた事態、及び休憩等の時間帯に係

る警備体制等が仕様書等で明確とされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていないなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア　財務局等において、警備業務の契約手続における公正性を確保し、競争の利益を十分に享受するために、休憩等の時間帯に係る警備体制を仕様書等で具体的に定めて公告に付することの必要性についての認識が欠けていたこと

イ　財務局等において、警備業務の適切な実施を確保するために、休憩等の時間帯に係る警備体制に関すること、警備員シフト表を契約相手方から提出させることなどを仕様書等で具体的に定めること及び休憩等の時間帯に係る警備業務の実態を把握することの必要性についての認識が欠けていたこと

ウ　財務本省において、財務局等における警備業務に関して、契約の内容を仕様書等により明確にすること及び検収等に当たり警備業務の実態を十分に把握するなどすることについての周知が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、財務本省は、８年３月に財務局等に対して事務連絡を発して、今後、財務局等における警備業務の契約手続及び警備業務が適切に実施されるよう、次の事項について周知徹底する処置を講じた。

ア　財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていない実態等を踏まえて、休憩等の時間帯に係る警備体制を改めて検討すること

イ　契約手続における公正性が確保され、競争の利益を十分に享受できるよう、また、適切な警備業務の実施に資するよう、休憩等の時間帯に係る警備体制に関すること、実施すべき業務内容の詳細等に関すること及び警備員シフト表を契約相手方から提出させることを仕様書等で具体的に定めて明確にすること

ウ　検収等に当たり、イにおいて仕様書等で明確にされた休憩等の時間帯に係る警備体制が適切に確保され、警備業務が適切に実施されているかなどについて、警備員シフト表等により警備業務の実態を把握するなどして確認すること

令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

戸田公園内に所在する普通財産の管理等について

〔令和５年度決算検査報告 102 ページ参照
令和６年度決算検査報告 103 ページ参照〕

1　本院が要求した適宜の処置

国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号。以下「国財法」という。）によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、目的等に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないとされており、普通財産について、当該財産の有効な利用を図るために特に必要があると認める場合には、その適

当と認める者に管理を委託すること（以下「管理委託」という。）ができるとされている。関東財務局は、昭和40年及び41年に普通財産として引き継がれた埼玉県営の戸田公園内に所在する土地6件計22,360.52㎡（以下「本件国有地」という。）等について、41年7月に、「貸付契約締結までの間」として、管理委託を依頼する文書を埼玉県に発出し、「民法上の準委任契約」である管理委託を開始していた。そして、同財務局は、本件国有地等に営利行為であるモータボート競走の開催区域に含まれる国有地等があることから、同年10月に当該国有地等部分については有償での貸付契約に移行する方針を決定していた。

しかし、同財務局は、本件国有地等について、国財法等に基づかない「民法上の準委任契約」による管理委託を長期間継続して、処分等を行わないまま実質的に本件国有地等を無償で使用させ、その間、本件国有地において、撤去が容易でない大型設備等の設置や第三者による所有権保存登記が行われていたのに、これらに対して国有地を良好な状態で維持、管理等するために必要な措置を執っていないままとなっているなど適切な管理及び処分が行われていない事態が見受けられた（以下、本件国有地のうち第三者による所有権保存登記が行われていた部分を「第三者名義部分」という。）。

したがって、関東財務局において、本件国有地等について、埼玉県等の関係者と調整を行った上で速やかに貸付契約に移行することなどにより、国財法等に基づく適切な管理又は処分を行うよう、関東財務局長に対して令和6年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2　当局が講じた処置

本院は、関東財務局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、関東財務局は、本院指摘の趣旨に沿い、埼玉県等の関係者と調整を行い、貸付契約への移行等に必要な測量等の手続を行った上で、8年4月までに、本件国有地等のうち、第三者名義部分については当該第三者である戸田市に対して訴訟により所有権移転登記手続を請求するのに必要な手続を行い、また、第三者名義部分を除き、モータボート競走で使用されている部分については同県と売買契約を締結するとともに、それ以外の部分については無償貸付契約を締結することなどにより、国財法等に基づく適切な管理及び処分を行う処置を講じていた。

第7　文部科学省

不当事項

補助金

(28)―(39)　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)文部科学本省 (項)義務教育費国庫負担金 (項)高等教育振興費 (項)私立学校振興費
部局等	文部科学本省、3都県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和32年法律第18号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	都、県2、市2、国立大学法人2、学校法人5、計12補助事業者等
国庫補助金等	義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、私立大学等研究設備整備費等補助金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	182,903,207,234円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	126,020,539円

1　補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、26都道県、331市区町村、1独立行政法人、20国立大学法人等、23学校法人、18宗教法人、13公益財団法人等、8会社及び37団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、3都県、2市、2国立大学法人、5学校法人、計12事業主体が義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、私立大学等研究設備整備費等補助金等を受けて実施した事業において、補助の対象とならないなどしていて、これらに係る国庫補助金126,020,539円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

（1）　義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

5件　不当と認める国庫補助金　66,881,722円

義務教育費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）に対して交付するものである。

負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下、これらを合わせて「小中学校」という。）並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学部」という。））に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）に基づいて都道府県等ごとに算定した額（以下「算定総額」という。）とのいずれか低い額の3分の1となっている（次式参照）。

（負担金交付額の算定式）

負担金交付額 ＝ ［算定総額：（小中学校教職員基礎給料月額＋諸手当）×算定基礎定数×12月 ＋ （特別支援学校教職員基礎給料月額＋諸手当）×算定基礎定数×12月］ → いずれか低い額 ［実支出額］ × 1/3

このうち、算定総額は、限度政令に基づき、教員、栄養教諭等、事務職員ごとに小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。）等に基づき、標準学級数(注1)等を基礎として教職員の定数（以下「標準定数」という。）を算定して、更に「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者（以下、これらを合わせて「育児休業代替教職員」という。）の実数等を加えるほか、同法第2条第1項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業教職員」という。）の実数等を差し引いて算定することとなっている。

算定基礎定数の算定に必要な標準学級数等は、次のように算定することとなっている。

① 特別支援学校の標準学級数は、小中学部の児童生徒数6人、重複障害学級(注2)に編制する場合にあっては3人を基準に1学級を編制して算定する。また、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。

② 特別支援学校の標準定数のうち、舎監(注3)の定数（以下「舎監定数」という。）及び寄宿舎指導員(注4)の定数（以下「寄宿舎指導員定数」という。）は、寄宿する小中学部の児童生徒（以下「寄宿児童生徒」という。）が在籍している特別支援学校数及び寄宿児童生徒数に応じて、それぞれ算定する。

（注1）　標準学級数　　標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

（注2）　重複障害学級　　文部科学大臣が定める障害を二つ以上併せ有する児童生徒で編制する学級

（注３）　舎監　　校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる者

（注４）　寄宿舎指導員　　寄宿舎における児童等の日常生活上の世話及び生活指導に従事する者

本院が、20都県及び6市において会計実地検査を行ったところ、３都県及び２市において、算定総額の算定に当たり、算定基礎定数の算定が過大となっていた。この結果、負担金計66,881,722円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、１都及び１市(注５)において算定基礎定数の算定方法についての理解が十分でなかったこと、３都県及び１市(注６)において算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（注５）　１都及び１市　　東京都、浜松市

（注６）　３都県及び１市　　東京都、新潟、石川両県、新潟市

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア　標準定数を過大に算定していた事態

㋐　特別支援学校の標準定数の算定の基礎となる標準学級数の算定において、小中学部の１学級の児童生徒数の基準は６人であるのに重複障害学級に編制する場合の基準である３人で編制するなどして算定していたほか、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が３人以下であるのに当該複数学年の児童生徒を１学級に編制せずに算定していた事態　２都県

㋑　小中学校の標準定数のうち、校長、教頭、教諭等の定数の算定において、学校ごとの標準学級数を集計する際に集計表への転記を誤り、これにより算定していた事態　１市

㋒　特別支援学校の舎監定数及び寄宿舎指導員定数の算定において、寄宿児童生徒が当該年度の５月１日現在で在籍しておらず算定の対象とならない特別支援学校を含めて算定していた事態　１都

イ　小中学校及び特別支援学校の育児休業代替教職員、育児休業教職員等の実数の算定において、当該年度の５月１日現在で育児休業代替教職員に該当しない者を含めて算定していたほか、当該日現在で育児休業教職員に該当する者を含めずに算定するなどして対象者の計上を誤っていた事態　２都県及び２市

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例（ア㋐、ア㋒及びイの事態）＞

東京都は、令和５年度において、特別支援学校の小中学部の教職員に係る算定基礎定数を3,977人として、これに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に129,879,564,920円の負担金の交付を受けていた。

しかし、東京都は、上記算定基礎定数の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数について、1,992学級とすべきところ、小中学部の１学級の児童生徒数の基準は６人であるのに、誤って重複障害学級に編制する場合の基準である３人で編制するなどしていたことから、1,996学級と算定していた。また、特別支援学校の舎監定数及び寄宿舎指導員定数について、それぞれ計12人及び計72人とすべきところ、誤って、寄宿児童生徒が当該年度の５月１日現在で在籍しておらず算定の対象とならない特別支援学校１校を含めていたことから、それぞれ計14人及び計84人と算定していた。さらに、特別支援学校の育児休業代替教職員の実数

について、計181人とすべきところ、誤って当該年度の5月1日現在で育児休業代替教職員に該当しない者を含めて計上するなどしていたことから、計183人と算定していた。

したがって、適正な標準学級数、舎監定数及び寄宿舎指導員定数並びに育児休業代替教職員の実数により適正な算定基礎定数を算定すると3,955人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると129,825,498,721円となることから、54,066,199円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	算定総額	左に対する負担金交付額	不当と認める算定総額	不当と認める負担金交付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(28)	文部科学本省	新潟市	4	27,102,886	9,034,169	13,056	4,352	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの（ア(ｲ)及びイの事態）
(29)	同	浜松市	5	25,296,464	8,432,154	5,866	1,955	同（イの事態）
(30)	東京都	東京都	5	389,638,694	129,879,564	162,198	54,066	同（ア(ｱ)、ア(ｳ)及びイの事態）
(31)	新潟県	新潟県	5	65,006,686	21,669,352	13,552	4,517	同（ア(ｱ)の事態）
(32)	石川県	石川県	3	41,136,595	13,712,206	5,971	1,990	同（イの事態）
(28)－(32)の計				548,181,327	182,727,447	200,645	66,881	

（2）　研究拠点形成費等補助金（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）が過大に交付されていたもの　　1件　不当と認める国庫補助金　2,552,922円

研究拠点形成費等補助金（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）（以下「補助金」という。）は、国立大学法人等が地域にとって必要な医療を提供することができる医師の養成に係る教育プログラムの開発・実施を行う拠点を構築し、大学医学部における教育課程の段階から医師の偏在・診療科偏在等に対応する人材の養成に資することを目的として、必要な経費を国立大学法人等に対して国が補助するものである。

研究拠点形成費等補助金（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）交付要綱（令和4年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）等によれば、補助金の補助対象経費は、医師の偏在・診療科偏在等に対応する人材の養成に資するものとして特に優れた取組として選定されたポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（以下「拠点形成事業」という。）を実施するために必要となる物品費、人件費・謝金、旅費等とされており、選定された取組における教育研究活動にのみ使用される経費であることなどに留意して計上することとされている。このため、教員の雇用に当たっては厳密なエフォート(注)の管理を実施することなどが求められており、国立大学法人等は、補助対象経費である教員の人件費について、実際に支給した給与等にエフォートを乗じて算定している。

（注）　エフォート　　教員の全仕事時間に対する選定された取組における教育研究活動の実施に必要とする時間の配分割合

交付要綱によれば、国立大学法人等は、実績報告書を文部科学省に提出し、同省はその内容を審査することなどとされている。

本院が、6国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、1国立大学法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(33)	文部科学本省	国立大学法人東海国立大学機構	拠点形成事業	5	56,250	56,250	2,552	2,552	補助の対象とならない活動への従事時間に係る人件費を補助対象経費に含めていたもの（名古屋大学）

国立大学法人東海国立大学機構は、拠点形成事業を実施しており、56,250,000円を補助対象経費として実績報告書を同省に提出し、同額の補助金の交付を受けていた。このうち、複数の事業に従事していた教員2名の人件費については、本件事業のエフォートが97％であったとして、実際に支給した給与等にこれを乗じて、それぞれ8,982,998円及び8,020,938円と算定していた。

しかし、同機構は、本件事業のエフォートの算出に当たり、選定された取組における教育研究活動以外の活動への従事時間を含めていた。このため、これを除いて適正な本件事業のエフォートを算出するとそれぞれ85％及び75％となることから、上記の教員2名の人件費には、補助の対象とならない活動への従事時間に係る人件費が含まれていたと認められる。

したがって、補助の対象とはならない活動への従事時間を除いて算出した適正な本件事業のエフォートにより教員2名の人件費を算定すると、それぞれ8,249,235円及び6,201,779円となり、これらを基に適正な補助金交付額を算定すると、53,697,078円となることから、前記の補助金交付額56,250,000円との差額2,552,922円が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同機構において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（3） 国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　1,708,895円

国際化拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）は、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との高等教育ネットワークの構築を図ることにより、我が国の大学の世界展開力を強化することなどを目的として、必要な経費を国立大学法人等に対して国が補助するものである。

国際化拠点整備事業費補助金交付要綱（平成21年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）によれば、補助金の補助対象経費は、国立大学法人等が日本人学生と外国人学生の双方向交流の取組等を行う大学の世界展開力強化事業（以下「世界展開力強化事業」という。）を実施するために必要となる物品費、人件費・謝金、旅費等とされており、補助金の交付額は、次の算式により算定した額（以下「算定額」という。）又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額とすることとされている。

（算式）

$$\text{算定額} = \text{補助事業に要した補助対象経費の総額} \times \frac{\text{補助金の交付決定額}}{\text{交付決定に係る補助対象経費の総額}}$$

国立大学法人等は、補助事業を完了した際に文部科学省に提出する実績報告書の費目別収支決算書において、上記の算式における「補助事業に要した補助対象経費の総額」について、補助金、自己収入

及び預金利息による収入を財源として支出した経費を計上することとなっている。また、同省高等教育局が令和3年4月に作成した「国際化拠点整備事業費補助金Q&A」によれば、国から交付される運営費交付金は自己収入に該当しないこととされている。このため、運営費交付金を財源として支出した経費については上記算式の「補助事業に要した補助対象経費の総額」に計上できず、補助の対象とならない。

交付要綱によれば、国立大学法人等は、実績報告書を同省に提出し、同省はその内容を審査することなどとされている。また、同省は、交付要綱、国際化拠点整備事業費補助金Q&A等に基づいて補助対象経費を適正に算定することなどについて、国立大学法人等に対して指導を行っている。

本院が、15国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、1国立大学法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(34)	文部科学本省	国立大学法人東京工業大学(注)	世界展開力強化事業	3、4	11,507	11,211	1,753	1,708	補助の対象とならない運営費交付金を財源として支出した人件費を補助対象経費に含めていたもの（東京工業大学）

（注）　令和6年10月1日以降は国立大学法人東京科学大学

国立大学法人東京工業大学は、世界展開力強化事業として日本人学生の派遣、外国人留学生の受入れ、世界展開力強化事業の紹介動画の制作等を実施しており、事務職員の人件費、動画の制作に係る外注費等計11,507,489円を支出していた。そして、補助金の交付額の算定に当たり、前記の算式において、上記の支出額11,507,489円を「補助事業に要した補助対象経費の総額」とし、これと「補助金の交付決定額」15,164,000円及び「交付決定に係る補助対象経費の総額」15,564,000円を用いて算定額を11,211,742円とし、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記「補助事業に要した補助対象経費の総額」のうち事務職員1名の人件費1,753,973円は、運営費交付金を財源として支出した経費であり、「補助事業に要した補助対象経費の総額」に計上できず補助の対象とならない。

したがって、補助の対象とならない事務職員1名の人件費を除いて適正な「補助事業に要した補助対象経費の総額」を算定すると9,753,516円となり、これに対する補助金交付額は9,502,847円となることから、前記の交付額11,211,742円との差額1,708,895円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費に対する理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書に対する審査及び同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（4）　私立大学等研究設備整備費等補助金の補助の対象とならないもの

1件　不当と認める国庫補助金　4,169,000円

私立大学等研究設備整備費等補助金（以下「補助金」という。）は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校における特色ある教育を促進し、我が国の教育の振興に寄与することなどを目的として、学校法人等に対して、教育基盤設備等の整備に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱（昭和51年文部大臣裁定）等によれば、教育基盤設備の整備については、設備の購入に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の２分の１以内の額とすることとされている。そして、教育基盤設備の整備を実施する年度の４月１日時点において、教育基盤設備を設置する施設の耐震化が未了の場合は、補助の対象とならないこととされている。

事業を実施した学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することなどとなっている。

本院が、14学校法人において会計実地検査を行ったところ、１学校法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(35)	文部科学本省	学校法人宮城学院	教育基盤設備（GAKUEN/UNIPA更新（GAKUENおよびUniversal Passport更新に伴うサーバー機器更新））	5	8,338	4,169	8,338	4,169	設備を設置した施設の耐震化が未了であったため、事業全体が補助の対象とならないもの（宮城学院女子大学）

学校法人宮城学院は、教育基盤設備の整備を実施しており、「GAKUEN/UNIPA更新（GAKUEN(注)およびUniversal Passport(注)更新に伴うサーバー機器更新）」に係る経費8,338,000円を補助対象経費として実績報告書を同省に提出し、補助金4,169,000円の交付を受けていた。

（注） GAKUEN・Universal Passport 「GAKUEN」は大学の事務システムであり、「Universal Passport」は学習支援等を行うポータルシステムである。

しかし、同法人がサーバ機器等を設置した施設については、令和６年２月から耐震化工事が実施されており、５年４月１日時点において耐震化が未了であった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る補助金4,169,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（５） 私立学校施設整備費補助金（ICT活用推進事業）が過大に交付されていたもの

４件 不当と認める国庫補助金 50,708,000円

私立学校施設整備費補助金（ICT活用推進事業）（以下「補助金」という。）は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、ICT活用推進事業等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年文部大臣裁定）等によれば、ICT活用推進事業については、ICT装置の整備等に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の２分の１以内の額とすることとされている。また、補助対象経費は、教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、ICT装置、施設の改造工事及び既設のICT施設における冷房化工事であって、

1000万円以上となる事業を行う場合に必要な経費とされている。具体的には、構内LANを新設、増設又は更新するために要する幹線・支線ケーブルの整備及び当該整備に伴い整備するルータ、ハブ、情報コンセント、無線アクセスポイント等の機器等（調整等の経費を含む。）が補助の対象とされており、サーバは補助の対象とならないこととされている。また、これらの機器等については構内LANとして機能するために必要最低限のものに限ることとされている。さらに、学校法人において集約型のネットワーク構成としている場合、法人本部等の整備のうち補助対象校の教育の情報化に対応するために必要となる整備部分は補助の対象とされている。

このほか、補助金の申請単位は同一の都道府県に所在する大学等のキャンパスごとに1件とすること、補助金の補助対象は事業実施年度内に完了する事業に限ることなどとされている。

事業を実施した学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することなどとなっている。

本院が、22学校法人において会計実地検査を行うとともに、8学校法人に資料の提出を求めてその内容を確認した上でウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査したところ、4学校法人において、次のような事態が見受けられた。

ア　構内LANを新設、増設又は更新するための幹線・支線ケーブルの整備及び当該整備に伴い整備する無線アクセスポイント等の機器等が補助の対象とされ、サーバは補助の対象とならず、補助の対象となる機器等は構内LANとして機能するために必要最低限のものに限ることとされているのに、①幹線・支線ケーブルの整備を伴わずに整備した機器に係る経費、②サーバの更改に係る経費、③構内LANとして機能するために必要最低限のものではない機器等に係る経費を補助対象経費に含めていた。

イ　法人本部等の整備のうち補助対象校の教育の情報化に対応するために必要となる整備部分が補助の対象とされているのに、教育の情報化に対応するために必要でない法人本部の廊下部分の整備に係る経費を補助対象経費に含めていた。

ウ　補助金の申請単位は同一の都道府県に所在する大学等のキャンパスごとに1件とすることとされているのに、異なる都県に所在する大学の3キャンパスをまとめて1件として申請することで、3キャンパスのうち補助対象経費が1000万円未満であるため補助の対象とならない1キャンパスに係る事業を補助の対象としていた。

エ　補助の対象は事業実施年度内に完了する事業に限ることとされているのに、事業実施年度の翌年度以降（以下「後年度」という。）に効力が発生するため事業実施年度内に完了しているとは認められない後年度分のライセンス料等に係る経費を補助対象経費に含めていた。

オ　ア①、ア③、イ及びエの事態によって補助の対象とならない経費を除外すると、補助対象経費が1000万円未満となり事業全体が補助の対象とならないものを補助の対象としていた。

これらの結果、補助金計50,708,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例（ア②、ア③及びエの事態）＞

学校法人都築第一学園は、令和3年度にICT活用推進事業として「学内ネットワーク通信速度向上工事」を実施しており、学内のネットワーク機器の更新等及びケーブルの張替えに係る機器購入費、工事費等に要する経費を対象として、補助対象経費を107,635,783円（補助金53,817,000円）と算定していた。

しかし、同法人は、サーバは補助の対象とならないこととされているのに、仮想化ホストサーバ、サーバ用ソフトウェア等のサーバの更改に係る経費を補助対象経費に含め、補助の対象となる機器等については構内LANとして機能するために必要最低限のものに限ることとされているのに、デジタルサイネージ等に係る経費を補助対象経費に含めていた。また、補助の対象は事業実施年度内に完了する事業に限ることとされているのに、同法人は、ネットワーク機器等を稼働させるための後年度分のライセンス料及び保守に係る経費を補助対象経費に含めていた。

したがって、これらに係る経費計51,457,128円を除外して適正な補助対象経費を算定すると56,178,655円（補助金28,089,000円）となり、補助金25,728,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(36)	文部科学本省	学校法人都築第一学園	ICT活用推進事業（学内ネットワーク通信速度向上工事）	3	107,635	53,817	51,457	25,728	補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの（ア②、ア③及びエの事態）（横浜薬科大学）
(37)	同	学校法人新潟平成学院	ICT活用推進事業（無線ネットワーク改修）	4	33,573	16,786	33,573	16,786	補助の対象とならない経費を含めていて、これを除外すると事業全体が補助の対象とならないもの（ア①及びオの事態）（新潟国際情報大学）
(38)	同	学校法人足利大学	ICT活用推進事業（学内無線LAN拡張整備事業）	3	11,242	5,621	11,242	5,621	補助の対象とならない経費を含めていて、これを除外すると事業全体が補助の対象とならないもの（ア③、イ、エ及びオの事態）（足利大学）
(39)	同	学校法人都築育英学園	ICT活用推進事業（3キャンパス学内ネットワーク強化事業）	4	55,810	27,905	5,143	2,573	補助の対象とならないキャンパスの事業に係る経費等を補助対象経費に含めていたもの（ア③及びウの事態）（日本経済大学）
(36)－(39)の計					208,262	104,129	101,417	50,708	

意見を表示し又は処置を要求した事項

中学校における部活動指導員の配置支援事業の実施に当たり、教員の働き方改革の実現を図るために、重複指導等の実態を把握し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に対して指導、助言等を行うとともに、事業効果を適切に把握し、検証等する方策を検討して実施するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	⑴　一般会計　(組織)スポーツ庁　(項)スポーツ振興費 ⑵　一般会計　(組織)文化庁　(項)文化振興費
部局等	スポーツ庁、文化庁
補助の根拠	予算補助
補助事業	中学校における部活動指導員の配置支援事業
補助事業の概要	中学校の設置者である市区町村等の事業主体が、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員の配置に要した費用に対して補助を行う事業
検査の対象とした事業主体数	66事業主体
上記に対する国庫補助金交付額の合計	⑴　2億3708万余円(令和5、6両年度) ⑵　3693万余円(令和5、6両年度) ⑴及び⑵の計 2億7401万余円(令和5、6両年度)
両庁及び事業主体において重複指導等の実態を適切に把握できていないなどしていた66事業主体に対する国庫補助金交付額(ア)	2億7401万円(令和5、6両年度)
両庁及び事業主体において配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていなかった66事業主体に対する国庫補助金交付額(イ)	2億7401万円(令和5、6両年度)
(ア)及び(イ)の純計	2億7401万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

中学校における部活動指導員の配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果等について

(令和8年10月16日付け　スポーツ庁長官
文化庁長官　宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 配置支援事業等の概要

(1) 配置支援事業の創設の経緯

文部科学省は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月中央教育審議会)において、教員の長時間勤務の実態が明らかになり、その中でも特に、課外活動の指導時間が長いことが示されたことを踏まえて、平成29年4月に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を改正して、部活動指導員の制度を新設した。「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(平成29年28ス庁第704号。以下「指導員通知」という。)によれば、部活動指導員は校長の監督を受けることとされ、その職務は、実技指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率、事故が発生した場合の現場対応等、部活動に係るものとされている。

同省は、30年度に、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員の配置を支援するために、中学校の設置者である市区町村等の事業主体が部活動指導員の配置に要した費用に対して補助を行う事業(以下「配置支援事業」という。)を創設した。令和4年度からは、部活動改革を推進するために、配置支援事業は、部活動を所掌するスポーツ、文化両庁(以下「両庁」という。)が実施している。

(2) 配置支援事業の概要

ア 配置支援事業の概要

「地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領」(令和4年2月スポーツ庁次長決定)、「地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領」(令和4年2月文化庁次長決定)(以下、これらを合わせて「実施要領」という。)等によれば、配置支援事業は、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とすることとされている。

両庁は、配置支援事業の目的のうち、生徒にとって望ましい活動環境の構築については、部活動指導員が配置され、部活動の適正な運営、効率的・効果的な活動の在り方等について示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)にのっとって部活動が実施されることで達成されるものであるとしている。また、配置支援事業における教員の働き方改革とは、主に、部活動指導員の配置により教員の部活動指導に係る時間が軽減されることであるとしている。

実施要領等によれば、配置支援事業によって配置された部活動指導員は原則として単独で指導や大会等への引率(以下「単独指導等」という。)を行うこととされており、やむを得ない場合を除き、教員と一緒に指導や大会等への引率(以下「重複指導等」という。)を行うことは想定していないこととされている。両庁は、各部活動の活動内容及び実情は様々であるとして、具体的にどのような場合がやむを得ない場合に該当するかについて示しておらず、重複指導等のうちどのような場合がやむを得ない場合に該当するかについて、事業主体において両庁等に対して説明できるようにする必要があるとしている。

イ　配置支援事業における配置人数等

部活動指導員の配置人数及び国庫補助金交付額は、配置支援事業が創設された平成30年度には2,193人及び2億余円であったが、令和6年度には12,436人及び17億余円となっていて、事業規模は拡大している。また、指導員通知によれば、部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とすることとされており、任用されている部活動指導員の経歴は、スポーツクラブ、文化芸術団体等に属する地域人材、元教員等となっている。

ウ　配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果の把握、検証等

配置支援事業の実施に当たり、両庁及び事業主体が教員の働き方改革に関する事業効果を把握し、検証等を実施するためのものとして実績報告書等がある。

実施要領等において、事業主体は、配置支援事業を実施しようとするときは、PDCAサイクルを確立する観点から、事業ごとに、可能な限り定量的な成果目標、成果指標等を記載した事業計画書を、事業終了後には、事業計画書に記載した成果目標の達成状況等を記載した実績報告書を作成することとなっている。事業主体から実績報告書の提出を受けた都道府県は、その内容を確認するなどして、これを取りまとめた上で両庁に提出することなどとされている。また、実績報告書の提出を受けた両庁は、その内容を確認するなどして、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を把握することなどとしている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、生徒にとって望ましい活動環境の構築に資するものとして配置支援事業により部活動指導員が配置され、その人数が増加していることなどを踏まえて、有効性等の観点から、教員の働き方改革の実現を図るために、配置支援事業の実施に当たり、両庁及び事業主体において、重複指導等の実態を適切に把握しているか、事業効果を適切に把握し、検証等を実施できているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、5、6両年度に14都県(注1)の66事業主体が実施した配置支援事業（配置人数計2,398人、国庫補助対象事業費計8億2230万余円、国庫補助金交付額計2億7401万余円）を対象に、部活動指導員の勤務実績簿、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注1）　14都県　　東京都、青森、福島、群馬、埼玉、千葉、石川、山梨、静岡、奈良、島根、愛媛、高知、沖縄各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　重複指導等の実態を適切に把握できていないなどの事態

重複指導等が行われている時間については教員の部活動指導に係る時間が軽減されていないと考えられるため、教員の働き方改革の実現を図るためには、両庁及び事業主体において重複指導等の実態を適切に把握するとともに、重複指導等はやむを得ない場合にのみ行われるようにすることが重要である。

そこで、両庁及び事業主体が重複指導等の実態を適切に把握しているかなどについてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　事業主体における重複指導等の実態把握の状況

事業主体における重複指導等の実態把握の状況について、まず、66事業主体において重複指導等を行った日時を把握しているか確認したところ、35事業主体においては、部活動指導員の勤務実績簿に重複指導等の有無等を記載させるなどの方法により、重複指導等を行った日時を把握していた。一方で、31事業主体においては、重複指導等を行った日時を把握する必要性を認識していなかったことなどのため、重複指導等を行った日時を把握していなかった。

次に、66事業主体において重複指導等を行った理由を把握しているか確認したところ、部活動指導員の勤務実績簿に重複指導等の理由を記載させるなどの方法により、11事業主体においては、各日における重複指導等を行った理由を把握し、35事業主体においては、一部の部活動について重複指導等を行った理由を把握するなどしていた。一方で、20事業主体においては、重複指導等を行った理由を把握する必要性を認識していなかったことなどのため、重複指導等を行った理由を把握していなかった。

イ　事業主体における重複指導等の状況等

重複指導等を行った日時を把握していない事業主体についても、教員が休日等に部活動の指導等を行った場合に支給される教員特殊業務手当に係る整理簿と部活動指導員の勤務実績簿を突合するなどすれば休日の重複指導等の日時を把握することが可能な場合がある。そこで、重複指導等の日時を把握していなかった事業主体を含む50事業主体における部活動指導員474人(注2)の指導時間に占める重複指導等を行った時間の割合（以下「重複率」という。）等の状況を、部活動指導員の勤務実績簿、教員特殊業務手当に係る整理簿等により確認したところ、部活動指導員の指導時間計87,276時間のうち、重複指導等を行った時間は計29,433時間であり、重複率は33.7％（休日では45.3％、平日では15.7％）となっていた。

（注2）　集計に当たっては、66事業主体における部活動指導員2,398人のうち、一つの部活動に教員と部活動指導員がそれぞれ一人ずつ配置されているなどの条件により抽出した50事業主体における部活動指導員474人を対象としている。

また、66事業主体において、重複指導等を行った理由を確認したところ、「複数会場への引率」「部活動指導員からの要望」「部活動の内容の充実」など、様々なものとなっていた。

前記のとおり、両庁は、各部活動の活動内容や実情は様々であるとして、重複指導等を行った理由のうち、具体的にどのような場合がやむを得ない場合に該当するかについて示していない。

そこで、66事業主体のうち重複指導等を行った理由を把握していなかった20事業主体を除く46事業主体において、重複指導等を行った理由のうち、どのような場合をやむを得ない場合としていたか確認したところ、表のとおり、同様の理由であっても、やむを得ない場合として認めている事業主体と認めていない事業主体があり、事業主体によってその取扱いが区々となっていた。

表　事業主体における重複指導等が認められるやむを得ない場合の取扱いの状況

重複指導等を行った理由 注(1)	やむを得ない場合として認めている事業主体数	やむを得ない場合として認めていない事業主体数	その他の事業主体数 注(2)
教員の責任感等に基づく自発的な指導	9	32	5
部活動の内容の充実	11	32	3
教員の部活動指導能力の向上のため部活動指導員から指導方法を学習	17	26	3
鍵の管理等、学校のセキュリティ対策	21	23	2
部活動指導員からの要望	20	21	5
保護者からの要望	19	19	8

注(1)　「複数会場への引率」など、明らかにやむを得ない場合に該当すると思料される理由を除いて、主なものを抽出した。

注(2)　重複指導等を行った個別の状況により、やむを得ない場合として認めているか否かの判断を変えている事業主体が含まれている。

ウ　両庁における重複指導等に係る実態把握の状況

両庁は、部活動指導員の指導状況を把握することを目的として、実績報告書において「原則として、単独で指導や引率を行っているか否か」について選択して記入させることとしている。

そこで、当該項目における事業主体の記入状況を確認したところ、全ての事業主体において、「原則として、単独で指導や引率を行っている」を選択して実績報告書を作成し、提出していた。

しかし、アのとおり、一部の事業主体において、重複指導等を行った日時及び理由を把握していない状況等を踏まえると、当該項目の確認では事業主体が単独指導等を行っていたか否かを両庁が適切に把握することができない状況となっていた。

以上のとおり、両庁及び事業主体は、配置支援事業における重複指導等の実態を適切に把握できていないなどの状況となっていた。

(2)　配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない事態

両庁及び事業主体が事業実施後に配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を評価するためには、事業主体において成果目標及び成果指標をあらかじめ適切に設定しておくことが重要である。また、当該成果目標の達成状況を両庁及び事業主体において適切に把握し、検証等を実施することにより、今後の配置支援事業について改善が図られ、教員の働き方改革に関する事業効果がより発現することが期待できる。

そこで、両庁及び事業主体の実績報告書等による配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果の把握、検証等の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　事業主体における成果目標及び成果指標の設定状況

5、6両年度に66事業主体が設定した成果目標及び成果指標の状況をみたところ、設定された成果目標は「部活動指導員を配置することにより、教員の負担軽減を図り、生徒指導や教材研究等に専念できる環境をつくる」などの教員の働き方改革等に関するものとなっていた。これに伴う成果指標は、10事業主体において「単独指導等の時間の増加」としているように、文部科学省等が実施する他の教員の働き方改革に向けた取組の成果等の影響を受ける程度が低いと思料されるものがある一方で、15事業主体において「教員の在校等時間の減少」としているように、配置支援事業以外の影響を受ける程度が高いと思料されるものなど、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握するためには十分でないものも見受けられた。

イ　事業主体における成果目標の達成状況の測定

事業主体が設定した成果目標に対する達成状況について、実績報告書等を確認したところ、38事業主体において、「原則として単独指導等を行うことで教員の部活動指導に係る時間を軽減すること」など、教員が部活動指導に従事した時間に関する成果指標を設定していたが、このうち18事業主体において、その時間を把握しておらず、成果目標の達成状況を適切に測定することができていない状況が見受けられた。

ウ　両庁における教員の働き方改革に関する事業効果の把握、検証等の状況

前記のとおり、両庁は、実績報告書等を通じて、事業主体による配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を把握することなどとしている。しかし、ア及びイのとおり、事業主体における成果指標の設定状況及び成果目標の達成状況の測定が適切なものとなっておらず、両庁において、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない状況となっていた。また、配置支援事業を活用して部活動指導員を配置する学校に対する教員及び部活動指導員の勤務状況等に関する調査等、両庁によるその他の取組を確認したが、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できているものは見受けられなかった。

以上のとおり、両庁及び事業主体は、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない状況となっていた。

（改善を必要とする事態）

配置支援事業の実施に当たり、両庁及び事業主体において、重複指導等の実態を適切に把握できていないなどの事態及び配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（**発生原因**）

このような事態が生じているのは、事業主体において、重複指導等を行った日時及び理由を適切に把握すること並びに配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施することの必要性についての認識が欠けていることなどにもよるが、両庁において、次のことなどによると認められる。

ア　重複指導等がどのような場合に行われているかなどについての実態を適切に把握できておらず、やむを得ない場合の取扱いなどについて、事業主体に対する指導、助言等が十分でないこと

イ　配置支援事業の実施に当たり、教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施するための方策についての検討が十分でないこと

3　本院が表示する意見

部活動の実施について、両庁は、これまで適正な運営や効率的、効果的な活動の在り方、特に、生徒の安全確保や事故発生時の対応を適切に行うことなどを周知してきており、８年５月に発生した高校部活動遠征中の重大バス事故を受けて通知を発出するなどして部活動における生徒の安全確保に関する取組を実施している。また、両庁は、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図るために、今後も引き続き配置支援事業を実施していくこととしている。

ついては、両庁において、生徒にとって望ましい活動環境の構築、特に、生徒の安全確保等に留意しつつ、教員の働き方改革の実現を図るために、配置支援事業の実施に当たっては、重複指導等の実態を把握し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に対して指導、助言等を行うとともに、事業効果を適切に把握し、検証等する方策を検討して実施するよう意見を表示する。

第8　厚生労働省

不当事項

保険料

(40)　労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)　(款)保険収入　(項)保険料収入
部局等	14労働局
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数　211事業主
	徴収過大があった事業主数　33事業主
徴収過不足額	徴収不足額　90,833,288円(令和5年度～7年度)
	徴収過大額　12,950,259円(令和5年度～7年度)

1　保険料の概要

(1)　労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険である。また、②雇用保険は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険である。

(2)　保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付等に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア　事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率(注1)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ　事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ　労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

また、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認及び指導を行っている。

労働保険の保険料の令和7年度の収納済額は4兆1634億余円に上っている。

（注１）　保険料率　　労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

①　労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去３年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、令和５年度から７年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88までとなっている。

②　雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、５年度及び６年度は、1000分の15.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5)、７年度は、1000分の14.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の16.5、建設の事業は1000分の17.5)となっている。

(3)　労災保険及び雇用保険の適用対象

労災保険は、原則として、労働者を使用する事業に適用されることとなっており、これらの事業に使用される全ての労働者が保険給付の対象となる。

また、雇用保険は、１週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者等には適用されないこととなっているため、これらの者を被保険者としない取扱いとなっている。したがって、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち、１週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち14労働局(注２)管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる344事業主を選定して、５年度から７年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の14労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注２）　14労働局　　茨城、東京、新潟、富山、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、香川、福岡、大分、鹿児島、沖縄各労働局

(2)　検査の結果

検査の結果、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていないなどしている事態、並びに労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めるなどしている事態が見受けられた。このため、14労働局管内の211事業主について徴収額が90,833,288円不足しており、また、14労働局のうち新潟労働局を除く13労働局管内の33事業主について徴収額が12,950,259円過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったこと又は計算誤りをしたことにより、保険料算定の基礎となる賃金総額等の記載が事実と相違していたのに、14労働局においてこれに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

東京労働局は、飲食業を営む事業主Aから、令和6年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者124人に対して支払った賃金総額は513,276千円、その雇用保険分の保険料は7,955,778円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者45人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金159,978千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料2,479,659円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
			千円
茨城	26	22	9,019
		1	△ 21
東京	46	37	32,921
		4	△ 3,113
新潟	15	6	1,366
		—	—
富山	16	12	6,902
		1	△ 91
愛知	30	10	1,669
		6	△ 1,371
三重	19	12	1,760
		2	△ 326
大阪	28	22	11,841
		1	△ 23
兵庫	44	28	9,046
		5	△ 748
和歌山	14	6	2,390
		3	△ 510
香川	16	9	1,572
		1	△ 621
福岡	23	9	1,801
		4	△ 3,338
大分	20	11	2,064
		2	△ 1,640
鹿児島	25	14	3,512
		2	△ 271
沖縄	22	13	4,965
		1	△ 869
計	344	211	90,833
		33	△ 12,950

保険料・その他

(41)　健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

所管、会計名及び科目	厚生労働省所管（令和6年度以前は、内閣府及び厚生労働省所管） 年金特別会計 （健康勘定）　（款）保険収入　（項）保険料収入 （厚生年金勘定）　（款）保険収入　（項）保険料収入 （業務勘定）　（令和6年度以前は、（子ども・子育て支援勘定）） （款）拠出金収入　（項）事業主拠出金収入
部局等	厚生労働本省
健康保険及び厚生年金保険の事業並びに拠出金の徴収に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
保険料等納付義務者	974事業主
徴収不足額	健康保険保険料　393,153,631円（令和4年度～7年度） 厚生年金保険保険料　544,710,748円（令和4年度～7年度） 子ども・子育て拠出金　10,714,829円（令和4年度～7年度） 計　948,579,208円

1　保険料等の概要

(1)　健康保険及び厚生年金保険並びに子ども・子育て拠出金

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業並びに子ども・子育て拠出金（以下「拠出金」という。）の徴収に関する事務を所掌しており、当該事業等に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。また、拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。

事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとなっている。

⑵　保険料等の徴収

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっている。

事業主は、年金事務所等に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

①　新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届

②　被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届

③　毎年７月には、同月１日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届

④　被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届

⑤　賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所等は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額(注１)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額(注２)を、それぞれ決定してこれらに保険料率又は拠出金率を乗じて得た額を保険料又は拠出金（以下、これらを合わせて「保険料等」という。）として算定している。厚生労働本省（以下「本省」という。）は、その算定した額を保険料等として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法（大正11年法律第70号）等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認及び指導を行っている。

保険料等の令和７年度の収納済額は、健康保険保険料12兆0736億余円、厚生年金保険保険料37兆6782億余円、拠出金7416億余円、計50兆4935億余円に上っている。

（注１）　標準報酬月額　　健康保険では第１級58,000円から第50級1,390,000円まで、厚生年金保険では第１級88,000円から第32級650,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

（注２）　標準賞与額　　各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では１か年度の支給累計額で573万円、厚生年金保険では１か月の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2　検査の結果

⑴　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、11地域部(注３)の管轄区域内に所在する189年金事務所が管

轄する事業所の約239万事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの2,001事業主を選定するなどして、4年度から7年度までの間における保険料等の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料等の調査決定等の基礎となる書類により、また、189年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注3）　地域部　　機構の本部に11の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

⑵　検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかった事態、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載していた事態等が見受けられた。

このため、2,001事業主のうち、11地域部の管轄区域内に所在する179年金事務所が管轄する974事業主について、徴収額が948,579,208円（健康保険保険料393,153,631円、厚生年金保険保険料544,710,748円、拠出金10,714,829円）不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、届出を適正に行っていなかったのに、179年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A会社は、修理業の業務に従事する従業員22人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち9人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所等に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の9人について調査したところ、同会社はこのうち5人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料6,135,389円、厚生年金保険保険料9,239,670円、拠出金181,764円、計15,556,823円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額 健康保険保険料	徴収不足額 厚生年金保険保険料	徴収不足額 子ども・子育て拠出金	徴収不足額 計
				千円	千円	千円	千円
北海道	札幌東 等12	70	43	23,316	32,577	640	56,534
東北	盛岡 等 9	155	79	27,476	34,725	683	62,885
北関東・信越	水戸南 等19	238	135	52,169	75,048	1,476	128,694
南関東第一	千代田 等22	178	93	91,033	141,133	2,776	234,943
南関東第二	千葉 等18	218	97	50,530	60,420	1,188	112,139
中部	富山 等30	323	132	33,585	51,443	1,011	86,040
近畿第一	天満 等19	157	64	11,431	16,713	328	28,473
近畿第二	上京 等15	187	94	28,000	30,096	592	58,688
中国	松江 等 9	129	55	12,151	14,048	276	26,477
四国	徳島南 等 5	80	41	12,626	15,357	302	28,285
九州	博多 等21	216	141	50,833	73,144	1,438	125,416
計	179か所	1,951	974	393,153	544,710	10,714	948,579

保険給付(42)－(44)

(42) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁)
	4労働局(支給決定庁)
支給の相手方	6事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者コース助成金
	(2) 生涯現役コース奨励金
	(3) 成長分野等人材確保・育成コース助成金
特定求職者雇用開発助成金の支給額の合計	(1) 6,400,000円(令和3年度～6年度)
	(2) 6,900,000円(令和3年度～5年度)
	(3) 2,400,000円(令和5、6両年度)
	計 15,700,000円
不当と認める支給額	(1) 5,400,000円(令和3年度～6年度)
	(2) 1,500,000円(令和3年度～5年度)
	(3) 2,400,000円(令和5、6両年度)
	計 9,300,000円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、60歳以上65

歳未満（令和５年４月以降は60歳以上）の高年齢者、障害者等の就職が特に困難な求職者（以下「就職困難者」という。）、65歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金（以下「就職困難者コース助成金」という。）、生涯現役コース奨励金（５年３月末で廃止）、成長分野等人材確保・育成コース助成金（８年３月末で廃止。以下「成長コース助成金」という。）等がある。

⑵　助成金の支給

ア　就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ　生涯現役コース奨励金の支給要件は、事業主が、雇入れ日における満年齢が65歳以上であって、紹介日現在、被保険者でない求職者を、公共職業安定所等の紹介により新たに１年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

ウ　成長コース助成金の支給要件は、事業主が助成金の他のいずれかのコースの支給要件を満たした上で、対象労働者をデジタル、DX（デジタルトランスフォーメーション）化関係業務等の成長分野等の業務に従事させることなどとなっている。

また、就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金及び成長コース助成金のいずれにおいても、雇入れ日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用の関係にあった者又は派遣の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れた場合等は、支給対象とならないこととなっている。

支給額は、原則として、就職困難者コース助成金の場合は表１、生涯現役コース奨励金の場合は表２に記載のとおりとなっている。また、成長コース助成金の支給額は、支給要件を満たした助成金の他のコースの1.5倍に相当する額となっている（就職困難者コース助成金に該当する対象労働者を雇い入れた場合は表１参照）。

表1　就職困難者コース助成金及び成長コース助成金（就職困難者コース助成金に該当する対象労働者を雇い入れた場合）の支給額　（単位：万円、回）

区分		企業規模	第1期支給額	第2期支給額	第3期支給額	第4期支給額	第5期支給額	第6期支給額	支給総額	支給回数
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等　注(2)	中小企業事業主以外の事業主	25 (37.5)	25 (37.5)					50 (75)	2
		中小企業事業主	30 (45)	30 (45)					60 (90)	2
	身体障害者及び知的障害者	中小企業事業主以外の事業主	25 (37.5)	25 (37.5)					50 (75)	2
		中小企業事業主	30 (45)	30 (45)	30 (45)	30 (45)			120 (180)	4
	重度障害者等	中小企業事業主以外の事業主	33 (50)	33 (50)	34 (50)				100 (150)	3
		中小企業事業主	40 (60)	40 (60)	40 (60)	40 (60)	40 (60)	40 (60)	240 (360)	6
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15 (22.5)	15 (22.5)					30 (45)	2
		中小企業事業主	20 (30)	20 (30)					40 (60)	2
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主以外の事業主	15 (22.5)	15 (22.5)					30 (45)	2
		中小企業事業主	20 (30)	20 (30)	20 (30)	20 (30)			80 (120)	4

注(1)　雇入れに係る日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日等。表2において同じ。）から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

注(2)　令和5年4月以降は、60歳以上の高年齢者等

注(3)　成長コース助成金のうち就職困難者コース助成金に該当する対象労働者を雇い入れた場合の支給額を括弧書きで記載している。

表2　生涯現役コース奨励金の支給額　（単位：万円、回）

区分	企業規模	第1期支給額	第2期支給額	支給総額	支給回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主以外の事業主	30	30	60	2
	中小企業事業主	35	35	70	2
労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	20	20	40	2
	中小企業事業主	25	25	50	2

（注）　雇入れに係る日から起算した最初の6か月を第1期、以後の6か月を第2期とする。

助成金の支給を受けようとする事業主は、助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出す

ることとなっている。労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47労働局のうち7労働局(注)が元年度から6年度までの間に支給決定を行った助成金271,876件(支給決定金額計78,113,611,299円)から、支給実績等を基に、同893件(同246,083,319円。これらの支給決定に係る事業主は77事業主)を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び7労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注)　7労働局　　北海道、青森、東京、福井、愛知、広島、高知各労働局

(2)　検査の結果

検査の結果、4労働局において3年度から6年度までの間に支給決定を行った助成金25件に係る6事業主は、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用の関係にあった者又は派遣の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めるなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定25件に係る6事業主に対する助成金の支給額計15,700,000円(就職困難者コース助成金6,400,000円、生涯現役コース奨励金6,900,000円、成長コース助成金2,400,000円)のうち計9,300,000円(就職困難者コース助成金5,400,000円、生涯現役コース奨励金1,500,000円、成長コース助成金2,400,000円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が、助成金の適正な受給についての認識を著しく欠いていたこと、又は制度を十分に理解していなかったことにより、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、4労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

広島労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを、令和4年4月18日に山口労働局管下の岩国公共職業安定所の紹介を受けて、同年5月2日にデジタル、DX（デジタルトランスフォーメーション）化関係業務に従事させるために雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、就職困難者Bを支給対象とする成長コース助成金2,400,000円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者Bは同年1月1日から派遣社員として事業主Aの事業所において勤務を開始しており、事業主Aは、雇入れ日の前日（5月1日）から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に派遣の関係により当該雇入れに係る事業所において就労していた就職困難者Bに、形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたことにしていた。

したがって、就職困難者Bは成長コース助成金の支給対象とならず、成長コース助成金2,400,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した助成金（注）	左のうち不当と認める助成金（注）
			千円	千円
東京	17	2	5,400	5,400
			—	—
			—	—
愛知	6	1	400	—
			3,250	500
			—	—
広島	14	2	—	—
			1,750	500
			2,400	2,400
高知	11	1	600	—
			1,900	500
			—	—
計	48	6	6,400	5,400
			6,900	1,500
			2,400	2,400
合計			15,700	9,300

（注）「左の事業主に支給した助成金」及び「左のうち不当と認める助成金」の上段は就職困難者コース助成金に係る分、中段は生涯現役コース奨励金に係る分、下段は成長コース助成金に係る分である。

(43)　雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定)　(項)失業等給付費
部　局　等	厚生労働本省(支給庁)
	14 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	20 人
不当と認める失業等給付金	(1)　求職者給付
	(2)　就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1)　11,073,481 円(令和 4 年度～ 7 年度)
	(2)　 1,693,338 円(令和 5 、 6 両年度)
	計　12,766,819 円
不当と認める支給額	(1)　 7,435,233 円(令和 4 年度～ 7 年度)
	(2)　 1,693,338 円(令和 5 、 6 両年度)
	計　 9,128,571 円

1　保険給付の概要

(1)　雇用保険

雇用保険は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2)　失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の 4 種がある。

ア　求職者給付には基本手当等 7 種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大きな部分を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者(注１)が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ　就職促進給付には再就職手当等 7 種(令和 7 年 3 月以前は 8 種)の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の 3 分の 1 以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注１)　受給資格者　　65 歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前 1 年間に被保険者期間が通算して 6 か月以上)あることの要件を満たしていて、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

失業等給付金は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア　基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等について調査し確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ　再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為によりア又はイの手当の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該各手当等を支給しないことなどとなっており、安定所は、既に支給した手当等の返還等を命ずることができることとなっている。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の436安定所(8年3月末現在)のうち、10労働局(注2)の80安定所において会計実地検査を行い、4年度から7年度までの間における受給者から2,993人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2)　10労働局　　北海道、青森、東京、新潟、福井、愛知、三重、京都、広島、高知各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、5労働局の14安定所管内における4年度から7年度までの間の受給者20人については、事実と相違した失業認定申告書、再就職手当支給申請書等により失業等給付金の支給を受けており、これらに対する失業等給付金の支給額計12,766,819円のうち計9,128,571円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア　求職者給付

14安定所管内の受給者19人に対する基本手当の支給額計11,073,481円のうち計7,435,233円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ　就職促進給付

4安定所管内の受給者4人に対する再就職手当の支給額計1,693,338円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が失業等給付金の適正な受給についての認識を著しく欠いていたなどのため、失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、14安定所において、これらに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

池袋安定所は、令和5年3月15日に退職した受給者Aから、同年6月5日から同年11月7日までの期間に係る失業認定申告書の提出を受けて、これに基づき、基本手当929,403円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Aは同年5月15日から同年10月10日までの期間については就職していたのに、当該事実を隠匿して申告していたことから、受給者Aに対する基本手当852,456円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額のうち、時効が成立しているものを除いた8,892,321円については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
北海道	函館等4	134	6	2,973	1,357
	函館等2	59	2	1,054	1,054
	小計			4,027	2,412
東京	新宿等5	162	5	2,200	2,029
		—	—	—	—
	小計			2,200	2,029
新潟	長岡等2	125	2	2,206	1,553
		—	—	—	—
	小計			2,206	1,553
三重	伊勢等2	122	5	2,124	925
	伊勢等2	85	2	639	639
	小計			2,763	1,565
京都	京都田辺	19	1	1,568	1,568
		—	—	—	—
	小計			1,568	1,568
求職者給付計	14か所	562	19	11,073	7,435
就職促進給付計	4か所	144	4	1,693	1,693
合計				12,766	9,128

注(1)　上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2)　安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ14か所、20人である。

(44) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	厚生労働省所管(令和6年度以前は、内閣府及び厚生労働省所管) 年金特別会計(厚生年金勘定)　(項)保険給付費
部　局　等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	49人
老齢厚生年金の支給額の合計	71,831,423円(令和4年度～7年度)
不当と認める支給額	34,132,427円(令和4年度～7年度)

1　保険給付の概要

(1)　厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲128ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2)　老齢厚生年金

ア　老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

また、当分の間の特例として支給される老齢厚生年金では、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある65歳未満の者等が受給権者となっている。

イ　老齢厚生年金の給付額

老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)等となっている。

ウ　老齢厚生年金の支給の停止

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合等において、総報酬月額相当額(注1)と基本月額(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が510,000円(令和5年3月までは470,000円、5年4月から6年3月までは480,000円、6年4月から7年3月までは500,000円)を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

①　受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所等に提出する。

また、受給権者が70歳到達日以降に事業所に使用される場合、同事業主等は、原則として70歳以上被用者該当届等を提出する。

②　年金事務所等は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。

③　機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認及び指導を行っている。

(注1)　総報酬月額相当額　　標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかなどに着眼して、11地域部(注2)の管轄区域内に所在する141年金事務所が管轄する事業所のうち、老齢厚生年金の受給権者等を使用している450事業所について、4年度から7年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、141年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2)　地域部　　機構の本部に11の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、7地域部の管轄区域内に所在する26年金事務所が管轄する35事業所の老齢厚生年金の受給権者49人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が510,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの49人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の49人に対する老齢厚生年金の支給(支給額計71,831,423円)のうち計34,132,427円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、事業主が被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等の提出を適正に行っていなかったのに、26年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成11年2月に社会保険庁長官から老齢厚生年金の裁定を受け、同年2月分から令和7年1月分まで、老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、Aは遅くとも5年3月から、B事業所に常用的に使用されているため、同事業所の事業主は、Aについて年金事務所等に対して厚生年金保険の70歳以上被用者該当届の提出が必要であるのに、その提出をしていなかった。

このため、5年3月分から7年1月分までの支給額の一部計3,675,364円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
東北	仙台東1	44	2	4,075	2,153
北関東・信越	水戸北等6	124	8	17,204	11,110
南関東第一	新宿等7	347	21	19,283	3,768
南関東第二	船橋等6	68	9	14,918	7,486
中部	沼津等3	50	5	9,254	4,936
近畿第二	下京等2	36	3	2,330	708
九州	鹿児島南1	1	1	4,764	3,970
計	26か所	670	49	71,831	34,132

（45）　医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　（組織）厚生労働本省　（項）医療保険給付諸費 （項）生活保護等対策費 （項）障害保健福祉費
部　局　等	厚生労働本省、６厚生局（指導監督庁）、16府県
国の負担の根拠	健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実　施　主　体	全国健康保険協会、県４、市123、特別区５、町29、村５、国民健康保険組合２、後期高齢者医療広域連合31、計200実施主体
医療機関等数	96医療機関、１薬局、１訪問看護事業所
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	リハビリテーション、調剤報酬、訪問看護療養費等
過大に支払われていた医療費の件数	32,750件（令和元年度～７年度）
過大に支払われていた医療費の額	933,333,654円（令和元年度～７年度）
不当と認める国の負担額	347,366,479円（令和元年度～７年度）

１　医療給付の概要

⑴　医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア　後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。）に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う医療

イ　医療保険制度の一環として、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

ウ　公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2)　診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費

これらの医療給付においては、被保険者(⑴ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等、薬局で薬剤の支給等を受けた場合等、又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者が訪問看護事業所の行う訪問看護を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関、薬局又は訪問看護事業所(以下「医療機関等」という。)に診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図　診療報酬等の支払の手続

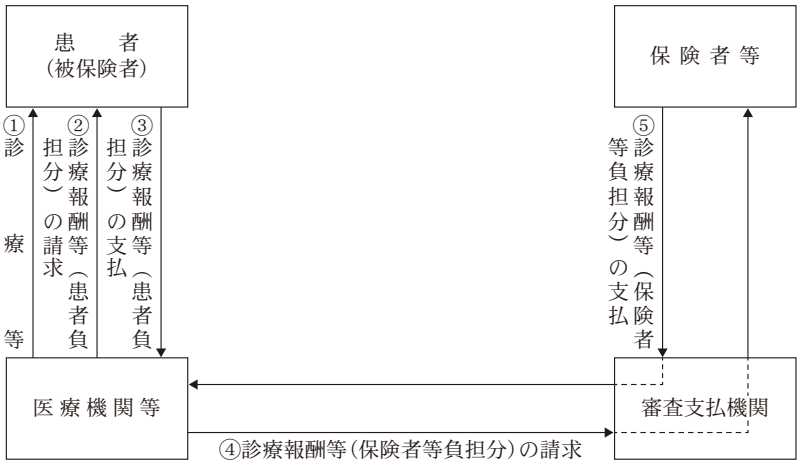

ア　診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定基準」という。)等により、入院基本料、入院基本料等加算、在宅医療、リハビリテーション等並びに調剤報酬及び訪問看護療養費の区分ごとに定められた所定の診療点数に単価(10 円)を乗ずるなどして算定する。

イ　医療機関等は、診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ｱ)　医療機関等は、診療報酬請求書、調剤報酬請求書又は訪問看護療養費請求書(以下「請求書」と総称する。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」と総称する。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(注1)(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(注1)　令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

(ｲ)　審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ　請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3)　国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア　高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ｱ)　高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(ｲ)　国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ｳ)　健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ　医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4％を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の被保険者(退職者医療制度(注2)に係る退職被保険者及びその被扶養者を除く。)である場合は市町村が支払った額の41％を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13％から47.4％までを、それぞれ負担している。

(注2)　退職者医療制度　　退職被保険者(被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者)及びその被扶養者の医療費を被用者保険の保険者が負担する制度。経過措置も含めて令和6年3月31日で廃止されている。

ウ　生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、令和3年度以降毎年度45兆円を超えている。また、高齢化が急速に進展する中で、後期高齢者医療費も増加して、国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合は約4割に上っている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、6厚生局及び15府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、1厚生局(注3)及び1県から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生局及び府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 1厚生局は、会計実地検査を行った6厚生局のうちの1厚生局と重複している。

(3) 検査の結果

検査の結果、16府県に所在する96医療機関、1薬局及び1訪問看護事業所の請求に対して200実施主体において、元年度から7年度までの間における医療費が、32,750件で計933,333,654円過大に支払われており、これに対する国の負担額347,366,479円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体(医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①リハビリテーション	51市区町村等 (26)	8,845	428,377	159,721
②入院基本料等加算	67市町等 (41)	7,245	244,888	88,441
③入院基本料	45市町等 (15)	3,129	170,610	65,103
④在宅医療等	94市区町村等 (14)	12,343	81,539	31,493
①－④の計	192実施主体 (96)	31,562	925,416	344,760
⑤調剤報酬	14市町村等 (1)	1,156	3,863	1,410
⑥訪問看護療養費	2市 (1)	32	4,053	1,195
①－⑥の計	200実施主体 (98)	32,750	933,333	347,366

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(3) ④在宅医療等には、在宅医療のほかに、初・再診料、入院時食事療養費・入院時生活療養費及び処置を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア　実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ　地方厚生局及び府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4)　過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア　リハビリテーション

算定基準等によれば、リハビリテーションのうち、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等からそれぞれ180日、150日又は120日(以下「標準的算定日数」という。)以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、標準的算定日数を超えて算定することができることなどとされている。

また、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料を算定する際に、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があって標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することとされている。

検査したところ、8県に所在する26医療機関において、リハビリテーション等の請求が不適正と認められるものが8,845件あった。その主な態様は、次のとおりである。

(ｱ)　患者に疾患の発症等があった後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に標準的算定日数以内に新たな疾患の発症等があったなどと記載して、標準的算定日数以内に限り算定することとされているリハビリテーションの算定を繰り返し行っていた。

(ｲ)　標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数でリハビリテーションを算定していた。

このため、上記8,845件の請求に対して、51市区町村等において医療費が計428,377,791円過大に支払われており、これに対する国の負担額159,721,829円は負担の必要がなかったものである。

イ　入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態にある患者に対して、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、12府県に所在する41医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが7,245件あった。その態様は、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態に該当しない患者に対して、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を算定していたものである。

このため、上記7,245件の請求に対して、67市町等において医療費が計244,888,222円過大に支払われており、これに対する国の負担額88,441,601円は負担の必要がなかったものである。

ウ　入院基本料

算定基準等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、9府県に所在する15医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが3,129件あった。その主な態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記3,129件の請求に対して、45市町等において医療費が計170,610,662円過大に支払われており、これに対する国の負担額65,103,728円は負担の必要がなかったものである。

エ　在宅医療等

算定基準等によれば、在宅医療のうち、施設入居時等医学総合管理料等は、施設入居者等であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合等に、所定の点数を月1回を限度として算定することとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、原則として、施設入居時等医学総合管理料等は算定できないこととされている。

検査したところ、7県に所在する14医療機関において、在宅医療等の請求が不適正と認められるものが12,343件あった。その主な態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設の入所者に対して行った診療について、施設入居時等医学総合管理料等を算定していたものである。

このため、上記12,343件の請求に対して、94市区町村等において医療費が計81,539,372円過大に支払われており、これに対する国の負担額31,493,614円は負担の必要がなかったものである。

オ　調剤報酬

算定基準等によれば、調剤報酬のうち、在宅患者訪問薬剤管理指導料等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った薬局において、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に所定の点数を月4回を限度として算定することとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う薬学的管理及び指導については、原則として、在宅患者訪問薬剤管理指導料等は算定できないこととされている。

検査したところ、1県に所在する1薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが1,156件あった。その態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設の入所者に対して行った薬学的管理及び指導等について、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定していたものである。

このため、上記1,156件の請求に対して、14市町村等において医療費が計3,863,629円過大に支払われており、これに対する国の負担額1,410,267円は負担の必要がなかったものである。

カ　訪問看護療養費

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)等によれば、訪問看護療養費のうち、訪問看護基本療養費等については、訪問看護を受けようとする者等に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書等に基づき、訪問看護事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき所定の額を算定することなどとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う訪問看護については、原則として、訪問看護基本療養費等は算定できないこととされている。

検査したところ、１県に所在する１訪問看護事業所において、訪問看護療養費の請求が不適正と認められるものが32件あった。その態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設の入所者に対して行った訪問看護について、訪問看護基本療養費等を算定していたものである。

このため、上記32件の請求に対して、２市において医療費が計4,053,978円過大に支払われており、これに対する国の負担額1,195,440円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する府県別に示すと次のとおりである。

府県名	実施主体（医療機関等数）	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額	摘要
		件	千円	千円	
宮城県	5市町等 (1)	349	22,113	7,731	①
福島県	23市町村等 (10)	6,211	86,567	32,259	①②③④
群馬県	32市区町村等 (5)	3,146	24,638	9,014	①④⑤
千葉県	22市区等 (6)	1,376	39,775	13,853	②③④
石川県	6市町等 (4)	929	28,980	10,150	①②
愛知県	35市町等 (5)	4,966	43,077	16,457	③④
滋賀県	4市等 (2)	293	13,775	4,890	②⑥
京都府	8市町等 (3)	803	22,242	9,009	②
大阪府	10市等 (5)	901	44,996	17,416	②③
兵庫県	4市町等 (1)	141	3,961	1,410	②
広島県	6市等 (6)	1,165	29,528	10,445	②③
山口県	14市町等 (4)	650	19,518	6,258	②③
福岡県	19市町村等 (5)	2,058	30,110	11,194	①④
長崎県	11市等 (16)	3,384	168,805	66,181	①②③④
熊本県	17市町等 (16)	3,786	283,497	104,801	①②③
鹿児島県	19市町等 (9)	2,592	71,743	26,291	①②③④
計	200実施主体 (98)	32,750	933,333	347,366	

注(1)　計欄の実施主体数は、府県の間で実施主体が重複することがあるため、各府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2)　摘要欄の①から⑥までは、145ページの２(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

(46)　労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定)　(項)保険給付費
部　局　等	厚生労働本省(支出庁) 5労働局(審査庁)
診療を行った指定医療機関数	19指定医療機関
過大に支払われていた労災診療費の診療項目	手術、リハビリテーション等
過大支払額	5,983,845円(令和5、6両年度)

1　保険給付の概要

(1)　労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2)　療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)又は労災病院等において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。診療を行ったこれらの指定医療機関又は労災病院等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、労災診療費は、①健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等により算定した診療報酬点数(以下「健保点数」という。)に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②リハビリテーション、処置、手術等の特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る労災診療費の支払が算定基準等に基づき適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち12労働局(注)において、診療費請求内訳書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注)　12労働局　　青森、茨城、栃木、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、大阪、岡山、愛媛、福岡各労働局

(2)　検査の結果

検査の結果、令和5、6両年度における5労働局の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、19指定医療機関が行った診療に係る手術、リハビリテーション等の労災診療費が計5,983,845円過大に支払われていて、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

ア　手術に係る事態

健保点数表等によれば、手術のうち、創傷処理については、挫創等の創傷に対して縫合するなどの手術を行う場合に限り手術料を算定することとされている。ただし、創傷処理は、挫創等の創傷に対して縫合するなどの手術を行う場合の第1回治療のことであり、第2診以後の手術創に対する処置については創傷処置として処置料を算定することとされている。

しかし、4労働局管内の11指定医療機関は、第2診以後の手術創に対する処置に対して創傷処置に係る健保点数で算定すべきところ、より高い創傷処理に係る健保点数により算定するなどしていた。このため、労災診療費が、92件で計4,323,081円過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A病院は、傷病労働者Bの右前腕圧挫傷等に係る手術の算定に当たり、右前腕挫創に対して令和5年11月に第1回治療の創傷処理を行った後、同月に同一部位における第2診以後の手術創に対して行った処置について、手術料として創傷処理に係る健保点数2,690点に1.5倍の四肢加算(注)をするなどした計8,070点に11円50銭を乗じて92,805円と算定してい

た。しかし、健保点数表等によれば、第2診以後の手術創に対する処置については創傷処置として処置料を算定することとされているため、創傷処理として手術料を算定することができず、創傷処置に係る健保点数60点に1.5倍の四肢加算をするなどした計180点に11円50銭を乗じて2,070円と算定すべきであり、このため労災診療費が90,735円過大に支払われていた。

（注）　四肢加算　　四肢の傷病に対して、算定基準で定める処置、手術等を行った場合には、健保点数の1.5倍又は2倍の点数を算定できるとする労働者災害補償保険独自の基準

イ　リハビリテーションに係る事態

健保点数表等によれば、リハビリテーションの費用のうち、運動器リハビリテーション料については、基本的動作能力の回復等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立を図るために、種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合に算定することとされている。ただし、急性期治療を経過するなどした患者が入院した際に算定する特定入院料である地域包括ケア病棟入院料には、リハビリテーションに係る費用も含まれることから、運動器リハビリテーション料は地域包括ケア病棟入院料とは重複して算定できないこととされている。

しかし、2労働局管内の2指定医療機関は、急性期治療を経過して地域包括ケア病棟に転院した患者の入院について、地域包括ケア病棟入院料を算定しているにもかかわらず、重複して運動器リハビリテーション料を算定するなどしていた。このため、労災診療費が、5件で計793,387円過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、19指定医療機関が労災診療費を誤って算定して請求していたのに、5労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことなどによると認められる。

前記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関数	過大支払件数	過大支払額
		件	千円
茨城	2	18	719
東京	8	16	1,326
愛知	4	53	2,606
三重	2	18	717
愛媛	3	38	613
計	19	143	5,983

補　助　金

(47)－(103)　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省 (項)感染症対策費 (項)医療提供体制基盤整備費 (項)医療保険給付諸費 (項)生活基盤施設耐震化等対策費 (項)生活保護等対策費 (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費
部　局　等	厚生労働本省、18道府県
補助等の根拠	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	都、道、府2、県12、市41、町5、団体1、計63補助事業者等 (道、府1、県7、市41、町5、団体1、計56事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市9、区1、町3、団体14、計27間接補助事業者等 (市8、区1、町3、団体14、計26事業主体)
国庫補助金等	国民健康保険の財政調整交付金、医療介護提供体制改革推進交付金、生活扶助費等負担金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	307,758,991,397円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	659,115,048円

1　補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、37都道府県、518市区町村、6一部事務組合、16広域連合、19国立大学法人等及び171団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、9道府県、58市区町、15団体、計82事業主体が国民健康保険の財政調整交付金、医療介護提供体制改革推進交付金、生活扶助費等負担金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどしていて、これらに係る国庫補助金659,115,048円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

（1）　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　3,748,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」（令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。）等により、国の依頼に基づき都道府県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

①　所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

②　①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率（10分の10）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、簡易病室及び附帯する備品、個人防護具（マスク等）、簡易陰圧装置等とされている。

このうち、簡易病室は、テント、プレハブ等の簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいうとされている。また、附帯する備品は、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供するために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものが交付金の交付対象となるとされている。

都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、神奈川県及び1事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	交付金交付額	不当と認める交付金交付額
					千円	千円
(47)	神奈川県	神奈川県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会（横浜市東部病院）	2、3	341,518	3,748

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「病院」という。）は、簡易病室に附帯する備品、個人防護具等を整備したとして、神奈川県から交付金を原資とする同県の補助金341,518,000円（交付金交付額同額）の交付を受けていた。

しかし、病院は、簡易病室を設置していなかったのに、既存の建物に設置したカードリーダーシステムの整備等に要した経費を、簡易病室に附帯する備品に係る整備費として対象経費の実支出額に計上するなどしていた。

したがって、交付金の交付対象とならない経費を対象経費の実支出額から除くなどして、適正な交付金の交付額を算定すると計337,770,000円となり、前記交付金の交付額341,518,000円との差額3,748,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において制度の理解が十分でなかったこと、神奈川県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（2） 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　4,512,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和3年厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関(注)等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

（注）　新型コロナウイルス感染症重点医療機関　　新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率（10分の10）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等、生体情報モニタ等とされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当たりの補助上限額（CT撮影装置等については1台当たり66,000,000円）が定められている。

都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、大阪府及び1事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	交付金交付額	不当と認める交付金交付額
					千円	千円
(48)	大阪府	大阪府	医療法人邦徳会（邦和病院）	3	117,557	4,512

医療法人邦徳会邦和病院（以下「病院」という。）は、CT 撮影装置等 2 台を整備したなどとして、大阪府から交付金を原資とする同府の補助金 117,557,000 円（交付金交付額同額）の交付を受けていた。

しかし、病院は、交付要綱等に基づき、CT 撮影装置等 1 台ごとに対象経費の実支出額と 1 台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、整備した 2 台の対象経費の実支出額 70,512,000 円及び 17,050,000 円の計 87,562,000 円と 1 台当たりの補助上限額 66,000,000 円に整備台数 2 台を乗じた額 132,000,000 円とを比較する方法によっていた。このため、対象経費の実支出額が 70,512,000 円である 1 台については、1 台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される結果となっていた。

したがって、CT 撮影装置等 1 台ごとに対象経費の実支出額と 1 台当たりの補助上限額とを比較すると、CT 撮影装置等 2 台の対象経費に係る交付額は、66,000,000 円及び 17,050,000 円の計 83,050,000 円となる。これにより、適正な交付金の交付額を算定すると、上記の 83,050,000 円に CT 撮影装置等以外の対象経費に係る交付額である 29,995,000 円を加えた 113,045,000 円となることから、前記交付金の交付額 117,557,000 円との差額 4,512,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において制度の理解が十分でなかったこと、同府において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（3）　医療提供体制推進事業費補助金（日中一時支援事業に係る分）が過大に交付されていたもの　　1件　不当と認める国庫補助金　4,497,000円

医療提供体制推進事業費補助金（日中一時支援事業に係る分）（以下「国庫補助金」という。）は、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」（平成 21 年厚生労働省発医政第 0513001 号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院していた又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的として、一定の診療機能を有する医療機関が、保護者の要請に応じて、在宅医療中のこれらの小児（以下「患者」という。）の入院を一時的に受け入れる日中一時支援事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、日中一時支援事業の補助対象は、都道府県が実施する事業及び市町村や公的団体等が実施する事業に対して都道府県が補助する事業とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る国庫補助金の交付額は、日中一時支援事業のための病床確保経費及び看護師等確保経費について所定の方法により算定した基準額と実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額等を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、これに国の負担割合 3 分の 1 を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額とすることとされている（算定式参照）。

（算定式）

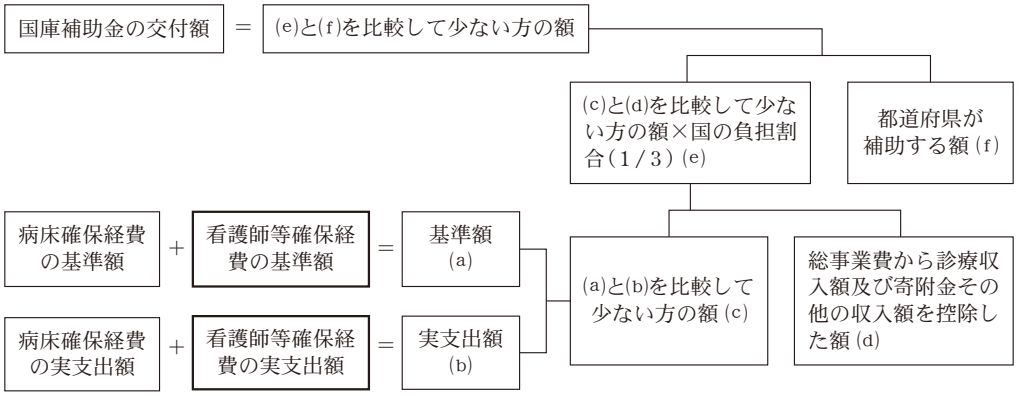

上記のうち看護師等確保経費は、患者を受け入れた場合における看護師等確保に必要な職員基本給等の経費であり、その基準額は、看護師等を確保して患者を受け入れた日数に所定の単価（看護師については1日当たり6,350円、看護助手等については同5,320円）を乗じた額とすることとされている。

都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書を審査した上で、国庫補助金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が3道県(注)及び3事業主体において会計実地検査を行ったところ、北海道の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

（注）　3道県　　北海道、宮城、山形両県

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額
					千円	千円
(49)	**北海道**	**北海道**	**日本赤十字社釧路赤十字病院**	3～6	19,858	4,497

日本赤十字社釧路赤十字病院（以下「病院」という。）は、令和3年度から6年度までの各年度の日中一時支援事業に係る事業実績報告書の提出に当たり、看護師等確保経費の基準額について、患者を受け入れた日数を365日（ただし、5年度は閏(うるう)年である6年の2月が含まれるため366日）として、当該日数に看護師1名及び看護助手1名に係る前記所定の単価を乗じて、3、4、6各年度4,259,550円、5年度4,271,220円とそれぞれ算定していた。そして、基準額、実支出額及び総事業費から診療収入額等を控除した額を比較し、各年度とも基準額が最も少ない額であることから、基準額に3分の1を乗ずるなどして、北海道から国庫補助金を原資とする補助金（以下「道補助金」という。）計19,858,000円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、病院が患者を受け入れた日数を確認したところ、実際に患者を受け入れた日数は、3年度68日、4年度56日、5年度86日、6年度95日となっていた。

したがって、上記の実際に患者を受け入れた日数に基づいて看護師等確保経費の基準額を算定すると、3年度793,560円、4年度653,520円、5年度1,003,620円、6年度1,108,650円となる。そして、これにより、3年度から6年度までの適正な道補助金の交付額を算定すると、3年度3,806,000円、4年度3,759,000円、5年度3,885,000円、6年度3,911,000円、計15,361,000円（国庫補助金相当額同額）となり、道補助金の交付額19,858,000円との差額4,497,000円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額4,497,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において道補助金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、北海道において病院から提出された事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（4）　医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（医療事業に係る分）において基金が過大に使用されていたもの

10件　不当と認める国庫補助金　93,641,333円

医療介護提供体制改革推進交付金（以下「交付金」という。）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額又はその全額を国が交付するものである（以下、造成された基金を「確保基金」という。）。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている（以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。）。

管理運営要領によれば、基金事業の対象は、地域医療構想(注1)の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業等の医療に関する事業（以下「医療事業」という。）5事業及び介護に関する事業2事業の計7事業とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続、助成金の交付額等に関して助成要綱で定めることとなっている。そして、都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、助成金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、12道県(注2)において助成金の交付を受けた106事業主体が実施した医療事業を対象に会計実地検査を行ったところ、5道県(注3)の10事業主体が実施した医療事業のうち3事業において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

（注1）　地域医療構想　　医療法（昭和23年法律第205号）に基づく将来の医療提供体制に関する構想

（注2）　12道県　　北海道、岩手、宮城、山形、栃木、新潟、静岡、兵庫、徳島、香川、高知、熊本各県

（注3）　5道県　　北海道、栃木、兵庫、徳島、高知各県

ア　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
						千円	千円	千円	千円
(50)	**厚生労働本省**	**栃木県**	**社団医療法人英静会**	**医療介護提供体制改革推進交付金**	5	147,760	98,506	4,251	2,834

社団医療法人英静会(以下「英静会」という。)は、一般病棟等の病床数を減少させて、他の施設に用途を変更するための施設整備等を行ったとして、栃木県に事業実績報告書を提出して、助成金147,760,000円(交付金相当額98,506,666円)の交付を受けていた。

栃木県が定めた助成要綱によれば、助成金のうち、施設整備に係る対象経費は、工事費又は工事請負費とされていて、設計その他工事に伴う事務に要する費用は対象経費から除くこととされている。

しかし、英静会は、事業実績報告書の作成に当たり、誤って、設計その他工事に伴う事務に要する費用である改修工事設計料を施設整備に係る対象経費に含めていた。

したがって、これを除いて適正な助成金の交付額を算定すると143,509,000円となり、前記助成金の交付額147,760,000円との差額4,251,000円(交付金相当額2,834,000円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、英静会において事業実績報告書の作成に当たり確認が十分でなかったこと、栃木県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

イ　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
						千円	千円	千円	千円
(51)	厚生労働本省	北海道	医療法人北海道整形外科記念病院	医療介護提供体制改革推進交付金	4	41,496	41,496	22,344	22,344
(52)	同	同	医療法人社団ぶどうの会いのちの木クリニック	同	4	22,800	22,800	11,400	11,400
(53)	同	同	医療法人敬仁会函館おしま病院	同	4	61,332	61,332	6,156	6,156
(54)	同	徳島県	医療法人静可会三加茂田中病院	同	3	77,520	77,520	34,200	34,200
(55)	同	同	医療法人博愛会梶産婦人科	同	3	34,200	34,200	1,368	1,368
(56)	同	同	医療法人大櫛耳鼻咽喉科医院	同	3	2,280	2,280	2,280	2,280
(57)	同	同	医療法人斎藤整形外科	同	6	5,472	5,472	5,472	5,472
(58)	同	高知県	医療法人荘正会高須どい産婦人科	同	5	18,240	18,240	3,420	3,420
(51)－(58)の計						263,340	263,340	86,640	86,640

8事業主体は、療養病床又は一般病床の病床数の減少を伴う病床機能の再編を行ったとして、所在する各道県に申請書等を提出し、助成金計263,340,000円(交付金相当額同額)の交付を受けていた。

各道県が定めた助成要綱によれば、助成金の交付額は、平成30年7月1日を基準日とした平成30年度病床機能報告(注4)(以下「30年度報告」という。)における稼働病床数又は令和2年4月1日時点の稼働病床数を基準として算定することとされている。

30年度報告について、厚生労働省は、医療機関が都道府県に各種データを報告する際の様式を示しており、この様式の記入要領等によれば、稼働病床数は、対象3区分(高度急性期、急性期、慢性期)の許可病床数(注5)から、平成29年7月1日から30年6月30日までの過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数(以下「30年度報告休床数」という。)を除いた病床数とされている。

また、厚生労働省によると、令和2年4月1日時点の稼働病床数は、2年4月1日時点の対象3区分の許可病床数から、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数(以下「令和2年4月1日時点休床数」という。)を除いた病床数とすることとなっている。

これらにより、30年度報告休床数及び令和2年4月1日時点休床数(以下、これらを合わせて「休床数」という。)は、許可病床数から稼働病床数を差し引いて算出することとなる。

さらに、助成要綱によれば、助成金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

① 30年度報告において稼働病床数として報告された病床数から、病床機能の再編による減少後の対象3区分の許可病床数の合計値(以下「減少後許可病床数」という。)を差し引くなどして、助成金の交付対象となる病床数を算出する。

ただし、30年度報告から2年4月1日までの間に病床機能再編、休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、30年度報告時の稼働病床数又は2年4月1日時点の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とし、その基準となる値から減少後許可病床数を差し引くなどして、助成金の交付対象となる病床数を算出する。

② ①により算出した助成金の交付対象となる病床数に、病床稼働率に応じて定められた1床当たりの単価(1,140,000円から2,280,000円まで)を乗じて助成金の交付額を算定する。

以上のことから、助成金の交付対象となる病床数は、図のとおりとなっていて、助成金の交付額の算定において、休床数は助成金の交付対象とはならない。

(注4)　病床機能報告　　医療法に基づき、療養病床又は一般病床を有する医療機関が、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の病床機能区分に従って所在する都道府県に行う報告

(注5)　許可病床数　　医療法に基づき、都道府県知事から開設許可を受けた病床の数

図　助成金の交付対象となる病床数の概念図

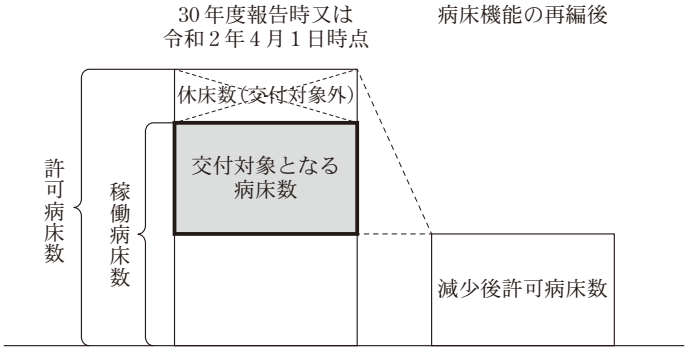

しかし、８事業主体に対する助成金の交付額の算定において、稼働病床数に、助成金の交付対象とはならない休床数が含まれていたため、助成金計 86,640,000 円（交付金相当額同額）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、８事業主体において稼働病床数に対する理解が十分でなかったこと、３道県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

医療法人静可会三加茂田中病院（以下「三加茂田中病院」という。）は、助成金の申請に当たり、稼働病床数については、30 年度報告時から令和２年４月１日までの間に病床機能再編、休棟等により稼働病床数に変更があったとして、30 年度報告時の稼働病床数又は２年４月１日時点の稼働病床数のうち少ない方である２年４月１日時点の稼働病床数を基準とすることとしていた。そして、３年度に、２年４月１日時点の許可病床数を 143 床、同日時点の稼働病床数を 143 床、減少後許可病床数を 109 床、これらに基づくなどして算定される助成金の交付額を 77,520,000 円（交付金相当額同額）として、助成金の申請を行っており、徳島県から同額の助成金の交付を受けていた。また、三加茂田中病院は、平成 31 年４月１日から令和２年３月 31 日までの過去１年間に、一度も使用しなかった病床がなかったとして休床数を０床とし、許可病床数と同数の 143 床を稼働病床数としていた。

しかし、休床数は、許可病床数から稼働病床数を差し引いて算出することとなっていることからこれを確認したところ、三加茂田中病院の稼働病床数は 128 床となっていて、正しい休床数は、許可病床数 143 床から 128 床を差し引いた 15 床であった。

したがって、許可病床数 143 床から休床数 15 床を差し引いて算出した正しい稼働病床数 128 床に基づいて適正な助成金の交付額を算定すると 43,320,000 円となり、前記助成金の交付額 77,520,000 円との差額 34,200,000 円（交付金相当額同額）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていた。

ウ　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
						千円	千円	千円	千円
(59)	**厚生労働本省**	**兵庫県**	**医療法人尚和会宝塚第一病院**	**医療介護提供体制改革推進交付金**	5	26,467	17,644	6,251	4,167

医療法人尚和会宝塚第一病院（以下「宝塚第一病院」という。）は、勤務医の労働時間短縮に向けた取組を行ったとして、兵庫県に事業実績報告書を提出して、助成金 26,467,000 円（交付金相当額 17,644,666 円）の交付を受けていた。

兵庫県が定めた助成要綱等によれば、助成金の交付額は、事業年度の直近年度の病床機能報告により医療機関が報告している最大使用病床数（療養病床を除く。以下同じ。）に１床当たり 133,000 円を乗じて得た基準額と勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に要する経費に補助率を乗じた額とを比較するなどして算定することとされている。病床機能報告の記入要領によれば、最大使用病床数は、許可病床数のうち、１年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数とすることとされている。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円

しかし、宝塚第一病院は、最大使用病床数ではなく、入院患者を収容することができない休棟に設置された病床数を含めた許可病床数199床に基づいて基準額を算定していた。正しい最大使用病床数は、病床機能報告等により確認したところ、152床であった。

したがって、最大使用病床数152床に基づいて適正な助成金の交付額を算定すると20,216,000円となり、前記助成金の交付額26,467,000円との差額6,251,000円（交付金相当額4,167,333円）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、宝塚第一病院において最大使用病床数に対する理解が十分でなかったこと、兵庫県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(50)－(59)の計	437,567	379,491	97,142	93,641

（5） 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 4,485,000円

後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金（以下「国庫補助金」という。）は、「令和5年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金交付要綱」（令和5年厚生労働省発保0331第11号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、後期高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営に資することを目的として、都道府県に設立されている国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）等が実施する事業に要する経費を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、国庫補助金の交付対象は、国保連合会が実施する第三者求償事業、レセプト電算処理システム推進事業等とされている。このうち第三者求償事業は、国保連合会が後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）からの委託を受けて行う第三者に対する損害賠償請求権(注1)に係る損害賠償金の徴収及び収納等の事業とされている。

（注1） 第三者に対する損害賠償請求権　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定に基づき、交通事故による負傷等、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、療養の給付等の保険給付を行った広域連合が、その給付の価額の限度において代位取得する被保険者の第三者に対する損害賠償請求権

国庫補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

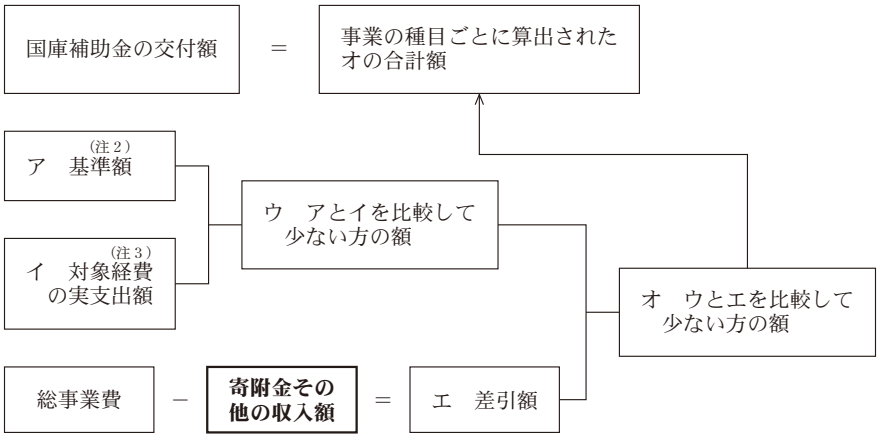

（注2） 基準額　　交付要綱に定める厚生労働大臣が認めた額等

（注3） 対象経費の実支出額　　事業を行うために必要な需用費、役務費、委託料等の経費

国庫補助金の交付手続については、交付要綱等に基づき、交付を受けようとする国保連合会は、都道府県に事業実績報告書を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出し、事業実績報告書を受理した同省は、これに基づき交付額を確定することとなっている。

本院が、11国保連合会において会計実地検査を行ったところ、1国保連合会において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額
				千円	千円
(60)	静岡県	静岡県国民健康保険団体連合会	5	6,657	4,485

静岡県国民健康保険団体連合会は、令和5年度の国庫補助金について、国庫補助金の交付額を6,657,000円とする事業実績報告書を静岡県に提出し、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

上記国庫補助金の交付対象のうち、第三者求償事業について、総事業費から控除する寄附金その他の収入額はないとして差引額を3,500,650円と算出し、当該差引額を基準額及び対象経費の実支出額と比較して最も少ない額としていた。

しかし、静岡県国民健康保険団体連合会は、5年度に、静岡県後期高齢者医療広域連合から、第三者求償事務の委託に対する対価として、寄附金その他の収入額に当たる手数料収入34,265,938円を得ており、これを総事業費から控除して適正な差引額を算出すると0円となる。

したがって、適正な差引額に基づくなどして国庫補助金の交付額を算定すると2,172,000円となり、前記国庫補助金の交付額6,657,000円との差額4,485,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、静岡県国民健康保険団体連合会において国庫補助金の交付額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったこと、静岡県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（6） 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

2件　不当と認める国庫補助金　18,822,665円

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(注1)(特別区を含む。以下同じ。)とともに保険者となって行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)と、国民健康保険組合が保険者となって行うものとがある。

(注1) 一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者(注2)及びその被扶養者とに区分されている。

(注2) 退職被保険者　被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、都道府県等が行う国民健康保険財政の安定化を図るために、同法に基づき、都道府県に対して療養給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、次のとおり算定することとなっており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、当該都道府県は当該情報を確認した上で、負担金の交付額を算定している。

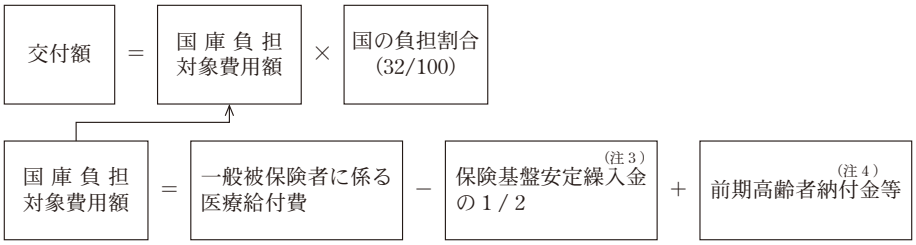

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

(注3)　保険基盤安定繰入金　　市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4)　前期高齢者納付金　　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金(令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構)に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

負担金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省に交付申請書を提出し、これを受理した同省は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、交付決定を行って負担金を交付することとなっている。そして、当該都道府県は、当該年度の終了後に同省に事業実績報告書を提出し、これを受理した同省は、その内容を審査した上で、交付額を確定することとなっている。

本院は、令和6年次に2、3両年度に交付された負担金について検査し、14都府県における減額調整(注5)を行う前の一般被保険者に係る医療給付費(以下「交付額基礎医療給付費用額」という。)と国民健康保険事業状況報告書(注6)(以下「事業年報」という。)の医療給付費との間にかい離があり、交付額基礎医療給付費用額が過大又は過小に計上されていて、負担金の交付額の算定が適正に行われていなかった事態を指摘した。これを受けて、厚生労働省において、6年5月に都道府県に対して通知(以下「通知」という。)を発して、負担金の交付額の算定に当たり、都道府県において、交付額基礎医療給付費用額と事業年報の医療給付費とを突合し、かい離がある場合は市町村に対して原因の確認を求めるよう周知する処置が講じられたことから、令和5年度決算検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記した。

（注５）　減額調整　　都道府県又は市町村が、国の補助金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置を講じている場合があるが、当該措置により一般被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する（波及増）傾向があるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

（注６）　国民健康保険事業状況報告書　　国民健康保険の事業状況を把握し、国民健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料として、厚生労働省が、国民健康保険法等に基づき、被保険者数、医療給付費等を都道府県及び市町村に報告させて、その内容を公表している報告書

本院は、５、６両年度に交付された負担金について、厚生労働省から47都道府県に係る事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして、通知に基づく確認等の実施状況を検査するとともに、２道県(注７)において会計実地検査を行った。その結果、北海道において、突合した結果かい離があった市町村に対する原因の確認を行っておらず、また、静岡県において、突合した結果の確認が十分でなかったため、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定するなどしており、負担金交付額計100,501,552,242円のうち計18,822,665円が過大に交付されていて、不当と認められる。

（注７）　２道県　　北海道、静岡県

このような事態が生じていたのは、北海道において通知に基づく確認等を実施した上で負担金の交付額を適正に算定することに対する認識が欠けていたこと、静岡県において通知に基づく確認等を適切に実施した上で負担金の交付額を適正に算定することに対する理解が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

静岡県は、令和５年度の負担金の実績報告に当たり、市町村から負担金の交付額の算定に必要な情報についての報告を受けて、これに基づき負担金の交付額を算定していた。このうち、同県裾野市から報告された情報において、同市は、同県への報告資料を作成する電算システムへの入力に当たり、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の一部について、59,952,640円と入力していた。しかし、上記の59,952,640円は、正しくは5,952,640円であったため、同市は、一般被保険者に係る医療給付費を54,000,000円過大に算定していた。

同県は、交付額基礎医療給付費用額と事業年報の医療給付費との突合は行ったものの、その結果の確認が十分でなかったため、同市において54,000,000円のかい離があったことを把握できておらず、同市から報告された情報をそのまま用いて一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定し、厚生労働省に事業実績報告書を提出していた。

その結果、負担金17,280,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(61)	厚生労働本省	北海道	5	197,742,421	63,278,522	4,820	1,542	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
(62)	同	静岡県	5	116,321,974	37,223,029	54,000	17,280	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(61)(62)の計				314,064,395	100,501,552	58,820	18,822	

（7） 国民健康保険の保険基盤安定負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 3,738,627円

国民健康保険（前掲163ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照）については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）等が行う国民健康保険の財政基盤の安定に資することなどを目的として、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき保険基盤安定負担金（以下「負担金」という。）が交付されている。

（注1） 一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

法第76条等の規定によれば、市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるために、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料（保険税を含む。以下同じ。）を徴収しなければならないなどとされている。そして、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7等の規定によれば、被保険者に係る保険料の賦課額（保険税の課税額を含む。）は、国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金(注2)等及び介護納付金(注3)の納付に要する費用を除く。）に充てるための額（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための額（以下「後期分」という。）及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための額（以下「介護分」という。）の合算額とすることとされている。

（注2） 後期高齢者支援金　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金（令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）に納付する支援金

（注3） 介護納付金　介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

また、法第72条の4の規定によれば、市町村は、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされている（以下、これにより繰り入れる金額を「繰入金額」という。）。

負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」（昭和34年政令第41号）等に基づき、繰入金額を国庫負担対象事業費とするなどして、次のとおり算定することとなっている。

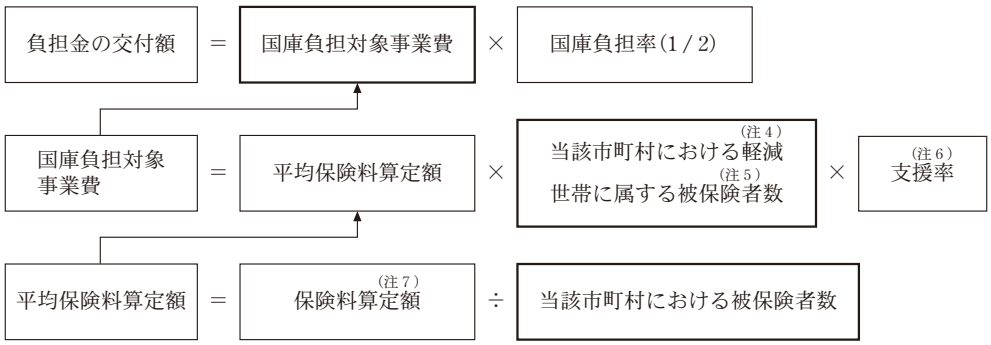

（注４）　軽減世帯　　所得が一定額に満たないため保険料が軽減された世帯

（注５）　被保険者　　負担金の交付額の算定における被保険者は、令和５年度以前は一般被保険者（退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者）

（注６）　支援率　　軽減世帯に係る保険料の軽減割合に応じて定められた一定の率

（注７）　保険料算定額　　市町村において当該年度に納付すべきとして賦課した被保険者に係る保険料の総額

国庫負担対象事業費は、医療分、後期分及び介護分についてそれぞれ算定することとなっており、このうち、介護分については、被保険者数は介護保険法に規定する 40 歳以上 65 歳未満の被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の数により、保険料算定額は介護納付金賦課被保険者に係る保険料により、それぞれ算定することとなっている。

また、被保険者数及び保険料算定額は、いずれも保険料の賦課期日（毎年４月１日）現在の状況に基づいて算定することとなっている。

負担金の交付手続について、交付を受けようとする市町村は、都道府県による審査等を経て厚生労働省に交付申請書を提出し、交付申請書を受理した同省は、これに基づき交付決定を行って、市町村に負担金を交付することとなっている。そして、市町村は、当該年度の事業が完了したときは都道府県に事業実績報告書を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で同省に提出し、事業実績報告書を受理した同省は、これに基づき交付額を確定することとなっている。

本院が、13 県の 108 市町村において会計実地検査を行うとともに、１県の２市から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査したところ、負担金の交付額の算定に当たり、茨城県結城郡八千代町において、令和５年度の被保険者数を保険料の賦課期日現在の被保険者数ではなく誤って当該年度の年間平均の被保険者数としていたため、医療分、後期分及び介護分の被保険者数が過小に計上されていた事態並びに三重県多気郡多気町において、６年度の介護分の軽減世帯に属する被保険者数を介護納付金賦課被保険者数ではなく誤って医療分及び後期分と同様に全ての被保険者数として算定していたため、介護分の軽減世帯に属する被保険者数が過大に計上されていた事態が見受けられた。

このため、国庫負担対象事業費が計 7,477,253 円過大に算定されており、これに係る負担金計 3,738,627 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、八千代、多気両町において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、茨城、三重両県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
				千円	千円	千円	千円
(63)	茨城県	結城郡八千代町	5	54,923	27,461	2,863	1,431
(64)	三重県	多気郡多気町	6	29,394	14,697	4,613	2,306
(63)(64)の計				84,317	42,158	7,477	3,738

（8） 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

17件 不当と認める国庫補助金 379,626,000円

国民健康保険（前掲163ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照）については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、都道府県が当該都道府県内の市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。

（注1） 一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

財政調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額（以下「調整対象収入額」という。）が、医療費等から一定の基準により算定される支出額（以下「調整対象需要額」という。）に満たない都道府県に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金(注2)等に係るもの（以下「後期分」という。）及び介護納付金(注3)に係るもの（以下「介護分」という。）の合計額が交付されている。そして、都道府県に対して交付された普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、市町村は普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県は当該資料を確認の上、これに基づいて調整対象需要額及び調整対象収入額を算定している。

（注2） 後期高齢者支援金　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金（令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）に納付する支援金

（注3） 介護納付金　介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して当該都道府県に対して交付されるもので、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されている。市町村分には、被扶養者減免特別交付金(注4)、非自発的失業財政負担増特別交付金(注5)、非自発的失業軽減特別交付金(注6)等があり、都道府県は、国から市町村分として交付された額を当該市町村に交付している。

特別調整交付金の額は、算定省令等に基づき、特別の事情ごとに算定することとなっており、市町村は当該市町村分の特別調整交付金の額を算定して都道府県に提出し、都道府県は都道府県分の額を算定した上で市町村から提出される市町村分の額と合算して特別調整交付金の額を算定するなどしている。

（注４）　被扶養者減免特別交付金　　被用者保険の被保険者が後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。）になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料（保険税を含む。以下同じ。）の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用がある場合に交付される交付金

（注５）　非自発的失業財政負担増特別交付金　　保険料の賦課期日（毎年４月１日。以下同じ。）の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

（注６）　非自発的失業軽減特別交付金　　保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

財政調整交付金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、これを受理した同省は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、令和２年度から６年度までに交付された財政調整交付金について、22都道府県(注７)及び19都府県の218市区町村において会計実地検査を行うとともに、１県及び同県の２市から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、６道県(注８)及び４都府県の11市区町(注９)において、①普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態、②普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態、③特別調整交付金のうち被扶養者減免特別交付金等の額を過大に算定していた事態が見受けられた。このため、財政調整交付金の交付額計140,691,112,000円のうち計379,626,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

（注７）　22都道府県　　会計実地検査を行った218市区町村が所在する19都府県と重複している。

（注８）　６道県　　北海道、埼玉、長野、三重、奈良、鹿児島各県

（注９）　４都府県の11市区町　　埼玉県春日部、幸手、日高、長野県中野、大阪府堺、吹田、摂津各市、東京都大田区、長野県南佐久郡佐久穂、諏訪郡富士見、上伊那郡箕輪各町

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア　財政調整交付金の交付額の算定に当たり、普通調整交付金について、６道県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ　財政調整交付金の交付額の算定に当たり、市町村分の特別調整交付金について、６市町(注10)において制度の理解が十分でなかったこと及び５市区町(注11)において確認が十分でなかったこと、４都府県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

（注10）　６市町　　春日部、日高、中野、堺各市、諏訪郡富士見、上伊那郡箕輪両町

（注11）　５市区町　　幸手、吹田、摂津各市、大田区、南佐久郡佐久穂町

前記の①から③までの事態について、態様別に示すと次のとおりである。

①　普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、次のとおり算定することとなっている。

医療分の調整対象需要額	＝	一般被保険者に係る医療給付費(注12)	＋	前期高齢者納付金等(注13)	－	療養給付費負担金等の国庫補助金等

このうち、療養給付費負担金等の国庫補助金等には、国庫補助金のほかに保険基盤安定繰入金(注14)がある。

６道県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、療養給付費負担金等の国庫補助金等の額を過小に算出するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

(注12)　一般被保険者　　退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者

(注13)　前期高齢者納付金　　高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注14)　保険基盤安定繰入金　　一般被保険者のうち所得が少ない者の負担の軽減を図るために減額した保険料の総額等を基礎として算定する保険料軽減分及び一般被保険者のうち所得が少ない者の数等を基礎として算定する保険者支援分からなり、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

②　普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者(医療分及び後期分)又は介護納付金賦課被保険者(介護分)の数を基に算出される応益保険料額と、それらの者の所得を基に算出される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分に係る応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得金額(以下「基準総所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算出することとなっている。

３県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、基準総所得金額を過小に算出しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

なお、前記６道県のうち３県については、前記①の事態と態様が重複している。

前記①及び②の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

埼玉県は、令和５、６両年度の普通調整交付金に係る実績報告に当たり、市町村から普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料の提出を受け、これに基づき普通調整交付金の額を算定していた。しかし、同県三郷市から６年度に提出された資料において、当該資料の作成に用いた電算システムにおける計数の参照先が誤っており、保険基盤安定繰入金の額について、保険料軽減分と保険者支援分の合計額ではなく、保険料軽減分のみの額となっていたため、保険基盤安定繰入金の額146,738,182円が過小となっていた。このほか、同県内の11市町から提出された資料にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出するなどの誤りがあった。これらの結果、同県は医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

また、同県内の3市町から提出された資料において、後期分の一般被保険者の基準総所得金額を過小に算出するなどの誤りがあった。その結果、同県は後期分の調整対象収入額を過小に算定していた。

そこで、適正な保険基盤安定繰入金の額及び一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額並びに適正な基準総所得金額により算定した調整対象収入額に基づき算定すると、過大となっていた医療分の調整対象収入額を考慮しても普通調整交付金の額計136,850,000円が過大となっていた。

③　特別調整交付金のうち被扶養者減免特別交付金等の額を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、被扶養者減免特別交付金は、被用者保険の被保険者が後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用がある場合に交付されるものである。

被扶養者減免特別交付金の額は、保険料賦課の基礎となる所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額ごとに、厚生労働省の基準に基づく減免対象者に係る保険料減免額（以下「基準減免額」という。）と市町村の条例による実際の減免対象者に係る保険料減免額（以下「実減免額」という。）を比較して、いずれか金額の小さい方の額を調整基準額とし、これに基づいて算定することとなっている。

3都府県の5市区は、被扶養者減免特別交付金の額の算定に当たり、基準減免額又は実減免額を過大に集計するなどしており、調整基準額を過大に算出していた。このため、被扶養者減免特別交付金の額が過大となっていた。

このほか、3府県の6市町は、賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定するなどしていたため、特別調整交付金のうち、非自発的失業財政負担増特別交付金等の額が過大となっていた。

なお、前記4都府県の11市区町のうち1県の1町については、事態の態様が重複している。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
						千円	千円	
(65)	厚生労働本省	北海道（事業主体）	—	普通調整交付金	5	31,639,374	118,465	①の事態
(66)	同	埼玉県（事業主体）	—	同	5、6	62,932,122	136,850	①及び②の事態
(67)	同	埼玉県	春日部市（事業主体）	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	3、4	16,346	6,118	③の事態（被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの）
(68)	同	同	幸手市（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	5	1,523	1,523	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの）
(69)	同	同	日高市（事業主体）	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	5	3,200	1,224	③の事態（被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの）
(70)	同	東京都	大田区（事業主体）	同	4	24,848	1,348	同
(71)	同	長野県（事業主体）	—	普通調整交付金	5	11,127,450	52,679	①及び②の事態
(72)	同	長野県	中野市（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	4、5	11,369	7,367	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
						千円	千円	
(73)	厚生労働本省	長野県	南佐久郡佐久穂町（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金等）	4	2,444	2,116	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたものなど）
(74)	同	同	諏訪郡富士見町（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	3、4	7,333	4,428	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの）
(75)	同	同	上伊那郡箕輪町（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金）	2、4	2,743	2,211	③の事態（非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険基盤安定繰入金を過小に計上していたもの）
(76)	同	三重県（事業主体）	—	普通調整交付金	5	9,241,207	2,075	①の事態
(77)	同	大阪府	堺市（事業主体）	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	5	35,147	20,564	③の事態（被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの）
(78)	同	同	吹田市（事業主体）	同	5	32,676	15,982	同
(79)	同	同	摂津市（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金）	4	3,175	1,179	③の事態（非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの）
(80)	同	奈良県（事業主体）	—	普通調整交付金	5	9,449,054	4,143	①の事態
(81)	同	鹿児島県（事業主体）	—	同	4	16,161,101	1,354	①及び②の事態
(65)－(81)の計						140,691,112	379,626	

（9） 生活基盤施設耐震化等交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 10,240,634円

生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）は、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱（平成29年厚生労働省発生食0331第27号。以下「要綱」という。）等に基づき、地方公共団体等が行う水道施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

要綱によれば、交付金の交付対象事業は、水道施設等の耐震化に関する事業等とされており、別途国の補助を得て実施するものを除くこととされている。

都道府県は、要綱に基づき、交付対象事業を実施する地方公共団体等（以下「事業主体」という。）に対して、水道施設等の耐震化に関する事業等に要する経費の一部について、交付金を原資とした補助金（以下「県補助金」という。）を交付している。

本院が、12道府県の24事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(82)	兵庫県	兵庫県高砂市		生活基盤施設耐震化等交付金	3～5	368,716 (182,678)	60,892	30,721 (30,721)	10,240

高砂市は、高砂市米田町地内において、水道施設の老朽化した配水管等を更新及び耐震化するために、竜山橋水管橋の配水管の布設替え（以下「水管橋更新」という。）等を実施している。

同市は、管理する同水管橋について、平成28年度から兵庫県が実施する河川改修事業（以下、同県が実施する河川改修事業を「河川事業」という。）により生ずる河床低下の影響を受けるため、河川事業の施行場所で河川事業と並行して水管橋更新等を行う事業（以下、同市が実施する事業と河川事業とを合わせて「両事業」という。）を実施することとし、同県と相互に協力して両事業を実施することを目的として、28年5月に、同県と基本協定を締結している。

令和5年4月に変更された基本協定等（以下「基本協定等」という。）によると、同市が実施する工事内容及び費用負担については、おおむね次のとおりとなっている。

① 河川事業により影響を受ける区間の水管橋更新等に係る工事の費用については、同市と同県で負担する（以下、この工事を「共同負担工事」という。また、同県が負担する費用を「負担金」という。）。

② 上記①の区間を除く水管橋更新、橋脚2基の補強、橋台2基の新設等に係る工事の費用については、同市が全額負担する。

本件工事は、上記①及び②の工事のうち、水管橋更新等を、3年11月から6年3月までを工期として実施するものである。

同市は、3年度から5年度までの各年度に、実施済みの本件工事に係る費用計182,678,000円を補助対象事業費とする実績報告書等を同県に提出し、県補助金計60,892,666円の交付を受けていた。そして、同市は、基本協定等に基づき、共同負担工事に係る3年度から5年度までの負担金計30,721,900円について、5年度に一括して同県から支払を受けていた。

しかし、共同負担工事のうち負担金に係る工事は、国土交通省から防災・安全交付金を受けて河川事業として実施されるものであり、要綱が定める別途国の補助を得て実施する事業として、交付金の交付対象事業から除くこととされているものに該当する。このため、同市は、各年度における県補助金の補助対象事業費の算定に当たり、補助対象事業費から負担金に係る工事費30,721,900円を控除すべきであった。

したがって、3年度から5年度までの県補助金の補助対象事業費から負担金に係る工事費を除いた額3年度98,168,500円、4年度53,607,700円、5年度179,900円、計151,956,100円に基づいて適正な県補助金の交付額を算出すると3年度32,722,833円、4年度17,869,233円、5年度59,966円、計50,652,032円となり、県補助金交付額60,892,666円との差額10,240,634円（交付金相当額同額）が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において要綱の理解が十分でなかったこと、同県において同市への指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(10)　生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

9件　不当と認める国庫補助金　79,511,371円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(以下、これらを合わせて「負担金」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収することができることなどとなっている(以下、これらの保護を受けた者から返還させるなどする金銭を「返還金等」という。)。

生活扶助、葬祭扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。

このうち、葬祭扶助は、火葬又は埋葬、納骨等のために必要な費用の範囲内において行われる。そして、被保護者が死亡した場合において当該被保護者の葬祭を行う扶養義務者がいないときなどであって、葬祭を行う者があるときは、当該者に対して、葬祭扶助を行うことができることとなっている。一方、「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。)等によれば、死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行うこととされており、その費用については、葬祭扶助の対象とならないこととなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」(平成26年厚生労働省発社援0324第2号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

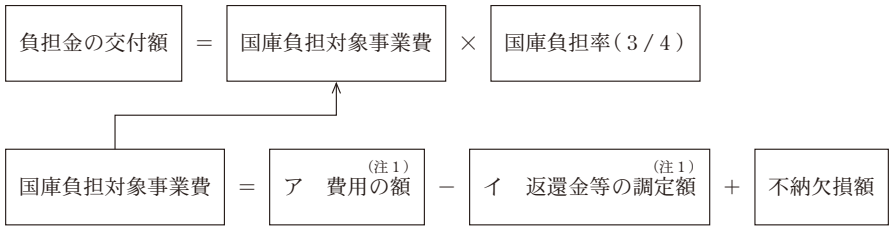

(注1)　後述ア及びイ参照

この費用の額及び返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア　費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

①　生活扶助、葬祭扶助等に係る保護費の額

②　被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ　返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき調定した額とする。

また、事業主体のうち都道府県、政令指定都市及び中核市は厚生労働省に、それ以外の事業主体は都道府県に負担金に係る事業実績報告書をそれぞれ提出するなどし、提出を受けた同省又は都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、27都道府県の118事業主体において会計実地検査を行うとともに、1県の1事業主体(注2)から関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、8県の9事業主体において、次のような事態が見受けられた。

①　負担金の算定に当たり返還金等の調定額を過小に算出していた事態

負担金の算定に当たり、2県の2事業主体(注3)において、地方自治法等に基づく調定が適切に行われていなかったことなどから、返還金等の調定額を過小に算出していた。

②　保護費を過大に支給していた事態

保護費の支給決定に当たり、8県の8事業主体(注4)において、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかった。また、墓地埋葬法に基づく葬祭であり葬祭扶助の対象とならないにもかかわらず、誤って葬祭扶助の対象とするなどしていた。

(注2)　1県の1事業主体は、会計実地検査を行った27都道府県の118事業主体のうち1県の1事業主体と重複している。

(注3)　2事業主体　　豊橋、徳島両市

(注4)　8事業主体　　仙台、御殿場、名古屋、西宮、鳥取、徳島、大分、日南各市

これらの結果、負担金計79,511,371円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、負担金の算定に当たり、徳島県徳島市において適正な事務処理の執行に対する認識が著しく欠けていたこと、愛知県豊橋市において負担金の実績報告を適正に行う認識が欠けていたこと、厚生労働省及び徳島県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。また、保護費の支給決定に当たり、8県の8事業主体において、被保護者の年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったこと、葬祭扶助の対象についての理解が十分でなかったことなど、同省及び6県(注5)において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことによると認められる。

(注5)　6県　　静岡、兵庫、鳥取、徳島、大分、宮崎各県

前記①及び②の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

徳島県徳島市は、返還金等のうち誤払い又は過渡しとなった保護費（以下「誤払等保護費」という。）の返納について、当該支出した経費に戻入することとした場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び同施行令に基づき同市が定めた徳島市会計規則（昭和39年徳島市規則第49号）に基づき、戻入の決定を行うこととしている。また、出納閉鎖期日（翌年度の5月31日）までに返納されていない金額（以下「戻入未済額」という。）については、出納閉鎖期日の翌日に調定を行うこととしている。

しかし、同市は、少なくとも一部の職員において保護廃止となった時点で誤払等保護費が生じていた世帯に係る戻入未済額について調定を行う必要があることを認識していたにもかかわらず、このうち被保護者の死亡により保護廃止となった世帯に係る戻入未済額しか調定を行っておらず、当該世帯以外の世帯に係る戻入未済額については、出納閉鎖期日の翌日に行わなければならない調定を行っていなかった。

この結果、令和2年度から5年度までにおいて、当該戻入未済額計45,519,445円が返還金等の調定額として費用の額から控除されていなかったため、同額の国庫負担対象事業費が過大に算定されており、これに係る負担金計34,139,582円が過大に交付されていた。

このほか、同市は、平成29年9月から令和4年5月までの保護費の支給決定に当たり、年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかった。このため、負担金計1,056,899円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(83)	宮城県	仙台市	平成29～令和6	224,848	168,636	15,888	11,916	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったものなど）
(84)	静岡県	御殿場市	平成29～令和4	30,686	23,014	5,931	4,448	同
(85)	愛知県	名古屋市	2～7	22,100	16,575	4,673	3,504	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
(86)	同	豊橋市	4～6	12,651,225	9,488,419	12,905	9,679	①の事態
(87)	兵庫県	西宮市	2～7	13,002	9,751	2,403	1,802	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
(88)	鳥取県	鳥取市	2～7	18,669	14,001	2,573	1,930	同
(89)	徳島県	徳島市	平成29～令和5	41,305,434	30,979,075	46,928	35,196	①及び②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
(90)	大分県	大分市	平成29～令和5	27,637	20,728	10,366	7,774	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
(91)	宮崎県	日南市	平成30～令和4	4,343	3,257	4,343	3,257	②の事態（葬祭扶助の対象とならないもの）
(83)－(91)の計				54,297,947	40,723,460	106,015	79,511	

(11) 生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 10,648,139円

生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分。以下「負担金」という。)(生活扶助費等負担金の概要については、前掲174ページの「生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの」参照)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な被保護者等について、社会福祉法人等が設置する救護施設等の保護施設(以下「保護施設」という。)に入所を委託するなどしたことに伴い必要な保護施設の事務費(以下「施設事務費」という。)を支弁した場合に、その一部(4分の3)を国が負担するものである。

施設事務費の月額は、施設事務費支弁基準額(以下「基準額」という。)に各月初日の入所実人員を乗ずるなどして算定することとなっている。

基準額は、入所者1人当たりの月額単価であり、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が、保護施設の所在する地域区分、取扱定員ごとに定められた一般事務費単価に、保護施設から受理した申請書の内容を審査して認定した看護師加算等の各種の単価を加算して設定することとなっている。そして、事業主体の長が保護施設に入所を委託するなどした場合、事業主体は当該保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した基準額に基づき施設事務費を支弁することになる。

看護師加算は、看護師の増員が必要と認定される場合に算定される加算であり、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」(昭和63年社施第85号)に定める保護施設職員職種別配置基準表(以下「職員配置基準」という。)による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において、加算配置数として規定された看護師が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。

本院が、18都府県及び11市において会計実地検査を行ったところ、1市において、適正とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	基準額の設定者	補助事業者等(事業主体)	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
					千円	千円	千円	千円
(92)	**京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、香川県**	**奈良市**	**29事業主体**	4、5	427,452	320,589	14,197	10,648

奈良市は、管轄する1救護施設について、令和4年4月から6年3月までの施設事務費に関して、職員配置基準で定める1名に加算配置数1名を加えた2名以上の看護師が配置されているなどの看護師加算の要件を満たしているとして、一般事務費単価に看護師加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額(4年4月196,890円、同年5月及び6月187,680円、同年7月から12月まで193,970円、5年1月から3月まで187,680円、同年4月198,530円、同年5月から6年2月まで195,600円、同年3月189,090円)を設定していた。

29事業主体(注)は、同市が設定した基準額に基づき、施設事務費として計427,452,292円を支弁して、これに係る負担金計320,589,203円の交付を受けていた。

しかし、当該救護施設は、看護師を1名しか配置していなかったことから、前記看護師加算の要件を満たしていないのに、同市は、前記のとおり、看護師加算の単価を加算するなどして基準額を設定していた。

したがって、適正な基準額（4年4月190,980円、同年5月及び6月181,770円、同年7月から12月まで188,060円、5年1月から3月まで181,770円、同年4月192,130円、同年5月から6年2月まで189,200円、同年3月182,690円）により施設事務費を算定すると計413,254,772円となり、支弁された施設事務費との差額14,197,520円が過大に支弁されていた。そして、適正な施設事務費に基づき負担金を算定すると計309,941,064円となり、交付額との差額10,648,139円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該救護施設において制度に対する理解が十分でなかったことにもよるが、同市において基準額の設定に当たり加算の認定に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注）　29事業主体　　被保護者の入所を委託している事業主体である京都府、奈良県、京都、綾部、宇治、向日、八幡、京田辺、木津川、大阪、八尾、松原、四條畷、交野、神戸、尼崎、奈良、大和高田、大和郡山、天理、橿原、桜井、五條、御所、生駒、香芝、葛城、宇陀、坂出各市

(12)　障害者自立支援給付費国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　4,513,558円

障害者自立支援給付費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、補装具費、介護給付費、訓練等給付費等（以下、これらを合わせて「自立支援給付費」という。）を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）、「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（平成21年厚生労働省発障第0511002号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

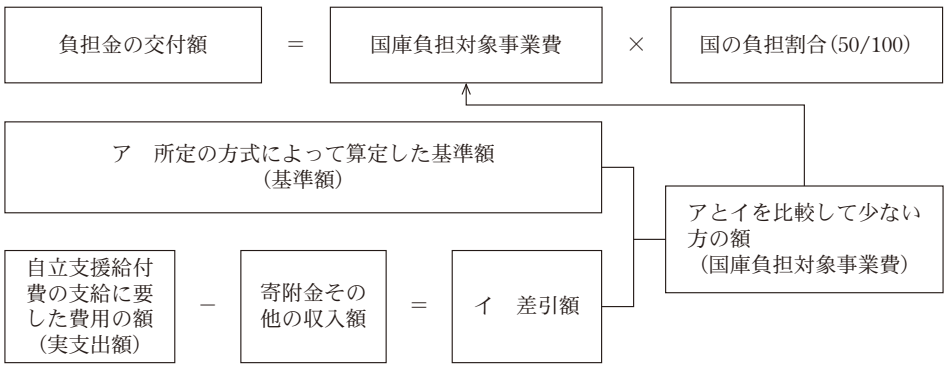

上記の基準額は、自立支援給付費のうち、居宅介護等に係る給付費と補装具費を含むそれ以外の給付費等（以下「補装具費等」という。）の別に算定することとなっている。補装具費等に係る基準額は、補装具費等の支給に要した費用の額等となっており、厚生労働大臣等が定める基準により算定した額から、障害者又は障害児の保護者の家計の負担能力その他の事情を勘酌して施行令で定める負担額等（以下「利用者負担額」という。）を控除することとなっている。また、実支出額は、負担金に係る事業実績報告書において、補装具費等に係る支出済額を計上することとなっており、支出済額は、厚生労働大臣等が定める基準により算定した額から、利用者負担額を控除した支払額となっている。した

がって、基準額及び実支出額には、同額が計上されることになる。

市町村は、負担金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が23都道府県の138事業主体において会計実地検査を行ったところ、1府の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
				千円	千円	千円	千円
(93)	京都府	京都市	5	40,496,693	20,248,346	9,027	4,513

京都市は、補装具費等に係る基準額及び実支出額の算定に当たり、誤って、利用者負担額を控除していない額を事業実績報告書に転記するなどしていたため、基準額及び実支出額を過大に計上していた。

このため、国庫負担対象事業費9,027,114円が過大に算定されており、これに係る負担金4,513,558円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、京都府において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(13) 障害児入所給付費等国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　9,117,721円

障害児入所給付費等国庫負担金（以下「負担金」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等（以下「障害児入所施設等」という。）に児童を入所させるなどの措置をとり、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児入所施設等から障害児入所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費等（以下、これらを合わせて「障害児入所給付費等」という。）を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児入所給付費等に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（平成19年厚生労働省発障第1218002号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

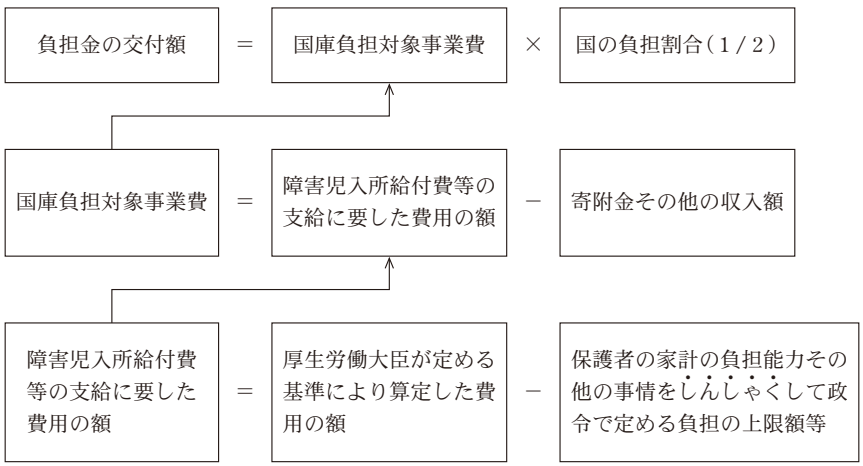

また、都道府県は厚生労働省に、政令指定都市等は同省及び都道府県に、政令指定都市等以外の市町村は都道府県に負担金に係る事業実績報告書をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、兵庫県において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
				千円	千円	千円	千円
(94)	兵庫県	兵庫県	3	1,188,012	594,006	18,235	9,117

兵庫県は、負担金の交付額の算定に当たり、障害児入所給付費等の支給に要した費用の額について、算定に用いる表計算ソフトにおいて計算式の設定を誤っていたため、特定入所障害児食費等給付費の一部を二重に計上するなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が18,235,443円過大に算定されており、これに係る負担金9,117,721円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(14)　介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

8件　不当と認める国庫補助金　30,565,000円

介護保険は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

（注1）　一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5％に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）の総数に占める75歳以上の者（以下「後期高齢者」という。）の割合（以下「後期高齢者加入割合」という。）及び標準的な所得段階の区分（第1段階から第13段階まで。令和5年度以前は第1段階から第9段階まで）ごとの第1号被保険者の分布状況（以下「所得段階別加入割合」という。）に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（平成12年厚生省令第26号）等に基づき、次により算定することとなっている。

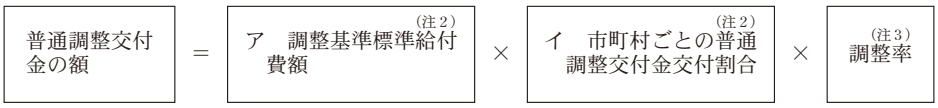

（注２）　後述ア及びイ参照

（注３）　調整率　当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア　調整基準標準給付費額は、当該市町村において給付に要した費用の額等に基づき、次のとおり算出することとなっている。

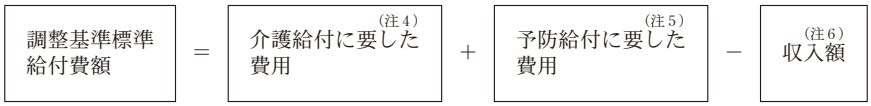

（注４）　介護給付に要した費用　　前年度の 10 月から当該年度の９月までにおいて、国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給に要した費用

（注５）　予防給付に要した費用　　前年度の 10 月から当該年度の９月までにおいて、国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給に要した費用

（注６）　収入額　　前年度の９月から当該年度の８月までの間における損害賠償金等の調定額

イ　普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合である。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）により報告することとなっている後期高齢者の人数(注7)の累計を基に算出される第１号被保険者の総数に占める 85 歳以上の後期高齢者の割合（以下「85 歳以上後期高齢者加入割合」という。）及び 75 歳以上 85 歳未満の後期高齢者の割合（以下「85 歳未満後期高齢者加入割合」という。）を、国から示される全ての市町村における 85 歳以上後期高齢者加入割合及び 85 歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年４月１日（保険料の賦課期日）における標準的な所得段階の区分ごとの第１号被保険者の人数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。上記の標準的な所得段階の区分ごとに第１号被保険者の人数を集計するに当たっては、４月１日から 10 月 31 日までの間に、所得の更正決定等により賦課期日における所得段階の区分が変更となった者については、変更後の区分を４月１日における所得段階の区分とすることとなっている。さらに、５月１日以降に生活保護を開始して所得段階の区分が変更となった者については、変更前の区分を４月１日の所得段階の区分とすることとなっている。

（注７）　後期高齢者の人数　　前年度の 10 月報告分（９月末の人数）から当該年度の９月報告分（８月末の人数）までの人数

財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、元年度から７年度までの間に交付された財政調整交付金について、13 都府県の 54 市区町及び１一部事務組合において会計実地検査を行うとともに、１県の１市については、事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、４府県の８市町において、所得段階別加

入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出や、調整基準標準給付費額の算出を誤って、普通調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計3,640,858,000円のうち計30,565,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財政調整交付金の交付額の算定に当たり、5市町(注8)において制度の理解及び確認が十分でなかったこと、3市町(注9)において確認が十分でなかったこと、4府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注8) 5市町　大東、浦添、沖縄各市、柴田郡村田、大島郡徳之島両町

(注9) 3市町　鹿屋、霧島両市、柴田郡川崎町

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

沖縄県沖縄市は、令和4、5両年度の普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる所得段階別加入割合補正係数について、4月1日(保険料の賦課期日)における第1号被保険者の所得段階の区分ごとの人数を集計する際に、4年度においては、4年4月1日から10月31日までの間の所得の更正決定等により所得段階の区分が変更となった者は、変更後の区分を所得段階の区分とすべきところ、これを行っていないなどしていて、実際より所得段階の低い区分に該当する人数が多くなるなどした所得段階の区分ごとの人数として、これに基づき所得段階別加入割合補正係数を算出していた。また、5年度においては、5年5月1日以降に生活保護を開始して所得段階の区分が変更となった者は、変更前の所得段階の区分とすべきところ、誤って、変更後の所得段階の低い区分に変更して、これに基づき所得段階別加入割合補正係数を算出していた。

そこで、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の額を算定したところ、計9,948,000円が過大に交付されていた。

＜**事例2**＞

宮城県柴田郡川崎町は、令和5年度の普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる後期高齢者加入割合補正係数について、前年度の10月報告分(9月末の人数)から当該年度の9月報告分(8月末の人数)までの85歳以上後期高齢者の人数の累計を7,386人とすべきところ、誤って7,686人としており、これに基づき85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を算出していた。

そこで、適正な後期高齢者加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の額を算定したところ、4,246,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者等(事業主体)	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
				千円	千円	
(95)	宮城県	柴田郡村田町	6	60,779	1,212	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(96)	同	柴田郡川崎町	5	57,109	4,246	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(97)	大阪府	大東市	5	496,152	1,227	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(98)	鹿児島県	鹿屋市	4	885,244	3,653	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(99)	同	霧島市	5	698,996	5,061	同
(100)	同	大島郡徳之島町	4、5	224,994	1,772	同

	部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
				千円	千円	
(101)	沖縄県	浦添市	5	245,565	3,446	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(102)	同	沖縄市	4、5	972,019	9,948	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(95)－(102)の計				3,640,858	30,565	

(15) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（介護施設等の整備に関する事業に係る分）において基金が過大に使用されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,448,000円

医療介護提供体制改革推進交付金（以下「交付金」という。）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額又はその全額を国が交付するものである（以下、造成された基金を「確保基金」という。）。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている（以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。）。

管理運営要領によれば、基金事業の対象は、介護施設等の整備に関する事業等の介護に関する事業2事業及び医療に関する事業5事業の計7事業とされており、このうち、介護施設等の整備に関する事業は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とするもので、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕事業（以下「大規模修繕事業」という。）等がある。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱を定めて、助成要綱に基づき、市町村が事業主体の実施する大規模修繕事業等に対して助成金（以下「市助成金」という。）を交付する事業を対象として、助成金を交付している。大規模修繕事業に係る助成金の交付額は、助成要綱に基づき、次のとおり算定することとなっている。

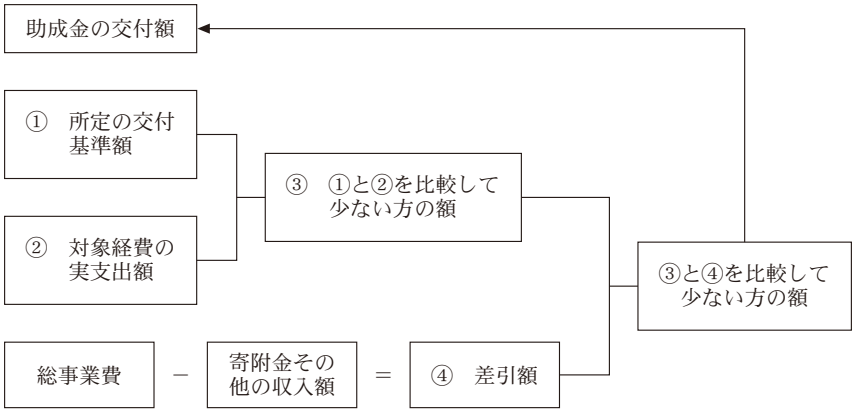

助成要綱によれば、大規模修繕事業の対象施設は、いずれも定員30人以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム等」という。）とされていて、これら以外の居宅介護支援事業所、診療所等は対象施設となっていない。また、大規模修繕事業の対象経費は、大規模修繕事業に必要な工事請負費等とされており、特別養護老人ホーム等に対象施設となっていない居宅介護支援事業所、診療所等が併設されていて、特別養護老人ホーム等と一体として工事が行われる場合は、工事請負費等について、特別養護老人ホーム等に係る分と居宅介護支援事業所、診療所等に係る分とに案分して、居宅介護支援事業所、診療所等に係る分を対象経費の実支出額から除く必要がある。

大規模修繕事業を実施する事業主体は、大規模修繕事業が完了したときは、事業実績報告書を市町村を経由して都道府県に提出することとなっている。そして、市町村及び都道府県は、これをそれぞれ審査することとなっている。

本院が、3県(注)において助成金を財源とする市助成金の交付を受けた8市の14事業主体が実施した介護施設等の整備に関する事業を対象に会計実地検査を行ったところ、名古屋市の1事業主体が実施した大規模修繕事業において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

（注）　3県　　岩手、愛知、福岡各県

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
						千円	千円	千円	千円
(103)	**厚生労働本省**	**愛知県**	**名古屋市** **社会福祉法人かなえ福祉会** **（事業主体）**	**医療介護提供体制改革推進交付金**	6、7	106,400	70,933	2,172	1,448

社会福祉法人かなえ福祉会（以下「かなえ福祉会」という。）は、名古屋市内で運営する特別養護老人ホームの建物の外壁改修工事、屋上防水工事等を内容とする大規模修繕事業を実施したとして、交付基準額106,400,000円と対象経費の実支出額106,504,126円を比較するなどして、106,400,000円を市助成金の交付額とする事業実績報告書を名古屋市に提出していた。

同市は、上記の事業実績報告書を審査した上で、かなえ福祉会に対して、同額の市助成金を交付するとともに、愛知県に対して事業実績報告書を提出し、同県は、同市から提出された事業実績報告書を審査した上で、同市に対して、同額の助成金を交付し、同額を確保基金から取り崩していた。

しかし、上記の事業実績報告書等を確認したところ、かなえ福祉会は、特別養護老人ホームとその地下1階に併設されている居宅介護支援事業所及び診療所とを一体として工事を行っていたのに、対象経費の実支出額の算定に当たり、外壁改修工事費、屋上防水工事費等について、特別養護老人ホームに係る分と居宅介護支援事業所及び診療所に係る分とに案分しておらず、居宅介護支援事業所及び診療所に係る分を除くなどしていなかった。

したがって、これを除いて適正な対象経費の実支出額により助成金の交付額を算定すると104,228,000円となり、前記助成金の交付額との差額2,172,000円（交付金相当額1,448,000円）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、かなえ福祉会において対象経費についての理解が十分でなかったこと、同市及び同県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

そ　の　他（104）－（106）

（104）介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (項)生活保護等対策費
部　局　等	5都道県、5市
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、予算補助
実施主体	市31、特別区3、町30、村1、計65実施主体
事　業　者	12事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	介護福祉施設サービス、認知症対応型共同生活介護等
過大に支払われた介護給付費の件数	13,558件(令和元年度～7年度)
過大に支払われた介護給付費の額	73,568,016円(令和元年度～7年度)
不当と認める国の負担額	18,834,046円(令和元年度～7年度)

1　介護給付の概要

(1)　介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付を行うものであり、市町村(注1)(特別区を含む。以下同じ。)が保険者、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

(注1)　一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

⑵　介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス（介護予防サービスを含む。以下同じ。）、施設サービス及び地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには通所介護等が、施設サービスには介護福祉施設サービス等が、地域密着型サービスには認知症対応型共同生活介護等がある。

被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

①　要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける（以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。）。

②　市町村長等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。

③　介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者（以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「事業者」という。）から介護サービスを受ける。

⑶　介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額（以下「介護報酬」という。）は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）等（以下「算定基準等」という。）に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価（10円から11.40円まで）を乗ずるなどして算定することとなっている。

都道府県知事又は市町村長は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

⑷　介護給付費

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ事業者に支払うこととなっている（以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。）。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

① 事業者は、要介護者等に対して提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

② 国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

③ 請求を受けた市町村は、介護給付費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

図　介護給付費の支払の手続

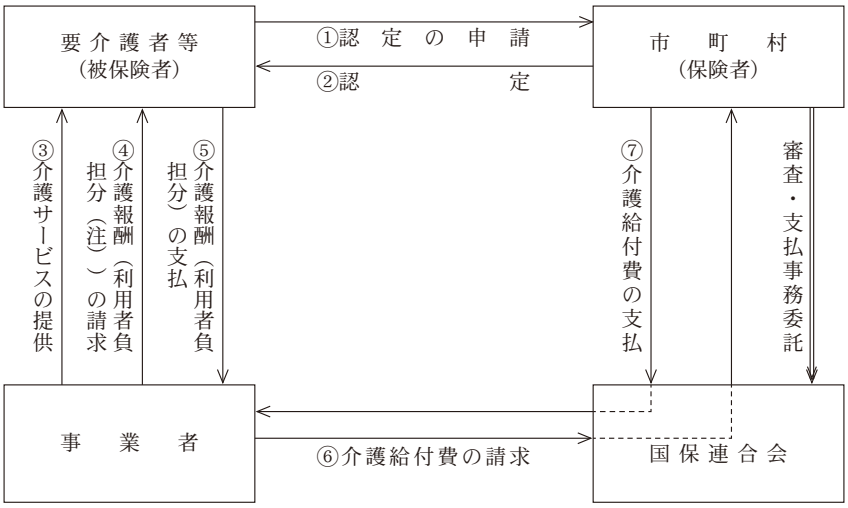

(注)　要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

公費負担としては、介護給付費のうち、施設等分(注2)については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づき、社会保険診療報酬支払基金(令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構)が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として、医療保険者が同基金に納付する介護給付費・地域支援事業支援納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注2)　施設等分　　施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、47事業者に対する介護給付費の支払について11都道府県及び14市において会計実地検査を行うとともに、9事業者(注3)に対する介護給付費の支払について1県及び3市町から関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3)　9事業者のうち2事業者は、47事業者のうちの2事業者と重複している。

(2)　検査の結果

検査の結果、5都道県知事及び5市長から指定を受けた12事業者に対して65市区町村が行った元年度から7年度までの間における介護給付費の支払が計13,558件、計73,568,016円過大となっていて、これに対する国の負担額18,834,046円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア　介護福祉施設サービス

算定基準等によれば、介護福祉施設サービスについては、次によるなどして、介護報酬を算定することとされている。

(ｱ)　介護老人福祉施設において、次のいずれかの要件に該当するなどの日常生活継続支援加算(Ⅰ)に係る基準に適合している場合は1日につき36単位(施設やサービスの形態がユニット型介護老人福祉施設(注4)の場合は日常生活継続支援加算(Ⅱ)として46単位)を所定単位数に加算する。

a　算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数(以下「新規入所者の総数」という。)のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上

b　新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上

c　入所者のうち、口腔内の喀痰(かくたん)吸引等の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が100分の15以上

(注4)　ユニット型介護老人福祉施設　　介護老人福祉施設において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所(ユニット)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設のことをいう。

⑷　介護老人福祉施設に、介護福祉施設サービスを行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を１名以上配置していることなどの個別機能訓練加算（Ⅰ）（３年３月までは個別機能訓練加算。以下同じ。）に係る基準に適合した上で、要介護者に対して機能訓練を行っている場合は１日につき12単位を所定単位数に加算する。

しかし、３事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

ア　１事業者は、前記ａからｃまでの要件のいずれにも該当していなかったことから、日常生活継続支援加算（Ⅰ）に係る基準に適合していなかったのに、１日につき36単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。また、ユニット型介護老人福祉施設である１事業者は、前記ａからｃまでの要件のいずれにも該当していなかったことから、日常生活継続支援加算（Ⅱ）に係る基準に適合していなかったのに、１日につき46単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

イ　１事業者は、介護老人福祉施設に、介護福祉施設サービスを行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことから個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る基準に適合していなかったのに、１日につき12単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

このため、３事業者の6,559件の請求に対して22市町村が支払った介護給付費が計29,220,140円過大となっていて、これに対する国の負担額6,601,698円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

事業者Ａは、北海道に所在する施設ａにおいて、北海道知事から指定介護老人福祉施設の指定を受けて、介護福祉施設サービスを提供している。

事業者Ａは、平成31年３月から令和６年３月までの間、施設ａに入所する要介護者に対して機能訓練を行うなどして提供した介護福祉施設サービスに係る介護報酬の算定に当たり、１日につき12単位を所定単位数に加算していた。

しかし、施設ａには、介護福祉施設サービスを行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置していなかったことから、上記の介護報酬については、１日につき12単位を所定単位数に加算せずに算定する必要があった。

このため、事業者Ａの5,549件の請求に対して10市町が支払った介護給付費が計18,890,114円過大となっていて、これに対する国の負担額4,269,146円は負担の必要がなかった。

イ　認知症対応型共同生活介護

算定基準等によれば、認知症対応型共同生活介護に係る介護報酬の算定に当たり、共同生活住居(注５)ごと（３年４月以降は認知症対応型共同生活介護事業所ごと）に厚生労働大臣が定める研修を修了している計画作成担当者(注６)を配置していないなど、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）（以

下「人員基準」という。）等に定められた従業者の員数を下回っている場合には、その翌々月から人員基準等に定められた従業者の員数を満たすに至った月まで、１日当たりの所定単位数を100分の70に減算して介護報酬を算定することとされている。

しかし、１事業者は、上記の研修を修了している計画作成担当者を配置していないなど、人員基準等に定められた従業者の員数を下回っているのに、認知症対応型共同生活介護に係る介護報酬の算定に当たり、１日当たりの所定単位数を100分の70に減算していなかった。

このため、１事業者の321件の請求に対して１市が支払った介護給付費が計22,810,914円過大となっていて、これに対する国の負担額6,302,579円は負担の必要がなかった。

（注５）　共同生活住居　　介護保険法第８条第20項又は同法第８条の２第15項に規定される共同生活を営むべき住居

（注６）　計画作成担当者　　保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められる者

ウ　その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、通所介護及び通所リハビリテーションの２介護サービスについて、８事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、８事業者の6,678件の請求に対して42市区町が支払った介護給付費が計21,536,962円過大となっていて、これに対する国の負担額5,929,769円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、65市区町村及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、５都道県及び５市において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を都道県等別に示すと、次のとおりである。

都道県等名	実施主体（事業者数）	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	22市町村(3)	元～６	6,559	29,220	6,601	ア
札幌市	３市町(1)	５、６	1,430	1,629	445	ウ
柏市	５市(1)	５、６	1,137	3,510	965	ウ
東京都	３市区(1)	６	1,194	3,542	979	ウ
山梨県	８市区町(1)	４、５	467	2,766	755	ウ
京都市	１市(1)	６	711	1,834	500	ウ
徳島県	15市町(1)	６	543	1,795	517	ウ
宇佐市	１市(1)	元、２	321	22,810	6,302	イ
鹿児島県	５市町(1)	５、６	725	3,909	1,074	ウ
鹿児島市	２市(1)	６、７	471	2,548	691	ウ
計	65市区町村(12)	元～７	13,558	73,568	18,834	

（注）　摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(105) 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)障害保健福祉費
部　局　等	2市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実施主体	5市
事　業　者	2事業者
過大に支払われた訓練等給付費に係る障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型
過大に支払われた訓練等給付費の件数	330件(平成30年度～令和3年度)
過大に支払われた訓練等給付費の額	15,403,231円(平成30年度～令和3年度)
不当と認める国の負担額	7,701,615円(平成30年度～令和3年度)

1　自立支援給付の概要

(1)　自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2)　障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。訓練等給付費の支給の対象には、就労継続支援B型(注1)等がある。

市町村は、都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)が障害者又は障害児に障害福祉サービスを提供したときは、これに要する費用について、当該障害者又は障害児の保護者に代わり、事業者の請求に基づき訓練等給付費等を支払うことができることなどとなっている。

障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

①　障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。

②　支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に事業者の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、法等に基づき、自立支援給付の適正化等を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

（注１）　就労継続支援Ｂ型　　通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

⑶　障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.60円まで）を乗じて算定することとなっている。

就労継続支援Ｂ型に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から5月未満の月については100分の70を、5月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

また、サービス管理責任者による指揮の下、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた就労継続支援Ｂ型計画を作成することなどの要件（以下「計画作成要件」という。）を満たしていない場合には、計画作成要件を満たしていない月から計画作成要件を満たすことになった月の前月まで、就労継続支援Ｂ型計画未作成減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から3月未満の月については100分の70を、3月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

サービス管理責任者欠如減算及び就労継続支援Ｂ型計画未作成減算の両事由に該当した場合には、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用することとなっている。

⑷　訓練等給付費等

訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担額等を控除して得た額となっている。

また、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、20都道府県及び38市(11政令指定都市、27中核市)において、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する852事業者に対する訓練等給付費等の支払について会計実地検査を行うとともに、1市(中核市)から、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する18事業者(注2)に対する訓練等給付費等の支払について、訓練等給付費等の請求に係る関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、訓練等給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2)　18事業者のうち4事業者は、852事業者のうち4事業者と重複している。

検査したところ、2市(中核市)に所在する2事業者において、就労継続支援B型に係る訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者として配置されていた者が所定の要件を満たしていなかったのに、サービス管理責任者欠如減算を適用することなく算定していた。また、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していなかったことから計画作成要件を満たしていなかったのに、就労継続支援B型計画未作成減算を適用することなく算定していた。

このため、2事業者が行った330件の請求に対して、平成30年度から令和3年度までの間に5市が支払った訓練等給付費が計15,403,231円過大となっていて、これに対する国の負担額計7,701,615円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、2市(中核市)において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

奈良県奈良市に所在する事業者Aは、就労継続支援B型に係る訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者として配置されていた者が所定の研修を修了した者であることの要件を満たしていなかったのに、令和元年6月から所定の研修を修了した3年2月までの期間について、サービス管理責任者欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定していた。また、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していなかったことから平成31年4月から令和3年6月までの期間については計画作成要件を満たしていなかったのに、就労継続支援B型計画未作成減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定していた。

このため、事業者Aが行った224件の請求に対して、元年度から3年度までの間に3市が支払った訓練等給付費が計9,830,924円過大となっていて、これに対する国の負担額計4,915,462円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する市別に示すと、次のとおりである。

市名	実施主体（事業者数）	年度	過大に支払われた訓練等給付費の件数	過大に支払われた訓練等給付費	不当と認める国の負担額
			件	千円	千円
八尾市	2市(1)	平成30、令和元	106	5,572	2,786
奈良市	3市(1)	元～3	224	9,830	4,915
計	5市(2)	平成30～令和3	330	15,403	7,701

(106) 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)障害保健福祉費
部局等	北海道函館市
国の負担の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
実施主体	2市
事業者	1事業者
過大に支払われた障害児通所給付費に係る障害児通所支援の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
過大に支払われた障害児通所給付費の件数	471件(令和元年度～3年度)
過大に支払われた障害児通所給付費の額	32,725,832円(令和元年度～3年度)
不当と認める国の負担額	16,362,916円(令和元年度～3年度)

1　障害児通所給付費の概要

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、障害児に対して児童発達支援(注1)、放課後等デイサービス(注2)等を行うものである。市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」という。)が障害児に障害児通所支援を提供したときは、これに要する費用について、当該障害児の保護者に代わり、事業者の請求に基づき障害児通所給付費を支払うことができることなどとなっている。

障害児の保護者が障害児通所支援を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

① 障害児の保護者は、居住地等の市町村から障害児通所給付費を支給する旨の通所給付決定を受ける。

② 通所給付決定を受けた障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)は、通所給付決定の有効期間内に事業者の事業所において、障害児通所支援を受ける。

また、都道府県知事等は、法等に基づき、障害児通所給付費等の適正化等を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

（注１）　児童発達支援　　障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供すること

（注２）　放課後等デイサービス　　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供すること

⑵　障害児通所支援に要した費用の額の算定

事業者が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「算定基準」という。）等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに利用定員等に応じて定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.52円まで）を乗じて算定することとなっている。

障害児通所支援のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る費用の額の算定については、算定基準等に基づき、多機能型事業所として実施する複数の障害児通所支援の利用定員の合計数を利用定員とした場合の区分（一定の利用定員の範囲ごとに定められている報酬の区分）の基本報酬及び各種加算の単位数を用いることとなっている。上記の単位数は、利用定員が多い区分ほど算定できる単位数は少なくなっている。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所には、所定の業務に一定期間以上従事した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者（以下「管理責任者」という。）等の従業者を配置することとなっている。そして、算定基準等に基づき、適正な障害児通所支援の提供を確保するために、要件を満たす管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算（以下「管理責任者欠如減算」という。）として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から５月未満の月については100分の70を、連続して５月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数等を基に算定することなどとなっている。

⑶　障害児通所給付費

障害児通所給付費は、障害児通所支援に要した費用の額から当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担額等を控除して得た額となっている。

また、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の２分の１を負担している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、障害児通所給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、北海道函館市において、障害児通所支援の提供を行う事業所を設置する事業者に対する障害児通所給付費の支払について会計実地検査を行った。そして、障害児通所給付費の支払について疑義のある事態が見受けられたため、更に同市に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、函館市に所在する1事業者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に行う事業所であることから、障害児通所給付費の算定に当たり、令和元年7月から3年10月までの期間の基本報酬及び各種加算の単位数について、多機能型事業所としての単位数、すなわち、児童発達支援の利用定員と放課後等デイサービスの利用定員を合計した利用定員の区分の単位数を用いるべきであるのに、児童発達支援及び放課後等デイサービスそれぞれの利用定員に係る区分の単位数を用いて算定していた。また、事業所に管理責任者として配置された者が所定の業務に一定期間以上従事した者であることの要件を満たしていないなどしていたのに、元年11月及び2年7月から3年4月までの期間、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定するなどしていた。

このため、1事業者が行った471件の請求に対して、元年度から3年度までの間に2市が支払った障害児通所給付費が計32,725,832円過大となっていて、これに対する国の負担額計16,362,916円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、函館市において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理に当たり、督促状の送付等を適時適切に行うことについて労働局に対して改めて指導するなどするよう是正改善の処置を求め、及び効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計　(部)雑収入　(款)諸収入 (項)弁償及返納金 労働保険特別会計(雇用勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部　局　等	厚生労働本省、12労働局
不正受給返納金等債権の債権管理の概要	国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)等に基づき、雇用調整助成金等の不正受給等に係る返納金等債権を管理するもの

検査の対象とした債権	2,054 件(1,039 事業主等	債権金額 214 億 4197 万余円)
督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権(1)	1,037 件 (576 事業主等	債権金額 104 億 0630 万円)
消滅時効が完成したのに、不納欠損としての整理が直ちに行われていなかった債権(2)	41 件 (27 事業主等	債権金額 2 億 1241 万円)
(1)及び(2)の純計	1,046 件 (581 事業主等	債権金額 104 億 7814 万円)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理について

(令和 8 年 9 月 29 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理の概要等

(1) 雇用調整助成金等の概要

貴省は、雇用保険を管掌しており、雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、雇用調整助成金(注1)をはじめとする助成金等を支給している。

(注 1) 雇用調整助成金 事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業等により雇用調整を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額(以下「休業手当」という。)に相当する額を対象として助成を行うなどするもの。令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が続く中で、特例として、支給対象となる事業主の要件を緩和するなどの措置が講じられた(以下、この特例を「コロナ特例」という。)。

また、貴省は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえて、令和 2 年度に緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(以下「休業支援金」という。)及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金(以下「休業給付金」という。)の制度を創設して、4 年度までの休業を対象として、それぞれ支給していた(以下、上記の雇用調整助成金をはじめとする助成金等、緊急雇用安定助成金、休業支援金及び休業給付金を合わせて「各種助成金等」といい、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、休業支援金及び休業給付金を合わせて「4 助成金等」という。)。

4 助成金等の概要をまとめると、図表 1 のとおりである。

図表１　４助成金等の概要

４助成金等	創設時期	支給の対象とする休業の期間	支給対象者
雇用調整助成金	昭和 56 年６月（令和２年２月）	規定なし（２年１月から５年３月まで）	雇用する雇用保険被保険者について休業等により雇用調整を行い、当該労働者に対して休業手当を支払った事業主
緊急雇用安定助成金	２年４月	２年４月から５年３月まで	雇用する雇用保険被保険者以外の労働者について休業により雇用調整を行い、当該労働者に対して休業手当を支払った事業主
休業支援金	２年６月		休業していながら休業手当が支給されない雇用保険被保険者
休業給付金			休業していながら休業手当が支給されない雇用保険被保険者以外の労働者

（注）　雇用調整助成金の「創設時期」欄及び「支給の対象とする休業の期間」欄の括弧書きは、コロナ特例について示している。

４助成金等については、雇用調整助成金のみであった元年度の支給件数は計 6,401 件（支給額計 42 億余円）であったのに対して、他の３助成金等を設けるなどした２年度の支給件数は計 4,168,308 件（支給額計３兆 2789 億余円）と大きく増加し、元年度から６年度までの支給件数は計 13,524,351 件（支給額計６兆 8725 億余円）となっている（図表２参照）。

図表２　４助成金等の支給実績　（単位：件、億円）

項目	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
支給件数	6,401	4,168,308	5,918,293	3,107,464	294,499	29,386	13,524,351
支給額	42	３兆 2789	２兆 5767	9332	629	164	６兆 8725

(2)　不正受給返納金等債権の債権管理の概要等

ア　不正受給返納金等債権の概要

都道府県労働局（以下「労働局」という。）の調査、本院の会計実地検査等により、不正受給又は過誤払（以下「不正受給等」という。）が判明した場合、都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、受給者に対して不正受給等に係る各種助成金等の返還等を命じて、①不正受給等に係る各種助成金等の返納金債権（以下「不正受給等の返納金債権」という。）、及び②不正受給に係る各種助成金等の額の２割に相当する額以下の金額等を納付することを命ずる場合に発生する債権（以下「損害賠償金債権」という。）を管理することとなっている（以下、不正受給等の返納金債権及び損害賠償金債権を合わせて「不正受給返納金等債権」という。）。

イ　不正受給返納金等債権の債権管理の概要

労働局長は、歳入徴収官として、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号。以下「債権管理法」という。）、歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）等のほか、貴省本省が定める「債権管理事務・徴収関係事務取扱要領」（平成 23 年職発 0926 第３号。以下「取扱要領」という。）に基づいて(注２)、不正受給返納金等債権の債権管理を行うこととなっている。

（注２）　緊急雇用安定助成金及び休業給付金に係る不正受給返納金等債権の債権管理については、取扱要領の対象となっていない。

また、貴省本省は、労働局に対して、一般的に滞納が長引くほど回収が困難になる傾向があり、債権管理を行うに当たっては迅速な初期対応を意識する必要があることを研修等により周知している。

不正受給返納金等債権の債権管理事務について、債権発生通知から不納欠損としての整理までの基本的な流れを示すと、図表３のとおりである。

図表３　不正受給返納金等債権の債権管理事務（債権発生通知から不納欠損としての整理まで）の基本的な流れ

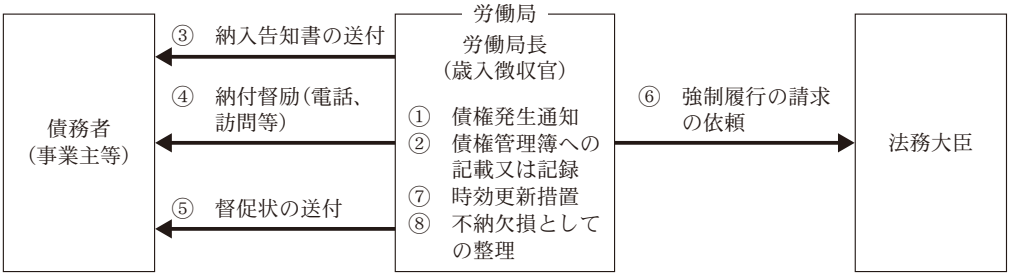

①　不正受給等に係る各種助成金等の返還等を命じた労働局長は、労働局長（歳入徴収官である労働局長をいう。以下同じ。）に対して債権発生通知書を送付する。【法令】
②　労働局長は、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載又は記録する。【法令】
③　労働局長は、債務者に対して納入告知書を送付する。なお、履行期限は、不正受給に係る各種助成金等の返納金債権については不正受給した日であり、過誤払に係る各種助成金等の返納金債権及び損害賠償金債権については調査決定した日から20日以内の日である。【法令】
④　労働局は、不正受給返納金等債権の納付が滞った場合、電話、文書の送付、呼出面談、訪問等により、債務者と頻繁に接触して、納付督励を行う。【要領】
⑤　労働局長は、不正受給返納金等債権の全部又は一部について、債務者に対して送付した納入告知書で指定された期限を経過してもなお納付されない場合には、履行を督促するために債務者に対して督促状を送付する。【法令】
⑥　労働局長は、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されない場合には、法務大臣に対して、訴訟手続等による履行の請求を求める（以下、この手続を「強制履行の請求の依頼」という。）。【法令】
⑦　不正受給返納金等債権は、不正受給等のあったときから５年間行使しないときは時効によって消滅することなどとなっており、労働局長は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者からの債務承認書の提出による承認等により、時効を更新するために必要な措置（以下「時効更新措置」という。）を執る。【法令】
⑧　労働局長は、不正受給返納金等債権の消滅時効が完成するなどしたときは、直ちに不納欠損として整理する。【法令】

（注）　①から⑧までの債権管理事務の説明の文末にある記載は、各債権管理事務の根拠を示しており、「【法令】」とあるのは債権管理法等の法令、「【要領】」とあるのは取扱要領である。

不正受給返納金等債権の債権管理事務の基本的な流れは図表３のとおりであるが、労働局長は、債権管理法等に基づき、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等であって、債務を履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、以後当該債務者に係る債権について、保全及び取立てに関する事務をすることを要しないものと整理することができることとなっている（以下、このように整理することを「徴収停止」という。）。

ウ　債権の現在額の報告の概要

前記のとおり、労働局長は、債権管理法等に基づき、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載又は記録しなければならないこととなっている。そして、債権管理簿に基づいた毎年度末における債権の現在額については、歳入歳出決算とともに、国会に報告されることとなっている。

エ　不正受給返納金等債権等の推移

4助成金等については、新型コロナウイルス感染症等への対応のため、迅速な支給が求められ、申請書類の簡素化及び審査の迅速化が行われたことなどを背景として不正受給等が相次いで発生し、それらが労働局の調査等により判明した。このような状況を受けて、不正受給返納金等債権の件数は、元年度末が1,780件(債権金額計62億余円)であったのに対して、6年度末は計18,814件(債権金額計747億余円)と大きく増加している(図表4参照)。また、不納欠損として整理された不正受給返納金等債権(以下「不納欠損済債権」という。)の件数は、元年度から6年度までの間に計1,017件(債権金額計37億余円)となっている(図表5参照)。

図表4　各年度末時点における不正受給返納金等債権の推移

(単位：件、億円)

項目	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末
件数	1,780	2,013	3,693	7,606	14,074	18,814
債権金額	62	60	96	244	502	747

図表5　各年度における不納欠損済債権の推移　(単位：件、億円)

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
件数	120	111	231	99	158	298	1,017
債権金額	3	4	7	2	4	13	37

2　本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

1(2)エのとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、不正受給返納金等債権の件数は大きく増加している。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が債権管理法等及び取扱要領に基づいて適時適切に行われているか、貴省本省において多数の不正受給返納金等債権の債権管理を行うための効率的かつ効果的な方策が講じられているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、全国47労働局のうち13労働局(注3)において、7年3月31日時点で管理されている不正受給返納金等債権(以下「現存債権」という。)及び元年度から6年度までの不納欠損済債権計2,054(注4)件(1,039事業主等、債権金額計214億4197万余円)を対象として、貴

省本省及び上記の13労働局において、債権管理簿等により債権管理の状況について確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の13労働局から債権管理の状況に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注3）　13労働局　　北海道、青森、福島、埼玉、千葉、東京、福井、愛知、滋賀、奈良、広島、高知、福岡各労働局

（注4）　検査対象とした現存債権及び不納欠損済債権2,054件については、次の過程を経て選定している。

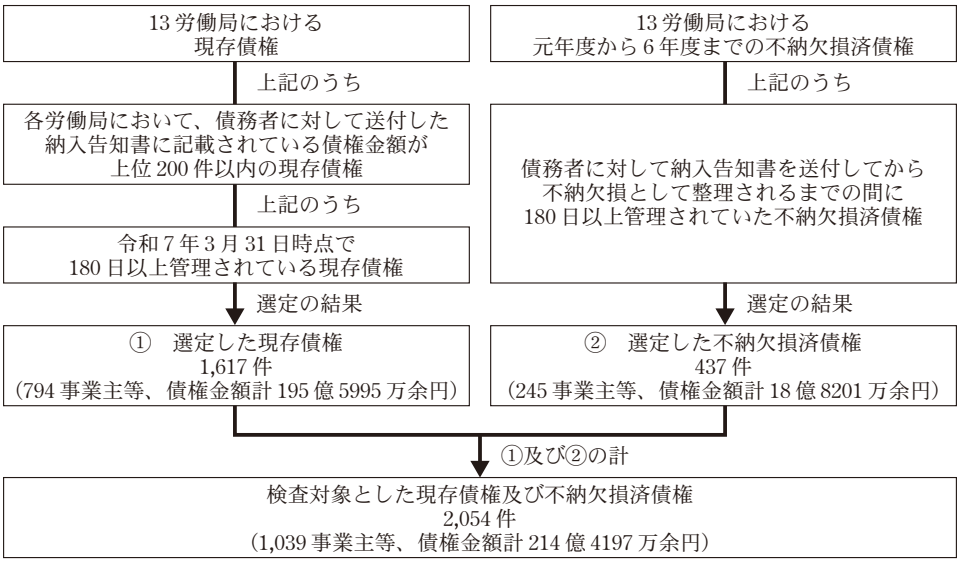

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　債権管理が適時適切に行われていない事態

1,046件（581事業主等、債権金額計104億7814万余円）

（ア及びイの事態には重複しているものがある。）

ア　督促状の送付等が適時適切に行われていない事態

前記13労働局の現存債権及び不納欠損済債権2,054件のうち、督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権が、次のとおり、福井労働局を除く12労働局において1,037件（576事業主等、債権金額計104億0630万余円）見受けられた（㋐から㋓までの債権には重複しているものがある。）。

㋐　納付督励が行われていなかった債権

労働局は、取扱要領に基づき、不正受給返納金等債権の納付が滞った場合、債務者と頻繁に接触して、納付督励を行うこととなっている。

しかし、前記の12労働局において、債務者に対して納入告知書を送付した後、相当の期間納付がないのに、初期対応としての納付督励が行われていなかった債権が339件（207事業主等、債権金額計21億8767万余円）見受けられた（上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。）。

⑷　督促状の送付が行われていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、不正受給返納金等債権の全部又は一部について、債務者に対して送付した納入告知書で指定された期限を経過してもなお納付されない場合には、履行を督促するために債務者に対して督促状を送付することとなっている。

しかし、前記の12労働局において、債務者に対して納入告知書を送付した後、相当の期間納付がないのに、督促状の送付が行われていなかった債権が994件(551事業主等、債権金額計102億0284万余円)見受けられた(上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。)。

⑸　強制履行の請求の依頼が行われていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されない場合には、法務大臣に対して、強制履行の請求の依頼を行うこととなっている。

しかし、9労働局(注5)において、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されないのに、強制履行の請求の依頼が行われていなかった債権が119件(77事業主等、債権金額計5億2188万余円)見受けられた(上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。)。

(注5)　9労働局　　北海道、青森、福島、埼玉、東京、愛知、奈良、高知、福岡各労働局

また、強制履行の請求の依頼が行われていなかった理由について確認したところ、複数の労働局において、ノウハウがないことを理由の一つに挙げていた。そこで、貴省本省における労働局に対する指導の状況を確認したところ、強制履行の請求の依頼を行うに際して作成する文書に記載する事項を取扱要領に定めることなどにとどまっていて、具体的な手順等を示した上で、強制履行の請求の依頼を適時適切に行うよう指導しておらず、貴省本省の労働局に対する指導が適切に行われているとは認められない状況となっていた。

⑹　時効更新措置が執られていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者からの債務承認書の提出による承認等により、時効更新措置を執らなければならないこととなっている。

しかし、8労働局(注6)において、債務者に対して納入告知書を送付してから消滅時効が完成するまでの間、債務者からの債務承認書の提出による承認等の時効更新措置が一度も執られていなかった債権が91件(70事業主等、債権金額計2億5714万余円)見受けられた(上記の間に徴収停止が行われた債権を除く。)。

(注6)　8労働局　　北海道、青森、福島、埼玉、東京、奈良、広島、福岡各労働局

⑺から⑹までの債権について内訳を示すと、図表6のとおりである。

図表６　督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権の内訳

債権	㋐	㋑	㋒	㋓	㋐から㋓までの純計
	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額
現存債権	217件 124事業主等 18億0328万余円	748件 399事業主等 92億8102万余円	49件 35事業主等 3億3324万余円	－	766件 411事業主等 94億1825万余円
不納欠損済債権	122件 83事業主等 3億8438万余円	246件 152事業主等 9億2181万余円	70件 42事業主等 1億8863万余円	91件 70事業主等 2億5714万余円	271件 165事業主等 9億8805万余円
計	339件 207事業主等 21億8767万余円	994件 551事業主等 102億0284万余円	119件 77事業主等 5億2188万余円	91件 70事業主等 2億5714万余円	1,037件 576事業主等 104億0630万余円

（注）　図表中の㋐から㋓までは、本文中の㋐から㋓までに対応している。

㋐及び㋑の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

福島労働局は、事業主Ａが令和２年度から４年度までの各年度に不正受給した雇用調整助成金に係る不正受給返納金等債権計４件（債権金額計1598万余円）について、６年８月に事業主Ａに対して納入告知書を送付した。

しかし、同労働局は、納入告知書を送付した後、事業主Ａからの納付がないのに、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて不正受給返納金等債権の件数が大きく増加して、それに伴い必要となる督促状の送付等に対応できなかったことなどから、事業主Ａに対する納付督励及び督促状の送付を１年以上行っていなかった。

なお、同労働局は、本院の指摘を踏まえて、事業主Ａに対して、８年４月に納付督励を、同年５月に督促状の送付をそれぞれ行った。

イ　消滅時効が完成したのに、不納欠損としての整理が直ちに行われていない事態

労働局長は、歳入徴収官事務規程に基づき、不正受給返納金等債権の消滅時効が完成するなどしたときは、直ちに不納欠損として整理しなければならないこととなっている。

しかし、３労働局(注７)において、消滅時効が完成してから１年以上不納欠損として整理されておらず、消滅時効が完成した日が属する年度から不納欠損として整理された年度の前年度までの各年度末における債権の現在額に含まれる結果となっていた債権が、不納欠損済債権で41件（27事業主等、債権金額計２億1241万余円）見受けられた。

（注７）　３労働局　　青森、東京、奈良各労働局

⑵　多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じていない事態

⑴のとおり、12労働局において督促状の送付等が適時適切に行われていなかったなどしていた不正受給返納金等債権が多数見受けられたことから、貴省本省が、労働局における不正受給返納金等債権の増加を踏まえて、債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を講じているかどうかについて確認した。貴省本省は、労働局において債権管理に従事する人員が限られている中、労働局における債権管理事務の一部については外部委託を活用するなどして対応したとしていた。しかし、債権管理事務の大半は引き続き労働局が直接行っている状況となっていて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、各労働局の管理する不正受給返納金等債権が大きく増加し、かつ、個々の債権ごとに債務者の資

力、状況等が異なっている中で、12労働局においては、個々の債権に応じた債権管理を十分に行うことができる状況とはなっていなかった。

このように、貴省本省において、労働局の管理する不正受給返納金等債権が大きく増加する中で、多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じているとは認められない状況となっていた。

（是正改善及び改善を必要とする事態）

労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が適時適切に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、貴省本省において、多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴省本省において、次のことなどによると認められる。

ア　労働局に対して、納付督励、督促状の送付及び時効更新措置を適時適切に行うこと、並びに消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行うことについての指導が十分でないこと。また、労働局に対して、強制履行の請求の依頼について、具体的な手順等を示した上で、適時適切に行うよう指導することの必要性についての理解が十分でないこと

イ　多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策についての検討が十分でないこと

3　本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて大きく増加した不正受給返納金等債権については、不正受給者等から円滑に回収等をしていくために、適時適切に債権管理を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症等の場合と同様に、今後、経済社会情勢に大きな影響を及ぼす事由が生じ、雇用調整助成金の支給要件を緩和するなどして支給件数が大きく増加する状況となった場合、多数の不正受給返納金等債権が発生することが想定され、労働局において、それらに対する適時適切な債権管理が必要となる。

ついては、貴省において、労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が適時適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア　労働局に対して、納付督励、督促状の送付及び時効更新措置を適時適切に行うこと、並びに消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行うことについて、通達を発出するなどして、改めて指導すること。また、労働局に対して、強制履行の請求の依頼について、具体的な手順等を示した上で、適時適切に行うよう指導すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ　多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

超重症児(者)入院診療加算等について、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるようにして、国民健康保険団体連合会において抽出されたレセプトの審査を行うようにさせることにより、効率的かつ効果的に審査が行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)医療保険給付諸費
部　局　等	厚生労働本省
国の負担の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
給付の種類	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険給付
超重症児(者)入院診療加算等の概要	出生時等に障害を受けた児(者)で、当該障害に起因して超重症等の状態にあるものについて、所定の診療点数を算定するもの
国保総合システムのコンピュータチェックを活用したレセプト審査の概要	公益社団法人国民健康保険中央会が開発した国保総合システムのコンピュータチェックを活用してレセプトの内容が算定基準等に適合しているかなどについて審査するもの
超重症児(者)入院診療加算等を誤って算定していた医療機関数及び当該医療機関に過大に支払われていた医療費の件数	44医療機関、6,236件(令和元年度～7年度)
上記の誤って算定したレセプトの審査を委託していた国保保険者等数	51国保保険者等
上記の51国保保険者等から委託を受けてレセプトの審査を行っていた国民健康保険団体連合会数	11国民健康保険団体連合会
過大に支払われていた医療費の額	2億1150万余円(令和元年度～7年度)
上記のうち国の負担額	7458万円

(前掲142ページの「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」参照)

1　制度の概要

(1)　国民健康保険等の保険給付に係る国庫負担等の概要

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下、国民健康保険法と合わせて「国民健康保険法等」とい

う。）に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）若しくは国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合（以下、都道府県、市町村及び国民健康保険組合と合わせて「国保保険者等」という。）が行う保険給付（後期高齢者医療給付を含む。以下同じ。）に要した費用等について療養給付費負担金等を交付している。また、厚生労働省は、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度等の運営が健全に行われるよう必要な措置を講ずることとなっている。

⑵　国民健康保険等に係る医療費の請求、支払等の概要

保険給付においては、被保険者が保険医療機関（以下「医療機関」という。）で診療を受けた場合に、医療機関は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等（以下「算定基準等」という。）により定められた所定の診療点数に単価（10円）を乗ずるなどして診療報酬の額を算定し、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬（以下「医療費」という。）については、国民健康保険法等に基づく分は国保保険者等に請求することとなっている。

国民健康保険法等によれば、医療費の請求を受けた国保保険者等は、算定基準等に照らして医療費の額を審査した上で支払うこととされている。当該審査及び支払に係る事務については、各都道府県単位で設立されている国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができることとされており、全ての国保保険者等が国保連合会に委託している。

医療機関は、診療報酬請求書に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を添付して国保連合会に送付し、送付を受けた国保連合会は、レセプトの内容の審査（以下「レセプト審査」という。）を行った後、請求額を記載した書類、診療報酬請求書及びレセプトを国保保険者等に送付している。請求を受けた国保保険者等は、国保連合会を通じて、医療機関に医療費を支払っている。

なお、医療費の審査及び支払に係る事務について委託を受ける機関は、国保連合会のほかに、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険給付等を行う保険者等から委託を受ける社会保険診療報酬支払基金（注１）（以下「支払基金」という。）がある。

（注１）　令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

⑶　国保連合会におけるレセプト審査の概要等

ア　国保連合会におけるレセプト審査の概要

レセプト審査については、医療機関から送信された電子レセプト（傷病名コード、診療行為コード等を用いてレセプト情報を電子的に記録したもの）等により行うこととなっている。

全ての国保連合会を会員とする公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）は、電子レセプトの処理等のために国保総合システムを開発して国保連合会に提供することなどにより、国保連合会の業務等を支援している。

厚生労働省は、医療費の適正な審査、迅速な支払等を目的として、国保連合会及び国保中央会に対して、毎年度、国民健康保険団体連合会等補助金等を交付しており、その一部が同システムの開発、改修経費等に充てられている。また、同省は、同システムを使用した審査の方法等について指導等を行っている。

イ　国保総合システムによるレセプト審査の流れ

国保総合システムによるレセプト審査の主な流れは、図のとおりとなっている。

図　国保総合システムによるレセプト審査の主な流れ

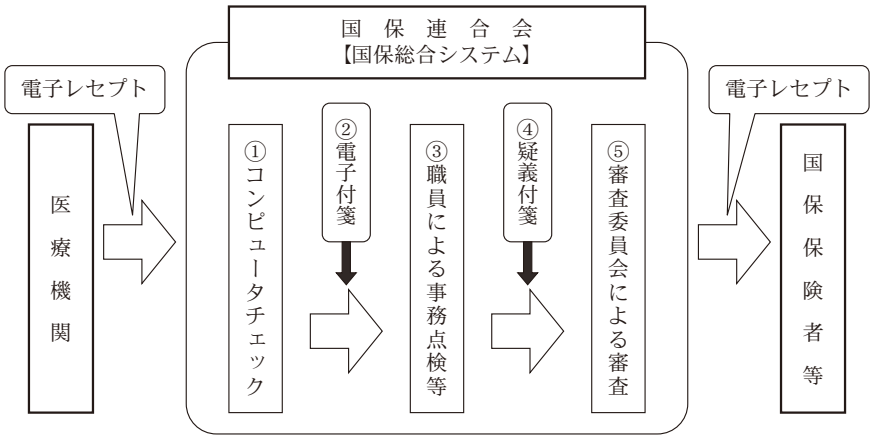

① 国保総合システムは、電子レセプトの内容について、算定基準等に照らして診療行為が適切であるかについてチェックするために、国保中央会が設定した各種の項目（以下「チェック項目」という。）に基づき、コンピュータを利用したチェック（以下「コンピュータチェック」という。）を自動的に行う。

② コンピュータチェックにおいて、電子レセプトに入力された診療行為が算定基準等に適合していないおそれがあるなどの場合、当該チェック項目に電子的な付箋（以下「電子付箋」という。）が付される。

③ 国保連合会の職員は、コンピュータの画面に表示された情報に基づき、入力誤りなどの事務的な点検を行うとともに、電子付箋の内容等を確認する。

④ 国保連合会の職員は、電子付箋の疑義内容を補足するなどした電子的な付箋（以下「疑義付箋」という。）を付す。

⑤ 国民健康保険法等に基づき、都道府県知事が定める保険医等の委員で構成される審査委員会は、医学的判断を要する内容を中心に、疑義付箋等の内容について審査を行い、審査の結果、国保連合会は、誤りがある場合には請求額の減額（以下「査定」という。）を、査定するかどうかの判断が困難である場合等には診療内容を確認するため医療機関へのレセプトの返却（以下「返戻」という。）を、それぞれ行う。

図のとおり、レセプト審査において、コンピュータチェックは最終的な審査を行うものではない。他方、チェック項目が設定されておらず電子付箋が付されないレセプトについては、審査委員会の保険医等が多数のレセプトの中から自ら抽出しない限り審査されることはなく、効率的かつ効果的に審査を行うことができない。

なお、支払基金におけるレセプト審査の流れもほぼ同様となっている。

(4)　超重症加算等の概要

算定基準等によれば、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算（以下「超重症加算等」という。）については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態（以下「超重症等の状態」という。）にある患者に対して１日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、脳卒中の後遺症の患者又は認知症の患者（以下「脳卒中の後遺症等の患者」という。）であって、その発症により超重症等の状態になった者は、超重症加算等の対象者から除くことなどとなっている。この理由について、厚生労働省は、超重症加算等が、出生時、乳幼児期又は小児期から継続して重度の障害を有する患者を中心と

して評価するものであることを明確化する観点から、高齢になってから脳卒中又は認知症によって新たに重度の障害を有する患者になった場合については、出生時等から継続して重度の障害を有する患者に対する看護負担等と比べて差が見込まれることなどを踏まえ、超重症加算等の対象としないと整理したことによるとしている。

なお、厚生労働省は、脳卒中の後遺症等の患者であって、その発症により超重症等の状態になった者は、超重症加算等の対象者から除くことなどとなっていることをより明確にするため、令和8年3月に算定基準等を改正して、医療機関に対して周知している。

2　検査の結果

（検査の観点及び着眼点）

本院は、3年度以降の毎年度の検査報告において、医療機関が誤って脳卒中の後遺症等の患者に超重症加算等を算定して請求していたため、医療費が過大に支払われていた事態を不当事項として掲記しており、これらの事態の約9割は国保連合会が審査したレセプトにおいて発生していた。そこで、本院は、国保保険者等に係る医療費について、効率性、有効性等の観点から、国保連合会において超重症加算等に係るレセプト審査が効率的かつ効果的に実施されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法）

検査に当たっては、元年度から7年度までの間に脳卒中の後遺症等の患者で超重症加算等を算定している医療費に係る国保保険者等の支払等を対象として、厚生労働本省、4厚生局(注2)、10府県(注3)、10国保連合会(注4)及び国保中央会において、レセプト等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、厚生労働本省において、支払基金の審査状況について聴取した。また、関東信越厚生局、千葉県及び千葉県国民健康保険団体連合会から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。

（注2）　4厚生局　　東北、近畿、中国四国、九州各厚生局

（注3）　10府県　　京都、大阪両府、福島、滋賀、兵庫、広島、山口、長崎、熊本、鹿児島各県

（注4）　10国保連合会　　福島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県各国保連合会

（検査の結果）

検査したところ、10府県及び千葉県の計11府県に所在する44医療機関の請求において、脳卒中の後遺症等の患者であることから超重症加算等を算定できないこととされている患者について誤って算定していたものが6,236件あり、51国保保険者等において、これらに係る医療費が計2億1150万余円（国の負担額7458万余円）過大に支払われていた。

上記6,236件のレセプト審査を行っていた10国保連合会及び千葉県国民健康保険団体連合会の計11国保連合会における超重症加算等に係るレセプト審査の状況を確認したところ、国保中央会が、超重症加算等について、コンピュータチェックのチェック項目としていなかったため、11国保連合会の全てにおいて、超重症加算等に対するコンピュータチェックが実施されていなかった。このため、審査委員会は、電子付箋の付されたレセプトを対象とした審査として、超重症加算等についての審査を行うことができない状況となっていた。

国保中央会は、超重症加算等をチェック項目としていなかった理由について、電子レセプトの傷病名等の情報だけでは、傷病の発症と超重症等の状態との因果関係等を簡単には把握できず超重症加算等の算定の可否を判別できないことから、コンピュータチェックに適さないと判断したためとしていた。

しかし、脳卒中の後遺症等が傷病名に記録されるなどしたレセプトは、その情報だけでは算定の可否を判別することはできないとしても、超重症加算等の算定の対象とならない可能性があり、算定に疑義があるものである。電子レセプトに電子付箋を付して抽出することは可能である一方で、電子付箋が付されていない場合には審査委員会の保険医等が多数のレセプトの中から自ら抽出しない限り審査されないため、算定に疑義があるレセプトの審査の方法としては、コンピュータチェックにより電子レセプトに電子付箋を付して審査委員会において審査を行うこととするのが効率的かつ効果的である。実際に、支払基金は、4年12月から8年3月までの間において、審査のためのシステムにより超重症加算等を算定しているレセプトから脳卒中の後遺症等が傷病名に記録されるなどしたレセプトを抽出して支払基金に設置されている審査委員会による審査を行った結果、1,116件を査定及び527件を返戻としていた。

このように、超重症加算等がコンピュータチェックのチェック項目となっていないため、国保連合会において、審査が必要と考えられるレセプトを抽出して効率的かつ効果的に審査を行うことができるようになっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度等の運営が健全に行われるよう必要な措置を講ずる必要がある厚生労働本省において、国保中央会及び国保連合会に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、厚生労働省は、超重症加算等の審査が効率的かつ効果的に行われるよう、8年8月に、国保中央会及び国保連合会に対して通知を発して、次のような処置を講じた。

ア　国保中央会に対して、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して、脳卒中の後遺症等の患者で超重症加算等の審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるよう求めた。

イ　国保連合会に対して、アにより抽出されたレセプトについて、審査委員会において審査を行うよう指導した。

なお、アに対応して、国保中央会は、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるようにした。また、イに対応して、国保連合会は、抽出されたレセプトの審査を行うこととした。

令和6年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1）　被保護者健康管理支援事業に係る生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の算定について

（令和6年度決算検査報告194ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、全ての都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村を事業主体とする被保護者健康管理支援事業（以下「健康管理支援事業」という。）を実施している。同省は、「生活保護費等の国庫負担について」（以下「交付要綱」という。）に基づき、健康管理支援事業に要する費用として事業主体が支弁した事業の実施等に係る経費に対して、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（健康管理支援事業に係る分）（以下「負担金」という。）を交付している。交付要綱等によれば、負担金の対象経費（以下「対象経費」という。）は、事業主体が健康管理支援事業を実施するために必要な経費であり、事業主体が非常勤保健師等を雇用するなどするために必要な経費（人件費、事務費等）や、生活保護版レセプト管理システムに追加して利用することができる健康管理支援サービスに関する機能（以下「オプション」という。）に係る月額利用料（以下「オプション利用料」という。）等とされている。また、健康管理支援事業以外の用途にも使用する共通的な経費は、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して適切に算出することとされているが、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法等については示されていない。一方、同省は、人件費及び委託費は共通的な経費に該当するとしており、健康管理支援事業に係る業務とそれ以外の業務とを兼務する者（以下「兼務者」という。）の人件費については、健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等に基づいて、また、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、請求金額の業務別の内訳等（以下「請求内訳等」という。）に基づいて、対象経費を算出する必要があるとしている。

しかし、20事業主体において、オプションを健康管理支援事業に利用していないのに、オプション利用料を対象経費として計上していて、負担金が過大に精算されている事態、並びに26事業主体において、兼務者の人件費及び委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費に係る対象経費が適切に算出されていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和7年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア　健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料を対象経費として計上していた20事業主体に対して、過大に精算されていたオプション利用料に係る負担金について返還の手続を速やかに行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　事業主体に対して、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料は対象経費とはならないこと、及びオプション利用料を対象経費に計上する際にはオプションを健康管理支援事業に利用していることを確認した上で計上するよう周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　事業主体に対して、兼務者の人件費や、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があること、及び健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料や請求内訳等が確認できる資料に基づき、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法について周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

エ　事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)の審査を行う際に、人件費、委託費及びオプション利用料について、対象経費が適切に算出されているかを確認することができるよう、実績報告書の様式を改正するなどした上で具体的な確認方法を定めること、及び都道府県に対してこれを周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　8年4月までに、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料を対象経費として計上していた20事業主体に、過大に精算されていた負担金を返還させた。

イ　8年3月に事業主体に対して事務連絡を発するなどして、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料は対象経費とはならないこと、及びオプション利用料を対象経費に計上する際にはオプションを健康管理支援事業に利用していることを確認した上で計上するよう周知徹底した。

ウ　イの事務連絡により、事業主体に対して、兼務者の人件費や、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があること、及び健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料や請求内訳等が確認できる資料に基づき、従事した時間等に応じて案分するなど、健康管理支援事業に係る経費のみを算出する方法を周知した。

エ　イの事務連絡等により、8年6月までに、実績報告書の様式を改正し、また、人件費、委託費及びオプション利用料が適切に算出されているかを確認することができるよう、実績報告書の審査の際に点検する項目及び方法を具体的に定め、都道府県に対してこれを周知した。

(2)　一括有期事業等を行う事業主に係る労働者災害補償保険の保険料の徴収及び算定基礎調査の実施について

(令和6年度決算検査報告200ページ参照)

1　本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

厚生労働省が管掌する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、労働者を使用する事業に原則として適用されることとなっており、建設の事業のように、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」という。)については、原則として一つの工事現場等を一つの事業単位とすることとなっている。「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律

第84号）等によれば、二つ以上の有期事業について、それぞれの事業が一定規模以下であることなどの要件に該当する場合には一括して一つの事業とみなすこととされている（以下、一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」という。）。労災保険の保険料（以下「保険料」という。）は事業主が負担することとなっており、一括有期事業を行う事業主は、確定保険料を申告する際に、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する全ての工事等の名称等を記載した一括有期事業報告書を提出することとなっている。そして、建設の事業が数次の請負によって行われる場合は、原則として、下請けの事業も含めて一つの事業とみなして、元請負人のみを当該事業の事業主（以下、元請負人である事業主を「元請事業主」といい、元請事業主が行う工事を「元請工事」という。）とし、元請事業主が保険料を申告し、納付することとなっている。また、建設の事業を行う事業主は、労働者を事務所等での作業や自社倉庫等での整理整頓等の作業（以下「事務所等作業」という。）に従事させている場合、事務所等作業については、有期事業に該当しない事業（以下「継続事業」という。）として保険関係の成立の届出を行い、継続事業に係る保険料を申告し、納付することとなる。さらに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、厚生労働本省が労働局に対して通知したマニュアル等に定められている選定基準に基づき、対象となる事業主を選定して、適正な保険料の額の確認のために事業主の事務所等に立ち入るなどして帳簿書類等の調査（以下「算定基礎調査」という。）を行っている。

しかし、事業主において元請事業主として元請工事を申告する必要性や、全ての元請工事を一括有期事業報告書に記載する必要があることについての理解が十分でなく、一括有期事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態、労働局において誤った取扱いの周知等をしていて、継続事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態、及び厚生労働本省において一括有期事業の保険料の算定基礎調査の対象とする事業主の選定に当たり、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和7年9月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

ア　事業主に対して、一括有期事業に係る保険料について、元請事業主として元請工事の申告を行う必要があること、また、賃金総額を算定する際には、概算保険料を納付した年度内に終了した元請工事を全て一括有期事業報告書に記載する必要があることなどの留意事項を周知徹底すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

イ　労働局に対して、工事現場等で行われる建設の事業と事務所等作業の両方に従事する労働者がいる場合を含めて、事務所等作業に従事している労働者がいる場合は、継続事業の保険関係の成立の届出を行い、事務所等作業に従事する労働者の賃金総額を算定して、保険料を適切に申告する必要があることなどについて指示及び指導を行うとともに、事業主に対しても周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討し、マニュアル等で示すなどの算定基礎調査を着実に実施するための体制整備を図ること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　8年5月までに、一括有期事業に係る保険料について、元請事業主として元請工事の申告を行う必要があること、また、賃金総額を算定する際には、概算保険料を納付した年度内に終了した元請工事を全て一括有期事業報告書に記載する必要があることなどの留意事項をまとめたリーフレットを作成して、厚生労働省のウェブサイトで公表するとともに、労働保険の保険料の申告書等を郵送する際に同封するなどして、事業主に対して周知徹底した。

イ　8年5月までに、労働局に対して通達を発するなどして、工事現場等で行われる建設の事業と事務所等作業の両方に従事する労働者がいる場合を含めて、事務所等作業に従事している労働者がいる場合は、継続事業の保険関係の成立の届出を行い、事務所等作業に従事する労働者の賃金総額を算定して、保険料を適切に申告する必要があることなどについて指示及び指導を行った。また、同月までに、アのリーフレットに上記の内容も記載し、厚生労働省のウェブサイトで公表するとともに、労働保険の保険料の申告書等を郵送する際に同封するなどして、事業主に対して周知徹底した。

ウ　8年2月までに、厚生労働本省において、一括有期事業の保険料の算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法について検討し、毎年度労働局に対して発している労働保険料の徴収業務に関する通達において、検討の結果採用した選定方法及び当該方法に基づき選定した事業主について労働局が算定基礎調査を実施することを示すなどして、算定基礎調査を着実に実施するための体制を整備した。

（3）　自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について

（令和6年度決算検査報告207ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

自立支援医療制度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害者及び障害児の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療（以下「自立支援医療」という。）について、障害者及び障害児の保護者（以下「障害者等」という。）の医療費の自己負担額を軽減するために、公費により医療費を負担する公費負担医療制度である。厚生労働省は、障害者等の居住地等の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が、都道府県知事等の指定する病院、薬局等（以下、これらを「指定医療機関」という。）から自立支援医療を受けた障害者又は障害児に係る自立支援医療に要した費用（以下「自立支援医療費」という。）を障害者等に対して支給した場合に、その支給に要する費用の100分の50を障害者医療費国庫負担金（以下「負担金」という。）として交付している。法等によれば、自立支援医療費の支給に当たり、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分は、その支給の対象とならないこととされている（以下、この取扱いを「併給調整」という。）。自立支援医療の

うち更生医療は、人工透析療法を受ける腎臓の機能の障害等の身体障害者を対象としている。医療保険の高額療養費制度のうち特定疾病制度は、人工透析療法を受ける慢性腎不全等（以下「特定疾病」という。）に係る療養を受けた場合の医療機関ごとの同一月における自己負担の限度額（以下「特定疾病制度の自己負担限度額」という。）を超える額全額を保険者が負担するものである。特定疾病のうち、人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者（以下「人工透析患者」という。）は、保険者から特定疾病の認定を受けると特定疾病制度の対象者になり、さらに、市町村（以下「事業主体」という。）から、更生医療における自立支援医療費の支給認定を受けて支給認定障害者になることにより、両制度の対象者となる（以下、両制度の認定を受けた人工透析患者を「特定疾病併用者」という。）。そして、特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費（公費負担分）は、併給調整により、特定疾病制度の自己負担限度額のうち、自立支援医療制度の自己負担限度額を超える額を支給することとなる。

しかし、自立支援医療費に、医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれていて、自立支援医療費が過大に支給されている事態、自立支援医療費の支給に関する業務において使用することとなる標準化システムの標準仕様書が事業主体における自立支援医療費の審査に十分に資するものとはなっていないなど特定疾病併用者に係る自立支援医療費を適正に支給するための効率的な審査ができる体制となっていない事態、特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行い、自立支援医療費が支給されている事態、及び事業主体と指定医療機関との間において、特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有することとしていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和7年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア　自立支援医療費が過大に支給されていた111事業主体に対して、過誤調整を行わせるなどすることで、過大に支給されていた自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　事業主体に対して、都道府県を通じて、

(ｱ)　特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこととし、適正に審査を行うよう徹底を図ること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

(ｲ)　特定疾病併用者に対して、指定医療機関の受診の際に、自立支援医療受給者証と併せて特定疾病療養受療証も提示する必要があることなどを説明すること、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請に当たり、特定疾病の認定の有無等の確認のために特定疾病療養受療証の写しを原則として添付させること、及び特定疾病の認定を受けていない者には自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけることについての継続的な周知を行うこととすること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

ウ　事業主体において適正かつ効率的な審査ができるような体制を整備するよう、標準化システムの標準仕様書の機能要件に自立支援医療費の点検項目を追加するなどすること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

エ　指定医療機関が自立支援医療費を適正に請求することができるよう、事業主体において、本人の同意を得た上で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を指定医療機関と共有する仕組みを構築するよう助言すること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

2　当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　自立支援医療費が過大に支給されていた111事業主体のうち101事業主体については、８年７月までに、過大支給額について過誤調整を行わせるなどすることで、当該額に係る負担金について返還等の措置を講じさせた。

イ　８年１月に都道府県等に通知を発し、また毎年度開催する会議においても当該通知の内容を改めて周知することとして、事業主体に対して、

㈠　特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこととし、事業主体において適正に審査を行うよう徹底を図った。

㈡　特定疾病併用者に対して、指定医療機関の受診の際に、自立支援医療受給者証と併せて特定疾病療養受療証も提示する必要があることなどを説明すること、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請に当たっては、申請者が特定疾病の認定を受けている場合は特定疾病療養受療証の写しを必ず提出させること、及び申請者が特定疾病の認定を受けていない場合には自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけることについて継続的な周知を行うこととした。

ウ　標準化システムの標準仕様書の機能要件に自立支援医療費の審査に係る点検項目を追加する改正を行うとともに、イの通知により、事業主体において、当該システムを活用して、適正かつ効率的に審査を行うことができる体制を整備するよう助言した。

エ　イの通知により、事業主体において、特定疾病併用者本人の同意を得た上で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報をあらかじめ指定医療機関に提供する方法の例を示すなどして、指定医療機関との間で上記の情報を共有する仕組みを構築するよう助言した。

一方、厚生労働省は、111事業主体のうち自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせたアの101事業主体を除く残りの10事業主体に対して、引き続き、過大に支給されていた自立支援医療費について過誤調整を行わせるなどすることで、過大支給額に係る負担金について返還等の措置を講じさせることとしている。

第9　農林水産省

不当事項

補助金

(107)―(124)　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省 (項)農林水産物・食品輸出促進対策費 (項)農業経営対策費 (項)担い手育成・確保等対策費 (項)農業生産基盤整備推進費 (項)農業生産基盤整備事業費 (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費 (項)農山漁村地域整備事業費 (項)農業施設災害復旧事業費 (組織)水産庁 (項)漁業経営安定対策費 (項)水産業振興対策費 東日本大震災復興特別会計 (組織)林野庁 (項)農林水産業復興事業費
部局等	農林水産本省、林野庁、水産庁、5農政局
補助等の根拠	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	府1、県6、団体3、計10補助事業者等 (2県)
間接補助事業者等(事業主体)	県5、市5、町1、村2、団体6、計19間接補助事業者等 (県2、市5、町1、村2、団体6、計16事業主体)
補助事業等	担い手育成・確保等対策事業(平成27年度以前は農業経営対策事業)、農業用施設災害復旧事業、農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金事業等
事業費の合計	1,090,880,530円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	864,121,009円
不当と認める事業費の合計	253,460,035円

上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	136,227,103 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、有効性等の観点から、40 都道府県、456 市町村及び 1,476 団体等において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、 4 県、 8 市町村、 6 団体、計 18 事業主体が実施した担い手育成・確保等対策事業(平成 27 年度以前は農業経営対策事業)、農業用施設災害復旧事業、農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金事業等に係る国庫補助金 136,227,103 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴ 補助の対象とならないもの

10 件 不当と認める国庫補助金 90,488,000 円

⑵ 工事の設計が適切でなかったもの

3 件 不当と認める国庫補助金 16,564,911 円

⑶ 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

3 件 不当と認める国庫補助金 15,318,215 円

⑷ 工事の目的を達していなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 11,465,803 円

⑸ 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 2,390,174 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの　10 件　不当と認める国庫補助金　90,488,000 円

農業次世代人材投資資金等の交付を受けた者が要営農継続期間にわたり営農を継続していなかったなどしていて補助の対象とならないもの

(7 件　不当と認める国庫補助金　15,250,000 円)

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(107)	農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	青森県 青森市(事業主体)	担い手育成・確保等対策事業費補助金	元～3	167,414 (167,414)	167,414	4,125 (4,125)	4,125
(108)	同	同	福岡県(事業主体)	同	29	99,250 (99,250)	99,250	1,500 (1,500)	1,500

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(109)	農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	福岡県 宗像市（事業主体）	担い手育成・確保等対策事業費補助金	4、5	22,748 (22,748)	22,748	1,500 (1,500)	1,500
(110)	同	同	熊本県 水俣市（事業主体）	同	2、3	15,000 (15,000)	15,000	1,375 (1,375)	1,375
(111)	同	全国農業会議所	鹿児島県（事業主体）	農業経営対策事業費補助金	26、27	312,500 (312,500)	312,500	3,000 (3,000)	3,000
(112)	同	一般社団法人全国農業会議所	鹿児島県 大島郡知名町（事業主体）	担い手育成・確保等対策事業費補助金	4、5	9,800 (9,800)	9,800	2,250 (2,250)	2,250
(113)	同	同	沖縄県 国頭郡伊江村（事業主体）	同	4、5	29,400 (29,400)	29,400	1,500 (1,500)	1,500
(107)－(113)の計						656,112 (656,112)	656,112	15,250 (15,250)	15,250

農業次世代人材投資資金（平成28年度以前は青年就農給付金）又は経営開始資金（以下、これらを「農業次世代資金」という。）に係るこれらの補助金は、持続可能な力強い農業の実現に必要な人材力の強化を図ることなどを目的として、国が一般社団法人全国農業会議所（28年3月31日以前は全国農業会議所。以下「会議所」という。）に対して交付し、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が事業主体となる場合には会議所を通じて都道府県等に対して交付するものである。補助金の交付を受けた事業主体は、就農に向けて研修を受ける者（以下「研修生」という。）又は経営開始直後の新規就農者（以下「新規就農者」という。）に対して、原則として年間1,500,000円の農業次世代資金を交付している。

7事業主体は、研修生又は新規就農者を対象として、本件事業を事業費計656,112,674円で実施したとして、会議所を通じて同額の国庫補助金の交付を受け、九州農政局及び5県(注1)に実績報告書を提出していた。

7事業主体等における国庫補助金等の流れを示すと、図表1のとおりである。

図表1　国庫補助金等の流れ

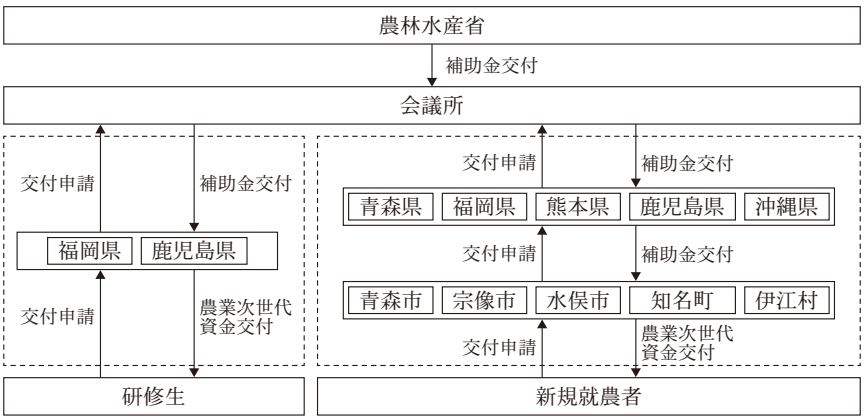

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。28年度以前は新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱。以下「実施要綱」という。）等によれば、農業次世代資

金の交付を受けた研修生又は新規就農者は、図表２における①から③までのいずれかの事由（以下「返還事由」という。）に該当する場合、農業次世代資金の全額又は一部を返還しなければならないこととされている。

図表２　返還事由の概要

番号	返還事由の概要
①	研修生が、要就農継続期間（農業次世代資金の交付期間の 1.5 倍又は２年間のいずれか長い期間等）にわたり就農を継続しなかった場合
②	新規就農者が、要営農継続期間（算定期間[注(1)]経過後、算定期間と同期間にわたる期間）にわたり営農を継続しなかった場合
③	新規就農者が、農業次世代資金の交付期間中に農業経営を中止した場合又は就農状況報告[注(2)]を事業主体に提出しなかった場合

注(1)　新規就農者が農業経営を開始した日を起算点とした農業次世代資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）

注(2)　新規就農者が営農を継続していることなどを事業主体において確認するために、新規就農者が事業主体に就農状況を報告するもの

また、実施要綱等によれば、農業次世代資金のうち新規就農者に対して交付するものについて、事業主体である市町村は、新規就農者から承認申請を受けた青年等就農計画[注２]等を承認の上、新規就農者の申請に基づき、農業次世代資金を経営開始後５年度目分までの最長５年間の交付期間で交付することとされている。ただし、新規就農者が経営開始後１年を超えて青年等就農計画等を承認申請した場合の交付期間については、承認申請時期[注３]までに既に経過した年数分を、最長５年間から差し引くこととされている。

しかし、青森市における新規就農者１名は、要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった（図表２の返還事由②）。福岡県における研修生１名及び鹿児島県における研修生１名は、要就農継続期間にわたり就農を継続していなかった（同①）。水俣市における新規就農者１名は、交付期間中に就農状況報告を事業主体に提出していない期間があり要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった（同②及び③）。知名町における新規就農者１名は、交付期間中に農業経営を中止して要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった（同②及び③）。そして、これらの５事業主体は、研修生２名及び新規就農者３名の計５名について、返還事由に該当していたのに、農業次世代資金計 12,250,000 円を返還させていなかった。

また、宗像市における新規就農者１名及び伊江村における新規就農者１名は、経営開始後１年を超えて青年等就農計画等を承認申請していたのに、２事業主体が承認申請時期までに既に経過した年数分を誤って交付期間から差し引いていなかったため、交付を受けることができない期間に係る農業次世代資金計 3,000,000 円の交付を受けていた。

したがって、７事業主体が前記５名及び上記２名の計７名に交付した農業次世代資金計 15,250,000 円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計 15,250,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、５事業主体[注４]において返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたこと、宗像市及び伊江村において交付期間についての確認が十分でなかったこと、５県において５事業主体[注５]に対する指導が十分でなかったこと、３農政局[注６]等において５県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

青森市は、平成29年度から令和3年度までの間に、新規就農者1名に農業次世代資金計7,500,000円を交付していた。

平成29年6月12日に新たに農業経営を開始し、同年8月22日から令和4年8月21日までの60か月間に係る農業次世代資金計7,500,000円の交付を受けた新規就農者Aについては、農業経営開始後、営農を継続してきたものの、要営農継続期間(同年6月12日から9年6月11日まで)中である6年9月24日に離農の意向を示した後、要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった。

したがって、同人は返還事由に該当していて、同人に交付した農業次世代資金計7,500,000円のうち、要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった6年9月24日から9年6月11日までの期間(返還額の算定は月単位で行うため、6年9月12日から9年6月11日までの33か月間)を算定期間(平成29年6月12日から令和4年6月11日までの60か月間)で除した値を上記の7,500,000円に乗じた額である4,125,000円について、返還する必要があると認められた。

しかし、同市は、返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたことから、上記の農業次世代資金4,125,000円について、具体的な返還に係る手続等を進めておらず、交付した農業次世代資金を返還させていなかった。

(注1)　5県　　青森、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注2)　青年等就農計画等　　農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく青年等就農計画及び実施要綱に基づく交付申請のための追加資料

(注3)　承認申請時期　　実施要綱に定められた全ての交付要件が満たされた上で、不備のない追加資料が承認申請された時期を指す。

(注4)　5事業主体　　福岡、鹿児島両県、青森、水俣両市、知名町

(注5)　5事業主体　　青森、宗像、水俣各市、知名町、伊江村

(注6)　3農政局等　　東北、九州両農政局、沖縄総合事務局

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金事業の実施に当たり、施設等の整備に要した経費の金額が証拠書類により確認できるものとなっていないなどしていて、交付の対象とならないもの　　(1件　不当と認める国庫補助金　67,634,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(114) 関東農政局	神奈川県	合同会社海楓社(注)(事業主体)	農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金	5	146,737 (135,270)	67,634	146,737 (135,270)	67,634

(注)　令和8年7月6日以降はSTIVE合同会社

この交付金は、食品産業等の持続的な発展に寄与することを目的として、輸出先国の規制に対応した輸出への取組を支援するために、国が都道府県に対して交付するものである。交付金の交付を受けた都道府県は、このような輸出への取組を実施する食品製造者等に対して、輸出先国での基準等を満たすために必要な施設等の整備及び施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるための効果促進事業に要する経費の一部について、交付金を交付している。

「農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱」（令和4年4輸国第3346号農林水産事務次官依命通知）等によれば、交付対象事業費は、施設等の整備にあってはその実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類により金額が確認できるもののみとすることとされている。また、交付金事業の着手は、都道府県知事から事業実施主体への交付決定に基づき行うこととされており、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、交付決定前着手届を都道府県知事に提出することなどとされている。そして、事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、実績報告書に工事の完了期日及び事業費を確認することができる証拠書類等を添付して都道府県知事に提出することとされている。

食品製造者である合同会社海楓社（神奈川県鎌倉市所在（令和7年6月19日以降は東京都中央区所在）。以下「会社」という。）は、本件交付金事業における施設等の整備として、輸出先国での基準等を満たすために必要な玄米用摩擦乾燥機2台（以下「本件乾燥機」という。）の導入及び玄米粉の加工施設（神奈川県藤沢市所在。以下「本件施設」という。）の改修を実施し、また、効果促進事業として、コンサルティングを受けるなどするとして、5年10月10日に交付決定前着手届を神奈川県に提出していた。そして、会社は、交付金事業を事業費計146,737,550円（交付対象事業費計135,270,000円）で実施したとして、同県に実績報告書、工事等に係る発注書等を証拠書類として提出して、これにより交付金計67,634,000円の交付を受けていた。

しかし、会社は、乾燥機について、交付決定前着手届を提出した5年10月10日よりも前の4年1月5日及び同年10月11日に、実績報告書に記載された発注先とは異なる者と契約して納品を受け、また、施設の改修について、交付決定前着手届の提出前の同年9月29日までに、実績報告書に記載された発注先とは異なる者に発注するなどしていた。会社が同県に提出した実績報告書、発注書等は、事実と異なる発注先、発注日等が記載された虚偽のものであり、これらの書類に記載のとおりに会社が施設等の整備を実施した事実は確認できなかった。このため、本件乾燥機の導入及び本件施設の改修に係る事業費は本件交付金事業を実施する上で直接必要な経費として証拠書類により確認できるものではないことから、交付の対象とならない。また、施設等の整備が交付の対象とならないことから、これと一体的に行うものとされている効果促進事業も交付の対象とならない。

したがって、本件交付金事業は、交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金67,634,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

経営発展支援事業の実施に当たり、施設等の取得に必要な経費について交付対象者本人が金融機関から融資を受けていないなどしていて補助の対象とならないもの

（1件　不当と認める国庫補助金　4,410,000円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(115)	農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	沖縄県 中頭郡北中城村 （事業主体）	担い手育成・確保等対策事業費補助金	4	9,705 (8,822)	4,410	9,705 (8,822)	4,410

北中城村は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等の取組を支援するために、経営発展支援事業を実施している。同事業に係るこの補助金は、国が一般社団法人全国農業会議所（以下「会議所」という。）に対して交付し、会議所及び都道府県を通じて事業主体である市町村に対して交付するものである。補助金の交付を受けた市町村は、上記の取組を実施した者を交付対象者として助成金を交付している。

「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令和4年3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）等によれば、交付対象者の要件は、機械・施設の取得等に必要な経費（自己負担分）について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けることなどとされている。この理由について、農林水産省は、新たに経営を立ち上げる事業計画は、その内容の妥当性等を精査する必要があることから、金融機関による審査が行われていることが重要であるためとしている。そして、助成の対象となる事業費は、交付対象者が自らの経営において使用する機械・施設の取得等の取組に必要な経費とされ、助成の対象となる事業の要件は、機械・施設の購入先の選定に当たり、複数の業者から見積りを徴取することなどにより事業費の減少に向けた取組を行うことなどとされている。

また、交付対象者は、機械・施設の取得等の取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書を作成して市町村に報告することとされており、市町村は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付することとされている。そして、市町村は、補助事業を完了したときは、実績報告書を作成して都道府県に提出することとされており、都道府県は、実績報告書等を審査するなどして適当であると認めた場合は補助金を交付することとされている。

北中城村は、交付対象者Aが菌床きくらげの栽培のために集出荷施設及びプレハブ冷蔵庫（以下、これらを合わせて「施設等」という。）を取得する取組を事業費計9,705,000円（補助対象事業費計8,822,727円）で実施したとして、同人に助成金7,717,000円を交付するとともに、沖縄県に実績報告書を提出して、これにより同県から6,615,000円の補助金の交付を受けていた。そして、同県は、同村に6,615,000円の補助金を交付したとして、会議所を通じて4,410,000円の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同人は、施設等を取得する取組に必要な経費について、金融機関から融資を受けておらず、本件取組とは関係のない、同人が経営する法人に対する融資に係る書類を同村に提出していた。また、施設等の取得に当たり、同人は、契約相手方について、複数の業者から見積りを徴取して見積合わせを行って選定したとしていたが、実際は事前に決定しており、複数の業者から見積りを徴取して選定したように偽るなどしていて、事業費の減少に向けた取組を行っていなかった。

同村は、同人が金融機関から融資を受けていないことを認識していたにもかかわらず、上記の融資に係る書類を同県に提出した際に同県から特に指摘等を受けなかったため、実績報告兼助成金支払請求書等の内容が適当であると認めて助成金を交付していた。また、同県は、同村から実績報告書等の提出を受けた際に十分な審査及び指導を行わず、適当であると認めて、同村に補助金を交付していた。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金4,410,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同人において施設等の取得の取組の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことにもよるが、同村において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

特用林産施設体制整備復興事業の補助対象経費に、対象とならない経費を含めていたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　3,194,000円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(116)	林野庁宮城県	宮城県森林組合連合会（事業主体）	特用林産施設体制整備復興		6	107,347 (66,037)	33,018	6,387 (6,387)	3,194

宮城県森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被災地の復興のために必要な特用林産物の生産体制を整備する事業として、きのこの生産力増強対策における生産資材の導入を実施している。

「特用林産施設体制整備復興事業実施要領」（平成24年23林政経第358号林野庁長官通知）等によれば、補助対象経費は生産資材導入費等とされている。ただし、「きのこ原木の購入に係る補助事業の実行及び損害賠償請求の適切な実施について」（平成24年林野庁林政部経営課特用林産対策室長事務連絡）等（以下「事務連絡等」という。）において、原子力発電所の事故により損害賠償請求するものとしている生産資材の価格上昇分は、補助の対象とはならないこととなっている。また、補助事業が完了したときは、県は、事業主体が提出した実績報告書等を審査することなどとなっている。

連合会は、しいたけ用植菌原木購入等の生産資材の導入を事業費107,347,276円（補助対象経費66,037,944円）で実施したとする実績報告書を宮城県に提出し、これにより国庫補助金33,018,000円の交付を受けていた。連合会は、当該実績報告書において、生産資材の導入のうち、しいたけ用植菌原木購入に係る補助対象経費を21,142,500円と算出していた。補助対象経費の算出に当たり、連合会は、事務連絡等を踏まえて、価格上昇分を損害賠償請求するものとしている生産資材について、価格上昇分が含まれない従前の単価（以下「従前単価」という。）を用いることとしていた。

しかし、連合会は、しいたけ用植菌原木購入に係る補助対象経費の算出に当たり、表計算ソフトに設定する計算式を誤り、事業実施時の単価を用いて算出する事業費を補助対象経費とするなどしていた。このため、補助対象経費は従前単価を用いて算出されておらず、補助の対象とならない価格上昇分6,387,500円が含まれていた。

したがって、上記の価格上昇分6,387,500円については補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額3,194,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において補助対象経費の算出についての確認が十分でなかったこと、同県において実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（２）　工事の設計が適切でなかったもの　　３件　不当と認める国庫補助金　16,564,911 円

水路の基礎杭の設計が適切でなかったもの

（１件　不当と認める国庫補助金　7,661,421 円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(117)	**東北農政局**	**秋田県**	**秋田市上新城土地改良区（事業主体）**	**農業用施設災害復旧**	5	10,593 (10,593)	10,476	7,746 (7,746)	7,661

秋田市上新城土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、令和５年７月の豪雨により被災した河川を横断する水路、水路の受け台（右岸側）等を復旧するために、秋田市上新城保多野字杉沢地内の普通河川湯ノ里川において、下部工、上部工等を実施している。このうち下部工は、施工箇所の基礎地盤が軟弱地盤であったため、基礎杭（木杭）を２本打設し、基礎杭の上に現場打ち無筋コンクリート造の受け台を築造するものであり、上部工は、築造した受け台と左岸側の受け台との間に河川を横断する鋼製の水路（橋長 10.6m）を設置するものである（参考図参照）。

土地改良区は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書、金額を記載しない設計書（以下「実施設計書」という。）等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき本件工事を施工することとしていた。そして、本件工事のうち基礎杭の設計については、秋田県において木杭を基礎杭として用いる場合の設計方法が定められていないことなどから、設計コンサルタントと打合せを行った上で、「基礎木杭設計指針」（平成 23 年５月新潟県農地部作成。以下「設計指針」という。）等に基づき行わせることとしていた。

設計指針によれば、基礎杭は鉛直荷重のみを考慮し、基礎杭の配列は、杭基礎上の構造物の形状、寸法、基礎杭の寸法、本数等を考慮し、均等に鉛直荷重を受けるように定めるものとするとされている。また、基礎杭は、寸法等に基づき算出される基礎杭の許容支持力が水路等の重量から算出した鉛直荷重を上回るように本数を決定するなどして設計することとされている。

土地改良区が受領した成果品のうち設計計算書においては、長さ 8.0mの基礎杭を施工した場合の１本当たりの基礎杭の許容支持力を 7.71kN と算出していた。そして、この基礎杭を２本施工すれば許容支持力は 15.42kN となり、水路等の重量から算出した鉛直荷重 15.40kN を上回ることから安全であるとしていた。

しかし、成果品のうち実施設計書においては、誤って、上記設計計算書の算出条件とは異なる長さ 3.0mの基礎杭を２本施工することとしており、土地改良区は、設計計算書と実施設計書の整合性を確認しないまま本件工事を請負人に発注していた。そして、請負人は、上記の実施設計書に記載された条件を満たすように長さ 4.0mの基礎杭を２本施工していた（参考図参照）。

そこで、本件基礎杭について、実際に施工された基礎杭により改めて許容支持力を算出したところ、１本当たりの基礎杭の許容支持力は 2.86kN となることから、基礎杭２本の許容支持力は 5.72kN となり、前記の鉛直荷重 15.40kN を大幅に下回っていた。

したがって、本件水路、水路の受け台等（工事費相当額 7,746,634 円）は、基礎杭の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 7,661,421 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、土地改良区において、委託した設計業務の成果品に誤りがあっ

たのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参　考　図）

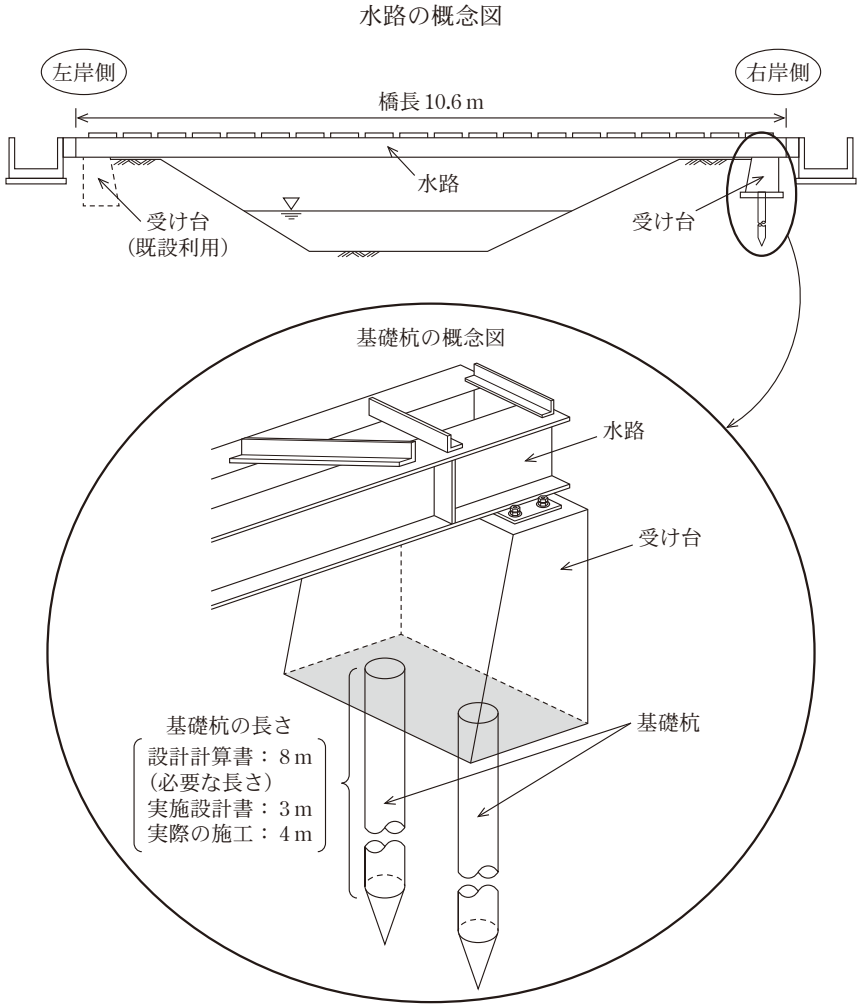

下流エプロンの設計が適切でなかったもの

（1件　不当と認める国庫補助金　5,606,293円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(118) 近畿農政局	京都府	南丹市（事業主体）	農業用施設災害復旧	4	8,360 (7,635)	7,551	5,668 (5,668)	5,606

南丹市は、令和3年8月の豪雨により被災した頭首工(注1)の堰(せき)体、堰体の下流部に設置されたエプロン(注2)（以下「下流エプロン」という。）等を復旧するために、南丹市園部町竹井地区において、堰体復旧工、下流エプロン復旧工等を実施している。このうち下流エプロン復旧工は、堰体の下流側の河床の洗掘等を防止するために、被災した下流エプロンを撤去した上で、新たに下流エプロン（エプロン長5.33m～6.18m、幅16.0m～16.4m）を築造するものである。

同市は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」（平成26年9月農林水産省農村振興局防災課監修。以下「復旧工法」という。）等に基づき行うこととしている。そし

て、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

復旧工法等によれば、下流エプロンは、越流水による堰体下流部の洗掘を防ぐために設けることとされ、この厚さについては、揚圧力(注3)に対して十分に抵抗する重量を与えるよう所定の計算式によって求めることなどとされている。

前記の成果品において、設計コンサルタントは、下流エプロンの厚さについて、復旧工法に基づき、所定の計算式により0.62mと算出していた。一方、本件頭首工の下流エプロン上面から堰体天端までの高さ(以下「堰体高さ」という。)が1.0mであり、復旧工法において堰体の河川横断方向の全長が５m程度以下の場合に標準的な寸法として示されている小規模堰の堰体高さの範囲(0.3m～2.0m)内にあることから、小規模堰(堰体高さ1.0m)の標準寸法として示されている厚さの0.5mを採用していた(参考図参照)。そして、同市は、下流エプロンの厚さの設計の考え方について設計コンサルタントに確認した上で、この成果品に基づき、下流エプロンの厚さを0.5mとして本件工事を発注していた。

しかし、本件頭首工の堰体の河川横断方向の全長は16m程度であることから、下流エプロンの厚さは、上記小規模堰の標準寸法として示されている厚さの0.5mではなく、復旧工法に基づき揚圧力に対して十分に抵抗する重量を与えるよう所定の計算式によって算出された厚さの0.62mとする必要があった。

したがって、下流エプロンは、設計が適切でなかったため、揚圧力により浮き上がって破損し、河床が露出して洗掘されることなどにより堰体等に損傷が生ずるおそれがあり、本件下流エプロン復旧工等(工事費相当額5,668,649円、国庫補助対象事業費同額)は、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額5,606,293円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、下流エプロンの設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注１)　頭首工　　河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、堰体、エプロン、護床工等から構成される。

(注２)　エプロン　　洗掘等を防止するために堰体上下流部に設けられる構造物をいう。

(注３)　揚圧力　　水中にある堰体等の底面に作用する上向きの鉛直力をいう。

(参　考　図)

頭首工の概念図

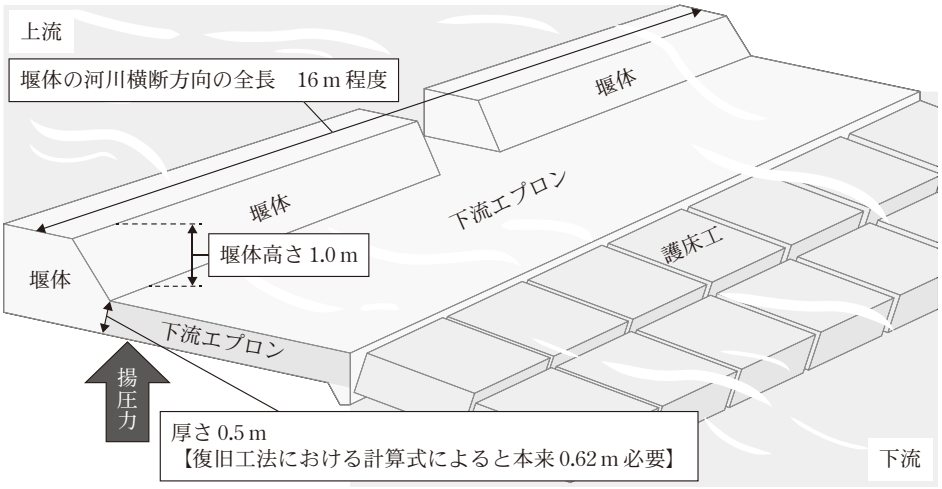

落差工の設計が適切でなかったもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　3,297,197円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(119) 九州農政局	佐賀県	唐津市（事業主体）	農業水路等長寿命化・防災減災・・	7	14,817 (14,817)	14,817	3,297 (3,297)	3,297

唐津市は、営農に利用されていないため池について、雨水等を貯留させないようにすることにより、堤体の決壊等による下流域の人家等への浸水被害を防止するために、唐津市相知町牟田部地内において、落差工、仮設工等を実施している。このうち落差工は、プレキャスト鉄筋コンクリート製のL型ブロック（1個当たりの高さ0.6m～1.0m、延長2.0m。以下「L型ブロック」という。）を左右向かい合わせに計2個ずつ用いて段差のある水路（3区間、延長計24.0m、内空断面の幅0.8m）を設置したものである（参考図1参照）。

同市は、落差工の設計を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説　設計「水路工」」（平成26年3月農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。）等に基づき行っており、基準等によれば、鉄筋コンクリートにおいては、土圧等の外力に対して鉄筋とコンクリートとが一体となって働く必要があることから、鉄筋は、その強度を十分に発揮させるために、鉄筋端部がコンクリートから抜け出さないよう、コンクリート中に確実に定着しなければならないとされている。また、鉄筋と鉄筋を連結する場合、鉄筋を重ねて配置した上で溶接するなどとされており、重ねて配置した鉄筋を溶接する場合の溶接長は鉄筋径の10倍とされ、設計図面に明示しなければならないとされている。

同市は、落差工の設計において、二つのL型ブロックを左右向かい合わせに配置して側壁及び底版の一部とし、その間（幅200㎜）を鉄筋で連結した上でコンクリートを打設して、底版の一部（以下「底版コンクリート」という。）とすることとした。そして、底版コンクリートの鉄筋の配筋については、L型ブロックの底版にあらかじめ落差工の横断方向に170㎜突出するように埋め込まれた張出鉄筋（径13㎜）を溶接して連結することとしていた。

しかし、同市は、設計図面において、左右に配置したL型ブロックの底版から突出した径13㎜の張出鉄筋を溶接することとしていたものの、必要な溶接長130㎜を明示していなかった。

そこで、工事写真により溶接の状況を確認したところ、張出鉄筋を溶接した形跡はあるものの、落差工3区間において必要な溶接長130㎜が確保されておらず、張出鉄筋がコンクリート中に確実に定着していないことから、底版コンクリートは、鉄筋とコンクリートとが一体となって働くことができない状態となっていた（参考図2参照）。

このため、左右向かい合わせに設置したL型ブロックが張出鉄筋で連結されていないことから、左右それぞれのL型ブロックのみで土圧等の外力に対応できるか確認したところ、転倒に対する安定について、落差工3区間のうち1区間（延長12.0m）においては、L型ブロックに作用する土圧等の合力の作用位置が安全とされる範囲を大幅に逸脱しており、土圧等の外力により転倒するおそれがある状態となっていた。

したがって、本件落差工延長12.0m（工事費相当額3,297,197円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていて、これに係る交付金相当額3,297,197円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、基準等に基づく必要な溶接長についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

（参考図１）

落差工の概念図

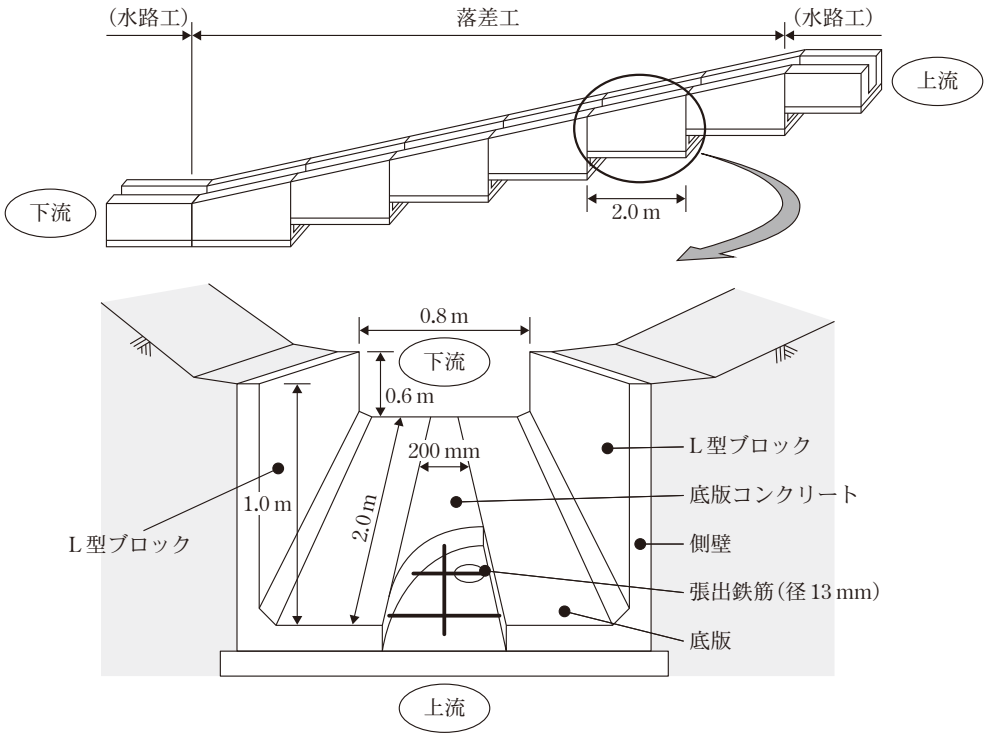

（参考図２）

張出鉄筋を溶接する場合の概念図

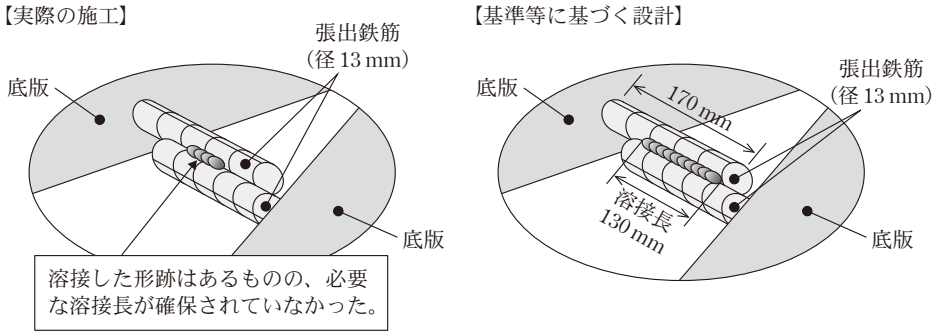

（３）　補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

３件　不当と認める国庫補助金　15,318,215 円

水産業振興対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、交付決定前に事業を完了していて助成の対象とならないもの

（１件　不当と認める国庫補助金　11,710,000 円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(120) 水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	濱幸水産株式会社（事業主体）	水産業振興対策事業費補助金	6	25,763 (23,421)	11,710	25,763 (23,421)	11,710

この補助金は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱(平成10年10水漁第945号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、水産庁が特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した機構は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業として、生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器(以下「機器」という。)等の導入を行う事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」(平成22年21水港第2597号水産庁長官通知)等によれば、事業主体は、機構に対して助成金の交付申請を行い、機構は、その内容を審査の上、交付決定を行うこととされている。そして、機器等の導入は、助成金交付決定の日から事業実施年度の3月31日までの間に完了することとされており、事業主体は、事業終了後、実績報告書等に証拠書類を添えて機構に提出することとされている。実績報告書等の提出を受けた機構は、その内容を審査し、適切と認めるときは助成金の額を確定して、導入する機器等の本体価格の2分の1以内の金額を助成金として交付することとされている。

事業主体である濱幸水産株式会社(岩手県釜石市所在。以下「会社」という。)は、生産性の向上に資するLED集魚灯(以下「集魚灯」という。)の導入を行うとして、令和6年11月9日に助成金の交付申請を行い、同月11日に機構から助成金の交付決定を受けていた。その後、会社は、集魚灯の導入を同年12月24日に事業費25,763,100円(集魚灯の本体価格23,421,000円)で完了したとする実績報告書、集魚灯の据付完了証明書等を機構に提出して、これにより助成金11,710,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、上記の据付完了証明書等は事実と異なる完了日等が記載された虚偽のものであり、会社は、実際には、交付決定日である同年11月11日より前の遅くとも同年8月20日までに、集魚灯を設置して事業を完了していた。

したがって、本件事業は助成の対象とは認められず、取り崩された基金11,710,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、機構において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、財産処分に係る承認を受けずに畜産経営を中止していたもの

(1件　不当と認める国庫補助金　1,826,191円)

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(121)	農林水産本省	公益社団法人中央畜産会	株式会社ハイランドデーリー(事業主体)	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金	3	5,200 (5,200)	2,600	3,652 (3,652)	1,826

この補助金は、我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を進めることなどを目的として、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成28年27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）等に基づき、農林水産省が公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した中央畜産会は、畜産クラスター協議会(注1)の構成員である畜産農家等が生産コストの低減等を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を導入する場合に、その負担の軽減を図るため、この基金を取り崩して補助金（以下「基金補助金」という。）を交付する畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（以下「機械導入事業」という。）を実施している。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）等によれば、機械導入事業において、畜産農家等が機械装置をリースにより導入する場合、中央畜産会は、当該機械装置の貸付者（以下「リース事業者」という。）に対して、当該機械装置の取得に必要な経費の2分の1以内の金額を基金補助金として交付することとされている。リース事業者と畜産農家等との間で締結するリース契約におけるリース料は、当該機械装置の取得価額から基金補助金の額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とするなどとされていて、当該機械装置を導入する畜産農家等の負担を軽減する仕組みとなっている。

また、中央畜産会が定めた「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程」（平成28年27年度発中畜第1313号）等によれば、リースにより機械装置を導入した畜産農家等は、当該機械装置の処分制限期間内に自己都合により畜産経営を中止するなどの場合には、中央畜産会に申請して財産処分に係る承認を受けなければならないとされている。そして、中央畜産会は、その承認に当たり、基金補助金相当額として当該機械装置の残存簿価等に補助率を乗じた金額をリース事業者から中央畜産会に返還するなどの条件を付すこととされている。

JA利根沼田酪農クラスター協議会の構成員である株式会社ハイランドデーリー（群馬県沼田市所在。以下「会社」という。）は、飼料調製の作業時間を削減して飼養管理時間に充てることで搾乳牛の頭数を増やし、生乳販売額の増加を図ることを目的として、機械導入事業によりスキットステアローダー(注2)（以下「本件機械装置」という。）を導入することとし、令和4年1月に、リース事業者との間でリース料の総額を3,686,760円とするリース契約を締結していた。当該リース契約においては、リース事業者が基金補助金の全部又は一部を中央畜産会に返還することとなった場合には、会社は当該返還金相当額をリース事業者に対して支払うこととなっていた。会社は、当該リース契約に基づき同年3月にリース事業者から本件機械装置（本体価格5,200,000円）の引渡しを受けたとする実績報告書を、同年4月に中央畜産会に提出していた。中央畜産会は、同年5月にリース事業者から精算払請求書の提出を受けて、同年7月にリース事業者に対して基金補助金2,600,000円（国庫補助金相当額同額）を交付していた。

しかし、会社は、後継者がいないことなどの事情により畜産経営の継続が困難になったとして、処分制限期間（耐用年数7年に相当する期間）内である6年5月に自己都合により畜産経営を無断で中止

していたのに、財産処分に係る承認を受けていなかったことなどから、中央畜産会及びリース事業者は上記の事態を把握することができず、リース事業者から中央畜産会に基金補助金相当額が返還されていなかった。

したがって、会社が畜産経営を中止した時点における本件機械装置の残存簿価 3,652,382 円に係る基金補助金相当額 1,826,191 円(国庫補助金相当額同額)は、財産処分に係る手続が適正ではなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において処分制限期間内に自己都合により畜産経営を中止した場合に財産処分に係る承認を受けなければならないことについての認識が欠けていたこと、中央畜産会において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 畜産クラスター協議会　地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

(注2) スキットステアローダー　混合飼料の調製作業等に使用する、前方にバケット等を備え、車輪で走行する特殊自動車

漁業経営安定対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費を過大に精算していたもの　(1件　不当と認める国庫補助金　1,782,024 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(122) 水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	三重県真珠養殖広域水産業再生委員会(事業主体)	漁業経営安定対策事業費補助金	3	2,108 (1,915)	1,915	1,974 (1,782)	1,782

この補助金は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、水産関係民間団体事業実施要領(平成 10 年 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、水産庁が特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した機構は、真珠品質保持緊急対策事業(以下「真珠緊急対策事業」という。)として、真珠を長期保管する際に品質の劣化が生じないように管理及び保管するための取組(以下「長期保管に係る取組」という。)等を行う事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」(平成 22 年 21 水港第 2597 号水産庁長官通知)等によれば、事業主体は、長期保管に係る取組を行うことなどを内容とする事業実施計画を機構に申請して、その承認を受けることとされている。そして、機構は、事業終了後に事業主体から事業実施報告書等の提出を受けて、その内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定して事業主体に助成金を交付することとされている。また、助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、上記の事業実施計画に基づく真珠の保管施設への輸送、保管及び品質評価に必要な経費とされている。

三重県真珠養殖広域水産業再生委員会（以下「委員会」という。）は、真珠緊急対策事業により三重県内の真珠養殖漁業協同組合（以下「真珠漁協」という。）が集荷した真珠の管理及び保管を事業費2,108,124円で実施したとして、助成対象経費を1,915,502円とする事業実施報告書等を機構に提出して、これにより助成金1,915,502円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

委員会は、真珠緊急対策事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により真珠の入札が遅延するなどして通常時と異なり真珠漁協が集荷した真珠を長期保管することが想定されたため、真珠の品質を維持することが期待できる空調管理が可能な外部の施設に委託して保管（以下「委託保管」という。）を行うことなどを長期保管に係る取組とする事業実施計画を機構に申請して、その承認を受けていた。そして、委員会は、事業終了後に機構に提出した事業実施報告書等において、5真珠漁協が集荷した真珠の保管等に係る経費を前記の助成対象経費としていた。

しかし、5真珠漁協が集荷した真珠の保管状況等を確認したところ、2真珠漁協が集荷した真珠の一部については真珠の入札の遅延に伴い委託保管が行われていたものの、それ以外の真珠については、集荷時期の違いにより入札の遅延の影響を受けなかったことなどから、通常時と同様に空調設備のない施設で一時的に保管されていて、委託保管は行われていなかった。委員会は、このような一時的な保管は長期保管に係る取組等に該当しないのに、これに係る経費を含めるなどして助成対象経費を過大に算定していた。

したがって、実際に長期保管に係る取組に要した経費に基づくなどして適正な助成対象経費を算定すると133,478円となり、適正な助成金の額は133,478円となることから、前記の助成金1,915,502円との差額1,782,024円が過大に精算されており、取り崩された基金1,782,024円（国庫補助金相当額同額）の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、委員会において助成対象経費についての理解が十分でなかったこと、機構において事業実施報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（4）　工事の目的を達していなかったもの　　1件　不当と認める国庫補助金　11,465,803円

橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、耐震補強に必要な別途工事を適時適切に実施していなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態となっていて工事の目的を達していなかったもの　（1件　不当と認める国庫補助金　11,465,803円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(123) 農林水産本省	千葉県（事業主体）	—	農山漁村地域整備交付金	3～5	67,980 (67,980)	33,990	22,931 (22,931)	11,465

千葉県は、袖ケ浦市堂谷地先等において、袖ケ浦市の防災ネットワーク上重要とされている広域農道神納阿部線（かんのうあべ）の上田橋（じょうたはし）等について、平成7年兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋等の甚大な被害を防止することを目的に耐震補強工事を実施している。このうち上田橋に係る工事は、橋台2

基（以下、右岸側の橋台を「A１橋台」、左岸側の橋台を「A２橋台」という。）について、既存の支承のみではレベル２地震動(注１)による水平力に抵抗できないため、橋桁等に作用する水平力を分担する構造（以下「水平力分担構造」という。参考図参照）をA１橋台に３基、A２橋台に10基設置するなどしたものである。

同県は、本件工事の設計を「道路橋示方書・同解説」（平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書、構造計算書等の成果品を検査して令和２年１月に受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

示方書によれば、支承部を設置する橋台等の橋座部は、地震発生時に損傷が生じやすい箇所であるため、支承部から作用する水平力に対して十分な耐力(注２)を有するように設計することとされている。そして、橋座部の耐力は、コンクリートが負担する耐力に補強鉄筋が負担する耐力を加えて算定することができることとされている。

同県は、４年３月に、２年１月に受領した構造計算書において橋台の橋座部について耐力の照査がなされていなかったことを把握したため、設計コンサルタントに照査を依頼し、４年５月に当該照査が反映された構造計算書を設計コンサルタントから受領していた。

当該構造計算書のA２橋台における橋座部の耐力の照査によると、既存の支承及び水平力分担構造１基当たりに作用する水平力は356kN、橋座部の耐力は266kNとそれぞれ算定され、橋座部の耐力が水平力を下回る結果となっていた。そこで、A２橋台の竪壁(たて)に補強鉄筋を橋軸方向に挿入することで、橋座部はレベル２地震動による水平力に抵抗できるとして、同県は、同年７月に請負人に対してA２橋台の竪壁に補強鉄筋を挿入するなどの変更を指示していた。

その後、補強鉄筋を挿入するには、河川区域内において工作物の一部を撤去等しなければならないことから、改めて河川管理者との協議(注３)を行う必要があり、これに時間を要することが判明した。このため、同県は、工期内に当該協議を行った上で本件工事を完了させることは困難であると判断し、請負人に対して本件工事において補強鉄筋を挿入しないこととする指示を行い、５年５月に本件工事を完了していた。そして、補強鉄筋の挿入については、改めて河川管理者との協議を行った上で、別途工事により行うこととしていた。

しかし、同県は、８年２月の会計実地検査時点においても耐震補強に必要な補強鉄筋を挿入するための別途工事を実施しておらず、その実施時期等についても計画していなかった。

したがって、耐震補強に必要であるとして別途工事により行うこととしていた補強鉄筋が挿入されないままとなっていたため、A２橋台の橋座部に設置した水平力分担構造等（工事費相当額22,931,607円）は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額11,465,803円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、耐震補強に必要な別途工事を適時適切に実施することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

（注１）　レベル２地震動　　橋りょうの供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度をもつ地震動

（注２）　耐力　　構造物、部材等の外力に対する耐荷力

（注３） 河川管理者との協議　　河川区域内で工作物の改築等を行おうとする場合に、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川管理者の許可を得るため、河川管理者と事前に行う協議

（参　考　図）

水平力分担構造の概念図

＜上田橋の側面図＞

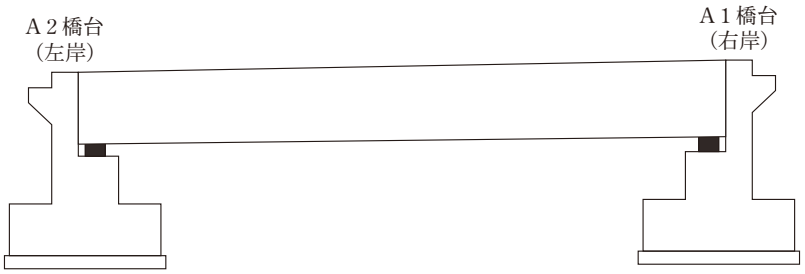

＜A２橋台の正面図＞

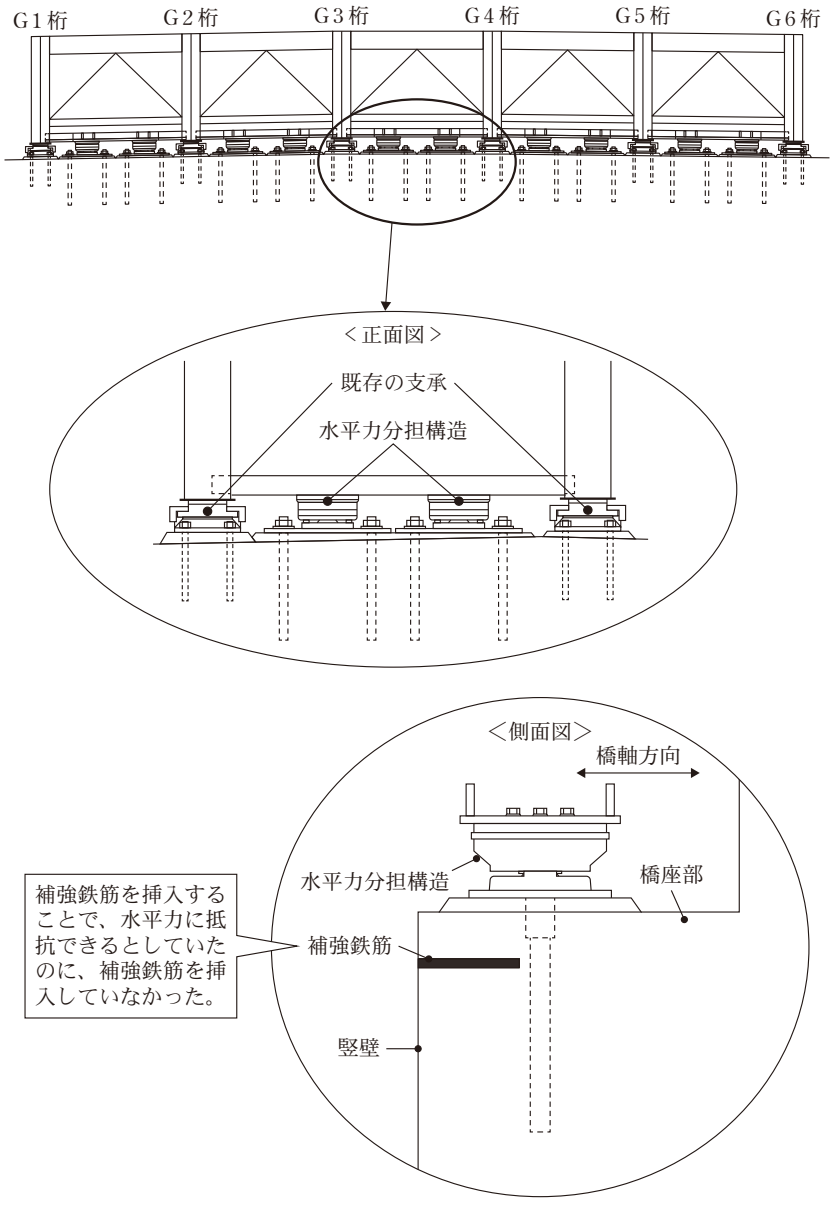

（5）　補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件　不当と認める国庫補助金　2,390,174円

農業競争力強化農地整備事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　2,390,174円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(124)	中国四国農政局	広島県（事業主体）	—	農業競争力強化農地整備	2、3	36,156 (36,156)	19,886	4,345 (4,345)	2,390

広島県は、かんがい施設の設備更新等を目的として、安芸高田市鍋石地区において、用排水ポンプ設備の製作、据付けなどの工事を施工業者に請け負わせて実施している。

本件工事の請負契約書によれば、受注者が契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、発注者は直ちに契約を解除することができることとされている。そして、工事目的物の完成前に契約が解除されたときは、受注者は請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないこととされている。

土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年31農地第3966号農林事務次官依命通知)等によると、農林水産大臣は、土地改良事業等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、補助事業者は、補助事業に要した経費を事業費として記載するなどした収支精算書等を含む実績報告書を提出しなければならないこととなっている。また、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっている。

同県は、本件工事の受注者から会社の解散を理由とする工事続行不能届を受け、本件工事の目的物を完成させることができないことが明らかになったことから、契約条項に基づき契約を解除した。そして、同県は、契約解除までの出来高に相当する金額(以下「出来高金額」という。)を36,156,806円と算定するとともに、請負金額43,457,700円の10分の1に相当する4,345,770円を違約金とし、その徴収を決定していた。さらに、同県は、当該違約金4,345,770円について、出来高金額36,156,806円から前払金12,976,000円を差し引いた未払工事代金23,180,806円のうちの4,345,770円と相殺することとして、同額を本件工事契約の解除に伴う違約金収入として処理していた。

同県は、本件工事について、出来高金額36,156,806円を補助事業に要した経費として、その全額を補助対象事業費とする実績報告書を中国四国農政局に提出して、これにより国庫補助金19,886,243円の交付を受けていた。

しかし、違約金等の収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっているのに、同県は、補助事業に要した経費から違約金を控除しないまま、実績報告書を提出していた。

したがって、前記の補助対象事業費36,156,806円から違約金4,345,770円を控除して適正な補助対象事業費を算定すると31,811,036円となり、本件補助対象事業費との差額4,345,770円が過大に精算され

ていて、これに係る国庫補助金相当額2,390,174円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

多面的機能支払交付金等による事業について、保全管理等が適切に行われていない農用地等に係る交付金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、及び現地確認等の必要性について周知徹底するとともに、現地確認において畦畔等の有無を確認する必要があることなどを要綱等に明記するなどするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省 (項)農村整備推進対策費(令和元、2両年度は、(項)農村地域資源維持・継承等対策費)
部局等	農林水産本省、7農政局
補助の根拠	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)
補助事業者	17道県
間接補助事業者	440市町村
事業主体	1,942事業主体
多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の概要	農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の維持・発揮を図るなどのために、農用地の保全管理活動等を行う農業者等に対して、交付金を交付するもの
検査の対象とした交付金事業の対象農用地及び事業費	45億6549万余㎡ 1005億2774万余円(令和元年度～6年度)
上記に係る交付金交付額	497億7368万余円
宅地、駐車場等に転用されるなどしていた対象農用地及び当該対象農用地に係る事業費相当額	843万余㎡(420事業主体) 1億6190万余円(令和元年度～6年度)
上記に係る交付金相当額(1)	8071万円
田の要件を満たしていなかった対象農用地及び当該対象農用地に係る事業費相当額	3300万余㎡(542事業主体) 2億8321万余円(令和元年度～6年度)
上記に係る交付金相当額(2)	1億4048万円
(1)及び(2)の計	2億2120万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の保全管理等について

（令和８年２月16日付け　農林水産大臣宛て）

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

１　多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の概要

(1)　交付金事業の概要

貴省は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面要綱」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年12構改Ｂ第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間要領」という。）等（以下、これらを合わせて「要綱等」という。）に基づき、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の維持・発揮を図るなどのために、農業者等に対して、都道府県及び市町村を通じて、多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）及び中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」といい、多面交付金と合わせて「交付金」という。）を交付している（以下、多面交付金により実施される事業を「多面交付金事業」、中山間交付金により実施される事業を「中山間交付金事業」といい、これらを合わせて「交付金事業」という。）。令和７年度当初予算における交付金の計上額は、多面交付金500億余円、中山間交付金284億余円となっている。

要綱等によれば、交付金事業は、農業者等の事業主体が、農用地の保全管理等を行うために、事業計画又は集落協定等(注１)（以下、これらを合わせて「事業計画等」という。）を策定して市町村長の認定を受けて、図表１のとおり、水路の泥上げ、草刈りなどの活動を実施するものとされており、その事業期間は５年間とされている。

（注１）　集落協定等　　農業者等の間で締結されるものであって、対象となる農用地の範囲、適切な農用地の維持・管理等として取り組むべき事項、交付金の使用方法等を規定した取決め

図表１　交付金事業の事業主体等

交付金事業	多面交付金事業	中山間交付金事業
事業主体	農業者、地域住民、農業者団体等から構成される組織	集落協定等に基づき農業生産活動等を行う農業者等
事業内容	地域共同による水路の泥上げ、草刈りなどの活動	生産条件が不利な地域における耕作又は農用地の維持管理、水路の泥上げなどの活動
事業期間	原則として５年間（事業期間は事業主体によって異なる。）	令和２年度から６年度までの５年間

⑵　対象農用地及び交付単価

要綱等によれば、多面交付金の算定対象又は中山間交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、田、畑、草地等の地目に区分されており、このうち田は、たん水(注2)するための畦畔（けい）及びかんがい機能を有している土地とされている。

事業主体に対する毎年度の交付額は、10a 当たりの交付単価に対象農用地の面積を乗じた金額とすることなどとされている。そして、交付単価は、地目、地域、勾配等に応じて定められており、地目別の交付単価をみると畑、草地等に比べて田の交付単価が高く設定されている。

（注２）　たん水　　農用地内に水をためること

⑶　対象農用地の保全管理状況等に係る現地確認等

要綱等によれば、毎年度、交付金事業が完了したときは、事業主体は市町村長に、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等にそれぞれ実績報告書等を提出することとされている。

そして、市町村長は、事業計画等に定められた対象農用地の保全管理状況等について、毎年度、事業主体から実績報告書等が提出される前に現地確認等を実施して、保全管理等の適否について確認を行うこととされている。また、現地確認は、現地見回り、写真、衛星画像等により、全ての対象農用地の保全管理状況等を対象として実施することとされている。

さらに、市町村長は、現地確認に当たり認定農用地確認野帳及び協定農用地確認野帳（以下、これらを合わせて「確認野帳」という。）を作成することとされており、確認野帳には対象農用地の所在、地目等、現地確認に必要な事項を記載することとされている。

⑷　交付金の返還

多面要綱等によれば、市町村長は、対象農用地が転用等により減少した場合、及び対象農用地の保全管理が適切に行われていないと認められたなどの場合、交付した多面交付金のうち転用等により減少した農用地部分又は保全管理が適切に行われていないと認められたなどの農用地部分に相当する多面交付金について、事業主体に対して、事業計画の認定が行われた年度に遡って返還の措置を講ずることとされている。

また、中山間要領等によれば、市町村長は、対象農用地について耕作又は維持管理が行われなかったなどの場合に、交付した中山間交付金のうち耕作又は維持管理が行われなかったなどしている農用地分の中山間交付金について、事業主体に対して、集落協定等の認定が行われた年度に遡って返還の措置を講ずることとされている。

そして、要綱等によれば、市町村長は、交付金の返還が生じないよう事業主体を指導することとされている。

⑴、⑶及び⑷に記載の交付金事業の流れを示すと、図表２のとおりとなっている。

図表２　交付金事業の流れ

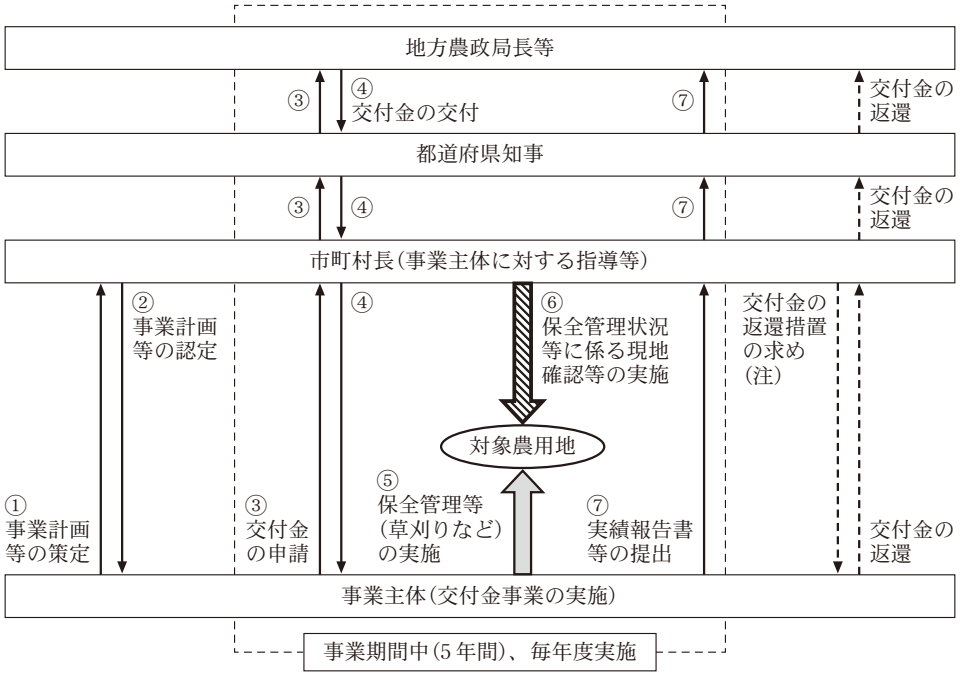

（注）　市町村長は、対象農用地が転用等により減少した場合等に、事業主体に対して、交付金の返還の措置を求める。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、有効性等の観点から、事業主体において事業期間中の活動が適切に行われ対象農用地の保全管理等が図られているか、市町村において対象農用地の保全管理状況等の確認が適切に実施されているかなどに着眼して、５年度に交付を受けた交付金の交付額が多いなどの1,942事業主体が、元年度から６年度までの間に実施した交付金事業（対象農用地計45億6549万余㎡(注３)、事業費計1005億2774万余円、交付金交付額計497億7368万余円）を対象として検査した（図表３参照）。

（注３）　令和５年度末に終了した交付金事業の対象農用地については５年度末時点の面積、その他の交付金事業の対象農用地については６年度末時点の面積を集計している。

図表３　検査の対象とした交付金事業の事業主体等　　（単位：万㎡、万円）

交付金事業	事業主体	対象農用地	年度	事業費	交付金交付額
多面交付金事業	1,159	39億9919	令和元～６	783億8200	391億3848
中山間交付金事業	789	5億6629	２～６	221億4574	106億3519
計	1,942 注(1)	45億6549		1005億2774	497億7368

注(1)　「事業主体」欄の計は多面交付金事業と中山間交付金事業の純計である。

注(2)　表中の数字は表示単位未満を切り捨てているため、集計しても計が一致しないものもある。

検査に当たっては、貴省本省、及び1,942事業主体に交付金を交付した17道県(注４)の440市町村のうち211市町村において、事業計画書、実施状況報告書、対象農用地の写真等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、440市町村から５、６両年度におけ

る対象農用地の保全管理状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注４）　17道県　　北海道、青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、山梨、愛知、兵庫、奈良、岡山、山口、高知、福岡、熊本、鹿児島各県

（検査の結果）

検査したところ、前記の1,942事業主体の対象農用地のうち、1,334事業主体（多面交付金事業の822事業主体及び中山間交付金事業の517事業主体の純計）の対象農用地計3億5615万余㎡は、事業計画等に田として記載されているのに、５年度又は６年度における実際の利用状況は畑となっているなどしており、事業計画等の地目と実際の利用状況とが異なっていた。そこで、これらの対象農用地の保全管理状況等及びその確認の実施状況を確認したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　対象農用地の保全管理状況等

ア　対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態

17道県の198市町村から多面交付金の交付を受けた372事業主体の対象農用地計821万余㎡は、宅地、駐車場等に転用されている、又は樹木が繁茂するなどして荒廃していて保全管理が適切に行われていない状況となっていた。

また、10県（注５）の33市町村から中山間交付金の交付を受けた52事業主体の対象農用地計22万余㎡は、耕作又は維持管理が行われていない状況となっていた。

このため、420事業主体（372事業主体及び52事業主体の純計）の事業費相当額計1億6190万余円に係る交付金相当額計8071万余円が過大に交付されていると認められた。

（注５）　10県　　青森、秋田、福島、栃木、埼玉、山梨、兵庫、岡山、福岡、熊本各県

イ　対象農用地が田の要件を満たしていない事態

17道県の200市町村から多面交付金の交付を受けた423事業主体及び15県（注６）の67市町村から中山間交付金の交付を受けた128事業主体の対象農用地であって、田の交付単価により交付金が交付されている対象農用地3300万余㎡（多面交付金事業3087万余㎡、中山間交付金事業213万余㎡）は、保全管理等が行われていたものの、５年度末又は６年度末時点において畦畔がなく、田の要件を満たしていなかった。

このため、多面交付金事業については、実際の利用状況に応じて畑、草地等の交付単価を用いて交付額が算定されておらず、また、中山間交付金事業については、中山間要領等に定める畑、草地等の要件も満たしていないなどしており、542事業主体（423事業主体及び128事業主体の純計）の事業費相当額計2億8321万余円に係る交付金相当額計１億4048万余円が過大に交付されていると認められた。

（注６）　15県　　青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、山梨、愛知、兵庫、奈良、岡山、山口、高知、福岡、熊本各県

⑵　保全管理状況等の確認の実施状況

ア　現地確認や確認野帳の作成が実施されていない事態

⑴アの事態が生じていた420事業主体に交付金を交付した207市町村において現地確認を実施しているか確認したところ、134市町村は現地確認を実施したとしていたが、15道県（注７）の73市町村は、現地確認を実施する必要があることを認識しておらず、又は事

務負担等を理由に現地確認を実施していなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

熊本県菊池郡菊陽町内の農業者等から構成される菊陽町農水広域協定は、令和元年度から6年度までの間に、菊陽町から多面交付金の交付を受けて、対象農用地1150万余㎡（事業費計4億0138万余円、多面交付金交付額計2億0069万余円）において多面交付金事業を実施している。

しかし、菊陽町は、多面要綱等を確認せず、業務で使用している引継書に現地確認の実施について記載がなかったことにより、現地確認を実施する必要性を認識しておらず、対象農用地の全てについて、多面交付金事業の実施期間中に現地確認等を実施していなかった。

そこで、対象農用地の保全管理状況を確認したところ、対象農用地1150万余㎡のうち61万余㎡は、宅地、駐車場等に転用されていた。このため、多面交付金事業の事業費相当額計592万余円に係る交付金相当額計296万余円が過大に交付されていた。

また、現地確認を実施したとしていた134市町村において、現地確認に当たり確認野帳を作成しているか確認したところ、8県(注8)の17市町村は確認野帳を作成しておらず、適切に現地確認を実施するために必要な対象農用地の所在、地目等の情報を確認しないまま現地確認を実施していて、保全管理状況等を十分に確認したとは認められない状況となっていた。

前記のとおり、現地確認を実施していなかった市町村の中には、事務負担等を理由に現地確認を実施していなかった市町村が見受けられた。一方、全ての対象農用地について現地確認を実施していて、(1)アの事態が生じていない市町村の中には、要綱等で例示されている現地見回り、写真又は衛星画像の方法以外に、貴省から補助金等の交付を受けて実施する他の補助事業における農用地の現地確認（以下「他事業の現地確認」という。）の結果、又はeMAFF農地ナビ(注9)を活用するなどして効率的に現地確認を実施している市町村が見受けられた。

上記について、要綱等で例示されている方法以外に、他事業の現地確認の結果を活用する方法により効率的に現地確認を実施している参考事例を示すと、次のとおりである。

＜**参考事例**＞

鹿児島県指宿市は、令和4年度から6年度までの間に、多面交付金事業を実施した指宿市広域協定の対象農用地計2027万余㎡（事業費計2億6105万余円、多面交付金交付額計1億3052万余円）の全てについて、現地確認を毎年度実施していた。

そして、同市は、要綱等で例示されている方法以外に、関係部署から水田活用の直接支払交付金(注)に係る事業における農用地の現地確認の結果の提供を受けて活用することにより効率的に現地確認を実施していた。

（注） 水田活用の直接支払交付金　　米の安定供給のほか、水田の持つ多面的機能の維持強化等に資するよう、水田を最大限に有効活用するために、水田において麦、大豆等の戦略作物等を生産する農業者に対して交付される交付金。同交付金に係る事業においては、農用地の現地確認を行うこととなっている。

（注７）　15道県　　北海道、青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、愛知、兵庫、奈良、岡山、高知、福岡、熊本、鹿児島各県

（注８）　８県　　青森、秋田、福島、栃木、福井、愛知、兵庫、鹿児島各県

（注９）　eMAFF農地ナビ　　市町村の農業委員会等が整備する農地情報に位置情報等を付与し、衛星画像等と重ねて公開している貴省のウェブサイト

イ　田の要件である畦畔等の有無を確認していない事態

要綱等において、田はたん水するための畦畔等を有している土地とされているにもかかわらず、(1)イの事態が542事業主体において生じていた。そこで、当該事態が生じていた事業主体に交付金を交付した217市町村において、現地確認の際に、田の要件である畦畔等の有無を確認しているかみたところ、152市町村はこれを確認していなかった。また、要綱等において、田の要件である畦畔等の有無を確認することやその確認方法について明確に示されていなかった。

（是正及び是正改善を必要とする事態）

交付金事業について、対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態並びに現地確認や確認野帳の作成が実施されていない事態及び田の要件である畦畔等の有無を確認していない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業主体において対象農用地の保全管理等を適切に行うことについての認識が欠けていること、市町村において現地確認を実施することや、現地確認に当たり確認野帳を作成することについての認識が欠けていることなどにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

ア　市町村に対して、事業主体において対象農用地の保全管理等を適切に行う必要性についての認識が欠けているのに、事業主体を指導することの必要性についての周知が十分でないこと、また、現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性についての周知が十分でないこと

イ　要綱等において、現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法について明確に示していないこと

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るなどのために、毎年度、多額の交付金を交付しており、交付金事業を引き続き実施していくこととしている。

ついては、貴省において、交付金事業が適切に実施されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア　対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態が生じていた420事業主体、及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態が生じていた542事業主体に交付金を交付した市町村に対して、17道県を通じて、過大に交付された交付金の返還手続を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう事業主体を指導すること、及び現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性について周知徹底するこ

と。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどして効率的に現地確認を実施する方法を周知すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ　現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法について要綱等に明記すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

漁獲報告システムについて、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるようにするためにシステムの利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めるなどして構築するとともに、デジタル化推進協議会等に対して、漁獲情報を送信するために必要な指導等を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)水産庁 (項)水産資源回復対策費
部局等	水産庁
<委託事業>	
契約名	令和 3 年度スマート水産業推進事業のうち漁獲情報デジタル化推進委託事業(漁獲報告システム構築部分(近海かつおまぐろ漁業のデータ収集ツール開発部分は除く))
契約の概要	漁協等を経由して提供される水揚げ情報や漁業者から提供される操業情報といった漁獲情報を電子的かつ一元的に収集・蓄積する漁獲報告システムの構築を委託するもの
契約の相手方	漁獲報告システム構築事業共同実施機関 (代表機関　一般社団法人漁業情報サービスセンター)
委託事業に係る支払額	1 億 6725 万余円(令和 3 年度)
漁獲報告システムを構成するデータベースのうち運用されていないマスター DB 等の開発に要した費用(1)	3481 万円(令和 3 年度)
マスター DB 等と連携させるための水揚げ情報 DB 等の機能改修等に要した費用(2)	4114 万円(背景金額)(令和 3 年度)
<補助事業>	
補助の根拠	予算補助
補助事業者	一般社団法人漁業情報サービスセンター
間接補助事業者(事業主体)	37 デジタル化推進協議会
補助事業	漁獲情報デジタル化推進事業

補助事業の概要	漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを迅速かつ正確に収集するために行う都道府県、漁協等の情報システムの改修等について支援するもの	
補助事業のうち検査の対象とした事業主体数及び事業費	35事業主体	11億4798万余円（令和3年度～5年度）
上記のうち水揚げ情報DB等に漁獲情報を全く送信していなかった事業主体数及び送信システムの改修等に係る事業費	3事業主体	7050万円（令和4年度）
上記の事業費に係る助成金交付額		7050万円
上記に係る国庫補助金相当額(3)		7050万円
(1)及び(3)の計		1億0531万円

1　漁獲報告システムの構築に係る事業等の概要

(1)　漁獲報告システムの概要

農林水産省は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）を定めており、基本方針では、水産資源の持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるために、水産資源の保存及び管理（以下「資源管理」という。）を適切に行う必要があるとされている。

基本方針に基づき、水産庁は、令和3年度以降、漁業協同組合（以下「漁協」という。）等を経由して提供される漁獲量等の水揚げ情報や漁業者から提供される操業日数等の操業情報といった漁獲状況に関する情報（以下「漁獲情報」という。）を電子的かつ一元的に収集・蓄積する漁獲報告システムの構築を進めている。水産庁は、同庁が6年3月に策定するなどした、6年度から12年度までの間の資源管理の推進に係る当面の目標と具体的な工程を示した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、漁獲報告システム及びこれと連携する漁船情報管理サブシステムの開発等を進め、12年度までに全ての沿海の都道府県がこれらのシステムを利用して、漁獲報告システムを本格的に運用することとしている。

(2)　漁獲報告システムの構築に係る委託事業の概要

水産庁は、3年度に、漁獲報告システムの構築を、一般社団法人漁業情報サービスセンター（以下「JAFIC」という。）が代表機関となる「漁獲報告システム構築事業共同実施機関」に委託して実施し、1億6725万余円を支払っている（以下、この委託による事業を「3年度委託事業」という。）。

3年度委託事業に係る契約の仕様書等によれば、漁獲報告システムは、水揚げ情報データベース、操業情報データベース、マスターデータベース及び漁獲報告データベース(以下、水揚げ情報データベース、操業情報データベース、マスターデータベース及び漁獲報告データベースをそれぞれ「水揚げ情報DB」「操業情報DB」「マスターDB」「漁獲報告DB」という。)で構成されている(図表1参照)。

図表1　漁獲報告システムを構成する各データベースの主な機能等

データベース名	各データベースの主な機能	開発等に要した費用
水揚げ情報DB (a)	・漁協等が水揚げ情報を管理するために運用している販売システムを利用して、漁業者IDが付与された水揚げ情報を漁協等から直接又は都道府県を経由して収集・蓄積する機能	2750万円 (マスターDB及び漁獲報告DBと連携させるための機能改修等に要した費用) (注)
操業情報DB (b)	・都道府県が操業情報や水揚げ情報の収集等のために開発した操業情報収集アプリケーションを利用して、漁業者IDが付与された操業情報や水揚げ情報を漁業者から直接収集・蓄積する機能	1364万円 (マスターDB及び漁獲報告DBと連携させるための機能改修等に要した費用) (注)
マスターDB (c)	・(a)の水揚げ情報DBの水揚げ情報又は(b)の操業情報DBの操業情報や水揚げ情報を、その報告者を特定して漁獲成績報告に代えるなどのために、都道府県が管理している漁船登録及び漁業許可に係る情報を整理して漁業者IDを採番する機能	3481万余円 (マスターDBの開発及び漁獲報告DBの知事許可漁業に係る分の開発に要した費用)
漁獲報告DB (d)	・(a)の水揚げ情報DB又は(b)の操業情報DBと(c)のマスターDBの漁業者ID、漁業種類コード等を照合し、漁獲情報を整理して漁獲成績報告に必要なデータを作成・蓄積する機能 ・知事許可漁業の漁獲情報を資源評価に利用するために変換・送信する機能	

(注)　図表中の各データベースのうち水揚げ情報DB及び操業情報DBについては、それぞれ令和2年度及び元年度に開発されたシステムに係る機能改修を行うものである。

各データベースのうちの水揚げ情報DB及び操業情報DB(以下「水揚げ情報DB等」という。)に収集・蓄積される漁獲情報には、マスターDBの機能により採番された漁業者ID(注1)が付与されることとなっている。そして、漁獲報告DBの機能により、漁業者ID等を照合して、水揚げ情報DB等に収集・蓄積された漁獲情報とマスターDBに登録された漁業者の情報を整理して漁獲成績報告(注2)及び資源評価(注3)に必要となるデータを作成し、漁獲報告DBに当該データを蓄積することとなっている。

(注1)　漁業者ID　　漁業者ごとに付与される固有の番号

(注2)　漁獲成績報告　　漁業法に基づき、知事許可漁業(漁業法に基づき都道府県知事の許可を受けて行うこととなっている中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等)を行う漁業者から都道府県知事に対して行われる資源管理の状況、漁業生産の実績等の報告

（注３）　資源評価　　水産資源の資源量の水準及びその動向に関する評価

⑶　漁獲報告システムの構築に係るデジタル化推進事業の概要

水産庁は、JAFIC を事業実施主体として、漁業者や漁協等の生産現場の事務負担を軽減しつつ、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを迅速かつ正確に収集するために行う都道府県、漁協等のシステムの改修等について支援する漁獲情報デジタル化推進事業（以下、当該事業を「デジタル化推進事業」という。）を、３年度から５年度までの間に、事業費計 12 億 1914 万余円（国庫補助金相当額計 12 億 1403 万余円）で実施している。

水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知）等によると、事業実施主体が支援するのは、都道府県、漁協等を構成員として設立されるデジタル化推進協議会（以下「協議会」という。）が策定するデジタル化推進計画に沿って行われる①協議会の構成員である漁協等による販売システムの改修又は導入、②都道府県による漁獲情報の収集のために管理している電子システムの改修、操業情報収集アプリケーションの開発・導入等（以下、①及び②の改修等の対象となった販売システム等を「送信システム」という。）とされている（漁獲報告システムと送信システムの全体像、システムにおける漁獲情報等の主な流れについては図表２参照）。水産庁は、これらに要する経費を対象として、事業実施主体に対して国庫補助金を交付し、事業実施主体は当該国庫補助金の交付を受けて協議会に対して助成金を交付し、協議会は当該助成金の交付を受けて都道府県及び漁協等に補助することなどとされている。また、水産庁は、デジタル化推進事業の実施について、事業実施主体等に対して必要な指導及び助言を行うこととされている。

図表２　漁獲報告システムと送信システムの全体像、システムにおける漁獲情報等の主な流れ

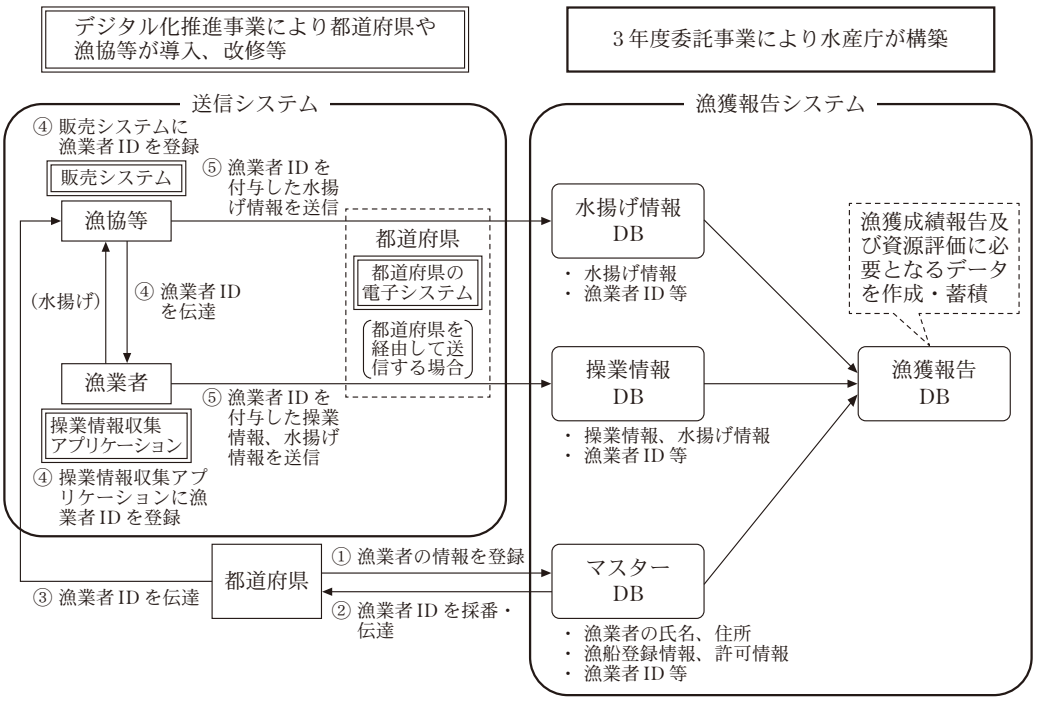

⑷　漁獲報告システムと連携する漁船情報管理サブシステムの概要

水産庁は、４年度以降、漁獲報告システムをスマート水産業情報システム(注４)のサブシステ

ムに位置付けてその他のシステムと一体的に管理することとしている。水産庁は、その一環として、6年度に、スマート水産業情報システムの各種サブシステムの改修等を行うための業務を、JAFICが代表機関となる「スマート水産業情報システム構築推進事業共同実施機関」に請け負わせて実施し、1億2353万円を支払っている。

改修等の対象となるサブシステムのうち「漁船情報管理サブシステム」について、当該請負契約の仕様書によれば、漁獲報告システムと連携するために、漁船登録等に係る情報の管理を行う既存のシステムを改修するなどして開発するとされている（上記の支払額1億2353万円のうち漁船情報管理サブシステムの開発に要した費用8941万余円）。

（注4） スマート水産業情報システム　水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるために、漁獲情報等のデータの収集、分析及び提供を行うもので、漁獲報告システム、漁船情報管理サブシステム等で構成されるシステム

(5) 標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理要領

水産庁は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成26年12月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。）にのっとり、漁獲報告システム等の開発等を行うこととしている。

標準ガイドラインによれば、プロジェクトを計画的に遂行するために、プロジェクトの実行に先立ち、プロジェクト管理要領等を作成するものとされている。プロジェクト管理要領には、コミュニケーション管理等について記載するものとされ、ステークホルダーとの情報共有方法や合意形成方法等として、合意形成手順等の具体的内容について記載することとされている。

水産庁は、標準ガイドラインに基づき、スマート水産業情報システムとして一体的に管理することとなった漁獲報告システム、漁船情報管理サブシステム等に係るプロジェクトを計画的に遂行するために、5年4月にプロジェクト管理要領を作成している。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、有効性等の観点から、漁獲報告システムに係る各情報システムは本格的な運用に向けて適切に開発されているか、収集された漁獲情報が水揚げ情報DB等に適切に送信されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3年度委託事業による漁獲報告システムの構築に係る支払額1億6725万余円及び6年度の漁船情報管理サブシステムの開発に係る支払額8941万余円並びにデジタル化推進事業としてJAFICが3年度から5年度までの間に支援した35協議会(注5)の送信システムの改修等に係る事業費計11億4798万余円（うち助成金交付額計11億4287万余円、国庫補助金相当額同額）を対象とした。そして、漁獲報告システム及び漁船情報管理サブシステムについては、水産庁及びJAFICにおいて漁獲報告システムの運用状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、デジタル化推進事業については、水産庁、JAFIC等において漁獲情報の送信状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の35協議会から、漁獲情報の送信状況等に関する調書等の提出を受けて、その内

容を確認するなどの方法により検査した。

（注５）　35協議会　　北海道デジタル化推進協議会、大阪府漁獲情報デジタル化推進協議会、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、福井、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県漁獲情報デジタル化推進協議会、神奈川、新潟、山口各県デジタル化推進協議会、福岡県水産業デジタル化推進協議会、沖縄水産デジタル化協議会

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積できない状況となっており、利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めないまま漁獲報告システムの構築を進めていた事態

漁獲報告システムを構成する各データベースのうち、水揚げ情報DB等については、いずれも４年４月に運用が開始されていた。一方、マスターDBについては、８年４月末時点においても運用の開始に至っていなかった。このため、同時点において、漁獲報告DBに、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積できていなかった。

そこで、漁獲報告システムの開発等に係る経緯を確認したところ、水産庁は、漁獲報告システムをスマート水産業情報システムのサブシステムに位置付けてその他のシステムと一体的に管理を行うこととした４年度より前の時点、すなわち、３年度委託事業に係る契約の仕様書の作成当時、標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理要領等を作成しておらず、漁獲報告システムの利用者である都道府県等の意向確認を適切に行うための合意形成手順を定めていなかった。このことなどのため、漁獲報告システムの構築に当たり、事前に都道府県に対して同システムに関する認識の共有を図るために必要な説明を行っておらず、利用上の支障の有無を十分に確認するなどの過程を経ていなかった。

この結果、３年５月から６月上旬までの間に一部の都道府県から、都道府県の方針に沿った情報セキュリティ対策等が必ずしも十分に講じられていないとして、特に漁業者の個人情報を登録することになるマスターDBを利用することについては検討を要するなどの意見が出されていた。水産庁は、当該意見を踏まえて、同年６月下旬にマスターDBの運用の開始を見合わせることを決定しており、漁業者の情報と水揚げ情報DB等に収集・蓄積された漁獲情報を漁業者ID等により照合するなどして漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを作成することができず、漁獲報告DBに当該データが蓄積できない状況となっていた（マスターDBの開発及び漁獲報告DBの知事許可漁業に係る分の開発に要した費用計3481万余円、マスターDB及び漁獲報告DBと連携させるための水揚げ情報DB等の機能改修等に要した費用計4114万円。図表３参照）。

図表３　３年度委託事業で構築した漁獲報告システムの運用状況等（令和８年４月末時点）

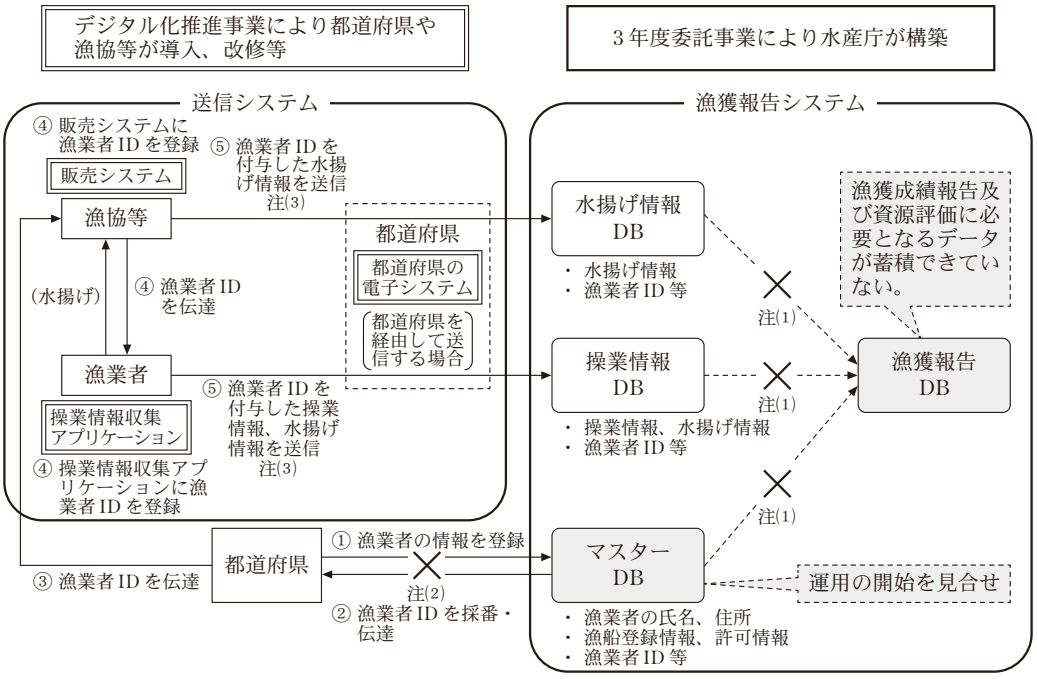

注(1)　マスターDBが運用されておらず、漁業者の情報が登録されていないことから、当該情報と水揚げ情報DB等に収集・蓄積された漁獲情報を漁業者ID等により照合するなどして漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを作成することができないため、漁獲報告DBに当該データが蓄積できない状況となっている。

注(2)　マスターDBが運用されておらず、漁業者の情報が登録されていない状況となっている。

注(3)　⑤の水揚げ情報等の送信状況については、後掲(2)の「水揚げ情報DB等に漁獲情報を送信していない協議会、漁協等に対して必要な指導等を十分に行っていなかった事態」として記述している。

その後、水産庁は、マスターDBが備えることとしていた漁船登録及び漁業許可に係る情報を整理して漁業者IDを採番する機能について、情報セキュリティを強化するなどの対策を講じた上で漁船情報管理サブシステムに統合して、漁獲報告DBに漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータの蓄積を図ることとしており、７年度に５道県がこれを利用している。

水産庁は、漁獲報告システム及び漁船情報管理サブシステムを含むスマート水産業情報システムについて、前記のとおりプロジェクト管理要領を５年４月に作成していたものの、標準ガイドラインで記載することとされている、都道府県を含むシステム利用者等のステークホルダーの意向確認を適切に行うための合意形成手順はなお定めていなかった。

上記について、都道府県の意見を踏まえてマスターDBの運用の開始を見合わせることとなった経緯に鑑みると、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるように漁獲報告システム等の開発を進めていく上では、標準ガイドラインに基づき、都道府県を含むシステム利用者等の意向確認をプロジェクトの実行に先立ち適切に行うための合意形成手順を定めておく必要があったのに、水産庁において、当該手順を定めないまま漁獲報告システムの構築を進めたことは適切ではなかったと認められた。

⑵　水揚げ情報DB等に漁獲情報を送信していない協議会、漁協等に対して必要な指導等を十分に行っていなかった事態

水産庁等は、水揚げ情報DB等に蓄積された漁獲情報について、漁業の実態や資源の状況の把握に努める際の参考情報として使用するなどしており、今後も資源評価のために活用していくこととしている。

そこで、3年度から5年度までの間にデジタル化推進事業により改修するなどされた送信システムについて、8年4月末時点における水揚げ情報DB等への漁獲情報の送信状況をみたところ、35協議会663漁協等のうち3協議会(注6)38漁協等において、送信する漁獲情報に係るデータの整理や送信システムの運用に係る関係者間の費用負担等についての検討が十分でないなどしていて、水揚げ情報DB等に漁獲情報を全く送信していなかった事態が見受けられた(3協議会38漁協等に係る送信システムの改修等に係る事業費計7050万余円、助成金交付額及び国庫補助金相当額同額)。

(注6)　3協議会　　福島県漁獲情報デジタル化推進協議会、神奈川県デジタル化推進協議会、沖縄水産デジタル化協議会

上記の事態について、3協議会38漁協等に対する水産庁の指導等の状況をみたところ、水産庁は、6年8月及び同年12月に、水揚げ情報DB等への漁獲情報の送信を行うことを求める事務連絡を発出するなどしていた。しかし、事務連絡を発出するに当たって、漁協等が漁獲情報を送信していなかった理由を詳細に把握しておらず、必要な指導等を十分に行っていなかった。

このように、水産庁において、漁獲報告システムについて、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積できない状況となっており、利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めないまま構築を進めていた事態、水揚げ情報DB等に漁獲情報を送信していない協議会、漁協等に対して必要な指導等を十分に行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア　水産庁において、漁獲報告システムの構築に当たり、標準ガイドラインにのっとって、都道府県に対してシステムの利用上の支障の有無を事前に十分確認するなどの合意形成手順を定めることの必要性についての理解が十分でなかったこと

イ　水揚げ情報DB等に漁獲情報を送信していなかった3協議会38漁協等において、漁獲情報を送信するに当たってのデータの整理等についての検討が十分でなかったことなどにもよるが、水産庁において、これらの協議会等に対して、送信していなかった理由を詳細に把握していなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、水産庁は、今後、漁獲報告システム等の開発が適切に行われ漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるよう、また、漁獲情報が適切に送信されるよう、次のような処置を講じた。

ア　8年6月にプロジェクト管理要領を改訂して、漁獲報告システムの構築に当たり、標準ガイドラインにのっとり、システムの利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めるとともに、プロジェクト関係者と共有して、これに沿って合

意形成を進めることとした。

さらに、同年７月に、上記の処置により合意形成手順を定めた趣旨を踏まえて、漁船情報管理サブシステムについて、今後利用することとなる都道府県に対して利用上の支障の有無を確認し、今後の運営方針として、一部の都道府県から示された事務処理上の懸念を払拭する方向で検討を進めることを決定するなどした。

イ　８年６月及び７月に、同年４月末時点で水揚げ情報DB等に漁獲情報を送信していなかった３協議会38漁協等に対して個別に協議を行い、送信していなかった理由を詳細に把握した上で、データの整理、送信等を計画的に実施する方策を示すなどの必要な指導等を行った。

令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について

〔令和５年度決算検査報告297ページ参照
令和６年度決算検査報告269ページ参照〕

１　本院が要求した改善の処置

農林水産省は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対して、出資金及び交付金（以下「出資金等」という。）を交付している。そして、信用基金は、出資金等を財源として、各都道府県に所在する農業信用基金協会（以下「協会」という。）に対して長期の資金を貸し付けている（以下、当該資金を「本件貸付金」といい、本件貸付金の貸付けを「本件貸付け」という。）。協会は、農業者等が農業近代化資金等を融資機関から借り入れるに当たり、その債務等を保証している。同省は、本件貸付金を原資として代位弁済（被保証者が債務不履行に陥った場合に、協会が当該被保証者に代わって債務の弁済を行うことをいう。以下同じ。）が行われることで、協会において新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。また、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）によれば、独立行政法人は、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされており、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。そして、本院は、本件貸付金及び国の出資金等が適切な規模のものとなるよう、農林水産大臣に対して、平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した（以下、この要求を「24年処置要求」という。）。

しかし、その後の状況について検査したところ、本件貸付金について、24年処置要求時の状況と比較しても、本件貸付けを行う必要性は低下してきているにもかかわらず、同省において、24年処置要求を受けて本件貸付金の規模を見直した後、その規模が引き続き見直されることなく、必要額を上回る貸付けが信用基金において行われている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和6年9月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　本件貸付金が有効に使用されるように各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること

イ　アの結果、必要がないと認められる本件貸付金のうち、仮に更なる支援の必要が認められる協会がある場合に当該協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、これに相当する国の出資金等を通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとすること

ウ　ア及びイの本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　本件貸付金の規模の見直しを行い、本件貸付けが各協会に真に必要な額となるようにした。

イ　アの結果に基づき、7年1月に、信用基金に対して通知を発して、必要がないと認められる本件貸付金に相当する出資金218億7376万円を信用基金から国庫に納付させることとした。これを受けて、信用基金は、7、8両年度に出資金をそれぞれ109億3688万円ずつ国庫に納付することとする中期計画の変更について、7年3月に農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき、出資金を国庫に納付することとした。

ウ　8年6月に、本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどに係る要領を定めて、信用基金に対してこれを通知して、毎年度、各協会の代位弁済の見込み、財務状況等を踏まえて本件貸付金の規模を見直すこと、また、信用基金の中期計画の期間ごとに、直前の中期計画の期間に行った本件貸付金の規模の見直しの結果に基づいて、国の出資金等の規模を見直すことなどを実施する体制を整備した。

令和6年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

水田活用の直接支払交付金事業において2年連続で多年生牧草を播種（はしゅ）する場合の妥当性の確認について

（令和6年度決算検査報告250ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

農林水産省は、経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、水田活用の直接支払交付金（以下「水活交付金」という。）事業を実施している。水活交付金は、水田において、麦、大豆、飼料作物等の戦略作物等の対象作物を生産する農業者（以下「交付対象農業者」という。）に対して国が直接交付するものである。実施要綱によれば、交付対象農業者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）等を地域農業再生協議会（以下「協議会」という。）に提出することとされている。そして、協議会は、飼料作物のうち牧草に対する助成については、播種が行われたことなどを確認するために、交付対象

農業者から提出された播種記録等を確認した上で、地方農政局等に提出することとされている。飼料作物である牧草について、同省は、一般的に、生育期間がおおむね１年のものは単年生牧草、複数年に及ぶものは多年生牧草と区分されるとしている。このうち多年生牧草は、一度播種すれば５年から10年、長い場合には10年以上にわたって収穫できるものであり、適切な生産を行うことによって２年目以降も一定程度の収量が得られるとしている。また、実施要綱によれば、牧草の交付単価は、当年産において播種から収穫までを行うものに係る単価35,000円/10a（以下「播種有り単価」という。）と、播種を行わずに収穫を行うものに係る単価10,000円/10aとに区分されている。これを踏まえて、同省は、同一ほ場に対して２年連続で多年生牧草を播種する際に播種有り単価を適用する場合には、自然災害等の交付対象農業者にとって不可抗力の要因による収量低下等の合理的な理由があること（以下「播種の妥当性」という。）について、協議会において交付申請書を確認する際等に確認すべきものとしている。

しかし、２農政局等において、実施要綱等に播種の妥当性の確認について明記されていないことなどから、協議会から相談がない場合には、播種の妥当性の確認に係る指導等は実施しておらず、協議会において、播種の妥当性の確認を全く行うことなく播種有り単価を適用している事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和７年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　同一ほ場に対して２年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、協議会において交付申請書を確認する際等に播種の妥当性を確認することを実施要綱に明記すること。また、播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を実施要綱等において定めること

イ　アを踏まえて、播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を協議会に対して検討して定めるよう指導するとともに、その具体的な方法等の整備状況を確認し、その結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行うこととすること

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　８年４月に実施要綱を改正して、同一ほ場に対して２年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、協議会において当該交付対象農業者に対して提出を求める資料によって播種の妥当性を確認することを明記した。また、同月に「令和８年産水田活用の直接支払交付金予算に係るQ&A」において、自然災害又は生育不良により収量が低下することが想定される場合等にはその状況を確認できる証明書、写真等の提出を求めるなど、播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を記載した。そして、地方農政局等を通じて通知を発出するなどして協議会に対してこれらを周知した。

イ　８年４月までに、同省が開催した会議等において、協議会に対して播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を検討して定めるよう指導した。また、同月までに、地方農政局等において上記の具体的な方法等の整備状況を確認し、その結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行うこととした。

第10 経 済 産 業 省

不 当 事 項

補 助 金

**(125)
(126) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの**

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 東日本大震災復興特別会計 (組織)経済産業本省 (項)経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	県1、会社等1、計2補助事業者
間接補助事業者(事業主体)	2会社
補助事業等	需要家主導太陽光発電導入促進事業費、地域経済産業活性化対策費補助金等
事業費の合計	1,797,153,693円
補助対象事業費の合計	1,796,414,693円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	899,273,045円
不当と認める補助対象事業費の合計	9,875,359円
上記に対する不当と認める国庫補助金相当額の合計	5,437,649円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、4県、15市町村及び217会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、２会社が事業主体となって、需要家主導太陽光発電導入促進事業費、地域経済産業活性化対策費補助金等を受けて実施した事業に係る国庫補助金5,437,649円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴　補助対象事業費を過大に精算していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円

⑵　補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（１）　補助対象事業費を過大に精算していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円

需要家主導太陽光発電導入促進事業費等の交付を受けて実施した事業において、補助対象事業費を過大に精算していたもの　（１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円）

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(125)	資源エネルギー庁	一般社団法人太陽光発電協会（東京都港区）	日本BSL株式会社（千葉県八千代市）〈事業主体〉	需要家主導太陽光発電導入促進事業費等	5、6	1,790,020 (1,790,020)	895,010	6,875	3,437

この補助金は、「需要家主導太陽光発電導入促進事業費交付要綱」(20211129財資第１号)等に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人太陽光発電協会(以下「協会」という。)に対して交付するものである。補助金の交付を受けた協会は、再生可能エネルギー電気を活用する需要家の電気の需要を満たすための太陽光発電設備等を導入する事業(以下「支援事業」という。)を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)に対して、これに要する経費の一部を補助している(以下、協会が間接補助事業者に対して交付する補助金を「協会補助金」という。)。

協会が定めた交付規程によれば、協会は、支援事業の実施に必要な経費のうち協会補助金の交付の対象として協会が認める経費(以下「補助対象事業費」という。)について、予算の範囲内で協会補助金を交付することとされている。補助対象事業費は、設備購入費、接続費等に区分され、このうち、接続費は、一般送配電事業者の有する電力系統への連系(以下、これに係る工事を「系統連系工事」という。)に必要な系統設備等に対する工事費負担金とされている。そして、協会は、間接補助事業者から補助対象事業費の実績額等を記載した実績報告書の提出を受けて審査等を行い、協会補助金の額を確定することとされている。

また、経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定めて補助事業者及び間接補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアルによれば、補助金の経理処理について、補助事業の実施者が実際に事業に要した経費を支払うこととされている。

電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき一般送配電事業者が定めた託送供給等約款によると、系統連系工事に係る費用については、発電契約者(注)が工事費負担金として負担すること、一般送配電事業者は、発電契約者から工事費負担金を受領した後に系統連系工事に着手すること、一般送配電事業者

は、系統連系工事の完了後に工事費負担金を精算することなどとなっている。支援事業において、精算により確定した工事費負担金の額が、系統連系工事の着手前に間接補助事業者である発電契約者が支払った工事費負担金の額を下回った場合には、その差額が間接補助事業者に払い戻されることになることから、払い戻される工事費負担金の額について、間接補助事業者は負担していないことになる。

（注）　発電契約者　　託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結し、発電した電気を一般送配電事業者の送配電設備を介して供給する者

間接補助事業者である事業主体は、令和6年3月及び7年3月に、支援事業が完了したとして、一般送配電事業者に支払った工事費負担金計41,485,490円を含めた補助対象事業費の実績額を計1,790,020,093円とする実績報告書を協会に提出し、協会補助金計895,010,045円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、支援事業完了前に一般送配電事業者から工事費負担金の払戻しに係る通知を受けていて、工事費負担金が払い戻されることになるにもかかわらず、実際には負担していない工事費負担金計6,875,359円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、事業主体が実際には負担していない工事費負担金を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計1,783,144,734円となることから、前記の補助対象事業費1,790,020,093円との差額6,875,359円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計3,437,681円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において工事費負担金の払戻しがある場合に、これを補助対象事業費から控除することに対する理解が十分でなかったこと、協会において補助金の額の確定時における審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（2）　補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

1件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円

地域経済産業活性化対策費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備を無断で譲渡していたもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円）

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(126)	経済産業本省	福島県	株式会社眞永（東京都足立区）〈事業主体〉	地域経済産業活性化対策費補助金	2	7,133 (6,394)	4,263	3,000	1,999

この補助金は、原子力災害の被災地域における働く場等のまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者によるなりわいの再建等を後押しすることを目的として、地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害被災地域における創業等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業））交付要綱（20161024財福第3号）に基づき、福島県（以下「県」という。）に対して交付するものである。補助金の交付を受けた県は、原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村(注)内において創業等を行う民間団体等に対して、事業に要する経費の一部を補助している。

（注）　12市町村　　田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村

上記の交付要綱に基づき県が定めた要綱等によれば、補助事業を実施する民間団体等が補助事業により取得するなどした財産のうち、取得価格等が50万円以上の機械、器具、備品等は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡等してはならない財産(以下「処分制限財産」という。)とされている。そして、民間団体等は、知事が定めた処分制限期間内に処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととされている。また、県は、民間団体等が処分制限期間内に有償で譲渡を行う場合には、処分制限財産に係る国庫補助金の額を上限として、譲渡額に補助率を乗ずるなどして得た額の納付を受け、同額を国庫納付する取扱いとしている。

事業主体は、富岡町に所在する営業所において帰還困難区域における住宅等の解体及び除染に係る業務を行うために、中古の4トンアームロール車等を取得する事業を事業費7,133,600円(補助対象事業費6,394,600円)で実施したとする実績報告書を令和3年2月に県に提出して、これにより国庫補助金4,263,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記業務の受注がなくなったとして4年6月に上記の営業所を廃止しており、これに伴い、取得した処分制限財産のうち2年11月に取得した4トンアームロール車について、4年10月までの2年の処分制限期間内であったにもかかわらず、同年6月に、知事の承認を受けることなく、有償で他の業者へ譲渡(譲渡額3,000,000円)していた。

したがって、事業主体が知事の承認を受けずに無断で譲渡していた4トンアームロール車の譲渡額3,000,000円に係る国庫補助金相当額1,999,968円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの

(令和8年10月23日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文は、438ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

(2) レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

(令和8年10月21日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに適宜の処置を要求し及び意見を表示したものの全文は、447ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

（3）　ファンド融資事業により造成されたファンドについて、規模の見直しに向けた具体的な協議を行うよう改善の処置を要求し、及び数値化された適切な見直し基準を示すことなどにより都道府県において適時適切に規模が見直されるような制度設計とするとともに、同事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの

（令和8年10月27日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文は、466ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記）

令和6年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1）　中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について

（令和6年度決算検査報告280、471ページ参照）

（477ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記）

（2）　一般社団法人全国信用保証協会連合会の東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金の保有規模について

（令和6年度決算検査報告281ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

中小企業庁は、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱（以下「経安要綱」という。）に基づき、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）に対して経営安定関連保証等対策費補助金を交付して、連合会は、同補助金を基に経営安定関連保証等特別基金（以下「経安基金」という。）を造成している。各都道府県等に設立された信用保証協会（以下「協会」という。）は、中小企業者等が金融機関から受ける融資について債務の保証（以下「信用保証」という。）を行い、債務不履行に陥った中小企業者等に代わって金融機関に債務の弁済（以下「代位弁済」という。）を行っている。連合会は、協会が代位弁済した額の一部を協会に対して損失補償金として支払う場合に、経安基金を取り崩して出えんしている。中小企業庁は、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者等に係る経営の安定に必要な資金について特別の助成に関する措置を講ずるために、平成23年5月に、東日本大震災復興緊急保証制度（以下「震災緊急保証制度」といい、震災緊急保証制度の対象となる信用保証を「震災緊急保証」という。）を創設した。そして、震災緊急保証に係る代位弁済については、協会が金融機関に支払った代位弁済額の6％を上限として、連合会は経安基金を取り崩して、協会に対して損失補償金を出えんしている（以下、経安基金のうち震災緊急保証制度に係る出えんに充てるために造成された分を「経安基金（震災緊急保証分）」という。）。経済産業省は、令和2年2月に、連合会に対して、経安基金（震災緊急保証分）の保有規模の見直しを指示して、同年3月に、連合会から経安基金（震災緊急保証分）に係る使用見込みのない額を国庫納付させている。

しかし、経安基金（震災緊急保証分）の保有規模について、岩手県、宮城県、福島県各協会

以外の協会において保証承諾が極めて低調な状況が続いているにもかかわらず、２年３月の国庫納付以降、見直しが行われておらず、使用見込みが極めて低い資金が有効に活用されないままとなっている事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣に対して７年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　連合会に対して、保証承諾の状況等に応じて損失補償見込額を算定するなどして使用見込みを十分に精査して、経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを指示するとともに、連合会における見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること

イ　経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、連合会における見直しの結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととすること

2　当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　７年12月に、経安要綱に基づき連合会に対して通知を発して、経安基金(震災緊急保証分)について、使用見込みを十分に精査して、適切な保有規模となるよう見直しを指示した。そして、連合会から報告された見直しの結果を踏まえ、８年１月に、必要となる損失補償見込額を超えて保有していると認められた額203億6589万円を連合会から国庫へ納付させた。

イ　中小企業庁において、７年12月に、連合会に対して、毎年度、経安基金(震災緊急保証分)等の経安基金の区分ごとに、必要となる損失補償見込額の精査等の見直しを行うよう指示し、連合会から報告される当該見直しの結果を踏まえて、経安基金の区分ごとに保有規模の点検・検証等を行うこととした。

(3)　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて

(令和６年度決算検査報告290、448ページ参照)

(417ページの国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項に掲記)

第11　国土交通省

不当事項

工事

(127) 設置した非常用発電設備が特記仕様書等に示された内容を満たしておらず、地震時及び暴風時に転倒するなどしてその機能が発揮できないおそれのある状態となっていたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省 (項)河川整備事業費 (項)道路交通安全対策事業費
部局等	北陸地方整備局羽越河川国道事務所
工事名	R 5 羽越管内 CCTV 更新設置工事
工事の概要	CCTV カメラ設備及び非常用発電設備の設置等を行うもの
工事費	141,889,000 円(令和 5 年度)
請負人	株式会社ほくつう
契約	令和 5 年 8 月 9 日　総合評価落札方式
しゅん功検査	令和 6 年 3 月 29 日
支払	令和 6 年 4 月 12 日
不適切な設計となっていた非常用発電設備の設置に係る工事費相当額	10,306,563 円

1　工事の概要

北陸地方整備局羽越河川国道事務所(以下「事務所」という。)は、事務所管内の一般国道 7 号等において、道路巡回、状況把握等の道路管理の高度化・効率化等を目的として、令和 5 年度に、「R 5 羽越管内 CCTV 更新設置工事」を工事費 141,889,000 円で株式会社ほくつう(以下「請負人」という。)に請け負わせて実施している。

本件工事は、CCTV カメラ(注 1)を支柱に設置した設備等 11 基を設置するほか、一般国道 7 号等の藤沢地区、今宿地区及び大津地区の 3 か所において、常用電源が停電した場合に CCTV カメラ等に電力を供給する非常用発電設備を 1 基ずつ計 3 基設置するなどするものである。

(注 1)　CCTV カメラ　　地方整備局等管内の回線内において、画像情報等を共有するためのカメラ。CCTV は Closed Circuit Tele Vision(閉回路テレビ)の略

本件工事に係る特記仕様書によれば、設備等の据付けは、転倒等を防止できるよう十分に耐震に配慮し行うこととされており、非常用発電設備の据付けに係る設計については「電気通信施設設計要領(電気編)」(令和 3 年 3 月国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室制定)、「電気通信設備据付標準図集」(平成 31 年 4 月一般社団法人建設電気技術協会発行。以下「据付標準図集」という。)等に基づき実施することとされている。

据付標準図集には、屋外に設置する非常用発電設備等の基礎の安定計算の方法が示されて

いる。これによれば、地震時及び暴風時において基礎底面に作用する転倒モーメント(注２)等を算出し、転倒に対する安定については基礎底面の中央から基礎底面に作用する地震等による水平荷重及び自重等による鉛直荷重の合力の作用位置までの距離(以下「偏心量」という。)が、地盤の支持力については最大接地圧が、それぞれの許容値である許容偏心量及び許容支持力の範囲内であることなどを確認することとされている。

(注２) 転倒モーメント　　転倒させようとする力の大きさ

また、特記仕様書によれば、請負人は、工事の完成時に、完成図、設備の所要の安全度が確保されていることが示された強度検討資料等の書類を完成図書として事務所に提出することとされている。そして、事務所は、工事の完成時に、強度検討資料等の完成図書を受領して、その内容を検査し、適切であるとして検査調書を作成していた。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、非常用発電設備の据付けに係る設計が据付標準図集等に基づいて適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、強度検討資料等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

請負人は、本件非常用発電設備３基を、地盤に埋め込んだコンクリート基礎(長さ1.1m、幅0.7m、高さ0.55～0.6m)の上に発電装置、発電機盤等の設備本体(長さ0.9m、幅0.5m、高さ1.415m)を固定し一体化させることにより、据え付けることとしていた。そして、コンクリート基礎については、据付標準図集等に基づいて設計し、地盤面への根入れ長を0.25mとすれば、地震時及び暴風時における偏心量(0.055m)及び最大接地圧(30kN/㎡)がそれぞれ許容偏心量及び許容支持力の範囲に収まることから安全であるとしていた(参考図１参照)。

しかし、強度検討資料を確認したところ、非常用発電設備３基の基礎に係る安定計算において、考慮すべき荷重を誤っていたため基礎に作用する転倒モーメントを過小に算出するなどしていて、地震時及び暴風時における偏心量及び最大接地圧が適切に算出されていなかった。

そこで、据付標準図集に基づき、改めて非常用発電設備３基の基礎に係る安定計算を行ったところ、地震時及び暴風時における偏心量について、それぞれ0.302mから0.303mまで及び0.296mから0.299mまでとなっており、いずれも本件工事における許容偏心量0.23mを大幅に逸脱していて、計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。また、地震時及び暴風時における最大接地圧は、それぞれ165.33kN/㎡から176.12kN/㎡まで及び174.43kN/㎡から185.22kN/㎡までとなっており、いずれも本件工事における許容支持力100kN/㎡を大幅に上回っていて、計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図２参照)。

したがって、本件非常用発電設備３基は、特記仕様書等に示された内容を満たしていないことから、地震時及び暴風時に転倒するなどしてその機能が発揮できないおそれのある状態となっていて工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額10,306,563円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、完成図書として受領した強度検討資料に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

CCTV カメラ等及び非常用発電設備の概念図

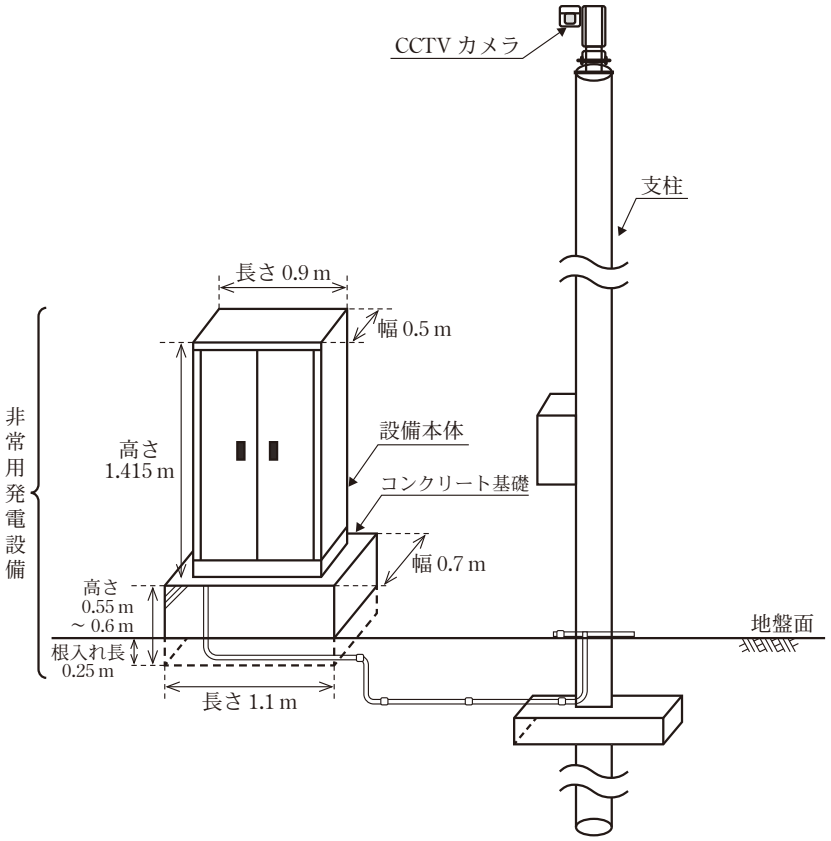

（参考図２）

地震時における非常用発電設備の側面概念図（大津地区の例）

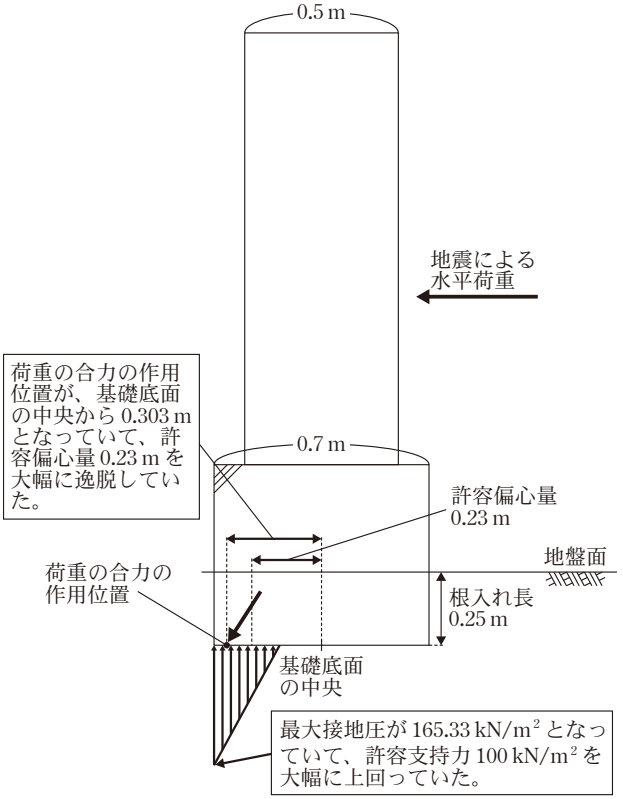

役　　務

(128) 無人航空機に係る各種制度等に関するヘルプデスク運用業務について、承認した配置計画等のとおりにオペレーターが配置されておらず、目標としたサービスレベルが確保されていなかったのに、欠員に係る人件費相当額を減額する変更契約を締結するなどしていなかったため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)空港等維持運営費
部局等	国土交通本省
契約名	令和5年度無人航空機の飛行に関する各種制度への問合せに係るヘルプデスク運用業務
契約の概要	無人航空機に係る各種制度及び各種制度に必要な手続について、利用者等の理解に資することを目的として設置するヘルプデスクの業務運営を請け負わせるもの
契約の相手方	株式会社エージェント
契約	令和5年4月　一般競争契約
支払額	131,392,800円(令和5年度)
過大となっていた支払額	8,982,183円

1　契約の概要等

(1)　ヘルプデスク運用業務の概要等

国土交通省は、令和5年4月に「令和5年度無人航空機の飛行に関する各種制度への問合せに係るヘルプデスク運用業務」に係る請負契約を株式会社エージェント(以下「会社」という。)との間で締結して、6年4月に契約金額131,392,800円を支払っている。

本件契約は、4年6月にドローン、ラジコン機等の無人航空機の登録制度が義務化されたことなどを契機に、無人航空機の安全運航及び有人機の安全を確保する観点から、無人航空機の飛行に係る許可承認制度、登録制度等の各種制度及びこれらの制度に必要な手続について、無人航空機の利用者等の理解に資することを目的として、各種制度等に関する問合せに対応する業務(以下「ヘルプデスク業務」という。)の運営を請け負わせるものである。なお、同年同月末時点における無人航空機の登録機体数は約26万台となっている。

(2)　仕様書で定められている目標とするサービスレベル等

本件契約の仕様書によれば、ヘルプデスク業務の運用期間は、5年4月3日から6年3月29日までの平日の9時から17時30分までとされている。

ヘルプデスク業務の応答率、対応完了率及びクレーム発生件数については、それぞれ国土交通省が目標として設定したサービスレベル(以下「目標サービスレベル」という。)を確保すること、また、このうち応答率は、電話の着信数に対して応答した件数の割合により算定し、目標サービスレベルとして週平均90%以上を確保することとされている。

会社は、ヘルプデスク業務を確実に処理するために、要員の人数等を定めた要員配置計画を作成するとともに、要員管理のための規定(以下、要員配置計画と合わせて「配置計画

等」という。）を制定して国土交通省の承認を得ること、配置計画等を変更する場合には同省にあらかじめ承認を得ることなどとされている。配置計画等については、目標サービスレベルの確保等を勘案して同省と協議して定めること、また、欠勤等の理由により配置計画等に定める要員から不足が生ずることが予想される場合には、代替することができる要員（以下「代替要員」という。）を確保して業務に従事させることとされている。

また、電話回線数については、25回線以上確保することとされている。国土交通省は、この回線数について、前年度に実施した同様のヘルプデスク業務における着信数、平均対応時間等の実績値から、最低25回線が必要であると判断したことによるとしている。

(3)　目標サービスレベルが確保されていなかった場合の対応

仕様書によれば、会社は目標サービスレベルに対する進捗状況等を記載した週次報告書等を国土交通省に提出すること、目標サービスレベルを確保できなかった場合には別途契約内容の変更や解消の可能性があることなどとされている。

また、契約書によれば、会社は、履行の内容が仕様書等の内容に適合しない場合において監督職員がその修補を請求したときは当該請求に従わなければならないこと、請負金額の変更方法等については国土交通省と協議して定めることなどとされている。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、国土交通省が承認した配置計画等のとおりに要員が配置され、仕様書に掲げられた目標サービスレベルが確保されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、同省において、契約書、仕様書、週次報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、ヘルプデスク業務の実施に当たり、目標サービスレベルの確保等を勘案して電話回線数を25回線準備し、電話対応に従事する者（以下「オペレーター」という。）を25名配置することとした配置計画等を国土交通省に提出して、その承認を得ていた。

そこで、応答率、対応完了率及びクレーム発生件数の目標サービスレベルが確保されていたかについて週次報告書等を確認したところ、対応完了率及びクレーム発生件数については目標サービスレベルが確保されていたが、応答率については5年4月から7月までの4か月間等において、週平均10.7%から86.4%までとなっていて、目標サービスレベルとなっている週平均90%以上の応答率が確保されていなかった。

上記の期間におけるオペレーターの配置状況を確認したところ、会社は、研修や休暇等によりオペレーター数が国土交通省の承認を得た配置計画等の25名を下回ることを事前に把握していたのに代替要員を配置せず、オペレーターを13名から24名までしか配置していなかった。また、オペレーターの不足に伴う配置計画等の変更について同省の承認を得ていなかったため、配置計画等に対して欠員が生じていた。なお、週平均90%以上の応答率が確保されていない状況は、週次報告書により同省に報告されており、また、同省は、会社との打合せなどを通じて、配置計画等のとおりにオペレーターが配置されていないことを把握したため、週平均90%以上の応答率を確保できるようオペレーターの補充等を文書によらず口頭で指示したとしている。

このように、国土交通省の承認を得た配置計画等のとおりにオペレーターが配置されておらず、週平均90％以上の応答率を確保できていない事態は、履行の内容が仕様書等の内容に適合しない場合に該当する。

また、契約書によれば、履行の内容が仕様書等の内容に適合しない場合において監督職員がその修補を請求したときは、会社は当該請求に従わなければならないとされているが、既に履行された期間におけるオペレーターの配置及び応答率に係る履行不足を事後に修補することはできない。

上記の事態を踏まえると、国土交通省は、契約内容の変更等の要否を検討し、会社と協議して、欠員となっていたオペレーターの人件費相当額を減額する内容の変更契約を締結するなどの必要があった。しかし、同省は、これらの検討等を行わないまま、契約が履行されたものとして契約金額の全額を支払っていて適切とは認められない。

したがって、オペレーター数が配置計画等に示され国土交通省の承認を得た25名を下回り、かつ、週平均90％以上の応答率を確保できていなかった期間において、欠員となっていたオペレーターの人件費相当額に係る支払額8,982,183円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において目標サービスレベルを確保するために配置計画等で定めた人数のオペレーターを配置することについての認識が欠けていたことにもよるが、国土交通省において会社が配置計画等のとおりにオペレーターを配置しておらず、目標サービスレベルも確保できていない場合には、契約内容の変更等の要否を検討し、欠員となっていたオペレーターに係る人件費相当額を減額する変更契約を締結することなどについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

補　助　金

(129)―(160)　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)国土交通本省
		(項)東日本大震災復旧・復興推進費
		(項)水道施設災害復旧事業費
		(項)住宅対策諸費
		(項)河川整備事業費
		(項)砂防事業費
		(項)海岸事業費
		(項)道路交通安全対策事業費
		(項)都市環境整備事業費
		(項)都市計画事業費
		(項)社会資本総合整備事業費
		(項)北海道開発事業費
		(項)河川等災害復旧事業費

	（組織）観光庁
	（項）観光振興費
	（項）国際観光旅客税財源観光振興費
	道路整備特別会計
	（項）街路事業費
	（項）道路環境整備事業費
	（項）地方道路整備臨時交付金
	東日本大震災復興特別会計
	（組織）国土交通本省
	（項）東日本大震災復興推進費
	（項）東日本大震災復興事業費
部局等	北海道開発局、２地方整備局、観光庁、13道県
補助等の根拠	東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）、道路法（昭和27年法律第180号）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）等、予算補助
補助事業者等（事業主体）	県８、市９、町５、団体２、計24補助事業者等 （県８、市９、町５、団体１、計23事業主体）
間接補助事業者等（事業主体）	５団体
補助事業等	東日本大震災復興交付金事業、防災・安全交付金事業、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業等
事業費の合計	14,725,896,968円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	9,782,750,883円
不当と認める事業費の合計	2,715,928,338円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	1,331,585,675円
使用許可による使用料	55,248,468円
上記のうち国庫補助金等相当額	23,919,604円
不当と認める使用料	53,158,900円
上記のうち不当と認める国庫補助金等相当額(2)	23,919,604円
(1)及び(2)の計	1,355,505,279円

１　補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、43都道府県、519市区町村、10一部事務組合、1独立行政法人及び266団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、8県、14市町、6団体、計28事業主体が実施した東日本大震災復興交付金事業、防災・安全交付金事業、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業等に係る国庫補助金1,355,505,279円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1)　補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの

19件　不当と認める国庫補助金　258,903,239円

(2)　工事の設計が適切でなかったもの

5件　不当と認める国庫補助金　30,180,868円

(3)　補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの

2件　不当と認める国庫補助金　961,684,274円

(4)　工事の設計及び施工が適切でなかったもの

2件　不当と認める国庫補助金　49,888,759円

(5)　工事費の積算が過大となっていたもの

2件　不当と認める国庫補助金　7,414,913円

(6)　計画が適切でなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　41,747,096円

(7)　工事の施工が適切でなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　5,686,130円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1)　補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの

19件　不当と認める国庫補助金　258,903,239円

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて実施した事業において、実質的な値引きを受けるなどしていて補助対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、補助金が過大に交付されていたもの　(5件　不当と認める国庫補助金　40,483,000円)

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)<所在地>	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
						千円	千円	千円	千円	
(129)	観光庁	株式会社JTB	にし阿波ネイチャーツアー実行委員会<徳島県三好市>	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(看板商品事業)	4	7,700 (7,000)	6,000	7,700 (7,000)	6,000	ア(ア)の事態
(130)	同	同	株式会社土佐御苑<高知県高知市>	同	4	16,390 (14,900)	9,933	16,390 (14,900)	9,933	ア(ウ)の事態

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）＜所在地＞	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
						千円	千円	千円	千円	
(131)	観光庁	株式会社JTB	集落活動センターあわ＜高知県須崎市＞	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（看板商品事業）、（インバウンドコンテンツ造成事業）	4、5	39,600 (36,000)	22,500	28,160 (25,600)	15,300	ア(イ)及びイの事態
(132)	同	同	椿原町商工振興協同組合＜高知県高岡郡椿原町＞	同（看板商品事業）	4	16,500 (15,000)	10,000	7,150 (6,500)	3,250	ア(イ)の事態
(133)	同	同	金栗四三ラン(注)ニングステーション協議会＜熊本県熊本市＞	同	4	7,008 (7,008)	6,000	7,008 (7,008)	6,000	ア(ア)の事態
(129)－(133)の計						87,198 (79,908)	54,433	66,408 (61,008)	40,483	

（注）　事業主体の所在地は指摘対象年度の交付申請書に記載のものである。

5事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることなどを目的とする訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた補助事業者である株式会社JTB（以下「事務局」という。）から補助金の交付を受けて、令和4年度に、地域の関係者と連携して地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成、販路開拓等を行う事業（以下「看板商品事業」という。）を、また、5事業主体のうち1事業主体は、事務局から補助金の交付を受けて、5年度に、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を行う事業（以下「インバウンドコンテンツ造成事業」という。）を実施している。

事務局が観光庁と協議した上で作成した看板商品事業及びインバウンドコンテンツ造成事業に係るそれぞれの公募要領等によれば、補助金の交付対象となる事業の補助対象事業費は、看板商品事業については700万円以上、インバウンドコンテンツ造成事業については600万円以上の取組であることなどとされている（以下、この補助対象事業費に係る要件を「下限額の要件」という。）。また、事業主体は、定められた事業実施期間内に、事業を実施し、要した経費の支払を完了し、完了実績報告書等を事務局に提出しなければならないこと、事務局はこれを審査することとされており、事業主体が要した経費の支払を事業実施期間内に完了しなかった場合は、補助の対象とならないとされている。

5事業主体は、看板商品事業5事業及びインバウンドコンテンツ造成事業1事業の計6事業を実施するに当たり、単一又は複数の法人と業務委託契約等を締結していた。そして、事業費を業務委託契約等の支払金額を含めて計87,198,100円（補助対象事業費計79,908,100円）と算定して、事務局に完了実績報告書等を提出し、補助金計54,433,000円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア　補助金の交付額の算定が適切でなかったなどの事態

(ア)　2事業主体は、看板商品事業において、業務委託契約等を締結した法人に契約金額を支払った

後、当該法人から返金を受けて、事業に要した費用に係る自己負担額等に充てており、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

(イ) 1事業主体は看板商品事業において、また、1事業主体はインバウンドコンテンツ造成事業において、それぞれ、業務委託契約を締結した法人から一時的な資金の借入れを行った上で、その資金を当該業務委託契約に係る契約金額等の支払に充てていたが、借り入れた資金の一部を当該法人に返済していなかったことから、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

(ウ) 1事業主体は、看板商品事業において、(イ)の事態と同様に、実質的な値引きを受けている状況となっていた。また、完了実績報告書で購入したとしていた物品を実際には購入していなかった。

このため、5事業主体について、実質的な値引きを受けていた金額等を控除して補助対象事業費を算定すると、(ア)及び(ウ)の3事業主体については、それぞれ5,900,000円、6,000,660円、5,443,000円となり、いずれも下限額の要件を満たさなくなることから、3事業主体が実施した看板商品事業に係る補助金交付額計21,933,000円は、交付の必要がないものとなっていた。また、(イ)の看板商品事業を実施した1事業主体及びインバウンドコンテンツ造成事業を行った1事業主体については、補助対象事業費がそれぞれ8,500,000円、10,400,000円となり、これらを基に適正な補助金交付額を算定すると6,750,000円、7,200,000円となることから、本件2事業について交付されていた補助金計22,500,000円との差額8,550,000円が過大となっていた。

イ　補助の対象とならない事態

1事業主体は、看板商品事業において、業務委託契約を締結した法人に対して事業実施期間内に契約金額と同額の16,500,000円を支払ったとする内容の完了実績報告書を事務局に提出していたが、実際には、事業実施期間の最終日までに支払った事実はなく、完了実績報告書には虚偽の領収書を添付していた。

このため、本件事業は、要した経費の支払を事業実施期間内に完了しておらず、補助の対象とはならないものであり、補助金交付額10,000,000円は、交付の必要がないものとなっていた。

したがって、ア及びイの事態に係る訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金計40,483,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務局において事業主体に対する指導及び完了実績報告書の審査が十分でなかったこと、観光庁において事務局に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

ア(ア)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

にし阿波ネイチャーツアー実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、令和4年度に実施した看板商品事業において、株式会社e－plan(以下「e－plan」という。)との間でアウトドア・アクティビティ体験コンテンツ開発等に関する業務委託契約を締結し、契約金額6,644,000円(補助対象事業費6,040,000円)を5年1月31日に支払うなどして、同事業を7,700,000円(補助対象事業費7,000,000円)で完了したとする完了実績報告書等を同年2月27日に事務局に提出していた。

これを受けて、事務局は、完了実績報告書の審査を行い、実行委員会に対して補助金6,000,000円(国庫補助金相当額同額)を交付していた。

しかし、実行委員会の支払状況等を確認したところ、実行委員会は、同年3月24日に、e－planから1,100,000円の返金を受けて、事業に要した費用に充てており、e－planとの業務委託契約について実質的な値

引きを受けている状況となっていた。

したがって、実質的な値引きに当たる1,100,000円を控除して適正な補助対象事業費を算定すると、5,900,000円となり、下限額の要件を満たさなくなることから、補助金交付額6,000,000円（国庫補助金相当額同額）は、交付の必要がないものとなっていた。

災害公営住宅の特別減額事業に係る事業費の算定が適切でなかったもの

（4件　不当と認める国庫補助金　118,331,000円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(134)	岩手県	岩手県	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	3～5	274,372 (274,372)	205,778	49,261 (49,261)	36,946
(135)	同	陸前高田市	東日本大震災復興交付金（東日本大震災特別家賃低減）、災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	平成26～28、令和元～6	249,221 (249,221)	186,910	22,620 (22,620)	16,963
(136)	同	釜石市	同	平成25～令和5	701,946 (701,946)	526,451	77,473 (77,473)	58,102
(137)	同	下閉伊郡山田町	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	3～5	93,913 (93,913)	70,433	8,427 (8,427)	6,320
(134)－(137)の計					1,319,452 (1,319,452)	989,572	157,781 (157,781)	118,331

岩手県、陸前高田市、釜石市及び山田町（以下「4事業主体」という。）は、東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅（岩手県の県営平田アパート等31団地、陸前高田市の下和野団地等10団地、釜石市の上中島復興住宅等41団地及び山田町の跡浜団地等13団地の計95団地）に居住する者のうち、特に住宅に困窮する低額所得者に対して家賃を低減する事業（以下「特別減額事業」という。）を事業費計1,319,452,900円で実施している。

4事業主体のうち、陸前高田市及び釜石市は、令和2年度以前の特別減額事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災復興交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて造成した基金を取り崩し、また、4事業主体は、3年度以降の特別減額事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けており、基金から取り崩された交付金相当額及び補助金の交付額は計989,572,000円となっている。そして、岩手県は国土交通省に補助金の交付申請書等を、陸前高田市、釜石市及び山田町は同県に交付金の完了実績報告書又は補助金の交付申請書等をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は同県は、その内容を審査している。

特別減額事業に係る事業費は、東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱（平成24年国住備第200号。以下「要綱」という。）等に基づき、災害公営住宅の住宅等ごとに算定した対象額（以下「対象額」という。）を合計するなどした額とすることとなっている。対象額は、次のとおり、要綱等に基づき入居者の収入並びに公営住宅の立地条件、規模及び建設時からの経過年数に応じて算定される特定入居者負担基準

額等を用いて算定し、また、入居者が事業主体に支払う家賃（以下「支払家賃」という。）が特定入居者負担基準額を超える場合は、支払家賃を特定入居者負担基準額とすることとなっている。

$$\text{対象額} = \left(\text{入居者負担基準額}^{(注)} - \text{特定入居者負担基準額}^{(注)} \right) \times \text{対象月数} \times \text{対象戸数}$$

（注）　入居者負担基準額は、入居者の収入の区分に応じて定められた額に所定の係数を乗じた額とすることとなっていて、特定入居者負担基準額は、これよりも更に低い収入の区分で定められた額に同係数を乗じた額とすることとなっている。

しかし、4事業主体は、対象額を算定する際に、支払家賃が特定入居者負担基準額を超えている場合には支払家賃を特定入居者負担基準額として用いるべきであったのに、誤って特定入居者負担基準額をそのまま用いるなどしており、いずれも事業費を過大に算定していた。

したがって、適正な事業費を算定すると計1,161,671,400円となることから、4事業主体が算定していた事業費1,319,452,900円との差額157,781,500円が過大となっていて、これに係る交付金等相当額118,331,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において対象額の算定についての理解が十分でなかったこと、岩手県において補助金の交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（前掲45ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照）

公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの

（3件　不当と認める国庫補助金　24,323,000円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(138) 北海道	樺戸郡浦臼町	社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化）	5	97,939 (97,939)	48,969	6,136 (6,136)	3,068
(139) 茨城県	茨城県	公的賃貸住宅家賃対策補助	元～3	102,573 (102,573)	51,286	13,723 (13,723)	6,862
(140) 兵庫県	兵庫県	同	元～5	1,587,365 (1,587,365)	793,681	28,787 (28,787)	14,393
(138)－(140)の計				1,787,877 (1,787,877)	893,936	48,646 (48,646)	24,323

茨城、兵庫両県及び浦臼町は、自ら所有して管理している公営住宅（浦臼町の3団地）及び既存住宅の所有者から借り上げた住戸を転貸して管理している公営住宅（茨城県の1団地及び兵庫県の33団地。以下「借上公営住宅」という。）の計37団地に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計1,787,877,000円（国庫補助金等相当額計893,936,000円）で実施している。2県は国土交通省に、浦臼町は北海道に国庫補助金等の交付申請書等をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は北海道は、その内容を審査している。

公営住宅及び借上公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平

成8年建設省住備発第87号)等に基づき、住宅等ごとに、補助の対象となる額(以下「補助基本額」という。)を算定し、これらの補助基本額を合計するなどした額とすることとなっている。公営住宅の場合の補助基本額は、次の算定式1のとおり、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)等に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額(以下「政令家賃」という。)から入居者負担基準額を控除した額に、補助対象月数及び補助対象戸数を乗ずることで算定することとなっている。

＜算定式1＞

$$\text{補助基本額} = \left[\text{政令家賃} - \text{入居者負担基準額}\right] \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

また、借上公営住宅の場合の補助基本額は、借上げに要する費用の月割額(以下「借上額」という。)と政令家賃を比較した結果、借上額が政令家賃以上の場合は、算定式1により算定することとなっており、借上額が政令家賃未満の場合は、次の算定式2のとおり、借上額から入居者負担基準額を控除した額に、補助対象月数及び補助対象戸数を乗ずることで算定することとなっている。

＜算定式2＞

$$\text{補助基本額} = \left[\text{借上額} - \text{入居者負担基準額}\right] \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

算定式1及び算定式2の算定方法で補助基本額を算定する際には、補助対象戸数から空家住宅の戸数を除くことなどとされている。

しかし、2県1町は、次のとおり事業費を算定していた。

浦臼町は、公営住宅の補助基本額を算定する際に、補助対象戸数について、空家住宅の戸数を除くべきであったのに、誤って空家住宅の戸数を含めるなどしていた。

茨城県は、借上公営住宅の補助基本額を算定する際に、借上額と政令家賃を比較すべきところ、誤って比較せずに、算定式1のとおり政令家賃から入居者負担基準額を控除した額を用いて算定していた。しかし、各住戸の借上額は全て政令家賃未満であったため、算定式2のとおり借上額から入居者負担基準額を控除した額を用いて算定すべきであった。

兵庫県は、借上公営住宅の補助基本額を算定する際に、借上額と政令家賃を比較すべきところ、誤って比較せずに、算定式2のとおり借上額から入居者負担基準額を控除した額を用いるなどして算定していた。しかし、一部の住戸の借上額は政令家賃以上であったため、当該住戸については、算定式1のとおり政令家賃から入居者負担基準額を控除した額を用いるなどして算定すべきであった。

これらのことから、2県1町においていずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると計1,739,231,000円となることから、2県1町が算定していた事業費1,787,877,000円との差額48,646,000円が過大となっていて、これに係る国庫補助金等相当額24,323,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、浦臼町において補助対象戸数に係る取扱いについての理解が十分でなかったこと、2県において借上公営住宅の借上額と政令家賃を比較する必要があることについ

ての理解が十分でなかったこと、北海道において交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進）事業における交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されるなどしていたもの

（２件　不当と認める国庫補助金　39,620,845円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(141)	福島県	双葉郡楢葉町	東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進）	25～28	1,318,385 (1,318,385)	1,153,587	15,247 (15,247)	13,344
(142)	同	双葉郡浪江町	同	平成26～令和２	4,629,725 (4,629,725)	4,051,009	56,184 (56,184)	26,276
(141)(142)の計					5,948,110 (5,948,110)	5,204,596	71,431 (71,431)	39,620

楢葉、浪江両町は、東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）の交付を受けて造成した基金（以下「復興交付金基金」という。）を取り崩すなどして、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく復興交付金事業を実施している。復興交付金事業には、東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。）があり、２町は、防集事業として、平成25年度から令和２年度までの間に、移転先となる住宅団地の用地に計26区画の住宅敷地の整備を行うなどしている。

東日本大震災復興交付金基金交付要綱（平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知。以下「基金交付要綱」という。）等によれば、防集事業における復興交付金の交付対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、住宅団地の用地の取得及び造成に要する費用等とされている。また、防集事業による住宅団地の用地の取得及び造成後に、被災した地区から住居を移転しようとする住民に当該用地を譲渡する場合、譲渡額を事業費から控除して交付対象事業費を算定することとなっている。都道県は市町村から完了実績報告書の提出を受け、復興交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

補助事業者等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して譲渡するなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認（以下「処分承認」という。）を受けることなどとなっている。基金交付要綱によれば、地方整備局長等は、処分承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すこととされ、地方公共団体が防集事業により整備した住宅敷地を有償で譲渡する場合は、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額を国庫納付することとされている。

２町は、平成25年度から令和２年度までの間に、それぞれ防集事業を実施しており、２年度に全ての復興交付金事業が完了したことから、３年６月に、防集事業に係る交付対象事業費を計5,948,110,223円（復興交付金基金取崩相当額計5,204,596,409円）とするなどの完了実績報告書を福島県に提出し、４年２月に額の確定を受けていた。

しかし、２町は、完了実績報告において、住宅敷地計８区画に係る譲渡額計38,823,316円（楢葉町計

15,247,476円、浪江町計23,575,840円)を控除せずに交付対象事業費を算定していた。また、浪江町は、住宅敷地2区画(当該区画に係る交付対象事業費計32,608,676円、復興交付金基金取崩相当額計28,532,591円)について、額の確定を受けた後の4年12月に、処分承認を受けずに防集事業対象者に有償で譲渡(譲渡額計6,454,680円)しており、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額の国庫納付を行っていなかった。

したがって、住宅敷地8区画に係る譲渡額を事業費から控除して適正な交付対象事業費を算定すると計5,909,286,907円となることから、前記の交付対象事業費5,948,110,223円との差額計38,823,316円(復興交付金相当額計33,973,000円(楢葉町13,344,000円、浪江町20,629,000円))が過大となっており、また、上記の2区画に係る譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額5,647,845円(復興交付金相当額同額)は国庫納付が行われておらず、これらに係る復興交付金相当額計39,620,845円(楢葉町13,344,000円、浪江町26,276,845円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2町において防集事業に係る交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、浪江町において防集事業により整備した住宅敷地の譲渡に当たり必要な手続についての理解が十分でなかったこと、福島県において完了実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

((142)については、前掲45ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの

(1件　不当と認める国庫補助金　20,894,000円)

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(143) 宮城県	多賀城市	東日本大震災復興交付金(災害公営住宅家賃低廉化)	2	578,126 (578,126)	498,735	23,879 (23,879)	20,894

多賀城市は、東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅(鶴ヶ谷住宅等4団地)に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計578,126,400円で実施している。

同市は、家賃の低廉化に係る事業の実施に当たり、東日本大震災復興交付金の交付を受けて造成した基金から交付金相当額計498,735,000円を取り崩している。宮城県は、同市から同交付金の完了実績報告書等の提出を受けて、その内容を審査している。

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成8年建設省住備発第87号)等に基づき、災害公営住宅の団地等ごとに算定した対象額(以下「対象額」という。)を合計するなどした額とすることとなっている。対象額は、次のとおり、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)等に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額(以下「政令家賃」という。)等を用いて算定することとなっている。

$$\text{対象額} = \left[\text{政令家賃} - \text{入居者負担基準額}\right] \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

また、対象額の算定に用いる政令家賃は、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{政令家賃} = \left[\text{建物部分の複成価格}^{(注)} \times \text{利回り} + \text{土地部分の複成価格}^{(注)} \times \text{利回り} + \text{公課等} \right] \div 12$$

（注）　複成価格　　建物部分の現在価格又は土地部分の時価。建物部分の現在価格は、当初建築費相当額に国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定めた率を乗じて再建築費を推定し、さらに住宅の経過年数を勘案して算出する。

政令家賃の算定に用いる公課は、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」(平成8年建設省住総発第135号)等によれば、近傍同種の住宅に課される固定資産税等の合計額とされている。公課は、各地方公共団体において実際に条例で規定されている税率等により算定した税額に相当する額とし、また、近傍同種の住宅が税制上の特例の対象となる場合には、特例を適用した後の税額に相当する額とすることとされている。税制上の特例としては、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6における新築住宅に対する固定資産税の減額があり、住宅の管理開始時から5年は、当該住宅に係る固定資産税について2分の1に相当する額を減額することなどとなっている。

しかし、同市は、公課を算定する際に、固定資産税について、税制上の特例を適用して住宅の管理開始時から5年は2分の1に相当する額を減額すべきであったのに、誤って住宅の管理開始時より前のしゅん工時から5年としており、その結果、固定資産税の減額期間を1年短くして算定していた。このため、公課が過大に算定されていたことなどから、事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると計554,247,000円となることから、同市が算定していた事業費578,126,400円との差額23,879,400円が過大となっていて、これに係る交付金相当額20,894,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において対象額の算定についての理解が十分でなかったこと、宮城県において完了実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲45ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

公営住宅等の整備に係る事業費の算定が適切でなかったもの

（1件　不当と認める国庫補助金　5,703,000円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(144) 香川県	丸亀市	社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備等）	4、5	468,904 (273,307)	153,631	9,884 (9,884)	5,703

丸亀市は、公営住宅等整備事業等の一環として、平屋建て及び2階建ての公営住宅等16戸の建設工事を事業費468,904,700円(交付対象事業費273,307,000円、交付金交付額153,631,000円)で実施している。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)等によれば、国は、事業主体が公営住宅等の建設等をする場合においては、当該公営住宅等の建設等に要する費用(以下「実建設費」という。)に補助率を乗じた金額を補助することとされているが、実建設費が国の補助金額の算定の基準となる標準建設費を超えるときは、標準建設費を実建設費とみなすこととされている。そして、公営住宅等整備事業対象要綱(平成17年国住備第37号)等によれば、実建設費の算定は主体工事及び屋外附帯工事に要する費用の合計(以下「主体附帯工事費」という。)等によることとされており、標準建設費の算定についても同様とされている。

標準建設費に係る主体附帯工事費は、公営住宅等の構造別等の区分により、国土交通大臣が毎年度定める1戸当たりの主体附帯工事費(以下「1戸当たり工事費」という。)に建設戸数を乗ずるなどして算定することとなっており、同市が本件交付対象事業費の算定に用いた令和4年度の1戸当たり工事費は、「令和4年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和4年国住備第415号、国住整第43号、国住市第95号国土交通事務次官通知。以下「通知」という。)により定められている。また、「公営住宅等整備基準について(技術的助言)」(平成24年国住備第196号)によれば、公営住宅等を建設する場合、当該公営住宅等について、原則として断熱等性能等級(注)5以上とすることとされているが、これにより難い場合は断熱等性能等級4とすることなどとされている。通知によれば、断熱等性能等級4が適用される公営住宅等を建設する場合は、1戸当たり工事費に、建物の構造別に定められた係数(以下「補正率」という。)を乗ずることとされており、建物の構造が平屋建て及び2階建ての場合の補正率は0.970とされている。

(注)　断熱等性能等級　「日本住宅性能表示基準」(平成13年国土交通省告示第1346号)に定められている指標で、住宅の断熱等性能を等級1から等級7までの7段階で評するものであり、数字が大きくなるほど、断熱等性能が高いことを意味する。

同市は、公営住宅等の実建設費が通知に基づき算定した標準建設費を超えていたことから、標準建設費計273,307,000円を交付対象事業費として、交付金の額の確定を受けていた。

しかし、同市は、標準建設費の算定に当たり、本件工事により建設した公営住宅等16戸は全て断熱等性能等級4であったのに、誤ってこれらの1戸当たり工事費に補正率を乗じていなかった。また、これらのうち2階建ての公営住宅等1戸について、通知に定められた2階建ての1戸当たり工事費16,040,000円を用いるべきところ、誤って平屋建ての1戸当たり工事費19,040,000円を用いるなどしていた。

したがって、公営住宅等16戸について1戸当たり工事費に補正率0.970を乗ずるなどして適正な交付対象事業費を算定すると263,423,000円となることから、前記の交付対象事業費273,307,000円との差額9,884,000円が過大となっていて、これに係る交付金相当額5,703,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、交付対象事業費の算定に対する理解及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

（1件　不当と認める国庫補助金　4,972,059円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(145) 岩手県	岩手県	防災・安全交付金（河川）	6、7	93,201 (93,201)	46,600	9,944 (9,944)	4,972

岩手県は、二級河川小屋畑川広域河川改修事業を行うに当たって支障となる住宅等の所有者に対して、その移転に要する費用（以下「移転補償費」という。）として、93,201,526円（交付対象事業費同額、交付金交付額46,600,763円）を補償している。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年閣議決定）等に準じて制定された「補償金算定標準書」（令和6年度版。東北地区用地対策連絡会。以下「標準書」という。）等に基づき行うこととしている。そして、同県は、本件補償に係る物件調査算定業務を補償コンサルタントに委託し、成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき移転補償費を算定することとしていた。

標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合には、従前の建物の推定再建築費(注1)に建物の再築補償率(注2)を乗ずるなどして算定することとされている。そして、屋根のふき替えなどの補修等が行われている場合の再築補償率は、価値補正率(注3)を考慮するなどして算出することとされている。

（注1）　推定再建築費　　従前の建物と同種同等の建物を、現時点で現在地において新築するとした場合の推定の建築費

（注2）　再築補償率　　建物の推定再建築費に対する補償割合。建物の経年劣化による価値の減少等を考慮するために、建物の経過年数、耐用年数等を用いて算出され、経過年数が長くなるに従って小さくなる。

（注3）　価値補正率　　建物の屋根、内壁、外壁、柱、土台等の補修の状況等を考慮した従前の建物の価値の補正率

同県は、本件住宅を昭和47年に築造された部分（以下「既存部分」という。）と、その後に増築された部分とに区分した上で、既存部分については、平成31年に屋根のふき替えなどの補修等が行われていたことを理由として、同年からの経過年数（5年）により算出した再築補償率を推定再建築費に乗ずるなどして建物移転料を算定していた。

しかし、標準書等によれば、屋根のふき替えなどの補修等が行われている場合の再築補償率は、建物の経過年数を用いた上で価値補正率を考慮して算出することなどとされていることから、既存部分については、築造された昭和47年からの経過年数（52年）を用いた上で、価値補正率を考慮するなどして算出した再築補償率を推定再建築費に乗ずるなどして建物移転料を算定すべきであった。

したがって、上記によるなどして適正な移転補償費を算定すると83,257,407円となることから、本件移転補償費93,201,526円は、これに比べて9,944,119円過大となっており、これに係る交付金相当額4,972,059円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、移転補償費の算定に当たり、委託した物件調査算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

揚水機場の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

（1件　不当と認める国庫補助金　2,825,591円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(146)	宮城県	宮城県	防災・安全交付金（その他総合的な治水）	5	20,444 (20,444)	10,222	5,651 (5,651)	2,825

宮城県は、一級河川荒川河川改修事業を行うに当たって支障となる揚水機場の所有者である栗原市に対して、その移設に要する費用として、20,444,884円(交付対象事業費同額、交付金交付額10,222,000円)を補償している。

同県は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準によれば、公共事業の施行により機能の廃止等が必要となる既存公共施設等に対する補償は、機能回復が図られるよう行うこととされている。そして、機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、建設するために必要な費用から機能の廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除するなどした額を補償することとされており、建設するために必要な費用については、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」という。)とされている。また、減耗分については、既存公共施設等の復成価格を基に、耐用年数満了時における残価率、既存公共施設等の廃止時点からの残存耐用年数等により算定することとされている。

同県は、揚水機場のポンプ設備のうち真空ポンプ等の機器について、同市と協議を行い、移設前後の場所で水位差があることから既存機器では水を吸い上げる能力が不足しているなどのため、既存機器の代替の機器を新たに設置して機能回復を行うこととした。そして、同県は、補償費を算定するに当たり、これらの機器については復成価格に基づく額を補償費とするなどしていた。

しかし、真空ポンプ等の機器については、代替の公共施設等を建設することにより機能回復が行われているため、同県は、これらの機器に係る補償費を算定するに当たり、公共補償基準に基づき、復成価格から減耗分を控除する必要があったのに、これを控除するなどしていなかった。

したがって、既存の真空ポンプ等の機器の復成価格に基づき算定した減耗分相当額を控除するなどして適正な補償費を算定すると14,793,456円となることから、本件補償費20,444,884円は、これに比べて5,651,428円過大となっており、これに係る交付金相当額2,825,591円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件補償費の算定に当たり、公共補償基準における機能回復に伴う減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

仕入税額控除した消費税額を補助対象事業費から減額していなかったため、補助金が過大に交付されていたもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　1,750,744円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(147)	近畿地方整備局	ジョイポート南淡路株式会社	観光振興事業費補助金	2、3	85,079 (83,100)	27,700	7,232 (5,252)	1,750

ジョイポート南淡路株式会社(令和4年6月以降はジョイポート淡路島株式会社。以下「会社」という。)は、遊覧船の建造に伴う環境整備等のために、船舶係留施設改修・待合所建築工事、乗船券予約システムの整備等を実施している。

会社は、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費85,079,810円(国庫補助対象事業費83,100,000円、国庫補助金27,700,000円)で実施したとする完了実績報告書を近畿地方整備局(以下「整備局」という。)に提出し、国庫補助金の交付を受けていた。

補助事業の実施に当たり、事業主体が補助の対象となる施設の工事やシステムの整備を外注する場合には、これに係る消費税額に相当する額が補助対象経費に含まれる。事業主体が消費税の課税事業者であれば当該外注は課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該外注に係る消費税額を仕入税額控除(注)した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、観光振興事業費補助金(海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業)交付要綱(令和2年国海内第130号、国港総第700号)によれば、補助対象事業費に係る消費税のうち仕入税額控除の対象となる消費税相当分については、消費税仕入控除税額が確定した時点で補助対象事業費から減額することとされている。そして、消費税仕入控除税額が完了実績報告書の提出時点で確定していない場合、事業主体は、消費税仕入控除税額が確定した段階で完了実績報告書を再提出することになっている。

(注)　仕入税額控除　　課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

しかし、会社は、補助事業完了後に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定していたのに、完了実績報告書を再提出しておらず、これを補助対象事業費から減額していなかった。

したがって、本件補助事業に係る消費税仕入控除税額7,784,776円を減額するなどして適正な事業費を算定すると77,847,769円(国庫補助対象事業費同額)となることから、前記の事業費85,079,810円(国庫補助対象事業費83,100,000円)との差額7,232,041円(国庫補助対象事業費との差額5,252,231円)が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,750,744円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、整備局において補助事業における消費税の取扱いについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（２）　工事の設計が適切でなかったもの　　５件　不当と認める国庫補助金　30,180,868 円

側壁護岸の設計が適切でなかったもの　（２件　不当と認める国庫補助金　6,277,002 円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(148)	**宮崎県**	**宮崎県**	**特定土砂災害対策推進事業費補助**	５、６	41,733 (41,733)	20,866	7,173 (7,173)	3,586
(149)	**同**	**同**	**同**	５、６	79,260 (79,260)	39,630	5,380 (5,380)	2,690
(148)(149)の計					120,994 (120,994)	60,497	12,554 (12,554)	6,277

宮崎県は、宮崎市清武町今泉地内及び小林市須木中原地内において、砂防設備の老朽化対策として、既設の側壁護岸を撤去し、既存の砂防えん堤本体にコンクリートの増打ちを行い、その後、側壁護岸を改めて築造（以下「再築造」という。）するなどしている。

このうち、宮崎市清武町今泉地内の工事は、側壁護岸としてもたれ式コンクリート擁壁（以下「もたれ式擁壁」という。）を再築造し、その上に、割栗石を詰めた鋼製のかご枠（以下「かご枠」という。）を積み重ねて擁壁として設置するなどするものである（参考図１参照）。

また、小林市須木中原地内の工事は、側壁護岸としてブロック積擁壁を再築造し、その上に、ブロック積擁壁を築造するものであり、これらの擁壁は多段ブロック積擁壁の構造となっている（以下、当該側壁護岸を「下段のブロック積擁壁」、その上のブロック積擁壁を「上段のブロック積擁壁」という。）（参考図２参照）。

同県は、側壁護岸等の設計を「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編）、「道路土工　擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「基準」という。）等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、側壁護岸は、砂防えん堤本体から落下する流水による砂防えん堤本体下流部の側方侵食を防止するものであり、側壁護岸が受け持つ土圧に対して安全な構造とすることなどとされている。また、安全な構造であるかの照査に用いる土圧については、側壁護岸背面に生ずる土圧（以下「主働土圧」という。）を用いることとされている。そして、側壁護岸は、計画地点の設計条件により設計計算を行い、計算結果に基づく設計を行うことなどとされている。

また、擁壁の設計に当たっては、自重、載荷重、土圧等の荷重を考慮して、滑動、転倒等に対する安定性の照査を行うこととされており、このうち、滑動に対する安定については、擁壁に作用する滑動力と滑動に対する抵抗力とを比べ所定の安全率を有することを、転倒に対する安定については、擁壁底面に作用する荷重の合力の作用位置が許容範囲内にあることをそれぞれ照査することとされている。

同県は、側壁護岸であるもたれ式擁壁及び下段のブロック積擁壁の設計に当たり、既設の側壁護岸の再築造であるなどのため、改めて安定性の照査を行う必要はないとして、安定性の照査を行っていなかった。

しかし、本件側壁護岸の計画地点の設計条件として、埋め戻した土砂や上段のブロック積擁壁等の載荷重により側壁護岸背面に主働土圧が生ずることから、これに対して側壁護岸が安全な構造であるかについて、基準等に基づき設計計算として安定性の照査を行う必要があった。

そこで、同県が両工事で再築造した側壁護岸について、基準等に基づき安定性の照査を行ったところ、もたれ式擁壁及び下段のブロック積擁壁において、滑動に対する安定については、安全率が許容値を大幅に下回っており、転倒に対する安定については、擁壁に作用する主働土圧による水平荷重及び擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、転倒に対して計算上安全とされる範囲を大幅に逸脱していた。

したがって、本件側壁護岸等（工事費相当額計12,554,005円、国庫補助対象事業費同額）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る国庫補助金相当額計6,277,002円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

宮崎県は、宮崎市清武町今泉地内において、令和5、6両年度に、側壁護岸としてもたれ式擁壁（高さ5.1m、延長7.2m）を再築造し、その上に、かご枠（長さ2.0m、幅1.0m、高さ0.5m）を6段又は7段積み重ねて延長8.2mの擁壁として設置するなどしていた。また、かご枠の上部背面は、管理用道路を兼ねた林道になっている（参考図1参照）。

同県は、側壁護岸であるもたれ式擁壁の設計に当たり、既設の側壁護岸の再築造であるなどのため、改めて安定性の照査を行う必要はないとして、安定性の照査を行っていなかった。

そこで、本件もたれ式擁壁について、基準等に基づき、かご枠及び自動車荷重の影響を考慮するなどして安定性の照査を行ったところ、次のとおり、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図3参照）。

①　滑動に対する安定については、安全率が0.95となり、許容値である1.5を大幅に下回っていた。

②　転倒に対する安定については、もたれ式擁壁に作用する主働土圧による水平荷重及びもたれ式擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、もたれ式擁壁底面（幅2.03m）中央の位置からもたれ式擁壁前面側に0.27mの位置となり、転倒に対して計算上安全とされる範囲（もたれ式擁壁底面中央の位置から背面側）を大幅に逸脱していた。

したがって、本件側壁護岸等（工事費相当額7,173,998円、国庫補助対象事業費同額、国庫補助金相当額3,586,999円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

（参考図1）

もたれ式擁壁の概念図

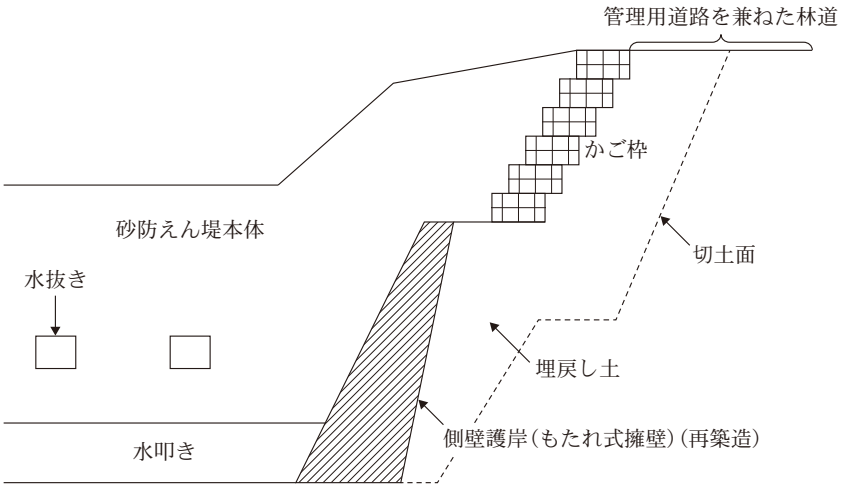

（参考図２）

多段ブロック積擁壁の概念図

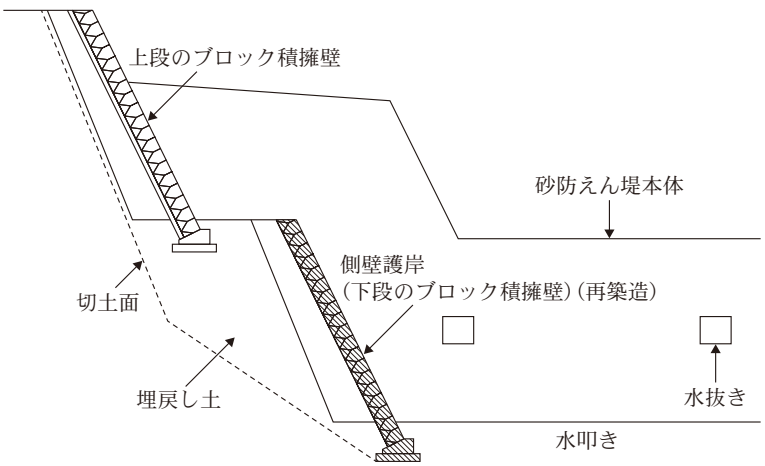

（参考図３）

側壁護岸（もたれ式擁壁）の安定性の照査結果

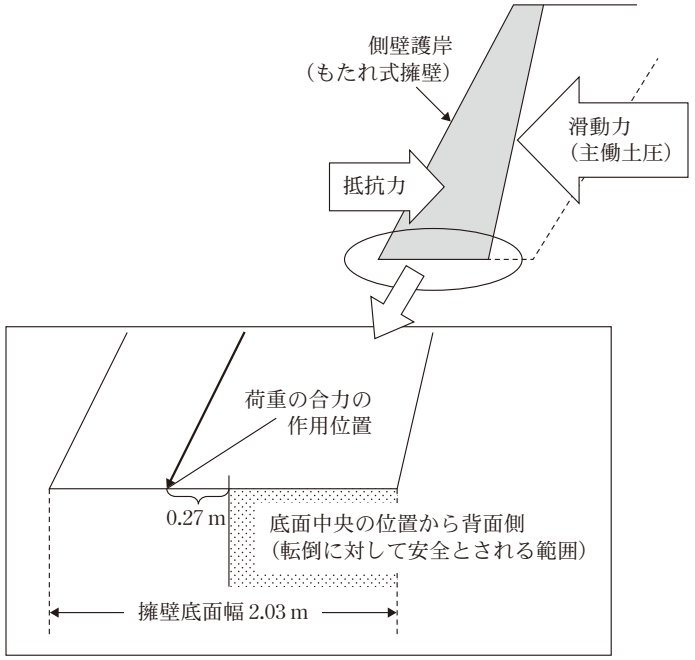

擁壁の設計が適切でなかったもの　　（１件　不当と認める国庫補助金　18,375,938 円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(150) 富山県	富山県	河川等災害復旧	6、7	49,432 (47,165)	31,459	28,532 (27,550)	18,375

富山県は、令和５年６月の豪雨により被災した二級河川白岩川の護岸等を復旧するために、中新川郡立山町白岩地内において、大型ブロック積工、コンクリートブロック工等を実施している。

このうち大型ブロック積工は、護岸として、ブロックを6段から10段積み上げ、各ブロック内にコンクリートを打設して一体化させるなどした大型ブロック積擁壁（高さ5.0m～7.6m、延長21.9m）を築造するものである。

同県は、本件擁壁の設計を「道路土工　擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編）、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編。以下、これらを合わせて「基準」という。）等に基づき行うこととしている。

基準等によれば、擁壁の設計に当たっては、自重、土圧、水圧等の荷重を考慮して、滑動、転倒等に対する安定計算を行うこととされており、このうち水圧については、地盤条件、水位の変動等を考慮して適切に設定することとされている。そして、河川の水際に設置される擁壁のように、豪雨等により水位が上昇した河川において水位が低下した後の擁壁前面における水位（以下「前面水位」という。）と、擁壁背後の地盤に残留する水位（以下「残留水位」という。）との間に水位差が生ずる場合には、この水位差による擁壁に対する水圧（以下「残留水圧」という。）を考慮する必要があるとされている。

また、護岸は、掘込河道(注)にあっては、背後地を安全に防護する機能を有するよう設計することとされている。そして、掘込河道に護岸として設置されていて、擁壁に作用する残留水圧が大きくなることが想定される擁壁については、残留水圧が作用しないように、必要に応じて水抜きを設けることなどとされている。

（注）　掘込河道　　一定区間を平均した場合に、想定される最も高い水位が護岸の背後地の地盤高より低くなっている構造の河川

同県は、本件擁壁の設計に当たり、背後地に用水路が設けられているため、当該用水路へ雨水が流入することなどにより、豪雨等によっても前面水位と残留水位との間に水位差が生じないとして、本件擁壁に残留水圧は作用しないと判断した。そのため、水抜きを設けないこととした上で、残留水圧を考慮することなく安定計算を行った結果、安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、現地の状況を確認したところ、本件擁壁が設置されている河川で想定される最も高い水位が背後地の地盤高より低くなっていることなどから、当該河川の構造は掘込河道に該当し、また、本件擁壁が設置されている基礎地盤は亀裂の少ない岩盤であるため水が滞留しやすい状況となっていた。さらに、同県は、本件擁壁に水抜きを設けない設計としていた。これらを踏まえると、上記の用水路が設けられていることを考慮しても、本件擁壁に作用する残留水圧は大きくなることが想定されることから、本件擁壁の設計に当たっては、残留水圧を考慮する必要があった（参考図1参照）。

そこで、本件擁壁について、基準等に基づき、残留水圧を考慮するなどして改めて滑動及び転倒に対する安定計算を行ったところ、次のとおり、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図2参照）。

①　滑動に対する安定については、最下段のブロックの安全率が0.75となり、許容値である1.5を大幅に下回っていた。

②　転倒に対する安定については、本件擁壁全体に作用する残留水圧等による水平荷重及び本件擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、本件擁壁底面（幅1.59m）中央の位置から河川側に2.05mの位置となり、転倒に対して計算上安全とされる範囲（本件擁壁底面中央の位置から擁壁背後側）を大幅に逸脱していた。

したがって、本件擁壁（工事費相当額28,532,865円、国庫補助対象事業費27,550,132円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額18,375,938円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

本件擁壁の概念図

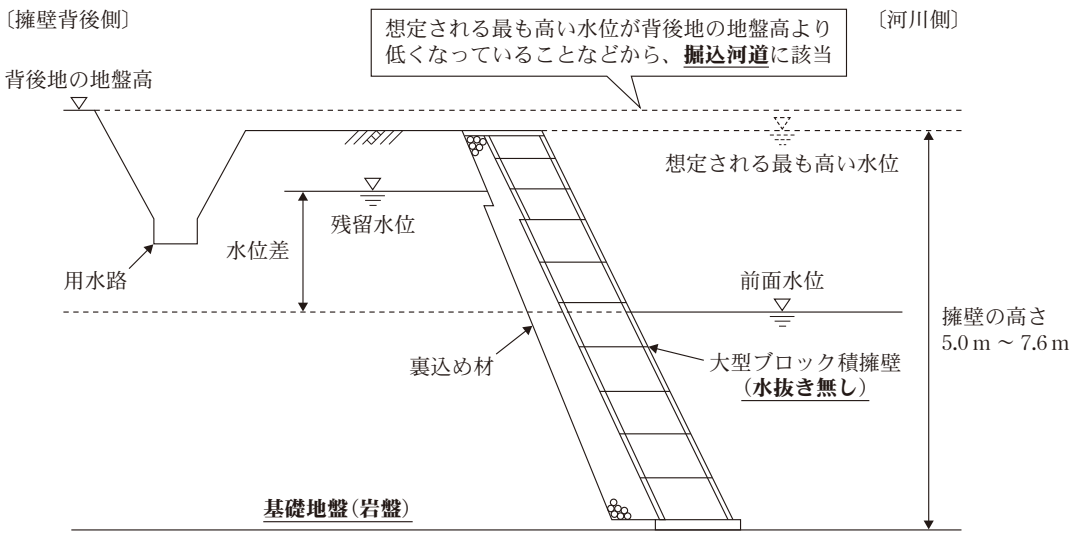

（参考図２）

本件擁壁の安定計算結果

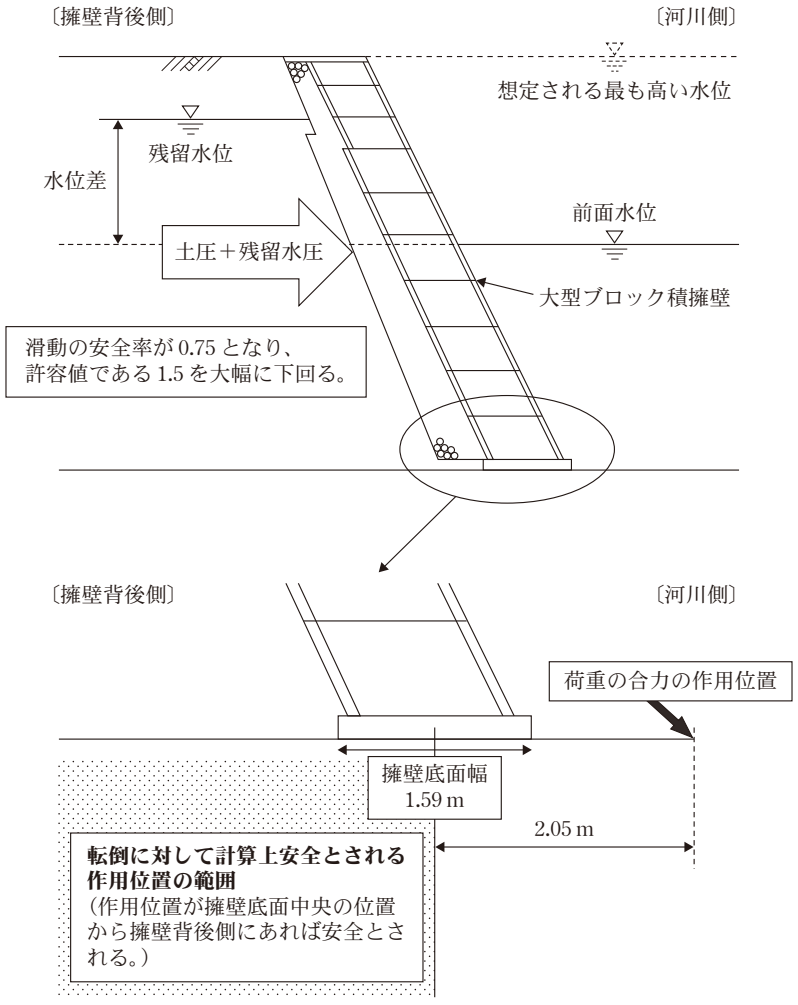

添架水管橋における通水管の支持構造等の設計が適切でなかったもの

（1件　不当と認める国庫補助金　3,278,039円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(151) 栃木県	宇都宮市	防災・安全交付金（河川）	5、6	30,624 (28,020)	9,340	10,747 (9,834)	3,278

宇都宮市は、宇都宮市今泉新町地内において、一級河川奈坪川の河川改修に伴い支障となる既存の通水管を移設するために、道路橋（橋長12.3m）にステンレス製の通水管（内径200㎜）を添架する形式の水管橋（以下「添架水管橋」という。）を築造する工事を実施している。

同市は、本件添架水管橋の設計を「水管橋設計基準」（日本水道鋼管協会編。以下「設計基準」という。）等に基づいて行うこととしている。

設計基準等によれば、添架水管橋の通水管は、道路橋の主桁で支持する構造とし、支持梁（ばり）（注）の上側で支持することを原則とするとされている。通水管と支持梁との接点である支承部の形式には、通水管を支持梁に固定金具で固定した固定支点と固定していない可動支点があり、このうち固定支点は、地震時に生ずる通水管の移動等を制限して通水管を道路橋の挙動に追随させるために設置することとされており、その位置は、道路橋の固定支承の近傍とされている。また、添架水管橋には、地震時に生ずる通水管の移動量等を吸収するために伸縮可とう管を設置することとされており、その位置は、固定支点の両側とすることとし、また、道路橋の固定支承又は可動支承付近が望ましいとされている（参考図1参照）。

（注）　支持梁　　道路橋等の主桁に支持金具を用いて固定される構造部材

同市は、本件添架水管橋の設計に当たり、通水管の両端部を防護コンクリートで覆って土中に埋め込んだ上で、支承部の形式は全て可動支点とし、伸縮可とう管を通水管の途中に1か所設置すれば、地震時に生ずる通水管の移動等に対応することができるとして設計し、これにより施工していた（参考図2参照）。

しかし、設計基準等によれば、通水管に固定支点及びその両側に1か所ずつの伸縮可とう管を設置することとされているのに、同市の設計においては、これらが設計基準等のとおりに設置されていないため、地震時に通水管が道路橋の挙動に追随せずに伸縮可とう管の吸収能力を超える移動をするなどして、伸縮可とう管等が損傷するおそれがあるものとなっていた。

したがって、本件添架水管橋（工事費相当額10,747,971円、交付対象事業費9,834,120円）は、設計が適切でなかったため、地震時に漏水が発生して通水管の機能が維持できないおそれがある状態となっており、これに係る交付金相当額3,278,039円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、設計基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

設計基準等に基づく添架水管橋の概念図

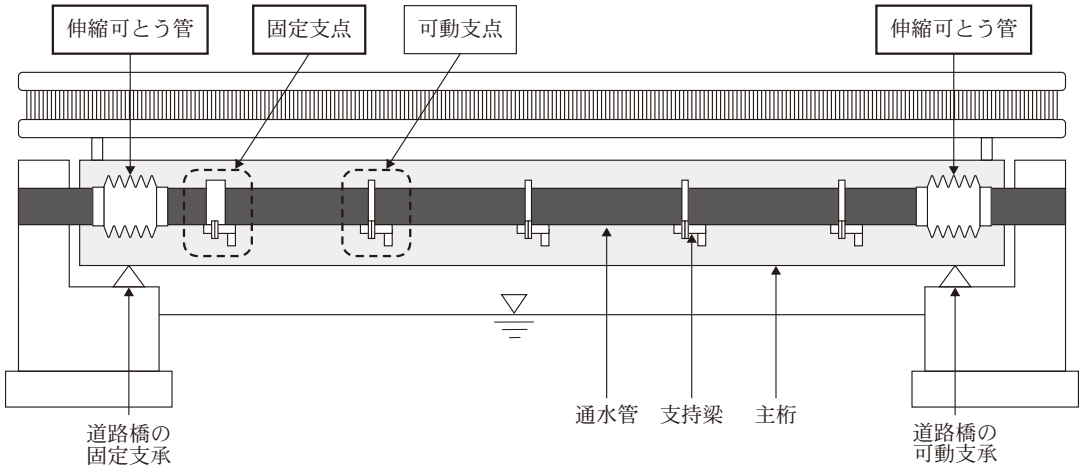

（参考図２）

本件添架水管橋の概念図

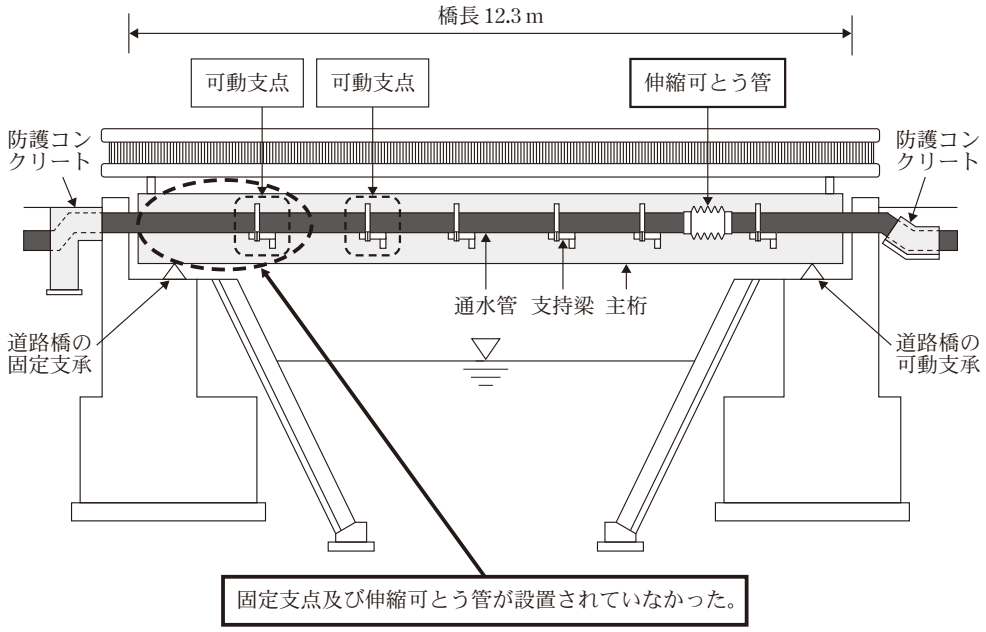

道路照明灯の設計が適切でなかったもの　（１件　不当と認める国庫補助金　2,249,889 円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(152) 秋田県	北秋田市	道路メンテナンス	5、6	68,355 (67,700)	42,075	3,655 (3,620)	2,249

北秋田市は、北秋田市鷹巣字西屋敷地内において、撤去される元町跨線橋の迂回路となる市道を新設するために、道路土工、舗装工、道路照明灯設置工等を実施している。このうち、道路照明灯設置工は、延長 248.7mの区間に、車道用照明灯 2 基（支柱高さ 8.0m、基礎幅 0.5m）及び歩道用照明灯 7 基（支柱高さ 5.0m、基礎幅 0.5m）の計 9 基の道路照明灯を設置するものである。

同市は、道路照明灯の基礎に係る設計を「照明用ポール強度計算基準 JIL1003」（一般社団法人日本照明工業会編。以下「基準」という。）等に基づき行うこととしている。基準等によれば、道路照明灯の基礎は、設計風速を原則 60m/s として算定した風荷重等から求められる基礎の前面地盤における水平地盤反力度(注1)が地盤の受働土圧強度(注2)を上回らないよう基礎幅及び根入れ長を設計することとされている。

基準等には、基礎に作用する曲げモーメント(注3)と水平力から基礎幅及び根入れ長を求めるための早見表（以下「早見表」という。）が示されており、早見表により求められない基礎に対しては、基礎幅及び根入れ長を決定する際に安全性を確認するための計算方法（以下「計算法」という。）が示されている。そして、早見表及び計算法は、いずれも、基礎が平たんな場所に設置される場合に適用することとなっていて、基礎が法肩、斜面等に設置される場合は、平たんな場所と比べて基礎の前面の土量が少ないことによる受働土圧強度の減少を考慮する必要があるため、適用することとなっていない。

（注１）　水平地盤反力度　　構造物を介して地盤に水平力を加えたときに地盤から構造物に作用する単位面積当たりの抵抗力

（注２）　受働土圧強度　　構造物を介して地盤に水平力を加えたときに地盤が構造物を押し返すように発生する単位面積当たりの土圧の強度

（注３）　曲げモーメント　　外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさ

同市は、車道用照明灯については計算法に基づく安定計算の結果から基礎幅を 0.5m、基礎の根入れ長を 1.5mとすれば、また、歩道用照明灯については早見表から基礎幅を 0.5m、基礎の根入れ長を 0.9mとすれば、それぞれ安全であるとして設計し、これにより施工していた。

しかし、道路照明灯 9 基のうち、車道用照明灯 1 基及び歩道用照明灯 4 基の計 5 基の基礎については、いずれも、早見表及び計算法を適用することとなっていない法肩（法面の勾配は１：1.5（約 33 度））に設置されていた（参考図 1 参照）。

そこで、斜面上に基礎を設ける場合の設計に当たって広く使用されている「杭基礎設計便覧」（社団法人日本道路協会編）等に示された計算方法等に基づいて、上記道路照明灯 5 基の基礎の安定計算を行った。その結果、転倒に対する安定については、基礎に作用する自重及び側圧による抵抗モーメント(注4)を風荷重等による転倒モーメント(注5)で除して求められる安全率が、車道用照明灯 1 基については 1.24、歩道用照明灯 4 基については 1.38 となっていて、いずれも許容値である 2.0 を大幅に下回っており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図 2 参照）。

（注４）　抵抗モーメント　　転倒に対して抵抗しようとする力の大きさ

（注５）　転倒モーメント　　転倒させようとする力の大きさ

したがって、本件工事のうち道路照明灯 5 基（工事費相当額 3,655,126 円、国庫補助対象事業費 3,620,096 円）は、設計が適切でなかったため、転倒するおそれがある状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 2,249,889 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、基準等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

道路照明灯（車道用）の概念図

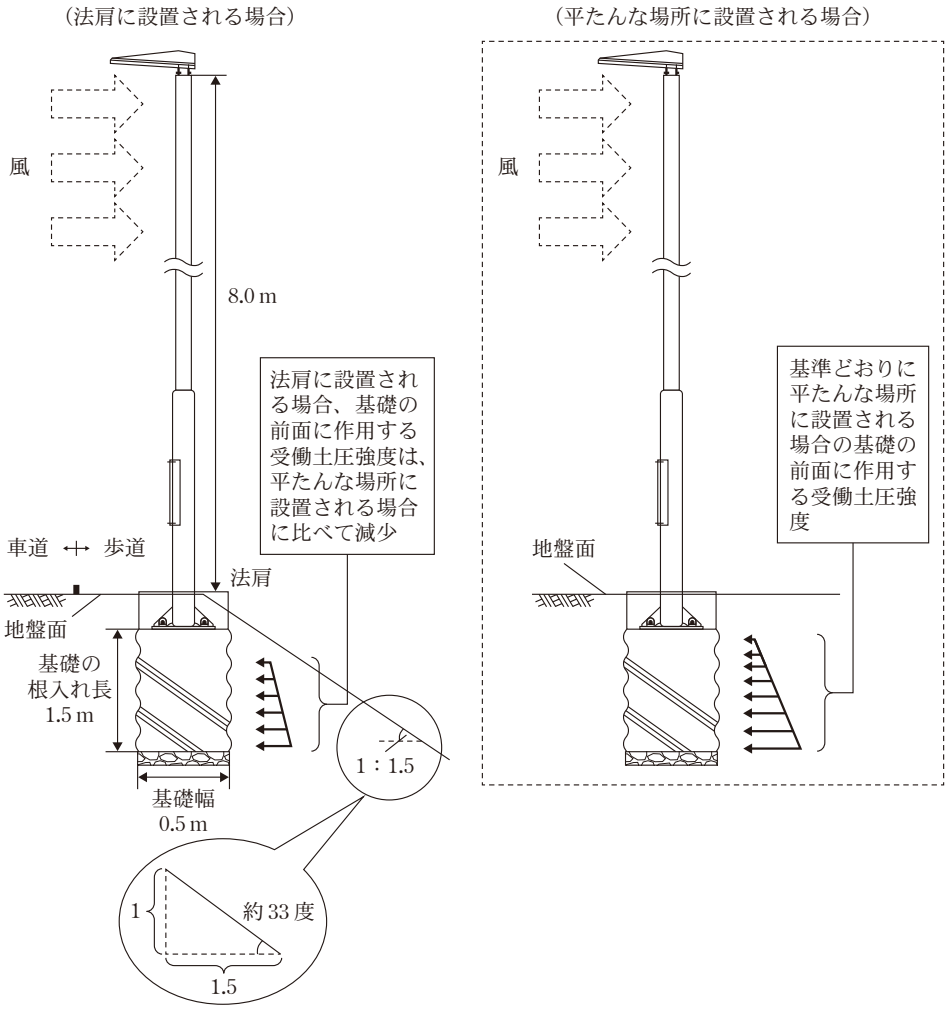

（参考図２）

法肩に設置されている道路照明灯（車道用）における転倒に対する安定の概念図

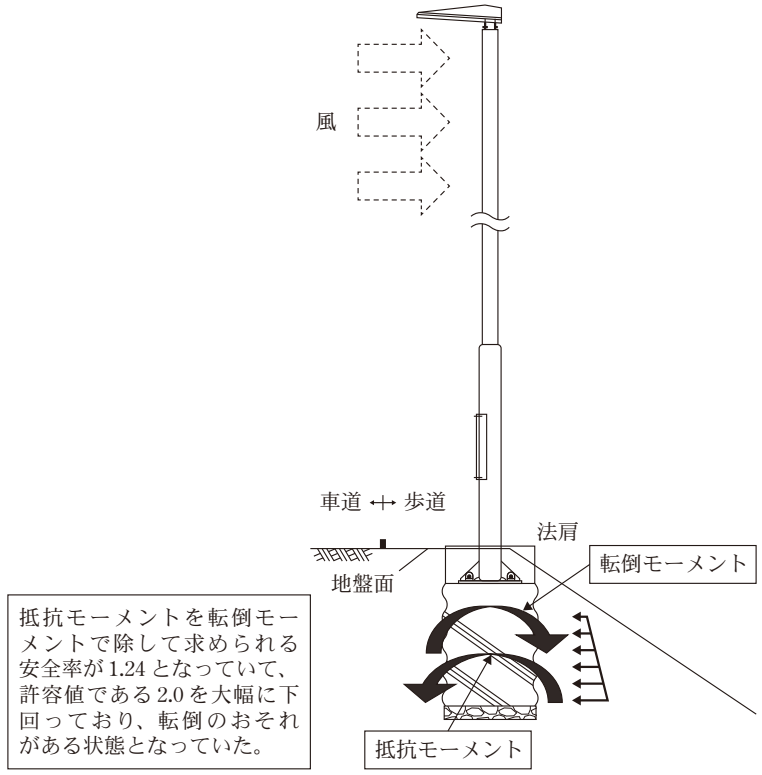

（３）　補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの

２件　不当と認める国庫補助金　961,684,274円

都市計画道路用地等について承認を受けずに財産処分を行い、使用料に係る国庫納付を行っていなかったなどのもの　（２件　不当と認める国庫補助金　961,684,274円）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定等によれば、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して譲渡し、貸し付けるなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。国土交通大臣は、補助事業等により取得した財産を譲渡し、貸し付けるなどの財産処分の承認に関する事務を地方整備局長等に委任している。「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成20年国都総第2449号国土交通省都市・地域整備局長通知）によれば、地方整備局長等は、財産処分の承認に当たり、無償で譲渡する場合には、用地にあっては当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額について、また、有償で貸し付ける場合には、貸付けにより生ずる収益額のうち国庫補助金等相当額（貸付けにより生ずる収納額から維持管理費相当額がある場合にはこれを除いた上で、財産取得時の補助率を乗ずるなどして算出される額。以下同じ。）について、それぞれ国庫納付を行うことなどの条件を付すことなどとされている。

本院が会計実地検査を行ったところ、宮城県及び神戸市において、補助事業で取得した都市計画道路用地等（事業費計2,061,290,839円、国庫補助対象事業費計同額）について、地方整備局長の承認を受けずに、補助金適正化法第22条に規定される補助金等の交付の目的に反した譲渡又は貸付けに当たる

財産処分を行っていた。また、無償で譲渡した土地の取得に係る国庫補助金交付額又は有償貸付けにより生じていた収益額のうち国庫補助金等相当額について、国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、国庫納付を行っていなかった。

したがって、これらの事業費に係る国庫補助金等交付額計 937,764,670 円及び有償貸付けにより生じていた収益額のうち国庫補助金等相当額 23,919,604 円、合計 961,684,274 円は財産処分に係る手続が適正でなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県及び同市において、補助事業で取得した都市計画道路用地等の財産処分に当たり法令等に基づき適正な手続をとるべきことの認識が欠けていたことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等交付額
				千円	千円	千円	千円
(153) 宮城県	宮城県	連続立体交差	16	2,015 (2,015)	1,007	2,015 (2,015)	1,007

宮城県は、多賀城駅付近において、仙石線と都市計画道路等を連続立体交差化するために、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）が所有する土地（以下「社有地」という。）が必要になることから、社有地と交換する土地の一部として、土地 28.19㎡（以下「本件用地」という。）を平成 16 年度に事業費 2,015,585 円（国庫補助対象事業費同額、国庫補助金交付額 1,007,792 円）で取得していた。

しかし、その後、社有地と交換する土地との価額の差額が大きく、同県の条例により本件用地を社有地と交換できないことが判明したこと、本件用地については鉄道用地以外の用途がないことなどから、同県は、令和 5 年 6 月に会社に本件用地を無償で譲渡しており、東北地方整備局長の承認を受けずに補助金適正化法第 22 条に規定される補助金等の交付の目的に反した譲渡に当たる財産処分を行っていた。

また、本件用地の取得に係る国庫補助金交付額 1,007,792 円について、国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、国庫納付を行っていなかった。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
			使用を許可していた年度	使用許可による使用料（国庫納付対象額）	左のうち国庫補助金等相当額	不当と認める使用料（国庫納付対象額）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(154) 兵庫県	神戸市	街路、都市公園等	平成 2 ～ 令和 2	3,499,724 (3,252,847)	1,476,521	2,059,275 (2,059,275)	936,756
			平成28～令和 6	55,248 (53,158)	23,919	53,158 (53,158)	23,919
		計					960,676

神戸市は、平成 2 年度から令和 2 年度までの間に、都市計画道路の築造等を行うために、土地計 9,010.98㎡を事業費計 3,499,724,816 円で取得しており、このうち補助事業により取得した土地（以下「道路等用地」という。）は計 8,672.66㎡（国庫補助対象事業費計 3,252,847,109 円、国庫補助金等交付額計 1,476,521,526 円）となっている。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
			使用を許可していた年度	使用許可による使用料（国庫納付対象額）	左のうち国庫補助金等相当額	不当と認める使用料（国庫納付対象額）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円

しかし、同市は、道路等用地のうち計5,525.26㎡（国庫補助対象事業費相当額計2,059,275,254円、国庫補助金等相当額計936,756,878円）について、平成28年度から令和6年度までの間に、駐車場等として民間事業者等16者に対して有償又は無償で使用を許可して貸し付けており、近畿地方整備局長の承認を受けずに補助金適正化法第22条に規定される補助金等の交付の目的に反した貸付けに当たる財産処分を行っていた。

また、上記の有償貸付けにより元年度から6年度までの間に収納していた使用料55,248,468円から維持管理費相当額2,267,231円を除くなどした53,158,900円のうち国庫補助金等相当額23,919,604円は、国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、同市は、国庫納付を行っていなかった。

(153)(154)の計	3,501,740 (3,254,862)	1,477,529	2,061,290 (2,061,290)	937,764
	55,248 (53,158)	23,919	53,158 (53,158)	23,919
計				961,684

（4）　工事の設計及び施工が適切でなかったもの

2件　不当と認める国庫補助金　49,888,759円

ふとんかご工の設計及び施工が適切でなかったもの

（1件　不当と認める国庫補助金　46,440,013円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(155) **山形県**	**新庄市**	**河川等災害復旧**	6、7	172,968 (160,565)	107,096	69,625 (69,625)	46,440

新庄市は、市道金堀沢線等6路線において、令和6年7月の大雨により崩落した道路法面を復旧するために、災害復旧工事7工事（以下「7工事」という。）で道路土工、ふとんかご(注)工、排水構造物工等を実施している。

（注）　ふとんかご　　金網製のかご状の構造物

このうち、ふとんかご工は、砕石等を詰めたふとんかごを連結して積み重ねるなどして設置するものであり、同市は、崩落した法面の土砂等を撤去した後、法面の法尻を保護するために、延長計538.3mにわたってふとんかご（長さ2.0m、幅1.0m、高さ0.5m）を連結して2段から7段積み重ねて設置していた。

同市は、ふとんかご工の設計に当たり、「道路土工　切土工・斜面安定工指針」（公益社団法人日本道路協会編。以下「安定工指針」という。）に基づき行うこととしている。安定工指針によれば、法面の法尻を保護するためにふとんかご工を採用することができるのは、ふとんかごの背面となる法面が安定勾配

を確保できる場合とされ、安定勾配が確保できない場合には、擁壁等の構造物が必要とされている。また、安定工指針には、地山の土質等に応じた安定勾配の範囲が示されている。

同市は、安定工指針によれば、ふとんかごは、多量の湧水や表流水による法面の浸食等を防止する機能を有しているとされていることから、７工事において、法面の法尻を保護するため、ふとんかご工を採用していた。

７工事で設置されているふとんかごの背面となる法面の勾配等について確認したところ、各現場における土質等の場合、安定工指針で示されている安定勾配は１：1.0(45度)又は１：1.2(約39度)よりも緩やかな勾配とされているのに、７工事の全延長538.3mにおいて実際の勾配はそれよりも急な１：0.5(約63度)などとなっていて、安定勾配が確保されていなかった。

前記のとおり、安定工指針によれば、安定勾配が確保できない場合には擁壁等の構造物が必要とされており、７工事におけるふとんかごについては、土砂の崩壊を防ぐ擁壁として機能する必要がある。そして、「道路土工　擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編)によれば、基礎地盤に直接置かれる擁壁については、将来予想される地盤の洗掘や既設構造物の維持補修等に伴う掘削等の影響を考慮する必要があることから、原地盤面等から擁壁底面までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)を原則として0.5m以上確保することとされている。

しかし、同市は、ふとんかごを原地盤に直接置く設計としていて、ふとんかごが擁壁として機能するのに必要な根入れ深さが確保されていなかった。

このため、ふとんかごは、降雨時における背後地からの排水等による前面の地盤の洗掘等が生ずることで、背面の土圧に耐えられず転倒するおそれがある状態となっていた(参考図参照)。

また、同市は、特記仕様書において、請負人に対して、工事の施工に当たり使用する工事材料について使用材料承諾願を市の監督職員に提出させることとしている。そして、７工事のうち１工事について、請負人は、同市に対して、ふとんかごに係る使用材料承諾願を提出して、粒径が40㎜から80㎜までの砕石を中詰材とするふとんかご(かごの網目40㎜×100～120㎜)を使用する承諾を受け、このふとんかごを延長計58.0mにわたって設置する工事を施工することとしていた。

しかし、現地の状況を確認したところ、中詰材として使用されている砕石の96％以上は、承諾されたふとんかごの網目より小さい粒径40㎜未満のものとなっていた。

このため、当該工事に係るふとんかご延長計58.0mは、雨水等がその内部を流下する際に中詰材が流出することにより重量が低下し、背面の土圧に耐えられず滑動するなどのおそれがある状態となっていた。

したがって、７工事のふとんかご工(工事費相当額計69,625,212円、補助対象事業費相当額同額)は、設計が適切でなかったため、ふとんかごが転倒するおそれのある状態となっており、また、このうち１工事のふとんかご工については、施工が適切でなかったため、ふとんかごが滑動するなどのおそれがある状態となっていて、いずれも工事の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金相当額46,440,013円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、本件ふとんかご工を設計するに当たり、安定工指針に対する理解が十分でなかったこと、請負人が使用を承諾されたふとんかごには適合しない中詰材を使用して施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参　考　図）

本件ふとんかご工の設計等の概念図（安定勾配が１：1.0 以下であるのに実際の勾配は１：0.5 の現場の例）

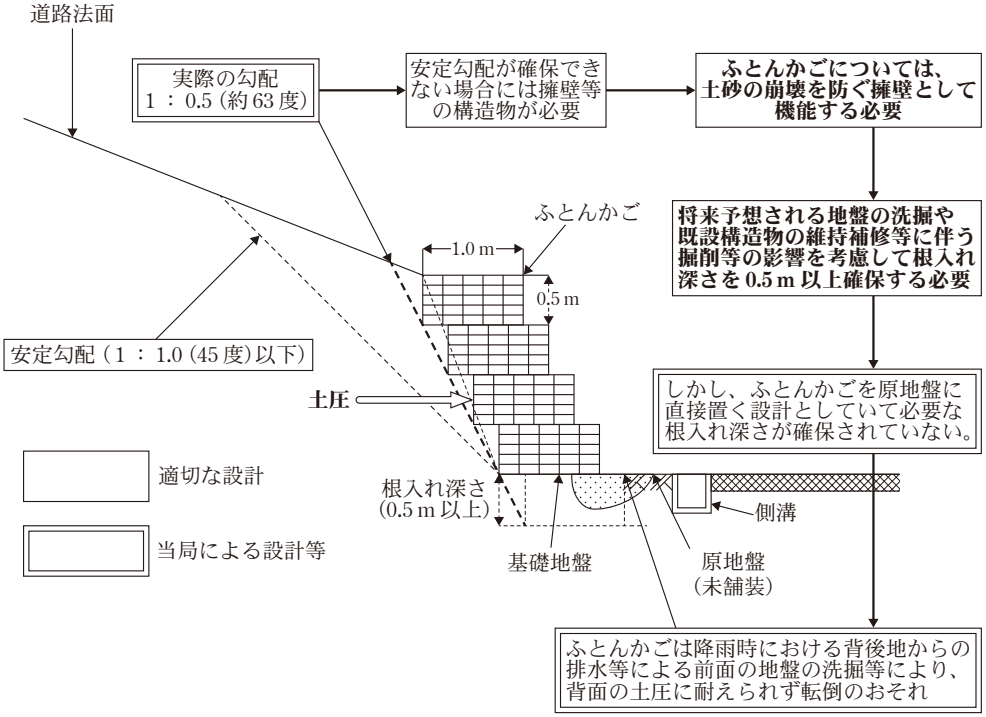

樋（ひ）門補修工事に係る水替工の設計及び施工が適切でなかったもの

（１件　不当と認める国庫補助金　3,448,746 円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(156)	九州地方整備局	佐賀県	海岸（メンテナンス）	4、5	30,236 (30,236)	15,000	6,951 (6,951)	3,448

佐賀県は、伊万里市瀬戸町の伊万里地区海岸において、老朽化した樋門（注１）（幅 1.3m、高さ 1.3m、延長 14.3m）を補修するために、補修工、仮設工等を実施している。

（注１）　樋門　　河川、海岸等の堤防の中をトンネルのように通り抜ける形で設けられるゲートの付いた水路。海岸堤防に設けられるものは、平常時は雨水等を海へ排出し、高潮時等はゲートを閉鎖することで海水の逆流を防止する機能を有する。

仮設工のうち水替工は、本件工事のうち補修工の実施期間中、樋門の通水機能を停止する必要があることから、通常は当該樋門を通じて伊万里湾へ流下している雨水等を隣接する樋門を通じて同湾へ排水するために、水中ポンプ及び発動発電機を設置するものである。

同県は、補修工の実施期間中、樋門に雨水等が入り込むことによる工事の手戻り、及び樋門陸側の農地等にたん水被害が生ずることがないよう、施工時期に係る雨量等のデータを用いるなどして、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。）等に基づき必要な排水量を算出し、排水能力がこれを上回るためには口径 200㎜の水中ポンプ５台（以下「設計ポンプ」と

いう。）が必要であるとしていた。そして、設計ポンプについて、設置することを設計図面に示して指定仮設(注2)としていた。

（注２） 指定仮設とは、工事を実施する際、確実に機能を確保することが必要な場合に、発注者が施工方法等を具体的に指定する仮設である。これに対して、指定仮設としない場合は任意仮設となり、仮設、施工方法等の一切の手段の選択を受注者の責任で行うこととなる。

同県は、指定仮設の場合は、仮設構造物の図面を設計図書とすること、特記仕様書において仮設の規模、使用材料、規格及び数量を指定することなどとしている。また、「土木工事等共通仕様書」（佐賀県県土整備部）等によれば、受注者は、施工前及び施工途中において、図面、仕様書等の設計図書の照査を行い、これらが一致しない事実を発見したときは、監督員に確認を求めなければならないこととされている。

しかし、同県は、設計図面に設計ポンプを設置することを示していた一方で、特記仕様書において設計ポンプを指定していなかった。このため、設計図面と特記仕様書が一致していない状態となっていたが、請負人は、これらが一致していない事実を発見できなかったため監督員に確認を求めることなく、補修工の実施期間を通じて、設計ポンプよりも排水能力の劣る水中ポンプを設置するなどしており(注3)、必要な排水量に対して排水能力が大幅に不足する状況となっていた。

（注３） 請負人が設置していた水中ポンプの規格及び台数は、補修工の実施期間中に変動しており、台数が最少の期間では、口径200㎜、150㎜及び50㎜のもの各１台となっており、最多の期間では、口径200㎜のもの２台、50㎜のもの２台及び150㎜のもの１台となっていた。

また、同県は、本件工事の工期を延長しており、水替工の施工時期は当初想定していた時期より雨量の多い時期に変更されていた。

しかし、同県は、変更後の施工時期における必要な排水量を見直していなかった。そこで、変更後の施工時期に係る雨量等のデータを用いるなどして技術基準等に基づき必要な排水量を算出すると、設計ポンプが設置されていたとしても排水能力は大幅に不足することとなっていた。

したがって、本件工事における水替工等（工事費6,951,937円）は、設計及び施工が適切でなかったため、補修工の実施期間中、必要な排水量に対して排水能力が大幅に不足していて、樋門に雨水等が入り込むことによる工事の手戻り、及び樋門陸側の農地等にたん水被害が生ずるおそれがある状態となっていたものであり、これに係る国庫補助金相当額3,448,746円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、特記仕様書に指定仮設とした設計ポンプを記載する必要があること及び施工時期の変更に伴い設計ポンプの規格等を見直すことについての理解が十分でなかったこと、請負人が設計図面において指定仮設となっていた設計ポンプを設置していなかったのに、これに対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

（５） 工事費の積算が過大となっていたもの　２件　不当と認める国庫補助金　7,414,913円

機械設備工事における工場管理費等の積算が過大となっていたもの

（２件　不当と認める国庫補助金　7,414,913円）

地方公共団体等は、補助事業により、防災・安全対策のために水門設備、ダム管理設備等を整備する工事（以下「機械設備工事」という。）を実施しており、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書（機

械編)」又はこれを参考にして地方公共団体等が自ら制定した基準(以下、これらを合わせて「積算基準」という。)等によりその予定価格を積算している。

積算基準によれば、機械設備工事に係る請負工事費は、次のとおり算定することとされている(図参照)。

図　機械設備工事に係る請負工事費の積算体系図

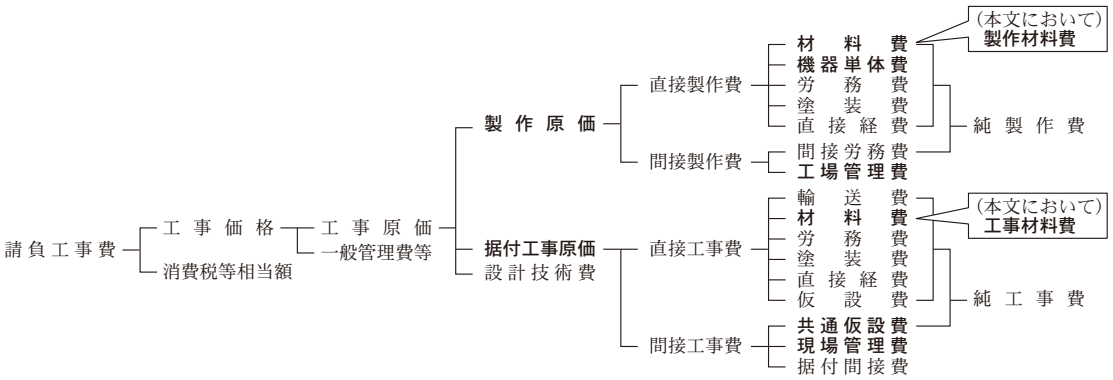

①　請負工事費は、工事原価及び一般管理費等を合算した工事価格に消費税等相当額を加えて算定する。工事原価は、製作原価、据付工事原価及び設計技術費を合算して算定する。

②　製作原価は、直接製作費と間接製作費を合算して算定する。直接製作費は、材料費(以下、製作原価に含まれる材料費を「製作材料費」という。)、機器単体費、労務費等を、間接製作費は、間接労務費及び工場管理費をそれぞれ合算して算定する。

製作材料費は、製作に当たって直接及び補助的に使用される材料の費用であり、機器単体費は、製品の製作に当たってそのまま組み込むことができる機器又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。間接労務費は、労務費に間接労務費率を乗じて算定し、工場管理費は、直接製作費と間接労務費の合計である純製作費から製作材料費及び機器単体費を除いた額を工場管理費対象額としてこれに工場管理費率を乗じて算定する。

③　据付工事原価は、直接工事費と間接工事費を合算して算定する。直接工事費は、材料費(以下、据付工事原価に含まれる材料費を「工事材料費」という。)等を、間接工事費は、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費をそれぞれ合算して算定する。

工事材料費は、工事を施工するに当たって直接及び補助的に使用される材料の費用である。共通仮設費は、直接工事費に共通仮設費率を乗ずるなどして算定し、現場管理費は、直接工事費と共通仮設費の合計である純工事費に現場管理費率を乗じて算定する。

本院が会計実地検査を行ったところ、１事業主体は、純製作費から製作材料費及び機器単体費を除いた額を工場管理費対象額とすべきところ、純製作費から製作材料費及び機器単体費を除かずに工場管理費対象額を算定したことにより、工場管理費を過大に算定していた。また、１事業主体は、機器単体費に計上すべき費用を工事材料費に計上したことにより、共通仮設費及び現場管理費を過大に算定していた。

したがって、これらの機械設備工事に係る契約額は、適正な工事費と比べて割高となっていて、これらに係る交付金等相当額計 7,414,913 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、２事業主体において、積算基準に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(157)	**北海道開発局**	**奥尻郡奥尻町**	**防災・安全交付金（高潮対策）**	4、5	62,920 (62,920)	34,606	7,800 (7,800)	4,290

奥尻町は、陸閘(こう)(注)等を工場で製作し、奥尻港海岸に据え付ける工事を、契約額計 62,920,000 円（交付対象事業費同額、交付金交付額計 34,606,000 円）で実施している（参考図１参照）。

同町は、予定価格の積算に当たり、陸閘等の純製作費を令和４年度は 10,874,350 円、５年度は 15,411,610 円と算定した上で、工場管理費対象額を４年度は純製作費から製作材料費の一部を除いた 10,697,250 円、５年度は純製作費の全額 15,411,610 円として、これらに工場管理費率 25％ を乗ずるなどして工場管理費を４年度は 2,670,000 円、５年度は 3,850,000 円と算定していた。

しかし、積算基準によれば、工場管理費対象額は、純製作費から製作材料費及び機器単体費の全額を除いた額とするとされているのに、同町は、工場管理費の算定に当たり、上記のとおり製作材料費の一部を除いていたものの、製作材料費に該当するアルミ板材等の費用及び機器単体費に該当する車輪装置等の費用（４年度計 7,613,739 円、５年度計 10,969,642 円）について、純製作費から除いていなかった。

したがって、純製作費から製作材料費及び機器単体費の全額を除くなどした額を工場管理費対象額として適正な工場管理費を算定すると、４年度は 770,000 円、５年度は 1,110,000 円となり、機械設備工事の工事費は、４年度 22,979,000 円、５年度 32,010,000 円、計 54,989,000 円となることから、本件契約額 62,920,000 円は、これと比べて計約 780 万円（これらに係る交付金相当額計 4,290,000 円）割高となっていた。

（注）陸閘　港湾、海浜等を利用するために、堤防等に車両及び人の通行が可能となるように設けた門扉で、台風、地震発生時等の異常時には閉鎖することにより、津波等から背後地を防護する機能を有する施設

（参考図１）

陸閘の概念図

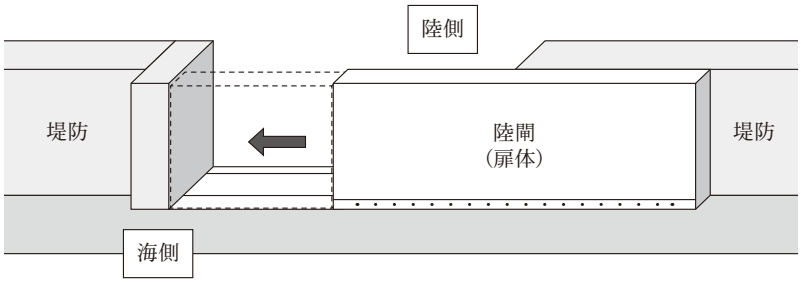

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(158) 富山県	富山県	防災・安全社会資本整備交付金（河川）等	3～5	106,200 (43,126)	17,250	21,200 (7,812)	3,124

富山県は、管理する三つのダムにおいて、河川上流から流れてくる流木等を、浮きを付けた網で止めることによってダムの放流ゲート等を守る設備である網場及びダムの貯水池内を船で巡視するなどの際に網場部分を通行するための設備である通船ゲート（以下、これらを合わせて「流木止設備」という。）の更新工事を契約額計106,200,600円（交付等対象事業費計43,126,359円、交付金等交付額計17,250,543円）で実施している（参考図2参照）。

同県は、予定価格の積算に当たり、流木止設備は工場で製作した後に現地で組立て作業を実施するものであるとして、流木止設備に係る費用について、工事材料費に計上して、共通仮設費及び現場管理費の対象額としていた。

しかし、積算基準によれば、流木止設備に係る費用は、工事材料費ではなく、機器単体費に計上することとされていることから、同県は流木止設備に係る費用の計上先を誤っていた。流木止設備に係る費用を機器単体費に計上すると工場管理費等の対象額とはならないのに対して、工事材料費に計上すると、共通仮設費及び現場管理費の対象額となるため、それらに係る費用が過大となる。

したがって、流木止設備に係る費用を機器単体費に計上するなどして適正な機械設備工事の工事費を算定すると、計84,835,524円となることから、本件契約額106,200,600円はこれと比べて計約2120万円（これらに係る交付金等相当額計3,124,913円）割高となっていた。

（参考図2）

流木止設備の概念図

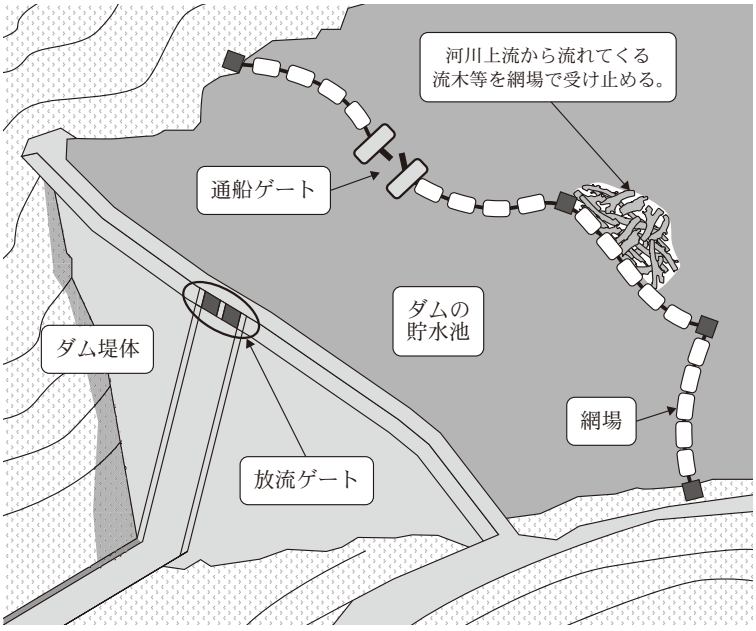

(157)(158)の計	169,120 (106,046)	51,856	29,000 (15,612)	7,414

（6）　計画が適切でなかったもの　　1件　不当と認める国庫補助金　41,747,096円

発動発電機の設置に当たり、排水機場の運用方法が変更されているにもかかわらず、変更前の運用方法に適用する設計基準を適用して設計していたため、設置した発動発電機について、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　41,747,096円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(159)	新潟県	新潟県	防災・安全交付金（河川）	4、5	89,854 (89,119)	44,559	84,182 (83,494)	41,747

新潟県は、柏崎市春日地内のよしやぶ川排水機場において、定期点検で故障等が見つかった発動発電機2基を更新するなどの工事を実施している。

排水機場に設置する発動発電機については、その使用の目的に応じて機能するよう適切に計画し、設計基準を適用して適切に設計を行う必要がある。

同県は、更新前の発動発電機が救急内水対策事業(注)を実施する設備として整備されていたことから、更新する本件発動発電機の設計を、救急内水対策事業を実施する際に適用する「救急排水ポンプ設備技術指針・解説」（平成6年社団法人河川ポンプ施設技術協会。以下「救排指針解説」という。）等に基づき行っていた。

（注）　救急内水対策事業　　地域内の排水機場の間で、内水の状況に応じて可搬式の比較的小規模なポンプ、発動発電機等を運搬し及び設置して、融通し合うことにより、機動的かつ効率的な内水排除を行い、内水の被害を軽減して地域の振興に資する事業

しかし、よしやぶ川排水機場は、平成8年度に救急内水対策事業を実施する排水機場として整備されていたものの、他の排水機場の設備が常設化され、同排水機場から発動発電機等を他の排水機場へ運搬していく必要がなくなったこと、また、同排水機場にもポンプ等が常設のものとして移設されたことなどから、21年度以降はポンプ、発動発電機等を常設した排水機場として運用されており、救急内水対策事業を実施する排水機場ではなくなっていた。

このため、本件発動発電機については、その更新に当たり、排水機場の間で運搬及び設置を行うことを前提とするのではなく、排水機場に常設するものとして計画し、設計を行う必要があったと認められた。

そこで、排水機場に常設する発動発電機の設置に係る設計基準について確認したところ、同県では、「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説」（令和2年1月一般社団法人河川ポンプ施設技術協会。以下「基準解説」という。）を適用することとしていた。

基準解説によれば、発動発電機の設置方法については、耐震性を確保するため、機器に作用する地震力に対して十分な強度をもつ架台に、基礎ボルトにより支持・固定することとされている。

しかし、同県が本件発動発電機を設計するに当たり適用した救排指針解説等によれば、発動発電機は可搬式の設備として運搬及び設置を行うこととされていて、その設置に係る設計に当たり、発動発電機とコンクリートの架台とをボルト等で固定することとはされていないことから、同県は、本件発動発電機を設置場所であるコンクリートの架台とボルト等で固定せず、その上にそのまま載せる設計を行い、これにより請負人に施工させていた。

したがって、本件工事で設置された発動発電機(工事費相当額84,182,608円、交付対象事業費83,494,192円)は、救排指針解説等に基づいて設計されていたため、架台と固定されておらず地震時に滑動して損傷するなどのおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額41,747,096円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、排水機場の運用方法の変更に伴う発動発電機の設置方法について、排水機場に常設するものとして計画する必要があることに対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(7) 工事の施工が適切でなかったもの　　1件　不当と認める国庫補助金　5,686,130円

自動始動盤の設置に係る施工が適切でなかったもの

(1件　不当と認める国庫補助金　5,686,130円)

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(160) 新潟県	村上市	水道施設災害復旧	4～6	104,174 (95,865)	63,910	8,529 (8,529)	5,686

村上市は、村上市川部地内において、令和4年8月の豪雨により被災した浄水場の機能回復を図るために、自動始動発電機盤(以下「自動始動盤」という。)等の設置等を施工業者(以下「請負人」という。)に請け負わせて実施している。

同市は、本件自動始動盤等について、地震が発生するなどして停電となった際に作動し、浄水場を適切に稼働させる機能を復旧することとしている。また、自動始動盤の設計については、特記仕様書で自動始動盤の仕様を請負人に示し、これに基づくなどして請負人が作成した施工図を確認して、承諾することとしている。そして、請負人は、本件自動始動盤の設計に当たり、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)等に基づいて施工図等を作成している。

耐震設計指針等によれば、自動始動盤等の設備機器は、地震動で転倒等が生じないよう据え付けることなどとされており、あと施工接着系アンカーボルト(注1)(以下「アンカーボルト」という。)を用いてコンクリートの基礎の辺部に緊結する場合、アンカーボルト中心とコンクリートの基礎の端部との距離(以下「縁端距離」という。)は、アンカーボルトの径の4倍以上、かつ、50㎜にコンクリートのせん孔径の半分を加えた長さ以上(以下、これら二つの条件を満たす距離の最小値を「必要な縁端距離」という。)を確保する必要があるとされている。

(注1)　あと施工接着系アンカーボルト　　アンカーボルトのうち、既存のコンクリート等にドリル等で所定の穴を開け、その中に接着剤を用いてボルトを定着させる方式のもの

請負人は、同市から特記仕様書で示された自動始動盤の仕様に基づくなどして、アンカーボルト(径16㎜、コンクリートのせん孔径18㎜のもの4本)を用いて、自動始動盤の架台を、コンクリートの基礎にあるケーブルピットをまたぐようにして緊結することとした施工図を作成して同市に提出していた。施工図における縁端距離は短いところで65㎜となっており、耐震設計指針に基づいて算出される必要な縁端距離64㎜以上の距離となっていた。そして、同市は、当該施工図を確認した上で承諾し、これに基づいて施工されたとして、完成検査において合格としていた(自動始動盤の設置の概念図については参考図1参照)。

しかし、本件工事の工事写真等及び現地の状況を確認したところ、請負人は、施工図どおりに施工すると自動始動盤の扉が建屋の柱部に干渉することから、扉と建屋の柱部との干渉を低減させて扉がより開くようにするために、自動始動盤の位置を変更して設置することとしていた。そして、これに伴い架台の位置及び架台をコンクリートの基礎に緊結するアンカーボルト4本の打設位置を変更して施工したことにより、扉側のアンカーボルト2本の縁端距離は約45㎜となっており、必要な縁端距離に比べて約19㎜不足していた(参考図2参照)。

したがって、本件工事で設置した自動始動盤(工事費相当額8,529,195円、国庫補助対象事業費同額)は、施工が適切でなかったため、アンカーボルトとコンクリートの基礎との付着強度(注2)が低下するなどすることにより、地震時にアンカーボルトの引抜きが生じ転倒するなどして損傷し、所定の機能が維持できないおそれがある状態となっており、これに係る国庫補助金相当額5,686,130円が不当と認められる。

(注2)　付着強度　　地震力の作用によるアンカーボルトを引き抜こうとする力に対して、コンクリート等との付着によってアンカーボルトが引き抜かれないよう抵抗する強さ

このような事態が生じていたのは、請負人がアンカーボルトの打設位置を変更していたことにもよるが、同市において、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)

自動始動盤の設置の概念図

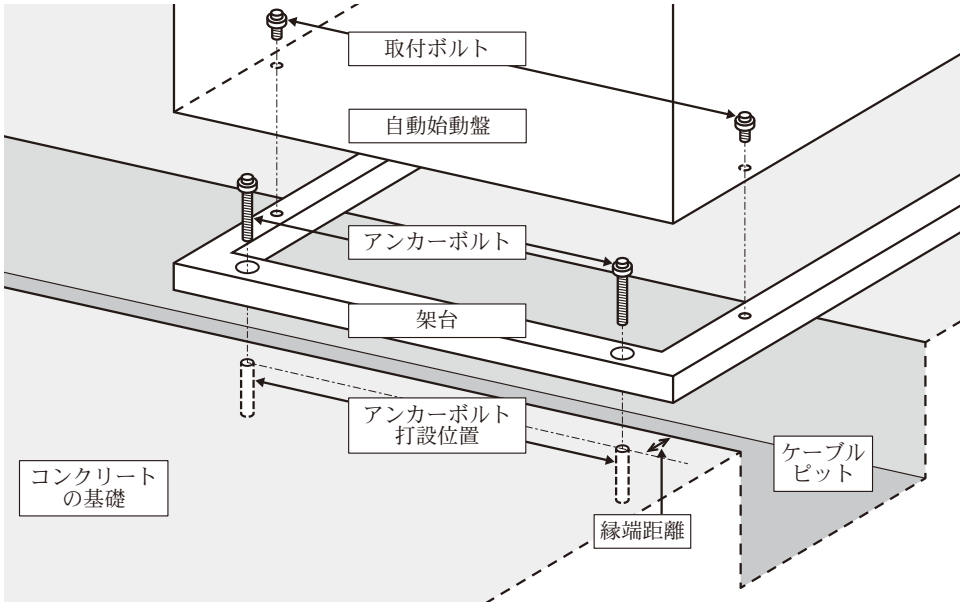

（参考図２）

自動始動盤の設置状況

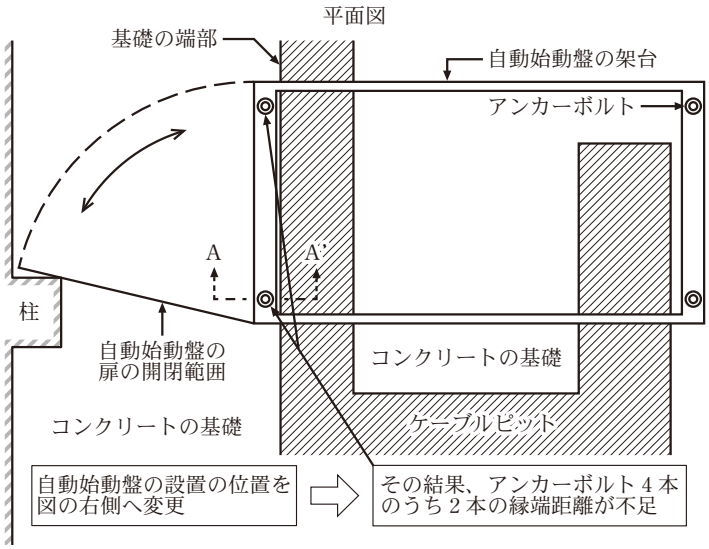

アンカーボルト打設位置の断面図（A–A'断面図）

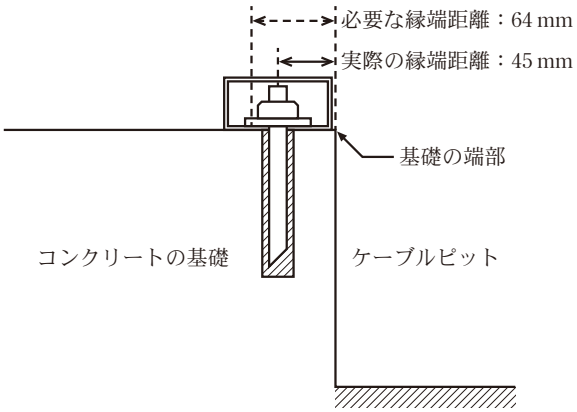

意見を表示し又は処置を要求した事項

航空機を用いた測量業務のうち、航空レーザ測深測量又は航空レーザ測量に係る業務の積算に当たり、業務の実態を踏まえた積算が実施できるよう、見積りを徴して総運航時間等の数量を決定する場合、提出された見積りの総運航時間等の数量の算出根拠についても業者から徴してその内容を確認することなどを周知するよう是正改善の処置を求め、並びに航空レーザ測深測量に係る業務の積算基準の策定及び航空レーザ測量に係る業務の積算基準の見直しについて検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省 (項)河川整備事業費 (項)総合流域防災事業費 (項)砂防事業費 (項)海岸事業費　等

部　局　等	国土交通本省、5地方整備局、27河川事務所等
事業の概要	管理する河川等の地形の状況等を効率的に把握するために、航空測量の一環として三次元測量業務を実施するもの
検査の対象とした航空レーザ測深測量に係る業務の契約件数及び契約額	77件　46億3273万余円（令和2年度～7年度）
上記のうち設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた契約の件数及び直接測量費の開差額(1)	76件　5億2962万円（令和2年度～7年度）
検査の対象とした航空レーザ測量に係る業務の契約件数及び契約額	75件　65億0751万余円（令和2年度～7年度）
上記のうち設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた契約の件数及び直接測量費の開差額(2)	75件　4億2896万円（令和2年度～7年度）
(1)及び(2)に係る契約件数の純計及び直接測量費の開差額の合計	145件　9億5858万円（令和2年度～7年度）

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

航空機を用いた三次元測量業務の積算について

（令和8年10月23日付け　国土交通大臣宛て）

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1　三次元測量業務等の概要

(1)　貴省が実施する三次元測量業務の実施方法等

貴省の地方整備局等及び河川事務所等は、管理する河川、砂防及び海岸の各事業において、地形の状況等を効率的に把握するために航空測量を実施しており、地形、地物等を計測して三次元点群データを作成するため、外部に委託して航空レーザ測量に係る業務（以下「LP業務」という。）及び航空レーザ測深測量に係る業務（以下「ALB業務」といい、LP業務と合わせて「三次元測量業務」という。）を実施している。

このうち、LP業務においては、主に単発の固定翼航空機を用いて航空レーザ測量システム(注1)により計測し、また、ALB業務においては、主に回転翼航空機を用いて航空レーザ測深システム(注2)により計測している。貴省は、両システムの特性を踏まえて、ハザードマップ作成のための基礎データを取得するために広範囲の三次元座標が必要となる場合等には

LP 業務を実施し、河床の変動状況を把握するために水底の三次元座標が必要となる場合等には ALB 業務を実施している。

（注１） 航空レーザ測量システム　陸上部と水面を計測する近赤外レーザを照射し、反射するレーザの往復時間を基に三次元座標を計測するシステム

（注２） 航空レーザ測深システム　陸上部と水面を計測する近赤外レーザ及び水中部を計測するグリーンレーザを同時に照射し、水面で反射するレーザの往復時間と、水を透過し水底で反射するレーザの往復時間との差から水深を算出して、陸上部と同時に水中部の三次元座標を計測するシステム

貴省は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づき制定した「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を準用するなどして三次元測量業務を実施しており、作業規程の準則においては、受注者は発注者に、航空機の飛行実績等を記載した「航空レーザ計測記録簿」、「航空レーザ計測作業日誌」等の書類（以下「計測実績書類」という。）を提出することとなっている。

⑵ 三次元測量業務に係る費用の積算方法

貴省は、LP 業務の積算については、平成 25 年度に策定した「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省大臣官房技術調査課監修）において LP 業務に係る積算の基準（以下「LP 業務の積算基準」という。）を定めており、計測面積が 100㎢以上となるなどの条件を満たす場合に適用することとしている。なお、LP 業務の積算基準については、25 年度の策定以降、一度も見直されていない。

LP 業務の積算基準によれば、LP 業務に係る費用のうち直接測量費は、計測作業の実施に必要な全ての運航時間（以下「総運航時間」という。）、航空レーザ測量システムを用いて計測を実施する時間（以下「計測時間」という。）、計測作業の実施等のため作業員が飛行場にとどまる日数（以下「滞留日数」といい、総運航時間及び計測時間と合わせて「総運航時間等」という。）の各数量に、航空機の損料、システムの損料、操縦士の歩掛かりなどから算出した単価を乗ずるなどして算定することとされている。

一方で、ALB 業務については、28 年頃から実施されているものの、貴省において積算基準を策定していない。また、貴省本省は、ALB 業務の積算に LP 業務の積算基準を使用できないとしている。

これらのことから、貴省は、LP 業務の積算基準の適用条件を満たさない LP 業務及び ALB 業務の積算に当たり、総運航時間等の数量については、見積りを徴して決定することとしている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、三次元測量業務の積算に当たり、見積りにより決定した総運航時間等の数量は、実態に即したものとなっているか、航空レーザ測量システムの性能が向上していることを受けて、策定から 10 年程度経過した LP 業務の積算基準が実態に即したものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、２地方整備局(注３)及び 23 河川事務所(注４)等が令和２年度から７年度までの間に実施した ALB 業務に係る契約計 77 件、契約額計 46 億 3273 万余円並びに５地方整備局(注５)及び 14 河川事務所(注６)等が２年度から７年度までの間に実施した LP 業務に係る契約計 75 件、

契約額計65億0751万余円(重複を除いた純計は、5地方整備局、27河川事務所(注7)等、契約146件、契約額計100億7020万余円)を対象として、貴省本省、9地方整備局(注8)等及び25河川事務所(注9)等において、見積書、設計書、計測実績書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、2河川国道事務所(注10)から上記と同様の書類の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。また、貴省から三次元測量業務に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注3)　2地方整備局　　北陸、九州両地方整備局

(注4)　23河川事務所等　　信濃川下流、静岡、大和川、出雲、那賀川、遠賀川各河川事務所、仙台、湯沢、高崎、甲府、三重、和歌山、紀南、浜田、徳島、高知、八代各河川国道事務所、神通川水系、四国山地両砂防事務所、札幌、旭川、釧路、網走各開発建設部

(注5)　5地方整備局　　東北、関東、北陸、四国、九州各地方整備局

(注6)　14河川事務所等　　信濃川下流、静岡、出雲各河川事務所、湯沢、徳島両河川国道事務所、利根川水系、湯沢、神通川水系、富士、六甲、四国山地各砂防事務所、札幌、旭川、網走各開発建設部

(注7)　27河川事務所等　　信濃川下流、静岡、大和川、出雲、那賀川、遠賀川各河川事務所、仙台、湯沢、高崎、甲府、三重、和歌山、紀南、浜田、徳島、高知、八代各河川国道事務所、利根川水系、湯沢、神通川水系、富士、六甲、四国山地各砂防事務所、札幌、旭川、釧路、網走各開発建設部

(注8)　9地方整備局等　　東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注9)　25河川事務所等　　信濃川下流、静岡、大和川、出雲、那賀川、遠賀川各河川事務所、高崎、甲府、三重、和歌山、紀南、浜田、徳島、高知、八代各河川国道事務所、利根川水系、湯沢、神通川水系、富士、六甲、四国山地各砂防事務所、札幌、旭川、釧路、網走各開発建設部

(注10)　2河川国道事務所　　仙台、湯沢両河川国道事務所

(検査の結果)

検査の対象とした契約146件の総運航時間等について、積算の際に用いられた数量(以下「設計数量」という。)に対する、計測実績書類等により実績が確認できた数量(以下「実績数量」という。)の割合(以下「実績率」という。また、実績率と100%との差の絶対値を「かい離率」という。)を確認したところ、次のとおり、かい離率が30%超となっており、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じている事態が見受けられた。

(1)　ALB業務に係る契約の総運航時間等について、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた事態

2地方整備局及び23河川事務所等が実施したALB業務に係る契約77件の総運航時間等を確認したところ、75件において、設計数量が実績数量よりも大幅に上回り実績率が70%未満(かい離率が30%超。以下「設計数量が過大」という。)となっていて、また、9件において、設計数量が実績数量よりも大幅に下回り実績率が130%超(かい離率が30%超。以下「設計数量が過小」という。)となっていて、それぞれ設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた。これらの契約について、設計数量から実績数量を差し引いた数量に

単価を乗じて直接測量費の開差額を算定すると、設計数量が過大となっている契約75件に係る開差額は計5億6889万余円、設計数量が過小となっている契約9件に係る開差額は計△3927万余円となり、契約件数の純計は76件、これらの契約に係る直接測量費の開差額は計5億2962万余円となる(表1参照)。

表1　ALB業務の総運航時間等の設計数量が過大又は設計数量が過小となっている契約件数及び直接測量費の開差額　(単位：件、円)

事態	実績率 (かい離率)	契約件数				直接測量費の開差額
		総運航時間	計測時間	滞留日数	左の純計 注(1)	
設計数量が過大	30%未満 (70%超)	16	28	33	49	275,910,862
	30%以上～50%未満 (50%超～70%以下)	25	25	11	49	188,840,550
	50%以上～70%未満 (30%超～50%以下)	22	14	10	35	104,142,416
	計　①	63	67	54	**75**	**568,893,828**
設計数量が過小	130%超～150%以下 (30%超～50%以下)	0	0	2	2	△ 1,929,400
	150%超 (50%超)	0	0	7	7	△ 37,343,200
	計　②	0	0	9	**9**	**△ 39,272,600**
合計①＋② 注(2)					**76**	**529,621,228**

注(1)　総運航時間、計測時間及び滞留日数の各欄の重複を除いた純計である。
注(2)　①と②の契約件数の合計は、純計である。

このように、ALB業務に係る契約76件については、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていたことから、これらの契約における総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、10河川事務所等(注11)は、32件(契約額計16億0699万円)について、ALB業務に係る積算基準がないことなどから見積りを徴して決定することとされているのに、LP業務の積算基準を使用するなどして算出していた。また、2地方整備局(注12)及び15河川事務所等(注13)は、44件(契約額計29億8475万余円)について、見積りを徴して設計数量を決定していたものの、見積りの提出者(以下「業者」という。)から総運航時間等の数量の算出根拠等を徴していなかったため、見積りを徴した総運航時間等の数量がどのように算出されているかを確認していなかった。

(注11)　10河川事務所等　信濃川下流、大和川、出雲各河川事務所、湯沢、高崎、紀南、浜田、徳島各河川国道事務所、旭川、網走両開発建設部

(注12)　2地方整備局　北陸、九州両地方整備局

(注13)　15河川事務所等　静岡、那賀川、遠賀川各河川事務所、仙台、甲府、三重、和歌山、徳島、高知、八代各河川国道事務所、神通川水系、四国山地両砂防事務所、札幌、旭川、釧路各開発建設部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例１**＞

中国地方整備局浜田河川国道事務所は、令和３年度に、管理する一級河川江の川の定期縦横断測量の一環として、「令和３年度江の川下流江津地区外航空レーザー測量業務」（ALB 業務）を契約額 82,313,000 円で実施している。

本件契約の ALB 業務の総運航時間等について、設計数量と実績数量を比較したところ、設計数量では総運航時間、計測時間及び滞留日数がそれぞれ 45.26 時間、29.65 時間及び 39 日となっているのに対して、実績数量はそれぞれ 16.59 時間、4.55 時間及び６日となっており、実績率が 36.65％（かい離率 63.35％）、15.35％（同 84.65％）及び 15.38％（同 84.62％）となっていて、いずれも設計数量が過大となっていた（直接測量費の開差額 14,919,095 円）。

そこで、総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、同事務所は、単価を算出するに当たっては、航空機の損料、計測システムの損料、測量技師、操縦士等の歩掛かりなどについては見積りを徴していたものの、総運航時間等の数量については見積りを徴することなく、LP 業務の積算基準を使用して算出していた。同事務所は、本件業務の積算に当たり適用できる積算基準がないことから、ALB 業務と同様に航空機を用いて計測する LP 業務の積算基準を使用することが可能であると判断したためとしている。

⑵　LP 業務に係る契約の総運航時間等について、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた事態

５地方整備局及び 14 河川事務所等が実施した LP 業務に係る契約 75 件の総運航時間等を確認したところ、62 件において設計数量が過大となっていて、また、30 件において設計数量が過小となっていて、それぞれ設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた。これらの契約について、設計数量から実績数量を差し引いた数量に単価を乗じて直接測量費の開差額を算定すると、設計数量が過大となっている契約 62 件に係る開差額は計６億 5190 万余円、設計数量が過小となっている契約 30 件に係る開差額は計△２億 2293 万余円となり、契約件数の純計は 75 件、これらの契約に係る直接測量費の開差額は計４億 2896 万余円となる（表２参照）。

表２　LP 業務の総運航時間等の設計数量が過大又は設計数量が過小となっている契約件数及び直接測量費の開差額　（単位：件、円）

事態	実績率（かい離率）	契約件数				直接測量費の開差額
		総運航時間	計測時間	滞留日数	左の純計 注(1)	
設計数量が過大	30％未満（70％超）	4	23	15	30	393,546,463
	30％以上～50％未満（50％超～70％以下）	17	18	10	33	187,797,207
	50％以上～70％未満（30％超～50％以下）	14	11	10	31	70,558,660
	計　①	35	52	35	**62**	**651,902,330**
設計数量が過小	130％超～150％以下（30％超～50％以下）	4	0	2	5	△ 13,358,155
	150％超（50％超）	11	6	24	27	△ 209,581,193
	計　②	15	6	26	**30**	△ **222,939,348**
合計①＋② 注(2)					**75**	**428,962,982**

注(1)　総運航時間、計測時間及び滞留日数の各欄の重複を除いた純計である。

注(2)　①及び②の契約件数の合計は、純計である。

このように、LP業務に係る契約75件については、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていたことから、これらの契約における総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、4地方整備局(注14)及び10河川事務所等(注15)は、45件(契約額計36億5398万余円)について、LP業務の積算基準の適用条件を満たすことから、LP業務の積算基準を適用して算出していたが、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生ずる結果となっていた。また、3地方整備局(注16)及び8河川事務所等(注17)は、31件(契約額計29億4078万余円)について、LP業務の積算基準の適用条件を満たさないLP業務であることから見積りを徴して設計数量を決定していたものの、業者から総運航時間等の数量の算出根拠等を徴していなかったため、見積りを徴した総運航時間等の数量がどのように算出されているかを確認していなかった。

(注14)　4地方整備局　　東北、関東、北陸、九州各地方整備局

(注15)　10河川事務所等　　信濃川下流、静岡、出雲各河川事務所、湯沢、徳島両河川国道事務所、湯沢、神通川水系、富士、六甲各砂防事務所、札幌開発建設部

(注16)　3地方整備局　　関東、北陸、四国各地方整備局

(注17)　8河川事務所等　　信濃川下流、静岡両河川事務所、利根川水系、神通川水系、富士、四国山地各砂防事務所、旭川、網走両開発建設部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞

東北地方整備局は、令和2年度に、青森県の一部、岩手県、宮城県及び福島県において、河川の氾濫域の三次元点群データを取得して浸水想定区域図の地形データを作成するために、「東北東部管内河川航空レーザ測量他業務」(LP業務)を契約額286,660,000円で実施している。

本件契約のLP業務の総運航時間等について、設計数量と実績数量を比較したところ、設計数量では総運航時間、計測時間及び滞留日数がそれぞれ410.30時間、266.00時間及び296日となっているのに対して、実績数量はそれぞれ114.37時間、38.77時間及び22日となっており、実績率が27.87%(かい離率72.13%)、14.58%(同85.42%)及び7.43%(同92.57%)となっていて、いずれも設計数量が過大となっていた(直接測量費の開差額120,501,745円)。

そこで、総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、同局は、積算に当たり、LP業務の積算基準の適用条件を満たすことから、LP業務の積算基準を適用して算出していたが、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生ずる結果となっていた。

⑴及び⑵の事態に係る契約件数からそれぞれの重複する契約を除いた純計は145件(検査対象の146件に対する割合は99.3%)となり、これらの契約における直接測量費の開差額は計9億5858万余円となる。

（是正改善及び改善を必要とする事態）

三次元測量業務に係る契約の総運航時間等について、本院が検査した契約146件のうち145件の契約において設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じているなどの事態は適切ではなく、是正改善を図る要及び改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　貴省本省において

㋐　ALB業務の積算について、適用できる積算基準を策定していないこと、また、LP業務の積算基準を使用できないことについての周知が十分でないこと

㋑　LP業務の積算について、平成25年度にLP業務の積算基準が策定されて以降、一度も見直していないこと

イ　地方整備局及び河川事務所等において、三次元測量業務を実施するに当たり総運航時間等の数量について業者から見積りを徴して決定する際に、当該見積りの数量の算出根拠等を確認していないこと

3　本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

貴省においては、今後も、管理する河川等の地形の状況等を効率的に把握するために、三次元測量業務を継続して実施することが見込まれる。

ついては、貴省において、三次元測量業務の実態を踏まえた積算が実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア　三次元測量業務の積算に当たり、見積りを徴して総運航時間等の数量を決定する場合、見積りを依頼する際に計測実績書類等により把握した過去の実績等を参考として提示すること、及び提出された見積りの総運航時間等の数量の算出根拠についても業者から徴してその内容を確認することを地方整備局等及び河川事務所等に対して周知すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ　ALB業務の積算に当たり、LP業務の積算基準を使用しないことを地方整備局等及び河川事務所等に対して周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ　地方整備局等及び河川事務所等が三次元測量業務の実態を踏まえた積算を実施できるよう、ALB業務に係る積算基準の策定及びLP業務の積算基準の見直しについて検討すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（1）　浚渫（しゅんせつ）工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、現場条件等を考慮した上で浚渫船の規格を再検討することについて指示することなどにより、積算が経済的なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省　(項)港湾事業費　等
部　局　等	直轄事業　8地方整備局等
	補助事業　5地方整備局
事　業　主　体	直轄事業　8地方整備局等
	補助事業　都1、県4、市1、管理組合1
	計　15事業主体
浚渫工事の概要	港湾整備事業等の一環として、航路、泊地等の水深の確保のため海底の土砂等を所定の水深まで掘削するなどの工事
検査の対象とした浚渫工事の契約件数及び契約金額	直轄事業　127件　610億7413万余円(令和4年度～7年度)
	補助事業　51件　125億2306万余円(令和4年度～7年度)
	(国庫補助金等交付額　27億6972万余円)
浚渫工事費の積算額を低減できた契約件数及び積算額	直轄事業　2件　2億3090万円
	補助事業　2件　3070万円
	(国庫補助金等相当額　1225万円)
回航・えい航費等を除いた浚渫工事費の積算額が低減でき、浚渫工事費の積算額を低減できる見込みがあった契約件数及び契約金額	直轄事業　5件　47億3037万円(背景金額)

1　浚渫工事の概要等

(1)　浚渫工事の概要

国土交通省は、航路、泊地等の水深の確保のために、国が行う直轄事業又は地方自治体等の港湾管理者が行う国庫補助事業等(以下「補助事業」という。)により、海底の土砂等を所定の水深まで掘削するなどの浚渫工事を毎年度多数実施している。

浚渫工事は、海底の土砂等を浚渫船により掘削するなどする浚渫工、掘削等した土砂等を土運船により処分場所まで運搬する土運船運搬工、運搬した土砂等を揚土船等により処分場所に揚土するなどする揚土土捨工等の各工程により実施される(以下、浚渫工事の各工程において使用されるこれらの船舶を「作業船」という。参考図1参照)。

（参考図１）

浚渫工事の概念図

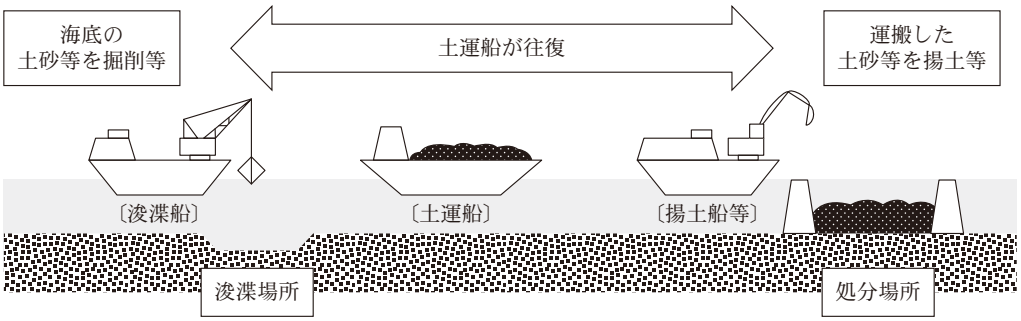

同省港湾局が監修した現有作業船一覧総括表によると、作業船の隻数は平成 17 年から令和 7 年までの 20 年間で約 4 割減少している。また、 7 年 1 月時点で、揚土船等は 42 隻と、浚渫船 370 隻及び土運船 347 隻に比べて大幅に少ない状況となっている。

⑵　積算基準における作業船の規格の決定

地方整備局等は、同省が制定した港湾請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき、また、港湾管理者（以下、地方整備局等と合わせて「発注者」という。）は、積算基準又はこれを参考にして自らが制定した基準に基づくなどして、浚渫工事に要する費用（以下「浚渫工事費」という。）を積算している。

積算基準によれば、浚渫工事費の積算に用いる作業船の規格(注１)の決定は、浚渫船、土運船、揚土船等の順番で行うこととされており、浚渫船の規格については水深、土量等に基づき、土運船及び揚土船等の規格については浚渫船の規格、 1 日当たり揚土量に基づき、工期等の現場条件を考慮するなどして、それぞれ決定することとされている（参考図 2 参照）。

（注１）　作業船の規格　　港湾工事の積算時に使用する作業船の能力・仕様を標準化したもので、作業船に係る経費等を算定する際の前提条件となる。

（参考図２）

作業船の規格の決定の流れ

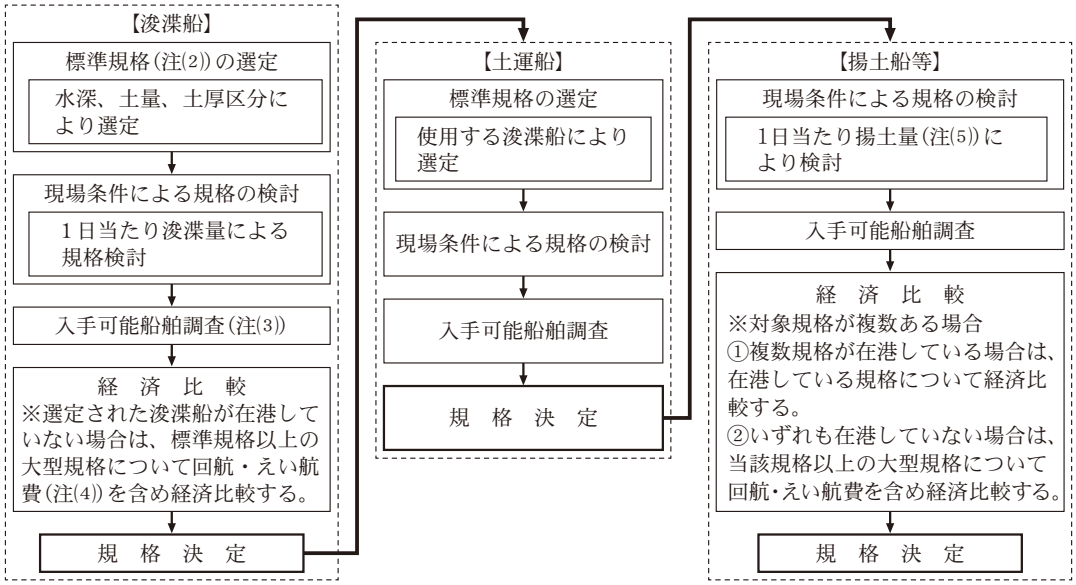

注(1)　積算基準を基に本院が作成した。

注(2)　「標準規格」とは、作業船の規格の決定に先立ち、水深、土量等の条件に基づき選定される目安となる規格をいう。

注(3)　「入手可能船舶調査」とは、作業船情報提供サービス、船主への問合せなどにより、浚渫工事の実施時期に、浚渫工事に使用できる作業船がどこに所在しているかなどを把握するための調査をいう。

注(4)　「回航・えい航費」とは、作業船の所在港と工事現場の最寄港等との間を航行する費用をいう。

注(5)　１日当たり揚土量は、１日当たり浚渫量と同一となる。

発注者が浚渫工事費の積算に使用した作業船の規格、所在港等の情報は、入札手続等において、見積参考資料等により入札参加希望者に示される。一方、浚渫工事の契約の締結後に請負人が実際に使用する作業船の選定については、請負人の裁量に任されている。このため、発注者が浚渫工事費を積算してから請負人が実際に使用する作業船を手配するまでに期間を要することなどにより、積算に用いた規格の作業船が実際の浚渫工事で使用できない場合がある。このような場合、発注者は、改めて入手可能船舶調査を行って作業船の規格を決定し、必要に応じて設計変更を行っている。

(3)　作業船の運転時間の補正

入手可能船舶調査の結果、浚渫船の作業能力に近い作業能力を有した規格の揚土船等を使用できないことなどにより、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生ずる場合、作業能力の高い作業船は作業能力の低い作業船に合わせて作業待ちをしながら稼働することになる。

積算基準によれば、このような場合には、作業能力の高い作業船について、作業船の種類等ごとに定められた標準運転時間から作業待ち時間を差し引いて稼働させることとする運転時間の補正を行うこととされている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

前記のとおり、作業船は減少していて、揚土船等は浚渫船に比べて大幅に少ないため、浚渫工事費の積算に当たり、両作業船の作業能力に大きな差が生じて、一方の作業船について運転時間の補正を行う場合が増加していることが想定される。

そこで、本院は、経済性等の観点から、浚渫工事費の積算が経済的なものとなっているかなどに着眼して、8地方整備局等(注2)及び7港湾管理者(注3)において、4年度から7年度までの間に完了した浚渫工事のうち、揚土船等を使用することとして積算していた工事計178件（直轄事業127件、契約金額計610億7413万余円、補助事業51件、契約金額計125億2306万余円（国庫補助金等交付額計27億6972万余円））を対象に、設計図書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、積算における作業船の作業能力、運転時間の補正の状況等に関する調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

（注2）　8地方整備局等　　関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

（注3）　7港湾管理者　　東京都、愛知、岡山、山口、愛媛各県、北九州市、四日市港管理組合

（検査の結果）

検査したところ、上記の浚渫工事178件のうち145件については、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じたことなどにより、運転時間の補正が行われていた。運転時間の補正を行う場合、積算基準によれば、作業船の1日当たりの運転時間の減少に比例して運転損料及び燃料費については減少する一方で、供用損料、船員の人件費等については運転時間に関係なく1日分を計上することとされているため減少しない。このことから、1日当たりの費用を1日当たりの作業量で除して算出する土砂等1㎥当たりの施工単価は、運転時間の補正を行い1日当たりの運転時間が短くなるほど、すなわち作業待ち時間が長くなるほど上昇することになる。

このため、積算基準に基づき浚渫船の規格を踏まえて揚土船等の規格を検討し、決定した結果、両作業船の作業能力に大きな差が生じている場合、現場条件等を考慮した上で揚土船等の作業能力に近い作業能力を有した浚渫船の規格を選定できないか再検討を行い（以下、この検討を「浚渫船規格の再検討」という。）、当該規格の浚渫船を使用することにより、作業待ち時間が短縮され、浚渫工事費の積算額が経済的なものとなる場合がある。

そこで、前記の145件について、浚渫船規格の再検討の余地があるか確認したところ、29件については、浚渫船の規格について、発注者が積算時に選定した規格よりも揚土船等の作業能力に近い作業能力を有していて代替となり得る規格が存在していたのに、発注者は、積算基準に規定されていないことなどから浚渫船規格の再検討を行っておらず、当該規格の浚渫船（以下「代替規格の浚渫船」という。）の使用を検討していなかった。

上記29件のうち23件では、代替規格の浚渫船についても入手可能船舶調査が行われており、このうち18件では代替規格の浚渫船が使用可能であったことが確認できた。そこで、この18件について、代替規格の浚渫船を使用した場合の浚渫工事費の積算額を試算した結果、4件（2地方整備局等(注4)の直轄事業2件、工事費の積算額32億3394万余円、2港湾管理者(注5)の補助事業2件、工事費の積算額5億4286万余円、国庫補助金等相当額2億1467万余円）については、浚渫工事費の積算額を低減できたと認められた。また、上記29件のうち6

件では、代替規格の浚渫船に係る入手可能船舶調査が行われていなかったものの、３地方整備局(注６)の直轄事業５件(契約金額47億3037万余円)については、代替規格の浚渫船を使用できた場合に、回航・えい航費等を除いた浚渫工事費では積算額が低減する試算結果となり、浚渫工事費の積算額を低減できる見込みがあったと認められた。

このように、浚渫工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、積算基準において現場条件等を考慮した上で浚渫船規格の再検討を行うこととされていないため、検討が十分に行われておらず経済的なものとなっていないなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（注４）　２地方整備局等　　近畿地方整備局、北海道開発局

（注５）　２港湾管理者　　岡山、愛媛両県

（注６）　３地方整備局　　関東、近畿、九州各地方整備局

(低減できた積算額)

前記の４件について、代替規格の浚渫船を使用した場合の浚渫工事費の積算額を試算すると、直轄事業で約２億3090万円、補助事業で約3070万円(国庫補助金等相当額1225万余円)それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、浚渫工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、現場条件等を考慮した上で浚渫船規格の再検討を行うことにより浚渫工事費の積算額が経済的となる場合があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

３　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、浚渫工事費の積算が経済的なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア　８年９月に直轄事業の積算担当者に対して事務連絡を発出し、同月以降に発注又は設計変更を行う工事の浚渫工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、現場条件等を考慮した上で浚渫船規格の再検討を行うことなどについて指示するとともに、当該事務連絡の内容を９年度版の積算基準に反映することとした。

イ　８年９月に港湾管理者に対して事務連絡を発出し、アの内容を周知した。

（２）　緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうの巻立て工法による耐震補強工事の設計において増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することなどを周知するとともに、既往の工事で機能の回復が速やかに行い得る性能が確保されていない橋脚について、緊急度合いに応じた耐震補強工事を実施するための対応方針の作成及び報告を求めて必要に応じて助言等を行うことにより、当該性能が確保されるよう改善させたもの

会計名及び科目　　一般会計　(組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費　等

部局等	国土交通本省、8地方整備局、14府県
事業の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等
事業主体	11国道事務所等、14府県、6政令指定都市、31市町 計62事業主体
既設橋りょうの巻立て工法による耐震補強工事の概要	既設橋りょうに対して、橋脚の柱部に、鉄筋コンクリート、鋼板等を巻き立てることにより耐震補強を実施する工事
検査の対象とした契約件数、橋りょう数、橋脚数及び契約金額	直轄事業　98件、96橋、293基　252億8259万余円 (平成28年度～令和6年度) 補助事業　620件、400橋、1,057基　925億7684万余円 (平成28年度～令和6年度) (国庫補助金等交付額　424億2800万余円)
増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった工事に係る契約件数、橋りょう数、橋脚数及び直接工事費(1)	直轄事業　35件、29橋、114基　6億9256万円 (平成28年度～令和6年度) 補助事業　275件、185橋、502基　53億7317万余円 (平成28年度～令和6年度) (国庫補助金等相当額　27億8197万円)
不適切な照査項目により照査を実施していた工事に係る契約件数、橋りょう数、橋脚数及び直接工事費(2)	直轄事業　34件、31橋、86基　7億3291万円 (平成28年度～令和6年度) 補助事業　111件、65橋、192基　15億5745万余円 (平成28年度～令和6年度) (国庫補助金等相当額　8億1715万円)
不適切な損傷度の区分により照査を実施していた工事に係る契約件数、橋りょう数、橋脚数及び直接工事費(3)	直轄事業　5件、8橋、18基　5245万円 (平成28年度～30年度、令和3年度～6年度) 補助事業　108件、69橋、182基　20億1937万余円 (平成28年度～令和6年度) (国庫補助金等相当額　10億6540万円)
照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった工事に係る契約件数、橋りょう数、橋脚数及び直接工事費(4)	直轄事業　37件、37橋、100基　6億3131万円 (平成28年度～令和6年度) 補助事業　186件、124橋、259基　31億6086万余円 (平成28年度～令和6年度) (国庫補助金等相当額　17億0015万円)
(1)から(4)までの純計	直轄事業　83件、76橋、254基　16億7758万円 (平成28年度～令和6年度) 補助事業　510件、331橋、874基　94億5656万円 (平成28年度～令和6年度) (国庫補助金等相当額　49億4646万円)

1　緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうにおける橋脚の耐震補強工事等の概要等

(1)　緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうにおける橋脚の耐震補強工事等の概要

国土交通省は、橋りょうの倒壊、橋桁の落下等を未然に防止するために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等(以下「補助事業」という。)により、一般国道、都道府県道等のうち緊急輸送道路となっている道路等にある重要度の高い橋りょう(以下「B種の橋りょう」という。)において、橋脚の柱部に鉄筋コンクリート、鋼板等を巻き立てる工法(以下「巻立て工法」という。)による耐震補強工事を多数実施している(図表1参照)。

図表1　橋脚の柱部に対する巻立て工法による耐震補強工事の概念図

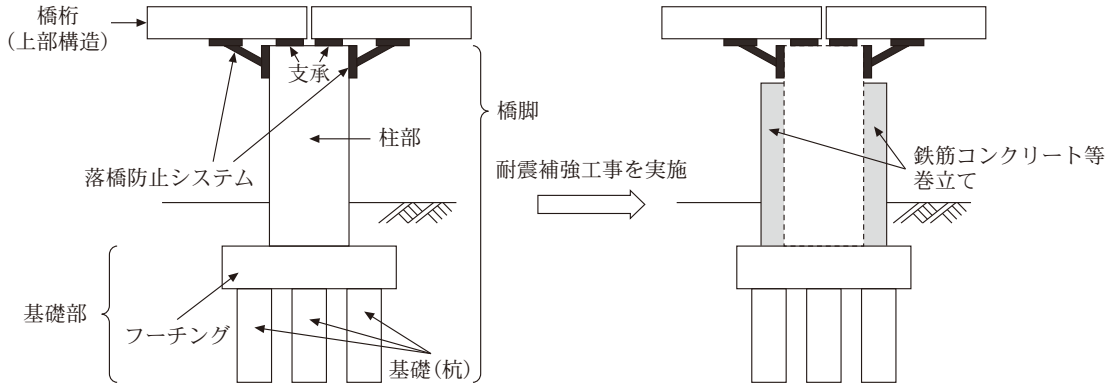

橋りょうの設計については、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に定められており、既設橋りょうの耐震補強工事の設計は、示方書等を準用して行われている。

示方書には、橋りょうの設計において耐震性能に関して考慮すべき地震動として、橋りょうの供用期間中に発生する確率が高いレベル1地震動及び橋りょうの供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つレベル2地震動が示されている。そして、示方書によれば、B種の橋りょうについては、レベル2地震動に対して損傷が限定的なものにとどまり橋りょうとしての機能の回復が速やかに行い得る性能(以下「耐震性能2」という。)を確保することとされている。

また、示方書によれば、橋りょうの完成後には、少なくとも設計及び施工に関する記録、設計図等(以下「設計図等」という。)について、供用期間中の維持管理に用いることが可能となるよう保存しなければならないこととされている。

国土交通省は、平成27年6月に発出した事務連絡「既設道路橋の耐震性能照査及び耐震補強設計について」(以下「事務連絡」という。)において、耐震補強工事で耐震性能2を満たす設計の考え方を示している。事務連絡における示方書を準用する場合の考え方を踏まえると、巻立て工法による耐震補強工事を実施する場合には、巻き立てた材料の重量により

死荷重(注1)が増加し、これに伴って慣性力(注2)も増加することから、増加した死荷重及び慣性力（以下、これらを合わせて「増加荷重」という。）が基礎及びフーチング(注3)（以下、これらを合わせて「基礎部」という。）に作用することを考慮して基礎部の照査を実施する必要がある。事務連絡においては、レベル２地震動により生ずる基礎部の損傷度を損傷の状態が軽いⅠから損傷の状態が重いⅤまでに区分した上で、損傷度ごとに、基礎部に作用する水平力に対して、橋りょうの橋桁等の上部構造に許容される変位が示されている（以下、この許容される変位の上限値を生じさせる水平力が基礎部に作用している状態を「限界状態」という。）。

（注１）　死荷重　　橋りょう自体の重さなど、時間が経過しても作用する位置及び大きさが変化しない荷重

（注２）　慣性力　　地震時に橋脚の柱部等が静止状態を保とうとすることで地震動等の作用方向と逆向きに作用する見かけ上の力

（注３）　フーチング　　橋脚の基礎部分を構成し、橋桁等からの荷重を直接的又は間接的に地盤に伝達する部材

⑵　示方書における基礎部に対する照査方法等

示方書によれば、基礎部に対する耐震設計の検討に当たっては、レベル２地震動に対して照査を実施することとされている。

また、基礎部に対する照査方法については、基礎部に塑性化(注4)が生じないことを原則として必要な照査項目の照査を実施することとされている。一方で、橋脚の地震時保有水平耐力が設計水平震度(注5)等に対して1.5倍以上となっていて大きな余裕がある場合等には、基礎部に塑性化が生ずることを許容して、これを考慮する場合の照査項目の照査を実施することとされている。

（注４）　塑性化　　地震力によって部材に生ずる変形が大きくなり、部材が元に戻らない状態になってしまうこと

（注５）　設計水平震度　　耐震設計において、水平方向の慣性力を算定するために構造物等の重量に乗ずる係数

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、有効性等の観点から、Ｂ種の橋りょうにおける巻立て工法による耐震補強工事の設計に当たり、示方書、事務連絡等に基づいて耐震性能２が確保されるよう増加荷重を考慮して基礎部の照査が適切に実施されているか、照査結果が耐震補強工事の設計に適切に反映されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、9地方整備局等(注6)管内の13国道事務所等(注7)、15府県(注8)、6政令指定都市(注9)及び35市町(注10)の計69事業主体が事務連絡発出の翌年度である28年度から令和6年度末までの間に巻立て工法による耐震補強工事を実施した既設のB種の橋りょう496橋(直轄事業96橋、補助事業400橋)の橋脚1,350基(直轄事業293基、補助事業1,057基)、工事契約計718件(直轄事業98件、補助事業620件。契約金額等が不明なものも含む。以下同じ。)、契約金額計1178億5943万余円(直轄事業252億8259万余円、補助事業925億7684万余円(国庫補助金等交付額424億2800万余円))を対象として、国土交通本省、5地方整備局等(注11)、5国道事務所等(注12)及び7府県(注13)において、橋脚の耐震補強工事の設計内容及び実施状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、事業主体から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注6) 9地方整備局等　東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局及び北海道開発局

(注7) 13国道事務所等　南三陸沿岸、宇都宮、長野、紀勢、大阪、佐賀各国道事務所、羽越、三重、山口、香川、中村、大隅各河川国道事務所、旭川開発建設部

(注8) 15府県　京都府、宮城、秋田、茨城、群馬、千葉、福井、兵庫、島根、岡山、愛媛、佐賀、長崎、熊本、大分各県

(注9) 6政令指定都市　仙台、千葉、京都、神戸、岡山、熊本各市

(注10) 35市町　多賀城、栗原、大崎、にかほ、土浦、つくば、常陸大宮、前橋、藤岡、船橋、習志野、八千代、袖ケ浦、尼崎、明石、洲本、伊丹、三木、高砂、川西、朝来、淡路、たつの、松江、雲南、今治、西条、諫早、宇土、大分、中津各市、相楽郡精華、鹿足郡津和野、隠岐郡隠岐の島、球磨郡錦各町

(注11) 5地方整備局等　東北、北陸、近畿、四国各地方整備局、北海道開発局

(注12) 5国道事務所等　南三陸沿岸、大阪両国道事務所、羽越、香川両河川国道事務所、旭川開発建設部

(注13) 7府県　京都府、宮城、秋田、茨城、島根、愛媛、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴ 増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった事態

40事業主体は、214橋(直轄事業29橋、補助事業185橋)の橋脚616基(直轄事業114基、補助事業502基)において、既設橋りょうに係る設計図等が保存されていないため基礎の構造が把握できないなどとして、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施しないまま巻立て工法による耐震補強工事の設計を行い、これに基づいて工事を実施していた。このため、これらの橋脚は、工事前に比べて増加荷重分だけ多くの荷重が基礎部に作用することになり、耐震性能2が確保されていないおそれがあると認められた(図表2及び図表3参照)。

これらの橋脚については、設計図等が保存されていない場合であっても基礎部について復元設計等を行うことは可能であることなどから、耐震性能2が確保されているか確認するために、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施する必要があった。

(2)　基礎部の照査に当たって、照査項目の選定が適切でなかった事態

23事業主体は、96橋(直轄事業31橋、補助事業65橋)の橋脚278基(直轄事業86基、補助事業192基)において、塑性化が生ずることを考慮する場合の条件に該当しておらず、又は条件に該当しているか不明な状況となっているのに、無条件に塑性化を許容できると解釈したなどとして、塑性化が生ずることを考慮する場合の照査項目により照査を実施していた。このため、これらの橋脚は、耐震性能2が確保されていないおそれがあると認められた(図表2及び図表3参照)。

(3)　基礎部の照査に当たって、限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でなかった事態

事務連絡においては、基礎部の損傷度の区分(ⅠからⅤまで)は示されているものの、各区分の損傷の状態は示されていない。一方、国土交通省が事務連絡を発出するに当たって参考とした国立研究開発法人土木研究所の研究資料によれば、基礎部における損傷度Ⅲの損傷の状態については「緊急車両および一般車両の供用を行うための基礎の補修は不要と想定」、及び損傷度Ⅳの損傷の状態については「基礎には復元力や支持力に著しい影響のある損傷が生じており、かつ緊急車両に対する橋の供用性を確保するために、上部構造を仮受け台の設置などの応急措置が必要な状態。橋の本復旧に向けて基礎の修復は不可欠であり、仮に修復可能であるとしても長期間を有する」とされていることから、示方書における耐震性能2を満たすためには、損傷を損傷度Ⅲの損傷の状態までにとどめる必要があることになる。

しかし、27事業主体は、77橋(直轄事業8橋、補助事業69橋)の橋脚200基(直轄事業18基、補助事業182基)において、増加荷重を考慮して基礎部の照査を実施していたものの、事務連絡において示されている損傷度の区分と、示方書に記載のある耐震性能2との関係が明確ではないなどとして、損傷を損傷度Ⅲより重い損傷度Ⅳの損傷の状態までにとどめるように限界状態を設定していた。このため、これらの橋脚は、耐震性能2が確保されていないおそれがあると認められた(図表2及び図表3参照)。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

兵庫県は、令和5年度に、緊急輸送道路に設置されている工和橋(昭和62年築造、基礎形式は鋼管杭)の橋脚1基に対して、巻立て工法による耐震補強工事(巻立て工法に係る直接工事費799万余円(国庫補助金等相当額計362万余円))を実施している。

上記工事の設計によると、当該橋脚は塑性化が生ずることを考慮する場合の条件に合致しており、照査結果において、限界状態における許容塑性率(注)を損傷度Ⅳの損傷の状態までにとどめる場合の「4」と設定しており、応答塑性率(注)2.71が許容塑性率内に収まっているとされていた。

しかし、耐震性能２を確保するためには損傷を損傷度Ⅲの損傷の状態までにとどめるよう設計する必要があり、事務連絡等によれば損傷度Ⅲの場合の許容塑性率は「２」とされていることから、当該橋脚の応答塑性率 2.71 は許容塑性率内に収まっておらず、当該橋脚は耐震性能２が確保されていないことになる。

（注）　許容塑性率・応答塑性率　　構造物において上部構造の慣性力の作用位置に生ずる変位と構造物が降伏する時の変位との比を「応答塑性率」といい、その数値が設計上許される上限を「許容塑性率」という。

⑷　照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった事態

41 事業主体は、161 橋（直轄事業 37 橋、補助事業 124 橋）の橋脚 359 基（直轄事業 100 基、補助事業 259 基）において、増加荷重を考慮した基礎部の照査結果によりせん断力(注14)等が許容範囲に収まっておらず、耐震性能２が確保されていないことを把握していたのに、柱部の耐震対策を行えば十分であると認識していたなどとして、設計内容を適切なものに変更して許容範囲に収まるような設計としないまま耐震補強工事を実施していた（図表２及び図表３参照）。

しかし、柱部の耐震補強を実施しても、基礎部がレベル２地震動に対して耐えられない場合には、当該橋脚は耐震性能２が確保されていないこととなり、損傷等するおそれがあることから、基礎部についてもせん断力等が許容範囲に収まるような設計とする必要があった。

（注14）　せん断力　　部材に作用してこれを切断しようとする力の大きさをいう。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例２**＞

三重河川国道事務所（以下「事務所」という。）は、平成 30 年度に、緊急輸送道路に設置されている新愛宕橋（上り）の第２橋脚（基礎形式は鋼管杭）に対して、巻立て工法による耐震補強工事（巻立て工法に係る直接工事費 2857 万余円）を実施している。

事務所は、上記工事の設計に当たり、増加荷重を考慮した照査を実施していた。

照査結果によると、柱部に作用する慣性力 6,455.16kN が地震時保有水平耐力 7,062.31kN を下回るなどとなっている一方で、フーチングにおいて作用するせん断力 2,318.93kN はせん断耐力(注)1,560.36kN を大幅に上回るなどしており、耐震性能２が確保されていなかった。

しかし、事務所は、この照査結果により、基礎部について耐震性能２が確保されていないことを把握していたのに、損傷事例の多い柱部の補強を優先することとし、設計内容を適切なものに変更して基礎部の耐震性能２が確保されるような設計としないまま、耐震補強工事を実施していた。

（注）　せん断耐力　　せん断力を受ける部材断面のせん断破壊に対する耐荷力をいう。

したがって、⑴から⑷までの事態の重複を除いた 62 事業主体の 407 橋（直轄事業 76 橋、補助事業 331 橋）の橋脚 1,128 基（直轄事業 254 基、補助事業 874 基）については、巻立て工法による耐震補強工事を実施するに当たり、増加荷重を考慮した基礎部の照査が適切に実施されていないなどのため、耐震性能２が確保されておらず、又は確保されていないおそれがある状況になっていた（図表２及び図表３参照）。

図表２　(1)から(4)までの事態の事業主体数、橋脚数等

検査の結果	事態	事業区分	事業主体数	橋りょう数（橋）	橋脚数（基）	工事契約件数（件）	契約金額（千円）	巻立て工法に係る直接工事費（千円）	国庫補助金等相当額（千円）
(1)	増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった事態	直轄事業	8	29	114	35	9,349,088	692,565	—
		補助事業	32	185	502	275	42,229,274	5,373,177	2,781,974
		小計	40	214	616	310	51,578,363	6,065,742	2,781,974
(2)	基礎部の照査に当たって、照査項目の選定が適切でなかった事態	直轄事業	5	31	86	34	9,263,239	732,914	—
		補助事業	18	65	192	111	14,854,767	1,557,451	817,154
		小計	23	96	278	145	24,118,006	2,290,365	817,154
(3)	基礎部の照査に当たって、限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でなかった事態	直轄事業	5	8	18	5	1,320,578	52,453	—
		補助事業	22	69	182	108	14,844,966	2,019,374	1,065,402
		小計	27	77	200	113	16,165,545	2,071,828	1,065,402
(4)	照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった事態	直轄事業	9	37	100	37	9,485,468	631,313	—
		補助事業	32	124	259	186	27,585,755	3,160,866	1,700,154
		小計	41	161	359	223	37,071,224	3,792,179	1,700,154
純計		直轄事業	11	76	254	83	21,815,325	1,677,584	—
		補助事業	51	331	874	510	77,850,710	9,456,569	4,946,463
		計	62	407	1,128	593	99,666,036	11,134,154	4,946,463

注(1)　金額は表示単位未満を切り捨てているため、各欄を集計しても小計欄及び合計欄とは一致しない。

注(2)　(2)及び(3)の事態のうち耐震性能２が確保されていないとされていたものについては、照査を適切に行った場合、耐震性能２が確保されない程度が更に大きくなると考えられることから、(4)の事態にも含めている。

このように、事業主体において、Ｂ種の橋りょうの橋脚に巻立て工法による耐震補強工事を実施するに当たり、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していない設計、基礎部の照査に当たり照査項目の選定が適切でない設計、基礎部の照査に当たり限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でない設計、又は照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっておらず耐震性能２が確保されていないことを把握していたのに設計内容を適切なものに変更していない設計により、耐震補強工事を実施していたため、当該橋脚において耐震性能２が確保されていない事態又はそのおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、事業主体において、Ｂ種の橋りょうの橋脚における巻立て工法による耐震補強工事の設計に当たり、増加荷重を考慮した基礎部の照査の重要性についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、国土交通省において、次のことなどによると認められた。

ア　事業主体に対して、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することの重要性に加えて、既設橋りょうに係る設計図等について供用期間中は維持管理のために保存する必要があること、設計図等がない場合における具体的な基礎部の照査手法、Ｂ種の橋りょうに係る基礎部の照査における照査項目の選定方法、及び適切な限界状態を設定する際の損傷度の区分についての周知が十分でなかったこと

イ　事業主体に対して、照査結果において基礎部におけるせん断力等が許容範囲に収まっていないことが示されており、耐震性能２が確保されていないことを把握できる場合には、設計内容を適切なものに変更した上で、これに基づいて耐震補強工事を実施することの必要性を周知していなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、８年３月及び同年６月に、地方整備局等を通じて国道事務所等及び都道府県等に対して事務連絡を発出して、Ｂ種の橋りょうに係る巻立て工法による耐震補強工事の設計について、耐震性能２が確保されるよう次のような処置を講じた。

ア　増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することの重要性、橋りょうの完成後、供用期間中は維持管理のために設計図等を保存すること、既設橋りょうに係る設計図等がない場合における基礎部の照査手法、照査項目の選定方法、限界状態を設定する際の損傷度の区分、及び照査結果において基礎部におけるせん断力等が許容範囲に収まっておらず耐震性能２が確保されていない場合には、設計内容を適切なものに変更した上で、これに基づいて耐震補強工事を実施することの必要性について周知した。

イ　アの周知内容に基づいて基礎部の照査を改めて行った結果、既往の工事で耐震性能２が確保されていないことが把握できた橋脚については、せん断力等が許容範囲をどの程度上回っているか把握するなどした上で、緊急度合いに応じて耐震補強工事を実施するための優先順位を定めるなどした対応方針を作成することについて周知した。そして、毎年度、更新した対応方針の報告を求め、必要に応じて助言等を行うこととした。

図表３　検査結果の各事態に該当する事業主体等の一覧

事業区分	地方整備局等	事業主体	検査の結果 (1) 増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった事態	(2) 基礎部の照査に当たって、照査項目の選定が適切でなかった事態	(3) 基礎部の照査に当たって、限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でなかった事態	(4) 照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった事態	純計
			橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）
直轄事業	東北地方整備局	南三陸沿岸国道事務所	1	0	0	0	1
	関東地方整備局	宇都宮国道事務所	0	0	0	2	2
		長野国道事務所	2	0	0	1	3
	北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	1	1	1	1	2
	中部地方整備局	三重河川国道事務所	0	23	0	20	30
	近畿地方整備局	大阪国道事務所	6	4	2	5	11
	中国地方整備局	山口河川国道事務所	1	0	2	3	4
	四国地方整備局	香川河川国道事務所	13	0	0	0	13
		中村河川国道事務所	1	1	1	1	2
	九州地方整備局	大隅河川国道事務所	0	0	0	1	1
		佐賀国道事務所	4	2	2	3	7
直轄事業 11 事業主体			29	31	8	37	76
補助事業	宮城県	宮城県	9	7	9	11	23
		仙台市	2	2	2	3	5
		栗原市	3	0	0	0	3
		大崎市	0	0	1	1	1
	秋田県	秋田県	7	0	4	10	18
		にかほ市	1	0	0	0	1
	茨城県	茨城県	4	11	15	24	32
		土浦市	0	1	1	0	1
		つくば市	0	1	2	1	3
		常陸大宮市	1	1	0	1	2
	群馬県	群馬県	0	0	2	1	2
		藤岡市	1	0	0	0	1
	千葉県	千葉市	2	0	0	0	2
		船橋市	0	0	0	1	1
		習志野市	2	0	0	0	2
		八千代市	0	0	0	1	1
		袖ケ浦市	0	2	2	2	2
	福井県	福井県	0	6	0	7	7
	京都府	京都府	4	0	0	5	9
		京都市	6	3	1	2	9
		相楽郡精華町	0	0	0	1	1
	兵庫県	兵庫県	37	9	6	11	49
		神戸市	6	0	0	0	6
		尼崎市	0	0	1	1	1
		明石市	0	1	0	1	1
		洲本市	1	0	0	0	1
		伊丹市	2	0	0	1	3
		三木市	1	0	0	0	1
		高砂市	1	0	0	1	1
		川西市	0	0	0	2	2
		朝来市	0	0	2	2	2
		淡路市	3	0	0	0	3
		たつの市	2	0	0	0	2
	島根県	島根県	20	6	4	8	29
		松江市	0	1	1	0	1
		雲南市	1	0	0	0	1
		鹿足郡津和野町	1	0	0	0	1
	岡山県	岡山県	12	4	3	2	17
		岡山市	0	0	1	0	1
	愛媛県	愛媛県	4	1	0	2	5
		今治市	0	0	1	1	1
		西条市	2	0	0	1	3
	佐賀県	佐賀県	1	0	0	0	1
	長崎県	長崎県	0	0	1	3	3
	熊本県	熊本県	0	5	5	7	10
		熊本市	2	0	0	2	4
		宇土市	1	0	0	0	1
		球磨郡錦町	0	1	1	1	1
	大分県	大分県	43	3	4	7	51
		大分市	2	0	0	0	2
		中津市	1	0	0	0	1
補助事業 51 事業主体			185	65	69	124	331
合計 62 事業主体			214	96	77	161	407

（3）　道路メンテナンス事業補助制度の実施に当たり、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施すること、修繕等の対象とする範囲等について周知するとともに、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制を整備することにより、予防保全型の維持管理への円滑な転換が図られ、長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減に資するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費
部　局　等	国土交通本省
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等、予算補助
事業主体	16府県、4政令指定都市、412市町村 計432事業主体
道路メンテナンス事業補助制度の概要	修繕計画に基づき修繕等を実施する地方公共団体に対して、修繕等に係る費用の一部について補助金を交付するもの
検査の対象とした施設数、契約件数、契約金額、補助対象事業費及び補助金交付額	延べ5,317施設　4,485契約 1874億4702万余円(契約金額)(令和5、6年度) 1729億7273万余円(補助対象事業費) 1027億2855万余円(補助金交付額)
上記のうち道路メンテナンス事業補助制度の目的に沿っていない事業を補助対象としていた事業主体数、施設数、契約件数、契約金額、補助対象事業費相当額及び補助金相当額	88事業主体　延べ501施設　469契約 338億9397万余円(契約金額) 245億5153万余円(補助対象事業費相当額) 149億0998万円(補助金相当額)

1　道路メンテナンス事業補助制度の概要等

(1)　インフラ長寿命化基本計画及び定期点検の概要等

政府は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定している。同基本計画によれば、インフラの損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することによりインフラ機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進するとされている。また、各インフラの管理者は、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画(以下「修繕計画」という。)を策定し、これに基づき戦略的な維持管理等を推進することとされている。

道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)によれば、トンネル、橋その他道路を構成する施設等のうち、損傷、腐食、その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下「道路構造物」という。)の点検は、5年に1回の頻度で行うことを基本とすることとされている(以下、この点検を「定期点検」という。)。また、定期点検を行ったときは、道路構造物について健全性の診断を行い、その結果を、表1の区分(以下「判定区分」という。)により分類することとされている。

表１　道路構造物の健全性の診断結果の分類

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

国土交通省は、道路構造物について、主に判定区分Ⅲ又はⅣの状態で損傷が深刻化してから大規模な修繕等を行う従来の事後的な対策（以下「事後保全型の維持管理」という。）から、判定区分Ⅱの状態で損傷が軽微なうちに修繕等を行う予防的な対策（以下「予防保全型の維持管理」という。）へ移行した方が、トータルコストの縮減や予算の平準化に寄与するとしている。

こうした考えを踏まえ、国土交通省は、道路の新設、修繕、耐震補強等について広く支援する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の制度に加えて、令和２年度に、道路構造物について、早期又は緊急に措置を講ずべき判定区分Ⅲ又はⅣの状態から判定区分Ⅰ又はⅡの状態とし、予防保全型の維持管理が図られるよう、修繕等に係る事業に特化して集中的な支援を実施する「道路メンテナンス事業補助制度」を創設している。

⑵　道路メンテナンス事業補助制度の目的等

道路メンテナンス事業補助制度の目的は、道路メンテナンス事業補助制度要綱（以下「制度要綱」という。）によれば、地方公共団体が修繕計画を策定することにより、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理へと円滑な政策転換を図り、橋りょう等の施設の長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減を図ることなどとされている。そして、国土交通省は、修繕計画に基づき修繕等を実施する地方公共団体に対して、修繕等に係る費用の一部について補助金を交付している（以下、この補助金を「道路メンテナンス補助金」という。）。

制度要綱によれば、事業の要件は、修繕計画に基づいて実施される対象施設の性能及び機能の維持・回復・強化を図る修繕等の事業とされている。また、地方公共団体は、定期点検を実施し、その結果を踏まえておおむね５年の修繕計画を対象施設ごとに策定することとされており、修繕計画には、個々の施設ごとの定期点検の結果、修繕等の内容及び着手・完了予定年度等を記載し、新たな点検結果を得た場合は、修繕計画の見直し、更新を行うこととされている。

これらのことから、国土交通省は、道路メンテナンス補助金の補助の対象となる修繕等は、修繕計画に記載された予定に基づいて実施するものであって、定期点検の結果を踏まえて実施するものであることとしている。また、地方公共団体は、道路メンテナンス補助金の交付申請に当たっては、当該年度に修繕等を実施する施設名、事業費等を記載した「事業箇所別調書（道路メンテナンス事業）」（以下「箇所別調書」という。）を国土交通省に提出することとされており、同省は箇所別調書等により審査を行った上で交付決定している。

⑶ 橋りょう及びトンネルにおける定期点検の結果等

地方公共団体は、平成26年度以降、5年に1回の頻度で道路構造物に係る定期点検を実施することとなっており、予防保全型の維持管理への転換に向けて、早期又は緊急に措置を講ずべき判定区分Ⅲ又はⅣの施設に対する修繕等を進めている。一方、令和5年度末時点における2巡目の定期点検の結果、判定区分Ⅲ又はⅣに分類された施設のうち、主たる施設である橋りょうは49,315施設、トンネルは2,375施設となっている。このうち、橋りょう25,973施設(上記施設数の52%)、トンネル1,015施設(同42%)については、修繕等が未着手となっていて、今後も引き続き多数の判定区分Ⅲ又はⅣの施設に対する修繕等の実施が見込まれる状況となっている(表2参照)。

表2　令和5年度末時点における2巡目の定期点検の結果と修繕等の状況　(単位：施設数)

施設	2巡目の定期点検の対象	定期点検の結果、分類された判定区分				Ⅲ＋Ⅳ	Aのうち修繕等が未着手のもの	割合
		Ⅰ 健全	Ⅱ 予防保全段階	Ⅲ 早期措置段階	Ⅳ 緊急措置段階	A	B	(B/A)
橋りょう	657,400	274,497	333,588	48,763	552	49,315	25,973	52%
トンネル	7,403	140	4,888	2,353	22	2,375	1,015	42%

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、橋りょう及びトンネルにおいて道路メンテナンス補助金により実施された修繕等が、修繕計画に記載された予定に基づいて実施されているか、定期点検の結果を踏まえて実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、16府県(注)及び管内416市町村の計432事業主体が、5、6両年度に契約を締結した橋りょう延べ4,899施設(431事業主体)及びトンネル延べ418施設(59事業主体)の計5,317施設に係る修繕等(計4,485契約、契約金額計1874億4702万余円、補助対象事業費計1729億7273万余円、補助金交付額計1027億2855万余円)を対象として、国土交通本省及び16府県において、修繕計画、契約書、箇所別調書等の書類や現地を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、事業主体から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注)　16府県　　京都府、秋田、山形、茨城、千葉、兵庫、和歌山、鳥取、島根、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、88事業主体における橋りょう及びトンネル延べ501施設に係る修繕等(計469契約、契約金額計338億9397万余円、補助対象事業費相当額計245億5153万余円、補助金相当額計149億0998万余円)について、次のとおり、修繕計画において予定のない修繕等又は定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事等が補助の対象として実施されていた事態が見受けられた。

⑴ 修繕計画において予定のない修繕等が補助の対象として実施されていた事態

61事業主体(別表参照)は、橋りょう及びトンネル延べ314施設に係る修繕等(計286契約、契約金額計132億0676万余円、補助対象事業費相当額計110億3722万余円、補助金

相当額計 68 億 2433 万余円）について、修繕計画に予定を記載しておらず実施を計画していなかったにもかかわらず、当該年度における予算の状況や工期等から実施が可能であるなどとして実施していた。

このように、修繕計画において予定のない修繕等が補助の対象として実施されていた事態は、早期に措置を行う必要のない修繕等にも道路メンテナンス補助金が充てられることになり、計画的な修繕等が実施されず、予防保全型の維持管理への円滑な転換等が図られない要因となる。

また、交付申請時の国土交通省における審査の状況について確認したところ、同省は、制度要綱において修繕計画を交付申請時の提出書類として求めていなかったため、事業主体から修繕計画が提出されておらず、箇所別調書に記載されている対象施設の修繕等が修繕計画に予定されている修繕等であるかの審査を適切に行うことができない状況となっていた。

⑵　定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事等が補助の対象として実施されていた事態

29 事業主体（別表参照）は、橋りょう延べ 160 施設に係る修繕等において、耐震診断の結果等を踏まえた耐震補強工事を、制度要綱における強化を図る修繕に該当すると判断して実施していた。しかし、国土交通省は、強化を図る修繕とは、定期点検の結果、老朽化により橋脚の鉄筋の露出が確認されている箇所の補修を行うことにより橋脚の補強を図ることなどを指すとしているため、耐震補強工事は定期点検の結果を踏まえたものとは認められず、強化を図る修繕には該当しないこととなる。

また、14 事業主体（別表参照）は、トンネル延べ 47 施設に係る修繕等において、トンネル内附属物本体である照明本体を LED に更新する工事（以下「LED 化工事」という。）を道路メンテナンス補助金の対象に含まれるなどと判断して実施していた。しかし、国土交通省が定めた定期点検の要領によれば、照明本体等のトンネル内附属物本体の取付部材については、腐食、脱落等の取付状態の異常により照明本体等が落下するなどして道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるため定期点検の対象とされているものの、トンネル内附属物本体については、劣化等が直接そのような支障を及ぼすおそれがないため定期点検の対象とはならないとされており、LED 化工事は定期点検の結果を踏まえたものとは認められない。

このように、定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事及び LED 化工事が補助の対象として実施されていた事態は、道路構造物の損傷、劣化等に対する修繕等及び、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに対する修繕等とは関係のない工事にも道路メンテナンス補助金が充てられることになり、早期に措置を行う必要のある修繕等が遅れるなどして、予防保全型の維持管理への円滑な転換等が図られない要因となる（これらの工事を実施していた事業主体数 38 事業主体、契約件数計 201 契約、契約金額計 227 億 7201 万余円、補助対象事業費相当額計 151 億 6140 万余円、補助金相当額計 91 億 2232 万余円。これらのうち、 3 事業主体 18 契約において⑴の事態と重複しているものが含まれている。）。

⑴及び⑵のとおり、道路メンテナンス補助金が、修繕計画において予定のない修繕等並びに定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事及び LED 化工事に充てられている

状況は、予防保全型の維持管理への円滑な転換を図り、施設の長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減を図るという道路メンテナンス事業補助制度の目的に沿った効率的な予算の執行となっていないと認められた。

したがって、道路メンテナンス事業補助制度の実施に当たり、修繕計画において予定のない修繕等が補助の対象として実施されていた事態、定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事等が補助の対象として実施されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、事業主体において、道路メンテナンス事業補助制度を利用するためには、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施する必要があることに対する認識が欠けていたことなどにもよるが、国土交通省において、次のことなどによると認められた。

ア　事業主体に対して、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施することの周知が十分でなかったこと

イ　事業主体に対して、道路メンテナンス事業補助制度の要件となっている修繕等の対象範囲の考え方及びその内容についての周知が十分でなかったこと

ウ　交付申請時に事業主体から修繕計画を提出させることとしておらず、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制となっていなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、予防保全型の維持管理への円滑な転換が図られ、長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減に資するよう、８年８月に次のような処置を講じた。

ア　事業主体に対して事務連絡を発して、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施することについて周知した。

イ　制度要綱を改正するとともに、事業主体に対して事務連絡を発して、道路メンテナンス事業補助制度を利用するための要件となっている修繕等の対象となる範囲の考え方及びその内容について周知した。

ウ　同年10月以降、交付申請時に事業主体から修繕計画を提出させることなどとし、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制を整備した。

別表　(1)及び(2)の事態に係る事業主体と該当する事態等

府県	事業主体名	(1)の事態	(2)の事態	
			耐震補強工事	LED化工事
秋田県	秋田県	○	○	○
	秋田市		○	
	能代市	○		
	男鹿市	○		
	潟上市	○		
	大仙市	○		
	北秋田市		○	
	仙北市		○	
	山本郡藤里町		○	
	南秋田郡五城目町	○		
	雄勝郡羽後町	○		
山形県	山形県	○	○	
	酒田市		○	
	寒河江市	○		
	村山市	○		
	西村山郡朝日町	○		
	西村山郡大江町	○		
	最上郡最上町	○		
	東田川郡三川町	○		
	東田川郡庄内町		○	
茨城県	茨城県		○	
	土浦市		○	
	龍ケ崎市	○		
	常総市	○		
	高萩市	○		
	神栖市	○		
千葉県	千葉県	○	○	
	千葉市		○	
	茂原市	○		
	成田市	○		
	旭市	○		
	鴨川市	○		
	鎌ケ谷市	○		
	山武市	○		
	いすみ市	○		
	香取郡東庄町	○		
京都府	京都府		○	○
	京都市		○	
	福知山市	○		
	綾部市	○		
	八幡市	○		
	南丹市			○
	木津川市	○		
	綴喜郡井手町	○		
	綴喜郡宇治田原町	○		
	相楽郡和束町	○		

府県	事業主体名	(1)の事態	(2)の事態	
			耐震補強工事	LED化工事
兵庫県	兵庫県		○	○
	伊丹市		○	
	相生市	○		
	三田市		○	
	丹波篠山市	○		
和歌山県	和歌山県	○		
鳥取県	鳥取県		○	
	鳥取市	○		○
	米子市	○		
	西伯郡日吉津村	○		
島根県	島根県	○	○	
	松江市		○	
香川県	香川県	○	○	
愛媛県	愛媛県			○
	今治市		○	○
高知県	高知県	○	○	
	高知市	○		
	南国市			○
	土佐市	○		
	土佐清水市	○		
	四万十市	○		○
	長岡郡本山町	○		
	土佐郡大川村	○		
	吾川郡仁淀川町			○
	高岡郡越知町			○
	幡多郡大月町	○		
佐賀県	佐賀県	○	○	
	佐賀市	○		
	伊万里市	○		
	武雄市	○		
熊本県	熊本県		○	
	熊本市	○		
	人吉市	○		
	阿蘇市	○		
	下益城郡美里町			○
	球磨郡錦町		○	
	球磨郡相良村		○	
	球磨郡あさぎり町	○		
大分県	大分県	○	○	○
	大分市	○	○	
	佐伯市	○		
	津久見市			○
15府県	88事業主体	61	29	14

（4）　公園事業の実施に当たり、事業主体において事業の継続、中止等の検討を実施する仕組みを整備するなどして、補助事業で取得した公園用地が長期間供用されておらず、事業効果が発現していない状態の解消に資するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費 〔平成11年度以前は、 一般会計　(組織)建設本省 (項)都市計画事業費〕 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費
部　局　等	国土交通本省(平成13年1月5日以前は建設本省)
補助の根拠	都市公園法(昭和31年法律第79号)、予算補助
補助事業	都市公園事業　等
補助事業の概要	都市公園法等に基づき公園を整備する事業を実施する地方公共団体等に対して補助金等を交付するもの
検査の対象とした事業主体数、事業数及び未供用用地の面積	42事業主体　55事業　281万㎡(令和6年度末)
上記未供用用地の取得価格	312億0535万余円(昭和40、48、54、55、57～令和6年度)
上記に係る国庫補助対象事業費相当額	307億4621万余円
上記に対する補助金等相当額	103億5165万余円
未供用用地のうち長期未供用用地を保有している事業主体数、事業数及び長期未供用用地の面積	14事業主体　19事業　183万㎡
上記のうち事業の継続、中止等の検討を実施していなかった事業主体数、事業数及び長期未供用用地の面積	9事業主体　13事業　129万㎡
上記長期未供用用地の取得価格	78億1681万余円(昭和54、57～平成16年度)
上記に係る国庫補助対象事業費相当額	75億8155万余円
上記に対する補助金等相当額	25億2702万円

1　公園事業及び公園事業に係る評価等の概要

(1)　公園事業の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)は、都市公園法(昭和31年法律第79号)等に基づき、同法第2条第1項に規定する公園又は緑地等(以下「公園」という。)を整備する事業(以下「公園事業」という。)を実施する地方公共団体等に対して国庫補助金を、平成22年度以降は社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)等を交付している(以下、国庫補助金と交付金を合わせて「補助金等」という。)。

国土交通省は、12年度に、「都市計画運用指針」(平成12年建設省都計発第92号建設省都市局長通知)を定め、公園等の都市施設に関する都市計画については、おおむね20年後を目標年次として長期的な整備水準を検討して定めることが望ましいとしている。また、同運用指針では、都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましいとする都市計画の見直しの考え方が示されている。

(2)　公園事業に係る評価等の概要

ア　国土交通省が実施している事業再評価等

国土交通省は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)等に基づいて、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等について評価(以下「事業再評価」という。)を実施している。同法の規定に基づき、事業再評価について同省が定めている「建設省所管公共事業の再評価実施要領」(平成10年4月1日施行。13年7月6日以降は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」)等によれば、事業再評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化等を踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものとされている(以下、このような事業の継続、中止等を判断するために行う検討を「事業の継続、中止等の検討」という。)。そして、事業再評価の対象は、補助事業等においては、①事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業、②事業再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業、③社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業等とされている。

また、「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成22年国官会第2317号国土交通事務次官通知)等によれば、交付金を充てて社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施しようとする地方公共団体等は、おおむね3年から5年の交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等についての評価(以下「交付金事業の評価」という。)を行うこととされているが、事業の継続、中止等の検討を行うこととはされていない。

イ　公園用地を補助事業で取得した公園事業に対する補助事業終了後の事業再評価等

国土交通省は、公園事業の事業再評価について、「都市公園等事業の再評価実施要領細目」(平成10年7月7日施行)において、対象とする事業を地方公共団体が国庫補助金を受けて実施するものとしていて、交付金事業に関しては、個別事業単位より大きな施策目標単位で実施することとしていることから、個々の交付金事業については、事業再評

価の対象としていない。また、公園用地を補助事業で取得していて、22年度以降に公園施設の整備を交付金事業で実施する計画として交付金事業に移行している公園事業については、補助事業としては継続しておらず、交付金事業として取り扱われるため交付金事業の評価が実施されることとなり、事業再評価は実施されない。さらに、公園用地を補助事業で取得していて、その後は公園施設の整備を補助金等の交付を受けずに事業主体の単独事業で実施する公園事業についても、補助事業が継続していないため、事業再評価は実施されない。

ア及びイのことから、公園用地を補助事業で取得した後、交付金事業又は事業主体の単独事業で実施する公園事業及び交付金事業で実施する公園事業については、補助事業の事業再評価又は交付金事業の評価の枠組みにおいて事業の継続、中止等の検討を実施することとはなっていない。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

公園事業の実施に当たり、公園用地を補助事業等で取得したものの、供用されていない状態のもの（以下「未供用用地」という。）については、事業効果が発現していない。一方、上記のとおり、公園用地を補助事業で取得した後、交付金事業又は事業主体の単独事業で実施する公園事業及び交付金事業で実施する公園事業については、補助事業の事業再評価又は交付金事業の評価の枠組みにおいて事業の継続、中止等の検討を実施することとはなっていない。

そこで、本院は、有効性等の観点から、事業主体において未供用用地となっている期間が長期にわたっている状態の公園事業に対する事業の継続、中止等の検討が実施されているか、国土交通省においてその状態の解消に向けた取組が行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、10府県(注1)の42事業主体(注2)が令和6年度末時点において保有している未供用用地（55事業、面積計281万㎡、取得価格計312億0535万余円、補助金等の対象事業費相当額（以下「国庫補助対象事業費相当額」という。）計307億4621万余円、補助金等相当額計103億5165万余円（事業主体において国庫補助対象事業費相当額及び補助金等相当額が不明なものがあり、その額は含めていない。以下同じ。））を対象として、国土交通本省及び10府県において公園事業に係る評価書等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、事業主体から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注1）　10府県　　京都府、宮城、群馬、千葉、福井、兵庫、佐賀、長崎、熊本、大分各県

（注2）　42事業主体　　京都府、宮城、群馬、千葉、佐賀、大分各県、仙台、石巻、白石、前橋、高崎、富岡、みどり、千葉、船橋、佐倉、柏、鎌ケ谷、福井、京都、亀岡、京丹後、神戸、姫路、たつの、長崎、佐世保、大村、別府、臼杵、宇佐各市、柴田郡柴田、山武郡芝山、大飯郡高浜、三養基郡みやき、西彼杵郡長与、菊池郡菊陽、阿蘇郡小国、上益城郡嘉島、益城、速見郡日出各町、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　長期未供用用地の状況

前記10府県の42事業主体における未供用用地計281万㎡の状況についてみたところ、14事業主体(注3)が19事業で取得した計183万㎡は、公園用地取得後の経過年数が20年以上の長期にわたる未供用用地（以下「長期未供用用地」という。）となっており、全未供用用地面積に占める割合は65.1％に上っていた（表参照）。

（注3）　14事業主体　　京都府、宮城、群馬、千葉、佐賀、大分各県、福井、京都、京丹後、神戸、佐世保、大村、臼杵各市、速見郡日出町

表　未供用用地の状況

公園用地取得後の経過年数	事業主体数	事業数	未供用用地面積（万㎡）	全未供用用地面積に占める割合（％）	未供用用地の取得価格	左に対する国庫補助対象事業費相当額	補助金等相当額
20年未満	36	43	98	34.8	116億8311万円	114億5923万円	39億2367万円
20年以上	14	19	183	65.1	195億2224万円	192億8698万円	64億2797万円
20年以上30年未満	12	15(1)	92	32.7	146億0090万円	144億5841万円	48億1873万円
30年以上40年未満	7	8	69	24.8	43億8636万円	42億9358万円	14億3093万円
40年以上50年未満	4	5	20	7.3	5億2226万円	5億2226万円	1億7407万円
50年以上	1	1	0	0.1	1272万円	1272万円	423万円
純計	42	55(1)	281	100.0	312億0535万円	307億4621万円	103億5165万円

注(1)　複数年度にわたって用地を取得している事業については、用地取得後の経過年数に応じてそれぞれに計上しているため、「事業主体数」及び「事業数」は、集計しても純計欄と一致しない。

注(2)　表示単位未満を切り捨てているため、面積及び金額は、集計しても純計欄と一致しないものがあり、「全未供用用地面積に占める割合」は、集計しても100.0％にならない。

注(3)　事業数欄における（　）書きは、事業主体において国庫補助対象事業費相当額及び補助金等相当額が不明であるとしている事業数を内数で示したものである。

しかし、国土交通省は、これらの事業主体において長期未供用用地が生じていて事業効果が発現していない状態を把握していなかった。

なお、前記の14事業主体に対して、長期未供用用地が生じている理由について確認したところ、公園施設の整備計画はあるものの、予算が確保できず未供用用地に係る公園施設の整備より他の事業を優先しているため、整備区域内に未買収地があり一団の土地を確保できず工事に着手できていないためなどとしている事業主体が多く見受けられた。

(2)　長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の実施状況

公園等の都市施設については、都市計画運用指針において都市計画の目標年次がおおむね20年後とされている。また、長期にわたり事業が行われていない都市施設の問題については、長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じて都市計画の変更の検討を行うことが望ましいとされている。

そこで、前記の14事業主体において、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討が実施されているかについてみたところ、9事業主体の13事業(注4)（これに係る長期未供用用地計129万㎡、取得価格計78億1681万余円、国庫補助

対象事業費相当額計 75 億 8155 万余円、補助金等相当額計 25 億 2702 万余円）については実施されていなかった（実施を確認できなかったものを含む。以下同じ。）。

このような状況は、上記の 13 事業がいずれも事業主体において公園用地を補助事業で取得した後、交付金事業又は事業主体の単独事業で実施する公園事業に該当していて、補助事業の事業再評価又は交付金事業の評価の枠組みにおいて事業の継続、中止等の検討を実施することとはなっていないことによるものであった。

（注４） 9 事業主体の 13 事業で整備されることになっている公園の名称は、宮城県（岩沼海浜緑地、加瀬沼公園及び宮城県総合運動公園）、群馬県（金山総合公園及び多々良沼公園）、大分県（大分スポーツ公園）、福井市（福井市総合運動公園）、京丹後市（京丹後市八丁浜シーサイドパーク）、神戸市（海浜公園及び山田町公園）、佐世保市（宇久町総合公園）、臼杵市（臼杵市総合公園）及び速見郡日出町（豊岡公園）である。

一方で、５事業主体は６事業について、自主的に事業の継続、中止等の検討を実施して、事業計画における事業規模等を見直し具体的な供用開始予定年度を示すなど長期未供用用地の状態の解消に向けた取組を行っていたことから、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討には一定の効果があると認められた。

上記について、事業主体において事業の継続、中止等の検討を実施していた参考事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

千葉県は、山武・長生・夷隅地域のスポーツ・レクリエーション活動の中心的な役割を担うほか、災害時の広域防災拠点等の防災機能を有する長生の森公園を整備するために、平成５年度に計画面積 48 万㎡の事業化を行い、同年度から公園用地の取得を開始している。そして、８年度から工事に着手し、令和元年度までに一部を供用している。

同県は、本件公園事業の実施に当たり、公園用地を国土交通省の補助事業により取得するなどしていたため、同省の再評価実施要領に準じて定めた「千葉県県土整備部所管国庫補助事業再評価実施要領」に基づいて平成 19 年度に事業再評価を行うことにより、事業の継続、中止等の検討を実施していた。また、22 年度以降は、交付金事業に移行され上記の再評価実施要領が適用されなくなったが、同県は、自主的に、23 年度に「千葉県県土整備公共事業評価実施要領」を定めて、これに基づいて、24 年度、29 年度及び令和４年度に、長生の森公園の整備に対する事業の継続、中止等の検討を実施していた。これらのうち、４年度に実施した事業の継続、中止等の検討においては、近年、自然災害により甚大な被害を受けたことによる防災拠点や広域避難場所としての公園の重要度が高まったことなどを考慮するとともに、予定していた野球場スタンドの増設を中止するなどして総事業費を見直すなどした上で、本件公園事業を継続することとしていた。そして、６年度末時点で長期未供用用地となっている公園用地 27 万㎡について、11 年度までにコスト縮減のために民間活力の導入により体験の森や体験広場等の施設を整備して 12 年度に供用を開始する予定としている。

しかし、国土交通省は、このように長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の有無が、事業主体によって区々となっている状況を把握していなかった。

したがって、国土交通省において、事業主体が補助事業で取得した公園用地が長期未供用用地となっていて事業効果が発現していない状態及び、これら長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の有無が事業主体によって区々となっている状況を把握しておらず、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討を行うこととする仕組みを整備していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の仕組みを整備することの重要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、令和８年８月に、事業主体に対して事務連絡を発して、長期未供用用地が生じている公園事業については、事業効果が発現していない状態の解消に資するよう、事業主体において、事業実施環境の変化等を踏まえた事業の継続、中止等の検討を実施してその検討結果を同省に報告すること、また、その検討において継続とされた公園事業についてはその後もおおむね５年ごとなど定期的に事業の継続、中止等の検討を実施することとし、同省において、それらの内容を把握した上で必要に応じて事業主体に対して助言することとする仕組みを整備する処置を講じた。

令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について

〔令和５年度決算検査報告 393 ページ参照
令和６年度決算検査報告 350 ページ参照〕

1　本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）等に基づき、公営住宅の建設等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されている（以下、公営住宅を整備して管理する地方公共団体を「事業主体」という。）。法によれば、国土交通大臣は、公営住宅の管理等に関し、事業主体に対して報告させ、又は職員を指定して実地検査させることができるとされている。公営住宅の入居者は、１か月当たりの収入が公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）等で定める基準（以下「入居収入基準」という。）を超えないことなどの条件を具備する者でなければならないとされている。そして、同省は、高額所得者(注１)、収入超過者(注２)及び収入未申告者(注３)（以下、これらを合わせて「高額所得者等」という。）に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するよう事業主体に周知している。また、同省は、高額所得者等に対する明渡請求等の実施状況等について定期的に調査するとともに（以下、この調査を「実態調査」という。）、明渡請求等が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して明渡請求等を適切に実施するよう技術的助言等を行うこととしている。

しかし、事業主体において明渡しの促進等の措置が適切に実施されていないなどの事態、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象から除外するなどしていて、同省における実態調査及びその結果に基づく技術的助言等が必ずしも十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和６年１月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　事業主体に対して、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図ること。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法についても併せて周知すること

イ　明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻すこと。また、技術的助言等を行う基準等について改めて検討することとし、その際には、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討すること

（注１）　高額所得者　　公営住宅に引き続き５年以上入居していて、１か月当たりの収入が最近２年間連続して公営住宅法施行令で定める基準を超える高額の収入のある入居者

（注２）　収入超過者　　公営住宅に引き続き３年以上入居していて、入居収入基準を超える収入がある入居者のうち高額所得者以外の者

（注３）　収入未申告者　　事業主体が収入の申告を請求したにもかかわらず、応じなかった入居者

2　当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　事業主体に対して６年４月に通知を発するとともに、同年６月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明することにより、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図った。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法について、高額所得者として認定してから明渡請求を行うまでの期間等を定めること及び他の公的資金による住宅に収入超過者が入居することができるようにあっせんする際の方針を定めることなどを示した資料を上記の通知に添付して事業主体に周知した。

イ　明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、５年度以降、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻した。また、５、６両年度に実施した実態調査において明渡しの促進等の措置を実施していないなどとしていた30事業主体に対して７年５月から６月までの間にヒアリングを実施し、その結果を踏まえて同年７月から８年７月までの間に技術的助言等を行う基準を策定するなどした。同基準においては、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言を実施した結果、おおむね６か月以内に状況が改善されない又は改善が見込まれない場合は、法の規定に基づき、当該事業主体に対して報告を求めること、及び実地検査を実施することを明記した。

第12　環　　境　　省

不　当　事　項

工　　事

(161) 近衛池の改修工事の実施に当たり、浸透対策の検討が十分でなかったため計画水深を保つことができない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)環境本省 (項)国際観光旅客税財源観光振興費
部　局　等	京都御苑管理事務所
工　事　名	令和３年度京都御苑近衛邸跡庭園整備工事
工事の概要	京都御苑内にある近衛池の底、石積護岸等を改修するもの
工　事　費	112,079,000円
請　負　人	株式会社植藤造園
契　　約	令和３年９月　一般競争契約
しゅん功検査	令和４年３月
支　　払	令和３年10月、４年４月
計画水深を保つことができない状態となっていて工事の目的を達していなかった工事費相当額	69,223,784円(令和３年度)

１　工事の概要等

環境省は、国民公園である皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を管理しており、このうち京都御苑については、京都御苑管理事務所(以下「事務所」という。)が、環境省組織規則(平成13年環境省令第１号)に基づき、維持及び管理に関する事務の一部を処理している。

事務所は、近衛邸跡庭園(注)内において、水が枯渇している近衛池(以下「池」という。)を水が張った状態に修復することを目的として、令和３年度に、「令和３年度京都御苑近衛邸跡庭園整備工事」を工事費112,079,000円で株式会社植藤造園に請け負わせて実施している。

(注)　近衛邸跡庭園　　京都御苑内の江戸時代初期頃に作庭された可能性が高いとされる近衛家の庭園

本件工事は、修景施設整備工、循環設備整備工等を実施するものであり、このうち、修景施設整備工は、池から水が浸透しないようにするために、池の底に防水シートを敷設し、その上に粘土材で10㎝の覆土を行うとともに、石積護岸の石と石との継ぎ目に粘土材を充塡するなどするものである(参考図１参照)。また、循環設備整備工は、雨水等を池に供給するための管路設備、池の水を循環させるためのポンプ設備等を設置するものである。

事務所が３年３月に作成した京都御苑施設整備基本計画においては、枯渇した池では庭園の景観等を理解することが困難である点が課題として挙げられており、池の修復を行う方針が示されている。また、事務所が実施した学識経験者へのヒアリングにおいて、池の水深は

30cmから40cmまででであったと思われること、池の底や石積護岸から水が浸透することが懸念されることなどの見解が示されている。これらのことから、事務所は、本件工事を実施することにより、池の水深を約30cmに保つこととしており(以下、この水深を「計画水深」という。)、また、本件工事に先立って、池の浸透対策を検討するために、浸透水量を把握する水張り試験(以下「浸透量調査」という。)を調査会社に委託して実施している。

浸透量調査の業務計画書等によれば、浸透量調査は、72時間連続で給水し、池の底及び石積護岸からの浸透水量の正確なデータを測定するなどとされている。

2　検査の結果

本院は、有効性等の観点から、池の浸透対策は十分な検討が行われた上で実施されているか、設定された計画水深が保たれているかなどに着眼して、本件工事を対象として、事務所において、設計図書、工事写真、浸透量調査の報告書等の書類を確認するとともに、浸透対策の検討の内容及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

浸透量調査の報告書等を確認したところ、調査会社は、給水開始から約19時間後に一部の石積護岸の基部までしか水が達していない段階でそれ以上には水位が上昇しない状況となっていることなどを事務所に報告していた(参考図2参照)。報告を受けた事務所は、調査会社に対して、当初の予定どおり72時間は給水を実施させたが、水位は上昇せず、池全体に水を行き渡らせることができない状況は変わらなかったことから、給水を終了するよう指示していた。その後、給水の終了から6時間が経過した時点において、池の水は全て浸透して無くなっていた。このように、浸透量調査においては、業務計画書等で実施することとされていた石積護岸からの浸透状況を確認することができていなかった。

しかし、事務所は、浸透量調査の結果により水の浸透は池の底から生じていると判断し、追加の調査を実施するなど石積護岸における浸透対策を十分に検討しないまま、池の底に防水シートを敷設するなどの本件工事を設計し、これに基づき施工していた。そして、降雨等により池の水位は上昇せず計画水深を保つことができない状態となっていたのに、その後も、事務所は浸透対策を十分に検討しておらず、池の水は7年1月の会計実地検査時点においても枯渇したままであり、本件工事で設置したポンプ設備等は稼働していない状況となっていた。

そこで、本院の検査を踏まえて、事務所が土のうで池を複数の区画に区切るなどして浸透状況を調べたところ、石積護岸の隙間等から水が浸透していることが判明した。

したがって、本件工事は、石積護岸における浸透対策の検討が十分でなかったため計画水深を保つことができない状態となっており、庭園の景観等を理解することができるように池を水が張った状態に修復するという目的を達していないため、修景施設整備工に係る防水シートの敷設、粘土材の覆土及び充塡、循環設備整備工に係る管路設備、ポンプ設備等の設置等は工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額69,223,784円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、本件工事の設計、施工に当たり、計画水深を保つことができるよう浸透対策を十分に検討することの重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

本件工事の概念図

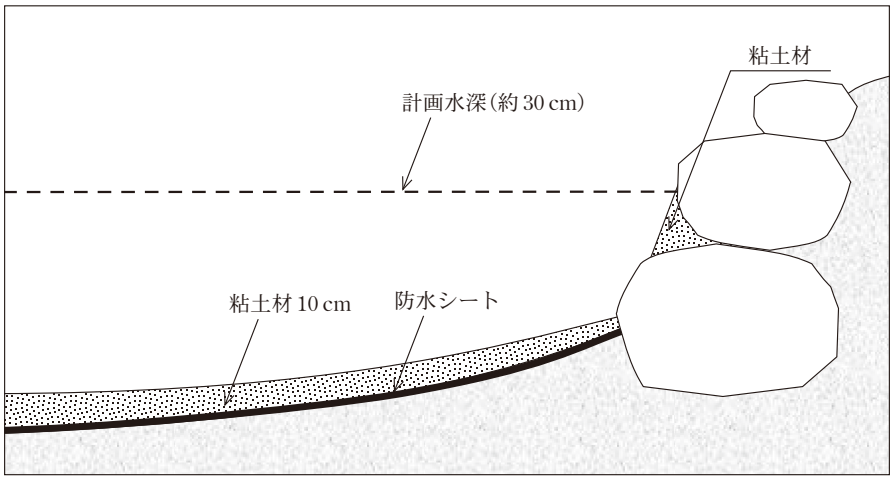

（参考図２）

浸透量調査の概念図

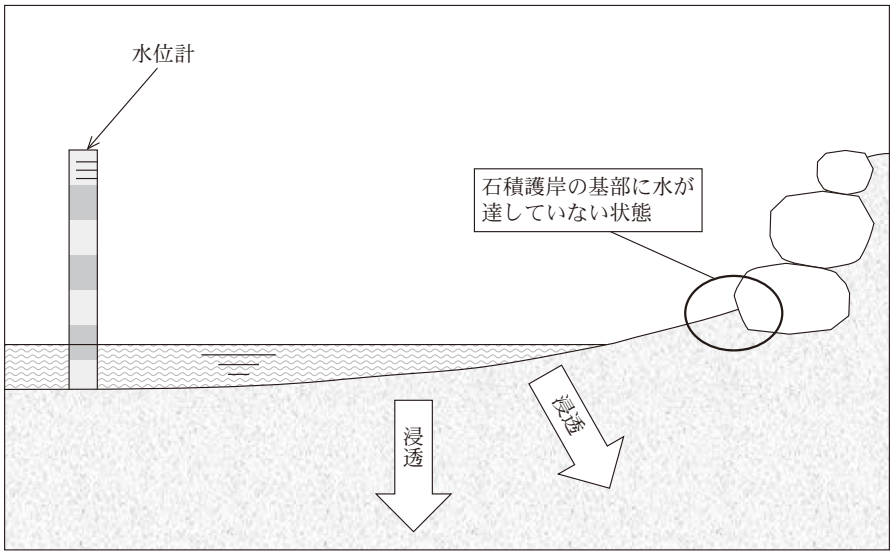

役　　務（162）（163）

（162）原子力施設等防災対策等委託費の算定に当たり、再委託費を一般管理費の対象経費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定） （項）原子力安全規制対策費
部局等	原子力規制委員会
契約名	令和２年度原子力施設等防災対策等委託費（福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口及び原子力規制に関するコールセンターの設置）事業等５契約

契約の概要	東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所における事故の影響を受けた被災住民からの相談を受ける電話窓口及び原子力規制に関する国民からの意見や質問に答えるコールセンターを設置し、情報提供等を行うもの
契約の相手方	株式会社日立システムズ
契約	令和２年４月ほか　契約５件　一般競争契約
支払額	225,414,325円（令和２年度～６年度）
過大となっていた支払額	10,081,265円（令和２年度～６年度）

1　委託事業等の概要

原子力規制委員会（以下「委員会」という。）は、令和２年度から６年度までの各年度に、原子力施設等防災対策等委託費（福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口及び原子力規制に関するコールセンターの設置）事業（以下「委託事業」という。）を株式会社日立システムズ（以下「会社」という。）に委託して実施し、委託事業の実施に要した経費（以下「委託事業経費」という。）計225,414,325円を委託費として会社に支払っている。

委託事業は、東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所における事故の影響を受けた被災住民からの相談を受ける電話窓口及び原子力規制に関する国民からの意見や質問に答えるコールセンターを委員会の庁舎内にそれぞれ設置し（６年度の電話対応に係る要員等は計５名、受付日時は平日午前９時から午後５時半まで（土日祝日及び年末年始を除く。））、適切な形で分かりやすい情報提供等を行うものである。

委託事業に係る契約書によれば、会社は、委託事業を完了したときは、実績報告書等を委員会に提出しなければならず、委員会は、実績報告書の内容の審査及び現地調査を行い委託費の額を確定することなどとされている。委託事業経費は、人件費、事業費、再委託費及び一般管理費に区分され（以下、これらの各区分を「経費項目」という。）、経費項目ごとに、契約書に添付する支出計画書の金額（委託費の上限額）と実績報告書に添付する総括表等の支出実績額のいずれか少ない方の額をそれぞれ選定し、これらの合計額を委託費の額とすることとされている。

委員会は、委託事業事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定しており、委託事業の実施に当たっては、これを会社に対して周知している。マニュアルによると、一般管理費については、人件費及び事業費を対象経費として、これらに所定の一般管理費率を乗ずるなどして算出し、外注費は事業費として一般管理費の対象経費となる一方で、再委託費は一般管理費の対象経費とはならないこととなっている。また、再委託費とは、受託者が事業の一部を委任又は準委任契約(注)に基づいて他者に行わせるために必要な経費であるとされている。

（注）　準委任契約　　当事者の一方が法律行為でない事務処理を相手方に委託し、相手方がこれを承諾する契約

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託事業経費のうち一般管理費の対象経費が適正に計上されているかなどに着眼して、２年度から６年度までの各年度に実施された委託事業を対象と

して、委員会において、契約書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、委託事業を実施するに当たり、２年度から６年度までの各年度に、委託事業のうちコールセンターの運営等における電話対応に係る業務を再委託先に委託しており、実績報告書では、委託事業経費のうち、再委託先への委託に必要な経費計 113,171,823 円は外注費であるとして一般管理費の対象経費としていた。

しかし、会社が再委託先との間で締結した契約について、会社と再委託先が合意した項目等が明示されているサービス仕様書により確認したところ、再委託先は所定の電話対応に係る要員を確保し所定の時間帯に電話対応を行うこと、会社は再委託先におけるコールセンター等の稼働を前提として経費を支払うこととされており、当該契約は会社が委託事業の一部を再委託先に行わせる準委任契約であると認められた。また、会社と再委託先との基本契約書において、個別契約については会社が再委託先に取引内容を記載した注文書により申し込み、再委託先がこれを承諾した場合に成立するとされ、注文書では、両者の契約形態は準委任契約であるとされていた。さらに、再委託先が毎月、電話対応に係る業務を完了した後に会社に提出する納入明細書においても、両者の契約形態は準委任契約であると記載されており、委員会は、実績報告書等の審査に当たり、納入明細書の提出を受けていた。

このため、会社が再委託先に委託した業務に係る経費は、経費項目のうち再委託費に該当することから、一般管理費の対象経費とはならないものであった。

したがって、会社が再委託先に委託した業務に係る経費を一般管理費の対象経費から除外するなどして委託事業経費を算定すると、適正な委託費は計 215,333,060 円となり、委託費支払額との差額 10,081,265 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において委託事業経費の経費項目についての理解が十分でなかったことにもよるが、委員会において会社と再委託先との契約形態の確認及び実績報告書の内容の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(163) 保守等契約において、契約期間中に設定作業を行って使用開始する予定がなく梱包されたままの状態で倉庫に保管されていたノートパソコン等を保守業務の対象としていたため、契約の対象台数が過大となっていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定） （項）事務取扱費
部局等	原子力規制委員会
契約名	令和５年度第４次統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器調整業務
契約の概要	機器故障等の不測の事態に備えるために必要な保守業務等を実施させるもの
契約の相手方	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
契約	令和６年３月　随意契約

契約の対象となっていたノートパソコン等の台数及び支払額	1,706 台	172,266,600 円（令和 6 年度）
過大となっていた契約の対象台数及び支払額	381 台	10,940,556 円（令和 6 年度）

1 契約等の概要

(1) 統合原子力防災ネットワークシステムの更新の概要

原子力規制委員会（以下「委員会」という。）は、国の関係機関、原子力事業者及び地方公共団体が管理する緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）等の全 79 拠点を原子力緊急事態発生時にネットワークで接続して適時に情報共有を図る統合原子力防災ネットワークシステム（以下「システム」という。）の更新のために、令和 4 、 5 両年度に、ノートパソコン等 1,706 台及び複合機 196 台（以下、これらを合わせて「本件機器」という。）に関する、調達、保管・搬入等及び保守等に係る 3 件の契約を締結している（表参照）。

表 本件機器に関する契約の概要

契約件名	当初契約年月日	契約期間	契約内容	契約相手方
令和 4 年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器の調達（調達に係る契約）	令和 5 年 3 月 9 日	5 年 3 月 9 日～6 年 3 月 31 日	本件機器の調達	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
令和 5 ～ 9 年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守（保管・搬入等に係る契約）	5 年 12 月 22 日	5 年 12 月 22 日～10 年 3 月 31 日	・ノートパソコン等の保管・搬入等 ・システムの設備更新	東芝 IT サービス株式会社ほか 1 社
令和 5 年度第 4 次統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器調整業務（保守等契約）	6 年 3 月 6 日	6 年 3 月 6 日～7 年 3 月 31 日	ノートパソコン等の保守等	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

(2) ノートパソコン等の調達及び保管・搬入等の概要

委員会は、 5 年 3 月に本件機器の調達に係る契約を伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下「CTC」という。）と締結して、 6 年 3 月末を納入期限として、本件機器を調達している。また、委員会は、 5 年 12 月に本件機器の保管・搬入等に係る契約を東芝 IT サービス株式会社（以下「システム会社」という。）等と締結している。保管・搬入等に係る契約の仕様書等によれば、本件機器のうちノートパソコン等については、システム会社が首都圏に確保した倉庫に一定期間保管した後、委員会が指定する場所へ搬入した上で、動作試験等を行うこととされている。

委員会は、 6 年 2 月に、保管・搬入等に係る契約に基づき、システム会社との間で保管・搬入等に係る作業スケジュール等（以下「作業スケジュール」という。）を策定している。作業スケジュールは、各拠点において順次システムに接続して使用開始できるように設定する作業（以下、この作業を「設定作業」という。）の進捗等を踏まえ、委員会及びシステム会社により更新されることになっている。当初の作業スケジュールによると、ノートパソコン等 1,706 台について、全 79 拠点を 7 グループに分けて、 6 年度に 4 グループ

(884台)、7年度に3グループ(822台)を対象として、設定作業を行うこととなっていた。その後、委員会及びシステム会社は作業スケジュールを適宜更新しており、7年度に設定作業を行うこととしていた822台のうち441台については、6年度中に前倒しして設定作業を行うこととしていた。また、作業スケジュールによると、ノートパソコン等は、システム会社が首都圏に確保した倉庫に納入された後、設定作業を行うまでの間、システム会社の管理下で、最長17か月、最短2か月程度、梱包されたままの状態で倉庫に保管されることになる。

⑶　ノートパソコン等の保守等の概要

委員会は、6年3月に、機器故障等の不測の事態に備えるために必要な保守業務(以下「保守業務」という。)等を実施させるため、契約期間を6年3月6日から同月29日までとする「令和5年度第4次統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器調整業務」に係る契約(以下「保守等契約」という。)を随意契約によりCTCと契約金額173,089,400円で締結している。その後、委員会は、同年3月29日に契約期間を7年3月31日まで延長する変更契約を、同年3月31日に最終的な契約金額を172,266,600円(支払額同額。契約金額のうち保守業務に係る費用(以下「保守費用」という。)148,060,000円)とする変更契約をそれぞれ締結している。

保守業務の内容は、CTCから委員会に提出された参考見積書の保守条件によれば、ノートパソコン等について、機器メーカーのサポートサービスを利用して、電話受付により故障等の原因を診断した後に技術者が拠点に赴いて必要な修理を行うこと(以下「オンサイト保守」という。)などとされている。そして、保守費用については、CTCから提出された参考見積書の内訳によると、機器ごとの保守単価に所要の台数を乗ずるなどして148,060,000円(うちノートパソコン等に係る保守費用49,595,480円)とされている。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、保守等契約におけるノートパソコン等に係る保守業務の対象台数は適切なものとなっているかなどに着眼して、保守等契約を対象として、委員会及びCTCにおいて、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、委員会は、保守等契約において保守業務の対象とするノートパソコン等の台数を、調達したノートパソコン等の全台数に当たる1,706台としていた。この中には、梱包されたままの状態で倉庫に保管され、保守等契約終了後の7年度に設定作業を行う予定のノートパソコン等381台が含まれていた。

しかし、次のことから、上記の381台について、保守等契約において保守業務の対象に含めていたことは適切ではないと認められた。

①　保守等契約におけるノートパソコン等に係る保守業務は、機器メーカーのサポートサービスを利用したオンサイト保守であり、ノートパソコン等の使用開始後に生ずる故障等に対応するものであったこと

②　オンサイト保守のためのサポートサービスは、サービスを付与するかどうか及びいつから付与するかについて、個々のノートパソコン等ごとに、購入から1年以内に決定することができるものなどとなっており、6年3月に決定する必要はなかったこと

③　委員会は、作業スケジュールの策定及びその更新を通じて、ノートパソコン等1,706台の設定作業の時期を事前に把握していたことから、保守業務の対象とすべきノートパソコ

ン等を特定することは容易であったこと

これらのことに加え、保守等契約については、作業スケジュールの更新に応じて、変更契約により保守業務の対象を変更することが可能であったことを踏まえると、保守等契約において保守業務の対象とするノートパソコン等の台数は、作業スケジュールの策定時に6年度内に設定作業を行う予定とした884台に、作業スケジュールの更新により6年度中に前倒しして設定作業を行うこととした441台を加えた計1,325台とすべきであったと認められた。現に、梱包されたままの状態で倉庫に保管されていたノートパソコン等については、保管期間中に、保守業務は一度も実施されていなかった。

したがって、保守等契約において保守業務の対象とされたノートパソコン等1,706台のうち381台は過大に契約の対象とされていて、これに係る支払額10,940,556円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、委員会において、保守等契約の締結に当たり、ノートパソコン等に係る保守業務の対象台数の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

補　助　金

(164)－(171) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計　(組織)環境本省 (項)資源循環政策推進費(令和4年度以前は、(項)廃棄物・リサイクル対策推進費) (項)廃棄物処理施設整備費 (項)自然公園等事業費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 (項)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
部局等	環境本省、関東地方環境事務所(令和8年7月1日以降は関東環境局)、3県
補助等の根拠	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県2、市2、団体3、計7補助事業者等 (県2、市2、団体1、計5事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	2会社
補助事業等	自然環境整備交付金事業、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金事業、産業廃棄物適正処理推進費補助金事業等

事業費の合計	274,598,219円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	87,494,300円
不当と認める事業費の合計	150,100,481円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	60,267,768円
基金保有額(年度末)	3,830,635,821円(平成27年度末)
	3,057,052,846円(平成28年度末)
	2,960,712,113円(平成29年度末)
	2,777,554,006円(平成30年度末)
	2,489,456,043円(令和元年度末)
	2,462,484,042円(令和2年度末)
	2,312,310,451円(令和3年度末)
	1,714,963,438円(令和4年度末)
	1,491,710,151円(令和5年度末)
上記に対する国庫補助金等相当額	3,289,520,369円(平成27年度末)
	2,779,944,920円(平成28年度末)
	2,632,071,556円(平成29年度末)
	2,476,543,046円(平成30年度末)
	2,316,651,968円(令和元年度末)
	2,262,461,397円(令和2年度末)
	2,108,092,849円(令和3年度末)
	1,469,300,538円(令和4年度末)
	1,206,392,488円(令和5年度末)
不当と認める基金使用額	4,722,344,254円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額(2)	4,220,069,005円
(1)及び(2)の計	4,280,336,773円

1　補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性、有効性等の観点から、24都府県、140市区町村、29一部事務組合及び64会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、２県、２市、１団体、２会社、計７事業主体が実施した自然環境整備交付金事業、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金事業、産業廃棄物適正処理推進費補助金事業等に係る国庫補助金 4,280,336,773 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴ 補助の対象とならないもの

4 件　不当と認める国庫補助金　34,419,000 円

⑵ 補助の目的外に使用していたもの

1 件　不当と認める国庫補助金　4,220,069,005 円

⑶ 工事の設計が適切でなかったもの

1 件　不当と認める国庫補助金　19,890,542 円

⑷ 工事の施工が適切でなかったもの

1 件　不当と認める国庫補助金　4,609,000 円

⑸ 補助の目的を達していなかったもの

1 件　不当と認める国庫補助金　1,349,226 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（１） 補助の対象とならないもの　4 件　不当と認める国庫補助金　34,419,000 円

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業）事業において、実施した断熱改修工事が補助の対象とならないもの　（2 件　不当と認める国庫補助金　15,561,000 円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(164)	環境本省	先進的窓リノベ2024事業共同事業体	株式会社東急コミュニティー	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業）	6	50,600 (33,364)	12,107	33,364 (33,364)	12,107
(165)	同	同	同	同	6	11,234 (7,654)	3,454	7,654 (7,654)	3,454
(164)(165)の計						61,834 (41,019)	15,561	41,019 (41,019)	15,561

株式会社東急コミュニティー（以下「会社」という。）は、集合住宅２棟において、それぞれの集合住宅の管理組合を共同事業者として、既存の窓の断熱改修工事を事業費計 61,834,219 円（補助対象事業費計 41,019,266 円、補助金交付額計 15,561,000 円、国庫補助金相当額計同額）で実施している。

環境省は、本件補助事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理及び審査、交付の決定、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、令和６年度の事業（以下「先進的窓リノベ 2024 事業」という。）については、一般社団法人環境共創イニシアチブ及び大日本印刷株式会社により構成される先進的窓リノベ 2024 事業共同事業体（以下「JV」という。）が選定されてい

る。会社は、先進的窓リノベ2024事業について、JVに交付申請書を提出するなどして、JVから補助金の交付を受けている。

「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業実施要領」(令和4年環地温発第2212024号)等によれば、補助金の交付額は、断熱改修工事の方法、住宅の階数等に応じた種別(注1)並びに改修に用いる窓ガラス・サッシ(以下「窓製品」という。)の断熱性能による区分(注2)(以下「断熱性能」という。)及び大きさによる区分(注3)に応じた補助単価に、施工箇所数を乗じた額とされている。また、カバー工法(注4)により断熱改修工事を実施する場合、戸建住宅及び地上3階建て以下の集合住宅では断熱性能がA以上の窓製品が、地上4階建て以上の集合住宅では断熱性能がB以上の窓製品がそれぞれ補助の対象とされている。

JVが定め環境省が承認した「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)交付規程」(以下「交付規程」という。)及び交付規程に基づき補助金の交付に関する必要な事項をJVが別に定めた「先進的窓リノベ2024事業 交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」によれば、事業主体は、改修工事の完了後に建物の不動産登記事項証明書等を交付申請書に添付して提出することとされており、JVは、これらの書類を審査した上で交付決定を行うこととされている。そして、JVは、実績報告書に基づき補助金の交付額を確定し、事業主体に対して補助金を交付することとされている。

(注1) 住宅の階数等に応じた種別　戸建住宅、地上3階建て以下の集合住宅、地上4階建て以上の集合住宅の各種別

(注2) 改修に用いる窓製品の断熱性能による区分　断熱性能が高い順に、SS、S、A、Bに区分されている。

(注3) 大きさによる区分　面積が大きい順に、大、中、小、極小に区分されている。

(注4) カバー工法　既存の窓ガラスを取り外し、既存の窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工法

会社は、集合住宅2棟のそれぞれについて、カバー工法により地上4階建ての集合住宅の既存の窓を断熱性能がBの窓製品とする断熱改修工事を実施したとする交付申請書に、不動産登記事項証明書等を添付してJVに提出し、補助金15,561,000円の交付を受けていた。

しかし、会社が断熱改修工事を実施した集合住宅2棟は、いずれも地上4階建ての集合住宅ではなく、断熱性能がBの窓製品での改修が補助の対象とされていない地上3階建ての集合住宅であった。

したがって、本件工事は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額15,561,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助金の交付を申請する際に住宅の階数等に応じた種別の確認が十分でなかったこと、JVにおいて交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

会社は、集合住宅1棟において、カバー工法により既存の窓を断熱性能がBの窓製品とする断熱改修工事を実施したとして、交付申請額を12,107,000円とする交付申請書等をJVに提出しており、その際、住宅の階数等に応じた種別を地上4階建ての集合住宅であるとして交付申請していた。そして、JVは、交付決定額を交付申請額と同額とする旨の交付決定を行っていた。その後、JVは、実績報告書に基づき補助金の交付額を交

付決定額と同額と確定した上で、補助金 12,107,000 円（国庫補助金相当額同額）を会社に交付していた。

しかし、交付申請書に添付されていた不動産登記事項証明書等によれば、当該集合住宅は断熱性能が B の窓製品での改修が補助の対象とされていない地上 3 階建てであったことから、先進的窓リノベ 2024 事業に係る国庫補助対象事業費 33,364,552 円は全額が補助の対象とはならず、上記の補助金 12,107,000 円は交付の必要がなかった。

循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に対象とならない設備の整備に要した費用を含めていたもの　（1件　不当と認める国庫補助金　14,864,000 円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(166) 栃木県	足利市	循環型社会形成推進交付金	5	96,932 (73,667)	24,555	44,594 (44,594)	14,864

足利市は、足利市野田町内において、循環型社会形成の推進に必要な施設として、プラスチックを資源化するなどのためのマテリアルリサイクル推進施設、廃棄物を焼却処理するとともに当該処理により生ずる熱エネルギーを回収して活用するためのエネルギー回収型廃棄物処理施設等を新たに整備することに伴い、同一敷地内の各施設から排出される雑排水等を一時的に貯留するための調整池の整備を実施している。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成 17 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）等によれば、調整池を含む構内排水設備の整備に要した費用については、マテリアルリサイクル推進施設を整備する場合は交付金の交付対象とされている一方で、エネルギー回収型廃棄物処理施設等を整備する場合は交付対象とされていない。また、同一敷地内に交付金の交付対象とされている施設とされていない施設とで共用する設備を整備する際には、各施設の延べ床面積の割合を用いるなどの合理的な方法により当該設備の整備に要した費用を案分するなどして交付対象事業費を算定することとされている。そして、交付金事業が完了したときは、都道府県は、事業主体が提出した実績報告書等を審査することなどとされている。

同市は、マテリアルリサイクル推進施設とエネルギー回収型廃棄物処理施設等とで共用する調整池の整備を 96,932,000 円（交付対象事業費 73,667,000 円）で実施したとして、栃木県に実績報告書を提出し、交付金 24,555,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、本件交付金事業の交付対象事業費の算定に当たり、調整池の整備に要した費用について、各施設の延べ床面積の割合を用いるなどの合理的な方法により案分するなどしてエネルギー回収型廃棄物処理施設等に係る費用相当額 44,594,000 円を除外する必要があったのに、これを交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記のエネルギー回収型廃棄物処理施設等に係る調整池整備費用相当額 44,594,000 円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額 14,864,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の効果促進事業として実施した環境保全活動が交付の対象とならないもの

（1件　不当と認める国庫補助金　3,994,000円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(167)	関東地方環境事務所（注）	栃木県日光市	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）	5	5,991 (5,991)	3,994	5,991 (5,991)	3,994

（注）　令和8年7月1日以降は関東環境局

この交付金は、地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度（令和12年度）までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地方公共団体（以下「脱炭素先行地域」という。）に対して国が交付するものである。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号）によれば、交付金の対象となる事業は、高効率給湯器等を整備する省CO2等設備整備事業等（以下「導入事業」という。）のほかに、導入事業と一体となってその効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要な事業であることを交付要件とする事業（以下「効果促進事業」という。）とされている。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号）によれば、脱炭素先行地域は、交付金の申請を行う際に、二酸化炭素排出実質ゼロを実現することなどの目標を達成するための取組を継続的かつ包括的に実施することを目的とする地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、地方環境事務所に提出することとされている。そして、交付金事業が完了したときは、実績報告書を地方環境事務所に提出することとされており、地方環境事務所は実績報告書等を審査することなどとされている。

日光市は、脱炭素先行地域に選定された後、温泉熱を利用した給湯機器等を宿泊施設等に整備する導入事業と一体となった効果促進事業として、当該宿泊施設等と協働することで、訪問客の滞在中の経験を省エネ及び環境保全と結びつけ行動変容を促していくことを内容とした環境保全活動を実施することとする事業計画を関東地方環境事務所（以下「事務所」という。）に提出していた。そして、同市は、環境保全活動を5,991,700円（交付対象事業費同額）で実施したとする実績報告書を事務所に提出し、交付金3,994,000円の交付を受けていた。

しかし、実績報告書に記載されていた環境保全活動の内容は、修学旅行の行き先候補地に関する調査、現地の植物調査等となっていて、事業計画に記載されていた温泉熱を給湯等に利用している宿泊施設等と協働するなどの取組内容は含まれていなかった。このため、同市が実施した環境保全活動は、温泉熱を利用した給湯機器等を整備する導入事業との関連性がなく、導入事業と一体となってその効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるものとなっていなかった。

したがって、同市が実施した環境保全活動は効果促進事業の交付要件を満たしていないことから、当該活動に要した費用5,991,700円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金3,994,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において効果促進事業の交付要件についての理解が十分で

なかったこと、事務所において交付金事業の実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（２） 補助の目的外に使用していたもの　１件　不当と認める国庫補助金　4,220,069,005 円

産業廃棄物適正処理推進費補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの　（１件　不当と認める国庫補助金　4,220,069,005 円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金保有額（年度末）	左に対する国庫補助金等相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(168) 環境本省	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	産業廃棄物適正処理推進費補助金、産業廃棄物特定支障除去等事業費補助金	平成 27	3,830,635	3,289,520	229,405	196,999
			28	3,057,052	2,779,944	395,412	359,570
			29	2,960,712	2,632,071	850,712	756,282
			30	2,777,554	2,476,543	977,554	871,613
			令和元	2,489,456	2,316,651	583,507	543,003
			2	2,462,484	2,262,461	576,480	529,654
			3	2,312,310	2,108,092	480,278	437,861
			4	1,714,963	1,469,300	341,437	292,528
			5	1,491,710	1,206,392	287,555	232,554
			計			4,722,344	4,220,069

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）は、不適正に処分された産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去等の措置を行う都道府県等に対して、産業廃棄物適正処理推進費補助金の交付を受けて設置造成した「産業廃棄物適正処理推進基金（補助率３／４、７/10）」又は産業廃棄物特定支障除去等事業費補助金の交付を受けて設置造成した「産業廃棄物適正処理推進基金（補助率１／２、１／３）」を取り崩して(注)、当該支障の除去等の措置に必要な資金の支援を行う事業（以下「基金事業」という。）を実施している。

（注） 平成 10 年６月 17 日以後に不適正に処分された産業廃棄物に起因する支障の除去等の措置については産業廃棄物適正処理推進基金（補助率３／４、７/10）を、10 年６月 16 日以前に不適正に処分された産業廃棄物に起因する支障の除去等の措置については産業廃棄物適正処理推進基金（補助率１／２、１／３）を、それぞれ取り崩すこととなっている。なお、産業廃棄物適正処理推進基金（補助率１／２、１／３）は、令和５年度に基金残額が国庫に返還されたことをもって廃止された。

「「産業廃棄物適正処理推進費補助金交付要綱」の一部改正について」（平成 27 年環廃産発第 1502271 号環境事務次官通知）、「「平成 20 年度産業廃棄物特定支障除去等事業費補助金交付要綱」の一部改正について」（平成 27 年環廃産発第 1502272 号環境事務次官通知）等（以下、これらを合わせて「交付要綱等」という。）によれば、財団は、基金を基金事業に充てる場合のほか、基金を取り崩すことができないことなどとされている。また、財団は、基金を廃止するまでの間、毎年度末における基金の額及び基金事業の実施状況を事業実施状況報告書により環境大臣に報告しなければならないこととされており、環境大臣は、交付要綱等に基づいて指導監督を行うこととされている。

基金事業の実施に当たり、財団は、基金事業に充てる資金を複数の預金口座（以下「基金口座」と総称する。）で管理していた。基金口座においては、基金事業だけでなく、環境省から請け負った事業等の基金事業以外の事業（以下「基金外事業」という。）に充てる資金も扱われており、財団は、基金口座から支払を行う際に、いずれの事業の資金から支払を行うのか区別していなかった。このため、両基金は国庫補助金により造成されたものであることを踏まえれば、基金事業に係る資金の額を正確に把握すべきであるにもかかわらず、財団は、期中において、基金口座の残高のうち、基金事業に充てる資金

の額を把握していなかった。

そこで、財団が環境大臣に提出している毎事業年度の事業実施状況報告書に記載されていた各事業年度末の両基金の基金保有額の合計額(以下「両基金保有額」という。)と、各事業年度末時点において財団が基金口座の残高を各事業に割り振ることにより把握した基金事業に係る資金の合計額(以下「預金合計額」という。)とを比較したところ、平成27年度から令和5年度までの各事業年度末時点において、両基金保有額に対して預金合計額が不足していた(以下、この不足していた額を「基金不足額」という。)。

一方、各事業年度末の財団の財産目録においては、両基金に係る資産として、基金口座で管理されている資金のほかに未収金が計上されており、各事業年度末の未収金の額は、各事業年度末の基金不足額と一致していた。さらに、当該未収金の内訳をみると、基金事業に係る未収金のほか、基金外事業に係る未収金が計上されており、この基金外事業に係る未収金は、財団が各事業年度中に費用を負担して実施した基金外事業に対する代金の入金が当該事業年度内に行われなかったことにより計上されたものであった。

これらのことから、各事業年度末の未収金に相当する額が基金不足額となっており、このうち基金外事業に係る未収金に相当する額が基金外事業に係る支払に充てられていたと認められる。

なお、各事業年度末の基金外事業に係る未収金は、いずれも翌事業年度の期中に回収され、基金口座に補塡されていたが、翌事業年度末にはまた基金外事業に係る未収金が計上されるという状況が5年度までの間継続していた。

したがって、両基金において、平成27年度から令和5年度までの各事業年度末時点における基金外事業に係る未収金に相当する額計4,722,344,254円が、基金事業以外の目的のために取り崩されて補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額4,220,069,005円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財団において長期間にわたり交付要綱等に基づく基金の資金の適切な管理に対する認識が欠けていたこと、環境省において財団に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 工事の設計が適切でなかったもの　1件　不当と認める国庫補助金　19,890,542円

立入防止柵の設計が適切でなかったもの(1件　不当と認める国庫補助金　19,890,542円)

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(169) 青森県	青森県	自然環境整備交付金	4～6	63,096 (63,094)	28,392	44,203 (44,201)	19,890

青森県は、東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜地内の竜飛崎階段遊歩道において、既設の柵が老朽化して破損するなどしていたことから、新たに立入防止柵(基礎ブロック261基等、延長計418.4m)を整備するなどの工事を実施している。

同県は、立入防止柵の設計を「防護柵の設置基準・同解説」(公益社団法人日本道路協会編)及び「車両用防護柵標準仕様・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「設置基準等」という。)に基づいて行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図

書、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

設置基準等によれば、立入防止柵の設計に当たっては、支柱の基礎において転倒に対する安定性の評価を行うこととされており、基礎1基ごとに、抵抗モーメント(注1)の値が基礎1基に生ずる転倒モーメント(注2)に安全率1.2を乗じて算出した値を上回るようにすることとされている。

（注1）　抵抗モーメント　　転倒に対して抵抗しようとする力の大きさ

（注2）　転倒モーメント　　転倒させようとする力の大きさ

同県は、支柱の基礎に係る安定性の評価に当たり、立入防止柵に作用する水平荷重を標準的な体重の成人が寄りかかった場合と同等の荷重である390N/mとし、支柱の基礎ブロックを地表から100㎜下の土中に埋設するなどすれば、抵抗モーメントが1,507N・mとなり、転倒モーメントに安全率1.2を乗じた値である885N・mを上回ることから、安定計算上安全であるとして、これにより施工することとしていた。

しかし、同県は、転倒モーメントについては、基礎ブロック1基に作用する水平荷重を考慮して算出していたが、抵抗モーメントについては、誤って、横木で連結されている左右の支柱の基礎ブロックを含めた3基の基礎ブロックで水平荷重に抵抗すると考え、基礎ブロック1基の抵抗モーメントを3倍にして算出していた(参考図1参照)。

また、現地の状況を確認したところ、階段遊歩道の勾配が一定ではないなどのため、土中に埋設することができず露出している基礎ブロックが多数見受けられた(参考図2参照)。

そこで、改めて、設置基準等に基づき、基礎ブロック1基ごとに、また、現地の基礎ブロックの埋設状況を踏まえて抵抗モーメントを算出するなどして安定計算を行ったところ、基礎ブロック計261基のうち236基については、抵抗モーメントの値(174N・m～700N・m)が、転倒モーメントに安全率1.2を乗じて算出した値(245N・m～1,053N・m)を大幅に下回るなどしており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図3参照)。

したがって、これらの基礎ブロックに係る立入防止柵333.9m(工事費相当額44,203,208円、交付対象事業費44,201,208円)は、設計が適切でなかったため所要の安全度が確保されておらず、転倒するおそれがある状態になっており、これに係る交付金相当額19,890,542円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)

抵抗モーメント算出の概念図　(当局の算出方法)

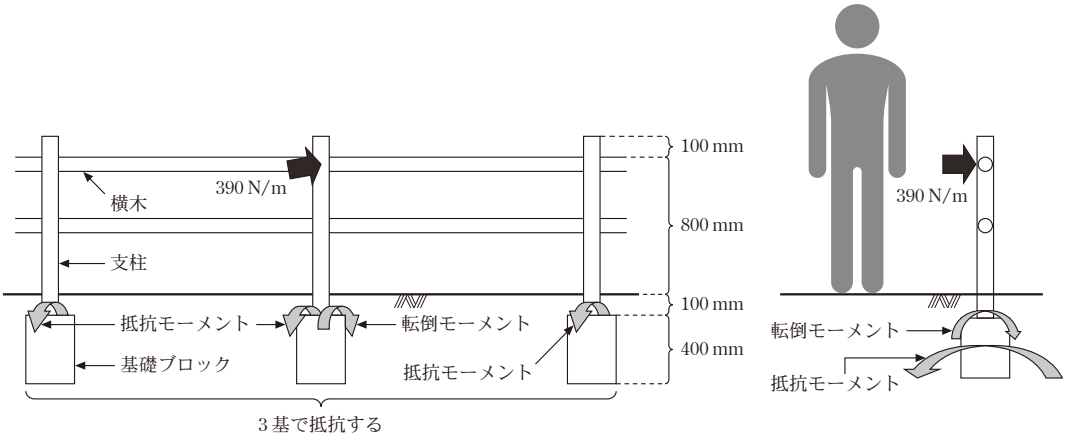

（参考図２）

現地の状況の概念図

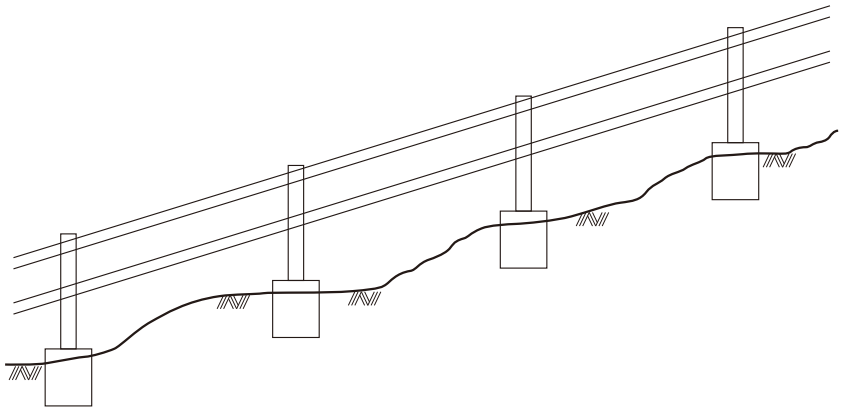

（参考図３）

転倒に対する安定計算の概念図　（設置基準等の算出方法）

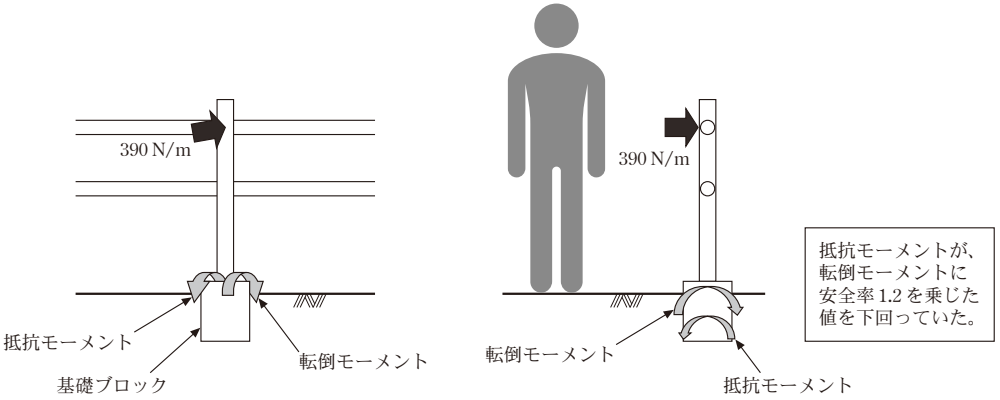

（４）　工事の施工が適切でなかったもの　　１件　不当と認める国庫補助金　4,609,000 円

消波堤の施工が適切でなかったもの　　（１件　不当と認める国庫補助金　4,609,000 円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(170) 滋賀県	滋賀県	自然環境整備交付金	6	10,244 (10,244)	4,609	10,244 (10,244)	4,609

滋賀県は、長浜市平方町地先の琵琶湖湖岸において、湿地に生育するヨシ群落の保全及び再生を図るために、消波堤及び漂砂防止堤を整備する工事を実施している。

このうち、消波堤（長さ 16.3m、幅 1.8m）は、沖合から岸に打ちつける波の高さを低減するためのもので、木杭（直径 18㎝、杭長 4.0m）112 本を 14.4㎝の間隔で湖底に長方形状に打ち込み、木杭の内側側面の下部にきっ甲金網（網目 4 ㎝）を張った上で、この中に割栗石を詰めるとともに、その上部に割栗石を詰めたふとんかご(注)（網目 13㎝×13㎝）を設置する構造となっている。また、漂砂防止堤（長さ 9.1m）は、消波堤と一体となって湖岸との間に堆積した土砂の移動を抑制するためのもので、木杭（直径 18㎝、杭長 3.2m又は 3.4m）51 本を湖底に隙間なく、消波堤から湖岸まで直線上に打ち込んだ壁状の構造となっている（参考図１及び２参照）。

（注） ふとんかご　　金網製のかご状の構造物

同県は、消波堤の設計に当たり、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編）を準用して、波高を低減するために必要な消波堤の天端高を、琵琶湖における基準水位（東京湾平均海面＋84.371m）に 0.7mを加えた高さと算定して、割栗石を詰めたふとんかごの天端高がこの高さになるように設計し、施工することとしていた。

同県は、本件工事の施工に当たり、仕様書等において、消波堤を構成する木杭内のきっ甲金網及びふとんかごの中に詰める割栗石については、粒径が網目より大きな 15㎝から 20㎝までのものを使用し、工事の受注者から提出される品質証明資料を施工前に確認することとしていた。また、しゅん功検査の際には、工事目的物について品質等を検査することとしていた。

しかし、同県は、工事の受注者から提出された品質証明資料に粒径が 15㎝未満の割栗石が全体の 38％ 含まれていることが記載されていたにもかかわらず、当該品質証明資料及び実際に納入された割栗石の粒径の確認を十分に行っていなかった。また、しゅん功検査時に、ふとんかごの網目より小さい粒径の石が混入しており、一部の石は網目からはみ出している状況を確認することができたのに、本件工事を合格としていた。そして、完成した消波堤は、令和８年１月の会計実地検査時点において、仕様書等で定めた粒径を満たさない割栗石が木杭の外側に流出していて、ふとんかごの天端高は、設計の際に算定した高さより低くなっており（最大 64㎝、平均 21㎝）、波高を低減するために必要な天端高を満たしていなかった。

したがって、本件工事で整備された消波堤及び漂砂防止堤（工事費 10,244,300 円、交付対象事業費同額）は、消波堤の施工が適切でなかったため、消波堤を越した波により漂砂防止堤の付近に堆積している土砂が浸食されることでヨシ群落の保全及び再生に寄与しなくなるおそれのある状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額 4,609,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、消波堤に仕様書等で定めた粒径を満たさない割栗石が使用されていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

消波堤及び漂砂防止堤の機能の概念図

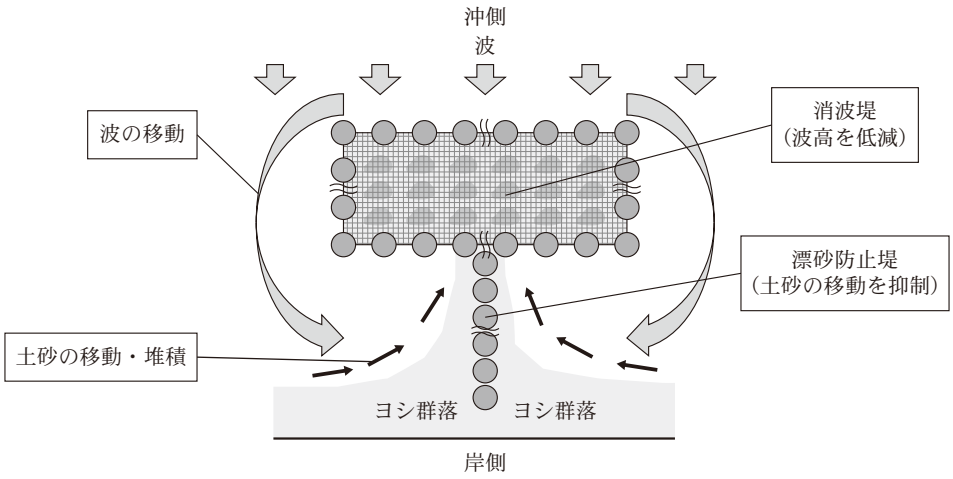

（参考図２）

消波堤及び漂砂防止堤の配置図

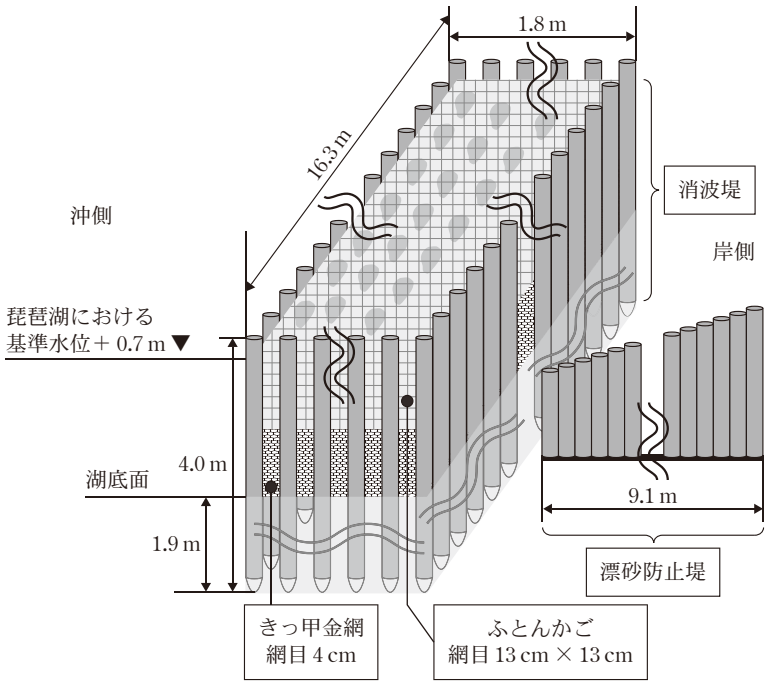

（５）　補助の目的を達していなかったもの　　１件　不当と認める国庫補助金　1,349,226 円

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）により導入した設備について、災害発生時に稼働させるための措置が講じられていなかったため、補助の目的を達していなかったもの　　（１件　不当と認める国庫補助金　1,349,226 円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(171) 環境本省	一般財団法人環境イノベーション情報機構	ひょうご環境エネルギー合同会社	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）	４、５	36,500 (31,149)	10,383	4,048 (4,048)	1,349

ひょうご環境エネルギー合同会社（以下「会社」という。）は、兵庫県を共同事業者として、兵庫県警察姫路警察署（以下「姫路警察署」という。）において、自立運転により発電した電気を災害発生時に使用を想定している機器に供給すること及び二酸化炭素の排出量を削減することを目的とし、太陽電池モジュール(注１)（349 枚）、パワーコンディショナ(注２)（４台）、蓄電池設備（１台）、蓄電池用パワーコンディショナ（１台）等で構成される太陽光発電設備の導入工事を事業費 36,500,000 円（補助対象事業費 31,149,330

円、補助金交付額 10,383,000 円、国庫補助金相当額同額）で実施している。このうち蓄電池設備は、停電時に電力を供給するため、太陽電池モジュール（14 枚）、蓄電池用パワーコンディショナ等と接続し、充電を行うものである（以下、蓄電池設備及びこれに接続する設備を合わせて「蓄電池設備等」という。）。

（注１） 太陽電池モジュール　　太陽の光エネルギーを電気エネルギーへ変換する太陽光発電設備を構成する部材の一つであるパネル状の機器

（注２） パワーコンディショナ　　太陽電池モジュールにより発電され、又は蓄電池設備に充電された直流電力を施設で使用可能な交流電力に変換するなどの装置

環境省は、本件補助事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が選定されている。会社は、本件補助事業について、機構に実績報告書等を提出して、機構から補助金の交付を受けている。

「令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程」（令和４年 EIC 第 40314002 号）によれば、補助対象設備を導入する施設は、地方公共団体が作成するハザードマップにおいて浸水被害危険性地域等に所在しない施設であることとされている。ただし、災害発生時にも設備を稼働させるための措置を講ずる場合には、浸水被害危険性地域等に所在する施設であっても、補助の対象となるとされている。

会社は、機構に対して、兵庫県姫路市が作成したハザードマップを添付した交付申請書を提出していた。当該交付申請書では、ハザードマップにおいて姫路警察署が所在する場所で想定される浸水の深さ（以下「想定浸水深」という。）が 0.5m未満であり、この深さまで浸水する可能性があることから、蓄電池設備等を 0.5mより高い位置に設置することとしていた。その後、会社は、姫路警察署の敷地は建設時に盛土されており、蓄電池設備等はこの盛土の上に設置するため必要な高さを満たしていると考え、蓄電池設備を現状の地盤高から高さ 10㎝の基礎ブロックの上に設置していた。そして、会社は、実績報告書において、蓄電池設備等が浸水被害の影響を受けないよう、想定浸水深よりも高い位置に設置したとしていた。

しかし、想定浸水深である「0.5m未満」は、盛土後の地盤高である現状の姫路警察署の地盤高を基に設定されたものであった。そして、蓄電池設備は、基礎ブロックの高さが 10㎝であり、また、防水対策が講じられていないことから、浸水深が基礎ブロックの高さを超えると損傷し使用できなくなるおそれがあり、蓄電池設備が使用できなくなった場合には、災害発生時に使用を想定している機器に必要な電力を供給することができなくなるなどの状態となっていた（参考図参照）。

したがって、本件工事で設置した蓄電池設備等（これに係る事業費相当額 4,048,007 円、補助対象事業費同額）は、災害発生時に設備を稼働させるための措置が講じられていなかったため、災害発生時に使用を想定している機器に必要な電力を供給することができなくなるなどの状態となっていて、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 1,349,226 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において想定浸水深及び現地の状況の確認が十分でなかったこと、機構において実績報告書の審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

（参　考　図）

蓄電池設備等の概念図

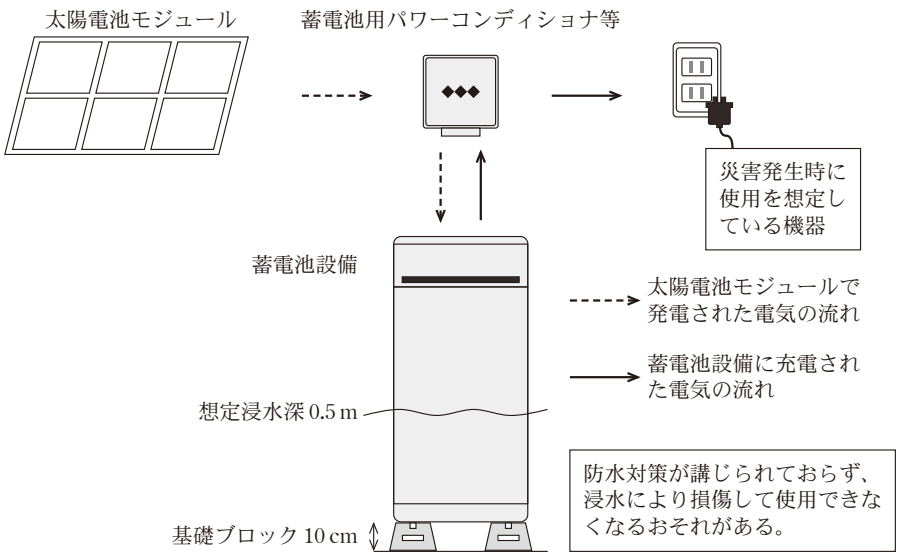

令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（１）　国立公園における公園施設の管理について

（令和６年度決算検査報告 360 ページ参照）

１　本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

環境省は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）等に基づき国立公園の管理等を行っており、国立公園内の国有地、公有地等に建物や工作物を設置している。国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）等によれば、各地方環境事務所(注１)の長は、国有財産の現状を常に把握し、管理等を適正に行わなければならないこととされており、国有財産の区分及び種目、所在、数量等を記載した台帳（以下「国有財産台帳」という。）を備えなければならないこととされている。そして、建物等については、国有財産台帳に図面を附属させなければならないこととされている一方、工作物等については、必ずしも図面を附属させることにはなっていない。地方環境事務所は、国立公園内の自らが管理する国有財産について、建物（官庁施設として管理されているものを除く。）及び工作物（以下、これらを合わせて「公園施設」という。）のうち利用者の安全等に関わる重要な公園施設（以下「重要施設」という。）を対象として、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止するなどの管理を行うために、施設の健全性等を調査した上で、点検等の具体的な実施時期等を定める個別施設計画を重要施設ごとに策定することにしている。そして、個別施設計画を策定した重要施設については、同計画に基づくなどして、重点的かつ計画的に管理を実施することにしている。地方環境事務所は、個別施設計画を策定するに当たり、重要施設を含む公園施設の数量、規模、劣化等の状況を確認するための現地調査（以下「現地調査」という。）を実施しており、その過程において、公園施設の周辺に存在する建物及び工作物のうち、設置場所等から国有財産である蓋然性が高いものが見受けられた場合には、現地調査の対象に追加して、所有者の確認等を行うことにしている。

しかし、地方環境事務所において、国有財産台帳に記載されている情報等では所在を特定することが困難となっていて、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のままとなっている公園施設について、利用者の安全を確保するために必要な点検を行うなどの管理を行うことができず、特に重要施設については個別施設計画に基づく管理を行うことができないなどの状況となっている事態、並びに国有財産である蓋然性が高いのに、所有者が不明のままとなっている建物及び工作物について、国有財産であるのに国有財産としての管理が行われていないおそれがある状況となっている事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して令和7年10月に、次のとおり是正及び改善の処置を要求した。

ア　7地方環境事務所(注2)において、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のままとなっている公園施設について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次所在を特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定すること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ　環境本省において、7地方環境事務所に対して、アにより所在を特定できた公園施設のうち重要施設について、健全性等を調査した上で個別施設計画を策定するよう指示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

ウ　3地方環境事務所(注3)において、国有財産である蓋然性が高いものの所有者が不明のままとなっている建物及び工作物について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次国有財産であるか否かを特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載を追加し、又は記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定すること(同法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

エ　環境本省において、7地方環境事務所に対して、既存の公園施設については、重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして所在を確認するなどした上で、原則として、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示すること、及び今後設置する公園施設については、設置時に、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

(注1)　令和8年7月1日以降は地方環境局

(注2)　7地方環境事務所　　北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所

(注3)　3地方環境事務所　　関東、中国四国、九州各地方環境事務所

2　当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　7地方環境事務所において、8年2月に、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のままとなっている公園施設について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次所在を特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定した。

イ　環境本省において、８年２月に７地方環境事務所に対して通知を発出して、アにより所在を特定できた公園施設のうち重要施設について、健全性等を調査した上で個別施設計画を策定するよう指示した。

ウ　３地方環境事務所において、８年２月に、国有財産である蓋然性が高いものの所有者が不明のままとなっている建物及び工作物について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次国有財産であるか否かを特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載を追加し、又は記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定した。

エ　環境本省において、８年２月に７地方環境事務所に対して通知を発出して、既存の公園施設については、重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして所在を確認するなどした上で、原則として、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示するとともに、今後設置する公園施設については、設置時に、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付するなどするよう指示した。

（２）　委託業務における一般管理費の算出等について

（令和６年度決算検査報告 366 ページ参照）

１　本院が表示した意見

環境省は、法人等と委託契約を締結して調査、測定等に係る業務を実施しており、受託者が委託業務を完了したときは、受託者から委託業務精算報告書を提出させ、これを審査して、委託業務の実施に要した経費（以下「委託業務経費」という。）等を委託費として受託者に支払っている。環境省が委託業務経費の算出方法等を定めた「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、委託業務経費のうち業務費について、受託者が委託業務の一部を他者に委託するなどして行わせる業務に係る経費として、外注費及び雑役務費を計上できることになっている（以下、受託者が委託業務の一部を他者に委託するなどすることを「再委託」という。）。このうち雑役務費については、委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費として、委託業務に必要な機器のメンテナンス費等が例示されている（以下、委託業務の主たる部分に係る業務を「主たる業務」、主たる業務の実施に付随して必要となる業務を「付随業務」という。）。そして、委託業務経費のうち一般管理費については、業務費等を対象経費として、これらに所定の一般管理費率を乗ずるなどして算出することとされているが、再委託に係る経費のうち外注費については一般管理費の対象経費から除くこととされている。

しかし、環境省は、再委託に係る経費のうち、主たる業務に係る経費については外注費に計上し、付随業務に係る経費については雑役務費に計上することになるとしているのに、基本方針等において付随業務の範囲が明確に示されていない状況となっていた。そして、付随業務ではなく主たる業務に該当し、当該業務に係る経費は外注費に計上すべきであると認められるのに雑役務費に計上されていて、当該経費に係る一般管理費が計上されている事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して令和７年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　基本方針等において、一般管理費の対象経費である雑役務費に計上することができる経費の範囲を明確に示すこと

イ　委託業務精算報告書等の審査に当たり、アの雑役務費に計上することができる経費の範囲を踏まえて、雑役務費に該当する経費であるかを十分に確認することなどについて、委託業務精算報告書等の審査を行う部署に周知徹底すること

2　当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　8年3月に基本方針を改正するなどして、一般管理費の対象経費である雑役務費に計上することができる経費は、原則として委託業務の仕様書等に記載されている業務の実施に付随して必要となる諸業務であり、委託業務全体の目的達成や成果への影響が軽微である業務に係るものであること、かつ、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)において国が随意契約によることができるとされている金額の範囲内のものであることとするよう、その範囲を明確に示した。

イ　8年3月に委託業務精算報告書等の審査を行う部署に対して事務連絡を発出するなどして、委託業務精算報告書等の審査に当たり、アの雑役務費に計上することができる経費の範囲を踏まえて、雑役務費に該当する経費であるかを十分に確認することなどについて周知徹底した。

第13 防　衛　省

不 当 事 項

予 算 経 理

(172) 有償援助(FMS)調達による情報業務用ビデオ会議装置の維持整備等に当たり、過年度の予算で措置された品目において生じた減額分を他年度の経費の支払の手段として使用していて、調達手続が財政法の趣旨に照らして適切に行われていなかったもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)武器車両等整備費
部　局　等	情報本部(調達要求部局)
ケース(契約)の概要	合衆国政府と情報本部等の間における情報伝達の迅速化等を図るための役務
当初のLOAからアメンドメント4までの契約額	153,145,000円(令和元、2、4、5各年度)
アメンドメント4の費用の一部に充当して、支払の手段として使用していた減額分の額	63,644,994円(令和5年度) (464,562米ドルを5年度の支出官レートにより邦貨額に換算した額)

1　FMS調達等の概要

(1) FMS調達における調達手続等の概要

防衛省は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号。以下「相互防衛援助協定」という。)に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales。以下「FMS」という。)により、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを合わせて「防衛装備品等」という。)の調達を行っている(以下、FMSによる調達を「FMS調達」という。)。

「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和52年防衛庁訓令第18号。以下「有償援助訓令」という。)等によれば、情報本部、陸上、海上、航空各幕僚監部等からの調達要求に基づき防衛装備庁(以下「装備庁」という。)が調達実施機関として行う場合のFMS調達における調達手続の流れは、図表1のとおりとされている。

図表１　情報本部、陸上、海上、航空各幕僚監部等からの調達要求に基づき装備庁が調達実施機関として行う場合のFMS調達における調達手続の流れ（概念図）

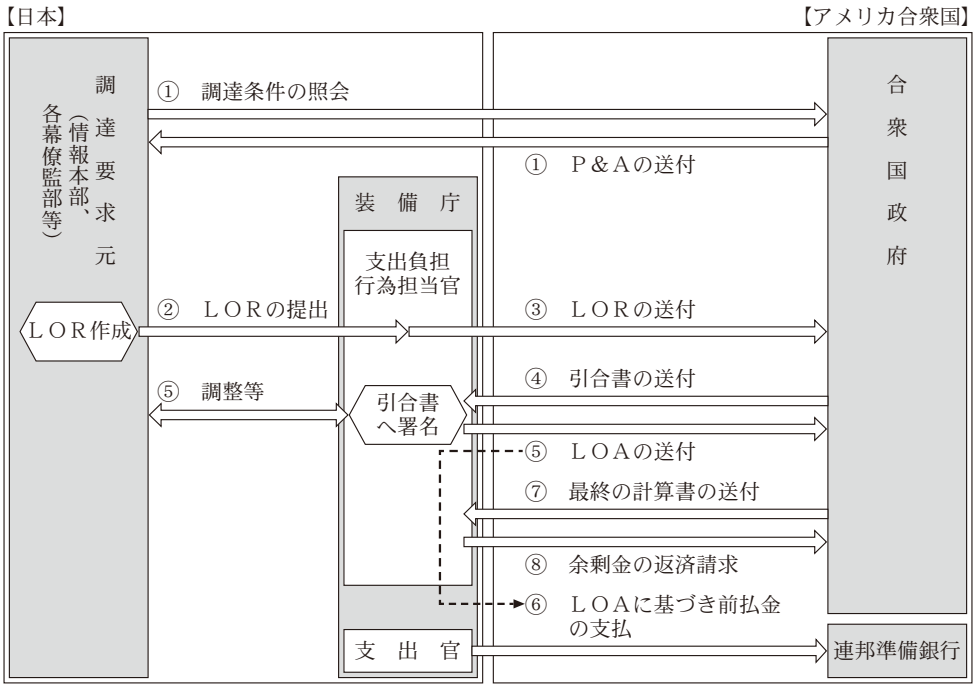

手順	内容
①	情報本部、陸上、海上、航空各幕僚監部等の調達要求元は、合衆国政府に対して調達を希望する防衛装備品等の調達条件について照会を行い、合衆国政府から調達条件が記載されたＰ＆Ａ（Price and Availability Data）の送付等を受けて、予算要求を行う。
②	予算成立後、調達要求元は、合衆国政府に対する引合書（防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの）を請求する書類（Letter of Request。以下「ＬＯＲ」という。）を作成して、装備庁の支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担官」という。）に提出する。
③	支担官は、合衆国政府にＬＯＲを送付して引合書の請求を行う。
④	合衆国政府は、ＬＯＲに基づいて引合書を作成して、支担官に送付する。
⑤	支担官は、合衆国政府から引合書の送付を受けると、必要に応じて調達要求元と調整を行い、調達要求元から引合書の記載内容のとおり調達要求する旨の通知を受けたときは、直ちに、引合書に署名して引合受諾書（Letter of Offer and Acceptance。以下「ＬＯＡ」という。）とし、ＬＯＡを合衆国政府に送付する。
⑥	装備庁の支出官は、ＬＯＡに記載された支払条件に基づいて、支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）に基づき、同規程に規定する外国貨幣換算率（以下「支出官レート」という。）により換算した邦貨額を支出の決定の金額とした上で、必要な外貨額を明らかにして、ニューヨーク連邦準備銀行（Federal Reserve Bank of New York）内の口座に、日本銀行等を通じて米ドル建てで前払金を支払う。
⑦	全ての防衛装備品等の提供が完了して金額が確定すると、合衆国政府は最終の計算書を支担官に送付する。
⑧	支担官は、最終の計算書に記載された内容に誤りがないかなどの確認を行い、その結果、前払金に係る余剰金が発生した場合には、合衆国政府に余剰金の返済を請求するための措置を執る。

LOAには、両政府が合意した防衛装備品等の名称、数量、見積調達価格等の条件が記載されており、LOAを取り交わすことで契約が成立する（以下、LOAに基づく個々の契約を「ケース」といい、LOAに記載された金額を「契約額」という。）。また、一つのLOAで複数の品目の防衛装備品等を調達する場合には、品目ごとに見積調達価格等が記載される（以下、見積調達価格等が記載されたケース内の個別の品目を「ライン」という。）。そして、LOAを取り交わした後に、新たにラインを追加し又はLOAに記載されたラインの防衛装備品等の名称、数量、見積調達価格等の条件を変更する場合には、当該追加又は変更はアメンドメントと呼ばれる書面を取り交わして行われる。

また、有償援助訓令によれば、情報本部長、陸上、海上、航空各幕僚長等は、相互に協

力し、少なくとも年1回及び必要に応じ随時、関係職員に対して、FMSによる調達業務について教育を行うものとすることとされている。

(2) 情報本部が調達要求元となっているケースの概要

情報本部が調達要求元となっている「合衆国政府と情報本部等の間における情報伝達の迅速化等を図るための役務に係るケース」(以下「本件ケース」という。)では、装備庁の支担官が、情報本部からの調達要求を受けて、令和元年度に情報共有ツールとして情報業務用ビデオ会議装置の提供及び同装置の保守等の提供を受けるといった内容のLOAを取り交わしている。その後、2、4、5各年度にアメンドメント1からアメンドメント4までを取り交わして、同様の役務の提供を継続して受けられるようにラインの追加等をしており、当初のLOAからアメンドメント4までの契約額は計1,365,600米ドルとなっている(元、2、4、5各年度の支出官レートにより換算した邦貨額計153,145,000円)。

(3) FMS調達の会計経理等

FMS調達については、前記のとおり、相互防衛援助協定に基づいて行っているが、財政法(昭和22年法律第34号)等に基づき処理することが可能な部分については、財政法等が直接適用される。このため、アメンドメントにより見積調達価格を増額又は減額する場合においても、調達要求元は財政法等に照らして適切な調達手続となるよう合衆国政府との間で調整を行うこととなる。

財政法第9条第1項の規定によれば、国の財産は、法律に基づく場合を除くほかは、これを支払の手段として使用してはならないこととされている。この趣旨は、国の財産を支払の手段として使用すると、歳出予算に計上して支出すべきものを予算を通さずに支払うことになるため、これを禁止するものである。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、FMSによる防衛装備品等の調達の状況について、6年6月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受け、その検査結果を8年1月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(後掲526ページの「有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達の状況について」参照)。そして、当該報告を踏まえて、合規性等の観点から、ケースの集約化(注)が行われた本件ケースにおけるアメンドメントによるラインの追加等に係る会計経理が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、本件ケースを対象として、装備庁において、LOA、アメンドメント、LOR等の関係書類の提出を受けて、その内容を確認するとともに、情報本部において、予算要求の状況、合衆国政府との調整状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注)　ケースの集約化　　ケースの件数を抑制するために、新たな品目について、新規にLOAを取り交わしてケースを開設するのではなく、既存のケースにラインを追加するなどすること

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本件ケースにおいて5年度に取り交わしたアメンドメント4では、図表2のとおり、元年度及び2年度の予算で措置されたライン001及び002の金額を計464,562米ドル減額

し、当該減額分を4年度及び5年度の予算で措置されたライン003、004、700及び701の増額分計607,547米ドルに充当した上で、これに手数料等を加え、合計145,800米ドル(5年度の支出官レートにより換算した邦貨額19,974,600円)を増額する変更をし、同額を支払っていた。

図表2　アメンドメント4の金額に係る増減の状況　　(単位：米ドル)

ラインNo. (予算措置された年度)	当初のＬＯＡから令和4年度に取り交わしたアメンドメント3までの金額の計	5年度に取り交わしたアメンドメント4の金額	アメンドメント4の金額に係る増減額
001 (元年度)	692,092	227,530	△464,562
002 (2年度)			
003 (4年度)	488,179	1,095,726	607,547
004 (4年度)			
700 (4年度)			
701 (5年度)			

当初のＬＯＡからアメンドメント3までのラインの金額の計(a)	1,180,271	アメンドメント4の金額に係る増額分(d)	607,547	← 減額分を増額分に充当
		アメンドメント4の金額に係る減額分(e)	△464,562	
手数料等(b)	39,529	手数料等(f)	2,815	
当初のＬＯＡからアメンドメント3までの契約額(c＝a＋b)	1,219,800	アメンドメント4に係る契約額(g＝d＋e＋f)注(1)	145,800	

注(1)　アメンドメント4に係る契約額に対する支出負担行為額は、アメンドメント4が取り交わされた令和5年度の支出官レート(1米ドル137円)により換算した19,974,600円である。

注(2)　当初のLOAからアメンドメント4までの契約額は、当初のLOAからアメンドメント3までの契約額(c)にアメンドメント4に係る契約額(g)を加えた計1,365,600米ドル(令和元、2、4、5各年度の支出官レートにより換算した邦貨額計153,145,000円)である。

上記のライン001及び002に記載された役務の提供は完了していたため、当該ラインにおいて生じた減額分は、本来であれば、本件ケースの全ての防衛装備品等の提供が完了して金額が確定し、合衆国政府から最終の計算書が送付された後、余剰金として合衆国政府に対して返済を請求することになるものであって、将来国の財産となり国庫に返還されることが見込まれるものである。

そこで、減額分を充当した経緯について情報本部に確認したところ、5年度の予算要求においては、情報業務用ビデオ会議装置の維持整備費及び老朽器材の交換費として145,800米ドルを要求額としていたが、この予算要求とは別に、情報本部から合衆国政府に対して器材の増設を要望するなどしていた。この要望を実現する過程で、合衆国政府から、当該器材の増設に係る費用については減額分を使用することで対応可能である旨、及び当該要望を実現するに当たっては日本側からの要求が必要である旨の回答があったことを踏まえて、情報本部は、アメンドメント4を請求するLORにおいて、ライン001及び002の金額を減額し、その額を再配分することを要求する旨の内容を記載していた。情報本部は、上記の合衆国政府との調整に当たり、財政法等に照らして適切な調達手続となるかどうかの検討を行っていなかった。また、情報本部は、有償援助訓令に基づき行うこととされているFMSによる調達業務についての教育を実施していなかった。

しかし、前記のとおり、財政法第9条第1項の規定によれば、国の財産を支払の手段として使用してはならないこととされている。この趣旨は、国の財産を支払の手段として使

用すると、歳出予算に計上して支出すべきものを予算を通さずに支払うことになるため、これを禁止するものである。

したがって、本件ケースにおいて、過年度の予算で措置されたラインにおいて生じた減額分464,562米ドル（5年度の支出官レートにより換算した邦貨額63,644,994円）を、アメンドメント4の費用の一部に充当したことは、将来国の財産となり国庫に返還されることが見込まれるものを支払の手段として使用したことになり、歳出予算に計上して支出すべきものを予算を通さずに支払うことになることから、財政法第9条第1項の趣旨に照らして適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、情報本部において、FMS調達について財政法等に照らして適切な調達手続となるよう合衆国政府と調整することについての認識が欠けていたこと、関係職員に対するFMSによる調達業務の教育が十分でなかったことなどによると認められる。

物　　件

(173) SH－60K回転翼哨戒機のテールローター用ベアリングの調達に当たり、調達品目を変更していたのに、改めて実施すべき調達所要量の算定を行っていなかったため、適切でない調達所要量に基づいて契約していたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)航空機整備費
部局等	海上自衛隊航空補給処
契約名	航空機部品(部隊整備及び定期修理用)COLLARほか
契約の概要	定期修理等に必要な航空機部品を調達するもの
契約の相手方	三菱重工業株式会社
契約	令和4年3月　随意契約
支払額	111,174,800円(令和5年度)
調達に当たり改めて実施すべき調達所要量の算定を行っていなかったベアリングの数量及び支払額相当額	6個　5,094,540円

1　海上自衛隊航空補給処における部品の調達所要量の算定等の概要等

(1)　海上自衛隊航空補給処における部品の調達所要量の算定等の概要

海上自衛隊航空補給処(以下「空補処」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)等に基づき、海上自衛隊の航空機の維持及び修理に必要な部品の調達等を実施している。

海上自衛隊物品管理補給規則(昭和56年海上自衛隊達第42号。以下「補給規則」という。)によれば、部品等の物品のうち所定の品目について、空補処は、所要量を適切に決定して必要な調達を行うなどの需給統制を行うこととされている。また、海上自衛隊補給実施要領(平成18年補本装補第2072号)等によれば、物品の調達は、在庫量、入庫予定等を考慮して

算定した所要量(以下「調達所要量」という。)に基づき、効率的、経済的かつ計画的に行わなければならないこととされ、調達所要量は、調達要求を行う前の所定の時点を算定基準日として、所定の算定式により、使用予定数量から在庫数、入庫予定数等を差し引くなどして算定することとされている。そして、算定式による算定の結果、調達所要量がプラスとなった場合には当該調達所要量を上限として調達を実施し、ゼロ又はマイナスとなった場合には調達を実施しない取扱いになっている。

また、互換品目(注1)を有する品目については、需給統制上、当該品目とその互換品目を同一品目として取り扱うこととなっておらず、調達所要量の算定において両者は区別されている。

(注1) 互換品目　色の仕様が異なるなど、需給統制上同一品目として取り扱うことが適当な品目ではないが、全ての用途に相互に使用して同等の機能及び物理的特性を有する品目

(2) 保管期限を有する物品

海上自衛隊は、保管が一定期間に及び、機能が衰退し始めた物品の使用による潜在的危険の防止を図るために、一部の物品に保管期限を指定している。そして、保管期限が満了した場合には、使用不能品への状態区分(注2)換を行った上で、廃棄等の処分等を行うこととなっている。そのため、保管期限を有する物品については、使用することなく処分する必要が生ずるものもあることから、その調達に当たっては、特に慎重に調達所要量を算定する必要がある。

(注2) 状態区分　物品をその状態上、使用可能品、使用不能品等に区分しているもの

(3) 航空機の定期修理における部品

海上自衛隊の航空機については、航空機等整備基準(平成10年海幕装備第5622号)等に基づき、定期的に機体の修理、改修、検査等(以下「定期修理」という。)を製造会社等に委託するなどして実施している。そして、製造会社等に委託して実施する定期修理に必要な部品は、原則として、空補処から官給することとなっており、官給に当たって、空補処は当該部品を製造会社等にあらかじめ寄託するなどしている。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、航空機の定期修理に必要な部品のうち保管期限を有する物品について調達所要量の算定が適切に行われているかなどに着眼して、令和3年度から7年度までの当該物品の調達等の状況を対象として、空補処、6航空基地(注3)及び三菱重工業株式会社(以下「会社」という。)において、物品管理簿、保管期限品目リスト等の書類や納入された物品の現物を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注3) 6航空基地　大湊、厚木、館山、舞鶴、大村、鹿屋各航空基地

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

空補処は、5年度以降にSH－60K回転翼哨戒機の定期修理で使用することが見込まれるテールローター用ベアリング(保管期限5年。以下「ベアリング」という。)等を、定期修理を実施する会社に官給等するために、部品番号74A10010－107(以下「調達品目A」という。)6個等を調達する契約(支払額111,174,800円。うち調達品目Aに係る支払額相当額5,094,540円)を4年3月に会社と締結して、5年8月に6個の調達品目Aの納入を受けると同時に会社へ寄託していた。その後、定期修理の進捗に応じて、6年5月に1個、9月に2個、10

月に2個及び8年3月に1個を順次会社へ官給していた。

このベアリングの品目について、空補処は、当初、部品番号74A10010－A107の品目（以下「当初調達予定品目B」という。）を使用することを見込んだ上で、3年3月に、2年10月1日を算定基準日として、調達所要量を6個と算定していた。その後、調達所要量に基づき調達要求を行うに当たり、当初調達予定品目Bの調達について会社に見積りを依頼したところ、会社から、当初調達予定品目Bはあくまで同機の部品の互換品目であって同機に使用するには色の仕様が異なるとして、色も含めて同機の仕様に合った部品である調達品目Aに変更することを提案されたため、空補処は、この提案を採用し、調達品目を調達品目Aに変更していた。そして、空補処は、調達品目Aについて、改めて調達所要量の算定を行うことなく、上記当初調達予定品目Bの調達所要量である6個をそのまま用いて調達することとして、契約を締結していた。

しかし、当初調達予定品目Bは調達品目Aの互換品目であり、調達所要量の算定において両者は区別されていることから、調達品目Aの調達に当たっては、改めて調達所要量を算定すべきであった。そこで、前記の算定基準日時点における調達品目Aの調達所要量について、残存する当時の資料に基づいて試算したところ、使用予定数量に対して在庫数、入庫予定数等が大幅に上回り、調達所要量は大幅にマイナスとなった。また、会社に官給した6年5月から8年3月までの各時点における海上自衛隊全体の調達品目Aの在庫数を確認したところ、いずれの時点においても相当数の在庫数があり、このうちの相当数が5年間の保管期限満了に伴い、使用されることなく使用不能品に状態区分換されていた。これらを踏まえると、前記6個の調達品目Aは、調達する必要がなかった可能性が極めて高いと認められた。

このように、保管期限を有する物品については、使用することなく処分する必要が生ずるものもあることから、特に慎重に調達所要量を算定する必要があるにもかかわらず、補給規則等に従って改めて実施すべき調達所要量の算定を行っていなかったことは、適切とは認められない。

したがって、空補処において、6個の調達品目A（支払額相当額5,094,540円）の調達に当たり、調達品目を変更していたのに、改めて実施すべき調達所要量の算定を行わなかったことは適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、空補処において、保管期限を有する物品の調達に当たり、調達品目の変更に伴い、改めて調達所要量を適切に算定して調達することの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

補　助　金

(174) 戸別受信機の設置工事に係る補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)防衛力基盤強化推進費
部　局　等	近畿中部防衛局
補助の根拠	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)

補助事業者（事業主体）	石川県加賀市
補助事業	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
補助事業の概要	防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合に、その障害の緩和に資することを目的として、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備を行うもの
事業費	918,045,159円（令和元年度～6年度）
補助対象事業費	912,736,561円（令和元年度～6年度）
上記に対する国庫補助金交付額	684,550,000円
不当と認める補助対象事業費	286,335,814円（令和元年度～6年度）
上記に対する不当と認める国庫補助金相当額	214,751,000円

1 補助金等の概要

防衛省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

同省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第85号。以下「要綱」という。）等に基づき、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合に、その障害の緩和に資することを目的として、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採る地方公共団体に対して、補助金を交付している。

要綱等によれば、補助対象施設は、無線設備及びこれを設置するために必要な施設、消防施設、公園等とされており、国が補助する経費の範囲は、補助対象施設の整備が工事である場合は当該工事に必要な本工事費等の経費とされている。また、地方防衛局は、地方公共団体から実績報告書の提出を受けたときは、これを審査して、交付すべき補助金の額を確定することなどとされている。

石川県加賀市は、令和元年度から6年度までの間に、小松飛行場の自衛隊機等の航空機事故又は有事の際に周辺住民への迅速な情報伝達、住民の円滑な避難誘導等を図ることなどを目的として、デジタル防災無線を受信する戸別受信機を各世帯に設置する工事を行うこととする5事業を事業費計918,045,159円（補助対象事業費計912,736,561円、これに対する国庫補助金計684,550,000円）で実施している。上記の5事業では、工事の請負業者が同市の定めた各対象地区の全世帯数分の戸別受信機計19,593台を調達して特定の周波数を受信できるように設定し、各世帯に設置することになっている。

近畿中部防衛局は、同市から事業完了時に、上記の戸別受信機19,593台のうち、世帯以外の施設に設置した1台を除く計19,592台を各世帯に設置したとする実績報告書等の提出を受けて、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、要綱等に従って補助対象事業費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、前記の5事業を対象として、同市において、実績報告書、契約書、仕様書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

同市は、戸別受信機19,592台を設置したとしていたものの、実際には計12,906台しか事業期間中に設置しておらず、残りの戸別受信機計6,686台については事業期間終了後に各世帯に設置すればよいと認識していたことから、同市の倉庫等に保管していた。そして、戸別受信機19,592台に係る機器費、据付費等を補助対象事業費に含めた実績報告書を近畿中部防衛局に提出していた。

しかし、国が補助する経費の範囲は、当該工事に必要な本工事費等の経費とされていることから、事業期間中に設置されていなかった戸別受信機6,686台に係る機器費、据付費等は補助の対象とならない。

したがって、補助の対象とならない経費を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計626,400,747円となり、前記5事業の補助対象事業費912,736,561円との差額286,335,814円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額214,751,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助の対象となる経費の範囲についての理解が十分でなかったこと、近畿中部防衛局において同市から提出された実績報告書等の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

不　正　行　為

(175)　職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)武器車両等整備費
部　局　等	航空自衛隊航空支援集団第1輸送航空隊基地業務群会計隊
不正行為期間	令和6年1月～8月
損害金の種類	前渡資金
損　害　額	15,009,718円(97,100米ドル)

本院は、航空自衛隊航空支援集団第1輸送航空隊基地業務群会計隊(以下「会計隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、航空幕僚監部及び会計隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、会計隊において、国際緊急援助活動等に係る資金前渡官吏であった自衛官後藤某が、前渡資金の出納保管の事務に従事中、令和6年1月から同年8月までの間に、自らが管理していた大型金庫の鍵を使用して、会計隊の隊長室内に設置された同金庫に保管されていた100米ドル札を複数回にわたり持ち出すなどして前渡資金計97,100米ドル(邦貨換算額15,009,718円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、8年9月末現在で補塡が全くされていない。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（１） 点検整備等業務に係る契約について、競争に付することとして契約手続を適切に行うようにするとともに、予定価格の算定に当たり業務の実態を反映した経済的な積算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)防衛力基盤強化推進費
部局等	情報本部
点検整備等業務に係る契約の概要	硫黄島に設置されている発電設備等の点検、整備、保守等に係る業務を請け負わせるもの
契約の相手方	鹿島建設株式会社
検査の対象とした契約件数及び契約金額	4件　5億5302万余円(令和6、7両年度)
競争に付することなく随意契約により締結されていた点検整備等業務に係る契約件数及び契約金額(1)	4件　5億5302万円(令和6、7両年度)
経済的な積算が行われていなかった点検整備等業務に係る契約件数及び拘束費用の積算額	3件　9888万余円(令和6、7両年度)
上記のうち低減できた積算額(2)	9820万円(令和6、7両年度)
(1)及び(2)の純計	4件　5億5302万円

1　点検整備等業務に係る契約等の概要

(1)　点検整備等業務の概要

情報本部は、我が国の安全保障に関わる動向分析に必要な電波情報等を収集するために東京都小笠原村の硫黄島に通信機器等を設置し、それらの稼働に必要となる電源を確保するなどのために、同島内に、原動機、発電機等で構成される常用の発電設備等を設置している。

情報本部は、硫黄島における発電設備等について、常時継続的に安定した運用が行えるように、毎年度、発電設備等の点検、整備、保守等に係る業務(以下「点検整備等業務」という。)を業者に請け負わせて実施している。点検整備等業務の実施に当たっては、硫黄島には民間航路がないことから、請負業者が作業員等を同島へ入島させ、又は同島から離島させるために、定期的に運航されている自衛隊航空機(以下「官用機」という。)等を利用することが必要になっている。

(2)　契約手続の概要

会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令によれば、国の契約方式は一般競争契約が原則とされているが、契約の性質又は目的が

競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等においては随意契約によることとするなどとされている。

財務省が定めた「公共調達の適正化について」（平成18年財計第2017号）によれば、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合として、防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等が挙げられている。また、防衛装備庁において「公共調達の適正化について」の細部の要領を定めた「公共調達の適正化を図るための措置について」（平成27年装管調第107号。以下「公共調達適正化措置通知」という。）等によれば、過去2か年度にわたって1者応募又は1者応札となっている防衛装備品等又は役務の調達のうち、当該調達の契約相手方に契約履行に必要な設備等の保有状況について確認するなどの調査の結果、当該防衛装備品等の製造又は役務の実施に当たって必要となる設備等を有する者が1者に限られると類推されるなどのものは、上記の「公共調達の適正化について」に規定される競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められるものとして取り扱うこととされている。さらに、その場合、契約に参入するために必要となる要件をインターネット等において常時掲示することにより、該当する契約への新規参入者が存在しないことを確認することを要するとされている。

⑶　予定価格の積算の概要

情報本部における予定価格の積算は、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）等に基づき行うこととなっている。訓令によれば、予定価格の算定の基準とする計算価格の計算に当たり、計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料がない場合において、調達物品等を随意契約により調達しようとするとき(注1)は、契約予定相手方から提出された見積資料を審査の上、調達物品等の数量、納期等を考慮して適当と認められる数値を適用して計算することができるなどとされている。

（注1）　調達物品等を一般競争契約により調達しようとするときは、調達の相手方として適当と認めて選定した2者以上の相手方から調達物品等の見積資料の提出を求め、当該資料に基づき適当と認められる数値を適用して計算することができるとされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、経済性等の観点から、点検整備等業務について、契約手続が会計法令等に照らして適切に行われ、競争性等を確保したものになっているか、また、予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、令和6、7両年度に締結された硫黄島における点検整備等業務に係る契約4契約（契約金額計5億5302万余円）を対象として、情報本部において、契約書、仕様書、予定価格調書、見積資料等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものとは認められないにもかかわらず、競争に付することなく随意契約により締結されていた事態

硫黄島における点検整備等業務に係る契約については、情報本部が3年度に一般競争入

札を実施した結果、鹿島建設株式会社(以下「会社」という。)の１者応札となり、４年度に契約相手方の選定に係る公募を実施した結果、会社の１者応募となって会社と随意契約を締結するなど、２か年度以上にわたり１者応募又は１者応札となっていた。その後、情報本部は、公共調達適正化措置通知に基づき会社に対して契約履行に必要な設備等の保有状況を確認するなどの調査を行い、民間航路がないなどの硫黄島の特殊性を考慮して、同島内に事務所等を有している民間企業が会社のみとなっている状況から、役務の実施に当たって必要となる設備等を有する者が会社の１者に限られると類推されるとし、公共調達適正化措置通知に規定される要件に該当するとしていた。そのため、情報本部は、前記の４契約について、公共調達適正化措置通知における競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められるものとして取り扱い、点検整備等業務に係る契約に参入するために必要となる要件をインターネット等において常時掲示することにより、これらの契約への新規参入者が存在しないことを確認し、いずれの契約も競争に付することなく、会社と随意契約により締結していた。

しかし、前記の４契約について、点検整備等業務の内容を確認したところ、一般的な整備器具等を使用して発電設備等の部品交換、装置の分解、点検等を行うものとなっていて、これらの整備器具等以外に点検整備等業務を実施するに当たって必要となる設備等はなかった。また、民間航路がないなどの硫黄島の特殊性については、仕様書において、請負業者は、作業員等の輸送に当たり官用機等による支援を無償で受けることができ、作業員の宿泊施設についても官側が調整することになっていて、考慮する必要はなかった。これらのことから、前記の４契約は、点検整備等業務を実施するに当たって必要となる設備等を有する者が会社のみに限られるものとはなっていなかった。

したがって、前記の４契約は、公共調達適正化措置通知に規定される競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものとは認められないにもかかわらず、情報本部において、競争に付することなく随意契約により締結されており、会計法令等に照らして契約手続が適切に行われていなかったと認められた。

(2) 業務の実態を反映した経済的な積算が行われていなかった事態

情報本部は、前記の４契約に係る予定価格の算定に当たっては、適当と認められる標準資料がないとして、会社から提出された見積資料を審査するなどした上で、これを計算価格の計算に用いていた。会社から提出された見積資料における直接業務費には、点検対象となる発電設備等の種別(以下「点検種別」という。)ごとの点検に係る人件費、部品費等の費用が計上されていた。また、作業員が作業を終えた後、官用機の運航日まで島内に拘束される日(日曜日を除く。以下「拘束日」という。)が生ずることが見込まれるとして、作業員の拘束に係る経費(以下「拘束費用」という。)が次のとおり算定され、計上されていた。

① １回の点検において生ずると見込まれる作業員１人当たりの拘束日の日数を、点検種別ごとに設定する。

② 上記の日数に、点検に従事する作業員数と点検の実施回数を乗じて、点検種別ごとの拘束日に係る人工数を算出する。

③ 上記の人工数に労務単価を乗じて点検種別ごとの拘束費用を算出し、これらを合計した全体の拘束費用を算定する。

このように、拘束費用は、点検種別ごとに拘束日が生ずるものとして、その日数を基に算定されていた。

情報本部は、前記4契約のうち3契約(注2)の予定価格の算定に当たり、拘束費用の計上が必要であるとして、上記の見積資料に基づいて、拘束日に係る人工数を計1,291人日として、これらに係る拘束費用計9888万余円を直接業務費に計上していた。

しかし、上記の3契約について、契約の履行状況を確認するために会社に提出させている役務作業日誌等により業務の実態を確認したところ、会社は、契約の履行に当たり、官用機の運航日に合わせて複数の点検種別に係る作業が効率的に行われるようにすることにより、拘束日が極力生じないように作業工程を組んで作業を行っていた。この結果、実際の拘束日に係る人工数は3契約のうち1契約に係る計9人日にとどまっていて、予定価格の積算における同人工数計1,291人日との間に大幅なかい離が生じており、予定価格の算定に当たっては、業務の実態に基づいた拘束費用を計上する必要があったと認められた。

上記の3契約について、役務作業日誌等で確認することができた拘束日に係る人工数計9人日に基づき拘束費用を修正計算すると、計66万余円となり、前記の積算額計9888万余円を約9820万円低減できたと認められた。

(注2)　情報本部は、令和7年度の1契約の予定価格の算定に当たっては、本院の検査を踏まえて、拘束費用の計上を取りやめていた。

⑴及び⑵の事態について、重複分を除くと、4契約(契約金額計5億5302万円)となる。

このように、4契約について、競争に付することなく随意契約により締結されていた事態、及び3契約に係る予定価格の算定に当たり、業務の実態を反映した経済的な積算が行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、情報本部において、次のことなどによると認められた。

ア　点検整備等業務に係る契約手続について、公共調達適正化措置通知で定められた競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められる要件に対する理解が十分でなかったこと

イ　予定価格の算定に当たり、役務作業日誌等を基に業務の実態を把握し、これにより経済的な積算を行うことについての検討が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、情報本部は、8年9月に関係部署に対して通知を発して、硫黄島における点検整備等業務に係る契約について、契約手続が適切に行われるよう、また、予定価格の算定に当たり経済的な積算を行うよう、次のような処置を講じた。

ア　点検整備等業務は、公共調達適正化措置通知における競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められる要件には該当しないことを周知し、これを踏まえて競争に付することとして契約手続を適切に行うようにした。また、当該要件に該当するとしている他の業務等についても、再度確認を行うなどすることとした。

イ　業務の実態を反映した経済的な積算とするために、予定価格には基本的に拘束費用を計上しないようにすることなどについて周知した。

（２） 艦船の定期検査等に係る契約の予定価格の積算における修賠保険料の算定に当たり、艦船単位で全ての契約の修繕工事費を合計した金額を算出基礎額とすることにより、経済的な積算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 （組織）防衛本省 （項）武器車両等整備費 （項）艦船整備費 （組織）防衛装備庁 （項）防衛力基盤強化推進費		
部局等	海上幕僚監部、３地方総監部等		
定期検査等に係る契約の概要	海上自衛隊の艦船の安全性等を確保するために諸性能を確認するなどの検査工事、要修理箇所の修理工事、新規に装備品等を追加設置する装備工事等を実施するもの		
修賠保険の概要	造船会社が定期検査等に際して対象艦船に損害を与えるなどして損害賠償責任を負った場合に生ずる金銭的損失を補償する保険		
検査の対象とした艦船数、定期検査等に係る契約の件数及び契約金額	39隻	1,408件	1459億2198万余円（令和４年度～６年度）
上記に係る修賠保険料の積算額			3億3270万余円
上記のうち契約単位方式で修賠保険料を算定していた艦船数、定期検査等に係る契約の件数及び当該契約に係る修賠保険料の積算額	21隻	621件	2億2844万余円（令和４年度～６年度）
上記のうち修賠保険料の積算額を低減できた艦船数及び定期検査等に係る契約の件数並びに低減できた積算額	21隻	307件	9450万円（令和４年度～６年度）

１ 艦船の定期検査等に係る契約及び船舶修繕者賠償責任保険の概要等

(1) 艦船の定期検査等に係る契約の概要

海上自衛隊は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）等に基づき、艦船について、おおむね３年から５年に一度の定期検査及び年次検査（以下、これらを「定期検査等」という。）を行うこととしている。定期検査等に当たっては、艦船の安全性等を確保するために諸性能を確認するなどの検査工事及び検査工事等により判明した要修理箇所の修理工事を実施しているほか、定期検査等の機会に新規に装備品等を追加設置する装備工事等（以下、これらの工事を区別せずに「修繕工事」といい、定期検査等に係る修繕工事の契約を「定年検契約」という。）を実施している。

5地方総監部等(注1)は、艦船ごとに同一の造船会社との間で、修繕工事の必要がある都度、定年検契約を締結して定期検査等を実施しており、1回の定期検査等に当たり複数の定年検契約を締結している。このため、海上自衛隊全体では、毎年度多数の定年検契約が締結されている。

(注1) 5地方総監部等　横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部、大湊地区総監部(令和7年3月23日以前は大湊地方総監部。以下同じ。)

(2) 船舶修繕者賠償責任保険の概要

造船会社は、定期検査等に際して、定期検査等の期間中に作業員の過失等により修繕工事の対象艦船に損害を与えるなどして、国等に対して法律上の損害賠償責任を負う場合がある。このため、造船会社は、造船工場等ごとに、当該損害賠償責任を負った場合に生ずる金銭的損失を補償する船舶修繕者賠償責任保険(以下「修賠保険」という。)に係る契約(以下「保険契約」という。)を損害保険会社(以下「保険会社」という。)と締結している。

造船会社は、修賠保険に係る保険料(以下「修賠保険料」という。)について、修賠保険の特別約款等に基づき、保険契約締結時に、保険期間内に保険対象の造船工場等において修繕工事を実施する予定の全ての対象艦船等の修繕工事費の概算額の合計額に基づき算出された暫定の修賠保険料を保険会社に支払い、保険期間満了後、実績額に基づき算出された修賠保険料との差額を保険会社に支払うことなどにより精算することとなっている(以下、この精算を「確定精算」という。)。

確定精算における修賠保険料については、保険期間満了後に造船会社が保険契約ごとに一定の単位で修繕工事費を合算して保険会社に通知する額を基礎として(以下、この額を「算出基礎額」という。)、算出基礎額に保険料率を乗ずるなどして算定した金額の合計額とすることとなっている。そして、修賠保険料の算定に当たっては、算出基礎額が大きくなるほど算出基礎額1円当たりの修賠保険料が安価になる仕組みになっている。一方、算出基礎額については、造船会社が修繕工事費をどのような単位で合算するかについて特段の定めはない。

(3) 定年検契約に係る予定価格の積算における修賠保険料の算定

5地方総監部等は、定年検契約ごとに行う予定価格の積算について、定期検査等が特殊な仕様であり市場価格が存在しないことから、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号)等に基づいて原価計算方式により行っており、積算に当たっては、造船会社から参考見積書を徴している。そして、修賠保険料については、参考見積書における修繕工事費及び修賠保険料の算定方法を参考にして算定し、直接経費として計上するなどしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、定年検契約に係る予定価格の積算における修賠保険料の算定が経済的なものとなっているかなどに着眼して、令和4、5両年度に定期検査等に着手して6年度までに完了した艦船のうち、定年検契約の契約金額の合計額が10億円以上であり、かつ、予定価格の積算において修賠保険料を直接経費として計上していた艦船計39隻に係る定年検契約計1,408件(当初契約及び各変更契約をそれぞれ1件として計上している。以下同じ。)、契約金額計1459億2198万余円(積算額計1462億1953万余円、うち修賠

保険料に係る積算額計3億3270万余円)を対象として、海上幕僚監部、5地方総監部等及び6造船会社(注2)において、予定価格調書、造船会社から徴した参考見積書、造船会社と保険会社との修賠保険料の確定精算に係る書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 6造船会社　川崎重工業株式会社、ジャパン マリンユナイテッド株式会社、三菱重工業株式会社、函館どつく株式会社、三菱重工マリタイムシステムズ株式会社、三菱造船株式会社

(検査の結果)

5地方総監部等が締結した上記の39隻に係る定年検契約の予定価格の積算における修賠保険料の算定方法について検査したところ、次のとおり艦船ごとに算定方法が異なっていた。すなわち、5地方総監部等の計18隻(契約件数計787件、修賠保険料に係る積算額計1億0425万余円)については、定期検査等を行う艦船単位で当該積算時点までの全ての定年検契約の修繕工事費の積算額を合計するなどした金額を算出基礎額として修賠保険料を算定した上で、当該積算時点より前に積算した修賠保険料との差額を計上するなどの方式を適用していた(以下、積算又は確定精算において艦船単位で修繕工事費を合算する算定方法を「艦船単位方式」という。参考図参照。)。一方、5地方総監部等のうち3地方総監部等(注3)の計21隻(同621件、同2億2844万余円)については、定年検契約ごとに、当初契約とその変更契約を一つの単位(以下「契約単位」という。)とし、変更後の修繕工事費の積算額を算出基礎額として契約単位での修賠保険料を算定するなどの方式を適用していた(以下、積算又は確定精算において契約単位で修繕工事費を合算する算定方法を「契約単位方式」という。参考図参照。)。このように、3地方総監部等においては、同一の地方総監部等内で両方式が混在している状況となっていた。

(注3) 3地方総監部等　横須賀、呉両地方総監部、大湊地区総監部

(参　考　図)

修賠保険料の積算における算出基礎額の算定の概念図
(A艦船のD契約の変更契約②における積算の例)

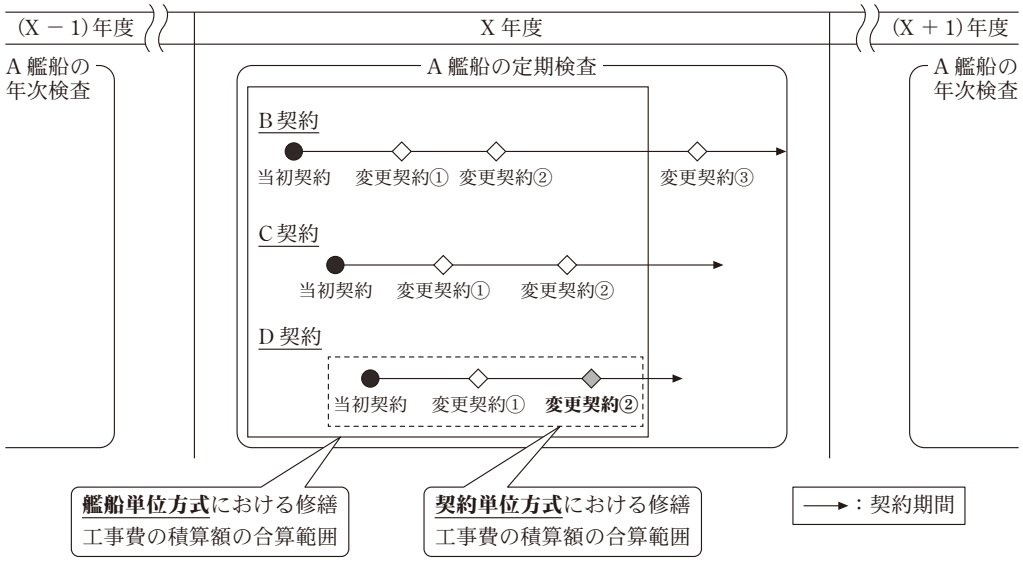

注(1) B契約の変更契約③は、D契約の変更契約②の積算時点よりも後に積算するため、艦船単位方式においても合算の範囲外となる。

注(2) 定期検査等は、複数年度にわたって実施される場合がある。

前記1(2)のとおり、算出基礎額が大きくなるほど算出基礎額1円当たりの修賠保険料が安価になること、及び艦船単位で全ての定年検契約の修繕工事費を合計して算出基礎額を算定する艦船単位方式の方が、契約単位の修繕工事費で算出基礎額を算定する契約単位方式よりも算出基礎額が大きくなることから、艦船単位方式を適用した方が算出基礎額1円当たりの修賠保険料が安価になることとなり経済的な積算になる。

しかし、3地方総監部等は、契約単位方式を適用した定年検契約について、造船会社における確定精算の方法等の保険契約に係る取引の実態を考慮することなく一方的に艦船単位方式を適用することとすると、造船会社が不利益を被ることになり、定年検契約が締結できなくなるおそれがあるなどの懸念があるとして、艦船単位方式を適用することについての検討等を十分に行っていなかった。また、海上幕僚監部においても、上記の懸念が払拭されない限り、一律に艦船単位方式を適用することは難しいとしていた。

そこで、本院が、3地方総監部等が契約単位方式により修賠保険料を算定していた21隻に係る定年検契約の契約相手方である造船会社の全てに対して艦船単位方式の適用の可否について確認したところ、各造船会社は、上記の21隻については、いずれも確定精算を契約単位方式により行っているものの、保険会社と協議した結果、艦船単位方式に改めることについて、特段の支障はなく可能であることが確認できたとしていた。

したがって、3地方総監部等において、定年検契約に係る予定価格の積算に当たり、より経済的となる修賠保険料の算定方法である艦船単位方式を適用していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

3地方総監部等が契約単位方式により修賠保険料を算定していた21隻に係る定年検契約621件における修賠保険料の積算額2億2844万余円について、定年検契約の契約日の順に積算が行われたとして艦船単位方式により試算すると、計1億3391万余円となり、計307件において約9450万円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、3地方総監部等において、定年検契約に係る予定価格の積算に当たり、保険契約に係る取引の実態を考慮する必要があるとして、より経済的となる修賠保険料の算定方法の適用の可否についての検討等が十分でなかったこと、海上幕僚監部において、3地方総監部等がより経済的となる修賠保険料の算定方法を適用することに向けた検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、8年6月に5地方総監部等に対して通知を発するなどして、原則として同月以降に開始される定期検査等について、定年検契約に係る予定価格の積算における修賠保険料の算定に当たり、艦船単位で全ての定年検契約の修繕工事費を合計した金額を算出基礎額とする艦船単位方式を適用することとする処置を講じた。

（3） 航空機の用途廃止に伴う部品取りの要否の判定後であっても、調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施することを明記することなどにより、部品取りを適切に実施して、需要が見込まれる部品の活用を図るよう改善させたもの

会計名	一般会計
部局等	航空自衛隊第２補給処
物品の分類	(分類)防衛用品
部品取りの概要	用途廃止された航空機から、使用可能な部品等を、補用部品等として活用するために取り外すこと
令和３年度から７年度までの間に部品取り通知が発出された機体に取り付けられていた部品と同種の部品のうち、同期間に第２補給処が修理契約を締結した部品の品目数及び物品管理簿価格	130品目　11億5534万余円(令和７年度末現在)
上記のうち、部品取りが適切に実施されていなかった部品の品目数、個数及び物品管理簿価格	３品目　６個　5875万円

1　航空機の用途廃止に伴う部品取りの手続等の概要

(1)　航空機の用途廃止及び部品取りの概要

防衛力整備計画(令和４年12月国家安全保障会議及び閣議決定。以下「整備計画」という。)によれば、航空自衛隊は、保有機種の最適化のために、救難捜索機(U－125A)等の用途廃止を進めることとされている。

救難捜索機等を含む航空機の用途廃止の際には、航空幕僚監部(以下「空幕」という。)が航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)等に対して、国有財産(航空機)の用途廃止についての通達等(以下「用途廃止通達」という。)を発出している。用途廃止通達では、補用部品等として活用するために、用途廃止された航空機(以下「用途廃止機」という。)から需要が見込まれる部品等を取り外すこと(以下「部品取り」という。)について指示するなどしている。

航空自衛隊第２補給処(以下「第２補給処」という。)は、航空機の機体用部品等の保管、補給及び整備を行っており、用途廃止通達を受けた補給本部からの部品取りに係る指示を受けて、航空機を運用又は整備する部隊(以下「部隊」という。)に対して、用途廃止に伴う部品取りについての通知(以下「通知」という。)を発出することにより、部品取りを実施する品目を指示している。部品取りにより取り外された部品は、第２補給処の管理の下、需

要に応じてそれぞれの部隊に払い出されるなどして活用される。これにより、その後の購入契約又は修理契約に係る費用の抑制が図られることになる。

⑵　第２補給処における部品取りの手続等の概要

第２補給処は、「航空機の用途廃止及び航空機用エンジンの不用決定に伴う部品取りに関する資材計画部長指示」（平成30年11月資材計画部長指示第136号）及びその別冊である解説書（以下「解説書」という。）に基づき部品取りに関する業務を実施している。解説書によれば、当該機種の運用終了までの期間が５年以上の航空機及びエンジンの部品に関して、通知の発出はおおむね次のとおり行うこととされている。

第２補給処の資材計画部（以下「部品取り担当部署」という。）は、部品取りの要否の判定（以下「部品取り判定」という。）について、物品管理等に使用するシステム（以下「システム」という。）に登録された数値を基に、図表１の判定式により、航空自衛隊全体における使用可能品在庫数及び受入予定数(注１)の合計から払出予定数(注２)を差し引いた数量（以下「見込み在庫数」という。）と今後５年間の所要量とを比較し、見込み在庫数が今後５年間の所要量を下回る場合に部品取りを必要とすると判定して、部隊に対して通知を発出する。

図表１　部品取り要否の判定式

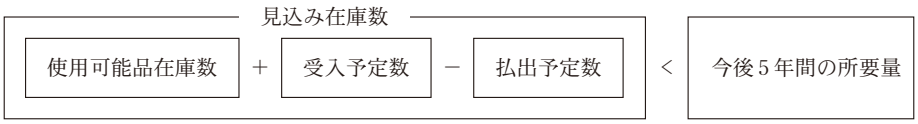

（注１）　受入予定数　　既契約等により、今後納入が予定されている数量

（注２）　払出予定数　　部隊等に払い出されることが既に予定されている数量

部隊は、通知に基づき、１年程度の期間をかけて部品取りを実施し、当該作業が完了した後、機体を部品取りしなかった部品とともに鉄くずなどとして売り払うこととなっている。

見込み在庫数及び今後５年間の所要量は日々変化することから、解説書によれば、第２補給処は、通知の発出後においては、需給状況をよく把握して、再度部品取りが必要となった場合等には、変更内容を反映した通知を再発出することとされている。また、第２補給処は、通知の発出前に行われる最初の部品取り判定（以下「当初判定」という。）から通知の発出までの間についても、需給状況をよく把握する必要性は変わらないことから、通知の発出後と同様、部品の需給状況をよく把握する必要があるとしている。

一方、第２補給処では、部品取り担当部署が、部品の需給状況に応じて、調達部（以下「調達担当部署」という。）に対して調達要求を行っており、調達担当部署は、これを受けて部品の購入契約及び修理契約を行っている。調達要求に当たっては、部品取り担当部署は、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）等に基づき、部品取り判定と同様に、システムに登録された見込み在庫数等の数値を基に調達数量の算定を行って、需給状況を把握して、調達の要否を判断している。

以上の⑴及び⑵の流れをまとめると、図表２のとおりとなる。

図表２　部品取り及び調達要求の手続の例

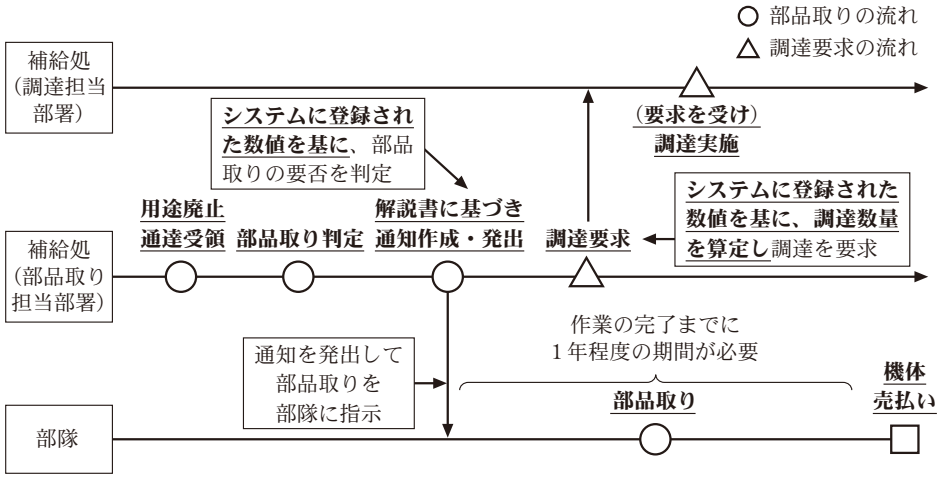

（注）　本図表の調達要求の手続は、部品取りの通知作成・発出後に調達要求がなされた場合の例である。

(3)　UH－60J の用途廃止及び部品取り

航空自衛隊は航空救難等を行うために、救難機（UH－60J）（以下「UH－60J」という。）を令和７年度末現在で 39 機保有しており、整備計画によれば、UH－60J の旧型機を新型機に更新することとされている。これを受けて、航空自衛隊は、UH－60J の旧型機を用途廃止して、ミサイル警報装置等を搭載した新型機を調達することにより更新を進めている。７年度末現在の保有機数 39 機のうち旧型機は 11 機あり、これらの旧型機は、８年度から 11 年度までの間に用途廃止され、11 年度に新型機への更新が完了する予定となっている。

また、第２補給処は、３年度から７年度までの間に用途廃止された UH－60J の旧型機計８機分に対して、解説書に基づき、３年度に２機分、５年度に１機分、６年度に４機分及び７年度に１機分の通知を発出して、部隊に部品取りを実施させている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

上記のとおり、航空自衛隊は、整備計画に基づき、UH－60J の旧型機を用途廃止するとともに、新型機を調達して更新することとしている。そして、旧型機に取り付けられている部品には、新型機及び旧型機の両方で使用可能なものがある。そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、用途廃止された UH－60J からの部品取りは部品の需給状況を把握した上で適切に実施され、需要が見込まれる部品の活用が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、３年度から７年度までの間に通知が発出された UH－60J の旧型機計８機に取り付けられていた部品と同種の部品のうち、修理を行えば再利用できる性質の品目であって、第２補給処が３年度から７年度までの間に修理契約を締結していた 130 品目（物品管理簿価格計 11 億 5534 万余円（７年度末現在。以下同じ。））を対象として、空幕、補給本部、第２補給処及び航空救難団整備群において、部品取り判定及び調達要求に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした前記130品目のうち、53品目については、８機全ての機体において通知に記載され、部品取りが実施されていた一方で、残りの77品目については、機体によっては、通知に記載がなく部品取りが実施されていないものがあった。また、当初判定から機体の売払いまでの間に調達要求が行われていた品目については、当初判定の後に需給状況が変化していると考えられる。そこで、上記77品目のうち、機体ごとに、通知に記載がなく部品取りが実施されていなかった品目について、当初判定から機体の売払いまでの間に調達要求が行われていないか確認したところ、６、７両年度に通知が発出された５機に係る４品目については、調達要求が行われていた。

これらの４品目について、調達要求の時点でシステムに登録されていた見込み在庫数等の数値を用いて、図表１の判定式により計算したところ、６年度に通知が発出された４機に係る３品目６個（物品管理簿価格計5875万余円）について、見込み在庫数が今後５年間の所要量を下回り、部品取りを必要とする判定となった（図表３参照）。

図表３　部品取りを必要とする判定となった部品

番号	品目（注）	物品管理簿価格（A）	１機当たり搭載数（B）	部品取り対象機体数（C）	部品取り対象個数（D）＝（B×C）	物品管理簿価格計（E）＝（A×D）
1	エクスターナル・タンク・サポート（右）	25,169,000円	１個	１機	１個	25,169,000円
2	エクスターナル・タンク・サポート（左）	17,147,000円	１個	１機	１個	17,147,000円
3	ジェネレーター	4,110,750円	１個	４機	４個	16,443,000円
計					６個	58,759,000円

（注）　エクスターナル・タンク・サポートは、機体と機外補助燃料タンクを接合するための部品、ジェネレーターは、航空機用の発電機である。

第２補給処は、１(2)のとおり、当初判定以後においては、部品の需給状況をよく把握することにしているが、上記の３品目６個について、調達要求の際に部品の需給状況を把握して、調達が必要であると判断していたものの、部品取り判定を再度実施せず、上記の用途廃止機４機について、これらの３品目６個を記載した通知を発出又は再発出していなかったため、部品取りが実施されていなかった。

このように、当初判定から機体の売払いまでの間に行われたUH－60Jの部品の調達要求の際に、部品取り判定を再度実施しなかったことにより、上記の３品目６個について部品取りが実施されておらず、需要が見込まれる部品が活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、第２補給処において、用途廃止機に取り付けられている部品と同種の部品の調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施するよう解説書に明記していなかったことによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、第２補給処は、需要が見込まれる部品の活用を図るよう、８年８月に解説書を改訂して、部品取り判定後に調達要求を行う部品について、部品取り判定を再度実施することを明記するなどの処置を講じた。

（第２　内閣府（こども家庭庁）、第８　厚生労働省）

意見を表示し又は処置を要求した事項

（１）（２）研修体系見直し後、管理責任者が研修要件を満たしていないのに管理責任者欠如減算が適用されておらず過大に算定されていた障害児通所給付費及び自立支援給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに都道府県等が研修要件を継続的に確認できる方策を講ずるなどするよう改善の処置を要求し、及び研修の修了漏れの予防に資する方策を検討するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	(1)	内閣府所管 一般会計　(組織)こども家庭庁　(項)障害児支援等対策費 〔令和４年度以前は、 厚生労働省所管 一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)障害保健福祉費〕
	(2)	厚生労働省所管 一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)障害保健福祉費
部局等	(1)	こども家庭庁(令和５年３月31日以前は厚生労働本省)、11県、21市区
	(2)	厚生労働本省、15都道県、23市
国の負担の根拠	(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
	(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実施主体	(1)	市　64、区２、町18、村８、計　92実施主体
	(2)	市125、区５、町39、村１、計170実施主体
障害児通所支援及び障害福祉サービスの概要	(1)	障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等の支援を行うもの
	(2)	障害者及び障害児に対して療養介護、生活介護等を行うもの
研修要件を満たしていない者を管理責任者として配置していた事業者数及び研修要件を満たしていない期間に提供された障害児通所支援又は障害福祉サービスに係る障害児通所給付費及び自立支援給付費	(1)	122事業者　18億1660万余円(令和４年度～７年度)
	(2)	132事業者　19億3406万余円(令和４年度～７年度)
上記に係る国の負担相当額	(1)	９億0830万円(背景金額)
	(2)	９億6703万円(背景金額)

研修要件を満たしていない者を管理責任者として配置していたにもかかわらず管理責任者欠如減算を適用しておらず障害児通所給付費又は自立支援給付費を過大に算定していた事業者数及び管理責任者欠如減算に相当する額	(1)	45 事業者	2 億 0445 万余円(令和 4 年度～ 7 年度)
	(2)	63 事業者	3 億 9450 万余円(令和 4 年度～ 7 年度)
上記に係る国の負担相当額	(1)		1 億 0222 万円
	(2)		1 億 9725 万円

本院は、障害児通所支援における児童発達支援管理責任者及び障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者に係る研修体系見直し後の研修要件の確認等について、令和 8 年 10 月 15 日に、内閣府特命担当大臣及び厚生労働大臣に対して、「研修体系見直し後における児童発達支援管理責任者の研修要件の確認等について」等として、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

これらの処置要求及び意見表示の内容は、こども家庭庁及び厚生労働省の検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1　制度の概要

(1)　障害児通所支援及び障害福祉サービスの概要

障害児通所支援は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、障害福祉サービスは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。)に基づき、障害者及び障害児に対して療養介護、生活介護等を行うものである。

居住地等の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から、障害児通所支援については障害児通所給付費、障害福祉サービスについては介護給付費、訓練等給付費等(以下、介護給付費、訓練等給付費等を合わせて「自立支援給付費」といい、障害児通所給付費と合わせて「給付費」という。)を支給する旨の決定を受けた障害者又は障害児の保護者は、都道府県、政令指定都市、中核市等(以下「都道府県等」という。)の長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害児通所支援事業者等若しくは指定障害福祉サービス事業者等又はその両方(以下、これらを合わせて「事業者」という。)の事業所において、障害児通所支援若しくは障害福祉サービス又はその両方を受けることとなっている。

市町村は、児童福祉法又は総合支援法に基づき、給付費を事業者に支払うことなどとなっており、国は、市町村が支弁した障害児通所給付費の 2 分の 1 又は自立支援給付費の 100 分の 50 を負担している。

また、都道府県知事等は、児童福祉法、総合支援法等に基づき、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保並びに給付費の適正化を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

⑵　児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者の概要

事業者は、一連の障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供プロセス全般に関する責任を担い、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下、これらを合わせて「運営基準」という。）に基づき、児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）又はサービス管理責任者（以下「サビ管」といい、児発管と合わせて「管理責任者」という。）を事業所に配置しなければならないこととなっている。運営基準によれば、管理責任者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握、他の従業者に対する指導及び助言等を行うこととされている。そして、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児発管告示」という。）及び「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サビ管告示」という。）によれば、管理責任者は、障害児通所支援又は障害福祉サービスの質の確保に関する知識及び技術を習得させることなどを目的として行われる研修の修了者であること（以下「研修要件」という。）などの要件を満たす者であることとされている。したがって、管理責任者として配置されている者が研修要件等を満たしていない場合は、運営基準を満たさないこととなる。

⑶　管理責任者の研修体系の見直し

管理責任者の研修要件については、平成30年度までの児発管告示及びサビ管告示によれば、所定の研修の修了者であることとされていた。しかし、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、知識及び技術の更新の機会となる研修が設けられておらず管理責任者の要件を満たした後における質の担保が困難であることなどが指摘されたため、こども家庭庁（令和5年3月31日以前は厚生労働省。以下同じ。）及び厚生労働省（以下「両省庁」という。）は、管理責任者の質の確保の観点から、一定期間ごとの知識及び技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることを目的として、研修体系の見直しを行った。

元年度以降の研修体系は図表1のとおりとなっており、管理責任者となるには、児童発達支援管理責任者基礎研修又はサービス管理責任者基礎研修（以下、これらを合わせて「基礎研修」という。）修了後2年間等の実務経験を経た上で児童発達支援管理責任者実践研修又はサービス管理責任者実践研修（以下、これらを合わせて「実践研修」という。）の修了を要することとなっている。また、管理責任者となった後も定期的に児童発達支援管理責任者更新研修又はサービス管理責任者更新研修（以下、これらを合わせて「更新研修」という。）の修了を要することとなっている。

図表１　研修体系の見直しの概念図

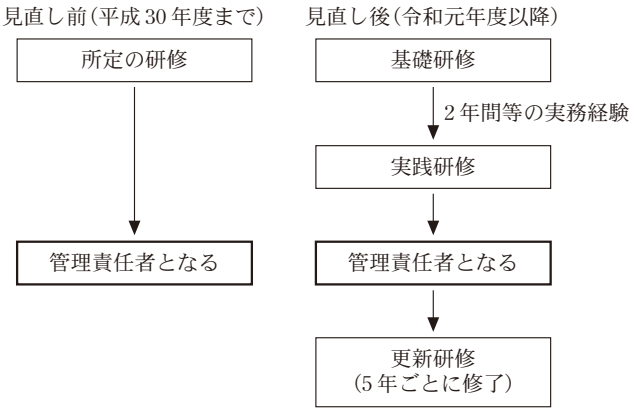

両省庁は、管理責任者は障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の向上において重要な役割を担っていることから、管理責任者として配置された者が、一定期間ごとの知識及び技術の更新等を図る研修体系見直し後の研修を修了することにより管理責任者の質が確保されることは、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保においても重要であるとしている。

また、研修体系の見直しに伴い、図表２のとおり、平成31年４月１日から令和４年３月31日までに基礎研修の修了者となった者については、基礎研修の修了者となった日から３年を経過する日までの間は管理責任者とみなすなどの経過措置が設けられている。

図表２　研修体系の見直しに係る経過措置等の概要

研修の修了状況		管理責任者とみなす経過措置の期間	経過措置の期間後も管理責任者となるための要件
経過措置①	平成31年４月１日から令和４年３月31日までに基礎研修の修了者となった者	基礎研修の修了者となった日から３年を経過する日まで	基礎研修の修了者となった日から３年を経過する日までの間に実践研修を修了すること
経過措置②	平成31年３月31日までに所定の研修の修了者となった者	令和６年３月31日まで	令和６年３月31日までに更新研修を修了すること
令和４年４月１日以降に基礎研修の修了者となった者		経過措置の対象外	

⑷　管理責任者の配置の変更等に係る手続

事業者は、都道府県知事等の指定を受けるに当たっては、児童福祉法、総合支援法等に基づき、管理責任者となる者の氏名、生年月日、住所及び経歴（以下「氏名等」という。）を記載した申請書を都道府県等に提出することとなっている。また、管理責任者の氏名等に変更があるなどの場合には、指定の変更に係る届出書及び変更後の管理責任者の氏名等の項目を記載する付表（以下、これらを合わせて「変更届」という。）を都道府県等に提出することとなっている。都道府県等は、変更届の提出を受けた場合には、変更がある事項について確認を行うことになっている。両省庁は、管理責任者の氏名等のうち経歴には、研修修了状況が含まれるとしている。

事業者及び都道府県等の間の変更届等の提出手続については、10年1月から順次事業者及び都道府県等に対し提供されることとなっている「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」において電子的な申請・届出、変更届等の情報の登録等を可能とすることも見据え、8年4月から、事業者が、都道府県等に変更届等を提出する場合には、両省庁が定める様式（以下「標準様式」という。）により行うこととなっている。両省庁は、これに先立ち標準様式を都道府県等に示している。

⑸　給付費の算定の概要

事業者が障害児通所支援若しくは障害福祉サービス又はその両方を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下、これらを合わせて「算定基準」という。）等に基づき、それぞれ、障害児通所支援又は障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.60円まで）を乗じて算定することとなっている。

障害児通所支援及び障害福祉サービスに要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供を確保するために、研修要件等を満たした管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算（以下「児発管欠如減算」という。）又はサービス管理責任者欠如減算（以下「サビ管欠如減算」といい、児発管欠如減算と合わせて「管理責任者欠如減算」という。）として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から100分の70（5月以上の月については100分の50）を乗じて得た単位数等を基にそれぞれ算定することなどとなっている。

2　本院の検査結果

（検査の観点及び着眼点）

事業者は、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、事業所に管理責任者を配置することとなっている。そして、管理責任者が、一定期間ごとの知識及び技術の更新等を図る研修体系見直し後の研修を修了することは、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保においても重要とされている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、研修体系見直し後の研修要件を満たした管理責任者が事業所に適切に配置されているか、給付費の算定に当たり、管理責任者欠如減算は適切に適用されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法）

検査の対象及び方法については、それぞれ次のとおりである。

(1)　障害児通所支援

43都道府県及び87市区（以下「130都道府県等」という。）において都道府県知事等の指定を受けたもののうち1,590事業者の1,864事業所に対する障害児通所給付費の支払について検査の対象とした。そして、このうち1,571事業者の1,838事業所については、都道府県等において、事業者から提出された3年4月から7年3月までの間の児発管の配置状況等に係る調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、20事業者(注1)の26事業所については、事業者から提出された上記の調書等を確認するなどして検査した。

（注1）　20事業者のうち1事業者は、1,571事業者のうち1事業者と重複している。

(2)　障害福祉サービス

43都道府県及び91市町（以下「134都道府県等」という。）において都道府県知事等の指定を受けたもののうち1,757事業者の1,938事業所に対する自立支援給付費の支払について検査の対象とした。そして、このうち1,742事業者の1,920事業所については、都道府県等において、事業者から提出された3年4月から7年3月までの間のサビ管の配置状況等に係る調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、18事業者(注2)の18事業所については、事業者から提出された上記の調書等を確認するなどして検査した。

（注2）　18事業者のうち3事業者は、1,742事業者のうち3事業者と重複している。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　管理責任者として配置されていた者が研修要件を満たしておらず、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保が図られていないおそれがある事態

両省庁は、管理責任者として配置された者が研修体系見直し後の研修を修了することが、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保においても重要であるとしている。そこで、管理責任者として配置されていた者が研修要件を満たしているか確認したところ、図表3のとおり、障害児通所支援では65都道府県等（24道府県及び41市区）の122事業者の126事業所において、障害福祉サービスでは72都道府県等（22都道府県及び50市）の132事業者の134事業所において、経過措置により管理責任者とみなして配置されていた者が、経過措置で定める日までに実践研修等を修了していなかったなどのため、管理責任者として配置されていた者が研修要件を満たしていない期間が見受けられた。その期間は最長で約2年8か月となっていた。

このため、研修要件を満たしていない期間においては、管理責任者として配置されている者について一定期間ごとの知識及び技術の更新等を図る研修体系の見直しの目的が達成されておらず、ひいては、研修要件を満たしていない期間に提供された障害児通所支援（これに係る障害児通所給付費計18億1660万余円、このうち国の負担相当額計9億0830万余円）及び障害福祉サービス（これに係る自立支援給付費計19億3406万余円、このうち国の負担相当額計9億6703万余円）について質の確保が図られていないおそれがあると認められた。

図表３　管理責任者として配置されていた者について研修要件を満たしていない期間が見受けられた事業所等

態様	種別	都道府県等数	事業者数	事業所数	研修要件を満たしていない期間に係る給付費	研修要件を満たしていない最長の期間
図表２の経過措置①により管理責任者とみなして配置されていた者が、基礎研修修了後３年以内に実践研修を修了していなかったもの	児発管	60	106	114	14億4031万余円	約２年　８か月
	サビ管	69	110	112	15億9480万余円	約２年　７か月
図表２の経過措置②により管理責任者とみなして配置されていた者が、令和６年３月31日までに更新研修を修了していなかったもの	児発管	6	7	7	3003万余円	１年11か月
	サビ管	10	12	12	8894万余円	１年11か月
実践研修修了後の更新研修を修了していなかったもの	児発管	—	—	—	—	—
	サビ管	1	1	1	—	約４か月
その他	児発管	11	12	12	３億4624万余円	約２年　３か月
	サビ管	6	9	9	２億5031万余円	１年　９か月
計	児発管	65	122	126	18億1660万余円	
	サビ管	72	132	134	19億3406万余円	

（注）　管理責任者として配置されていた者について研修要件を満たしていない期間が複数見受けられ、それぞれ異なる態様に該当する場合があるなどのため、態様別の都道府県等数、事業者数及び事業所数を合計しても計欄と一致しないものがある。

そこで、研修要件を満たしていない理由や都道府県等による研修要件の確認の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　研修要件を満たしていない理由

障害児通所支援に係る126事業所及び障害福祉サービスに係る134事業所において研修要件を満たしていなかった理由を確認したところ、図表４のとおり、研修を修了する必要があると認識していたが、失念により研修の修了漏れとなっていたためとするものが123事業所と最も多く、次いで、研修を修了する必要があることを認識していなかったことにより研修の修了漏れとなっていたためとするものが80事業所となっていた。失念等による研修の修了漏れについては、見直し後の研修体系において、管理責任者として配置された後も定期的に更新研修の修了を要することとされていることから、今後も同様の事態が生ずることが想定される。

図表 4　研修要件を満たしていなかった理由　（単位：事業所数）

理由	種別		合計
	児発管	サビ管	
研修を修了する必要があると認識していたが、失念により研修の修了漏れとなっていた	52	71	123
研修を修了する必要があることを認識していなかったことにより研修の修了漏れとなっていた	32	48	80
その他（修了する研修を誤っていたなど）	49	15	64
計	126	134	260

（注）　児発管として配置されていた者が児発管の研修要件を満たしていない期間が複数見受けられ、それぞれ異なる理由に該当する場合があるため、児発管に係る事業所数を合計しても計欄と一致しない。

イ　都道府県等による研修要件の確認の状況

管理責任者の氏名等に変更があるなどの場合には、都道府県等は、変更届の提出を受け、当該事項について確認を行うことになっていて、両省庁は、氏名等のうち経歴には、管理責任者の研修修了状況が含まれるとしている。しかし、変更届の標準様式には、管理責任者の氏名、生年月日及び住所に係る変更事項を記載する欄は設けられているが、両省庁が、研修修了状況が含まれるとしている経歴に係る変更事項を記載する欄は設けられていなかった。

また、障害児通所支援では 130 都道府県等のうち 88 都道府県等（67.6%）において、障害福祉サービスでは 134 都道府県等のうち 91 都道府県等（67.9%）において、経歴に研修修了状況が含まれることを認識していなかった。

このように、多くの都道府県等において経歴に研修修了状況が含まれることを認識していない中、変更届の標準様式は、経歴に変更があった場合も変更届の提出の対象となっていることを容易に認識できるものとなっておらず、研修修了の都度、事業者から都道府県等に対して変更届が提出されることを期待することは困難な状況となっていた。このため、氏名等に変更がある場合に行われる都道府県等の確認は、管理責任者の配置後も研修要件を都道府県等が継続的に確認するという点からは、実効性に欠けるものとなっていた。

(2)　研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた事業所において、管理責任者欠如減算を適用していなかった事態

算定基準等によれば、管理責任者として配置されている者の研修要件を満たしていない期間が一定期間を超える場合に管理責任者欠如減算を適用することとされている。そこで、研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた 126 事業所及び 134 事業所の管理責任者欠如減算の適用状況を確認したところ、障害児通所給付費では 11 県及び 21 市区の 45 事業者の 46 事業所、自立支援給付費では 15 都道県及び 23 市の 63 事業者の 65 事業所は、管理責任者欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に 100 分の 70 等を乗ずることなく給付費を算定していた。そのため、 4 年度から 7 年度までの間に、45 事業者に対して 92 市区町村が支払った障害児通所給付費において児発管欠如減算に相当する額が計 2 億 0445 万余円、63 事業者に対して 170 市区町村が支払った

自立支援給付費においてサビ管欠如減算に相当する額が計3億9450万余円過大となっていて、これらに対する国の負担相当額計1億0222万余円(注3)及び計1億9725万余円(注3)はそれぞれ負担の必要がなかった。

（注3）　管理責任者欠如減算を適用していないことで過大となっていた額のみにより算出した額であり、管理責任者を配置していないこととなる期間は、他の減算にも該当し得るほか、管理責任者欠如減算の適用に伴い他の加算等の額が変動し得るが、これについては考慮していない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

事業者Aは、新潟市に所在する事業所aにおいて、令和元年10月30日にサービス管理責任者基礎研修修了者となった者を、経過措置により、2年3月25日からサビ管とみなして配置していた。しかし、当該サービス管理責任者基礎研修修了者は、研修修了者となった日から3年を経過する日である4年10月29日までに修了が必要なサービス管理責任者実践研修について、失念のため修了漏れとなっており、同月30日からサービス管理責任者実践研修を修了した日の前日である7年2月15日までの約2年3か月の間、サビ管の研修要件を満たしていない期間が見受けられた。このため、同期間に提供された障害福祉サービスについては、質の確保が図られていないおそれがあると認められた。

また、事業者Aは、自立支援給付費の算定に当たり、サビ管を配置していないこととなった月の翌々月である4年12月から、サービス管理責任者実践研修を修了し研修要件を満たした7年2月までの2年3か月の間、サビ管欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70等を乗ずることなく算定していた。

したがって、上記の事態に係る4年12月から7年2月までの間の請求に対して1市が支払った自立支援給付費が計5515万余円過大となっていて、これに対する国の負担相当額2757万余円は負担の必要がなかった。

（是正及び改善を必要とする事態）

給付費の算定に当たり、研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた事業所において、管理責任者欠如減算を適用しておらず、給付費が過大に支給されている事態は適切ではなく、是正及び改善を図る要があると認められる。また、管理責任者の氏名等に変更がある場合に行われる都道府県等の確認が、管理責任者の配置後も研修要件を都道府県等が継続的に確認するという点から実効性に欠けるものとなっていた事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。さらに、多くの事業所において、失念等により研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業者において研修体系見直し後の研修要件、経過措置及び管理責任者欠如減算についての理解並びに研修要件を満たしているかについての確認が十分でないこと、都道府県等において管理責任者欠如減算の適用状況についての確認が十分でないことなどにもよるが、両省庁において、次のことなどによると認められる。

ア　研修体系の見直しに伴い、管理責任者の配置後も研修要件を満たしているかを都道府県等が継続的に確認することができる方策について検討していないこと

イ　多くの事業所において失念等により研修要件を満たしていない事態及びその理由を把握しておらず、失念等による研修の修了漏れの予防に資する方策について検討していないこと

3　本院が要求する是正の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

両省庁は、管理責任者の要件として引き続き研修要件を要することとし、給付費の算定に当たっては、研修要件を満たしていない場合に管理責任者欠如減算を適用する仕組みを継続することとしている。

ついては、両省庁において、管理責任者として配置されている者が研修要件を満たすことにより障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保を図り、また、事業者において給付費の算定等が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　管理責任者欠如減算を適用していないため障害児通所給付費が過大に算定されていた45事業者の46事業所及び自立支援給付費が過大に算定されていた63事業者の65事業所に対して、11県及び21市区並びに15都道県及び23市を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた給付費の返還手続を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　都道府県等に対して、管理責任者として配置されている者の研修要件を満たしていない期間が一定期間を超えている場合に管理責任者欠如減算を適用しているかについて確認を求める指導等を事業者に行うよう助言すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

ウ　変更届の標準様式に、管理責任者として配置されている者に係る研修修了日及び次回の研修修了期限が確認できる項目等を設けた上で、研修修了の都度、事業者が変更届を都道府県等に提出することにより、管理責任者の研修要件を都道府県等が継続的に確認することができる方策を講ずること、並びに都道府県等及び事業者に対して、当該方策の内容等について周知すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

エ　事業者に対して次回の研修修了期限を適時に通知するなどの失念等による研修の修了漏れの予防に資する方策を検討すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

第2節　団体別の検査結果

第1　日本私立学校振興・共済事業団

不　当　事　項

補　　助　　金

(176)
(177)　私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの

科　　目	(助成勘定)交付補助金
部　局　等	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事業主体	2学校法人
補助の対象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	10,054,528,000円(令和2年度～6年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	5,541,000円(令和2年度～6年度)

1　補助金の概要

(1)　補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注)　私立大学等　　私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2)　補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア　申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ　学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)等に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア　経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

イ　各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ　アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

アのうち専任職員数については、補助金の算定の対象となる要件(以下「補助要件」という。)として、当該年度の5月における専任職員の給与月額と育児休業給付金等の合計額が基準給与額以上であることなどが定められている。また、教育研究補助者の数については、補助要件として、ポスト・ドクター等の区分ごとに、職務内容、資格等に係る基準が定められ、これらの教育研究補助者に共通する補助要件として、私立大学等との間に雇用契約があり、その賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理していることが必要とされている。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目の一つとして、「大型設備等運営支援」がある。これは、大学院等の機能の高度化を促進するために、申請年度の維持費等(保守管理費等)の所要経費が100万円以上であることなどの一定の要件を満たす大型設備等を保有して研究活動を行っている私立大学等に対して、当該大型設備等に係る維持費等の所要経費の金額区分に応じて定められた額の増額を行うものである。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における専任職員等の数は適切に算定されているか、特別補助の対象となる経費は適切に算定されているかなどに着眼して、事業団が令和2年度から6年度までに補助金を交付している661学校法人のうち22学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、2学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助について、それぞれ、5月分の給与月額と育児休業給付金等の合計額が基準給与額以上となっておらず補助要件を満たしていない専任職員又は賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクター等を算定の対象に含めていた。また、上記2学校法人のうち1学校法人は、事業団に提出した算定資料において、特別補助のうちの「大型設備等運営支援」について、申請年度の維持費等の所要経費に算定の

対象とならない申請年度の翌年度（以下「後年度」という。）分の経費を含めていて、当該経費を除くと所要経費が100万円未満となり、当該項目は補助要件を満たしていなかった。

このように、２学校法人は、算定資料に補助要件を満たしていない者を含めるなどしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計5,541,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、２学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったこと、事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

学校法人武蔵野大学は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、武蔵野大学における令和５年度に係る算定の対象とした教育研究補助者のうちポスト・ドクターの人数を３人と計上していた。

しかし、上記ポスト・ドクターのうち１人については、独立行政法人日本学術振興会が同大学の研究者に対して交付した科学研究費補助金により人件費が賄われており、また、別の１人については、賃金を「本務職員本俸」で会計処理した専任職員であって教育研究補助者ではなかった。このため、これら２人については、同学校法人が賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理していないことから、補助要件を満たしていなかった。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、同大学における２年度から６年度までの「大型設備等運営支援」について、フローサイトメーターの保守管理に係る所要経費に算定の対象とならない後年度分の保守料金を含めていた。このため、各年度において所要経費から当該保守料金を除くと所要経費が100万円未満となることから、当該項目は補助要件を満たしていなかった。

したがって、一般補助の算定の対象とならない教育研究補助者等を除外し、また、特別補助の算定の対象とならない所要経費を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は、２年度1,255,849,000円、３年度1,260,747,000円、４年度1,475,935,000円、５年度1,416,694,000円、６年度1,343,533,000円、計6,752,758,000円となり、２年度500,000円、３年度500,000円、４年度404,000円、５年度2,015,000円、６年度400,000円、計3,819,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	事業主体（本部所在地）	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額	摘要
			千円	千円	
(176)	**学校法人武蔵野大学（東京都江東区）**	2～6	6,756,577	3,819	一般補助において算定の対象とならない教育研究補助者等が含まれていたもの、特別補助において算定の対象とならない後年度分の経費が含まれていたもの（武蔵野大学）
(177)	**学校法人関西大学（大阪府吹田市）**	5	3,297,951	1,722	一般補助において算定の対象とならない専任職員が含まれていたもの（関西大学）
(176)(177)の計			10,054,528	5,541	

第２　東日本高速道路株式会社、第３　中日本高速道路株式会社、第４　西日本高速道路株式会社

令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（１）−（３）高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況について

（令和６年度決算検査報告 418 ページ参照）

１　本院が要求した改善の処置

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下、これらの会社を総称して「３会社」という。）が策定している災害点検要領によれば、３会社の支社及び高速自動車国道、自動車専用道路等（以下、これらを合わせて「高速道路」という。）の管理を行う管理事務所等は、道路区域外において土石流、斜面崩壊等の発生が懸念される箇所等の高速道路に対して危険と思われる箇所（以下「道路区域外危険箇所」という。）を可能な限り選定して、危険状況、地名、当該箇所を管理する地方公共団体等（以下「管理者等」という。）を記載した道路区域外危険箇所調書を作成することとされている。そして、管理事務所等は、道路区域外危険箇所について、管理者等との間で調整を行って、管理者等により防護施設の設置等の危険防止措置が講じられるよう努めることとされている。また、３会社は、レーザプロファイラ(注)を用いた測量を実施することにより三次元点群データを取得し、そのデータを基に斜面防災に関する災害リスク分析を行うことなどを目的とした航空レーザ測量等の業務（以下「LP 測量等業務」という。）を実施している。道路区域外において発生した土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりの土砂災害による高速道路への影響を防ぐには、道路区域外危険箇所の選定及び道路区域外危険箇所調書の作成を適切に行い、管理者等との間で土砂災害が発生する前に危険防止措置の実施に向けた調整を行うことが重要である。そして、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域（以下、これらを合わせて「警戒区域」という。）は土砂災害が発生するおそれがある区域であり、高速道路と重複する区域を含む警戒区域（以下「重複区域」という。）については、道路区域外危険箇所に該当する可能性があると考えられる。

しかし、３会社において、重複区域の道路区域外危険箇所に該当する箇所が道路区域外危険箇所として選定されていない事態、道路区域外危険箇所に該当するかを判定するのに資する LP 測量等業務の成果品が道路区域外危険箇所の選定に活用されていない事態、及び道路区域外危険箇所調書が適切に作成されていないなどしていて、道路区域外危険箇所において土砂災害が発生する前に、管理者等との間で危険防止措置の実施に向けた調整が行われていない事態が見受けられた。

したがって、３会社のそれぞれの代表取締役社長に対して令和７年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　管理事務所等において、警戒区域を考慮するとともに、LP 測量等業務の成果品を活用して詳細調査を行うなどして、改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成すること

イ　3会社の本社において、管理事務所等が管理者等との間で調整を行う際の方針を定めるとともに、当該調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、各管理事務所等が管理する高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法、管理者等との調整状況を記録して保管する方法等を定めて、これらを支社、管理事務所等に周知すること

（注）　レーザプロファイラ　　航空機等からレーザ光を地表に照射し、その反射光から地形を精密に測定する技術

2　当局が講じた処置

本院は、3会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、3会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　3会社の全ての管理事務所等において、8年6月までに、警戒区域を考慮するとともに、LP測量等業務の成果品を活用して詳細調査を行うなどして、改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成した。

イ　3会社の本社において、8年3月までに、管理事務所等が管理者等との間で調整を行う際の方針を定めるとともに、災害点検要領を改定して、当該調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、各管理事務所等が管理する高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法、管理者等との調整状況を記録して保管する方法等を定めて、これらを支社、管理事務所等に周知した。

第５　本州四国連絡高速道路株式会社

不　当　事　項

予　算　経　理

(178) 管理業務等の実施に当たり、契約手続に関する内部牽制が機能しておらず、特定の取引業者に虚偽の内容の契約関係書類を作成させて、業務に必要のない物品を購入するなどしていて会計経理が著しく適正を欠いていたもの

科　目　名	業務用事務費、施設機械器具費、営繕費
部　局　等	本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター
契約の概要	大型モニター等の物品を購入するもの、料金所の食堂を修繕するものなど
不適正な会計経理の額	64,644,415円（令和６年７月～７年４月）

１　センターの契約手続等の概要

本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）鳴門管理センター（以下「センター」という。）は、本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート）の一部（延長44.6㎞）を管理しており、その業務運営のために各種契約を締結している。本四会社は、契約規程（平成17年本四会社規程第27号）等に基づき、契約締結の請求（以下「契約請求」といい、契約請求を行う者を「契約請求者」という。）から支払までの手続を図表１のとおり行うこととしている。

図表１　契約請求から支払までの流れ

契約請求及びその審査	
①	契約請求者は、仕様書、図面等を添付した発注依頼書を契約担当部長等（総務課長）に送付する。
②	契約責任者（予定価格が100万円以下の契約に係る事務については契約代行者（総務課長））は、契約を締結するに当たり、発注依頼書及び発注伺書並びに添付された書類を審査する。
契約締結	
③	契約責任者は、契約を締結する場合には、競争に付するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えないときなどの場合は随意契約によることができる。
④	契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２者以上から見積書を提出させなければならない。また、見積書は見積りをさせる者から提出させなければならない。
⑤	契約責任者は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。
契約履行後の検査及び支払	
⑥	契約責任者は、契約の履行を完了したときは、その履行の結果を検査しなければならない。注(2)
⑦	経理責任者（総務課長）は、検査に合格していることを確認した上で、契約の相手方からの支払請求書に基づき、契約代金の全部又は一部を支払う。

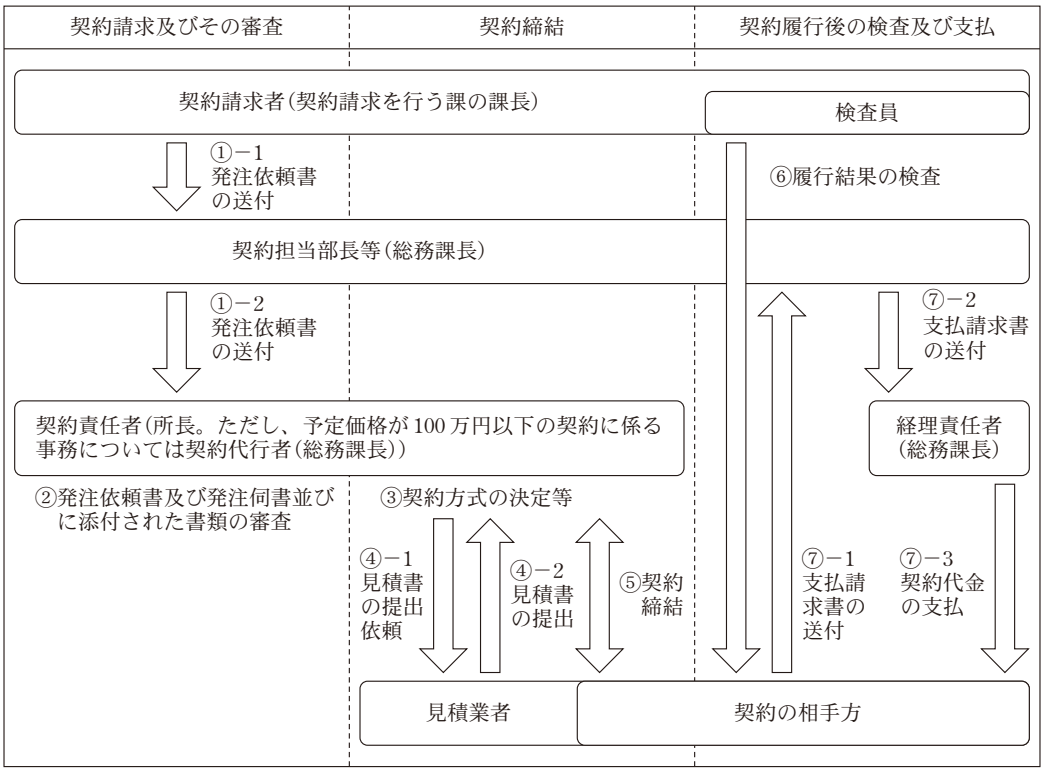

注(1)　括弧内に記載された者は、センターにおいて契約規程等に基づいて事務を処理する者を示している。

注(2)　契約規程等に基づくものではないが、センターにおいては、契約金額が200万円を超えない契約については、契約請求者等を検査員として任命し、その者に検査を行わせる運用としていた。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本四会社代表取締役社長から、令和７年11月に会計検査院法第27条の規定に基づく報告を受けた。同報告によれば、５年７月から７年８月までの間に在任していた管理課長が在任期間中に取り扱った役務契約及び物品購入契約において、契約関係書類の内容と実際の履行内容が一致していないこと、業務に必要のない物品を発注して納入させて

いたことなどが判明したとされていた。

そこで、本院は、合規性等の観点から、上記の報告内容について確認を行うとともに、会計経理が契約規程等に基づき適正に行われていたか、契約手続に関する内部牽制が適切に機能していたかなどに着眼して、当該職員が在任期間中に取り扱った契約を対象として、本四会社本社及びセンターにおいて、発注依頼書、発注伺書、見積書、納品書等の契約関係書類及び物品等の状況を確認するとともに、契約手続等の実態について担当者から聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

⑵　検査の結果

検査したところ、６年７月から７年４月までの間に取り扱われた契約計296件のうち134件において、次のような事態が見受けられた。

ア　不適正な会計経理が行われていた事態

㋐　契約規程等に反して、特定の取引業者に虚偽の内容の契約関係書類を作成させて、業務に必要のない物品を購入するなどしていた事態

管理課長契約及び副所長契約	122件	契約金額58,165,217円
定められた手続が行われていなかった契約	2件	契約金額 2,024,000円

管理課長は、自ら、又は管理課の所掌業務を統括する副所長の指示を受け、発注依頼書等を作成して役務契約及び物品購入契約計294件に係る契約請求を行っていた（以下、自ら行ったものを「管理課長契約」、副所長の指示によるものを「副所長契約」という。）。

しかし、このうち122件（管理課長契約117件、副所長契約５件、契約金額計58,165,217円）については、契約関係書類では、食堂の修繕等の役務契約又は大型モニター等の物品購入契約と記載されているものの、これらは管理課長又は副所長がそれぞれ特定の取引業者に指示して虚偽の内容の契約関係書類を作成させたものであり、実際には契約関係書類の記載内容と一致しない物品を納入させるなどしたものであった（図表２参照）。これら122件の契約のうち管理課長契約で物品を納入させていた96件（管理課長契約117件のうち役務契約43件及び物品購入契約53件の計）、契約金額計46,277,000円（同21,203,160円及び同25,073,840円の計）により実際に購入された物品（1,164点）を確認したところ、業務に使用していた物品は472点（購入金額計7,670,850円、契約金額に対する割合は16.6％）であり、残りの物品692点（同計38,606,150円、同83.4％）は、腕時計、ヘッドフォン、ホームプロジェクター等の業務に必要のない物品であった。

図表２　契約関係書類の記載内容と実際の履行内容が一致しないなどのもの

契約	契約種別	契約件数（件）	契約金額（円）	契約関係書類の記載内容	実際の履行内容		業務に使用していた物品		業務に必要のない物品	
					種別	内容（物品数）	物品数（点）	購入金額（円）	物品数（点）	購入金額（円）
管理課長契約	役務	21	9,629,257	各料金所の食堂の修繕等	役務	洲本料金所執務室の畳、カーテンの新設等	—	—	—	—
	役務	43	21,203,160	各料金所の浴室や機械室の補修等	物品購入	腕時計、ヘッドフォン、ホームプロジェクター等（1,164点）	472	7,670,850（16.6%）	692	38,606,150（83.4%）
	物品購入	53	25,073,840	大型モニター等の購入						
	計	117	55,906,257				472	7,670,850	692	38,606,150
副所長契約	役務	3	1,471,360	車載用装備品の修理等	物品購入	イベント配布用のボールペン等の消耗品の購入（22,475点）	22,475	2,258,960	—	—
	物品購入	2	787,600	タイヤ等の購入						
	計	5	2,258,960				22,475	2,258,960	—	—
合計		122	58,165,217				22,947	9,929,810	692	38,606,150

（注）　購入金額欄の括弧書きは、管理課長契約のうち物品購入契約全体額に対する割合である。

また、上記の契約96件（７年１月から３月までの期間に契約締結）により実際に購入した物品1,164点について、本四会社本社が管理課長等にヒアリングするなどした結果、業務に使用していた物品472点のうち122点（購入金額計1,214,730円）を含む399点（同計22,148,610円）については、本社の調査による事態の発覚を恐れた管理課長及び副所長が共同で７年４月に廃棄したものとされた。

さらに、管理課長は、前記のとおり、当該契約関係書類の記載内容とは異なる物品を購入していたが、当該契約関係書類どおりの物品が納入されたように偽装するために、７年４月に、前記の294件とは別に、契約規程等に基づく契約請求、契約書の作成、見積書の徴取等の契約手続を行わずに物品の購入契約１件（160点、購入金額1,199,000円）、賃貸借契約１件（855点、賃貸借料825,000円）、計２件（1,015点、契約金額計2,024,000円）を口頭で取引業者に対して発注していた。なお、上記のヒアリング等によれば、上記２件のうち、購入物品160点は全て業務に使用していたが、そのうち20点（購入金額9,900円）は廃棄したものとされ、賃貸借物品855点（賃貸借料825,000円）は賃貸借期間が終了して返却したものとされた。

(ｲ)　契約規程等の趣旨に反して、契約を意図的に少額に分割して随意契約にするなどするとともに、特定の取引業者に他者の見積書を徴取させて当該業者を随意契約の相手方に決定していた事態

管理課長契約及び副所長契約　　132件　契約金額62,620,415円

前記の契約294件は全て随意契約となっており、その理由は、随意契約によることができる予定価格が250万円を超えないためとされていた。

しかし、このうち(ｱ)の122件を含む132件（管理課長契約127件、副所長契約５件、契約金額計62,620,415円）については、管理課長及び副所長が一般競争入札等を実施して契約する場合よりも契約手続が簡素である随意契約にするなどのために、意図的に少額の契約に分割したものであった。

また、上記132件の契約については、随意契約の相手方の決定に当たり、2者以上から見積書を徴取して、これらを比較して最も有利な者と契約を締結したものとされていた。

しかし、当該見積書は、管理課長及び副所長が特定の取引業者に指示して当該取引業者を通じて他者の見積書を徴取させ、複数者から見積書を直接徴取したように装っていたものであり、適正な見積合わせは行われていなかった。

イ　契約手続に関する内部牽制が機能していない事態

契約規程等によれば、予定価格が100万円以下である契約については、発注依頼書等の審査、契約方式の決定等、見積書の依頼及び徴取並びに契約の締結を契約代行者である総務課長が行うこととされている。

しかし、センターでは、アの契約計132件（契約金額62,620,415円。事態の重複を除く。）について、契約規程等に定められた契約代行者である総務課長がこれらの契約手続を行うべきところ、契約規程等に違反して、契約請求者である管理課長が行っていた。また、総務課長が行うこととされている契約履行後の検査については、図表1のとおり、センターにおいては検査員に任命された管理課長が行っていた。このように、発注依頼書等の審査から契約履行後の検査までの契約手続を全て管理課長が単独で行っていたため、前記の不適正な会計経理が発見できない状況となっていた。

また、総務課長は、これらの契約について、契約が意図的に分割された不適切なものであると認識していながら、年度末における予算執行のためにはやむを得ないなどとしてこれを黙認して支払を行っていた。

さらに、ア㋐のとおり、管理課長が口頭で発注していた物品の購入等の契約2件（契約金額2,024,000円）については、管理課長が単独で行っていて、契約書の作成、見積書の徴取等の契約規程等に基づく契約手続が全く行われていなかった。そして、取引業者からセンターに対して当該物品の購入代金等の請求があったことから管理課長の当該行為が発覚し、センターは、やむを得ず、請求額を支払っていた。

このように、センターにおいて、契約手続に関して、契約実施、契約相手方及び契約金額の妥当性並びに競争性を確保するための内部牽制が全く機能していない状況となっていた。

ア及びイのとおり、管理課長及び副所長により不適正な会計経理が行われていた事態並びにセンターにおいて契約手続に関する内部牽制が機能していない事態は著しく適正を欠いていて、管理課長契約及び副所長契約132件並びに定められた手続が行われていなかった契約2件を合わせた契約134件、契約金額計64,644,415円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターの職員において事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が著しく欠けていたこと、センターにおいて契約規程等に基づき契約手続に係る権限を複数の役職で分担して内部牽制を機能させるという基本的な認識が欠けていたこと、本四会社本社においてセンターに対して契約規程等に基づく適正な契約手続を行うことなどについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

工　　事

(179) 社屋等改修工事の施行に当たり、職員等用仮設トイレのリース料等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科　　目	仕掛道路資産
部　局　等	本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター
工　事　名	令和５年度鳴門管理センター社屋等改修工事
工事の概要	鳴門管理センターの社屋内に設置されているトイレ等の改修、外構の改修等を行うもの
契　約　額	297,000,000円（令和５年度～７年度）
請　負　人	株式会社三木組
契　　約	令和５年11月　一般競争契約
支　　払	令和５年11月、６年11月、７年２月、６月、７月、10月
割高となっていた契約額	1650万円（令和５年度～７年度）

1　工事の概要

本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター（以下「センター」という。）は、令和５年度から７年度までの間に、「令和５年度鳴門管理センター社屋等改修工事」を一般競争契約により株式会社三木組に契約額297,000,000円で請け負わせて施行している。

本件工事は、センターの社屋内に設置されているトイレ等の改修、外構の改修等を行うために、建築工事、機械設備工事等を実施するものである。本件工事の施行に当たっては、トイレの改修に係る工事の期間中にトイレを使用できないことから、社屋内で勤務する職員等が使用する仮設トイレ（以下「職員等用仮設トイレ」という。）をリースにより設置している。

センターは、建築工事の工事費の積算について、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」（いずれも平成15年国営計第196号）、「公共建築工事積算基準等資料」（平成26年国営計第148号。以下、これらを合わせて「積算基準」という。）等に基づいて行っている。

積算基準によれば、工事費は、次のように積算することとされている。

①　直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。このうち共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する（図参照）。

図　工事費の構成

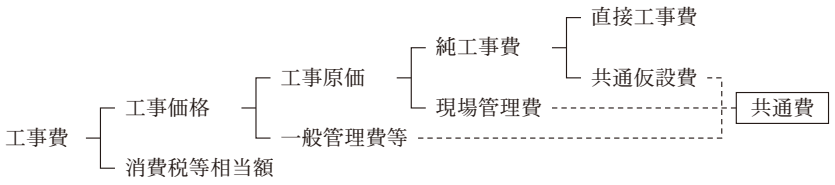

②　共通仮設費は、現場事務所、作業員施設等の仮設建物等に要する費用等について、直接工事費に過去の実績等に基づく直接工事費に対する共通仮設費の比率（以下「共通仮設費率」という。）を乗ずるなどして算定する（以下、共通仮設費率により算定する共通仮設費を

「共通仮設費（率計上分）」という。）。共通仮設費（率計上分）に含まれない費用については、別途積上げにより算定する（以下、積上げにより算定する共通仮設費を「共通仮設費（積上げ計上分）」という。）。

③　現場管理費は、純工事費に過去の実績等に基づく純工事費に対する現場管理費の比率（以下「現場管理費率」という。）を乗ずるなどして算定する。ただし、仮設建物等をリースにより発注する場合は、純工事費から当該リース料を除いた額に現場管理費率を乗じて算定する。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、センターにおいて、契約書、仕様書、設計書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

センターは、工事費のうち職員等用仮設トイレ等のリース料（以下「本件リース料」という。）等について、当該費用が共通仮設費（率計上分）に含まれないことなどを踏まえて、当初契約では共通仮設費（積上げ計上分）に計上していた。しかし、変更契約において、リース期間の延長に伴い増額した本件リース料等 13,993,848 円を当初契約と同様に共通仮設費（積上げ計上分）に計上していたのに、工事費の積算に当たり使用していた表計算ソフトに誤った計算式を入力していたため、直接工事費にも同額を重複して計上していた。

また、積算基準によれば、現場管理費について、仮設建物等をリースにより発注する場合は、純工事費から当該リース料を除いた額に現場管理費率を乗じて算定することとされているのに、当初契約において、誤って本件リース料等を含めた純工事費に現場管理費率を乗じて算定するなどしており、変更契約においても同様に算定していた。

したがって、直接工事費から本件リース料等を除くとともに、これにより適正な共通仮設費を算定し、また、純工事費から本件リース料等を除いた額により現場管理費を算定するなどして本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、工事費は 280,440,160 円となることから、本件契約額 297,000,000 円はこれに比べて約 1650 万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、変更契約時における積算内容の確認が十分でなかったこと、積算基準等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

第６　国立研究開発法人情報通信研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

革新的情報通信技術研究開発事業に係る委託研究による取得資産について、処分手続が滞っていた取得資産の処分手続を実施するとともに、委託期間終了後の処分手続に係る具体的な実施手順等を明確化するなどして処分手続を円滑に実施できる体制を整備することにより、委託期間終了後も効率的な活用が図られるよう改善させたもの

科　　目	(一般勘定)工具器具備品、ソフトウェア (一般型情報通信研究開発基金勘定) 工具器具備品、ソフトウェア (電波有効利用型情報通信研究開発基金勘定) 工具器具備品、ソフトウェア
部　局　等	国立研究開発法人情報通信研究機構
取得資産の概要	次世代の革新的情報通信技術の実現に必要となる要素技術を確立するなどのために実施した委託研究により取得した研究機器等の財産
検査の対象とした取得資産の数量、取得価格及び令和７年６月末時点の帳簿価額	2,830個　取得価格　205億0778万余円(令和２年度～６年度) 帳簿価額　75億8610万余円
上記のうち委託期間終了後の処分手続が１年以上にわたり滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産の数量及び令和７年６月末時点の帳簿価額	940個　15億5223万円

１　Ｂ５Ｇ事業の概要等

(1)　Ｂ５Ｇ事業の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、次世代の革新的情報通信技術であるBeyond５Ｇの実現に必要となる要素技術を確立するなどのために、Beyond５Ｇに係る研究開発課題を公募して行う革新的情報通信技術研究開発事業に係る委託事業(以下「Ｂ５Ｇ事業」という。)を実施している。

Ｂ５Ｇ事業は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)等に基づき、機構が総務省から革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金等の交付を受けて設置した基金等により実施する委託事業であり、令和２年度から開始されている。

(2)　Ｂ５Ｇ事業により取得した資産の委託期間終了後の処分手続等

革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金等の交付要綱(以下「交付要綱」という。)によれば、Ｂ５Ｇ事業により機構が取得した研究機器等の財産(以下「取得資産」という。)に

ついては、委託期間終了後もその効率的運用を図らなければならないこととされている。また、取得価格が50万円以上等の一定の条件に該当する取得資産については、処分の制限を受ける所定の期間（以下「処分制限期間」という。）内に処分しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないことなどとされている。なお、機構が取得資産を有償で譲渡する場合は、原則として、譲渡額を国庫納付することとなっている。

B5G事業の実施に当たり、機構が民間企業、大学等の契約相手方（以下「受託者」という。）と締結した委託契約の契約約款等によれば、受託者が委託契約に基づく業務を実施するために委託費により購入又は製造した取得資産のうち10万円以上等の取得資産に係る所有権は機構に帰属し、委託期間終了後も機構の指示を受けて機構等に引き渡す日まで受託者の負担により受託者が管理することなどとされている。

受託者は、委託期間終了後における取得資産の取扱いについて、取得資産ごとに、①継続使用、②無償貸与、③無償譲渡、④有償譲渡、⑤返却のいずれかの利用希望等を記載した保管状況報告書を委託期間終了時に機構に提出することとなっている（図表1参照）。機構は、保管状況報告書に記載された取得資産について、国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程（平成16年4月04規程第10号。以下「会計規程」という。）等に基づき、取得価格のほか、毎月減価償却等を行った帳簿価額を資産管理台帳に記録するなどして管理を行っている。

図表1　保管状況報告書における利用希望等の区分

利用希望等の区分	条件
①継続使用	受託者が機構の新規の委託研究等において継続して使用するために貸与を希望する場合
②無償貸与	大学等の受託者が公共又は学術研究の用に供するために無償での貸与を希望する場合
③無償譲渡	大学等の受託者が公共又は学術研究の用に供するために無償での譲渡を希望する場合
④有償譲渡	受託者が有償での譲渡を希望する場合
⑤返却	受託者が今後の使用見込みはないとして返却を希望する場合

機構は、B5G事業が基金により実施する初めての委託事業であり、上記の取得資産に関する業務等が増大することが見込まれるなどしたことから、B5G事業の実施に当たり、3年度に上記の取得資産に関する業務等を担当させるための部署を新設している（以下、当該部署を「資産管理担当部署」という。）。

取得資産の処分に係る手続等（以下「処分手続」という。）については、機構は、会計規程等を踏まえ、図表2のとおり、委託研究開発に関する業務を担当している部署（以下「委託研究担当部署」という。）、資産管理担当部署及び契約管理を行う部署（以下「契約担当部署」という。）において、①から⑤までの利用希望等に応じて処分手続業務を分担して実施することにしている。このうち、継続使用以外の利用希望等に係る処分手続は、資産管理担当部署が主に実施することになっている。

図表２　取得資産の処分手続の概要

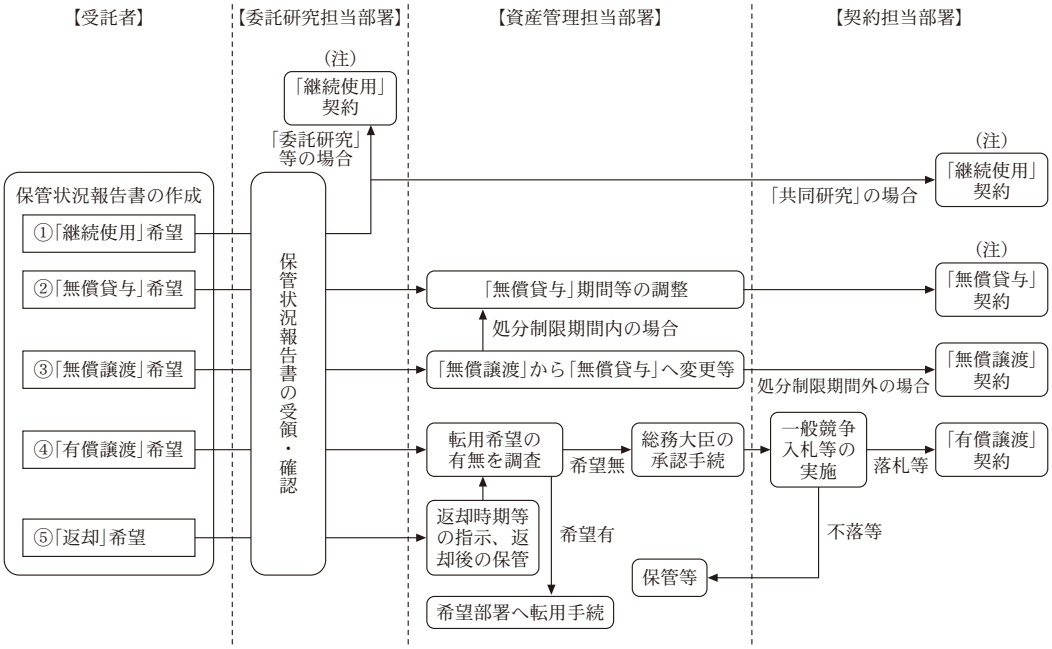

利用希望等の区分	担当部署	処分手続の内容
①継続使用	委託研究担当部署等	・新規の委託研究等に係る関係資料を確認し、新規の委託研究等を実施する際に受託者と継続使用に係る手続(注)を実施
②無償貸与	資産管理担当部署	・受託者と貸与期間等の調整を実施
	契約担当部署	・上記の調整結果に基づき、受託者と無償貸与に係る契約を締結(注)
③無償譲渡	資産管理担当部署	・処分制限期間内の取得資産について、無償譲渡から無償貸与への希望の変更等に関する受託者との調整を実施
	契約担当部署	・受託者と無償譲渡に係る契約を締結
④有償譲渡	資産管理担当部署	・機構内での転用希望の有無を調査して、転用希望がある取得資産については、希望した部署への転用手続を実施 ・転用希望がない取得資産については、売却手続を行う取得資産に処分制限期間内の取得資産が含まれている場合は、財産処分に係る総務大臣の承認手続を実施 ・資産名称、型式、残存簿価等の情報を契約担当部署に共有
	契約担当部署	・上記の情報を基に予定価格を作成し、受託者が参加する一般競争入札等により売却手続を実施(譲渡額の国庫納付)
⑤返却	資産管理担当部署	・受託者に返却時期、返却方法等を指示するとともに、受託者から返却された取得資産については、転用希望の有無を調査
	契約担当部署	・転用希望がなかった取得資産について、一般競争入札により売却手続を実施(譲渡額の国庫納付)

(注)　①及び②の区分における財産処分に係る総務大臣の承認手続については、包括承認事項となっており、一定の条件を満たした上で、総務大臣の承認があったものとして取り扱うこととされている。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、委託期間終了後における取得資産について、交付要綱、会計規程等を踏まえ処分手続が適切に実施され、効率的な活用が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、委託期間が６年度までに終了した委託研究に係る取得価格 50 万円以上の取得資産計 2,830 個(取得価格計 205 億 0778 万余円、７年６月末時点の帳簿価額計 75

億 8610 万余円）を対象として、機構において、保管状況報告書等の関係資料により、７年６月末時点における取得資産の管理状況や帳簿価額を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

取得資産 2,830 個のうち、受託者から継続使用の希望が示された取得資産は計 756 個（取得価格計 66 億 6874 万余円、７年６月末時点の帳簿価額計 26 億 8848 万余円）、無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡の希望が示された取得資産は計 1,283 個（取得価格計 51 億 0303 万余円、７年６月末時点の帳簿価額計 15 億 9919 万余円）、返却の希望が示された取得資産は計 791 個（取得価格計 87 億 3599 万余円、７年６月末時点の帳簿価額計 32 億 9843 万余円）となっていた。

これらのうち、受託者から無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡の希望が示された取得資産 1,283 個についてみたところ、計 702 個（取得価格計 27 億 3102 万余円、７年６月末時点の帳簿価額計７億 9819 万余円）については、資産管理担当部署において、委託期間終了後の受託者との必要な調整等の処分手続が１年以上にわたり滞っていた。その結果、受託者は、これらの取得資産について、研究開発等で使用するために取得資産の無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡を希望していたにもかかわらず、最長で２年３か月の間、使用できないまま保管せざるを得ない状況となっており、取得資産の効率的な活用が図られていなかった。なお、処分手続が滞っていた間に、有償譲渡の希望があった取得資産計 102 個に係る有償譲渡に伴う国庫納付額の基準となる帳簿価額は、減価償却により、７年６月末時点において委託期間終了時から計１億 6988 万余円減少していた。

また、受託者から返却の希望が示された取得資産 791 個についてみたところ、計 238 個（取得価格計 25 億 8387 万余円、７年６月末時点の帳簿価額計７億 5404 万余円）については、資産管理担当部署において、委託期間終了後の受託者への返却の指示等の処分手続が１年以上にわたり滞っていた。その結果、受託者は、これらの取得資産について、最長で２年３か月の間、使用する見込みがないのに保管せざるを得ない状況になっており、取得資産の効率的な活用が図られていなかった。なお、上記の 791 個のうち計 37 個（取得価格計１億 4725 万余円）について処分手続が実施されていたが、これらについても、機構は、受託者から業務に支障が生ずるなどとして改めて返却を要望されるまで返却の指示をしていなかった。

上記のとおり、取得資産の効率的な活用が図られていない事態が見受けられたことから、処分手続が滞っていた資産管理担当部署における業務実施体制等について確認した。その結果、資産管理担当部署は、Ｂ５Ｇ事業のために３年度に新設された部署であることもあり、既存の事業において研究機器等の資産に関する業務を担当してきている委託研究担当部署との間で処分手続に係るノウハウや先例等の情報を共有することができておらず、処分手続に係る業務の実施時期等の具体的な実施手順等も明確でないなど、取得資産の処分手続を円滑に実施できる体制となっていないなどの状況となっていた。

これらの効率的な活用が図られていなかった取得資産は、計 940 個（取得価格計 53 億 1490 万余円、７年６月末時点の帳簿価額計 15 億 5223 万余円）となっており、その状況を示すと、図表３のとおりである。

図表３　処分手続が１年以上にわたり滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産の状況等　（単位：個、千円）

利用希望等の区分	取得資産			左のうち処分手続が１年以上にわたり滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産		
	数量	取得価格	令和７年６月末時点の帳簿価額	数量	取得価格	７年６月末時点の帳簿価額
継続使用	756	6,668,745	2,688,482	—	—	—
無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡	1,283	5,103,039	1,599,190	702	2,731,029	798,195
返却	791	8,735,996	3,298,430	238	2,583,878	754,042
計	2,830	20,507,782	7,586,103	940	5,314,908	1,552,238

（注）　金額は表示単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しない。

このように、機構において、取得資産について、委託期間終了後の処分手続が滞っていて効率的な活用が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、機構において、委託期間終了後における取得資産について効率的な活用を図るために処分手続を早期に実施することの重要性についての認識が欠けていたこと、処分手続に係る具体的な実施手順等が明確になっておらず、関係部署でノウハウや先例等の情報を共有して処分手続の迅速化を図り、取得資産の処分手続を円滑に実施できる体制となっていなかったことなどによると認められた。

３　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、取得資産について委託期間終了後も効率的な活用が図られるよう次のような処置を講じた。

ア　７年６月末時点において処分手続が滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産について、８年９月までに、受託者の利用希望等を踏まえた所要の処分手続を実施した。

イ　８年４月に組織規程を改正して、委託研究担当部署と資産管理担当部署とを同一の部門内に設置して一体化するとともに、同年６月及び８月に処分手続に係る業務の実施時期等の具体的な実施手順等を明確にしたマニュアルを整備するなどして、関係部署に対してその内容の周知徹底を図り、関係部署が十分に連携して取得資産の処分手続を円滑に実施できる体制を整備した。

第７　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

研究施設の運営に係る費用負担について、覚書の締結に当たり機構が負担する費用の項目を確認するとともに、覚書に精算条項を設けて、機構の費用負担が実支出額等に基づいた適切なものとなるよう改善させたもの

科　　目	経常費用
部　局　等	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構本部、NanoTerasu センター
施設の運営に係る費用負担の概要	一般財団法人光科学イノベーションセンターが所有する施設の運営のために必要な費用として、覚書に基づき、使用する部分に見合う額を機構が負担するもの
覚書の相手方	一般財団法人光科学イノベーションセンター
機構が一般財団法人光科学イノベーションセンターに支払った負担額(1)	13 億 1500 万円（令和６、７両年度）
実支出額等に基づくなどして算定した負担額(2)	11 億 8234 万余円（令和６、７両年度）
(1)と(2)との開差額	1 億 3265 万円

1　3 GeV 高輝度放射光施設の概要等

(1)　3 GeV 高輝度放射光施設の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）は、宮城県仙台市に所在する国立大学法人東北大学の敷地内に設置されている３GeV 高輝度放射光施設(注１)（以下「ナノテラス」という。）の整備・運営を、官民地域パートナーシップ(注２)により、一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下「センター」という。）とともに実施している。

ナノテラスの整備費用については、文部科学省科学技術・学術審議会の報告等を踏まえるなどして、加速器等(注３)の整備費用は機構が負担し、加速器等を収容する建物（空調設備等の附帯設備を含む。）である基本建屋（以下「施設」という。）等の整備費用はセンターが負担することなどとなっている。この費用分担により、施設は令和５年３月にしゅん工し、６年４月からナノテラスの運営が開始されている。

（注１）　３GeV 高輝度放射光施設　　高エネルギーの電子ビームから発生する放射光を利用して物質をナノメートルレベルで可視化等するもので、研究機関、企業等においてエネルギー、材料等の様々な分野における研究・実験に活用できる大型研究施設

（注２）　官民地域パートナーシップ　　整備・運営を通じて官民地域が対等な立場で協力関係を構築して事業を遂行していく枠組み。センターは、この枠組みにおける地域パートナーの代表である。

（注３）　加速器　　電子、陽子等の電荷を持つ粒子を電磁力によって加速する装置

⑵　施設の運営に係る費用負担

施設の運営に係る費用負担については、６年度以降の毎年度、機構がセンターとの間で締結する「３GeV 高輝度放射光施設の運営に係る費用負担等に関する覚書」（以下「覚書」という。）により定められている。覚書によれば、機構は、センターが所有する施設の運営に必要な費用のうち、機構が使用する部分に見合う額（以下「負担額」という。）を負担することとされている。

６、７両年度の覚書は各年度の４月にそれぞれ締結され、機構が負担すべき費用として、人件費、借地料、ES事業費(注４)、固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）、不動産取得税・登録免許税（以下「不動産取得税等」という。）、火災保険料、施設維持管理費（建屋）、諸費(注５)及び消費税の９項目が掲げられている。

機構は、各年度の覚書に基づき、センターに対して、６年５月に６年度の負担額６億4600万円、７年５月に７年度の負担額６億6900万円、計13億1500万円を支払っている。

（注４）　ES事業費　　ES（エネルギーサービス）事業者が整備して所有している受変電設備、熱源設備等のエネルギー供給設備から電力や熱の供給を受け、また、設備の保守管理等のサービスの提供を受けることに対する定額の費用

（注５）　諸費　　施設の運営に必要な消耗品等の調達に充てる費用

２　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、経済性等の観点から、機構が支払った負担額は適切なものとなっているかなどに着眼して、覚書に基づき機構がセンターに支払った前記６、７両年度の負担額を対象として、機構本部及びNanoTerasuセンターにおいて、覚書等の関係書類を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、機構の職員の立会いの下にセンターの職員から説明を受け、センターが保有している資料等で調査上必要なものがある場合には機構を通じて入手するなどして調査を行った。

（検査の結果）

覚書に定められた負担額の算定方法等について確認したところ、負担額は、センターが施設の取得価額等を基に推計した費用の項目ごとの額に、施設の利用床面積比率等に基づく負担割合をそれぞれ乗ずるなどして算定されていた。このように算定されていた負担額について、機構は、対象となる項目及び算定根拠を十分に確認していなかった。また、覚書には精算条項が設けられていなかった。このため、機構は、センターが施設の運営に必要な費用として実際に支出した額（以下「実支出額」という。）について、センターから報告を受けるなどしておらず、覚書に定められた負担額をそのままセンターに支払っていた。

そこで、実支出額等を確認したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　実支出額等に基づいて算定した負担額が、覚書に定められた負担額を下回っていた事態

固定資産税等について、センターは、６年度の覚書の締結時に、施設が所在する仙台市からセンターが所有する施設に係る同年度の固定資産税等の納税通知書を受領していなかったことなどから、取得価額等を基に同年度の固定資産税等の額を２億1900万円と推計し、これに機構の負担割合を乗ずるなどして、同年度の固定資産税等に係る負担額を１

億4600万円と算定していた。また、センターは、７年度の覚書の締結時には、６年度の覚書の締結時に用いた固定資産税等の算定額をそのまま使用して負担額を算定していた。

しかし、センターが所有する施設に係る６、７両年度分の固定資産税等の納税通知書等を確認したところ、センターに賦課された税額は６年度１億3414万余円、７年度１億2650万余円、計２億6065万余円であり、センターは実際にこの額を仙台市に納付していた。

このため、実支出額等に基づいて固定資産税等に係る負担額を改めて算定すると(以下、実支出額等に基づいて改めて算定した負担額を「実支出額等に基づく負担額」という。)、６年度8650万余円、７年度8160万余円、計１億6810万余円となり、覚書に定められた固定資産税等に係る負担額６年度１億4600万円、７年度１億4600万円、計２億9200万円を６年度5949万余円、７年度6439万余円、計１億2389万余円下回っていた。

また、人件費、借地料、火災保険料、６年度の施設維持管理費(建屋)及び諸費の項目に係る負担額についても、固定資産税等に係る負担額と同様に、実支出額等に基づく負担額が覚書に定められた負担額を下回っていた。

⑵　施設の運営に必要な費用に当たらず、機構が負担することが適切ではない費用が負担額に含まれていた事態

センターは、５年３月にしゅん工した施設の取得に伴い宮城県に納付するなどした不動産取得税等の額２億2954万余円について、機構の負担分を機構から30年で回収することとして、負担額の年額の算定に当たり、当該金額に30分の１を乗じ、更に機構の負担割合を乗ずるなどして、不動産取得税等に係る負担額を６年度800万円、７年度800万円、計1600万円と算定していた。

しかし、不動産取得税等は、センターが施設を取得したことなどに伴い生じたものであり、センターが負担すべき施設の整備費用に含まれるものであって、施設の運営に必要な費用には当たらず、機構が負担することが適切ではないものと認められた。

以上のことなどから、負担額について、機構が負担することが適切ではない費用を除外した上で、実支出額等に基づいて算定すると、６年度５億7147万余円、７年度６億1087万余円、計11億8234万余円となり、覚書に基づいて機構がセンターに支払った負担額、６年度６億4600万円、７年度６億6900万円、計13億1500万円を６年度7452万余円、７年度5812万余円、計１億3265万余円下回ることとなる。

このように、実支出額等に基づく負担額が、覚書に定められた負担額を下回っていた事態、及び施設の運営に必要な費用に当たらず、機構が負担することが適切ではない費用が負担額に含まれていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、覚書の締結に当たり機構が負担する費用の項目が適切であるか確認すること、センターから報告を受けるなどして実支出額を確認し、覚書に精算条項を設けて実支出額等に基づく支払額の精算を行うことなどの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、施設の運営に係る費用負担について、８年度の覚書の締結に当たり、機構が負担する項目を確認し、８年７月に締結した同年度の覚書において、実支出額等に基づいた支払額となるように精算条項を設けるとともに、同月に、センターとの間において、９年度以降も精算条項を設けることについて合意して、機構の費用負担が実支出額等に基づいた適切なものとなるようにする処置を講じた。

なお、機構は、同月に６、７両年度に支払った負担額と機構が負担すべき負担額との開差額の取扱いについてセンターと協議を行った。その結果、両者は、センターが機構に６、７両年度に係る開差額を支払うことで合意した。

第8　独立行政法人国民生活センター

不　当　事　項

予　算　経　理

(180) 通勤手当の支給に当たり、通勤の実状の確認を行っていなかったことなどにより、支給額が過大となっていたもの

科　　目	業務経費
部　局　等	独立行政法人国民生活センター
通勤手当の概要	通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員等に対して支給する手当
支　給　額	9,840,257円(平成24年度～令和7年度)
過大に支給した通勤手当の額	4,107,943円(平成24年度～令和7年度)

1　通勤手当の概要

独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人国民生活センター職員給与規程(平成15年規程第6号。以下「給与規程」という。)等に基づき、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員等(以下「手当対象職員」という。)に対して通勤手当を支給しており、通勤手当の支給に関し必要な事項を、通勤手当支給細則(平成16年達第8号。以下「支給細則」という。)等で定めている。

支給細則等によれば、新たに手当対象職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実状を速やかに理事長に届け出なければならないこととされており、手当対象職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合についても同様とすることとされている。このように、センターは、通勤の実状を記載した通勤届に基づくなどして通勤手当を支給することとなっている。

また、給与規程等によれば、通勤手当は、手当対象職員が通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする場合に支給するとされており、手当対象職員が株主優待乗車券によって通勤する場合は、通勤のために必要な交通機関の運賃を負担しておらず、通勤手当の支給対象にならない。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、通勤手当が手当対象職員の通勤の実状に基づいて適切に支給されているかなどに着眼して、令和8年1月1日時点の手当対象職員(産前休暇、育児休業及び病気休暇の取得者を除く。)278名に対して7年度に支給された通勤手当を対象として、通勤届及び通勤届に係る事実を証明する鉄道定期券等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。そして、7年度に支給された通勤手当において適正でない事態が見受けられた者については、通勤届等で確認できる平成24年度から令和6年度までの間に支給された通勤手当についても検査した。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

センターは、給与規程等によれば、通勤の実状を記載した通勤届に基づくなどして通勤手当を支給することとされているのに、通勤手当を支給するに当たり、手当対象職員から提出された通勤届の記載内容が通勤の実状に即したものであるか確認していなかった。また、手当対象職員に対して、通勤の実状に基づいて通勤届を提出する必要があることなどの注意喚起を行ったこともなかった。

このため、①通勤届に記載された交通機関を利用せずに通勤していたもの、②通勤手当の支給対象とならない株主優待乗車券によって通勤していたもの、③通勤届の記載内容と異なる通常より安価な鉄道定期券を購入して通勤していたものが、手当対象職員計13名において見受けられた。当該手当対象職員は、通勤経路、通勤方法及び通勤のため負担する運賃の額について事実と異なる内容を記載するなどしていて、提出されていた通勤届に記載の内容が通勤の実状と異なっていたのに、センターは、当該通勤届に基づいて通勤手当を支給していて、通勤手当が過大に支給されていた。

上記のうち、該当する手当対象職員数が多い①の態様について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

職員Aは、平成28年4月以降、自宅からセンター相模原事務所までの間の通勤に当たり、自宅の最寄り駅であるa駅からb駅までの間及びb駅から淵野辺駅までの間は鉄道を利用し、淵野辺駅のバス停留所からセンター相模原事務所最寄りのバス停留所までの間はバスを利用することとした通勤届を提出するなどし、申請したとおりの通勤経路等で通勤手当の支給を受けていた。

しかし、職員Aは、28年4月から令和8年3月までの間において、自宅からb駅までの間、淵野辺駅のバス停留所から同事務所最寄りのバス停留所までの間を徒歩により通勤していた。センターは、通勤手当を支給するに当たり、職員Aから提出された通勤届の記載内容が通勤の実状に即したものであるか確認していなかったため、提出されていた通勤届の内容が通勤の実状と異なっていたのに、当該通勤届に基づいて通勤手当計3,738,138円を支給していた。

したがって、実際の通勤方法により適正な通勤手当の支給額を算定すると計2,582,220円となることから、上記の支給額3,738,138円との差額1,155,918円が過大に支給されていた。

このように、平成24年度から令和7年度までの間に支給された手当対象職員13名の通勤手当の支給額計9,840,257円には、通勤の実状と異なる通勤経路、通勤方法及び運賃の額により支給されたものが含まれており、通勤の実状により算定した適正な通勤手当の支給額計5,732,314円との差額4,107,943円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該手当対象職員において通勤の実状と異なる通勤届を提出するなど通勤手当の適正な受給についての認識が著しく欠けていたことにもよるが、センターにおいて通勤手当の支給に当たり手当対象職員の通勤の実状の確認を行っていなかったことなどによると認められる。

第９　独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、無償資金協力等により整備される移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととするなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

（令和８年10月19日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、72ページの外務省の項に掲記）

令和５年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施状況について

〔令和５年度決算検査報告75、483ページ参照
令和６年度決算検査報告87、447ページ参照〕

（81ページの外務省の項に掲記）

令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（１）　見返り資金の使用状況等について

（令和６年度決算検査報告441ページ参照）

１　本院が表示した意見

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）及び外務省が実施する政府開発援助のうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。我が国と援助の相手となる開発途上国の政府（以下「相手国政府」という。）との二国間における無償資金協力（食糧援助）及び無償資金協力（貧困農民支援）（平成17年度以前は無償資金協力（食糧増産援助））において、相手国政府が、贈与資金により調達した穀物、農業機械又は資機材を国内市場で売却するなどして回収した資金（以下「見返り資金(注)」という。）を経済社会開発に資する事業に使用するという見返り資金制度を利用することが可能となっている。相手国政府は、所定の積立期限（贈与契約締結後２年等）までに、事業ごとに開設した相手国政府名義の銀行口座に見返り資金として、我が国と相手国政府との間で取り交わす交換公文等に基づく積立義務額以上の金額を積み立てることとなっている。また、相手国政府は、銀行口座の見返り資金を使用する際に、機構の在外事務所等に対して見返り資金の使用に係る協議（以下「使途協議」という。）を行うこととされ、相手国政府は、見返り資金の使用に係る申請を行い、在外事務所等は、申請内容を確認等した上で、見返り資金の使用を承認することとなっている。そして、機構が定めた「食糧援助および貧困農民支援（JICA実施分）にかかる見返り資金制度の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等によれば、在外事務所等は、使途協議に当たり、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等の確認を実施することとされている。

しかし、令和6年度末時点において残高のある26か国48事業の見返り資金は、積立期限後6年以上が経過していて、長期にわたり使用されておらず、中には、積立期限後10年以上経過しているものや、積立て後一度も使途協議が行われていないものが見受けられる状況となっており、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人国際協力機構理事長に対して7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　ガイドラインを改訂するなどして、在外事務所等が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外事務所等に周知徹底すること

イ　機構本部において、在外事務所等が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について適時適切に把握して、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外事務所等に対して指示することとすること

（注）　外務省が令和8年4月に見返り資金の呼称を「カウンターパートファンド」に変更したことを踏まえ、機構本部において、同年5月に「カウンターパートファンド」に呼称を変更した。

2　当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構本部は、8年5月にガイドラインを改訂して、在外事務所等が相手国政府のカウンターパートファンドの残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がないカウンターパートファンドを把握した場合は、相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう明確に定めて、同月に在外事務所等に対して通知を発して周知徹底した。

イ　機構本部は、8年5月に、改訂したアのガイドラインに基づき毎年在外事務所等に対して通知を発して、在外事務所等が行うカウンターパートファンドの残高、使用状況等の確認の状況について適時適切に把握して、相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう指示することとした。

（2）　政府開発援助の実施状況について

（令和6年度決算検査報告76、447ページ参照）

（85ページの外務省の項に掲記）

第10　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

令和6年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて

（令和6年度決算検査報告290、448ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、平成13年度以降、基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）に基づき、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するために、鉱工業基盤技術に関する試験研究を政府等以外の者に委託するなどの業務（以下「研究業務」という。）等、及びこれらの業務に附帯する事務等を行う業務（以下「管理業務」という。）を実施している（以下、基盤技術研究円滑化法に基づいて各業務を実施する事業を「基盤促進事業」という。）。基盤促進事業については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）に基づき、他の事業と経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこととなっているため、機構は、基盤技術研究促進勘定（以下「基盤促進勘定」という。）を設けて経理している。政府は、機構に対して、13年度から25年度までの間に、研究業務の財源に充てるための政府出資金及び管理業務の財源を持続的に確保するための政府出資金（以下「管理業務用政府出資金」という。）を出資しており、機構は、管理業務用政府出資金について有価証券で保有して運用している。独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）によれば、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、原則として主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）によれば、利益剰余金や保有する施設等について保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどとされている。

しかし、基盤促進勘定において、管理業務用政府出資金10億円を不要財産となることが見込まれる財産としておらず、国庫に納付することとしていない事態、及び政府からの出資又は支出に係るものではなく、毎年度の収益等から生じた資産（以下「非政府出資資産」という。）のうち不要と認められる18億5512万余円を国庫に納付していない事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　機構において、通則法に基づき、有価証券として保有している管理業務用政府出資金について、不要財産となることが見込まれる財産として、中長期計画に当該財産の処分に関する計画を定めるなどして、当該有価証券の償還期限の到来後遅滞なく国庫に納付することとすること

イ　経済産業省及び機構において、基本方針に基づき、不要と認められる非政府出資資産について、基盤促進勘定を廃止するなどの国庫に納付する方法を検討した上で、速やかに国庫に納付することとすること

2　当局の処置状況

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、１のアについては、有価証券として保有している管理業務用政府出資金10億円のうち第５期中長期計画（５年４月から10年３月まで）の期間中の９年12月に償還期限が到来する５億円について、通則法に基づき、８年３月に同計画を変更し、当該有価証券の償還期限の到来後、不要財産となることが見込まれる財産として、速やかに国庫に納付することとする処置を講じていた。

一方、機構は、１のアの有価証券として保有している管理業務用政府出資金10億円のうち第６期中長期計画（10年４月から15年３月まで）の期間中の11年９月に償還期限が到来する残りの５億円について、当該有価証券の償還期限の到来後遅滞なく国庫に納付すべく、通則法に基づき、同計画に財産処分に関する計画を定めることとしている。また、１のイについては、経済産業省及び機構は、基本方針に基づき、不要と認められる非政府出資資産について、引き続き、関係省庁と調整の上で、第５期中長期計画の期間中にめどをつけるべく国庫に納付する方法を検討することとしている。

第11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

トンネル工事等において設置するタイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、供用期間が長期にわたる場合には製品価格と賃料価格とを比較することを周知するとともに、賃料価格を算定する際は供用期間に応じて積算参考資料ウェブ版に掲載されている賃料を適切に採用することを改めて周知することにより、経済的な積算を行うよう改善させたもの

科目	（建設勘定）（項）業務経費　等		
部局等	本社、4建設局等		
タイヤ洗浄装置の概要	トンネル工事等において発生する掘削土砂をダンプトラックにより工事現場等から搬出する際に、タイヤ等に付着した土砂が道路等を汚損しないように工事現場の出口付近等に設置してタイヤ等を洗浄する装置		
検査の対象とした工事件数、並びにタイヤ洗浄装置の台数及び費用の積算額	33工事	65台	4億8505万余円（平成25年度～令和5年度）
タイヤ洗浄装置の製品価格と賃料価格とを比較しておらず、割高な賃料価格により積算していた工事件数、並びにタイヤ洗浄装置の台数及び費用の積算額	5工事	9台	1億3523万余円
上記について低減できたタイヤ洗浄装置の費用の積算額(1)			4670万円
積算参考資料ウェブ版を確認しておらず、積算参考資料冊子版に掲載されていたタイヤ洗浄装置の割高な賃料により積算するなどしていた工事件数、並びにタイヤ洗浄装置の台数及び費用の積算額	6工事	16台	9788万余円
上記について低減できたタイヤ洗浄装置の費用の積算額(2)			3240万円
(1)及び(2)の純計	10工事	22台	6180万円

1　タイヤ洗浄装置の費用の積算に係る概要等

(1)　タイヤ洗浄装置の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、４建設局等(注１)において北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)等の建設工事を毎年度多数実施するなどしている。

(注１)　４建設局等　　北海道、北陸、九州(令和８年３月閉局)各新幹線建設局、関東甲信工事局

新幹線の建設工事においては、トンネル工事や地山の掘削により発生する土砂を工事現場等から搬出する際にダンプトラックのタイヤ等に付着した土砂が道路等を汚損するおそれがあることから、機構は、道路沿線の住民、道路管理者等と協議を行って、必要に応じて、工事現場の出口付近等にタイヤ洗浄装置を設置している。

(2)　機構における建設機械等の賃料の積算方法

機構が制定した「土木関係積算標準・積算要領」によれば、クレーン以外の建設機械等の賃料は、１日当たり賃料に、建設機械等が工事現場に供用される日数(以下「供用日数」という。)を乗じて得た価格(以下「賃料価格」という。)により積算することとされている。ただし、この方法による積算が妥当でないことが明らかである場合は、他の方法により積算することとされている。

タイヤ洗浄装置の１日当たり賃料は、市販の積算参考資料に掲載されており、積算参考資料には積算参考資料冊子版(以下「冊子版」という。)及び積算参考資料ウェブ版(以下「ウェブ版」という。)がある。冊子版には、供用期間が２か月未満の場合の賃料のみが掲載されている一方、ウェブ版には、供用期間が２か月未満の場合から24か月以上の場合までの賃料が掲載されている。積算参考資料におけるタイヤ洗浄装置の１日当たり賃料は、供用期間が長くなるにつれて安価となっている。

機構は、積算参考資料の確認に当たり、ウェブ版は冊子版よりも掲載されている情報量が多いことなどから、平成27年12月に４建設局等を含む建設局等に対してウェブ版を確認するよう事務連絡(以下「27年事務連絡」という。)を発している。

また、北海道及び沖縄県については積算参考資料におけるタイヤ洗浄装置の１日当たり賃料の適用対象外とされていることなどから、機構では、物価調査機関に市場価格を調査させる特別調査や見積り(以下「特別調査等」という。)によりタイヤ洗浄装置の１日当たり賃料を決定する場合がある。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、タイヤ洗浄装置の費用について、供用期間に応じて経済的に積算されているか、27年事務連絡に基づきウェブ版を確認した上で積算されているかなどに着眼して、27年事務連絡の発出以降に４建設局等がタイヤ洗浄装置を設置した33工事の65台(契約年度は25年度から令和５年度まで、契約金額計8366億7928万余円、タイヤ洗浄装置の費用の積算額計４億8505万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、４建設局等において、設計図書等の関係書類及びタイヤ洗浄装置の使用状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、タイヤ洗浄装置の費用の積算等に係る調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　タイヤ洗浄装置の製品価格と賃料価格とを比較しておらず、割高な賃料価格により積算していた事態

タイヤ洗浄装置の供用期間が24か月以上と長期にわたっている工事は3建設局等(注2)の22工事となっていた。これらの22工事で設置された38台についてみたところ、2建設局等(注3)は、21工事で設置した35台について、特別調査等により1日当たり賃料を決定していた。2建設局等は、このうち10工事の13台については、供用期間が長期にわたることから、供用日数に比例して高くなる賃料価格による積算がタイヤ洗浄装置の製品価格（以下「基礎価格」という。）を上回る可能性が高く、妥当でないことが明らかであるとして、特別調査等において、1日当たり賃料に加えて、基礎価格についても物価調査機関に調査させるなどしていた。そして、基礎価格を積算額の上限額とした上で、賃料価格と比較して、より経済的となる価格を採用してタイヤ洗浄装置の費用を積算していた。

（注2）　3建設局等　　北海道、北陸両新幹線建設局、関東甲信工事局

（注3）　2建設局等　　北海道新幹線建設局、関東甲信工事局

一方、3建設局等は、22工事の38台のうち、13工事(注4)の25台について、供用期間が長期にわたるものとなっていたのに基礎価格と賃料価格との比較を行わないまま賃料価格によりタイヤ洗浄装置の費用を積算していた。

（注4）　13工事のうち1工事は、タイヤ洗浄装置が3台設置されていて、そのうち1台の積算については基礎価格と賃料価格とを比較して、より経済的となる価格を採用していたため、10工事と重複している。

そこで、上記13工事の25台について、積算額とした賃料価格を、機構が他の工事において実施するなどした特別調査等により得ていた同一又は類似の規格のタイヤ洗浄装置の基礎価格と比較したところ、5工事の9台（積算額計1億3523万余円）について、賃料価格が基礎価格に比べて最大で1441万余円割高となっていて、経済的な積算となっていなかった。

⑵　ウェブ版を確認しておらず、冊子版に掲載されていた割高な賃料により積算するなどしていた事態

機構は27年事務連絡を発して、1日当たり賃料について、ウェブ版も確認して積算することとしている。そこで、積算参考資料により1日当たり賃料を決定している2建設局(注5)が12工事で設置したタイヤ洗浄装置30台についてみたところ、2建設局は、6工事の16台（積算額計9788万余円）について、供用期間が2か月以上となるのに、ウェブ版に掲載されていた賃料を確認することなく、冊子版に掲載されていた供用期間が2か月未満の場合の割高な賃料により積算するなどしており、経済的な積算となっていなかった。

（注5）　2建設局　　北陸、九州両新幹線建設局

このように、タイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、供用期間が長期にわたるのに基礎価格と賃料価格とを比較しておらず、割高な賃料価格により積算していた事態、及びウェブ版を確認しておらず、冊子版に掲載されていた割高な賃料により積算するなどしていた事態は、いずれも適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

タイヤ洗浄装置の費用について、⑴の事態に係る5工事の9台において、基礎価格と賃料価格とを比較して、より経済的となる価格を採用して積算額を計算すると8845万円となり、前記の積算額1億3523万余円を約4670万円低減できたと認められた。また、⑵の事態に係る6工事の16台において、ウェブ版に掲載されていた供用期間に応じた賃料を採用して積算額を計算すると6543万余円となり、前記の積算額9788万余円を約3240万円低減できたと認められた。そして、⑴及び⑵の事態について1工事の3台が重複していることから、⑴及び⑵の事態に係る工事件数及び台数の純計は10工事の22台となり、これに係る積算額を計約6180万円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、タイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、3建設局等において、基礎価格と賃料価格とを比較して経済的な積算を行うことについての認識が欠けていたこと、また、2建設局において、ウェブ版を確認することについての認識が欠けていたことなどにもよるが、機構本社において、建設局等に対して、タイヤ洗浄装置の供用期間が長期にわたる場合に基礎価格と賃料価格とを比較することを明確に示していなかったこと、供用期間に応じてウェブ版に掲載されている賃料を採用することを十分に周知していなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、8年8月に建設局等に対して事務連絡を発して、タイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、供用期間が長期にわたる場合には基礎価格と賃料価格とを比較することを周知するとともに、賃料価格を算定する際は供用期間に応じてウェブ版に掲載されている賃料を適切に採用することを改めて周知する処置を講じた。

第12　独立行政法人水資源機構

令和6年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

揚排水機場等における浸水対策について

（令和6年度決算検査報告455ページ参照）

1　本院が表示した意見

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）等に基づき、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るために、水資源開発施設等の新築、改築又は更新（以下「改築等」という。）や、維持、修繕その他の管理（以下「維持管理等」という。）を行っている。水資源開発施設等には、河川等の水を汲み上げる揚水機場、内水等を排水する排水機場、揚水機場と排水機場の両方の機能を備えた揚排水機場等（以下、これらを合わせて「揚排水機場等」という。）がある。揚排水機場等の改築等及び維持管理等は、機構本社が定めた規程等に基づき、総合管理所等が実施している。そして、総合管理所等は、揚排水機場等に、主ポンプ設備及び主ポンプ駆動設備（以下、これらを合わせて「ポンプ設備」という。）並びにポンプ設備等の稼働に必要な電力を供給する受変電設備及び停電時に電力を供給する予備発電設備等の非常用電源設備（以下、これらを合わせて「電源設備」という。）を設置している。

しかし、ハザードマップにおいて洪水等による浸水のおそれがあるとされている区域に所在する揚排水機場等において、ポンプ設備及び電源設備が想定される浸水の高さより低い位置に設置されているのに浸水対策が実施されておらず、浸水対策を今後実施することに関して具体的な検討が行われていない事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人水資源機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　各揚排水機場等が洪水等により浸水した場合の影響等についての調査を総合管理所に実施させて、その結果を報告させること

イ　想定される浸水被害、利水者に与える影響の程度、応急復旧の難易度等を踏まえた浸水対策の必要性及び優先度の判断基準、設置場所等に応じた具体的な浸水対策の参考例等を記載した指針を策定して総合管理所に通知すること

ウ　イの指針に基づき、改築等に係る工事を実施中の揚排水機場等も含めて、各揚排水機場等において浸水対策を順次実施していくための浸水対策計画を期限を定めて総合管理所に策定させること

2　当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構本社は、7年10月に、総合管理所等に全ての揚排水機場等に関して洪水等により浸水した場合の影響等について調査を実施させて、その結果を報告させた。

イ　機構本社は、8年6月に、想定される浸水被害、利水者に与える影響の程度、応急復旧の難易度等を踏まえた浸水対策の必要性及び優先度の判断基準、設置場所等に応じた具体的な浸水対策の参考例等を記載内容とする浸水対策に係る指針を策定して、総合管理所等

に通知した。

一方、機構本社は、イの指針に基づき、改築等に係る工事を実施中の揚排水機場等も含めて、各揚排水機場等において浸水対策を順次実施していくための具体的な計画を９年３月までに総合管理所に策定させる予定としている。

第13　独立行政法人労働者健康安全機構

不　当　事　項

物　　件

(181) 電子カルテシステム用端末で使用するソフトウェアのライセンスの調達に当たり、既に保有している未使用のライセンス数量を確認していなかったため、調達数量が過大となっていたもの

科　　目	機器等整備費
部　局　等	独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院
契　約　名	病院情報システム用端末（予備）一式契約
契約の概要	電子カルテシステム用端末の設置、同端末にインストールして使用する電子カルテシステム用ソフトウェアのライセンスの調達等を実施するもの
契約の相手方	富士通 Japan 株式会社
契　　約	令和７年２月　一般競争契約
調達数量及び支払額	40 台分　21,175,000 円（令和６年度）
過大となっていたライセンスの調達数量及び支払額相当額	34 台分　3,366,000 円（令和６年度）

1　契約等の概要

独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院（以下「病院」という。）は、電子カルテシステム、それと連携する各種のシステム等で構成される病院情報システムを更新するために、令和５年10月に、電子カルテシステム及び各種のシステムに係るサーバ、電子カルテシステム用端末（以下「端末」という。）等の機器の設置、端末にインストールして使用する電子カルテシステム用ソフトウェアのライセンス（以下「ライセンス」という。）の調達等を行う病院情報システム一式契約（以下「更新契約」という。）を、富士通 Japan 株式会社（以下「会社」という。）と締結し、６年10月から新たな病院情報システムを稼働させている。

その後、病院内の各診療科等から端末の増設の要望があったことから、40台の端末を増設することとし、７年２月に、端末の設置、ライセンスの調達等を行う病院情報システム用端末（予備）一式契約（以下「端末増設契約」という。）を、一般競争入札により会社と契約金額21,175,000円で締結して、同年４月、同額を支払っている。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、端末増設契約の締結に当たり、ライセンスの調達数量が適切に算定されているかなどに着眼して、端末増設契約を対象として、病院において、契約書等の関係書類を確認するなどして、会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

病院は、端末増設契約において、増設する 40 台の端末に対応する 40 台分のライセンスを調達していた。

一方、病院は、更新契約において、端末 566 台を設置するとともに、病院情報システムの新規導入時や更新時のように大規模な調達になる場合には会社がライセンスを 100 台分単位で販売していることから、設置する 566 台の端末を上回る 600 台分のライセンスを調達していた。この 600 台分のライセンスのうち、更新契約で設置した 566 台の端末に使用した分を除いた残りの 34 台分のライセンスは、未使用のまま病院が保有していた。

しかし、病院は、更新契約において、調達するライセンスの数量が 600 台分であることが契約書の附属明細表に記載されていたのに、設置した 566 台の端末と同数のライセンスを調達したと誤認しており、端末増設契約の時点で、未使用のライセンスを 34 台分保有していることを認識していなかった。この 34 台分のライセンスは増設した端末にも使用できることから、端末増設契約においては、 6 台分のライセンスの調達で足りたと認められる。

したがって、端末増設契約で調達した 40 台分のライセンスから 6 台分を除いた 34 台分のライセンスが過大に調達されていて、これに係る支払額相当額 3,366,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において、端末増設契約に当たり、既に保有している未使用のライセンス数量を確認することの必要性について認識が欠けていたことなどによると認められる。

第14　独立行政法人国立病院機構

不　当　事　項

不　正　行　為

(182) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部　局　等	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター
不正行為期間	令和5年夏頃～6年11月
損害金の種類	預り金
損　害　額	1,346,000円

本院は、独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター(以下「センター」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、センターにおいて、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、センターにおいて、非常勤事務助手であった職員が、センターと入院患者の保護者等との金銭管理委託契約に基づきセンターが日用品代等として預かる資金(以下「預り金」という。)の出納に関する事務に従事中、令和5年夏頃から6年11月までの間に、執務室内の据付金庫に保管中の手提げ金庫から預り金の領得と補塡を繰り返し、不正行為が発覚した同月時点において1,346,000円を領得していたものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、同年12月に全額が同人から返納されている。

第15　独立行政法人中小企業基盤整備機構

不　当　事　項

補　　助　　金

(183)
—
(207)　**補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの**

科　　目	(一般勘定)生産性向上業務費 新事業展開・創業支援業務費
部　局　等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
補助の根拠	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)
補助事業者 (事業主体)	会社20、団体2、計22補助事業者 (会社20、団体1、計21事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	4会社
機構の補助金	中小企業等事業再構築促進補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
事業費の合計	970,450,948円
補助対象事業費の合計	868,143,348円
上記に対する機構の補助金交付額の合計	567,260,660円
不当と認める補助対象事業費の合計	536,622,148円
上記に対する不当と認める機構の補助金相当額の合計	350,211,141円

1　補助金等の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者等の事業等に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助事業が適切に実施されているかなどに着眼して、69会社、5個人事業主及び2団体において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、23会社、1団体、計24事業主体(うち1事業主体が補助事業者と間接補助事

業者の両方に該当する。）が中小企業等事業再構築促進補助金及びものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を受けて実施した事業において、補助の対象とならないなどしていて、これらに係る機構の補助金 350,211,141 円が不当と認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

（1） ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなどのもの　4 件　不当と認める機構の補助金　35,523,991 円

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）は、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等（以下「事業主体」という。）に対して、事業に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が補助するものである。中央会は、事業主体が中央会からものづくり補助金の交付を受けて実施する事業（以下「ものづくり事業」という。）に係る確定検査等の事務を各都道府県の中小企業団体中央会（以下「受託事業者」という。）に委託している。

中央会が制定した「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」（令和 2 年 3 月制定。以下「交付規程」という。）等によれば、ものづくり事業の補助対象事業の要件、補助対象事業費等は、次の①から③までのとおりなどとされている。

① 補助対象事業は、経費の重複に限らず、事業内容等から判断し、国等が助成する他の補助金等と同一又は類似内容の事業（以下「重複案件」という。）に該当しない事業であること

② 補助対象事業費は、ものづくり事業のために使用される機械装置の購入、専用ソフトウェア・情報システムの構築等に要する経費であって、証拠書類によってその経費の必要性及び金額の妥当性を確認できるものであること

③ ものづくり事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格等が単価 50 万円（消費税抜き）以上の機械、器具及びその他の財産は、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄等をいう。以下同じ。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）であり、事業主体が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）等を準用した期間（以下「処分制限期間」という。）内において処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ中央会の承認を受けなければならない。事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、中央会は、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を納付させる。

上記の①について、交付規程等によれば、事業主体は、交付申請書において、国等が助成する他の補助金等の交付又は申請の実績を記載するとともに、交付又は申請の実績があれば、ものづくり事業との相違点を記載して申請することとされている。また、機構及び中央会は、重複案件に該当するか（以下「重複案件の該当性」という。）について疑義がある場合には、双方の事業実施期間、事業内容、業者への発注内容、提供されることとなる製品・サービス等を比較するなどして、重複案件の該当性を判断することとしている。なお、機構及び中央会は、重複案件に該当しないことを補助対象事業の要件としている理由について、より多くの中小企業・小規模事業者等への支援機会を確保するためとし

ており、同一事業主体による同一又は類似事業に複数の公的資金が投入されることは、過剰な支援になり公平性を害することになるとしている。

本院が、中央会及び45事業主体において、60事業のものづくり事業を対象に会計実地検査を行ったところ、4事業主体が実施した5事業において、次のアからウまでのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア　ものづくり事業が重複案件に該当するため補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない事態　2事業主体2事業

イ　実績報告書の事業費よりも低額でものづくり事業を実施していて、補助対象事業費を過大に精算していた事態　1事業主体1事業

ウ　処分制限財産が無断で譲渡され、又は廃棄されていた事態　1事業主体2事業

これら4事業主体が実施した5事業については、上記のとおり補助の対象とならないことなどから、これらに係るものづくり補助金計35,523,991円(機構の補助金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、アの2事業主体において重複案件の該当性についての理解が十分でなかったこと、イの1事業主体においてものづくり事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、ウの1事業主体において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、受託事業者における4事業主体に対する指導等が十分でなかったのに中央会において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1(アの事態)**＞

株式会社クリプテック(以下「クリプテック社」という。)は、ブロックチェーン等の技術を活用したスマートフォン向けゲームソフトウェア「クリプテラ」を開発するものづくり事業の交付申請書において、申請中又は実施中の案件を含めてこれまでに交付を受けた国等の補助金等はないと申告して令和4年7月に交付申請を行い、同年8月にものづくり補助金の交付決定を受けていた。

その後、クリプテック社は、同年10月に、上記のものづくり事業を事業費16,500,000円(補助対象事業費15,000,000円)で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金10,000,000円(機構の補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、クリプテック社は、実際には、ものづくり事業の交付決定よりも前の同年5月に中小企業等事業再構築促進補助金(以下「事業再構築補助金」といい、事業再構築補助金の交付を受けて実施する事業を「再構築事業」という。)の交付決定を受けて再構築事業を実施しており、同年11月に事業再構築補助金5,000,000円の交付を受けていた。

両事業における重複案件の該当性についてみたところ、表のとおり、事業実施期間については同一年度、事業内容についてはいずれも「クリプテラ」の開発、業者への発注内容についてはいずれも「クリプテラ」のために使用するものの制作、提供されることとなる製品・サービスについてはいずれも「クリプテラ」となっていた。

表　両事業における重複案件の該当性

事業名	事業実施期間	事業内容	業者への発注内容	提供されることとなる製品・サービス
ものづくり事業	令和4年8月20日～同年9月27日	「クリプテラ」の開発	「クリプテラ」のゲームシステムの制作	「クリプテラ」
再構築事業	4年5月19日～同年7月13日	「クリプテラ」の開発	「クリプテラ」のゲーム内リソース(音声、背景画像等)一式の制作	「クリプテラ」

これらのことなどから、クリプテック社が実施したものづくり事業は、既に交付決定を受けて実施していた再構築事業と同一又は類似の内容になっていると認められた。

したがって、クリプテック社が実施したものづくり事業（これに係る機構の補助金相当額 10,000,000 円）は、重複案件に該当するため補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない。

＜**事例 2（イの事態）**＞

株式会社リデルタ（令和 7 年 1 月 7 日以降は株式会社ジャパンコードワークス。以下「リデルタ社」という。）は、 5 年 1 月に、ペット用の衣料品等を販売するための EC サイト(注)及びアプリケーションを開発するものづくり事業を事業費 16,566,000 円（補助対象事業費 15,060,000 円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金 10,000,000 円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

リデルタ社は、実績報告書等において、EC サイト及びアプリケーションの開発に係る業務の発注先である A 社に対して、 4 年 12 月までに開発費として計 16,566,000 円を支払ったとして、同額を事業費に計上していた。

しかし、リデルタ社は、A 社から、当初の予定より開発における工数を削減できたとして、同年 11 月に計 5,368,000 円の返金を受けていて、実際の EC サイト及びアプリケーションの開発費は実績報告書で報告された事業費よりも低額となっていた。

したがって、実際にものづくり事業の実施に要した経費に基づいて適正な補助対象事業費を算定すると 10,180,000 円となり、前記の補助対象事業費 15,060,000 円との差額 4,880,000 円（これに係る機構の補助金相当額 3,213,334 円）が過大に精算されていた。

（注）　EC サイト　　インターネット上で商品やサービスを販売する電子商取引のウェブサイト

＜**事例 3（ウの事態）**＞

株式会社ナチュール・メイ（以下「ナチュール・メイ社」という。）は、令和 3 年度に小型高温高圧調理機、ハンディ計量充塡機及び真空包装機を導入してレトルト食品を生産するものづくり事業を実施したとして、また、 4 年度から 5 年度にかけて液体急速凍結機、スチームコンベクションオーブン、ブラストチラー＆ショックフリーザー及びプレハブ冷凍庫を導入して本格フレンチのテイクアウト商品を提供するものづくり事業を実施したとして、 3 年 9 月及び 5 年 5 月にそれぞれ実績報告書等を提出し、これらのものづくり事業に係る事業費計 37,180,000 円（補助対象事業費 33,800,000 円）に対して、ものづくり補助金計 22,500,000 円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、ナチュール・メイ社は、事業不振により事業継続が困難になったことから、惣菜・弁当製造販売事業の営業権、什器備品等を譲渡の目的物とする営業譲渡契約を B 社と締結し、 6 年 9 月に、中央会の承認を受けることなく、真空包装機（補助対象事業費 1,200,000 円、処分制限期間 8 年）及び液体急速凍結機（同 10,000,000 円、同 10 年）を B 社に譲渡していた。また、小型高温高圧調理機（同 9,500,000 円、同 8 年）、ハンディ計量充塡機（同 4,300,000 円、同 8 年）、スチームコンベクションオーブン（同 3,500,000 円、同 10 年）及びブラストチラー＆ショックフリーザー（同 3,000,000 円、同 10 年）については廃棄し、プレハブ冷凍庫（同 2,300,000 円、同 10 年）については賃借店舗の退去の際に貸主に無償で譲渡していた。

したがって、ナチュール・メイ社がこれらのものづくり事業により取得した小型高温高圧調理機、ハンディ計量充塡機、真空包装機、液体急速凍結機、スチームコンベクションオーブン、ブラストチラー＆ショックフリーザー及びプレハブ冷凍庫（処分時点における残存簿価相当額計 18,500,016 円、これに係る機構の補助金相当額計 12,310,657 円）は、いずれも中央会に無断で処分されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）〈事業主体〉	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する機構の補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める機構の補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(183)	全国中小企業団体中央会（東京都中央区）	株式会社オクヤマフード（福島県郡山市）	4	17,594 (15,995)	10,000	15,995	10,000	アの事態
(184)	同	株式会社クリプテック（東京都港区）	4	16,500 (15,000)	10,000	15,000	10,000	同
(185)	同	株式会社リデルタ(注)（東京都渋谷区）	3、4	16,566 (15,060)	10,000	4,880	3,213	イの事態
(186)	同	株式会社ナチュール・メイ（名古屋市）	3～5	37,180 (33,800)	22,500	18,500	12,310	ウの事態
(183)－(186)の計				87,840 (79,855)	52,500	54,375	35,523	

（注）　事業主体の名称について、令和7年1月7日以降は「株式会社ジャパンコードワークス」であり、所在地について、同月27日以降は「東京都世田谷区」である。

（2）　中小企業等事業再構築促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなどのもの　　21件　不当と認める機構の補助金　314,687,150円

中小企業等事業再構築促進補助金（以下「事業再構築補助金」という。）は、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を実施する中小企業者等（以下「事業主体」という。）に対して、事業主体が事業再構築の具体的な取組を記載した計画（以下「事業計画」という。）に沿って実施する事業（以下「再構築事業」という。）に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が補助するものである。

機構は、中小企業庁から国庫補助金の交付を受けて基金を設置造成し、令和3年3月から7年1月までに13回にわたり事業主体を公募し、再構築事業が補助対象事業の要件に該当する事業主体に対して、基金を取り崩して事業再構築補助金を交付している。また、機構は、経済産業省が定めた「中小企業等事業再構築促進補助金実施要領」（令和3年3月20210315財中第1号。以下「実施要領」という。）等に基づき、再構築事業に係る確定検査等の事務局業務を株式会社パソナ（以下「受託事業者」という。）に委託している。受託事業者は、機構の指導及び監督の下で、公募回ごとに公募要領や「補助事業の手引き」などを定めるなどした上で事務局業務を行っている。

公募要領等によれば、補助対象事業の要件は、次の①から④までのとおりなどとされている。

①　事業再構築補助金について、過去に交付決定を受けた事業主体は、原則として再度申請することはできない（事業主体の範囲について、3年10月の第4回公募においては、親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合の当該親会社と子会社、個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合の当該各会社等は同一法人とみなされる。）。

②　4年3月の第6回公募においては、2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の売上高の合計が、コロナ以前と比較して10%以上減少していることなど（以下「売上高等減少要件」という。）を満たす必要がある。

③　事業再構築の実施の大半を他社に外注し又は委託して、企画だけを行う事業に該当しないこと

④　経費の重複に限らず、事業内容等から判断して、国等が助成する他の補助金等と同一又は類似内容の事業（以下「重複案件」という。）に該当しないこと

上記の④について、機構が実施要領に基づき制定した「中小企業等事業再構築促進補助金交付規程」（令和３年６月規程令３第13号。以下「交付規程」という。）等によれば、事業主体は、交付申請書において、国等が助成する他の補助金等の交付又は申請の実績を記載するとともに、交付又は申請の実績があれば、再構築事業との相違点を記載して申請することとされている。また、機構は、重複案件に該当するか（以下「重複案件の該当性」という。）について疑義がある場合には、双方の事業実施期間、事業内容、業者への発注内容、提供されることとなる製品・サービス等を比較するなどして、重複案件の該当性を判断することとしている。なお、中小企業庁及び機構は、重複案件に該当しないことを補助対象事業の要件としている理由について、より多くの中小企業・小規模事業者等への支援機会を確保するためとしており、同一事業主体による同一又は類似事業に複数の公的資金が投入されることは、過剰な支援になり公平性を害することになるとしている。

事業再構築補助金の補助金額、補助対象事業費等については、交付規程、公募要領、「補助事業の手引き」などによれば、次の①から③までのとおりなどとされている。

① 事業再構築補助金は、補助対象事業費に、通常枠、緊急事態宣言特別枠等の事業類型や従業員数に応じて定められた補助率（３分の２等）を乗ずるなどした額、かつ、6000万円等の補助上限額の範囲内で交付する。

② 補助対象事業費は、専ら再構築事業のために使用される、建物の建設等に要する経費、機械装置、専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築等に要する経費等であり、再構築事業の実施期間内に、契約（発注）、納入、検収、支払等に係る全ての手続が完了することなどが必要である。また、補助対象事業費の中に100％同一の資本に属するグループ企業を含む関連会社からの調達分が含まれる場合には、当該関連会社の利益相当額を控除した製造原価をもって補助対象事業費とする。

③ 再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税抜き）以上の機械、器具その他の財産は、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄等をいう。以下同じ。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）であり、事業主体が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）等を準用した期間（以下「処分制限期間」という。）内に処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、機構は、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を納付させる。

本院が、機構、受託事業者及び32事業主体において、再構築事業33事業を対象に会計実地検査を行ったところ、21事業主体が実施した22事業において、次のアからウまでのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。なお、複数の事態に該当している事業主体がある。

ア　再構築事業が補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない事態

(ｱ)　重複案件に該当していた事態　３事業主体３事業

(ｲ)　事業再構築の実施の大半を他社に外注し又は委託して、企画だけを行う事業に該当していた事態　２事業主体２事業

(ｳ)　売上高等減少要件を満たしていなかった事態　１事業主体１事業

(ｴ)　同一法人とみなされる会社が既に事業再構築補助金の交付を受けていた事態　１事業主体１事業

イ　補助対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていた事態

(ｱ)　補助対象事業費に対象とならない工事費等を含めていた事態　７事業主体７事業

(ｲ)　再構築事業の実施期間の終了までに事業の一部が完了していなかった事態　３事業主体３事業

㈢　補助対象事業費から控除すべき関連会社の利益相当額を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算していた事態　2事業主体3事業

㈣　実績報告書の事業費よりも低額で再構築事業を実施していて、補助対象事業費を過大に精算していた事態　2事業主体2事業

㈤　改修した建物等を事業計画に記載のない既存の事業に用いていて、事業計画で実施するとした再構築事業が行われていない事態　1事業主体1事業

ウ　処分制限財産が無断で処分されていた事態

㈠　処分制限財産が無断で譲渡され、又は廃棄されていた事態　3事業主体3事業

㈡　処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた事態　1事業主体1事業

これら21事業主体が実施した22事業については、上記のとおり補助の対象とならないことなどから、これらに係る事業再構築補助金計314,687,150円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ア㈠の2事業主体(注1)において重複案件の該当性についての理解が十分でなかったこと、ア（ア㈠の2事業主体を除く。）及びイの計16事業主体(注2)において再構築事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、ウの3事業主体(注3)において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、受託事業者において21事業主体に対する指導等が十分でなかったこと、機構において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1）　2事業主体　　株式会社リデルタ（令和7年1月7日以降は株式会社ジャパンコードワークス）、久米仙酒造株式会社

（注2）　16事業主体　　一般社団法人日本認知症予防マージャン協会、株式会社ティーエムユニオン、in-curve株式会社、株式会社DG TAKANO、有限会社オフィスプライヤ、株式会社MAP、株式会社福祉工房アイ・ディ・エス、有限会社アオイエンタープライズ、株式会社ワールド・ワン、株式会社ケイアイリンク、株式会社for too、株式会社アドバンス、株式会社リュウセイ、沖縄トレーディング株式会社、株式会社SO TRADING、株式会社トモミ商会

（注3）　3事業主体　　株式会社Jメンテナンス、株式会社ヨンキー、株式会社スペックス

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1（ア㈠の事態）**＞

有限会社オフィスプライヤ（以下「オフィスプライヤ社」という。）は、ゴルフトレーニング等のスポーツ利用も可能なカフェとして「羽田SSカフェ」を出店する再構築事業の交付申請書において、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）によって、新たに会員制パーソナルジムの会員が使用するスマートフォン向けアプリケーションの開発を行うとする、再構築事業とは異なる内容の補助事業を実施中であると申告して令和4年1月に交付申請を行い、同月に事業再構築補助金の交付決定を受けていた。また、ものづくり補助金については、再構築事業の交付決定よりも前の3年6月に交付決定を受け、4年2月に10,000,000円の交付を受けていた。

その後、オフィスプライヤ社は、上記の再構築事業を事業費49,733,728円（補助対象事業費42,822,590円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、同年11月に機構から事業再構築補助金28,548,393円の交付を受けていた。

しかし、オフィスプライヤ社が実際にものづくり補助金の交付を受けて実施した事業（以下「ものづくり事業」という。）は、前記の申告とは異なり、「羽田SSカフェ」の利用者が使用するためのアプリケーションを開発するものなどとなっていて、「羽田SSカフェ」を出店するための事業となっていた。

両事業における重複案件の該当性についてみたところ、表のとおり、事業実施期間については同一年度となっている期間があり、事業内容についてはいずれも「羽田 SS カフェ」の出店、業者への発注内容についてはいずれも「羽田 SS カフェ」において使用するものの導入等、提供されることとなる製品・サービスについてはいずれも「羽田 SS カフェ」におけるサービスとなっていた。

表　両事業における重複案件の該当性

事業名	事業実施期間	事業内容	業者への発注内容	提供されることとなる製品・サービス
再構築事業	令和 4 年 1 月 25 日～同年 4 月 30 日	「羽田 SS カフェ」の出店	「羽田 SS カフェ」の店舗内装工事等 「羽田 SS カフェ」の店舗設備工事等 「羽田 SS カフェ」に設置するトレーニング器具及びロッカーの導入	「羽田 SS カフェ」におけるサービス
ものづくり事業	3 年 6 月 9 日～同年 12 月 28 日	「羽田 SS カフェ」の出店	「羽田 SS カフェ」に設置するコーヒーマシンの導入 「羽田 SS カフェ」のニュース配信、クーポンの配布等を行うアプリケーションの開発	「羽田 SS カフェ」におけるサービス

これらのことなどから、オフィスプライヤ社が実施した再構築事業は、既に交付決定を受けて実施していたものづくり事業と同一又は類似の内容になっていると認められた。

したがって、オフィスプライヤ社が実施した再構築事業（これに係る事業再構築補助金 28,548,393 円）は、重複案件に該当し補助の対象とならない。

＜事例 2（ア(イ)の事態）＞

株式会社リュウセイ（以下「リュウセイ社」という。）は、再構築事業により、精肉加工場を新設するとともに、精肉パック包装機等を導入し、これらを用いて自ら精肉の加工等業務を行うなどとした事業計画書を提出して、機構は、令和 4 年 8 月に交付決定を行っていた。

その後、リュウセイ社は、精肉加工場の新設及び精肉パック包装機等の導入を行う再構築事業を事業費 49,401,436 円（補助対象事業費 44,772,727 円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、 5 年 8 月に機構から事業再構築補助金 29,848,484 円の交付を受けていた。

しかし、リュウセイ社は、実際には、精肉加工場において精肉パック包装機等を用いた精肉加工を自ら実施しておらず、精肉パック包装機等は稼働当初から事業計画書においてリュウセイ社が加工する精肉の販売先とされていた A 社の従業員が専ら使用していた。また、リュウセイ社は、販売数量の企画や、精肉パックの配送といった、精肉加工場や精肉パック包装機等を用いない業務のみを行っていた。

したがって、リュウセイ社は、事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、本件事業（これに係る事業再構築補助金 29,848,484 円）は補助の対象とならない。

＜事例 3（イ(ア)及びウ(イ)の事態）＞

株式会社ワールド・ワン（以下「ワールド・ワン社」という。）は、洋風惣菜のテイクアウト販売により中食市場へ進出するために、令和 4 年 6 月までに店舗の改装工事、厨房設備及び POS システムの導入等を内容とする再構築事業を事業費 99,290,698 円（補助対象事業費 90,090,044 円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金 60,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、ワールド・ワン社は、店舗改装後の開店当初から、事業計画書に記載した惣菜販売事業を店舗 1 階のみで実施しており、店舗 2 階及び導入した POS システムのうち同階に設置した端末については事業計画書に記載のない外食事業に使用し、また、店舗 1 階の厨房の一部については惣菜販売事業と外食事業に併用していた。このため、補助対象事業費 90,090,044 円のうち、惣菜販売事業のみに使用していた店舗 1 階の改装等に要した経費は 39,909,152 円となっていて、残りの 50,180,892 円は、専ら再構築事業のために使用される店舗の改装等に要する経費とは認められないものとなっていた。

また、ワールド・ワン社は、機構の承認を受けずに、同年 10 月に、店舗 1 階における惣菜販売事業を事業

計画書に記載のない生ドーナツ販売事業へ変更していて、外食事業に係る部分を除いた店舗1階の改装部分（補助対象事業費計30,179,540円、処分制限期間15年）及び同階に設置した厨房設備2台（同計2,685,360円、同6年）について、事業再構築補助金の交付の目的に反して生ドーナツ販売事業に使用していた。

したがって、惣菜販売事業のみに使用していた店舗1階の改装等に要した経費を除く50,180,892円（これに係る事業再構築補助金相当額33,393,899円）は、補助の対象とならない。また、補助の対象とならない外食事業に係る部分を除いた店舗1階の改装部分及び同階に設置された厨房設備2台（目的外使用時点における残存簿価相当額計28,421,202円、これに係る事業再構築補助金相当額18,947,467円）は、機構に無断で補助の目的外に使用されていた。

＜**事例4（ウ(ｱ)の事態）**＞

株式会社スペックス（以下「スペックス社」という。）は、アロマ製品の企画製造、店舗販売、アロマスクール等を展開するために、令和4年6月までに賃貸物件である店舗の改装工事並びにレジ兼キッチンカウンター及び業務用製氷機の設置工事を内容とする再構築事業を事業費16,566,209円（補助対象事業費15,060,190円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金10,000,000円の交付を受けていた。

しかし、スペックス社は、機構の承認を受けずに、同年7月に店舗の賃貸借契約を解除した上で、店舗の運営・管理並びにアロマ製品の企画製造、販売及びアロマスクール事業をB社に事業譲渡していた。また、スペックス社は、同月に、業務用製氷機（補助対象事業費500,351円、処分制限期間8年）をB社に引き渡すとともに、店舗の造作（同計10,515,480円、同15年）、レジ兼キッチンカウンター（同1,491,347円、同5年）等を存置したまま退去していた。

したがって、店舗の造作、レジ兼キッチンカウンター及び業務用製氷機（処分時点における残存簿価相当額計11,101,633円、これに係る事業再構築補助金相当額7,371,507円）は、機構に無断で処分されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	補助事業者（所在地）〈事業主体〉	間接補助事業者（所在地）	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する機構の補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める機構の補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(187)	一般社団法人日本認知症予防マージャン協会（仙台市）	—	3、4	8,580 (7,800)	5,850	4,545	3,409	イ(ｴ)の事態
(188)	株式会社ティーエムユニオン（茨城県水戸市）	—	4、5	154,964 (140,877)	80,000	80,023	45,164	イ(ｱ)及びイ(ｳ)の事態
(189)	in-curve株式会社注(1)（東京都新宿区）	—	4	14,135 (12,850)	8,481	12,850	8,481	イ(ｱ)及びイ(ｲ)の事態
(190)	株式会社DG TAKANO（東京都台東区）	—	4	99,495 (90,450)	60,000	10,080	6,420	イ(ｲ)及びイ(ｴ)の事態
(191)	有限会社オフィスプライヤ（東京都大田区）	—	3、4	49,733 (42,822)	28,548	42,822	28,548	ア(ｱ)の事態
(192)	株式会社リデルタ注(2)（東京都渋谷区）	—	4、5	15,070 (13,700)	10,000	13,700	10,000	同

	補助事業者（所在地）〈事業主体〉	間接補助事業者（所在地）	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する機構の補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める機構の補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(193)	株式会社MAP（東京都渋谷区）	—	5	37,816 (31,048)	20,698	20,510	13,673	イ(ア)の事態
(194)	株式会社福祉工房アイ・ディ・エス（東京都日野市）	—	5	16,500 (15,000)	10,000	15,000	10,000	ア(エ)の事態
(195)	有限会社アオイエンタープライズ（東京都羽村市）	—	4	69,199 (58,389)	38,865	4,300	2,805	イ(ア)の事態
(196)	株式会社Jメンテナンス（名古屋市）	—	3	15,224 (13,840)	10,230	4,525	3,394	ウ(ア)の事態
(197)	株式会社ヨンキー（大阪市）	—	5	6,955 (6,323)	4,644	2,243	1,648	同
(198)	株式会社ワールド・ワン（神戸市）	—	3、4	99,290 (90,090)	60,000	78,602	52,341	イ(ア)及びウ(イ)の事態
(199)	株式会社ケイアイリンク（岡山市）	—	3、4	65,953 (56,423)	37,615	14,291	9,527	イ(ア)及びイ(イ)の事態
(200)	株式会社for too（岡山市）	—	3、4	24,469 (22,244)	14,829	22,244	14,829	イ(オ)の事態
(201)	株式会社アドバンス（岡山市）	—	5	26,749 (24,317)	16,211	5,733	3,822	イ(ア)の事態
(202)	株式会社スペックス（福岡市）	—	3、4	16,566 (15,060)	10,000	11,101	7,371	ウ(ア)の事態
(203)	株式会社リュウセイ（福岡市）	—	4	49,401 (44,772)	29,848	44,772	29,848	ア(イ)の事態
(204)	沖縄トレーディング株式会社（沖縄県那覇市）	—	3	26,400 (24,000)	16,000	24,000	16,000	同
(205)	注(3) 株式会社SO TRADING（沖縄県那覇市）	—	4	9,900 (9,000)	6,750	1,620	1,215	イ(ウ)の事態
(206)	久米仙酒造株式会社（沖縄県那覇市）	—	4	43,315 (39,378)	26,252	39,378	26,252	ア(ア)の事態
(207)	注(4) 株式会社トモミ商会（沖縄県浦添市）	—	5	32,890 (29,900)	19,933	29,900	19,933	ア(ウ)の事態
(187)－(207)の計				882,609 (788,287)	514,760	482,246	314,687	

注(1)　事業主体の所在地について、令和7年2月19日以降は「東京都渋谷区」である。

注(2)　事業主体の名称について、令和7年1月7日以降は「株式会社ジャパンコードワークス」であり、所在地について、同月27日以降は「東京都世田谷区」である。

注(3)　事業主体の所在地について、令和8年9月1日以降は「長崎県対馬市」である。

注(4)　事業主体の所在地について、令和8年10月2日以降は「福岡県糸島市」である。

意見を表示し又は処置を要求した事項

（1）　ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの

科　　目	（一般勘定）経営環境変化対応支援業務費（令和5年3月以前は生産性向上業務費）		
部　局　等	中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構本部		
補助の根拠	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）		
補助事業者	全国中小企業団体中央会		
補助事業	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業		
補助事業の概要	賃上げなどに対応するために革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う事業を実施する中小企業・小規模事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助する事業		
検査の対象とした事業主体数、事業数及びものづくり補助金交付額	190事業主体	220事業	21億0246万余円（令和2年度～6年度）
事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていない事業主体数、事業数及びものづくり補助金交付額(1)	28事業主体	30事業	2億9063万円（令和2年度～6年度）
付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていない事業主体数、事業数及びものづくり補助金交付額(2)	6事業主体	6事業	6555万円（令和2年度～4年度）
(1)及び(2)の純計	32事業主体	34事業	3億2740万円

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等における賃上げ要件に係る達成状況の確認等について

（令和8年10月23日付け　中小企業庁長官
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1　ものづくり補助事業の概要等

⑴　ものづくり補助事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業等」という。）の生産性向上を継続的かつ一体的に支援する中小企業生産性革命推進事業の一環として、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（以下「ものづくり補助事業」という。）を実施している。ものづくり補助事業は、賃上げなどに対応するために革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う事業（以下「ものづくり事業」という。）を実施する中小企業等（以下「事業主体」という。）に対して、これに要する経費の一部を補助するために、補助事業者を通じて、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）を交付するものである。機構は、国から交付された運営費交付金及び国庫補助金を財源としてものづくり補助事業を実施しており、令和2年度から7年度までに、37,353事業主体が実施した38,926事業に対して計3277億8421万余円のものづくり補助金が交付されている。

⑵　ものづくり補助事業の実施体制、事務手続等

ア　ものづくり補助事業の実施体制等

機構は、ものづくり補助事業の実施に当たり、補助事業の管理、運営等の業務を行う補助事業者を公募して、全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）を採択している。

中央会は、機構が定めた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付要綱」（令和2年1月規程令1第39号）に基づき、交付規程、公募要領等を定めて上記の業務を実施している。ものづくり補助事業は、8年2月の公募を最後に新たな事業主体の採択を終了しており、少なくとも10年度末までは、中央会が補助事業者として、引き続き事業主体がものづくり事業の完了後に提出する報告書等の書類の受付等の業務を実施していく予定となっている。

イ　ものづくり補助事業の事務手続等

ものづくり補助金の交付を受けようとする中小企業等は、中央会による事業主体の公募の開始後、ものづくり事業の具体的な取組内容等に加えて、ものづくり事業の完了後、3年から5年までの期間（以下「事業計画期間」という。）における、ものづくり事業を実施する事業場の範囲内の従業員に支払われる最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ目標、付加価値額(注1)の増加目標等を記載した事業計画書を作成して中央会に提出し、審査を経て採択を受けることとなっている。その後、採択を受けた中小企業等（事業主体）に対して、ものづくり補助金の交付手続等がとられることとなっている（図表1参照）。

（注1）　付加価値額　　事業主体の事業全体の営業利益、人件費及び減価償却費を合算した額

図表１　ものづくり補助事業の事務手続等の流れ

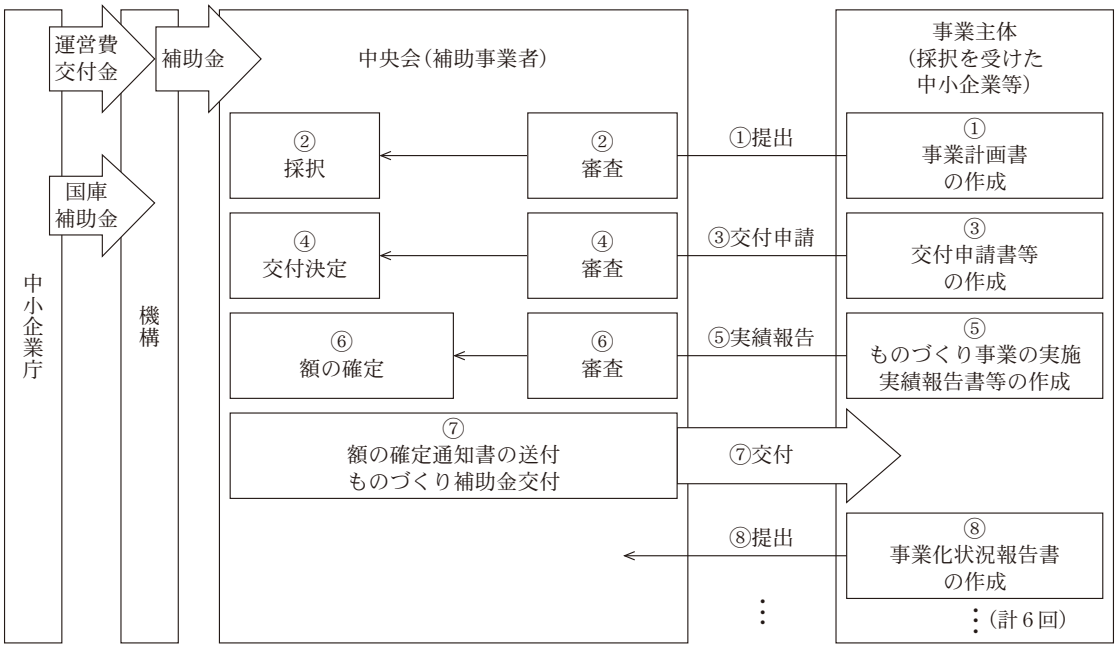

①事業計画書の提出
・ものづくり補助金の交付を受けようとする中小企業等は、事業計画書を中央会に提出する。

②事業計画書の審査、採択
・中央会は、事業計画書を審査し、採択（不採択）を行う。

③交付申請書等の提出
・採択を受けた中小企業等は、交付申請書等を中央会に提出する。

④交付申請書等の審査、交付決定
・中央会は、交付申請書等を審査し、ものづくり補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行う。

⑤実績報告書等の提出
・事業主体は、事業計画に沿ってものづくり事業を実施した後に、実績報告書等を中央会に提出する。

⑥実績報告書等の審査、ものづくり補助金の額の確定
・中央会は、実績報告書等を審査し、交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべきものづくり補助金の額を確定する。

⑦ものづくり補助金の交付
・中央会は、実績報告書等を提出した事業主体に対して、額の確定通知書を送付した上で、ものづくり補助金を交付する。

⑧事業化状況報告書の提出
・事業主体は、ものづくり補助金の交付を受けた日以降、最初に迎える４月１日から60日以内の日を初回として、その翌年以降５年間、計６回、直近１年間の事業化の状況、賃上げの状況、付加価値額の実績等を記載した事業化状況報告書を作成して、中央会に提出する（賃上げ要件に係る報告内容については、後述⑶イ参照）。

事業主体は、ものづくり補助金の交付を受けた日以降、最初に迎える４月１日から60日以内の日を初回として、その翌年以降５年間、計６回、国の決算年度（以下、各報告回に対応した国の決算年度を「報告対象年度」という。）の終了時に、直近１年間の事業化の状況、賃上げの状況、付加価値額の実績等を記載した「事業化状況・知的財産権等報告書」（以下「事業化状況報告書」という。）を作成して、賃金台帳(注２)の写し、決算書等を添付した上で中央会に提出することとなっている。

（注２）　賃金台帳　　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づき、事業主等が事業場ごとに調製しなければならないものであり、労働者の氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額等を、賃金の支払の都度、遅滞なく記入しなければならないこととなっている。

また、機構は、中央会に対して指導、監督等を行い、中小企業庁は、機構及び中央会に対して指導及び助言を行っている。

⑶　賃上げ要件の概要等

ア　賃上げ要件の概要

公募要領によれば、賃上げに関して事業主体が満たすべき要件（以下「賃上げ要件」という。）として、次の①、②等を満たす事業計画書を策定することなどとされている。

①　事業計画期間内における毎年度の事業場内最低賃金を、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づき厚生労働省が毎年度都道府県別に１時間単位で定める地域別最低賃金より 30 円以上高い水準にすること（以下「事業場内最低賃金要件」という。）

②　事業計画期間内における事業主体全体の付加価値額に係る年平均増加率（以下「付加価値額増加率」という。）を３％以上にすること

このうち、事業場内最低賃金の従業員の選定方法及び事業場内最低賃金の額の算定方法について、中央会は、労働基準法、最低賃金法等における考え方に基づいているとしている。中央会が取りまとめた「よくあるご質問」（以下「Q&A」という。）によれば、事業場内最低賃金要件における事業場の範囲は、工場や店舗等のように継続的に作業が行われる場所等とされ、事業場の範囲内の従業員は、雇用形態にかかわらず事業場内最低賃金要件を満たす必要があるとされている。

また、中央会が取りまとめた「事業化状況報告：賃金台帳の提出方法」（以下「提出案内文書」という。）によれば、時間外勤務手当、休日出勤手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当及び臨時に支払われる手当は、事業場内最低賃金要件における最低賃金の対象外であるとされている。さらに、地域別最低賃金との比較に当たっては、日給制、月給制等の賃金を時給単位に換算することなどとされている。

イ　事業化状況報告書における賃上げ要件に係る報告内容

事業主体は、事業化状況報告書において、賃上げ要件に係る内容として、報告対象年度の３月分に係る事業場内最低賃金の額、ものづくり事業の完了日を含む事業年度（事業主体の事業年度をいう。以下同じ。）の前事業年度（以下「基準年度」という。）の付加価値額、報告対象年度の前年度３月から報告対象年度の２月までの間に期末が到来した事業年度（以下「直近年度」という。）の付加価値額等をそれぞれ報告することとなっている。

Q&A によれば、公募の際は、事業計画書において、ものづくり事業の完了予定日を基として基準年度を設定する一方、ものづくり事業の完了予定日と、実際の完了日となるものづくり補助金の額の確定が行われた日（以下「額の確定日」という。）が事業年度をまたぐ場合は、額の確定日に応じて事業計画書における基準年度を修正することとされている（図表２参照）。中央会は、事業計画書における基準年度の修正が可能な時期は、ものづくり補助事業の制度上、１回目の事業化状況報告書の提出前までとしている。

図表２　額の確定日に応じた基準年度の修正が必要な例（事業年度の期末が２月末である事業主体において額の確定日が４月となった場合）

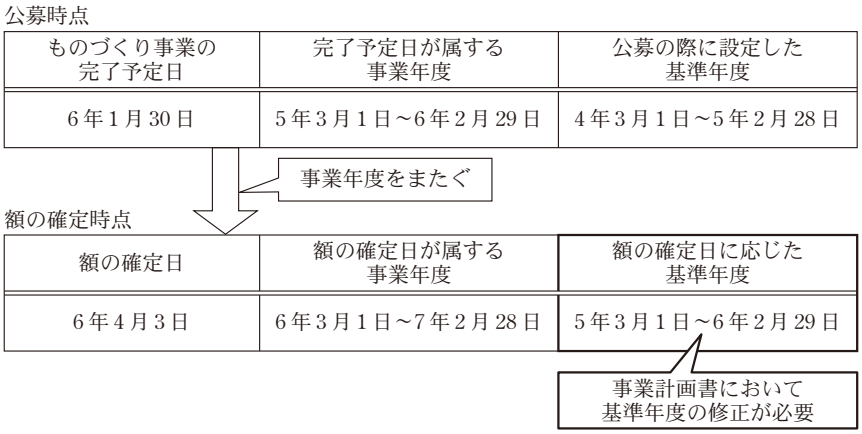

また、提出案内文書によれば、事業化状況報告書に添付する賃金台帳の写しとして、報告対象年度の３月分に係る事業場の範囲内の全従業員の賃金台帳の写し（以下「事業場内賃金台帳」という。）を提出することとされている。中央会は、提出を受けた事業化状況報告書、事業場内賃金台帳及び決算書の内容を確認し、不備があった場合には、事業主体に修正を求めることとしている。

３年度から７年度までに提出された事業化状況報告書は、第１次公募から第18次公募までに37,015事業主体が実施した38,565事業（ものづくり補助金交付額計3230億8712万余円）に係る101,521件となっている。

ウ　事業場内最低賃金要件が未達成の場合のものづくり補助金の取扱い

交付規程及び公募要領によれば、事業計画期間の毎年３月時点において、事業場内最低賃金要件が達成されていない場合、中央会は、原則として、事業主体に対して、交付されたものづくり補助金の額を事業計画期間の年数で除した額の返還を求めることとされている。ただし、基準年度から直近年度までの間の付加価値額増加率が1.5％に達しない場合（以下「付加価値額増加率免除条件」という。）や天災等、事業主体の責めに負わない理由がある場合は、返還を求めないこととされている。

中小企業庁は、以上のような仕組みを導入した理由について、新製品開発による売上増を通じるなどして付加価値額が増加したにもかかわらず事業場内最低賃金要件が未達成である場合には、ものづくり補助金の一部返還を求める必要があると判断したためとしている。

⑷　ものづくり補助事業の後継事業の概要

機構は、ものづくり補助事業の後継事業として、８年度から、中小企業等が生産性向上等を図り、賃上げにつなげていくことを目的として、技術的革新性のある製品の開発等に要する経費の一部を補助する新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業（以下「新ものづくり補助事業」という。）を実施している。新ものづくり補助事業は、事業場内最低賃金要件等の賃上げ要件を満たす事業計画書を策定すること、事業場内最低賃金要件等が未達成であった場合は、原則として補助金の一部返還を求めることなど、賃上げ要件について、ものづくり補助事業とおおむね同様の制度設計がなされている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

ものづくり補助事業は、事業計画期間内において、賃上げ要件のうち事業場内最低賃金要件等が未達成であった場合には、原則として事業主体に対してものづくり補助金の一部返還を求めるものであることなどから、ものづくり事業終了後においても、事業主体において事業場内最低賃金の引上げなどに継続して取り組むとともに、機構及び中央会において、それらの状況を適切に把握することが重要である。

そこで、本院は、合規性等の観点から、事業主体において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金等は適切に報告されているか、中央会において、事業化状況報告書の内容の確認は適切に行われているか、事業場内最低賃金要件が未達成である際の返還に係る要否の判定は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記 37,015 事業主体が実施した 38,565 事業のうち、事業規模が大きいなどの 190 事業主体が実施した 220 事業（ものづくり補助金交付額計 21 億 0246 万余円、事業化状況報告書 614 件）を対象として、190 事業主体において事業化状況報告書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。また、機構及び中央会において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金等の確認状況等を確認するなどするとともに、中小企業庁において、賃上げ要件の制度設計に係る考え方、機構及び中央会に対する指導、助言等の状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていないなどの事態

190 事業主体の 220 事業に係る事業化状況報告書 614 件における事業場内最低賃金について、事業場内賃金台帳等により確認したところ、50 事業主体の 56 事業（190 事業主体の 26.3%、220 事業の 25.4%、ものづくり補助金交付額計 5 億 2932 万余円）に係る事業化状況報告書 91 件（614 件の 14.8%）において、事業場内最低賃金が、誤って、一部の雇用形態の従業員を除いて事業場内最低賃金の従業員を選定する、事業場内最低賃金の対象とならない手当を含めるなどして算定されていたため、中央会へ適切に報告されていなかった。

そこで、これらについて、事業場内賃金台帳等により適正な事業場内最低賃金の額を算定したところ、28 事業主体の 30 事業（同 14.7%、同 13.6%、ものづくり補助金交付額計 2 億 9063 万余円）に係る 44 件（同 7.1%）については、中央会において、事業場内最低賃金要件が達成されたものとして扱われていたが、実際には達成されていなかった。

このように、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成である場合には、原則としてものづくり補助金の一部返還を求める必要があったにもかかわらず、その達成状況が十分に確認されていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例１**＞

建設業を営むA社は、業務効率化と品質向上を目的としてハイブリッド高周波ウェルダー（溶着機）及び熱風溶接機を導入する事業を令和4年度に実施して、ものづくり補助金の交付を受けていた。A社は、中央会に提出した2回目の事業化状況報告書において、ものづくり事業の主たる実施場所の属する事業場における6年3月分の事業場内最低賃金は1,135円であり、同時点での地域別最低賃金897円より30円以上高い水準（927円以上）を達成したとして報告し、中央会もその旨を確認したとしていた。

しかし、事業場内賃金台帳、労働条件通知書等を確認したところ、A社は、誤って、期間の定めがある労働契約による従業員を除いた上で最も賃金の低い者を事業場内最低賃金の従業員として選定していた。除かれていた従業員を含めて算定したところ、実際の事業場内最低賃金は、期間の定めがある労働契約による従業員の時給である900円となっていて、中央会が達成したものとして確認していた水準（927円以上）を下回っていた。

事業場内最低賃金が適切に報告されていないものがあった状況を踏まえて、中央会における、事業場内最低賃金の算定方法等に関する周知の状況をみたところ、中央会は、事業主体から多くの問合せを受けて、遅くとも5年2月までに、ものづくり補助金のウェブサイト上でQ&Aに順次掲載するなどして周知していた。一方で、事業場内最低賃金要件が実際には達成されていなかった前記の事業化状況報告書44件のうち、5年4月以降に提出されたものが39件（44件の88.6%）とウェブサイトによる周知以降の誤りが大部分を占めており、ウェブサイトによる周知が効果的なものとはなっていなかった。

さらに、事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていなかった状況を踏まえて、中央会における確認体制をみたところ、事業場内賃金台帳には、従業員ごとに報告対象年度の3月分の賃金計算期間、労働日数、労働時間数、基本給等が記載されているものの、事業場の場所、月給制等の給与形態等の確認に必要な情報が記載されていなかった。中央会は、事業場内賃金台帳では上記の必要な情報が確認できないにもかかわらず、当該情報を確認できる他の書類の提出は求めていなかった。

⑵　付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないなどの事態

190事業主体の220事業に係る事業化状況報告書614件における基準年度の設定状況を確認したところ、75事業主体の77事業（190事業主体の39.4%、220事業の35.0%、ものづくり補助金交付額計7億5384万余円）に係る228件（614件の37.1%）では、ものづくり事業の完了予定日と額の確定日が事業年度をまたいでいたため、適正な基準年度は事業計画書に記載された基準年度の翌事業年度となるのに、事業計画書における基準年度の修正が行われていなかった。

そこで、これらのうち、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成であるため付加価値額増加率によりものづくり補助金の返還に係る要否を判定していた9事業主体の9事業（75事業主体の12.0%、77事業の11.6%、ものづくり補助金交付額計9474万余円）に係る14件（228件の6.1%）について、適正な基準年度により付加価値額増加率を算定した

ところ、図表３のとおり、６事業主体の６事業（９事業主体の 66.6%、９事業の 66.6%、ものづくり補助金交付額計 6555 万余円）に係る８件（14 件の 57.1%）は、付加価値額増加率が中央会による確認結果と異なり 1.5% 以上となり、又は 1.5% 未満となるため、付加価値額増加率免除条件への該当の有無が中央会による判定と異なるものとなっていた。上記の８件について内訳をみると、付加価値額増加率免除条件に該当しないため原則としてものづくり補助金の一部返還を求める必要があったものが４事業主体の４事業（ものづくり補助金交付額計 3195 万余円）に係る６件、付加価値額増加率免除条件に該当するためその必要がなかったものが２事業主体の２事業（ものづくり補助金交付額計 3359 万余円）に係る２件となっていた。

このように、事業計画書における基準年度の修正が行われていなかったことにより、中央会において、付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていなかった。

図表３　適正な基準年度による付加価値額増加率免除条件への該当の有無

区分	事業主体	事業	事業化状況報告書の件数	ものづくり補助金交付額（万円）
基準年度が修正されておらず、かつ事業場内最低賃金要件が未達成であると報告されたもの	9　(100.0%)	9　(100.0%)	14　(100.0%)	9474
うち適正な基準年度によると付加価値額増加率免除条件への該当の有無が中央会による判定と異なるもの	6　(66.6%)	6　(66.6%)	8　(57.1%)	6555
うち適正な基準年度によると付加価値額増加率が 1.5% 以上となり、付加価値額増加率免除条件に該当しないもの	4　(44.4%)	4　(44.4%)	6　(42.8%)	3195
うち適正な基準年度によると付加価値額増加率が 1.5% 未満となり、付加価値額増加率免除条件に該当するもの	2　(22.2%)	2　(22.2%)	2　(14.2%)	3359

（注）　括弧書きは基準年度が修正されておらず、かつ、事業場内最低賃金要件が未達成であると報告されたものに占める割合である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例２**＞

家具・装備品製造業を営むＢ社は、国産材の調達ニーズに対応した高い生産性を実現するために機械装置を導入する事業を令和２、３両年度に実施して、ものづくり補助金の交付を受けていた。Ｂ社は、中央会に提出した１回目の事業化状況報告書において、ものづくり事業の主たる実施場所の属する事業場における４年３月分の事業場内最低賃金を 889 円と報告し、同時点での地域別最低賃金 889 円より 30 円以上高い水準を達成していないとしており、中央会もその旨を確認していた。中央会は、事業計画書における基準年度である２年２月末を期末とする事業年度の付加価値額を基として、直近年度である３年２月末を期末とする事業年度までの付加価値額増加率を確認した結果、マイナス 0.34% となっていて 1.5% 未満であるため、付加価値額増加率免除条件に該当すると判定して、事業場内最低賃金要件の未達成に伴うものづく

り補助金の一部返還を求めていなかった。

しかし、B社のものづくり事業に係る額の確定日は3年7月5日であることから、基準年度は3年2月末を期末とする事業年度となり、直近年度は4年2月末を期末とする事業年度となる。そこで、これらの基準年度及び直近年度における付加価値額を基に算定すると、同社の付加価値額増加率は、1.5％を上回る2.24％となることから、付加価値額増加率免除条件に該当しないものであった。

これらの状況を踏まえて、中央会における事業計画書上の基準年度の確認体制をみたところ、中央会は、事業主体から提出された実績報告書等により額の確定を行い、額の確定通知書を発出していることから、基準年度の修正の要否に係る確認が可能であるにもかかわらず、確認を行うこととしていなかった。

⑴及び⑵の事態について、重複分を除くと、32事業主体の34事業（ものづくり補助金交付額計3億2740万余円）となる。

（**是正改善及び改善を必要とする事態**）

事業化状況報告書における事業場内最低賃金が適切に報告されておらず、事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていないなどの事態、及び事業計画書における基準年度の修正が行われておらず、付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないなどの事態は適切ではなく、是正改善を図る要及び改善の要があると認められる。

（**発生原因**）

このような事態が生じているのは、事業主体において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び基準年度に係る考え方等についての理解が十分でないことなどにもよるが、中小企業庁、機構及び中央会において、次のことなどによると認められる。

ア　中央会において、事業場の範囲内の従業員等の確認に必要な書類の提出を求めておらず、事業場内最低賃金に係る確認体制が十分でないこと

イ　中央会において、基準年度に係る確認を行うことの重要性についての理解が十分でないこと

ウ　中央会において、事業場内最低賃金の算定方法等について、より効果的な事業主体への周知方法に係る検討が十分でないこと

エ　機構において、上記アからウまでについての中央会に対する指導、監督等が十分でないこと

オ　中小企業庁において、上記アからエまでについての機構及び中央会に対する指導及び助言が十分でないこと

3　本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

中小企業庁及び機構は、ものづくり補助事業について、中小企業等の生産性向上や賃上げに資する重要な施策であるとしており、8年度以降も引き続き、賃上げ要件に係る達成状況の確認等を行っていくとともに、後継事業である新ものづくり補助事業を実施していくこと

としている。

ついては、中小企業庁及び機構において、ものづくり補助事業及び新ものづくり補助事業の実施に当たり、賃上げ要件に係る達成状況の確認等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア　機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場の範囲内の従業員等の確認に必要な書類の提出を新たに事業主体に求めた上で、それらの書類に係る確認を行うためのマニュアル等を整備することなどにより、事業化状況報告書に記載された事業場内最低賃金が適切なものとなっているか十分な確認を行う体制を整備すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ　機構において、中央会に対して指導するなどして、事業計画書における基準年度の修正の要否について、額の確定通知書を発出するなどの際に十分な確認を行う体制を整備すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ　機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場内最低賃金が適切に報告されるよう、事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すこと（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

エ　中小企業庁において、上記アからウまでの措置が確実に行われるよう、機構及び中央会に対して指導及び助言を行うこと（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

（2）　レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	（小規模企業共済勘定）ソフトウェア仮勘定、事業継続・経営体力強化支援業務費 （中小企業倒産防止共済勘定）ソフトウェア仮勘定、事業継続・経営体力強化支援業務費
部局等	中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
共済システムの再構築プロジェクトに係る契約の概要	顧客の利便性向上、機構の業務効率化等を目的として、レガシーシステムとなっている現行システムを再構築するために、全体計画書及び要件定義書の作成、設計開発、これらの管理等の業務を請け負わせるもの
契約の相手方	アクセンチュア株式会社、PwCコンサルティング合同会社、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、富士通株式会社 ほか15会社

再構築プロジェクトに係る契約件数及び契約額	26件　計962億6777万余円（令和元年度、3年度～7年度）
機構におけるプロジェクトの実施方法が適切でなかったため、当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず、事業効果が発現していない再構築プロジェクトに係る契約件数及び支払額	24件　　計679億3028万円（令和7年度末時点）

【適宜の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業の事務の効率化等のために使用している共済システムの再構築について

（令和8年10月21日付け　中小企業庁長官
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1　両共済事業、共済システム及び再構築プロジェクトの概要等

(1)　両共済事業及び共済システムの概要等

ア　両共済事業の概要等

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「機構法」という。）に基づき、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）の規定による小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）の規定による中小企業倒産防止共済事業（以下、これらを合わせて「両共済事業」という。）を実施している。両共済事業は中小企業庁が制度を所掌しており、機構はその実施機関として両共済事業を運営している。

小規模企業共済事業は、個人事業主等である加入者に事業廃止等の事由が生じた場合に共済金等を支給するものであり、令和7年度末時点の加入者は約172万者となっている。また、機構法によれば、機構は、加入者に対して事業に関連する資金等の貸付けを行うことができることとされている。

中小企業倒産防止共済事業は、中小企業者等である加入者の取引先企業が倒産して売掛債権等が回収困難になった場合に、共済金を無利子・無担保で貸し付ける（貸付限度

額 8000 万円）ものであり、７年度末時点の加入者は約 67 万者となっている。

機構法等によれば、機構は、両共済事業の業務に係る経理について、それぞれ、小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定を設けて整理しなければならないこととされており、７年度末時点における各勘定の資産は、それぞれ、16 兆 3942 億 4228 万余円、３兆 4139 億 7436 万余円となっている。

イ　共済システムの概要

機構は、両共済事業の事務の効率化等のために、加入者情報の管理、掛金の収納業務、貸付金の支払業務等の処理を行うシステム（以下「共済システム」という。）を運用している。現行の共済システム（以下「現行システム」という。）は、昭和 50 年に富士通株式会社（以下「富士通社」という。）により開発され、その後、制度改正等に伴う改修が繰り返されてきたが、大規模な刷新は平成７年が最後となっている。このため、現行システムは、技術面の老朽化、肥大化・複雑化及びブラックボックス化といった課題が生じている、いわゆるレガシーシステムとなっている。なお、現行システムのサーバに用いられている富士通社のメインフレーム(注)については、令和 17 年度をもって保守が終了となる旨が富士通社から発表されている。

（注）　メインフレーム　　基幹業務システム等の中心となる大型汎用コンピュータ

⑵　再構築プロジェクトの概要等

機構は、平成 30 年４月に共済制度改革推進室を設置した上で、顧客の利便性向上、機構の業務効率化等を目的として、両共済事業における申請手続をオンライン化するなど、従来の業務フローを全面的に見直した新業務フローを作成し、これを実現するための現行システムの再構築（以下「再構築プロジェクト」という。）を実施するなどしている。

機構は、令和３年９月に取りまとめた再構築プロジェクトに係る全体計画書（以下「全体計画書」という。）において、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「ガイドライン」という。）等に準拠して再構築プロジェクトを実施することとしている。また、再構築の手法を、現行システム下で行っていた業務内容、処理内容等を基にゼロベースで新システムを構築するリビルドとすること、開発方式を、設計、開発、テスト等の各工程を時系列的に進め原則として前工程の完了後に次工程を開始するウォーターフォール型とすること、再構築プロジェクトのスケジュールを、図表１のとおりとして、７年８月に新システムをリリース（加入者、機構職員等が実際に利用できる状態にした上で本番環境において稼働を開始することをいう。以下同じ。）することとしている。

図表１　再構築プロジェクトのスケジュール（令和３年９月時点）

作業内容等	時期等
＜参考＞ ・共済制度改革推進室設置 ・全体計画及び要件定義	・平成 30 年　４月 ・令和　２年　４月～３年　９月 〔うち３年７月～同年８月に RFI（注）を実施〕
・基本設計	４年　４月～同年 12 月
・詳細設計	５年　１月～同年　５月
・開発・単体テスト	５年　６月～同年 11 月
・結合テスト	５年 12 月～６年　５月
・総合テスト	６年　６月～同年 10 月
・受入テスト	６年 11 月～７年　６月
・リリース準備	７年　７月～同年　８月
・リリース	７年　８月

（注）　Request for Information の略称。情報システムに関する様々な情報を収集するために、事業者に対して、構築しようと考えている情報システムに関わる技術的な情報、動向、参考事例等の提供を依頼するもの

ガイドライン等においては、プロジェクトの標準的な進め方として、サービス・業務企画、要件定義、設計開発の順に進めることが示されており、これらの各段階において、次のことなどが求められている。

①サービス・業務企画段階　新たな業務の企画に当たり問題点等の抽出・検討を行うこと、また、既存の情報システム及びデータを把握すること

②要件定義段階　要求する情報システムの特徴を踏まえ記載内容の軽重を検討すること、また、情報セキュリティ等を定める非機能要件定義に当たっては、RFI 等を通じて広く情報取得を行うこと

③設計開発段階　発注者としての要望等を正確に伝達すること

機構は、再構築プロジェクトの進捗状況を中小企業庁に定期的に報告しており、中小企業庁は、再構築プロジェクトの実施方法等に関して、必要に応じて機構を指導している。

⑶　再構築プロジェクトに係る契約の概要等

機構は、２年４月から３年９月までの全体計画及び要件定義段階において、総合評価落札方式による一般競争入札を行った上で、アクセンチュア株式会社（以下「アクセンチュア社」という。）との間で全体計画書及び要件定義書の作成に係る契約、PwC コンサルティング合同会社（以下「PwC 社」という。）との間でプロジェクト管理及び発注者支援に係る契約をそれぞれ締結している。

その後、４年４月以降の設計開発段階において、総合評価落札方式による一般競争入札を行った上で、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「IBM 社」という。）との間で新システムの設計開発に係る契約、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EY 社」という。）との間でプロジェクト管理に係る契約をそれぞれ締結し、また、企画競争による随意契約により、アクセンチュア社との間で発注者支援に係る契約を締結している（以下、上記五つの契約を「主要契約」といい、このうち IBM 社との間で締結している新システムの設計開発に係る契約を「設計開発契約」という。）。主要契約における契約相手

方の役割等を示すと、図表２のとおりである。

図表２　主要契約における契約相手方の役割等

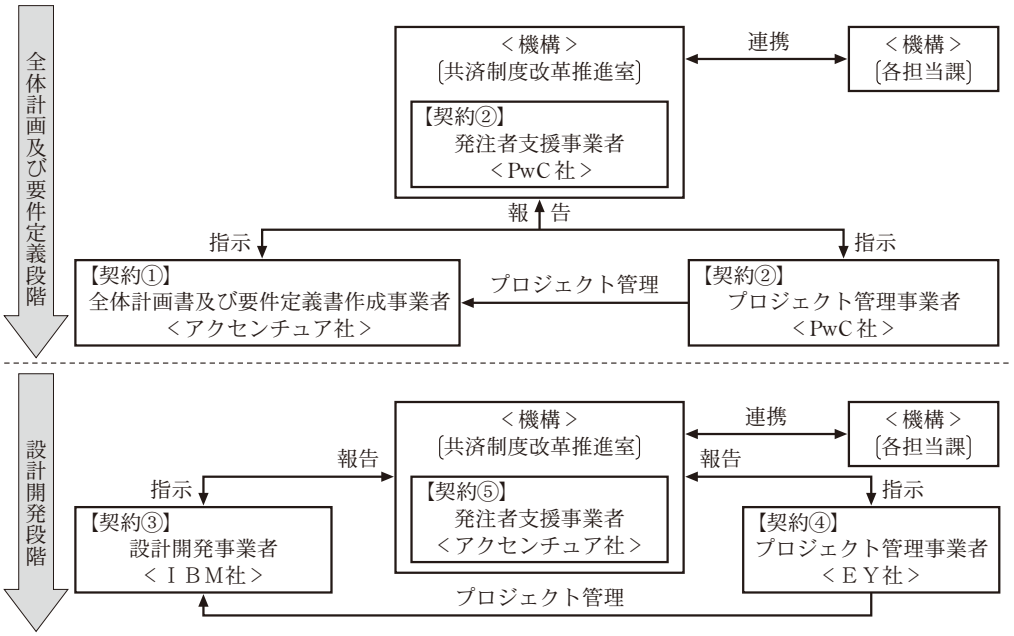

【契約①】　小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務（当初契約額：24億1942万余円、一般競争（総合評価））
・機構の作成した新業務フローを検証した上で、当該フローを実現するための全体計画書を作成
・全体計画書の内容を実現するための要件定義書を作成
・設計開発工程の調達に向けて、機構の実施するＲＦＩ等について、各事業者への依頼案を作成し、各事業者からの提供情報を取りまとめて機構に報告するなどの支援を実施。必要に応じて要件定義成果物に反映

【契約②】　小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務に係るプロジェクト管理業務（当初契約額：2億3100万円、一般競争（総合評価））
・契約①に係る業務が円滑に推進されるよう、全体管理計画書を策定の上、主体性をもって、進捗管理、品質管理等のプロジェクト管理を実施（プロジェクト管理）
・ＲＦＩに関し専門的知見から意見するなど、再構築プロジェクトに従事する機構職員に対し、その業務を主体的な活動により支援（発注者支援）
なお、プロジェクト管理事業従事者と発注者支援事業従事者は、別メンバーとなっている。

【契約③】　小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るアプリケーション設計・開発・保守業務（当初契約額：206億7976万余円、一般競争（総合評価））
・新システムに係るアプリケーション設計開発、インフラ設計、新システム稼働後の保守及びこれらに附帯する業務を実施

【契約④】　小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るプロジェクト管理業務（当初契約額：15億3010万円、一般競争（総合評価））
・契約③等の再構築プロジェクトが円滑に推進されるよう、全体管理計画書を策定の上、主体性をもって、進捗管理、品質管理等のプロジェクト管理を実施

【契約⑤】　小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る発注者支援業務（当初契約額：69億9600万円、随意契約（企画競争））
・再構築プロジェクトに従事する機構職員に対し、基本設計工程における設計内容の確認支援等の支援を実施

このほか、機構は、再構築プロジェクトの実施に際して複数の契約を締結しており、主要契約を含めた再構築プロジェクトに係る契約は計26契約、これらに係る当初契約額は計555億4661万余円となっている（後掲の図表４参照。以下、主要契約を含む、再構築プロジェクトに係る26契約を「プロジェクト関連契約」という。）。

新システムの設計開発の進捗状況等については、機構、IBM社、アクセンチュア社、

EY 社等のプロジェクト関連契約の契約相手方の責任者等が出席し、毎月開催される月次マネジメント会議において報告され、対応方針等が決定されている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性、有効性等の観点から、再構築プロジェクトは当初のスケジュールどおりに進捗しているか、再構築プロジェクトに要する費用は当初契約額と比較して増大していないか、機構における再構築プロジェクトの実施方法は適切なものとなっているか、主要契約の相手方における業務の履行は十分なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、プロジェクト関連契約 26 契約を対象として、機構において契約書、月次マネジメント会議に係る資料等の関係資料を確認するなどするとともに、現行システム開発事業者である富士通社及び主要契約の契約相手方 4 社において再構築プロジェクトに関する業務の履行状況等について説明を徴するなどし、また、中小企業庁において機構に対する指導・助言等の状況を確認するなどして、それぞれ会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のとおり、機構において、再構築プロジェクトの実施に当たり、当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず事業効果が発現していない事態、及び再構築プロジェクトの実施方法が適切でないことにより累次にわたり業務が追加され、再構築プロジェクトに要する費用が増大している事態が見受けられた。

⑴　当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず事業効果が発現していない事態

機構は、当初の予定どおり、３年９月に要件定義書を策定（アクセンチュア社が作成した要件定義書を検収した上で、後の設計開発契約に用いる要件定義書として定めることをいう。以下同じ。）して、４年３月に設計開発契約を締結していた。

しかし、機構は、設計開発契約締結後に、累次にわたり新システムに搭載する機能を追加するなどの必要が生じていたことから、要件定義書を変更するとともに、８年３月末時点で、設計開発契約について計８回の変更契約を締結して計 17 業務を追加していた。また、リリース時期についてみたところ、機構は、６年８月に、第５回変更契約を踏まえて７年８月から８年９月への延伸を決定し、更に７年９月に、第７回変更契約を踏まえて８年９月から９年２月への再延伸を決定していた。

上記の業務追加に伴い、開発規模が拡大するとともに、リリース時期が延伸されていることから、再構築プロジェクトのスケジュールのうち、８年３月末時点における新システムのアプリケーションに係る設計開発のスケジュールをみたところ、当初想定していたウォーターフォール型の開発方式とは異なり、複数の工程が同時並行で実施されている状況となっていた（図表３参照）。

図表３　アプリケーションに係る当初の設計開発スケジュールと令和８年３月末時点のスケジュールの比較

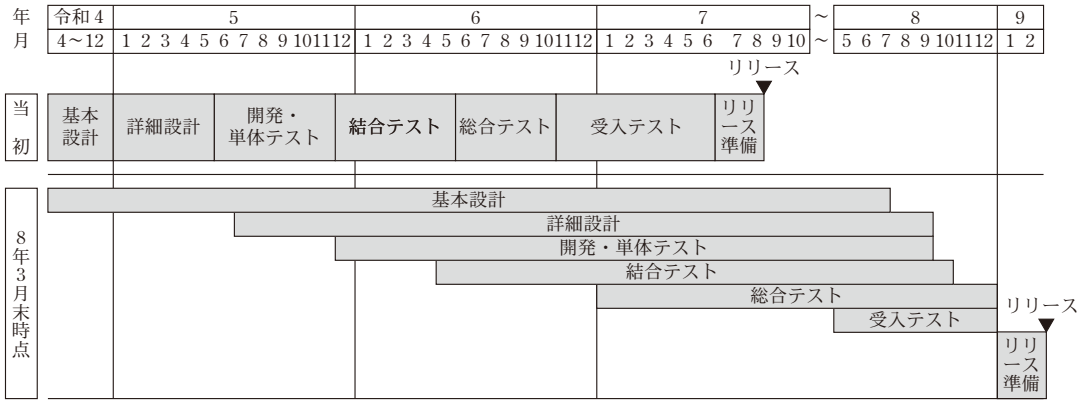

さらに、機構は、前記業務の追加及びリリース時期の延伸に伴い、設計開発以外のプロジェクト関連契約についても変更契約を締結しており、その結果、８年３月末時点において、プロジェクト関連契約に係る契約額は計 962 億 6777 万余円と当初契約額（555 億 4661 万余円）の約 1.7 倍に増大しており、支払額は計 679 億 3028 万余円に上っていた（図表４参照）。なお、同時点において、再延伸に伴う変更契約が締結されていないプロジェクト関連契約があるため、契約額は今後更に増大することが見込まれる。

図表４　プロジェクト関連契約の状況（令和８年３月末時点）

契約番号	契約相手方	当初契約年月日	契約名	契約期間 〔上段：当初契約 下段：直近の変更契約回〕	変更契約回数（回）	契約額（千円） 〔上段：当初契約 下段：直近の変更契約回〕	支払額（千円）
1	富士通社	令和 ２年 １月 20 日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務に係る現行システム調査業務	当初令和２年１月 20 日～３年９月 30 日 ２年１月 20 日～４年３月 18 日	1	当初　436,920 　　545,030	545,030
2 （契約①）	アクセンチュア社	２年 ３月４日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務	当初　２年４月１日～３年９月 30 日 ２年４月１日～４年３月 15 日	3	当初　2,419,422 　　2,643,916	2,643,916
3 （契約②）	PwC 社	２年 ３月 30 日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務に係るプロジェクト管理業務	２年４月７日～３年９月 30 日	2	当初　231,000 　　367,070	367,070
4 （契約④）	EY 社	４年 ３月 24 日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るプロジェクト管理業務	当初　４年４月１日～７年 11 月 28 日 ４年４月１日～８年 11 月 30 日	1	当初　1,530,100 　　2,175,250	1,892,682
5 （契約③）	IBM 社	４年 ３月 30 日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るアプリケーション設計・開発・保守業務	当初　４年４月１日～　８年８月 31 日 ４年４月１日～ 10 年２月 29 日	8	当初　20,679,764 　　48,709,413	35,444,544
6 （契約⑤）	アクセンチュア社	４年 ３月 31 日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る発注者支援業務	当初　４年４月１日～７年 11 月 28 日 ４年４月１日～８年 11 月 30 日	2	当初　6,996,000 　　14,916,220	13,579,973
7	株式会社ラック	４年 ６月 20 日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るセキュリティコンサルティング、及びセキュリティオペレーションセンター構築・運用準備に係る業務	当初　４年６月 20 日～７年８月 31 日 ４年６月 20 日～８年９月 30 日	2	当初　290,977 　　417,862	170,555

契約番号	契約相手方	当初契約年月日	契約名	契約期間 〔上段：当初契約 下段：直近の変更契約回〕	変更契約回数（回）	契約額（千円） 〔上段：当初契約 下段：直近の変更契約回〕	支払額（千円）
8	株式会社アグレックス	4年 10月31日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る小規模企業共済データエントリー業務	当初　4年11月1日～7年11月28日 4年11月1日～8年11月30日	3	当初　153,788 220,005	192,012
9	富士通社	5年 3月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る現行システムデータ抽出業務	5年3月30日～5年7月31日	0	44,550	44,550
10	東芝デジタルソリューションズ株式会社	5年 5月8日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るインフラ基盤の構築・保守業務	5年5月8日～10年8月31日	2	当初　5,931,200 7,444,294	4,019,852
11	注(3) NTT東日本株式会社	5年 5月10日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るデータセンターサービス提供	5年5月10日～10年8月31日	0	503,507	292,578
12	日本ビジネスシステムズ株式会社	5年 6月23日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るミドルウェアの構築・保守業務	5年6月23日～10年8月31日	2	当初　6,844,544 8,453,143	6,329,813
13	富士通社	5年 11月24日	小規模企業共済システム・中小企業倒産防止共済システムのデータ抽出・確認システム及び環境構築のための調査業務	5年11月24日～6年2月23日	0	97,570	97,570
14	富士通社	6年 5月22日	小規模企業共済システム・中小企業倒産防止共済システムのデータ抽出・確認システムの開発・運用業務	当初　6年5月22日～7年7月31日 6年5月22日～8年1月31日	1	当初　1,089,000 1,345,080	1,345,080
15	株式会社NTTデータ関西NTT・TCリース株式会社	6年 7月25日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るファームバンキングサービス連携システムの構築・保守業務	6年8月1日～10年12月31日	0	102,515	53,459
16	株式会社日比谷コンピュータシステム	6年 8月21日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る住所マスターファイル等提供	6年8月21日～7年1月31日	0	13,750	13,750
17	富士通社株式会社JECC	6年 8月22日	小規模企業共済システム・中小企業倒産防止共済システムのデータ抽出・確認システムのインフラ及び環境構築・保守業務	6年8月22日～8年11月30日	1	当初　231,000 296,560	249,277
18	TOPPANエッジ株式会社	6年 11月21日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る帳票印刷・発送業務	当初　6年11月21日～10年8月31日 6年11月21日～11年1月31日	1	注(4) 当初　866,185 885,132	57,935
19	TOPPANエッジ株式会社	7年 1月22日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る申請書等データ化業務	7年1月22日～10年8月31日	1	当初　431,385 434,190	0
20	株式会社野村総合研究所	7年 3月27日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る公的個人認証連携サービスの導入・運用保守業務	7年4月1日～10年8月31日	0	18,370	0
21	東芝デジタルソリューションズ株式会社	7年 4月1日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る共済業務用端末の構築・保守業務	7年4月1日～10年8月31日	0	506,000	73,141
22	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社	7年 4月23日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る立会人型電子署名サービスの導入・運用保守業務	7年5月1日～12年9月30日	0	注(5) 5,577	264

契約番号	契約相手方	当初契約年月日	契約名	契約期間 〔上段：当初契約 下段：直近の変更契約回〕	変更契約回数（回）	契約額（千円） 〔上段：当初契約 下段：直近の変更契約回〕	支払額（千円）
23	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	7年 5月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る請求収納データ伝送代行サービスの導入・運用保守業務	7年6月1日～12年9月30日	0	注(5) 108,341	3,267
24	コンピューターサイエンス株式会社	7年 6月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るシステム運用保守業務	7年7月1日～12年9月30日	0	5,830,000	508,256
25	ヤマトシステム開発株式会社	7年 7月3日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るインターネット口座振替受付サービスの導入・保守業務	7年7月3日～12年9月30日	1	当初　注(5) 78,633 77,920	4,514
26	株式会社野村総合研究所	7年 7月8日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る民間送達サービスの導入・保守業務	7年7月8日～13年3月31日	0	注(5) 106,506	1,188
計						当初　55,546,611 96,267,778	67,930,281

注(1)　太枠内は、主要契約を示しており、「契約番号」内の（ ）内は図表2の記載と対応している。
注(2)　網掛けをしている契約は、令和7年度末時点で契約期間が終了している契約である。
注(3)　「NTT東日本株式会社」は、令和7年7月1日に「東日本電信電話株式会社」から移行した。
注(4)　本契約は単価契約であり、「契約額（千円）」欄には、支払予定額を記述している。
注(5)　本契約には、総価契約部分と単価契約部分が含まれていることから、「契約額（千円）」欄には、総価契約額に、単価契約部分に係る支払予定額を合計した額を記述している。

このように、8年3月末時点において、再構築プロジェクトのために計679億3028万余円が支払われているにもかかわらず、当初の予定時期である7年8月を過ぎても新システムがリリースできておらず、再構築プロジェクトの事業効果が発現していなかった。

一方、中小企業庁は、6年3月に、機構からリリース時期延伸について報告があったことを踏まえて、機構に対して遅延原因の精査、再発防止等を図るよう指導していた。しかし、上記の指導によっても、遅延の解消及びリリース時期再延伸の防止には至らず、機構が7年9月にリリース時期の再延伸を決定したことを踏まえて、中小企業庁は、同年12月に原因の究明、プロジェクト管理の徹底等を改めて指導していた。

(2)　機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でない事態

(1)のとおり、設計開発契約について8回の変更契約により17業務が追加されるとともに、リリース時期が二度延伸するなどしていた。そこで、その要因について確認したところ、上記17業務のうち後述の13業務追加に伴うプロジェクト関連契約の増大額計365億0961万余円、及び二度のリリース時期の延伸は、次のアからエまでのとおり、サービス・業務企画段階及び要件定義段階における検討が十分でないなど、機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でなかったことにより生じたものであった（図表5参照）。特に、このうち46億5392万余円は開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻りにより生じた費用（以下「手戻り費用」という。）となっていた。

図表５　リリース時期及び契約額増大の概念図

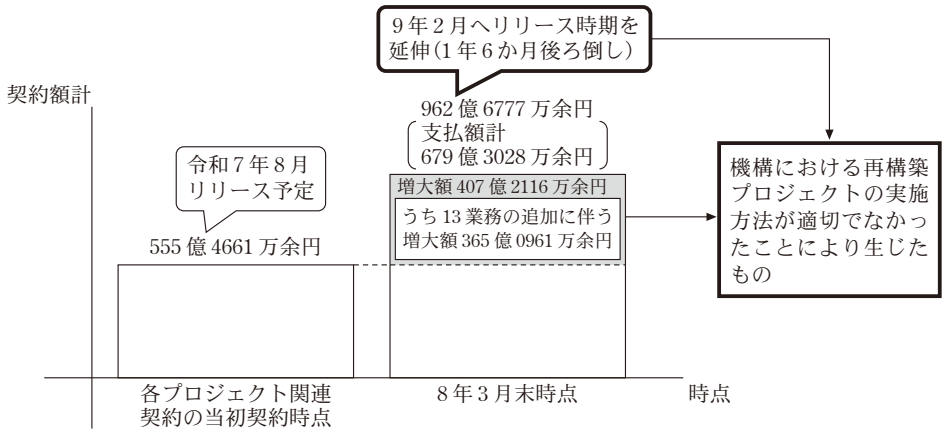

機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でなかったことにより追加された13業務について、業務が追加された順にその要因との対応関係を整理して全体像を示すと、図表６のとおりである（図表６中の「追加業務の要因等」欄に記載した「ア」等は、それぞれ後述の検査結果の記載箇所を示している。）。

図表６　追加業務とその要因との対応関係の全体像

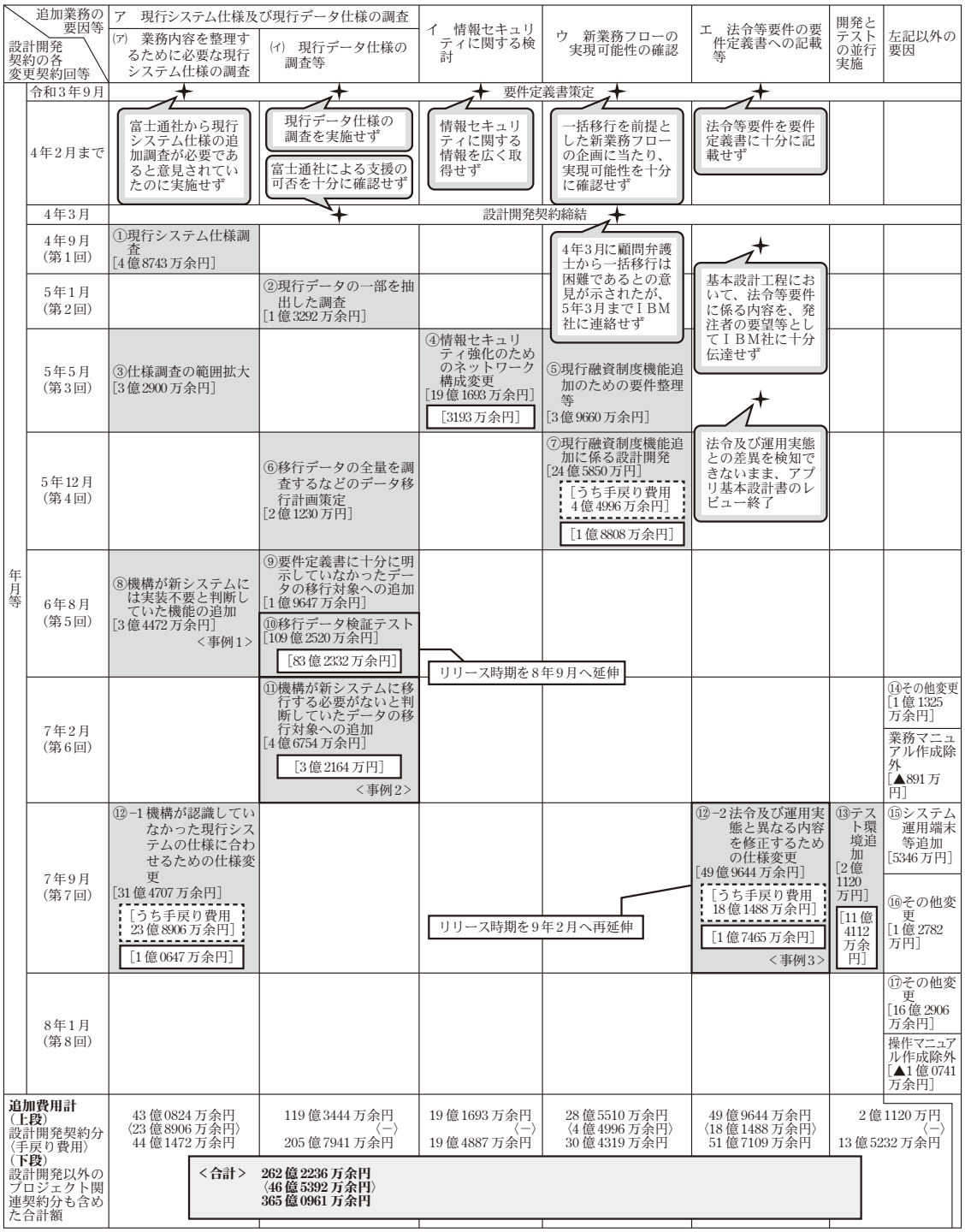

注(1)　網掛けの追加業務は、機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でないことにより追加されたと認められた13業務を示す。

注(2)　［　］内の金額は、当該追加業務による追加費用を示し、枠囲い内の金額は、当該追加業務発生に伴う、設計開発契約以外のプロジェクト関連契約の増大額を示す。

注(3)　「追加業務の要因等」欄が「ア」から「開発とテストの並行実施」までの追加業務について、設計開発以外のプロジェクト関連契約の増大額を記載している。

ア　現行システム仕様及び現行データ仕様の調査が適切でないなどのもの

(ア)　業務内容を整理するために必要な現行システム仕様の調査が適切でないもの

機構が再構築プロジェクトの実施に当たり準拠することとしているガイドライン等を踏まえると、レガシーシステムから新システムへの再構築に当たり、設計開発を円滑に進めるためには、サービス・業務企画段階において現行システム下で行っていた業務内容、処理内容等を十分に整理した上で、要件定義書を策定することが重要であり、既存の資料等により十分な整理が困難な場合には、既存の情報システムである現行システムの仕様等を十分に調査して処理内容等を把握することが求められる。

しかし、機構は、上記の業務内容、処理内容等を十分に整理してこなかったにもかかわらず、現行システムの仕様等を十分に調査しないまま要件定義書を策定して設計開発契約を締結していた。

すなわち、機構は、現行システムの改修の都度、改修箇所のみに係る事務マニュアル又は設計書を整備するにとどまり、事務マニュアル等を体系的に整理して更新してこなかったことから、再構築プロジェクトの開始時点で、現行システム下で行っていた業務内容、処理内容等が十分に整理されておらず、現行システムの仕様についても十分に把握されていない状況となっていた。

このような状況下で3年7月から8月にかけて実施されたRFIにおいて、富士通社は、現行システムのようなレガシーシステムについては設計書が整理されていないことが多く、その場合、プログラミング言語により処理内容が記述されているソースコードの解析による把握に努めることになるが、それのみでは業務の意味や背景を把握することは難しいため、現行システム仕様の追加調査が必要であるとの意見を示していた。しかし、機構は、この意見に対して、アクセンチュア社（全体計画書及び要件定義書作成事業者）から、両共済事業に係る法令の規定、ソースコード等の現行システム資産の活用等により新システムの設計が可能である旨の見解が示されたこと、同見解に対してPwC社（発注者支援事業者）から特段の異論等が示されなかったことなどを踏まえて、追加調査を実施せずに要件定義書を策定していた。

このため、図表7のとおり、設計開発契約締結後に現行システム仕様の調査等のための追加業務等が生じ、その結果、プロジェクト関連契約に係る契約額が計44億1472万余円増大していた。特に、このうち23億8906万余円は、機構が検収したアプリケーション基本設計（以下「アプリ基本設計」という。）に基づきプログラム開発が進行した後に仕様変更の必要性が判明したため、開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻り費用となっていた。

図表７　機構が現行システム仕様の調査を十分に行っていなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
①	現行システム仕様の調査に係る業務	第１回	4億8743万余円
③	仕様調査の範囲を拡大するための業務	第３回	3億2900万余円
⑧	要件定義書策定の際に機構が新システムには実装不要と判断していた機能を追加するための業務　＜事例１＞	第５回	3億4472万余円
⑫－１	機構が認識していなかった現行システムの仕様に合わせるための仕様変更業務	第７回	31億4707万余円 〔うち手戻り費用 23億8906万余円〕
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑫－１の発生に伴い、プロジェクト管理契約（【４】）について変更契約締結	―	1億0647万余円
プロジェクト関連契約の増大額計			44億1472万余円

注(1)　「番号」欄の丸数字は、図表６における丸数字と対応している。
注(2)　「追加業務等の内容」欄の【　】内は、図表４における契約番号を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例１**＞

機構は、毎年度の決算に当たり、現行システムを使用して中小企業倒産防止共済事業に係るリスク管理債権(注)帳票のデータを出力して、破産更生債権等又は貸倒懸念債権を整理している。これにより整理された内容は、機構の決算書に表示されることなどから、新システムにおいても同帳票を出力するための機能が必要となる。

しかし、機構は、現行システム下で行っていた業務内容を十分に整理しておらず、現行システムの仕様も十分に把握していなかったため、新システムのリリース後における同帳票を出力するための機能の必要性を認識しておらず、新システムにおいて当該機能を実装しないこととしていた。このため、機構は、アクセンチュア社に対して、現行システムにおいて同帳票が存在することを説明しておらず、同帳票を出力するための機能を記載しないまま、令和３年９月に要件定義書を策定していた。

その後、５年６月までに、同帳票を取り扱ったことのある機構の職員が新システムで出力する帳票を確認したところ、アプリ基本設計書に同帳票を出力するための機能が記載されていないことが判明したため、第５回変更契約において、同帳票を出力するための機能を追加する業務（追加費用３億4472万余円）が追加されていた。

（注）　リスク管理債権　　中小企業倒産防止共済事業による貸付けを受けた者のうち、破産手続開始等の事由によって経営破綻に陥っている者及びこれに準ずる者に対する債権

(ｲ)　現行データ仕様の調査が適切でなく、また、富士通社による支援の可否の事前確認が十分でないもの

新システムリリース後の円滑な業務継続のためには、現行システムに格納された既存のデータ（以下「現行データ」という。）を新システムに的確に移行する必要があり、

ガイドライン等を踏まえると、そのためには、サービス・業務企画段階においてどのようなデータがあるか、それがどのような形態で保有されているかなどの現行データの仕様を調査し把握した上で、要件定義書を策定することが重要となる。

しかし、機構は、当初の予定時期に新システムをリリースするためには、早期に設計開発に着手する必要があるとして、現行データ仕様の調査を実施しないまま要件定義書を策定して設計開発契約を締結していた。

さらに、機構は、設計開発契約の仕様書において、データ移行に関して、富士通社が現行システムに関するIBM社からの質問に回答することとしていた。

しかし、仕様書に上記のような記載をするに当たっては、事前に富士通社に支援の可否を確認する必要があるのに、機構は、富士通社が対応するとの前提で十分な確認をしていなかった。その結果、契約締結後に、機構が想定していた富士通社からの支援をIBM社が受けられないことが判明した。

このため、図表8のとおり、設計開発契約締結後に移行対象データの見直し、移行データの検証テスト等の追加業務等が生じており、その結果、新システムのリリース時期が7年8月から8年9月に延伸されるとともに、プロジェクト関連契約に係る契約額が計205億7941万余円増大していた。

図表8　機構が現行データの仕様を調査していなかったこと及び富士通社による支援の可否の事前確認が十分でなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
②	現行データの一部を抽出した調査に係る業務	第2回	1億3292万余円
⑥	移行データの全量を調査するなどのデータ移行計画策定業務	第4回	2億1230万円
⑨	要件定義書に十分に明示していなかったデータを移行対象に含めるための業務	第5回	1億9647万余円
⑩	移行データ検証テストに係る業務 〔上記追加業務の発生に伴い、データ移行の品質を確保する必要があるとして、新システムのリリース時期を令和8年9月へ延伸〕	第5回	109億2520万余円
⑪	要件定義書策定の際に機構が新システムに移行する必要がないと判断していたデータを移行対象に含めるための業務　＜事例2＞	第6回	4億6754万余円
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑩の発生及びリリース時期の延伸に伴い、6契約（【4、6、7、8、10、12】）について変更契約締結 〔上記のうち主要契約への影響 ・プロジェクト管理契約【4】 ・発注者支援契約【6】〕	―	計83億2332万余円 〔3億6963万余円 64億4083万余円〕
	番号⑪の発生に伴い、2契約（【14、17】）について変更契約締結	―	計3億2164万円
プロジェクト関連契約の増大額合計			205億7941万余円

注(1)　「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。

注(2)　「追加業務等の内容」欄の【　】内は、図表4における契約番号を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例２**＞

機構は、現行システムの運用において、現行データをマスタファイル(注１)だけではなくVテープ(注２)領域にも保存している。しかし、機構は、現行データの仕様を調査していなかったことから、同領域にはバックアップデータのみが保存されていると認識して、同領域に格納されているデータを移行対象として記載しないまま、令和３年９月に要件定義書を策定していた。また、アクセンチュア社においても、要件定義書の作成に当たり機構と同様に認識していた。

その後、６年３月に、設計開発以外のプロジェクト関連契約に係る契約手続のために、機構が現行システムの保守事業者を通じて現行データ仕様の調査を実施したところ、同領域にしか格納されていないデータもあることが判明した。このため、第６回変更契約において、同領域に格納されているデータ等も移行対象に含めるための業務が追加（追加費用４億6754万余円）され、設計開発以外のプロジェクト関連契約２契約についても変更契約（追加費用計３億2164万円）を締結することになった。

（注１）　マスタファイル　　組織におけるデータ管理の基盤となる重要な情報を蓄積して管理するための主要なデータファイル

（注２）　Vテープ　　Virtual Tape（バーチャルテープ）の略称。物理的な磁気テープではなく、ディスク装置等の上にテープのような仮想の保存領域を作って利用する仕組み

イ　情報セキュリティに関する検討が十分でないもの

ガイドライン等を踏まえると、情報セキュリティのような非機能要件については、技術的に検討を要する事項を多分に含むことから、要件定義段階においてRFI等により広く情報を取得するなどして、その時点で考え得る要件を具体化した上で要件定義書を策定することが重要である。

しかし、機構は、３年７月から８月にかけて実施したRFIにおいて情報セキュリティ対策を依頼事項として明示しないなど、広く情報を取得しないまま検討を行い、要件定義書等を策定していた。

その後、４年６月に、IBM社から提示されたシステム構成案について検討した際、データの管理を行うネットワークへの不正侵入が発生するおそれがあるなどの懸念が判明したため、これを解消するための対応等が必要となっていた。

このため、図表９のとおり、設計開発契約に係る情報セキュリティ強化のための追加業務等が生じており、その結果、プロジェクト関連契約に係る契約額が計19億4887万余円増大していた。

図表９　機構が情報セキュリティ対策に関する検討を十分に行っていなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
④	情報セキュリティ強化のためのネットワーク構成変更業務	第３回	19億1693万余円
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号④の発生に伴い、プロジェクト関連契約２契約（【10、12】）について変更契約締結	―	計3193万余円
プロジェクト関連契約の増大額合計			19億4887万余円

注(1)　「番号」欄の丸数字は、図表６における丸数字と対応している。
注(2)　「追加業務等の内容」欄の【　】内は、図表４における契約番号を示す。

ウ　新業務フローの実現可能性の確認が十分でないもの

1(2)のとおり、機構は、新システムの開発に合わせて、新業務フローを実現することとしている。一方、制度変更によって既存の加入者に不利益が生ずる場合には全加入者の個別同意が必要となることなどから、ガイドライン等を踏まえると、サービス・業務企画段階において不利益の有無等の問題点等を抽出し整理して、新業務フローの実現可能性の確認、経過措置の検討等を行った上で、要件定義書を策定することが重要である。

しかし、機構は、新業務フローの実現可能性を十分に確認しないまま要件定義書を策定していた。

すなわち、機構は、小規模企業共済事業の貸付けについて、加入者と機構の間でオンラインにより借入申請、借入れ、償還等を行う新融資制度へ移行することとしていた。この新たな業務の企画に当たり、現行の加入者から個別同意を得ることなく、一括で新融資制度に移行（以下「一括移行」という。）することを前提に新業務フローを作成していたことから、現行融資制度に係る機能を記載しないまま要件定義書を策定していた。

その後、要件定義書策定後の４年３月に、機構が顧問弁護士に確認したところ、振込手数料の発生等により加入者に不利益が生ずることから、新融資制度への移行には加入者の個別同意が必要であり、一括移行は困難との意見が示された。さらに、機構は、その後の検討等に時間を要したとして、５年３月まで、IBM社に対して新システムに現行融資制度に係る機能も搭載する必要がある旨を連絡していなかった。

このため、図表10のとおり、設計開発契約に係る現行融資制度機能に係る設計開発等の追加業務等が生じており、その結果、プロジェクト関連契約に係る契約額が30億4319万余円増大していた。特に、このうち４億4996万余円は、機構がIBM社への連絡に時間を要したことにより、作成済みのアプリ基本設計書等を作成し直すなどの手戻り費用となっていた。

図表10　機構が新業務フローの実現可能性の確認を十分に行っていなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
⑤	現行融資制度機能追加のための要件整理等業務	第3回	3億9660万余円
⑦	現行融資制度機能追加に係る設計開発業務	第4回	24億5850万円 〔うち手戻り費用 4億4996万余円〕
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑦の発生に伴い、発注者支援契約（【6】）について変更契約締結	―	1億8808万余円
プロジェクト関連契約の増大額計			30億4319万余円

注(1)　「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。
注(2)　「追加業務等の内容」欄の【　】内は、図表4における契約番号を示す。

エ　法令等要件を要件定義書に十分に記載しておらず、IBM社への要望等の伝達も十分でないなどのもの

ガイドライン等を踏まえると、システム再構築を円滑に行うためには、新システムで備えるべき要件を要件定義書に記載しておくことが重要であり、要件定義書だけでは読み取れない要望等の内容については、設計開発段階において設計開発事業者に正確に伝達することが重要である。

しかし、機構及びアクセンチュア社（全体計画書及び要件定義書作成事業者）は、IBM社が基本設計を行うに当たっては両共済事業に係る法令等を参照することとしていたことなどから、アクセンチュア社が作成し機構が策定した要件定義書には、新システムで備えるべき両共済事業に係る法令及び運用実態に関する要件（以下「法令等要件」という。）が十分に記載されていなかった。また、機構は、アプリ基本設計工程において、IBM社に対して、法令等要件に係る内容を、発注者の要望等として十分に伝達していなかったため、アプリ基本設計書は、両共済事業に係る法令及び運用実態とは異なる内容で作成されていた。さらに、機構及びアクセンチュア社（発注者支援事業者）は、十分な確認体制を構築しないままアプリ基本設計書のレビューを実施していたため、両共済事業に係る法令及び運用実態とは異なる内容で作成されていたことを検知できないまま、機構は、アプリ基本設計書を検収していた。

このため、図表11のとおり、設計開発契約に係る法令及び運用実態と異なる内容を修正するための追加業務等が生じており、その結果、リリース時期が9年2月へ再延伸されるとともに、プロジェクト関連契約に係る契約額が51億7109万余円増大していた。特に、このうち18億1488万余円は、開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻り費用となっていた。

図表11　法令等要件を要件定義書に十分に記載していなかったことなどにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
⑫－2	法令及び運用実態と異なる内容を修正するための仕様変更業務 〔上記追加業務の発生に伴い、一旦完了したアプリ基本設計を見直す必要が生じたことなどから、リリース時期を令和9年2月へ再延伸〕	第7回	49億9644万余円 〔うち手戻り費用 18億1488万余円〕
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑫－2の発生及びリリース時期の再延伸に伴い、2契約(【4、18】)について変更契約締結 〔上記のうち主要契約への影響 ・プロジェクト管理契約(【4】)〕	―	計1億7465万余円 〔1億6904万余円〕
プロジェクト関連契約の増大額合計			51億7109万余円

注(1)　「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。
注(2)　「追加業務等の内容」欄の【　】内は、図表4における契約番号を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例3**＞

両共済事業に係る法令によれば、加入者が掛金納付額を変更する場合の効力発生時点は申込書の受理日の属する月とすることとされている。

しかし、機構及びアクセンチュア社(全体計画書及び要件定義書作成事業者)は、IBM社が基本設計を行うに当たっては両共済事業に係る法令等を参照することとしていたことなどから、アクセンチュア社が作成し機構が策定した要件定義書には、上記の効力発生時点が記載されていなかった。また、機構は、上記の効力発生時点について、機構の職員にとって周知の事実であったことなどから、IBM社に対し十分に伝達していなかった。その結果、IBM社が作成したアプリ基本設計書は機構の承認日の属する月をもって効力が発生する仕様となっていた。

さらに、機構及びアクセンチュア社(発注者支援事業者)は、ダブルチェック等を行うなどの十分な確認体制を構築しないまま、アプリ基本設計書のレビューを実施していた。特に、機構においては、人事異動等により両共済事業の業務に詳しくない者がレビューに参加することになる中で、レビュー時の確認項目及びマニュアルが整備されていなかった。このため、機構は、効力発生時点が法令と異なっていることを検知できないまま令和5年10月にレビューを終了して、アプリ基本設計書を検収していた。

その後、6年3月の機構担当課からの問合せを契機として上記の差異が判明し、影響調査の結果、開発済みのプログラムの広範囲に影響が生ずることが判明した。このため、第7回変更契約において、仕様変更業務が追加(追加費用32億8894万余円)され、このうち13億2756万余円は、開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻り費用となっていた。

このように、機構は、1(2)のとおりガイドライン等に準拠して再構築プロジェクトを実施することとしているが、アからエまでのとおり、機構の再構築プロジェクトの実施方法は、ガイドライン等を十分に踏まえたものとはなっていなかったと認められる。

アからエまでの事態のほか、これらによる追加業務発生、工程遅延等により開発規模が

拡大する中で、開発工程とテスト工程を並行で実施することに対応するために、第7回変更契約においてテスト環境の追加業務(追加費用2億1120万円)が発生し、これに伴い、設計開発以外のプロジェクト関連契約2契約にも変更契約(追加費用計11億4112万余円)が生じていた。

また、⑴のとおり当初想定していたウォーターフォール型の開発方式とは異なり複数の工程が同時並行で実施されることにより、工程管理が複雑化していること、⑵エのとおりアプリ基本設計書のレビューに当たり十分な確認体制を構築していなかったことなどを踏まえると、現在検知できていない不具合等が開発中の新システムに潜在しているおそれがあると考えられる。

(是正及び改善を必要とする事態)

機構において、当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず、再構築プロジェクトの事業効果が発現していない事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、機構において、サービス・業務企画段階及び要件定義段階における業務内容、現行システム仕様等の把握、情報取得、検討等が十分でないなど、再構築プロジェクトの実施方法が適切でないことにより累次にわたり業務が追加され、再構築プロジェクトに要する費用が増大している事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、アクセンチュア社において、要件定義書作成に当たり当時の現行システム仕様の把握状況及び現行システム資産の活用により当初のスケジュールどおりの再構築が可能であると認識していたこと、アプリ基本設計書のレビューに当たり十分な確認体制を構築していなかったこと、PwC社において、現行システム仕様の調査に関してアクセンチュア社の見解に異論等を示していなかったことなどにもよるが、中小企業庁及び機構において、次のことなどによると認められる。

ア　機構において、サービス・業務企画段階及び要件定義段階において、現行システム下で行っていた業務内容等を十分に整理するとともに現行システム及び現行データの仕様を十分に把握すること、非機能要件の定義に当たり広く情報取得を行うこと、一括移行のような新たな業務の企画に当たり問題点等を抽出した上で必要な検討を行うこと、設計開発段階において、法令等要件に係る要望等を設計開発事業者に正確に伝達することなどの重要性についての理解が十分でないこと

イ　中小企業庁において、アに係る機構に対する指導が十分でないこと

3　本院が要求する是正の処置及び表示する意見

機構は、両共済事業加入者の利便性向上等に資することなどから、引き続き再構築プロジェクトを実施して、新システムのリリースを目指すこととしている。

ついては、現在進行中の再構築プロジェクト及び機構における今後の他のシステム再構築等について、次のとおり、是正の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　機構において、再構築プロジェクトについて、両共済事業の実施に必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースすること、また、上記の確認過程等において品質に関する懸念が生じた場合には必要な対応を執ること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ　機構において、今後、機構の他のシステム再構築等に当たり、サービス・業務企画段階及び要件定義段階において、既存のシステム下で行っていた業務内容等を十分に整理する

とともに既存のシステム及びデータの仕様を十分に把握するなどすること、非機能要件の定義に当たり広く情報取得を行うこと、新たな業務の企画に当たり問題点等を抽出した上で必要な検討を行うこと、設計開発段階において、法令及び事業の運用実態に基づく要望等を設計開発事業者に対して正確に伝達することなど、ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

ウ　中小企業庁において、ア及びイの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

(3)　ファンド融資事業により造成されたファンドについて、規模の見直しに向けた具体的な協議を行うよう改善の処置を要求し、及び数値化された適切な見直し基準を示すことなどにより都道府県において適時適切に規模が見直されるような制度設計とするとともに、同事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの

科　　目	(一般勘定)事業貸付金
部　局　等	中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
融資事業の概要	地域資源等を活用した地域における中小企業者等の新事業展開を支援するために、創業又は中小企業者等の経営の革新を支援する助成事業等の財源となる基金を造成する都道府県に対して、その資金の一部を貸し付けるもの
上記の融資事業により造成されたファンド数及びファンド元本	23道県　35ファンド　計2054億5239万余円 (平成29年度～令和2年度)
上記のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの貸付残高	計1389億2000万円 (令和7年度末)
上記のうち道県が自ら定めた見直し基準に長期間継続して該当しているにもかかわらずファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議が行われていなかったファンド数及び同機構の貸付残高	5道県　6ファンド　計160億円 (令和7年度末)
ファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していないファンド数及び同機構の貸付残高	23道県　35ファンド　計1389億2000万円(背景金額) (令和7年度末)

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業等により造成されたファンドの規模の見直し状況、同事業等の事業効果の検証状況等について

（令和8年10月27日付け　中小企業庁長官　独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1　ファンド融資事業等の概要

(1)　ファンド融資事業及びファンド助成事業の概要

中小企業庁は、地域資源等を活用した地域における中小企業者等の新事業展開の支援及び地域の中小企業者等と農林漁業者との連携による創業や中小企業者等の経営の革新の支援のために、政府出資金を主な財源とする独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の高度化融資制度を活用して、平成19、20両年度に、それぞれ、地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業（以下「地域ファンド融資事業」という。）、農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業（以下「農商工ファンド融資事業」といい、地域ファンド融資事業と合わせて「ファンド融資事業」という。）を創設している。

地域ファンド融資事業は、都道府県を原則とする一定の地域内において創業又は経営の革新を支援する助成事業（以下「地域ファンド助成事業」という。）の財源となる基金（以下「ファンド」という。）を造成する都道府県に対して、機構が、その資金の一部（ファンド造成額の80％以内）について償還期限を10年以内として無利子で貸し付けるものである。

また、農商工ファンド融資事業は、地域ファンド融資事業に準じて、地域の中小企業者等と農林漁業者との連携による創業や中小企業者等の経営の革新を支援する助成事業（以下「農商工ファンド助成事業」といい、地域ファンド助成事業と合わせて「ファンド助成事業」という。）の財源となるファンドを造成する都道府県に対して、機構が、その資金の一部を貸し付けるものである。

ファンドの設置期間は1期10年間となっており、令和7年度末時点で、ファンド融資事業は2期目となっていて、23道県(注1)35ファンドが造成されている。機構の23道県に対する7年度末時点の貸付残高は、地域ファンド助成事業を実施している22道県28ファンドに対する計1253億2000万円、農商工ファンド助成事業を実施している7県7ファンドに対する計136億円、合計1389億2000万円となっている。

（注1）　23道県　　北海道、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、大分各県

ファンド融資事業の全体像を示すと、図表1のとおりである。

図表１　ファンド融資事業の全体像

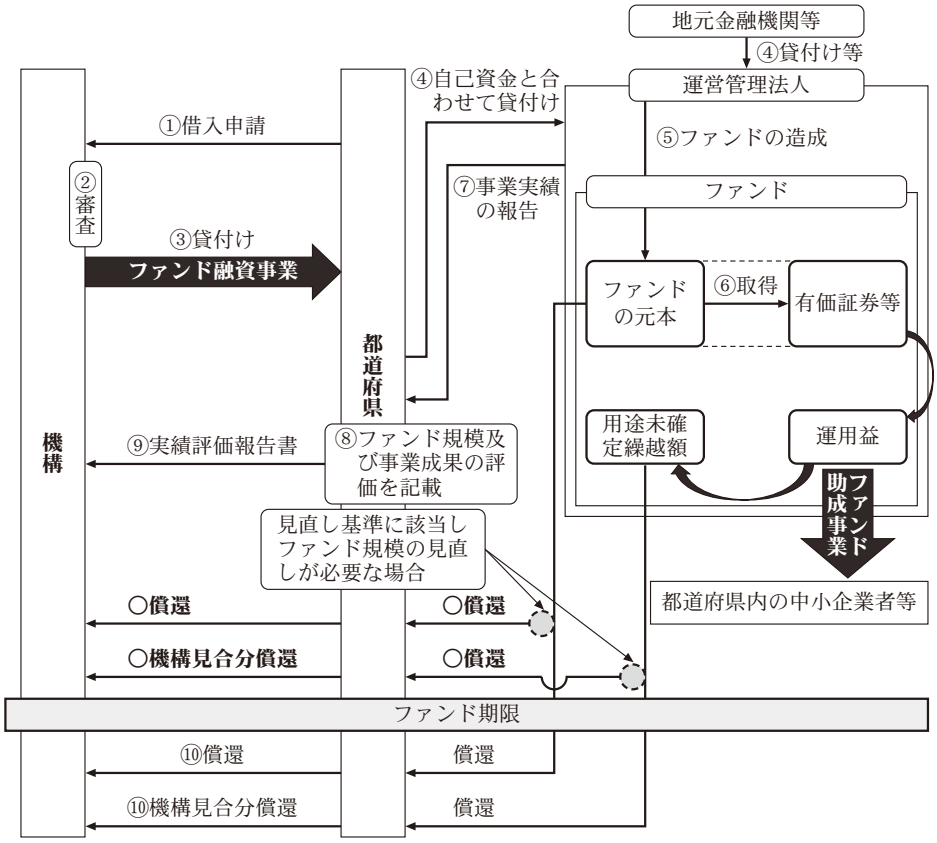

（注）　用途未確定繰越額、機構見合分及びファンド期限については、後述１⑵参照。見直し基準については、後述１⑷参照。

「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成19年規程18第88号）及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成20年規程19第66号）並びに「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」（平成19年要領18第57号）及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」（平成20年要領19第81号。以下、これらを合わせて「細則」という。）によれば、都道府県は、機構への借入申請の際、ファンドの運用方法及び運用計画、ファンド助成事業の内容等を定めた実施要領を機構に提出することとされており、機構は、提出された内容がファンド融資事業の趣旨に反するものではないかなどを審査して資金の貸付けを実施している。

ファンド助成事業は、都道府県から公益財団法人等（以下「運営管理法人」という。）への貸付金及び地元金融機関等から運営管理法人への貸付金等により造成されたファンドの元本から生じた運用益により行われている。また、細則によれば、運営管理法人は、ファンドの元本の全額について、国債、地方債等の長期にわたり有利で確実な運用が確保される有価証券等を取得して運用することとされている。

⑵　ファンド規模の見直し

細則において、ファンド助成事業を実施する都道府県は、一定事業年度ごとに事業実績を踏まえて、ファンド規模を見直すこととなっている。また、都道府県は、ファンドの設

置期間の終期(以下「ファンド期限」という。)が到来した場合には、ファンド期限到来時の用途未確定繰越額(注2)について、機構からの借入金に係る分に相当する額(以下「機構見合分」という。)を機構に償還することとなっている。

(注2) 用途未確定繰越額　ファンドの運用益のうち、次年度への繰越額から、次年度以降に支払が見込まれる助成金の額を除いたもの

(3) 補助金等の交付により造成した基金等に関する基準等

中小企業庁は、都道府県に対して、本件ファンドは「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。)における基金には該当しないが、その趣旨を踏まえて制度の設計、運用等を行うよう求めている。

基金基準によれば、補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人は、保有割合(基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合。以下同じ。)に基づき、5年に1回は定期的に基金の見直しを行うこととされている。また、効率的、効果的に基金事業が実施されているかどうかについて的確に検証し、基金事業の目標達成度を評価することとされており、所管府省等は、当該評価結果を公表する必要があることとされている。

(4) ファンド融資事業に関する過去の検査の状況等

本院は、機構において、ファンド助成事業の収支状況を適切に把握しておらず、都道府県がファンド助成事業の実績を踏まえてファンド規模を見直していないなどの事態が見受けられたことから、平成25年10月に、機構理事長に対して、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求している(以下「25年処置要求」という。)。

機構は、25年処置要求の趣旨に沿い、同年11月に44都道府県に対して通知(以下「25年通知」という。)を発して、細則で規定しているファンド規模の見直し、運営管理法人に対する指導、貸付金の一部繰上償還によるファンド規模の圧縮及び中小企業者等への情報提供の強化等の必要な措置を執ることについて周知徹底を図るとともに、ファンド造成から5年を目途に規模の見直しを行うよう助言した。さらに、26年4月に都道府県に対して通知を発して、収支割合(運用益等の累計額を助成金の累計額等で除した割合。以下同じ。)を新たな指標として設定して、毎年度報告させることとしたほか、25年通知に基づき、ファンドの規模を見直すべきかを判断するための参考となる情報として、全ファンドの応募倍率(当該年度の応募件数を事業計画における当該年度の応募計画件数で除したもの。以下同じ。)、繰越比率(当該年度末時点における用途未確定繰越額を当該年度の運用益で除したもの。以下同じ。)等の情報を提示するなどした。

上記のほか、機構は、25年通知において、都道府県に対して、ファンド規模の見直し基準(以下「見直し基準」という。)を自ら定める必要があることなどを通知している。

(5) 中小企業庁及び機構によるファンド規模の見直し状況等の把握方法

都道府県は、25年通知以降、見直し基準に基づくファンド規模の評価等を記載した実績評価報告書を機構に提出している。機構が定めた実績評価報告書の様式には、図表2のとおり、繰越比率及び応募倍率を基に機構が定めた九つの区分が設定されており、⑥から⑨までの区分に該当する場合、今後の対応方針等を記載することとなっている(以下、機構が定めた上記の区分を「機構の判断基準」という。)。

図表２　ファンド規模の見直しに関する機構の判断基準（九つの区分）

繰越比率／応募倍率	１倍未満	１倍以上２倍未満	２倍以上
２倍以上	①問題ない	④要注意	⑦特に要注意
１倍以上２倍未満	②問題ない	⑤要注意	⑧特に要注意
１倍未満	③要注意	⑥特に要注意	⑨特に要注意

機構は、都道府県から提出された実績評価報告書によりファンド規模を把握することとしている。そして、自ら定めた見直し基準に該当している一部の県に対して、個別にファンド規模の見直しに関する注意喚起を行ってきたものの、改善が見られないなどのことから、令和６年度以降、「特に要注意」とされているもののうち、⑧又は⑨の区分に２年度連続で該当するファンドについて、今後の対応方針等の詳細を各道県等から個別に聴取して注意喚起を強化することとしている。また、中小企業庁は、機構からファンド規模の見直し状況等の報告を受けて、必要に応じて、今後の対応方針等を各道県等から直接聴取している。

⑹　２期目のファンド融資事業の開始に向けた周知の内容

機構は、平成29年以降に１期目のファンド期限が順次到来することを踏まえて、同年４月に、ファンドの運用方法、ファンド規模の見直し方法等の詳細を記載した「後継ファンドの造成に関するQ&A集」（以下「Q&A集」という。）を都道府県に周知している。Q&A集においては、ファンド規模の見直し方法として、機構からの借入金の一部繰上償還（以下「ファンド元本の圧縮」という。）又は用途未確定繰越額の一部償還の二つが示されている。また、１期目のファンド期限到来時における用途未確定繰越額のうち機構見合分以外の額（以下「期限到来時残額」という。）について、２期目のファンドに繰り入れて運用する方法又は２期目のファンドの運用益と合算してファンド助成事業の支払に充てる方法により、２期目のファンド助成事業に使用することができるとされている。

⑺　中小企業者等向けの補助事業の拡充

中小企業庁は、令和元年度以降に、事業再構築、省力化投資、新市場進出等のための各補助事業を相次いで創設しており、ファンド融資事業の２期目が開始された平成29年度と比較して、規模や成長段階に応じた中小企業者等向けの補助事業が拡充されている。

２　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

２期目開始以降、中小企業者等向けの補助事業が拡充されていることなどを踏まえると、ファンド助成事業の需要が縮小することも考えられ、ファンド規模を適時適切に見直すことがより重要になる。また、２期目のファンド期限は、令和９年度以降、順次到来することから、中小企業庁及び機構において、３期目の制度設計に向けた検討が行われている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、25年処置要求、２期目開始以降の環境の変化及び基金基準の趣旨を踏まえて、道県によるファンド規模の見直しは適時適切に行われているか、ファンド融資事業の事業効果は適時適切に検証され、公表されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、２期目のファンドを造成している23道県35ファンド（７年度末時点における機構の貸付残高計1389億2000万円）を対象として、機構から提出を受けた実績評価報告書によって収支状況等を確認して検査するとともに、中小企業庁及び機構本部において制度設計や事業運営の考え方を聴取するなどして会計実地検査を行った。このうち、上記の実績評価報告書における繰越比率が高くなっているなどの11道県(注３)等において、見直し基準の内容、ファンド規模の見直しの実施状況等について聴取するなどして調査するとともに、３県(注４)等についてウェブ会議システムを活用してファンド規模の把握状況を聴取するなどして調査した。

（注３） 11道県　　北海道、岩手、秋田、茨城、栃木、千葉、石川、岐阜、愛知、兵庫、鳥取各県

（注４） ３県　　新潟、和歌山、大分各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴ 適時適切なファンド規模の見直しが困難となっており、見直し基準に継続して該当しているにもかかわらず、道県において適時適切な見直しが行われていない事態

ア　適時適切なファンド規模の見直しが困難となっているもの

㋐　見直し基準について機構が必要と考える基準を示していないもの

機構は、25年通知において、見直し基準については、都道府県自らが定める必要があるとして、機構としてファンド規模の見直しが必要と考える基準を示さずに、四つの見直し基準を例として示すにとどめていた。

そこで、２期目のファンドを造成している23道県の見直し基準についてみたところ、「繰越比率が１倍以上となっていないか」など、ファンド規模に係る数値化された基準（以下「数値化された基準」という。）によるものが14道県(注５)21ファンド、「直近の年度事業計画と実績を比較し、実績が著しく乖離していないか」など数値化された基準を設けずに事業計画と実績との比較等により判断する基準によるものが５県(注６)６ファンド、両方の基準が混在しているものが６県(注７)８ファンドとなっていて、道県又はファンドによって区々となっていた。

（注５） 14道県　　北海道、宮城、秋田、福島、栃木、新潟、石川、岐阜、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、長崎、大分各県

（注６） ５県　　岩手、秋田、茨城、高知、長崎各県

（注７） ６県　　千葉、福井、山梨、愛知、香川、愛媛各県

しかし、数値化された基準に基づかない見直し基準では見直しの要否の客観的な判断が困難となる。

また、数値化された基準であってもファンドごとにその数値が異なっており、例えば、繰越比率でみた場合に、最大で２倍の格差が生じていた。このため、ある県ではファンドの繰越比率が高いとして見直しの必要があるとされている一方で、他の県ではそれよりも繰越比率が高いにもかかわらず見直しが不要とされていた。

㋑　実績評価報告書における１期目の期限到来時残額の記載の要否が明確にされておらず、ファンド規模が的確に把握できないもの

１⑸のとおり、機構は、都道府県から実績評価報告書を提出させることにより、

ファンド規模を把握することとしている。一方、１期目の期限到来時残額について、継続して２期目のファンド助成事業に使用可能としていたものの、実績評価報告書にどのように記載するかについて明確にしていなかった。

そこで、23道県35ファンドの１期目の期限到来時残額の取扱いについて確認したところ、11道県(注８)14ファンドにおいては、１期目の期限到来時残額をファンド元本の一部を貸し付けるなどした県又は地元金融機関等に全額償還するなどしていた。一方、13道県(注９)21ファンドにおいては、１期目の期限到来時残額の全部又は一部を２期目のファンドの運用益と合わせてファンド助成事業の支払に充てることとしていた。しかし、これらのうち、５道県(注10)８ファンドにおいては、１期目の期限到来時残額を実績評価報告書に記載していなかったため、機構及び５道県において、ファンド規模を的確に把握できていなかった。特に、３道県(注11)４ファンドにおいては、１期目の期限到来時残額を２期目の用途未確定繰越額と合算するなどすると、繰越比率が増加し、２年度連続で機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に該当することになるが、機構は、その場合に行うこととしているファンド規模の見直しに関する注意喚起等を行っていなかった。

このように、見直し基準について機構が必要と考える基準が示されておらず、また、１期目の期限到来時残額の実績評価報告書への記載の要否が明確になっていないため、適時適切なファンド規模の見直しが困難となっていた。

(注８)　11道県　　北海道、岩手、宮城、福島、栃木、新潟、福井、愛知、兵庫、鳥取、香川各県

(注９)　13道県　　北海道、秋田、茨城、千葉、石川、山梨、岐阜、和歌山、徳島、愛媛、高知、長崎、大分各県

(注10)　５道県　　北海道、秋田、岐阜、和歌山、大分各県

(注11)　３道県　　北海道、秋田、和歌山両県

イ　ファンド規模の見直しが適時適切に行われていないもの

(ｱ)　機構の判断基準の該当状況

ア(ｲ)の５道県８ファンドにおける１期目の期限到来時残額を２期目の用途未確定繰越額と合算するなどした上で５年度から７年度における機構の判断基準の該当状況を確認したところ、23道県35ファンドのうち12道県(注12)16ファンドが、機構が「特に要注意」としている⑥から⑨までの区分に１回以上該当していた。

また、これらのうち、７道県(注13)10ファンドについては、２年度連続で⑧又は⑨の区分に該当しており、機構は、５、６両年度に連続して当該区分に該当している６道県(注14)のうち、ア(ｲ)の事態により機構の判断基準の該当状況を正確に認識できていなかった３道県を除く３県(注15)から今後の対応方針の詳細を個別に聴取し、ファンド規模の見直しに関する注意喚起を行うなどしていた(図表３参照)。

(注12)　12道県　　北海道、岩手、秋田、栃木、千葉、福井、岐阜、和歌山、鳥取、徳島、高知、長崎各県

(注13)　７道県　　北海道、岩手、秋田、栃木、岐阜、和歌山、鳥取各県

(注14)　６道県　　北海道、岩手、秋田、岐阜、和歌山、鳥取各県

(注15)　３県　　岩手、岐阜、鳥取各県

図表３　２期目における23道県35ファンドの令和５年度から７年度までの間における繰越比率、応募倍率及び区分

道県名	ファンド名	令和５年度			６年度			７年度		
		繰越比率	応募倍率	区分	繰越比率	応募倍率	区分	繰越比率	応募倍率	区分
北海道	北海道中小企業新応援ファンド（１号）	0.67	2.19	①	0.77	2.68	①	0.36	2.49	①
北海道	北海道中小企業新応援ファンド（２号）	10.36	1.00	⑧	6.89	1.50	⑧	6.75	1.00	⑧
岩手県	いわて希望応援ファンド	0.17	3.00	①	0.12	4.15	①	0.24	3.23	①
岩手県	**いわて希望応援ファンド（農商工連携型）**	2.40	0.40	⑨	2.55	0.40	⑨	2.52	0.40	⑨
宮城県	みやぎ中小企業チャレンジ応援基金	0.42	1.17	②	0.65	1.59	②	1.10	1.06	⑤
秋田県	あきた中小企業みらい応援ファンド	2.83	0.88	⑨	2.78	1.00	⑧	3.34	1.00	⑧
秋田県	あきた農商工応援ファンド	4.93	0.67	⑨	4.90	0.67	⑨	4.62	0.75	⑨
福島県	ふくしま産業応援ファンド	1.01	2.13	④	0.87	1.03	②	1.02	1.04	⑤
茨城県	いばらきチャレンジ基金	1.56	1.75	⑤	1.89	1.50	⑤	1.78	3.25	④
栃木県	とちぎ未来チャレンジファンド	1.93	0.30	⑥	2.02	0.48	⑨	2.01	0.85	⑨
栃木県	フードバレーとちぎ農商工連携ファンド	0.42	1.11	②	0.23	1.30	②	0.44	1.00	②
千葉県	ちば中小企業元気づくり基金	1.35	2.00	④	1.41	1.30	⑤	1.23	1.70	⑤
千葉県	ちば農商工連携事業支援基金	4.13	1.00	⑧	2.78	2.00	⑦	1.61	2.50	④
新潟県	にいがた創業応援基金	1.47	1.40	⑤	1.36	1.67	⑤	1.58	3.00	④
石川県	成長戦略ファンド	0.82	1.65	②	0.76	0.99	③	0.61	0.95	③
福井県	ふくいの逸品創造ファンド	0.74	1.36	②	1.21	0.82	⑥	0.78	1.36	②
山梨県	山梨みらいファンド	0.31	1.25	②	0.37	1.50	②	0.33	1.75	②
岐阜県	**岐阜県地域活性化ファンド（第１ファンド）**	8.62	0.88	⑨	8.31	1.14	⑧	8.77	1.13	⑧
岐阜県	**岐阜県地域活性化ファンド（第２ファンド）**	6.64	1.00	⑧	6.56	1.00	⑧	7.56	1.33	⑧
愛知県	あいち中小企業応援ファンド（運用型）	1.53	1.50	⑤	1.64	1.26	⑤	1.72	1.50	⑤
兵庫県	ひょうご農商工連携ファンド	1.38	1.29	⑤	1.64	1.83	⑤	1.39	1.57	⑤
和歌山県	わかやま中小企業元気ファンド	1.97	1.63	⑤	1.39	1.80	⑤	2.24	1.70	⑧
和歌山県	わかやま農商工連携ファンド	4.88	1.00	⑧	5.51	1.00	⑧	3.73	1.00	⑧
鳥取県	**とっとり起業化促進ファンド（１号）**	2.99	1.00	⑧	3.01	0.80	⑨	3.47	0.40	⑨
鳥取県	**とっとり起業化促進ファンド（２号）**	2.48	0.67	⑨	2.61	0.50	⑨	1.93	0.80	⑥
徳島県	「LED×藍」産業応援ファンド事業１号	1.08	1.00	⑤	0.46	2.50	①	0.58	1.00	②
徳島県	「LED×藍」産業応援ファンド事業２号	1.78	0.83	⑥	0.88	1.67	②	0.58	1.00	②
徳島県	とくしま経済飛躍ファンド２号	0.61	1.05	②	0.56	1.71	②	0.63	2.00	①
香川県	新かがわ中小企業応援ファンド	1.36	1.50	⑤	1.13	2.33	④	0.89	1.69	②
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド１号	0.19	1.09	②	0.28	1.83	②	0.22	1.71	②
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド２号	0.54	1.27	②	0.15	2.33	①	0.10	2.55	①
高知県	こうち産業振興基金	0.33	0.86	③	0.85	0.86	③	1.80	0.66	⑥
長崎県	ナガサキ地域未来投資促進ファンド	0.62	1.36	②	0.37	1.95	②	0.22	1.84	②
長崎県	長崎県農商工連携ファンド	1.58	0.92	⑥	1.97	0.64	⑥	2.18	0.82	⑨
大分県	おおいた中小企業活力創出基金	0.42	2.86	①	0.57	3.00	①	0.38	2.55	①
各年度における機構の判断基準上の区分の集計		①～⑤の数		22	①～⑤の数		22	①～⑤の数		22
		⑥、⑦の数		3	⑥、⑦の数		3	⑥、⑦の数		2
		⑧、⑨の数		10	⑧、⑨の数		10	⑧、⑨の数		11

注⑴　「繰越比率」欄には、１期目の期限到来時残額を２期目の用途未確定繰越額と合算した上での繰越比率を記載している。

注⑵　２⑴イ㋐において、令和５年度から７年度までの間で⑥から⑨までの区分に１回以上該当していた12道県16ファンドの道県名、ファンド名及び区分を太枠で囲んでいる。また、機構によるファンド規模の見直しに関する注意喚起が行われた３県のファンド名を太字にしている。

注⑶　網掛けの道県及びファンドは、後述２⑴イ㋑における５道県６ファンドを表している。

㋑　見直し基準の該当状況

機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に２年度連続で該当していた㋐の７道県10ファンドについて、見直し基準に基づく見直しの状況を確認したところ、５道県(注16)６ファン

ド（機構貸付残高計160億円）については、７年度末時点で４年間から６年間継続して見直し基準にも該当していた。しかし、いずれの道県においてもファンド規模の見直しが行われていなかった。

これに対して、機構は、上記５道県のうち、ア㈠の事態により見直し基準への該当状況を認識できていなかった北海道と、７年度末時点で新たに対応方針の詳細の聴取対象となった栃木県を除く３県から今後の対応方針の詳細を聴取していたものの、制度上、見直しの主体が都道府県となっていることから、ファンド助成事業の対象となる中小企業者等への情報提供の強化により助成金交付額が増加する可能性があるなどとする県の説明を踏まえてその推移を見守るにとどめるなどしていた。

しかし、細則において、都道府県は、事業実績を踏まえてファンド規模を見直し、必要があるときは一部繰上償還により適正なファンド規模に圧縮するなどとされている。このため、機構は、見直し基準に長期間継続して該当しているにもかかわらず自主的に見直しを行っていない５道県と、ファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議を行う必要があると認められる。

（注16）　５道県　　北海道、岩手、栃木、岐阜、鳥取各県

㈡　ファンド規模の見直しの可否

㈠の５道県６ファンドにおけるファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還によるファンド規模の見直しの可否についてみたところ、次のような状況となっていた。

５道県６ファンドは、ファンド元本をファンドの設置期間と同じ10年間等を償還期間とする債券により運用しており、金利の上昇に伴う債券価格の下落により、償還期限前に運用債券を売却すると多額の売却損が発生することから、ファンド元本の圧縮が困難となっていた。

しかし、用途未確定繰越額については、上記６ファンドの運営管理法人において、ファンド元本とは別に現預金として保管されており損失を生じさせずにファンド規模の見直しが可能であることから、Q&A集において定められている用途未確定繰越額の償還について検討する必要があると認められる。

そこで、５道県６ファンドについて、２期目開始時から７年度末までにおける１事業年度の助成金交付額等の最高額がファンド期限まで続くと仮定するなどの保守的な方法により試算したところ、ファンド期限の到来時に生ずる用途未確定繰越額は、計２億0916万余円（うち機構見合分計１億3419万余円）となっていた。

イの事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

岐阜県は、岐阜県地域活性化ファンド（第１ファンド）（ファンド総額50億1000万円、うち令和７年度末時点の機構貸付残高40億円）及び岐阜県地域活性化ファンド（第２ファンド）（同33億6111万余円、同20億円）の見直し基準について、いずれも「繰越比率が２倍以上となっていないか」としている。

そこで、両ファンドの繰越比率をみたところ、２年度末から見直し基準に該当する状態が継続しており、７年度末には繰越比率がそれぞれ8.77、7.56となっており、いずれのファン

ドについても、見直し基準に該当するとともに、機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に3年度連続で該当していた。

しかし、機構は、ファンド助成事業の応募申請時の手続簡素化により応募件数の向上が見込まれるとの同県の説明を踏まえてその推移を見守るにとどめるなどしていて、ファンド規模の見直しに向けた具体的な協議を実施していなかった。

また、両ファンドは、ファンド元本がファンドの設置期間と同じ10年間を償還期間とする債券により運用されており、金利の上昇に伴う債券価格の下落により、繰上償還のために運用債券を売却すると多額の売却損(同県の試算によると、第1ファンド、第2ファンドとも数千万円程度)が発生することなどから、ファンド元本の圧縮が困難となっていた。

一方、両ファンドについては、7年度末において、それぞれ、ファンド元本とは別に用途未確定繰越額が現預金として保管されており、用途未確定繰越額の償還によるファンド規模の見直しが可能となっていた。

そこで、2期目開始時から7年度末までの1事業年度における助成金交付額の最高額(第1ファンド916万余円、第2ファンド262万余円)によるなどして、ファンド期限の到来時における用途未確定繰越額を試算したところ、それぞれ、6989万余円(うち機構見合分5316万余円)、3539万余円(同1751万余円)、計1億0528万余円(同計7067万余円)となっていた。

したがって、同県は、用途未確定繰越額のうち機構見合分である計7067万余円の償還について検討する必要がある。

⑵ ファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していない事態

ファンド融資事業は、政府出資金を主な財源とする多額の資金により実施されていることから、その全体としての事業効果を適時適切に検証し公表することが重要である。また、ファンド融資事業を全体として検証するためには、個々のファンド助成事業の効果を個別に評価するにとどまらず、ファンド助成事業の統一的な成果目標が必要となる。

そこで、各道県における各ファンド助成事業における成果目標を確認したところ、各道県は、「売上の計上」「3年以内の商品化」等、独自に成果目標を設定しており、統一が図られていなかった。

しかし、中小企業庁及び機構は、ファンド助成事業の成果目標の達成度合いは各道県において評価されるものであるなどとして、ファンド助成事業の統一的な成果目標を設定していなかった。

このため、中小企業庁及び機構において、各道県のファンド助成事業の事業効果を統一的に評価して、ファンド融資事業全体の事業効果を検証することができない状況となっており、事業効果が検証されておらず、公表もされていなかった。

(改善を必要とする事態)

5道県6ファンドにおいて、見直し基準に継続して該当しているにもかかわらず、ファンド規模の見直しが適時適切に行われていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。また、適時適切なファンド規模の見直しが困難となっている事態並びに中小企業庁及び機構においてファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、5道県においてファンド規模を適時適切に見直す重要性についての理解が十分でないことにもよるが、中小企業庁及び機構において、次のことなどによると認められる。

ア　機構において、長期間、見直し基準に継続して該当しているファンドの存在を認識していたにもかかわらず、今後の対応方針等を聴取し推移を見守るにとどめるなど、ファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議を実施する必要性についての理解が十分でないこと

イ　中小企業庁及び機構において、見直し基準の内容、1期目の期限到来時残額の取扱いなどのファンド規模の適時適切な見直しが困難となっている要因に対する検討が十分でないこと

ウ　中小企業庁及び機構において、ファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表することの重要性についての理解が十分でないこと

3　本院が要求する改善の処置及び表示する意見

機構は、経済産業省が定めた機構の第5期中期目標において、事業貸付金を含む保有資産の規模やその使途について適切に管理することを求められている。

ついては、中小企業庁及び機構において、適時適切にファンド規模を見直すこと及びファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表することが可能となるよう、次のとおり、改善の処置を要求し、及び意見を表示する。

ア　機構において、見直し基準に継続して該当している5道県6ファンドについて、5道県に確認するなどしてファンド期限到来時に生ずる用途未確定繰越額を算出させた上で機構見合分の償還を行うよう求めるなど、ファンド規模の見直しに向けた具体的な協議を行うこと（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

イ　中小企業庁及び機構において、3期目のファンド融資事業を継続する場合には、都道府県がファンド規模の見直しを確実に行うこととなるように、ファンド規模に係る数値化された適切な見直し基準の内容を検討した上でこれを示すとともに、2期目の期限到来時残額の取扱いを明確にすることなどにより、ファンド元本の圧縮を含めてファンド規模を適時適切に見直すことができる制度設計とすること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

ウ　中小企業庁及び機構において、3期目のファンド融資事業を継続する場合には、ファンド助成事業を統一的に評価することが可能な成果目標を設定の上、ファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

令和６年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について

（令和６年度決算検査報告 280、471 ページ参照）

１　本院が表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を通じて規模の拡大等の事業（以下「再構築事業」という。）を行う中小企業者等（以下「事業主体」という。）に対して、補助金（以下「事業再構築補助金」という。）を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業（以下「再構築支援事業」という。）を実施している。経済産業省及び中小企業庁が定めた事業再構築指針において、事業再構築の類型に該当するための要件として、「事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること」などが定められている。また、「中小企業等事業再構築促進補助金（新市場進出）交付規程」（以下「交付規程」という。）等によれば、事業主体は、原則として、再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産については、再構築事業完了後においても、事業再構築補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならないこととされている。そして、当該財産のうち取得価格等が単価 50 万円以上の機械、器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）について、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反する使用（以下「目的外使用」という。）、譲渡、貸付け、廃棄等（以下、これらを合わせて「処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ機構に承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこととされている。さらに、事業主体は、処分制限財産を処分制限期間内に処分した場合、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を機構に納付（以下「残存簿価分等納付」という。）することなどとされている。上記について、中小企業庁及び機構は、処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築（以下「計画新規事業」という。）にのみ使用される必要があるとしている。また、再構築事業を実施する前から事業主体が実施していた既存の事業や計画新規事業とは別の新規事業（以下、これらを合わせて「既存事業等」という。）に処分制限財産を使用する場合には、原則として目的外使用に当たるとしている。

機構は、交付規程等に基づき、事業主体に、再構築事業の完了の日の属する当該事業主体の決算年度の終了後を初回として、以降５年間、当該事業主体の決算年度が終了する度に、直近１年間の事業再構築の事業化の状況等を記載した「事業化状況・知的財産権報告書」（以下「事業化状況等報告書」という。）を提出させることとしている。中小企業庁は、再構築支援事業の事業効果について、事業化状況等報告書における報告内容等に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施しており、今後も継続的に効果検証を行い、その結果を毎年度公表するとしている。

しかし、機構において、経済社会情勢の変化により事業計画書の内容が必ずしも現状に適合しなくなったなどの結果、計画新規事業が必ずしも利益の確保につながらないなどの状況があることを踏まえると処分制限財産の既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況において、処分制限財産の使用状況を十分に把握していない事態、及び

事業主体の事業化状況等報告書において、事業再構築の事業化の状況として、既存事業等も含めた売上額が計上されているなど適切に報告されておらず、中小企業庁において再構築支援事業の事業効果を正確に分析できないおそれがある事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること

イ　機構において、事業主体における事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書における報告方法を見直すこと

ウ　中小企業庁において、ア及びイの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

2　当局が講じた処置

本院は、中小企業庁及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構は、8年7月までに、再構築支援事業に係るウェブサイトに処分制限財産に係る特設ページを開設するなどして、事業主体に対して、補助事業により取得した処分制限財産は原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知した。また、機構は、同年4月に、目的外使用等が生じている場合に、処分制限財産の使用状況に応じて是正又は残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、目的外使用等に係る判断基準等を整理して明確化した運用基準を策定するとともに、同年6月に、事業主体が事業化状況等報告書の提出等を行うためのシステムに処分制限財産の使用状況を報告させる機能を追加して、事業化状況等報告書の提出時に処分制限財産の使用状況を把握することとした。

イ　機構は、8年6月に、事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書に記載すべき各項目の要点等を整理したマニュアルを作成し、再構築支援事業に係るウェブサイトに掲載するなどして、事業主体に対して、事業再構築の事業化の状況を正確に報告する方法を周知するとともに、アのシステムに、事業主体が事業再構築の事業化の状況として計画新規事業のみの売上額等を報告しているかの確認を促す機能を追加するなどして、事業化状況等報告書における報告方法を見直した。

ウ　中小企業庁は、7年10月から8年7月までの間に、同庁、機構等による会議を定期的に開催することなどにより、ア及びイの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導及び助言を行った。

第16　独立行政法人奄美群島振興開発基金

不　当　事　項

役　　務

(208) 業務システム再構築契約において、仕様書の内容が十分なものとなっていなかったため、稼働後の保守が行えず、並びに機能及び性能の欠陥が生じていて安定した稼働に支障を来すことから、新業務システムが全く使用されないままとなっていて、所期の目的を達していなかったもの

科　　目	ソフトウェア
部　局　等	独立行政法人奄美群島振興開発基金本部
契　約　名	業務システム再構築契約
契約の概要	融資業務等に係る顧客及び保証人の管理、保証料管理、償還表管理等の機能を有する業務システムの再構築を行うもの
契約の相手方	奄美情報通信協同組合
契　　約	平成 28 年 12 月　随意契約
支　払　額	8,240,400 円(平成 29 年度)
全く使用されていなかった新業務システムの構築に係る支払額	8,240,400 円(平成 29 年度)

1　契約等の概要

独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)に基づき、奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者に対して、事業資金を貸し付ける融資業務等を行っている。

基金は、平成 28 年 12 月に、融資業務等に係る顧客及び保証人の管理、保証料管理、償還表管理等の機能を有する業務システムの再構築を請け負わせる「業務システム再構築契約」(以下「本件契約」といい、本件契約により構築されたシステムを「新業務システム」という。)を、企画競争による随意契約により、奄美情報通信協同組合(以下「組合」という。)との間で契約金額 8,240,400 円で締結し、30 年 2 月に新業務システムの構築が完了したとして、同年 3 月までに契約金額の全額を組合に対して支払っている。

2　検査の結果

本院は、有効性等の観点から、本件契約の仕様書の内容は十分なものとなっているか、新業務システムは適切に構築され、業務に利用されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、基金本部及び組合において、契約書、仕様書等の契約関係書類等を確認し、新業務システムの利用状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

基金は、30年2月に、新業務システムの引渡しを受けていた。しかし、基金は、同年7月に、新業務システムの稼働前の動作確認を行ったところ、次の①及び②のとおり、稼働後に保守が行えないこと並びに機能及び性能の欠陥が生じていて安定した稼働に支障を来すことを把握した。

① 新業務システムの保守の際の作業環境にインストールされたソフトウェア等（以下「開発ソフト」という。）について、ライセンスの有効性を確認できず、このまま開発ソフトを使用するとライセンスの規約違反となる可能性があるため、新業務システムの保守が行えないこと

② 帳票のファイル出力機能について、メーカーによるサポートの期限が既に到来しており、サポートの対象外となっているソフトウェアのファイル形式にしか対応していないこと、また、保守の際の作業環境について、動作が著しく重く、保守に使用するファイルを開くのに長時間を要することなどの機能及び性能の欠陥が生じていて、新業務システムの安定した稼働に支障を来すこと

①については、新業務システムの構築後に基金を含む組合以外の者が保守を行えるようにするためには、個々の開発ソフトのライセンスの有効性を確認できる開発ソフトの一覧が必要であるのに、基金は、当初、新業務システムの保守を組合が行う見込みであったとして、開発ソフトの一覧の作成について仕様書に明記していなかった。また、組合は、稼働後の保守のために、自ら調達した開発ソフトについて、その一覧を作成する必要があったのに、これを作成していなかった。

②については、基金は、システムの構築に関する十分な知見のある職員を有していないこともあり、新業務システムを安定して稼働させるために必要となる機能及び性能として、帳票のファイル出力機能が対応するファイル形式及び保守の際の作業環境の応答時間等に関する項目を仕様書に明記する必要性を認識しておらず、これを明記していなかった。

これらのことから、新業務システムは、稼働後に保守が行えず、また、安定した稼働に支障を来す機能及び性能の欠陥が生じていて、基金の業務に使用できるものとはなっていなかった。

このため、基金は、遅くとも30年8月までに、新業務システムを使用しないことを決定して、実際に、新業務システムは業務に全く使用されていなかった。その後、基金は、システムの構築に関する十分な知見のある職員を新たに配置するなどして、新業務システムを利用して行う予定であった業務を行うためのシステムを基金自らが改めて構築することとし、構築の補助作業を請け負わせる「業務システム再構築契約」を、同年9月に、組合との間で契約金額1,400,000円で締結した。基金は、令和元年6月に、改めて構築した当該システムの使用を開始していて、新業務システムは今後も使用される見込みがないものとなっている。

したがって、本件契約により構築された新業務システムは全く使用されないままとなっていて、基金において業務システムを再構築するという所期の目的を達しておらず、本件契約に係る支払額8,240,400円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合が自ら調達した開発ソフトの一覧を作成することについての認識が欠けていたことにもよるが、基金において、開発ソフトの一覧の作成並びに新業務システムが備える必要がある機能及び性能を仕様書に明記することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第17　独立行政法人地域医療機能推進機構

不　当　事　項

役　　務

(209) 透析通信システムのリモートメンテナンスに係る契約において、仕様書等で定めていた遠隔監視が全く実施されていなかったのに、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行い、契約金額を支払っていたもの

科　　目	設備関係費
部　局　等	独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院
契　約　名	透析通信システムのリモートメンテナンスの業務委託契約
契約の概要	透析通信システムの稼働監視等を遠隔で実施するもの
契約の相手方	東芝情報システム株式会社(令和元年10月キヤノンメディカルシステムズ株式会社が事業を承継し、更に5年1月キヤノンITSメディカル株式会社が事業を承継)
契　　約	平成31年3月　一般競争契約
契約金額	3,214,944円
支　払　額	3,214,944円(令和元年度～5年度)
不当と認める支払額	3,214,944円(令和元年度～5年度)

1　契約等の概要

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院(以下「病院」という。)は、透析通信システム(注)の運用に当たり、平成31年3月に、契約期間を同年4月から令和6年3月までとする「透析通信システムのリモートメンテナンスの業務委託契約」(以下「委託契約」という。)を、一般競争入札により、東芝情報システム株式会社(元年10月キヤノンメディカルシステムズ株式会社が事業を承継し、更に5年1月キヤノンITSメディカル株式会社が事業を承継。以下、これらを「会社」という。)と、契約金額3,214,944円で締結している。

(注)　透析通信システム　　患者ごとに透析の実施状況の入力や、透析の実施状況に関する監視を行うシステム

委託契約の仕様書等によれば、委託業務の内容は、透析通信システムの稼働監視等を遠隔で実施すること(以下「遠隔監視」という。)とされている。また、会社は、毎月、遠隔監視の実施状況を記載した業務報告書を提出し、病院から給付の完了の確認をするために必要な検査(以下「検収」という。)を受けることなどとされている。遠隔監視の実施に当たっては、病院を通して、独立行政法人地域医療機能推進機構本部が構築しているリモートメンテナンスシステムに対する回線接続の許可のための申請、専用端末の設置、専用回線の接続等の環境の構築を行うこととなっている。

独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程(平成26年規程第61号)等によれば、病院は、役務の提供等の完了を確認するに当たっては、委託業者から役務の提供等の完了を証する書類の提出を受け、検収を行うこととされている。

病院は、毎月、検収を行った上で委託費を支払っており、5年度までの支払額は計3,214,944円となっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、遠隔監視が契約どおり適切に実施されているかなどに着眼して、委託契約を対象として、病院において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、遠隔監視に必要な回線接続の許可のための申請及び環境の構築を行っていなかった。そして、契約期間中、遠隔監視を全く実施しておらず、また、業務報告書を提出していない一方で、遠隔監視を実施したとする納品書及び請求書を毎月、病院に送付していた。なお、病院において当時の資料等が保存されていなかったなどのため、遠隔監視が実施されなかった経緯を確認することはできなかった。

しかし、病院は、遠隔監視が実施されておらず、また、業務報告書が提出されていなかったのに、納品書及び請求書が提出されたことをもって、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行い、会社からの請求どおりに委託費を支払っていた。

したがって、委託契約に係る委託費3,214,944円は支払う必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において遠隔監視を実施していなかったことにもよるが、病院において、会社が行う遠隔監視の実施状況を確認することの重要性についての認識が欠けていたこと、委託契約に係る検収を適切に実施することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第18　独立行政法人住宅金融支援機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

証券化支援事業におけるフラット35の債権について、借受者が融資対象住宅を店舗等又は民泊等の施設として利用していて、自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に適合していない事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、並びに金融機関の融資審査及び借受者に対する説明の具体的な内容を融資審査シート及び顧客説明資料に明記するなどすることにより店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するよう意見を表示したもの

科　　目	(証券化支援勘定)買取債権
部　局　等	独立行政法人住宅金融支援機構本店
証券化支援事業の根拠	独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)
証券化支援事業の概要	フラット35等の商品名で民間の金融機関が販売する長期固定金利の住宅ローンの債権を買い取るなどするもの
検査の対象とした買取債権の件数及び買取額	10,925件　4078億6639万円(令和5、6両年度)
自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に適合していない買取債権の件数及び買取額	64件　30億4074万円(令和5、6両年度)

【適宜の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

証券化支援事業におけるフラット35の債権に係る融資審査等について

(令和8年10月20日付け　独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1　証券化支援事業の概要等

(1)　証券化支援事業の概要

貴機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づき、民間の金融機関が長期固定金利の住宅ローンを国民に提供することを支援するために、フラット35等の商品名で民間の金融機関が販売する長期固定金利の住宅ローン(以下「フラット35」といい、フラット35を販売する民間の金融機関を「金融機関」という。)の債権を買い取るなどの証券化支援事業を実施している。貴機構が証券化支援事業により買い取ったフラット35の債権の件数及び買取額は、令和5年度が29,246件9398億余円、6年度が24,975件7862億余円となっている。

ア　買取債権の要件及びフラット35における借入金の使途等

独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書(平成19年住機規程第1号)によると、貴機構が金融機関から買い取るフラット35の債権(以下「買取債権」という。)は、自ら居住するなどの住宅を建設し又は購入する債務者に対する貸付けに係るものであることとする要件等に適合しなければならないとされている。貴機構は、金融機関との間で、住宅ローン債権売買基本契約を締結し、同契約中に規定されている譲渡債権適格基準を満たす債権を買い取ることとしている。同基準には、フラット35の融資を受けて建設され又は購入される住宅(以下「融資対象住宅」という。)について、上記の業務方法書に定める要件に適合して貸付けの対象となる住宅に関する基準等が定められている。

金融機関は、債務者との間で金銭消費貸借契約証書(以下「証書」という。)を作成し、証書には、借入金の使途は債務者が自ら居住するなどの住宅の取得資金であることなどのほか、融資対象住宅の所在地等を表示することなどとなっている。

また、証書には、債務者が次の①から③までのいずれかの事項に該当して、貸主(注)が債務者に対して書面による返済請求を行ったときは、債務者は債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務の返済(以下「繰上償還」という。)をする旨が規定されている(以下、①から③までのいずれかの事項に該当する融資対象住宅の利用を「不適正利用」という。)。

①　借入金を証書に表示されている使途以外の使途に使用したとき

②　貸主に届け出ないで融資対象住宅に自ら又は親族が居住しなかったとき

③　貸主の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき

(注)　貸主　　証書において、金融機関から貴機構への債権譲渡前は金融機関、債権譲渡後は貴機構が貸主とされている。

イ　証券化支援事業に係る事務

証券化支援事業に係る主な事務の流れは、図表1のとおりとなっている。

図表1　証券化支援事業に係る主な事務の流れ

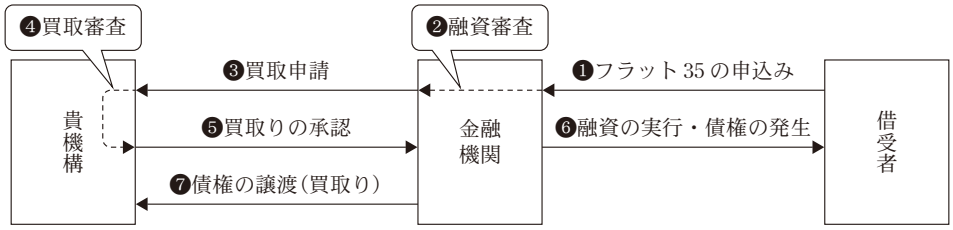

①　金融機関は、フラット35による融資を希望する者から申込みを受けたとき(図表1❶)は、住宅ローン債権売買基本契約の定めに基づき、当該申込みを行った者(以下、フラット35による融資を受けた債務者と合わせて「借受者」という。)から借入申込書等の資料の提出を受け、借受者に対してヒアリングをするなどして、返済能力及び融資対象住宅の用途が譲渡債権適格基準に適合することなどを確認する審査(以下「融資審査」という。図表1❷)を行う。融資審査の結果、融資を行うことが適当と判断した場合、借入申込書等を貴機構に示して債権の買取りを貴機構に申請(以下「買取申請」という。図表1❸)する。

② 貴機構は、買取申請の内容が譲渡債権適格基準に適合していることなどを確認する審査(以下「買取審査」という。図表１❹)を行う。買取審査の結果、債権を買い取ることが適当と判断した場合、金融機関に対して債権の買取りの承認を行う(図表１❺)。

③ 金融機関は、借受者との間で金銭消費貸借契約を締結して融資を実行する(図表１❻)。そして、貴機構は、金融機関から借受者への貸付金の交付と同時に、当該貸付金の金額(以下「融資額」という。)と同額で、当該金銭消費貸借契約に係る債権を金融機関から買い取る(図表１❼)。

ウ 要件の確認に係る金融機関の融資審査

貴機構は、譲渡債権適格基準の詳細及び金融機関が貴機構に債権を譲渡するまでに必要な手続を定めた「証券化支援事業(買取型)業務マニュアル」(以下「業務マニュアル」という。)を作成して、金融機関に配布している。業務マニュアルには、金融機関が融資審査において借受者に対して居住の意思等を確認する際の項目が記載された「フラット35融資審査シート」(以下「融資審査シート」という。)等が示されていて、金融機関は、融資審査シートを使用するなどして借受者の申込内容等を確認することになっている。また、住宅部分と店舗又は事務所部分を併せ持つ住宅については、譲渡債権適格基準によると、住宅以外の部分はフラット35の融資対象とならないこととなっている。

さらに、貴機構は、金融機関に対する説明会を定期的に開催するなどして、要件の確認に係る融資審査の観点、確認方法等について、最近の不適正利用の事例を用いるなどして説明している。

エ 不適正利用に係る借受者への説明

貴機構は、業務マニュアルにおいて、不適正利用に該当する事項等を記載した「長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】の特徴及び注意事項について」(以下「顧客説明資料」という。)を示し、金融機関から借受者に対して説明する必要があるとしている。金融機関は、顧客説明資料を使用するなどして、不適正利用が判明した場合は全額繰上償還の義務が発生することなどについて、原則として借受者に対面で説明し、署名させて了承を得ることになっている。

⑵ 近年の住宅利用の多様化

近年、急増する訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズへの対応、空き家の有効活用等の観点から、住宅を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊制度が広く普及するなど、個人が居住する住宅の利用方法が多様化している。

民泊制度には、図表２のとおり、住宅宿泊事業(いわゆる民泊)、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる特区民泊)又は旅館業として宿泊施設を営むもの(以下、これらを合わせて「民泊等」という。)がある。

図表２　民泊等の種類

種類	住宅宿泊事業 （いわゆる民泊）	国家戦略特別区域 外国人滞在施設経営事業 （いわゆる特区民泊）	旅館業
根拠法	住宅宿泊事業法 （平成 29 年法律第 65 号）	国家戦略特別区域法 （平成 25 年法律第 107 号）	旅館業法 （昭和 23 年法律第 138 号）
事業の内容等	・旅館業の営業許可を受けた者以外の者が、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業 ・営業は年間 180 日以内 ・事業を営むためには都道府県知事等への届出が必要	・国家戦略特別区域として指定された地域において、旅館業法の特例として、宿泊料を受けて外国人旅客の滞在に適した施設で人を宿泊させる事業 ・年間営業日数の上限なし ・事業を営むためには都道府県知事等の認定が必要	・旅館業法に基づく営業許可の下で、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業 ・事業を営むためには都道府県知事等の許可が必要

貴機構は、借受者が貴機構に届け出ないで融資対象住宅に居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用する場合又は借受者が貴機構の承諾を得ないで融資対象住宅を旅館業の施設として利用する場合は、不適正利用に該当するとしている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

貴機構における買取債権の買取額は多額に上っている。また、住宅を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する民泊制度の普及といった近年の住宅利用の多様化の状況を踏まえると、当該状況に対応した融資審査等が行われることが重要となっている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、フラット 35 について、自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に買取債権が適合しないものとなっていないか、金融機関の融資審査及び借受者に対する説明が近年の住宅利用の多様化等を踏まえて不適正利用を未然に防止するために十分なものとなっているか、貴機構は融資審査等が不適正利用の未然防止に有効なものとなるための方策を講じているかなどに着眼して、貴機構本店において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、５、６両年度の買取債権 54,221 件の多くを占め、住宅以外の用途に利用されている状況が外観上比較的明らかな戸建て住宅に係るもの 42,622 件の中から、人口が集中し、また、観光客数が多く、店舗、事務所又は民泊等に対する需要が高いと考えられる都市部に所在するものなど 10,925 件（融資額 4078 億 6639 万円）を抽出した。そして、当該 10,925 件の全件を対象に、貴機構から提供を受けたフラット 35 に係る融資実行データ、インターネット上の情報等を用いて、住宅以外の用途に利用されていないかを在庁により確認し、そのうち、融資対象住宅を店舗、事務所又は民泊等の施設として利用している兆候が見受けられた 209 件（同 89 億 1074 万円）について、その利用状況を実地に確認するなどして検査した。その結果、不適正利用が疑われる 135 件（同 59 億 4098 万円）について、貴機構に調査を求めて、貴機構を通じて、金融機関が融資審査において確認した関係書類の提出を受けるなどして検査した。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に買取債権が適合していない事態

ア　借受者が融資対象住宅を店舗又は事務所として利用していた事態

融資対象住宅の利用状況を実地に確認するなどしたところ、借受者が融資対象住宅を、貴機構の承諾を得ないで店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）として利用していた事態（以下「店舗等利用」という。）が39件（融資額16億6395万円）見受けられた。

店舗等利用39件のうち、融資対象住宅に店舗用又は事務所用と居住用とみられる2か所の出入口が設置されているものが32件（同14億5092万円）となっていた。そこで、これら32件について、融資審査において金融機関が借受者から提出を受けた書類を確認したところ、図表3のとおり、融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていなかったものが6件（同2億4359万円）見受けられた。また、融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていた残りの26件の中には、当該資料において2か所の出入口に加えて業務用の設備と思われる記載があるものもあった。

図表3　店舗等利用における出入口の設置状況等

区分	全体	左のうち2か所の出入口が設置されているもの	うち融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていなかったもの
件数	39件	32件	6件
融資額	16億6395万円	14億5092万円	2億4359万円

なお、店舗等利用39件のうち、美容業（美容室、エステサロン及びネイルサロン）の店舗が16件（融資額7億7559万円）、飲食業（飲食店及び食品販売店）の店舗が9件（同2億9686万円）となっていた。

店舗等利用について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

借受者Aは、2階建ての新築戸建て住宅の全てを住宅として利用するとして、令和5年5月にフラット35の融資54,900,000円を受けて、福岡市において、融資対象住宅を取得している。

しかし、当該融資対象住宅の利用状況を実地に確認したところ、1階に店舗（ラーメン店）として営業している部分があり、店舗用と居住用とみられる2か所の出入口が設置されていて、店舗等利用に係る不適正利用が疑われた。このため、貴機構に調査を求めるなどしたところ、借受者Aは、貴機構の承諾を得ないで当該融資対象住宅の一部を店舗として実際に利用していた。

また、金融機関が借受者から提出を受けた当該融資対象住宅の間取りなどが示された資料には、2か所の出入口に加えて、「オーダーカウンター」という飲食店用の設備と思われる記載があった。

イ　借受者が融資対象住宅を民泊等の施設として利用していた事態

民泊等を運営するに当たっては、地方公共団体への届出等が必要であるため、所在地、施設名等の情報が地方公共団体のウェブサイト等において公表されていることがある。そこで、公表されている民泊等の所在地と融資対象住宅の所在地とが一致している

ものについて、融資対象住宅の利用状況を実地に確認するなどしたところ、図表4のとおり、借受者が融資対象住宅を、貴機構に届け出ず又は承諾を得ないで、自ら居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用し、又は旅館業の施設として利用していた事態（以下「民泊等利用」という。）が25件（融資額13億7679万円）見受けられた。

図表4　民泊等利用の件数等

区分	全体	民泊	特区民泊	旅館業
件数	25件	7件	2件	16件
融資額	13億7679万円	3億9600万円	7472万円	9億0607万円

民泊等利用25件について、地方公共団体のウェブサイト等の情報と金融機関が借受者から提出を受けた書類とを照合して確認したところ、図表5のとおり、融資審査の時点において把握できた情報から、融資対象住宅の取得後に民泊等利用となるリスクを認識して融資審査を行うことができたと考えられるものが見受けられた（①から③までの純計12件、融資額純計6億7226万円）。

図表5　融資対象住宅の取得後に民泊等利用となるリスクを認識して融資審査を行うことができたと考えられるもの

（上段）融資審査の時点での状況 （下段）融資対象住宅の取得後に民泊等利用となるリスク	件数及び融資額
①フラット35の申込時点で、既に、購入対象の住宅について民泊等の施設の届出等がなされていたもの　＜事例2＞	2件 1億1727万円
借受者が当該融資対象住宅を民泊等の施設として継続して利用するリスク	
②フラット35の申込時点で、既に、借受者が購入対象とは別の住宅において民泊等の施設を運営していたもの	2件 7318万円
借受者が購入対象の融資対象住宅も民泊等の施設として利用するリスク	
③借受者の勤務先等が民泊等を運営する会社であったもの　＜事例3＞	9件 5億1529万円
借受者の勤務先等が融資対象住宅を民泊等の施設として運営するリスク	
計（注）	12件 6億7226万円

（注）　②及び③に重複して計上しているものがあるため、各欄の件数及び融資額を集計しても一致しない。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞

借受者Bは、3階建ての中古戸建て住宅の全てを住宅として利用するとして、令和6年12月にフラット35を申し込み、7年1月に融資52,920,000円を受けて、東京都墨田区において、融資対象住宅を取得している。

しかし、当該融資対象住宅の利用状況を実地に確認したところ、1階の玄関扉に旅館業の施設名が記載された貼り紙が掲げられていて、民泊等利用に係る不適正利用が疑われた。このため、貴機構に調査を求めるなどしたところ、借受者Bは、貴機構の承諾を得ないで当該融資対象住宅を旅館業の施設として実際に利用していた。

また、購入対象の住宅について同区のウェブサイトから確認できた情報をみると、フラット35の申込時点から1年以上前に旅館業の許可がなされていた。

＜**事例3**＞

借受者Cは、3階建ての新築戸建て住宅の全てを住宅として利用するとして、令和7年2月にフラット35の融資80,000,000円を受けて、東京都豊島区において、融資対象住宅を取得している。

しかし、当該融資対象住宅の利用状況を実地に確認したところ、1階の玄関扉には、民泊として届出済みである旨及び住宅宿泊管理業者の情報が記載された貼り紙が掲げられていて、民泊等利用に係る不適正利用が疑われた。このため、貴機構に調査を求めるなどしたところ、借受者Cは、貴機構の承諾を得ないで当該融資対象住宅を旅館業の施設として実際に利用していた。

また、借入申込書に記載されていた借受者Cの勤務先は、上記の貼り紙に記載されていた住宅宿泊管理業者と一致している上、他に複数の旅館業の施設を運営する会社であった。

以上のように、店舗等利用39件(融資額16億6395万円)、民泊等利用25件(同13億7679万円)、計64件(同計30億4074万円)は不適正利用に該当すると認められた。

⑵　要件の確認に係る融資審査シートの記載内容

融資対象住宅の間取り、民泊等の所在地等の情報は、融資審査の時点で、借受者から提出される資料、地方公共団体のウェブサイト等により金融機関が把握することが可能な場合がある。そこで、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するために、借受者から提出される資料、ウェブサイト等を融資審査で活用することについて、融資審査シートにおいてどのように示されているか確認したところ、次のようになっていた。

融資審査シートでは、融資対象住宅について「賃貸用や事業用の取得の懸念はないか」という確認項目はあるものの、具体的に借受者から融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けることにはなっていなかった。また、確認項目として具体的に民泊等を明示してはいなかった。しかし、現に、融資対象住宅に居住用とは別の出入口が設置されるなどした上で店舗等又は民泊等の施設として利用されている事態を踏まえると、金融機関が融資審査を行うに当たり、不適正利用のリスクが高いと考えられる申込みについて、借受者から融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けて確認すること、地方公共団体のウェブサイト等から民泊等の施設の所在地を確認することなどは重要であると考えられる。

このような状況について、貴機構は、金融機関を対象にした説明会において、要件の確認に係る融資審査の観点、確認方法等について、最近の不適正利用の事例を用いるなどして説明しているものの、融資対象住宅が店舗等又は民泊等の施設として利用されることがないかを具体的に確認するための審査項目を融資審査シートに明記するまでには至っていない。そのため、金融機関が融資審査シートを使用するなどして行う融資審査が、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用の未然防止にとって十分なものとはなっていなかった。

⑶　不適正利用に係る顧客説明資料の記載内容

金融機関と借受者との間で作成する証書の内容のうち、不適正利用に該当する事項等の重要なものについては、金融機関が融資の実行前に特に借受者へ説明を行い了承を得る事項として、貴機構は顧客説明資料に記載して金融機関に対して示している。

そこで、顧客説明資料の記載内容について確認したところ、民泊等利用に係る不適正利用に該当する事項として、店舗等として利用すること及び借受者が融資対象住宅に居住することなく第三者に賃貸することは示されているものの、借受者が融資対象住宅に居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用し、又は融資対象住宅を旅館業の施設として利用することについては具体的に示されていなかった。

このように、貴機構において、住宅を民泊等の施設として利用するといった近年の住宅利用の多様化を踏まえた具体的な内容を顧客説明資料に明記するまでには至らず、金融機関が借受者に対して行う説明が、民泊等利用に係る不適正利用の未然防止にとって十分なものとはなっていなかった。

（是正及び改善を必要とする事態）

フラット35に関して、借受者が融資対象住宅を店舗等又は民泊等の施設として利用していて買取債権が要件に適合していない事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、貴機構において、要件の確認に関して融資審査で具体的に確認する内容を融資審査シートに明記していないこと、及び近年の住宅利用の多様化を踏まえて金融機関が借受者に対して説明する具体的な内容を顧客説明資料に明記していないことから、金融機関による融資審査及び借受者への説明が、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用の未然防止にとって十分なものとなっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、証書の規定を遵守することについての認識が欠けている借受者がいる中で、貴機構において、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するために、要件の確認に関して金融機関が融資審査を行うに当たり具体的に確認する内容を融資審査シートに明記すること、近年の住宅利用の多様化を踏まえて金融機関が借受者に対して説明する具体的な内容を顧客説明資料に明記することについての検討が十分でないことなどによると認められる。

3　本院が要求する是正の処置及び表示する意見

貴機構は、証券化支援事業を今後も引き続き実施していくこととしている。

ついては、貴機構において、買取債権が要件に適合していない事態について要件に適合するよう、また、金融機関による融資審査及び借受者への説明が適切に実施され、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を可能な限り未然に防止できるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　要件に適合していない買取債権64件が要件に適合するよう借受者に対して必要な対応を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求等の必要な措置を講ずること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　融資審査シートにおいて、金融機関が融資審査を行うに当たり、過去に判明した不適正利用と類似点があるなど融資対象住宅の取得後の不適正利用のリスクが高いと考えられる申込みについて、融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けて確認すること、地方公共団体が公表する民泊等の所在地等に係る情報を確認することなど、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用の未然防止に資する具体的な内容を明記すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

ウ　顧客説明資料において、借受者が融資対象住宅に居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用し、又は融資対象住宅を旅館業の施設として利用することが民泊等利用に係る不適正利用に該当することなど、近年の住宅利用の多様化を踏まえた具体的な説明内容を明記すること（同法第 36 条の規定により意見を表示するもの）

エ　イの内容を明記した融資審査シート及びウの内容を明記した顧客説明資料を金融機関に周知して、融資審査及び借受者への説明を適切に実施することを金融機関に求めること（同法第 36 条の規定により意見を表示するもの）

令和 5 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について

〔令和 5 年度決算検査報告 518 ページ参照
令和 6 年度決算検査報告 491 ページ参照〕

1　本院が要求した改善の処置

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）等に基づき、住宅融資保険事業を実施しており、同事業の経理について、住宅融資保険勘定を設けて整理している。同事業において、機構は、民間の金融機関との間で住宅融資保険契約を締結して、当該金融機関から住宅ローン債権に係る保険料を受け取っている。また、機構は、平成 21 年度一般会計補正予算（第 1 号）による国からの出資金（以下「運用益型出資金」という。）を住宅融資保険勘定において保有し、その運用収益をもって、保険料率引下げの対象となる住宅ローン債権（以下「対象債権」という。）の保険料率を一律に 0.20％ まで引き下げるための費用（以下「保険料率引下げ費用」という。）を賄うこととしている。そして、機構は、運用益型出資金のうち不要となった額について、平成 24 年度に国庫に納付し、また、25、26 両年度に機構の同一勘定内で保有している保有型出資金(注)に振り替えている（以下、運用益型出資金を保有型出資金に振り替えることを「勘定内振替」、運用益型出資金と保有型出資金を合わせて「運用益型出資金等」という。）。

しかし、機構において、27 年度以降、運用益型出資金の規模の見直しを行っておらず、本院が将来見込まれる運用収益を令和 6 年度以降の想定運用利回りを用いて保守的に試算したところ、保険料率引下げ費用の累計額等を賄うために必要と認められる額以上の多額の運用益型出資金を保有していることになるなどの事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して 6 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　対象債権の残高の減少に伴う保険料率引下げ費用や運用益型出資金等の運用の状況等を踏まえて、運用益型出資金の規模の見直しを行うこと。そして、機構による見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、保有型出資金の増額が必要となる場合には勘定内振替を行うこと、又は国庫への納付を行うこと

イ　アの運用益型出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

（注）　保有型出資金　　通常予測される範囲を超えるリスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応することを目的とする出資金

2　当局が講じた処置

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　住宅融資保険事業を確実に実施するには必要な運用収益を確実に確保することが必要であるとして、6年11月、7年6月及び同年11月に、運用益型出資金等のうち、その時点で運用利回りが確定したものに係る満期日までの運用収益の総額（以下「運用収益の確定額」という。）と、全ての対象債権の完済が見込まれるまでの保険料率引下げ費用の総額（以下「保険料率引下げ費用の総額」という。）を比較することにより、運用益型出資金の規模の検証を行った。そして、7年11月の検証の結果、運用収益の確定額が保険料率引下げ費用の総額を上回ったことから、運用益型出資金を運用している有価証券のうち8年9月に償還期限を迎えたもの（償還額計33億円）について、再運用を行わずに、同月に同額の勘定内振替を行った。また、今後償還期限を迎えるもの（同計589億余円）については、その都度償還額の勘定内振替又は国庫への納付を行うこととした。

イ　6年11月に、毎年度半期ごとに運用益型出資金の規模の検証を行い、その結果を踏まえた規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備した。

第 19　首都高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（1）　用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、業務の委託先である子会社において発生している費用を適切に反映するよう改善させたもの

科　　目	仕掛道路資産
部　局　等	首都高速道路株式会社本社、更新・建設局
契　約　名	用地事務補助業務(2023 年度)等 3 契約
契約の概要	高速道路の新設等に必要となる用地の取得等を行う事務の補助業務等を子会社に委託するもの
契約の相手方	首都高アソシエイト株式会社
契約金額	13 億 6827 万余円(令和 5 、 6 両年度)
上記のうち高速道路事業に係る金額	4 億 4052 万余円
用地事務補助業務等の業務費の積算額	13 億 8523 万円(令和 5 、 6 両年度)
上記のうち高速道路事業に係る積算額	4 億 4601 万余円
低減できた積算額	1 億 4380 万円(令和 5 、 6 両年度)

1　子会社に委託する用地事務補助業務等の概要

(1)　高速道路事業の概要

首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)は、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理(以下、これらを合わせて「高速道路事業」という。)を行っている。

高速道路事業に要する費用については、原則として、令和 97 年 9 月 30 日までに徴収される料金収入で賄われることとなっていて、料金の設定に当たっては、首都会社の利潤を含めないこととなっている。

首都会社は、高速道路事業の一部を連結決算の対象となる子会社に委託して実施する場合についても、子会社は親会社と経営が一体のものであることから、契約に当たっては、子会社の利益を見込まないことにしている。

(2)　用地事務補助業務等の概要

首都会社は、高速道路の新設等に必要となる用地の取得等を行う事務を実施している。そして、当該事務の補助として土地及び建物の所有権者の調査等を行う業務(以下「用地事務補助業務」という。)について、高速道路事業に係る業務及び高速道路事業以外に係る業務を合わせて委託することにより実施している。首都会社は、用地事務補助業務を 2 年度

以前は子会社以外の者に委託していたが、３年度以降は毎年度、２年12月に子会社として設立した首都高アソシエイト株式会社(以下「アソシエイト社」という。)に委託している。

また、首都会社は、高速道路事業の予定地の取得等を阻害する要因に関する調査等を行う業務(以下「用地アセスメント業務」といい、用地事務補助業務と合わせて「用地事務補助業務等」という。)を、５年度にアソシエイト社に委託している。

(3)　用地事務補助業務等の業務費の積算の概要

首都会社は、用地事務補助業務については首都会社が制定した用地事務補助業務費積算基準(平成17年10月制定。以下「用地事務積算基準」という。)に基づき、また、用地アセスメント業務については国土交通省関東地方整備局が制定した用地アセスメント調査等業務費積算基準(以下、用地事務積算基準と合わせて「用地事務積算基準等」という。)を準用して、それぞれ業務費を積算することにしている。

用地事務積算基準等によれば、用地事務補助業務等の業務費の構成は、図表１のとおりとされている。このうち、その他原価は直接人件費にその他原価率を、一般管理費等は業務原価に一般管理費等率を、それぞれ乗じて積算することとされている(図表２参照)。そして、その他原価率は、業務原価(直接経費の積上げ計上分を除く。)に対するその他原価の割合であるαを、一般管理費等率は、業務価格に対する一般管理費等の割合であるβを、それぞれ用いて算出することとされていて、α及びβの値はいずれも35％とされている。

図表１　用地事務補助業務等の業務費の構成

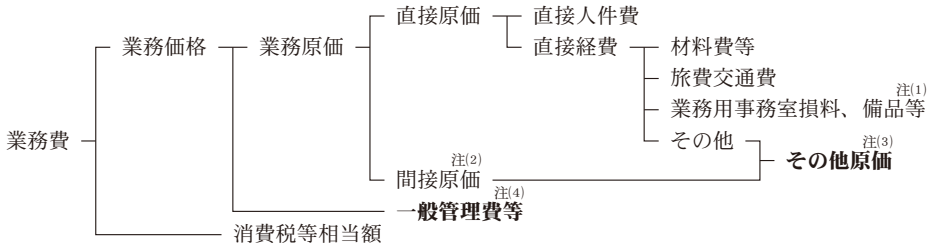

注(1)　業務用事務室損料、備品等は用地事務積算基準のみに記載されている。
注(2)　受注者の業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費
注(3)　間接原価及び直接経費(積上げ計上分を除く。)で構成される。
注(4)　受注者の業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、通信交通費、地代家賃等の一般管理費及び付加利益

図表２　その他原価及び一般管理費等の積算方法

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \left(\frac{\alpha}{1-\alpha}\right)\ \text{（その他原価率）}$$

$$\alpha = \frac{\text{その他原価}}{\text{業務原価（直接経費の積上げ計上分を除く。）}} = 35\,\%$$

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \left(\frac{\beta}{1-\beta}\right)\ \text{（一般管理費等率）}$$

$$\beta = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{業務価格}} = 35\,\%$$

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算において、子会社であるアソシエイト社が用地事務補助業務等を実施する上で発生している費用が適切に反映されているかなどに着眼して、５、６両年度の用地事務補助業務及び５年度の用地アセスメント業務の計３契約（契約金額計13億6827万余円、うち高速道路事業に係る金額計４億4052万余円）を対象として、首都会社本社及び更新・建設局において、契約書、設計書等を、また、アソシエイト社において、用地事務補助業務等を実施する上で発生している費用に係る資料等の関係書類をそれぞれ確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、用地事務積算基準等においてα及びβの値とされている35％は、アソシエイト社が設立される前の平成27年に定められたものなどであり、いずれも子会社以外の者へ委託する契約を前提とした値であった。そして、首都会社は、アソシエイト社に委託した３契約の業務費の積算に当たり、用地事務積算基準等に基づいて３契約全てのα及びβの値を35％とし、その他原価率及び一般管理費等率を、図表２の算定式により、いずれも53.85％と算出して、３契約の業務費を計13億8523万円と積算していた。このうち、高速道路事業に係る業務費の積算額は計４億4601万余円（うちその他原価計8823万余円、一般管理費等計１億4191万余円）となっていた。

上記の積算におけるα及びβの値の妥当性を確認するために、アソシエイト社の令和５、６両年度の決算資料における売上原価及び一般管理費を業務別の売上高の比率で案分するなどして算出した３契約に係る費用を、図表１の業務価格の構成に合わせて直接原価、間接原価及び一般管理費等に区分するなどしてα及びβの値を試算したところ、αは30％又は31％、βは９％又は10％となった。これにより、その他原価率は42.86％又は44.93％、一般管理費等率は9.89％又は11.11％となった。試算したその他原価率及び一般管理費等率に基づき、３契約の高速道路事業に係るその他原価及び一般管理費等を試算すると、図表３のとおり、その他原価は計7267万余円、一般管理費等は計2667万余円となり、用地事務積算基準等に定められたα及びβの値に基づく前記の積算額（その他原価計8823万余円、一般管理費等計１億4191万余円）を大幅に下回る結果となった。

図表３　用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の首都会社の積算額とアソシエイト社において発生している費用に基づく試算額の比較

業務名等		α（%）	その他原価率（%）	その他原価（円）	β（%）	一般管理費等率（%）	一般管理費等（円）	業務費（円）
５年度用地事務補助業務	首都会社積算	35	53.85	24,486,242	35	53.85	39,385,480	123,778,498
	本院試算	30	42.86	19,488,956	9	9.89	6,737,919	82,369,168
６年度用地事務補助業務	首都会社積算	35	53.85	62,476,553	35	53.85	100,491,262	315,819,664
	本院試算	31	44.93	52,127,605	10	11.11	19,581,356	215,434,925
５年度用地アセスメント業務	首都会社積算	35	53.85	1,269,949	35	53.85	2,034,170	6,413,000
	本院試算	31	44.93	1,059,588	9	9.89	354,531	4,334,000
計	首都会社積算			88,232,744			141,910,912	446,011,162
	本院試算			72,676,149			26,673,806	302,138,093
差額				15,556,595			115,237,106	143,873,069

このように、用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算額がアソシエイト社において発生している費用に基づく試算額を大幅に上回っていて、これによりアソシエイト社に利益が見込まれる事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

３契約の高速道路事業に係る業務費について、アソシエイト社において発生している費用を反映させたα及びβに基づくその他原価及び一般管理費等により試算すると、積算額は計３億0213万余円となり、前記の積算額計４億4601万余円を約１億4380万円低減できたと認められた（図表３参照）。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、首都会社において、アソシエイト社設立後の用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、アソシエイト社において発生している費用を適切に反映した積算を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

３　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、首都会社は、８年度以降の用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、子会社であるアソシエイト社において発生している費用を適切に反映するよう、次のような処置を講じた。

ア　８年１月に、用地事務積算基準の改正を行い、その他原価及び一般管理費等を毎年度過去の実績等を基に算出することとした。

イ　同年２月に、用地アセスメント業務について、関係部署に対して通知を発するなどして、アの改正後の用地事務積算基準と同様の運用とすることとした。

（2）　高速道路上の維持補修工事、清掃等の業務において使用する発炎筒の調達に当たり、原則として、納品期限を2日後とし、納品日を平日とすることなどにより、調達に係る費用の節減を図るよう改善させたもの

科　　目	管理費用
部　局　等	首都高速道路株式会社本社、3局
契　約　名	発炎筒の調達(2023年度)等2契約
契約の概要	高速道路上の維持補修工事、清掃等の業務において使用する発炎筒を当該業務の受託者の作業基地等に納品するもの
契約の相手方	国際化工株式会社
発炎筒の調達に係る支払額	23億4570万余円(令和5年度～7年度)
2日後納品又は平日納品とすることなどにより節減できた発炎筒の調達に係る支払額	9141万円(令和5年度～7年度)

1　高速道路上の維持補修等業務において使用する発炎筒の概要等

(1)　高速道路上の維持補修等業務において使用する発炎筒の概要

首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)は、高速道路の維持補修工事、清掃等の業務(以下「維持補修等業務」という。)を事業者に委託するなどして実施している(以下、維持補修等業務の受託者を「維持補修等業者」という。)。

維持補修等業者は、維持補修等業務の実施に当たり、高速道路上において交通規制等を行う際に、通行車両の安全を確保するための信号用として、発炎筒を多数使用している。使用する発炎筒には、燃焼時間が3分、5分又は15分のものなど複数の種類があり、交通規制等の内容により使い分けられている。

(2)　発炎筒の調達契約の概要

首都会社は、毎年度12月から翌年度の11月までの1年間に使用する発炎筒について一般競争入札を行い、1本当たりの単価契約により調達して、維持補修等業者に支給している(以下、この契約を「調達契約」といい、調達契約の相手方を「納品業者」という。)。

調達契約では、納品業者は、維持補修等業者から納品依頼を受けて、維持補修等業者の作業基地等に発炎筒を納品することとなっている。そして、図表1のとおり、発炎筒の納品期限(以下「納期」という。)及び納品される日(以下「納品日」という。)のパターンが設けられており、これに応じて発炎筒の種類ごとに単価が設定されている。

図表１　調達契約における納期及び納品日のパターン

納期及び納品日の別	パターン	内容
納期	翌日納品	９時から 13 時(休日は 12 時)までの間に受領した納品依頼に応じて１日以内に納品するもの
	２日後納品	９時から 16 時(休日は 17 時)までの間に受領した納品依頼に応じて２日以内に納品するもの(維持補修等業者が３日以降の納品を指定する場合も含む。)
納品日	平日納品	平日に納品するもの
	休日納品	休日に納品するもの

(注)　行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に規定する行政機関の休日を「休日」といい、休日を除いた日を「平日」という。

(3)　発炎筒の保管、納品依頼等の手続

首都会社は、平成 26 年 12 月に発炎筒管理・運用マニュアル(以下「発炎筒マニュアル」という。)を制定し、これに基づいて発炎筒の保管、納品依頼等を行うこととしている。発炎筒マニュアル等によれば、維持補修等業者は、発炎筒の納品依頼に当たり、作業基地等に設置している貯蔵庫に保管する発炎筒の火薬量が、火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)に定められている貯蔵可能量を超えないよう、必要数量、納期等を決定することとされている。また、発炎筒の保管数量が使用予定数量に対して不足する場合には、翌日納品とすることができるとされている。そして、発炎筒の納品依頼、納品等の手続は、次のとおりとされている。

①　維持補修等業者は、納期、納品日、納品依頼数量、納品先等を指定した納品依頼書を随時納品業者に送付して、発炎筒の納品を依頼するとともに、首都会社にも当該納品依頼書を送付する。

②　納品業者は納品依頼書の指定に応じて発炎筒を納品し、維持補修等業者は毎日の納品数量、使用数量、保管数量等の実績を発炎筒使用実績管理表に記録する。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、発炎筒の調達に当たり、維持補修等業者による納品依頼の納期及び納品日の指定が適切なものとなっているかなどに着眼して、令和５、６両年度に締結された調達契約２契約を対象として、首都会社本社及び東京西、神奈川両局において、契約書、特記仕様書、発炎筒使用実績管理表等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、東京東局については、上記の関係書類の提出を受けてその内容の確認をするなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、２契約における発炎筒１本当たりの単価(消費税抜き。以下同じ。)は、燃焼時間等が異なるいずれの種類においても、納期別では平日納品及び休日納品共に翌日納品が２日後納品より 80 円又は 70 円、また、納品日別では２日後納品及び翌日納品共に休日納品が平日納品より 30 円、それぞれ高くなっていた。このため、翌日納品かつ休日納品の組合せが最も高く、２日後納品かつ平日納品の組合せが最も安くなっており、その差額は 110 円又は 100 円となっていた。

2契約に基づく発炎筒の納品数は計2,974,075本(支払額計23億4570万余円)となっており、このうち最も安い2日後納品かつ平日納品は1,760,600本(59.1%)となっていた。一方、調達した発炎筒全体の4割以上に当たる残りの1,213,475本(40.8%)は、1本当たり30円から110円まで高くなる翌日納品又は休日納品となっていた(図表2参照)。

1(3)のとおり、発炎筒マニュアル等によれば、納期及び納品日の指定については、発炎筒の保管数量が使用予定数量に対して不足する場合には翌日納品により納品を依頼することができるとされている。しかし、このほかには明確に指定の条件が示されておらず、維持補修等業者が納期及び納品日を任意に指定して納品を依頼できる状況となっていた。また、維持補修等業者が翌日納品又は休日納品を指定していた理由について、首都会社は把握していなかった。維持補修等業者が翌日納品又は休日納品とした理由を確認したところ、使用する発炎筒が不足しないよう、早く納品できる翌日納品又は休日納品を指定したなどとしていたが、その必要性を具体的に確認できないものがほとんどとなっていた。

維持補修等業務の大半は、計画的に実施されている維持補修工事、清掃等の業務であり、緊急的に実施されるものもあるものの、発炎筒の使用予定数量及び使用時期が明確なものが大部分を占めている。このため、発炎筒の調達については、納期にある程度余裕を持って納品を依頼しても維持補修等業務に支障を生じさせることはないと考えられる。

そこで、燃焼時間等の種類別に、翌日納品により調達した1,131,900本については2日後納品により、休日納品により調達した122,300本については当該休日以降の直近の平日納品により調達したとした場合の各日の発炎筒の保管数量を次の算定式により試算し、各日の保管数量が各日の使用数量(計画的に実施された維持補修等業務における使用数量に、緊急的に実施された維持補修等業務における使用数量を加えたもの)を下回って維持補修等業務の実施に支障が生ずることはなかったかを確認した。

(算定式)

各日の保管数量(注)	＝	前日の保管数量	＋	2日後納品又は平日納品により調達したとした場合の納品数量

(注)　各日の保管数量が各日の使用数量を下回ると、維持補修等業務の実施に支障が生ずることとなる。

その結果、翌日納品により調達したもののうち1,109,850本(98.0%)については2日後納品としても、また、休日納品により調達したもののうち109,650本(89.6%)については平日納品としても発炎筒の保管数量が使用数量を下回らなかった。このため、これらの純計1,180,225本(翌日納品又は休日納品により調達した1,213,475本の97.2%)については、翌日納品又は休日納品とする必要はなく、2日後納品又は平日納品としても維持補修等業務の実施に支障が生ずることはなかったと認められた(図表2参照)。

図表２　令和５、６両年度の発炎筒の納期及び納品日別の調達実績、本院の試算結果等

首都会社の調達実績

納期＼納品日	平日納品	休日納品	計
２日後納品	1,760,600 本（59.1 %）	81,575 本　（2.7 %）	1,842,175 本（61.9 %）
翌日納品	1,091,175 本（36.6 %）	40,725 本　（1.3 %）	1,131,900 本（38.0 %）
計	2,851,775 本（95.8 %）	122,300 本　（4.1 %）	2,974,075 本（100.0 %）

翌日納品又は休日納品により調達したものの純計 1,213,475 本（40.8 %）

本院の試算過程

納期＼納品日	平日納品	休日納品	計
２日後納品	70,375 本 1,045,700 本　39,275 本	23,425 本　1,450 本	1,109,850 本 (98.0 %)注(2)
翌日納品			
計	109,650 本 (89.6 %)注(3)	23,425 本	

検査の結果、より安価な納期又は納品日でも支障が生ずることはなかったと認められた発炎筒

翌日納品を２日後納品としても支障が生ずることはなかったと認められた本数

休日納品を平日納品としても支障が生ずることはなかったと認められた本数

本院の試算結果

納期＼納品日	平日納品	休日納品	計
２日後納品	2,915,950 本（98.0 %）	36,075 本　（1.2 %）	2,952,025 本（99.2 %）
翌日納品	22,050 本　（0.7 %）	0 本　（0.0 %）	22,050 本　（0.7 %）
計	2,938,000 本（98.7 %）	36,075 本　（1.2 %）	2,974,075 本（100.0 %）

の合計（計欄を除く。）

□のうち２日後納品又は平日納品としても支障が生ずることはなかったと認められたものの純計 1,180,225 本（97.2 %）注(4)

注(1)　割合は、小数点第２位以下を切り捨てている。

注(2)　割合の分母は翌日納品により調達したものの計 1,131,900 本

注(3)　割合の分母は休日納品により調達したものの計 122,300 本

注(4)　割合の分母は翌日納品又は休日納品により調達したものの純計 1,213,475 本

このように、首都会社において、発炎筒の調達における納期及び納品日の指定について、翌日納品又は休日納品とする必要がないものも翌日納品又は休日納品となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（節減できた支払額）

２契約に基づく発炎筒 2,974,075 本に係る支払額 23 億 4570 万余円について、前記の翌日納品又は休日納品により調達した 1,180,225 本を２日後納品又は平日納品とするなどして試算すると、計 22 億 5428 万余円となり、計 9141 万余円節減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、首都会社において、発炎筒の調達が経済的なものとなるよう、納期及び納品日の指定の条件についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、首都会社は、８年７月に発炎筒マニュアルを改正し、維持補修等業務において使用する発炎筒の調達に当たり、原則として、納期を２日後納品とし、納品日を平日納品とするとともに、翌日納品又は休日納品とする場合には納品依頼時に維持補修等業者から理由を確認することとして、同年８月から適用する処置を講じた。

第20　株式会社整理回収機構

不　当　事　項

物　　件

(210) ソフトウェアを使用するためのライセンスの調達数量の算定に当たり、必要数量の把握が適切でなかったため、調達数量が過大となっていたもの

科　　目	経常費用
部　局　等	株式会社整理回収機構本社
契　約　名	オペレーティングシステムに係るライセンスの調達等5契約
契約の概要	パーソナルコンピュータ及びタブレットでソフトウェアを使用するために必要な権利を調達するもの
契約の相手方	2社
契　　約	令和6年5月ほか　契約5件　随意契約
支　　払	令和6年6月ほか
支　払　額	93,434,880円(令和6、7両年度)
過大となっていた調達数量に係る支払額	4,372,665円(令和6、7両年度)

1　契約等の概要

株式会社整理回収機構(以下「機構」という。)は、債権の管理、回収等の業務を実施するため、機構の役職員、システムの開発等を委託した事業者の担当者等に対し、パーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)及びタブレット(以下、これらを合わせて「端末」という。)を貸与している。PCを利用するために必要な基本的なソフトウェアであるオペレーティングシステム(以下「OS」という。)及び業務に必要なオフィスソフトウェア(以下「オフィスソフト」という。)のライセンスについては株式会社日立システムズとの間で、また、PC用セキュリティソフトウェア(以下「セキュリティソフト」という。)のライセンスについてはハミングヘッズ株式会社との間で、それぞれ使用権の売買契約を毎年度締結して調達している。これら3種類のライセンスの調達に当たっては、機構においてシステムの開発、端末の調達等を行っている業務企画部システム室(以下「システム室」という。)が、役職員等の配置状況及び端末の利用状況を調査し、その結果に基づいて必要数量の算定を行っている。

本件調達において、OSのライセンスについては、OSを開発した会社がユーザーごとに使用権を付与することとなっており、機構は、令和6、7両年度ともに450人分を年額14,553,000円で調達している。また、オフィスソフトのライセンスについては、オフィスソフトを開発した会社が端末ごとに使用権を付与することとなっており、機構は、6年度に750台分を32,670,000円で、7年度に700台分を30,492,000円で調達している。さらに、セキュリティソフトのライセンスについては、セキュリティソフトを開発した会社が端末ごと

に使用権を付与することとなっており、機構は、6、7両年度ともに480台分を年額1,166,880円で調達している。機構が6、7両年度に3種類のライセンスを調達するために締結した上記の契約6件に係る支払額は計94,601,760円となっている。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、ライセンスの調達数量は、端末を利用するユーザー数や端末の台数等に基づいて適切に算定されているかなどに着眼して、機構が前記3種類のライセンスを調達するために6、7両年度に締結した契約6件（6年度支払額計48,389,880円、7年度支払額計46,211,880円、合計94,601,760円）を対象として、機構において、契約書、仕様書、調達数量の算定に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

機構においては、5年度中に勘定系システムの開発が完了して稼働を開始したことなどにより、各ライセンスの調達数量の算定を行った時点で、システム室が勘定系システム等の開発及び運用を委託している事業者の担当者が減っており、必要なライセンスの数量が減少していた。

しかし、システム室は、この減少分等に係るOSのライセンス6、7両年度それぞれ30人分、オフィスソフトのライセンス6年度40台分及び7年度15台分並びにセキュリティソフトのライセンス7年度15台分を、調達する必要がないにもかかわらず調達数量に含めていた。

したがって、契約5件（6年度支払額計47,223,000円、7年度支払額計46,211,880円、合計93,434,880円）で調達したライセンスのうち上記の減少分等に係るライセンスが過大に調達されていて、これらに係る支払額6年度計2,712,600円、7年度計1,660,065円、合計4,372,665円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、ソフトウェアを使用するためのライセンスの調達数量の算定に当たり、必要数量の把握を適切に行うことの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第21　日本下水道事業団

不　当　事　項

工　　事

(211) 電気設備工事の施行に当たり、諸経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科　　目	(受託業務勘定)　(項)受託工事業務費
部　局　等	日本下水道事業団東日本設計センター(令和８年４月１日以降は東日本支社)
工　事　名	半田市北浜田排水ポンプ場電気設備工事その４
工事の概要	排水ポンプ場の受変電設備及び運転操作設備の老朽化に伴い電気設備の更新を行うもの
契　約　額	137,280,000円(令和４年度～６年度)
請　負　人	株式会社東光高岳
契　　約	令和５年２月　随意契約
支　　払	令和５年12月、６年３月、６月
割高となっていた契約額	870万円(令和４年度～６年度)

１　工事の概要

(1)　契約の概要

日本下水道事業団(以下「事業団」という。)東日本設計センター(令和８年４月１日以降は東日本支社。以下「センター」という。)は、愛知県半田市から委託を受けて、半田市北浜田排水ポンプ場において、４年度から６年度までに、「半田市北浜田排水ポンプ場電気設備工事その４」を随意契約により、株式会社東光高岳(以下「会社」という。)と契約額137,280,000円で締結して施行している。

本件工事は、同ポンプ場内に設置された受変電設備及び運転操作設備の老朽化に伴い、これらの電気設備を更新するものである。

事業団が作成した「工事請負契約における随意契約のガイドライン」等によると、契約を履行中の工事(以下「前工事」という。)に関連する工事を前工事の請負人に請け負わせた場合に、工期の短縮又は経費の節減が確保できるなどと認められるときは、随意契約により前工事の請負人に当該関連する工事(以下、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する前工事に関連する工事を「後工事」という。)を発注することができることとなっている。

センターは、３年度に４年３月から６年３月までを工期として「半田市北浜田排水ポンプ場他１施設電気設備工事その３」を締結して履行中であった同じポンプ場内の別の電気設備の更新を行う工事(以下「本件前工事」という。)の請負人である会社に、工期の短縮が確保できるなどとして、５年２月に随意契約により、本件工事を発注している。

⑵　諸経費等の算定方法

センターは、事業団が作成した「電気設備工事積算基準」（以下「積算基準」という。）に基づき、電気設備工事の工事費を積算することとしている。積算基準によれば、電気設備工事に係る請負工事費は、図１のとおり、工事価格に消費税等相当額を加えて算定することとされている。

このうち、仮設費、共通仮設費、現場管理費、据付（機器）間接費、設計技術費及び一般管理費等（以下、これらを総称して「諸経費等」という。）は、工事原価等の各算定対象額（以下「対象額」という。）に、対象額を基に算定される率をそれぞれ乗じて算定することとされている（以下、諸経費等の費目ごとに乗ずる率を総称して「諸経費等率」という。）。また、諸経費等率は、積算基準に基づき所定の式により算定することとされており、対象額が大きくなるに従って小さくなるように定められている。

図１　電気設備工事の工事費に係る積算体系図

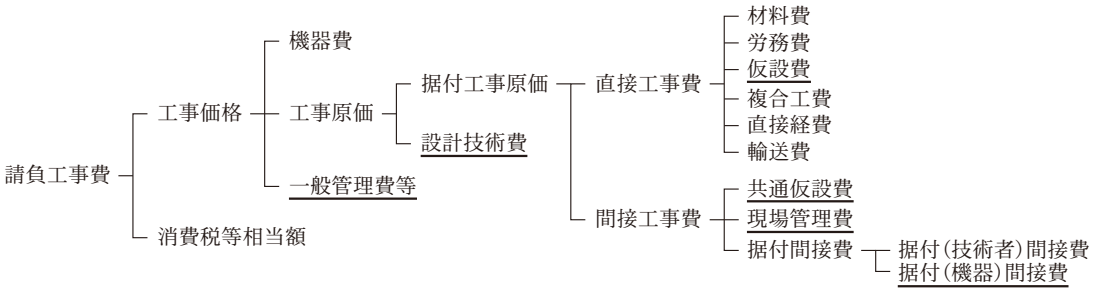

（注）　下線部は諸経費等

積算基準等によれば、後工事を発注する場合、後工事の工事費の積算時における諸経費等の算定に当たっては、前工事と後工事を一括して発注したこととして両工事の対象額を合算するなどして全体の諸経費等を算定して、この額から前工事で計上している諸経費等の額を控除する調整を行うこととされている（以下、このような方法で行う後工事の諸経費等の調整を「積算調整」という。図２参照）。

前記のとおり、諸経費等率は、対象額が大きくなるに従って小さくなるように定められているため、前工事と後工事の対象額を合計した額は、前工事単独の対象額又は後工事単独の対象額よりも大きくなることから、その諸経費等率は、前工事又は後工事を単独で発注した場合の諸経費等率よりも小さくなる。そのため、後工事の諸経費等の額は、積算調整をする場合の方が、しない場合より小さくなる（図２及び図３参照）。

図２　積算調整をする場合の後工事の諸経費等

後工事の諸経費等 ＝ { 全体の諸経費等 ｛前工事の対象額と後工事の対象額の合計額 × 諸経費等率｝ } − { 前工事で計上している諸経費等 （前工事の対象額 × 諸経費等率） }

図３　積算調整をしない場合の後工事の諸経費等

後工事の諸経費等 ＝ 後工事の対象額 × 後工事の諸経費等率

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、電気設備工事の工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、事業団本社及びセンターにおいて、本件工事を対象として、本工事費内訳書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

1⑴のとおり、本件工事は、本件前工事の請負人に当該前工事に関連する工事を随意契約で発注したもので、本件前工事の後工事に該当していた。また、1⑵のとおり、積算基準等によれば、前工事の請負人を契約の相手方として随意契約により後工事を発注する場合、後工事の工事費の積算時に積算調整を行うこととされている。

しかし、センターは、本件前工事の請負人である会社と随意契約により本件工事を発注するに当たり、本件工事の工事費の積算において、積算調整を行わずに諸経費等を算定していた。

したがって、積算調整を行って本件工事費を修正計算すると、適正な工事費は128,498,043円となることから、本件契約額137,280,000円はこれに比べて約870万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、後工事を発注する場合、後工事の工事費の積算時に積算調整を行うことについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

第３節　不当事項に係る是正措置の検査の結果

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検　査　対　象	40 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	31 省庁等　336 件　8,488,180,779 円 （検査報告　昭和 21 年度～令和 6 年度）
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	29 省庁等　326 件　8,140,236,374 円

1　不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体（以下「省庁等」という。）は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

①　補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させ、又は徴収するなどすることによる是正措置（以下「金銭を返還させる是正措置」という。）

②　租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置（以下「金銭を還付する是正措置」という。）

③　構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置（以下「手直し工事等による是正措置」という。）

④　会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置（以下「再発防止策による是正措置」という。）

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から令和6年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する40省庁等における8年6月末現在の是正措置の状況を対象として、24省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの16省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（検査の結果）

昭和21年度から令和6年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが31省庁等における336件8,488,180,779円(注1)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが29省庁等における326件8,140,236,374円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省庁等(注2)における10件347,944,405円ある。これを、令和6年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、5年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

（注1）　336件8,488,180,779円　　1件について複数の方法による是正措置が必要なものがある場合は、それぞれの是正措置の件数に計上しているため、これらの件数を合計しても是正措置が必要なものの総件数と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

（注2）　4省庁等　　内閣府(内閣府本府)、農林水産省、国土交通省、独立行政法人情報処理推進機構

(1)　令和6年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、令和6年度決算検査報告に掲記した不当事項271件(指摘金額の合計8,671,553,339円)のうち、223件7,387,383,078円(注3)については8年6月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの48件1,284,170,261円については8年6月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが43件1,181,076,565円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省庁(注4)における5件103,093,696円ある。

（注3）　223件7,387,383,078円　　金銭を返還させる是正措置が完了したものが201件6,369,117,887円あり、このうち、不納欠損として整理したものが115円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件18,110,510円、手直し工事等による是正措置が完了したものが18件558,580,112円、再発防止策による是正措置が講じられたものが21件446,139,569円ある。また、一つの事態について複数の是正措置が講じられているものがあるため、それぞれの是正措置の金額を合計しても7,387,383,078円とは一致しない。

（注4）　2省庁　　内閣府(内閣府本府)、国土交通省

表１　令和６年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

（単位：件、円）

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの（租税、保険料等）	
							不正行為		左以外のもの（補助金、保険給付金等）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府（内閣府本府）	8	42,973,978	8	42,973,978	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府（消費者庁）	1	13,587,239	1	13,587,239	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府（こども家庭庁）	11	70,245,481	11	70,245,481	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	35	505,595,252	33	455,154,252	2	50,441,000	—	—	2	50,441,000	—	—
外務省	1	3,380,334	—	—	1	3,380,334	1	3,380,334	—	—	—	—
財務省	1	379,723,152	1	379,723,152	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	19	137,948,971	19	137,948,971	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	83	3,486,143,308	58	2,547,653,501	25	938,489,807	—	—	23	912,083,252	2	26,406,555
農林水産省	11	179,023,690	9	172,814,176	2	6,209,514	—	—	2	6,209,514	—	—
経済産業省	11	1,685,254,474	11	1,685,254,474	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	15	399,110,724	15	399,110,724	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	4	117,414,474	4	117,414,474	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	14	75,457,710	11	55,215,951	3	20,241,759	1	20,195,500	2	46,259	—	—
省庁計	214	7,095,858,787	181	6,077,096,373	33	1,018,762,414	2	23,575,834	29	968,780,025	2	26,406,555
日本私立学校振興・共済事業団	2	14,083,000	2	14,083,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人物質・材料研究機構	1	27,248,500	1	27,248,500	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人海技教育機構	1	31,506,264	0	75,000	1	31,431,264	1	31,431,264	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	6,610,207	1	6,610,207	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	25	374,887,694	16	244,004,807	9	130,882,887	—	—	9	130,882,887	—	—
団体計	30	454,335,665	20	292,021,514	10	162,314,151	1	31,431,264	9	130,882,887	—	—
合計	244	7,550,194,452	201	6,369,117,887	43	1,181,076,565	3	55,007,098	38	1,099,662,912	2	26,406,555

（注）　令和８年６月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2)　令和５年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア　是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から令和５年度までの検査報告に掲記した不当事項において、７年６月末現在で是正措置が未済となっていた316件8,981,320,132円のうち、28件1,777,309,614円(注５)については８年６月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの288件7,204,010,518円については８年６月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが283件6,959,159,809円あり、その状況は表２のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが３省庁等(注６)における５件244,850,709円ある。

（注５）　28件1,777,309,614円　　金銭を返還させる是正措置が完了したものが24件612,788,114円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが７件286,933,675円ある。このほか、手直し工事等による是正措置が完了したものが４件131,043,715円、再発防止策による是正措置が講じられたものが２件1,033,477,785円ある。

（注６）　３省庁等　　農林水産省、国土交通省、独立行政法人情報処理推進機構

表２　令和５年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

（単位：件、円）

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの（租税、保険料等）	
							不正行為		左以外のもの（補助金、保険給付金等）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府（警察庁）	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
内閣府（こども家庭庁）	3	16,579,853	1	16,372,886	2	206,967	—	—	2	206,967	—	—
総務省	1	852,480	0	19,200	1	833,280	—	—	1	833,280	—	—
法務省	7	750,704,862	—	—	7	750,704,862	6	750,623,112	—	—	1	81,750
外務省	2	24,936,717	—	—	2	24,936,717	2	24,936,717	—	—	—	—
財務省	6	290,636,343	1	2,258,507	5	288,377,836	3	284,792,980	—	—	2	3,584,856
厚生労働省	118	1,464,934,795	15	349,270,147	103	1,115,664,648	7	117,205,126	90	909,955,332	6	88,504,190
農林水産省	16	47,539,536	0	4,320,000	16	43,219,536	—	—	15	39,308,498	1	3,911,038
経済産業省	6	74,039,830	0	138,000	6	73,901,830	1	11,799,284	4	60,645,755	1	1,456,791
国土交通省	8	100,342,638	1	6,005,352	7	94,337,286	6	90,424,976	1	3,912,310	—	—
環境省	2	136,431,350	—	—	2	136,431,350	—	—	1	110,692,000	1	25,739,350
防衛省	6	64,491,515	0	818,819	6	63,672,696	6	63,672,696	—	—	—	—
省庁計	176	2,973,703,919	18	379,202,911	158	2,594,501,008	32	1,345,668,891	114	1,125,554,142	12	123,277,975
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	6,938,196	1	6,938,196	—	—	—	—	—	—	—	—
全国健康保険協会	3	3,017,113	0	341,819	3	2,675,294	—	—	3	2,675,294	—	—
国立健康危機管理研究機構	1	16,123,398	0	567,718	1	15,555,680	—	—	1	15,555,680	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,484,638	0	4,126	1	3,480,512	—	—	1	3,480,512	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	22,770,111	—	—	1	22,770,111	—	—	—	—	1	22,770,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	12	57,122,665	—	—	12	57,122,665	—	—	12	57,122,665	—	—
国立大学法人筑波大学	1	10,036,079	0	120,000	1	9,916,079	1	9,916,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	2	96,176,444	0	11,767,941	2	84,408,503	1	11,353,650	1	73,054,853	—	—
国立大学法人奈良国立大学機構	1	7,425,000	0	204,000	1	7,221,000	1	7,221,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,030,454	1	120,030,454	—	—	—	—	—	—	—	—
日本放送協会	1	4,017,571	0	886,000	1	3,131,571	1	3,131,571	—	—	—	—
ＮＴＴ東日本株式会社	1	34,488,995	0	60,000	1	34,428,995	1	34,428,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	2	703,168,150	0	480,000	2	702,688,150	2	702,688,150	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	74	2,822,727,436	4	87,145,949	70	2,735,581,487	70	2,735,581,487	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	36	684,592,100	0	5,039,000	36	679,553,100	36	679,553,100	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	1	1,011,900	—	—	1	1,011,900	—	—	1	1,011,900	—	—
団体計	131	4,598,244,004	6	233,585,203	125	4,364,658,801	104	4,188,672,786	20	153,215,904	1	22,770,111
合計	307	7,571,947,923	24	612,788,114	283	6,959,159,809	136	5,534,341,677	134	1,278,770,046	13	146,048,086

注(1)　令和７年７月１日から８年６月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、８年６月30日現在の名称としている。

注(2)　日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月１日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計と一致しないものがある。

注(3)　是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際交流基金、ＮＴＴ東日本株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ　金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から令和５年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので８年６月末現在で是正措置が未済となっているものが、２(2)アのとおり、283件6,959,159,809円ある。これらに対する直近１年間（７年７

月1日から8年6月30日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである(注7)。

(注7)　債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は283件と一致しない。

㋐　債務者等が分割納付等を実施中であるもの　　省庁　106件　1,242,677,887円
　　団体　74件　2,966,914,956円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額(注8)は、省庁36,966,578円、団体28,113,067円となっている。

(注8)　直近1年間の返還額　　元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

㋑　債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの　　省庁　57件　1,318,266,035円
　　団体　61件　1,388,907,573円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における44件1,300,917,916円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

㋒　債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの
　　省庁　6件　33,557,086円
　　団体　1件　8,836,272円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3　本院の所見

2㈡イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でないこと、債務者等が行方不明であることなどのため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等

第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等

第１節　国会及び内閣に対する報告

地方財政計画の事後検証等の状況について

検　査　対　象	内閣府本府、総務省、地方公共団体 381 団体（46 都道府県、20 政令指定都市、315 市区町村）
地方財政計画の概要	翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額を明らかにしたものであり、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保するなどの意義・役割があるとされているもの
地方財政計画額	92 兆 0350 億円（令和５年度） 93 兆 6388 億円（令和６年度）
普通会計決算額	116 兆 1571 億円（令和５年度　歳入） 111 兆 9524 億円（令和５年度　歳出）
報告を行った年月日	令和８年６月 12 日

１　検査の状況の主な内容

本院は、有効性、透明性の確保(注１)、国民への説明責任の向上(注１)等の観点から、地方財政計画について、過年度の地方財政計画額（地方財政計画の計上額をいう。以下同じ。）が適切であったかについての事後的な検証（以下「事後検証」という。）を中心に、次の点などに着眼して検査した。

①　平成 26 年４月の会計検査院法第 30 条の２の規定に基づく国会及び内閣に対する報告（以下「26 年報告」という。）のフォローアップとして、地方財政計画と国の予算との関係、地方財政計画額と普通会計決算額(注２)（以下「決算額」という。）とのかい離の状況並びに 26 年報告以降の総務省におけるかい離の把握等の事後検証の状況及びかい離の状況の公表等に係る取組状況はどのようになっているか。

②　令和２年度から数年間にわたり国の補正予算等により多額の予算措置が行われ、全国の地方公共団体に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「コロナ交付金」という。）がどのように執行され、地方財政にどのように影響しているか。

③　都道府県、市町村又は特別区に対する個人からの寄附（以下「ふるさと納税」という。）の受入額等が地方財政計画へどのように反映されているか、また、ふるさと納税に係る地方財政計画額と決算額とのかい離の状況はどのようになっているか。

（注１）　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

（注２）　普通会計　　地方公共団体における一般会計及び特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計の純計額であり、地方公共団体の財政状況を統一的に把握及び比較するために用いられている会計区分

検査の状況の主な内容は、次のとおりである。

(1)　地方財政計画と国の予算との関係等

平成25年度以降の地方財政計画における財源不足の額の推移についてみると、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ令和3年度を除いておおむね減少傾向にあり、6年度には1.8兆円まで減少していた。

地方財政計画における財源不足の額に対する地方財政対策の状況についてみると、国の予算措置等については、別枠加算(注３)及び臨時財政対策特例加算(注３)は共に平成25年度以降減少傾向にあり、別枠加算は28年度以降行われておらず、臨時財政対策特例加算は令和元年度以降3年度を除いて行われていなかった。地方の予算措置等については、平成24年度以降、令和3年度を除いておおむね減少傾向にあり、5年度の臨時財政対策債(注４)の計上額及びその発行額は共に1兆円を下回っていた。また、地方債現在高のうち臨時財政対策債については、平成24年度末から令和3年度末までの間で40兆6044億円から54兆1074億円まで増加していた。その後、同年度末をピークとして5年度末は49兆0461億円まで減少していたが、依然として高水準となっていた。

（注３）　地方財政計画において一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額をいう。以下同じ。）の不足が見込まれる場合に、国の一般会計から特例的に地方交付税を増額する措置

（注４）　臨時財政対策債　　一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の特例として発行される地方債

(2)　地方財政計画の事後検証における地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等

平成22年度から令和4年度までの間における地方財政計画額と決算額とのかい離額（以下、修正(注５)後の決算額から修正(注５)後の地方財政計画額を控除した額を「かい離額」という。）の状況をみたところ、歳入歳出共に決算額が地方財政計画額を上回っていて、歳入は0.32兆円から2.84兆円までの間で、歳出は0.39兆円から2.10兆円までの間で、それぞれ推移していた。そして、総務省は、3年度の地方税、地方債等のように、他の年度に比べてかい離が大きく生じた歳入歳出区分については、かい離の主たる要因について分析を行っていた。

（注５）　総務省は、事後検証として、地方財政計画額と決算額との比較を行うに当たり、①歳入歳出区分が地方財政計画と普通会計決算とでは一致していないことから、両者が対応するよう移替えを行う、②年度途中の補正予算等により追加された事業等について、地方財政計画の歳入において国庫支出金及び地方債を増額するとともに、歳出において一般行政経費及び投資的経費を増額する、③決算額の歳入において前年度からの繰越額を控除するとともに、歳出において翌年度への繰越額を加算するほか、地方財政計画の対象外とされている歳入歳出額を控除する、④歳入については雑収入から、また、歳出については一般行政経費から同一年度内に返還される貸付金（以下「年度内貸付け」という。）を控除する、といった修正を行っている。

総務省は、平成29年度以降、年度内貸付けに係る額を控除する修正等を行った上で地方財政計画額と決算額との比較を行い、かい離の状況を把握して、その結果を令和5年度に公表していた一方で、基金(注6)取崩額及び超過課税(注7)等については、決算額にのみ歳出額が計上されるため、地方財政計画額との比較においては決算額が上回る要因となるが、かい離の状況の公表に際して、かい離の要因として考え得ることを注記するなどの有用な情報の提供に係る取組を行っていなかった。

(注6)　基金　　地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、地方公共団体において、条例を定め特定の目的のために資金を積み立てるなどのために設けることができるものであり、地方公共団体が設置している主な基金としては、①地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、②地方債の償還及び信用維持のために設けられる減債基金、③財政調整基金又は減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持等するために設置されるその他特定目的基金がある。

(注7)　超過課税等　　標準税率を超過する課税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める税目以外の条例により新設した税目に係る課税

(3)　コロナ交付金の執行状況及び地方財政への影響

2年度から5年度までに実施された、コロナ交付金への財源更正(一般財源措置額(注8)をコロナ交付金へ置き換えることをいう。以下同じ。)についてみると、本院が調書を依頼した46都道府県(注9)、20政令指定都市及び315市区町村(注10)の計381団体において、コロナ交付金への財源更正が実施された交付金事業数は14,470件、財源更正額は計9169億円となっていた。このうち、置き換えられた一般財源措置額が使用されることなく、そのまま決算上剰余金となったため把握できたとしている事業が1,083件、その財源更正額は計1027億円で、これにより1025億円が決算上剰余金となっていた。

(注8)　一般財源措置額　　地方公共団体が予算において当初の財源を一般財源で措置していた額

(注9)　46都道府県　　石川県を除く都道府県

(注10)　315市区町村　　政令指定都市及び能登半島地震の被災市町村を除く市区町村から無作為に抽出した。

また、2年度から5年度までにコロナ交付金を充当している事業のうち、コロナ交付金制度が開始される前は地方公共団体が一般財源で負担していた経費、仮にコロナ交付金が予算措置されなければ地方公共団体が負担していた経費(国の補助事業等の地方負担分)等に対して、計2834億円のコロナ交付金が充当されていた。そして、コロナ交付金は、基金の積立金現在高に影響を与えていたと考えられる。

調書の対象とした381団体において、2年度から4年度までの間に残高を有する6,660基金の積立金現在高の増減状況をみると、同期間において積立金現在高が増加した財政調整基金が346基金(84.8%)、減債基金が322基金(83.8%)、その他特定目的基金が3,306基金(56.3%)となっていて、財政調整基金及び減債基金において高い割合で積立金現在高が増加している状況となっていた。

⑷　ふるさと納税の受入額等の地方財政計画への反映状況等

総務省は、地方財政計画の歳入において、ふるさと納税の収入見込額に２分の１を乗じた額を「雑収入」に計上し、ふるさと納税による住民税控除見込額の全額を控除した住民税の見込額を「地方税」に計上していた。また、地方財政計画の歳出においては、その性質等を踏まえて、ふるさと納税の募集に係る経費を計上しないこととしていた。

平成29年度以降のふるさと納税の地方公共団体の決算への影響額の状況についてみると、決算への影響額は、令和２、３両年度を除いて、歳入より歳出の方が大きく、６年度は△863億円となるなどマイナスとなっている状況であり、地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響を与えていた。また、決算への影響額と地方財政計画への影響額を比較してみると、平成29年度以降、各年度とも決算への影響額より地方財政計画額への影響額の方がマイナス幅が大きくなっていて、令和６年度の差額は2625億円となっていた。

地方財政計画額と決算額との比較の際に使用される地方財政状況調査の算定内容等を確認したところ、381団体の半数以上の団体が５年度のふるさと納税の受入額を過大又は過小に報告していて、調査対象及び計上方法の理解が十分でない状況が見受けられた。

2　検査の状況に対する所見

地方財政については、２年度以降、新型コロナウイルス感染症対応等のために国庫支出金が大幅に増加しており、全国の地方公共団体に対して約15兆円のコロナ交付金が交付されたが、コロナ交付金は補正予算等により予算措置されたことから、地方財政計画に計上されていない。元年度末から５年度末にかけて、基金の積立金現在高が約６兆円増加していた。また、平成20年度から制度が導入されたふるさと納税は、年々その受入額が増加してきており、令和５年度以降は１兆円を超えている。このように、地方財政を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況を踏まえると、４年度以降は、堅調な税収動向等を背景として財源不足の額は減少傾向にあるものの、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担に影響を及ぼす可能性があることから、地方財政計画額については、その妥当性が一層求められる。そして、今後、基金を取り崩して事業を実施した場合、その基金取崩額は、決算額が地方財政計画額を上回るかい離を拡大する要因の一つとなる可能性もあることなどから、地方財政計画額と決算額とを比較してそのかい離の状況を把握することなどにより、地方財政計画額の見込みが適切であったかについての事後検証を行い、地方財政計画へ反映していくことが一層重要である。

ついては、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、総務省において、今後、次の点に留意して、地方財政計画の事後検証を適切に行う必要がある。

ア　地方財政計画額と決算額とのかい離の要因について、その全てを把握することは困難であるが、決算額が地方財政計画額を上回る要因にも配意しつつ、引き続きかい離の把握に努めること、また、かい離の状況の公表に当たっては、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る要因等の有用な情報の提供を行うことで、透明性の確保を引き続き図ること

イ　ふるさと納税の受入状況、ふるさと納税に係るかい離の状況等を踏まえて、ふるさと納税が地方財政計画の歳入及び歳出に及ぼす影響について検証を行うこと、また、地方財政状況調査の結果に誤りがあると、ふるさと納税に係るかい離額の把握を適切に行うことができないことから、地方財政状況調査について、各地方公共団体が地方財政状況調査に適切に回答することができるよう、留意点を示すなどして各地方公共団体に周知等を行うこと

本院としては、今後の地方財政及びこれを取り巻く状況も踏まえ、地方財政等の状況について、引き続き検査していくこととする。

第２節　国会からの検査要請事項に関する報告

第１　国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況について

要請を受諾した年月日	令和６年６月11日
検査の対象	内閣官房、内閣府本府、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人、基金法人、都道府県等
検査の内容	国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和７年12月24日

１　検査の要請の内容

会計検査院は、令和６年６月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の３の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

㈠　検査の対象

内閣、内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人、基金法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く）及び都道府県

㈡　検査の内容

国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金のうち令和５年度末に基金保有額があるものに関する次の各事項

①　基金の設置造成等の状況

②　基金事業の実施や基金の管理費の状況

③　基金に対する点検等の取組状況

２　検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の国庫補助金(注１)等により基金法人(注２)等及び都道府県に設置造成(注３)された基金(注４)に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保(注５)、国民への説明責任の向上(注５)等の観点から、基金数及び基金保有額の推移等はどのようになっているか、基金事業(注６)の進捗状況はどのようになっているか、基金事業における管理費（基金事業を管理する

ために毎年度恒常的に要する支出をいう。以下同じ。）はどのようになっているか、使用見込みのない資金等を保有している場合に適切に国庫返納が行われているかなどに着眼して検査を実施した。

（注１） 国庫補助金等　　資金の名称や交付方法の別を問わず、その全部又は一部を原資として基金を設置造成するために国から交付される資金をいう。

（注２） 国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人で、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年８月閣議決定。以下「基金基準」という。）の対象となる法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）を基金法人といい、基金法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、法人格のない組合等を基金法人等という。

（注３） 設置造成　　設置又は積増しすること

（注４） 「行政事業レビュー実施要領」（平成25年４月行政改革推進会議）によると、保有される資金の名称は問わず、積立金、勘定、資金等の名称であっても、国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているなどの条件を満たす場合に基金として扱われることとなっている。

（注５） 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

（注６） 基金事業　　基金の設置造成を行って実施する単年度では完結しない特定の目的を持つ事務又は事業

基金法人等に設置造成されている基金のうち５年度末時点で基金保有額がある基金は191基金(注７)（基金保有額計18兆7969億余円、国庫補助金等相当額計18兆5388億余円）、都道府県に設置造成されている基金のうち５年度末時点で基金保有額がある基金は63基金(注７)（869県基金(注８)、基金保有額計１兆6188億余円、国庫補助金等相当額計１兆1119億余円）となっており、これらの基金に係る検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

（注７） 基金数は、原則として、各府省庁が公表する基金シート又は地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）の公表単位に合わせて数えている。都道府県に設置造成されている基金は、複数の都道府県に設置造成されている基金であっても、同一の執行状況表で公表されている場合には、まとめて１基金と数えることを原則としている。ただし、複数の府省庁が基金の原資となる国庫補助金等を交付しており、当該府省庁ごとに区分経理されている基金は、当該府省庁ごとに１基金と数えている。

（注８） 同一の執行状況表で公表されている基金が複数の都道府県に設置造成されている場合に、基金の状況を示す上で、設置造成されている都道府県ごとに区別して数える必要があるときには、「県基金」の単位を用いて、都道府県ごとに区別して数えている。また、同一の都道府県において、同一の執行状況表で公表されている基金を区分管理するなどしているものについては、当該都道府県における管理の状況に即して数えている。

(1) 基金の設置造成等の状況

ア　基金を設置造成するための国庫補助金等の交付状況

元年度から５年度までの予算に計上された基金を設置造成するための国庫補助金等の交付額は、基金法人等に設置造成されている基金に係るものが計33兆2451億余円、都

道府県に設置造成されている基金に係るものが計1兆4428億余円、計34兆6879億余円となっていた。

イ　基金数及び基金保有額の状況

(ｱ)　基金法人等に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等

基金法人等に設置造成されている基金について、年度末時点で国庫補助金等相当額が含まれている基金数は、元年度計162基金、5年度計191基金となっており、5年度末時点における基金数は対元年度末時点比で117.9％と増加していた。また、基金保有額は、元年度計2兆3780億余円(国庫補助金等相当額計2兆1146億余円)、5年度計18兆7969億余円(同計18兆5388億余円)となっており、5年度末時点における基金保有額は対元年度末時点比で790.4％(国庫補助金等相当額の対元年度末時点比876.7％)と大幅に増加していた。3年度以降、基金保有額が100億円を上回る基金数の割合が増加していた。

(ｲ)　都道府県に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等

都道府県に設置造成されている基金(新潟、富山、石川各県に設置造成されているものを除く。)について、年度末時点で国庫補助金等相当額が含まれている基金数は、元年度計864県基金、5年度計869県基金となっており、5年度末時点における基金数は対元年度末時点比で100.6％と横ばいとなっていた。また、基金保有額も、元年度計1兆6208億余円(国庫補助金等相当額計1兆2412億余円)、5年度計1兆6188億余円(同計1兆1119億余円)となっており、5年度末時点における基金保有額は対元年度末時点比で99.9％と横ばいになっている一方で、これに係る国庫補助金等相当額は対元年度末時点比で89.6％と減少していた。

ウ　基金方式により実施する必要性

国庫補助金等により基金を設置造成して事業を実施する基金方式により事業を実施する必要性について、「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」(平成26年10月財計第2534号)に定められた類型に該当しないものが半数以上となっていた。都道府県に設置造成されている基金において、改正適正化令(注9)において定められた基金事業の性質の要素である「各年度の所要額をあらかじめ見込み難い理由」等が必ずしも明確に示されていないものも見受けられた。

(注9)　改正適正化令　　平成26年10月に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第341号)により改正された後の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)

エ　基金設置団体の選定状況

基金法人等に設置造成されている基金について、基金設置団体(注10)を公募により選定しているものが42基金となっていたのに対して、公募により選定していないものが149基金となっていた。公募を実施した42基金の公募の応募者数は、1者が31基金、2者が8基金、3者が3基金となっていて、応募者数が1者である基金が最も多い状況となっていた。

(注10)　基金設置団体　　国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、地方公共団体等

オ　基金の積増しを行う額の算定状況

4基金において、過年度の執行状況、基金保有額、基金設置団体が調査するなどした所要額等を十分に考慮することなく、基金の積増しを行う額を算定していた。

カ　基金の保有形態等の状況

5年度末時点における基金の保有形態は、普通預金等又は定期預金によって保有しているものが大部分を占めている状況となっていた。

元年度から5年度までの各年度の運用損失(注11)の合計額は19億1942万余円となっていた。このうち、2基金において、元年度から5年度までの運用損失は計19億1362万余円となっていて、このほかに計3億3671万余円の運用経費を要していた。

(注11)　平成28年2月に導入された日本銀行のマイナス金利政策の影響を受けて、マイナス金利相当分として信託報酬等の運用経費とは別に基金設置団体が負担している信託事務費用が含まれる。

(2)　基金事業の実施や基金の管理費の状況

ア　基金事業の実施状況等

(ア)　基金事業の進捗状況

元年度から5年度までの基金からの支出額について、基金法人等に設置造成されている基金では、元年度6651億余円(国庫補助金等相当額6253億余円)、5年度5兆1366億余円(同5兆0709億余円)、都道府県に設置造成されている基金では、元年度2841億余円(同2333億余円)、5年度3708億余円(同2658億余円)となっており、いずれも増加していた。

基金法人等に設置造成されている191基金のうち、かい離率(注12)が算定されていない計30基金を除く161基金の5年度のかい離率について、多くの基金はかい離率が25%未満となっている一方で、36基金はかい離率が75%以上となっていて実際の事業費が事業見込額に比べて大幅に低くなっていた。

(注12)　かい離率　「前年度の基金シートに記載された事業見込額」に対する「前年度の基金シートに記載された事業見込額と当年度の基金シートに記載された実際の事業費との差額」の割合

基金が設置造成されてから基金事業が開始されるまでに2年以上が経過していて、その間、設置造成された基金の全部又は一部が基金事業に供されていないものが3基金見受けられた。

(イ)　基金事業間の調整等の状況

異なる基金の所管府省庁が、事業の開始前に相互に事業内容についての調整等を行っていなかったため、結果として、同一の事業者における同一の燃油購入について事業者の経営の安定又は負担の低減を目的とした事業をそれぞれ実施している状況が見受けられた。

また、基金の資金の一部が他の資金と同じ預金口座で管理されていて、預金口座から支払を行う際に、その支払がいずれの資金からの支払に該当するかが区別されていなかったことなどから、基金の一部が基金事業以外の目的に使用されている状況が見受けられた。

(ウ)　基金事業の実施に関する事務局への委託等の状況

基金法人等に設置造成されている191基金のうち、29基金において基金法人等から事務局(注13)への委託が行われていて、補助金等の交付規程等の策定、補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択、補助金等の交付決定等及び補助金等の額の確定等の全ての事務について事務局への委託が行われているものが6基金見受けられた。

(注13)　事務局　　基金事業の実施に関する業務の一部について基金設置団体から一括して委託を受けた民間企業等

事務局が5年度末時点で補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択を行う第三者委員会等を設置している11基金のうち、交付要綱等において第三者委員会等の構成員と応募者との利害関係を確認することが規定されていないものが4基金見受けられた。

基金法人等からの委託を受けた事務局(第1次受託事業者)の中には、受託した業務の一部を更に他の民間企業等(第2次受託事業者)に委託(以下「再委託」という。)しているものがあり、また、その再委託の相手方が事務局から受託した業務の一部を更に他の民間企業等(第3次受託事業者)に委託しているものが見受けられた(以下、再委託とそれ以降に行われた委託とを合わせて「再委託等」という。)。

5年度末時点において事務局が実施する業務(以下「事務局業務」という。)の再委託等を行っていないものが12基金となっている一方で、再委託等を行っているものが17基金(うち第4次受託事業者まで再委託等を行っているものが1基金)見受けられた。

各府省庁が定める交付要綱等において、事務局が事務局業務の再委託を行う場合にあらかじめ各府省庁の承認を得る必要があることが規定されていて実際に各府省庁の承認を得ているものが10基金となっている一方、承認を得る必要があることが規定されていないものが7基金見受けられた。

各府省庁が定める交付要綱等において、事務局業務の再委託等を行う場合に再委託等の相手方の名称、再委託等を行う業務の内容等の実施体制を記載した書面(以下「実施体制図」という。)を各府省庁に提出することが規定されていないものが2基金見受けられた。提出することが規定されている15基金のうち1基金は、事務局業務に係る委託契約の締結時に提出することとされているものの、実施体制の変更の都度提出することとされておらず、事務局業務の実施体制の変更を適時に把握できるようになっていなかった。

イ　管理費の状況等

(ア)　管理費の状況

基金法人等に設置造成されている191基金のうち、5年度において基金からの支出がなかった13基金を除く178基金について、5年度の各基金における支出額に占める管理費の割合は、10%以下のものが114基金見受けられた一方で、100%となっているもの、すなわち、支出が管理費のみとなっているものが24基金見受けられた。

(イ)　各府省庁による管理費の確認状況

5年度末時点で事務局への委託が行われている29基金のうち、基金法人等と事務局が締結した委託契約書等において、各府省庁が自ら又は基金法人等を通じて事務局

に対して証ひょう書類の確認(注14)ができることが規定されていないものが2基金見受けられた。また、再委託等が行われている17基金のうち、各府省庁が5年度末時点において、事務局が再委託の相手方に対して証ひょう書類の確認ができる規定の有無を把握していなかったものが2基金見受けられた。

(注14) 証ひょう書類の確認　基金事業に要した経費の証ひょう書類を徴するなどして行う確認

基金法人等に設置造成されている191基金のうち、5年度に設置造成されたなどの計60基金を除く131基金について、元年度から5年度までの間に各府省庁等が基金法人等に対して管理費に関する証ひょう書類を一度も確認していないものが66基金見受けられた。

(3) 基金に対する点検等の取組状況

ア 成果目標及び終了予定時期の設定状況等

(ｱ) 成果目標の設定状況等

都道府県に設置造成されている63基金について、各府省庁が定める成果目標(以下「全国単位の成果目標」という。)を設定している基金のうち成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていないものが10基金見受けられた。1都、1道、1府又は1県のみに設置造成されている基金(32県基金)を除く837県基金について、都道府県単位の定量的な成果目標(以下、都道府県が1県基金ごとに設定する成果目標を「都道府県単位の成果目標」という。)を設定しているものが435県基金となっていた一方で、都道府県単位の成果目標を設定していないものが344県基金、都道府県単位の成果目標を設定していた基金のうち成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていないものが58県基金見受けられた。

成果目標や成果指標として定量的な目標や指標を設定しているものの、基金事業が効果的に実施されているかなどについて検証する上で、成果目標及び成果指標が適切なものとなっていないものが2基金見受けられた。

(ｲ) 終了予定時期の設定状況等

都道府県に設置造成されている63基金について、基金事業を終了する時期(新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業においては、新規申請の受付を終了する時期。以下「終了予定時期」という。)を設定していないものが22基金、終了予定時期を設定しているものの「基金全体の点検・見直し結果について」(令和6年4月行政改革推進会議)において示された期間内で設定していないものが2基金見受けられた。

イ 国庫返納の検討状況等

(ｱ) 基金の国庫返納の状況

基金法人等に設置造成されている基金及び都道府県に設置造成されている基金について、元年度から5年度までに、それぞれ計1兆2469億1753万余円及び計1059億1133万余円の国庫返納が行われていた。

(ｲ) 基金法人等に設置造成されている基金に関する保有割合の算定状況

基金法人等に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額があるもの

について、基金事業に要する費用と基金保有額が一致して年度末時点における保有割合(注15)を1.0としている基金が特に多く、元年度32基金、5年度89基金と、元年度から5年度にかけて大きく増加している状況となっていた。

(注15)　保有割合　　基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合

取崩し型(注16)の152基金のうち、事業が既に終了していて保有割合が算定されていないなどの計81基金を除く71基金について、5年度末時点における事業が完了するまでに必要と見込まれる補助・補塡額、管理費等(以下「事業完了までの必要見込額」という。)が、元年度から5年度までの平均支出額の10倍を上回っている基金が25基金となっていた。

(注16)　取崩し型　　基金を各事業の財源に充てることによって費消していく運営形態

(ウ)　都道府県に設置造成されている基金に関する基金規模の検討状況

都道府県に設置造成されている63基金について、毎年度府省庁に提出される報告書等(以下「年度報告書」という。)に保有割合を記載しているものが32基金、年度報告書に記載していないものが31基金となっていた。

年度報告書に保有割合を記載している32基金及び各府省庁において保有割合を算定している4基金の計36基金について、4基金は、基金基準で示された算定式ではなく保有割合が必ず1以下となるような独自の算定式を用いて保有割合を算定するなどしていて、事業完了までの必要見込額を上回る基金保有額を保有しているかどうかを保有割合を基に判断できず、保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない状況となっていた。

年度報告書に保有割合を記載している32基金について、都道府県ごとに区別するなどして、元年度から5年度までの各年度末時点の保有割合の分布状況(保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない基金及び基金事業が終了していて翌年度に基金保有額の残額のうち国庫補助金等相当額の返納が予定されていることから保有割合が0となっているなどの基金を除く。)をみたところ、基金事業に要する費用と基金保有額が一致して保有割合を1.0としている基金が特に多い状況となっていた。また、5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金は80県基金となっていた。

年度報告書に保有割合を記載していない31基金について、新規の事業がないなどの基金を除くとともに、都道府県ごとに区別するなどして、都道府県が基金事業の執行状況、基金保有額等に基づいて、5年度末時点の基金規模が過大となっていないかについて点検しているかを確認したところ、5年度末時点の146県基金のうち、47県基金については点検を行っているとしていた一方、99県基金については点検を行っていないとしていた。

取崩し型の501県基金のうち、4年度及び5年度に新たに設置されたなどの計62県基金を除いた439県基金について、基金保有倍率(注17)が10を上回っている基金が77県基金、元年度から5年度までの支出額が0円であることから基金保有倍率を算定できないものが30県基金となっていた。

(注17)　基金保有倍率　　翌年度以降も過去5年間と同程度の支出額になると仮定した場合に、何年間で基金保有額を使い切ることになるかを示す指標であり、次の計算式により算定している。

$$\text{基金保有倍率} = \frac{\text{令和5年度末時点の基金保有額}}{\text{令和元年度から5年度までの5か年度の平均支出額}}$$

回転型(注18)の130県基金のうち、新規の事業がないなどの計31県基金を除いた99県基金について、40県基金は平均繰越率(注19)が90％を上回り、基金造成額の大部分が貸付け又は出資に充てられていない状況となっていて、このうち8県基金は平均繰越率が100％であり、元年度から5年度まで基金造成額が貸付け又は出資に全く充てられていない状況となっていた。

(注18)　回転型　　貸付けの返済金等を再び貸し付けるなど基金を繰り返し回転させて使用する運営形態

(注19)　平均繰越率　　年度末時点で、基金造成総額(年度末時点の貸付金額又は出資金額に基金保有額を加えた額)のうち貸付け又は出資に充てられていない額の割合を示す指標であり、次の計算式により元年度から5年度までの繰越率を算出して、その平均を算定している。

$$\text{繰越率} = \frac{\text{基金保有額}}{\text{年度末時点の貸付金額又は出資金額} + \text{基金保有額}} \times 100$$

運用型(注20)の79県基金について、75県基金は使用率(注21)が100％を上回り、支出額が運用収入を上回ることから運用の原資を取り崩して支出していて、実質的に取崩し型に近い形で支出が行われている状況となっていた。

(注20)　運用型　　基金を運用元本として、その運用益を事業の財源に充てていく運営形態

(注21)　使用率　　運用収入のうち基金事業等のために支出した額の割合を示す指標であり、次の計算式により算定している。

$$\text{使用率} = \frac{\text{令和元年度から5年度までの支出額}}{\text{令和元年度から5年度までの運用収入額}} \times 100$$

(エ)　国庫返納の必要性の検討状況

基金法人等に設置造成されている6基金及び都道府県に設置造成されている14基金において、基金事業を終了する時期が到来する前に国庫返納を行うための根拠規定(以下「返納根拠規定」という。)を整備しておらず、基金事業を終了する時期が到来する前に基金の額が過大であることが判明しても返納根拠規定に基づいて確実に国庫返納させることができない状況が見受けられた。

4基金において、基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地があったのに検討を行っていなかったなどの状況が見受けられた。

3　検査の結果に対する所見

基金は、複数年度にわたる事務又は事業の財源として設置されており、各年度の所要額を

あらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情がある場合に、事業を安定的かつ効率的に実施するために、あらかじめ財源を確保しておくことを可能とする一方、執行管理の困難さも指摘されてきた。

基金事業の実施において、保有されている資金が適切に管理されて有効に活用されるためには、各府省庁において、基金シート、執行状況表等によって基金の透明性を確保するとともに、管理費の支出状況等について確認すること、基金事業の実施状況、社会情勢等を踏まえた不断の見直しを行うことなどが重要である。

また、基金に対する点検等の取組において確認すべき事項は多岐にわたっており、いずれも国費を適正かつ効率的に使用する上で重要な事項となっている。

ついては、検査の結果を踏まえて、各府省庁において、基金基準、改正適正化令等、行政事業レビュー実施要領等の内容が遵守されるよう徹底するとともに、次の点に留意するなどして、基金の設置造成、基金事業の実施、基金に対する点検等を適切に行う必要がある。

⑴　基金の設置造成等の状況

基金の積増しを行う額の算定に当たり、過年度の執行状況、基金保有額、基金設置団体が調査するなどした所要額等を十分に考慮すること

⑵　基金事業の実施や基金の管理費の状況

ア　かい離率が大きくなっているなどしている基金については、その原因を究明して、事業の規模や実施方法等を検討して必要に応じて基金の規模を見直すこと。また、設置造成されてから基金事業が開始されるまでに相当の期間が経過している基金について、速やかに基金事業を開始できるようにするための方策や必要に応じて基金の規模を見直すことを検討すること

イ　基金事業の実施に当たり、他の類似の事業の事業内容等について事前に検討を行い必要に応じて調整等を行うこと、及び資金が基金事業以外の目的に使用されることのないように基金設置団体に適切に管理させること

ウ　各府省庁が定める交付要綱等において、基金法人等から委託を受けた事務局が事務局業務の再委託を行う場合等に、あらかじめ各府省庁の承認を得る必要がある旨の規定を定めること、委託契約の締結時に加えて、実施体制の変更がある都度実施体制図を各府省庁に提出する旨の規定を定めることなどにより、事務局業務が適切に実施されるようにすること

エ　基金法人等、事務局及び再委託の相手方に対する証ひょう書類の確認に関する規定を定めることなどにより必要に応じて証ひょう書類の確認を行うことができるようにするとともに、当該規定に基づくなどして管理費が適切に支出されていることを適時適切に確認すること

⑶　基金に対する点検等の取組状況

ア　基金法人等だけではなく都道府県に設置造成されている基金についても、基金事業の目的、内容等を考慮して、適切かつ定量的な全国単位の成果目標及び具体的な終了予定時期を設定するなどして、適時に的確な点検を実施できるようにすること

イ　基金法人等に設置造成されている基金について、過去の執行実績、事業完了までの年限、具体的な需要等を基に、事業完了までの必要見込額について算出の精度を高めて保有割合を算定すること

ウ　都道府県に設置造成されている基金について、都道府県の事務負担に留意しつつ、保有割合を算定させること又は基金規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握する指標を設定することなどにより、基金規模の妥当性を十分に確認すること

エ　返納根拠規定を整備すること、適切な時期に国庫返納の必要性を検討すること、国庫返納の必要性の検討に当たっては将来の具体的な使用見込みの有無を踏まえることなどにより、使用見込みのない資金について速やかに国庫返納を行わせること

本院としては、国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況について、今後とも引き続き検査していくこととする。

第2　有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達の状況について

要請を受諾した年月日	令和6年6月11日
検査の対象	防衛省
検査の内容	平成30年度以降の有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和8年1月16日

1　検査の要請の内容

会計検査院は、令和6年6月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

㈠　検査の対象

防衛省

㈡　検査の内容

平成30年度以降の有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達に関する次の各事項

①　FMSによる防衛装備品等の調達全般の状況

②　FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

③　FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

④　防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

2　検査の結果の主な内容

本院は、元年10月に参議院に報告した「有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について」(以下「元年報告」という。)のフォローアップを中心としつつ、6年6月に受けた要請の平成30年度以降の有償援助(FMS)(注1)による防衛装備品等(注2)の調達に関する各事項について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保(注3)及び国民への説明責任の向上(注3)等の観点から、①FMSによる防衛装備品等の調達額の推移等はどのようになっているか、②FMS調達(注4)の契約方法はどのようになっているか、③ケース(注5)の進捗状況等はどのようになっているか、防衛装備品等の提供に伴う前払金の精算状況はどのようになっているか、④防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況はどのようになっているか、取組の効果は上がっているかなどに着眼して検査を実施した。

(注1)　FMS　　Foreign Military Salesの略

(注2)　防衛装備品等　　防衛装備品及びその修理等の役務

(注3)　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(注4)　FMS調達　　「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6

号)に基づくアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)からの有償援助による調達。FMS調達は、日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者が署名した引合受諾書(Letter of Offer and Acceptance。以下「LOA」という。)に基づき行われる(以下、LOAに記載された金額を「契約額」という。)。

(注5) ケース　LOAに基づく個々の契約。一つのLOAで複数の品目の防衛装備品等が調達される場合、LOAには、品目ごとに見積調達価格等が記載される(以下、ケース内の個別の品目を「ライン」という。)。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) FMSによる防衛装備品等の調達全般の状況

ア　FMSによる防衛装備品等の調達の状況

大臣報告(注6)を基に30年度から令和5年度までのFMS調達の契約ベース(注7)の調達額の推移等を示すと次のとおりである。

(注6) 大臣報告　「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和52年防衛庁訓令第18号)に基づき、毎年度、防衛大臣に報告されるFMS調達の実施状況の報告

(注7) 契約ベース　当該年度に締結する契約額の合計であり、当該年度に支払う経費と当該年度の翌年度以降に支払う経費の合計。契約ベースは、当該年度に支払う額の合計である「歳出ベース」とは異なるものである。

① 調達額は、平成30年度の4078億余円から令和5年度の1兆3867億余円へと3倍以上に増加していて、いずれの年度もFMS中央調達(注8)が大部分を占めていた。

② 自衛隊等別にみると、航空自衛隊がいずれの年度においても自衛隊等の中で最も調達額が大きく、5年度は7875億余円(5年度におけるFMS調達の調達額全体に占める割合56.7%)となっていた。

③ 調達合計額の上位10件のケースは、いずれも主要防衛装備品(注9)に関連する調達となっていて、「戦闘機(F－35A/B)」のケースの調達額が8041億余円と最も大きくなっており、「戦闘機(F－35A)」のケースの1994億余円と合わせると1兆0035億余円となっていた。

(注8) FMS中央調達　陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)等の要求に基づき防衛装備庁(以下「装備庁」という。)が調達実施機関として行うFMS調達。FMS調達は、FMS中央調達と各自衛隊の部隊等のうち陸上自衛隊補給統制本部(令和8年3月23日以降は陸上自衛隊補給本部)及び海上、航空両自衛隊補給本部が調達実施機関として行うFMS調達(以下「FMS地方調達」という。)とに区分される。

(注9) 主要防衛装備品　「防衛力整備計画」(令和4年12月国家安全保障会議及び閣議決定。以下「整備計画」という。)等に記載されている主要な防衛装備品

イ　FMSによる防衛装備品等の調達に係る後年度負担額、及びこれに対する為替の影響等の状況

(ア) FMS調達に係る後年度負担額の状況

FMS中央調達に係る国庫債務負担行為(注10)による後年度負担額(注11)は、平成30年度から令和4年度までは、おおむね1兆円程度で推移していたが、5年度は平成30年度と比べて約2倍の1兆8947億余円にまで増加していた。

(注10)　国庫債務負担行為　　財政法(昭和22年法律第34号)第15条の規定に基づき、国会の議決を経て、次年度以降にも効力が継続する債務を負担する行為。債務負担権限のみ与えられるため、実際に支出をする際は、支出する年度の歳出予算に改めて計上する必要がある。

(注11)　後年度負担額　　複数年度契約における契約締結年度の翌年度以降に支払う経費。後年度負担額は、ある年度を基準としてみた場合、当該年度に締結した契約に基づきその翌年度以降に支払う経費(以下「新規分の後年度負担額」という。)と過年度に締結した契約に基づき当該年度の翌年度以降に支払う経費とに区分される。

(イ)　FMS中央調達の後年度負担額に対する為替の影響の状況

30年度から令和5年度までにLOAを取り交わした全てのFMS中央調達のケースにおける為替の影響による支払額の状況(注12)についてみると、次のとおりとなっていた。

(注12)　FMS調達における個々のケースの契約額は、米ドル建ての契約額を契約年度の支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)に規定する外国貨幣換算率(以下「支出官レート」という。)により換算した邦貨額であり、支払額は米ドル建ての契約額を支払年度の支出官レートにより換算した邦貨額となることから、契約年度と支払年度が異なる場合、後年度負担額は、為替の影響を受けることがある。契約年度の支出官レートより支払年度の支出官レートが円高である場合には、実際の支払額は契約額より小さくなり、円安である場合には、実際の支払額は契約額より大きくなる。

①　平成30年度のケースの支払額は、契約額より121億余円減少していたが、長期契約(注13)分を除いた令和元年度のケースの支払額は、契約額より244億余円増加して、5年度の支払額は契約額より297億余円増加していた。

(注13)　長期契約　　「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」(平成27年法律第16号)に基づく契約。同法により、一定の要件を満たした防衛装備品等の調達については、国庫債務負担行為の年限を10か年度以内とすることが認められている。

②　元年度に締結した長期契約(早期警戒機(E－2D)の機体及び通信電子機器の取得)の支払額は、契約額より165億余円増加して、5年度から7年度までの支払額は契約額より183億余円増加していた。

③　2年度以降のケースについて、国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の支払年度に基づき、支払額を試算すると、新規分の後年度負担額(円建て)より支払額が2513億余円増加することとなり、5年度から7年度までの支払額は2530億余円増加することとなっていた。

①から③までのとおり、為替の影響により、整備計画の計画期間に含まれる5年度から7年度までの支払額が、契約額等より約3000億円増加することが見込まれる状況となっていた。

(ウ)　防衛省におけるFMS調達の効率化・合理化の取組の状況

防衛省は、為替の影響による実際の支払額の増加分も含めて、整備計画の実施に必要な防衛力整備の水準額である43兆円程度の規模を維持するために、更なる効率化・合理化の取組を進めるとしており、更なる効率化・合理化の取組には、FMS調

達に係る調達の効率化・合理化の取組も含まれるとしているが、同取組の状況や縮減額を一元的に把握する体制になっていなかった。

(2) FMS による防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア　契約方法の状況

(ア) FMS 中央調達の状況等

a　ケースの集約化の状況

平成 30 年度から令和 5 年度までに、余剰金の部分返済請求(注14)を行うことができる戦闘機(F－35A/B)以外で集約化が行われたケースは、延べ 60 件(ケース数 40 件)、アメンドメント(注15)後の契約額相当額延べ 1 兆 4639 億余円となっていた。

(注14)　余剰金の部分返済請求　　防衛省と合衆国政府との合意により、戦闘機(F－35A/B)の機体等のケースにおいて、我が国の同一予算年度の同一予算科目の調達要求品目に係る全てのラインの防衛装備品等の提供が完了となった場合、合衆国政府から送付される余剰金の残高を通知する計算書に基づいて、防衛省が当該ケースに係る全ての調達要求品目の提供が完了する前であっても合衆国政府に対して行うことができる余剰金の返済請求

(注15)　アメンドメント　　防衛装備品の品目や数量、役務の内容等を追加し又は変更する場合、すなわちラインを追加し又は変更する場合に採用される方法で、合衆国政府及び購入国の両者の同意が必要。LOA の取り交わし後に LOA の記載内容を変更する方法には、アメンドメントのほかに、モディフィケーションがある。モディフィケーションは、防衛装備品の出荷又は役務の提供の時期(以下「出荷予定時期」という。)、支払時期等を変更する場合に採用される方法で、基本的には合衆国政府の主導で行われ、購入国の同意は必要ないとされている。なお、アメンドメントとモディフィケーションのどちらの方法で変更するかは、合衆国政府の判断となっている。

b　EDA の調達等の状況

EDA の調達(注16)(以下「EDA 調達」という。)により取得して海上自衛隊が運用している輸送機 C－130R の定期修理等において、定期修理等に係る仕様書で定めた範囲を超える大規模な修理作業を必要とする不具合が発見されており、目標を超える修理期間を要していた。EDA である輸送機 C－130R を取得し、運用して発見された不具合の情報は、EDA 調達を行った防衛装備品の運用実績から得られた知見として、今後、EDA 調達も含めた防衛装備品等の取得を検討する際に考慮すべきものであると思料される。

(注16)　EDA　　合衆国政府の軍事力の整備目標を超えて余剰となった防衛装備品(Excess Defense Articles)。FMS においては、通常、諸外国(地域及び国際機関を含む。以下「諸外国等」という。)は、新品又は未使用品(修理済品や改修済品を含む。)の防衛装備品の提供を受けるが、合衆国政府が自ら保有している防衛装備品のうち EDA の提供を受けることもできる。EDA として整理された際の防衛装備品の状態には、新品、古品、修理可能品、修理不能品等様々なものがあり、経年や状態に応じて安価な調達が可能となる。

(イ)　FMS地方調達の状況

FMS地方調達にはCLSSA(注17)とオムニバス(注18)という発注方法がある。このうち、オムニバスの当初契約額は、5年度に111億余円となっていて、4年度の63億余円と比べて大きく増加していた。また、元年度から5年度までの防衛装備品等の維持及び修理に用いる交換用の部品、消耗品等(以下「補用部品等」という。)を発注してから受領部隊等(注19)がこれらを受領して受領検査を行うまでの期間(以下「調達リードタイム」という。)の平均は、CLSSAよりもオムニバスの調達リードタイムの方が長くなっていた。オムニバスによる調達額が増加している状況が今後も継続すると想定されることから、引き続き進捗状況の管理を適切に実施することが望まれる。

(注17)　CLSSA　　共同兵站補給支援協定(Cooperative Logistics Supply Support Arrangement)。合衆国政府が購入国のために一定数量の補用部品等をあらかじめ在庫品として確保しておき、購入国から発注を受けた際に、当該在庫品から払出しを行い、購入国から支払を受けた資金を使用して在庫品を補充する方法

(注18)　オムニバス　　CLSSAの対象とならない品目、又はCLSSAの発注可能数の上限を超える数量の補用部品等を、CLSSAとは別にLOAを取り交わし、発注限度額の範囲内で合衆国政府が管理するシステムを利用して部品名や数量等を指定して発注を行う方法

(注19)　受領部隊等　　防衛装備品を受領する部隊等。支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担官」という。)は、受領部隊等の職員のうちから受領検査官を任命し、受領検査指令書を送付する。受領検査官は、遅滞なく、受領した防衛装備品と受領検査指令書を照合して、品目、外観、数量等の確認(以下「受領検査」という。)を行い、合格又は保留を判定する。

イ　契約手続の状況

平成30年度から令和5年度までに新規にFMSにより調達することとした主要防衛装備品を対象に、「航空機の機種選定手続についての全部改正について(通達)」(平成29年防整計(事)第104号)及び「新たな重要装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化の措置について(通達)」(令和元年防整計(事)第118号。以下「元年通達」という。)に基づく選定及び選定に係る公表の状況についてみると、戦闘機(F－35B)及びトマホークがそれぞれ選定され、その結果が公表されていた。一方、長距離艦対空ミサイルSM－6については、量産を決定した時期が元年通達の通知前であったこと、イージス・システム搭載艦については、船舶を元年通達の対象外としていたことから、選定結果が公表されていなかった。

有効期限が設定されている補用部品等の調達状況についてみると、有効期限まで一定の使用可能期間が確保されている補用部品等を受領することができていない事態が見受けられた。

ウ　調達価格の設定等の状況

(ア)　手数料の減免等の状況

元年報告等を踏まえて、防衛省は、合衆国政府と調整を進め、5年4月17日に合衆国政府と日米間の相互政府品質管理に係る枠組み(以下「品質管理の枠組み」とい

う。）に署名した。そして、同日以降にLOAを新規に取り交わすケースについては、日本政府が調達する防衛装備品の契約管理費のうち「品質保証・検査」に係る費用（以下「品質管理費用」という。）の免除を受けることとなり、7年3月から政府品質管理(注20)を開始している。その結果、品質管理費用の免除額は、防衛省の試算によると、5年度は29億7856万余円、6年度は27億3801万余円となっていた。一方、契約管理費のうち「契約管理」及び「契約監査」に係る費用（以下「契約管理・契約監査費用」という。）の免除については、合衆国政府は、昭和62年以降、諸外国等と互恵的な協定等を締結しておらず、現時点では、契約管理・契約監査費用の免除は見込めない状況となっている。

（注20） 政府品質管理　合衆国政府が調達する防衛装備品の日本国内における品質保証・検査

(ｲ) 日本及びアメリカ合衆国における防衛装備品等の調達単価の状況

戦闘機（F－35A/B）について、日本とアメリカ合衆国の調達単価(注21)を比較したところ、戦闘機（F－35A）については、日本の調達単価の方が上回っており、ロット(注22)9において、アメリカ合衆国の調達単価との価格差は約5610万米ドルとなっていた。そして、ロット10以降、日本の調達単価は徐々に低下したため、ロット16において、価格差は約60万米ドルまで縮小していた。また、戦闘機（F－35B）についても日本の調達単価の方が上回っており、ロット16及びロット17において、価格差は約900万米ドルとなっていた。

（注21） 調達単価　日本とアメリカ合衆国が調達する戦闘機（F－35A）及び戦闘機（F－35B）の1機当たりの調達単価。日本の調達単価については、LOAにおける1機当たりの機体、エンジン及び搭載機器の価格を合計して算出したものを用い、また、アメリカ合衆国の調達単価については、公表されているアメリカ合衆国が自国のために調達している防衛装備品等の調達単価等の情報を用いている。

（注22） ロット　防衛装備品等の調達に係る合衆国政府と製造会社等との契約（以下「購入契約」という。）に基づく戦闘機（F－35A）及び戦闘機（F－35B）の製造単位

(3) FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア FMS調達における未完了理由別のケースの推移

FMS中央調達に係る未納入ケース(注23)のケース数及び未精算額(注24)は、平成30年度末の99件205億余円から令和5年度末の18件6億余円へと大幅に減少していた。また、納期未到来ケース(注25)は、平成30年度末の519件1兆0865億余円から令和5年度末には590件2兆2715億余円へと増加しており、ケース数に大きな変化はみられない一方で未精算額は約2倍に増加していた。

（注23） 未納入ケース　LOAに記載されている最も遅いラインの出荷予定時期を経過したケースのうち、一部又は全部のラインの防衛装備品等の提供が完了していないケース（当該出荷予定時期からの経過期間が1年を超えないケースを除く。）

（注24） 未精算額　前払金として実際に支払った額から精算額（防衛装備品等の提供に応じて、支担官が提供の確認を行った当該防衛装備品等の金額（給付確認額）等）を差し引いた額。提供の確認とは、支担官が、中間の計算書（合衆国政府から送付される各ケースにおける前四半期までの防衛装備品等の累計出荷額、今四半期の出

荷額、次の四半期の出荷予定額等が記載されたもの）と受領検査調書（受領検査の完了後、確認した防衛装備品等の内容、判定結果等を記載した書類）を照合して、中間の計算書に記載された内容に誤りがないかなどの確認を行うことをいう。

（注25）　納期未到来ケース　　LOA に記載されている最も遅いラインの出荷予定時期を経過していないケース（当該出荷予定時期からの経過期間が１年を超えないケースを含む。）

イ　FMS 調達に係る防衛装備品等の受領状況等

(ｱ)　FMS 中央調達に係るケースの進捗状況

平成 30 年度末時点の未納入ケース及び令和元年度末から４年度末にかけて未納入ケースとなったケースのケース数及び未精算額は、５年度末時点で 163 件 289 億余円となっており、このうち、既存ラインの出荷予定時期の変更により納期未到来ケースとなっていたケースは 22 件 30 億余円となっていた。

また、平成 30 年度末時点の納期未到来ケース 519 件のうち、主として新規ラインの追加や既存ラインの出荷予定時期の変更により、令和５年度末時点においても納期未到来ケースとなっているケースのケース数及び未精算額は 118 件１兆 1408 億余円となっていた。そして、これらの中には、当初予定していた出荷予定時期に防衛装備品が納入されないことで、受領部隊において、部隊運用への影響を抑えるための対応を執らざるを得なくなっている事態が見受けられた。

さらに、ライン追加ケース(注26)の代表的なケースである戦闘機（F－35A/B）の機体の取得等に係るケースについて、６年度末までに出荷予定時期が到来しているラインは 248 件あり、このうち受領が完了したラインは 163 件である一方、受領が完了していないラインは 85 件となっていた。

（注26）　ライン追加ケース　　既に取り交わされている LOA にアメンドメントによりラインを追加したケース

(ｲ)　FMS 地方調達に係る防衛装備品の納入の状況

各自衛隊は、補用部品等の出荷に時間を要している場合には、連絡官(注27)と連携するなどして、合衆国政府に対して随時出荷促進(注28)を行っているものの、航空自衛隊において、CLSSA 及びオムニバスの特別緊急(注29)であっても 22.5％ 及び 10.3％ が発注取消しとなっているなど、各自衛隊において発注取消し及び未受領となっている補用部品等が見受けられた。

（注27）　連絡官　　FMS 調達に係る日本及びアメリカ合衆国両政府間の調整、連絡等を行うアメリカ合衆国に派遣された防衛省の職員

（注28）　出荷促進　　FMS 調達に係る防衛装備品等の提供を促進させるための合衆国政府に対する働きかけ

（注29）　特別緊急　　補用部品等の出荷に係る優先順位の区分の一つで、補用部品等の不足によって、任務達成が既に不可能である又は将来不可能になるため、非常に強い必要性を示すもの

(ｳ)　ケースの進捗状況の管理等

装備庁は、６年度末時点において、FMS 中央調達に係る精算が完了していない

ケース1,104件のうち584件(52.8%)の台帳の整備を完了していた。残りの520件について、装備庁は、なるべく早期に作業を完了させるとしている。また、役務完了通知(注30)の提出に当たり、合衆国政府との調整に長期間を要していたことなどにより、精算手続が速やかに行われていなかったケースが13件見受けられた。

(注30) 役務完了通知　役務の受領検査において、支担官が受領検査指令書の送付を実施するに先立ち、受領部隊等の長が、LOAに係る役務の提供が完了したときに、直ちにその旨を支担官に伝達するための通知

(エ) 物品管理簿への記録等の状況

各自衛隊において、財務大臣が指定する機械、器具等(注31)(以下「重要物品」という。)に該当するFMSで調達する物品(以下「FMS物品」という。)が適切に物品管理簿に記録されていなかったことなどにより、当該FMS物品が適正に物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)に計上されていない事態が見受けられた。

(注31) 財務大臣が指定する機械、器具等　取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格。以下同じ。)が50万円以上の機械、器具等。ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具(普通自動車及び小型自動車を除く。)については、当分の間、取得価格が300万円以上の機械及び器具

ウ FMS調達に係る前払金の精算状況

(ア) FMS調達に係るケース単位の前払金の精算状況

FMS中央調達において、5年度末時点においても最終計算書(注32)が未受領となっていたケース(取消しになったケース等を除く。)420件(5年度末時点の未精算額789億余円)のうち、5年度末時点における提供の完了日からの経過月数が24か月を超える(注33)ケースは、283件(同356億余円)となっていた。そして、これらの中には、120か月を超えるケースが25件(同56億余円)あった。

(注32) 最終計算書　各ケースにおいて、全ての防衛装備品等の提供が完了して金額が確定した際に、合衆国政府が支担官に送付する最終の計算書

(注33) 合衆国政府は、精算手続について、購入契約に係る契約金額のうち製造会社等との間で精算が完了していない金額の見積額を含めた金額に基づき最終計算書を作成して送付することによって、提供の完了後24か月以内にケースを精算することを基本的な目標としている(以下、当該精算方式を「新精算方式」という。)。

(イ) FMS調達に係るライン追加ケースの前払金の精算状況

戦闘機(F－35A/B)の機体等のケースについて、6年度末時点で戦闘機(F－35A)に係る提供が完了していた151ラインのうち、余剰金の部分返済請求が行われ余剰金が返還された2ラインを除く149ラインについては、同一予算年度の同一予算科目の調達要求品目に係る他のラインの提供が完了していないことなどにより、余剰金の部分返済請求を行えない状況となっていた。

(4) 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

ア 合衆国政府との協議の状況等

防衛省は、FMS調達の諸問題の解決を図るために、様々なレベルの会議で合衆国政府と協議を行っており、防衛大臣等が出席する日米防衛相会談等のほかSCCM(注34)本会

議、精算調整会議等の実務レベルの会議が行われている。

（注34）　SCCM　　Security Cooperation Consultative Meeting の略。防衛装備庁長官と国防安全保障協力庁長官が出席する会議を筆頭とする会議体。FMS 調達における未納入、未精算、その他の諸問題の解決についての協議等を行っている。

(ア)　SCCM における協議の状況等

平成 30 年度から令和 6 年度までに開催された SCCM 本会議等においては、未納入及び未精算に対する取組、出荷証書と計算書の照合並びに価格の透明性確保(注35)の課題が継続的に議題として取り上げられている。そして、SCCM 本会議において、元年度から 5 年度までに出荷促進を行ったケースのうち翌年度末までに防衛装備品等の提供が完了したケース数の割合は、34.7% から 81.5% となっていた。また、平成 30 年度から令和 5 年度までに精算促進(注36)を行ったケースのうち翌年度末までに最終計算書を受領したケース数の割合は、19.2% から 51.1% となっていた。

（注35）　価格の透明性確保　　防衛省は、価格の透明性確保について、見積価格の細部情報及び根拠が合衆国政府から十分に入手できている状態及び価格精査等が適切かつ効率的に実施できている状態をいうとしている。

（注36）　精算促進　　新精算方式による最終計算書の送付を促進させるための合衆国政府に対する働きかけ

(イ)　精算調整会議における協議の状況等

各自衛隊は、精算調整会議における FMS 地方調達の出荷促進及び精算促進の対象ケースの選定に当たり、LOA の取り交わし又は全ての防衛装備品等の提供の完了から一定の年数を経過したケースを対象として、合衆国政府に対して進捗状況を確認するなどしていた。

イ　防衛省における取組の状況

防衛省は、FMS 調達の合理化に向けた取組の推進に関するプロジェクトチームを設置し、また、同チームの下で細部の検討を行う五つの検討部会を設置している。

(ア)　価格の透明性確保に対する取組状況

価格の透明性確保について、航空自衛隊は、 6 年度に空中給油・輸送機（KC－46A）の機体等を新規に調達する際に、PMR(注37)等を通じて合衆国政府から機体価格等の見積価格の細部情報等を入手して価格交渉に活用していた。

（注37）　PMR　　Program Management Review の略。ケースに関連する個々の防衛装備品等別に、装備庁、各自衛隊、各軍省（陸軍省、海軍省及び空軍省）、製造会社等が参加して、品目についての具体的な内容、ケースの進捗等について協議等を行う会議

(イ)　未納入・未精算・トラストファンドの課題改善に対する取組状況

未納入及び未精算の課題について、防衛省は、 2 年度以降、「納入提供予定時期」等の情報を網羅的に備えたデータベースを基に、未納入及び未精算に係るケースのうち特に合衆国政府に協力を要請するケースを一定の金額や経過年数等を基準に抽出するなどしたリスト（以下「働きかけリスト」という。）を作成して、働きかけリストを提示するなどして会議等で合衆国政府と情報を共有する方法によって、引き続き未納入及び未精算の縮減に取り組むこととしていた。

防衛省は、３年３月にHFRモディフィケーション(注38)による手続を初めて実施して、同年６月に余剰金の返済請求が行われて余剰金の返還を受けていた。６年８月までのFMS中央調達におけるHFRモディフィケーションによる余剰金の返還額は、44件のケースに係る198億余円となっている。

(注38) HFRモディフィケーション　最終計算書の送付前に合衆国政府が製造会社等との最終精算に必要な金額(Highest Financial Requirement)までLOAの契約額を減額するモディフィケーションを発出することなどにより、購入国が余剰金の返還を受けることができる仕組み

3　検査の結果に対する所見

防衛省は、各種の防衛装備品等の調達を実施しており、外国企業等から直接又は商社等を通じた輸入による調達では調達することができない機密性の高い防衛装備品等やアメリカ合衆国でしか製造できない能力の高い防衛装備品等を調達するなどのために合衆国政府との政府間取引であるFMSによる調達を実施している。４年12月に整備計画が策定され、整備計画において、防衛力整備の実施に必要な金額が大幅に増加されることとなり、５年度のFMS調達の調達額は４年度までと比べて大幅に増加している。

本院は、FMS調達について、これまでも累次にわたり検査を実施して、その結果を検査報告に掲記するなどしており、防衛省は、FMS調達の諸問題の解決を図るために、合衆国政府と協議するなどしてFMS調達の改善に取り組んでいる。

一方、整備計画において、戦闘機(F－35A/B)、空中給油・輸送機(KC－46A)等の整備が計画されており、これらの主要防衛装備品の調達についてはFMS調達によることとしているため、６年度以降も引き続きFMS調達額が大きな規模となることが見込まれる。

ついては、防衛省において、必要に応じて合衆国政府の協力を求めるなどして、今後、次の点に留意して、より一層適切なFMS調達の実施に取り組む必要がある。

(1)　FMSによる防衛装備品等の調達全般の状況

７年度の支払までは、為替の影響により支払額が増加していること、今後も為替の影響により支払額が増加する可能性があることを踏まえて、FMS調達に係る調達の効率化・合理化の取組の状況を一元的に把握できるようにして、FMS調達についての更なる効率化・合理化に努めること

(2)　FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア　今後も新規のEDA調達が実施される可能性があることに鑑みて、防衛省において、EDA調達も含めた防衛装備品等の取得を検討する際に、過去にEDA調達を行って得られた知見等も踏まえた検討が行われるよう、教育資料を作成するなどして当該知見等を防衛省内において共有すること

イ　有効期限が設定されている補用部品等は、有効期限まで一定の使用可能期間が確保されているものを受領する必要があることなどから、部隊等の運用に支障を来さないよう、取得を検討する段階から防衛装備品の特性を十分に考慮するなどして合衆国政府と調整を行いつつ、対応策について検討すること

ウ　今後ともFMS調達の効率化・合理化の観点から、品質管理の枠組みが維持できるよう引き続き合衆国政府と綿密な調整を行いつつ、政府品質管理を実施していくとともに、現時点では、契約管理・契約監査費用の免除が見込めない状況であるが、今後、諸

外国等の動きに留意して、諸外国等において契約管理・契約監査費用の減免が実施された場合には、我が国においても減免を受けることができるか検討して、必要に応じて合衆国政府と調整を行っていくこと

⑶　FMS 調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア　FMS 中央調達において、防衛装備品が長期間納入されないことにより部隊等の運用に支障を来さないよう、未納入ケース及び納期未到来ケースのうちのライン追加ケース等についても、引き続き、出荷促進を行うなどして合衆国政府と調整を行うこと

イ　FMS 地方調達において、緊急性の度合いが高い補用部品等が納入されない状態が継続する場合等については、引き続き、出荷促進を行うなどして合衆国政府と調整を行うとともに、必要に応じて他の調達方法による取得を検討するなど、多角的な観点から改善策を検討すること

ウ　受領部隊等において、適時に役務完了通知を提出するとともに、調達要求元は、台帳を整備している装備庁とも連携して合衆国政府に働きかけを行うなど適切にケースの進捗状況の管理を行い、引き続き未精算額を減少させるよう努めること

エ　FMS 物品について、適切に物品管理簿に記録し、重要物品の現況を適正に物品報告書に反映させること

オ　装備庁は、新精算方式による精算が着実に実施されるよう合衆国政府に対して引き続き精算促進を行うこと

⑷　防衛省における FMS 調達の改善に向けた取組の状況

合衆国政府との協議等を通じて FMS 調達の改善に向けた取組を引き続き推進するとともに、HFR モディフィケーションを利用した余剰金の返還の促進について引き続き合衆国政府と調整を行うなどして、未精算額を減少させるよう努めること

本院としては、FMS による防衛装備品等の調達について、多角的な観点から今後も引き続き検査していくこととする。

第３　マイナポイント事業の実施状況等について

要請を受諾した年月日	令和６年６月11日
検査の対象	デジタル庁、総務省、厚生労働省
検査の内容	マイナポイント事業の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和８年５月15日

１　検査の要請の内容

会計検査院は、令和６年６月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の３の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

㈠　検査の対象

デジタル庁、総務省、厚生労働省

㈡　検査の内容

マイナポイント事業に関する次の各事項

①　事業の実施状況、特に広報の実施状況

②　マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況

③　マイナポイントの利用の状況

２　検査の結果の主な内容

政府は、元年12月に「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定し、消費活性化策として、総務省において、マイナンバーカード(注１)を取得した上でキャッシュレス決済(注２)を利用する者にマイナポイント（当該利用者が選択したキャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等）を付与する事業(注３)（以下、当該事業の準備に係る事業を含めて「第１弾マイナポイント事業」という。）を実施することとした。また、政府は、３年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、総務省、厚生労働省及びデジタル庁において、マイナンバーカードを活用してマイナポイントを付与する事業(注４)（以下「第２弾マイナポイント事業」といい、第１弾マイナポイント事業と合わせて「マイナポイント事業」という。）を実施することとした。

本院は、前記要請のマイナポイント事業に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保(注５)及び国民への説明責任の向上(注５)等の観点から、①マイナポイント事業に係る予算の執行状況はどのようになっているか、マイナポイント事業の実施状況はどのようになっているか、広報の実施状況はどのようになっているか、②マイナポイントの申込みの状況はどのようになっているか、マイナンバーカードの申請、マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録（以下、健康保険証としての利用登録が行われたマイナンバー

カードを「マイナ保険証」という。）及び公金受取口座の登録の状況はどのようになっているか、マイナポイント事業の実施後におけるマイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座の利用等の状況はどのようになっているか、③マイナポイントの利用の状況はどのようになっているか、マイナポイント事業の効果の検証に係る取組の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

（注１）　マイナンバーカード　　券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（以下「マイナンバー」という。）、顔写真等が記載されたICチップ付きのカード

（注２）　キャッシュレス決済　　一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段。マイナポイント事業においては、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等が対象とされている。

（注３）　この事業では、マイナンバーカードを取得した上でマイナポイントの申込みを行う申込者が、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、残高へのチャージのための前払を行った場合又は物品等の購入を行った場合（以下、この前払と物品等の購入を合わせて「前払等」という。）に、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者（以下「決済事業者」という。）から申込者に対して、前払等に係る金額の25%、最大5,000円相当のマイナポイントが付与されることとなっている。

（注４）　この事業には、施策１、施策２及び施策３があり、施策１では、第１弾マイナポイント事業と同様に、マイナンバーカードを取得した上でマイナポイントの申込みを行う申込者に対して、前払等に係る金額の25%、最大5,000円相当のマイナポイントが付与され（以下、第１弾マイナポイント事業と施策１とを合わせて「施策１等」という。）、施策２では、申込者がマイナ保険証の利用申込みを行った場合に7,500円相当のマイナポイントが付与され、施策３では、申込者が公金受取口座の登録を行った場合に7,500円相当のマイナポイントが付与されることとなっている。

（注５）　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

⑴　事業の実施状況、特に広報の実施状況

ア　マイナポイント事業に係る予算の執行状況

元年度から５年度までのマイナポイント事業に係る予算額は計２兆1422億余円であり、支出済額から翌年度以降の返納額を差し引いた額（以下「支出額」という。）は計１兆3905億余円となっていた。

予算案の作成時に総務省及びデジタル庁が積算した金額に対する支出額の割合についてみると、マイナポイントの申込者数が目標値である9500万人に達しなかったことなどから、マイナポイント事業全体は64.9%、マイナポイントの付与の原資となる補助金（以下「ポイント付与補助金」という。）を間接補助事業者となる決済事業者に対して交付する事業（以下「ポイント付与補助事業」という。）は62.8%となっていた。

補助事業の元年度から３年度までの各年度における予算現額に対する繰越額の割合（以下「繰越率」という。）は72.0%から89.5%まで、５年度における予算現額に対する不用額の割合（以下「不用率」という。）は48.2%といずれも高くなっていた。総務省は、繰越率が高い理由について、マイナポイントの申込期限が翌年度に延長されたためなど、不用率が高い理由について、マイナポイントの申込者数が目標値である9500万人に達

しなかったためなどとしている。

イ　マイナポイント事業の実施状況

マイナポイント事業においては、公募により選定された補助事業者である事務局はポイント付与補助事業等を、決済事業者はマイナポイントを付与するなどの事業を、地方公共団体はマイナポイント事業の実施に向けた環境整備として、窓口でマイナポイントの申込支援等を行う事業等を、総務省及びデジタル庁は広報等の事業を、それぞれ実施している。

第１弾マイナポイント事業の事務局である一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）及び第２弾マイナポイント事業の事務局である一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「PJ」という。）は、決済事業者の募集、登録及び申請の審査業務、マイナポイント申込支援業務等を実施しており、これに係る事務局事務費はそれぞれ311億余円及び281億余円、このうち、業務の一部を委託、請負等により外部の事業者に実施させていた経費（以下「外注経費」という。）はそれぞれ308億余円及び266億余円、事務局事務費に占める外注経費の割合はそれぞれ99.0％及び94.5％となっていた。

外注の階層については、SIIは最大４次請となっていて、SIIでは、事務局業務における多くの委託先の管理を株式会社電通（以下「電通」という。）に行わせ、電通から更に業務が外注されている構造となっていた。また、PJは最大３次請となっていて、PJの方がその階層は浅くなっており、その理由について、総務省は、「マイナポイント第２弾を行う者に対する補助事業の募集についての説明書」において、経済産業省が設置した「調達等の在り方に関する検討会」が３年１月に取りまとめた報告書を参考に、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理を委託することはできないことを明記したことなどから、PJでは事務局業務における委託先の管理については外注しなかったなどのためとしている。

また、SIIが締結した外注経費に係る契約42件のうち随意契約は24件となっており、PJが締結した外注経費に係る契約46件のうち随意契約は44件となっていた。随意契約とした理由について、SII及びPJは、専門性が高く代替が困難な外注先であったこと及び知見を持った人材を公募から事業開始までの短期間に確保する必要があったため一般の競争に付することが困難であったことによるとしている。

ウ　広報の実施状況

マイナポイント事業では、総務省及び事務局が全国的に複数の媒体を活用するなどして大規模な広報を展開した全国広報等が実施されていた。広報に要した経費は、全国広報のうち、２年１月から４年５月までの間にSIIが実施した広報（以下「SII広報」という。）87億余円、４年４月から５年３月までの間に総務省が実施した広報（以下「総務省第２弾広報」という。）並びに総務省が実施した元年度及び５年度の広報計76億余円等、計211億余円となっていた。

広報に要した経費全体の過半を占めるSII広報及び総務省第２弾広報では、広報戦略の企画立案、広告素材の制作等を行う企画業務と、企画業務で制作した広告素材を掲載するなどのために新聞等の媒体枠を調達する業務（以下「媒体調達業務」という。）が実施されており、随意契約、企画競争又は一般競争入札によりいずれも電通に外注してい

て、電通は更に他の事業者に外注するなどしていた。

企画業務では、広報戦略立案等業務、広告素材制作等業務、PR 業務及び調査業務が実施されており、調査業務により把握したマイナポイント事業に関する多岐にわたる課題等に対して、広報で対応できる事項についての対処方針を検討し、広報戦略立案等業務に反映するなどしていた。

媒体調達業務に要した経費を月別に整理し、金額ベースで媒体別投下量の推移をみたところ、第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイント付与開始に向けた2年8月及び9月、第2弾マイナポイント事業の開始に伴う施策2及び施策3の申込受付開始に向けた4年3月並びに第2弾マイナポイント事業において設定されたマイナンバーカードの申請期限である5年2月において、他の時期と比較して特に増加していた。

SII 広報の広報戦略については、電通により企画立案が行われ、総務省、SII 及び電通が参加する広報戦略の企画立案等に関するワーキンググループ(以下「広報 WG」という。)等においてその内容が検討されて、SII が決定していた。一方、媒体の種類、媒体別投下量等については、電通が行ったシミュレーションを基に、広報 WG、総務省との個別の協議等において検討され、SII が決定したとしていたが、どのように検討して決定したかについては、その経緯が分かる資料は保存されておらず、これらの妥当性を確認できる状況とはなっていなかった。

総務省第2弾広報の広報戦略については、電通により企画立案が行われ、総務省との協議を踏まえてその内容が検討されて、同省が決定していた。一方、媒体の種類、媒体別投下量等については、同省は、仕様書の作成に当たり、電通を含めた専門性を有する複数の事業者に対して意見を聴取したとしていたが、意見の内容及び意見を踏まえてどのように検討して決定したかについては、その経緯が分かる資料は保存されておらず、これらの妥当性を確認できる状況とはなっていなかった。

専門性を有する事業者の知見を活用することは、広報戦略の実施に当たって必要であったと考えられる。また、マイナポイント事業においては大規模な広報が展開され、多額の国費が投じられていたことから、広報戦略の実施の妥当性について十分に説明できるようにすることは重要であり、媒体の種類、媒体別投下量等を決定した経緯が分かる資料は、広報戦略の実施の妥当性の事後的な検証に資するものであったと考えられる。

(2)　マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況

ア　マイナポイントの申込みの状況

第1弾マイナポイント事業におけるマイナポイントの申込者数は2533万余人となっていた。マイナポイント事業終了後の最終的な申込者数は、施策1等が7556万余人(目標値9500万人に対する申込者数の割合79.5%)、施策2が6818万余人(同71.7%)、施策3が6174万余人(同64.9%)となっていた。また、5年6月から同年8月までにかけて、申込者数の大幅な落ち込みが見受けられたが、この時期は、国がマイナンバーの紐付け誤り事案(注6)があったことを公表するなどしていた時期であった。

(注6)　マイナンバーの紐付け誤り事案　　令和5年5月に国により公表された健康保険、共済年金等に係る各制度固有の番号とマイナンバーとの紐付けに誤りが生じていた事案。マイナンバー制度においては、情報連携等を行えるようにするために、各

制度において管理されている制度固有の番号とマイナンバーとの紐付けが行われているが、これらの紐付けに誤りがあったもの。これを受けて、国は同年6月にマイナンバー情報総点検本部を設置して、各制度におけるマイナンバーの紐付けが正確に行われているかについて総点検を開始した。「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」(令和5年8月マイナンバー情報総点検本部会議資料)によれば、各制度における自分の情報が誤って他人のマイナンバーに紐付けられている場合、各制度の事務に支障が生じ、マイナポータル(国が、行政機関等への電子申請や行政機関等が持つ情報を取得するサービス等を提供するシステム)で自己情報を確認しようとする際に、自分の情報ではなく、当該制度に関する他人の情報が閲覧可能となり、情報の漏えいにつながるおそれがあるとされている。総点検の結果は、随時公表され、6年1月の最終的な取りまとめ結果においては、8,395件の紐付け誤りが確認されたことが公表された。国はこれらの事案の発生原因を踏まえた再発防止対策を講じている。

イ　マイナンバーカード等の申請等の状況

第1弾マイナポイント事業の申込受付開始前の2年6月末時点におけるマイナンバーカードの有効申請件数(注7)は2528万余件となっていたが、第2弾マイナポイント事業において設定されたマイナンバーカードの申請期限である5年2月末時点における有効申請件数は6769万余件増えて9298万余件(人口に対する有効申請件数の割合74.1%)となっていた。同年9月末時点におけるマイナンバーカードの保有枚数(注8)は9091万余枚(人口に対する保有枚数の割合72.4%)となっていた。

施策2の申込受付開始前である4年5月末時点におけるマイナ保険証の有効登録件数(注9)は880万余件となっていたが、5年9月末時点における有効登録件数は6170万余件増えて7051万余件(人口に対する有効登録件数の割合56.2%)となっていた。

施策3の申込受付開始前である4年5月末時点における公金受取口座の登録件数は156万余件となっていたが、5年9月末時点における登録件数は6097万余件増えて6253万余件(人口に対する登録件数の割合49.8%)となっていた。

(注7)　有効申請件数　　マイナンバーカードの発行申請件数のうち書類に不備があった件数及び申請を取りやめた件数を除いた有効性を持つ申請の件数

(注8)　保有枚数　　マイナンバーカードの交付枚数から死亡、有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた現に保有されているマイナンバーカードの枚数

(注9)　有効登録件数　　マイナ保険証の利用登録件数から死亡等による登録の削除分を差し引いた有効な登録件数

ウ　マイナンバーカード等の利用等の状況

マイナンバーカードの主な用途であるマイナポータルを活用した各種の手続等を行うに当たっては、マイナンバーカードを利用してマイナポータルにログインする必要がある。マイナポータルの利用登録者数は、7年7月末時点において7958万余人となっていて、ログイン数は、施策2及び施策3の申込受付が開始された4年6月とその翌月の7月に増加した後、特定の月の実績が多くなっていた。また、マイナンバーカードの交付が開始された平成28年1月から令和7年7月までの間において「本人希望・その他」として分類されたマイナンバーカードの廃止枚数は93万余枚となっていた。5年5月

頃から同年８月までにかけて、廃止枚数が多くなっていて、本人の希望による自主的なマイナンバーカードの返納が発生していた可能性があると思料される。

マイナ保険証の利用件数は、４年６月末時点において25万余件（マイナ保険証の利用率(注10)0.5％）となっており、７年７月末時点において7809万余件（同31.4％）まで増加していた。また、マイナ保険証の解除申請の受付が開始された６年10月28日から７年７月までの間における利用登録解除申請件数は計15万余件となっていた。

デジタル庁が公金受取口座の利用実績として取り扱っている情報連携(注11)における照会件数を確認したところ、公金受取口座の情報に係る情報連携が開始された４年10月から７年７月までの間に、計2980万余件の照会が行われており、特定の月の照会件数が多くなっていた。また、公金受取口座の登録(注12)が開始された４年３月から７年７月までの間における公金受取口座の登録者による登録抹消件数は、単純合計すると計28万余件(注13)となっていた。

マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及並びにマイナ保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録の促進によるデジタル社会の実現等の目的のために、多額の国費を投じて実施され、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座について普及の水準の引上げが図られた。これを踏まえると、総務省、厚生労働省及びデジタル庁において、デジタル社会の実現に向けて、マイナポイント事業の実施後も引き続きこれらの普及の水準の維持及び利用の一層の促進のための取組が求められる。

（注10）　マイナ保険証の利用率　　オンライン資格確認（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運用するオンライン資格確認等システムにおいて、国民健康保険、健康保険等の各保険者が登録及び更新する被保険者の資格情報等を一元的に管理し、保険医療機関等からのオンラインでの資格照会等に対応する仕組み）の利用件数に占めるマイナ保険証の利用件数の割合

（注11）　情報連携　　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、行政機関等同士が専用のネットワークシステムを用いて行政手続に必要な情報をやり取りすること

（注12）　公金受取口座の登録方法は、マイナンバーカードを用いたマイナポータルからの登録が主たる方法となっているが、このほかに所得税の確定申告手続において登録する方法等がある。

（注13）　公金受取口座の登録は、任意に行うことができる制度であるため、同一人物が登録抹消と再登録を繰り返し行うことが可能となっている。

(3)　マイナポイントの利用の状況

ア　総務省等におけるマイナポイントの利用の把握状況

総務省は、マイナポイント事業の目的のうち、第１弾マイナポイント事業の消費活性化（消費税率引上げに伴う経済対策）及び第２弾マイナポイント事業の消費喚起（コロナ禍における経済対策）（以下、両者を合わせて「消費の活性化」という。）について、申込者がマイナポイントの付与を受けるための前払等を行うことに加えて、付与されたマイナポイントを利用することも消費の活性化として想定していた。

付与されたマイナポイントの利用の状況について、総務省及び事務局においてどのように把握されているのか確認したところ、決済事業者ごとのマイナポイントの利用実績

は把握されていなかった。また、施策2を所管する厚生労働省及び施策3を所管するデジタル庁においても把握されていなかった。

総務省は、その理由について、既存システムの大規模な改修が必要になるなどの場合があることから、決済事業者の参画が困難になるとして、第1弾マイナポイント事業と第2弾マイナポイント事業を通じて、マイナポイントの利用実績を他のポイントと区分して管理することを求めていなかったためとしている。

イ　決済事業者において管理されているマイナポイントの利用実績等の状況

ポイント付与補助金が交付された127決済事業者の登録サービス(注14)152件のうち、1登録サービス当たりの補助金相当額が多額となっているなどしている40決済事業者の登録サービス46件(注15)(以下「46登録サービス」という。)の状況を確認した。このうち、マイナポイントの利用実績が把握できた12件については、登録サービスごとに利用されたマイナポイントの金額(以下「マイナポイント利用額」という。)を集計し、マイナポイントを含むポイント全体の利用実績が把握できた34件については、付与されたマイナポイントが他のポイントと一体となって利用されると仮定して、ポイント全体の利用実績を基にマイナポイント利用額を試算(注16)したところ、付与したマイナポイントのポイント数に1ポイント当たりの単価を乗じた額(以下「マイナポイント付与額」という。)計1兆2338億余円に対して、マイナポイント利用額は計1兆1623億余円となり、マイナポイント付与額に占めるマイナポイント利用額の割合(以下「マイナポイント利用率」という。)は94.2%となっていた。

46登録サービスにおけるマイナポイントの利用方法は、主に「店舗等での決済」「ICカードへのチャージ」「商品等との交換」及び「請求金額との相殺」となっていた。利用方法が単一の登録サービスのうち、利用方法が「店舗等での決済」となっていた26件に係るマイナポイント利用額は計1664億余円(マイナポイント利用率98.5%)等となっていた。

また、全国で利用可能な24件に係るマイナポイント利用額は計1兆0425億余円(同93.7%)、一部の都道府県で利用可能な22件に係るマイナポイント利用額は計1198億余円(同98.6%)となっていた。

(注14)　登録サービス　　キャッシュレス決済サービスの情報と付与するポイントの情報を組み合わせて事務局に登録したもの

(注15)　登録サービス152件を展開エリア別に①全国、②複数の都道府県、③1都道府県に分類し、①と②については補助金相当額が多額となっているなどしている登録サービスを、③については地域で利用可能な登録サービスに着目して、地方公共団体、地域の商工会等が運営しているものであって、かつ、補助金相当額が多額となっているなどしている登録サービスをそれぞれ選定した。

(注16)　マイナポイントの付与が開始された時点から付与されたマイナポイントが全て失効する時点(最長で令和7年3月に設定)までの期間における、マイナポイントを含むポイント全体の利用数、失効数等の比率を基に、付与されたマイナポイントのポイント数を案分して利用されたマイナポイントのポイント数を算出した。

ウ　マイナポイント事業の効果の検証に係る取組状況

6年度の行政事業レビューシートにおいて、マイナポイント事業の目的のうちの消費の活性化及びキャッシュレス決済の利用拡大に係る成果目標が設定されておらず、これらの効果について明らかにされていなかった。そこで、本院において、これらの効果を検証した。

46登録サービスに係るマイナポイント利用額等の状況等を踏まえて、利用されたと考えられるマイナポイントの金額を消費の活性化に係る効果額として算出したところ、効果額は約1兆2239億円となった(注17)。また、施策1等に係るマイナポイントの付与を受けるための前払等に係る金額も効果額に含めるなどして算出した場合、効果額は約2兆4604億円となった。

キャッシュレス決済の利用拡大に係る効果を把握するため、前記の40決済事業者から46登録サービスの状況を聴取したところ、38件(46登録サービスの82.6%)について、マイナポイント事業の実施前後で比較して、キャッシュレス決済サービスの利用者数又は取引額の増加にマイナポイント事業の影響があったと認識されるなどしていた。

(注17)　マイナポイントの利用の状況の確認対象とした登録サービス(46登録サービス)に係る効果額については、イで集計又は試算したマイナポイント利用額を計上した。また、マイナポイントの利用状況の確認対象外とした登録サービスに係る効果額については、ポイント付与補助事業における補助金額の算定方法を用いて算出された金額を計上した。

マイナポイント事業のようにキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を多額の国費を投じて実施する場合には、事業の効果を可能な限り把握した上で検証するなどして、同種の事業の実施に備えて知見を蓄積することが重要である。

3　検査の結果に対する所見

総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、消費の活性化、キャッシュレス決済の利用拡大及びデジタル社会の実現に係る目的を掲げ、元年度から5年度までの間に、1兆3905億余円を投じて、施策1等としてマイナンバーカードを取得した上でキャッシュレス決済を利用する者に対して、施策2としてマイナ保険証の利用申込みを行った者に対して、施策3として公金受取口座の登録を行った者に対して、それぞれマイナポイントを付与するマイナポイント事業を実施した。その結果、施策1等の申込者数は7556万余人、施策2の申込者数は6818万余人、施策3の申込者数は6174万余人となった。そして、第2弾マイナポイント事業終了時の5年9月末時点において、マイナンバーカードの保有枚数は9091万余枚、マイナ保険証の有効登録件数は7051万余件、公金受取口座の登録件数は6253万余件となった。

総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、デジタル社会の実現に向けて、今後、これらの利用等に係る各種の施策を実施していくこととしている。また、総務省は、今後も多額の国費を投じて、大規模な広報業務が必要となる事業及びキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を実施する可能性がある。

ついては、総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、次の点に留意して、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座の利用等に係る施策を実施するとともに、所管する事業を適切に実施する必要がある。

ア　総務省は、今後、大規模な広報を実施する場合には、媒体の種類、媒体別投下量等を決定した経緯が分かる資料について、事後的な検証のために、補助事業においては補助事業者に適切に保存させ、直轄事業においては同省が適切に保存して、広報戦略の実施の妥当性を十分に説明できるようにすること

イ　総務省、厚生労働省及びデジタル庁は、マイナポイント事業が多額の国費を投じて実施されたものであることを踏まえて、マイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座について、利用等の状況を適時適切に把握して、一層の利活用を図るための方策を検討すること

ウ　総務省は、今後、多額の国費を投じてキャッシュレス決済サービスを活用してポイントを付与する事業を実施する場合には、事業を共同で所管する省庁等と連携して、決済事業者の実態を踏まえた上で、ポイントの利用実績について決済事業者から聴取するなどしてポイントの利用の状況等の把握に努めるとともに、事業の目的に沿って、事業の効果を検証すること

第３節　特定検査対象に関する検査状況

第１　東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について

検査対象	内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（平成 26 年 8 月 17 日以前は原子力損害賠償支援機構）、独立行政法人日本貿易振興機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、東京電力ホールディングス株式会社（28 年 3 月 31 日以前は東京電力株式会社）
東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償の概要	福島第一原子力発電所の事故により原子力損害を受けた者に対して賠償基準に基づき賠償するもの及び環境省等から求償を受けた除染等の費用について賠償するもの
東京電力ホールディングス株式会社が実施する福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策の概要	福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けて東京電力ホールディングス株式会社が実施する汚染水・処理水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、廃棄物対策等の取組
国による廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に対する財政措置の概要	廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発及び人材育成の取組、放射性物質の分析・研究等を行う研究施設の整備等に要する費用について国が行う財政措置
賠償の支払額	11 兆 6826 億円（平成 23 年度～令和 7 年度）
上記賠償の支払に充てるために交付国債の償還により国が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付した資金の額	11 兆 5003 億円（平成 23 年度～令和 7 年度）
上記交付国債の償還における国の借入れ等に係る支払利息	508 億円（平成 23 年度～令和 7 年度）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 68 条の規定に基づき国が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付した資金の額	5280 億円（平成 26 年度～令和 7 年度）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構による国庫納付額	3 兆 5802 億円（平成 24 年度～令和 7 年度）

廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用の額(概算額)	2兆2477億円(平成24年度～令和7年度)
廃炉等積立金に戻し入れられていなかった使用残額	1255億円(平成30年度～令和7年度)
廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に対する国の財政措置額	3899億円(平成23年度～令和7年度)

＜構成＞

1　検査の背景(548ページ)

(1)　福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策の概要(548ページ)

ア　福島第一原子力発電所事故及び原子力損害の賠償の概要(548ページ)

イ　原子力損害の賠償に係る国の支援等の枠組み(548ページ)

ウ　福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策の概要(552ページ)

(2)　近年の東京電力をめぐる状況(553ページ)

ア　第五次追補等を踏まえた追加賠償(553ページ)

イ　ALPS処理水の海洋放出に伴うALPS賠償(553ページ)

ウ　交付国債の発行限度額の引上げ(554ページ)

エ　燃料デブリの試験的取り出し(555ページ)

オ　第五次総合特別事業計画の認定等(555ページ)

カ　柏崎刈羽原子力発電所の再稼働(556ページ)

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法(556ページ)

3　検査の状況(557ページ)

(1)　原子力損害の賠償及びこれに対する国の支援等の状況(557ページ)

ア　東京電力による賠償の実施状況(557ページ)

イ　国から機構に対する財政上の措置の状況(562ページ)

ウ　機構からの国庫納付等の状況(564ページ)

エ　交付した資金の回収に係る試算(567ページ)

(2)　福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及びこれに対する国の支援の状況(569ページ)

ア　廃炉・汚染水・処理水対策の実施状況(569ページ)

イ　東京電力における廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用及び廃炉等積立金の状況(571ページ)

ウ　廃炉・汚染水・処理水対策に対する国の支援の状況(577ページ)

(3)　東京電力グループにおける資金確保等の状況(586 ページ)
ア　東京電力グループの利益目標(586 ページ)
イ　収支見通しと決算との比較等(587 ページ)
ウ　東京電力グループの資金確保の状況(589 ページ)
エ　アライアンスの状況(593 ページ)
4　本院の所見(594 ページ)
別図表　廃炉・汚染水・処理水対策に係る財政措置(597 ページ)

1　検査の背景

(1)　福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策の概要

ア　福島第一原子力発電所事故及び原子力損害の賠償の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東京電力ホールディングス株式会社(28 年 3 月 31 日以前は東京電力株式会社。以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)においては、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失するという重大な事故(以下「福島第一原発事故」という。)が発生して、大量の放射性物質が放出される事態に至った。

東京電力は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和 36 年法律第 147 号。以下「原賠法」という。)に基づき、福島第一原発事故により原子力損害を受けた者に対する賠償を実施することとなった。東京電力は、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会(以下「原賠審」という。)が公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)等を踏まえて、賠償基準を策定して、同基準に基づいて賠償金の支払を行っている(以下、賠償基準に基づく賠償を「被災者賠償」という。)。

また、東京電力は、除染(汚染廃棄物処理を含む。以下同じ。)及び中間貯蔵施設(以下、これらを合わせて「除染等」という。)の費用について環境省等から求償を受け賠償金の支払を行っている(以下、環境省等から求償を受けた除染等の費用の賠償を「除染等に係る賠償」という。)。

イ　原子力損害の賠償に係る国の支援等の枠組み

政府は、23 年 5 月の関係閣僚会合において、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うことを決定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成 23 年法律第 94 号。26 年 8 月 17 日以前は原子力損害賠償支援機構法。以下「機構法」という。)に基づき、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等の確保を図ることなどを目的として、23 年 9 月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構(26 年 8 月 17 日以前は原子力損害賠償支援機構。以下「機構」という。)を設立した。

原子力損害の賠償に係る機構の業務のうち、資金援助は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金(以下「賠償資金」という。)の交付(以下「資金交付」という。)、原子力事業者が発行する株式の引受け等である。機構は、資金交付に要する費用に充てるために、国から国債の交付を受ける必要があるなどのときは、資金援助の申込みを行った

原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施等に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成して、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けなければならないこととなっている。

国から機構に交付した原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券（26年8月17日以前は原子力損害賠償支援機構国庫債券。以下「交付国債」という。）の償還が行われることにより、機構が東京電力に交付する資金について国が財政上の負担をする一方で、各原子力事業者から負担金の納付を受けた機構が、損益計算において当期純利益を生じたときは、交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまでこれを国庫に納付することにより、国の負担した資金が実質的に回収されることとなっている。また、政府が25年12月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」によれば、賠償資金のうち中間貯蔵施設費用相当分については、国が機構に対して機構法第68条に基づく資金（以下「68条資金」という。）の交付を行うこととされている（国の機構に対する財政上の措置、東京電力に交付した資金の回収等の仕組みについては図表1参照）。

図表１　国の機構に対する財政上の措置、東京電力に交付した資金の回収等の仕組み

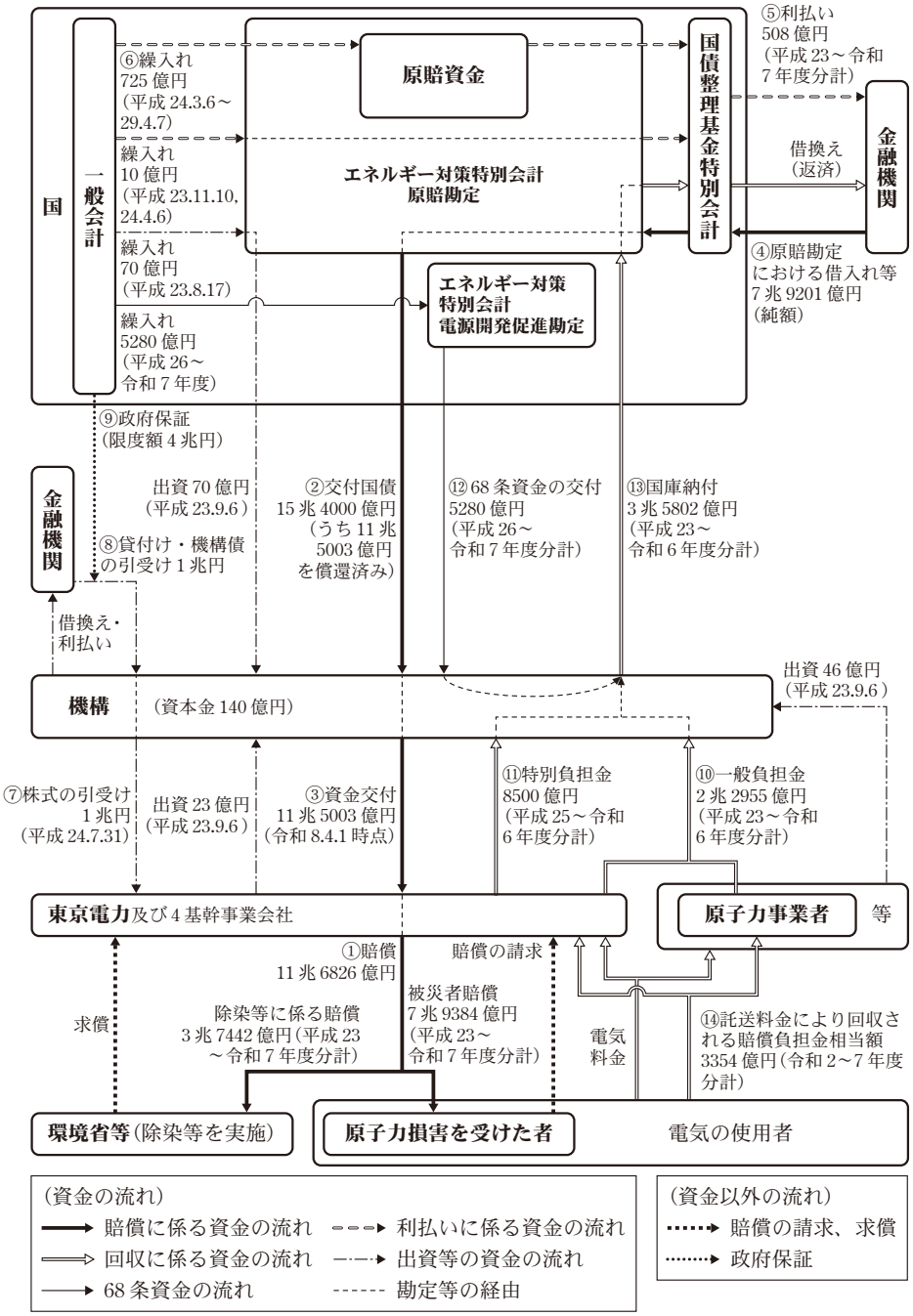

注(1)　特段の記載があるものを除き、令和 7 年度末時点の状況を記載している。

注(2)　各番号の説明は、次ページ参照

①賠償（557～562 ページ参照）

・　東京電力は、被災者賠償及び除染等に係る賠償を実施している。

②交付国債の交付及び償還、③東京電力への資金交付（562 ページ参照）

・　国は、賠償資金を機構を通じて東京電力に交付するために、機構に交付国債計 15 兆 4000 億円を交付している（②）。
・　機構は、東京電力からの資金交付の要望に応じて、国に交付国債の償還請求を行い、償還された資金を賠償資金として東京電力に交付している（③）。

④原賠勘定における借入れ等、⑤原賠資金による利払い、⑥一般会計からの繰入れ（562、563 ページ参照）

・　国は、交付国債の償還に当たり、エネルギー対策特別会計の原子力損害賠償支援勘定（以下「原賠勘定」という。）が負担する借入金の借入れ等を行っており、財務省理財局が入札を実施して、短期の借入れを行うことなどにより金融機関から資金を調達している（④）。
・　国は、上記の借入れ等に係る利払費用を支払っており（⑤）、これに充てるために、原賠勘定に、一般会計からの繰入金を原資として原子力損害賠償支援資金（以下「原賠資金」という。）を設置している（⑥）。

⑦⑧東京電力が発行する株式の引受け等、⑨政府保証

・　機構は、平成 24 年度に東京電力が発行する株式を払込金額総額 1 兆円で引き受けている（⑦）。
・　機構は、株式の引受けに当たって金融機関から資金を借り入れており（⑧）、25 年度以降、借換え（機構債の発行によるものを含む。）を繰り返している。
・　政府は、機構による上記の借入れ及び借換えについて、債務の保証（政府保証）を行っている（⑨）。

⑩一般負担金（564～567 ページ参照）

・　原子炉の運転等をしている原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるために、機構に対して一般負担金を納付している。
・　機構法によれば、各原子力事業者における負担金の額は、機構が運営委員会の議決を経て、各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営に支障を来すなどのおそれのないものとして定める一般負担金年度総額に、機構が運営委員会の議決を経て定める割合を乗じて得た額とされている。
・　令和 2 年度からは、賠償負担金に相当する額（⑭参照）が上乗せされている。

⑪特別負担金（564～567 ページ参照）

- 特別事業計画について主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けた原子力事業者（認定事業者）である東京電力は、一般負担金の額に特別負担金の額を加算した額を機構に納付している。
- 機構法によれば、特別負担金の額は、認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給等に支障を生じない限度において、認定事業者に対して、できるだけ高額の負担を求めるものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならないとされている。

⑫機構への 68 条資金の交付（564 ページ参照）

- 機構法第 68 条によれば、政府は、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給等に支障を来すなどして国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、機構に対して必要な資金を交付することができるとされている。
- 国は、東京電力に対する資金交付の実質的な回収を原子力事業者の負担金のみで行うこととした場合には、負担金を納付する期間が著しく長期化する見通しとなったことから、上記の要件に該当するとして、賠償資金のうち中間貯蔵施設費用相当分について、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定から機構に対して 68 条資金を交付している。

⑬国庫納付（564～567 ページ参照）

- 機構は、毎事業年度、損益計算において生じた当期純利益を国庫に納付している。
- 納付された資金は原賠勘定に帰属し、交付国債の償還請求に応ずるための借入金等に係る元本の返済に充てるなどされている。

⑭託送料金により回収される賠償負担金相当額（564～567 ページ参照）

- 福島第一原発事故前から原子力損害の賠償のために備えておくべきであった不足分（約 2.4 兆円）を、広く需要家全体の負担として、令和 2 年度以降 40 年程度にわたって、託送料金の仕組みを利用して回収することとされている。
- 原子力事業者は、賠償負担金相当額を従前の一般負担金（⑩参照）に上乗せして機構に納付している。

ウ　福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策の概要

28 年 12 月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（以下「28 年閣議決定」という。）により、廃炉・汚染水・処理水対策（令和 3 年 4 月 12 日以前は廃炉・汚染水対策。以下同じ。）については、東京電力のグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保することとされ、国は廃炉に向けて工程を適切に管理

し、技術的難易度が高く国が前面に立つことが必要な研究開発を支援することなどとする方針とされている。

このため、国は、廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に要する費用について、財政措置を講じている(別図表参照)。

また、政府は、３年４月に決定した「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」(以下、多核種除去設備等処理水を「ALPS処理水」といい、当該基本方針を「ALPS処理水に係る基本方針」という。)で定めた安全確保、理解醸成及び風評影響に係る対策を加速して実施するために、今後１年の取組や中長期的な方向性を整理する「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」(以下「行動計画」という。)を同年12月に策定している。

(2) 近年の東京電力をめぐる状況

ア　第五次追補等を踏まえた追加賠償

原賠審は、４年12月に、集団訴訟の確定判決等において認定された精神的損害に対する慰謝料の考え方や金額を踏まえて、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関して、新たに賠償の対象に加える損害の範囲を示すとともに、精神的損害の増額事由を示すなどした中間指針の第五次追補(以下「第五次追補」という。)を策定した。東京電力は、第五次追補等を踏まえて、賠償基準を追加し、５年４月から、追加分の賠償の受付を開始している(以下、被災者賠償のうち、第五次追補等を踏まえて追加された賠償を「追加賠償」という。)。

イ　ALPS処理水の海洋放出に伴うALPS賠償

政府は、ALPS処理水に係る基本方針において、東京電力に対して、福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に進めていくために、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提にALPS処理水の海洋放出を行うこと、また、最大限の対策を講じてもなお風評被害が発生した場合には賠償により機動的に対応することを求めている。政府は、行動計画を策定し、万全の対策を講ずるなどした上で５年８月22日の関係閣僚会議においてALPS処理水の海洋放出を決定し、これを受けて東京電力は海洋放出を同月24日に開始した。政府は、６年３月に変更決定した「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興の基本方針」という。)において、ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感を持った対応を求めていくとともに、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを指導していくとしている。

東京電力は、ALPS処理水に係る基本方針を踏まえ、賠償金を支払うために必要な風評被害の確認方法及び損害額の算定方法について取りまとめた「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について」（以下「ALPS賠償基準」という。）を4年12月に公表している。また、東京電力は、ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域による輸入規制措置を受けて、輸出に係る被害が発生した場合の賠償の考え方を示した「ALPS処理水放出に伴う外国政府の輸入停止措置等による損害に係る賠償内容について」（以下、ALPS賠償基準と合わせて「ALPS賠償基準等」という。）を5年11月に公表しており、これらに基づいて、5年8月のALPS処理水の海洋放出開始以降、輸入規制措置等による損害に対する賠償金の支払を行っている（以下、被災者賠償のうち、ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制措置等による損害に対する賠償を「ALPS賠償」という。）。

ウ　交付国債の発行限度額の引上げ

政府は、28年閣議決定において、被災者・被災企業への賠償及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「除染特措法」という。）に基づく除染等事業に係る費用見込みを踏まえ、東京電力への資金援助に必要な交付国債の発行限度額の引上げを決定した。また、その費用見込みは被災者への賠償及び除染等事業の進捗等を踏まえ、適時に見直すこととされており、内閣府に設置された原子力災害対策本部が5年12月に決定した「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」（以下「5年本部決定」という。）において、「被災者・被災企業への追加的な賠償」「ALPS処理水の海洋放出開始に伴って発生した損害に対する賠償」「追加的に必要となった除染等事業によって発生した除去土壌等の中間貯蔵施設事業等の実施」に伴う費用の増加が見込まれた。その結果、交付国債の発行により対応すべき費用として、図表2のとおり、被災者賠償費用が約9.2兆円、除染特措法に基づく除染費用が約4.0兆円、中間貯蔵施設費用が約2.2兆円と見込まれることを踏まえ、6年度予算において、機構に交付する交付国債の発行限度額が、それまでの13.5兆円から15.4兆円に引き上げられた。上記費用の見込みは、交付国債発行限度額の算定のためのものであり、被災者への賠償及び除染等事業の進捗等を踏まえて、適時に見直しを行うこととなっている。なお、政府は、引上げ前の13.5兆円に係る被災者賠償費用7.9兆円については負担者別の内訳を示していたが、引上げ後の15.4兆円に係る被災者賠償費用9.2兆円については、原子力事業者の収支の状況等も考慮しつつ毎年度決定するものであり、東京電力、大手電力会社及び新電力の正確な負担割合を示すことが困難であるとして、5年本部決定等において負担者別の内訳を明示していない。

また、28年閣議決定において、交付国債の償還費用のうち除染費用相当分は、機構が保有する東京電力株式を売却した際に得られると見込まれる利益（以下「東京電力株式

の売却益」という。）の国庫納付により回収を図ることとなっているが、売却益に余剰が生じた場合は中間貯蔵施設費用相当分の回収に用い、不足が生じた場合は国が原子力事業者に納付させる負担金の円滑な返済の在り方について検討することとなっている。

図表２　交付国債の発行により対応すべき費用の見込み等

項　目		被災者賠償費用	除染費用	中間貯蔵施設費用	計
交付国債の発行により対応すべき費用の見込み		9.2兆円	4.0兆円 注(1)	2.2兆円	15.4兆円
負担者別の内訳	東京電力	注(3)	4.0兆円	－	
	他の原子力事業者		－	－	
	新電力 注(2)		－	－	
	国	－	（株式売却益）	2.2兆円	

注(1)　除染費用の見込額約 4.2 兆円から、福島第一原発事故前に国と締結していた損害賠償補償契約に基づき東京電力に支払われた補償金約 0.2 兆円（補償金計 1889 億余円に相当）による充当分を除いた金額である。

注(2)　平成 28 年 4 月 1 日の電力小売全面自由化により新規参入した小売電気事業者

注(3)　被災者賠償費用の負担者別の内訳については明示されていない。

エ　燃料デブリの試験的取り出し

政府は、「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1 ～ 4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を平成 23 年 12 月に決定して、継続的な見直しを行いつつ、廃止措置等に向けた取組を進めている。令和元年 12 月に改訂された改訂第 5 版（以下「中長期ロードマップ」という。）では、 2 号機の溶融した燃料等が再固化した燃料デブリ取り出し開始から 2031 年（令和 13 年）末までを一つの期間として設定し、廃炉作業の進捗管理を明確化するとの観点から、廃炉工程の進捗状況を分かりやすく示す主要な目標工程が定められている。東京電力は、 3 回の開始時期の延期を経て、 6 年 9 月に試験的取り出しを開始して、同年 11 月及び 7 年 4 月に燃料デブリを採取している。

オ　第五次総合特別事業計画の認定等

機構は、機構法に基づき、東京電力と共同して特別事業計画を作成している。特別事業計画には、東京電力が損害を賠償する責任を負うべき額（以下「要賠償額」という。）の見通し、事業及び収支に関する中期的な計画、交付を希望する国債の額等について記載することとなっていて、 7 年 3 月には、追加賠償等により、東京電力に対する資金援助額が交付国債の発行限度額である 13.5 兆円を超過する場合に備え、迅速かつ適切な賠償に万全を期す観点から、要賠償額の見通しを変更するとともに、1.9 兆円の新規交付国債の交付（これまで交付を受けた分と合わせて累計 15.4 兆円）を主な内容とする第四次総合特別事業計画（以下「四次総特」という。）の変更認定が行われた。

一方、機構においては、政府の 6 年度予算における交付国債の発行限度額の引上げに先立ち、四次総特等で東京電力が掲げた取組の検証及び評価を行い、 5 年 12 月に、「東京電力による経営改革の取組等の検証・評価結果」（以下「経営改革の検証・評価結果」という。）を公表し、この内容を次期特別事業計画に反映して、着実に実行することを東京電力に要請している。

この要請を踏まえるなどして、東京電力は、これまでの累次の特別事業計画をはじめとする経営改革に当たっての基本的な考え方を維持し、福島第一原発の廃炉の進捗、GX・DX及びエネルギー安全保障への要請の高まり、財務状況の悪化等の東京電力を取り巻く新たな環境変化に対して、あらゆる選択肢を検討し重点課題に対応していくという基本方針の下、8年1月、第五次総合特別事業計画（以下「五次総特」という。）を作成し、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けた。

カ　柏崎刈羽原子力発電所の再稼働

東京電力の柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原発」という。）は1号機から7号機までの発電設備で構成されているが、福島第一原発事故後の平成24年3月に6号機が定期検査により停止して以降、25年7月に原子力規制委員会が策定した新規制基準に対する適合性審査等を理由として全号機が停止していた。

同年9月、東京電力では、6、7号機について、他の号機に先行して再稼働のために必要な申請を原子力規制委員会に対して行った。原子力規制委員会は、審査を行った結果、7号機については令和2年10月までに、6号機については7年2月までに、それぞれ上記の申請に対して認可等している。

しかし、7号機については、特定重大事故等対処施設(注1)が設置期限である7年10月までには完成しないことなどから、同機の再稼働を見送った上で、6号機を先行して再稼働させることとせざるを得なくなった。6号機については、8年1月に原子炉の起動操作を開始したものの、いくつかの不具合が発生したことから、原因の究明と不具合の解消が行われた後、4月16日に営業運転を再開している。

（注1）　特定重大事故等対処施設　　発電所への意図的な航空機衝突等による大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧・注水機能及び原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、平成24年8月、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づき、東京電力株式会社に係る原子力損害賠償に関する国の支援等の実施状況について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けて、25年10月、27年3月及び30年3月の3回、会計検査院長から参議院議長に対して報告している。

また、令和3年4月にALPS処理水に係る基本方針が決定され、同年8月には四次総特が認定されたことなどから、新たに会計検査を行い、その結果を令和3年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記している（以下、令和3年度決算検査報告に掲記した特定検査対象に関する検査状況を「3年度報告」という。）。

その後、東京電力においては、5年8月にALPS処理水の海洋放出を開始するなど、取り巻く事業環境の変化に対応していく必要がある中、賠償及び廃炉を着実に進めつつ、必要な資金を安定的、計画的に拠出し続けるための利益創出の実現に向けて、企業価値の向上を図

ることなどが引き続き求められており、これらに対応するための内容を含む五次総特が８年１月に認定されている。また、国においては、新たにALPS処理水の海洋放出に伴う風評対策を講ずるなど、廃炉・汚染水・処理水対策の実施への支援は多額に及んでいる。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性、国民への説明責任の向上(注２)等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

（注２） 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア　追加賠償、ALPS賠償及び除染等に係る賠償を含む賠償金の支払状況、これらに係る国の財政上の措置の状況並びに機構を通じて東京電力に交付された資金の回収の見通しはどのようになっているか。

イ　廃炉・汚染水・処理水対策の実施状況、東京電力におけるこれらの対策に係る費用等及び国の支援の状況はどのようになっているか。

ウ　特別事業計画に示されている東京電力の収支見通しに対する決算の状況及び東京電力における資金確保の状況はどのようになっているか。

検査に当たっては、東京電力が４年度以降に実施した原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第３号)に基づき提出された計算証明書類、各機関から徴した関係資料等の分析等を行うとともに、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、機構、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)及び東京電力並びに経済産業省の補助金交付先において、関係書類を基に説明を受け、また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)の福島県内の研究開発拠点、福島第一原発等に赴くなどして、会計実地検査を行った。

3　検査の状況

(1)　原子力損害の賠償及びこれに対する国の支援等の状況

ア　東京電力による賠償の実施状況

７年度までの賠償の支払額は、図表３のとおり、被災者賠償が７兆9384億余円、除染等に係る賠償が３兆7442億余円、計11兆6826億余円となっている。

図表３　被災者賠償及び除染等に係る賠償の支払額の推移　（単位：億円）

項目＼年度	令和３年度までの累計	４年度	５年度	６年度	７年度	７年度までの累計
被災者賠償	７兆1472	1221	3800	1935	953	７兆9384
被災者賠償(追加賠償及びALPS賠償を除く。)	７兆1472	1221	973	750	584	７兆5002
追加賠償	—	—	2759	628	93	3481
ALPS賠償	—	—	68	556	276	900
除染等に係る賠償	３兆2637	1830	1560	982	430	３兆7442
計	10兆4110	3052	5360	2918	1384	11兆6826

３年度報告以降における賠償の実施状況についてみると、次のとおりとなっている。

(ｱ)　被災者賠償の実施状況

a　追加賠償の実施状況

1(2)アのとおり、東京電力は、５年４月から、追加賠償の受付を開始しており、追加賠償の対象者を約148万人、追加賠償に係る要賠償額を約3854億円と見積もっている。追加賠償の実施状況をみると、東京電力は、７年度末までに、約142万人に対して請求書の様式を送付し、そのうち約137万人(見積人数に対する割合92.5%)に対し3481億余円(見積金額に対する割合90.3%)の支払を完了していた。なお、請求書の様式を送付できていない約６万人については、多くが連絡先不明者となっていて、東京電力では、臨時の相談窓口を設置するなど連絡先不明者解消のための活動を行っている。

b　ALPS賠償の実施状況及びALPS処理水の海洋放出に起因して補助金を受領した請求者に対するALPS賠償の取扱い

1(2)イのとおり、東京電力は、５年８月のALPS処理水の海洋放出開始以降、ALPS賠償を行っており、７年度末までに、約1,500件の請求を受け付けていて、そのうち約1,100件(請求件数に対する割合73.3%)、900億余円の支払を完了していた。

東京電力は、ALPS賠償基準等において、輸入規制措置による賠償金額は、原則として、図表４のとおり、逸失利益に、検査費用及び追加的費用を加えるなどした額としていて、中間指針を踏まえ、損害と同質性が認められる補助金等を受領している場合には、その金額を賠償金額から控除することとしている。また、賠償金の支払後に補助金等の受領を把握した場合に、東京電力は、損害との同質性を確認し、同質性が認められる補助金額に相当する額の賠償金について返還請求等を行うこととしている。

図表４　賠償金額の計算式

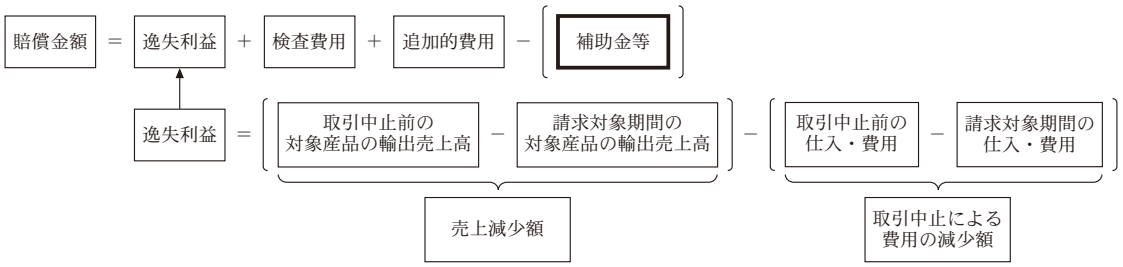

このため、賠償金額の算定に当たって、ALPS賠償の請求者に対して、請求対象期間にALPS処理水の海洋放出に起因して受領している補助金等があればその名称等を請求書に記入させ、額の確定通知書等の根拠資料を提出させるなどして、補助金等の申請及び受領(以下「申請等」という。)の状況について把握することとしている。

東京電力は、各種の賠償のうち、ALPS賠償の実施に当たって、経済産業省が実施する「ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業」（以下「緊急支援事業」という。）のうち新規需要開拓等事業（以下「新規需要開拓等事業」という。）等の補助事業について、ALPS賠償の請求者における上記補助事業への申請等の状況を把握し、賠償金額の算定において考慮していた。東京電力は、このうち新規需要開拓等事業の一部補助対象経費について賠償金と同質性が認められると判断し、補助金額に相当する額を賠償金額から控除して支払を行っていた。

新規需要開拓等事業は、経済産業省が、5年10月から公益財団法人水産物安定供給推進機構を通じて実施している事業である。この事業は、ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、特定の国・地域への依存を分散し、持続的・安定的に水産業のなりわい及び事業が継続できるよう、水産物の新たな需要構造を構築することを目的としている。そのために、間接補助事業者である漁業協同組合、水産加工業者等が実施する、ALPS処理水の海洋放出以降に輸入規制を強化した国・地域への輸出が国内生産量の大きな割合を占めるホタテ及びナマコの買取代金及び保管に係る経費等の合計額に所定の率を乗じて算定する新規需要開拓費等を補助するものである。経済産業省によれば、新規需要開拓費は、新規の販路開拓等に要した費用か、通常の商取引で生じた費用かを明確に区分することが難しいため、領収書等の証拠書類を不要とする代わりに、一定の率を乗ずる方法により算定することにしたとしている。

東京電力は、ALPS賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性について弁護士等の専門家に相談するなどしたところ、新規需要開拓費は、増加した経費の補塡に留まることなく収支状態を向上させるものであることから逸失利益との重複があり、賠償金との同質性が認められる余地があるとの見解が示されたことから、同質性が認められる部分(注3)の補助金額をALPS賠償の金額から控除することとし、7年4月に経済産業省へこれらの取扱いを報告していた。東京電力は、7年5月以降に約1,100件の請求のうち12件について計4億3308万余円を控除して、支払を行っていた。

一方で、経済産業省は、上記の報告を行った東京電力に対して、7年5月に、新規需要開拓費は、取引先の開拓に要した経費を見込んだ相当額を補助するもので、損失を補塡することが目的の補助金ではないことを伝えた上で、ALPS賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性の有無については個々の事案を踏まえて判断すべきものであるため、補助金額を賠償金から控除する場合には丁寧に対応すべきであるとの見解を示していた。しかし、経済産業省は、東京電力から個々の事案に係

る同質性の有無についての検討結果を求めておらず、東京電力と認識の共有が十分にできていなかったため、上記のとおり、東京電力は、同質性が認められると認定した補助金額をALPS賠償の金額から控除して支払を行っていた。経済産業省と東京電力は、本院の検査も踏まえて、実際の控除例を参照しつつ、同質性について弁護士等の専門家も含めた議論を継続的に行っていたが、新規需要開拓費における利益が議題となる中で、経済産業省は、８年５月に、新規需要開拓費について、新規の販路開拓等に要した費用相当額を一定の率で見込んで補助するものであり、当該補助の性質上、間接補助事業者の上記費用相当額以上の利益となるものではなく、損害を補塡するものではないとの見解を改めて明示するなどした。

東京電力は、本院の検査のほか、経済産業省との議論及び８年５月に改めて示された上記の見解を踏まえて、同月以降、ALPS賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性に係る控除の取扱いを再度検討することとした。その結果、新規需要開拓費については損害と同質性が認められる補助金等として取り扱う必要性はないとして、ALPS賠償における賠償金からの新規需要開拓費の控除は不要であると整理した。

このように、経済産業省は７年４月には前記の取扱いについて報告を受けていたにもかかわらず、東京電力と認識の共有が十分にできていなかったため、東京電力は、補助事業の性質を踏まえた検討が十分でないまま賠償金の支払を行っていた。

今後も、ALPS賠償を含む各種の賠償が行われることが想定され、賠償金額の算定に当たっては、中間指針を踏まえ、損害と同質性が認められる補助金等を受領している場合には、その金額を賠償金額から控除することが考えられる。したがって、経済産業省においては、復興の基本方針の趣旨を踏まえ、東京電力に対して、ALPS賠償の請求者が各種の補助金等の交付を受けている場合には、補助金等の所管省庁と十分な情報共有を行った上でALPS賠償を進めるよう指導するとともに、東京電力による各種の賠償が円滑に進められるよう、適切な助言等を行う必要がある。

（注３）　東京電力は、領収書等の証拠書類から実際に支出が発生していると確認できる新規需要開拓費については、経費に対する補助であるとして、賠償金額から控除しないとしていた。

(イ)　除染等に係る賠償の実施状況

東京電力における７年度までの除染等に係る賠償の支払額の推移についてみると、図表５のとおり、除染に係る賠償額は３兆2131億余円、中間貯蔵施設に係る賠償額は5310億余円となっている。

図表５　除染等に係る賠償の支払額の推移　（単位：億円、％）

区分＼年度	令和３年度までの累計	４年度	５年度	６年度	７年度	７年度までの累計
除染等に係る賠償	３兆2637 (100.0)	1830 (100.0)	1560 (100.0)	982 (100.0)	430 (100.0)	３兆7442 (100.0)
うち除染に係る賠償	２兆9954 (91.7)	1036 (56.6)	323 (20.7)	632 (64.3)	184 (42.7)	３兆2131 (85.8)
うち中間貯蔵施設に係る賠償	2682 (8.2)	794 (43.3)	1236 (79.2)	350 (35.6)	245 (56.9)	5310 (14.1)

（注）　括弧書きは除染等に係る賠償額全体に占める割合を示す。

除染に係る賠償額については、帰還困難区域を除く面的除染が、平成29年度末までにおおむね完了していることなどから、全体として減少傾向となっている。

中間貯蔵施設に係る賠償額については、29年度以降、中間貯蔵施設に係る受入分別処理・貯蔵工事等が増加しており、これらの工事等は複数年にまたがる事業の割合が高く、事業が完了してから求償が行われていることなどから、年度により増減が見受けられる状況となっている。

一方、帰還困難区域においては、29年５月の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）の改正により、特定避難指示区域市町村の長が、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を設定できることとされたことから、当該区域に係る除染が進められている。さらに、令和５年６月の福島特措法の改正により、特定避難指示区域市町村の長が、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できることとされたことから、当該区域に係る除染も進められている（以下、特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域を合わせて「特定区域」という。）。

特定区域における除染費用については、図表６のとおり、７年度末までに4079億余円となっていて、特定復興再生拠点区域の除染はおおむね完了し、４年度以降の費用は減少傾向にある一方で、特定帰還居住区域の除染は５年度に開始したばかりであり増加傾向にある。

図表６　特定区域における除染費用の推移　（単位：億円）

項目＼年度	令和３年度までの累計	４年度	５年度	６年度	７年度	７年度までの累計
特定復興再生拠点区域における除染等	2197	493	366	271	183	3513
特定帰還居住区域における除染等			14	161	389	566
計	2197	493	381	433	573	4079

こうした特定区域における除染費用は、福島特措法により国の負担において行うこととされているため、東京電力への求償の対象とはなっていないが、特定区域におけ

る除去土壌の発生に伴う中間貯蔵施設への輸送に要する費用等については、福島特措法の適用を受けない中間貯蔵施設費用として、除染特措法に基づいて、東京電力への求償の対象となっている。なお、特定区域に係る分も含め、中間貯蔵施設費用については、電気の安定供給等に支障を来すなどして国民生活及び国民経済に重大な支障が生ずることのないよう、国から機構に対して68条資金を交付することで、国が全額を負担している。

イ　国から機構に対する財政上の措置の状況

機構法において、交付国債の交付等、国が機構に対して各種の財政上の措置を講ずる仕組みが設けられている。国は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に係る経理を明確化するなどのために、エネルギー対策特別会計に原賠勘定を設けている。

(ｱ)　賠償見積額の変更に伴う交付国債の発行限度額の見直し

1(2)ウのとおり、５年本部決定において、賠償に係る費用のうち交付国債の発行により対応すべき費用の見込みは15.4兆円とされている。経済産業省は、15.4兆円への発行限度額の見直しに当たり、関係省庁とともに妥当性を検証の上、その結果を５年12月の「東京電力の賠償費用等の見通しと交付国債の発行限度額の見直しについて」で公表していた。一方で、東京電力は、原賠法の規定により、要賠償額の見通しとして、その時点において合理性をもって確実に見込まれる額（以下「賠償見積額」という。）を算定していて、賠償見積額を見直す都度、機構とともに特別事業計画の変更の認定を主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に申請して認定を受けている。賠償見積額は、図表７のとおり、これまでの変更の都度、増加していて、８年３月に変更認定を受けた五次総特における賠償見積額は13兆7578億余円（被災者賠償費用８兆4555億余円、除染費用３兆7557億余円、中間貯蔵施設費用１兆5465億余円）となっていた。

図表７　賠償見積額の推移　（単位：億円）

特別事業計画 / 項目	令和３年８月認定 四次総特	３年10月変更認定 四次総特	４年４月変更認定 四次総特	５年４月変更認定 四次総特	６年４月変更認定 四次総特	７年３月変更認定 四次総特	８年１月認定 五次総特	８年３月変更認定 五次総特
被災者賠償	７兆5210	７兆5509	７兆6376	８兆1451	８兆2840	８兆3737	８兆4470	８兆4555
除染等	４兆8005	４兆9508	４兆9488	５兆0587	５兆1339	５兆2233	５兆2233	５兆3022
計	12兆3216	12兆5018	12兆5865	13兆2039	13兆4179	13兆5971	13兆6703	13兆7578

賠償見積額は、新たな賠償の請求や除染等の事業の実施に伴い、時間の経過とともに増加しており、今後も増加していくことが想定される。

(ｲ)　原賠資金による利払い等の状況

国は、東京電力への資金交付に要する費用に充てるために、機構に対して交付国債計15.4兆円を交付している。機構は、交付国債の償還により７年度までに国から計11兆5003億円の資金の交付を受けて、８年４月１日までに同額を東京電力に交付している。

国は、交付国債の償還に当たり、原賠勘定が負担する短期の借入れ（借入期間1年間）を行うことなどにより金融機関から資金を調達しており、7年度の借入額は7兆9201億余円（年度末残高も同額）となっている。

借入金に係る金利（平均利率(注4)）は、日本銀行によるマイナス金利政策導入の影響により平成28年11月以降は0％で推移していたものの、令和6年3月の日本銀行による「金融政策の枠組みの見直し」により同月以降は上昇傾向となっていた。

国は、借入れ等に係る利払いに充てるために、原賠勘定に一般会計からの繰入れを原資とした原賠資金を設置している。平成23年度から令和7年度までに支払った支払利息は計508億余円となっていて、8年3月末には、原賠資金の残高は229億余円となったものの、国は、同資金が枯渇することがないように、同年4月に一般会計から715億円を繰り入れている。8年3月の平均利率1.287％を用いて原賠資金の残高の推移を試算したところ、図表8のとおり、9年6月までに全額が取り崩され、10年3月には757億余円の原賠資金が不足する見込みとなり、再び一般会計からの繰入れが必要となる結果となった。

この点に関して、原賠資金を所管する経済産業省は、今後の取崩しに備え、残高の積増しに係る予算要求を検討し、9年度予算の要求を行っている。

（注4）　本項における平均利率は、借入年月日における複数の借入れの利率を、各借入額で加重平均して算出したものである。

図表8　原賠資金の残高の状況及び今後の見込み

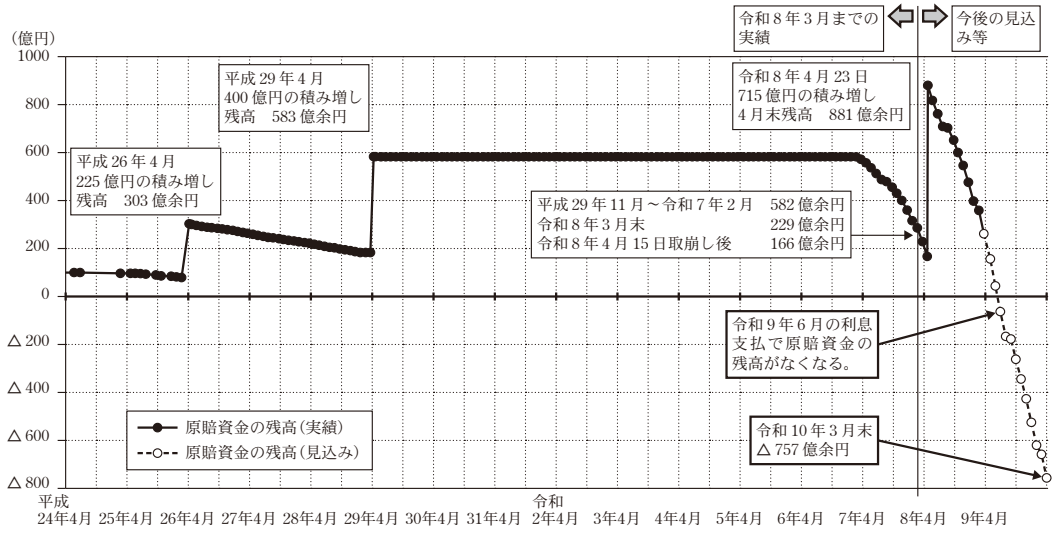

注(1)　原賠資金の残高（実績）は令和8年3月までに行われた借入れ（償還期限は9年3月まで）に係る利払いを反映したものである。

注(2)　原賠資金の残高（見込み）は、令和8年3月の借入金の平均利率1.287％を用いた試算の結果である。

注(3)　借入金残高7兆9201億余円、平均利率1.287％を用いて試算すると、毎年1019億余円の支払利息が生ずることとなる。

注(4)　残高のマイナスは、原賠資金への追加的な資金投入等が必要なことを示す。

⑺　68条資金の交付状況

1⑴イのとおり、国は、平成26年度から機構に対して68条資金を交付していて、中間貯蔵施設費用相当分については、環境省から東京電力に求償するという枠組みを基本としつつ、国がその全額（東京電力株式の売却益に余剰が生じた場合はその分を除く。）を負担することとなっている。68条資金の交付期間は、28年閣議決定では、事業期間（30年以内、令和27年3月末まで）終了後5年以内までとされていたが、5年本部決定では、中間貯蔵施設費用の見込額が約1.6兆円から約2.2兆円に増額されたことで、事業期間終了後18年以内までとされている。

これまでに国から機構に交付された68条資金の交付額は、平成26年度から28年度までの各年度は350億円、29年度から令和7年度までの各年度は470億円で、計5280億円となっていた。

ウ　機構からの国庫納付等の状況

機構は、機構法に基づき、その損益計算において当期純利益を生じたときは、交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまで国庫に納付することとなっている。機構の利益は、各原子力事業者から収納した負担金、国から交付された68条資金、東京電力株式の売却益の合計額から機構の業務運営に要する費用を控除した額となっている。

機構は、毎年度の損益計算において生じた当期純利益を、翌年度に国庫に納付していて、6年度分までの国庫納付額の累計は、図表9のとおり、3兆5802億余円となっている。7年度末時点において、8年度以降に機構が国庫納付する必要がある金額は、同時点における交付国債の償還額の累計11兆5003億円との差額である7兆9200億余円となっている。

図表9　機構からの国庫納付の状況　（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度分までの累計	4年度分	5年度分	6年度分	6年度分までの累計	7年度分
業務収益①	2兆6014	2416	4716	3116	3兆6265	2816
一般負担金収入	1兆7114	1946	1946	1946	2兆2955	1946
うち東京電力分	5997	675	675	675	8024	675
特別負担金収入	5500	—	2300	700	8500	400
68条資金	3400	470	470	470	4810	470
株式売却益	—	—	—	—	—	—
業務運営に要する費用②	345	30	34	52	463	79
当期純利益（国庫納付額）①－②	2兆5669	2386	4682	3064	3兆5802	2737

注⑴　交付国債受贈益及び資金交付費は、毎年同額が計上されているため、記載を省略している。
注⑵　68条資金は、令和7年度分までの計5280億円が国から機構に交付されている。
注⑶　これまで機構は東京電力の株式を売却していないため、株式売却益を「—」としている。
注⑷　機構の当期純利益は、損益計算を行った年度の翌年度に国庫に納付されることになっているため、令和7年度末までの国庫納付額の累計は6年度分までの当期純利益の累計となり、7年度分の当期純利益は8年度末までに国庫に納付されることになる。

機構が国庫納付を行うための原資となる一般負担金及び特別負担金の状況並びに機構の業務運営に要する費用の状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

㈠　一般負担金及び特別負担金の状況

機構は、機構法の規定に基づき、年度ごとに、運営委員会の議決を経て原子力事業者から納付を受けるべき負担金の総額となる一般負担金年度総額を定めている。また、特別事業計画について主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けた原子力事業者である東京電力が納付すべき負担金の額には、一般負担金の額に追加的に負担させることが相当な額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める特別負担金の額が加算されることとなっている。

一般負担金及び特別負担金は、算定された年度の翌年度に機構に納付されることとなっていて、図表10のとおり、一般負担金の年度総額は3年度以降の各年度において1946億円となっている。また、特別負担金の額は、3年度分までの平均は611億円、4年度分以降は0円から2300億円までと区々となっていた。そこで、東京電力における特別負担金控除前の経常損益の状況についてもみたところ、4年度については2721億余円の赤字となっていたものが、5年度については4334億余円、6年度については2046億余円、7年度については3317億余円の黒字となっていた。

変動の大きかった4年度及び5年度の特別負担金控除前の経常損益の原因として、東京電力は、4年度については、ウクライナ情勢の緊迫化を背景とした燃料価格の高騰に伴い購入電力料(注5)が増加した一方で、規制料金(注6)における燃料費調整制度(注7)の上限により、燃料価格の高騰に伴う原価の上昇分を電気料金に転嫁することができなかったことなどを挙げている。5年度については、燃料価格の急速な低下に伴う購入電力料の減少とそれが電気料金に反映されるまでのタイムラグによって生じた「期ずれ」影響の好転等を挙げている。

なお、7年度については、原子力関連費用の減少等の収支改善に努めたことなどから、6年度に比べて1300億円程度、特別負担金控除前の経常損益が好転しているが、後述する災害特別損失9030億円の影響により、当期純損益が赤字となっている。

機構はこうした東京電力の財務状況を加味するなどして特別負担金の額を算定しており、特別負担金控除前の経常損益及び当期純損益がともに赤字であった4年度を除き特別負担金の納付を求めている。また、6年度については、一旦600億円と決定した特別負担金の額を翌月には700億円に増額変更している。

東京電力における6年度分までの一般負担金及び特別負担金の納付額の累計は、それぞれ8024億余円及び8500億円となっていた。

（注5）　購入電力料　　電力会社が発電事業者及び卸電力取引所から電気を購入する際に支払った費用

（注6）　規制料金　　大手電力会社の約款料金であり、電力会社が自由にその金額を設定できる自由料金と異なり、その変更をしようとする場合には、経済産業大臣の認可を受けなければならないもの

（注7）　燃料費調整制度　　原油・LNG・石炭の燃料価格（為替を反映した円建ての日本着ベースの価格）の変動を毎月の電気料金に自動で反映する仕組み

図表10　一般負担金及び特別負担金の推移

（一般負担金の推移）　（単位：億円）

項目＼年度		令和3年度分までの累計	4年度分	5年度分	6年度分	6年度分までの累計	7年度分
一般負担金年度総額	従前分	1兆6200	1337	1337	1337	2兆0211	1337
	賠償負担金相当額	914	609	609	609	2744	609
	計	1兆7114	1946	1946	1946	2兆2955	1946
うち東京電力分	従前分	5664	453	453	453	7025	453
	賠償負担金相当額	332	221	221	221	998	221
	計	5997	675	675	675	8024	675

（特別負担金の推移）　（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度分までの累計	4年度分	5年度分	6年度分	6年度分までの累計	7年度分
特別負担金の額	5500	—	2300	700	8500	400
経常損益	1兆4653	△ 2721	2034	1346	1兆5313	2917
特別負担金控除前の経常損益	2兆0153	△ 2721	4334	2046	2兆3813	3317
当期純損益	1兆3735	△ 541	608	576	1兆4377	△ 5087
特別負担金控除前の当期純損益	1兆9235	△ 541	2908	1276	2兆2877	△ 4687

注(1)　一般負担金及び特別負担金は、算定された年度の翌年度に機構に納付されることになっているため、令和7年度末までの納付額の累計は6年度分までの累計となり、7年度分の算定額は8年度末までに機構に納付されることになる。

注(2)　特別負担金控除前の経常損益及び当期純損益は、機構が特別負担金の算定に用いている金額、すなわち平成27年度までは分社化前の東京電力株式会社の金額を、28年度以降は東京電力ホールディングス株式会社と後述する4基幹事業会社の金額を合計して算出した金額である。

(ｲ)　機構による一般負担金及び特別負担金の算定過程の公表状況

本院は、3年度報告の所見として、機構において、一般負担金に関しては、一般負担金年度総額及びその内訳を変更した場合にはその理由等について、特別負担金に関しては、東京電力の経常利益、当期純利益等の見通し等を踏まえて定めているとの説明に加えて、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営に必要な資金を確保しながらも、収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額の負担を求めたものとなっているかについて、それぞれ国民に対して丁寧に説明することに留意して業務を実施していく必要があると記述している。

これを踏まえて、機構は、4年度以降、一般負担金年度総額は、原子力事業者の収支の状況等を踏まえて定めた従前分と、託送料金により回収される上乗せ分である賠償負担金分から構成されていること、従前分については、東日本大震災前の各原子力事業者の収支等を踏まえた水準としていたが、3年度に同震災後の収支等も踏まえ、一定の水準を安定的に維持できるものとして金額の見直しを行っていることなどを機構のウェブサイトで公表していた。

特別負担金の額については、機構は、４年度以降、当該年度の東京電力の経常利益や当期純利益等の収支見通しを基に、廃炉等積立金（後述⑵イ㈠参照）の取戻し計画等の将来の廃炉等に必要な資金の見通し、特別事業計画の実行に必要な資金の額の見通し（今後の収支や投資の動向等）等を踏まえ、それらに必要な事業資金を確保しながらも、できるだけ高額な負担を求めるものとして算定したことを機構のウェブサイトで公表していた。また、７年度に東京電力に求める特別負担金の額を前年度から変更した理由について、８年６月に機構のウェブサイトで公表していた。

そうした中で、４年度のように特別負担金の納付を求めないことは例外的な取扱いとなっていたが、詳細な理由が公表されていない。また、６年度は、一旦決定した金額を翌月に増額変更していたが、これについても、詳細な理由が公表されていない。

特別負担金については、交付国債の償還により資金援助を受けた東京電力に対して求める追加的な負担であり、機構が国庫納付する際の原資となるもので、その負担額については国民の関心も高いことから、機構は、今後、東京電力に特別負担金を納付させないこととする場合及び一旦決定した特別負担金の額を変更する場合は、納付させない理由及び変更する理由について国民に対して特に丁寧に説明する必要がある。

㈢　機構の業務運営に要する費用の状況

機構の業務運営に要する費用は、４年度以降、上昇傾向にあり、７年度は79億余円となっていた。この費用には、事業諸費及び一般管理費並びに事業外費用の一部である東京電力が発行する株式の引受けのための借入金（借入期間１年）及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構債の支払利息等が含まれていて、このうち支払利息は、平成30年度から令和５年度までの間は０円であったが、７年11月の借入金に平均0.804％の金利が生ずるなどしており、７年度は39億余円となっていた。今後もこのように金利の上昇が続けば、支払利息の増加による当期純利益の減少を通じて、機構からの国庫納付額の減少につながることになる。

エ　交付した資金の回収に係る試算

㈠　試算の条件

国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後どのように実質的に国に回収されるのか、また、当該資金の回収額のうち東京電力が機構に納付する一般負担金及び特別負担金に係る分（以下「東京電力が機構に納付する負担金」という。）がどの程度になるかについて、３年度報告と同様の考え方により、一定の条件を仮定して機械的に試算した（試算条件については図表11参照）。

図表11　試算条件

項目＼条件	今回の試算条件		（参考）3年度報告の試算条件　（注）	
回収する資金交付の額	15.4兆円		13.5兆円	
一般負担金年度総額	1946億余円（令和7年度分の一般負担金年度総額）		1946億余円（令和3年度分の一般負担金年度総額（従前分の額1337億円に賠償負担金分の額609億余円を加えた額））	
特別負担金	目標値	令和7年度分まで実績値（7年度分は400億円）、8年度分から14年度分まで500億円、15年度分以降1000億円（五次総特における収支見通し上の仮置きの額）	目標値	令和7年度分まで500億円、8年度分以降1000億円（四次総特における収支見通し上の仮置きの額）
	足元値	400億円（令和8年度分以降も引き続き7年度分と同額になると仮定）	足元値	400億円（令和4年度分以降も引き続き3年度分と同額になると仮定）
68条資金	年度当たり470億円（令和7年度の交付額）		年度当たり470億円	
機構の業務運営に要する費用	年度当たり80億円（令和7年度の実績を用いて設定）		年度当たり30億円（近年の実績を踏まえて設定）	
株式売却益（機構が保有する東京電力株式を売却した際に得られると見込まれる利益）	目標値	4兆円（28年閣議決定において、機構が保有する株式の売却益により回収を図るとされている除染費用相当額。1株当たりの平均売却価額は1,500円）	目標値	4兆円（28年閣議決定において、機構が保有する株式の売却益により回収を図るとされている除染費用相当額。1株当たりの平均売却価額は1,500円）
	足元値	1兆0496億余円（令和7年度における東京電力の株価（終値）の平均から設定した額。同614.9円）	足元値	1100億余円（令和3年度における東京電力の株価（終値）の平均から設定した額。同333円）

（注）　3年度報告の試算条件については、今回の試算条件と比較するために目標値又は足元値に整理しており、3年度報告における「特別負担金」の試算条件のケースaが目標値、ケースbが足元値に、「株式売却益（機構が保有する東京電力株式を売却した際に得られると見込まれる利益）」の試算条件ではケース①が目標値、ケース③が足元値に、それぞれ該当する。

(ｲ)　試算の結果

a　目標ケースの試算結果

試算条件のうち、特別負担金については五次総特における収支見通しの額を基に、8年度分から14年度分までを500億円、15年度分以降を1000億円とし、株式売却益については、28年閣議決定において、機構が保有する株式の売却益により回収を図るとされている除染費用相当額4兆円（1株当たりの平均売却価額は1,500円）とした場合、回収が終わる年度は32年度、回収額のうち東京電力が機構に納付する負担金は約5兆1376億円となった（以下、この試算を「目標ケース」といい、目標ケースに用いた特別負担金及び株式売却益の試算条件を「目標値」という。）。

b　目標ケースと足元値を用いた試算結果の比較

目標値に代えて、7年度末における実績を踏まえた値（以下「足元値」という。）、すなわち、特別負担金については8年度分以降も引き続き7年度分と同額の400億円になると仮定し、株式売却益については7年度における東京電力の株価（終値）の平均614.9円から設定した1兆0496億円と仮定した値をそれぞれ用いて試算した

場合の試算結果は、図表 12 のとおりとなった。このうち、特別負担金及び株式売却益のいずれも足元値で試算したケース①と目標ケースとを比較すると、ケース①の方が、回収に係る期間が 15 年程度長期化し、回収額のうち東京電力が機構に納付する負担金は約 4966 億円増加することとなった。

図表12　試算結果

試算ケース ＼ 試算項目			試算条件の額	回収が終わる年度(目標ケースの試算との差)	東京電力が機構に納付する負担金(目標ケースの試算との差)
目標ケース	目標値	特別負担金	令和 8 年度分から 14 年度分まで：500 億円 15 年度分以降：1000 億円	32 年度	5 兆 1376 億円
		株式売却益	4 兆円		
ケース①	足元値	特別負担金	400 億円	47 年度 （＋15 年）	5 兆 6342 億円 （＋4966 億円）
		株式売却益	1 兆 0496 億円		
ケース②	目標値	特別負担金	8 年度分から 14 年度分まで：500 億円 15 年度分以降：1000 億円	41 年度	6 兆 5840 億円
	足元値	株式売却益	1 兆 0496 億円	（＋9 年）	（＋1 兆 4464 億円）
ケース③	足元値	特別負担金	400 億円	36 年度 （＋5 年）	4 兆 5286 億円 （△6089 億円）
	目標値	株式売却益	4 兆円		

なお、特別負担金を目標値とし、株式売却益を足元値として試算したケース②については、7 年度末の株式売却益が 1 兆 0496 億円にとどまるため、回収が終わる年度が 9 年程度長期化するとともに、東京電力が機構に納付する負担金の目標ケースの試算との差が約 1 兆 4464 億円の増加となっている。また、特別負担金を足元値とし、株式売却益を目標値として試算したケース③については、特別負担金が 400 億円に減少するため、回収が終わる年度は 5 年程度長期化するが、東京電力が機構に納付する負担金の目標ケースの試算との差は約 6089 億円の減少となっている。

⑵　福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及びこれに対する国の支援の状況

ア　廃炉・汚染水・処理水対策の実施状況

㋐　中長期ロードマップ等の進捗状況

東京電力は、中長期ロードマップ等に掲げられた時期を目標として廃炉・汚染水・処理水対策を実施している。中長期ロードマップにおける主要な目標工程及びその 8 年 6 月末現在の達成状況は、図表 13 に示すとおりとなっている。

このうち、7 年までに汚染水発生量を 100㎥/日以下に抑制する目標については、前倒しで達成している。燃料デブリ取り出しを開始する目標については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、燃料デブリを取り出すためのロボットアームの英国における開発に遅れが生じたことなどから、目標時期から 3 年程度遅れたものの、6 年 9 月に、2 号機の燃料デブリの試験的取り出しを開始したことで達成しており、同年 11 月に燃料デブリを採取している。なお、2 回目の燃料デブリの試験的取り出しが、7 年 4 月に実施された。

また、1号機の大型カバーの設置を完了する目標については、原子炉建屋壁面の高線量箇所への対策が必要となったことなどから、目標時期から2年程度遅れたものの、8年1月に達成した。

図表13　中長期ロードマップにおける主要な目標工程及びその令和8年6月末現在の達成状況

主要な目標工程			達成時期 注(4)
分野	目標	目標時期	
1　汚染水対策			
汚染水発生量	汚染水発生量を150㎥/日程度に抑制	令和2年内	2年　注(2)
	汚染水発生量を100㎥/日以下に抑制	7年内	5年度　注(2)
滞留水処理完了	建屋内滞留水処理完了 （1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋を除く。）	2年内	2年12月
	原子炉建屋滞留水を令和2年末の半分程度に低減	4年度～6年度	5年　3月
2　使用済燃料プールからの燃料取り出し　注(3)			
1～6号機燃料取り出しの完了		13年内	―
1号機大型カバーの設置完了		5年度頃	8年　1月
1号機燃料取り出しの開始		9年度～10年度	―
2号機燃料取り出しの開始		6年度～8年度	8年　6月
3　燃料デブリ取り出し			
初号機の燃料デブリ取り出しの開始 （2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大）		3年内	6年　9月
4　廃棄物対策			
処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し		3年度頃	3年10月　注(5)
ガレキ等の屋外一時保管解消 （水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く。）		10年度内	―

注(1)　中長期ロードマップ等を基に本院が作成した。なお、主要な目標工程については、中長期ロードマップに記載されている。

注(2)　国は、汚染水発生量を150㎥/日程度に抑制する目標については、令和2年内の実績を基に3年1月に目標達成について公表している。また、汚染水発生量を100㎥/日以下に抑制する目標については、5年度の実績を基に6年度に目標達成について公表している。

注(3)　使用済燃料プールからの燃料取り出しについて、4号機は平成26年12月、3号機は令和3年2月に取り出しが完了している。

注(4)　目標時期が未到来の項目については、「―」としている。

注(5)　廃棄物対策について、機構が策定した「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2021」において、処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通しが示されている。

(ｲ)　ALPS処理水の海洋放出等の実施状況

東京電力は、ALPS処理水に係る基本方針等に基づき、5年8月24日からALPS処理水の海洋放出を実施しており、7年度末時点での放出回数及び放出量は、それぞれ計18回、計141,155㎥となっていた。ALPS処理水に係る基本方針では、ALPS処理水の海洋放出について、風評影響を最大限抑制するための放出方法として、取り除くことの難しいトリチウムの濃度は、規制基準(注8)を厳格に遵守するだけでなく、消費者

等の懸念を少しでも払拭できる水準となるよう海水で大幅(100 倍以上)に希釈する必要があることなどが定められている。

(注 8) 規制基準　放射性物質を放出する際の安全に関する規制基準は、いずれも「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和 32 年法律第 166 号)に基づく告示において示されており、このうちトリチウムの濃度限度については、60,000 ベクレル/リットルとされている。

国は、ALPS 処理水の海洋放出に先立ち、JAEA の大熊分析・研究センターに、ALPS 処理水の分析に必要な設備や機器等を整備して、ALPS 処理水のトリチウム濃度等を分析させるとともに、国際原子力機関(IAEA)のレビューにより、ALPS 処理水が国際的な安全基準に合致していることの確認を受けている。

また、環境省及び原子力規制委員会は、東京電力及び福島県と連携して、トリチウム等の放射性物質の濃度を計測する海域モニタリングを実施している。8 年 3 月までのトリチウムに係る海水中の海域モニタリングの精密分析の結果は、検出限界値未満から 52 ベクレル/リットルまでとなっていて、いずれも世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドライン(第 4 版)における指標値(10,000 ベクレル/リットル以下)を下回っている。

イ　東京電力における廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用及び廃炉等積立金の状況

経済産業省に設置された有識者委員会である東京電力改革・1F 問題委員会(以下「東電委員会」という。)が平成 28 年 12 月に取りまとめ、同省が公表した「東電改革提言」によれば、福島第一原発の廃炉等に要する資金については最大 8 兆円程度が必要になるとされている。東京電力は、四次総特において、年平均 2600 億円程度の積立金を捻出していくとしていた。

東京電力が令和 7 年度までに要した廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用及び廃炉等積立金の積立てなどの状況は、次のとおりである。

(ア)　東京電力における廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用

廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用については、国が財政措置等を講じて支援するもの(後述ウ参照)を除き、東京電力が負担することとなっている。東京電力が負担している廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用(概算額)は、図表 14 のとおりとなっていて、7 年度までの累計は 2 兆 2477 億余円となっていた。

図表14　東京電力が負担している廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用（概算額）の内訳

（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計
対価を支払うなどした額	6118	134	248	212	294	7009
平成23年12月のステップ2完了までに要した費用	1822	—	—	—	—	1822
中長期ロードマップ対応費用	4295	134	248	212	294	5186
汚染水対策・処理水対策	1821	19	25	33	29	1929
使用済燃料プールからの燃料取り出し	1957	16	41	30	8	2053
燃料デブリ取り出し	371	98	182	149	257	1059
廃棄物対策	143	—	—	—	—	143
安定化維持費用	5341	466	495	573	589	7467
修繕費	2052	167	169	175	190	2755
委託費	2264	261	283	334	347	3491
消耗品費等	1025	37	42	64	51	1220
人件費	1422	156	160	151	143	2032
減価償却費	4137	418	453	474	487	5969
計	1兆7019	1175	1357	1411	1513	2兆2477

注(1)　東京電力が東電委員会に報告した平成23年度から27年度までの「廃炉に係る費用（概算額）」と同様の方法により、28年度以降分は本院が集計した。

注(2)　「対価を支払うなどした額」は、廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用として災害損失引当金等（将来の廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用のうち、その金額を合理的に見積もることができるなどのもの）に計上したもののうちこれを取り崩して対価を支払うなどした額である。

注(3)　「安定化維持費用」は、東京電力が負担する廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用のうち、毎年度経常的に発生し、修繕費、委託費、消耗品費等に計上されたものである。

注(4)　「人件費」は、廃炉等作業に係る社員の人件費の概算額であり、「減価償却費」は、「原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産」の減価償却費の概算額である。

東京電力は、7年7月に、機構に設置された燃料デブリ取り出し工法評価小委員会において、燃料デブリ取り出しに係る準備作業の在り方が示されたことを踏まえて、新たに見込まれる取り出し準備の作業費用等について、災害損失引当金として9030億円を計上(注9)し、同額を災害特別損失に計上していた。

図表15のとおり、7年度末までに計上した「災害損失引当金等のうち、福島第一原発の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」の累計額2兆3688億余円に「原子力発電施設解体引当金」の累計額2358億余円を合わせた計2兆6046億余円のうち、同年度末までにこれらの引当金を取り崩して対価を支払うなどした額は計7009億余円となっていて、7年度末残高は計1兆9037億余円となっている。この残高は、同年度末時点における今後見込まれる廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用の見積額とみることができる。

（注９） 当該金額は、過去の類似作業の実績等を基に積算されており、その内容は、１号機から４号機までの廃棄物処理建屋の撤去作業等の干渉物撤去費用、１号機から３号機までの内部調査費用等、１号機から３号機までの線量低減作業費用及びその他の消耗品費である。

図表15　今後見込まれる廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用の見積額の内訳　（単位：億円）

項目	令和７年度末までに災害損失引当金等として計上した累計額（A）	左のうち、７年度末までに対価を支払うなどした額(累計)（B）	７年度末残高（A－B）
災害損失引当金等のうち、福島第一原発の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金	２兆3688	7009	１兆6679
平成23年12月のステップ２完了までに要した費用	1822	1822	—
中長期ロードマップ対応費用	２兆1865	5186	１兆6679
汚染水対策・処理水対策	2164	1929	235
使用済燃料プールからの燃料取り出し	2470	2053	416
燃料デブリ取り出し	１兆7086	1059	１兆6027
廃棄物対策	143	143	—
原子力発電施設解体引当金	2358	—	2358
計	２兆6046	7009	１兆9037

加えて、東京電力は、災害損失引当金等として計上している費用のほか、燃料デブリ取り出しのための設備取得（３号機のみ）に係る支出として１兆0200億円を想定するなどしている。また、３か年の支出計画において、８年度から10年度までの間に廃炉費用として6626億円（災害損失引当金等を取り崩して支出するとしている費用を除いた額）を支出することを想定している。

このように、東京電力が７年度末までに要した廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用（概算額）及び８年度以降に見込まれる費用の見積額を集計すると、図表16のとおり５兆8341億余円となる。

図表16　令和７年度末までに要した廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用及び８年度以降に見込まれる費用の見積額の内訳

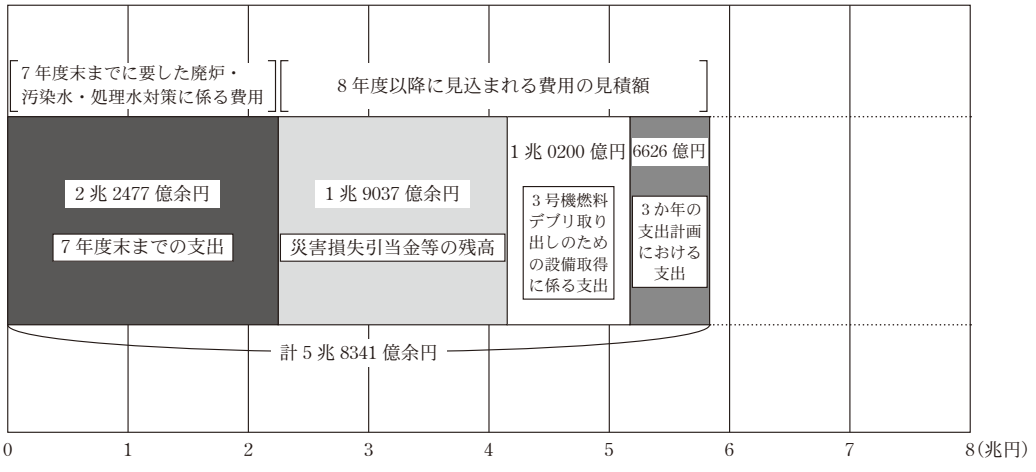

上記の5兆8341億余円には、1号機及び2号機における燃料デブリ取り出しのための設備取得に係る費用並びに費用の想定が困難であるとされている燃料デブリ取り出し規模の更なる拡大における燃料デブリ取り出しに係る費用は含まれていない。そのため、今後長期にわたる廃炉作業が進捗するにつれ、廃炉費用が増大していくことが見込まれる。

(イ)　廃炉等積立金の積立てなどの状況

機構は、事故炉の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するために、機構法に基づき、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者が事故炉の廃炉等を実施する場合(以下、この原子力事業者を「廃炉等実施認定事業者」という。)、廃炉等に必要な資金を機構に積み立てることを義務付けている。毎年度の積立金の額は、機構の運営委員会の議決を経て定められており、経済産業大臣の認可を受けた後に廃炉等実施認定事業者に通知され、廃炉等実施認定事業者は同額を機構に積み立てなければならないこととされている。

廃炉等実施認定事業者は、毎年度、経済産業大臣の認可を受けた後に機構から通知された額(以下「通知額」という。)を積立金として機構に積み立てるとともに、機構と共同して取戻しに関する計画(以下「取戻し計画」という。)を作成し経済産業大臣の承認を受け、積立金を取り戻して廃炉等に係る費用を支出し、廃炉作業を実施している(図表17参照。以下、この積立金を「廃炉等積立金」という。)。機構は、廃炉等実施認定事業者である東京電力から定期的に報告を受けて、取戻し計画の履行状況等について確認している。なお、積立金の積立て、取戻し計画に基づく積立金の取戻し等については年度ごとに行い、取戻し計画に記載された廃炉作業が年度内に完了しなかった場合は、後年度に改めて積立金の取戻しを行うことになっている。

図表17　廃炉等積立金制度の概要

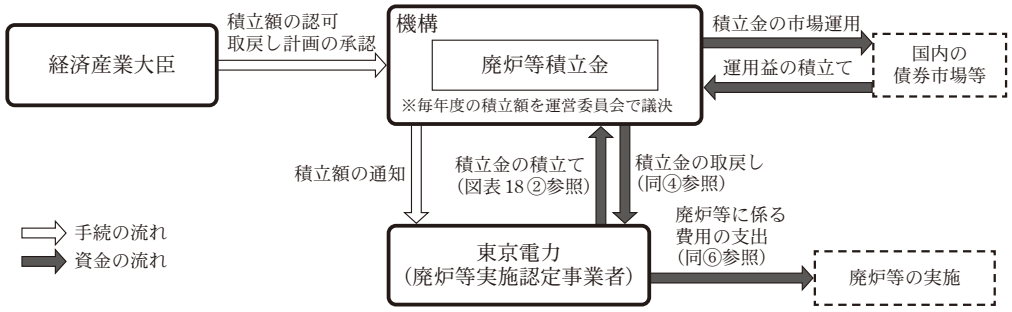

廃炉等積立金は、28年閣議決定において、機構が、東京電力による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体として、廃炉等に係る資金についての適切な管理、積立金制度に基づく作業管理等を着実に行うことにより、今後、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉等の実施をより確実なものとすることとされたことを受けて、機構法を改正して設置されたものである。

機構によると、年平均2600億円程度の廃炉等積立金の額については、東電委員会による「東電改革提言」において廃炉等に要する資金が最大8兆円程度必要になると示されたこと及び既に平成30年度から令和2年度までの間に約1兆円が積み立てられたことを踏まえて、平成30年度からの30年間で8兆円を積み立てるのに必要な令和3年度以降の年平均額を算出したものであるとしている。

そこで、7年度までの廃炉等積立金の積立額の推移をみたところ、図表18のとおり、通知額のとおり積み立てられており、各年度の積立額は四次総特において捻出していくとされた年平均2600億円程度を上回っていた(図表18②参照)。また、積立金の取戻し額と廃炉等に係る費用の支出額の推移をみたところ、毎年度取戻し額が廃炉等に係る費用の支出額を上回っていた(同④及び⑥参照)。これは、取戻し計画に基づいて取戻し額を算定しているものの、工事の繰延べ等により、実際には使用しなかった残額(以下「使用残額」という。)が発生していたためであった(同⑦参照)。なお、元年度以降の燃料デブリ取り出しに係る使用残額について、機構は、翌々年度の取戻し額と相殺処理しているため、3年度以降の取戻し額は、取戻し計画における計画額より前々年度の燃料デブリ取り出しに係る使用残額の分だけ少なくなっている。

図表18　廃炉等積立金の積立額、取戻し額、廃炉等に係る費用の支出等の状況　(単位：億円)

年度／項目	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計
前年度末残高①		5855	6378	6731	7122	
積立額②	1兆2928	2601	2700	2601	2620	2兆3454
取戻し計画における計画額③	7134	2086	2360	2230	2285	1兆6096
取戻し額④	7073	2078	2347	2211	2258	1兆5969
当年度末残高⑤(=①+②−④)		6378	6731	7122	7484	
廃炉等に係る費用の支出⑥	6496	1857	2215	1976	2195	1兆4742
使用残額⑦(=③−⑥) (うち燃料デブリ取り出し)	637 (59)	228 (19)	144 (26)	254 (54)	89 (32)	1353 (193)

機構は、使用残額については、翌年度における廃炉等積立金の積立ての財源に充てており、取戻し計画に基づき取り戻されることで適切に廃炉等に係る費用の支出に使用されるとして、東京電力に対して、使用残額を納付することを求めておらず、使用残額が廃炉等積立金に戻し入れられていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞　使用残額が廃炉等積立金に戻し入れられていないもの

東京電力は、平成26年12月に、廃炉関連の設備を設置する請負契約を受注者との間で締結している。当該契約は、契約内容の変更が複数回行われており、最終的な契約金額は109億0400万円(消費税等相当額を除いた金額)となっている。契約金額の支払は、令和4年4月に一括で行われていた。

当該契約に係る費用に関する廃炉等積立金の管理状況についてみたところ、東京電力は、当該契約に係る納期が2年10月であった当時、2年度の取戻し計画に同契約に係る費用を計上し、費用相当の金額の積立てを行った上で、支払資金として廃炉等積立金112億2400万円を取り戻していた。しかし、2年度内に工事が完了しなかったため、同年度に当該契約に係る支払は行われず、全額が使用残額となっていた。

また、東京電力は、上記の使用残額については3年度における廃炉等積立金の積立ての財源に充てるとの認識の下、3年度の取戻し計画にも当該契約に係る費用を計上し、費用相当の金額の積立てを行った上で、支払資金として廃炉等積立金109億5700万円を取り

戻していたが、３年度の取戻し額においても、最終的な契約金額109億0400万円との差額5300万円が使用残額となっていた。

この結果、同一契約に係る費用として２、３両年度に計221億8100万円が取り戻された一方で、実際に廃炉等に係る費用として支出されたのは109億0400万円であったため、この差額112億7700万円が使用残額となっており、同額が廃炉等積立金に戻し入れられていなかった。

機構の説明のとおり、仮に東京電力が、使用残額を廃炉等積立金の積立ての財源に充てた上で通知額のとおり積み立てたとしても、使用残額分については過年度の積立金を財源として再度積み立てているにすぎず、現年度の積立金の全額が新たに積み増しされたことにはならない。すなわち、東京電力が使用残額を機構に納付し、機構がこれを廃炉等積立金に戻し入れた上で、新たに廃炉等積立金を積み立てなければ、各年度における積立額に前年度の使用残額分の差額が生ずることになり、経済産業大臣の認可を受けた各年度の通知額を廃炉等積立金に確保した上で管理することにはならない。

機構は、平成30年度から令和７年度までに発生した使用残額計1255億余円(注10)を廃炉等積立金に戻し入れていないことから、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉等の実施をより確実なものとするという廃炉等積立金制度の設立の趣旨に鑑みると、今後の資金需要に備えてより十分な額を積み立てる視点からみた廃炉等積立金の取扱いとしては、必ずしも十分なものとはなっていなかったと認められる。

(注10)　平成30年度から令和７年度までに発生した使用残額計1255億余円　　令和元年度以降の燃料デブリ取り出しに係る使用残額については、翌々年度の取戻し額と相殺処理されており実質的に廃炉等積立金に戻し入れられていると考えることができるため、７年度までの使用残額計1353億8021万余円から燃料デブリ取り出しに係る元年度から５年度までの使用残額計98億6881万余円を控除して得た額

機構は、本院の検査を踏まえるなどして、８年１月に認定された五次総特において、廃炉等積立金制度について中長期的な廃炉の財源確保に資する運用に改めていくとした上で、同年３月に、７年度以降に発生する使用残額を廃炉等積立金に戻し入れる取扱いに変更することを公表した。

一方で、今後は、燃料デブリの取り出し規模の拡大等、廃炉作業の進捗に応じて多額の資金需要が生じ、それに対応するために、廃炉等積立金からの取戻し額も多額となることが見込まれる。

したがって、機構は、東京電力による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体として、長期にわたる廃炉等に係る巨額の資金需要に対応するために、今後発生する使用残額を廃炉等積立金に確実に戻し入れるとともに、東京電力の収支の状況に照らし事業の円滑な運営に支障を来すことのない範囲で、今後の廃炉等に係る費用を踏まえて十分な積立額を決定していくことにより、廃炉等に係る資金についての適切な管理、積立金制度に基づく作業管理等を着実に行う必要がある。

ウ　廃炉・汚染水・処理水対策に対する国の支援の状況

(ｱ)　研究開発等に対する財政措置等の状況

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策については、28年閣議決定において、技術的難易度が高く国が前面に立つことが必要な研究開発等を支援することなどとされている。このため、国は、廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に対して、平成23年度から令和7年度までの間に計3899億余円の財政措置を講じている(別図表参照)。

主な廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に対する財政措置の状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

a　廃炉・汚染水・処理水対策事業による研究開発等の状況

廃炉・汚染水・処理水対策事業(3年4月12日以前は廃炉・汚染水対策事業。以下同じ。)は、経済産業省が廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金により補助事業者(注11)に廃炉・汚染水・処理水対策基金を造成させて、同基金から廃炉・汚染水・処理水対策に資する技術の開発等(以下「基金補助事業」という。)を行う事業者に対して補助金を交付するものであり、平成25年度から令和7年度までの間の基金造成額は計1859億余円となっている(別図表参照)。

(注11)　補助事業者　　平成25年度は特定非営利活動法人地球と未来の環境基金、26年度から29年度までは公益財団法人原子力安全研究協会、30年度から令和7年度までは公益財団法人原子力安全技術センター

同基金の7年度末時点の状況をみると、採択された基金補助事業に対する基金補助事業費の交付額は累計で1353億余円、基金残高は250億余円となっていた。

また、機構及び東京電力が7年度に作成した研究開発中長期計画についてみると、燃料デブリの試験的取り出し実施後における燃料デブリの取り出し規模の更なる拡大に向けて、今後10年程度を見通して、必要な研究開発項目・技術課題を抽出し、研究開発の達成時期を設定している。

b　研究施設の整備等の状況

経済産業省は、楢葉遠隔技術開発センター及び大熊分析・研究センターを整備する放射性物質研究拠点施設等整備事業のための財政支援として、JAEAに対して7年度までに計976億余円を出資している(別図表参照)。当該事業のうち、JAEAにおける研究施設の整備等に係る支出の状況は、7年度までの累計で696億余円となっていた。

JAEAは、国から出資を受けて、燃料デブリの安全な取り出しなどの作業推進に資するための分析を行う施設である大熊分析・研究センターの第2棟を福島第一原発構内に整備し、6年度から運用を開始するとしていた。しかし、耐震評価の見直し及び工事の入札不調の影響により工事の着工が遅れたため、8年3月時点では、10年度内の運用開始を目指して整備を進めているとしている。

燃料デブリ取り出しについては今後、規模を拡大することが予定されており、拡大後の燃料デブリは主に第2棟において分析することとなっている。

(ｲ) ALPS処理水の海洋放出に伴う国の風評対策に係る財政措置等の状況

a　行動計画の策定と関係省庁の取組状況

政府は、ALPS処理水の海洋放出に当たり、3年12月に行動計画を策定している。これに基づいて実施する取組には、各省庁等が従来実施している事業と一体となっている予算を活用しているもの及び新たに措置された予算を活用しているものがあり、行動計画は、対策の進捗に合わせて毎年改訂されている。

政府が、3年度補正予算から7年度予算までの予算を活用して、行動計画に基づいて実施した事業等は、図表19のとおり、計42事業となっている。このうち、従来実施している事業と一体となっている予算を活用して実施するなどしていて、行動計画に基づく事業の予算額等を特定できない19事業を除いた23事業について、行動計画に基づく事業として特定できる予算の執行状況をみたところ、予算額は計1860億余円、支出済額は計1579億余円となっていて、予算額に対する支出済額の割合(以下「執行率」という。)は84.9%となっていた。なお、基金事業については、基金造成を行った時点で支出済額となることから、予算の執行率が事業の実施状況にかかわらず100%となるため、これを除いた20事業に限定した執行率は68.9%となっていた。また、3年度から7年度までの不用額の累計額は計204億余円となっていた。

行動計画に基づく事業として特定できる予算額についてみると、経済産業省が実施する後述bの「水産業を守る」政策パッケージ等に係る事業が72.5%と大部分を占めていた。このうち不用額が大きい事業は、図表19の通番30の緊急支援事業であり、5年度予算により措置された額に係る不用額は119億余円、執行率は59.7%となっていた。また、同事業における6年度の執行率は26.5%と低い状況となっていた。予算の執行率が低い理由について、所管する経済産業省は、申請要領において、新規需要開拓等事業の実施に伴う損失額と、所定の方法で算出した補助対象経費のいずれか低い方の額を補助金額とすることと規定しているため、結果的に損失額が発生せず、補助金額が0円となった漁業者団体等がいたことに加え、7年6月に中華人民共和国が日本の一部地域の水産物の輸入を条件付きで再開する公告を発出したことを受け、同国による輸入再開を見込んで申請を見送った漁業者団体等がいたことなどが考えられるとしている。

緊急支援事業のほかに執行率が50%未満となった事業は、図表19の通番34「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業」であり、執行率は49.0%となっていた。予算の執行率が低い理由について、所管する農林水産省は、市町村におけるモニタリング調査等により放射性セシウムが検出されなかった農作物については、翌年度以降の事業対象外となるため、対策の実施により対象事業数が年々減少していることによるとしている。

また、前記の「水産業を守る」政策パッケージに係る事業以外で不用額が最も多かったのは図表19の通番22「水産業復興販売加速化支援事業」で、19億余円の不用額が生じていた。不用額が生じた理由について、所管する農林水産省は、同事業のうち、復興水産物「食べて応援」支援事業における量販店での販売促進について、しけ休漁等の理由により計画どおりの調達が行えなかったことに加え、当該事業における水産物の調達先である東北地方の漁港の水揚げが依然として低調な状況であることなどが影響し、販売数量及び実績が計画を下回ったことで規模を縮小したことなどのためとしている。

図表19　政府が行動計画に基づいて実施した取組に係る予算の執行状況等　（単位：百万円）

取組	通番	事業等名	省庁等	会計	予算額	うち特定可能分(A)	支出済額	うち特定可能分(B)	繰越額(C)	不用額(A－B－C)	執行率(B/A)(%)	予算計上
1．海水・水産物モニタリング	1	①東日本大震災被災地における環境モニタリング調査	環境省	復興	3,226	1,337	2,815	1,026	298	39	76.7	4～7年度
	2	②放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費/国際協力に必要な経費等	外務省	一般	255	255	255	255	—	0	99.9	3～7年度
	3		原子力規制委員会	復興	823	823	463	463	—	359	56.2	4～7年度
	4		経済産業省	エネ	1,659	500	1,590	449	—	50	89.9	4～7年度
	5	③海洋環境放射能総合評価事業	原子力規制委員会	エネ	3,487		3,417					4～7年度
	6	④放射性物質影響調査推進事業	農林水産省	復興	2,466	2,466	2,441	2,441	—	25	98.9	4～7年度
	7	⑤放射性物質研究拠点施設等整備事業	経済産業省	一般	2,260	2,260	2,260	2,260	—	—	100.0	3年度
2．理解醸成	8	①原子力災害等情報発信事業費補助金	経済産業省	エネ	760		753					4～7年度
	9	②風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策	復興庁	復興	7,905		6,788					4～7年度
	10	③官民連携推進事業費	外務省	一般	182	53	176	49	—	3	93.3	4～7年度
	11	④外国メディア向けプレスツアー	外務省	一般	48	2	53	2	—	0	88.2	4～7年度
	12	⑤外国報道関係者招へい	外務省	一般	132	10	125	5	—	4	52.2	4～7年度
	13	⑥消費者安全推進啓発経費	消費者庁	一般	512	93	362	84	—	8	90.5	4～7年度
	14	⑦地域の魅力等発信基盤整備事業	経済産業省	復興	1,168		1,059					4～7年度
	15	⑧風評被害抑制のための「ALPS処理水対応パッケージ」	外務省	一般	8,048	6,221	7,941	6,134	—	87	98.5	5～7年度

（単位：百万円）

取組	通番	事業等名	省庁等	会計	予算額	うち特定可能分(A)	支出済額	うち特定可能分(B)	繰越額(C)	不用額(A－B－C)	執行率(B/A)(%)	予算計上
3．水産業対策	16	①漁業・養殖業復興支援事業(がんばる漁業・養殖業)(基金事業)	農林水産省	復興	4,400	4,400	4,400	4,400	—	—	100.0	7年度 従来からの基金を活用
	17	②被災海域における種苗放流の支援事業	農林水産省	復興	3,192	3,192	2,760	2,760	—	431	86.4	4～7年度
	18	③漁業用機器設備の導入支援事業	農林水産省	復興	1,038		493					4～7年度
	19	④福島再生加速化交付金(水産業共同利用施設復興促進整備事業)	復興庁	復興	229,776	1,856	204,504	1,526	196	133	82.2	4～7年度
	20	⑤被災地次世代漁業人材確保支援事業	農林水産省	復興	5,319		659					4～7年度
	21	⑥災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化	農林水産省	復興	671		479					6、7年度
	22	⑦水産業復興販売加速化支援事業	農林水産省	復興	16,210	16,210	14,214	14,214	—	1,995	87.6	4～7年度
	23	⑧官民合同チーム専門家支援事業(原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数)(基金事業)	経済産業省	復興	3,530		3,530					5～7年度 従来からの基金を活用
	24	⑨人材確保支援事業(原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数)	経済産業省	復興	446		433					4年度
	25	⑩6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業(原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数)	経済産業省	復興	542		507					4年度
	26	⑪JAPANブランド育成支援等事業(JAPANブランド育成支援等事業費補助金)	経済産業省	一般	404		345					4年度
	27	⑫小規模事業者持続的発展支援事業(小規模事業者持続化補助金)	経済産業省	一般	940,079		940,079					3～6年度

（単位：百万円）

取組	通番	事業等名	省庁等	会計	予算額	うち特定可能分(A)	支出済額	うち特定可能分(B)	繰越額(C)	不用額(A－B－C)	執行率(B/A)(%)	予算計上
4．万一の需要減少に備えた機動的な対策	28	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業(風評影響対策事業(基金事業))	経済産業省	一般	30,000	30,000	30,000	30,000	—	—	100.0	3年度
				エネ					—	—	100.0	
5．全国の漁業者に対する事業継続のための支援	29	ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業(漁業者支援事業(基金事業))	経済産業省	一般	50,000	50,000	50,000	50,000	—	—	100.0	4年度
				エネ					—	—	100.0	
				一般	11,300	11,300	11,300	11,300	—	—	100.0	6年度
6．水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援	30	①ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業	経済産業省	一般	20,714	20,714	15,698	15,698	—	11,906	59.7	5年度予備費
					8,889	8,889	1,999	1,999	—			5年度
				一般	13,999	13,999	3,723	3,723	6,977	3,298	26.5	6年度
	31	②日本政策金融公庫等による資金繰り支援	経済産業省	一般	61,300		61,300					5年度
7．農林・商工業対策	32	①福島県農林水産業復興創生事業	農林水産省	復興	15,674	4,663	13,715	3,483	—	1,180	74.6	4～7年度
	33	②農林業系廃棄物の処理加速化事業	環境省	復興	2,716		1,481					4～7年度
	34	③農畜産物放射性物質影響緩和対策事業	農林水産省	復興	266	266	130	130	—	135	49.0	4～7年度
	35	④特用林産施設体制整備復興事業	農林水産省	復興	3,446	3,446	2,791	2,791	151	504	80.9	4～7年度
	36	⑤安全な木材製品等流通影響調査・検証事業	農林水産省	復興	355		355					4～7年度
	37	⑥放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省	復興	240		164					4～7年度
8．観光業対策、交流人材拡大	38	①福島県における観光関連復興支援事業	観光庁	復興	1,996	1,996	1,960	1,960	—	36	98.1	4～7年度
	39	②ブルーツーリズム推進支援事業	観光庁	復興	1,067	1,067	800	800	—	267	74.9	4～7年度
	40	③事業再開・帰還促進交付金(原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数)(基金事業)	経済産業省	復興	2,846		2,846					4～7年度

（単位：百万円）

取組	通番	事業等名	省庁等	会計	予算額	うち特定可能分(A)	支出済額	うち特定可能分(B)	繰越額(C)	不用額(A－B－C)	執行率(B/A)(%)	予算計上
9．中小機構・JETRO等による支援	41	①特別相談窓口の設置や復興支援アドバイザーの派遣等	経済産業省 農林水産省	一般								4～7年度
	42	②新輸出大国コンソーシアム事業、越境EC等利活用促進事業の一部（地域経済の成長につながる対内直接投資促進及び海外展開支援事業の内数）	経済産業省	一般								6年度
計		42事業（うち新たに予算措置された金額を抽出できる事業は23事業、左のうち基金事業以外は20事業）			1,463,365	186,029	1,401,180	157,963	7,624	20,469	84.9	

注(1)　会計は、「一般」が一般会計、「エネ」がエネルギー対策特別会計、「復興」が東日本大震災復興特別会計を示している。

注(2)　予算計上の「3年度」は、令和3年度補正予算で措置されたことを示す。

注(3)　予算額は令和3年度補正予算から7年度予算までの合計（補正予算、予備費使用額を含む。）を示し、支出済額及び不用額は3年度補正予算から7年度予算までの予算で措置された額に係る合計額、繰越額は7年度から8年度にかけての繰越しを示している。

注(4)　通番1の支出済額（特定可能分）について、予算額（特定可能分）を超過した年度があるため、図表中の数値を計算しても不用額と一致しない。

注(5)　網掛けは後述の「水産業を守る」政策パッケージ等に係る事業であり、行動計画における予算額の72.5％（(A)の網掛け部分の計134,904百万円/(A)全体の計186,029百万円）を占めている。

注(6)　斜線箇所は、各省庁等が従来実施している事業と一体となっている予算を活用して実施するなどしていて、行動計画に基づく事業の予算額等が特定できなかったことを示している。ただし、通番41及び通番42の予算額については、独立行政法人中小企業基盤整備機構、JETRO等における従来の予算（運営費交付金等）を活用しているため、斜線としている。

b　「水産業を守る」政策パッケージ等に係る取組の実施状況

ALPS処理水の海洋放出の開始を受けて、一部の国・地域において、原産地が日本である水産物の輸入規制を強化するなどしたことにより、当該国・地域への輸出割合が高かったホタテ、ナマコ等の水産物の輸出に大きな影響が生じた。このため、政府は、5年9月4日に、科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すため、総額1007億余円の「水産業を守る」政策パッケージを策定している。

総額1007億余円の内訳は、行動計画に基づき既に予算措置された2つの基金事業である多核種除去設備等処理水風評影響対策事業（図表19の通番28。以下「風評影響対策事業（基金事業）」という。）に係る基金300億円及び「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」（図表19の通番29上段。以下「漁業者支援事業（基金事業）」という。）に係る基金500億円並びに行動計画に基づき新たに予算措置された緊急支援事業（図表19の通番30上段）に係る5年度予算の予備費207億余円となっている。

また、政府は、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期すこととしており、緊急支援事業に対しては5年度補正予算で88億余円(図表19の通番30中段)、6年度補正予算で139億余円(図表19の通番30下段)、漁業者支援事業(基金事業)に対しては6年度補正予算で113億余円(図表19の通番29下段)を追加措置している。

7年度末時点における「水産業を守る」政策パッケージに係る基金の残高は、図表20のとおり、それぞれ215億余円、537億余円となっている。

図表20　「水産業を守る」政策パッケージに係る基金の残高の推移

(単位：億円)

事業名等＼年度		令和4年度	5年度	6年度	7年度
風評影響対策事業(基金事業)	収入	300	0	0	0
	支出	18	16	23	26
	年度末残高	281	264	241	215
漁業者支援事業(基金事業)	収入	500	0	113	1
	支出	0	2	2	72
	年度末残高	499	497	608	537

(注)　残高の中には、交付決定済等の既に使途が定まっている金額が含まれている。

このうち、漁業者支援事業(基金事業)は、長期にわたるALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現することを目的として、経済産業省が、4年度に一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「漁安協」という。)に造成した500億円の基金を活用して、全国の地域水産業再生委員会等の事業主体が行う売上高向上又は基本コストの削減の取組を支援するものである。

漁業者支援事業(基金事業)の7年度末までの第1期事業に係る実施状況をみると、図表21のとおり、「①高付加価値化等支援事業」「②省燃油活動等支援事業」「③省資源・利用効率化等支援事業」及び「④省エネ機器等導入支援事業」について、漁安協を通じて事業主体に補助金が交付されており、その交付額は計72億7770万余円となっていた。なお、7年4月からの第2期事業に係る交付決定件数は、7年度末時点で370件となっているが、第2期事業の実施期間は最長2年であり、7年度末時点で額の確定まで完了したものはない。

図表21　漁業者支援事業（基金事業）の第１期事業に係る実施状況　（単位：千円、件）

事業区分名	事業の主な取組の内容	予算額	上段：交付決定件数 下段：額の確定件数	上段：交付決定額 下段：交付額
①高付加価値化等支援事業	新たな魚種・漁場の開拓及び漁場保全等に係る必要経費への支援	50,000,000 （４年度補正） 11,300,959 （６年度補正）	171 95	10,769,926 7,277,703
②省燃油活動等支援事業	省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対しての支援		370 356	
③省資源・利用効率化等支援事業	省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対する支援		76 69	
④省エネ機器等導入支援事業	省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用への支援		45 44	
事務局経費				— 285,844
計		61,300,959	389 375	10,769,926 7,563,547

（注）　事業主体が複数事業区分の取組に対してまとめて交付決定を受けている場合があるため、事業ごとの交付決定件数を合計しても、交付決定件数の計と一致しない。

また、経済産業省が制定した「ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金実施要領」（20230130 財資第５号）によれば、漁業者支援事業（基金事業）の事業内容は、ALPS 処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するために、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む活動への支援とされている。これを受けて、漁安協は、ALPS 処理水の海洋放出により影響を受けていることを条件として付すために、申請要件として、３年４月の ALPS 処理水に係る基本方針決定又は５年８月の ALPS 処理水の海洋放出（以下「ALPS 処理水の海洋放出等」という。）以前の連続する６か月間のうち、任意の３か月間（以下「放出等以前の３か月」という。）の合計売上高等又は組合員数等と比較して、ALPS 処理水の海洋放出等以降の同期３か月（以下「放出等以降の３か月」という。）の合計売上高等又は組合員数等の平均が３％以上減少していることなどを事業計画書に記載するよう申請要領に定めている。このうち、任意の３か月間の合計売上高等で比較することについて、経済産業省は、魚種ごとに漁期が異なることから、特定の魚種に不利にならないための要件であるとしている。

そこで、４県(注12)に所在する 55 事業主体のうち、申請要件として、合計売上高等を選択していた 42 事業主体について、漁業者支援事業（基金事業）の申請状況をみたところ、申請要領に定めるとおり、放出等以降の３か月の合計売上高等について、放出等以前の３か月の合計売上高等から３％以上の減少が確認できた。しかし、放出等以前の３か月を含む年度の合計売上高等と放出等以降の３か月を含む年度の合計売上高等とを比較したところ、後者の合計売上高等の方が高額となっている事業主体が 14 事業主体見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞　放出等以前の3か月を含む年度の合計売上高よりも放出等以降の3か月を含む年度の合計売上高の方が高額となっていたもの

A地域水産業再生委員会は、漁業者支援事業(基金事業)の申請に当たり、ALPS処理水に係る基本方針決定後の令和3年8月、11月及び12月の合計売上高である264,337千円と、ALPS処理水に係る基本方針決定前の2年8月、11月及び12月の合計売上高である503,397千円を比較して、ALPS処理水に係る基本方針決定後において47%の減少がみられるとして、5年10月に漁安協へ事業計画書を提出していた。同委員会は、事業計画書に基づき、6年1月1日から7年3月31日までの間に、売上高向上及び基本コスト削減を目的として海浜清掃、船底清掃、減速航行等を実施し、43,694千円の補助を受けていた。

しかし、ALPS処理水に係る基本方針が決定される前の2年度と、ALPS処理水に係る基本方針が決定された後の3年度の各月における売上高を比較すると、表のとおり、同委員会が選択した8月、11月、12月のみでALPS処理水に係る基本方針が決定された後の3年度の売上高の方が低額となっていて、その他の月は3年度の方が高額となっていた。そこで、両年度の合計売上高を比較したところ、2年度が1,342,840千円、3年度が1,518,981千円となっており、13.1%増加していた。

表　令和2年度と3年度の売上高の比較　（単位：千円、%）

	令和2年度の売上高(ALPS処理水に係る基本方針決定前)	3年度の売上高(ALPS処理水に係る基本方針決定後)	増減率
4月	58,300	73,660	26.3
5月	55,988	66,391	18.5
6月	181,663	204,093	12.3
7月	135,606	274,400	102.3
8月	172,970	92,597	△ 46.4
9月	91,481	148,993	62.8
10月	57,294	111,090	93.8
11月	165,213	94,107	△ 43.0
12月	165,212	77,632	△ 53.0
1月	92,260	129,532	40.3
2月	90,894	138,436	52.3
3月	75,953	108,046	42.2
計	**1,342,840**	**1,518,981**	**13.1**

経済産業省は、ALPS処理水の海洋放出等の前後の年の合計売上高等について単純な年間比較をした場合、ALPS処理水の海洋放出等以降の年が豊漁で合計売上高等が高くなる場合も想定されるものの、それが直ちに海洋放出の影響がないというものではないとの考え方もあるとしている。

しかし、任意の同期3か月で合計売上高等を比較することとしていることから、事業計画書において、事業主体における年間を通じた海洋放出の影響の有無の判断が困難な状況になっていると思料される。

ALPS処理水の海洋放出は、今後、長期間にわたることが見込まれることから、漁業者支援事業(基金事業)も長期にわたり実施することが見込まれる。したがっ

て、経済産業省において、漁安協に対して、漁業者支援事業（基金事業）の実施に当たり、輸入規制措置等の環境の変化を踏まえて、申請要件等について不断の見直しを行うなどするよう指導することが必要である。

（注12）　4県　　茨城、新潟、兵庫、佐賀各県

(3)　東京電力グループにおける資金確保等の状況

ア　東京電力グループの利益目標

四次総特及び五次総特において、東京電力並びに東京電力フュエル＆パワー株式会社（以下「東京電力FP」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力PG」という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力EP」という。）及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「東京電力RP」という。）の4基幹事業会社並びにそれぞれの子会社及び関連会社（以下、これら5社並びに各社の子会社及び関連会社を合わせて「東京電力グループ」という。）は、賠償及び廃炉のために年間約5000億円程度の資金(注13)を確保した上で、除染費用については、機構が保有する東京電力の株式の企業価値向上による売却益で支弁することを基本とするとされている。また、平成29年5月に作成された新々・総合特別事業計画及び四次総特においては、除染費用に相当する売却益4兆円を捻出するために必要な株式価値（時価総額）の目標は7.5兆円(注14)になるとして、年間4500億円規模の当期純利益(注15)を創出する必要があるとしている。

五次総特では、福島第一原発事故以降、東京電力グループを取り巻く事業環境は著しく変化し、フリー・キャッシュ・フロー(注16)（以下「FCF」という。）が30年度以降、8期連続してマイナスとなるなど、東京電力グループの財務状況は悪化しているが、アライアンス(注17)等を通じて企業価値を向上する余地が残されていると考えられるとしている。

（注13）　年間約5000億円程度の資金　　東京電力は、賠償及び廃炉を自らの経営改革によりやり遂げるために、「東電改革提言」において、それぞれ年間平均2000億円程度及び3000億円程度の資金を準備することが求められており、これを受けて四次総特及び五次総特では、年間約5000億円程度の資金を確保していくとしている。

（注14）　7.5兆円　　機構が引き受けた東京電力の種類株式を普通株式に転換して売却等する場合、交付される普通株式数は、約33.3億株となり、既発行株式数約16億株を加えると、約49.3億株となる。売却益4兆円を捻出するために5兆円の売却収入を得るには1株当たりの平均売却価額が1,500円（5兆円÷33.3億株）になる必要があるため、東京電力の株式価値（時価総額）の目標は7.5兆円（1,500円×49.3億株）となる。

（注15）　年間4500億円規模の当期純利益　　株式価値（時価総額）7.5兆円を平均的な株価収益率である17倍で除して当期純利益4500億円を算出している。

（注16）　フリー・キャッシュ・フロー　　営業活動により獲得した資金から活動を維持するために必要な投資等の支出（東京電力グループにおいては賠償及び廃炉のための支出が含まれる。）を控除した値であり、事業活動を通じて得た資金の中で自由に使うことのできる額を示す財務指標

（注17）　アライアンス　　他企業との業務提携・資本提携、共同出資等により、企業同士が資金、技術、人材等の資源を提供し合うことで競争力を確保する経営手法

イ　収支見通しと決算との比較等

五次総特においては、令和7年度から16年度までの収支見通しが示されている。

今回、四次総特及び五次総特における収支見通しと、4年度から7年度までの決算とを比較し、当期純利益等について分析した。なお、四次総特及び五次総特における収支見通しの数値は、東京電力及び4基幹事業会社を合算して算定されていることから、本項の分析においては、決算の数値についても東京電力及び4基幹事業会社の財務諸表を合算した数値(内部取引相殺消去後)を用いている。

(ア)　東京電力グループの決算実績と収支見通しの比較

当期純利益についてみると、図表22のとおり、4、5両年度は実績が収支見通しを下回っている。これは、4年度において燃料価格の高騰等により電気の調達費用(営業費用)が増加したこと、5年度においてALPS処理水保管タンクの撤去費用等の災害特別損失の増加等により特別損失が増加したことなどによると考えられる。

一方、6、7両年度は実績が収支見通しを上回っている。これは、電力量の販売予測を上回って小売電気の販売及び東京電力グループの電力販売エリア需要が増加して営業収益が増加したことに加えて、電力調達単価が下落して営業費用が減少したこと、株式会社関電工(以下「関電工」という。)の普通株式を売却したことにより特別利益が約1030億円増加したことなどによると考えられる。五次総特における8年度以降の収支見通しについては、柏崎刈羽原発の再稼働(8年4月に6号機が営業運転を開始)による年間約1000億円規模の収支へのプラスの影響及び購入電力料の継続的な減少を反映していることなどにより、当期純利益は堅調に推移する見込みとなっている。

なお、五次総特認定後のイラン情勢(ホルムズ海峡封鎖等)による燃料費高騰が財務状況に与える影響について、東京電力は、日本のホルムズ海峡経由でのLNG輸入量が比較的少ないこと及び石油火力の割合が低いことに加えて、火力発電及び燃料事業を移管した株式会社JERA(注18)(以下「JERA」という。)からの購入電力量が増大した場合であっても、料金における燃料費調整制度により基本的には価格転嫁が可能であることから、五次総特における中長期的な収支見通しに直ちに影響が出るものではないとしている。ただし、資源価格の高騰が継続するなどした場合には、電気料金の設計及び経営環境に影響を及ぼす可能性があるため、引き続き注視していくとしている。

(注18)　株式会社JERA　　東京電力FP及び中部電力株式会社がそれぞれ50%を出資し、両社の火力発電事業等を統合することを目的として平成27年4月30日に設立された。

図表22　四次総特及び五次総特における収支見通しと決算の比較等　（単位：億円）

特別事業計画名等 / 項目	四次総特				四次総特(改訂)		五次総特	
	令和4年度		5年度		6年度		7年度	
	見通し	実績	見通し	実績	見通し	実績	見通し	実績
貸借対照表								
資産の部								
廃炉等積立金	—	6378	—	6731	—	7122	—	7484
現金及び預金	—	7179	—	1兆2425	—	9363	—	9372
その他	—	12兆2073	—	12兆6797	—	13兆3384	—	13兆8899
資産合計	—	13兆5630	—	14兆5954	—	14兆9869	—	15兆5756
負債及び純資産の部								
社債	—	2兆8865	—	3兆0650	—	3兆2310	—	3兆3210
短期借入金	—	2兆1831	—	2兆6362	—	2兆8678	—	2兆9263
その他	—	5兆3714	—	5兆3562	—	5兆1019	—	5兆9098
負債合計	—	10兆4411	—	11兆0574	—	11兆2008	—	12兆1572
株主資本	—	2兆9895	—	3兆2576	—	3兆4188	—	2兆9652
その他	—	1323	—	2803	—	3672	—	4530
純資産合計	—	3兆1219	—	3兆5380	—	3兆7861	—	3兆4183
損益計算書								
営業収益	4兆2713	7兆4579	4兆4228	6兆6629	6兆5294	6兆5451	6兆1510	6兆0459
営業費用	4兆2056	7兆7160	4兆3038	6兆4181	6兆3476	6兆3474	5兆9595	5兆7461
うち一般負担金		675		675		675		675
うち特別負担金		—		2300		700		400
営業利益	656	△ 2580	1190	2447	1819	1977	1915	2999
経常利益	558	△ 2721	1050	2034	1292	1345	1683	2917
税引前当期純利益	920	△ 568	1022	802	794	788	△ 7335	△ 4646
当期純利益	919	△ 541	981	608	572	575	△ 7393	△ 5088

注(1)　五次総特における収支見通しは、柏崎刈羽原発について令和8年2月から最初に6号機が再稼働するものの、特定重大事故等対処施設の設置期限以降は、当該施設の工事の完了まで稼働を中断するものとしており、7号機については、当該施設の工事が完了した後に再稼働するものとしている。

注(2)　損益計算書の見通し及び実績は、東京電力及び4基幹事業会社の数値である。

(ｲ)　東京電力グループの決算の状況

4年度から7年度までの東京電力グループの決算の状況をみたところ、図表23のとおり、グループ全体で業績が悪化した4年度を除き、経常利益の黒字を確保していたものの、7年度における当期純利益は、燃料デブリ取り出し準備の作業費用等を含む災害特別損失9138億円を計上したこともあり、4542億余円の当期純損失となっており、4年度から7年度までの間、年間4500億円規模の利益創出の目標は達成されていない。

なお、年間4500億円規模の利益創出の目標を設定するに当たって用いられている1株当たりの平均売却価額は1,500円であるのに対して、7年度末における株価期末終値は638.9円であった。

図表23　東京電力グループの決算の状況

項目＼年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度
損益計算書				
営業収益(億円)	7兆7986	6兆9183	6兆8103	6兆3285
営業費用(億円)	8兆0276	6兆6395	6兆5759	5兆9908
営業利益(億円)	△ 2289	2788	2344	3376
経常利益(億円)	△ 2853	4255	2544	4173
当期純利益(億円)	△ 1236	2678	1612	△ 4542
株価収益率(倍)	—	5.65	4.27	—
株価期末終値(円)	473.0	944.0	429.7	638.9

(ウ)　経営合理化と資産売却等

五次総特において、東京電力グループは、7年度から16年度までの10年間にわたって、約3.1兆円のコスト削減を見込み、資産売却については、7年度から原則3年以内に2000億円規模の売却額の捻出を目指すとされている。

経営合理化については、五次総特において、東京電力、東京電力EP及び東京電力RPにおいて、10か年(7年度から16年度まで)約10,600件、約6.0兆円の設備投資・費用計画に対し、妥当性の検証を網羅的に実施するとされ、また、東京電力PGにおいても設備投資・費用計画の全取組に対し、同様に検証を実施するとされており、各社における経営合理化目標(合計3.1兆円)については、図表24のとおりとなっていた。これに対し、各社の7年度のコスト削減の実績は、東京電力によると、設備関係費1185億円(1兆2611億円の約9.3%)、人件費2454億円(1兆3794億円の約17.7%)、電源調達費1106億円(4555億円の約24.2%)の合計4745億円(3兆0959億円の約15.3%)となっている。

図表24　各社における経営合理化目標(合計3.1兆円)　　(単位：億円)

項目＼社名	東京電力	東京電力EP	東京電力RP	東京電力PG	計
設備関係費　(注)	1兆0038	△ 4603	91	7085	1兆2611
人件費	2306	1557	596	9335	1兆3794
電源調達費	—	4555	—	—	4555
計	1兆2343	1509	688	1兆6420	3兆0959

(注)　「△」の記号は「増加」を意味している。

資産売却については、2000億円規模の売却額の捻出を目指すとしていたのに対して、7年度に関電工の普通株式を売却することにより、1513億余円(2000億円の約75.6%)の売却額を捻出している。

ウ　東京電力グループの資金確保の状況

賠償及び廃炉のための資金確保については、図表25のとおり、4年度は3376億余円、5年度は5577億余円、6年度は3996億余円、7年度は3683億余円であり、4年度から7年度までの期間において、5000億円の資金確保を達成できたのは5年度のみであった。

図表 25　賠償及び廃炉のために確保した資金の額と内訳　（単位：億円）

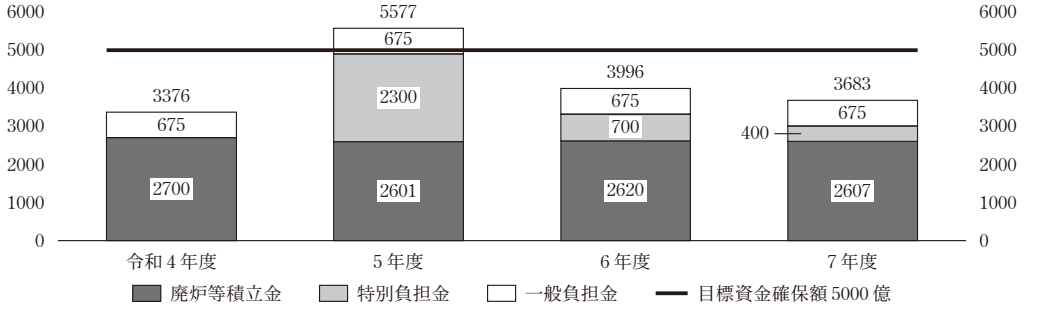

(ア)　連結キャッシュ・フロー計算書の状況

東京電力グループにおける資金確保の状況を分析するために、連結キャッシュ・フロー計算書の各項目についてみると、図表 26 のとおり、営業活動によるキャッシュ・フローについては、4 年度において燃料価格の高騰等により 756 億余円のマイナスとなっていたが、5 年度から 7 年度までは賠償及び廃炉に係る支出を行いながらもプラスとなっている。また、投資活動によるキャッシュ・フローについては、既存施設の補修等により固定資産を取得したことによる支出が大半を占めており、4 年度から 7 年度までのいずれの年度においてもマイナスとなっていた。これらの営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローから FCF を算出すると、いずれの年度においてもマイナスであり、平成 30 年度から 8 期連続でマイナスとなっていた。なお、令和 7 年度は、関電工の普通株式を売却するなどして 1688 億円の収入を計上しているものの、FCF をプラスに転じさせるほどの資金の増加には至らなかった。

また、現金及び現金同等物（以下「現金等」という。）の期末残高をみると、4 年度及び 6 年度は、現金等の期末残高は減少しており、投資等に必要な支出については、保有する資金を取り崩すことにより対応していた。一方、5 年度及び 7 年度は、現金等の期末残高が増加しているものの、5 年度は燃料費等調整制度の「期ずれ」の影響で電気の販売収入額が増加したため、営業活動によるキャッシュ・フローの資金が増加したことによる一過性の要因によるものであった。

図表26　東京電力グループのキャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローの推移

（単位：億円）

項目＼年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度
営業活動によるキャッシュ・フロー(A)	△ 756	6730	3612	5603
うち税引前当期純利益	△ 1119	3023	1987	△ 3943
うち賠償に係る支出(①)	△ 1075	△ 675	△ 2975	△ 1375
うち一般負担金	△ 675	△ 675	△ 675	△ 675
うち特別負担金	△ 400	—	△ 2300	△ 700
うち廃炉等積立金の積立(②)	△ 2601	△ 2700	△ 2601	△ 2620
賠償・廃炉に係る支出(③＝①＋②)	△ 3677	△ 3376	△ 5577	△ 3996
うち利息及び配当金の受取額	254	54	109	413
投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 3888	△ 6987	△ 8592	△ 6636
うち固定資産の取得による支出	△ 6311	△ 7048	△ 8333	△ 9090
うち投融資の回収による収入	1954	90	69	1688
FCF(A＋B)	△ 4645	△ 257	△ 4979	△ 1032
財務活動によるキャッシュ・フロー	3199	5414	1941	1104
うち資金調達による収入	5兆1588	6兆3696	5兆9793	5兆5499
うち社債の発行による収入	7745	6626	4713	3091
うち短期借入による収入	4兆3791	5兆7061	5兆4926	5兆2058
うち債務返済による支出	△ 4兆8662	△ 5兆8240	△ 5兆7767	△ 5兆4637
うち社債の償還による支出	△ 4758	△ 5138	△ 4874	△ 3040
うち短期借入金の返済による支出	△ 4兆3666	△ 5兆2531	△ 5兆2610	△ 5兆1474
現金等の期首残高	8618	7173	1兆2351	9264
現金等の期末残高	7173	1兆2351	9264	9366

注(1)　一般負担金、特別負担金及び廃炉等積立金は、翌年度に、機構に納付又は積立てされていることから、本図表では納付又は積立てされた年度で整理している。

注(2)　財務活動によるキャッシュ・フローのうち、資金調達による収入及び債務返済による支出は、それぞれ有利子負債（社債、長期借入金及び短期借入金）を利用した収入及び有利子負債の返済による支出を記載している。

注(3)　為替換算及び連結の範囲の変更による現金等の増減があるため、各キャッシュ・フローの合計を期首残高に加えても期末残高に一致しない。

(ｲ)　東京電力グループの資金調達の方法

東京電力グループでは、FCFがマイナスとなる状況が続いており、追加の資金調達を行うなどして電力の安定供給維持等に必要な投資を行っている一方で、五次総特において、成長投資については新規投資を実質的にゼロにする対策を行うなど資金の確保が難しい状況となっており、東京電力は、第三者とのアライアンスを追求しつつ、グループ全体の自律的な資金調達能力の回復を目指すとされている。

そこで、東京電力グループの資金調達の方法について、グループの中核となる東京電力及び4基幹事業会社の状況をみると、図表27のとおり、7年度末時点では、公

募債 53.6%、借入金 45.3%（借入金残高に対する長期借入金残高の割合は 2.5%、期末日から 1 年以内に返済期限が到来する短期借入金残高の割合は 97.5%）となっている。また、平成 28 年度に基幹事業会社である東京電力 PG において 900 億円の公募債を発行し、発行市場へ復帰するなど、令和 4 年度から 7 年度にかけて公募債残高は増加している。借入金の一部については、東京電力は、五次総特に基づき、金融機関に対して与信の維持を要請しており、借換えを行うなどして残高を維持している。

なお、電力会社の一般担保付社債制度が 7 年 3 月 31 日に廃止されたことに伴い、7 年度以降の社債発行においては、一般担保を付した私募債を発行することができなくなったことから、6 年度末をもって信託スキーム(注19)を利用した資金調達を行わなくなった。そのため、6 年度末以降、借入金残高は増加している。

（注19）　信託スキーム　　民間金融機関が信託受託者の信託勘定への融資を行い、信託受託者が当該融資を基にして東京電力に資金を供給する仕組み

また、有利子負債利息についてみると、図表 27 のとおり、4 年度から 7 年度にかけて金利が上昇しており、現行の金利水準で公募債を発行し、借入れを行うとすれば、支払利息は増加していくと考えられる。

有利子負債残高が増加している状況下で、東京電力グループが負担する利息額が経営に与える影響を踏まえれば、東京電力グループは、金利変動の状況を見極めながら、公募債の発行額及び借入額を維持しつつ、これら以外の方法を含め安定的な資金調達に取り組んでいくことが重要である。

図表27　東京電力及び 4 基幹事業会社の資金調達の方法等　　（単位：億円）

内訳＼年度			令和 4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
民間金融機関	借入金残高	構成比率　注(1)	1 兆 6025 (27.7%)	1 兆 8841 (29.9%)	2 兆 3817 (36.6%)	2 兆 4398 (36.9%)
民間金融機関	信託スキーム　委託者向け借入金残高	構成比率	2344 (4.1%)	2627 (4.2%)	— (0.0%)	— (0.0%)
民間金融機関	信託スキーム　私募債残高	構成比率	2546 (4.4%)	2546 (4.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)
政投銀借入金残高		構成比率	4945 (8.6%)	5793 (9.2%)	5610 (8.6%)	5539 (8.4%)
借入金残高計		構成比率	2 兆 5861 (44.8%)	2 兆 9809 (47.3%)	2 兆 9428 (45.2%)	2 兆 9938 (45.3%)
公募債残高		構成比率	3 兆 1450 (54.5%)	3 兆 2950 (52.2%)	3 兆 5350 (54.3%)	3 兆 5410 (53.6%)
その他残高		構成比率	439 (0.8%)	309 (0.5%)	312 (0.5%)	695 (1.1%)
有利子負債残高合計		構成比率	5 兆 7750 (100.0%)	6 兆 3069 (100.0%)	6 兆 5090 (100.0%)	6 兆 6043 (100.0%)
有利子負債利息		平均利率　注(2)	473 (0.9%)	567 (1.0%)	677 (1.1%)	900 (1.4%)

注(1)　表中の括弧内のパーセント表示は有利子負債残高合計に対する当期末残高の比率を示している。
注(2)　表中の括弧内のパーセント表示は前期末残高に対する当期利息発生額の比率を示している。

エ　アライアンスの状況

機構は、経営改革の検証・評価結果において、年間4500億円規模の利益を創出する目標等について東京電力グループに求める点を示した。五次総特には、経営改革の検証・評価結果において示された東京電力グループの企業価値向上の取組方針についても盛り込まれている。具体的には、経営改革の検証・評価結果において、収益拡大に向けて成長投資の拡大が必要であるが、東京電力グループ単独での資金調達には限界があり、アライアンスが不可欠とされていることを踏まえ、アライアンスによる資金、技術、能力等の補完は最も有効かつ実効的な選択肢であるとされている。

これらを受けて、東京電力は、8年3月末を期限とし、特定の分野に限定することなくパートナー候補から広くアライアンスの提案を募集し、具体的な枠組み及び仕組みについては交渉していくとしている。一方、五次総特において、過去のアライアンスについては、JERA設立以降、包括的なアライアンスは実現できていないとされている。

そこで、JERAの持分法投資損益(注20)(以下、持分法による投資利益を「投資利益」という。)が、東京電力グループの経常利益に与える影響についてみたところ、図表28のとおりとなっていて、7年度においては、東京電力グループの連結損益計算書において計上されるJERAの投資利益は977億余円となっていて、東京電力グループの経常利益4173億余円の約23.4%となっていた。

(注20)　持分法投資損益　　持分法とは、投資会社が被投資会社の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法をいう。また、持分法投資損益とは、被投資会社の利益又は損失のうち、投資会社が保有する持分割合に応じて計上される損益をいう。

また、JERAの7年度における当期純利益は2000億円の目標に対して実績は1836億円となっていて、17年度までに当期純利益3500億円を達成することを目標としている。この当期純利益3500億円を基礎として、東京電力グループの持株比率である50%を乗じて得られた額と、17年3月期の五次総特の収支見通しに記載されている東京電力及び4基幹事業会社の当期純利益2998億円(JERAの投資利益は含まれない。)とを合計すれば、JERAを含めた東京電力グループの収支として、年間4500億円の利益創出目標の水準に達することになる。

図表28　JERAの投資損益が東京電力グループの経常利益に与える影響

(単位：億円)

項目＼年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度
JERA当期純利益(燃料費調整の影響を除く。)	2003	1487	1437	1836
東京電力グループの経常利益(A)	△ 2853	4255	2544	4173
うちJERAの投資損益(B)	△ 204	1870	748	977
JERAの投資利益が経常利益に占める割合(B/A)	—	43.9%	29.4%	23.4%

JERAによる配当金の支払額は、4年度は842億円(東京電力グループ及び中部電力株式会社以外への支払額を含む。)、5、6両年度は0円(無配)、7年度は431億円となっており、そのうち東京電力グループが受け取った配当金の額は、それぞれ、415億円、0円(無配)、215億円となっていて、配当金の受取額がFCFにプラスの影響を与

えていた。

このように、JERA のようなアライアンスが東京電力グループの利益創出及び FCF に与える影響は大きいと考えられる。

五次総特において、機構及び東京電力は、アライアンス等の更なる企業価値向上施策等を通じて、東京電力グループにおいてより一層の収益力の改善及び財務体質の強化が必要であるとしており、経営合理化策に不断に取り組むことに加え、アライアンスによる事業領域の拡大及び自律的な資金調達の確保を目指すこととしている。

したがって、アからエまでを踏まえ、東京電力は、電力の安定供給を実現しながら、賠償及び廃炉に係る支出並びに将来の収益基盤となる投資等に必要な支出を長期にわたって行うために、より一層の収益力の改善及び財務体質の強化に引き続き取り組む必要がある。

4　本院の所見

東京電力による賠償の実施状況をみると、7年度までの支払額は、被災者賠償が7兆9384億余円、除染等に係る賠償が3兆7442億余円、計11兆6826億余円となっている。このうち、東京電力が行う ALPS 賠償の状況をみると、東京電力は、5年8月の ALPS 処理水の海洋放出開始以降、ALPS 賠償を行っており、7年度末までに、約1,100件、900億余円の支払を完了していた。東京電力は、ALPS 賠償における賠償金と経済産業省が実施する新規需要開拓等事業における新規需要開拓費の同質性について弁護士等の専門家に相談するなどしたところ、同質性が認められる余地があるとの見解が示されたことから、同質性が認められる部分の補助金額を ALPS 賠償の金額から控除することとし、7年4月に経済産業省へこれらの取扱いを報告していた。東京電力は、本院の検査のほか、経済産業省との議論及び8年5月に改めて示された見解を踏まえて、同月以降、ALPS 賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性に係る控除の取扱いを再度検討することとした。その結果、新規需要開拓費については損害と同質性が認められる補助金等として取り扱う必要性はないとして、ALPS 賠償における賠償金からの新規需要開拓費の控除は不要であると整理した。

機構が国庫納付を行うための原資となる特別負担金の状況をみると、特別負担金控除前の経常損益及び当期純損益がともに赤字であった4年度を除き特別負担金の納付を求めている。特別負担金の額については、機構は、4年度以降、必要な事業資金を確保しながらも、できるだけ高額な負担を求めるものとして算定したことを機構のウェブサイトで公表していた。また、7年度に東京電力に求める特別負担金の額を前年度から変更した理由について、8年6月に機構のウェブサイトで公表していた。そうした中で、4年度のように特別負担金の納付を求めないことは例外的な取扱いとなっていたが、詳細な理由が公表されていない。また、6年度は、一旦決定した金額を翌月に増額変更していたが、これについても、詳細な理由が公表されていない。

機構が管理している廃炉等積立金の状況をみると、機構は、東京電力に対して、使用残額を納付することを求めておらず、使用残額が廃炉等積立金に戻し入れられていなかった。機構は、平成30年度から令和7年度までに発生した使用残額計1255億余円を廃炉等積立金に戻し入れていないことから、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉等の実施をより確実なものとするという廃炉等積立金制度の設立の趣旨に鑑みると、今後の資金需要に備えてより十分な額を積み立てる視点からみた廃炉等積立金の取扱いとしては、

必ずしも十分なものとはなっていなかった。

漁業者支援事業(基金事業)の申請状況をみたところ、放出等以前の3か月を含む年度の合計売上高等と放出等以降の3か月を含む年度の合計売上高等とを比較したところ、後者の合計売上高等の方が高額となっている事業主体が見受けられた。ALPS処理水の海洋放出等の前後の合計売上高等について、任意の同期3か月で比較することとしていることから、事業計画書において、事業主体における年間を通じた海洋放出の影響の有無の判断が困難な状況になっていると思料される。

東京電力グループにおける資金確保等の状況をみたところ、連結キャッシュ・フロー計算書から算出されるFCFが平成30年度以降マイナスとなる状況が続いており、追加の資金調達を行うなどして電力の安定供給維持等に必要な投資を行っている一方で、五次総特において、成長投資については新規投資を実質的にゼロにする対策を行うなど資金の確保が難しい状況となっており、東京電力は、第三者とのアライアンスを追求しつつ、グループ全体の自律的な資金調達能力の回復を目指すとされている。また、有利子負債残高が増加している状況下で、東京電力グループが負担する利息額が経営に与える影響を踏まえれば、東京電力グループは、金利変動の状況を見極めながら、公募債の発行額及び借入額を維持しつつ、これら以外の方法を含め安定的な資金調達に取り組んでいくことが重要である。

したがって、今後、経済産業省は次のアの点に留意して原子力損害の賠償及び処理水対策に関する支援等を実施し、機構は次のイの点に留意して資金援助業務を実施するとともに廃炉等積立金を管理し、東京電力は次のウの点に留意して原子力損害の賠償、廃炉等を実施していく必要がある。

廃炉作業の進捗及び賠償については、国民の関心が高く、需要家には電気料金等による負担を強いている。経済産業省、機構及び東京電力は、これらの認識の下、情報を積極的に公表するなどして、一層の説明責任を果たしていくことが重要である。

ア　経済産業省において、

(ア)　復興の基本方針の趣旨を踏まえ、東京電力に対して、ALPS賠償の請求者が各種の補助金等の交付を受けている場合には、補助金等の所管省庁と十分な情報共有を行った上でALPS賠償を進めるよう指導するとともに、東京電力による各種の賠償が円滑に進められるよう、適切な助言等を行うこと

(イ)　漁安協に対して、漁業者支援事業(基金事業)の実施に当たり、輸入規制措置等の環境の変化を踏まえて、申請要件等について不断の見直しを行うなどするよう指導すること

イ　機構において、

(ア)　特別負担金については、交付国債の償還により資金援助を受けた東京電力に対して求める追加的な負担であり、機構が国庫納付する際の原資となるもので、その負担額については国民の関心も高いことから、今後、東京電力に特別負担金を納付させないこととする場合及び一旦決定した特別負担金の額を変更する場合は、納付させない理由及び変更する理由について国民に対して特に丁寧に説明すること

(イ)　東京電力による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体として、長期にわたる廃炉等に係る巨額の資金需要に対応するために、今後発生する使用残額を廃炉等積立金に確実に戻し入れるとともに、東京電力の収支の状況に照らし事業の円滑な運営に支障を来すことのない範囲で、今後の廃炉等に係る費用を踏まえて十分な積立額を決定していくこと

により、廃炉等に係る資金についての適切な管理、積立金制度に基づく作業管理等を着実に行うこと

ウ　東京電力において、電力の安定供給を実現しながら、賠償及び廃炉に係る支出並びに将来の収益基盤となる投資等に必要な支出を長期にわたって行うために、より一層の収益力の改善及び財務体質の強化に引き続き取り組むこと

本院としては、今後の賠償及び廃炉に向けた取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後とも東京電力が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について引き続き検査していくこととする。

別図表　廃炉・汚染水・処理水対策に係る財政措置　（単位：百万円）

所管	区分		会計名等(年度)	目	事業名等	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計	備考
経済産業省	研究開発等	委託費	一般会計補正予算(平成23年度)及び東日本大震災復興特別会計(平成24年度)	電力基盤高度化等対策委託費	発電用原子炉等事故対応関連技術基盤整備委託費	2,484	—	—	—	—	2,484	
			エネルギー対策特別会計(平成25年度)	軽水炉等改良技術確証試験等委託費	発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備委託費	4,500	—	—	—	—	4,500	
			一般会計補正予算(令和6年度、7年度)	産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等委託費	廃炉・汚染水・処理水対策事業費	—	—	—	95	99	195	
		補助金	一般会計補正予算(平成23年度)及び東日本大震災復興特別会計(平成24年度)	電力基盤高度化等対策事業費補助金	発電用原子炉等事故対応関連技術開発費補助金	1,495	—	—	—	—	1,495	
			エネルギー対策特別会計(平成25年度)	原子力発電関連技術開発費等補助金	発電用原子炉等廃炉・安全技術開発費補助金	4,177	—	—	—	—	4,177	
		基金	一般会計補正予算(平成25年度～令和7年度)	産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金 注(2)	廃炉・汚染水・処理水対策事業費(廃炉・汚染水・処理水対策基金造成費)	146,841	12,000	10,000	8,554	8,600	185,996	本文3(2)ウ(ア)a
	研究施設の整備等		一般会計補正予算(平成24年度、令和3年度、5年度～7年度)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資金 注(3)	放射性物質研究拠点施設等整備事業	87,260	—	2,400	3,400	4,600	97,660	本文3(2)ウ(ア)b
			一般会計補正予算(平成26年度～令和7年度)	産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金 注(2)	放射性物質研究拠点施設等運営事業費	12,430	2,910	5,097	5,097	4,785	30,321	
	実証事業		一般会計予備費(平成25年度)及び補正予算(平成25年度、26年度)	産業技術実用化開発事業費補助金	汚染水処理対策事業	49,550	—	—	—	—	49,550	
	計					308,738	14,910	17,497	17,147	18,085	376,379	
文部科学省	研究開発等	委託費	エネルギー対策特別会計(平成26年度)	軽水炉等改良技術確証試験等委託費	廃止措置等基礎基盤研究・人材育成プログラム委託費	253	—	—	—	—	253	
			一般会計(平成27年度～令和2年度)	科学技術試験研究委託費	英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業	2,695	—	—	—	—	2,695	
			一般会計(平成29年度～令和元年度)	原子力施設廃止措置研究等委託費		1,290	—	—	—	—	1,290	
		補助金	一般会計(平成30年度～令和7年度)	廃炉研究等推進事業費補助金		3,188	1,154	1,080	1,075	1,056	7,555	
	研究施設の整備等		一般会計(平成27年度～29年度)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金	1,449	—	—	—	—	1,449	
			一般会計(平成29年度)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金	300	—	—	—	—	300	
	計					9,178	1,154	1,080	1,075	1,056	13,545	
合計						317,916	16,064	18,578	18,223	19,141	389,924	

注(1)　本別図表は、国が財政措置を講じた年度に基づいて本院が整理したものである。これらの財政措置に基づく事業の中には、予算の繰越しや基金の取崩しにより、翌年度以降に実施されているものがある。

注(2)　平成25年度から令和4年度までは、(目)産業技術実用化開発事業費補助金である。

注(3)　平成24年度は、(目)独立行政法人日本原子力研究開発機構出資金である。

第2　独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について

検　査　対　象	厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構
新型コロナウイルス対応支援資金の貸付け(コロナ貸付け)の概要	地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、福祉貸付事業及び医療貸付事業において、新型コロナウイルス感染症により福祉施設及び病院等施設が一部又は全部の機能を停止した場合等に経営資金又は長期運転資金の貸付けを行うもの
コロナ貸付けの累計貸付実績	45,224件　2兆0930億円(令和元年度～5年度)
コロナ貸付けの貸付残高	41,848件　1兆7299億円(令和7年度末)
コロナ貸付けに係る機構に対する政府出資金の額	1388億円(令和7年度末)

＜構成＞

1　検査の背景(599ページ)
(1)　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対するコロナ貸付けの概要(599ページ)
ア　福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要(599ページ)
イ　コロナ貸付けに関する制度の概要(599ページ)
ウ　コロナ貸付けに係る国の財政支援の状況(603ページ)
(2)　コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況(603ページ)
(3)　福祉施設及び病院等施設を運営する法人の倒産の状況(604ページ)
(4)　物価高騰貸付けの概要(605ページ)
2　検査の観点、着眼点、対象及び方法(605ページ)
(1)　検査の観点及び着眼点(605ページ)
(2)　検査の対象及び方法(605ページ)
3　検査の状況(605ページ)
(1)　コロナ貸付けに係る貸付債権等の状況(605ページ)
ア　貸付実績、貸付残高等の状況(606ページ)
イ　元金返済等の状況(611ページ)
ウ　償却の状況(612ページ)
エ　リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況(613ページ)
オ　保証人の設定状況及び保証人不要制度の利用状況(618ページ)
(2)　コロナ貸付けにおける審査の状況等(621ページ)
ア　機構における審査の状況(621ページ)
イ　不審事案への対応等の状況(622ページ)
ウ　貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況(624ページ)

(3) コロナ貸付けに係る債権管理の状況(625 ページ)
ア 機構の債権管理の体制(625 ページ)
イ 機構における債権管理の状況(626 ページ)
ウ 機構における貸付先に対する支援の状況等(630 ページ)
(4) コロナ貸付けに係る機構の財務状況等(631 ページ)
ア 運営費交付金の状況(631 ページ)
イ 財政融資資金からの借入れ等の状況(631 ページ)
ウ 政府出資金の状況等(632 ページ)
4 本院の所見(634 ページ)

1 検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対するコロナ貸付けの概要

ア 福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。)に基づき、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、機構本部及び大阪支店において、社会福祉事業施設の設置、整備若しくは経営に必要な資金をその設置者等に又は福祉用具貸与事業等に必要な資金を当該事業を行う者に貸し付ける業務(以下「福祉貸付事業」といい、この事業による資金の貸付けを「福祉貸付」という。)、病院等の設置、整備若しくは経営に必要な資金をその開設者に又は指定訪問看護事業に必要な資金を当該事業を行う者に貸し付ける業務(以下「医療貸付事業」といい、この事業による資金の貸付けを「医療貸付」という。また、福祉貸付事業と医療貸付事業を合わせて「貸付事業」という。)等の各種業務を行っている。

貸付事業は、上記施設の設置、整備又は経営等に対して、長期・固定・低利の資金を提供することなどにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する政策融資としての役割を担っている。なお、機構は、貸付事業において、建築資金等を貸し付けており、貸付けに当たっては、原則として担保を徴するものとされている。

イ コロナ貸付けに関する制度の概要

(ア) コロナ貸付けの概要

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和 2 年 2 月新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の国際的な広がりの影響を受けている中小企業等に対して資金繰り支援を実施することとされた。これを踏まえて、機構は、厚生労働省の要請により、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、令和 2 年 2 月に、貸付事業において、「新型コロナウイルス感染症により機能を停止した場合等における経営資金又は長期運転資金」(以下「新型コロナウイルス対応支援資金」という。)の貸付け(以下「コロナ貸付け」という。)を開始し、その後 5 年 9 月までコロナ貸付けの申込みを受け付けていた。

新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナの影響による減収等に伴い事業の継続に支障がある社会福祉事業施設等又は病院等において、人件費又は経費に充てる資金である。機構が定めた「新型コロナウイルス対応支援資金及び既往貸付先に係る特別措置に関する貸付事務取扱要領」(令和2年6月細則第1号)等によれば、コロナ貸付けの要件等は、図表1のとおり、貸付額が一定の範囲内であれば無利子、無担保とされており、貸付利率が無利子となる期間は貸付けの当初から5年間、償還期間は15年以内、うち据置期間は5年以内等とされている。

また、機構は、貸付事業において、新型コロナの影響を受ける前から建築資金等の通常の貸付けを受けるなどしていた既往貸付先に対する支援の一環として、新型コロナにより機能を停止した場合等における既往貸付金に係る元利金の返済猶予(以下「コロナ猶予」という。)を2年2月に開始し、コロナ貸付けと同時期に行っていた。

図表１　コロナ貸付けの要件等

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象	新型コロナの影響を受けた月の収入又は収益が前年又は前々年同月(困難な場合は直近３か月の平均値等)と比較して、おおむね５％以上減少しているもの又は減少が見込まれるものなど	
償還期間	15年以内(うち据置期間５年以内)	
貸付利率	〈当初５年間〉 【原則】 6000万円まで：無利子 6000万円超　：基準金利と同率 【新型コロナの感染者の発生に伴う休業等により減収となった入所施設(地域密着型サービスを除く。)】 １億円まで：無利子 １億円超　：基準金利と同率	〈当初５年間〉 【原則】 病院、介護老人保健施設及び介護医療院１億円まで、 それ以外4000万円まで：無利子 上記を超える額　：基準金利と同率 【新型コロナ対応を行う医療機関】 「病院：１億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の２か月分」の高い額まで　：無利子 上記を超える額　：基準金利と同率 【政策医療を担う医療機関】 「病院：１億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の１か月分」の高い額まで　：無利子 上記を超える額　：基準金利と同率
	〈６年目以降〉基準金利と同率	
貸付限度額	所要資金の100％	「病院：７億2000万円、介護老人保健施設及び介護医療院：１億円、診療所及びそれ以外：4000万円」又は「減収又は減益の12か月分」のいずれか高い額
無担保貸付限度額	【原則】 6000万円 【新型コロナの感染者の発生に伴う休業等により減収となった入所施設(地域密着型サービスを除く。)】 １億円	【原則】 病院：３億円 介護老人保健施設及び介護医療院：１億円 診療所及びそれ以外：4000万円 【新型コロナ対応を行う医療機関】 「病院：３億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の６か月分」の高い額 【政策医療を担う医療機関】 「病院：３億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の３か月分」の高い額
保証人	原則として、法人代表者等を連帯保証人として設定するか又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択	
コロナ猶予	当初６か月(３年６か月まで延長可)既往貸付金の元利金の返済猶予	

注(1)　要件等は複数回の変遷を経ているが、ここでは無利子・無担保枠が拡充された令和２年６月の主な要件等を記載している。

注(2)　コロナ貸付けは、貸付けの対象となる施設等の単位で貸付限度額等が設定される。

注(3)　地域密着型サービスとは、介護保険法(平成９年法律第123号)に規定されたサービスであり、利用者が原則として当該サービスに係る指定を行った市町村の住民に限定されること、定員が一定以下(例えば、地域密着型特別養護老人ホームの場合は29人以下)であることなどの基準を満たすものをいう。

(ｲ)　コロナ貸付けの対象施設の概要

貸付事業の対象となる施設及び事業(以下、当該施設及び当該事業に係る施設を合わせて「対象施設」といい、このうち、福祉貸付事業の対象施設を「福祉施設」といい、医療貸付事業の対象施設を「病院等施設」という。)並びに貸付けの相手方は、機構法、独立行政法人福祉医療機構業務方法書(平成15年厚生労働大臣認可。以下「業務方法書」

という。）等に定められている。これらは、福祉・医療制度に係る法令の改正、施設整備に係る国庫補助の動向、民間金融機関との間における民業補完の考え方等の政策の重要性を踏まえて適宜見直されている。

コロナ貸付けにおける対象施設及び貸付けの相手方（貸付先の開設主体）の要件は、図表２のとおり通常の貸付けと同一となっていて、対象施設は多岐にわたっている。また、貸付けの相手方は対象施設によって異なっており、対象施設によっては、営利法人が貸付けの相手方とならない場合等がある。

図表２　貸付事業における対象施設及び貸付けの相手方

事業区分	対象施設の種類		左に係る主な施設及び事業	貸付けの相手方（貸付先の開設主体）				
				医療法人	個人	営利法人	社会福祉法人	その他
福祉貸付事業	入所施設	高齢者向け施設	特別養護老人ホーム	—	—	—	○	○
			認知症対応型老人共同生活援助事業	○	—	○	○	○
		障害者向け施設	障害者支援施設	—	—	—	○	○
		児童向け施設	障害児入所施設					
		その他施設	授産施設					
	通所等施設	高齢者向け施設	老人デイサービスセンター、訪問介護事業	○	—	○	○	○
		障害者向け施設	就労継続支援、共同生活援助					
		児童向け施設	放課後等デイサービス、児童発達支援					
		その他施設	介護福祉士養成施設	—	—	—	○	○
医療貸付事業	病院		病院（20床以上）	○	○	—	○	○
	入所施設	高齢者向け医療施設	介護老人保健施設、介護医療院					
	病院及び入所施設以外	一般診療所	診療所（無床若しくは19床以下。歯科を除く。）					
		歯科診療所	歯科診療所					
		その他医療施設	訪問看護事業	○	—	—	○	○
			助産所	○	○	—	○	○

注(1)　対象施設の種類は、機構の整理を基に本院が区分したものである。

注(2)　営利法人は会社法（平成17年法律第86号）の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

注(3)　コロナ貸付けの貸付実績のある施設及び事業のうち主なものを記載している。また、貸付けの相手方のうち、医療法人、個人、営利法人又は社会福祉法人以外の一般社団法人等については、「その他」として記載しており、施設及び事業によって「その他」が示す開設主体は異なる。

(ウ)　保証人不要制度の概要

機構から貸付けを受ける場合には、貸付けの相手方は、原則として、法人の代表者等を連帯保証人（以下「保証人」という。）として設定するか、又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択することとなっている。

保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率（以下「上乗せ利率」という。）を上乗せすることにより保証人の設定を不要とする制度であり、平成22年当時の金融業を取り巻く情勢において個人保証に過度に依存しない貸付けが推進され、保証人制度の在り方が議論されていたことなどを背景として、同年度に機構において導入された。

上乗せ利率は契約の締結時に決定され、償還期間中は変更されず同一の利率が適用される。コロナ貸付けにおける上乗せ利率は、通常の貸付けにおける上乗せ利率と同率となっており、福祉貸付は0.05%、医療貸付は0.15% となっている。

(エ)　コロナ貸付けに係る審査、債権管理等に関する機構の姿勢

機構は、コロナ貸付けを開始するに当たり、政府の方針、すなわち、まずはコロナ禍による危機を乗り越えることを最優先として、不正等は事後対応を徹底するとの方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とし、貸付け実行後に事業報告書等により債権管理(モニタリング)を実施することとしていた。また、機構は、債権管理に当たっては、第5期中期計画(令和5年度から9年度まで)において、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、適正な実施に努めるとしている。

ウ　コロナ貸付けに係る国の財政支援の状況

国は、コロナ貸付けの実施に当たり、元年度から7年度までの間に、機構に対して①運営費交付金、②財政融資資金及び③政府出資金による財政支援を行っている。機構は、これらを原資としてコロナ貸付けに係る貸付事業を実施している。

コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れを概括的に示すと、図表3のとおりである。

図表3　コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れ

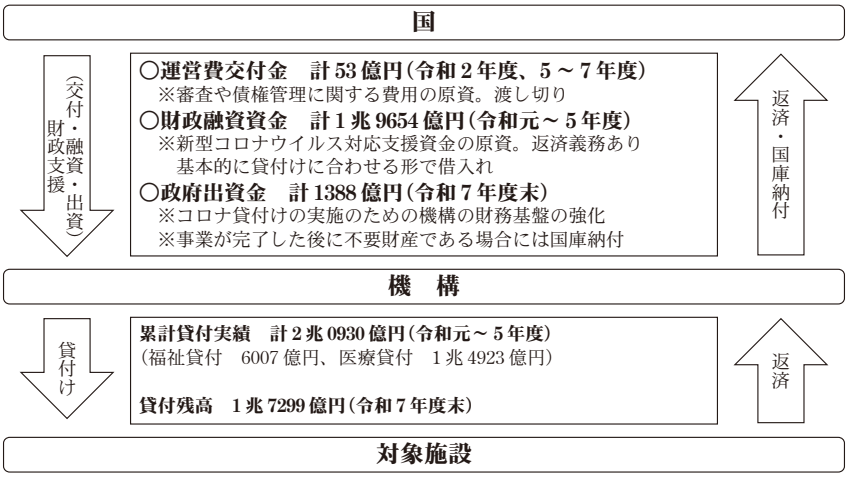

(注)　上記の図表には、コロナ貸付けに係る資金の流れを記載しており、機構に対しては、別途、通常の業務等を実施するための運営費交付金等が交付等されている。

(2)　コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況

コロナ貸付けの契約時期は、図表4のとおり、2年度前半に集中し、2年9月末までの累計契約件数は16,729件(全体の36.9%)となっている。また、返済開始時期は、契約が集中した2年度前半からみて据置期間の5年が経過することになる7年度前半が多くなっており、この頃から元利金の返済が本格化する状況となっている。

図表４　コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況

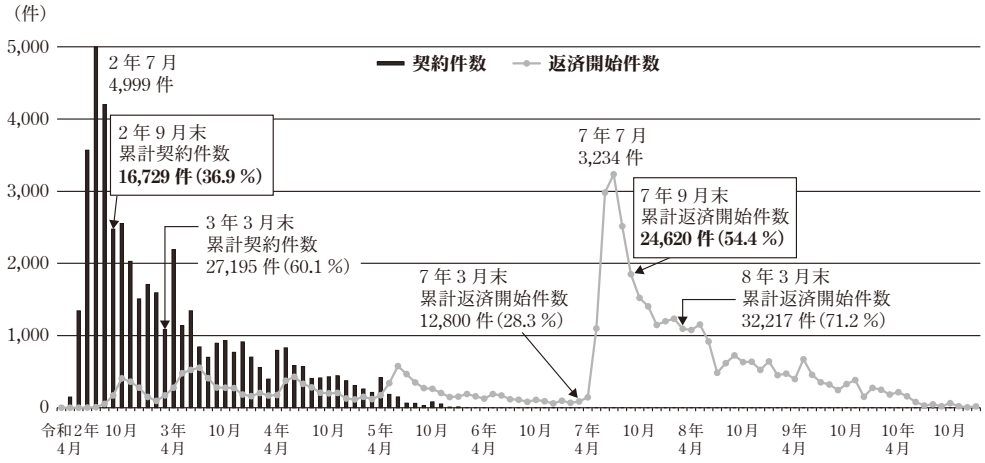

注(1)　図表中（　）内の％は、令和５年度までの累計の貸付契約数（45,224 件。図表７注(3)参照）に対する割合である。

注(2)　契約時期は、令和２年３月から６年１月までとなっている。

注(3)　返済開始時期は、令和７年度末における状況である。

(3)　福祉施設及び病院等施設を運営する法人の倒産の状況

医療・福祉事業(注１)を営む法人の倒産件数（株式会社東京商工リサーチが負債 1000 万円以上の倒産件数を集計したもの）は増加傾向にあり、７年度は 478 件となっていた（図表５参照）。同年度の内訳をみると、老人福祉・介護事業等の福祉事業が多くを占めていた（図表６参照）。

（注１）　医療・福祉事業　　株式会社東京商工リサーチが用いている日本標準産業分類によるものであり、コロナ貸付けの対象施設の範囲とは一致しないものがある。

図表５　医療・福祉事業を営む法人の倒産件数の推移

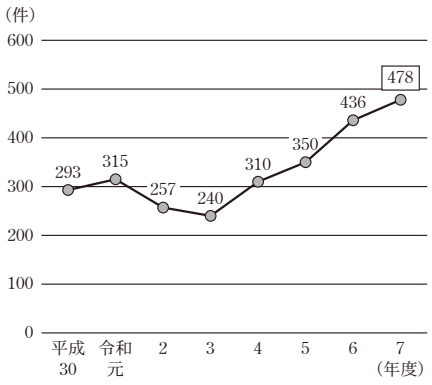

図表６　各事業の倒産件数（令和７年度）

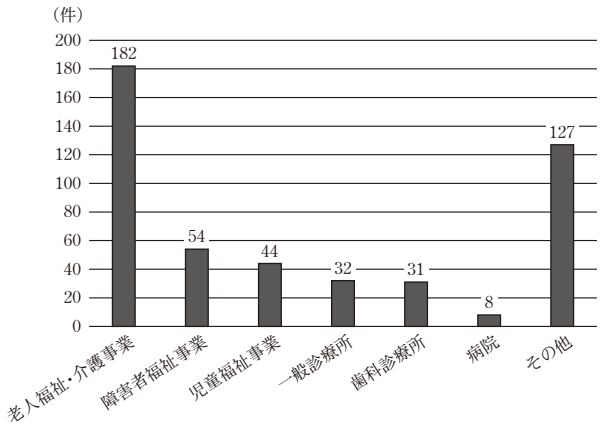

注(1)　図表５及び図表６は株式会社東京商工リサーチの「TSR データインサイト」（令和８年５月４日公表）等を基に本院が作成した。

注(2)　株式会社東京商工リサーチによると、図表５の令和２、３両年度に倒産件数が減少していることについて、コロナ貸付けなどの資金繰り支援策で倒産が一時的に急減したとしている。

注(3)　図表６における「その他」の主なものは、機構の貸付けの対象外である「療術業」の 108 件である。

⑷　物価高騰貸付けの概要

⑴イ(ア)のとおり、機構は５年９月に新規のコロナ貸付けの受付を終了した。一方、機構は、６年12月に物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の貸付け（以下「物価高騰貸付け」という。）を行う制度を創設し、８年７月末現在も継続して貸付けを行っている。

物価高騰貸付けの貸付対象は、前年同月と比較して物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業となっており、償還期間は最大で10年以内、無担保貸付限度額は最大で500万円又は直近の事業収益の２か月分となっている。また、物価高騰貸付けによる借入金は、コロナ貸付けを含む機構の既往貸付けの返済のために利用することが可能となっている。なお、機構は、コロナ貸付けなどの返済状況等を踏まえて、物価高騰貸付けの可否等を判断しているとしている。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

⑴　検査の観点及び着眼点

コロナ貸付けは２年２月に制度が創設されて貸付けが始まり、その後５年間の据置期間を経過して、７年度前半から元利金の返済が本格化している。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、コロナ貸付けに係る貸付債権等の状況について、次の点に着眼するなどして検査した。

ア　コロナ貸付けに係る貸付債権はどのような状況となっているか。

イ　コロナ貸付けの審査はどのように行われていたか。

ウ　コロナ貸付けの債権管理はどのように行われているか。

エ　コロナ貸付けの実施に係る国の財政支援はどのようになっているか。また、コロナ貸付けに係る機構の財務状況はどのようになっているか。

⑵　検査の対象及び方法

元年度から５年度までに機構が行ったコロナ貸付け全件を対象として検査した。

検査に当たっては、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第３号）に基づき提出された機構の財務諸表等のほか、機構から提出されたコロナ貸付けに係る調書等及び主務省である厚生労働本省から提出された資料等を分析するとともに、厚生労働本省、機構本部等において関係資料を基に説明を受けるなどして会計実地検査を行った。

3　検査の状況

⑴　コロナ貸付けに係る貸付債権等の状況

７年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権の状況の全体像として、累計貸付実績、貸付残高等の状況、貸付残高に係る元金返済等の状況、リスク管理債権等の状況等の関係を示すと、図表７のとおりである。

図表７　令和７年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権の状況（概念図）

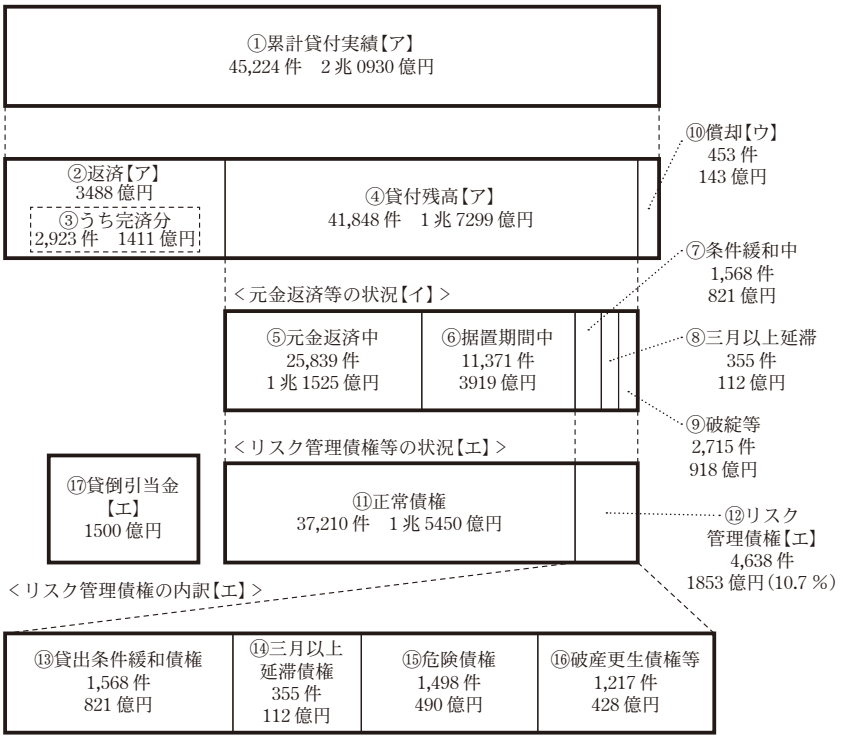

注(1)　図表内の【ア】等は、それぞれ後述の検査の状況の記載箇所を表している。

注(2)　件数は、貸付債権の契約件数である。なお、コロナ貸付けは、施設単位で貸付限度額等が設定されるが、一つの施設で複数回貸付けを受けている場合、一つの貸付先で複数施設に係る貸付けを受けている場合等があるため、貸付債権の件数は、対象施設数及び貸付先数とは一致しない（以下同じ。）。

注(3)　令和７年度末における①累計貸付実績の件数 45,224 件は、契約後に管理上、貸付債権を分割等したものがあり、コロナ貸付けの新規契約が終了した時点の件数 45,221 件と差が生じている。

注(4)　⑪正常債権には、正常債権に係る未収利息が含まれているため、⑪及び⑫の合計額は、④貸付残高と一致しない。

注(5)　リスク管理債権の各区分と元金返済等の状況の区分（⑦～⑨）の関係については、後掲図表 15 の注(2)を参照

これらのコロナ貸付けに係る貸付債権等の状況について詳細にみると、次のアからエまでのとおりとなっていた。

ア　貸付実績、貸付残高等の状況

コロナ貸付けの貸付実績等をみると、図表８のとおり、累計貸付実績は 45,224 件２兆 0930 億余円となっていた。また、貸付債権の中には既に返済を開始しているもの、返済を完了しているもの及び回収が見込めないなどとして既に償却済のものがあることから、７年度末の貸付残高は 41,848 件１兆 7299 億余円と、上記累計貸付実績の 92.5％（件数比）及び 82.6％（金額比）となっていた。

図表８　コロナ貸付けの累計貸付実績及び貸付残高の状況（令和７年度末）

区分	累計貸付実績			貸付残高			貸付残高／累計貸付実績	
	件数	金額（億円）	１件当たりの貸付金額（万円）	件数	金額（億円）	１件当たりの貸付残高（万円）	件数	金額
福祉貸付	20,115	6007	2986	19,083	5278	2766	94.8％	87.8％
医療貸付	25,109	１兆 4923	5943	22,765	１兆 2020	5280	90.6％	80.5％
計	45,224	２兆 0930	4628	41,848	１兆 7299	4133	92.5％	82.6％

貸付実績、貸付残高、返済等の状況について詳細にみると、次の㋐から㋒までのとおりとなっていた。

㋐　貸付実績の状況

コロナ貸付けの累計貸付実績について、対象施設の種類別、貸付先の開設主体別にみると、次のとおりとなっていた。

福祉貸付について、対象施設の種類別にみると、図表９のとおり、通所等施設に対する貸付けが件数及び金額ともに多数を占めており、件数比で 91.1％ の 18,330 件、金額比で 87.2％ の 5243 億余円となっていた。また、貸付先の開設主体別にみると、営利法人に対する貸付けが多数を占めており、件数比で 72.1％ の 14,505 件、金額比で 69.2％ の 4157 億余円となっていた。

図表９　福祉貸付に係る対象施設の種類別及び貸付先の開設主体別の累計貸付実績

対象施設の種類	累計貸付件数（件）		累計貸付金額（百万円）		１件当たり貸付金額（万円）
		構成比		構成比	
入所施設	1,785	8.8％	76,370	12.7％	4278
高齢者向け	1,754	8.7％	74,859	12.4％	4267
障害者向け	22	0.1％	1,093	0.1％	4972
児童向け	8	0.0％	357	0.0％	4462
その他	1	0.0％	60	0.0％	6000
通所等施設	18,330	91.1％	524,376	87.2％	2860
高齢者向け	9,255	46.0％	287,334	47.8％	3104
障害者向け	4,815	23.9％	126,595	21.0％	2629
児童向け	4,258	21.1％	110,378	18.3％	2592
その他	2	0.0％	68	0.0％	3400
計	20,115	100.0％	600,746	100.0％	2986

貸付先の開設主体	累計貸付件数（件）		累計貸付金額（百万円）		１件当たり貸付金額（万円）
		構成比		構成比	
営利法人	14,505	72.1％	415,786	69.2％	2866
社会福祉法人	3,229	16.0％	120,085	19.9％	3718
医療法人	449	2.2％	20,087	3.3％	4473
個人	0	－	－	－	－
その他	1,932	9.6％	44,787	7.4％	2318
計	20,115	100.0％	600,746	100.0％	2986

医療貸付について、対象施設の種類別にみると、図表 10 のとおり、件数では、一般診療所等の「病院及び入所施設以外」に対する貸付けが多数を占めており、21,303 件と全体の 84.8％ を占めていた。一方、金額では、１施設当たりの貸付限度額が他の施設よりも高く設定されている病院が 7232 億余円と全体の 48.4％ を占めていた。また、貸付先の開設主体別にみると、医療法人が件数比で 56.9％ の 14,298 件、金額比で 66.9％ の 9995 億余円、個人が件数比で 39.1％ の 9,835 件、金額比で 19.7％ の 2946 億余円となっており、この２者で件数、金額とも全体の約９割を占めていた。

図表10　医療貸付に係る対象施設の種類別及び貸付先の開設主体別の累計貸付実績

対象施設の種類	累計貸付件数（件）	構成比	累計貸付金額（百万円）	構成比	1件当たり貸付金額（万円）
病院及び入所施設	3,806	15.1%	794,647	53.2%	2億0878
病院	2,988	11.9%	723,268	48.4%	2億4205
入所施設（高齢者向け医療施設）	818	3.2%	71,379	4.7%	8726
病院及び入所施設以外	21,303	84.8%	697,677	46.7%	3275
一般診療所	9,457	37.6%	331,260	22.1%	3502
歯科診療所	11,628	46.3%	359,223	24.0%	3089
その他医療施設	218	0.8%	7,194	0.4%	3300
計	25,109	100.0%	1,492,324	100.0%	5943

貸付先の開設主体	累計貸付件数（件）	構成比	累計貸付金額（百万円）	構成比	1件当たり貸付金額（万円）
医療法人	14,298	56.9%	999,596	66.9%	6991
個人	9,835	39.1%	294,619	19.7%	2995
社会福祉法人	244	0.9%	46,384	3.1%	1億9009
営利法人	1	0.0%	40	0.0%	4000
その他	731	2.9%	151,685	10.1%	2億0750
計	25,109	100.0%	1,492,324	100.0%	5943

（注）　営利法人に対する貸付け1件4000万円は貸付対象外であったものである（後述⑵ウ参照）。

⑴　貸付残高等の状況

通常の貸付けを含む機構の貸付事業全体の貸付件数及び貸付残高について、コロナ貸付けが本格化する前の元年度末と直近の7年度末とを比較すると、図表11のとおり、7年度末の貸付件数は元年度末の約3倍になっている一方で、貸付金額は同約1.5倍となっており、この間で1件当たりの貸付残高は約半分となっていた。また、貸付残高のうち無担保であるものの割合は、元年度末の0.1%から7年度末の37.7%へと大幅に増加していた。これは、コロナ貸付けの7年度末の無担保貸付残高が99.2%と極めて高いことが影響していた。

図表11　貸付事業全体の貸付件数及び貸付残高の状況（令和元年度末及び７年度末）

区分	令和元年度末					７年度末					対元年度末比			
	貸付残高		無担保貸付残高（億円）	割合	１件当たり貸付残高（万円）	貸付残高		無担保貸付残高（億円）	割合	１件当たり貸付残高（万円）	貸付残高		無担保貸付残高	１件当たり貸付残高
	件数	金額（億円）				件数	金額（億円）				件数	金額		
福祉貸付	17,234	2兆0824	36	0.1%	1億2083	36,997	2兆4833	5686	22.9%	6712	214.6%	119.2%	15610.7%	55.5%
コロナ貸付け	2	0	0	100.0%	850	19,083	5278	5277	99.9%	2766				
コロナ貸付け以外	17,232	2兆0824	36	0.1%	1億2084	17,914	1兆9555	409	2.0%	1億0916	103.9%	93.9%	1128.9%	90.3%
医療貸付	4,118	1兆3299	16	0.1%	3億2295	26,703	2兆7350	1兆4003	51.2%	1億0242	648.4%	205.6%	85703.1%	31.7%
コロナ貸付け	0	－	－	－	－	22,765	1兆2020	1兆1888	98.8%	5280				
コロナ貸付け以外	4,118	1兆3299	16	0.1%	3億2295	3,938	1兆5329	2115	13.8%	3億8927	95.6%	115.2%	12947.3%	120.5%
計	21,352	3兆4124	52	0.1%	1億5981	63,700	5兆2184	1兆9690	37.7%	8192	298.3%	152.9%	37314.5%	51.2%
コロナ貸付け	2	0	0	100.0%	850	41,848	1兆7299	1兆7165	99.2%	4133				
コロナ貸付け以外	21,350	3兆4123	52	0.1%	1億5983	21,852	3兆4885	2524	7.2%	1億5964	102.3%	102.2%	4800.2%	99.8%

注(1)　令和元年度末のコロナ貸付けの件数は２件、貸付残高は1700万円である。
注(2)　割合は、貸付残高に対する無担保貸付残高の割合である。

また、機構の貸付事業全体の開設主体別の貸付先について、上記と同様に元年度末と７年度末とを比較すると、図表12のとおり、医療法人、個人及び営利法人において、元年度末には機構から貸付けを受けていなかった者がコロナ貸付けにより新規の貸付先となっており、貸付先数も大幅に増加していた。

図表12　貸付事業全体の開設主体別の貸付先数（令和元年度末及び７年度末）

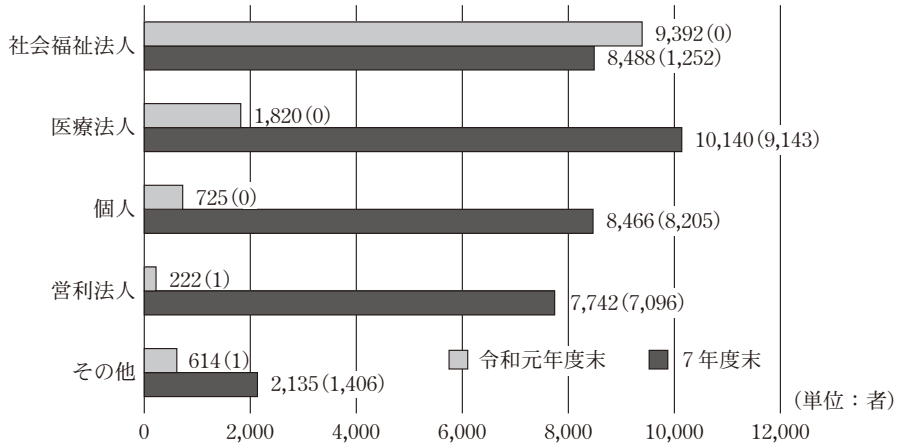

(注)　図表中(　)内に示した貸付先数は、コロナ貸付けに係る貸付先数である。なお、コロナ貸付けとコロナ貸付け以外の両方の貸付けを受けている場合がある。

(ウ)　返済の状況

７年度末までのコロナ貸付けの返済額は、図表13のとおり、3488億余円（累計貸付実績の16.6%）となっており、このうち完済されたものは1411億余円（同6.7%）、これに係る貸付件数は2,923件（同6.4%）となっていた。

図表13　コロナ貸付けの返済及び完済の状況

区分	令和2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末	累計貸付実績
累計返済額（億円）	44	338	784	1401 (6.6%)	2043 (9.7%)	3488 (16.6%)	2兆0930 (100.0%)
うち完済額（億円）	15	120	258	469 (2.2%)	678 (3.2%)	1411 (6.7%)	
上記の完済額に係る貸付件数（件）	41	221	534	989 (2.1%)	1,560 (3.4%)	2,923 (6.4%)	45,224 (100.0%)

（注）　図表中（　）内の％は、コロナ貸付けの新規の契約が終了した令和5年度末以降について、累計貸付実績の金額及び件数に対する割合を示している。

a　繰上償還による返済の状況

上記コロナ貸付けの返済額には、返済期限の到来に伴い返済されているもののほか、返済期限が到来する前に貸付先が貸付金の全部又は一部について機構に返済する繰上償還によるものがある。繰上償還には、貸付先が任意に行う繰上償還（以下「任意繰上償還」という。）と、対象施設が廃止に至ったなどの理由から機構が貸付先に対して期限の利益の喪失を通知するなどして貸付金の全部又は一部を請求する繰上償還（以下「請求繰上償還」という。）がある。コロナ貸付けに係る繰上償還による返済額は、図表14のとおり、7年度までの累計で2,542件986億余円となっていた。

図表14　コロナ貸付けに係る繰上償還による返済の状況　（単位：件、億円）

区分	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
任意繰上償還	35	10	162	92	292	121	449	203	562	160	643	245	2,143	834
請求繰上償還	14	5	45	20	59	24	71	20	98	37	112	42	399	151
計	49	16	207	113	351	146	520	224	660	197	755	287	2,542	986

b　物価高騰貸付けへの借換えによる返済等の状況

1(4)のとおり、機構において6年12月に物価高騰貸付けを行う制度が創設され、これによる借入金を利用して、コロナ貸付けを含む機構の既往貸付けを返済して借り換えることが可能となっている。また、物価高騰貸付けの貸付対象は、前年同月と比較して物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業となっている。

そこで、物価高騰貸付けに借り換えることでコロナ貸付けを返済（任意繰上償還）している貸付けがあるかみたところ、機構は、物価高騰貸付けの申込みに当たり貸付先が作成して機構に提出する経営改善計画に、借換えが織り込まれている貸付けをコロナ貸付けから物価高騰貸付けへの借換えとして整理して、その状況を把握していた。それによれば、7年度末における当該借換えは3施設（当該施設に係る物価高騰貸付けの貸付残高3件10億余円）あり、これにより完済されたコロナ貸付けは3件3億余円となっていた。

一方、７年度末においてコロナ貸付けと物価高騰貸付けの両方を受けている貸付けが1,122施設あり、当該施設に係るコロナ貸付けの貸付残高は1,334件1033億余円、物価高騰貸付けの貸付残高は1,135件1111億余円となっており、コロナ貸付けを借り受けた後も、引き続き機構による貸付けを必要としている施設が存在している状況となっていた。

イ　元金返済等の状況

２年度から７年度までの各年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権について、約定どおりに元金返済中又は据置期間中となっているもの、貸付条件が緩和（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること。以下「条件緩和」という。）されたもの、元金又は利息の支払が３か月以上延滞（以下「三月以上延滞」という。）したもの及び貸付先が破綻（破綻に陥る可能性が大きいものを含む。以下「破綻等」という。）したものに区分して、それぞれの状況をみると、図表15のとおり、６年度末までは件数及び金額ともに据置期間中の貸付債権が大部分を占めていた。一方、前記のとおり、７年度前半から元利金の返済が本格化し始める中で、７年度末には、件数及び金額ともに据置期間中の貸付債権の割合が減少して元金返済中の貸付債権の割合が増加するとともに、条件緩和中、三月以上延滞及び破綻等に該当する貸付債権の割合も増加していた。

図表15　コロナ貸付けの元金返済等の状況

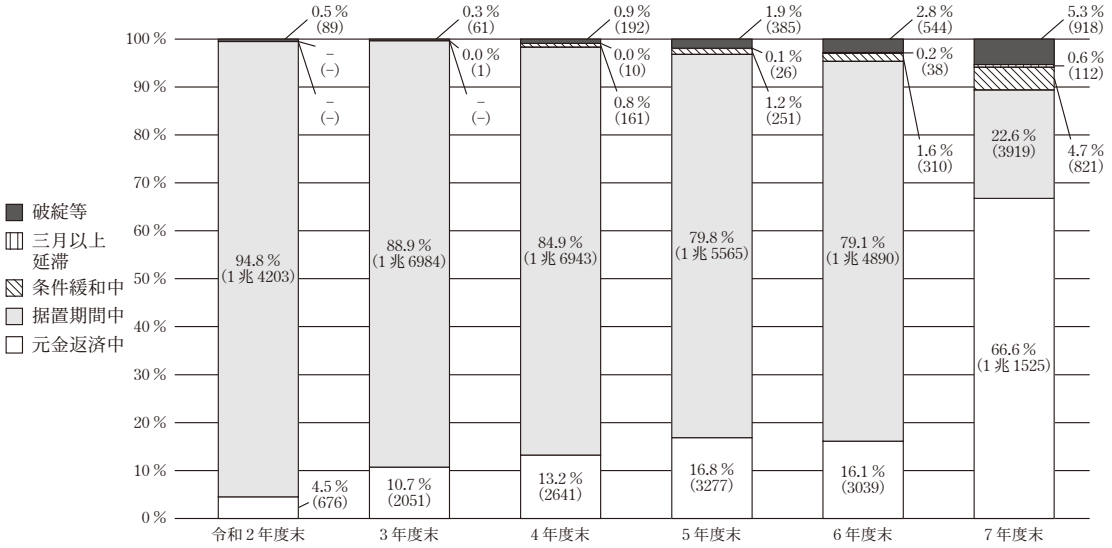

（単位：件、億円）

区分	令和2年度末		3年度末		4年度末		5年度末		6年度末		7年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
元金返済中	1,705	676	5,518	2051	7,899	2641	10,338	3277	10,848	3039	25,839	1兆1525
	6.2％	4.5％	14.3％	10.7％	18.1％	13.2％	23.4％	16.8％	24.9％	16.1％	61.7％	66.6％
据置期間中	25,398	1兆4203	32,704	1兆6984	34,784	1兆6943	31,898	1兆5565	29,868	1兆4890	11,371	3919
	93.5％	94.8％	85.3％	88.9％	79.7％	84.9％	72.2％	79.8％	68.7％	79.1％	27.1％	22.6％
条件緩和中	0	–	0	–	426	161	721	251	951	310	1,568	821
	–	–	–	–	0.9％	0.8％	1.6％	1.2％	2.1％	1.6％	3.7％	4.7％
三月以上延滞	0	–	7	1	52	10	115	26	161	38	355	112
	–	–	0.0％	0.0％	0.1％	0.0％	0.2％	0.1％	0.3％	0.2％	0.8％	0.6％
破綻等	49	89	104	61	438	192	1,052	385	1,586	544	2,715	918
	0.1％	0.5％	0.2％	0.3％	1.0％	0.9％	2.3％	1.9％	3.6％	2.8％	6.4％	5.3％
計	27,152	1兆4968	38,333	1兆9098	43,599	1兆9949	44,124	1兆9506	43,414	1兆8822	41,848	1兆7299
	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％

注(1)　棒グラフ中（　）内の数字は、各区分の金額（億円）である。

注(2)　各区分の内容は次のとおりであり、各区分におけるリスク管理債権の区分については、銀行法（昭和56年法律第59号）等に基づく区分によっている（後述エ(ア)参照）。

元金返済中：年度末において約定どおり元金返済中のもの

据置期間中：年度末において据置期間中のもの（条件緩和により元金返済が猶予されているものを除く。）

条件緩和中：年度末においてリスク管理債権の区分が「貸出条件緩和債権」に分類されているもの

三月以上延滞：年度末においてリスク管理債権の区分が「三月以上延滞債権」に分類されているもの

破綻等：年度末においてリスク管理債権の区分が「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」又は「危険債権」に分類されているもの

注(3)　令和元年度末の貸付債権は2件1700万円で、全て「据置期間中」となっていた。

ウ　償却の状況

機構の内規によれば、資産に計上している貸付債権について、貸付先の破産、死亡等により回収の見込みがないなどと認められるときは、当該貸付債権を償却することができることとされ、償却の実施基準日は、事業年度の末日とされている。機構は、毎事業年度末に貸付債権の償却を行っている。

4年度から7年度までの機構の貸付事業全体における償却の実施状況をみると、図表

16のとおり、いずれの年度もコロナ貸付けに係るものが大部分を占めており、コロナ貸付け以外に係るものが計24件12億余円となっている一方で、コロナ貸付けに係るものは計453件143億余円となっていた。コロナ貸付けに係る償却は、福祉貸付、医療貸付ともに年々増加しており、コロナ貸付けに係る貸付残高は、コロナ貸付け以外に係る貸付残高よりも少ないにもかかわらず、4年度から7年度までの各年度末における償却額はコロナ貸付け以外に係る償却額を上回っていた。

図表16　貸付事業全体における償却の実施状況　（単位：件、億円）

区分	令和4年度末		5年度末		6年度末		7年度末		計		累計貸付実績額	償却率（7年度末時点）
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
償却	40	8	74	15	146	47	217	85	477	156		
コロナ貸付け	35	7	73	15	139	41	206	78	453	143	2兆0930	0.6%
福祉貸付	12	1	52	9	80	17	146	50	290	79	6007	1.3%
医療貸付	23	6	21	5	59	23	60	28	163	64	1兆4923	0.4%
コロナ貸付け以外	5	0	1	0	7	5	11	6	24	12		
福祉貸付	4	0	−	−	4	4	5	5	13	9		
医療貸付	1	0	1	0	3	1	6	1	11	3		
貸付残高	62,989	5兆3327	62,766	5兆2446	61,545	5兆1543	63,700	5兆2184				
コロナ貸付け	43,599	1兆9949	44,124	1兆9506	43,414	1兆8822	41,848	1兆7299				
コロナ貸付け以外	19,390	3兆3378	18,642	3兆2940	18,131	3兆2721	21,852	3兆4885				

注(1)　令和3年度以前は、コロナ貸付けに係る償却はなかった。
注(2)　償却率は累計貸付実績額に対する償却額の割合である。

また、1(1)イ(ア)のとおり、コロナ貸付けは地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するためのものである。そして、機構は、病院及び入所施設については、地域における福祉・医療基盤への影響が特に大きいとしている。そこで、病院及び入所施設に係る償却の実施状況をみると、上記の償却した貸付債権453件のうち病院及び入所施設に係るものは25件となっており、これに係る施設数は17施設となっていた。このうち、病院1施設（償却した貸付債権3件）、介護老人保健施設1施設（同1件）及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設2施設（同3件）は、8年7月時点で廃止されていた。この中にはコロナ禍前から経営状況が悪化していたが、コロナ貸付けを受けて運営を継続したものの、その後も経営状況が回復しないまま廃止となっていたものも見受けられた。一方、第三者機関による支援を受けて事業再生を行うなどして、機構を含む関係金融機関が貸付債権の全額又は一部の額を放棄して施設の運営の継続が図られたものもあり、8年7月時点で、前記17施設のうち、上記の廃止されていた計4施設を除いた残りの13施設（病院11施設（同16件）、介護医療院1施設（同1件）及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設1施設（同1件））は運営を継続している。

エ　リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況

(ア)　貸付債権及び債務者の区分

機構は、機構法に基づき各種業務について勘定を設けて区分して経理しており、コロナ貸付けを含む貸付事業等は一般勘定において経理している。また、機構は、銀行

法等に基づく民間金融機関における開示基準を参考に、その保有する貸付債権について、図表17に掲げる貸付債権の区分ごとの額を勘定別に自主的に開示している(以下、これらの貸付債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を合わせて「リスク管理債権」という。)。なお、リスク管理債権に区分された貸付債権の全てが回収不能になることを直ちに意味するものではない。

図表17　貸付債権の区分

区分	説明	回収不能となる危険性等
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	▲高 リスク管理債権
危険債権(B)	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((A)に該当するものを除く。)	
三月以上延滞債権(C)	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金((A)及び(B)に該当するものを除く。)	
貸出条件緩和債権(D)	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((A)から(C)までに該当するものを除く。)	
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(A)から(D)までに該当する債権以外のものに区分される債権	▼低

(注)　機構は、銀行法等に基づく区分により貸付債権の情報を公表しており、当該情報を基に本院が作成した。

機構は、貸付債権の区分については、自己査定(注2)において実施した債務者区分(注3)の結果等に基づき区分している。債務者区分と貸付債権の区分の対応関係を示すと、図表18のとおりである。

(注2)　自己査定　　適正な償却及び引当を行うために、金融機関が決算時に自己の保有する債権を査定すること

(注3)　債務者区分　　貸付先の財務状況、資金繰り、収益力等による債務返済の能力から判定して、貸付先を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」のいずれかに区分すること

図表18　債務者区分及び貸付債権の区分の対応関係

債務者区分		内容	貸付債権の区分
破綻先		破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（個人債務者の死亡を含む。）	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
実質破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者	
破綻懸念先		経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）	危険債権
要注意先	要管理先	次の債権を有する債務者 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権	三月以上延滞債権
			貸出条件緩和債権
	その他要注意先	業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者等今後の管理に注意を要する債務者 （3か月未満延滞、経常赤字、債務超過、決算書未提出等）	正常債権
正常先		業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	

注(1)　機構の内規等を基に本院が作成した。

注(2)　要管理先に対して複数の貸付債権を保有しているときは、その中に正常債権がある場合がある。

(ｲ)　リスク管理債権等の状況

機構は、前記のとおり、リスク管理債権等の状況について勘定別に自主的に開示しているが、貸付制度別の状況は明らかとなっていない。そこで、コロナ貸付けが本格化する前の元年度末から7年度末までの一般勘定におけるリスク管理債権の状況についてコロナ貸付け及びコロナ貸付け以外の別にみると、図表19のとおり、コロナ貸付け以外に係るリスク管理債権の額は、コロナ猶予の影響で貸出条件緩和債権が大幅に増加した2年度末の2580億余円をピークに減少傾向にあった。一方、コロナ貸付けに係るリスク管理債権の額は、4年度末以降一貫して増加しており、7年度末は1853億余円となり、コロナ貸付け以外を上回る状況となっていた。そして、一般勘定におけるリスク管理債権の額は、元年度の1252億余円から7年度末には3596億余円と約3倍になっていた。

また、コロナ貸付けに係るリスク管理債権の各区分の額の推移をみると、いずれの区分も4年度末以降、一貫して増加していた。6年度末までは破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権が過半を占めていたが、7年度末には、イのとおり、据置期間が経過して元利金の返済が本格化し始める中で、三月以上延滞債権は6年度末には38億余円（貸付債権161件。図表15参照）であったものが7年度末には112億余円（同355件）、貸出条件緩和債権は6年度末には310億余円（同951件）であったものが7年度末には821億余円（同1,568件）とそれぞれ大幅に増加していた。

図表19　リスク管理債権の額の推移（一般勘定）

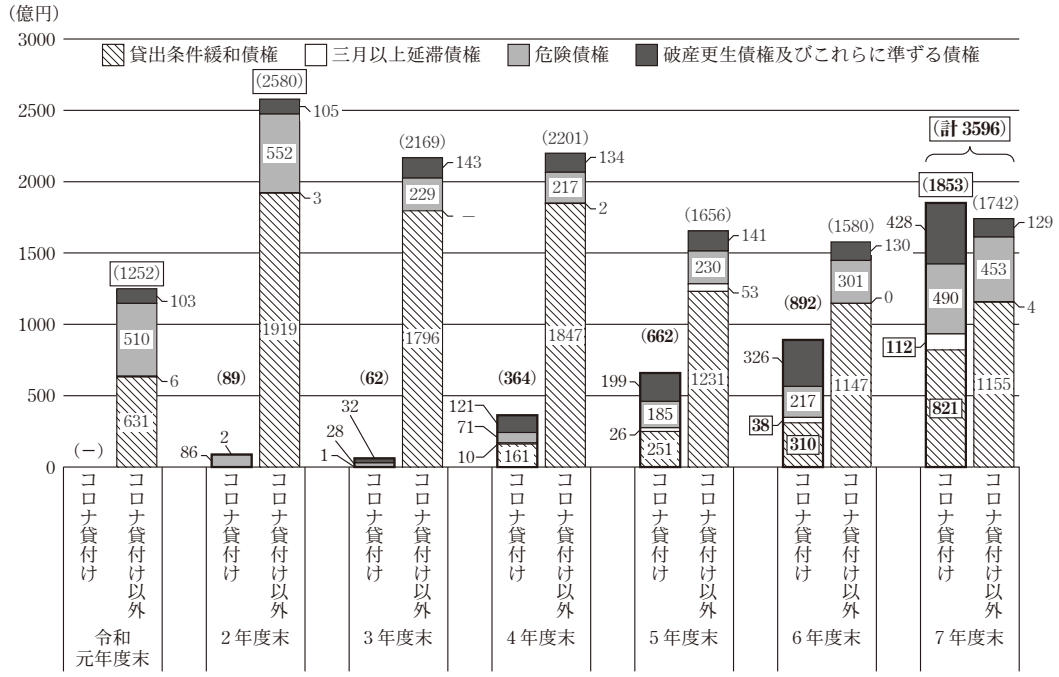

注(1)　図表中（　）内の数字は、リスク管理債権の各区分の合計額である。

注(2)　コロナ貸付けの令和2年度末の「三月以上延滞債権」並びに2年度末及び3年度末の「貸出条件緩和債権」は0円である。

注(3)　令和3年度末のコロナ貸付け以外のリスク管理債権の額2169億円が2年度末の2580億円と比べて減少したのは、主として貸付残高が50億円を超える大口の貸付先に係る債権区分が改善されたこと、コロナ猶予を行った貸付先からの返済が再開されたことなどによるものである。

コロナ貸付けに係る貸付債権の総額に対するリスク管理債権の割合（以下「リスク管理債権比率」という。）を福祉貸付及び医療貸付の別にみると、図表20のとおり、4年度末以降、福祉貸付の方が医療貸付よりも高い状況となっており、7年度末においては、医療貸付が9.4％に対して福祉貸付が13.5％と、福祉貸付の方が4.1ポイント高くなっていた。福祉貸付のリスク管理債権比率が高くなっている理由について、機構は、福祉貸付の多数を占める通所等施設は、一般的に小規模経営であることが多く、財務基盤がぜい弱であることが考えられるとしている。

図表20　コロナ貸付けに係るリスク管理債権比率の推移

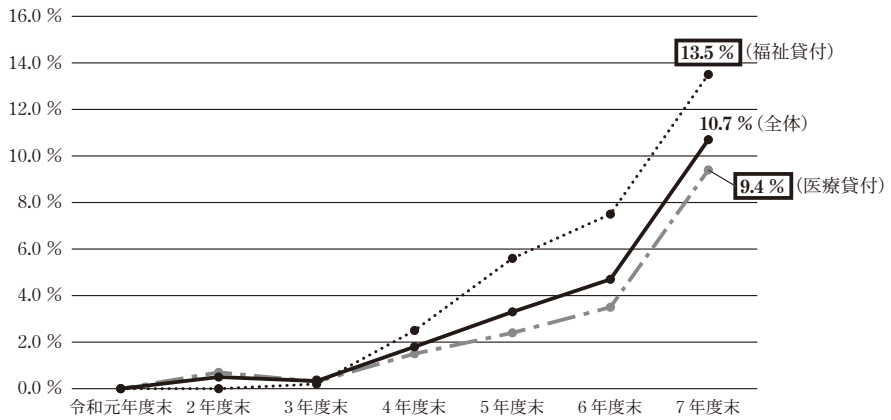

⑺　貸倒引当金の状況

機構は、貸付債権が回収不能となる場合に備えて、債務者区分に応じて、発生の可能性が高い将来の損失額を見積もり、一般引当金と個別引当金に分けて貸倒引当金を計上している(図表 21 参照)。機構は、このうち一般引当金について、3 年度末以降、コロナ貸付けとコロナ貸付け以外とに区分した上で貸倒引当金を計上することとするなど、順次貸倒引当金の算定方法を変更している。これについて、機構は、コロナ貸付けの多くが無担保貸付けであってコロナ貸付け以外とは担保の保全状況が異なっているなどの貸付制度の特性や、それまでの実績を踏まえた変更であるとしている。

図表21　貸倒引当金の区分及び算出方法等(令和 3 年度末以降)

区分	債務者区分	算出方法
一般引当金	正常先 その他要注意先 要管理先	コロナ貸付けとコロナ貸付け以外とに区分した上で、倒産確率、倒産時損失率、平均残存期間を基に算出した予想損失率に債権額を乗じて算出
個別引当金	破綻懸念先 実質破綻先 破綻先	債権額から保証・担保等による回収見込額を控除し、その残額に予想損失率を乗じて算出

(注)　一般引当金の算出方法について、令和 7 年度以降は、コロナ貸付け、物価高騰貸付け及びこれら以外に区分している。また、倒産時損失率は、倒産時の実績を基に貸付残高に対する回収不能額の割合を算定したものである。コロナ貸付けについては、多くが無担保貸付けであり、一般引当金の倒産時損失率は 100% で計算される。

エ⑺のとおり貸付事業は一般勘定において経理されていることから、元年度末から 7 年度末までの一般勘定における貸倒引当金の状況をみると、コロナ貸付けに係る破綻先や実質破綻先の増加、上記コロナ貸付けの特性や実績を踏まえた貸倒引当金の算定方法の変更等を受けて、図表 22 のとおり、コロナ貸付けに係る貸倒引当金が増加し、一般勘定全体の貸倒引当金も増加していた。7 年度末においては、一般勘定全体の貸付残高 5 兆 2184 億余円のうちコロナ貸付けは 1 兆 7299 億余円と 3 分の 1 程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額は、一般勘定全体の 1775 億余円のうちコロナ貸付けが 1500 億余円と 8 割以上を占めていた。

図表22　貸倒引当金の状況（一般勘定）

区分	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
貸倒引当金計上額（億円）	138 (100.0%)	212 (100.0%)	502 (100.0%)	756 (100.0%)	1191 (100.0%)	1391 (100.0%)	1775 (100.0%)
コロナ貸付け	0 (0.0%)	44 (21.1%)	301 (60.0%)	560 (74.0%)	1004 (84.3%)	1217 (87.5%)	1500 (84.4%)
コロナ貸付け以外	138 (99.9%)	167 (78.8%)	200 (39.9%)	196 (25.9%)	186 (15.6%)	173 (12.4%)	275 (15.5%)
貸付残高（億円）	3兆4124 (100.0%)	4兆8738 (100.0%)	5兆2607 (100.0%)	5兆3327 (100.0%)	5兆2446 (100.0%)	5兆1543 (100.0%)	5兆2184 (100.0%)
コロナ貸付け	0 (0.0%)	1兆4968 (30.7%)	1兆9098 (36.3%)	1兆9949 (37.4%)	1兆9506 (37.1%)	1兆8822 (36.5%)	1兆7299 (33.1%)
コロナ貸付け以外	3兆4123 (99.9%)	3兆3769 (69.2%)	3兆3508 (63.6%)	3兆3378 (62.5%)	3兆2940 (62.8%)	3兆2721 (63.4%)	3兆4885 (66.8%)
コロナ貸付けに係る償却額（億円）	－	－	－	7	15	41	78

注(1)　図表中（　）内の％は、貸倒引当金計上額又は貸付残高に占めるコロナ貸付け又はコロナ貸付け以外の割合である。

注(2)　図表中の貸付残高には資金交付前の契約金額を含んでいるが、貸倒引当金計上額は、当該貸付残高のうち、交付済みの資金額等を用いて算定している。

オ　保証人の設定状況及び保証人不要制度の利用状況

1(1)イ(ウ)のとおり、機構から貸付けを受ける場合には、貸付けの相手方は、原則として、保証人を設定するか又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択することとなっている。コロナ貸付けの累計貸付実績に対する保証人の設定等の状況は、図表23のとおりであり、福祉貸付では保証人不要制度を利用した貸付けが多くなっていた。

図表23　コロナ貸付けの累計貸付実績に対する保証人の設定等の状況（令和7年度末）

（単位：件、億円）

区分	福祉貸付			医療貸付			計		
	件数	金額	割合	件数	金額	割合	件数	金額	割合
保証人を設定	6,246	1825	30.3%	12,880	7065	47.3%	19,126	8891	42.4%
保証人不要制度	13,862	4178	69.5%	11,733	6841	45.8%	25,595	1兆1019	52.6%
その他	7	3	0.0%	496	1016	6.8%	503	1019	4.8%
計	20,115	6007	100.0%	25,109	1兆4923	100.0%	45,224	2兆0930	100.0%

注(1)　日本赤十字社、社会医療法人及び十分な担保の提供があることなどの要件を満たすと機構が認めた者に対する貸付けについては、保証人の設定を求めないことができることとなっており、「その他」に計上されている。

注(2)　割合は、累計貸付実績の金額について計欄に対する各項目の割合である。

コロナ貸付けにおける保証人を設定した貸付けの状況等、保証人不要制度を利用した貸付けの状況及び保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方等についてみると、次の(ア)から(ウ)までのとおりとなっていた。

(ア)　保証人を設定した貸付けの状況等

保証人を設定した貸付けの累計は、図表23のとおり、19,126件8891億余円となっていた。機構は、7年度末までに、保証人から49件3億2291万余円の弁済を受けて

おり、このうち、償却された貸付債権に係るものは31件1億4000万余円となっていた。一方、当該31件において債務者及び保証人から回収の見込みがなくなったとして償却された額は15億2153万余円となっていた。このほか、保証人からの弁済がなく償却された貸付債権は74件19億5483万余円となっていた。これらを合わせると、保証人を設定した貸付けにおいて償却された貸付債権は計105件34億7637万余円となっていた。

なお、機構は、保証人を設定することについて、保証人に求償できることに加えて、法人の代表者等に経営責任への自覚を促し、健全経営を担保することが期待できるとしている。

㈠　保証人不要制度を利用した貸付けの状況

保証人不要制度を利用した貸付けの累計は、図表23のとおり、25,595件1兆1019億余円となっていた。このうち債務者から回収の見込みがなくなったとして7年度末までに償却された貸付債権は348件108億8284万余円となっていた。なお、保証人不要制度を利用した貸付けは、保証人が設定されていないため、保証人に求償することはできない。

㈡　保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方等

1⑴イ㈡のとおり、コロナ貸付けにおける上乗せ利率は、通常の貸付けと同一の利率が適用されている。通常の貸付けと同一の利率を適用した理由について、機構は、高リスク時のリスク量を加味して保証人不要制度の利率を設定することは優遇融資の積極的な利用の制約となり得ることから、当該融資制度の趣旨にそぐわないと考えたためとしている。一方、コロナ貸付けは、図表11のとおり、7年度末の貸付残高のうち無担保であるものの割合が99.2％と極めて高くなっていることから、通常の貸付けに比べて貸倒れのリスクが高いと考えられる。

そこで、通常の貸付けにおける上乗せ利率を設定した際の考え方を機構に確認したところ、平成22年度の制度創設当時、保証人を設定しない貸付けの実績がなく保証人の有無の差に応じた適当な指標がなかったことなどから、リスク管理債権比率を基に償還期間中における貸倒れリスクの総額を算出し、これを用いて上乗せ利率を算出することにしたとしている。

機構は、上記の考え方に基づいて、毎年度、通常の貸付けに係るリスク管理債権比率を基に上乗せ利率を算出している。令和2年度においては、福祉貸付は1.295％、医療貸付は3.351％のリスク管理債権比率を適用(注4)して算出するなどして、上乗せ利率を、福祉貸付は0.05％、医療貸付は0.15％としていた。その後も、年度によって適用したリスク管理債権比率の値は異なるが、毎年度算出した結果として、コロナ貸付けの契約が行われた全期間を通じて、上乗せ利率は同率となっていた。

（注4）　上乗せ利率を算出する際には、通常の貸付けに係る過去5年度分のリスク管理債権比率を加重平均するなどした率を適用している。

前記のとおり、機構は、コロナ貸付けにおける上乗せ利率について、機構が行う通常の貸付けと同一の利率としている。一方、エ㈠のとおり、コロナ貸付けについては、据置期間が経過して元利金の返済が本格化してからリスク管理債権の額が増加

し、リスク管理債権比率が高くなっており、今後も変動するものであることに留意が必要であるものの、機構が行う通常の貸付けと貸倒れリスクの現れ方に違いが生じていた。そして、上乗せ利率を算出した際に用いられている通常の貸付けに係るリスク管理債権比率に対して、直近で把握できる7年度末のコロナ貸付けに係るリスク管理債権比率は、図表20のとおり、福祉貸付が13.5%、医療貸付が9.4%となっており、両方とも前記の上乗せ利率を算出する際に用いられたリスク管理債権比率よりも高くなっていた。さらに、福祉貸付及び医療貸付の別にみても、医療貸付よりも福祉貸付の方がリスク管理債権比率が高く、通常の貸付けと異なる状況となっていた。

また、前記のとおり、上乗せ利率は、制度創設当初、保証人の有無の差に応じた適当な指標がなかったことなどから、リスク管理債権比率を基に算出された貸倒れリスクの総額に基づいて算出されているところ、コロナ貸付けによる標準的な貸付け(注5)において、延滞等することなく当初の約定どおりに返済を行った場合に上乗せ利率分として支払われる総額を試算すると、福祉貸付は貸付額の0.5%程度、医療貸付は同1.5%程度となる。

これに対して、上記上乗せ利率の支払総額の試算に照らして7年度末におけるコロナ貸付けに係る償却率をみたところ、図表24のとおり、保証人不要制度を利用した福祉貸付については1.48%、医療貸付については0.68%となっていた。また、保証人の有無の差に応じた状況をみると、保証人不要制度を利用した場合の償却率は保証人を設定した場合よりも高く、両者の差は、福祉貸付については0.54ポイント、医療貸付については0.44ポイントとなっていた。

(注5)　標準的な貸付け　　当初5年間は元本を据え置き、その後10年間は元金均等で返済し、完済することを想定した貸付け

図表24　コロナ貸付けに係る保証人・保証人不要制度別の償却の状況(令和7年度末)

区分		累計貸付実績額(億円)	償却額(億円)	償却率	
福祉貸付	保証人を設定	1825	17	0.94％	差0.54ポイント
	保証人不要制度	4178	62	1.48％	
医療貸付	保証人を設定	7065	17	0.24％	差0.44ポイント
	保証人不要制度	6841	46	0.68％	
全体	保証人を設定	8891	34	0.39％	差0.59ポイント
	保証人不要制度	1兆1019	108	0.98％	

注(1)　保証人の設定を求められない貸付け(図表23の「その他」)については、償却はなかった。

注(2)　保証人を設定した貸付けに係る償却額34億円の内訳は、保証人から一部弁済のあった貸付け31件に係る償却額15億2153万余円及び保証人からの弁済はなく償却に至った貸付け74件に係る償却額19億5483万余円である(ア参照)。

機構は、保証人不要制度の上乗せ利率の設定の考え方については検証が必要であることは認識しており、これまでも年に一度検証を実施してきているところであるとした上で、上乗せ利率の設定の考え方について、コロナ貸付けの実績等も踏まえて、今後も多様な視点から検証を継続するとしている。

ウ及びエのとおり、コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加しており、7年度末において、コロナ貸付け以外を上回る状況となっている。また、コロナ貸付けは、貸付残高では一般勘定全体の3分の1程度となっているのに

対して、貸倒引当金計上額では８割以上を占めていた。こうした状況を踏まえて、機構においては、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて適切に貸倒引当金を計上することが重要である。

また、オのとおり、コロナ貸付けは、保証人不要制度に係る上乗せ利率について、通常の貸付けと同一の利率としている一方、通常の貸付けよりもリスクが高く、福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方も通常の貸付けとは異なる状況となっていたことなどを踏まえて、機構においては、今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証していく必要がある。

⑵　コロナ貸付けにおける審査の状況等

コロナ貸付けについては、１⑴イ㈡のとおり、機構は、政府の方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とすることとしていた。このような状況を踏まえて、機構によるコロナ貸付けにおける審査の状況等について、その体制や提出資料の状況、不審事案への対応の状況、貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況等についてみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

ア　機構における審査の状況

機構は、１⑴イ㈠のとおり、２年２月にコロナ貸付けを開始しており、同年５月25日に新型コロナウイルス対策融資業務室を機構本部に設置するなどコロナ貸付けの審査体制を整備した。コロナ貸付けの審査や契約に係る担当部局は、機構本部の１室３課体制（２年５月25日における職員数63人(注６)。コロナ貸付けの審査以外の業務に従事する者を含む。）となっていた。

（注６）　このほか、他部署からの短期間のローテーションでの支援も行われた。また、大阪支店においても令和２年９月まで（医療貸付事業については同年７月まで）コロナ貸付けに係る審査を実施していたが、その後は本部での審査に一元化された。

コロナ貸付けの審査業務については、申込者からの提出資料の数を絞って簡素化するなどしていた。また、機構は、審査の根幹に関わらない定型的な業務（書類整理、コールセンター業務等）については、派遣職員や業務委託を積極的に活用して、迅速な貸付けに努めたとしている。

このような取組により、コロナ貸付けの審査（申請から審査終了まで）に要した日数は、図表25のとおり、コロナ貸付けの貸付件数の６割が集中した２年度には、５日間程度となっていた。

図表25　コロナ貸付けの審査に要した平均日数

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
処理日数	10.0	4.9	24.3	41.6	46.0

（注）　機構によると、審査終了から資金交付まで１か月程度となっていた。

一方、後述イの不審事案の発生等を踏まえて、機構は、図表26のとおり、申込みに係る提出資料を順次見直すとともに、審査業務における確認事項を拡充するなどしており、それに伴って、３年度以降は審査に要した日数はそれまでよりも増えていた。

図表26　コロナ貸付けの申込みに係る主な提出資料の変遷

書類名	開始当初	令和２年８月26日	３年４月１日	４年３月１日
借入申込書	◎ 注(2)	◎ 注(2)	◎	◎
減収額確認資料(当該月の請求書や合計残高試算表等)	―	―	○	◎
行政からの指定通知書(写)又は許認可書(写)	― 注(3)	― 注(3)	◎	◎
事業継続確認資料(直近月の請求書・合計残高試算表等)	―	―	◎	◎
法人登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)	◎	◎	◎	◎
決算関係書類一式(決算報告書・確定申告書等)	◎	◎	◎	◎
借入申込時確認及び申告シート	―	―	―	◎ 注(7)
既往借入金の状況(法人全体)	○ 注(4)	○ 注(4)	― 注(6)	◎
収支改善計画書	○	○	○	◎
借入れに関する法人理事会(決議機関)の議事録	◎	― 注(5)	― 注(5)	◎
連帯保証人承諾書	○	○	○	○

注(1)　◎は必ず提出を求めているもの、○は状況に応じて提出を求めているものを指す。

注(2)　医療貸付では、当初から借入申込書に加えて、補足説明資料の提出を求めることとしていた。一方、福祉貸付では、当初、「事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で当該施設の責めに帰することができない理由により機能を停止した際の経営資金に係る申請書」の提出を求めており、新型コロナの影響により借入れを希望する場合には、その影響について自由記述で記載することとなっていた。その後、令和３年４月１日から、同申請書に代わり、補足説明資料の提出を求めることとした。

注(3)　医療貸付では、当初から、行政からの指定通知書(写)又は許認可書(写)の提出を求めることとしていた。一方、福祉貸付では、令和３年４月１日から提出を求めることとした。

注(4)　福祉貸付では、既往借入金の状況については、借入れがある(予定を含む。)場合に提出を求めていた。医療貸付では、他の書類で既往借入金の状況について確認していた。

注(5)　借入申込書に、借入申込みについて法人内で了承を取っている旨の記載欄を追加する代わりに、借入れに関する法人理事会の議事録の提出を一定期間求めないこととしていた。

注(6)　決算関係書類により内容を確認することとし、一定期間様式を廃止していた。

注(7)　不審事案を排除することを目的としたもので、コロナ貸付けを目的外に使用しないことなどを確認又は申告させることで、借入申込みの経緯に係る不審点の有無や目的外使用を行わないことを理解しているかなどについて確認するものである。

注(8)　検査時点で機構に保存されていた資料や機構からの回答を基に本院が作成した。

イ　不審事案への対応等の状況

コロナ貸付けにおいて、機構は、当初、政府の方針を踏まえて迅速な審査を行うために審査を簡素化していた。一方、機構は、審査が簡素化される中で、コロナ貸付けにより貸し付けた資金の目的外流用等がうかがわれる事案(以下「不審事案」という。)が見られるようになったとしている。そこで、機構において、不審事案に対応してどのように審査を見直してきたかみたところ、次のような状況となっていた。

㋐　新規開業事案、代表者変更事案等の取扱いに係る見直し

コロナ貸付けは、1(1)イ(ア)のとおり新型コロナの影響による減収等に伴い事業の継続に支障がある事業者に対して、人件費又は経費に充てる資金を貸し付けるものである。しかし、機構によると、コロナ貸付けの申込みの中に、単なる開業資金ではないかと疑われるもの、福祉医療との関係性が乏しい異業種の法人がコロナ貸付けを受けることを目的として休業中のクリニックや事務所を買収して申請したことが疑われるものなど、事業の継続という趣旨に該当するのかが疑われるものが散見されたとのことであった。そこで、機構は、3年5月以降、新規に開業した者からの申請や、2年4月以降に法人の代表者が変更された上で行われた申請について、順次、代表者の変更理由等を確認した上で、貸し付けた資金を貸付けの目的外に使用しないことを申込者に確認し、その確認した記録を残すなどの対応を取ることとしていた。

上記の対応を取る前に行われた貸付けのうち、2年4月以降に代表者が変更された法人に対する貸付けで、法人が新型コロナウイルス対応支援資金を目的外に流用していたものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

Aが代表者となっている会社については、機構における審査の過程で同時期に多数の借入申込みがあるなど不審な点が見受けられた。そこで、機構が令和3年7月頃にAが代表者となっている貸付けについて調査したところ、2年6月から3年5月までにかけて29社53件26億9180万円のコロナ貸付け(福祉貸付)が行われていた。機構において更に調査したところ、Aは、当該貸付資金の一部を他社の買収費用として目的外に流用していたことが判明した。

その後、Aが代表者となっている各法人は連鎖破綻に至っている。

機構は、前記のAが目的外に流用していた貸付けについて、4年8月以降、順次請求繰上償還を行うなどしている。前記53件の貸付債権に係る7年度末における返済状況は、完済したものが2件8000万円、事業譲渡を受けた法人から一部弁済を受けたものが1件712万余円、償却に至ったものが38件19億8180万円となっている。一方、残りの13件6億2287万余円(うち1件は一部弁済を受けたものと重複)については、破産手続中等のため債権回収は見込めない状況となっている。

なお、本院において、機構が貸付けを行ったAが代表者となっている29社について法人登記簿等を確認したところ、11社については、2年4月以降にAが代表者となったものであり、当該11社に係るコロナ貸付けは17件7億6180万円となっていた。

また、機構は、上記の事例に加えて、コロナ貸付けにおいて、一部の営利法人において法人外部への資金流出のリスクが懸念されたこと、特定の貸付先等への集中がみられたことなどから、4年4月以降、営利法人については、同一の代表者に係る貸付金が一定金額を超える場合、新規の借入申込みについては、保証人不要制度を選択できないこととし、原則として法人の代表者を保証人とすることとしている。このことについて、機構は、代表者を保証人として徴求することで対象施設の経営責任の所在を明らかにすることにより、健全経営を担保することが期待できるとしている。

なお、機構は、コロナ貸付けについては、貸付先に営利法人が多く含まれているが、同一の代表者が複数の営利法人で貸付けを受けている場合でも貸付先単位では貸付残高が少額なものが多く従来の選定方法では捕捉しにくいこと、営利法人は資金融通について法的制約が課されている社会福祉法人や医療法人等と比較して法人外部への資金流出による連鎖破綻のリスクが高いことなどの特徴があるとして、７年度から新たに、同一の者が代表者となっている貸付先について代表者単位でまとめた貸付残高が多い貸付先をフォローアップ調査先として選定することとしている（フォローアップ調査については、後述(3)ウ参照）。

(ｲ)　貸付対象となる要件の確認

コロナ貸付けについては、迅速に審査を行うことも重要であったが、貸付けを必要とする者に適切に貸付けを行うこと及び不正等に対して適切に事後対応を行うことも重要である。

機構は、コロナ貸付けの要件について、当初はその多くを自己申告に委ねることとしていて、特段の根拠資料を徴していなかった。その後、コロナ貸付けの申込みが落ち着いてきた中で、様々な不審事案の情報が寄せられてきたことなどを背景として、機構は、借入申込者についてより正確な運営実態やコロナ貸付けの要件を満たしているかなどを確認するために、図表 26 のとおり、申込みに係る提出資料を増やすなどの見直しを行っていた。

このうち、施設及び事業ごとに、新型コロナの影響を受けた月の収入又は収益が前年又は前々年同月と比較して、おおむね５％以上減少しているもの又は減少が見込まれるものなどを貸付対象とする要件（以下「減収要件」という。）については、４年３月以降、客観的に確認できる資料を基に審査するようにしていた。一方、機構は、４年２月までに行った貸付けについては、客観的に確認できる資料の提出を求めておらず、また、貸付先から事後に悉皆で資料の提出を求めることは困難であるとしていた。このため、本院の検査において、機構が提出を受けて保存している資料では、貸付先が減収要件を満たしているかについて確認することはできなかった。

これらを踏まえると、今後の非常時において、迅速かつ効果的、効率的な貸付決定を図るとともに、適切な事後対応等を行うために、事後的に正確な運営実態やコロナ貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを検討していくことが重要であると考えられる。

ウ　貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況

貸付事業の対象となる施設及び事業並びに貸付けの相手方については、機構法、業務方法書等において限定列挙されており、コロナ貸付けと通常の貸付けで同一となっている。

コロナ貸付けに係る施設及び事業並びに貸付けの相手方について検査したところ、本来は貸付けの対象とならないものであるにもかかわらず、誤って貸付けをしていたものが９件２億 1300 万円見受けられた。これらの貸付けに係る借入申込時の提出書類には、施設及び事業並びに貸付けの相手方が真正に記載されていたことから、機構の審査において、これらの借入れの申込みが貸付けの対象とならないことについては確認が可

能であり、当該審査は、前記のとおり迅速な資金交付が求められていた中で行われたものではあるが、確認が可能であったことを踏まえると適切でなかったと思料される。なお、機構は、これらの貸付けについて、貸付契約自体は有効なため一方的に償還させることは困難であるとしており、貸付先に対して任意繰上償還を依頼するとしている。また、今後同様の事態が生じないように、貸付対象と対象外を判別するツールを導入するなどの再発防止策を講ずるとしている。

このように、コロナ貸付けの審査について、機構は、不審事案の発生等を踏まえて、順次、見直しを行っていた。また、見直し前に行われた貸付けについては、機構が提出を受けて保存している資料では、貸付先が減収要件を満たしているかについて確認することはできない状況や、借入申込時の提出書類には真正に記載されていたものの、機構の審査において確認が適切に行われず、コロナ貸付けの対象とならない施設及び事業並びに相手方に貸付けを行っていた事例が見受けられた。機構においては、今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理しておくことが重要である。

⑶　コロナ貸付けに係る債権管理の状況

コロナ貸付けについては、⑴ア及びエ(ｲ)のとおり元利金の返済が本格化しているほか、リスク管理債権の額が増加するなどしている。また、1⑴イ(ｴ)のとおり、機構は、コロナ貸付けにおいて、政府の方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とし、貸付け実行後に事業報告書等（決算書類等）により債権管理（モニタリング）を実施することとしていた。また、機構は、債権管理に当たっては、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、適正な実施に努めるとしている。

このような状況を踏まえて、機構における債権管理について、その体制、貸付債権の保全、回収等の状況及び貸付先の状況把握や当該状況に応じた支援の状況についてみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

ア　機構の債権管理の体制

コロナ貸付けについては、1⑵のとおり、7年度前半に返済開始時期を迎える貸付けが多くなっていることから、同時期に任意繰上償還、条件緩和の申請等の事務が大幅に増加することが事前に想定された。機構は、これらの事務が適切に執行されない場合は、延滞期間の長期化による信用コストの大幅な上昇等が発生しかねないと認識していた。

このため、機構は、新規のコロナ貸付けの受付が終了した翌月の5年10月に、債権管理に係る組織体制を見直し、コロナ貸付けに係る変更契約、償却等を担当するコロナ資金管理室を設置した。コロナ貸付けの債権管理に係る担当部局は、同室を含めて機構本部の1室7課体制（7年4月1日における職員数59人。コロナ貸付け以外の債権管理業務に従事する者を含む。）となっている。

また、機構は、返済開始時期を迎える貸付けが集中する時期でも債権管理に係る事務が滞留することがないようにして効率的な業務執行を図るために、外部委託を活用する

体制を構築している(図表 27 参照)。具体的には、 5 年 10 月から、コロナ貸付けに係る債権管理業務のうち、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先への督促及び訪問調査、条件緩和の申出処理、償却要件の充足確認等の業務について、債権回収会社(以下「サービサー」という。) 2 者へ委託するなどして実施している。

図表27　コロナ貸付けの債権管理に係るフロー図(概念図)

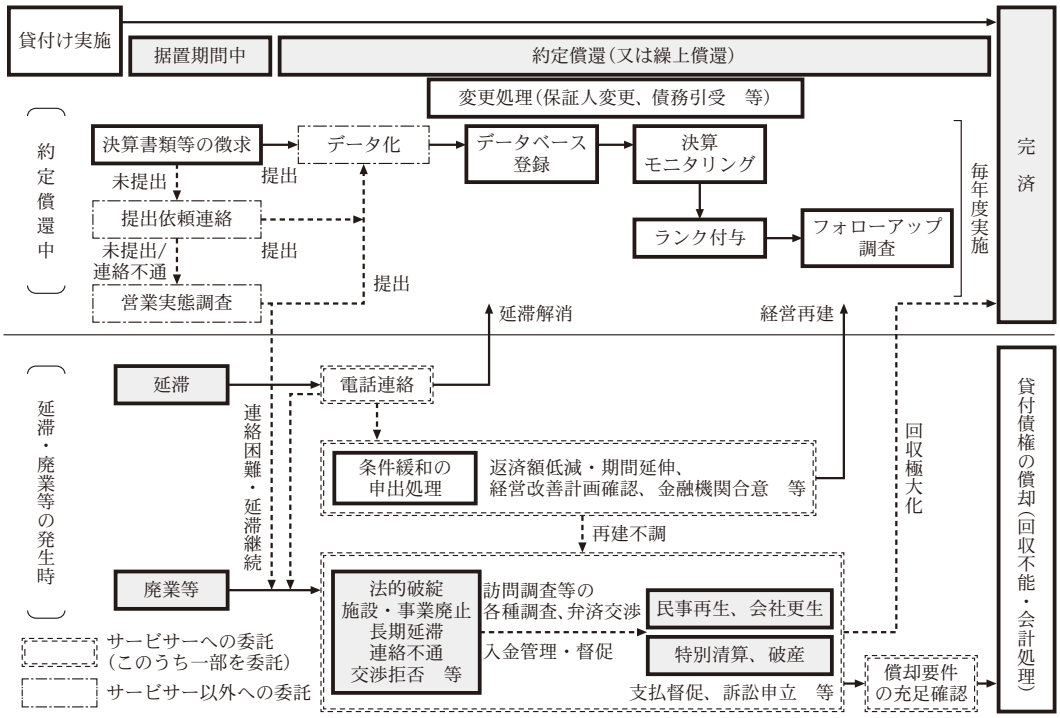

このうち、サービサーへの委託契約について、年度別の支払額をみると、図表 28 のとおり、支払額は年々増加している。

図表28　コロナ貸付けにおけるサービサーへの委託契約に係る支払額

年度	令和 5 年度	6 年度	7 年度	計
支払額(百万円)	10	130	472	613

(注)　サービサー 2 者に係る支払額の合計である。

イ　機構における債権管理の状況

(ア)　決算モニタリング及び営業実態調査に係る対応等

機構は、コロナ貸付けについて、貸付時の特約条項に基づき、据置期間中のものを含めて、年に一度、全ての貸付先から決算書類等の提出を受け、財務状況を把握することとしている(以下、この財務状況の把握を「決算モニタリング」という。)。決算書類等の提出がない又は連絡が取れない貸付先(以下「未提出先」という。)については、外部委託により、対象施設の営業実態調査を行っている。

そこで、 2 年度決算から 6 年度決算(注 7)までの未提出先について、営業実態調査等の状況をみたところ、図表 29 のとおり、 7 年度末において、営業実態がないと確認されていたのは 222 者 277 施設となっていた。

(注 7)　貸付先から提出を受ける決算書類等について、機構は、令和 2 年 10 月末決算から 3 年 9 月末決算までの分を 2 年度決算としており、 3 年度に提出を受けることとしている(以降の年度も同様)。

図表29　コロナ貸付けの決算書類等の未提出先に係る営業実態調査等の状況（令和７年度末）

決算年度		令和２年度決算	３年度決算	４年度決算	５年度決算	６年度決算	計	
未提出先数（者）		66	159	437	536	447		うち保険医療機関
未提出先のうち「営業実態なし」	貸付先数（者）	7	8	42	69	136	222	65
	対象施設数	7	8	61	81	168	277	72
	貸付債権数（件）	9	10	68	102	196	329	85

（注）　計欄は純計であり、各年度の貸付先数等を合計しても一致しない。

一方、機構の内規によれば、借入資金に係る事業又は施設を休止又は廃止した場合等に該当し、是正の措置が講じられないと認められるときは、機構の貸付金について期限の利益の喪失を通知するとともに貸付金の全部又は一部を請求することとされており、また、債務者の責めに帰すべき事由によって、所在が不明となったときなどは、期限の利益喪失の通知催告等を行うことなく貸付金の全額を請求することとされている。機構は、休廃止に至った施設に係る貸付債権について、期限の利益を喪失させて、貸付先に対して請求繰上償還を行う場合には、貸付契約の特約条項に基づき行っている。

そこで、前記の 222 者 277 施設のうち、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）において休廃止等の状況が公表されている保険医療機関(注８)に係る 65 者 72 施設（貸付債権 85 件）について本院が確認したところ、図表 30 のとおり、７年度末までに、28 者 32 施設が廃止を届け出て保険医療機関として廃止されたことが明確に確認できる状況となっていた。このうち、６年度末までに廃止の届出の処理が行われ、かつ２年度決算から５年度決算までのいずれかの決算書類等の提出がなかった 13 者 13 施設に係る貸付債権 16 件については、機構において廃止を把握してから１年以上が経過しているものの、７年度末までに期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行っていたのは４者４施設に係る５件となっていた。

（注８）　保険医療機関　　コロナ貸付けの貸付実績のある保険医療機関の種類は、病院、一般診療所及び歯科診療所である。なお、これらの施設においてコロナ貸付けを受けるには、保険医療機関として継続して運営していることが必要となっている。

図表30　コロナ貸付けの貸付先である保険医療機関に係る廃止の届出等の状況

地方厚生局における廃止の届出の処理年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	計	うち６年度までに廃止処理かつ２～５年度決算の未提出先	左に係る期限の利益を喪失（請求繰上償還）させた貸付先等（７年度末時点）	うち６年度までに廃止処理かつ２～５年度決算の未提出先
保険医療機関「廃止」	貸付先数（者）	1	5	11	7	7	28	13	6	4
	対象施設数	1	5	10	7	9	32	13	6	4
	貸付債権数（件）	2	6	13	7	13	41	16	7	5

注(1)　処理年度は、地方厚生局が管内の保険医療機関から廃止の届出を受けて廃止の処理を行ったとしてその翌月にその旨を公表した年度である。

注(2)　計欄は純計であり、各年度の貸付先を合計しても一致しないものがある。

一方、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先については、サービサーによる訪問調査が実施されている。図表31のとおり、5年度から7年度までに実施された調査の結果、居住、営業実態又はその両方が確認できなかった貸付先数は220者(前記の222者と30者が重複)となっていた。このうち、6年度まで調査が実施された82者について、7年度末までに期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行ったのは17者となっていた。

図表31　コロナ貸付けにおけるサービサーによる訪問調査の結果等

年度	令和5年度	6年度	7年度	計	うち6年度までに調査	左に係る期限の利益を喪失(請求繰上償還)させた貸付先(7年度末時点)	うち6年度までに調査
居住、営業実態又はその両方が確認できなかった貸付先数(者)	3	79	138	220	82	24	17

こうした状況について機構は、福祉・医療基盤の維持及び存続に影響がないことが見込まれることを前提にして、無担保のものが多いコロナ貸付けの性質を踏まえて回収の極大化を図る観点から、対象施設の事業継続のほか、貸付先との弁済交渉、弁護士からの受任通知の受領、訴訟の提起の要否、債務者の死亡や保有財産、貸付先の法人の解散等の貸付債権の個別の状況や回収見通しを総合的に勘案して請求繰上償還を行っているとしている。一方、前記のとおり、機構において居住や営業実態がないことを確認してから1年以上が経過している施設に係る貸付債権が一定数見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっていた。この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが複数見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞

機構は、令和2年8月及び3年6月に、医療法人Bが運営する一般診療所1施設(診療所C)に対して2件5000万円のコロナ貸付けを行った。

その後、機構は、Bから3、4、5各年度の決算書類等の提出がなかったことなどから、6年1月に営業実態調査を行ったところ、診療所Cには営業実態がなく、その所在地において、別法人が運営する別の診療所が開業していることを確認していた。診療所Cは4年7月に廃止されており、5年3月に所管の地方厚生局において同診療所の廃止の処理がなされて、その翌月に公表されていた。また、機構は、6年8月に代表者住所地の調査を行い居住実態がないことを確認していた。

その後、Bに貸し付けたコロナ貸付けは7年1月以降延滞となり、同法人代表者と連絡が取れない状況が続くなどしていたが、機構は、法人登記簿謄本の取得や厚生年金保険適用事業所の調査等を並行して行っていたとして、7年度末においてBに係る貸付債権について期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行っていなかった。なお、機構は、Bに係る貸付債権について期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行う予定としている。

(ｲ)　延滞への対応等

(1)エ(ｲ)のとおり、コロナ貸付けに係る三月以上延滞債権は4年度末以降一貫して増加しており、7年度末においては355件112億余円となっていた。機構は、アのとおり、返済が延滞するなどしている貸付先からの回収業務をサービサーへ委託している

が、行政との調整が必要な複雑な事案等については、委託せずに機構が直接対応することとしている。また、機構は、３か月未満の初期延滞の発生抑制のため、元金返済開始の６か月前に返済開始案内を送付するなどしていた。

７年度末までのサービサーによる回収実績は、図表32のとおり、2,857者の3,415件（いずれも延べ数）について、12億余円の回収額となっていた。

図表32　コロナ貸付けに係るサービサーによる回収実績及び延滞状況

区分		令和５年度	６年度	７年度	計
サービサーによる回収実績	貸付先数（延べ数）（者）	17	413	2,427	2,857
	貸付債権数（延べ数）（件）	31	503	2,881	3,415
	回収額（元利金・延滞損害金）（百万円）	37	157	1,068	1,262
延滞状況（各年度末時点）	貸付先数（者）	388	610	1,275	
	貸付債権数（件）	637	1,018	1,993	
	延滞額（元金）（百万円）	14,005	22,047	29,358	

注⑴　サービサーによる回収実績は、３か月未満や６か月以上の延滞、条件緩和等となっている貸付先からの回収を含む実績である。

注⑵　延滞状況は各年度末において、コロナ貸付けに係る貸付債権全体（三月以上延滞債権のほか、危険債権等を含む。）のうち、延滞期間が３か月以上となっているものに係る件数及び延滞額であり、サービサーへ委託していない貸付債権を含む。

㈣　条件緩和への対応等

貸出条件緩和債権を有する貸付先が返済を再開又は継続するなどして債務者区分が「正常先」又は「その他要注意先」に復帰すれば、リスク管理債権は減少することになる。⑴エ㈠のとおり、コロナ貸付けに係る貸出条件緩和債権は７年度に大幅に増加して、７年度末においては1,568件821億余円となっており、このうち454件316億余円については７年度末までの返済額が０円となっていた。

機構の内規によれば、条件緩和は、原則として、貸付先の財政状態が資金繰りひっ迫の状況にあるもの、経営陣の適切な施設運営が期待され、緩和措置によって経営の安定化又は債権回収の促進が図られると認められるもののいずれにも該当する場合に行うことができることとされていて、償還期間の延長については、延長後の期間20年を上限として承認することができることとされている。

貸付先が条件緩和を申請する際に、機構は、通常の貸付けにおいては、経営改善計画書等の業況の改善を目的として作成される計画書類（以下「経営改善計画書」という。）の提出を貸付先から求めることとしている。一方、コロナ貸付けにおいては、機構における業務執行が停滞しないようにするため、機構は、経営改善計画書の提出を省略することを可能とするなど、条件緩和に係る手続を簡素化している。

６、７両年度における償還期間の延長状況をみたところ、コロナ貸付けの要件として定められている償還期間15年を超える貸付債権が、６年度末においては０件、７年度末においては13件17億余円（いずれも令和６年能登半島地震等を事由とする条件緩和を除く。）となっていた。また、６、７両年度における条件緩和の状況をみたところ、図表33のとおり、条件緩和を受けている貸付債権は６年度の457件から７年度の1,401件へ、このうち複数回の条件緩和を受けている貸付債権は６年度の134件

から7年度の380件へとそれぞれ大幅に増加していた。そして、複数回の条件緩和を受けている場合であっても経営改善計画書が未作成となっている貸付債権が173件となっていた。

上記の173件について、条件緩和時の機構における収支改善や返済の見通しなどの確認状況をみたところ、機構は、条件緩和の申請時の様式に経営改善に向けた取組内容を記載させること、貸付先からの聞き取りによる経営状況の確認や助言を行うことなどにより確認しているとしていた。一方、これらの貸付債権については、経営改善計画書がある場合と比べて収支改善の進捗の確認が難しいと思料されるなど、条件緩和後の経営状況等の確認に留意が必要な状況となっていた。

図表33　コロナ貸付けにおける条件緩和件数及び経営改善計画書未作成件数

区分	令和6年度						7年度					
			初回		2回目以降				初回		2回目以降	
条件緩和件数（延べ貸付債権数）	457	(100.0%)	323	(100.0%)	134	(100.0%)	1,401	(100.0%)	1,021	(100.0%)	380	(100.0%)
経営改善計画書あり	131	(28.6%)	72	(22.2%)	59	(44.0%)	641	(45.7%)	434	(42.5%)	207	(54.4%)
経営改善計画書なし	326	(71.3%)	251	(77.7%)	75	(55.9%)	760	(54.2%)	587	(57.4%)	173	(45.5%)
制度内対応	190	(41.5%)	160	(49.5%)	30	(22.3%)	32	(2.2%)	32	(3.1%)	0	(–)
改善取組記載	72	(15.7%)	46	(14.2%)	26	(19.4%)	390	(27.8%)	321	(31.4%)	69	(18.1%)
暫定対応	20	(4.3%)	14	(4.3%)	6	(4.4%)	144	(10.2%)	97	(9.5%)	47	(12.3%)
その他	44	(9.6%)	31	(9.5%)	13	(9.7%)	194	(13.8%)	137	(13.4%)	57	(15.0%)

注(1)　図表中（　）内の％は、条件緩和件数（延べ貸付債権数）の全体件数に対する構成比である。

注(2)　経営改善計画書なしの内訳のうち「制度内対応」はコロナ貸付けの要件として定められていた償還期間15年以内（うち据置期間5年以内）の範囲で条件緩和の対応をしているもの、「暫定対応」は第三者機関等による支援を受けるなどして経営改善計画書を作成することを前提とし、6か月ないし1年程度の暫定的な条件緩和の依頼に対応しているものである。

ウ　機構における貸付先に対する支援の状況等

機構は、債権悪化の未然防止を図るために、債務者区分が「正常先」及び「要注意先」である貸付先等について、決算モニタリング等を基に経営指標（自己資本比率、経常利益率等）によるリスク評価を行うなどしてリスクの高い貸付先を抽出し、当該貸付先に対し、原則として、年に一度フォローアップ調査を行っている。そして、機構は、コロナ貸付けにより無担保貸付残高や通所等施設を運営する貸付先が増加したことなどを踏まえて、担保による保全状況を加味した予想損失額や、入所施設と通所等施設とで異なる経営指標を用いることとするなど、上記抽出の方法について順次見直しを行っていた。

7年度のフォローアップ調査の対象数(注9)は94調査先であり、このうちコロナ貸付けを受けているものは65調査先となっていた。機構は、フォローアップ調査先に対して、経営改善状況や運営状況等を把握するために、電話等によるモニタリングや直接訪問する実地調査を実施し、経営状況の確認、助言等の支援を行っていた。

（注9）　フォローアップ調査の対象数　　抽出方法によって貸付先単位である場合、代表者単位である場合等がある。

このように、コロナ貸付けの債権管理について、機構は、外部委託を活用した業務執行体制を構築して、決算モニタリング等により貸付先の状況把握を行うとともに、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先への督促や条件緩和等の対応を行っている。一方、機構において、貸付先の調査の結果、営業実態がないことが確認されてから1年以上が経過し

ている施設に係る貸付債権が見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっており、この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが見受けられた。また、７年度以降、特に増加している貸出条件緩和債権について、条件緩和の手続を簡素化して対応している状況となっていた。機構においては、コロナ貸付けの債権管理において、業務を効率的に行うことについて引き続き検討するとともに、債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化又は債権回収の促進が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うことが重要である。

⑷　コロナ貸付けに係る機構の財務状況等

機構の財務諸表では、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」（平成12年２月独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、費用や収益、政府出資金等についてのセグメント情報（法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくもの）が開示されている。そこで、開示されている政府出資金や純資産の状況に加えて、開示対象とされていないコロナ貸付けに係る運営費交付金及び財政融資資金からの借入れの状況、また、政府出資金の状況並びにコロナ貸付けに係る損失の状況をみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

ア　運営費交付金の状況

コロナ貸付けの審査や債権管理に要する費用に充てるために必要な額は、国から運営費交付金の一部として措置されており、図表34のとおり、２年度及び５年度から７年度までにコロナ貸付けに要する費用として53億8104万余円(注10)が交付されていた。

（注10）　運営費交付金は使途の定めがないことから、運営費交付金の予算額を算定する際の積算に基づいてコロナ貸付けに要する費用を集計したもの

図表34　コロナ貸付けに要する費用に関する運営費交付金の交付状況

年度	令和２年度	５年度	６年度	７年度	計
交付額（百万円）	1,874	459	1,858	1,188	5,381

（注）　令和３年度及び４年度はコロナ貸付けに要する費用としての運営費交付金の交付はなかった。

機構によると、２年度の運営費交付金については、主にコロナ貸付けの審査や契約に係る人件費、業務委託費等の費用が必要になる一方で、コロナ貸付けの据置期間（最長５年）中は債務の償還に支障をきたすおそれのある延滞、倒産等の発生が少ないと見込まれるため、債権管理に要する費用としては決算モニタリング等の経常的に発生する経費のみが必要になるとして交付されたとしている。また、５年度以降については、コロナ貸付けの元金返済が徐々に開始されることから、債権管理に要する費用として、現地調査費用等も必要になるとして交付されたとしている。

イ　財政融資資金からの借入れ等の状況

機構は、コロナ貸付けの主な貸付原資に充てるための資金として、調達コストが低く、元金均等償還である貸付けとキャッシュフローが一致している財政融資資金からの借入れの活用を基本としており、その借入額は、図表35のとおりとなっている。また、貸付先へ貸し付ける際の基準利率は、原則として、機構が財政融資資金から借り入れた際の金利と同率となっている。

図表35　コロナ貸付けに係る財政融資資金からの借入れ等の状況　（単位：百万円）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
借入額	7	1,471,700	344,000	134,100	15,600	－	－
返済額	－	－	34,354	35,853	44,215	42,174	110,361
うち繰上償還分	－	－	12,799	14,298	22,660	20,619	－
借入残高（年度末）	7	1,471,707	1,781,352	1,879,598	1,850,982	1,808,807	1,698,446

（注）　貸付先から繰上償還を受けた場合、デュレーションギャップ（貸付けと借入れの平均期間の差）の縮小を目的として、原則として年度末に財政融資資金について繰上償還を行っており、これに伴い繰上償還に係る補償金を総額311万余円支払っている。

ウ　政府出資金の状況等

機構は、コロナ貸付けを実施するために、図表36のとおり、国から累計で1388億余円の政府出資金を受け入れて、財務基盤の強化を図っていた。

図表36　国から機構へのコロナ貸付け実施のための出資状況

予算	令和2年度1次補正	令和2年度2次補正	令和2年度3次補正	計
政府出資金（百万円）	4,148	32,758	101,910	138,816

（注）　政府出資金は、建設公債（財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために発行される公債）の発行対象経費となっている。

機構は、コロナ貸付けに当たっては、①当初5年間の無利子となる金利優遇期間に発生する貸付金利と財政融資資金の借入金利の逆ざやに伴う額、②償却や貸倒引当金の計上に伴う額等が生ずることから、機構の財務基盤強化のために、これらに対応する政府出資金を受け入れたとしている。

政府出資金の予算上の積算は、①金利優遇に要する額について、貸付金利と財政融資資金の借入金利の差分に想定貸付額を乗ずるなどして算出し、②貸倒れに伴う額について、想定貸付額に対してリーマンショック時の運転資金貸付けにおける平成30年度末の償却率（貸倒引当金計上額含む。）2.1904％を乗じて算出されたものであるとしている。

また、機構は、当該政府出資金相当額について、最終的にコロナ貸付けに係る事業が終了した時点における中期目標計画期間終了後に、コロナ貸付けに係る損失を勘案するなどした上で、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2に基づく不要財産である場合は、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、国庫納付することになるとしている。

一方、機構においてコロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している一般勘定では、図表37のとおり、令和2年度補正予算に計上された政府出資金を令和2、3両年度に受け入れており、一般勘定の純資産は、3年度末においては1409億余円と元年度末に比べて大きく増加した。その後、貸倒引当金が計上されたことなどを背景に大きく減少していたが、7年度に物価高騰貸付けなどのために政府出資金を受け入れて、7年度末における純資産は1114億余円となっていた。

図表37　機構の政府出資金及び純資産の推移（一般勘定）　（単位：百万円）

年度	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
政府出資金	21,787	58,694	160,604	160,604	160,604	160,604	250,823
うちコロナ貸付け分	－	36,906	138,816	138,816	138,816	138,816	138,816
純資産	23,289	61,014	140,984	120,286	81,004	62,220	111,456

（注）　国は、図表36のとおり令和2年度に政府出資を行っているが、国の会計制度と機構の会計基準の違いのため、機構では2、3両年度に分けて政府出資金として計上されている。

そこで、前記コロナ貸付けのための政府出資金の予算上の積算の考え方に沿って、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額について、7年度末までの状況をみると、次のとおりとなっていた。

(ｱ)　金利優遇に要する額

機構は、金利優遇に要する額について、コロナ貸付けのために調達した財政融資資金からの借入利息から、貸付先からの借入れに伴う利息収入を控除することにより把握することとしており、その額は、図表38のとおり、元年度から7年度までの累計で72億余円となっていた。

図表38　コロナ貸付けにおける金利優遇に要する額　（単位：百万円）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
金利優遇に要する額 A＝B－C	△ 0	345	1,029	1,422	1,756	1,633	1,076	7,263
借入利息　B	0	1,040	2,568	3,114	3,447	3,437	3,361	16,969
利息収入　C	0	695	1,538	1,692	1,690	1,803	2,285	9,705

（注）　B及びCは、金利優遇に要する額を把握するために機構において管理している額である。

上記機構の算出方法によると、コロナ貸付けにおいて貸付先へ貸し付ける際の基準利率は、原則として、機構が財政融資資金から借り入れた際の金利と同率となっていることから、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息は、当初5年間の無利子期間が終了する7年度以降、順次、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息に見合う利息収入が貸付先から得られることになる。また、これに加えて保証人不要制度の上乗せ利率等による利息収入が得られることになる。一方、貸付先からの返済が遅延すること又は履行されないことで、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息に見合う利息収入が得られなくなることもあり得る。このため、上記の計算方法で算出した金利優遇に要する額については、今後も増減することになる。

(ｲ)　貸倒れに伴う額

⑴ウのとおり、7年度末までに償却したコロナ貸付けに係る貸付債権は143億余円となっている。そのほかに、同年度末において、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している貸倒引当金計上額が1500億余円あり、両者を合わせた貸倒れに伴う額を、同年度末において1643億余円と見込んでいる。当該金額については、機構の会計上、費用計上された額に相当する。なお、貸倒引当金計上額は、今後、貸付先の経営状況等の変化に伴って増減することになる。

このように、機構は、コロナ貸付けの実施に当たり、財務基盤強化のため、政府出資金の出資を受けている。そして、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、今後、増減することに留意が必要であるが、７年度末において、金利優遇に要する額が72億余円、貸倒れに伴う額が1643億余円の計1716億余円となっており、これは政府出資金1388億余円を上回っている状況となっていた。

こうした状況について、機構は、経営管理上必要な計数として内部で把握し管理していた。機構は、財務諸表上開示が求められているものではないことから財務諸表において開示して公表していないが、コロナ貸付けに係る損失の大部分を占める貸倒引当金の状況については、機構のウェブサイトを通じて公表していた。なお、コロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している一般勘定の純資産は７年度末において1114億余円となっており、財務上の問題は生じていないなどとしている。

コロナ貸付けのために出資された政府出資金については、最終的に事業が終了した後に、コロナ貸付けに係る損失を勘案するなどした上で不要財産である場合は、国庫納付することになる。また、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、償却及び貸倒引当金の増加等により、７年度末においてコロナ貸付けのために出資された出資額を上回っている。コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、機構は、コロナ貸付けに係る損失の状況について、国民に対して引き続き丁寧に説明していく必要がある。

4　本院の所見

機構は、厚生労働省の要請により、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、２年２月に、貸付事業において、コロナ貸付けを開始した。その後５年間の据置期間を経過して、７年度前半からコロナ貸付けの元利金の返済が本格化している。

そこで、コロナ貸付けに係る貸付債権はどのような状況となっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加しており、７年度末において、コロナ貸付け以外を上回る状況となっている。また、コロナ貸付けは、貸付残高では一般勘定全体の３分の１程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額では８割以上を占めていた。さらに、機構は、保証人不要制度に係る上乗せ利率について、通常の貸付けと同一の利率としている一方、コロナ貸付けは、通常の貸付けよりもリスクが高く、福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方も通常の貸付けとは異なる状況となっていた。

コロナ貸付けの審査について、機構は、不審事案の発生等を踏まえて、順次、見直しを行っていた。また、確認が適切に行われず、コロナ貸付けの対象とならない施設及び事業並びに相手方に貸付けを行っていた事例が見受けられた。

コロナ貸付けの債権管理について、機構において、貸付先の調査の結果、営業実態がないことが確認されてから１年以上が経過している施設に係る貸付債権が見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっており、この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが見受けられた。また、７年度以降、特に増加している貸出条件緩和債権につい

て、条件緩和の手続を簡素化して対応している状況となっていた。

機構は、コロナ貸付けの実施に当たり、財務基盤強化のため、政府出資金の出資を受けている。そして、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、今後、増減することに留意が必要であるが、７年度末において、金利優遇に要する費用が 72 億余円、貸倒れに伴う費用が 1643 億余円の計 1716 億余円となっており、これは政府出資金 1388 億余円を上回っている状況となっていた。

ついては、検査で明らかになった状況を踏まえて、機構は、厚生労働省と連携して、次の点に留意するなどして、非常時の貸付事業に係る対応を適切に行う必要がある。

ア　今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証すること

イ　今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理すること

ウ　リスク管理債権が増加する中、コロナ貸付けの債権管理において、業務を効率的に行うことについて引き続き検討するとともに、債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化又は債権回収の促進が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うこと

エ　コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加するなどしている状況を踏まえて、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて適切に貸倒引当金を計上すること

オ　コロナ貸付けに係る損失として管理している額が、７年度末においてコロナ貸付けのために出資された出資額を上回っている中、コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、コロナ貸付けに係る損失の状況について、引き続き、国民に対して丁寧に説明すること

本院としては、コロナ貸付けに係る債権管理の状況等について引き続き注視していくこととする。

第3　政府備蓄米の売渡し等の状況について

検　査　対　象	農林水産本省、9地方農政局等、4受託事業体
備蓄米制度の概要	米穀の供給が不足するなどの事態に備え、政府において備蓄のために国内産米穀の買入れ、売渡し等を行う制度
備蓄米の買入れに係る歳出額	799億6548万円（令和5、6両年度）
備蓄米の売渡しに係る委託業務経費の額	401億5482万円（令和5年度～7年度）
備蓄米の売渡しに係る歳入額	1997億1024万円（令和5年度～7年度）

＜構成＞

1　検査の背景（637ページ）
(1)　米の安定供給等に関する施策の概要（637ページ）
(2)　備蓄米制度の概要等（638ページ）
ア　備蓄米制度の概要（638ページ）
イ　備蓄米の売渡しに係る委託業務（639ページ）
ウ　備蓄米制度の運営に係る予算（641ページ）
(3)　主食用米の小売価格等の状況を踏まえた6年以降の農林水産省の対応等（642ページ）
ア　主食用米の小売価格等の状況を踏まえた6年以降の農林水産省の対応（642ページ）
イ　主食用米の流通における各段階の販売価格等と入札米及び随契米の流通経路（645ページ）
ウ　備蓄米の在庫量（646ページ）
2　検査の観点、着眼点、対象及び方法（646ページ）
(1)　検査の観点及び着眼点（646ページ）
(2)　検査の対象及び方法（647ページ）
3　検査の状況（647ページ）
(1)　備蓄米の売渡しに係る契約の締結状況等（647ページ）
ア　一般競争入札による売渡しに係る契約の締結状況等（647ページ）
イ　随意契約による売渡しに係る契約の締結状況等（649ページ）
(2)　備蓄米の売渡しに係る実施状況及び農林水産省による指示の状況（653ページ）
ア　備蓄米の売渡しに係る実施状況（653ページ）
イ　農林水産省による指示の状況（663ページ）
(3)　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況（664ページ）
ア　備蓄米制度の運営に係る歳入歳出の状況（664ページ）
イ　備蓄米制度の運営に係る損益の状況（665ページ）

⑷　備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等(667 ページ)
ア　随契米の小売価格の状況並びに備蓄米の販売数量及び主食用米の小売価格の関係(668 ページ)
イ　流通の各段階における備蓄米の販売価格等の状況(670 ページ)
4　本院の所見(671 ページ)
別図表１　入札米の小売業者等への販売実績、随契米の小売業者等への売渡実績及び随契米の消費者への販売実績(673 ページ)
別図表２　備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係に係る分析方法(674 ページ)

1　検査の背景

⑴　米の安定供給等に関する施策の概要

農林水産省は、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。)に基づき、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。同省は、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興等の基本法に掲げられた基本理念の実現に向けて、様々な施策を行っている。

令和６年６月施行の食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律(令和６年法律第 44 号)による改正前の基本法では、基本理念として、食料の安定供給の確保については、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならないとされていた。また、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならないこととされていた。さらに、国民が最低限度必要とする食料については、凶作等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫するおそれがあるなどの場合においても、国民生活の安定等に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならないとされていた。

これを踏まえて、同省は、主要食糧の一つである米の安定供給の確保等の実現に向けて、政府が買い入れた国内産米穀の備蓄(以下、政府が備蓄のために買い入れて、物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)に基づき、国の物品として管理する国内産米穀を「備蓄米」といい、備蓄米に関する制度を「備蓄米制度」という。)、水田活用の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金を活用した経営所得安定対策等の施策を行っている。

その後、６年の基本法の改正により、図表１のとおり、食料の安定供給の確保に代わり、新たに食料安全保障の確保(良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。)が基本理念として規定され、将来にわたって、食料安全保障の確保が図られなければならないとされている。また、国民に対する食料の安定的な供給については、これまでと同様に、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行わなければならないこととされている。

図表１　基本法の主な基本理念と備蓄米制度の位置付け

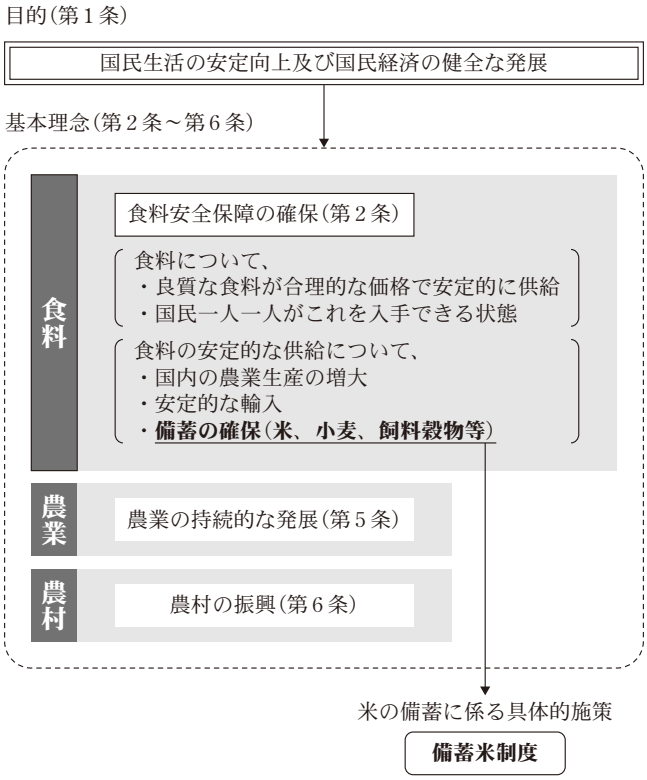

(2)　備蓄米制度の概要等

ア　備蓄米制度の概要

備蓄米制度について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号。以下「食糧法」という。）によれば、政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営、消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保等を図るとともに、米穀の適切な買入れ、売渡し等を行うこととされている。

農林水産省は、食糧法に基づき、毎年、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において、備蓄運営の基本的な考え方を定めている。具体的には、大凶作や連続する不作等により、米の供給が不足する事態が発生した場合でも、備蓄米により対処することができるよう、毎年６月末時点における適正備蓄水準を100万玄米t(注１)程度とすること、原則として毎年20万玄米t程度の新米について収穫前に買入契約を締結すること、５年間程度備蓄することなどの備蓄米制度の運営に関する事項を定めている。また、大凶作や連続する不作等により、米の供給が不足する事態が発生した場合には、食糧法等に基づき、同省に置かれた食料・農業・農村政策審議会食糧部会（以下「食糧部会」という。）における議論を踏まえて、農林水産大臣が備蓄米を主食用として売り渡すことなどを決定することとなっている。

（注１）　玄米ｔ　　玄米のみの重量をｔ単位で表したものであり、kg単位で表す場合は「玄米kg」を使用する。また、米の重量については、精米のみの重量を表す場合のほか、精米に玄米が一部含まれる重量を表す場合もあるが、本件では、これらを区別せず、単に「ｔ」又は「kg」を使用する。

一方、米の供給が不足する事態が発生しない場合には、図表２のとおり、同省は、買入れから５年程度経過した備蓄米を、飼料用等の非主食用として売り渡すこととなっている。

図表２　備蓄米制度の概要（米の供給が不足する事態が発生しない場合）

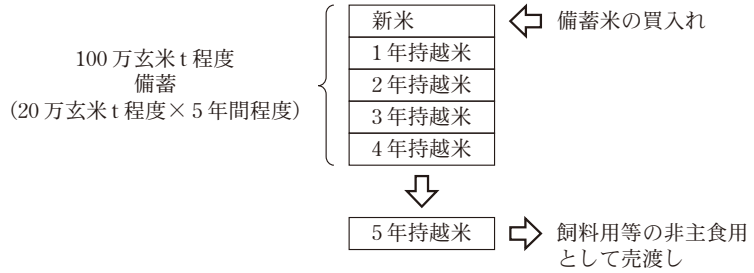

（注）　本図表は、農林水産省が公表している「米をめぐる状況について（令和８年３月）」を基に本院で作成した。

イ　備蓄米の売渡しに係る委託業務

農林水産省は、備蓄米を購入する者（以下「買受者」という。）へ引き渡すまでに必要な保管、販売、運送等（以下、これらを合わせて「備蓄米の売渡し」という。）に係る業務を包括的に民間の事業体に委託している（以下、民間の事業体に委託している業務を「委託業務」といい、委託先である民間の事業体を「受託事業体」という。）。同省は、備蓄米の売渡し等に係る具体的な手続を定めた「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づき、備蓄の円滑な運営を図るなどのために、複数の受託事業体を選定する必要があるとして、一般競争入札により、契約期間を複数年とする政府所有米穀の販売等業務委託契約（以下「委託契約」という。）を複数の受託事業体と締結している。

受託事業体は、基本要領、同省との委託契約書、仕様書等（以下、これらを合わせて「基本要領等」という。）に基づき、備蓄米の売渡しに係る委託業務を実施している。基本要領等における当該委託業務の概要等を示すと、図表３のとおり、委託業務には、保管、買受者への販売、品質確認(注２)（定期点検、カビ確認（以下「メッシュチェック」という。）、カビ毒検査（以下、メッシュチェックとカビ毒検査の両方を表す場合には「メッシュチェック等」という。）等）、運送、廃棄物処理等があり、委託業務に応じて、保管経費、取扱手数料等の経費の科目とその算定方法が定められている。また、受託事業体は、不作等により米穀の供給が不足した場合その他同省から備蓄米の契約方法、売渡方法等を指示された場合には、同省の指示に従い、委託業務を行わなければならないこととなっている。

（注２）　品質確認　　食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に適合した備蓄米を販売、運送等するために実施する取組の一つ

図表３　備蓄米の売渡しに係る委託業務の概要等

番号	委託業務	委託業務の概要	委託業務に係る経費の算定方法の概要	
			科目	算定方法
①	保管	低温保管が可能な倉庫で、包装形態[注(1)]、年産[注(2)]、等級等ごとに区分して玄米で保管する。 また、品質確認の一環として備蓄米の異常や品質劣化がないことを確認するため、原則毎日、倉庫の見回りを行うほか、定期的に試料を採取して、水分の測定や重量の計測を行う。	保管経費	実際に保管した期間に応じて、その期間に保管対象となる備蓄米の数量に、保管と倉庫荷役に係る経費に相当する契約単価を乗じて得た額
②	買受者への販売	買受者と売買契約を締結するほか、買受者から事前に備蓄米の売渡代金の納付を受け、農林水産省へ納付する。	取扱手数料	備蓄米の売渡数量と年度末在庫数量の合計数量に、販売と管理の手数料に相当する契約単価を乗じて得た額
③	品質確認	備蓄米の運送前に、フレキシブルコンテナ等で包装されている備蓄米を全て開封し、金属の網に通して、カビ状異物等がないことを目視で確認するなどメッシュチェック[注(3)]を行い、フレキシブルコンテナに詰め替える。 また、メッシュチェック後に、試料を採取し、分析機関でカビ毒検査を行う。	メッシュチェック荷役経費	メッシュチェックに伴い詰替えなどの荷役を行った備蓄米の数量に、包装形態別に設定されたメッシュチェック荷役の経費に相当する契約単価を乗じて得た額
			カビ毒の分析経費	カビ毒検査に実際に要した費用
④	運送	保管倉庫から備蓄米を運送して引き渡す。	運送経費	備蓄米の運送数量に、運送距離に応じて設定されるなどした運送経費に相当する契約単価を乗じて得た額
⑤	廃棄物処理	メッシュチェック等によりカビ状異物等の混入が確認された流通不適米穀について、廃棄処理を行う。	廃棄物の処理経費	流通不適米穀の廃棄処理のために実際に要した費用

注(1)　「包装形態」とは、備蓄米として買い入れたときの包装形態をいい、主に標準容量が約１t のフレキシブルコンテナ又は約30kgの紙袋がある。

注(2)　米が収穫された年

注(3)　農林水産省が別途指示するときは、買受者からメッシュチェックの希望がある場合を除き、行わないことができる。

さらに、備蓄米の買入れから売渡し後の消費者等への流通までの一連の流れ及びその過程における委託業務の位置付けについて、主食用と非主食用(飼料用)とに区分して示すと、図表４のとおり、備蓄米の保管、品質確認等の委託業務は共通しているが、売渡しの対象となる買受者等は異なっている。主食用として売り渡す場合、備蓄米は、売渡し後に、買受者である卸売業者(注３)、米を販売又は使用する小売業者、中食・外食業者等(以下、小売業者、中食・外食業者等を合わせて「小売業者等」という。)を通じて、最終的に消費者に流通する。

（注３）　卸売業者　　集荷業者から米を仕入れて、それを小売業者等に販売する者。必要に応じて玄米を精米にする作業、包装作業等を行う。

図表４　備蓄米の買入れから売渡し後の消費者等への流通までの一連の流れなど

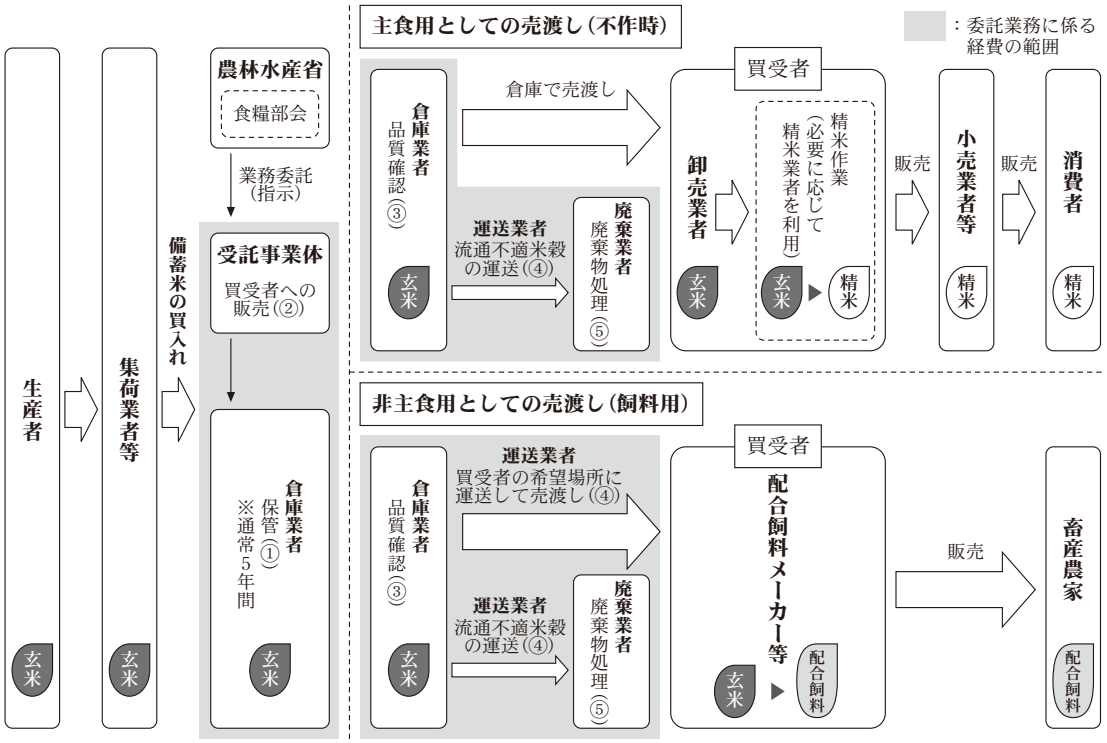

注(1)　本図表における①から⑤までの番号は、図表３における委託業務を示している。

注(2)　主食用としての売渡し（不作時）は、米の供給が不足している地域に備蓄米を迅速に供給するなどのため、原則として、全国的に販売網を有し、かつ、精米能力も有する卸売業者を買受者としている。

ウ　備蓄米制度の運営に係る予算

備蓄米制度の運営に係る予算については、食料安定供給特別会計食糧管理勘定（以下「食糧管理勘定」という。）において経理されており、備蓄米を非主食用として売り渡した際に得られると見込まれる額は歳入の食糧売払代として、主食用米を備蓄米として買い入れるために要すると見込まれる額は歳出の食糧買入費として、委託業務に係る経費として見込まれる額は歳出の米穀販売・管理業務委託費として、それぞれ計上されている。

通常、主食用米の価格は非主食用米の価格を大きく上回っているため、備蓄米制度の運営に係る歳入歳出予算額についてみると、図表５のとおり、５年度から７年度までの間では毎年度、歳出予算額が歳入予算額を 500 億円以上上回る状況となっていた。

図表５　備蓄米制度の運営に係る歳入歳出予算額　（単位：千円）

（会計名）食料安定供給特別会計

（勘定名）食糧管理勘定

予算	区分	勘定科目	令和５年度	６年度	７年度	計
当初予算	歳入（ａ）	食糧売払代	8,703,084	11,459,494	11,582,449	31,745,027
	歳出（ｂ）	食糧買入費	48,009,312	50,630,112	56,960,800	155,600,224
		米穀販売・管理業務委託費	12,811,644	13,040,642	14,392,753	40,245,039
		計	60,820,956	63,670,754	71,353,553	195,845,263
	差額（ｃ）＝（ａ）－（ｂ）		△ 52,117,872	△ 52,211,260	△ 59,771,104	△ 164,100,236
補正予算	歳入（ａ）	食糧売払代	956,052	△ 3,305,660	―	△ 2,349,608
	歳出（ｂ）	食糧買入費	―	―	―	―
		米穀販売・管理業務委託費	―	―	9,529,774	9,529,774
		計	―	―	9,529,774	9,529,774
	差額（ｃ）＝（ａ）－（ｂ）		956,052	△ 3,305,660	△ 9,529,774	△ 11,879,382
合計	歳入（ａ）	食糧売払代	9,659,136	8,153,834	11,582,449	29,395,419
	歳出（ｂ）	食糧買入費	48,009,312	50,630,112	56,960,800	155,600,224
		米穀販売・管理業務委託費	12,811,644	13,040,642	23,922,527	49,774,813
		計	60,820,956	63,670,754	80,883,327	205,375,037
	差額（ｃ）＝（ａ）－（ｂ）		△ 51,161,820	△ 55,516,920	△ 69,300,878	△ 175,979,618

注(1)　食糧売払代、食糧買入費及び米穀販売・管理業務委託費には、主食用米のほか、飼料用等の非主食用米に係る金額も含まれている（以下、図表25～29において同じ。）。

注(2)　食糧売払代について、例年、備蓄米を飼料用として売り渡す場合、買入価格から８割程度減少した価格で売り渡されている。

(3)　主食用米の小売価格等の状況を踏まえた６年以降の農林水産省の対応等

ア　主食用米の小売価格等の状況を踏まえた６年以降の農林水産省の対応

農林水産省は、スーパーマーケット等で小売業者が消費者に販売した主食用米の販売数量、販売価格（以下、小売業者から消費者に対する米の販売価格を「小売価格」という。）等のデータを民間事業者から購入している。また、同省は、主食用米のデータを、特定の産地、品種等による単一の銘柄で販売される銘柄米と、複数の産地、品種等の原料米を混ぜ合わせて販売される複数原料米等に(注４)区分し、これらの販売数量及び小売価格の推移を毎週公表している。これらのデータによると、銘柄米及び複数原料米等の販売数量の割合は、銘柄米が約８割、複数原料米等が約２割であり、主食用米の流通量の多くは銘柄米が占めている。

同省は、銘柄米及び複数原料米等の小売価格を加重平均した主食用米の小売価格の推移も公表しており、これによると、主食用米の小売価格は、６年３月までは2,000円/５kg程度で推移していた。その後、主食用米の小売価格は上昇傾向に転じ、８月頃には南海トラフ地震臨時情報の発表や台風の接近に伴う主食用米の購入量の増加により品薄

状態となったことなどを契機として、その上昇傾向が強まり、７年１月には3,600円/５kg程度となっていた(以下、本文に記載している金額は、３(1)を除き、税込価格である。)。

(注４) 農林水産省の主食用米のデータにおける「複数原料米等」は、複数の産地、品種等の原料米を混ぜ合わせた複数原料米(いわゆるブレンド米)、企業のプライベートブランド商品等を含めたものであり、令和７年３月以降は、備蓄米も含めたものとなっている。

このように市場における米の不足感等を契機として小売価格が上昇し、国民の不安が高まっている状況を踏まえ、同省は、７年産の備蓄米の買入れについて、例年では１月頃に実施する入札を３月以降に延期することを、７年１月に決定した。

また、同省が１月に、その時点における６年産の主食用米の流通状況を調査した結果、679万玄米tの主食用米の生産量に対し、536万玄米tの主食用米が市場へ供給されていること、及びこのうち237万玄米tの主食用米は同省が把握していない流通経路を経由して供給されていたことが判明した。同省は、上記の調査結果を踏まえ、主食用米の需要量の見通し(674万玄米t)に対し、主食用米の生産量に不足は生じていないと認識しつつも、主食用米の流通に、流通経路の多様化による支障が生じているとした。このため、同省は、不作等により米の供給が不足する事態が発生した場合に限らず、主食用米の円滑な流通に支障が生ずる場合にも備蓄米を主食用として売り渡すことができるよう、同月に基本指針を変更した。

その後、同省は、市場における米の不足感に対応するために、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、集荷業者に対して５、６両年産の備蓄米を主食用として売り渡す一般競争入札による買戻し条件付売渡し(以下「一般競争入札による売渡し」といい、この方法により売り渡された備蓄米を「入札米」という。)を３月３日から開始した。また、３月以降に延期することとしていた７年産の備蓄米の買入れについては、備蓄米の売渡しと買入れを同時に行うことによる政策効果の低減等を念頭に、需給状況が整うまで当面の間延期することを、同月に決定した。

しかし、５月上旬時点においても、依然として市場における米の不足感があり、また、主食用米の小売価格が前年同時期の約２倍の4,300円/５kg程度で高止まりしていたことから、国民の不安が解消されていない状況となっていた。そこで、同省は、延期していた７年産の備蓄米の買入れを中止するとともに、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等に対して３、４両年産の備蓄米を主食用として売り渡す随意契約による売渡し(以下「随意契約による売渡し」といい、この方法により売り渡された備蓄米を「随契米」という。)を５月26日から開始した。

また、同省は、今般の備蓄米の売渡しを実施する中で、６月に開催された米の安定供給等実現関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)での議論を受けて、米の流通実態を再度調査し、６年産の主食用米の市場への供給量を536万玄米tから586万玄米tに

修正するなどした後、８月に「今般の米価高騰の要因や対応の検証」を公表した。この中で、同省は、主食用米の生産量に不足は生じていないとする認識を改め、今般の米価高騰の要因として、需要の見通しを誤り、主食用米の需要量(711万玄米t)に対し、主食用米の生産量(679万玄米t)が不足していたこと、同省において主食用米の生産量が足りているとの認識の中で、米の流通実態の把握に消極的であり市場への情報発信や対話も不十分であったこと、不作時に備蓄米を売り渡す考え方の下で売渡時期が遅延したことなどを挙げた。

その後、米の流通実態の把握強化、民間事業者に対して基準量以上の米穀の保有を義務付けるなどする民間備蓄制度の創設等のために、同省において食糧法の改正の検討を進めることが、11月の関係閣僚会議で了承され、同省は、これを行うことを決定した。

12月には、随契米の運送経費に係る追加費用、今般の備蓄米の売渡しにより生じた保管倉庫の空きスペースに係る保管経費に相当する費用(以下「保管経費相当額」という。)等として、95億2977万余円を食糧管理勘定の米穀販売・管理業務委託費に計上した令和７年度特別会計補正予算が成立した。

以上を踏まえ、６年１月以降の主食用米の小売価格の状況と、同省が実施した今般の備蓄米の売渡し等に係る主な対応について、時系列で整理すると、図表６のとおりとなっている。

図表６　主食用米の小売価格の状況と農林水産省の主な対応

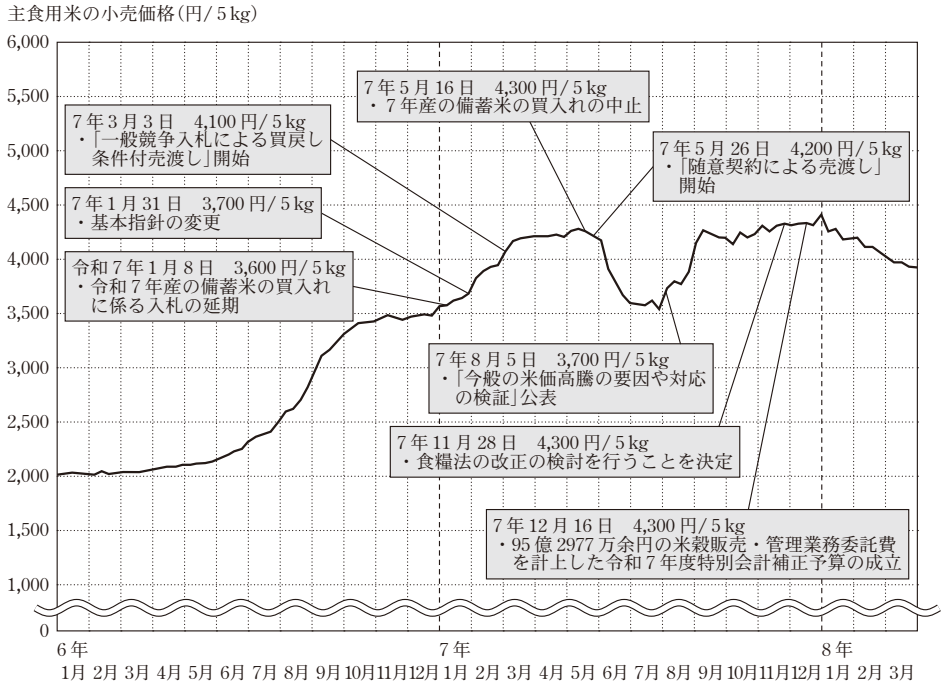

注(1)　本図表の主食用米の小売価格の推移は、主食用米のデータを基に本院で作成した。

注(2)　主食用米の小売価格は、農林水産省の各対応の実施日に最も近い時点の公表値であり、百円未満を四捨五入した税込価格を記載している。

イ　主食用米の流通における各段階の販売価格等と入札米及び随契米の流通経路

主食用米は、通常、生産者から集荷業者、卸売業者、小売業者を経て消費者へと流通しており、川上である集荷業者から川下である小売業者までの各段階で経費及び利益が加えられて消費者へ販売されている。合理的な価格形成に関する取組の一環として農林水産省が7年11月に公表した「米のコスト指標作成のための準備会合（第2回）」の資料を基に、流通における各段階の5、6、7各年産の主食用米の販売価格等の状況を示すと、図表7のとおりであり、このうち、今般の備蓄米の売渡しが実施された7年3月以降に主に流通していた6年産の主食用米の販売価格等については、生産者から集荷業者へは19,100円/60玄米kg、集荷業者から卸売業者へは24,800円/60玄米kg、卸売業者から小売業者へは33,700円/60kg、小売業者から消費者へは47,100円/60kgとなっている。

また、アのとおり、一般競争入札による売渡しと随意契約による売渡しはその目的が異なる。入札米及び随契米それぞれの流通の仕組みについては、図表7のとおりであり、入札米は、市場における米の不足感に対応するために、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、流通の川上である集荷業者へ売り渡される。一方、随契米は、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的としており、これを迅速に実施するために、集荷業者や卸売業者を介さずに流通の川下である小売業者へ売り渡されている。このように、入札米と随契米は売り渡す先が異なっている。

図表7　主食用米の流通における各段階の販売価格等と備蓄米の流通経路

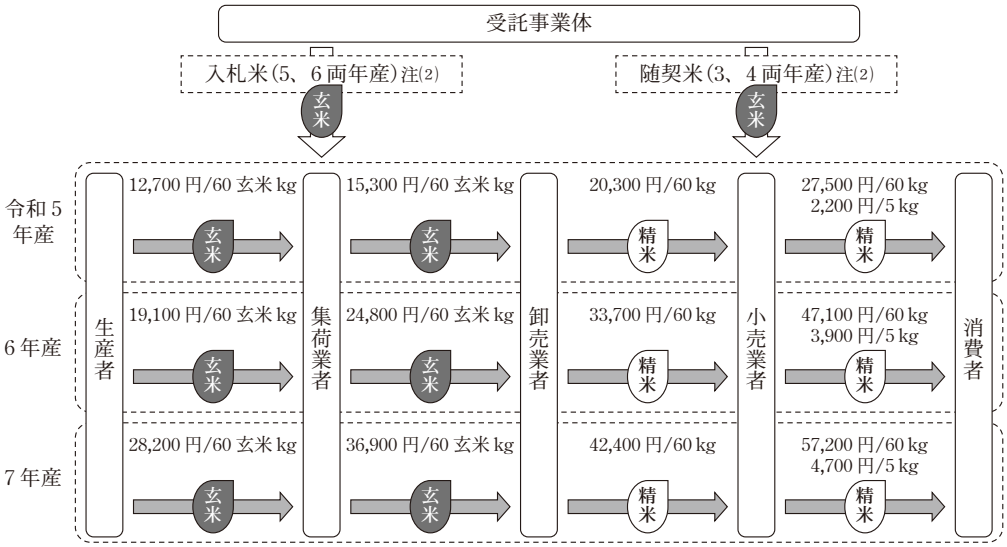

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している「米のコスト指標作成のための準備会合（第2回）」（令和7年11月5日開催）の資料を基に本院で作成した。

注(2)　「入札米（5、6両年産）」と「随契米（3、4両年産）」とでは、売り渡す先が異なっていることを示している。

注(3)　流通における各段階の販売価格等は、税込価格となっている。また、小売業者から消費者に対する5kgに係る小売価格は、60kgの表示単位に合わせて百円単位未満を切り捨てている。

ウ　備蓄米の在庫量

備蓄米の在庫量は、７年３月の売渡開始前の時点では、２年産から６年産までの備蓄米で計96万玄米ｔとなっていた。このうち、同月以降に主食用として売り渡すこととなった３年産から６年産までの備蓄米については、農林水産省が３年度から６年度までの間に委託契約を締結した４受託事業体(注５)が委託業務を行っており、売渡開始前の時点においては、４受託事業体で計76万玄米ｔの備蓄米を保管していた。その後、これらの備蓄米を主食用として売り渡すなどした結果、２年産から６年産までの備蓄米の在庫量は、図表８のとおり、売渡し後の８年３月時点には計32万玄米ｔとなっていた。

（注５）　４受託事業体　　NXグループ(NX商事株式会社、日本通運株式会社)、伊藤忠食糧株式会社、丸紅食料株式会社、株式会社神明

図表８　備蓄米の在庫量

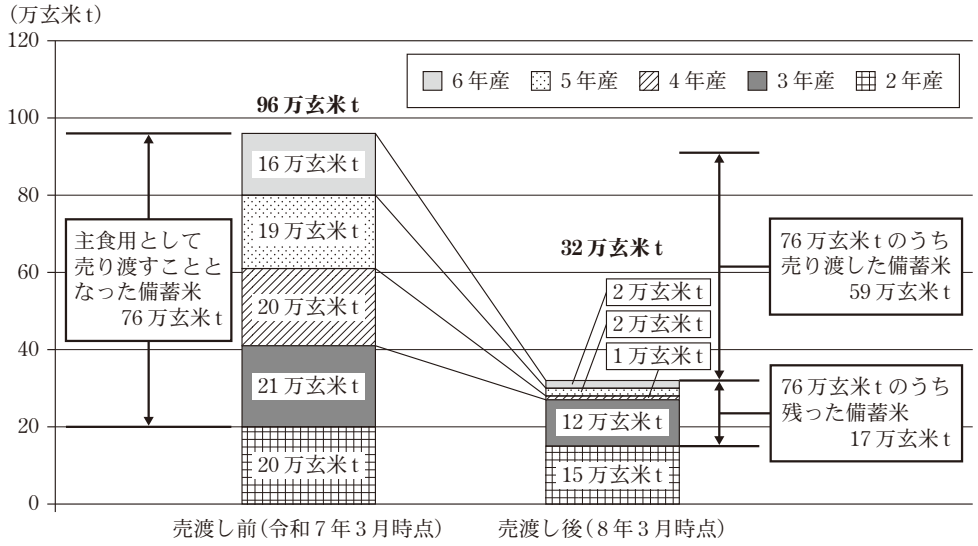

（注）　本図表は、農林水産省が公表している「米をめぐる状況について(令和８年３月)」を基に本院で作成した。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1)　検査の観点及び着眼点

今般の備蓄米の売渡しは、国民の食生活の安定に直結する施策であり、主食用米の小売価格が高騰する中、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められ、多額の支出を伴い実施されたものである。

そこで、本院は、正確性、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼するなどして検査した。

ア　備蓄米の売渡しに係る契約手続は、法令等に基づき適正に行われているか。

イ　備蓄米の売渡しは、迅速かつ滞りなく行われているか。また、農林水産省は、そのために受託事業体に対して必要な指示を行っているか。

ウ　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況はどのようになっているか。

エ　随契米の小売価格の状況はどのようになっているか。また、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係はどのようになっているか。

(2)　検査の対象及び方法

検査に当たっては、農林水産省が7年3月から8年3月までの間に実施した、国の物品である備蓄米の主食用としての売渡しに係る契約、売渡実績、売渡しに伴う決算の状況等を把握するために、備蓄米の5年度から7年度までの間における受払等を対象として、農林水産本省、9地方農政局(注6)等、4受託事業体において、契約書、支出関係書類等を徴するなどして会計実地検査を行うとともに、同省から備蓄米の売渡実績に係る報告資料等の提出を受けて、これを分析するなどして検査した。

(注6)　9地方農政局等　　東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

3　検査の状況

(1)　備蓄米の売渡しに係る契約の締結状況等

今般の備蓄米の売渡しの実施に当たり、農林水産省は、基本要領等のほか、備蓄米が国の物品であることを踏まえて、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令に基づく手続を行うために、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」(令和7年6農産第4375号。以下「入札米要領」という。)及び「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」(令和7年7農産第992号。以下「随契米要領」という。)を制定している。

ア　一般競争入札による売渡しに係る契約の締結状況等

一般競争入札による売渡しに係る契約手続については、入札米要領等に基づき、図表9のとおり、農林水産省が入札を経て買受者を決定した上で、受託事業体が買受者と売買契約を締結することとなっている。

図表9　一般競争入札による売渡しに係る手続

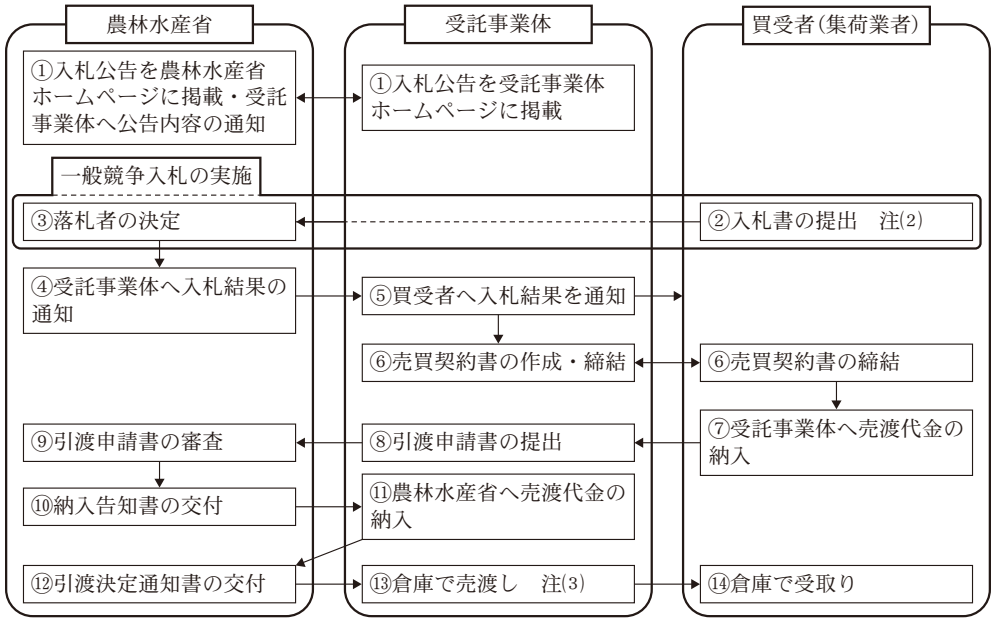

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している入札米要領等を基に本院で作成した。
注(2)　買受者は、受託事業体を介さず、農林水産省へ直接、入札書を提出している。
注(3)　保管倉庫で名義変更のみを行っており、保管倉庫からの運送は行われていない。

同省は、入札米要領において入札参加要件を定めており、売り渡した入札米と同等同量の国内産米穀の買戻しを行うこととしたことから、図表10のとおり、玄米仕入数量及び買戻し条件の誓約を要件とするとともに、販売計画についても要件として設定していた。

図表10　一般競争入札における主な入札参加要件

入札参加要件	内容
玄米仕入数量	食糧法に基づく米穀の仕入数量の報告対象とされている者のうち、直近1年間の仕入数量又は直近3年間の平均仕入数量が5,000玄米t以上の者等
買戻し条件の誓約　注(2)	入札米と同等同量の国内産米穀について、農林水産省が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結することを誓約する者
販売計画	令和7年8月末までの卸売業者、小売業者又は中食・外食業者への販売の計画又は当該販売に係る契約を有する者

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している入札米要領を基に本院で作成した。

注(2)　農林水産省は、買戻しについて、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、当初、原則として1年以内に行うとしていたが、主食用米の需給状況等を考慮して、令和7年5月に基本指針を変更し、原則として5年以内に行うこととした。

契約の締結状況等について同省及び受託事業体に確認したところ、一般競争入札による売渡しの入札参加希望者は3回の入札で延べ20者(純計12者)となっていた。同省は、これらの入札参加希望者について審査を行い、このうち、延べ17者(同10者)について入札参加要件を満たしているとしていた。これらの延べ17者(同10者)は、入札公告で示された5、6両年産の備蓄米の在庫状況を踏まえて、希望する入札米の年産、産地、等級、包装形態等を指定して入札に参加し、予定価格以上の入札のうち高い価格から順に、売渡予定数量に達するまで落札者が決定され、いずれの者も買受者となっていた。

一般競争入札による売渡しに係る契約状況を示すと、図表11のとおり、7年3月及び4月に、一般競争入札を計3回実施し、4受託事業体と買受者延べ17者(同10者)との間で計49件の契約(売渡価格計1072億1117万余円)が締結されていた。このうち、売渡数量上位5者の名称、売渡数量等を示すと、図表12のとおりであり、上位1者への売渡数量が、一般競争入札による売渡しにおける売渡数量の94.8%を占めていた。

図表11　一般競争入札による売渡しに係る契約状況

入札公告日	入札実施回	買受者数(者)	契約件数(件)	売渡数量(玄米t)　注(3)	売渡価格(千円)　注(3)、注(4)
第1回(令和7年3月3日)	第1回(3月10日及び12日)	7	19	141,798	49,150,158
第2回(3月19日)	第2回(3月26日及び27日)	4	13	70,340	24,173,500
第3回(4月16日)	第3回(4月23日～25日)	6	17	100,148	33,887,519
計		17(10)　注(2)	49	312,287	107,211,179

注(1)　図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある(以下、図表において同じ。)。

注(2)　「買受者数」欄の括弧書きの「10」は、第1回入札から第3回入札までにおける買受者数の重複を除いた純計である。

注(3)　農林水産省が公表している資料とは作成時点が異なることなどから、当該公表資料の数値と一致しない(以下、図表12及び16において同じ。)。

注(4)　売渡価格は、税抜価格である。

図表12　一般競争入札による売渡しの売渡数量上位５者の名称、売渡数量等

買受者名	売渡数量（玄米ｔ）		売渡価格（千円）　注(2)		売渡しを担当した受託事業体名
上位５者	308,606	(98.8%)	105,827,182	(98.7%)	
全国農業協同組合連合会	103,101	(33.0%)	36,469,824	(34.0%)	NX グループ
	43,637	(13.9%)	15,971,112	(14.8%)	伊藤忠食糧株式会社
	103,213	(33.0%)	34,550,481	(32.2%)	丸紅食料株式会社
	46,229	(14.8%)	14,661,985	(13.6%)	株式会社神明
小計	296,181	(94.8%)	101,653,404	(94.8%)	
全国主食集荷協同組合連合会	2,212	(0.7%)	700,646	(0.6%)	NX グループ
	131	(0.0%)	50,747	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	1,425	(0.4%)	531,891	(0.4%)	丸紅食料株式会社
	548	(0.1%)	192,417	(0.1%)	株式会社神明
小計	4,317	(1.3%)	1,475,702	(1.3%)	
福井県農業協同組合	2,239	(0.7%)	831,275	(0.7%)	伊藤忠食糧株式会社
	1,980	(0.6%)	490,324	(0.4%)	株式会社神明
小計	4,219	(1.3%)	1,321,599	(1.2%)	
株式会社 KAWACHO RICE	1,083	(0.3%)	376,746	(0.3%)	NX グループ
	716	(0.2%)	262,135	(0.2%)	丸紅食料株式会社
	200	(0.0%)	67,670	(0.0%)	株式会社神明
小計	1,999	(0.6%)	706,552	(0.6%)	
佐賀県農業協同組合	487	(0.1%)	160,885	(0.1%)	NX グループ
	919	(0.2%)	352,185	(0.3%)	伊藤忠食糧株式会社
	195	(0.0%)	68,317	(0.0%)	丸紅食料株式会社
	284	(0.0%)	88,533	(0.0%)	株式会社神明
小計	1,887	(0.6%)	669,922	(0.6%)	
上位５者以外の５者計	3,681	(1.1%)	1,383,997	(1.2%)	
10 者合計	312,287	(100.0%)	107,211,179	(100.0%)	

注(1)　括弧書きの数値は、一般競争入札による売渡しの全体の売渡数量 31.2 万玄米ｔ及び売渡価格 1072 億 1117 万余円に占める売渡数量及び売渡価格の割合である。

注(2)　売渡価格は、税抜価格である。

イ　随意契約による売渡しに係る契約の締結状況等

1(3)アのとおり、農林水産省は、７年５月上旬時点で、依然として市場における米の不足感があるなどして国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、新たに備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等を対象とし、買戻し条件を付さないこととして、５月 26 日から、随意契約による売渡しを実施していた。

随意契約による売渡しの実施に当たり、同省は、一般競争入札による売渡しでは、予定価格以上での入札のうち高い価格から順に落札され、売り渡されることとなることから、備蓄米を安価で消費者へ供給することが困難であるとしていた。そこで、同省は、備蓄米を安価で消費者へ供給するために、小売業者等を売渡しの対象にするなどして、随意契約による売渡しを行う必要があるとして、関係省庁と協議した上で、今般の随意契約が、会計法第 29 条の３第４項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該

当すると整理していた。

また、同省は、今般の備蓄米の売渡しが国民の高い関心を集めていることから、できる限り公正性及び透明性の高い形で備蓄米の売渡しを実施する必要があるとして、備蓄米として買い入れたときの取得価格を基に、主食用米の市場の需給状況、経年による品質評価等を踏まえて算定した額を売渡単価として、図表13のとおり、年産別、等級別にあらかじめ設定し、公表していた。さらに、同省は、売渡しを希望する者に対して、申込書類において売渡しを希望する年産を指定できることとしていた一方、産地、等級、包装形態等は指定できないこととしていた。

図表13　随意契約による売渡しの年産別、等級別の売渡単価

等級／年産	1等級	2等級	3等級
令和3年産	10,080円/60玄米kg	9,780円/60玄米kg	8,780円/60玄米kg
4年産	11,010円/60玄米kg	10,710円/60玄米kg	9,710円/60玄米kg

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している随意契約による売渡しに係る資料を基に本院で作成した。

注(2)　本図表の売渡単価は、税抜価格である。

随意契約による売渡しに係る契約手続については、随契米要領等に基づき、図表14のとおり、同省が小売業者等の買受申込者から提出された申込書類に基づき審査し、買受資格を有すると認められる小売業者等を買受者として決定した上で、受託事業体が買受者と売買契約を締結することとなっている。また、買受申込者からの申込みは、売渡予定数量に達するまで受け付けることとなっており、同省は、申込書類に記載された数量、買受申込者の米穀の取扱実績等を踏まえて、買受者ごとに売渡数量を決定していた。

図表14　随意契約による売渡しに係る手続

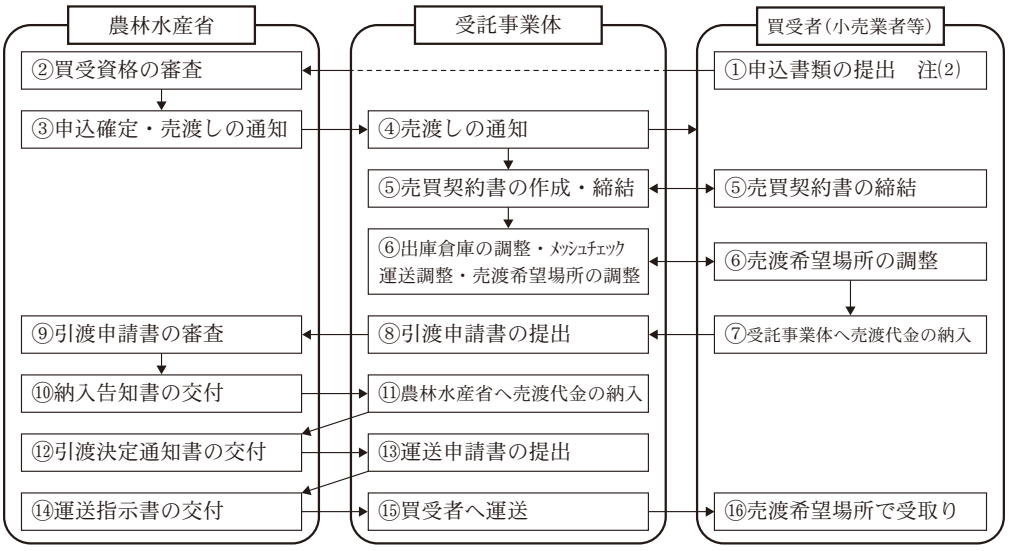

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している随契米要領等を基に本院で作成した。

注(2)　買受者は、受託事業体を介さず、農林水産省へ直接、申込書類を提出している。

また、同省は、買受申込者の区分ごとに買受資格を定めており、その主な区分は、図表15のとおり、大手小売業者、中小小売業者及び米穀小売店等となっていた。同省は、随意契約による売渡しに当たり、買戻し条件を付さなかったことについては、年間の玄米の仕入数量が比較的少ない小売業者等を買受者としていることから、買戻し条件を付することは現実的ではないと考えたためとしている。

図表15　随意契約における主な買受資格

買受申込者の区分		買受資格　注(2)	第1回	第2回	第3回	第4回
小売業者	大手小売業者	年間10,000t以上の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者	○		○	
	中小小売業者	年間1,000t以上10,000t未満の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者		○	○	
	米穀小売店	精米能力を有する者であって、農林水産省が認める小売業者		○	○	
中食、外食、給食業者	中食業者	日持ちしない食料品(弁当、惣菜等)を不特定多数の者に販売する業者				○
	外食業者	設備を設けて飲食させる施設において食料品(調理品等)を不特定多数の者に提供する業者				○
	給食業者	病院・学校・社会福祉などの施設・事業所において食料品(調理品等)を提供する給食の事業を営む者				○

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している随契米要領を基に本院で作成した。

注(2)　随意契約による売渡しは、一般競争入札による売渡しと異なり、玄米だけでなく、精米を取り扱っている業者も対象となっている。

契約の締結状況等について同省及び受託事業体に確認したところ、随意契約による売渡しの買受申込者数は、4回の申込みで延べ1,072者(純計869者)となっていた。同省は、これらの申込みについて、申込書類に記載された数量、買受申込者の米穀の取扱実績等を踏まえて審査を行い、このうち、延べ897者(注7)(同741者)を、買受資格を有すると認められるとして買受者に決定するとともに、売渡数量を決定していた。これを受けて、4受託事業体は、同省が買受者に決定した延べ897者(同741者)との間で計883件の契約(売渡価格計497億0649万余円)を締結していた。随意契約による売渡しの買受者について、区分別の売渡数量上位5者の名称、売渡数量等を示すと、図表16のとおりであり、買受者に占める大手小売業者の割合は、買受者の純計741者のうち63者で8.5%であった。一方、売渡数量は、27.9万玄米tのうち21.7万玄米tを占めており、その割合は77.8%と大部分を占めていた。

(注7)　契約締結前に申込みを取り下げるなどした者は含まれていないため、農林水産省の公表資料とは数値が一致しない。

図表16　随意契約による売渡しの買受者の区分別の売渡数量上位5者の名称、売渡数量等

区分	買受者名	売渡数量（玄米t）		売渡価格（千円）　注(2)		売渡しを担当した受託事業体名
大手小売業者	株式会社コスモス薬品	20,029	(7.1%)	3,658,088	(7.3%)	株式会社神明
	イオン商品調達株式会社	20,003	(7.1%)	3,671,204	(7.3%)	株式会社神明
	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	14,036	(5.0%)	2,537,004	(5.1%)	伊藤忠食糧株式会社、株式会社神明
	株式会社サンドラッグ	12,874	(4.6%)	2,336,549	(4.7%)	伊藤忠食糧株式会社
	オーケー株式会社	10,553	(3.7%)	1,900,750	(3.8%)	NX グループ
	小計	77,497	(27.6%)	14,103,598	(28.3%)	
	上位5者以外の58者計(7.8%)	140,279	(50.1%)	25,205,907	(50.7%)	
	63者計(8.5%)	217,776	(77.8%)	39,309,505	(79.0%)	
中小小売業者	株式会社ローソン	1,229	(0.4%)	206,478	(0.4%)	NX グループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社松源	1,080	(0.3%)	181,440	(0.3%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ローカル	1,028	(0.3%)	172,771	(0.3%)	NX グループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社 QVC ジャパン	1,013	(0.3%)	170,311	(0.3%)	NX グループ
	株式会社 MY トレーディング	1,010	(0.3%)	168,064	(0.3%)	NX グループ
	小計	5,361	(1.9%)	899,066	(1.8%)	
	上位5者以外の196者計(26.4%)	27,855	(9.9%)	4,662,427	(9.3%)	
	201者計(27.1%)	33,217	(11.8%)	5,561,493	(11.1%)	
米穀小売店	株式会社農産ベストパートナー（令和7年7月31日以前は有限会社農産ベストパートナー）	1,669	(0.5%)	280,455	(0.5%)	NX グループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社山川食糧	1,326	(0.4%)	221,846	(0.4%)	NX グループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社岡萬	899	(0.3%)	151,159	(0.3%)	丸紅食料株式会社
	株式会社ライス田中	899	(0.3%)	151,139	(0.3%)	丸紅食料株式会社
	有限会社米栄ほか　注(3)	571	(0.2%)	95,686	(0.1%)	NX グループ、丸紅食料株式会社
	小計	5,366	(1.9%)	900,288	(1.8%)	
	上位5者以外の313者計(42.2%)	12,801	(4.5%)	2,145,945	(4.3%)	
	318者計(42.9%)	18,168	(6.4%)	3,046,233	(6.1%)	
中食業者	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	3,060	(1.0%)	509,010	(1.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ファミリーマート	699	(0.2%)	117,454	(0.2%)	丸紅食料株式会社
	株式会社ほっかほっか亭総本部	510	(0.1%)	85,800	(0.1%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ミノヤランチサービス	402	(0.1%)	67,111	(0.1%)	NX グループ
	株式会社ローソンほか　注(3)	303	(0.1%)	50,944	(0.1%)	NX グループ
	小計	4,976	(1.7%)	830,322	(1.6%)	
	上位5者以外の47者計(6.3%)	1,584	(0.5%)	265,282	(0.5%)	
	52者計(7.0%)	6,560	(2.3%)	1,095,604	(2.2%)	
外食業者	株式会社コロワイド MD	368	(0.1%)	61,931	(0.1%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社アントワークス	144	(0.0%)	24,312	(0.0%)	NX グループ
	株式会社ヒライ	110	(0.0%)	18,506	(0.0%)	NX グループ
	株式会社フジオフードシステム	102	(0.0%)	16,626	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社Genki Global Dining Concepts	89	(0.0%)	15,059	(0.0%)	丸紅食料株式会社
	小計	815	(0.2%)	136,436	(0.2%)	
	上位5者以外の34者計(4.5%)	759	(0.2%)	127,462	(0.2%)	
	39者計(5.2%)	1,574	(0.5%)	263,898	(0.5%)	
給食業者	株式会社シルバーライフ	217	(0.0%)	36,499	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社 LEOC	105	(0.0%)	17,740	(0.0%)	NX グループ
	ユアキッチンサービス株式会社ほか　注(3)	104	(0.0%)	17,478	(0.0%)	NX グループ
	株式会社若菜	102	(0.0%)	17,136	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社グリーンヘルスケアサービス	90	(0.0%)	15,240	(0.0%)	NX グループ
	小計	619	(0.2%)	104,096	(0.2%)	
	上位5者以外の77者計(10.3%)	1,945	(0.6%)	325,658	(0.6%)	
	82者計(11.0%)	2,564	(0.9%)	429,755	(0.8%)	
741者合計(100%)　注(4)		279,862	(100.0%)	49,706,491	(100.0%)	

注(1)　括弧書きの数値は、買受者名については随意契約による売渡しの全体の買受者数741者に占める割合であり、売渡数量及び売渡価格については、随意契約による売渡しの全体の売渡数量27.9万玄米t及び売渡価格497億0649万余円に占める売渡数量及び売渡価格の割合である。

注(2)　売渡価格は、税抜価格である。

注(3)　他の買受者と共同で申込みを行っている者については、買受者名を「ほか」としている。

注(4)　複数の区分に該当する買受者がいるため、各区分における買受者の計及び割合を合計しても、買受者の合計741者と割合は一致しない。

(2)　備蓄米の売渡しに係る実施状況及び農林水産省による指示の状況

ア　備蓄米の売渡しに係る実施状況

今般の備蓄米の売渡しについては、主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況の中、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められていたところである。そこで、備蓄米の売渡実績等をみたところ、次のような状況となっていた。

(ｱ)　一般競争入札による売渡しの実施状況

一般競争入札による売渡しにおいて、農林水産省は、7年2月から4月までの間に売渡対象とする備蓄米の年産、銘柄及び数量、売渡期限等を決定して、受託事業体に対して入札米の売渡しを指示していた。その際、同省は、入札米について、民間で一般的に主食用として流通している年産のものと同様の5、6両年産を対象としており、保管されていた期間が短いことから、受託事業体においてメッシュチェック等を行わないことを指示していた。また、同省は、一般競争入札による売渡しにおける売渡期限について、受託事業体から買受者へ計画的に売り渡すために必要な期間を入札後2か月程度と見込んで、第1回入札は7年4月30日、第2回入札は5月31日、第3回入札は6月30日と設定して指示していた。なお、同省は、例年9月頃に新米の供給が本格的に開始されることを踏まえ、8月末頃までに小売業者等に販売されることを想定していた。

上記の指示を受けた受託事業体は、落札した集荷業者を買受者として、延べ17者(純計10者)に対して、7年3月18日に最初に売り渡した後、計31.2万玄米tの売渡しを上記の3回の売渡期限までに全て実施していた。また、集荷業者に対して売渡しが完了するまでに要した期間(入札公告日から集荷業者への売渡し完了日までに要した期間(図表9の①から⑭まで))は、1者当たりの平均が57.6日となっていた。

一般競争入札による売渡しについて、同省が受託事業体に対して売渡しを指示してから消費者へ販売されるまでの一連の流れは、図表17のとおりであり、入札米は保管倉庫で受託事業体から集荷業者に売り渡され、その後、市場に流通する過程で卸売業者により精米作業を経た上で包装されて、小売業者等に販売されていた。

図表17　一般競争入札による売渡しにおける一連の流れ

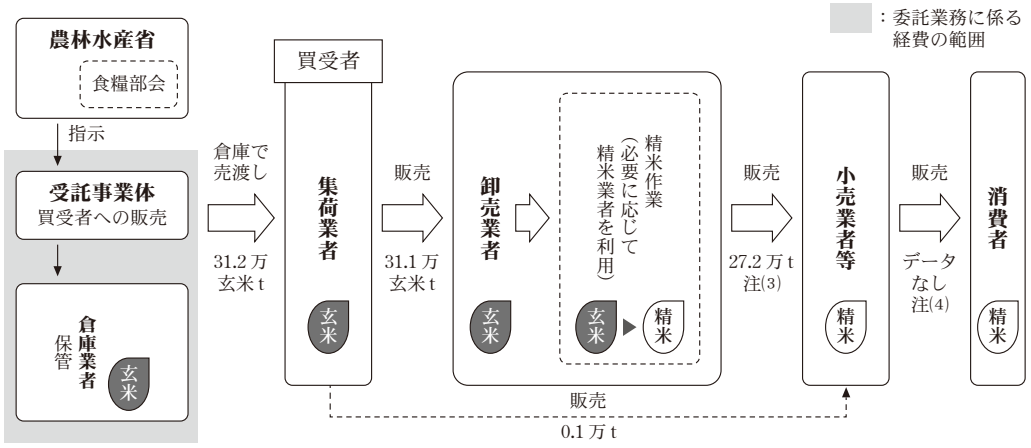

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している「備蓄米に関する意見交換会資料」（令和7年11月）を基に本院で作成した。

注(2)　小売業者等に販売された入札米は、卸売業者から小売業者等に販売された27.2万tと集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万tを合わせて27.3万tとなっている。

注(3)　令和8年3月29日までに卸売業者から小売業者等に販売された数量となっている。また、集荷業者から卸売業者に販売された31.1万玄米tと卸売業者から小売業者等に販売された27.2万tとの差は、玄米から精米に加工する過程での減少によるものなどとなっている。

注(4)　同省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者等までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者等から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、小売業者等から消費者に販売された入札米の販売実績については、「データなし」としている。

a　入札米の小売業者等への販売実績

一般競争入札による売渡しの買受者である集荷業者は、入札米要領等に基づき、入札米について、受託事業体から集荷業者への売渡実績、集荷業者から卸売業者等への玄米ベースの販売実績及び卸売業者から小売業者等への精米ベースの販売実績を、販売数量等報告書により14日ごとに農林水産省へ報告することとなっている（以下、この報告を「入札米の販売実績報告」という。）。

入札米の販売実績報告を基に、入札米の小売業者等への精米ベースの販売実績をみたところ、図表18のとおり、8年3月29日時点の累計販売数量27.3万tのうち、同省が小売業者等への販売が完了すると想定していた7年8月末時点の累計販売数量は25.1万tとなっており、約9割の入札米が小売業者等に販売されていた。また、上記27.3万tのうち、小売業者へ販売されたものは14.7万t、中食・外食業者等に販売されたものは12.6万tとなっていた。なお、同省は、入札米は市場における米の不足感に対応することを主眼としており、市場における流通状況をできる限り把握するために、集荷業者から小売業者等までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者等から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、本院において入札米の消費者への販売実績は確認できていない。

図表18　入札米の小売業者等への販売実績

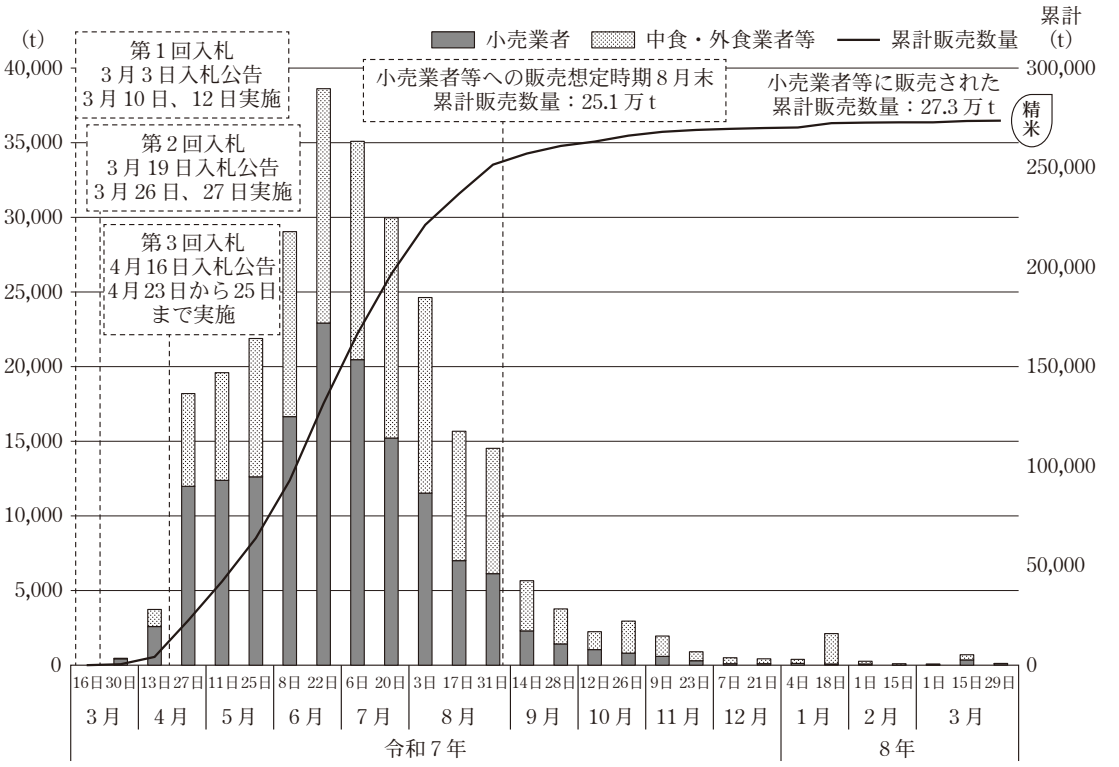

注(1)　日付は入札米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。

注(2)　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売数量を集計して記載している。

注(3)　小売業者等に販売された累計販売数量27.3万tには、集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万tが含まれている。

b　入札米の流通の各段階における売渡実績及び販売実績

約9割の入札米は農林水産省が想定していた時点までに小売業者等に販売されていたものの、1(3)アのとおり、同省は、7年5月上旬時点で依然として市場における米の不足感があるなど、国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、随意契約による売渡しを実施していた。

そこで、入札米の販売実績報告を基に、受託事業体から集荷業者への売渡実績(玄米t)、集荷業者から卸売業者への販売実績(玄米t)及び卸売業者等から小売業者等への販売実績(t)の推移をそれぞれみたところ、図表19のとおり、5月上旬時点までに受託事業体から集荷業者に21万玄米t(累計売渡数量31.2万玄米tに占める割合は67.3%)が売り渡されており、集荷業者から卸売業者に7.2万玄米t(累計販売数量31.1万玄米tに占める割合は23.2%)、卸売業者等から小売業者等に4.1万t(累計販売数量27.3万tに占める割合は15.3%)が販売されていた。

図表19　入札米の流通の各段階における売渡実績及び販売実績

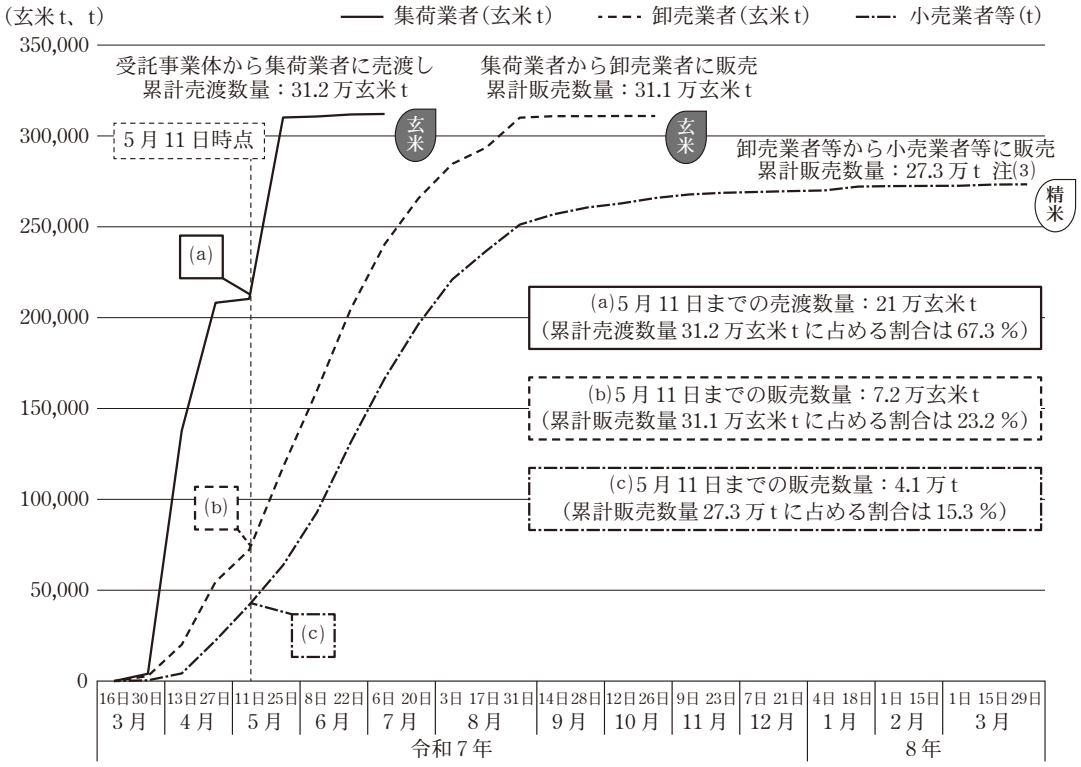

注(1)　日付は入札米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。

注(2)　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの売渡数量及び販売数量を集計して記載している。

注(3)　卸売業者等から小売業者等に販売された累計販売数量27.3万tには、集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万tが含まれている。

このように、5月上旬時点までに、受託事業体から集荷業者へは21万玄米tが売り渡されていたものの、集荷業者から卸売業者に販売された数量は7.2万玄米tと、受託事業体から集荷業者に売り渡された21万玄米tの約3割にとどまっており販売に時間を要していた。

そこで、売渡しが開始された当初に集荷業者から卸売業者への販売に時間を要した理由について取扱量の多い集荷業者に確認したところ、当該集荷業者は、取引先である卸売業者と事前に商談を行い、卸売業者が必要とする数量等を事前に把握した上で入札に参加して受託事業体から売渡しを受けていたものの、その後、卸売業者において、受入れの準備に時間を要したことなどから、卸売業者からの発注が少なくなっていたことによるものとしていた。

(ｲ)　随意契約による売渡しの実施状況

随意契約による売渡しにおいて、農林水産省は、7年5月及び6月に売渡対象とする備蓄米の年産及び数量、品質確認の方法、売渡期限等を決定して、受託事業体に対して随契米の売渡しを指示していた。このうち、品質確認の方法では、同省は、随契米について、3、4両年産を売渡しの対象としており、民間で一般的に主食用として流通している年産（5年産又は6年産）の主食用米と比べて長期間保管されたものであったことから、品質に劣化がないことを確認する必要があるとして、受託事業体においてメッシュチェック等を行った上で売り渡すか、又は、買受者において同等の品

質確認を行う旨の申出があった場合にはメッシュチェック等を行わずに売り渡すよう指示していた。また、売渡期限では、同省は、例年9月頃に新米の供給が本格的に開始されることを踏まえ、買受者が8月末頃までに随契米を消費者へ販売することを想定し、そのための準備に要する期間を勘案して、8月20日と設定して指示していた。

上記の指示を受けた受託事業体は、小売業者等を買受者として、延べ897者(純計741者)に対して、計27.9万玄米tの売渡しを実施していた。このうち、小売業者に売り渡されたものは26.9万玄米t、中食・外食業者等に売り渡されたものは1万玄米tとなっていた。小売業者等に最初に随契米が売り渡されたのは5月29日となっており、同日以降、休日や時間外でも出庫するなどして、8月20日の売渡期限までに、18.4万玄米t(累計売渡数量27.9万玄米tに占める割合は66.0%)の売渡しが完了していたが、残りの9.4万玄米t(同33.9%)については、売渡しが完了していなかった。その後、小売業者等に対する全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっており、売渡しの完了までに最大で310日要していたものも見受けられた。また、小売業者等に対して売渡しが完了するまでに要した期間(小売業者等による買受申込日から小売業者等への売渡し完了日までに要した期間(図表14の①から⑯まで))は、1者当たりの平均が72.2日となっていた。

随意契約による売渡しについて、同省が受託事業体に対して売渡しを指示してから消費者へ販売されるまでの一連の流れは、図表20のとおりであり、随契米は、保管倉庫からの運送距離等により小売業者等の間に不公平が生じないよう、受託事業体が小売業者等の希望する場所まで運送して、同所で小売業者等に売り渡されていた。

図表20　随意契約による売渡しにおける一連の流れ

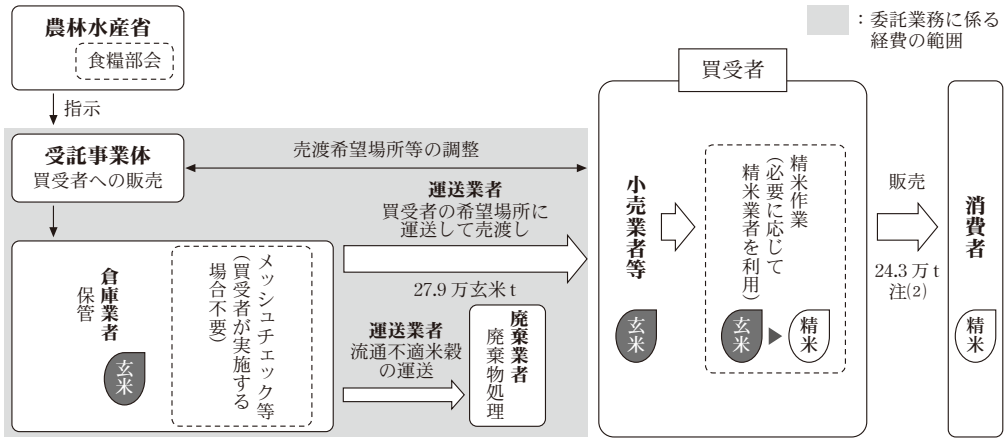

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している「備蓄米に関する意見交換会資料」(令和7年11月)を基に本院で作成した。

注(2)　令和8年3月29日までに小売業者等から消費者に販売された数量となっている。また、受託事業体から小売業者等に売り渡された27.9万玄米tと小売業者等から消費者に販売された24.3万tとの差は、玄米から精米に加工する過程での減少によるものなどとなっている。

a　随契米の小売業者等への売渡実績

随意契約による売渡しの買受者である小売業者等は、随契米要領等に基づき、随契米について、受託事業体から小売業者等への売渡実績及び小売業者等から消費者への精米ベースの販売実績を、販売数量等報告書により14日ごとに農林水産省に報告することとなっている(以下、この報告を「随契米の販売実績報告」という。)。

随契米の販売実績報告を基に、随契米の小売業者等への売渡実績をみたところ、図表21のとおり、随契米の売渡数量は、売渡期限である8月20日の直前及び直後に報告された2回の販売実績報告の間で、大きく減少していた。その要因について受託事業体に確認したところ、同省において、売渡期限後も売渡しを継続するかどうかを直前まで検討していた結果、売渡しを継続する旨の受託事業体に対する指示が売渡期限の前日となったため、受託事業体が売渡期限以降に売渡し作業を継続するための体制の再整備に時間を要したことによるものなどとなっていた。さらに、売渡数量は、売渡期限後に大きく減少した後、新米の流通が開始したことなどから売渡期限以前の水準に達することはなく、小売業者等に対する全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。

図表21　随契米の小売業者等への売渡実績

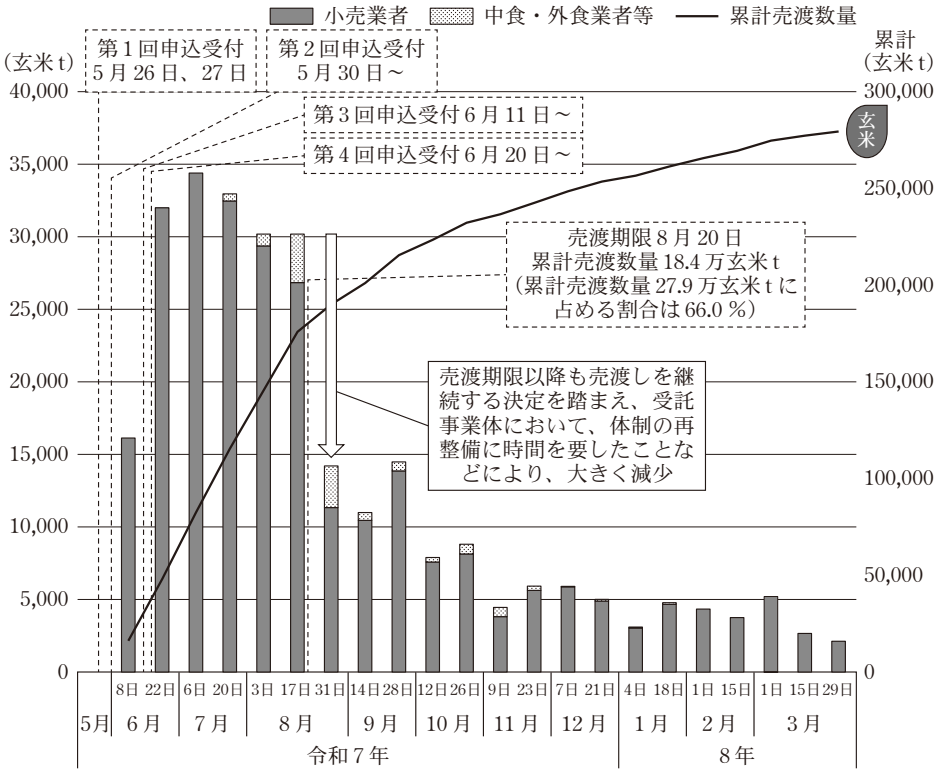

注(1)　日付は随契米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。

注(2)　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの売渡数量を集計して記載している。

随意契約による売渡しが当初の想定より長期化していた要因について受託事業体に確認したところ、売渡しの実施に際して、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したこと、包装形態の違いにより作業効率に差が生じたため出庫に時間を要したこと、売渡希望場所等の変更に伴

う運送調整等に時間を要したこと、人員の確保に時間を要したことなどの複合的な要因があったとしていた。

b　メッシュチェック等の実施状況及び有無による期間の差

a のとおり、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、受託事業体におけるメッシュチェック等の実施状況を確認した。

メッシュチェックに当たり、受託事業体は、必要な人員を配置し、作業台に加えて、大容量(約1t)の袋であるフレキシブルコンテナ(以下「フレコン」という。)の場合は荷役に使用するフォークリフト等の設備を整えるなどして、フレコン又は小容量(約30kg)の袋である紙袋で保管されている備蓄米を金属の網に通し、カビ状異物等がないことを確認した上で、フレコンに詰め替えることとなっている(図表22参照)。

図表22　メッシュチェックの概念図

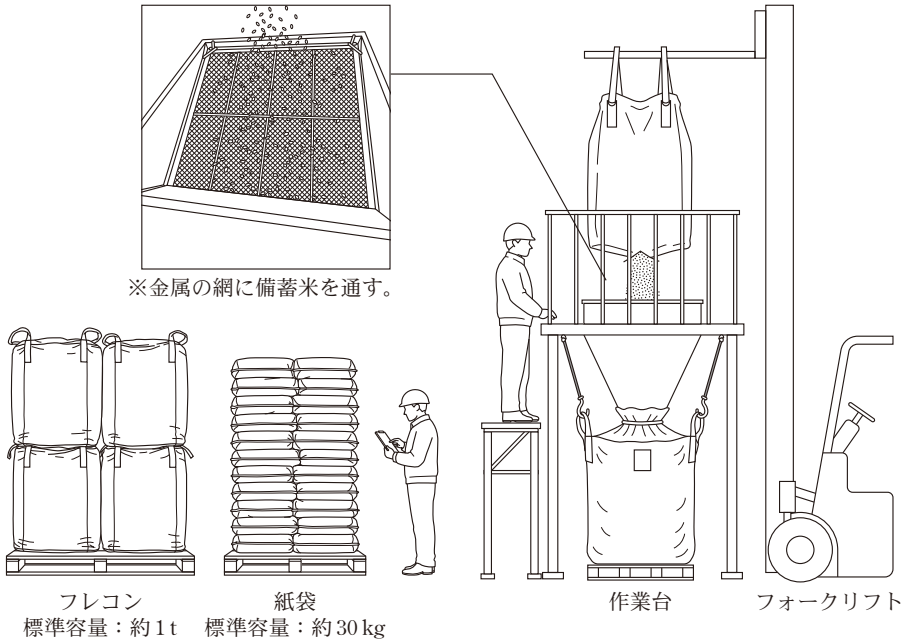

(注)　本概念図は、農林水産省が公表している「政府所有米穀の販売時におけるカビ検査・カビ毒分析について」を基に本院で作成した。

受託事業体がメッシュチェック等を実施した随契米の数量について農林水産省に確認したところ、20.2万玄米t(累計売渡数量27.9万玄米tに占める割合は72.4%)となっていた。また、小売業者等に対して売渡しが完了するまでに要した期間の1者当たりの平均期間については、メッシュチェック等を実施した場合は81.9日、実施していない場合は59.7日となっており、実施した場合の方が22.2日長くなっていた。

メッシュチェック等により確認された流通不適米穀の数量について同省に確認したところ、メッシュチェックにより確認された同数量は、12.2玄米tとなっていた(メッシュチェックを実施した20.2万玄米tに占める割合は0.006%)。また、カビ毒検査により確認された流通不適米穀はなかった。

c　包装形態別の売渡しの状況

aのとおり、包装形態の違いにより作業効率に差が生じたことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、包装形態の違いによる出庫時の作業効率の差が生ずる理由について受託事業体に確認した。

紙袋に保管されている備蓄米は、フレコンに保管されている備蓄米よりも積み上げて保管する際の安定性に優れている一方、1袋当たりの標準容量が約30kgと、フレコンに保管されている備蓄米の標準容量(約1t)よりも少ない。このため、1tの備蓄米を出荷するためのメッシュチェックに要する回数は、フレコンの場合は1回で済むのに対し、紙袋の場合は約30回必要となり、これに伴い紙袋はメッシュチェック時の開封回数が多くなることなどから、作業効率に差が生じ、出庫に要する時間が増加することとなっていた。

そこで、随意契約による売渡しの対象である3、4両年産の備蓄米について、売渡しが開始される前の7年3月末時点及び売渡しが完了した8年3月末時点における包装形態別の備蓄米の保管数量を比較したところ、図表23のとおり、フレコンに保管されている備蓄米の減少量(3年産米　7.3万玄米t、4年産米　12万玄米t)が、紙袋に保管されている備蓄米の減少量(3年産米　2.1万玄米t、4年産米　6.6万玄米t)よりも大きくなっており、3、4両年産ともにフレコンに保管されている備蓄米を優先して出庫している状況が見受けられた。

しかし、在庫量のほぼ全量の申込みがあった4年産の備蓄米については、売渡しの開始当初はフレコンに保管されている備蓄米を出庫していたが、売渡しの進捗に伴いフレコンに保管されている備蓄米の在庫量が減少し、フレコンと比べて小容量であり、作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米を出庫する必要が生じていた。

また、売渡しの際に年産が指定されていたことから、4年産を指定した上で、メッシュチェック等を希望した買受者に対しては、3、4両年産の備蓄米を保管している倉庫において、フレコンに保管されている3年産の備蓄米が残っていた場合であっても、年産を切り替えるなどして売り渡すことができず、紙袋に保管されている4年産の備蓄米を、メッシュチェックを実施した上で出庫する必要が生じていた。

図表23　包装形態別の保管数量の推移　　(単位：万玄米t)

年産	包装形態	令和7年3月末 (A)	8年3月末 (B)	減少量 (A)－(B)
3	フレコン	12.1	4.7	7.3
	紙袋	8.7	6.5	2.1
4	フレコン	12.2	0.2	12.0
	紙袋	7.8	1.2	6.6

d　小売業者等による売渡希望場所等の変更状況

aのとおり、売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等に時間を要したことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、売渡希望場所

等の変更状況について受託事業体に確認した。

小売業者等は申込書類に売渡希望場所を記入して農林水産省に提出し、これを踏まえて受託事業体は小売業者等との間で日時等の調整を行い、運送業者を手配していた。売渡希望場所について、小売業者等は、玄米で売渡しを受けた随契米について精米作業を行った上で包装する必要があったことから、主に精米所としていた。しかし、受託事業体からの納品日時の提示時点から納品日までの期間が短かったことなどにより、小売業者等において売渡場所とする予定であった精米所との調整がつかず売渡希望場所が別の精米所に変更されていた例、小売業者等の倉庫に随契米を保管する空きスペースを確保できなかったため売渡希望場所が変更されていた例等が、各受託事業体において同時期に多数発生していた。

e　随契米及び入札米の販売実績の比較

一般競争入札による売渡しと随意契約による売渡しは、いずれも主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況を踏まえて実施されたものであった。一方、随意契約による売渡しについては、農林水産省は、一般競争入札による売渡しを実施したものの、５月上旬時点で国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施することとしていた。

そこで、随契米が入札米と比較して迅速に売り渡されていたかを確認するために、入札米については小売業者等まで、随契米については消費者までが販売実績報告の対象となっており、双方で報告の対象となる流通段階が異なることなどに留意する必要があるものの、それぞれの売渡手続の開始から経過した期間における販売実績を比較した。その結果、図表 24 のとおり、売渡手続の開始から 14 日間を経過した時点で随契米は消費者まで流通していたが、入札米は小売業者等まで流通しておらず、随契米は入札米と比較して短い期間で販売が開始されていた。一方、売渡手続の開始から４か月程度が経過した後は、随契米は入札米と比較して同一の数量を販売するのに要した期間が長くなっていた（入札米の小売業者等への販売実績、随契米の小売業者等への売渡実績及び随契米の消費者への販売実績の詳細は別図表１参照）。この理由について受託事業体に確認したところ、随意契約による売渡しの開始当初は、紙袋に比べて作業効率の良いフレコンに保管されている備蓄米を優先して出庫できていたことなどから、入札米と比較して販売に要した期間が短くなっていたものの、売渡手続の開始から４か月程度が経過した後は、a のとおり複合的な要因により、販売に要した期間が長くなっていた。

図表24　随契米及び入札米の売渡手続の開始から経過した期間における販売実績

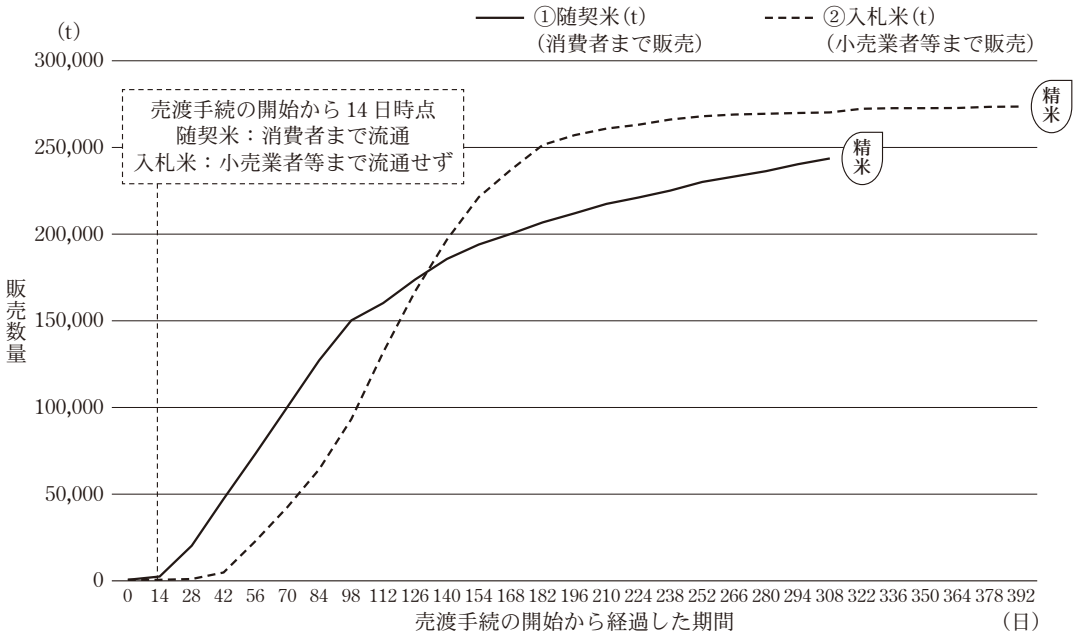

注(1)　横軸は、①随契米(t)は第1回申込受付が開始された令和7年5月26日を、②入札米(t)は第1回入札の入札公告日である3月3日をそれぞれ起算日として、7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売に要した期間を表している(入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告の集計頻度である14日ごとの経過日数の累計)。

注(2)　①随契米(t)は、小売業者等に売り渡された随契米(玄米t)が、その後、玄米から精米にされたものである。また、起算日から14日ごとに、消費者に販売された累計数量を表しており、その販売数量の合計は24.3万tである。

注(3)　②入札米(t)は、起算日から14日ごとに、小売業者等に販売された累計数量を表しており、その販売数量の合計は27.3万tである。なお、入札米は卸売業者等から小売業者等に販売された時点でそのほとんどが玄米から精米に加工されており、消費者が小売業者等から実際に購入するまでに時間を要さないものとみなして比較している。

以上のように、一般競争入札による売渡しについては、買受者である集荷業者への売渡しを売渡期限までに全て実施し、農林水産省が想定していた7年8月末までに累計販売数量27.3万tのうち約9割の25.1万tが小売業者等に販売されていた(図表18参照)が、売渡しが開始された当初に集荷業者から卸売業者への販売に期間を要していた(図表19参照)。

一方、随意契約による売渡しについては、小売業者等への売渡期限である7年8月20日までに売渡しが完了した数量は18.4万玄米t(累計売渡数量27.9万玄米tに占める割合は66.0%。図表21参照)にとどまっており、全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。このように、随意契約による売渡しが当初の想定より長期化していた要因について確認したところ、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したこと、フレコンに比べて作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米を出庫する必要が生じたことにより、出庫に時間を要したこと、売渡希望場所等の変更が各受託事業体において同時期に多数発生しており、これに伴う運送調整等に時間を要したことなどの複合的な要因が見受けられた。

イ　農林水産省による指示の状況

1⑵イのとおり、基本要領等によれば、受託事業体は、不作等により米穀の供給が不足した場合その他農林水産省から備蓄米の契約方法、売渡方法等を指示された場合には、同省の指示に従い、委託業務を行わなければならないこととされている。

これに基づき、同省は、受託事業体に対して、一般競争入札による売渡し及び随意契約による売渡しの開始時に、売渡対象とする備蓄米の年産及び数量、売渡期限等を指示していた。また、随意契約による売渡しについては、小売業者等から申出があった場合を除いてメッシュチェック等を実施すること、受託事業体が小売業者等の希望する場所まで随契米を運送することも指示していた。さらに、売渡しの開始後、同省は、販売実績報告や受託事業体からの日々の報告、相談等を通じて、売渡しの進捗等を把握して、これを基に必要に応じて受託事業体に指示しており、受託事業体はこれらの指示に基づき今般の備蓄米の売渡しを実施していた。

上記の指示を踏まえるなどして、アのとおり、一般競争入札による売渡しについては、受託事業体は買受者である集荷業者への売渡しを売渡期限までに全て実施し、集荷業者に売り渡された入札米は同省が想定していた７年８月末までに約９割が小売業者等に販売されていた。一方、随意契約による売渡しについては、受託事業体は同省が設定した小売業者等への売渡期限である８月 20 日までに売渡しを完了しておらず、随契米の全量の売渡しが完了したのは８年３月 31 日となっていて、売渡しが当初の想定より長期化していた。

そこで、当初の想定より長期化していた随意契約による売渡しについて、同省から受託事業体に対する指示の状況を確認した。

同省は、売渡しの開始時に、受託事業体に対して、小売業者等が指定した年産の備蓄米を売り渡すよう指示していた。このため、受託事業体は備蓄米の包装形態別の在庫量に応じて売り渡す年産の備蓄米を切り替えるなどして売り渡すことができず、フレコンに比べて作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米のメッシュチェックを実施するなどして売り渡す必要が生じ、出庫に時間を要していた状況も見受けられた。また、同省は、売渡しの開始後、受託事業体に対して、小売業者等から売渡希望場所等の変更の希望があった場合には、小売業者等が速やかに精米等を行った上で販売ができるよう、可能な限り希望に対応するよう指示していた。このため、受託事業体と小売業者等との間での売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等が各受託事業体において同時期に多数発生していた。これらを含む複合的な要因により、売渡しが当初の想定より長期化していた。

同省は、売渡しの開始後、これらの状況について把握しており、売渡しの進捗等を踏まえて、売渡しを迅速に実施するためには指示を見直すことなどが必要であったと思料されるが、買受者数が延べ 897 者と多く、個々の状況も異なることなどの実務上の制約もあり、売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難な状況となっていた。

このように、今般の備蓄米の売渡しにおいて、売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難であった点を踏まえ、今後、米の供給が不足するなどの事態が生じ、これに伴い売渡しを実施する場合は、売渡しを迅速に実施するために、同省において、売渡しの開始時及び開始後の指示の在り方について、実務上の制約も踏まえつつ検討する必要

があると思料される。

(3)　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況

今般の備蓄米の売渡しは、備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の歳入歳出決算に一定の影響を与えたと思料される。そこで、5年度から7年度までの間における、備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の歳入歳出及び損益の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　備蓄米制度の運営に係る歳入歳出の状況

1(2)ウにおいて示した備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の5年度から7年度までの歳入歳出予算に対応する歳入歳出決算は、5年度は歳出額が歳入額を436億6716万余円上回る状況となっていた。一方、6、7両年度は、今般の備蓄米の売渡しによって食糧売払代が増加したことに加えて、7年度は主食用米の需給がひっ迫していたことなどを考慮して7年産の備蓄米の買入れを行わなかったことから、歳入額が歳出額を上回る状況(決算における差額6年度113億7945万余円、7年度1060億6006万余円)となっていた(図表25参照)。また、7年度の米穀販売・管理業務委託費に係る補正予算額95億2977万余円のうち、7年度に支出されなかった57億2609万余円が翌年度に繰り越されていた。

図表25　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の勘定科目別の歳入歳出の状況　(単位：千円)

(会計名)食料安定供給特別会計

(勘定名)食糧管理勘定

	区分	勘定科目	令和5年度	6年度	7年度	計
決算	歳入(a)	食糧売払代	7,620,140	61,069,445	131,020,662	199,710,247
	歳出(b)	食糧買入費	41,048,603	38,916,885	—	79,965,488
		米穀販売・管理業務委託費	10,238,697	10,773,107	24,960,595	45,972,399
		支出済歳出額	10,238,697	10,773,107	19,234,502	40,246,306
		翌年度繰越額	—	—	5,726,093	5,726,093
		小計	51,287,300	49,689,992	24,960,595	125,937,887
	差額(c)＝(a)－(b)		△ 43,667,160	11,379,453	106,060,067	73,772,360

(注)　食糧売払代について、例年、備蓄米を飼料用として売り渡す場合、買入価格から8割程度減少した価格で売り渡されている。

歳出のうち備蓄米の売渡しに係る委託業務の経費が計上されている米穀販売・管理業務委託費についてみると、5年度から7年度までの間における委託契約に係る支出額は、5年度が102億3842万余円、6年度が107億5583万余円、7年度が191億6056万余円となっていた。このうち、5年度から7年度までの委託契約に係る経費別の支出額について農林水産省に確認したところ、7年度の運送経費は118億9907万余円となっており、随契米の売渡しに伴い運送経費が増加したことから、6年度の9億4338万余円から109億5569万余円増加していた。また、7年度の保管経費46億4573万余円のうち、保管経費相当額は5億1467万余円(保管経費の支出額46億4573万余円に占める割合は11%)となっていた(図表26参照)。

図表26　令和５年度から７年度までの委託契約に係る経費別の支出額　（単位：千円）

経費＼年度	令和５年度	６年度	７年度	計
取扱手数料	311,933	344,452	313,920	970,307
保管経費	7,506,582	7,997,607	4,645,736	20,149,926
保管経費相当額	—	—	514,678	514,678
運送経費	1,042,269	943,381	11,899,074	13,884,726
メッシュチェック荷役経費	633,229	646,363	1,460,483	2,740,076
その他（注）	744,413	824,027	841,346	2,409,787
計	10,238,428	10,755,833	19,160,562	40,154,823

（注）　カビ毒の分析経費、廃棄物の処理経費等

イ　備蓄米制度の運営に係る損益の状況

今般の備蓄米の売渡しに伴う食糧管理勘定における損益への影響をみるために、５年度から７年度までの備蓄米に係る売買損益をみたところ、５年度は336億6547万余円の損失となっていた。一方、６年度は３億6714万余円、７年度は969億3866万余円の利益となっていた（図表27参照）。

図表27　令和５年度から７年度までの備蓄米に係る売買損益　（単位：千円）

区分＼年度		令和５年度	６年度	７年度
売上高（A）　（注）		7,424,402	11,498,525	181,034,520
売上原価（B）	（B）＝（a）＋（b）－（c）	41,089,875	11,131,383	84,095,854
	前年度期末在庫評価額（a）	63,694,170	63,652,899	91,438,401
	買入高（b）	41,048,603	38,916,885	—
	本年度期末在庫評価額（c）	63,652,899	91,438,401	7,342,546
売買利益（△損失）（A）－（B）		△ 33,665,472	367,142	96,938,666

（注）　本図表中の「売上高」は受託事業体から売渡代金が収納された後、買受者への売渡しが完了した時点で計上される。一方、図表25中の「食糧売払代」は買受者への売渡しが完了していなくても、売渡代金が収納された時点で計上されることから、本図表中の「売上高」と一致しない。

そこで、６、７両年度において売買利益が生じていた理由について農林水産省に確認したところ、次のとおりとなっていた。

同省は、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）及び食料安定供給特別会計事務取扱細則（平成19年３月18総合第1865号）に基づき、年度末時点における備蓄米の在庫評価を行っている。具体的には、年度内に買い入れた価格（取得価格）又は前年度の期末在庫評価額と、翌年度以降の売却予定価格等を比較して低い方の価格を本年度の期末在庫評価額にすることとしている。

５年度以前の期末在庫評価額については、買入れから５年程度経過した後に飼料用等として売り渡すことを前提に、前年度の期末在庫評価額から３割から４割程度減少させた売却予定価格等を算定し、当該売却予定価格等を本年度の期末在庫評価額としていた。一方、６年度の期末在庫評価額については、７年度に主食用として売り渡すことが

見込まれたため、飼料用の価格を大きく上回る主食用として売り渡すことを前提に売却予定価格等を算定し5年度の期末在庫評価額等と比較していた。その結果、5年産以前の備蓄米については低い方の価格である5年度の期末在庫評価額がそのまま6年度の期末在庫評価額となり、6年度に買い入れた6年産の備蓄米については低い方の価格である取得価格が6年度の期末在庫評価額となったことなどから、6年度の期末在庫評価額は、5年度末の636億5289万余円から277億8550万余円増加して、914億3840万余円となっていた。また、7年度の期末在庫評価額については、8年度に主食用として売り渡すことが見込まれず5年度以前と同様に飼料用として売り渡すことを前提に売却予定価格等を算定し6年度の期末在庫評価額と比較した結果、低い方の価格である売却予定価格等が7年度の期末在庫評価額となったこと、今般の備蓄米の売渡しによって備蓄米の在庫量が減少したこと、7年産の備蓄米の買入れを行わなかったことから、7年度の期末在庫評価額は、6年度末の914億3840万余円から840億9585万余円減少して、73億4254万余円となっていた(図表28参照)。

図表28　備蓄米の期末在庫評価額に係る概念図

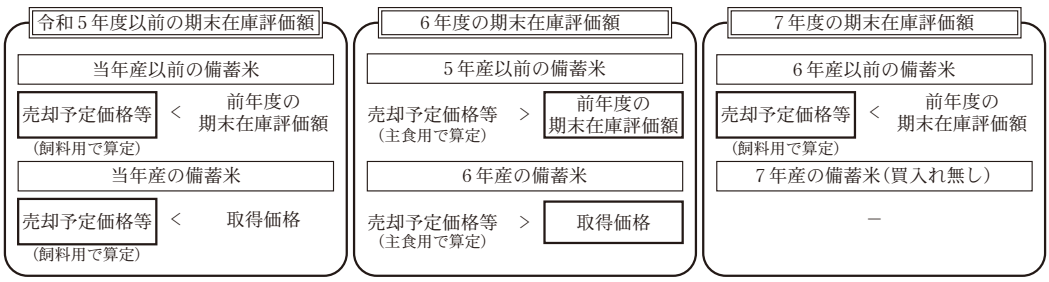

売上原価については、前年度の期末在庫評価額と買入高の合計から本年度の期末在庫評価額を除いて算定される。今回、6年度の期末在庫評価額が277億8550万余円増加したことなどから、6年度の売上原価は、5年度の売上原価410億8987万余円から299億5849万余円減少して、111億3138万余円となっていた。一方、7年度の期末在庫評価額が840億9585万余円減少したことなどから、7年度の売上原価は、6年度の売上原価111億3138万余円から729億6447万余円増加して、840億9585万余円となっていた。

売上高については、5年度以前は主に飼料用としての備蓄米の売渡しに係る売上高が計上されていたが、6年度の売上高は、主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高13億0079万余円、飼料用を含む非主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高101億9773万余円がそれぞれ計上されたことから、5年度の74億2440万余円から40億7412万余円増加して、114億9852万余円となっていた。また、7年度の売上高は、主に主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高が計上されたことなどから、6年度の114億9852万余円から1695億3599万余円増加して、1810億3452万余円となっていた。

これらの結果、6年度の売買損益は、売上高114億9852万余円から売上原価111億3138万余円を除いた3億6714万余円の利益が生じていた。また、7年度の売買損益は、売上高1810億3452万余円から売上原価840億9585万余円を除いた969億3866万余円の利益が生じていた。

次に、5年度から7年度までの備蓄米制度の運営に係る損益をみたところ、5年度は458億1138万余円の損失、6年度は122億8510万余円の損失となっていた。7年度は、今般の備蓄米の売渡しによって売買利益が969億3866万余円となったことから、米穀販売・管理業務委託費が6年度から84億6139万余円増加したものの、612億9764万余円の利益となっていた(図表29参照)。

図表29　令和5年度から7年度までの備蓄米制度の運営に係る損益　　(単位：千円)

区分＼年度	令和5年度	6年度	7年度
売買利益(△損失)(A)	△ 33,665,472	367,142	96,938,666
米穀販売・管理業務委託費(B)	10,238,428	10,773,107	19,234,502
その他収益 注(1) (C)	979,546	812,566	607,701
その他費用 注(2) (D)	2,887,032	2,691,701	17,014,215
当年度利益(△損失) {(A)＋(C)}－{(B)＋(D)}	△ 45,811,387	△ 12,285,101	61,297,648

注(1)　その他収益のうち主な収益は雑収入であり、雑収入は備蓄米に係る契約により発生する金利、違約金等である。

注(2)　その他費用のうち主な費用は業務勘定繰入額であり、業務勘定繰入額は食料安定供給特別会計業務勘定における共通経費(事務人件費等)のうち、備蓄米に係る分担額である。

なお、6、7両年度の備蓄米制度の運営に係る歳入歳出及び損益の状況は、同年度中に実施された備蓄米の売渡しに係る決算の状況を示すものであり、8年産米を対象として8年4月から実施されている備蓄米の買入れ及び7年産米を対象として8年9月から実施されている一般競争入札による売渡しに係る買戻しの影響までは含んでいない。このため、当該買入れ及び買戻しの実施による影響は、8年度以降の備蓄米制度の運営に係る歳入歳出及び損益の状況に反映されることに留意する必要がある。

(4)　備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等

食糧法においては、米穀の需給及び価格の安定を図るため、備蓄米制度を運営することとなっており、農林水産省によれば、特に価格の安定については、生産者における再生産や再投資が可能であり、かつ、国民にも理解が得られるような状態となることが望ましいとしている。また、今般の備蓄米の売渡しにおいては、主食用米の小売価格が高騰する中、米穀の需給及び価格の安定を図り、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められていたところである。

そこで、本院は、多額の支出を伴って実施された今般の備蓄米の売渡しと小売価格との関係について、主食用米のデータ、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告のデータを用いて確認した。具体的には、1(3)アのとおり、6年産の主食用米の市場への供給量が586万玄米tであることを前提に、国から集荷業者に売り渡された入札米31.2万玄米tのうち卸売業者等から小売業者に対する販売数量14.7万t、国から小売業者等に売り渡された随契米27.9万玄米tのうち小売業者から消費者に対する販売数量23.3万tを対象にして、随契米の小売価格の状況を確認するとともに、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係について分析するなどした。なお、3(2)ア(ア)aのとおり、同省は、小売業者から消費者への販売実績については報告を求めていないため、本院において入札米の小売価格等は確認できていない。

ア　随契米の小売価格の状況並びに備蓄米の販売数量及び主食用米の小売価格の関係

(ア)　備蓄米の販売数量並びに主食用米及び随契米の小売価格の状況

農林水産省は、1(3)アのとおり、主食用米のデータを基に主食用米の小売価格の推移を銘柄米と複数原料米等とに区分して公表しているほか、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告を基に販売数量及び小売価格の推移を公表している。そこで、7年3月から8年3月までの間における備蓄米の販売数量並びに銘柄米、複数原料米等の主食用米及び随契米のそれぞれの小売価格の推移について確認したところ、次のとおりとなっていた(図表30参照)。

備蓄米の販売数量については、7年7月上旬に最も多く、4.7万tとなっていた。

また、銘柄米の小売価格については、7年11月の4,500円/5kg台(図表30①)が最高額となっており、8年3月下旬の4,000円/5kg台(同②)が最低額となっていた。さらに、複数原料米等の小売価格については、8年1月上旬の4,100円/5kg台(同①')が最高額となっており、7年8月上旬の2,900円/5kg台(同②')が最低額となっていた。

銘柄米、複数原料米等の主食用米の小売価格がこのような推移となっている一方、随契米の小売価格については、随契米が小売業者から消費者に販売され始めた7年6月から8年3月までの間、2,000円/5kg程度で推移していた。

このように、主食用米の小売価格の水準には幅があるものの、随契米は、相対的に低価格で消費者に販売されていた。

図表30　備蓄米の販売数量並びに主食用米及び随契米の小売価格の推移

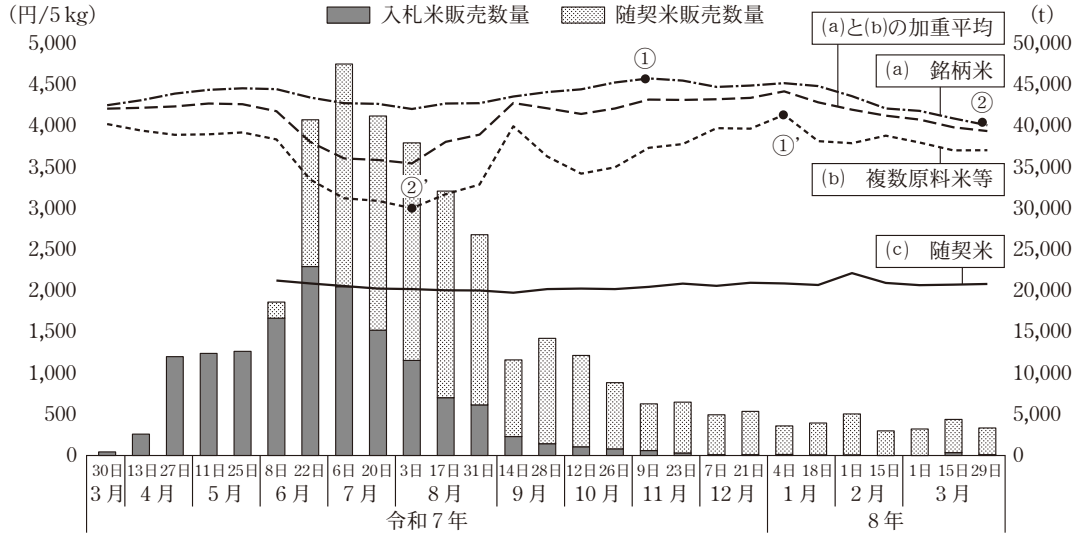

注(1)　本図表の銘柄米(a)、複数原料米等(b)及びこれらを加重平均した場合((a)＋(b)の加重平均)の小売価格の推移は、農林水産省が公表している主食用米のデータを基に本院で作成した。また、随契米(c)の小売価格の推移は、随契米の販売実績報告を基にして、本院において税込価格を算出している。

注(2)　農林水産省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者から消費者への販売実績については報告を求めていないため、本院において入札米の小売価格は確認できていない。

注(3)　入札米は、卸売業者から小売業者に対して販売された時点でそのほとんどが玄米から精米に加工されており、消費者が小売業者から実際に購入するまでに時間を要さないものと考えられることから、本図表では、入札米の小売業者に対する販売数量と、随契米の消費者に対する販売数量とを同時点のものとみなして集計している。

注(4)　入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告は、14日ごとに農林水産省へ報告することとなっており、横軸の日付は、14日ごとの報告期間の末日を記載している。また、報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売数量等を集計して記載している。

(ｲ)　備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係

農林水産省は、図表30に示す複数原料米等の小売価格のデータには、入札米及び随契米の小売価格分が含まれるとしている。これを踏まえると、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係を確認するに当たっては、入札米及び随契米による影響を複数原料米等の小売価格から取り除く必要がある。しかし、同省は、入札米については、流通の過程で他の原料米と混ぜ合わされて販売されている可能性があり、入札米の販売実績報告からも小売価格が把握できないことから、複数原料米等の小売価格のデータからは入札米の小売価格分を区分することはできないとしている。

このため、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係を確認するに当たり、まず、複数原料米等の小売価格から随契米の影響を取り除いた小売価格を、随契米の販売実績報告に基づくなどして推計により算出(以下、推計により算出した小売価格を「複数原料米等の推計小売価格」という。)し、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係を重回帰分析(注8)により確認した(備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係に係る分析方法については別図表2参照)。なお、上記のとおり、データの制約上、複数原料米等の

推計小売価格に含まれている入札米の影響は取り除くことができていないほか、主食用米の小売価格の変動要素として考えられる小売業者の販売戦略、消費者の購買動機等による影響についても十分に考慮できていない。

分析の結果、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格については、統計的に有意な関係が確認されなかった。一方、備蓄米の販売数量と複数原料米等の推計小売価格については、備蓄米の販売数量に係る回帰係数(注9)は－0.026（有意水準は１％未満）となり、統計的に有意な負の関係が確認された。すなわち、備蓄米の販売数量が多いと、複数原料米等の推計小売価格が低くなる傾向が見受けられた。

これは、統計的に、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格との間には関係が確認されなかった一方、備蓄米の販売数量と複数原料米等の推計小売価格との間には、随契米による影響を取り除いてもなお負の関係が確認されたことを表す。ただし、当該分析の結果は、一定の仮定の下で観察された関係を示すものであり、備蓄米の販売数量の増加に伴い複数原料米等の推計小売価格が一律に比例して低下し続けることを表すものではない。

（注８）　重回帰分析　　要因となる変数（以下「説明変数」という。）を二つ以上用いて、結果となる変数（以下「被説明変数」という。）をどの程度説明できるかを分析する統計手法

（注９）　回帰係数　　説明変数が１単位多い観測値になると、被説明変数がどれだけ高い又は低いかを表す係数

イ　流通の各段階における備蓄米の販売価格等の状況

１(3)イのとおり、入札米と随契米は、流通の仕組みに違いがあることから、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告に基づき、流通の各段階における販売価格等の状況についてみたところ、図表31のとおり、入札米は、国から集荷業者へは22,400円/60玄米kg、集荷業者から卸売業者へは23,700円/60玄米kg（直前段階の販売価格との差額1,200円/60玄米kg）、卸売業者から小売業者へは35,800円/60kg（同12,100円/60kg）となっていた。また、随契米は、国から小売業者へは11,400円/60玄米kg、小売業者から消費者へは24,400円/60kg（同12,900円/60kg）となっていた。

なお、これらの販売価格等には、流通の各段階で経費及び利益が加えられており、また、農林水産省は、これらの販売価格等のうち、随契米の小売価格には、入札米であれば卸売業者等が実施する玄米を精米にする作業、包装作業等に係る経費が含まれるとしている。

図表31　流通の各段階における入札米及び随契米の販売価格等の状況

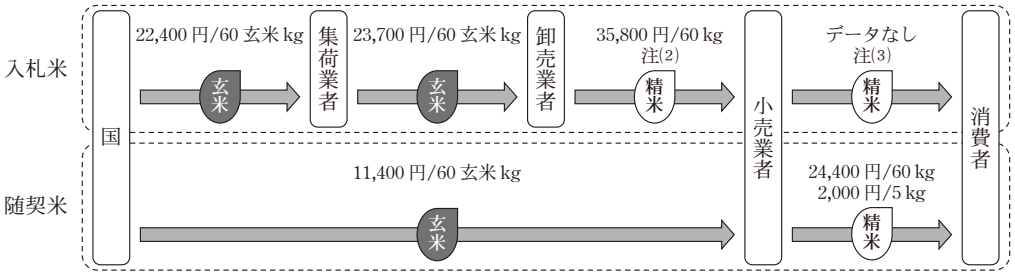

注(1)　本図表における流通の各段階の販売価格等は、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告に基づき、14 日ごとに集計されている流通の各段階における販売価格等を加重平均した上で税込価格とし、百円単位未満を切り捨てている。そのため、流通の各段階の販売価格等を差引きしても、本文に記載されている差額とは合致しない場合がある。

注(2)　卸売業者から小売業者に販売された入札米については、流通の過程で他の原料米と混ぜ合わされて販売されている可能性があるものの、農林水産省によれば、原則、混ぜ合わされている比率に応じて算定した入札米の販売価格を報告することになっている。

注(3)　農林水産省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、小売業者から消費者に販売された入札米の小売価格については、「データなし」としている。

4　本院の所見

今般の備蓄米の売渡しは、市場における米の不足感等を契機として主食用米の小売価格が高騰する中、主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況を踏まえて、主食用米の需給及び価格の安定を図るために実施されたものであり、その実施に当たっては、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められた。

本院が検査したところ、一般競争入札による売渡しについては、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、集荷業者に対して 7 年 3 月から実施され、集荷業者への売渡し（累計売渡数量 31.2 万玄米 t）は、農林水産省が設定した各売渡期限（第 1 回入札は 7 年 4 月 30 日、第 2 回入札は 5 月 31 日、第 3 回入札は 6 月 30 日）までに集荷業者延べ 17 者（純計 10 者）に対する売渡しが全て完了していた。小売業者等への販売実績（累計販売数量 27.3 万 t）は、 5 月上旬時点では 4.1 万 t となっていたが、同省が小売業者等への販売が完了すると想定していた 8 月末時点までには約 9 割の 25.1 万 t が販売されていた。

一方、随意契約による売渡しについては、 5 月上旬時点で、依然として市場における米の不足感があるなど国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等延べ 897 者（純計 741 者）に対して 5 月から実施され、入札米と比較して、短い期間で販売が開始されていたものの、複合的な要因により、売渡しが当初の想定より長期化していた。その結果として、同省が設定した小売業者等への売渡期限である 8 月 20 日までに売渡しが完了した数量は 18.4 万玄米 t（累計売渡数量 27.9 万玄米 t に占める割合は 66.0％）にとどまっていたほか、全量の売渡しが完了したのは 8 年 3 月 31 日となっていた。

同省による今般の備蓄米の売渡しに関する指示については、今般の備蓄米の売渡しにおいては売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難であった点を踏まえ、今後、米の供給が不足するなどの事態が生じ、これに伴い売渡しを実施する場合は、売渡しを迅速に実施す

るために、売渡しの開始時及び開始後の指示の在り方について、実務上の制約も踏まえつつ、検討する必要があると思料される。

また、随契米の小売価格については、主食用米の小売価格の水準には幅があるものの、相対的に低価格で消費者に販売されていたことが確認された。さらに、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係に係る分析において、銘柄米の小売価格については、備蓄米の販売数量との間に統計的に有意な関係が確認されなかった一方、複数原料米等の推計小売価格については、備蓄米の販売数量との間に統計的に有意な負の関係が確認された。

今後も、米の供給が不足するなどの事態が発生する際は、今般の備蓄米の売渡しと同様に、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められる。同省は、備蓄水準を回復させるために、米の需給状況等を見定めた上で、８年産米を対象とした備蓄米の買入れを８年４月から、７年産米を対象とした一般競争入札による売渡しに係る買戻しを８年９月からそれぞれ実施している。また、同省は、今般の米価高騰の要因や対応の検証を踏まえて、備蓄米制度を補完するものとして、民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付けるなどする民間備蓄制度を創設するなど、食糧法の改正に向けた検討を進めてきたところ、この改正法が同年７月８日に成立した。その後、同省は、改正後の食糧法に基づく取組の実施に向けた準備を進めており、食料の安定供給において備蓄米制度を引き続き重要な施策として位置付けて、安定的な制度運営に努めている。

ついては、同省において、米の供給が不足するなどの事態が今後発生する場合に備えて、本院の検査で明らかになった備蓄米の売渡しに係る実施状況、売渡しの迅速性を確保するための指示、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等に留意して、備蓄米制度をより一層効率的かつ効果的に運営することにより、米穀の需給及び価格の安定を図り、もって国民の食生活の安定に資するよう努めることが肝要である。

本院としては、備蓄米制度の運営について、引き続き注視していくこととする。

別図表１　入札米の小売業者等への販売実績、随契米の小売業者等への売渡実績及び随契米の消費者への販売実績

売渡手続開始からの経過日数（日）	①入札米（受託事業体から小売業者等まで）※図表18、図表19、図表24 精米				②随契米（受託事業体から小売業者等まで）※図表21 玄米				③随契米（受託事業体から消費者まで）※図表24 精米			
	報告期間の末日			累計販売数量（t）	報告期間の末日			累計売渡数量（玄米t）	報告期間の末日			累計販売数量（t）
	年	月	日		年	月	日		年	月	日	
14	令和7	3	16	0	7	6	8	16,130	7	6	8	1,945
28			30	461			22	48,135			22	19,742
42		4	13	4,192		7	6	82,533		7	6	46,752
56			27	22,378			20	115,504			20	72,902
70		5	11	41,975		8	3	145,693		8	3	99,858
84			25	63,848			17	175,884			17	126,858
98		6	8	92,889			31	190,089			31	149,933
112			22	131,504		9	14	201,082		9	14	159,972
126		7	6	166,589			28	215,572			28	173,511
140			20	196,562		10	12	223,466		10	12	185,432
154		8	3	221,194			26	232,273			26	193,847
168			17	236,864		11	9	236,733		11	9	199,885
182			31	251,380			23	242,654			23	206,617
196		9	14	257,034		12	7	248,562		12	7	211,844
210			28	260,810			21	253,566			21	217,309
224		10	12	263,052	8	1	4	256,658	8	1	4	220,946
238			26	266,011			18	261,435			18	224,925
252		11	9	267,970		2	1	265,779		2	1	230,004
266			23	268,876			15	269,530			15	233,051
280		12	7	269,368		3	1	274,730		3	1	236,171
294			21	269,791			15	277,383			15	240,268
308	8	1	4	270,177			29	279,507			29	243,551
322			18	272,288								
336		2	1	272,558								
350			15	272,655								
364		3	1	272,738								
378			15	273,428								
392			29	273,546								

注(1)　本図表は、農林水産省が公表している「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告結果」及び「随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告結果」を基に本院で作成した。

注(2)　入札米の売渡手続開始日は、第１回入札に係る入札公告日である３月３日を指しており、随契米の売渡手続開始日は、第１回申込受付開始日である５月26日を指している。

注(3)　入札米の「売渡手続開始からの経過日数（日）」欄の日数には、入札公告期間である７日間が含まれている。

別図表２　備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係に係る分析方法

＜複数原料米等の推計小売価格の算出方法＞

$$\frac{(\text{複数原料米等の小売価格}\times\text{複数原料米等の販売数量})-(2{,}000\text{円}/5\,\text{kg}\times\text{随契米の販売数量})}{(\text{複数原料米等の販売数量}-\text{随契米の販売数量})}$$

＜重回帰式＞

$$P_t=\alpha+\beta_1(S_t)+\beta_2(D_t)+\beta_3(Q_t)+\beta_4(S_t\times D_t)+\varepsilon_t$$

変数又は係数	説明
P_t	ある時点（t）の銘柄米の小売価格又は複数原料米等の推計小売価格
α	定数項。他の説明変数（S_t等）を０とした場合の基準的な小売価格の水準
β	各説明変数に対応する回帰係数であり、他の説明変数を一定とした場合に、ある説明変数が１単位多い観測値になると被説明変数が高い又は低いかを表す。
S_t	ある時点（t）における備蓄米の販売数量を表す説明変数（回帰係数β_1は0.000（標準誤差は0.002））
D_t	ある時点（t）における主食用米の区分（銘柄米の場合に０、複数原料米等の場合に１）を表す説明変数（回帰係数β_2は－333.558（標準誤差は32.343））
Q_t	ある時点（t）における主食用米の販売数量を表す説明変数（回帰係数β_3は－0.006（標準誤差は0.001））
$S_t\times D_t$	ある時点（t）における備蓄米の販売数量（S_t）と主食用米の区分（D_t）とを掛け合わせた交差項（$S_t\times D_t$）を表す説明変数。本分析においては、銘柄米の小売価格と複数原料米等の推計小売価格とで、備蓄米の販売数量との関係が異なるかどうかをみるために設定している（回帰係数β_4は－0.026（標準誤差は0.003））。
ε_t	誤差項。銘柄米の小売価格又は複数原料米等の推計小売価格の変動のうち、本分析で設定した説明変数では説明されない変動を表す。

注(1)　図表における「複数原料米等の小売価格」等の価格に係る単位は「円/５kg」、「複数原料米等の販売数量」等の量に係る単位は「ｔ（トン）」である。

注(2)　図表における「ある時点（t）」とは、１週間単位のことである。主食用米のデータ（農林水産省が公表している「スーパーでの販売数量・価格の推移（KSP－POSデータ全国、週次）」参照）の集計単位が１週間であることから、14日ごとに集計される入札米及び随契米の販売数量（同省が公表している「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告結果」及び「随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告結果」参照）を１週間当たりの販売数量に換算し、主食用米のデータの集計単位と対応させている。

注(3)　「主食用米の販売数量」については、農林水産省が公表している「検証のために行った追加調査等の結果」（令和７年７月30日）を基に、１年間の販売数量を586万玄米ｔ（令和６年産）として１週間当たりの販売数量を算出した上で、主食用米のデータにおける各週の銘柄米及び複数原料米等の構成比率を用いて、銘柄米及び複数原料米等の販売数量を推計している。

注(4)　図表における「標準誤差」とは、統計分析で得られた回帰係数のばらつきの大きさを示す指標であり、標準誤差が小さいほど回帰係数の信頼性は高い。また、この標準誤差を算出するに当たっては、統計的な信頼性を過大評価しないよう、１週間単位でデータをグループ化することによる補正であるクラスター・ロバスト補正を行っている。

第４節　特別会計財務書類の検査

令和６年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	令和７年11月７日
検　査　対　象	18府省庁等が所管する13特別会計の令和６年度特別会計財務書類
令和６年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	令和７年12月24日

会計検査院は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）第19条第２項の規定に基づき、令和７年11月７日に内閣から送付を受けた18府省庁(注１)等が所管する13特別会計(注２)の令和６年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月24日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

（注１）　18府省庁等　　国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル、復興両庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

（注２）　13特別会計　　交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融資、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

令和６年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）、同省令第１条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、18府省庁等が所管する４特別会計において４事項見受けられた。

なお、上記の４事項については、全て４省(注３)において所要の訂正が行われた。

（注３）　４省　　法務、財務、文部科学、厚生労働各省

表　特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないもの　（単位：百万円）

<table>
<tr><th>番号</th><th>特別会計名（勘定名）</th><th>所管</th><th colspan="3">財務書類の科目等</th><th>計上金額</th><th>適切な計上金額</th><th>事項</th></tr>
<tr><td rowspan="13">1</td><td rowspan="13">財政投融資（財政融資資金）</td><td rowspan="13">財務省及び国土交通省</td><td rowspan="4">貸借対照表</td><td>無形固定資産</td><td>本会計年度</td><td>5,764</td><td>4,016</td><td>①</td></tr>
<tr><td>資産合計</td><td>本会計年度</td><td>126,583,436</td><td>126,581,688</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>980,623</td><td>978,875</td></tr>
<tr><td>負債及び資産・負債差額合計</td><td>本会計年度</td><td>126,583,436</td><td>126,581,688</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務費用計算書</td><td>庁費等</td><td>本会計年度</td><td>178</td><td>1,432</td><td>①</td></tr>
<tr><td>本年度業務費用合計</td><td>本会計年度</td><td>664,969</td><td>666,223</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">資産・負債差額増減計算書</td><td>Ⅱ　本年度業務費用合計</td><td>本会計年度</td><td>△ 664,969</td><td>△ 666,223</td><td></td></tr>
<tr><td>Ⅳ　無償所管換等</td><td>本会計年度</td><td>36</td><td>△ 457</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ⅵ　本年度末資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>980,623</td><td>978,875</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">注記
3　追加情報
(4)　その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
<table><tr><th>注記の表示</th><th>注記の適切な表示</th></tr><tr><td>（記載なし）</td><td>③　過年度の貸借対照表における「無形固定資産」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「無形固定資産」が493百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が493百万円減少している。</td></tr></table></td><td>①</td></tr>
<tr><td colspan="8">附属明細書
1　貸借対照表の内容に関する明細
(1)　資産項目の明細
⑥　固定資産の明細
<table><tr><td rowspan="3">ソフトウェア仮勘定</td><td>本年度増加額</td><td>2,690</td><td>1,436</td><td rowspan="3">①</td></tr><tr><td>本年度減少額</td><td>1</td><td>495</td></tr><tr><td>本年度末残高</td><td>3,684</td><td>1,936</td></tr></table>2　資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細
(2)　無償所管換等の明細
<table><tr><td>誤謬修正</td><td>無形固定資産</td><td>（記載なし）</td><td>△ 493</td><td>①</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="8">〈表示が適切とは認められない事項の説明〉
事項①　貸借対照表の「無形固定資産」において、ソフトウェア仮勘定は、作成基準等により制作途中のソフトウェアの制作費に係る当該年度までの支出済歳出額を計上することとなっているのに、誤って当該年度までの支出済歳出額と翌年度以降の支出予定額の合計額を計上したため、「無形固定資産」の計上金額が誤っており、また、このことに伴い、業務費用計算書の「庁費等」の計上金額が誤っていたもの（財務省）
なお、上記に連動して、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</td></tr>
</table>

（単位：百万円）

番号	特別会計名（勘定名等）	所管	財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項
2	エネルギー対策（電源開発促進（連結））	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	連結資産・負債差額増減計算書	Ⅲ　財源	本会計年度	463,656	462,973	
				4　独立行政法人等収入	本会計年度	68,302	67,619	②
				Ⅵ　その他資産・負債差額の増減	本会計年度	3,388	4,071	
			附属明細書 3　連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細					
				4　独立行政法人等収入	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	208,647	207,964	②
				Ⅵ　その他資産・負債差額の増減	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	3,038	3,721	
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉 事項②　連結資産・負債差額増減計算書の「独立行政法人等収入」及び「その他資産・負債差額の増減」において、連結対象法人の財務諸表に計上されている前期損益修正益は、作成基準等により「その他資産・負債差額の増減」として計上することとなっているのに、誤って「独立行政法人等収入」として計上したため、それぞれの計上金額が誤っていたもの（文部科学省）					
3	年金（健康（連結））	内閣府及び厚生労働省	附属明細書 1　連結対象法人別の資産及び負債の明細					
				未収金	全国健康保険協会	1,069,978	1,942,418	③
					相殺消去	△ 1,044,549	△ 1,916,989	
			3　連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細					
				4　独立行政法人等収入	全国健康保険協会	12,749,576	13,052,853	③
					相殺消去	△ 11,480,616	△ 11,783,893	
				Ⅵ　その他資産・負債差額の増減	全国健康保険協会	—	569,163	
					相殺消去	2,716	△ 566,446	
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉 事項③　附属明細書の「連結対象法人別の資産及び負債の明細」の「未収金」並びに「連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細」の「独立行政法人等収入」及び「その他資産・負債差額の増減」に係る連結対象法人欄及び相殺消去欄において、連結財務書類の作成に当たり、独立行政法人等の財務諸表を国の会計処理に合わせるための組替の修正仕訳は、作成基準等により、附属明細書に記載する前に行って、組替後の金額を附属明細書に記載することとなっているのに、誤って組替前の金額を記載して附属明細書上で組替及び相殺消去を行ったため、「連結対象法人別の資産及び負債の明細」及び「連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細」の計上金額が誤っていたもの（厚生労働省）					

（単位：百万円）

<table>
<tr><th>番号</th><th>特別会計名</th><th>所管</th><th colspan="3">財務書類の科目等</th><th>計上金額</th><th>適切な計上金額</th><th>事項</th></tr>
<tr><td rowspan="11">4</td><td rowspan="11">東日本大震災復興</td><td rowspan="11">国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省</td><td rowspan="4">貸借対照表</td><td>その他の債権等</td><td>本会計年度</td><td>2,968</td><td>2,815</td><td>④</td></tr>
<tr><td>資産合計</td><td>本会計年度</td><td>1,427,433</td><td>1,427,283</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>△ 3,124,074</td><td>△ 3,124,224</td></tr>
<tr><td>負債及び資産・負債差額合計</td><td>本会計年度</td><td>1,427,433</td><td>1,427,283</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資産・負債差額増減計算書</td><td>Ⅳ 無償所管換等</td><td>本会計年度</td><td>129,008</td><td>128,854</td><td>④</td></tr>
<tr><td>Ⅶ 本年度末資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>△ 3,124,074</td><td>△ 3,124,224</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">注記
3　追加情報
(3)　その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
③　重要な会計処理の誤謬の修正
<table><tr><th>注記の表示</th><th>注記の適切な表示</th><th>④</th></tr><tr><td>前会計年度の貸借対照表における「物品」、「無形固定資産」、「退職給付引当金」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「物品」が6百万円、「無形固定資産」が13百万円増加、「退職給付引当金」が13百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が33百万円増加している。</td><td>前会計年度の貸借対照表における「その他の債権等」、「物品」、「無形固定資産」、「退職給付引当金」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「その他の債権等」が153百万円減少、「物品」が6百万円増加、「無形固定資産」が13百万円増加、「退職給付引当金」が13百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が119百万円減少している。</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="9">附属明細書
1　貸借対照表の内容に関する明細
(1)　所管別の資産、負債及び資産・負債差額の明細
<table><tr><td>その他の債権等</td><td>法務省</td><td>154</td><td>0</td><td>④</td></tr></table>(2)　資産項目の明細
⑥　その他の債権等の明細
<table><tr><td>法務省</td><td>法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額</td><td>法務省一般会計</td><td>154</td><td>0</td><td>④</td></tr></table>3　資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細
(1)　所管別の資産・負債差額の増減の明細
<table><tr><td>Ⅳ 無償所管換等</td><td>法務省</td><td>1</td><td>△ 151</td><td>④</td></tr></table>(4)　無償所管換等の明細
<table><tr><td>誤謬修正</td><td>その他の債権等</td><td>（記載なし）</td><td>△ 153</td><td>④</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="9">〈表示が適切とは認められない事項の説明〉
事項④　貸借対照表の「その他の債権等」において、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額は、作成基準等により年度末の支給対象職員に係る金額を計上することとなっているのに、誤って過年度における支給対象職員に係る金額が含まれている金額を計上したため、「その他の債権等」の計上金額が誤っていたもの（法務省）
なお、上記に連動して、連結貸借対照表及び連結資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</td></tr>
</table>

第５章　会計事務職員に対する検定

第５章　会計事務職員に対する検定

第１節　国の現金出納職員に対する検定

（概況）

令和７年10月から８年９月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは４件31,110,660円である。これに繰越し分３件23,100円を加えて、処理を要するものは７件31,133,760円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは３件6,077,700円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
法務省	3	21	1	10
外務省	1	3	—	—
財務省	2	6,067	2	6,067
防衛省	1	25,041	—	—
計	7	31,133	3	6,077

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補塡されているものなどである。

第2節　国の物品管理職員に対する検定

（概況）

令和7年10月から8年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは20,740件20,333,052,692円である。これに繰越し分85件287,565,654円を加えて、処理を要するものは20,825件20,620,618,346円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは20,750件20,435,989,373円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国会	20	7,220	20	7,220
裁判所	89	1,209	88	1,209
会計検査院	1	21	1	21
内閣	4	544	4	544
内閣府	1,634	17,781,092	1,632	17,781,089
デジタル庁	27	1,350	27	1,350
総務省	36	2,145	35	2,131
法務省	529	79,073	513	78,402
外務省	62	10,353	62	10,353
財務省	16,144	124,468	16,144	124,468
文部科学省	24	1,911	24	1,911
厚生労働省	210	24,247	209	22,046
農林水産省	309	201,038	302	197,067
経済産業省	208	538	206	538
国土交通省	389	179,804	368	153,752
環境省	24	7,632	22	4,110
防衛省	1,115	2,197,967	1,093	2,049,772
計	20,825	20,620,618	20,750	20,435,989

処理したもののうち内閣府及び防衛省の金額が多いのは、主として、次のことによる。

① 内閣府において、H3ロケット8号機の打上げ失敗により、搭載されていた高額な物品である測位衛星の亡失があったこと

② 防衛省において、試験中に高額な物品である航空機用エンジン等の損傷があったこと

（処理したものの内訳）

処理したものの内訳は次のとおりである。

① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの　19,294件　18,902,830,462円

② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補塡されているものなど　1,456件　1,533,158,911円

第 6 章　歳入歳出決算その他検査対象の概要

第６章　歳入歳出決算その他検査対象の概要

第１節　検査対象別の概要

第１　歳入歳出決算

１　概　　況

区　　分			７年度(百万円)	６年度(百万円)
歳入	合計		577,291,591	561,679,485
		一般会計	145,257,922	135,980,878
		特別会計	432,033,668	425,698,606

区　　分			７年度(百万円)	６年度(百万円)
歳出	合計		542,121,476	530,419,186
		一般会計	129,466,101	123,023,998
		特別会計	412,655,375	407,395,187

(注)　会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

２　一　般　会　計

(1)　歳　入

区　　分	７年度（千円）	６年度（千円）
徴収決定済額	145,274,862,185	136,008,546,395
収納済歳入額	145,257,922,782	135,980,878,488
不納欠損額	500,490	1,424,025
収納未済歳入額	16,438,911	26,243,882

(2)　歳　出

区　　分	７年度（千円）	６年度（千円）
支出済歳出額	129,466,101,868	123,023,998,629
翌年度繰越額	12,179,006,096	10,243,266,020
不用額	2,099,377,881	4,310,985,285

ア　支出済歳出額

(ｱ)　所　管　別

所　　管	７年度（千円）	６年度（千円）
皇室費	12,200,733	8,588,386
国会	134,434,271	132,575,517
裁判所	344,530,655	332,296,053
会計検査院	16,654,919	16,302,987
内閣	191,616,186	169,476,013
内閣府	4,973,223,349	4,756,928,108
デジタル庁	198,753,477	198,250,823
総務省	22,790,877,965	22,513,630,313
法務省	900,540,171	884,857,174

所管	7年度（千円）	6年度（千円）
外務省	978,737,888	951,291,260
財務省	30,282,984,074	27,348,178,977
文部科学省	7,097,999,045	6,644,291,668
厚生労働省	35,277,141,421	32,099,561,311
農林水産省	3,026,194,569	3,031,769,764
経済産業省	4,051,848,440	6,418,920,867
国土交通省	9,088,025,903	8,349,877,040
環境省	615,454,399	601,198,206
防衛省	9,484,884,392	8,566,004,152

(ｲ) 主要経費別

主要経費	7年度(千円)	6年度(千円)	主要経費	7年度(千円)	6年度(千円)
社会保障関係費	39,468,141,895	35,779,216,877	公共事業関係費	8,633,278,105	8,386,842,963
年金給付費	13,671,366,946	11,540,991,591	治山治水対策事業費	1,326,708,226	1,308,441,533
医療給付費	12,441,937,603	12,282,104,731	道路整備事業費	2,144,528,729	2,099,128,155
介護給付費	3,344,815,821	3,293,312,517	港湾空港鉄道等整備事業費	555,258,994	495,813,480
少子化対策費	3,418,925,074	3,159,364,985	住宅都市環境整備事業費	890,679,751	958,829,975
生活扶助等社会福祉費	5,347,397,623	4,723,918,340	公園水道廃棄物処理等施設整備費	320,394,642	274,114,017
保健衛生対策費	1,200,542,782	703,215,731	農林水産基盤整備事業費	891,623,706	861,588,388
雇用労災対策費	43,156,043	76,308,980	社会資本総合整備事業費	1,758,277,215	1,736,726,166
文教及び科学振興費	7,187,063,772	6,868,242,791	推進費等	77,953,236	64,910,014
義務教育費国庫負担金	1,692,056,488	1,617,253,582	災害復旧等事業費	667,853,602	587,291,232
科学技術振興費	2,579,396,204	2,510,652,313	経済協力費	724,386,144	765,275,162
文教施設費	231,650,241	214,293,855	中小企業対策費	952,619,044	786,977,949
教育振興助成費	2,563,984,904	2,401,728,397	エネルギー対策費	1,090,269,120	2,403,236,612
育英事業費	119,975,934	124,314,643	食料安定供給関係費	1,563,211,004	1,626,855,398
国債費	27,929,561,813	25,689,396,566	その他の事項経費	11,605,045,207	12,387,281,900
恩給関係費	56,724,266	70,821,126			
地方交付税交付金	19,983,361,496	18,486,753,817			
地方特例交付金	193,600,000	1,133,234,252			
防衛関係費	10,078,840,000	8,639,863,211			

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額の主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	45,738,856	126,829,481
内閣府	内閣本府	地方創生支援費	132,947,230	230,422,911
		物価高騰対応地方創生推進費	613,041,214	647,041,995
	地方創生推進事務局	地方創生推進費	55,208,546	124,016,306
	こども家庭庁	児童福祉施設等整備費	69,919,212	176,002,401
デジタル庁	デジタル庁	デジタル社会形成推進費	38,723,456	43,963,162
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	97,995,897	277,419,520
総務省	総務本省	物価高騰対応地方創生推進費	1,224,835,170	2,721,239,832
		電子政府・電子自治体推進費	110,577,178	333,279,155
法務省	法務本省	法務省施設費	31,302,535	61,300,806
外務省	外務本省	経済協力費	48,760,834	363,714,668

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
財務省	国税庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	31,451,425	147,289,023
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費	325,598,523	1,023,070,249
		高等教育振興費	46,528,298	119,143,165
		研究振興費	83,658,697	537,269,744
		国立大学法人施設整備費	102,055,583	205,537,429
		研究開発推進費	118,929,245	509,533,808
		公立文教施設整備費	283,733,243	593,399,207
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	252,069,025	770,484,734
		医療情報化等推進費	58,226,464	127,549,272
		医療提供体制基盤整備費	408,897,189	572,570,824
		生活保護等対策費	172,338,946	3,128,311,525
		障害保健福祉費	49,120,686	2,427,147,146
		介護保険制度運営推進費	306,982,758	3,929,194,372
農林水産省	農林水産本省	国産農産物生産基盤強化等対策費	206,146,888	798,839,271
		農業農村整備事業費	221,232,270	566,603,962
		北海道開発事業費	58,809,805	191,222,945
		農業施設災害復旧事業費	38,102,026	94,533,527
	林野庁	治山事業費	44,228,263	119,994,605
		森林整備事業費	60,923,110	219,753,661
経済産業省	経済産業本省	経済構造改革推進費	216,059,317	557,470,356
		対外経済政策推進費	51,061,447	257,879,425
		情報処理・サービス・製造産業振興費	30,846,459	295,067,938
	資源エネルギー庁	エネルギー需給構造高度化対策費	187,551,143	1,747,663,081
	中小企業庁	中小企業政策推進費	62,995,757	198,057,349
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費	37,311,293	42,358,679
		住宅市場整備推進費	30,030,000	73,902,858
		道路環境改善事業費	51,209,030	170,741,858
		住宅防災事業費	152,943,997	386,656,579
		下水道防災事業費	57,109,728	170,222,101
		河川整備事業費	344,852,681	1,033,870,071
		多目的ダム建設事業費	38,007,031	129,776,356
		砂防事業費	84,349,261	248,435,319
		道路交通安全対策事業費	395,216,578	1,497,769,246
		港湾事業費	113,070,575	409,764,617
		地域連携道路事業費	342,239,755	1,080,633,461
		都市再生・地域再生整備事業費	39,294,925	156,173,544
		地域公共交通維持・活性化推進費	44,605,334	100,301,960
		道路交通円滑化事業費	101,745,810	344,022,648
		社会資本総合整備事業費	853,359,284	2,502,486,997
		沖縄開発事業費	48,924,018	147,244,326
		北海道開発事業費	104,064,345	602,103,455
		河川等災害復旧事業費	408,353,378	827,463,326
		河川等災害関連事業費	132,333,583	277,832,976
環境省	環境本省	資源循環政策推進費	93,724,389	247,205,031
		廃棄物処理施設整備費	73,062,260	173,077,722
防衛省	防衛本省	防衛力基盤強化推進費	92,385,613	958,429,618
		防衛力基盤強化施設整備費	235,684,472	744,658,127
		武器車両等整備費	95,380,951	2,172,239,490
		航空機整備費	157,652,249	1,622,535,493
		在日米軍等駐留関連諸費	232,771,745	1,137,734,903

ウ　不用額

不用額の主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地方創生支援費	11,453,120	230,422,911
		物価高騰対応地方創生推進費	34,000,781	647,041,995
		防災政策費	10,291,603	39,547,515
	地方創生推進事務局	地方創生推進費	10,992,799	124,016,306
	こども家庭庁	母子家庭等対策費	11,672,039	176,758,055
		障害児支援等対策費	11,546,263	554,370,602
		児童福祉施設等整備費	21,678,041	176,002,401
総務省	総務本省	物価高騰対応地方創生推進費	21,116,955	2,721,239,832
		電子政府・電子自治体推進費	32,624,876	333,279,155
財務省	財務本省	財務本省共通費	21,182,851	125,181,979
		国債費	260,223,251	28,189,785,065
		貨幣回収準備資金へ繰入	20,882,911	68,152,662
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費	42,205,865	1,023,070,249
		大学等修学支援費	114,868,343	652,964,144
		公立文教施設整備費	84,356,236	593,399,207
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	12,521,442	770,484,734
		感染症対策費	42,076,763	355,261,919
		原爆被爆者等援護対策費	26,984,449	109,471,974
		医療提供体制基盤整備費	27,158,822	572,570,824
		生活保護等対策費	43,686,233	3,128,311,525
		障害保健福祉費	13,140,010	2,427,147,146
		公的年金制度等運営諸費	19,621,260	449,638,139
		介護保険制度運営推進費	396,418,054	3,929,194,372
農林水産省	農林水産本省	国産農産物生産基盤強化等対策費	125,679,654	798,839,271
経済産業省	経済産業本省	対外経済政策推進費	18,858,379	257,879,425
		情報処理・サービス・製造産業振興費	10,286,061	295,067,938
	中小企業庁	中小企業政策推進費	18,351,864	198,057,349
国土交通省	国土交通本省	住宅市場整備推進費	21,875,705	73,902,858
		住宅防災事業費	31,020,914	386,656,579
		河川等災害復旧事業費	15,974,335	827,463,326
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	13,763,531	869,444,118
		防衛力基盤強化推進費	30,675,383	958,429,618
		防衛力基盤強化施設整備費	31,173,104	744,658,127
		武器車両等整備費	17,060,433	2,172,239,490
		航空機整備費	23,349,097	1,622,535,493
	防衛装備庁	防衛力基盤強化推進費	17,871,460	594,841,570

エ　予備費使用額

予備費使用額は1兆4393億2201万余円(令和6年度1兆6849億6774万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本府	物価高騰対応地方創生推進費	100,000,000	647,034,762
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	85,125,995	69,162,068
法務省	法務本省	訟務費	4,781,321	1,872,234
厚生労働省	厚生労働本省	医療技術実用化等推進費	7,115,833	130,100,461
農林水産省	農林水産本省	食料安全保障確立対策費	8,261,947	26,849,844
経済産業省	経済産業本省	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	39,000,000	40,000,000
	資源エネルギー庁	エネルギー需給構造高度化対策費	1,082,908,384	529,598,424
国土交通省	国土交通本省	道路交通安全対策事業費	37,681,593	1,056,252,281
		地域公共交通維持・活性化推進費	5,841,708	63,674,096
		北海道開発事業費	13,218,000	485,794,550
		河川等災害復旧事業費	11,750,758	422,375,301
環境省	環境本省	資源循環政策推進費	39,805,142	122,512,960

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた15兆7918億2091万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた7年度新規発生剰余金は15兆7910億8765万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源12兆1790億0609万余円、地方交付税交付金財源1兆0024億5962万余円、復興費用及び復興債償還費用財源3億5356万余円並びに先端半導体・人工知能関連技術費用財源3億9225万余円を差し引いた2兆6088億7611万余円が、7年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

3 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものであり、令和7年度における特別会計は14会計である。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	53,594,135,309	53,594,135,309	—	—
6年度	54,434,126,935	54,434,126,935	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
7年度	52,965,872,357	52,071,036,901	26,943,494	867,891,961
6年度	54,656,405,543	53,220,981,633	711,414,944	724,008,965

(2) 財務省所管　地震再保険特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	118,734,475	118,734,475	—	—
6年度	113,654,873	113,654,873	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
7年度	117,427,430	2,305,420	—	115,122,009
6年度	113,328,344	4,365,517	—	108,962,826

（3） 財務省所管　　国債整理基金特別会計

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	216,080,643,096	216,080,643,096	—	—
6年度	216,834,328,483	216,834,328,483	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	223,802,235,688	212,857,264,769	3,042,874,740	7,902,096,178
6年度	223,628,261,741	213,708,840,457	3,085,823,930	6,833,597,354

（4） 財務省所管　　外国為替資金特別会計

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	5,725,290,516	5,725,290,516	—	—
6年度	5,712,899,775	5,712,899,775	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	1,545,794,724	668,712,502	—	877,082,221
6年度	1,317,220,070	352,551,066	—	964,669,003

（5） 財務省及び国土交通省所管　　財政投融資特別会計

ア　財政融資資金勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	21,378,070,178	21,378,070,178	—	—
6年度	22,983,679,470	22,983,679,470	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	23,436,397,274	21,357,201,967	—	2,079,195,306
6年度	23,083,280,677	22,961,165,326	—	122,115,350

イ　投資勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	1,221,664,157	1,221,664,157	—	—
6年度	868,568,374	868,568,374	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	1,021,170,202	903,429,853	10,000,000	107,740,348
6年度	578,418,929	463,615,885	39,000,000	75,803,043

ウ　特定国有財産整備勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	30,112,786	30,112,786	—	—
6年度	37,187,687	37,187,687	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	5,380,687	5,299,220	—	81,466
6年度	9,427,116	7,603,985	1,308,283	514,847

（6） 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管　　エネルギー対策特別会計

ア　エネルギー需給勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	4,733,122,080	4,733,122,080	—	—
6年度	4,579,078,239	4,577,634,677	1,443,550	11
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	4,555,091,579	3,146,807,212	914,153,173	494,131,193
6年度	4,803,598,286	3,332,366,925	752,822,486	718,408,873

イ　電源開発促進勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	585,638,295	585,638,295	—	—
6年度	472,062,528	472,062,528	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	560,015,075	459,743,450	74,194,713	26,076,911
6年度	451,079,861	374,197,883	52,324,317	24,557,659

ウ　原子力損害賠償支援勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	8,261,291,633	8,261,291,633	—	—
6年度	8,613,358,489	8,613,358,489	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	12,169,336,286	8,260,507,856	—	3,908,828,429
6年度	12,599,062,972	8,613,212,557	—	3,985,850,414

エ　先端半導体・人工知能関連技術勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	585,288,518	585,288,518	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	585,287,619	585,287,601	—	18

(注)　情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第30号)により、7年8月4日に新たに先端半導体・人工知能関連技術勘定が設置された。また、一般会計に所属する権利義務であって、6年度の一般会計補正予算(第1号)に計上された費用のうち先端半導体・人工知能関連技術対策に該当する措置に要する費用に関する権利義務(翌年度以降に繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)は、同勘定に帰属するなどしている。

（7） 厚生労働省所管　　労働保険特別会計

ア　労災勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	1,303,820,999	1,270,296,048	628,227	32,896,723
6年度	1,321,122,985	1,288,863,899	1,078,237	31,180,848
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	1,107,811,516	1,041,793,165	1,182,647	64,835,703
6年度	1,093,786,921	1,018,593,822	1,165,398	74,027,700

イ　雇用勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	2,473,393,952	2,399,651,546	1,614,381	72,128,025
6年度	3,687,662,654	3,625,022,701	1,374,927	61,265,026
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	2,197,095,893	1,973,744,171	2,848,925	220,502,796
6年度	3,295,717,736	2,944,076,391	5,082,699	346,558,646

ウ　徴収勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	4,413,984,707	4,365,919,026	4,331,062	43,734,618
6年度	4,432,786,098	4,386,527,191	3,420,534	42,838,371
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	4,257,787,169	4,246,252,783	—	11,534,386
6年度	4,280,263,387	4,267,950,891	61,733	12,250,762

（8）　厚生労働省所管　　年金特別会計

ア　基礎年金勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	28,524,710,546	28,524,257,925	91,545	361,075
6年度	26,249,970,566	26,249,457,859	126,102	386,604
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	28,557,395,255	26,306,155,788	—	2,251,239,466
6年度	30,344,956,289	25,726,438,301	—	4,618,517,987

イ　国民年金勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	4,343,863,948	4,331,267,158	4,799,763	7,797,026
6年度	3,774,007,723	3,763,236,562	4,112,230	6,658,930
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	4,312,450,059	4,260,280,621	—	52,169,437
6年度	4,244,113,164	3,734,960,804	—	509,152,359

ウ　厚生年金勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	53,433,624,357	53,321,082,157	38,275,732	74,266,466
6年度	50,462,754,312	50,353,797,377	29,259,784	79,697,150
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	52,432,946,234	51,555,769,414	—	877,176,819
6年度	51,577,228,424	47,280,212,102	—	4,297,016,321

エ　健康勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	14,445,882,965	14,379,634,668	22,761,858	43,486,437
6年度	13,665,810,738	13,601,958,717	17,118,001	46,734,020
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	13,768,540,281	13,761,871,232	—	6,669,048
6年度	12,804,393,312	12,801,907,191	—	2,486,120

オ　業務勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	1,343,693,789	1,325,516,855	8,371,474	9,805,458
6年度	559,496,275	544,203,703	5,862,199	9,430,372
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	1,247,034,313	1,211,086,791	491	35,947,030
6年度	494,350,935	455,772,707	—	38,578,227

(9)　内閣府及び厚生労働省所管　　子ども・子育て支援特別会計

ア　子ども・子育て支援勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	4,965,771,272	4,965,764,204	—	7,068
6年度	(4,099,415,579)	(4,097,394,536)	(469,349)	(1,551,694)
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	4,905,721,821	4,573,650,183	16,474,758	315,596,880
6年度	(3,991,007,049)	(3,662,361,827)	(87,720,796)	(240,924,424)

(注)　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、6年度の末日において年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に所属していた権利及び義務は、同特別会計の業務勘定に帰属するものを除き、7年度に設置された子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属している。なお、括弧書きは、6年度の年金特別会計の子ども・子育て支援勘定における歳入歳出決算の額である。

イ　育児休業等給付勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	1,066,213,626	1,066,069,587	2,248	141,790
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	1,068,697,363	964,469,807	—	104,227,555

(注)　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、6年度の末日において労働保険特別会計の雇用勘定に所属していた権利及び義務であって育児休業給付に係るものは、7年度に設置された子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に帰属している。

(10) 農林水産省所管　食料安定供給特別会計

ア　農業経営安定勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	260,888,152	260,887,842	—	310
6年度	249,894,152	249,878,177	—	15,974
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	247,250,231	191,358,104	—	55,892,126
6年度	241,376,484	194,811,257	—	46,565,226

イ　食糧管理勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	744,790,292	723,303,876	—	21,486,415
6年度	789,343,303	771,870,875	4,541	17,467,886
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	934,775,795	567,458,925	17,505,586	349,811,283
6年度	1,034,547,484	709,120,638	12,355,010	313,071,835

ウ　農業再保険勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	60,004,100	60,004,100	—	—
6年度	63,698,816	63,698,816	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	96,721,563	51,697,886	—	45,023,676
6年度	95,559,724	57,598,306	—	37,961,417

エ　漁船再保険勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	9,533,850	9,533,850	—	—
6年度	9,471,159	9,471,159	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	6,878,861	4,519,411	—	2,359,449
6年度	7,005,201	4,617,233	—	2,387,967

オ　漁業共済保険勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	11,807,532	11,807,532	—	—
6年度	12,132,202	12,132,202	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	11,501,201	11,408,771	—	92,429
6年度	12,451,679	11,734,430	—	717,248

カ　業務勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	11,388,750	11,388,750	—	—
6年度	14,179,662	14,179,313	348	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	24,028,791	11,366,261	22,489	12,640,040
6年度	23,373,888	14,155,883	23,430	9,194,574

キ　国営土地改良事業勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	6,959,160	6,959,160	—	—
6年度	9,361,384	9,361,046	338	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	9,191,885	6,627,892	2,291,116	272,876
6年度	10,194,569	9,078,574	778,465	337,529

(11)　農林水産省所管　　国有林野事業債務管理特別会計

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	334,297,762	334,297,762	—	—
6年度	339,525,897	339,525,897	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	334,314,124	334,297,762	—	16,361
6年度	339,540,120	339,525,897	—	14,222

(12)　経済産業省所管　　特許特別会計

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	286,226,006	286,223,131	2,875	—
6年度	266,153,684	266,150,945	—	2,739
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	154,677,660	147,988,240	75,995	6,613,423
6年度	154,013,711	144,246,297	279,747	9,487,666

(13)　国土交通省所管　　自動車安全特別会計

ア　自動車事故対策勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	661,671,113	659,689,366	248,793	1,732,952
6年度	89,979,838	87,398,076	1,299,091	1,282,670
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	34,274,104	24,700,103	5,978,218	3,595,782
6年度	26,248,775	21,075,189	1,983,977	3,189,607

イ　自動車検査登録勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	46,582,300	46,582,300	—	—
6年度	48,232,072	48,231,818	248	5
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	44,491,031	41,027,191	2,406,667	1,057,172
6年度	43,811,833	41,280,220	858,152	1,673,460

ウ　空港整備勘定

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	517,057,126	516,172,315	569	884,241
6年度	481,271,331	480,640,907	103,192	527,231
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	500,554,560	379,543,957	102,153,000	18,857,602
6年度	475,696,200	351,743,583	105,306,289	18,646,327

(14)　国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管　東日本大震災復興特別会計

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
7年度	844,038,998	843,368,671	—	670,326
6年度	788,347,257	788,103,461	—	243,795
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
7年度	830,140,064	670,709,782	79,402,259	80,028,022
6年度	737,690,669	565,024,595	62,593,443	110,072,630

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所　管	7　年　度(千円)	6　年　度(千円)
国会	—	—
裁判所	—	—
会計検査院	—	—
内閣	10,243	14,851
内閣府	6,501,776	6,767,428
デジタル庁	—	—
復興庁	21,468,214	19,865,819
総務省	66,187,912	57,092,659
法務省	—	42,344
外務省	—	—
財務省	233,847,795	165,385,477
文部科学省	9,139,458	11,541,681
厚生労働省	10,424,760	9,973,820
農林水産省	51,727,833	48,479,373
経済産業省	30,685,028	28,015,611
国土交通省	71,413,849	66,942,072
環境省	169,302,909	150,903,455
防衛省	—	—

(注)　国会、裁判所、会計検査院、デジタル庁、外務省及び防衛省には6、7両年度の歳出予算現額が、また、法務省には7年度の歳出予算現額が、それぞれ計上されていない。

第２　法律により設置されている資金の受払

法律により特に設置されている資金で、その受払の計算書、増減及び現在額の計算書又は増減に関する実績表を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出するなどしなければならないこととなっているものは、４資金である。

１　国税収納金整理資金

令和７年度国税収納金整理資金受払計算書における資金の受入及び支払

受　　入	徴収決定済額（千円）	収納済額（千円）	不納欠損額（千円）	収納未済額（千円）
７年度	114,091,656,038	112,760,456,395	107,368,422	1,223,831,220
６年度	105,016,029,141	103,754,786,308	74,302,237	1,186,940,595
支　　払	支払決定済額（千円）		歳入組入額（千円）	
７年度	23,597,276,096		87,476,522,244	
６年度	24,130,746,931		78,022,985,865	

２　決算調整資金

令和７年度決算調整資金の増減及び現在額計算書における資金の増減及び現在額

区　　分	金額（千円）
７年７月末資金現在額	—
７年８月１日から８年７月31日までの資金増	—
７年８月１日から８年７月31日までの資金減	—
８年７月末資金現在額	—

３　貨幣回収準備資金

令和７年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書における資金の増減及び現在額

区　　分	事　　項	７年度（千円）	６年度（千円）
国　　庫　　金	年度首在高	674,028,696	638,351,894
	（受入）		
	貨幣発行高	187,041,276	192,533,344
	一般会計より繰入	53,209,519	72,892,977
	運用益	660,663	87,416
	地金売払代	4,601,162	5,748,224
	計	245,512,620	271,261,962
	（払出）		
	貨幣回収高	288,938,205	235,585,160
	計	288,938,205	235,585,160
	差引現在額	630,603,112	674,028,696
回収貨幣及地金	年度首在高	147,797,630	141,274,884
	（受入）		
	回収貨幣	14,468,728	15,491,774
	計	14,468,728	15,491,774
	（払出）		
	貨幣材料	4,595,921	3,698,422
	地金売払	4,226,790	5,064,903
	その他	132,127	205,702
	計	8,954,839	8,969,028
	差引現在額	153,311,520	147,797,630
資　　金　　合　　計		783,914,632	821,826,327

4　防衛力強化資金

令和７年度防衛力強化資金増減実績表における資金の増減及び現在額

区　　分	７年度（千円）	６年度（千円）
前年度末現在額	3,375,589,012	4,268,513,579
資金増減額（減は△）	△ 1,028,897,028	△ 892,924,567
受　　入	638,324,131	261,899,597
払　　出	1,667,221,160	1,154,824,165
本年度末現在額	2,346,691,983	3,375,589,012

第3　債権及び債務

1　債　　権

令和7年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額

区　　分	7年度末現在額(千円)	6年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳　　入	5,809,956,258	6,029,835,261	△ 219,879,002
歳　入　外	65,064	45,910	19,153
積　立　金	121,289,349,784	118,074,182,568	3,215,167,216
資　　金	118,773,300,793	120,206,423,163	△ 1,433,122,370
計	245,872,671,900	244,310,486,903	1,562,184,997

2　債　　務

令和7年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計

種　　別	7年度末現在額(千円)	6年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	1,266,413,262	175,067,028	1,091,346,233
歳出予算の繰越債務負担額	7,707,402,382	6,430,211,520	1,277,190,861
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	895,837,320	778,802,443	117,034,876
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	24,275,402,497	21,098,100,721	3,177,301,775
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	292,321,830	—	292,321,830
公債	1,207,154,934,050	1,182,853,632,038	24,301,302,012
内国債	1,207,154,821,166	1,182,853,528,865	24,301,292,300
外国債(注)	112,884	103,172	9,711
借入金	43,455,047,291	46,867,529,102	△ 3,412,481,810
政府短期証券	92,299,470,000	93,899,620,000	△ 1,600,150,000
一時借入金	869,298,000	63,473,000	805,825,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	3,217,941,971	3,736,398,258	△ 518,456,287
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	35,692,441,893	35,863,600,441	△ 171,158,548
計	1,417,126,510,499	1,391,766,434,556	25,360,075,943

(注)　外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

第４　国有財産及び物品

１　国　有　財　産

令和７年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額

区　　分		７年度末現在額（千円）	６年度末現在額（千円）	差引き増△減（千円）
土　　地		22,498,453,848	21,281,155,815	1,217,298,032
立　木　竹		4,182,654,116	4,151,063,404	31,590,712
建　　物		3,498,149,821	3,385,225,901	112,923,919
工　作　物		2,675,758,864	2,493,969,172	181,789,691
機　械　器　具		0	0	—
船　　舶		1,734,005,574	1,626,286,745	107,718,828
航　空　機		1,146,199,261	941,402,529	204,796,731
地　上　権　等		3,270,967	3,086,990	183,977
特　許　権　等		1,112,383	1,142,840	△ 30,457
政　府　出　資　等		112,751,589,073	106,589,129,839	6,162,459,234
不動産の信託の受益権		16,098,347	15,748,968	349,379
計		148,507,292,258	140,488,212,208	8,019,080,050
分類及び種類	行　政　財　産	29,472,718,380	27,847,066,037	1,625,652,343
	公　用　財　産	22,442,023,144	21,015,294,269	1,426,728,874
	公　共　用　財　産	947,228,240	876,565,516	70,662,724
	皇　室　用　財　産	910,302,168	811,868,701	98,433,466
	森林経営用財産	5,173,164,828	5,143,337,549	29,827,278
	普　通　財　産	119,034,573,877	112,641,146,171	6,393,427,706

令和７年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額

区　　分	７年度末現在額（千円）	６年度末現在額（千円）	差引き増△減（千円）
土　　地	1,447,386,902	1,354,633,550	92,753,351
立　木　竹	879,337	874,813	4,523
建　　物	594,653	646,906	△ 52,253
工　作　物	549,200	606,392	△ 57,192
計	1,449,410,093	1,356,761,664	92,648,428

2　物　　品

令和７年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額

品　　目	７年度末現在額（千円）	６年度末現在額（千円）	差引き増△減（千円）
電　気　機　器	94,615,787	87,342,500	7,273,286
通　信　機　器	1,073,827,088	1,066,646,416	7,180,672
工　作　機　器	1,499,715	1,462,288	37,426
木　工　機　器	3,553,273	3,597,486	△ 44,213
土　木　機　器	193,053,400	180,103,461	12,949,939
試験及び測定機器	555,545,707	545,608,664	9,937,042
荷役運搬機器	4,866,878	4,486,452	380,425
産　業　機　器	19,982,986	20,107,854	△ 124,867
船舶用機器	16,794,285	17,833,319	△ 1,039,034
車両及び軌条	909,998,749	867,999,841	41,998,908
医　療　機　器	33,979,678	36,374,116	△ 2,394,437
特殊用途機器	113,002,534	114,081,536	△ 1,079,001
雑　機　器	331,402,664	324,175,556	7,227,107
防　衛　用　武　器	3,392,270,763	3,387,979,342	4,291,420
防衛用施設機器	236,304,841	243,954,085	△ 7,649,243
防衛用電気通信機器	4,285,459,918	4,143,192,988	142,266,930
防衛用航空機用機器	2,641,019,142	2,424,431,940	216,587,202
防衛用船舶用機器	567,929,307	459,264,580	108,664,726
防衛用衛生器材	53,706,296	52,793,222	913,074
防衛用一般機器	1,702,894,565	1,637,805,766	65,088,798
美　術　品	49,472,677	48,517,056	955,621
計	16,281,180,264	15,667,758,477	613,421,787

第５　財政融資資金の長期運用

令和７年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額

区　　分	長期運用予定現額（千円）	本年度運用済額（千円）	翌年度繰越額（千円）	運用残額（千円）
国（特別会計）	45,967,495	31,989,197	9,134,288	4,844,010
政府関係機関	8,118,800,000	3,584,550,000	—	4,534,250,000
独立行政法人等	2,210,477,611	1,989,892,407	6,349,518	214,235,686
地方公共団体	5,922,634,258	2,702,945,558	2,505,324,000	714,364,700
計	16,297,879,364	8,309,377,162	2,520,807,806	5,467,694,396

第６　政府関係機関及びその他の団体

１　概　　況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

令和８年次の検査（７年10月から８年９月まで）において検査の対象としたのは次の会計である。

①　国が資本金の２分の１以上を出資している法人の会計　208

②　法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計　1

③　国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち　9

④　国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち　16

⑤　国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち　3

⑥　国が補助金その他の財政援助を与えたものの会計のうち　4,856

⑦　国若しくは①に該当する法人（以下「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち　64

このうち、①から⑥までの明細は次のとおりである。

区　　分	団　　体　　名			
①国が資本金の２分の１以上を出資している法人の会計　208	（１）　**政府関係機関**　4			
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門（注１）
	（２）　**事業団等**　38			
	日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会	預金保険機構
	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター	全国健康保険協会
	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構（注２）	日本年金機構
	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構（注３）
	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	横浜川崎国際港湾株式会社
	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	株式会社日本貿易保険	株式会社脱炭素化支援機構
	金融経済教育推進機構	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	国立健康危機管理研究機構（注４）	
	以上のほか、清算中のものなどが７団体ある。			

区　　分	団　　体　　名			
	（3） **独立行政法人**（注5） **82**			
	国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館（注6）	国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	量子科学技術研究開発機構	国立美術館
	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	家畜改良センター	農業・食品産業技術総合研究機構
	国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構	水産研究・教育機構	産業技術総合研究所
	製品評価技術基盤機構	土木研究所	建築研究所	海上・港湾・航空技術研究所
	海技教育機構	航空大学校	国立環境研究所	教職員支援機構
	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構	造幣局	国立印刷局
	国民生活センター	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会
	国際協力機構（注1）	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	情報処理推進機構
	エネルギー・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構
	環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構
	大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金
	医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	地域医療機能推進機構
	年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	国立がん研究センター
	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
	勤労者退職金共済機構	日本医療研究開発機構		

区　　分	団　　体　　名
	（4） **国立大学法人等**（注5） **85** 北海道大学　北海道教育大学　室蘭工業大学　北海道国立大学機構 旭川医科大学　弘前大学　岩手大学　東北大学 宮城教育大学　秋田大学　山形大学　福島大学 茨城大学　筑波大学　筑波技術大学　宇都宮大学 群馬大学　埼玉大学　千葉大学　東京大学 東京外国語大学　東京科学大学　東京学芸大学　東京農工大学 東京芸術大学　東京海洋大学　お茶の水女子大学　電気通信大学 一橋大学　横浜国立大学　新潟大学　長岡技術科学大学 上越教育大学　富山大学　金沢大学　福井大学 山梨大学　信州大学　静岡大学　浜松医科大学 東海国立大学機構　愛知教育大学　名古屋工業大学　豊橋技術科学大学 三重大学　滋賀大学　滋賀医科大学　京都大学 京都教育大学　京都工芸繊維大学　大阪大学　大阪教育大学 兵庫教育大学　神戸大学　奈良国立大学機構　和歌山大学 鳥取大学　島根大学　岡山大学　広島大学 山口大学　徳島大学　鳴門教育大学　香川大学 愛媛大学　高知大学　福岡教育大学　九州大学 九州工業大学　佐賀大学　長崎大学　熊本大学 大分大学　宮崎大学　鹿児島大学　鹿屋体育大学 琉球大学　政策研究大学院大学　総合研究大学院大学　北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学　大学共同利用機関法人人間文化研究機構　大学共同利用機関法人自然科学研究機構　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1	日本放送協会
③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9	中部国際空港株式会社　NTT株式会社（注7）　首都高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社 日本アルコール産業株式会社　株式会社商工組合中央金庫（注8）　日本たばこ産業株式会社　阪神国際港湾株式会社 日本郵政株式会社

区　　分	団　　体　　名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 16	北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社	東京湾横断道路株式会社
	NTT東日本株式会社（注９）	NTT西日本株式会社（注10）	日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行
	株式会社かんぽ生命保険	株式会社整理回収機構	株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
	関西国際空港土地保有株式会社	東京電力ホールディングス株式会社	株式会社INCJ（注２）	
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが１団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	
⑥国が補助金その他の財政援助を与えたものの会計のうち 4,856	日本下水道事業団 以上のほか、都道府県、市町村、各種組合、学校法人等が4,855団体等ある。			

（注１）「国が資本金の２分の１以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

（注２）「株式会社産業革新投資機構」は、令和７年10月１日に、同日に解散した「株式会社INCJ」の権利及び義務を承継した。

（注３）「株式会社農林漁業成長産業化支援機構」は、令和８年３月31日に解散して、清算会社に移行した。

（注４）「国立健康危機管理研究機構」は、令和７年４月１日に設立されて、同日に解散した「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」の権利及び義務を承継した。

（注５）各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

（注６）「独立行政法人国立女性教育会館」は令和８年４月１日に解散して、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人男女共同参画機構」に承継された。

（注７）「NTT株式会社」は、令和７年７月１日に「日本電信電話株式会社」から移行した。

（注８）「株式会社商工組合中央金庫」は、従来国が資本金の一部を出資している団体であったが、令和７年６月12日に、国が保有する株式を全て売却したことにより、国が資本金の一部を出資している団体に該当しないこととなった。

（注９）「NTT東日本株式会社」は、令和７年７月１日に「東日本電信電話株式会社」から移行した。

（注10）「NTT西日本株式会社」は、令和７年７月１日に「西日本電信電話株式会社」から移行した。

2　政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされていて、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人であり、令和７年度末における政府関係機関は４機関である。

（１）　沖縄振興開発金融公庫

収　入	収入済額（千円）
７年度	10,816,487
６年度	10,285,476

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
７年度	11,936,279	9,089,524	2,846,754
６年度	11,088,731	8,451,246	2,637,484

（２）　株式会社日本政策金融公庫

ア　国民一般向け業務（国民一般向け業務勘定）

収　入	収入済額（千円）
７年度	155,544,115
６年度	143,217,100

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
７年度	127,950,234	95,721,359	32,228,874
６年度	135,916,432	84,500,395	51,416,036

イ　農林水産業者向け業務（農林水産業者向け業務勘定）

収　入	収入済額（千円）
７年度	67,257,889
６年度	52,694,477

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
７年度	54,394,934	38,729,346	15,665,587
６年度	51,947,759	35,566,037	16,381,721

ウ　中小企業者向け業務（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定）

収　入	収入済額（千円）
７年度	100,906,184
６年度	91,125,582

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
７年度	65,160,091	41,326,935	23,833,155
６年度	69,797,095	35,288,491	34,508,603

エ　信用保険等業務（信用保険等業務勘定）

収　入	収入済額（千円）
7年度	257,220,539
6年度	237,131,110

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
7年度	878,752,235	442,804,068	435,948,166
6年度	845,646,528	449,037,775	396,608,752

オ　危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務勘定）

収　入	収入済額（千円）
7年度	11,062,822
6年度	7,468,468

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
7年度	55,522,275	21,231,204	34,291,070
6年度	71,133,209	33,576,952	37,556,256

カ　特定事業等促進円滑化業務（特定事業等促進円滑化業務勘定）

収　入	収入済額（千円）
7年度	531,094
6年度	362,825

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
7年度	5,964,967	529,866	5,435,100
6年度	6,505,974	363,758	6,142,215

（3）　株式会社国際協力銀行

収　入	収入済額（千円）
7年度	1,091,826,976
6年度	1,360,473,601

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
7年度	1,913,109,085	992,910,693	920,198,391
6年度	1,686,616,712	1,262,382,673	424,234,038

（4）　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入	収入済額（千円）
7年度	193,339,894
6年度	176,666,867

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
7年度	223,578,281	146,385,237	77,193,043
6年度	182,133,826	135,955,776	46,178,049

3　日本銀行の決算

貸借対照表

区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）	区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）
資産	663,025,058,869	729,766,909,653	負債	657,322,648,660	723,839,816,120
			純資産	5,702,410,208	5,927,093,532

損益計算書

区　　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）
経常収益	5,771,385,740	4,575,799,618
経常費用	3,429,265,142	1,783,524,420
経常利益	2,342,120,597	2,792,275,198
特別利益	4,296,329	1,940,939
特別損失	373,410,433	472,900,384
税引前当期剰余金	1,973,006,493	2,321,315,753
法人税、住民税及び事業税	46,620,284	57,032,035
当期剰余金	1,926,386,208	2,264,283,718
（剰余金の処分）		
法定準備金積立額	96,319,310	113,214,185
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	1,830,061,898	2,151,064,532

4　日本放送協会の決算

貸借対照表

区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）	区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）
資産	1,248,563,025	1,266,665,094	負債	451,814,496	438,019,117
流動資産	407,509,012	479,990,219	流動負債	271,318,277	259,714,893
固定資産	706,184,517	651,805,379	固定負債	180,496,219	178,304,223
特定資産	134,869,495	134,869,495			
			純資産	796,748,529	828,645,976

損益計算書

区　　分	7事業年度（千円）	6事業年度（千円）
経常事業収入	606,125,514	612,543,671
経常事業支出	652,678,029	655,230,521
経常事業収支差金	△ 46,552,515	△ 42,686,849
経常事業外収入	14,622,147	9,752,916
経常事業外支出	101,301	—
経常事業外収支差金	14,520,845	9,752,916
経常収支差金	△ 32,031,669	△ 32,933,933
特別収入	1,436,494	824,898
特別支出	1,302,272	12,825,366
当期事業収支差金	△ 31,897,447	△ 44,934,401
（事業収支差金の処分）		
事業収支剰余金	△ 31,897,447	△ 44,934,401

ア　一般勘定

貸借対照表

区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）	区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）
資産	1,247,343,857	1,265,462,212	負債	450,595,328	436,816,235
流動資産	406,301,571	478,800,499	流動負債	270,100,568	258,515,674
固定資産	706,172,790	651,792,217	固定負債	180,494,759	178,300,560
特定資産	134,869,495	134,869,495			
			純資産	796,748,529	828,645,976

損益計算書

区　　分	7事業年度（千円）	6事業年度（千円）
経常事業収入	600,447,969	607,562,219
経常事業支出	646,974,612	650,249,060
経常事業収支差金	△ 46,526,643	△ 42,686,841
経常事業外収入	14,596,275	9,752,908
経常事業外支出	101,301	—
経常事業外収支差金	14,494,973	9,752,908
経常収支差金	△ 32,031,669	△ 32,933,933
特別収入	1,436,494	824,898
特別支出	1,302,272	12,825,366
当期事業収支差金	△ 31,897,447	△ 44,934,401
（事業収支差金の処分）		
事業収支剰余金	△ 31,897,447	△ 44,934,401

イ　有料インターネット活用業務勘定

貸借対照表

区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）	区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）
資産	1,169,905	1,181,119	負債	1,169,905	1,181,119
流動資産	1,158,178	1,167,957	流動負債	1,168,445	1,177,456
固定資産	11,726	13,161	固定負債	1,459	3,662

損益計算書

区　　分	7事業年度（千円）	6事業年度（千円）
経常事業収入	7,104,387	6,540,019
経常事業支出	6,517,515	5,638,672
経常事業収支差金	586,872	901,347
経常事業外収入	25,872	7
経常事業外収支差金	25,872	7
経常収支差金	612,744	901,355
当期事業収支差金	612,744	901,355
（事業収支差金の処分）		
一般勘定への繰入れ	612,744	901,355

ウ　受託業務等勘定

貸借対照表

区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）	区　分	7事業年度末（千円）	6事業年度末（千円）
資産	111,881	88,848	負債	111,881	88,848
流動資産	111,881	88,848	流動負債	111,881	88,848

損益計算書

区　　分	7事業年度（千円）	6事業年度（千円）
経常事業収入	1,281,845	1,262,937
経常事業支出	1,066,083	1,039,748
経常事業収支差金	215,762	223,188
当期事業収支差金	215,762	223,188
（事業収支差金の処分）		
一般勘定への繰入れ	215,762	223,188

第2節　国の財政等の状況

第1　国の財政の状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第1節に記述したとおりであるが、国の会計等のより的確な理解に資するために、決算でみた国の財政の状況を述べると次のとおりである。

1　国の財政の現状等の概要等

(1)　国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補塡のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどっている。令和7年度末において、建設国債(注1)、特例国債(注2)、復興債(注3)等、借換債(注4)等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は1104.2兆円に達している。また、7年度の国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は21.5％となっている。

こうした厳しい財政状況が続いている中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―」(平成25年8月閣議了解)において、①国・地方を合わせた基礎的財政収支(注5)(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月閣議決定)において、「経済・財政新生計画」を定めて、2025年度(7年度)の国・地方PBの黒字化を目指すとともに、計画期間(注6)を通じ、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととした。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)において、「2025年度(7年度)から2026年度(8年度)を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す」、「その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」こととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和8年7月閣議決定)において、「「経済・財政新生計画」を刷新し、本章(注7)を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画(注8)」として定め、目指す経済・財政の姿の実現に向けて取り組む」、「本計画における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付ける」、「PBについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で

管理する」、「PB、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対 GDP 比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組む」こととしている。

また、国・地方 PB、国・地方を合わせた財政収支（以下「財政収支」という。）、債務残高(注9)及びそれぞれの対 GDP 比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」（以下「内閣府試算」という。）において実績値(注10)等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査している。そして、平成 28 年度以降の検査報告の第 6 章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方 PB、財政収支対 GDP 比及び債務残高対 GDP 比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

（注１） 建設国債　　財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

（注２） 特例国債　　公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

（注３） 復興債等　　①復興債、②脱炭素成長型経済構造移行債、③子ども・子育て支援特例公債及び④先端半導体・人工知能関連技術債をいう。

①復興債　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）第 69 条の規定に基づき、復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

②脱炭素成長型経済構造移行債　　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）第 7 条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債（以下「GX 経済移行債」という。）。同法第 8 条において、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和 32 年度までの間に償還するものとされている。

③子ども・子育て支援特例公債　　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 71 条の 26 の規定に基づき、支援納付金対象費用の財源を確保するために発行される公債（以下「子ども特例債」という。）。同法第 71 条の 27 において、令和 33 年度までの間に償還するものとされている。

④先端半導体・人工知能関連技術債　　情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 69 条の規定に基づき、先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用の財源を確保するために発行される公債（以下「半導体・AI 債」という。）。同法第 70 条において、令和 32 年度までの間に償還するものとされている。

（注４） 借換債　　特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号。以下「特会法」という。）第 46 条及び第 47 条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債

（注５） 基礎的財政収支　　内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差（財政収支）に、支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差。基礎的財政収支はプライマリー・バランス（PB）とも称される。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、GX 対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの国・地方 PB が示されている。

（注６）　計画期間　　「経済・財政新生計画」の対象期間であり、令和７年度から12年度までの６年間

（注７）　本章　　「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和８年７月閣議決定）における「第３章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」」

（注８）　中長期経済財政計画の対象期間は令和９年度から22年度までの14年間

（注９）　債務残高　　普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、GX対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの債務残高が、国・地方の公債等残高として示されている。

（注10）　令和８年７月に公表された内閣府試算における７年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

(2)　国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある（以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。）。財政健全化の指標のうち、国・地方PB、財政収支及びそれぞれの対GDP比は内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支（以下「一般会計PB」という。）は、税収等(注11)から政策的経費(注12)を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書、歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支（以下「一般会計財政収支」という。）は、税収等から財政経費(注13)を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、一般会計PBと同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書、歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方PB（又は財政収支）は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PB（又は一般会計財政収支）はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

（注11）　税収等　　一般会計の歳入決算総額（租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金）から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

（注12）　政策的経費　　一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費（交付国債分を除く。）、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

（注13）　財政経費　　一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費（交付国債分を除く。）を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

2　国の財政の状況

令和７年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどをみると、次のとおりである。

(1)　国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

ア　国・地方PBと一般会計PB

国・地方PB、一般会計PB及び地方の基礎的財政収支（以下「地方PB」という。）について、平成23年度から令和７年度までの推移をみると、図１のとおり、一般会計PBは、平成24年度以降は

改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和2年度に大幅に悪化した。その後は再び改善する傾向にあり、7年度は前年度のマイナス9.1兆円から2.9兆円改善してマイナス6.1兆円となっている。

国・地方PBは、一般会計PBとおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。7年度の国・地方PBは、前年度のマイナス11.3兆円から11.1兆円改善してマイナス0.2兆円となっている。

図1　国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移

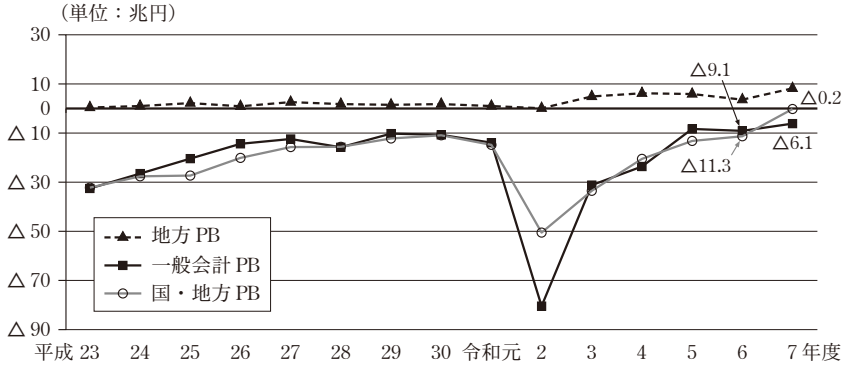

（注）　一般会計PBは、国の一般会計決算を基に本院が算出した。また、国・地方PB及び地方PBは、令和8年7月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、国・地方PBと一般会計PBと同様に、7年度までおおむね同じように推移している。7年度の一般会計PB対GDP比は、前年度のマイナス1.4%から0.5ポイント改善してマイナス0.9%となっている。また、7年度の国・地方PB対GDP比は、前年度のマイナス1.8%から1.8ポイント改善してマイナス0.0%となっている。

図2　国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移

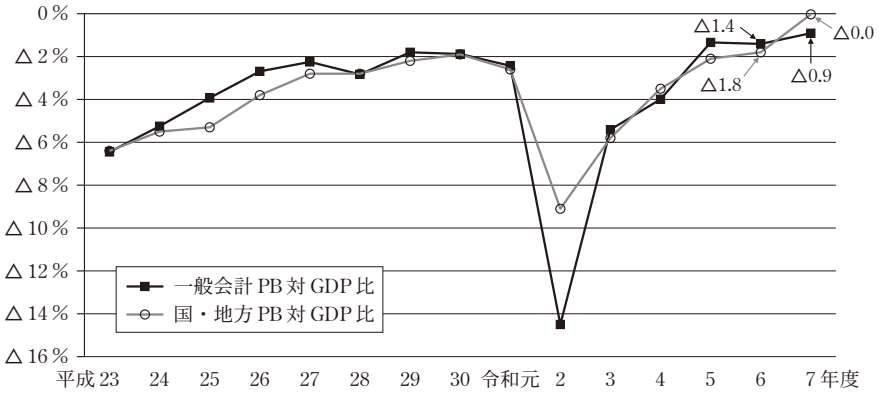

注(1)　国・地方PB対GDP比は、令和8年7月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

注(2)　一般会計PB対GDP比は、令和8年9月に公表された内閣府「2026年4－6月期四半期別GDP速報2次速報値（2020年（令和2年）基準）」のGDPを用いて本院が算出した。

一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。7年度は税収等が7.1兆円、政策的経費が4.1兆円それぞれ前年度から増加している。

図３　税収等及び政策的経費の推移

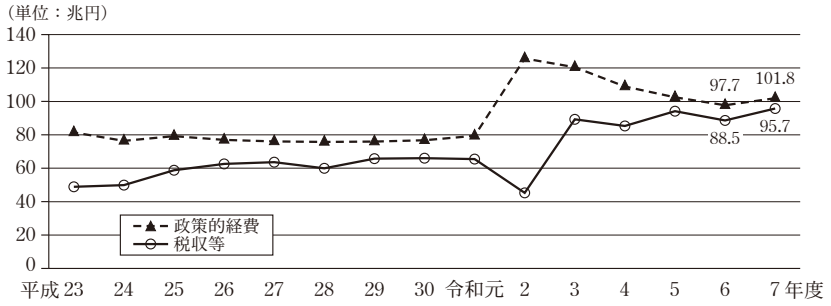

イ　税収等の推移

７年度の税収等の前年度からの増加7.1兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図４のとおり、「その他」が2.1兆円減少している一方、租税及印紙収入が8.9兆円、前年度剰余金受入が0.3兆円それぞれ増加しており、税収等の増加の主な要因となっている。

図４　令和７年度における前年度からの税収等の増加の内訳

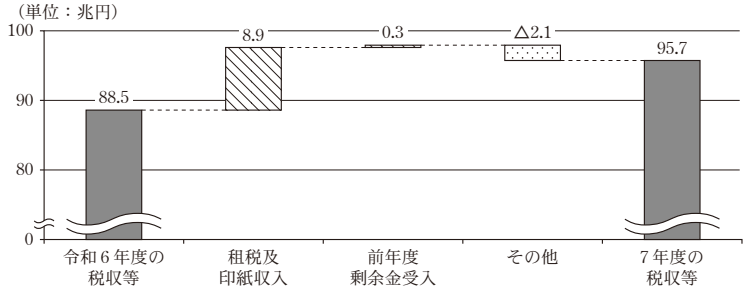

注(1)　「租税及印紙収入」「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。
注(2)　「その他」は、雑収入等（令和６年度10.9兆円、７年度10.7兆円）から、翌年度への繰越歳出予算財源等（６年度10.2兆円、７年度12.1兆円）を控除したものである。

租税及印紙収入について、平成23年度から令和７年度までの推移をみると、図５のとおり、増加傾向となっており、７年度は、前年度の75.2兆円から8.9兆円増加して84.2兆円となっている。

図５　租税及印紙収入の推移

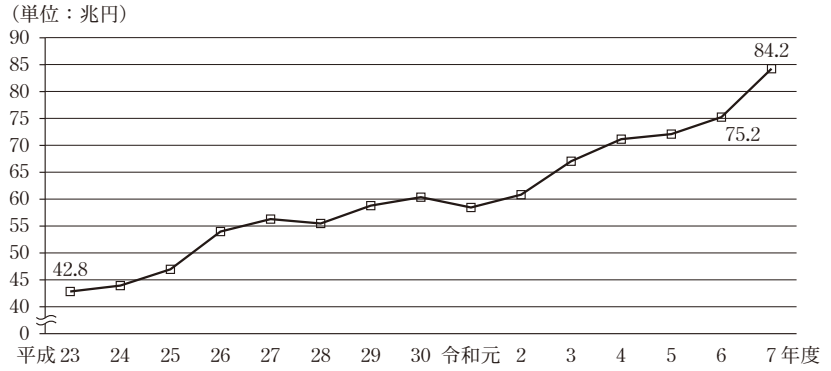

７年度の租税及印紙収入は84.2兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は73.0兆円となっていて、租税及印紙収入の８割以上を占めている。これら３税目について、平成23年度から令和７年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図６のとおり、所得税及び法人税は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなどの傾向があり、景気動

向の推移とおおむね連動している。２年６月以降は景気拡張期となり、所得税は、６年度は定額減税等により５年度と比べて減少したが、７年度は前年度と比べて4.0兆円増加して25.2兆円となっている。法人税は、７年度において前年度から3.8兆円増加して21.7兆円となっている。一方、消費税は、所得税及び法人税と異なり景気動向に左右されにくく、消費税率(地方消費税分を含む。)の改定(平成26年４月の５％から８％及び令和元年10月の８％から10％)の影響を強く受けた平成26年度及び令和２年度に大幅に増加していた。また、２年度以降は消費税が所得税を上回っていて、７年度は、前年度から1.0兆円増加して26.0兆円となっている。

図６　所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移

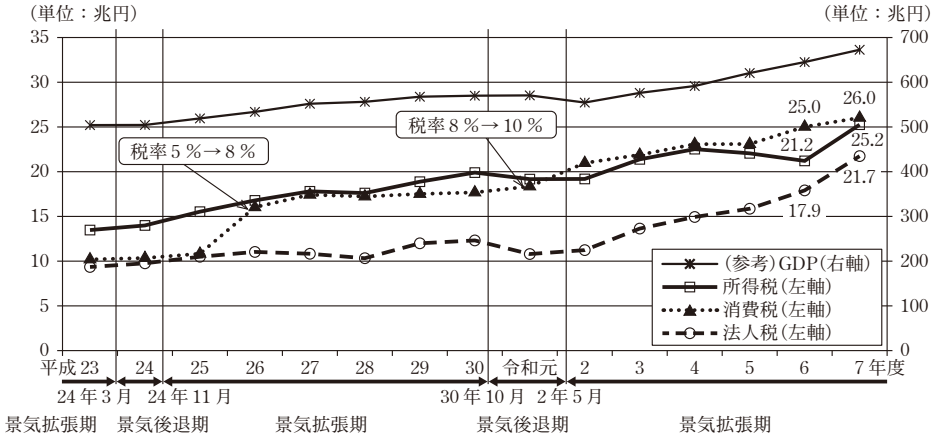

注(1)　消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
注(2)　「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
注(3)　GDPは、令和８年９月に公表された内閣府「2026年４－６月期四半期別GDP速報２次速報値(2020年(令和２年)基準)」による。

ウ　政策的経費の推移

７年度の政策的経費の前年度からの増加4.1兆円の内訳を主要経費別にみると、図７のとおり、エネルギー対策費は1.3兆円減少している一方、社会保障関係費が3.6兆円、防衛関係費が1.4兆円、それぞれ増加しており政策的経費の増加の主な要因となっている。

図７　令和７年度における前年度からの政策的経費の増加の内訳

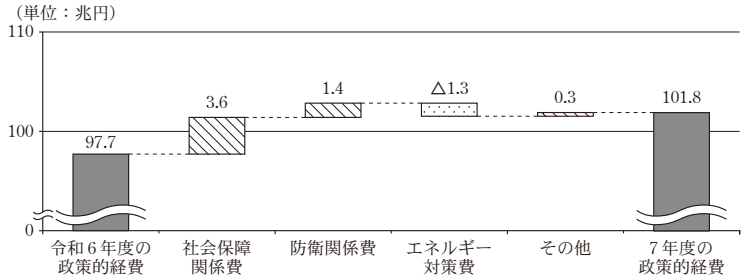

注(1)　「その他」は、公共事業関係費、文教及び科学振興費等である。
注(2)　「社会保障関係費」「防衛関係費」「エネルギー対策費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

７年度の政策的経費101.8兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が39.4兆円、地方交付税交付金等が20.1兆円、その他の事項経費(注14)が11.6兆円、防衛関係費が10.0兆円及び公共事業関係費が8.6兆円となっており、これら五つの主要経費計89.9兆円で政策的経費の８割以上を占めている。これら五つの主要経費について、平成23年度から令和７年度までの推移をみると、図８のと

おりであり、社会保障関係費については、高齢化に伴い増加傾向となっている。新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた２、３両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したものの、４、５両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に減少した。７年度は基礎年金年金特別会計へ繰入が増加したことなどにより前年度から3.6兆円増加して39.4兆円となっている。地方交付税交付金等については、平成23年度から令和６年度までの間は15.3兆円(平成28年度)から19.6兆円(令和６年度)までの範囲で推移しており、７年度は前年度から0.5兆円増加して20.1兆円となっている。その他の事項経費については、平成23年度から令和元年度までの間は6.2兆円(平成29、30両年度)から9.3兆円(25年度)までの範囲で推移していた。令和２年度は特別定額給付金給付事業費補助金等により前年度から大幅に増加したものの、３年度は同補助金がなかったことなどにより前年度から減少した。７年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から0.7兆円減少し11.6兆円となっている。防衛関係費については、平成23年度から令和４年度までの間は4.7兆円(平成24、25両年度)から6.0兆円(令和３年度)までの範囲で推移していたが、５年度は、防衛力強化資金が創設され、同資金への繰入れが生じたことなどにより前年度から大幅に増加した。６年度は同資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から減少したものの、７年度は再び同資金への繰入額が増加したことなどにより前年度から1.4兆円増加して10.0兆円となっている。公共事業関係費については、平成23年度から令和６年度までの間は5.7兆円(平成24年度)から8.6兆円(令和３年度)までの範囲で推移しており、７年度は前年度からほぼ横ばいの8.6兆円となっている。

(注14)　「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図８　社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費の推移

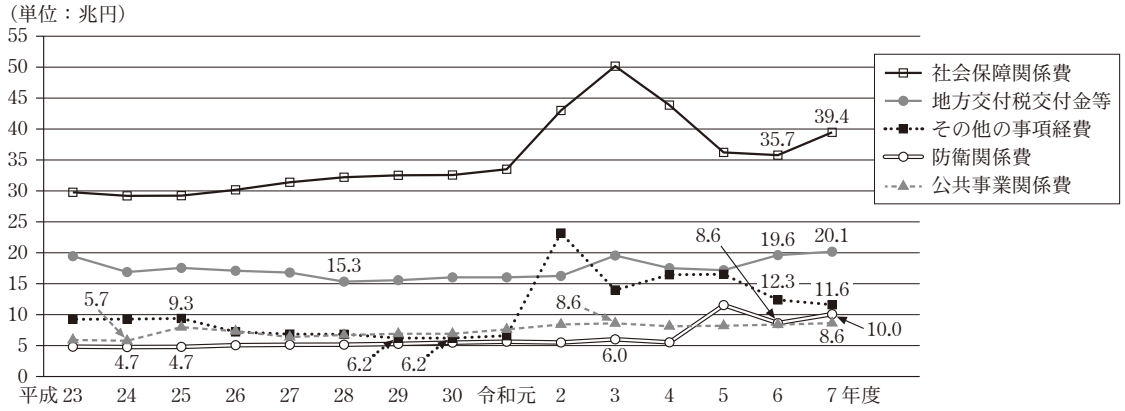

(注)　「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

(2)　財政収支対GDP比

ア　財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成23年度から令和７年度までの推移をみると、図９のとおり、財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計PBの差

である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。

一般会計財政収支対 GDP 比は、平成 24 年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和 2 年度は大幅に悪化した。3 年度以降は改善し、7 年度は、前記のとおり一般会計 PB が前年度から 2.9 兆円改善したことなどにより前年度のマイナス 2.6% から 0.3 ポイント改善してマイナス 2.2% となっている。また、財政収支対 GDP 比は、7 年度はマイナス 0.9% となっており、前年度のマイナス 2.5% から 1.6 ポイント改善している。

図 9　財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移

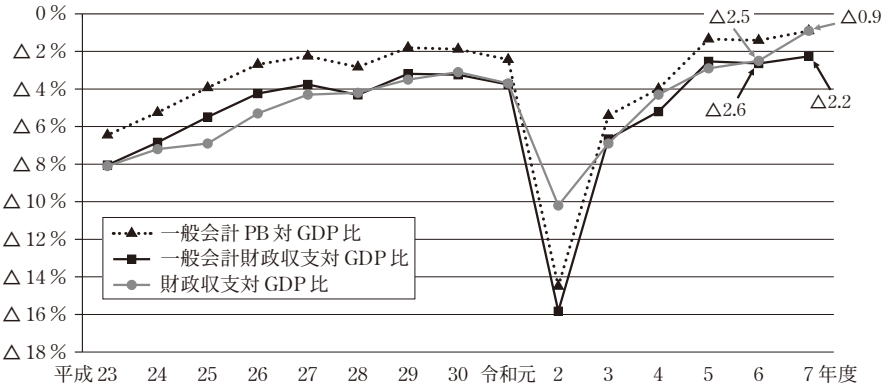

注(1)　財政収支対 GDP 比は、令和 8 年 7 月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における 7 年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

注(2)　一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 8 年 9 月に公表された内閣府「2026 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値（2020 年（令和 2 年）基準）」の GDP を用いて本院が算出した。

イ　税収等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 23 年度から令和 7 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、図 10 のとおり、税収等については、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。7 年度においては、GDP 成長率はプラス 4.3% であり、税収等は、租税及印紙収入が前年度から 8.9 兆円増加したことなど（図 4 参照）により前年度から 7.1 兆円増加して 95.7 兆円となっている。また、財政経費は、前年度から 5.3 兆円増加して 110.9 兆円となっている。

図10　税収等、財政経費及び GDP 成長率の推移

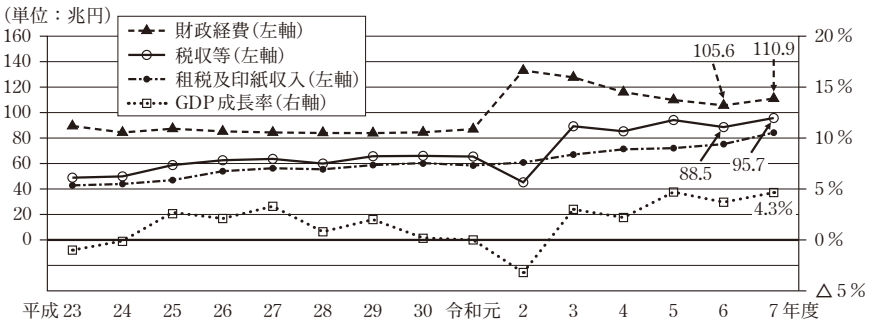

（注）　GDP 成長率は、令和 8 年 9 月に公表された内閣府「2026 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値（2020 年（令和 2 年）基準）」による。

7 年度における前年度からの財政経費の増加 5.3 兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図 11 のとおり、政策的経費が 4.1 兆円、利払費が 1.1 兆円それぞれ増加している。

図11　令和７年度における前年度からの財政経費の増加の内訳

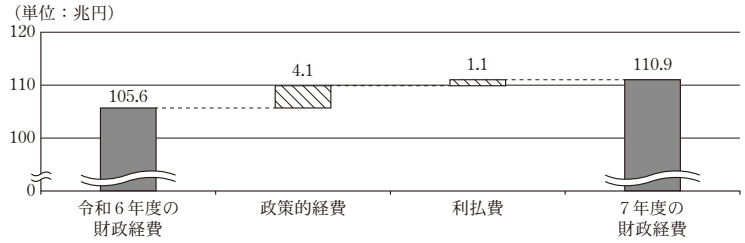

（注）「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの増加額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利（利率）によって決定される。普通国債の利率加重平均（年度末の残高に係る表面利率の加重平均）について、平成 23 年度から令和７年度までの推移をみると、図 12 のとおり、平成 23 年度の 1.24％ から令和４年度の 0.76％ までは毎年度低下し続けていたが、５年度には上昇に転じ、７年度は前年度の 0.83％ から 0.15 ポイント上昇して 0.98％ になっている。利払費は、平成 28 年度から令和４年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていた。これに対して５年度は、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から増加した中で、利払費は、平成 27 年度以来８年ぶりに増加に転じた。令和７年度においても、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から 24.5 兆円増加して 1104.2 兆円となっている中で、利払費は前年度から 1.1 兆円増加して 9.1 兆円となっている。

図12　普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移

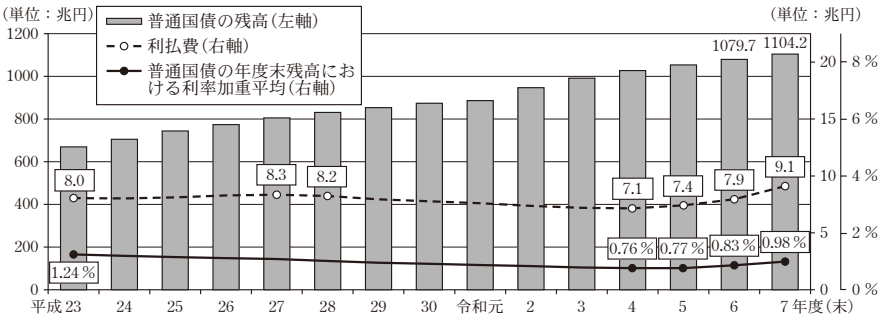

注(1)　普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。
注(2)　利率加重平均は、割引国債（無利子）を除く。
注(3)　利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3)　債務残高対 GDP 比

ア　債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成 23 年度末から令和７年度末までの推移をみると、図 13 のとおり、普通国債のうち復興債等（その借換債を含む。）を除いた国債（以下「復興債等を除いた普通国債」という。）が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。７年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から 22.6 兆円増加（対前年度比 2.1％ 増）して、1093.9 兆円となっている。

図13　債務残高の推移

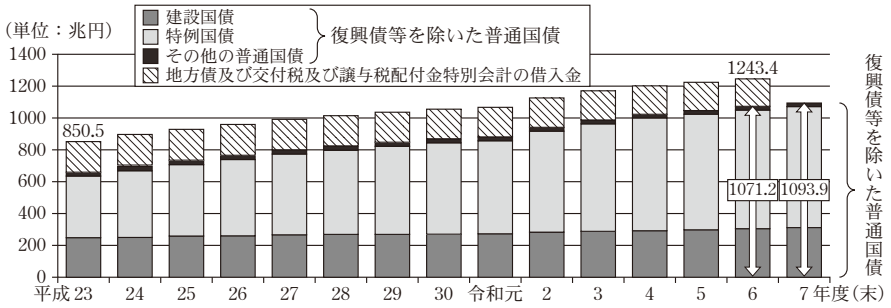

注(1)　復興債等を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

注(2)　特例国債には、震災特例国債（阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律（平成７年法律第17号）に基づき平成６年度に発行された国債）を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3)　地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和７年度末の地方債現在高は、８年９月時点では示されていない。

注(4)　交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

７年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加22.6兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債（それぞれの借換債を含む。以下(3)において同じ。）に区分してみると、図14のとおり、その他の普通国債は0.1兆円減少している一方、建設国債が7.5兆円、特例国債が15.2兆円それぞれ増加している。

図14　令和７年度末における前年度末からの復興債等を除いた普通国債の増加の内訳

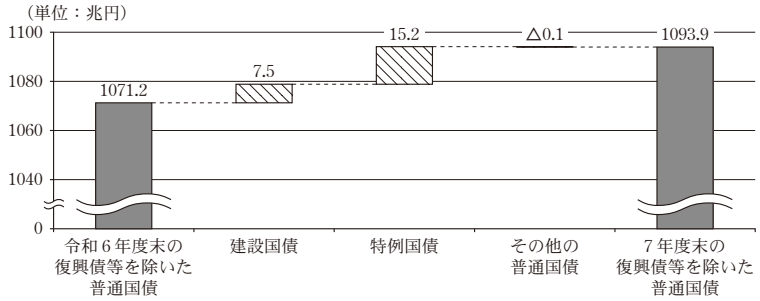

注(1)　復興債等を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

注(2)　「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3)　「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成23年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いている。また、いずれも23年度末から令和７年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている（図13参照）。

イ　債務残高及び債務残高対GDP比の推移

債務残高及び債務残高対GDP比について、平成23年度から令和７年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図15のとおり、債務残高は一貫して増加している。債務残高対GDP比は、２年度までは上昇傾向となっていたが、３年度はGDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったこ

とから2年度から低下した。4年度は3年度から上昇したが、5年度以降はGDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから低下しており、7年度の債務残高対GDP比は対前年度比5.0ポイント低下の188.4%となっている。

図15　債務残高及び債務残高対GDP比の推移

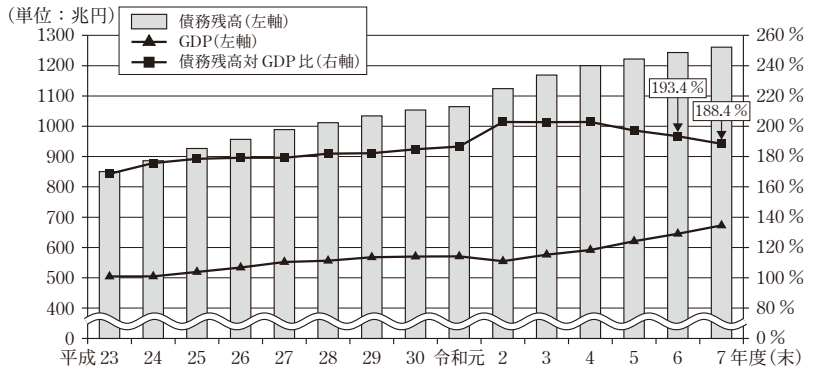

注(1)　債務残高及び債務残高対GDP比は、令和8年7月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

注(2)　GDPは、令和8年9月に公表された内閣府「2026年4－6月期四半期別GDP速報2次速報値（2020年（令和2年）基準）」による。

(4)　普通国債の発行・償還等の状況

国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

ア　普通国債の発行額の推移

平成23年度から令和7年度までの普通国債の発行額（収入金ベース(注15)）等の推移をみると、図16のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではほぼ横ばいで、また、特例国債は、平成23年度から30年度までは減少傾向で推移していたものの、いずれも令和2年度に大幅に増加している。そして、建設国債は、3年度には元年度の水準（9.1兆円）に戻っており、7年度は前年度からほぼ横ばいの10.3兆円となっている。特例国債は、3年度から5年度は減少していて、7年度は前年度からほぼ横ばいの27.0兆円となっている。一方、借換債は、平成23年度から令和2年度まではほぼ横ばいで推移していたものの、3年度から5年度にかけて各年度で前年度から増加した一方、6年度から減少に転じ、7年度も前年度から減少して132.5兆円となっている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、2年度は50%を超える状況となったが、3年度以降は低下傾向になっていて、7年度は前年度から低下して25.7%となっている。

(注15)　収入金ベース　　国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4月から翌年3月までの発行収入金をベースに、特会法第47条第1項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の4月から6月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図16　普通国債の発行額（収入金ベース）等の推移

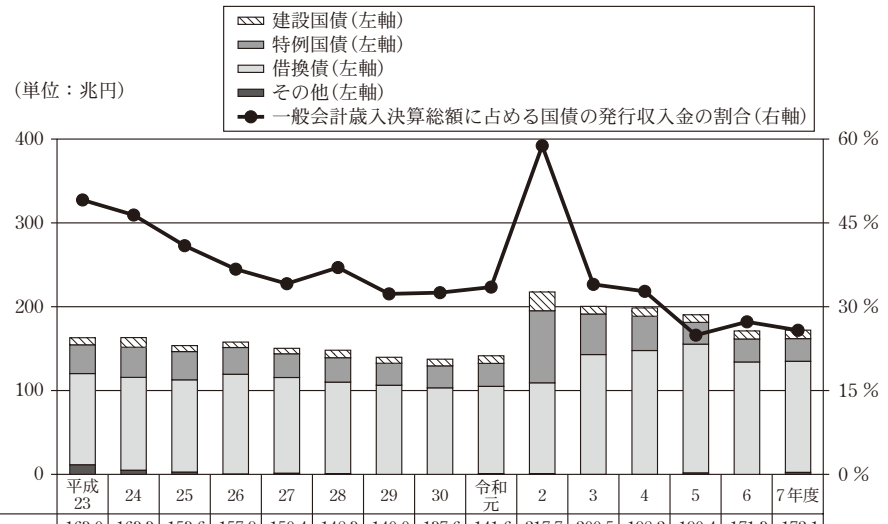

	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7年度
普通国債	163.0	163.3	153.6	157.9	150.4	148.3	140.0	137.6	141.6	217.7	200.5	198.2	190.4	171.3	172.1
建設国債	8.3	11.4	7.0	6.5	6.4	8.9	7.2	8.0	9.1	22.5	9.1	8.7	9.0	9.6	10.3
特例国債	34.4	36.0	33.8	31.9	28.4	29.1	26.2	26.2	27.4	85.9	48.4	41.7	25.9	27.4	27.0
借換債	109.0	110.9	110.1	119.3	114.2	109.4	106.3	103.2	104.2	108.5	142.8	147.7	153.9	132.9	132.5
その他	11.2	4.8	2.6	0.1	1.3	0.7	0.0	－	0.8	0.7	0.0	－	1.5	1.2	2.2
年金特例国債	－	2.5	2.6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
復興債	11.2	2.3	－	0.1	1.3	0.7	0.0	－	0.8	0.7	0.0	－	－	0.0	－
GX経済移行債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.5	1.0	1.1
子ども特例債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.1	1.0
半導体・AI債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.0
（参考）一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合	49.1%	46.4%	40.9%	36.7%	34.1%	37.0%	32.3%	32.5%	33.5%	58.8%	34.0%	32.8%	24.9%	27.3%	25.7%

注(1)　「年金特例国債」は、平成28年に改正される前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平成24年法律第101号）第4条第1項に基づき、基礎年金に係る国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が計上されるまでのつなぎとして、24、25両年度に一般会計において発行された公債である。

注(2)　「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債（平成23年度分のみ）が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額(注16)について償還年限別の発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図17のとおりであり、2年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限(注17)は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。一方、3年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、フローベースの平均償還年限は長期化する傾向にあったものの、7年度のフローベースの平均償還年限は、超長期国債の発行額が前年度から減少するなどしたため、前年度より短期化し、7年4か月となっている。

（注16）　カレンダーベース市中発行額　　国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式（日銀乗換）の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額（額面）の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債（特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計において発行される公債）が含まれる。

（注17）　フローベースの平均償還年限　　カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図17　国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額等の推移

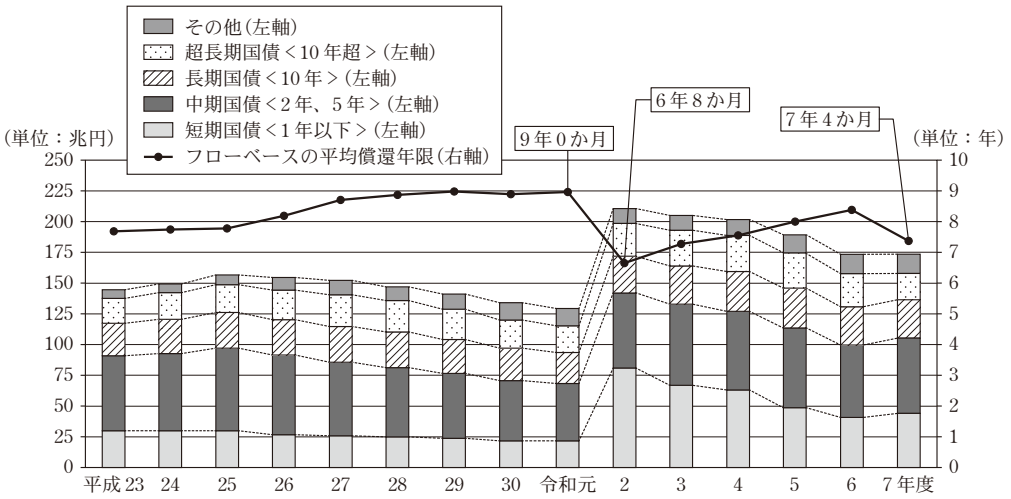

注(1)　発行額は、普通国債と財投債の合計額である。
注(2)　「その他」は、流動性供給入札に係る分及び物価連動国債＜10年＞である。
注(3)　＜　　＞は償還年限を表している。

イ　国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額（以下「債務償還費」という。）と利子等の支払のために繰り入れられた額等（以下「利払費等」という。）で構成されている。平成23年度から令和7年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図18のとおり、債務償還費が増加傾向であること及び利払費等が5年度以降増加していることから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、平成23年度に19.6兆円であったものが、令和7年度には27.9兆円（対前年度2.2兆円増）となり、この間に8.3兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図18のとおり、一貫して増加しており、平成23年度末に669.8兆円であったものが令和7年度末には1104.2兆円（対前年度24.5兆円増）となり、この間に434.4兆円増加している。

図18　国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移

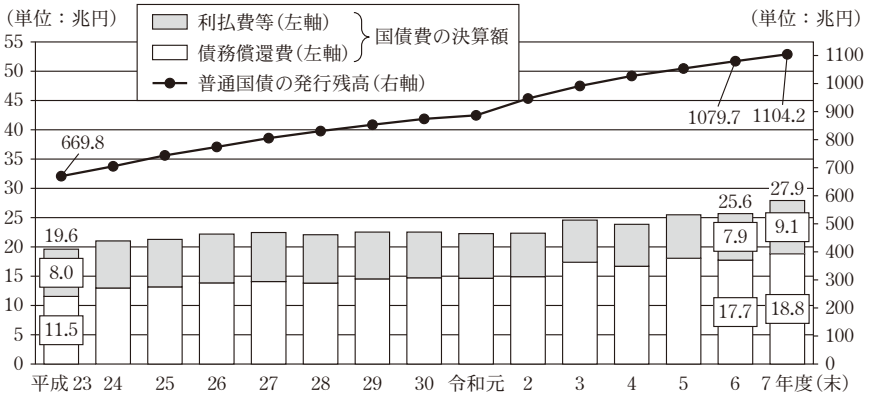

（注）　普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

3　まとめ

⑴　国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比は、平成 23 年度から令和 7 年度まで一般会計 PB 及び一般会計 PB 対 GDP 比とおおむね同じように推移している。7 年度の一般会計 PB は、前年度から改善してマイナス 6.1 兆円となっている。一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 23 年度から令和 7 年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。7 年度においては、税収等及び政策的経費がそれぞれ前年度から増加している。7 年度の一般会計 PB の内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、7 年度の税収等のうち、租税及印紙収入が 8.9 兆円及び前年度剰余金受入が 0.3 兆円それぞれ増加している一方、「その他」は 2.1 兆円減少している。このうち、7 年度の租税及印紙収入の主要な税目である所得税、法人税及び消費税はいずれも増加している。支出面では、7 年度の政策的経費のうち、社会保障関係費が 3.6 兆円、防衛関係費が 1.4 兆円、それぞれ増加している一方、エネルギー対策費が 1.3 兆円減少している。また、政策的経費の 8 割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費についてみると、社会保障関係費については、7 年度は基礎年金年金特別会計へ繰入が増加したことなどにより前年度から増加している。地方交付税交付金等については、7 年度は前年度から増加している。その他の事項経費については、7 年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から減少している。防衛関係費については、7 年度は防衛力強化資金への繰入額が増加したことなどにより前年度から増加している。公共事業関係費については、7 年度は前年度からほぼ横ばいとなっている。

⑵　財政収支対 GDP 比

財政収支対 GDP 比は、平成 23 年度から令和 7 年度まで一般会計財政収支対 GDP 比とおおむね同じように推移している。また、一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移しているが、7 年度の一般会計財政収支対 GDP 比は、一般会計 PB が改善したことなどにより前年度から改善してマイナス 2.2% となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 23 年度から令和 7 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。7 年度においては、GDP 成長率はプラスであり、税収等も増加している。財政経費については、7 年度は前年度から増加しており、その内訳についてみると、政策的経費が 4.1 兆円及び利払費が 1.1 兆円それぞれ増加している。利払費は、平成 28 年度から令和 4 年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていたが、5 年度は平成 27 年度以来 8 年ぶりに増加に転じた。令和 7 年度においても普通国債の利率加重平均が上昇するとともに、普通国債の残高が増加している中で、利払費は前年度から増加している。

⑶　債務残高対 GDP 比

復興債等を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、7 年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から 22.6 兆円増加(対前年度比 2.1% 増)して、1093.9 兆円となっている。7 年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、その他の普通国債(その借換債を含む。)は 0.1 兆円減少している一方、建設国債(その借換債を含む。以下同じ。)が 7.5 兆円及び特例国債(その借換債を含む。以下同じ。)が 15.2 兆円それぞれ

増加している。建設国債及び特例国債の残高については、平成23年度末から令和7年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対GDP比については、2年度までは上昇傾向となっていたが、3年度はGDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから2年度から低下した。4年度は3年度から上昇したが、5年度以降はGDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから低下しており、7年度の債務残高対GDP比は対前年度比5.0ポイント低下の188.4％となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

第２　日本銀行の財務の状況

日本銀行は、平成25年４月に導入した量的・質的金融緩和を始めとする大規模な金融緩和の下で金融機関等から長期国債（発行から償還までの期間が２年以上の国債をいう。以下同じ。）等の多額の金融資産を買い入れるなどしてきた。そして、令和６年３月に「金融政策の枠組みの見直し」を決定して以降、短期金利の操作を主たる政策手段として金融政策を運営するとともに、同年７月及び７年６月に決定した長期国債の買入れを減額する計画（以下、長期国債の買入予定額を減額する計画を「減額計画」という。）に基づき長期国債の買入れの減額を進めている。

日本銀行の７年度の決算の概要は前掲705ページのとおりであるが、日本銀行の決算等のより的確な理解に資するために、上記を踏まえて、日本銀行の財務についてその状況を述べると、次のとおりである。

１　日本銀行の金融政策の概要等

(1)　金融政策の概要

日本銀行は、日本銀行法（平成９年法律第89号）に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給することや、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収することにより、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金（以下「日銀当座預金」という。）の残高を増減させることで、金融市場における資金過不足の調整（以下「金融調節」という。）を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度(注１)の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(注２)（以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。）のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額（以下「超過準備額」という。）並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等(注３)のうち所定の金融機関等（以下「非対象先」という。）に係る日銀当座預金（以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。）について、いずれも政策委員会で決定した適用利率（制度導入時は年0.1％）による利息を付するものである。

（注１）　準備預金制度　　準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

（注２）　準備預り金　　準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

（注３）　準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等　　準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

(2)　大規模な金融緩和の概要

日本銀行は、25年１月に、消費者物価の前年比上昇率で２％とする物価安定の目標（以下「物価安定の目標」という。）を導入し、同年４月に、物価安定の目標を２年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和(注４)」の導入を決定した。また、28年１月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和(注５)」の導入を、同年９月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和(注６)」の導入を

それぞれ決定するなどしてきた。

日本銀行は、量的・質的金融緩和を始めとする大規模な金融緩和の下で、金融調節の方針（以下「金融市場調節方針」という。）、資産の買入れ方針、長短金利の操作についての方針（以下「金利操作方針」という。）等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託（以下「ETF」という。）及び不動産投資信託（以下「J－REIT」という。）の買入れなどを行うとともに、超過準備額等の一部に年マイナス 0.1％ の利率を適用するなどしてきた。

（注４）　量的・質的金融緩和　　日本銀行は、平成 25 年４月に「量的・質的金融緩和」を導入し、金融調節の操作目標を無担保コールレート（オーバーナイト物）から日本銀行が供給する通貨の総量であるマネタリーベースに変更するとともに、マネタリーベース及び長期国債等の保有額を大幅に拡大することなどを決定した。

（注５）　マイナス金利付き量的・質的金融緩和　　日本銀行は、平成 28 年１月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前の「量的・質的金融緩和」に加えて、超過準備額等の一部に年マイナス 0.1％ の利率を適用することなどを決定した。

（注６）　長短金利操作付き量的・質的金融緩和　　日本銀行は、平成 28 年９月に、「量的・質的金融緩和」及び「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前のマネタリーベース増加額目標に代えて、短期金利については超過準備額等の一部に年マイナス 0.1％ の利率を適用し、長期金利については 10 年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととする長短金利の操作についての方針を示すことなどを決定した。

(3)　金融政策の枠組みの見直し等

ア　金融政策の枠組みの見直し

日本銀行は、令和６年３月に、物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、これまでの長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組み及びマイナス金利政策は、その役割を果たしたと考えているとして、「金融政策の枠組みの見直し」を決定した。そして、引き続き物価安定の目標の下で、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営することとした。上記を踏まえ、金融市場調節方針として、それまでの金利操作方針を変更して、無担保コールレート（オーバーナイト物。以下同じ。）を「０～0.1％ 程度」で推移するように促すこととし、これを実現するために、超過準備額等に付する利息について年 0.1％ の利率を適用することとした。さらに、資産の買入れ方針として、長期国債については、これまでとおおむね同程度の金額(注７)で買入れを継続することとし、ETF 及び J－REIT については、新規の買入れを終了することとした。

（注７）　資産の買入れ方針の決定時における足元の長期国債の月間買入額は６兆円程度となっていた。日本銀行は、実際の買入れについては、ある程度の幅をもって予定額を示すこととし、市場の動向や国債需給等を踏まえて実施していくこととしていた。

イ　金融政策の枠組みの見直し後の金融市場調節方針の変更等

日本銀行は、６年７月に、物価安定の目標の持続的・安定的な実現という観点から金融緩和の度合いを調整することが適切であると判断し、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートを 0.25％ 程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年 0.25％ の利率を適用することとした。また、長期金利は金融市場において形成されることが基本であり、日本銀

行による長期国債の買入れは国債市場の安定に配慮するための柔軟性を確保しつつ予見可能な形で減額していくことが適切であるとして、月間の長期国債の買入予定額を、2024年(6年)8月から2026年(8年)3月までの間に原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額し、「2026年1～3月に3兆円程度」とする減額計画を決定した。さらに、日本銀行は、7年1月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートを0.5%程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.5%の利率を適用することとした。

7年度においては、日本銀行は、7年6月に、従来の2026年(8年)3月までの減額計画を維持するとともに、2026年(8年)4月以降の月間の長期国債の買入予定額について、同年4月から2027年(9年)3月までの間に原則として毎四半期2000億円程度ずつ減額し、「2027年1～3月に2兆円程度」とする新たな減額計画を決定した(注8)(図表1参照)。これらの減額計画により、保有する長期国債(以下「保有長期国債」という。)の残高は2027年(9年)3月には減額前の2024年(6年)6月と比べて「おおよそ16～17%」減少するとしている。また、日本銀行は、7年9月に、日本銀行が保有するETF及びJ-REITについて、市場等の情勢を勘案し、適正な対価によることや、ETF及びJ-REITの市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避することなどの基本方針に基づき、これまで日本銀行が進めてきた「金融機関から買入れた株式」の売却と同程度の規模(市場全体の売買代金に占める売却割合は0.05%程度)で、保有するETF及びJ-REITの売却を行うこととし、ETFについては年間3300億円程度(簿価ベース)、J-REITについては年間50億円程度(同)のペースで、取引所市場で形成される価格に基づき、市場への売却を行うことを決定した。さらに、日本銀行は、同年12月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートを0.75%程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.75%の利率を適用することとした(注9)。

(注8)　日本銀行は、その後、令和8年6月に長期国債の買入れ計画を決定して、「月間の長期国債の買入れ予定額を、2027年1～3月までは原則として毎四半期2,000億円程度ずつ減額し、2027年4月以降は月間2兆円程度の買入れを行う」としている。

(注9)　日本銀行は、その後、令和8年6月及び同年9月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートをそれぞれ1.0%程度及び1.25%程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息についてそれぞれ年1.0%及び年1.25%の利率を適用することとした。

図表1　月間の長期国債の買入予定額(令和7年6月現在)

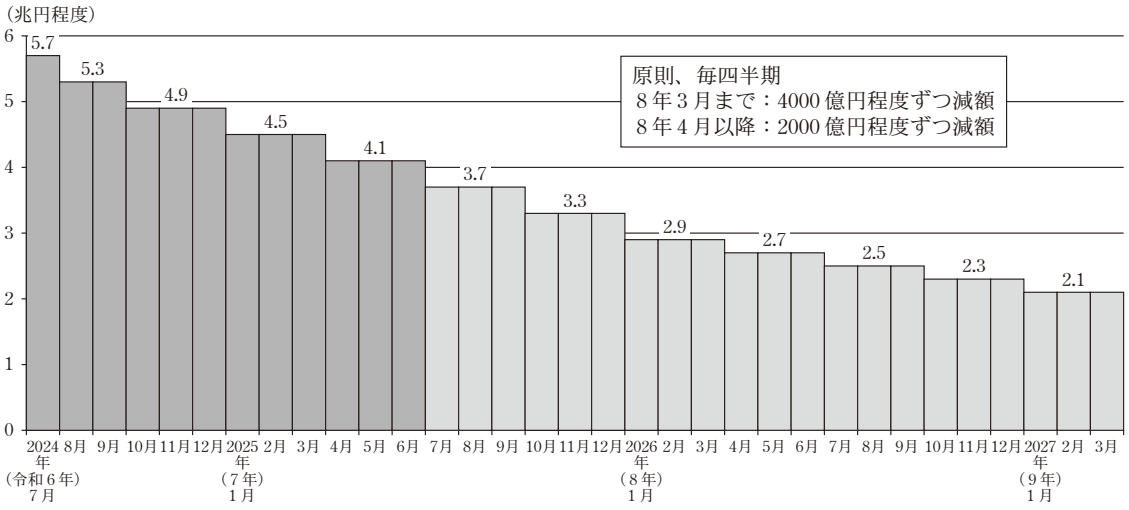

(注)　日本銀行の公表時点(令和7年6月)の前後で着色を分けて示している。

(4)　中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方

日本銀行は、５年12月に、中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方を整理した調査論文「中央銀行の財務と金融政策運営」(日本銀行企画局)を公表している。そして、この中で、中央銀行は、継続的に通貨発行益(注10)が発生するため、やや長い目でみれば、通常、収益が確保できる仕組みとなっているほか、自身で銀行券や当座預金といった支払決済手段を提供できることから、一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力に支障を生じないとした上で、ただし、いくら赤字や債務超過になっても問題ないということではなく、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。また、一般に、大規模な資産買入れなどの金融緩和を実施している局面ではバランスシートの拡大により収益が押し上げられる一方、バランスシートが縮小していく出口の局面では、当座預金に付される金利の引上げなどによって、収益が減少しやすいという特徴があることを踏まえて、出口に向けた収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているなどとしている。

(注10)　通貨発行益　　日本銀行は、令和５年12月に公表した「中央銀行の財務と金融政策運営」(日本銀行企画局)において、中央銀行は、通常、買い入れた国債等から利息収入を得る一方、負債である当座預金のうち預け入れることが義務付けられている部分及び銀行券に対しては金利が付されない収益構造となっているため、安定的に収益を上げることができることとなっており、この収益を「通貨発行益」というとしている。

2　日本銀行の財務の状況

(1)　資産、負債等

ア　長期国債

日本銀行は、長期国債について、６年３月に金融政策の枠組みの見直しを決定するまでの間、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきた。そして、この決定以降も従前とおおむね同程度の金額で買入れを継続することとしていたが、同年７月及び７年６月に決定した減額計画に基づき、６年８月から８年３月までの間は、月間の長期国債の買入予定額を原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額し、同年４月から９年３月までの間は、原則として毎四半期2000億円程度ずつ減額しながら買入れを行うこととしている。

７年度における長期国債の買入額等の状況をみると、図表２のとおり、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことにより、前年度から20兆5917億円減少して40兆4898億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円)となっている。また、保有長期国債の償還等額(償還期限が到来して償還された保有長期国債の金額等をいう。以下同じ。)は、前年度から11兆3771億円増加して83兆8478億円(同24兆1988億円)となっている。このように、買入額が償還等額を下回ったことから、その差額の43兆3580億円分について保有長期国債の残高が前年度末から減少している。

図表２　長期国債の買入額等の状況

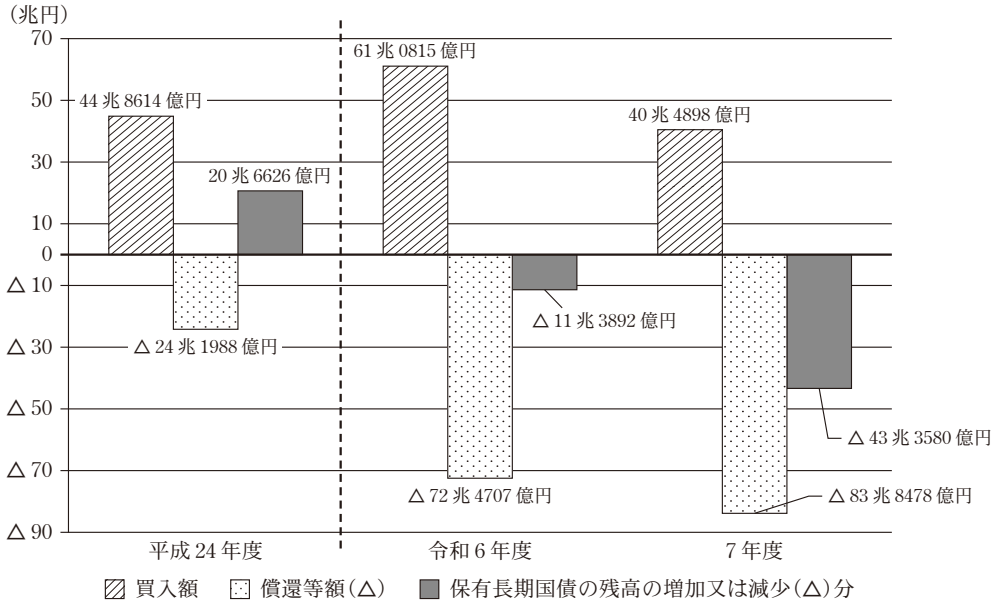

注(1)　日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」により本院が作成した。「マネタリーベースと日本銀行の取引」においては、金額について、億円単位未満が四捨五入で示されているため、７年度の保有長期国債の残高の減少額43兆3580億円は後述の貸借対照表価額の前年度末からの減少額43兆3579億円とは一致しない。

注(2)　償還等額には、償却原価法（(注11)参照）による評価替えに伴う帳簿価額の変動額等が含まれる。

日本銀行は、保有長期国債については、中央銀行としての財務の特性や原則として償還期限まで保有している実態等を踏まえて、会計規程（平成10年10月制定）に基づき、償却原価法(注11)により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで毎期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けることはない。

一方、日本銀行は、国債を含む保有有価証券の時価に係る情報を決算説明資料等において参考情報として公表している。

令和７年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、図表３のとおり、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から43兆3579億円減少して530兆8695億円（平成24年度末91兆3492億円の約5.8倍）となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から16兆8186億円増加して45兆4414億円（24年度末は２兆5248億円の含み益）となっている。

この含み損については、日本銀行が保有長期国債の評価方法として償却原価法を採用している中で、保有長期国債を償還期限まで売却せずに保有していれば顕在化することはないと考えられる。

(注11)　償却原価法　　取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、毎期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上される。

図表３　保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況　　（単位：億円）

区　　分	平成24年度末	令和6年度末	7年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	574兆2275	530兆8695
時　価(b)	93兆8741	545兆6046	485兆4280
含み損（△）益(c)＝(b)－(a)	２兆5248	△28兆6228	△45兆4414

また、令和7年度末における保有長期国債について、償還期限までの残存期間別の残高の状況をみると、図表4のとおり、全ての残存期間の残高が減少しており、残高計は前年度末から40兆5788億円減少して527兆6805億円(平成24年度末は90兆1823億円)となっている。

図表4　保有長期国債の残存期間別の残高等の状況　　(単位：億円、年)

残存期間	平成24年度末	令和6年度末	7年度末
1年以下	22兆9670	80兆2438	76兆2491
1年超3年以下	32兆7683	131兆3290	121兆0194
3年超5年以下	9兆3225	96兆3051	94兆0079
5年超10年以下	16兆5795	167兆0105	148兆0164
10年超	8兆5450	93兆3709	88兆3877
残高計	90兆1823	568兆2593	527兆6805
平均残存期間	3.9	6.4	6.4

注(1)　残存期間別の残高は額面金額ベースであり、その合計は貸借対照表価額とは一致しない。

注(2)　平均残存期間は、銘柄別の残高等を基に加重平均して算出しており、小数点第2位以下を四捨五入している。

イ　ETF及びJ－REIT

日本銀行は、ETF及びJ－REITについて、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきたが、令和6年3月に金融政策の枠組みを見直し、新規の買入れを終了している。そして、前記のとおり、7年9月に、ETFについては年間3300億円程度(簿価ベース)、J－REITについては年間50億円程度(同)のペースで、取引所市場で形成される価格に基づき、市場への売却を行うことを決定して、8年1月に市場への売却を開始した。

日本銀行は、ETF及びJ－REITについては、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法(注12)により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ－REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額(貸借対照表価額)を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末等に計上することとしている。

7年度末におけるETF及びJ－REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況をみると、図表5のとおり、貸借対照表価額は、8年1月に売却を開始したことなどにより、ETFは前年度末から647億円減少して37兆1214億円(平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍)、J－REITは前年度末から8億円減少して6649億円(同1189億円の約5.5倍)となっている。また、含み損益については、株式市場等の動向を反映していずれも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており(注13)、それぞれ、ETFは前年度末から24兆1944億円増加して57兆0657億円(24年度末は5501億円)、J－REITは前年度末から720億円増加して1252億円(同718億円)となっている。このように、いずれも含み益が生じているため、上記の引当金は計上されていない。

(注12)　原価法　　取得原価により貸借対照表に計上する方法

(注13)　日本銀行は、令和7年度末時点のETFの保有状況を前提として機械的に試算すると、日経平均株価が2万円程度を下回る場合又は東証株価指数(TOPIX)が1400ポイント程度を下回る場合にETF全体の時価が貸借対照表価額を下回る計算となるとしている。そして、この場合は含み損が生ずることになるが、日本銀行は、このような場合には、その含み損に対して引当金を計上するため、これにより日本銀行の財務の健全性の確保を図ることができるなどとしている。

図表５　ETF 及びJ－REIT の貸借対照表価額及び含み損益の状況

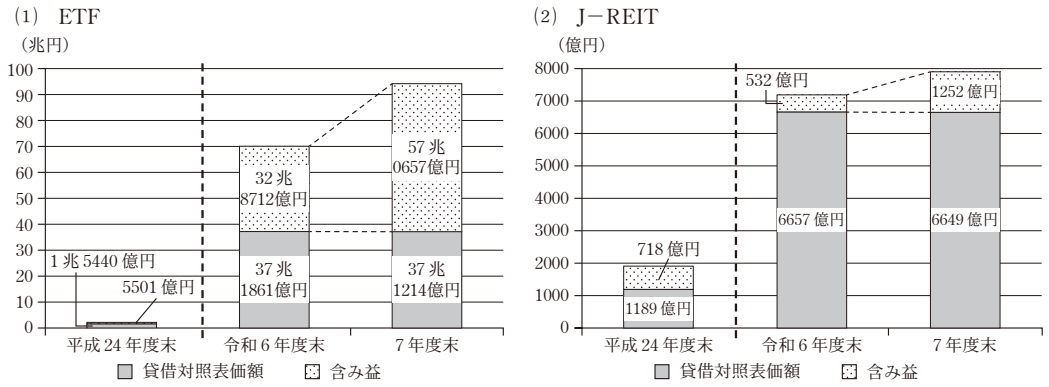

（注）　ETF 及びJ－REIT は、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その貸借対照表価額は売却、減損処理等によって減少することとなる。

ウ　総資産残高、総負債残高等

令和 7 年度末における総資産残高は、図表 6 及び図表 7 のとおり、前年度末から 66 兆 7418 億円減少して 663 兆 0250 億円（平成 24 年度末は 164 兆 8127 億円）となっている。これは、保有長期国債が前年度末から 43 兆 3579 億円減少して 530 兆 8695 億円（同 91 兆 3492 億円）となったこと、貸出増加を支援するための資金供給(注14)に係る貸付残高が減少したことなどにより「貸出金(注15)」が前年度末から 19 兆 0917 億円減少して 77 兆 7209 億円（同 25 兆 4870 億円）となったことなどによる。

また、令和 7 年度末における総負債残高は、前年度末から 66 兆 5171 億円減少して 657 兆 3226 億円（平成 24 年度末は 161 兆 5239 億円）となっている。これは、国庫の資金繰りの状況を反映して「売現先勘定(注16)」が前年度末から 5 兆 1540 億円増加して 17 兆 9871 億円（同 14 兆 5054 億円）となった一方、減額計画に基づく長期国債の買入れの減額等による資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から 70 兆 6893 億円減少して 459 兆 7432 億円（同 58 兆 1289 億円）となったことなどによる。

このように、令和 7 年度末における総資産残高及び総負債残高は、いずれも前年度末から減少しているが、量的・質的金融緩和導入前の平成 24 年度末と比較すると約 4.0 倍の規模となっている。

（注14）　貸出増加を支援するための資金供給　　日本銀行が、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、貸出増加に向けた金融機関等による取組を支援するために当該金融機関等に対して行う資金供給

（注15）　貸出金　　日本銀行が、金融緩和効果を一段と浸透させるなどのために、金融機関等に対する資金供給として行っている各種の貸付けに係る残高であり、この残高は、日本銀行の貸借対照表の資産科目である「貸出金」に計上される。

（注16）　売現先勘定　　国債の買戻条件付売却に伴って発生する金銭債務の額

図表6　総資産残高、総負債残高等の状況

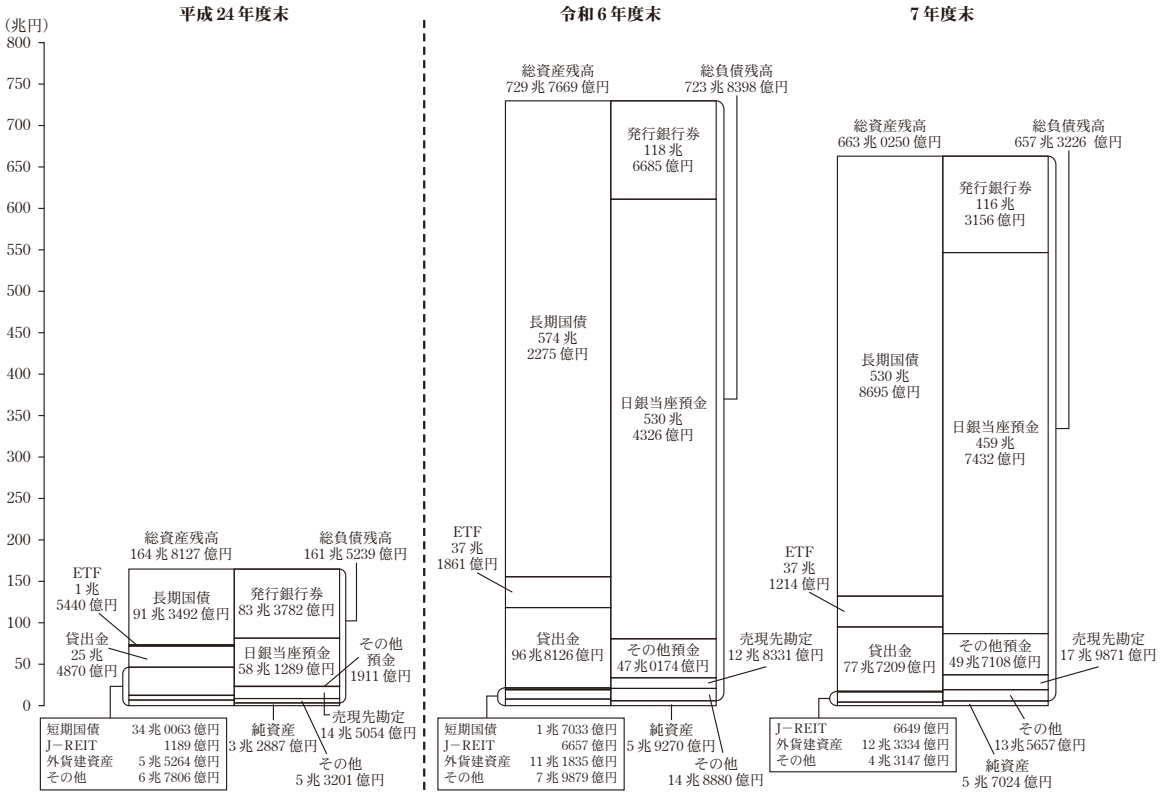

（注）　資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

図表7　総資産残高、総負債残高等の推移

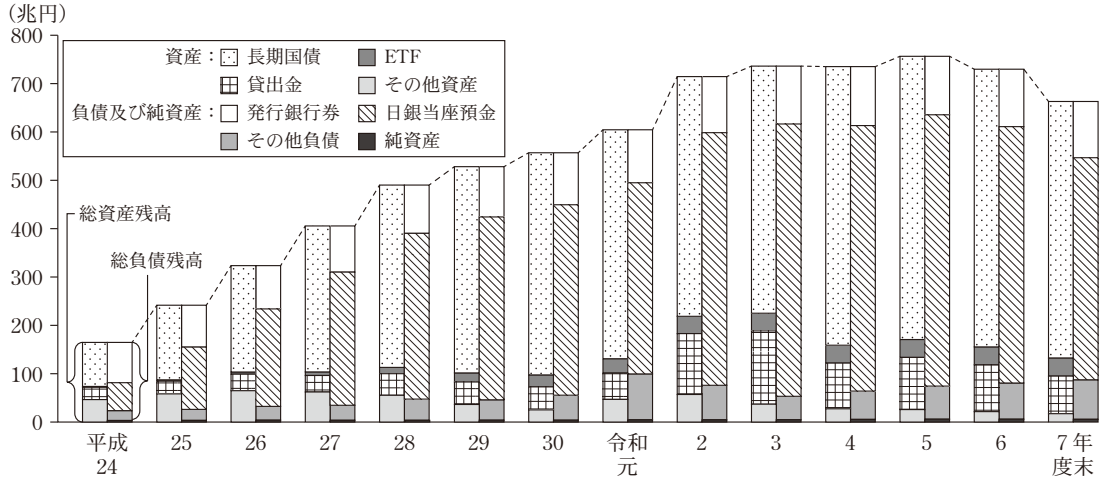

(2)　損益、当期剰余金の処分等

ア　長期国債利息等

日本銀行は、保有長期国債から得られる長期国債利息について、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益(注17)を加減して算定することとしている。

令和7年度における長期国債利息の状況をみると、図表8のとおり、前年度から4387億円増加して2兆5133億円(平成24年度6005億円の約4.1倍)となっている。これは、相対的に表面利率の高い保有長期国債の残高が増加したことなどにより受取利息が前年度から1636億円増加して3

兆5112億円(24年度は9595億円)となったほか、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損が減少したことなどにより利息調整損益のマイナス幅が前年度から2751億円縮小して9979億円(同3590億円)となったことによる。

(注17) 償却原価法に基づく利息調整損益　償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで毎期均等に加減して算定することとなっており、取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

図表8　長期国債利息の状況

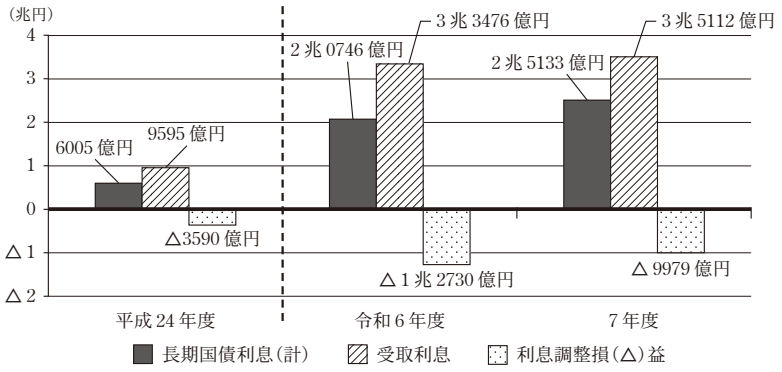

また、令和7年度における保有長期国債の利回り(注18)の状況をみると、図表9のとおり、前年度の0.353%から0.095ポイント上昇して0.448%(平成24年度は0.719%)となっている。これは、過去に買い入れた相対的に利回りの低い保有長期国債が償還された一方で、新たに相対的に利回りの高い長期国債を買い入れたことなどによる。

(注18) 保有長期国債の利回り　各年度において長期国債利息を保有長期国債の平均残高で除して得た比率

図表9　保有長期国債の利回りなどの状況

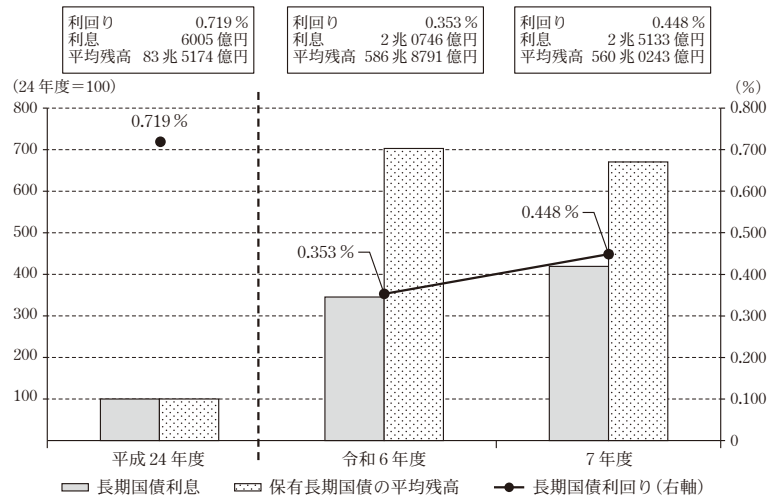

(注)「長期国債利息」及び「保有長期国債の平均残高」の棒グラフは、それぞれ平成24年度の数値を100とした場合の指数を示している。

イ　ETF運用益

日本銀行は、前記のとおり、令和7年9月に、ETFを年間3300億円程度(簿価ベース)のペースで市場への売却を行うことを決定して、8年1月に市場への売却を開始した。

7年度におけるETF運用益(注19)の状況をみると、図表10のとおり、前年度から3583億円増加して

1兆7409億円(平成24年度214億円の約81.0倍)となっている。これは、分配金等が前年度から2510億円増加して1兆6336億円(24年度は214億円)となったほか、ETFの市場への売却を開始したことにより前年度は計上がなかった売却益が1073億円計上されたことによる。

(注19)　ETF運用益　　日本銀行が保有するETFの分配金、売却等による収入の額から減損等の額を差し引いて算定される額

図表10　ETF運用益の状況

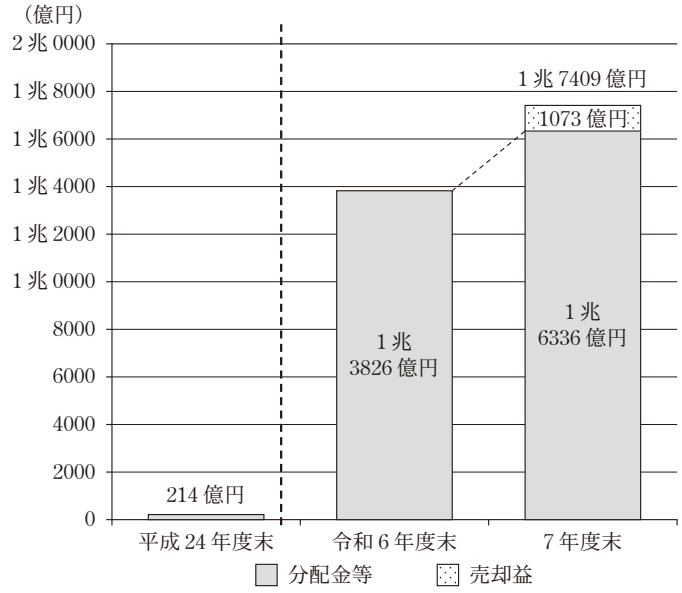

ウ　補完当座預金制度に係る支払利息

日本銀行は、前記のとおり、令和6年3月に金融政策の枠組みを見直し、超過準備額等の適用利率を年0.1%とした。そして、同年7月、7年1月及び12月に超過準備額等の適用利率を変更して、それぞれ年0.25%、年0.5%及び年0.75%に引き上げている。

7年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、上記のとおり超過準備額等の適用利率が年0.5%から年0.75%へと引き上げられたことなどから、図表11のとおり、前年度から1兆4587億円と大幅に増加して2兆7104億円(平成24年度315億円の約85.8倍)となっている。

図表11　補完当座預金制度に係る支払利息等の状況　　(単位：億円)

区　　分	平成24年度	令和6年度	7年度
補完当座預金制度に係る支払利息	315	1兆2517	2兆7104
超過準備額等	32兆5519	515兆9084	478兆1863

(注)　超過準備額等は、各年4月から翌年3月までの各積み期間(当月16日から翌月15日までの期間)における平均残高の平均である。

エ　経常損益

令和7年度における経常損益の状況をみると、図表12及び図表13のとおり、収益面では、外貨建資産から生ずる為替差損益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度の908億円の為替差損が7461億円の為替差益(平成24年度は6036億円)に転じたこと、長期国債利息が前年度から4387億円増加して2兆5133億円(同6005億円)となったことなどから、経常収益は前年度から1兆1955億円増加して5兆7713億円(同1兆3982億円)となっている。また、費用面では、補完当座預金制度に係る支払利息が前年度から1兆4587億円増加して2兆7104億円(同315億円)となっ

たことなどから、経常費用は前年度から1兆6457億円増加して3兆4292億円(同2665億円)となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から4501億円減少して2兆3421億円(24年度1兆1316億円の約2.0倍)となっている。

図表12　経常損益の状況

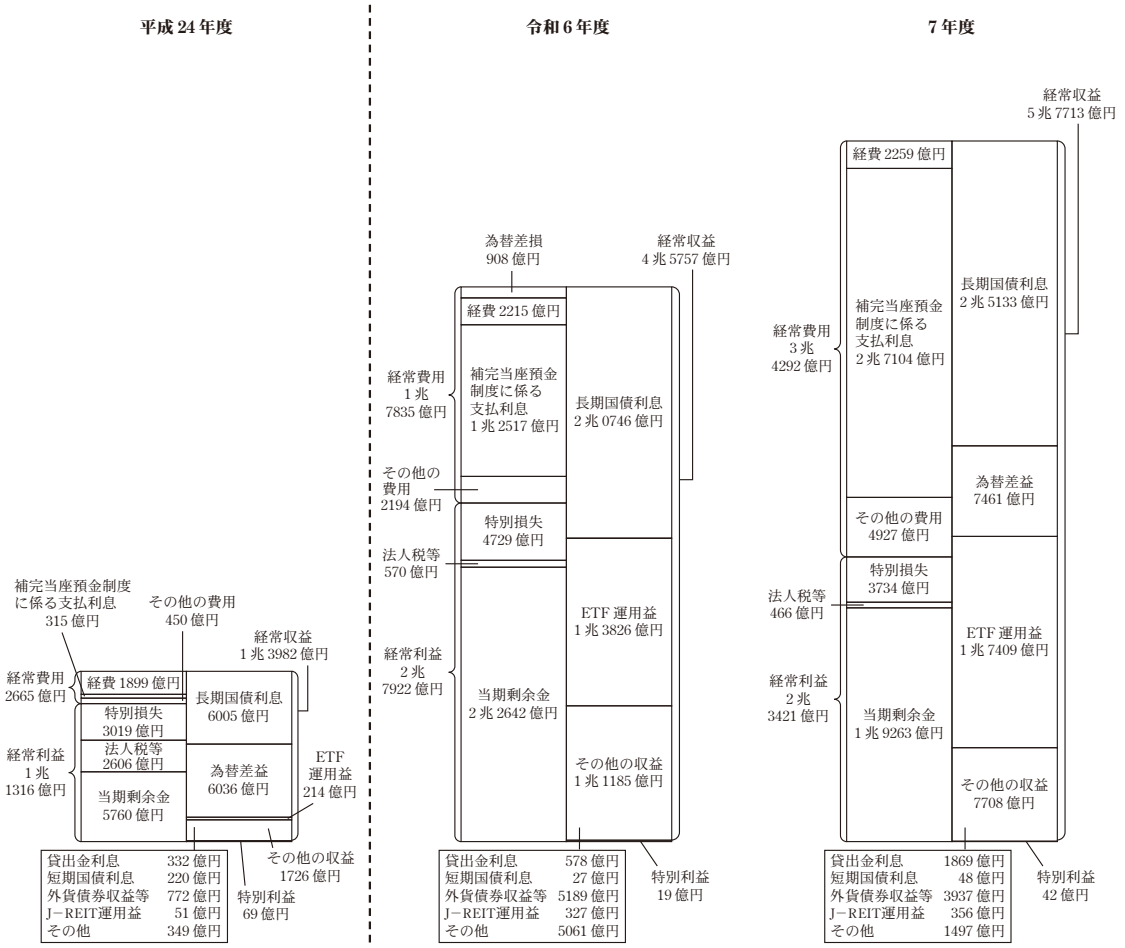

(注)　令和7年度の特別損失3734億円のうち3730億円は外国為替等取引損失引当金に積み立てた額である(後掲オ参照)。また、6年度の特別損失4729億円のうち4727億円は債券取引損失引当金に積み立てた額であり、外国為替等取引損失引当金の積立ては行われていない。

図表13　経常損益の推移

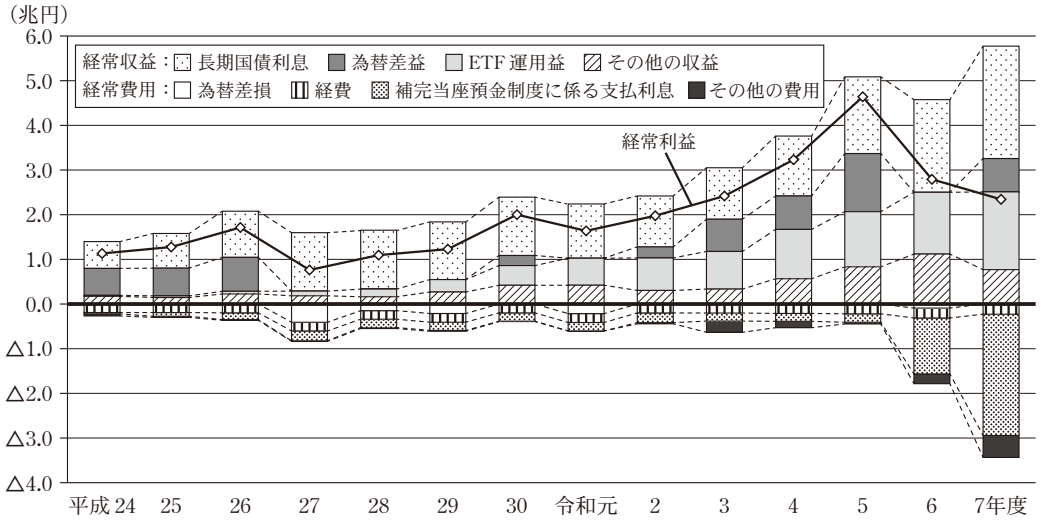

オ　特別損益

日本銀行は、金融調節等を通じて取得した長期国債又は外貨建資産について、日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)等に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金又は外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。そして、両引当金は、会計規程に基づき、貸借対照表の負債に計上され、その積立額又は取崩額は、特別損益の経理においてそれぞれ特別損失又は特別利益に計上されることとなっている。

両引当金のうち債券取引損失引当金については、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月の日本銀行法施行令等の改正を経て制度が拡充(注20)されており、27年度決算から当分の間、収益の額(注21)に長期国債利息の金額の全部又は一部を含めること、損失の額(注21)に有利子負債(注22)に係る支払利息の金額を含めることとなっている。

また、会計規程によれば、両引当金の積立て又は取崩しは、後述の日本銀行の自己資本比率が、各上半期及び各年度において10%程度(注23)となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされており、その積み立てるべき又は取り崩すべき金額は、長期国債又は外貨建資産に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準及び損益の動向等を勘案して定めるなどとされている。

令和7年度における特別損益の状況をみると、図表14のとおり、外国為替等取引損失引当金の積立額が特別損失のほとんどを占めている。外国為替等取引損失引当金は、財務大臣の承認を受けて、為替差益の50%に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度の計上なしから3730億円(平成24年度は3018億円)となっている。

また、債券取引損失引当金は、長期国債利息2兆5133億円に所定の比率(注24)を乗じて得た収益の額2兆1602億円を、有利子負債に係る支払利息2兆7234億円等の損失の額2兆8287億円が上回ったが、取崩しは行われていない(平成24年度は計上なし)。

日本銀行は、令和7年度に債券取引損失引当金の取崩しを行わなかったことについては、今後更なる収益の下振れ及び自己資本の減少が見込まれる中で、日本銀行の財務の状況、収益の動向等を総合的に勘案して決定したとしている。

(注20)　日本銀行は、平成27年11月の債券取引損失引当金の制度の拡充について、こうした措置は収益の振幅を平準化して財務の健全性を確保する観点から大きな効果を持ち、事前の対応としては十分なものであるが、日本銀行の財務は将来における経済・物価情勢、金利環境等によって大きく変わり得るため、今後とも財務の健全性を確保する観点から適切に対応していく必要があると考えているとしている。

(注21)　債券取引損失引当金制度が拡充される前の収益の額は、長期国債の売却及び償還により生ずる利益の金額とされていた。同様に損失の額は、その売却及び償還並びに年度末における評価換えにより生ずる損失の金額とされていた。

(注22)　有利子負債　　超過準備額、売出手形等

(注23)　日本銀行は、自己資本比率の水準としては、過去における保有資産の価格変動等による損失発生の状況等を勘案して10% 程度を確保することが適当であると考えているとしている。

(注24)　有利子負債の平均残高(令和7年度は481兆3352億円)を保有長期国債の平均残高(同560兆0243億円)で除して得た比率(同85.95%)

図表14　特別損益の状況　(単位：億円、%)

区　分	平成24年度	令和6年度	7年度
特別利益(a)	69	19	42
うち債券取引損失引当金取崩額	—	—	—
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	—	—
両引当金取崩額の合計(b)	—	—	—
両引当金取崩額の割合(b)/(a)	—	—	—
特別損失(c)	3019	4729	3734
うち債券取引損失引当金積立額	—	4727	—
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	—	3730
両引当金積立額の合計(d)	3018	4727	3730
両引当金積立額の割合(d)/(C)	99.9	99.9	99.9

カ　当期剰余金及びその処分

各年度における剰余金(以下「当期剰余金」という。)は、経常利益に特別損益を加減したものから法人税等を差し引いた額となっている。

7年度における当期剰余金の状況をみると、図表15のとおり、前年度から3378億円減少して1兆9263億円(平成24年度は5760億円)となっている。これは、前年度と比較して、特別損失が994億円減少した一方、経常利益が4501億円減少したことなどによる。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、各年度の損益計算上当期剰余金を生じたときは、当期剰余金の5%に相当する金額(注25)を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立てなければならないこととなっている。そして、法定準備金の積立てについては、債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しの場合と同様に、会計規程に基づき、自己資本比率が10% 程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営することとなっている。

令和7年度における法定準備金は、当期剰余金の5%に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から168億円減少して963億円(平成24年度は288億円)となっている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

令和7年度における国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から3210億円減少して1兆8300億円(平成24年度は5472億円)となっている。

(注25)　日本銀行法では、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。

図表15　当期剰余金及びその処分の状況　（単位：億円、％）

区　　分	平成24年度	令和6年度	7年度
経常利益(a)	1兆1316	2兆7922	2兆3421
特別利益(b)	69	19	42
特別損失(c)	3019	4729	3734
法人税等(d)	2606	570	466
当期剰余金(e)=(a)+(b)−(c)−(d)	5760	2兆2642	1兆9263
法定準備金積立額(f)	288	1132	963
積立率(f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金(g)	0	0	0
国庫納付金(h)=(e)−(f)−(g)	5472	2兆1510	1兆8300

（注）　配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(3)　自己資本

日本銀行の自己資本は、資本金、法定準備金（当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。）等の純資産のほか、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金で構成される。

前記のとおり、日本銀行は、中央銀行は一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力に支障を生じないとした上で、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。そして、収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年に債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているとしている。

また、日本銀行は、財務の健全性に関する指標として、会計規程に基づき自己資本比率を算定して、これを公表している。日本銀行の自己資本比率は、同規程において、上半期末又は年度末の自己資本残高をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して算定(注26)することとなっている。そして、前記のとおり、自己資本比率が10％程度となることを目途として、おおむねその上下2％の範囲となるように、特別損益の経理において債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しを行った後、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととなっている。

令和7年度末における自己資本残高及び自己資本比率の状況をみると、図表16のとおり、自己資本残高は、外国為替等取引損失引当金3730億円及び法定準備金963億円を積み立てたことから、前年度末から4693億円増加して14兆6212億円（平成24年度末は6兆0811億円）となっている。また、自己資本比率は、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.67ポイント上昇して12.45％（平成24年度末は7.45％）となっている。

（注26）　日本銀行は、量的・質的金融緩和の導入以降、日銀当座預金の残高が発行銀行券の残高を大幅に上回り負債の大部分を占めるようになってきている中で、自己資本比率の算定に当たり日本銀行券の平均発行残高を用いている理由について、中央銀行にとって恒久的な負債となるのは日本銀行券であり、通貨の信認維持の観点から、この日本銀行券の発行残高と自己資本残高との対比で財務の健全性の確保を図っていくことが適当であると考えているためであるなどとしている。

図表 16　自己資本残高及び自己資本比率の状況

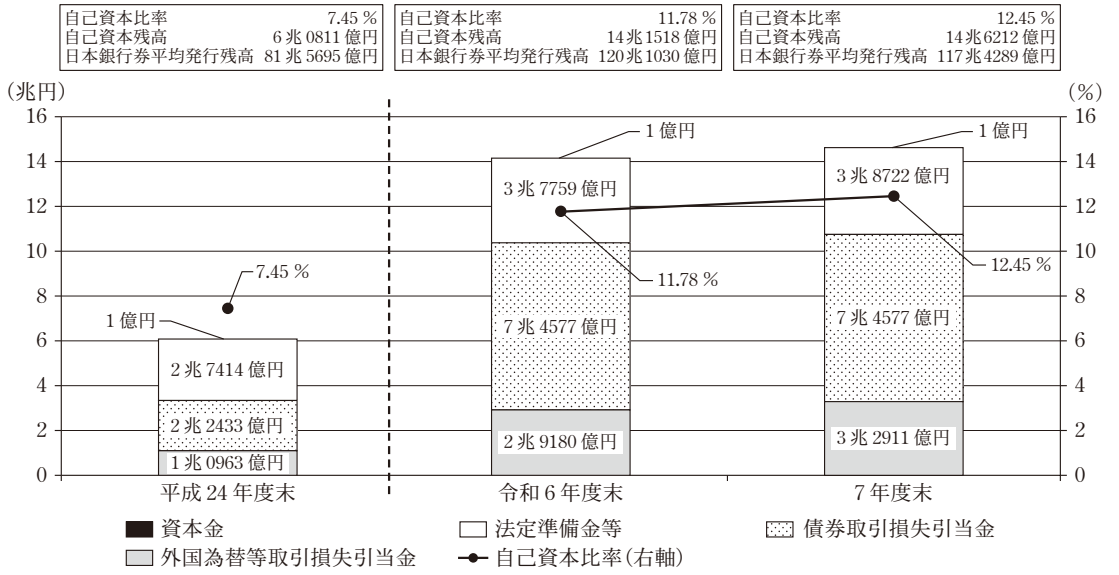

(注)　法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

3　まとめ

令和6年3月の「金融政策の枠組みの見直し」の決定以降における金融政策運営等を踏まえた「2　日本銀行の財務の状況」をまとめると、次のとおりである。

(1)　資産、負債等

7年度における長期国債の買入額等の状況をみると、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことにより、前年度から20兆5917億円減少して40兆4898億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円)となっている。また、保有長期国債の償還等額は、前年度から11兆3771億円増加して83兆8478億円(同24兆1988億円)となっている。令和7年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から43兆3579億円減少して530兆8695億円(平成24年度末91兆3492億円の約5.8倍)となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から16兆8186億円増加して45兆4414億円(24年度末は2兆5248億円の含み益)となっている。

令和7年度末におけるETFの貸借対照表価額及び含み損益の状況をみると、貸借対照表価額は、8年1月末に売却を開始したことなどにより、前年度末から647億円減少して37兆1214億円(平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍)となっている。また、含み損益については、株式市場の動向を反映して時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており、その額は前年度末から24兆1944億円増加して57兆0657億円(24年度末は5501億円)となっている。

令和7年度末における総資産残高及び総負債残高の状況をみると、総資産残高は、保有長期国債及び「貸出金」が減少したことなどから、前年度末から66兆7418億円減少して663兆0250億円(平成24年度末164兆8127億円の約4.0倍)となっている。また、総負債残高は、「売現先勘定」が増加した一方、日銀当座預金が減少したことなどから、前年度末から66兆5171億円減少して657兆3226億円(同161兆5239億円の約4.0倍)となっている。

⑵　損益、当期剰余金の処分等

令和7年度における長期国債利息の状況をみると、受取利息が増加したほか、利息調整損益のマイナス幅が縮小したことから、前年度から4387億円増加して2兆5133億円（平成24年度6005億円の約4.1倍）となっている。

令和7年度におけるETF運用益の状況をみると、分配金等が増加したほか、売却益が計上されたことから、前年度から3583億円増加して1兆7409億円（平成24年度214億円の約81.0倍）となっている。

令和7年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、超過準備額等の適用利率が年0.5％から年0.75％へと引き上げられたことなどから、前年度から1兆4587億円と大幅に増加して2兆7104億円（平成24年度315億円の約85.8倍）となっている。

令和7年度における経常損益の状況をみると、経常収益は、外貨建資産から生ずる為替差損益について為替差損から為替差益に転じたこと、長期国債利息が増加したことなどから、前年度から1兆1955億円増加して5兆7713億円（平成24年度は1兆3982億円）となっている。また、経常費用は、補完当座預金制度に係る支払利息が増加したことなどから、前年度から1兆6457億円増加して3兆4292億円（同2665億円）となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から4501億円減少して2兆3421億円（24年度1兆1316億円の約2.0倍）となっている。

令和7年度における特別損益の状況をみると、債券取引損失引当金は、長期国債利息に所定の比率を乗じて得た収益の額2兆1602億円を、有利子負債に係る支払利息等の損失の額2兆8287億円が上回ったが、取崩しは行われていない（平成24年度は計上なし）。また、外国為替等取引損失引当金は、為替差益の50％に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度の計上なしから3730億円（同3018億円）となっている。

令和7年度における当期剰余金及びその処分の状況をみると、当期剰余金は、特別損失が減少した一方、経常利益が減少したことなどから、前年度から3378億円減少して1兆9263億円（平成24年度は5760億円）となっている。また、法定準備金は、当期剰余金の5％に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から168億円減少して963億円（同288億円）となっている。そして、国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から3210億円減少して1兆8300億円（同5472億円）となっている。

⑶　自己資本

令和7年度末における自己資本比率の状況をみると、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.67ポイント上昇して12.45％（平成24年度末は7.45％）となっている。

日本銀行は、令和6年7月及び7年6月に決定した減額計画に基づく9年3月までの長期国債の買入れの減額並びに8年1月に開始したETF及びJ－REITの市場への売却を進めており、7年度末における日本銀行の資産及び負債の規模は前年度末から縮小しているものの、引き続き高水準にある。本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。